

官報 号外

昭和六十二年五月二十二日

○第百八回 参議院會議録第十二号(その一)

昭和六十二年五月二十二日(金曜日)

午前十時二分開議

○議事日程 第十三号

昭和六十二年五月二十二日

午前十時開議

- 第一 アジア太平洋郵便連合憲章の締結について承認を求めるの件
- 第二 アジア太平洋郵便連合一般規則及びアジア太平洋郵便条約の締結について承認を求めるの件
- 第三 南東大西洋の生物資源の保存に関する条約第八条、第十七条、第十九条及び第二十一条の改正並びに南東大西洋の生物資源の保存に関する条約第十三条の改正の受諾について承認を求めるの件
- 第四 千九百八十六年の国際コリア協定の締結について承認を求めるの件
- 第五 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件
- 第六 世界保健機関憲章第二十四条及び第二十五条の改正の受諾について承認を求めるの件
- 第七 国有財産法第十三条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(衆議院送付)
- 第八 商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

昭和六十二年五月二十二日 参議院會議録第十二号(その一) アジア太平洋郵便連合憲章の締結について承認を求めるの件外五件

○本日の會議に付した案件
一、日程第一より第一九まで
一、昭和六十二年の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案(趣旨説明)

○議長(藤田正明君) これより會議を開きます。

日程第一 アジア太平洋郵便連合憲章の締結について承認を求めるの件

日程第二 アジア太平洋郵便連合一般規則及びアジア太平洋郵便条約の締結について承認を求めるの件

日程第三 南東大西洋の生物資源の保存に関する条約第八条、第十七条、第十九条及び第二十一条の改正並びに南東大西洋の生物資源の保存に関する条約第十三条の改正の受諾について承認を求めるの件

日程第四 千九百八十六年の国際コリア協定の締結について承認を求めるの件

日程第五 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

日程第六 世界保健機関憲章第二十四条及び第二十五条の改正の受諾について承認を求めるの件

以上六件を一括して議題といたします。
まず、委員長長の報告を求めます。外務委員長官澤弘君。

審査報告書

アジア太平洋郵便連合憲章の締結について承認を求めるの件
右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十二年五月二十一日

外務委員長 官澤 弘

参議院議長 藤田 正明殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この憲章は、現行のアジア太平洋郵便条約に代わるものであつて、アジア太平洋郵便連合の基本的文書として連合の組織規定等を内容とするものである。我が国がこの憲章を締結してアジア太平洋郵便連合の加盟国として引き続き活動することは、我が国の国際郵便業務の円滑な運営及びアジア太平洋地域の諸国に対する国際協力の見地から有意義であると認められるので、妥当な措置と認めた。

一、費用

アジア太平洋郵便連合分担金として昭和六十二年予算に五十七万九千円が計上されている。

アジア太平洋郵便連合憲章の締結について承認を求めるの件

右

国会に提出する。

昭和六十二年三月二十日

内閣総理大臣 中曾根康弘

アジア太平洋郵便連合憲章の締結について承認を求めるの件

アジア太平洋郵便連合憲章の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

アジア太平洋郵便連合憲章

〔本号(その二)に掲載〕

審査報告書

アジア太平洋郵便連合一般規則及びアジア太平洋郵便条約の締結について承認を求めるの件
右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十二年五月二十二日 参議院會議録第十二号(その一) アジア太平洋郵便連合憲章の締結について承認を求めるの件外五件

二八四

昭和六十二年五月二十一日

外務委員長 宮澤 弘

参議院議長 藤田 正明殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この一般規則及び条約は、アジア太平洋郵便連合の運営及び業務に関する事項等について規定するものである。我が国がこの一般規則及び条約を締結することは、アジア太平洋郵便連合の加盟国として引き続き活動する上で必要であると認められるので、妥当な措置と認めた。

一、費用

別に費用を要しない。

アジア太平洋郵便連合一般規則及びアジア太平洋郵便条約の締結について承認を求めるの件

右
国会に提出する。

昭和六十二年三月二十日

内閣総理大臣 中曾根康弘

アジア太平洋郵便連合一般規則及びアジア太平洋郵便条約の締結について承認を求めるの件

アジア太平洋郵便連合一般規則及びアジア太平洋郵便条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

アジア太平洋郵便連合一般規則

〔本号(その二)に掲載〕

アジア太平洋郵便条約

〔本号(その二)に掲載〕

審査報告書

南東大西洋の生物資源の保存に関する条約第八、第十七条、第十九条及び第二十一条の改正並びに南東大西洋の生物資源の保存に関する条約第十三条の改正の受諾について承認を求めるの件

右は全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十二年五月二十一日

外務委員長 宮澤 弘

参議院議長 藤田 正明殿

要領書

一、委員会の決定の理由

これらの改正は、地域的な経済統合のための機関が南東大西洋の生物資源の保存に関する条約を締結し得るようになると及び南東大西洋漁業国際委員会がその会計期間を変更し得るようになるとを目的とするものである。我が国がこれらの改正を受諾することは、南東大西洋における漁業の安定した発展及び委員会の財政業務の円滑化を図る見地から有意義であると考えられるので、妥当な措置と認めた。

一、費用

別に費用を要しない。

南東大西洋の生物資源の保存に関する条約第八、第十七条、第十九条及び第二十一条の改正並びに南東大西洋の生物資源の保存に関する条約第十三条の改正の受諾について承認を求めるの件

右
国会に提出する。

昭和六十二年三月二十日

内閣総理大臣 中曾根康弘

南東大西洋の生物資源の保存に関する条約第八、第十七条、第十九条及び第二十一条の改正並びに南東大西洋の生物資源の保存に関する条約第十三条の改正の受諾について承認を求めるの件

右は全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十二年五月二十一日

外務委員長 宮澤 弘

参議院議長 藤田 正明殿

南東大西洋の生物資源の保存に関する条約第八、第十七条、第十九条及び第二十一条の改正

〔本号(その二)に掲載〕

南東大西洋の生物資源の保存に関する条約第十三条の改正

〔本号(その二)に掲載〕

千九百八十六年の国際コリア協定の締結について承認を求めるの件

右は全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十二年五月二十一日

外務委員長 宮澤 弘

参議院議長 藤田 正明殿

千九百八十六年の国際コリア協定の締結について承認を求めるの件

右は全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十二年五月二十一日

外務委員長 宮澤 弘

参議院議長 藤田 正明殿

千九百八十六年の国際コリア協定の締結について承認を求めるの件

右は全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十二年五月二十一日

外務委員長 宮澤 弘

参議院議長 藤田 正明殿

この協定は、千九百八十年の国際コリア協定に代わるもので、コリア市場の安定を図ることを目的とし、国際コリア機関の存続、コリアの緩衝在庫の設置、運用等について規定したものである。我が国がこの協定を締結することは、

コリアの価格安定に寄与するとともに、開発途上にあるコリア生産国の経済発展に引き続き協力する見地から有意義であると考えられるので、妥当な措置と認めた。

一、費用

国際コリア機関分担金として、昭和六十二年度予算に四百三十一万三千円が計上されている。

千九百八十六年の国際コリア協定の締結について承認を求めるの件

右
国会に提出する。

昭和六十二年三月二十日

内閣総理大臣 中曾根康弘

千九百八十六年の国際コリア協定の締結について承認を求めるの件

千九百八十六年の国際コリア協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

千九百八十六年の国際コリア協定

〔本号(その二)に掲載〕

特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

右は全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十二年五月二十一日

外務委員長 宮澤 弘

参議院議長 藤田 正明殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この議定書は、特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地及びその動植物の保全を促進することを目的とした現行の条約に、改正手続に関する規定を追加すること、解釈正文として英文の外にフランス文、ドイツ文及びロシア文を加えること等の改正を行うものである。この改正により条約の実効性を高めることは、環境保全の分野における国際協力の推進に資すると思われるので、妥当な措置と認めた。

一、費用
別に費用を要しない。

特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

国会に提出する。

昭和六十二年三月二十日

内閣総理大臣 中曽根康弘

特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約を改正する議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約を改正する議定書

〔本号(その二)に掲載〕

審査報告書

世界保健機関憲章第二十四条及び第二十五条の改正の受諾について承認を求めるの件

右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十二年五月二十一日

外務委員長 宮澤 弘

参議院議長 藤田 正明殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この改正は、世界保健機関の執行理事会の構成員の数を三十一から三十二に増加すること等を定めたものである。我が国がこの改正を受諾することは、保健衛生の分野における国際協力に一層の貢献を行う見地から有意義であると考えられるので、妥当な措置と認めた。

一、費用
別に費用を要しない。

世界保健機関憲章第二十四条及び第二十五条の改正の受諾について承認を求めるの件

国会に提出する。

昭和六十二年三月二十日

内閣総理大臣 中曽根康弘

世界保健機関憲章第二十四条及び第二十五条の改正の受諾について承認を求めるの件

世界保健機関憲章第二十四条及び第二十五条の改正の受諾について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

世界保健機関憲章第二十四条及び第二十五条の改正

〔本号(その二)に掲載〕

〔宮澤弘君登壇 拍手〕

○宮澤弘君 ただいま議題となりました条約六件につきまして、外務委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、アジア太平洋郵便連合憲章は、現行のアジア太平洋郵便条約にかわる連合の新たな基本的文書として、連合の組織等について定めております。

また、アジア太平洋郵便連合一般規則及びアジア太平洋郵便条約は、連合の運営及び加盟国間の国際郵便業務について定めております。

次に、南東大西洋生物資源保存条約の改正は、地域的な経済統合のための機関がこの条約を締結できるようにすること等を内容とするものであります。

次に、千九百八十六年の国際コリア協定は、千九百八十年の国際コリア協定にかわるものでありまして、緩衝在庫の運用等により世界のコリア市場の安定を図ることを目的とするものであります。

次に、水鳥生息地保全条約の改正議定書は、この条約に改正規定を追加すること等について定めております。

最後に、世界保健機関憲章の改正は、世界保健機関の執行理事会の構成員の数を増加すること等について定めております。

委員会における質疑の詳細は会議録によって御承知を願います。

昨二十一日、質疑を終え、別に討論もなく、採決の結果、六件はいずれも全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。(拍手)

○議長(藤田正明君) これより六件を一括して採決いたします。

六件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(藤田正明君) 総員起立と認めます。よつて、六件は全会一致をもって承認することに決しました。

○議長(藤田正明君) 日程第七 国有財産法第十三条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(衆議院送付)

日程第八 商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)以上兩件を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員長井上裕君。

審査報告書

国有財産法第十三条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十二年五月二十一日

大蔵委員長 井上 裕

参議院議長 藤田 正明殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本議決案件は、故高松宮宣仁親王殿下の所有であつた財産を、遺贈により総理府所管の皇室用財産として取得する必要があり、国有財産法第十三条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めたものであつて、おおむね妥当な措置と認められる。

一、費用

本件施行のため、別に費用を要しない。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、障害者の雇用に関する状況にかんがみ、障害者の雇用の促進及びその職業の安定を図るため、障害者職業センターの体系的整備その他の障害者に対する職業リハビリテーションの総合的かつ効果的な推進のための措置及び精神薄弱者に対する身体障害者雇用調整金制度の適用の特例の措置を講ずる等すべての障害者がその職業生活において自立することを促進するための施策の充実強化を図るものであり、妥当な措置と認める。

二、費用

本法施行に要する経費は、昭和六十二年度一般会計予算において、約二百万円が計上され、また、六十二年労働保険特別会計予算において、労災勘定及び雇用勘定にそれぞれ約四億六千万円が計上されている。

附帯決議

政府は、次の事項について、その実現に努力すべきである。

一、雇用率達成指導の強化に努め、障害者の雇用に消極的な企業については、企業名の公表制度の活用についても十分検討すること。

二、マイクロエレクトロニクス等産業構造の変化に対応した障害者の職域開発の推進を図るとともに、特に重度の障害者の雇用の促進を図られるよう、今後とも、障害の種類・程度に応じた諸対策の充実強化に努めること。

三、障害者の雇用の安定を図るため、就職後の定着指導等のフォローアップに努めること。

四、公共職業安定所、障害者職業センター、障害者職業訓練校等における職業リハビリテーション体制の整備及びサービスの一層の充実強化を図ること。

五、職業リハビリテーション関係業務、納付金関

係業務等が的確に遂行されるよう日本障害者雇用促進協会を十分に指導すること。また、雇用促進事業団等から日本障害者雇用促進協会への業務の移管が円滑に行われるよう十分配慮すること。

六、精神薄弱者の雇用の促進等を図るための条件整備対策を引き続き推進するとともに、精神障害者等の雇用に関し調査研究に努めること。右決議する。

身体障害者雇用促進法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和六十二年五月十五日

衆議院議長 原 健三郎

参議院議長 藤田 正明殿

身体障害者雇用促進法の一部を改正する法律案

身体障害者雇用促進法の一部を改正する法律案

身体障害者雇用促進法（昭和三十五年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

目次を次のように改める。

第一章 総則（第一条―第二条の五）

第二章 職業リハビリテーションの推進

第一節 通則（第三条）

第二節 職業紹介等（第三条の二―第八条の三）

第三節 障害者職業センター

第一款 障害者職業センターの設置等（第九条―第九条の九）

第二款 日本障害者雇用促進協会による障害者職業センターの設置及び運営の業務の実施（第九条の十・第九

条の十一）

第四節 日本障害者雇用促進協会による障害者職業訓練校の運営の業務の実施（第九条の十二・第九条の十三）

第三章 身体障害者の雇用義務等に基づく雇用の促進等

第一節 身体障害者の雇用義務等（第十条―第十七条）

第二款 身体障害者雇用調整金の徴収（第二十六条―第三十九条）

第三款 日本障害者雇用促進協会による身体障害者雇用納付金関係業務の実施（第三十九条の二―第三十九条の八）

第三節 精神薄弱者等に関する特例（第三十条―第三十九条の十三）

第四章 日本障害者雇用促進協会（第四十条―第七十一条）

第五章 障害者雇用審議会（第七十二条―第七十七条）

第六章 雑則（第七十八条―第八十四条）

第七章 罰則（第八十五条―第八十八条）

第一条から第二条の二までを次のように改める。

（目的）

第一条 この法律は、身体障害者の雇用義務等に基づく雇用の促進等のための措置、職業リハビリテーションの措置その他障害者がその能力に適合する職業に就くこと等を促進するための措置

を総合的に講じ、もつて障害者の職業の安定を図ることを目的とする。

（用語の意義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 障害者 身体又は精神に障害があるため、長期にわたり、職業生活に相当の制限を受け、又は職業生活を営むことが著しく困難な者をいう。

二 身体障害者 障害者のうち、別表に掲げる身体上の障害（以下「身体障害」という。）がある者をいう。

三 重度身体障害者 身体障害者のうち、身体障害の程度が重い者であつて労働省令で定めるものをいう。

四 精神薄弱者 障害者のうち、精神薄弱がある者であつて労働省令で定めるものをいう。

五 職業リハビリテーション 障害者に対して職業指導、職業訓練、職業紹介その他この法律に定める措置を講じ、その職業生活における自立を図ることをいう。

（基本的理念）

第二条の二 障害者である労働者は、経済社会を構成する労働者の一員として、職業生活においてその能力を発揮する機会を与えられるものとする。

第二条の三の見出しを削り、同条中「身体障害者」を「障害者」に改める。

第二条の四「身体障害者」を「障害者」に、「ために必要な措置及び」を「とともに」に、「を講じ、」を「及び」に、「身体的条件に配慮した職業紹介及び職業訓練を実施する」を「特性に配慮した職業リハビリテーションの措置を講ずる」に改め、「促進」の下に「及びその職業の安定」を加え、同条を第二条の五とし、第二条の三の次に次の一条を加える。

（事業主の責務）

第二条の四 すべて事業主は、障害者の雇用に関

し、社会連帯の理念に基づき、障害者である労働者が有為な職業人として自立しようとする努力に対して協力する責務を有するものである。その有する能力を正當に評価し、適当な雇用の場を与えるとともに適正な雇用管理を行うように努めなければならない。

第二章 職業紹介等を「第二章 職業リハビリテーションの推進」に改める。

第二章中第三条の前に次の節名を付する。

第一節 通則

第三条を次のように改める。

(職業リハビリテーションの原則)

第三条 職業リハビリテーションの措置は、障害者各人の障害の種類及び程度並びに希望、適性、職業経験等の条件に応じ、総合的かつ効果的に実施されなければならない。

2 職業リハビリテーションの措置は、必要に応じ、医学的リハビリテーション及び社会的リハビリテーションの措置との適切な連携の下に実施されるものとする。

第三条の三中「身体障害者」を「障害者」に改め、同条を第三条の四とする。

第三条の二第一項中「身体障害者でない」を「身体又は精神に一定の障害がない」に改め、同条第二項中「身体障害者」を「障害者」に、「身体的条件」を「身体的又は精神的な条件」に改め、同条第三項中「身体障害者」を「障害者」に改め、同条を第三条の三とし、同条の前に次の節名及び一条を加える。

第二節 職業紹介等

(求人の開拓等)

第三条の二 公共職業安定所は、障害者の雇用を促進するため、障害者の求職に関する情報を収集し、事業主に対して当該情報の提供、障害者の雇入れの勧奨等を行うとともに、その内容が障害者の能力に適合する求人の開拓に努めるものとする。

第四条を次のように改める。

(障害者職業センターとの連携)

第四条 公共職業安定所は、前条の適性検査、職業指導等を特に専門的な知識及び技術に基づいて行う必要があると認める障害者については、第九条に規定する障害者職業センターとの密接な連携の下に当該適性検査、職業指導等を行い、又は当該障害者職業センターにおいて当該適性検査、職業指導等を受けることについてあつせんを行うものとする。

第五条及び第三章の章名を削る。

第六条第一項中「身体障害者」を「障害者(身体障害者、精神薄弱者その他政令で定める障害者に限る。次条及び第七条第二項において同じ。)」に、「行なう」を「行う」に改め、同条を第五条とする。

第七条の見出しを「(適応訓練のあつせん)」に改め、同条中「身体障害者」を「その雇用の促進のために必要があると認めるときは、障害者」に改め、同条を第六条とする。

第八条第二項中「身体障害者」を「障害者」に改め、同条を第七条とする。

第九条及び第四章の章名を削り、第十条中「この章」を「前三条」に改め、同条を第八条とし、同条の次に次の二条及び二節を加える。

(就職後の助言及び指導)

第八条の二 公共職業安定所は、障害者の職業の安定を図るために必要があると認めるときは、その紹介により就職した障害者その他事業主に雇用されている障害者に対して、その作業の環境に適応させるために必要な助言又は指導を行うことができる。

(事業主に対する助言及び指導)

第八条の三 公共職業安定所は、障害者の雇用の促進及びその職業の安定を図るために必要があると認めるときは、障害者を雇用し、又は雇用しようとする者に対して、雇入れ、配置、作業補助具、作業の設備又は環境その他障害者の雇用に関する技術的事項(次節第一款において「障害者の雇用管理に関する事項」という。)について、

障害者の雇用管理に関する事項」という。)についての助言又は指導を行うことができる。

第三節 障害者職業センター

第一款 障害者職業センターの設置等

(障害者職業センターの設置等の業務)

第九条 政府は、障害者の職業生活における自立を促進するため、次に掲げる施設(以下「障害者職業センター」という。)の設置及び運営の業務を行う。

一 障害者職業総合センター

二 広域障害者職業センター

三 地域障害者職業センター

(障害者職業総合センター)

第九条の二 障害者職業総合センターは、次に掲げる業務を行う。

一 職業リハビリテーション(職業訓練を除く。第五号イ及び第九条の八第二項を除き、以下この款において同じ。)に関する調査及び研究を行うこと。

二 障害者の雇用に関する情報の収集、分析及び提供を行うこと。

三 第九条の七の障害者職業カウンセラーの養成及び研修を行うこと。

四 広域障害者職業センター及び地域障害者職業センターその他の関係機関に対する職業リハビリテーションに関する技術的事項についての助言、指導その他の援助を行うこと。

五 前各号に掲げる業務に付随して、次に掲げる業務を行うこと。

イ 障害者に対する職業評価(障害者の職業能力、適性等を評価し、及び必要な職業リハビリテーションの措置を判定することを含む。以下同じ。)、職業指導、基本的な労働の習慣を体得させるための訓練(第九条の四第一号において「職業準備訓練」という。)並びに職業に必要な知識及び技能を習得させるための講習(以下「職業講習」という。)を行うこと。

ロ 事業主に対する障害者の雇用管理に関する事項についての助言その他の援助を行うこと。

六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(広域障害者職業センター)

第九条の三 広域障害者職業センターは、広域圏の地域にわたり、系統的に職業リハビリテーションの措置を受けることを必要とする障害者に関して、障害者職業訓練校又は労働福祉事業団法(昭和三十一年法律第百二十六号)第十九条第一項第一号の療養施設若しくはリハビリテーション施設その他の労働省令で定める施設との密接な連携の下に、次に掲げる業務を行う。

一 労働省令で定める障害者に対する職業評価、職業指導及び職業講習を系統的に行うこと。

二 前号の措置を受けた障害者を雇用し、又は雇用しようとする事業主に対する障害者の雇用管理に関する事項についての助言その他の援助を行うこと。

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(地域障害者職業センター)

第九条の四 地域障害者職業センターは、次に掲げる業務を行う。

一 障害者に対する職業評価、職業指導、職業準備訓練及び職業講習を行うこと。

二 事業主に対する障害者の雇用管理に関する事項についての助言その他の援助を行うこと。

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(障害者職業センターの位置等)

第九条の五 障害者職業センターの位置、名称その他その運営に関し必要な事項は、労働省令で定める。

(名称使用の制限)

第九条の六 障害者職業センターでないものは、その名称中に障害者職業総合センター又は障害者職業センターという文字を用いてはならない。

(障害者職業カウンセラー)

第九条の七 労働大臣は、障害者職業センターに、障害者職業カウンセラーを置かなければならない。

2 障害者職業カウンセラーは、労働大臣が指定する試験に合格し、かつ、労働大臣が指定する講習を修了した者その他労働省令で定める資格を有する者でなければならない。

(障害者職業センター相互の連絡及び協力等)

第九条の八 障害者職業センターは、相互に密接に連絡し、及び協力して、障害者の職業生活における自立の促進に努めなければならない。

2 障害者職業センターは、公共職業安定所の行う職業紹介等の措置及び職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第十六条第四項の公共職業訓練施設(第八十二条において「公共職業訓練施設」という。)の行う職業訓練と相まつて、効果的に職業リハビリテーションが推進されるように努めるものとする。

(職業リハビリテーションの措置の無料実施)

第九条の九 障害者職業センターにおける職業リハビリテーションの措置は、無料とするものとする。

第二款

日本障害者雇用促進協会による障害者職業センターの設置及び運営の業務の実施

第九条の十 労働大臣は、第四章の規定により日本障害者雇用促進協会が設立されたときは、日本障害者雇用促進協会に第九条に規定する業務(以下「職業センターの設置運営業務」という。)を行わせるものとする。

2 労働大臣は、前項の規定により日本障害者雇用促進協会に職業センターの設置運営業務を行

わせるときは、日本障害者雇用促進協会が職業センターの設置運営業務を開始する日並びに日本障害者雇用促進協会が設置及び運営を行う障害者職業センターの名称及び位置を官報で公示しなければならない。

3 労働大臣は、第六十五条第二項の認可をし

うとするとき、第七十条の規定による設立の認可の取消しをしようとするとき、又は日本障害者雇用促進協会が職業センターの設置運営業務を行うことが困難となつた場合において必要があるとき、職業センターの設置運営業務を自ら行うものとする。

4 労働大臣は、前項の規定により職業センターの設置運営業務を行うものとし、又は同項の規定により行つてゐる職業センターの設置運営業務を行わないものとするときは、あらかじめ、その旨を官報で公示しなければならない。

5 労働大臣が第三項の規定により職業センターの設置運営業務を行うものとし、又は同項の規定により行つてゐる職業センターの設置運営業務を行わないものとする場合における職業センターの設置運営業務の引継ぎその他の必要な事項は、別に法律で定める。

第九条の十一 日本障害者雇用促進協会が行う職業センターの設置運営業務に關して前款の規定を適用する場合においては、第九条中「政府」とあり、及び第九条の七第一項中「労働大臣」とあるのは、「日本障害者雇用促進協会」とする。

2 第九条の五の規定は、日本障害者雇用促進協

会が行う職業センターの設置運営業務については、適用しない。

第四節

日本障害者雇用促進協会による障害者職業訓練校の運営の業務の実施

第九条の十二 労働大臣は、第四章の規定により日本障害者雇用促進協会が設立されたときは、日本障害者雇用促進協会に職業能力開発促進法第十六条第六項の労働省令で定める障害者職業

訓練校の運営の業務(以下「職業訓練校の運営業務」という。)を行わせるものとする。

2 第九条の十第二項から第五項までの規定は、前項の規定により日本障害者雇用促進協会に職業訓練校の運営業務を行わせる場合について準用する。この場合において、同条第二項中「開始する日並びに日本障害者雇用促進協会が設置及び運営を行う障害者職業センターの名称及び位置」とあるのは「開始する日」と、同条第五項中「別に法律で」とあるのは「労働省令で」と読み替へるものとする。

第九条の十三 日本障害者雇用促進協会が行う職業訓練校の運営業務に關して職業能力開発促進法第十二条、第十四条第一項及び第三項、第十八条並びに第九十三条の規定を適用する場合においては、日本障害者雇用促進協会は、国とみなす。

第十一条の前に次の章名、節名及び一条を加える。

第三章 身体障害者の雇用義務等に基づく雇用の促進等

第一節 身体障害者の雇用義務等

(身体障害者の雇用に関する事業主の責務)

第十条 すべて事業主は、身体障害者の雇用に關し、社会連帯の理念に基づき、適当な雇用の場を与える共同の責務を有するものであつて、進んで身体障害者の雇入れに努めなければならない。

第十四条第一項中「この章」を「この節及び第三

十九條の十」に改め、同条第二項中「重度障害者」を「重度身体障害者」に改める。

第十四条第一項中「第四項」を「第五項」に、「次

条第一項」を「第十五条第一項」に改め、同条第三項中「重度障害者」を「重度身体障害者」に改め、同条第四項中「身体障害者」の下に「である労働者」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第二項の規定にかかわらず、特殊法人(特別

の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人又は特別の法律により地方公共団体が設立者となつて設立された法人のうち、その資本金の全部若しくは大部分が国若しくは地方公共団体からの出資による法人又はその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国若しくは地方公共団体からの交付金若しくは補助金によつて得ている法人であつて、政令で定めるものをいう。以下同じ。)に係る第一項の身体障害者雇用率は、第二項の規定による率を下回らない率であつて政令で定めるものとする。

(子会社に雇用される労働者に関する特例)

第十四条の二 特定の株式会社が発行済株式の総数の二分の一を超える数の株式又は特定の有限会社の資本の総額の二分の一を超える額に相当する出資口数を有する事業主で、当該事業主及び当該株式会社又は有限会社(以下「子会社」という。)の申請に基づいて当該子会社について次に掲げる基準に適合する旨の労働大臣の認定を受けたもの(以下「親事業主」という。)に係る前条第一項及び第五項の規定の適用については、当該子会社が雇用する労働者は当該親事業主のみが雇用する労働者と、当該子会社の事業所は当該親事業主の事業所とみなす。

一 当該子会社の行う事業と当該親事業主の行う事業との人的関係及び営業上の関係が緊密であること。

二 当該子会社が雇用する身体障害者である労働者の数及びその数の当該子会社が雇用する労働者の総数に対する割合が、それぞれ、労働大臣が定める数及び率以上であること。

三 当該子会社がその雇用する身体障害者である労働者の雇用管理を適正に行うに足りる能力を有するものであること。

四 前二号に掲げるもののほか、当該子会社の行う事業において、当該子会社が雇用する重度身体障害者その他の身体障害者である労働

者の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人又は特別の法律により地方公共団体が設立者となつて設立された法人のうち、その資本金の全部若しくは大部分が国若しくは地方公共団体からの出資による法人又はその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国若しくは地方公共団体からの交付金若しくは補助金によつて得ている法人であつて、政令で定めるものをいう。以下同じ。)に係る第一項の身体障害者雇用率は、第二項の規定による率を下回らない率であつて政令で定めるものとする。

(子会社に雇用される労働者に関する特例)

第十四条の二 特定の株式会社が発行済株式の総数の二分の一を超える数の株式又は特定の有限会社の資本の総額の二分の一を超える額に相当する出資口数を有する事業主で、当該事業主及び当該株式会社又は有限会社(以下「子会社」という。)の申請に基づいて当該子会社について次に掲げる基準に適合する旨の労働大臣の認定を受けたもの(以下「親事業主」という。)に係る前条第一項及び第五項の規定の適用については、当該子会社が雇用する労働者は当該親事業主のみが雇用する労働者と、当該子会社の事業所は当該親事業主の事業所とみなす。

一 当該子会社の行う事業と当該親事業主の行う

事業との人的関係及び営業上の関係が緊密であること。

二 当該子会社が雇用する身体障害者である労働者の数及びその数の当該子会社が雇用する労働者の総数に対する割合が、それぞれ、労働大臣が定める数及び率以上であること。

三 当該子会社がその雇用する身体障害者である労働者の雇用管理を適正に行うに足りる能力を有するものであること。

昭和六十二年五月二十二日 参議院會議録第十二号(その二) 身体障害者雇用促進法の一部を改正する法律案外二件

者の雇用の促進及びその雇用の安定が確実に達成されたと認められること。

2 労働大臣は、前項の規定による認定をした後において、親事業主が同項に定める株式若しくは資本についての要件を満たさなくなったとき若しくは事業を廃止したとき、又は当該認定に係る子会社について同項各号に掲げる基準に適合しなくなったと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

8 労働大臣は、前項の規定による認定の取消しをしようとするときは、当該親事業主に対して弁明の機会を与えなければならない。この場合においては、あらかじめ、書面で、弁明すべき日時、場所及び当該認定を取り消すべき理由を通知しなければならない。

第十五条第二項中「重度障害者」を「重度身体障害者」に改め、同条第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 親事業主に係る第一項の規定の適用については、当該子会社が雇用する労働者は、当該親事業主のみが雇用する労働者とみなす。

第十六条中「同条第四項又は第五項」を「同条第五項又は第六項」に改める。

第十七条の見出しを「(特定身体障害者)」に改め、同条第一項中「重度障害者」を「身体障害者」に、「特定重度障害者」を「特定身体障害者」に、「特定重度障害者雇用率」を「特定身体障害者雇用率」に、「特定重度障害者」を「特定身体障害者」に改め、同条第三項中「特定重度障害者」である「特定身体障害者」に、「特定重度障害者雇用率」を「特定身体障害者雇用率」に改め、同条第四項中「特定重度障害者」を「特定身体障害者」に改め、同条第五項中「及び第四項の規定は」を「の規定は親事業主に係る前二項の規定の適用について、同条第四項及び第五項の規定は」に改める。

「第五章 身体障害者雇用調整金の支給等及び身体障害者雇用納付金の徴収」を削る。

「第一節 身体障害者雇用調整金の支給等」を「第二節 身体障害者雇用調整金の支給等及び身体障害者雇用納付金の徴収」に改める。

第十八条の前に次の款名を付する。

第一款 身体障害者雇用調整金の支給等

第十八条中「この法律の目的を達成するため」を「身体障害者の雇用に伴う経済的負担の調整及びその雇用の促進を図るため」に改め、同条第一号中「特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人又は特別の法律により地方公共団体が設立者となつて設立された法人のうち、その資本の全部若しくは大部分が国若しくは地方公共団体からの出資による法人又はその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国若しくは地方公共団体からの交付金若しくは補助金によつて得ている法人であつて、政令で定めるもの」を「特殊法人」に、「この章」を「この節」に改め、同条第二号の二及び第三号中「重度障害者」を「重度身体障害者」に改める。

第十九条第三項中「第一項」を「第一項」に改め、「について」の下に「同条第三項の規定は親事業主に係る第一項の規定の適用について」を加える。

「第二節 身体障害者雇用納付金の徴収」を削る。

第二十六条の前に次の款名を付する。

第二款 身体障害者雇用納付金の徴収

第二十六条第一項中「この節」を「この款」に改める。

第二十七条第四項中「前項」を「前項」に改め、「について」の下に「同条第三項の規定は親事業主に係る第一項の規定の適用について」を加える。

第二十八条第三項中「前二項」を「前二項」に改め、「について」の下に「同条第三項の規定は親事業主に係る前二項の規定の適用について」を加える。

第二十九条第六項中「この節」を「この款」に改め、同条に次の一項を加える。

7 第十五条第三項の規定は、親事業主に係る第一項、第三項及び第四項の規定の適用について準用する。この場合において、同条第三項中「当該親事業主」とあるのは「当該親事業主」と、「とみなす」とあるのは「と、当該子会社の事業所は当該親事業主の事業所とみなす」と読み替えるものとする。

第三十二条第一項及び第三項、第三十四条から第三十六条までの規定並びに第三十九条中「この節」を「この款」に改める。

「第三節 身体障害者雇用促進協会による身体障害者雇用調整金の支給等」を削る。

第三十九条の二の前に次の款名を付する。

第三款 日本障害者雇用促進協会による身体障害者雇用納付金関係業務の実施

第三十九条の二の前の見出しを「(日本障害者雇用促進協会による納付金関係業務の実施)」に改め、同条第一項中「身体障害者雇用促進協会」を「日本障害者雇用促進協会」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 第九条の十第二項から第五項までの規定は、前項の規定により日本障害者雇用促進協会に納付金関係業務を行わせる場合について準用する。この場合において、同条第二項中「並びに日本障害者雇用促進協会が設置及び運営を行う障害者職業センターの名称及び位置」とあるのは、「及び第三十九条の二第一項に規定する納付金関係業務を行う事務所の所在地」と読み替えるものとする。

第三十九条の二第三項から第五項までを削る。

第三十九条の三「身体障害者雇用促進協会が」を「日本障害者雇用促進協会が」に、「この章第一節及び前節(第三十二条第三項を除く。を「前二項」に、「とあるのは」を「身体障害者雇用促進協会」と、「とあり、並びに」に、「第三十二条第一項及び第二項を」第三十二条に、「身体障害者雇用促進協会」とする」を「日本障害者雇用促進協会」と、第

三十二条第三項中「国税滞納処分」の例により」とあるのは「労働大臣の認可を受けて、国税滞納処分の例により」とするに改める。

第三十九条の四「身体障害者雇用促進協会」を「日本障害者雇用促進協会」に改める。

第三十九条の五を削り、第三十九条の六中「身体障害者雇用促進協会」を「日本障害者雇用促進協会」に、「前節及びこの節」を「前款及びこの款」に改め、同条を第三十九条の五とする。

第三十九条の七中「前節及びこの節」を「前款及びこの款」に改め、同条を第三十九条の六とし、第三十九条の八を第三十九条の七とする。

第三十九条の九第一項中「身体障害者雇用促進協会」を「日本障害者雇用促進協会」に改め、同条第二項中「身体障害者雇用促進協会」を「日本障害者雇用促進協会」に、「当該業務」を「納付金関係業務」に改め、同条を第三十九条の八とし、同条の次に次の一節を加える。

第三節 精神薄弱者等に関する特例
(雇用義務等及び納付金関係業務に係る規定の適用に関する特例)

第三十九条の九 精神薄弱者等については、この節に定めるところにより、前二節(第十條、第十一條第二項、第十四條第二項から第四項まで、第十五條第二項(第十九條第三項、第二十七條第四項及び第二十八條第三項において準用する場合を含む。)、第十七條、第十九條第二項並びに第二十七條第二項及び第三項を除く。)の規定を適用するものとする。

(雇用義務等に係る規定の精神薄弱者についての適用に関する特例)

第三十九条の十 第十一條第一項に規定する場合において、当該機関に精神薄弱者である職員が勤務するときに於ける同項の規定の適用については、同項の計画の作成前に、当該機関の任命権者が身体障害者である職員以外の職員に替えて当該精神薄弱者である職員の数に相当する数の身体障害者である職員を採用したもの」とみなす。

す。

2 国及び地方公共団体の任命権者は、第十一条第一項の身体障害者の採用に関する計画を作成し、又は実施する場合においては、精神薄弱者の採用は身体障害者の採用に含まれるものとして、当該作成又は実施をすることができ。

3 第十三条の規定の適用については、精神薄弱者である職員は、身体障害者である職員とみなす。

第三十九条の十一 第十四条第一項の場合において、当該事業主が精神薄弱者である労働者を雇用しているときにおける同項及び第十五条第一項の規定の適用については、当該雇用関係の変動がある時に、当該事業主が身体障害者である労働者以外の労働者に替えて当該精神薄弱者である労働者の数に相当する身体障害者である労働者を雇い入れたものとみなす。

2 第十四条第五項の規定の適用については、精神薄弱者である労働者は、身体障害者である労働者とみなす。

3 第十四条の二第一項の規定の適用については、同項第二号から第四号までの規定中「身体障害者」とあるのは、「身体障害者又は精神薄弱者」とする。

4 事業主は、第十五条第一項の身体障害者の雇入れに関する計画を作成し、又は実施する場合においては、精神薄弱者の雇入れは身体障害者の雇入れに含まれるものとして、当該作成又は実施をすることができ。

(精神薄弱者に関する納付金関係業務の実施等) 第三十九条の十二 精神薄弱者である労働者は、身体障害者である労働者とみなして、第十九条第一項、第二十八条第一項及び第二項、第二十九條第三項、第三十九条の八第一項並びに第八十一條第二項の規定（これらの規定に係る罰則の規定を含む。）を適用する。

2 政府は、精神薄弱者に関しても、第十八条第二号から第四号まで及び第六号（同条第二号から

ら第四号までに係る部分に限る。次項において同じ。）に掲げる業務に相当する業務を行うことができる。

3 前項の場合においては、当該業務は、第十八条第二号から第四号まで及び第六号に掲げる業務に含まれるものとみなして、第二十条、第二十六條、第三十二条第三項、第五十九條第一項、第五十九條の二から第六十條の二まで、第六十四條から第六十四條の三まで、第六十四條の五及び第七十條の二の規定（これらの規定に係る罰則の規定を含む。）を適用する。この場合において、第二十条第二項中「身体障害者」とあるのは「身体障害者又は精神薄弱者」と、第三十九條の三（第三十八條）とあるのは「第三十九條の十二（第二項）」とする。

(身体障害者及び精神薄弱者以外の障害者の雇用の促進に関する研究等) 第三十九條の十三 政府は、身体障害者及び精神薄弱者以外の障害者に関しても、第十八條第四号及び第六号（同条第四号に掲げる業務に係る部分に限る。次項において同じ。）に掲げる業務に相当する業務を行うことができる。

2 前項の場合においては、当該業務は、第十八條第四号及び第六号に掲げる業務に含まれるものとみなして、第二十条、第二十六條、第三十二条第三項、第五十九條第一項、第五十九條の二から第六十條の二まで、第六十四條の五及び第七十條の二の規定（これらの規定に係る罰則の規定を含む。）を適用する。この場合において、第二十条第二項中「身体障害者」とあるのは「障害者」と、第三十九條の三（第三十八條）とあるのは「第三十九條の十三（第一項）」とする。

「第六章 身体障害者雇用促進協会」を「第四章 日本障害者雇用促進協会」に改める。
第四十条中「身体障害者雇用促進協会」を「日本障害者雇用促進協会」に改める。
第四十一条の次に次の一条を加える。

(資本金)

第四十一条の二 協会の資本金は、身体障害者雇用促進法の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第 号）附則第六条の規定により政府から出資があつたものとされた額とする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、協会に追加して出資することができる。

3 協会は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

4 政府は、第二項の規定により協会に出資するときは、金銭以外の財産を出資の目的とするものとする。

5 前項の規定により出資の目的とする金銭以外の財産の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

6 評価委員その他前項の評価に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十二条第一項中「身体障害者雇用促進協会」を「日本障害者雇用促進協会」に改め、同条第二項中「でない者」を「でないもの」に、「身体障害者雇用促進協会」を「日本障害者雇用促進協会」に改める。

第四十七条第四号中「身体障害者」を「障害者」に改める。
第五十条第一項第一号中「身体障害者の雇用の促進」を「障害者の雇用の促進及びその職業の安定」に改める。
第五十三条第一項中「五人以内」を「六人以内」に改め、同条に次の一項を加える。

6 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、会長又は労働大臣に意見を提出することができる。

の理事及び監事の任期は、一年以内において創立総会で定めるを加え、同条に次の一項を加える。

4 役員は、再任されることができ。

第五十九條第一項中「納付金関係業務及び第七十九條第二項に規定する業務を行うほか」を削り、同項第一号を次のように改める。

一 職業センターの設置運営業務を行うこと。

第五十九條第一項第一号の次に次の三号を加える。

一の二 職業訓練校の運営業務を行うこと。

一の三 納付金関係業務を行うこと。

一の四 第七十九條第二項に規定する業務を行うこと。

第五十九條第一項第二号及び第三号中「身体障害者」を「障害者」に改め、同号の次に次の一号を加える。

三の二 労働者が障害者となつた後において当該労働者の雇用を一定期間以上継続する事業主であつて、当該雇用の継続のため政令で定める措置を講ずるものに対して、労働省令で定める基準に適合する給付金を支給すること。

第五十九條第一項第五号及び第七号中「身体障害者」を「障害者」に改める。

第五十九條の二第一項中「納付金関係業務」を「前条第一項第一号の三及び第一号の四に掲げる業務」に、「身体障害者の雇用の促進」を「障害者の雇用の促進及びその職業の安定」に改める。

第六十条第一項中「納付金関係業務及び第五十九條第一項第一号に掲げる業務」を「第五十九條第一項第一号から第一号の三まで及び第三号の二に掲げる各業務」に改め、同条第三項中「納付金関係業務」を「第五十九條第一項第一号の三及び第三号の二に掲げる業務」に改める。

第六十条の二の見出し中「納付金関係業務」を「業務」に改め、同条中「納付金関係業務」を「第五十九條第一項第一号から第一号の四まで及び第三号の二に掲げる各業務」に改め、「開始する際」

昭和六十二年五月二十二日 参議院會議録第十二号(その一) 身体障害者雇用促進法の一部を改正する法律案外二件

の下に「それぞれ」を、「当該業務を行う事務所」の下に「(同項第一号に掲げる業務にあつては、当該業務を行う事務所並びにその設置及び運営を行う障害者職業センター。以下この条において同じ。)」を加え、「納付金関係業務を行う」を「当該業務を行う」に改める。

第六十三条に次の一項を加える。

3 協会は、第一項の規定による承認を受けた財務諸表を主たる事務所に備えて置かなければならない。

第六十四条中「納付金関係業務及び第五十九条第一項第一号に掲げる業務」を「第五十九条第一項第一号から第一号の三まで及び第三号の二に掲げる各業務」に改める。

第六十四条の六を第六十四条の八とし、第六十四条の五を第六十四条の七とし、同条の前に次の一条を加える。

(財産の処分等の制限)

第六十四条の六 協会は、労働省令で定める重要な財産を貸し付け、譲り渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、労働省令で定める場合を除き、労働大臣の認可を受けなければならない。

第六十四条の四を第六十四条の五とし、第六十四条の三の次に次の一条を加える。

(交付金)

第六十四条の四 国は、予算の範囲内において、協会に対し、第五十九条第一項第一号、第一号の二及び第三号の二に掲げる業務に要する費用の全部又は一部に相当する金額を交付するものとする。

第六十七條第二項中「残余財産は」の下に「資本金額に相当する額を限度として国に帰属させ、これによつてなお処分されないものは」を加え、「身体障害者の雇用の促進」を「障害者の雇用の促進及びその職業の安定」に改める。

第七十条の二第二号中「納付金関係業務」を「第五十九条第一項第一号の三及び第三号の二に掲げ

る業務」に、「(限る。又は)」を「(限る。)」に、「の認可」を「又は第六十四条の六の認可」に改め、同条第二号中「納付金関係業務」を「第五十九条第一項第一号の三及び第三号の二に掲げる業務」に、「又は第六十四条の六を」第六十四条の六又は第六十四条の八に改め、同条第三号中「納付金関係業務」を「第五十九条第一項第一号の三及び第三号の二に掲げる業務」に改め、同条第四号中「第六十四条の四第一号」を「第六十四条の五第一号」に改める。

第七十一条中「身体障害者雇用促進法(昭和三十五年法律第百二十三号)」を「障害者の雇用の促進等に関する法律」に改める。

第七章 身体障害者雇用審議会を「第五章 障害者雇用審議会」に改める。

第七十二条中「身体障害者雇用審議会」を「障害者雇用審議会」に改める。

第七十三条中「身体障害者の雇用の促進」を「障害者の雇用の促進及びその職業の安定」に、「及び」を「並びに」に改める。

第七十五条第一項中「身体障害者」を「障害者」に改める。

第七十七条を削り、第七十八条を第七十七条とする。

第八章中第七十九条の前に次の二条を加える。

(障害者の雇用の促進等に関する研究等)

第七十八条 国は、障害者の能力に適合する職業、その就業上必要な作業設備及び作業補助具その他障害者の雇用の促進及びその職業の安定に関し必要な事項について、調査、研究及び資料の整備に努めるものとする。

(障害者の雇用に関する広報啓発)

第七十八条の二 国及び地方公共団体は、障害者の雇用を妨げている諸要因の解消を図るため、障害者の雇用について事業主その他国民一般の理解を高めるために必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

第七十九条の見出しを「(障害者職業生活相談員)」に改め、同条第一項中「の身体障害者」を「の障害者(身体障害者、精神薄弱者その他労働省令で定める障害者に限る。以下この項及び次条において同じ。)」に、「次項を」以下この条に、「身体障害者職業生活相談員」を「障害者職業生活相談員」に、「雇用されている身体障害者」を「雇用されている障害者」に改め、同条第二項中「第六章」を「第四章」に、「二部」を「全部又は一部」に改め、同条に次の一項を加える。

3 労働大臣は、前項の規定により協会に資格認定講習に関する業務の全部又は一部を行わせるときは、協会が当該業務を開始する日及び当該業務を行う事務所の所在地を官報で公示しなければならない。

第八十条第一項中「身体障害者」を「障害者」に改め、同条第二項中「身体障害者」を「障害者」に改め、「について」の下に「速やかに」を加える。

第八十一条第一項中「身体障害者」を「障害者」に改める。

第八十二条中「雇用促進事業団、協会及び」を「障害者職業センター、公共職業訓練施設、協会」に、「身体障害者に対する援助の機関」を「障害者に対する援助の機関等の関係機関及び関係団体」に、「身体障害者の雇用の促進」を「障害者の雇用の促進及びその職業の安定」に改め、第八章を第六章とする。

第八十五条第一項中「第三十九条の九第二項」を「第三十九条の八第二項」に改め、同項第一号中「第十四条第四項又は第三十九条の九第二項」を「第十四条第五項又は第三十九条の八第二項」に改め、同項第二号中「同条第三項」を「同条第四項」に改め、同項第三号中「第三十九条の九第一項」を「第三十九条の八第一項」に改める。

第八十七条中「十万円」を「二十万円」に改め、同条第六号中「第六十四条の四」を「第六十四条の五」に改める。

第八十八条中「第四十二条第二項」を「第九条の

六又は第四十二条第二項に、「違反した者」を「違反したものの(法人その他の団体であるときは、その代表者)」に、「五万円」を「十万円」に改め、第九章を第七章とする。

附則第四條を削り、附則第三條第一項中「附則第三條第一項」を「附則第四條第一項」に、「とする」を「と、同条第四項中「準用する」とあるのは「準用する。この場合において、同条第三項中「当該親事業主」とあるのは、当該親事業主」と、「とみなす」とあるのは、当該子会社の事業所は当該親事業主の事業所とみなす」と読み替えるものとする」と、前条第四項中「準用する」とあるのは「準用する。この場合において、第十五条第三項中、当該親事業主」とあるのは「当該親事業主」と、「とみなす」とあるのは、当該子会社の事業所は当該親事業主の事業所とみなす」と読み替えるものとする」と、前条第四項中「準用する」とあるのは「準用する。この場合において、第十五条第三項中、当該親事業主」とあるのは「当該親事業主」と、「とみなす」とあるのは、当該子会社の事業所は当該親事業主の事業所とみなす」と読み替えるものとする」とする」に改め、同条を附則第四條とする。

附則第二條第一項中「第十八条第一号の政令で定めるものを、特殊法人」に、「第五章第二節」を「第三章第二節第二款」に改め、同条第四項中「算定について」の下に、同条第三項の規定は親事業主に係る前三項の規定の適用について、を加え、同条第五項中「第五章第三節」を「第三章第二節第三款」に、「第六十四条の四まで」を「第六十四条の三まで、第六十四条の五」に、「第三十九条の九第二項」を「第三十九条の八第二項」に、「附則第二條第二項」を「附則第三條第二項」に、「とする」を「と、第三十九条の三中第十八条」とあるのは「附則第三條第二項」と、「並びに第三十六條第二項」とあるのは「第三十六條第二項並びに附則第三條第三項」とする」に改め、同条に次の一項を加える。

6 精神薄弱者である労働者は、身体障害者である労働者とみなして、第三項の規定を適用する。

附則第二條を附則第三條とし、附則第一條の次に次の一条を加える。

(広域障害者職業センターに係る第九条の十等の適用に関する特例)

第二條 身体障害者雇用促進法の一部を改正する

法律(昭和六十二年)法律第 号の施行の日

の前日に国が設置していた広域障害者職業センターに相当する施設であつて、第九條の十第一項の規定を適用しないこととしたならば同法の施行の日に国が設置する広域障害者職業センターとなるものとして労働省令で定める施設に係る第二章第三節第二款及び第四章の規定の適用については、同項中「第九條に規定する業務」とあるのは「広域障害者職業センターの運営の業務」とする。ただし、当該施設のうち労働省令で定める施設については、当該労働省令で定める日以後においては、この限りでない。

2 前項の規定により協会にその運営の業務のみを行わせる広域障害者職業センターについては、第九條の十一第二項の規定は、適用しない。

附則に次の一条を加える。

(精神薄弱者等の雇用の促進等に関する検討)

第五條 政府は、精神薄弱者の雇用の促進及びその職業の安定について、その職能的諸条件に配慮して精神薄弱者がその能力を発揮することができるようにするための条件の整備に努めるものとし、当該条件の整備の状況の進展に対応して、精神薄弱者の雇用の促進及びその職業の安定を図るための施策の充実強化について検討するものとする。

2 政府は、身体障害者及び精神薄弱者以外の障害者の雇用の促進及びその職業の安定について、その職能的諸条件についての調査及び研究に努めるものとし、その結果に基づいて、当該障害者の雇用の促進及びその職業の安定を図るための施策の推進について検討するものとする。

附 則

(施行期日)

第一條 この法律は、昭和六十三年四月一日から施行する。ただし、第五十九條第一項の改正規定(一)、納付金関係業務及び第七十九條第二項に

規定する業務を行うはか」を削る部分並びに同項第一号の三、第一号の四及び第三号の二に係る部分に限る。)、第六十條第一項及び第三項、第六十條の二並びに第六十四條の改正規定、第六十四條の六を第六十四條の八とし、第六十四條の五を第六十四條の七とする改正規定、第六十四條の四を第六十四條の五とし、第六十四條の三の次に一条を加える改正規定(第五十九條第一項第三号の二に掲げる業務に係る部分に限る。)、第七十條の二の改正規定(改正後の第六十四條の六に係る部分を除く。)、第八十七條第六号の改正規定並びに附則第二條第五項の改正規定(第六十四條の四まで)を改める部分に限る。並びに附則第五條及び第十四條の規定は、昭和六十二年七月一日から施行する。

(名称使用の制限に関する経過措置)
第二條 この法律の施行の際現にその名称中に障害者職業総合センター又は障害者職業センターという文字を用いているものについては、この法律による改正後の障害者の雇用の促進等に関する法律(以下「新法」という。第九條の六の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。)

2 この法律の施行の際現にその名称中に日本障害者雇用促進協会という文字を用いているものについては、新法第四十二條第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。(身体障害者の雇入れ計画の作成命令に関する経過措置)
第三條 この法律の公布の日からこの法律の施行の日(以下「施行日」という。の前日までの間にこの法律による改正前の身体障害者雇用促進法(以下「旧法」という。第十五條第一項の規定により発した命令のうち、当該命令を発した日においてその雇用する身体障害者(新法第二條第二号に規定する身体障害者をいう。)である労働者(新法第十四條第一項に規定する労働者をいう。以下この条において同じ。))の数に精神薄弱

者(新法第二條第四号に規定する精神薄弱者をいう。)である労働者の数を加えた数が新法第十四條第一項に規定する法定雇用身体障害者数に相当する数以上であつた事業主に對するものは、この法律の施行の時にその効力を失う。(身体障害者雇用調整金及び報奨金に関する経過措置)
第四條 昭和六十二年以前年度の年度分の身体障害者雇用調整金及び報奨金の支給については、なお従前の例による。

(身体障害者雇用促進協会の定款の変更)
第五條 この法律の公布の際現に身体障害者雇用促進協会が設立されている場合又はこの法律の公布の日から施行日の前日までの間に身体障害者雇用促進協会が設立された場合においては、日本身体障害者雇用促進協会は、同日までに、日本障害者雇用促進協会となるために必要な定款の変更をし、労働大臣の認可を受けることができる。

2 前項の認可があつたときは、同項に規定する定款の変更は、施行日にその効力を生ずる。(出資等)
第六條 この法律の施行の際現に日本障害者雇用促進協会(以下「新協会」という。))が設立されている場合で、新法第九條の十第一項の規定により新協会に同項の業務(以下「職業センターの設置運営業務」という。))を行わせるときは、職業センターの設置運営業務に相当する業務で、附則第二十一條の規定による改正前の雇用促進事業団法(昭和三十六年法律第十六号)第十九條第一項の規定により従前雇用促進事業団(以下「事業団」という。))が行うこととされていたもの(以下「旧法業務」という。))に必要な資金に充てるため政府から事業団に對して出資された額として労働大臣が定める額は、この法律の施行の時に、政府から新協会に出資されたものとする。

第七條 事業団は、この法律の施行の時に、前条の旧法業務に必要な資金に充てるため政府から

事業団に對して出資された額として労働大臣が定める額によりその資本金を減少するものとする。

(事務の引継ぎ)

第八條 事業団は、この法律の施行の時に、旧法業務に関する事務を労働大臣(新法第九條の十第一項の規定により新協会に職業センターの設置運営業務を行わせる場合にあつては、新協会)に引き継ぐものとする。

(事業団からの権利及び義務の承継等)

第九條 この法律の施行の際現に事業団に属する土地、建物、物品その他の財産のうち、政府(新法第九條の十第一項の規定により新協会に職業センターの設置運営業務を行わせる場合にあつては、新協会)が職業センターの設置運営業務を行うために必要と認められるものは、この法律の施行の時に、国(新法第九條の十第一項の規定により新協会に職業センターの設置運営業務を行わせる場合にあつては、新協会。次項において同じ。))が承継するものとし、その範囲は、労働大臣が定める。

2 前項に定めるもののほか、この法律の施行の際現に事業団が旧法業務に關して有する権利及び義務は、この法律の施行の時に、国が承継するものとし、その範囲は、労働大臣が定める。(非課税)
第十條 前条の規定により新協会が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産の取得に對しては、不動産取得税を課することができない。

(職員の身分の承継)
第十一條 附則第六條に規定するときに、この法律の施行の際現に次の各号のいずれかに該当する者は、施行日に、新協会の職員となるものとする。

一 事業団が設置する施設のうち旧法業務に係るものに勤務する事業団の職員
二 事業団の事務所に勤務する職員で、あらか

昭和六十二年五月二十二日 参議院會議録第十二号(その一) 身体障害者雇用促進法の一部を改正する法律案外二件

じめ事業団の理事長が指名するもの

三 事業団が設置する施設のうち事業団からの委託を受けて労働福祉事業団が行う旧法業務に係るものに勤務する労働福祉事業団の職員で、あらかじめ労働福祉事業団の理事長が指名するもの

(事業団の決算に関する経過措置)

第十二条 事業団の昭和六十二年四月一日に始まる事業年度の旧法業務に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。

(身体障害者雇用促進協会の役員の任期に関する経過措置)

第十三条 この法律の施行の際現に身体障害者雇用促進協会の理事又は監事である者の任期については、なお従前の例による。

(新法第六十条第一項等の適用に関する特例)

第十四条 附則第一条ただし書に定める日から施行日の前日までの間における新法第六十条第一項、第六十条の二及び第六十四条の規定の適用については、新法第六十条第一項及び第六十四条中「第五十九条第一項第一号から第三号の三」までとあるのは「第五十九条第一項第一号、第一号の三」と、新法第六十条の二中「第五十九条第一項第一号から第一号の四まで」とあるのは「第五十九条第一項第一号の三」と、「事務所」とする。

2 附則第一条ただし書に定める日から施行日の前日までの間における旧法附則第四条第四項の適用については、同項中「第六十四条の四まで」とあるのは、「第六十四条の三まで、第六十四条の五」とする。

(障害者職業生活相談員に関する経過措置)

第十五条 旧法第七十九条第一項の労働大臣が行う講習を修了した者又はこの法律の施行の際現

に同項の規定により身体障害者職業生活相談員として選任されている者は、それぞれ、新法第七十九条第一項の労働大臣が行う講習を修了した者又は同項の規定により障害者職業生活相談員として選任されている者とみなす。

(職業安定法の一部改正)

第十六条 職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)の一部を次のように改正する。

第十五条の二中「身体」の下に「又は精神」を加え、「あらたに」を「新たに」に、「つこうと」を「就こうと」に、「つく」を「就く」に、「行なわれる」を「行われる」に改める。

第二十二條中「身体」の下に「又は精神」を加え、「あらたに」を「新たに」に改める。

(地方財政法の一部改正)

第十七条 地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

第十条第九号中「身体障害者職業訓練校」を「障害者職業訓練校」に改める。

(地方税法の一部改正)

第十八条 地方税法(昭和二十五年法律第百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七百一条の四十一第二項、附則第十二条の四第七項及び附則第十五条第二十一項中「身体障害者雇用促進法」を「障害者の雇用の促進等に関する法律」に改める。

(国有財産特別措置法の一部改正)

第十九条 国有財産特別措置法(昭和二十七年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号ト中「身体障害者職業訓練校」を「障害者職業訓練校」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)

第二十条 租税特別措置法(昭和三十三年法律第百二十六号)の一部を次のように改正する。

第十三条第三項及び第四十六條の二第二項中「身体障害者雇用促進法」を「障害者の雇用の促進等に関する法律」に、「第二條第二項」を「第二

条第三号」に、「重度障害者」を「重度身体障害者」に改める。

(雇用促進事業団法の一部改正)

第二十一条 雇用促進事業団法の一部を次のように改正する。

第八条中「八人以内」を「七人以内」に改める。

第十九条第一項第四号中「施設」の下に「(障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第百二十三号)第九条に規定する障害者職業センターを除く。）」を加える。

(所得税法の一部改正)

第二十二條 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中身体障害者雇用促進協会の項を削り、日本司法書士会連合会の項の次に次のように加える。

日本障害者雇用促進協会
日本障害者雇用促進協会の項を削り、日本司法書士会連合会の項の次に次のように加える。

(社会保険労務士法の一部改正)

第二十六條 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第百八十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第十三号中「身体障害者雇用促進法」を「障害者の雇用の促進等に関する法律」に改める。

(職業能力開発促進法の一部改正)

第二十七條 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

第三条の二第五項中「身体に障害がある者等」を「身体又は精神に障害がある者等」に、「身体的事情等」を「身体的又は精神的な事情等」に改める。

(法人税法の一部改正)

第二十三條 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表中身体障害者雇用促進協会の項を削り、日本司法書士会連合会の項の次に次のように加える。

日本障害者雇用促進協会
日本障害者雇用促進協会の項を削り、日本司法書士会連合会の項の次に次のように加える。

(雇用対策法の一部改正)

第二十四條 雇用対策法(昭和四十一年法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。

第二十条の二中「身体」の下に「若しくは精神」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

(登録免許税法の一部改正)

第二十五條 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三の二十二の項の次に次のように加える。

二十二の二
日本障害者雇用促進協会
日本障害者雇用促進協会の項を削り、日本司法書士会連合会の項の次に次のように加える。

第十五条第二項第四号中「身体障害者職業訓練校」を「障害者職業訓練校」に、「身体に障害がある者等」を「身体又は精神に障害がある者等」に改める。

第十六条第一項及び第二項中「身体障害者職業訓練校」を「障害者職業訓練校」に改め、同条第六項を次のように改める。

6 国は、第一項の規定により設置した障害者職業訓練校のうち、労働省令で定めるものの運営を、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第百二十三号)第二章第四節に定めるところにより、日本障害者雇用促進協会に行わせるものとし、当該労働省令で

昭和六十二年五月二十二日 参議院會議録第十二号(その二) 身体障害者雇用促進法の一部を改正する法律案外二件

審査報告書

勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。
昭和六十二年五月二十一日

社会労働委員長 佐々木 満

参議院議長 藤田 正明殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、最近における社会経済情勢にかんがみ、勤労者の持家の取得の一層の促進等を図るため、勤労者財産形成持家融資制度を拡充する等の措置を講ずるものであり、妥当な措置と認める。

一、費用
本法施行のため、特に費用を要しない。

勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。
昭和六十二年五月十五日

衆議院議長 原 健三郎

参議院議長 藤田 正明殿

勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案

勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項第一号中「出資する事業主」の下に「又は当該福利厚生会社に出資する事業主団体の構成員である事業主(政令で定めるものに限る。第三号において同じ。)」を加え、同項第三号中「三年」を「一年」に改め、「出資する事業主の下に」又は当該福利厚生会社に出資する事業主団体の構成員である事業主」を加え、「額の五倍に相当する額

(その額が政令で定める額を超える場合には、当該政令で定める額)を「額が属する政令で定める額の区分に応じ当該勤労者財産形成貯蓄の額の十倍に相当する額の範囲内で政令で定める額」に改め、同条第三項中「事業主が専ら」を「事業主又は事業主団体が、専ら」に改め、「勤労者」の下に「又はその構成員である事業主の雇用する勤労者」を加える。
第十二条に次の二項を加える。

2 前項の場合においては、金融機関及び第六条第一項第二号の政令で定める生命共済の事業を行う者で、政令で定めるものは、他の法律の規定にかかわらず、前項の資金の調達に係る資金の貸付けの業務を行うことができる。

3 事業団又は住宅金融公庫は、雇用促進事業団法又は住宅金融公庫法の定めるところにより、第一項の資金の調達の事務の全部又は一部について金融機関等若しくは生命保険会社等又はこれらの団体に対し必要な委託をすることができ

る。
附則第二條第二項中「共済組合等」を「沖繩振興開発金融公庫又は共済組合等」に、「第十二条」を「第十二条第一項」に改め、「対し」の下に「第十條第一項本文の貸付け又は」を加え、「又は」を「若しくは」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合における事業団の行う貸付けに必要な資金の調達については、第十一條中「若しくは前条の貸付け」とあるのは、「前条の貸付け若しくは附則第二條第二項の貸付け」として、同条及び第十二條の規定を適用する。

附則

第一条 この法律は、公布の日から施行する。
(施行期日)
第二条 雇用促進事業団が行う改正後の勤労者財産形成促進法(以下「新法」という。)(第九條第一項第一号及び第三号の貸付け、住宅金融公庫及び沖繩振興開発金融公庫が行う新法第十條第一

項本文の貸付け並びに新法第十五條第二項に規定する共済組合等が行う同項の住宅資金の貸付けに係る貸付要件及び貸付金額の限度に關しては、新法の規定は、雇用促進事業団、住宅金融公庫、沖繩振興開発金融公庫又は同項に規定する共済組合等(以下「事業団等」という。)(がこの法律の施行の日以後に受理する貸付けの申込みから適用し、事業団等が同日前に受理した貸付けの申込みについては、なお従前の例による。
(住宅金融公庫法の一部改正)
第三條 住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。
第二十七條の二第四項中「公庫は、」の下に「前項の規定により長期借入金をし、又は」を加え、「その発行を」を「その借入れ又は発行」に改め、「必要があるときは、」の下に「長期借入金の借入れによる資金の調達にあつては借入れようとする当該長期借入金の金額の限度内において、財形住宅債券の発行による資金の調達にあつては」を加え、「当該財形住宅債券の発行を」を「当該長期借入金の借入れ又は財形住宅債券の発行」に改め、同条第五項中「当該短期借入金に係る」の下に「長期借入金の借入れ又は」を加え、「その発行を」を「その借入れ又は発行」に改め、同条に次の一項を加える。

6 公庫は、主務大臣の認可を受けて、第三項の規定による長期借入金の借入れに關する事務の全部又は一部を金融機関その他民間の団体に委託することができる。

(雇用促進事業団法の一部改正)
第四條 雇用促進事業団法(昭和三十六年法律第一百十六号)の一部を次のように改正する。
第二十六條第六項中「受けて」の下に、長期借入金の借入れに關する事務の全部又は一部を金融機関その他民間の団体に」を加え、同条第七項中「前項の規定により」の下に「債券の発行に關する事務について」を加える。

〇佐々木満君 たいだいま議題となりました二法律案及び承認案件につきまして、社会労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。まず、身体障害者雇用促進法の一部を改正する法律案の主な内容は、第一に、法律の題名を「障害者の雇用の促進等に関する法律」に改めること、第二に、雇用率制度等を除き法律の対象をすべての障害者に拡大すること、第三に、雇用されている精神薄弱者につき、雇用率制度上身体障害者を雇用する場合と同様に取り扱うこと、第四に、障害者に対する職業リハビリテーションの総合的、効果的な推進のための措置を講ずること等であり

二九六

次に、地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、公共職業安定所及びその出張所の設置等に関し承認を求めるとの件は、横浜南公共職業安定所ほか、公共職業安定所及びその出張所七カ所の設置等を行うことについて国会の承認を求めようとするものであります。

次に、勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案は、勤労者財産形成持家個人融資の貸付限度額を引き上げること、また、持家融資に係る貯蓄期間の要件を緩和すること等を内容とするものであります。

委員会におきましては、以上三件を一括議題として審議を進め、法定雇用率の達成状況、精神障害者の雇用対策等の諸問題につき質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、まず、身体障害者雇用促進法の一部を改正する法律案については、討論はなく、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、附帯決議が全会一致をもって付されております。

次いで、地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、公共職業安定所及びその出張所の設置

に基づき、公共職業安定所及びその出張所の設置

等に関し承認を求めるの件については、日本共産党より本件を承認することに反対する旨の意見が述べられました。討論を終わり、採決の結果、本件は多数をもって承認すべきものと決しました。最後に、勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案については、討論はなく、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決しました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(藤田正明君) これより採決をいたします。

まず、身体障害者雇用促進法の一部を改正する法律案及び勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案を一括して採決いたします。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(藤田正明君) 給員起立と認めます。

よって、両案は全会一致をもって可決されました。

次に、地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、公共職業安定所及びその出張所の設置等に関し承認を求めるの件の採決をいたします。本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(藤田正明君) 過半数と認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

○議長(藤田正明君) 日程第二 特許法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。商工委員長前田勲男君。

審査報告書

特許法等の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

昭和六十二年五月二十一日

商工委員長 前田 勲男

参議院議長 藤田 正明殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法は、近年の産業技術の高度化・複雑化に伴う技術開発成果の十分な保護の要請、国際的調和の必要性の増大等工業所有権制度をめぐる最近の情勢に対処するため、特許等の出願についていゆる多項制の改善を行い、また手続期間等を延長するとともに、安全性の確保等を目的とする法規制により相当期間特許発明の実施ができなかつた特許権についてその存続期間を延長する等の措置を講じ、あわせて工業所有権関係料金を改定しようとするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

特に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法施行にあたり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一、特許及び実用新案の出願につき多項制の改善を行うにあたり、出願人等関係者にその周知徹底を図るとともに、特許審査の処理が円滑に行われるよう審査基準等運用方針を明確にすること。

二、最近の出願件数の急増等もあつて滞積している未処理の出願を極力迅速に処理するため、審査官・審判官等の必要な人員の確保及び待遇改善等に努めるとともにペーパーレス計画を着実に推進すること。

三、工業所有権制度に関して今後開催が予想される国際会議等の場においては、工業所有権制度の国際的調和の進展に積極的に協力しつつもわが国の主張がその成果に十分反映されるよう努めること。

右決議する。

特許法等の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和六十二年五月十五日

衆議院議長 原 健三郎

参議院議長 藤田 正明殿

特許法等の一部を改正する法律案
特許法等の一部を改正する法律

(特許法の一部改正)

第一条 特許法(昭和三十四年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第四十二條の二第二項中「第二百二十四條」を削る。

第四十三條第二項中「特許出願の日から三月」を「次の各号に掲げる日のうち最先の日から一年四月」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該最初の出願若しくはパリ条約第四條C(4)の規定により当該最初の出願とみなされた出願又は同条A(2)の規定により当該最初の出願と認められた出願の日

二 その特許出願が第四十二條の二第一項の規定による優先権の主張を伴う場合における当該優先権の主張の基礎とした出願の日

三 その特許出願が前項の規定による他の優先権の主張を伴う場合における当該優先権の主張の基礎とした出願の日

第四十三條第四項中「優先権」を「当該優先権」に改める。

第七條第一項の表中「三千三百円」を「五千円」に、「三千五百円」を「五千三百円」に、「五千三百円」を「八千円」に、「二万二千円」を「一万六千円」に、「二万四千円」を「三万二千円」に、「四万二千円」を「六万四千円」に改める。

第二百二十四條を次のように改める。

第百二十四條 削除
第百五十五條の見出し中「取下」を「取下げ」に改め、同条第一項中「次条第一項の規定による通知があつた後は、取り下げることができない」を「審決が確定するまでは、取り下げることができない」に改める。

別表第一号から第三号までの規定中「九千五百円」を「一万四千円」に改め、同表第四号中「三万三千円」を「五万五千円」に、「五千三百円」を「八千円」に改め、同表第五号中「五千八百円」を「八千八百円」に改め、同表第六号中「二万二千円」を「三万二千円」に改め、同表第七号中「二万九千円」を「四万四千円」に改め、同表第八号及び第九号中「一万四千五百円」を「二万二千円」に改め、同表第十号中「二万九千円」を「四万四千円」に改める。

第二条 特許法の一部を次のように改正する。

第四條第一項中「第二項ただし書」を「第二項ただし書第一号」に改める。

第六條第一項第三号及び第四号並びに第二項中「第二百二十三條第一項」の下に、「第二百二十五條の二第一項」を加える。

第九條中「若しくは取下げ」の下に、「特許権の

昭和六十二年五月二十二日 参議院會議録第十二号(その一) 特許法等の一部を改正する法律案

存続期間の延長登録の出願の取下げ」を加える。

第十四条中「及び取下げ」の下に、「特許権の存続期間の延長登録の出願の取下げ」を加える。

第十八条第一項中「第二項ただし書」を「第二項ただし書第一号」に改める。

第二十七条第一項第一号中「設定」の下に「存続期間の延長」を加える。

第三十六条第四項及び第五項を次のように改める。

4 第二項第四号の特許請求の範囲の記載は、次の各号に適合するものでなければならぬ。

一 特許を受けようとする発明が発明の詳細な説明に記載したものであること。

二 特許を受けようとする発明の構成に欠くことができない事項のみを記載した項(以下「請求項」という。)に区分してあること。

三 その他通商産業省令で定めるところにより記載されていること。

5 前項の規定は、その記載が一の請求項に係る発明と他の請求項に係る発明とが同一である特許請求の範囲の記載となることを妨げない。

第三十八条を削り、第三十七条を第三十八条とし、第三十六条の次に次の一条を加える。

第三十七条 二以上の発明については、これらの発明が一の請求項に記載される発明(以下「特定発明」という。)とその特定発明に対し次に掲げる関係を有する発明であるときは、一の願書で特許出願をすることができる。

一 その特定発明と産業上の利用分野及び解決しようとする課題が同一である発明

二 その特定発明と産業上の利用分野及び構成に欠くことができない事項の主要部が同一である発明

三 その特定発明が物の発明である場合において、その物を生産する方法の発明、その物を使用する方法の発明、その物を取り扱

う方法の発明、その物を生産する機械、器具、装置その他の物の発明、その物の特定の性質を専ら利用する物の発明又はその物を取り扱う物の発明

四 その特定発明が方法の発明である場合において、その方法の発明の実施に直接使用する機械、器具、装置その他の物の発明

五 その他政令で定める関係を有する発明

第四十九条第一号中「第三十七条」を「第三十八條」に改め、同条第三号中「第五項」又は「第三十八條」を「若しくは第四項及び第五項又は第三十七條」に改める。

第五十二条第三項中「第百十二条第五項」を「第百十二条第六項」に改める。

第五十五条の見出し中「申立」を「申立て」に改め、同条第一項中「二月」を「三月」に、「第三十六條第五項又は第三十八條」を「第三十六條第四項第三号又は第三十七條」に改める。

第六十七條の次に次の一項を加える。

3 特許権の存続期間は、その特許発明の実施について安全性の確保等を目的とする法律の規定による許可その他の処分であつて当該処分の目的、手続等からみて当該処分を的確に行うには相当の期間を要するものとして政令で定めるものを受けることが必要であるために、その特許発明の実施をすることが二年以上できなかったときは、五年を限度として、延長登録の出願により延長することができ

る。

第六十七條の次に次の三條を加える。

(存続期間の延長登録)

第六十七條之二 特許権の存続期間の延長登録の出願をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した願書を特許庁長官に提出しなければならない。

一 出願人の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人にあつては代表者の氏名

二 特許番号

三 延長を求め期間(二年以上五年以下)の期間に限る。

四 前条第三項の政令で定める処分の内容

五 前項の願書には、通商産業省令で定めるところにより、延長の理由を記載した資料を添付しなければならない。

3 特許権の存続期間の延長登録の出願は、前条第三項の政令で定める処分を受けた日から政令で定める期間内にしなければならない。

ただし、同条第一項及び第二項に規定する特許権の存続期間の満了前六月以後は、することができない。

4 特許権が共有に係るときは、各共有者は、他の共有者と共同でなければ、特許権の存続期間の延長登録の出願をすることができない。

5 特許権の存続期間の延長登録の出願があつたときは、存続期間は、延長されたものとみなす。ただし、その出願について拒絶をすべき旨の査定が確定し、又は特許権の存続期間を延長した旨の登録があつたときは、この限りでない。

6 特許権の存続期間の延長登録の出願があつたときは、第一項各号に掲げる事項を特許公報に掲載しなければならない。

第六十七條之三 審査官は、特許権の存続期間の延長登録の出願が次の各号の一に該当するときは、その出願について拒絶をすべき旨の査定をしなければならない。

一 その特許発明の実施に第六十七條第三項の政令で定める処分を受けることが必要であつたとは認められないとき。

二 その特許権者又はその特許権についての専用実施権若しくは登録した通常実施権を有する者が第六十七條第三項の政令で定める処分を受けていないとき。

三 その特許発明の実施をすることができな

かつた期間が二年に満たないとき。

四 その延長を求め期間がその特許発明の実施をすることができなかった期間を超えているとき。

五 その出願をした者が当該特許権者でないとき。

六 その出願が前条第四項に規定する要件を満たしていないとき。

2 審査官は、特許権の存続期間の延長登録の出願について拒絶の理由を発見しないときは、延長登録をすべき旨の査定をしなければならない。

3 前項の査定があつたときは、特許権の存続期間を延長した旨の登録をする。

4 前項の登録があつたときは、次に掲げる事項を特許公報に掲載しなければならない。

一 特許権者の氏名又は名称及び住所又は居所

二 特許番号

三 延長登録の年月日

四 延長の期間

五 第六十七條第三項の政令で定める処分の内容

第六十七條之四 第四十七條第一項、第四十八條、第五十條及び第六十三條の規定は、特許権の存続期間の延長登録の出願の審査について準用する。

第六十八條の次に次の一条を加える。

(存続期間が延長された場合の特許権の効力)

第六十八條之二 特許権の存続期間が延長された場合(第六十七條の二第五項の規定により延長されたものとみなされた場合を含む)の当該特許権の効力は、その延長登録の理由となつた第六十七條第三項の政令で定める処分の対象となつた物(その処分においてその物の使用される特定の用途が定められている場合にあつては、当該用途に使用されるその

(物)についての当該特許発明の実施以外の行為には、及ばない。
 第七百七条第一項中「規定する十五年」を「規定する存続期間(同条第三項の規定により延長されたときは、その期間の満了まで)に改め、同項の表を次のように改める。」

各年の区分	金 額
第一年から第三年まで	毎年九千三百円に一請求項につき千円を加えた額
第四年から第六年まで	毎年一万四千五百円に一請求項につき千五百円を加えた額
第七年から第九年まで	毎年二万九千円に一請求項につき三千円を加えた額
第十年から第十二年まで	毎年五万八千円に一請求項につき六千円を加えた額
第十三年から第十五年まで	毎年十一万六千円に一請求項につき一万二千円を加えた額
第十六年から第十八年まで	毎年二十三万二千円に一請求項につき二万四千円を加えた額
第十九年及び第二十年	毎年四十六万四千円に一請求項につき四万八千円を加えた額

第百八条第一項中「あつた日」の下に「(次項ただし書第一号において「特許査定等贈本送達日」という。)を加え、同条第二項ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号に掲げる特許料は、それぞれ当該各号に掲げる期間内に一時に納付しなければならない。

一 出願公告の日から特許査定等贈本送達日まで三年以上を経過した場合における第四年から特許査定等贈本送達日の属する年(特許査定等贈本送達日から特許査定等贈本送達日の属する年の末日までの日数が三十日に満たないときは、特許査定等贈本送達日の属する年の次の年)までの各年分の特許料 特許査定等贈本送達日から三十日以内

二 特許権の存続期間の延長登録をすべき旨の査定又は審決の贈本の送達があつた日(以下この号において「延長登録査定等贈本送達日」という。)がその延長登録がないとした場合における特許権の存続期間の満了の日の属する年の末日から起算して前三十

する存続期間(同条第三項の規定により延長されたときは、その期間の満了まで)に改め、同項の表を次のように改める。

各年の区分	金 額
第一年から第三年まで	毎年九千三百円に一請求項につき千円を加えた額
第四年から第六年まで	毎年一万四千五百円に一請求項につき千五百円を加えた額
第七年から第九年まで	毎年二万九千円に一請求項につき三千円を加えた額
第十年から第十二年まで	毎年五万八千円に一請求項につき六千円を加えた額
第十三年から第十五年まで	毎年十一万六千円に一請求項につき一万二千円を加えた額
第十六年から第十八年まで	毎年二十三万二千円に一請求項につき二万四千円を加えた額
第十九年及び第二十年	毎年四十六万四千円に一請求項につき四万八千円を加えた額

日目に当たる日以後である場合におけるその年の次の年から延長登録査定等贈本送達日の属する年(延長登録査定等贈本送達日から延長登録査定等贈本送達日の属する年の末日までの日数が三十日に満たないときは、延長登録査定等贈本送達日の属する年の次の年)までの各年分の特許料 延長登録査定等贈本送達日から三十日以内

第百八条第三項中「前項ただし書」を「前項ただし書第一号」に改める。

第百十一条第一項に次の一号を加える。

三 特許権の存続期間の延長登録を無効にするべき旨の審決が確定した年の翌年以後の各年分の特許料(当該延長登録がないとした場合における存続期間の満了の日の属する年の翌年以後のものに限る。)

第百十一条第二項中「同項第二号」の下に「及び第三号」を加える。
 第百十二条第一項中「第百八条第二項本文の下に「若しくはただし書第二号」を加え、同条第四項中「第百七条第一項の規定による第四年以後の各年分」を「第百八条第二項本文に規定

する期間内に納付すべきであつたに、「第百八条第二項本文」を「同条第二項本文」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次の一項を加える。

5 特許権者が第一項の規定により特許料を追納することができる期間内に第百八条第二項ただし書第二号に規定する特許料及び第二項の割増特許料を納付しないときは、その特許権は、当該延長登録がないとした場合における特許権の存続期間の満了の日の属する年の経過の時にさかのぼつて消滅したものとみなす。

第百二十三条第一項中「特許請求の範囲に記載された二以上の発明に係るものについては、発明」を「二以上の請求項に係るものについては、請求項」に改め、同項第一号中「第三十七条」を「第三十八条」に改め、同項第三号中「第三十六条第三項又は第四項」を「第三十六条第三項又は第四項(第三号を除く。)」及び第五項に改める。

第百二十五条の次に次の一条を加える。
 (存続期間の延長登録の無効の審判)
 第百二十五条の二 特許権の存続期間の延長登録が次の各号の一に該当するときは、その延長登録を無効にすることについて審判を請求することができる。

一 その延長登録がその特許発明の実施に第六十七条第三項の政令で定める処分を受けることが必要であつたとは認められない場合の出願に対してされたとき。

二 その延長登録が、その特許権者又はその特許権についての専用実施権若しくは登録した通常実施権を有する者が第六十七条第三項の政令で定める処分を受けていない場合の出願に対してされたとき。

三 その延長登録により延長された期間がその特許発明の実施をすることができなかつた期間を超えているとき。

四 その延長登録が当該特許権者でない者の出願に対してされたとき。

五 その延長登録が第六十七条の二第四項に規定する要件を満たしていない出願に対してされたとき。

2 第百二十三条第二項及び第三項の規定は、前項の審判の請求について準用する。

3 延長登録を無効にするべき旨の審決が確定したときは、その延長登録による存続期間の延長は、初めからされなかつたものとみなす。ただし、延長登録が第一項第三号に該当する場合において、その特許発明の実施をすることができなかつた期間を超える期間の延長登録を無効にするべき旨の審決が確定したときは、当該超える期間について、その延長がされなかつたものとみなす。

第百三十二条第一項中「第百二十三条第一項」の下に「第百二十五条の二第一項」を加える。

第百四十五条第一項中「第百二十三条第一項」の下に「第百二十五条の二第一項」を加え、「申立」を「申立て」に改める。

第百五十五条第三項中「特許請求の範囲に記載された二以上の発明に係る特許の二以上の発明」を「二以上の請求項に係る特許の二以上の請求項」に、「発明」とを「請求項」とに改める。

第百六十七條中「第百二十三条第一項」の下に「第百二十五条の二第一項」を加え、「基いて」を「基づいて」に改める。

第百六十九條第一項及び第百七十四條第三項中「第百二十三条第一項」の下に「第百二十五条の二第一項」を加える。
 第百七十五條及び第百七十六條中「係る特許権の下に「若しくは無効にした存続期間の延長登録に係る特許権」を、「特許出願」の下に「若しくは特許権の存続期間の延長登録の出願を、「設定の登録」の下に「若しくは特許権の存続期間を延長した旨の登録」を加える。
 第百七十九條中「訴」を「訴え」に改め、「第百

昭和六十二年五月二十二日 参議院會議録第十二号(その一) 特許法等の一部を改正する法律案

第二十三條第一項の下に、「第二百二十五條の二第一項を加える。」

第百八十四條の四第一項中「一年八月」の下に「(優先日から一年七月以内に条約第三十三條に規定する國際予備審査の請求をし、かつ、条約第三十一條(4)の規定に基づき日本國を選挙國として選択した國際特許出願にあつては、優先日から二年六月。以下「國內書面提出期間」という。)を加え、同條第二項中「前項に規定する期間」を「國內書面提出期間」に、「同項」を「前項」に改め、同條第三項中「同項に規定する期間」を「國內書面提出期間」に改め、同條第四項中「第一項に規定する期間」及び「その期間」を「國內書面提出期間」に、「基準時」を「國內処理基準時」に、「同項」を「第一項」に改める。

第百八十四條の五第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

國際特許出願の出願人は、國內書面提出期間内に、次に掲げる事項を記載した書面を特許庁長官に提出しなければならない。

第百八十四條の五第二項第一号中「同項に規定する期間内又は同項に規定する時」を「國內書面提出期間内」に改め、同條第四号中「前項に規定する期間」を「國內書面提出期間」に改める。

第百八十四條の六第二項中「日本語特許出願に係る國際出願日における明細書」を「日本語でされた國際特許出願(以下「日本語特許出願」という。)に係る國際出願日における明細書」に改める。

第百八十四條の七第一項中「基準時」を「國內処理基準時」に改める。

第百八十四條の八中「基準時の属する日」まで」とあるのは「第百八十四條の五第一項に規定する期間内(その期間内に出願人が出願審査の請求をしたときは、その請求の時まで)」と、

第百八十四條の九第一項中「優先日から一年八月を経過した後(条約第二十一條に規定する

國際公開(以下「國際公開」という。)がされた國際特許出願であつて優先日から一年八月以内に

出願人から出願審査の請求があつたものについて「を」を「國內書面提出期間の経過後(國內書面提出期間内に

出願人が出願審査の請求をしたときは、その請求の時まで)」において「を」を「國內処理基準時

に改め、同條第二項中「(外國語特許出願の出願人にあつては、第百八十四條の四第一項の規定により翻訳文を提出した者に限る。)」を削り、

「第百八十四條の五第一項に規定する期間の経過後(その期間内に

出願人が出願審査の請求をしたときは、その請求の日後」を「國內処理基準時の属する日後」に改める。

第百八十四條の十一第一項中「基準時」を「國內処理基準時」に改める。

第百八十四條の十一の二中「第百八十四條の五第一項に規定する期間の経過後(その期間内に

出願人が出願審査の請求をしたときは、その請求の時を、第百八十四條の四第四項若しくは実用新案法第四十八條の四第四項の國內処理基準時」に、「時」を「時」に改める。

を「第四十八條の六第二項の日本語実用新案登録出願にあつては同法第四十八條の五第一項」に改める。

第百八十四條の十三中「優先日から一年八月(優先日から一年七月以内に条約第三十三條に規定する國際予備審査の請求をし、かつ、条約第三十一條(4)の規定に基づき日本國を選挙國として選択した國際特許出願にあつては、優先日から二年六月。以下「國內書面提出期間」という。)を加え、同條第二項中「前項に規定する期間」を「國內書面提出期間」に、「同項」を「前項」に改め、同條第三項中「同項に規定する期間」を「國內書面提出期間」に改め、同條第四項中「第一項に規定する期間」及び「その期間」を「國內書面提出期間」に、「基準時」を「國內処理基準時」に、「同項」を「第一項」に改め、同條第五項中「第一項に規定する期間」及び「その期間」を「國內書面提出期間」に、「基準時」を「國內処理基準時」に、「同項」を「第一項」に改める。

第百八十四條の十六第五項中「第一項に規定する期間が満了した時(その期間」を「國內書面提出期間が満了した時(國內書面提出期間」に、「基準時」を「國內処理基準時」に、「同項」を「第一項」に改め、同條第六項中「第一項に規定する期間」及び「その期間」を「國內書面提出期間」に、「基準時」を「國內処理基準時」に、「同項」を「第一項」に改める。

第百八十四條の十七中「特許」の下に「特許権の存続期間の延長登録」を加える。

別表第十号を同表第十二号とし、同表第九号中「再審の下に(次号に掲げるものを除く。)」を加え、「二万二千円に一発明につき二万二千円」を「三万九千六百円に一請求項につき四万四千円」に改め、同号を同表第十号とし、同号の次に次の一号を加える。

第百八十五條の見出し中「特許請求の範囲」に記載された二以上の発明に係るものを「二以上

の特許請求に係る特許又は特許権」に改め、同條中「特許請求の範囲に記載された二以上の発明」を「二以上の請求項」に、「発明」とを「請求項」とに改める。

第百八十六條ただし書第一号中「又は願書に添付した」を「若しくは願書に添付した」に改め、「除く。」の下に「又は第六十七條の二第二項の資料」を加える。

第百九十三條第二項第一号中「又は出願公開」を「若しくは出願公開」に、「又は特許出願」を「若しくは特許出願」に改め、「無効」の下に「又は特許権の存続期間の延長登録の出願の取下げ」を加え、同條第五号中「第百二十二條第四項」の下に「又は第五項」を加える。

第百九十五條第三項中「添付した」を「添付した」に、「特許請求の範囲に記載した発明」を「請求項」に、「発明について」を「請求項について」に改める。

第百九十七條中「特許」の下に「特許権の存続期間の延長登録」を加える。

別表第十号を同表第十二号とし、同表第九号中「再審の下に(次号に掲げるものを除く。)」を加え、「二万二千円に一発明につき二万二千円」を「三万九千六百円に一請求項につき四万四千円」に改め、同号を同表第十号とし、同号の次に次の一号を加える。

十一 特許権の存続期間の延長登録の拒絶査定若しくは無効に係る審判又はこれらの審判の確定審決に対する再審を請求する者 一件につき四万四千円

別表中第八号を第九号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、同表第四号中「五万円に一発明につき八千円」を「五万六千二百円に一請求項につき八千八百円」に改め、同号を同表第五号とし、同表第三号の次に次の一号を加える。

四 特許権の存続期間の延長登録の出願をする者 一件につき四万九千円

別表備考を削る。
(実用新案法の一部改正)
第三条 実用新案法(昭和三十四年法律第百二十

「六千八百円」に改め、同項第二号中「九千円」を「一万三千五百円」に改め、同項第三号中「一万八千円」を「二万七千円」に改める。
第三十八条を次のように改める。

第三十八条 削除

別表第一号から第三号までの規定中「七千七百円」を「一万円」に改め、同表第四号中「二万九千円」を「三万二千円」に改め、同表第五号中「二万九千円」を「四万四千円」に改め、同表第六号中「二万九千円」を「三万二千円」に改め、同表第七号中「二万九千円」を「四万四千円」に改め、同表第八号中「一万四千五百円」を「二万二千円」に改め、同表第九号及び第十号中「二万九千円」を「四万四千円」に改める。
第四十条 実用新案法の一部を次のように改正する。

第五條第四項及び第五項を次のように改める。

4 第二項第四号の実用新案登録請求の範囲の記載は、次の各号に適合するものでなければならぬ。

一 実用新案登録を受けようとする考案が考案の詳細な説明に記載したものであること。

二 実用新案登録を受けようとする考案の構成に欠くことができない事項のみを記載した項(以下「請求項」という。)に区分してあること。

三 その他通商産業省令で定めるところにより記載されていること。

各年の区分	金 額
第一年から第三年まで	毎年六千六百円に一請求項につき七百円を加えた額
第四年から第六年まで	毎年一万二千二百円に一請求項につき千四百円を加えた額
第七年から第十年まで	毎年二万四千二百円に一請求項につき二千八百円を加えた額

5 前項の規定は、その記載が一の請求項に係る考案と他の請求項に係る考案とが同一である実用新案登録請求の範囲の記載となることを妨げない。
第六条を次のように改める。

第六条 二以上の考案については、これらの考案が一の請求項に記載される考案(以下「特定考案」という。)とその特定考案に対しに掲げる関係を有する考案であるときは、一の願書で実用新案登録出願をすることができ、

一 その特定考案と産業上の利用分野及び解決しようとする課題が同一である考案
二 その特定考案と産業上の利用分野及び構成に欠くことができない事項の主要部が同一である考案
三 その他政令で定める関係を有する考案
第九條第一項中「第三十七條」を「第三十八條」に改める。

第十一條第一号中「第三十七條」を「第三十八條」に改め、同条第三号中「第五條第三項から第五項まで」を「第五條第三項若しくは第四項及び第五項」に改める。

第十三條中「申立て」を「申立て」に改める。
第十四條第二項中「第三十一條第一項第一号」を「第三十一條第一項」に改める。

第三十一條第一項中「規定する十年」を「規定する存続期間の満了まで」に、「次に」を「次の表の上欄に掲げる区分に従い同表の下欄に」に改め、同項各号を削り、同項に次の表を加える。

第三十二條第一項中「前条第一項第一号」を「前条第一項」に改め、「あつた日」の下に「(次項において「登録査定等贈本送達日」という。)」を加え、同条第二項中「前条第一項第二号又は第三号」を「前条第一項」に改め、「実用新案登録すべき旨の」を削り、「査定又は審決の贈本の送達日」に、「みなない」を「満たない」に改める。
第三十三條第四項中「第三十一條第一項第二号又は第三号」を「第三十一條第一項」に改める。
第三十四條を次のように改める。

第三十四條 特許法第九條(特許料の減免又は猶予)、第一百條(利害関係人による特許料の納付)並びに第一百條第一項(第三号を除く。及び第二項既納の特許料の返還)の規定は、登録料について準用する。
第三十七條第一項に後段として次のように加える。

この場合において、二以上の請求項に係るものについては、請求項ごとに請求することができ、
第三十七條第一項第一号中「第三十七條」を「第三十八條」に改め、同項第三号中「第五條第三項又は第四項」を「第五條第三項又は第四項(第三号を除く。及び第五項)に、「みなして」を「満たして」に改める。
第四十一條中「から第百五十四條まで、第百五十五條第一項及び第二項並びに第百五十六條」を削る。
第四十八條の四第一項中「一年八月」の下に「(優先日から一年七月以内に条約第三十三條に規定する国際予備審査の請求をし、かつ、条約第三十三條(4)の規定に基づき日本国を選択国として選択した国際実用新案登録出願にあつては、優先日から二年六月。以下「国内書面提出期間」という。))」を加え、同条第二項中「前項に規定する期間」を「国内書面提出期間」に、「同項」

を「前項」に改め、同条第三項中「同項に規定する期間」を「国内書面提出期間」に改め、同条第四項中「第一項に規定する期間」及び「その期間」を「国内書面提出期間」に、「基準時」を「国内処理基準時」に、「同項」を「第一項」に改める。
第四十八條の五第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

国際実用新案登録出願の出願人は、国内書面提出期間内に、次に掲げる事項を記載した書面を特許庁長官に提出しなければならぬ。

第四十八條の五第二項第一号中「同項に規定する期間内又は同項に規定する時」を「国内書面提出期間内」に改め、同項第四号中「前項に規定する期間」を「国内書面提出期間」に改める。

第四十八條の六第二項中「日本語実用新案登録出願に係る国際出願日における明細書」を「日本語でされた国際実用新案登録出願(以下「日本語実用新案登録出願」という。))に係る国際出願日における明細書」に改める。
第四十八條の七第一項及び第二項中「基準時」を「国内処理基準時」に改める。

第四十八條の八第一項中「優先日から一年八月を経過した後(条約第二十一條に規定する国際公開(以下「国際公開」という。))がされた国際実用新案登録出願であつて優先日から一年八月以内に出版人から出願審査の請求があつたものについては」を「国内書面提出期間の経過後(国内書面提出期間内に出版人から出願審査の請求があつた国際実用新案登録出願であつて条約第二十一條に規定する国際公開(以下「国際公開」という。))がされているものについては」に改める。

第四十八條の八の二第四項中「第四十八條の五第一項又は特許法第八十四條の五第一項に規定する期間が満了した時(その期間内に出版人が出願審査の請求をしたときは、その請求の時)」を「第四十八條の四第四項若しくは特許法第

昭和六十二年五月二十二日 参議院會議録第十二号(その一) 特許法等の一部を改正する法律案

百八十四条の四第四項の国内処理基準時」に、「時」を「期」に改める。

第四十八条の九中「第百八十四条の五第一項の日本語特許出願にあつては同項」を「第百八十四条の六第二項の日本語特許出願にあつては同法第百八十四条の五第一項」に改める。

第四十八条の十中「優先日から一年八月(優先日から一年七月以内に条約第三十三条に規定する国際予備審査の請求をし、かつ、条約第三十一条(4)の規定に基づき日本国を選挙国として選択した国際実用新案登録出願にあつては、優先日から二年六月)を経過した」を「国内書面提出期間の経過」に改める。

第四十八条の十四第五項中「基準時」を「国内処理基準時」に改める。

第五十条の次に次の一条を加える。

(二)以上の請求項に係る実用新案登録又は実用新案権についての特則

第五十条の二 二以上の請求項に係る実用新案登録又は実用新案権についての第十二条第三項(第十三条の三第四項において準用する場合を含む)、第二十條第一項第一号、第三号

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
第四十一条		特許法第百五十九条第三項	
第四十一条		特許法第百六十一条の三第三項	
第四十五条	特許法第百七十四条第一項	特許法第百五十九条第三項	特許法第五十二条第三項
第四十八条の十三第二項	特許法第百八十四条の十第二項	特許法第六十五条の三第四項	
第四十一条		特許法第百七十四条第三項	特許法第百三十二条第一項
第四十五条			

若しくは第五号、第二十六条において準用する特許法第九十七條第一項若しくは第九十八條第一項第一号、第三十四條において準用する特許法第百一十一條第一項第二号、第三十七條第二項(第四十條第二項及び第四十八條の十二第三項において準用する場合を含む)、第三十九條第四項、第四十一條において準用する特許法第百二十五條、第四十四條、第四十五條において準用する特許法第百七十六條、第四十九條第一項第一号、第五十三條第二項において準用する特許法第百九十三條第二項第五号若しくは特許法第八十條第一項第二号、第四号若しくは第五号又は次の表の第一欄に掲げる規定において、同欄に掲げる規定において準用する同表の第三欄に掲げる規定において若しくは同表の第一欄に掲げる規定において準用する同表の第二欄に掲げる規定において準用する同表の第三欄に掲げる規定においてそれぞれ準用する同表の第四欄に掲げる規定の適用については、請求項ごとに実用新案登録がされ、又は実用新案権があるものとみなす。

第五十四条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、同条第四項中「第一項又は第二項」を「第一項から第三項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 実用新案登録出願人でない者が出願審査の請求をした後において、当該実用新案登録出願の願書に添付した明細書についてした補正又は補正の却下により請求項の数が増加したときは、その増加した請求項について前項の規定により納付すべき出願審査の請求の料金は、同項の規定にかかわらず、実用新案登録出願人が納付しなければならぬ。

別表第四号中「三万二千元」を「三万五千元」に改め、同表第九号中「四万四千元」を「三万九千六百円」に改め、請求項につき四千四百円を加えた額に改める。

(意匠法の一部改正)

第五條 意匠法昭和三十四年法律第百二十五号の一部を次のように改正する。

第十三条の二第二項中「第百八十四条の五第一項の日本語特許出願にあつては同項」を「第百八十四条の六第二項の日本語特許出願にあつては同法第百八十四条の五第一項」に改め、同条第二項中「第四十八条の五第一項の日本語実用新案登録出願にあつては同項」を「第四十八条の六第二項の日本語実用新案登録出願にあつては同法第四十八条の五第一項」に改める。

第十五条第一項中「第三十七條」を「第三十八條」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同法第四十三條第二項中「次の各号に掲げる日のうち最先の日から一年四月」とあるのは、「意匠登録出願の日から三月」と読み替へるものとする。

第四十二條第一項各号列記以外の部分中「十五年」を「存続期間の満了まで」に改め、同項第一号中「四千五百円」を「六千八百円」に改め、同項第二号中「九千円」を「一万三千五百円」に改め、同項第三号中「一万八千円」を「二万七千円」に改め、同条第二項中「四千五百円」を「六千八百円」に改める。

第四十五條中「及び第百一十一條」を「並びに第百一十一條第一項第三号を除く。」及び第二項に改める。

第四十八條第一項第一号中「第三十七條」を「第三十八條」に改める。

第四十九條を次のように改める。

第四十九條 削除

別表第一号中「八千四百円」を「一万三千元」に、「四千二百円」を「六千五百円」に改め、同表第二号中「二千七百円」を「四千四百円」に、「千四百円」を「二千四百円」に改め、同表第三号中「二万二千円」を「三万二千円」に改め、同表第四号中「二万九千円」を「四万四千円」に改め、同表第五号中「二万四千五百円」を「二万二千円」に改め、同表第六号及び第七号中「二万九千円」を「四万四千円」に改める。

(商標法の一部改正)

第六條 商標法(昭和三十四年法律第百二十七号)の一部を次のように改正する。

第十三條第一項に後段として次のように加える。

この場合において、同法第四十三條第二項中「次の各号に掲げる日のうち最先の日から一年四月」とあるのは、「商標登録出願の日から三月」と読み替へるものとする。

第十七條中「申立」を「申立て」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、同法第五十五條第一項中「三月」とあるのは、「二月」と読み替へるものとする。

円に改め、同条第二項中「八万四千円」を「十万円」に改める。

別表第一号中「一万四千円」を「一万七千円」に、「二万八千円」を「三万四千円」に改め、同表第二号中「五千八百円」を「八千八百円」に改め、同表第三号中「二万二千円」を「三万二千円」に改め、同表第四号及び第五号中「二万九千円」を「四万四千円」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十三年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条、第三条、第五条の規定中意匠法第十五条第一項に後段を加える改正規定、同法第四十二条第一項及び第二項の改正規定、同法第四十九条の改正規定並びに同法別表の改正規定、第六条の規定中商標法第十三条第一項に後段を加える改正規定、同法第四十条第一項及び第二項の改正規定並びに同法別表の改正規定並びに次条、附則第四条、第六条、第七条、第八条及び第十一条の規定 昭和六十二年六月一日

二 第二条の規定中特許法第八十四条の四第一項から第四項までの改正規定、同法第八十四条の五第一項並びに第二項第一号及び第二号の改正規定、同法第八十四条の六第二項の改正規定、同法第八十四条の七第二項の改正規定、同法第八十四条の八の改正規定、同法第八十四条の九第一項の改正規定、同法第八十四条の十の改正規定、同法第八十四条の十一の改正規定、同法第八十四条の十二の改正規定、同法第八十四条の十三の改正規定並びに同法第八十四条の十六第五項の改正規定、第四条の規定中実用新案法第四十

八条の四第一項から第四項までの改正規定、同法第四十八条の五第一項並びに第二項第一号及び第四号の改正規定、同法第四十八条の六第二項の改正規定、同法第四十八条の七第一項及び第二項の改正規定、同法第四十八条の八第一項の改正規定、同法第四十八条の九の改正規定、同法第四十八条の十の改正規定並びに同法第四十八条の十四第五項の改正規定並びに第五十条の規定中意匠法第十三条の二第一項及び第二項の改正規定 千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約第六十四条(b)の規定による同条(2)(a)の宣言の撤回の効力の発生の日

(第一条の規定による特許法の改正に伴う経過措置)
第二条 前条ただし書第一号に定める日前に既に納付した特許料又は同日前に納付すべきであった特許料であつて特許法第九十九条の規定によりその納付が猶予されたもの(その猶予期間内に納付するものに限る。)については、第一条の規定による改正後の特許法第七十七条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 前条ただし書第一号に定める日前に設定の登録をした特許権に係る特許法第二百三十三条第一項の審判については、第一条の規定による改正前の特許法第二百三十四条の規定は、同日以後も、なおその効力を有する。

(第二条の規定による特許法の改正に伴う経過措置)
第三条 第二条の規定による改正後の特許法(以下「新特許法」という。)第三十六条第四項及び第五項、第三十七条、第四十九条第三号、第五十五条第一項ただし書、第二百三十三条第一項各号列記以外の部分及び第三号、第二百五十五条第三項、第八十五条並びに第九十五条第三項の規定は、この法律の施行後にした特許出願について適用し、この法律の施行前にした特許出願

については、なお従前の例による。
2 新特許法第五十五条第一項本文(実用新案法第十三条において準用する場合を含む。)の規定は、この法律の施行後に特許出願がなされる特許出願又は実用新案登録出願について適用し、この法律の施行前に出願公告がなされた特許出願又はその納付が猶予されたもの(その猶予期間内に

については、なお従前の例による。
3 この法律の施行前にした特許出願に係る特許料の納付については、新特許法第七十七条第一項の規定の適用については、同項の表に掲げる特許料の金額は、次の表に掲げる金額とする。

各年の区分	金 額
各年の区分	金 額
第一年から第三年まで	毎年五千円に一発明(特許請求の範囲に記載された一発明をいう。以下この表において同じ。)につき五千三百円を加えた額
第四年から第六年まで	毎年八千円に一発明につき八千円を加えた額
第七年から第九年まで	毎年一万六千円に一発明につき一万六千円を加えた額
第十年から第十二年まで	毎年三万二千円に一発明につき三万二千円を加えた額
第十三年から第十五年まで	毎年六万四千円に一発明につき六万四千円を加えた額
第十六年から第十八年まで	毎年十二万八千円に一発明につき十二万八千円を加えた額
第十九年及び第二十	毎年二十五万六千円に一発明につき二十五万六千円を加えた額

4 この法律の施行前にした特許出願に係る手数料の納付については、別表第五号中「五万六千二百円に一請求項につき千八百円」とあるのは「五万円に一発明(特許請求の範囲に記載された一発明をいう。以下この表において同じ。)につき八千円」と、同表第十号中「三万九千六百円に一請求項につき四千四百円」とあるのは「二万二千円に一発明につき二万二千円」とする。

(第三条の規定による実用新案法の改正に伴う経過措置)
第四条 附則第一条ただし書第一号に定める日前に既に納付した登録料又は同日前に納付すべきであった登録料であつて実用新案法第三十四条において準用する特許法第九十九条の規定によりその納付が猶予されたもの(その猶予期間内に

納付するものに限る。)については、第三条の規定による改正後の実用新案法第三十一条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
2 附則第一条ただし書第一号に定める日前に設定の登録をした実用新案権に係る実用新案法第三十七条第一項の審判については、第三条の規定による改正前の実用新案法第三十八条の規定は、同日以後も、なおその効力を有する。

(第四条の規定による実用新案法の改正に伴う経過措置)
第五条 第四条の規定による改正後の実用新案法(以下この条において「実用新案法」という。)第五條第四項及び第五項、第六條、第十一條第三号、第三十七條第一項各号列記以外の部分及び第三号、第四十一條、第五十條の二並びに第五十四條第三項の規定は、この法律の施行後に

昭和六十二年五月二十二日 参議院會議録第十二号(その一) 特許法等の一部を改正する法律案

した実用新案登録出願について適用し、この法律の施行前にした実用新案登録出願については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前にした実用新案登録出願に

各年の区分	金 額
第一年から第三年まで	毎年六千八百円
第四年から第六年まで	毎年一万三千五百円
第七年から第十年まで	毎年二万七千円

3 この法律の施行前にした実用新案登録出願に係る手数料の納付についての新実用新案法第五十四条第二項の規定の適用については、別表第四号中「三万千円に請求項につき千円を加えた額」とあるのは「三万二千円」と、同表第九号中「三万九千六百円に請求項につき四千四百円」とあるのは「四万四千円」とする。

(第五十五条の規定による意匠法の改正に伴う経過措置)

第六条 附則第一条ただし書第一号に定める日前に既に納付した登録料については、第五十五条の規定による改正後の意匠法第四十二条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 附則第一条ただし書第一号に定める日前に設定の登録をした意匠権に係る意匠法第四十八条第一項の審判については、第五十五条の規定による改正前の意匠法第四十九条の規定は、同日以後も、なおその効力を有する。

(特許法等の一部を改正する法律による改正前の特許法の一部改正)

第七条 特許法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第四十一号)附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の特許法(以下「旧法」という)第百七条第一項の表中「一発明につき三千五百円」を「一発明につき五千三百円」に、「一発明につき五千三百円」を「一発明につき八千円」に、

係る登録料の納付についての新実用新案法第三十一条第一項の規定の適用については、同項の表に掲げる登録料の金額は、次の表に掲げる金額とする。

各年の区分	金 額
第一年から第三年まで	毎年六千八百円
第四年から第六年まで	毎年一万三千五百円
第七年から第十年まで	毎年二万七千円

「一発明につき一万千円」を「一発明につき一万六千円」に、「一発明につき二万千円」を「一発明につき三万二千円」に、「一発明につき四万二千円」を「一発明につき六万四千円」に改める。

(旧法の改正に伴う経過措置)

第八条 附則第一条ただし書第一号に定める日前に旧法第七十七条第一項の規定により既に納付した特許料又は同日前に同項の規定により納付すべきであつた特許料であつて特許法第九十九条の規定によりその納付が猶予されたもの(その猶予期間内に納付するものに限る。)については、前条の規定による改正後の旧法第七十七条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(追加の特許権についての特則)

第九条 追加の特許権及び旧法第七十五条第一項の規定により追加の特許権が独立の特許権になつたときの当該独立の特許権については、新特許法第六十七条第三項の規定にかかわらず、特許権の存続期間の延長登録の出願をすることができない。

2 特許権の存続期間の延長登録の出願があつた場合において、その特許権に係る追加の特許権があるときは、その追加の特許権の存続期間は、原特許権とともに延長されたものとみなす。ただし、原特許権の存続期間の延長登録の出願について拒絶をすべき旨の査定が確定し、

又はその存続期間を延長した旨の登録があつたときは、この限りでない。

3 特許権の存続期間を延長した旨の登録があつた場合において、その特許権に係る追加の特許権があるときは、原特許権の存続期間が延長された期間についてその追加の特許権の存続期間を延長した旨の登録をする。

4 特許権の存続期間の延長登録を無効にすべき旨の審判が確定した場合において、その特許権に追加の特許権があるときは、その追加の特許権の当該延長登録による存続期間の延長は、初めからされなかつたものとみなす。ただし、原特許権の存続期間の延長登録が新特許法第二百二十五条の二第一項第三号に該当する場合において、その特許権の実施をすることができなかつた期間を延長した旨の登録をする。

つた期間を超える期間の延長登録を無効にすべき旨の審判が確定したときは、当該超える期間について、その追加の特許権の存続期間の延長がされなかつたものとみなす。

(旧法の一部改正)

第十条 旧法第七十七条第一項を次のように改める。

特許権の設定の登録を受ける者又は特許権者は、特許料として、出願公告の日から第七十四条の規定により特許権が消滅し、又は第六十七条第三項に規定する存続期間が満了するまでの各年について、一件ごとに、次の表の上欄に掲げる区分に従い同表の下欄に掲げる金額を納付しなければならない。

各年の区分	金 額
第一年から第三年まで	毎年一発明(特許請求の範囲に記載された一発明をいう。以下この表において同じ)につき五千三百円
第四年から第六年まで	毎年一発明につき八千円
第七年から第九年まで	毎年一発明につき一万六千円
第十年から第十二年まで	毎年一発明につき三万二千円
第十三年から第十五年まで	毎年一発明につき六万四千円
第十六年から第十八年まで	毎年一発明につき十二万八千円
第十九年及び第二十一年	毎年一発明につき二十五万六千円

(政令への委任)

第十一条 附則第二条から第六条まで及び第八条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

「前田勲男君登壇、拍手」

○前田勲男君 ただいま議題となりました特許法等の一部を改正する法律案につきまして、商工委

員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。本法律案は、近年の産業技術の高度化、国際化に対処するため、特許等の出願について、いわゆる多項制の改善、手続期間等の延長、医薬品など法規制により一定期間特許権が実施できなかった特許権についての期間延長などの措置を講じようとするものであります。委員会におきましては、多項制採用の意義、特

許をめぐる国際情勢、審査・審判官の処遇改善などについて質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が行われたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(藤田正明君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(藤田正明君) 総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(藤田正明君) 日程第一三 昭和六十二年

度における私立学校教職員共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。文教委員長仲川幸男君。

審査報告書

昭和六十二年度における私立学校教職員共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十二年五月二十一日

文教委員長 仲川 幸男

参議院議長 藤田 正明殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、厚生年金及び国民年金の改定措置にならぬ、私立学校教職員共済組合法に基づく年金の額の改定等を行うとするものである。なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用
本法律施行に要する経費として、昭和六十二年一度一般会計予算に千三百九十万円が計上されている。

附帯決議
政府は、次の事項について検討し、速やかにその実現を図るべきである。

一、行革関連特例法に基づく国庫補助金の削減額については、適正な利子を付してその補てんを行うこと。

二、日本私学振興財団及び都道府県からの助成については、私学振興の見地から、その財源措置の充実に努めること。

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和六十二年五月二十日

衆議院議長 原 健三郎
参議院議長 藤田 正明殿

昭和六十二年度における私立学校教職員共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律案
(小字及び一は衆議院修正)

昭和六十二年度における私立学校教職員共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律

(年金の額の改定の特例)

第一条 私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号。以下「法」という。)による年金である給付については、昭和六十一年の平均の物価指数(総務庁において作成する全国消費者物価指数をいう。以下この項において同じ。)に対する昭和六十一年の年平均の物価指数の比率を基準として、昭和六十二年四月分以後の当該年金である給付の額を改定する。

2 前項の規定による年金である給付の額の改定の措置は、政令で定める。

3 前二項の規定により年金である給付の額の改定の措置が講じられたときは、法第二十五条において準用する国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)第七十二条の二の規定(他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。)の適用については、同条の規定による年金である給付の額の改定の措置が講じられたものとみなす。

(改正前の法による年金の額の改定の特例)

第二条 法第四十八条の二の規定により国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第五号)附則第五十条第一項の規定の例によることとされる私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第六号)第一条の規定による改正前の法による年金(大正十五年四月二日以後に生まれた者が受ける権利を有する通算退職年金を除く。)の昭和六十二年四月分以後の額の改定については、昭和六十二年度における国家公務員等共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律(昭和六十二年法律第 号)第二条の規定の例による。

附 則

この法律は、公布の日 昭和六十二年四月一日から施行する。

〔仲川幸男君登壇、拍手〕

○仲川幸男君 ただいま議題となりました法律案につきまして、文教委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、私立学校教職員共済組合が支給する退職共済年金等の額を、厚生年金及び国民年金の改定措置に倣い、昭和六十二年四月分から改定しようとするものであります。

なお、衆議院におきまして、施行期日について修正が行われております。

委員会におきましては、高齢者に対する在職支給の是非、国庫補助減額分の補てんの見通し等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、都道府県からの助成の拡充等に関する附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(藤田正明君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(藤田正明君) 総員起立と認めます。

よつて、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(藤田正明君) 日程第一四 外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律案(内閣提出)を議題といたします。

第四百二十二条第二項の表第三十八条の項の次に次のように加える。

第三百三十九条

外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律(昭和六十二年法律第一号)第二條第一項

「松浦功君登壇 拍手」

○松浦功君 たいま議題となりました法律案について、委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

本法律案は、国際協力等の目的で外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員が安んじて派遣先の業務に専念できるよう、その身分取り扱いについて国家公務員の場合と同様の制度を設けようとするものでありまして、派遣職員は、派遣期間中、職員としての職を保有すること、派遣先の機関の業務を公務とみなして地方公務員災害補償法等の規定を適用すること、派遣職員に給与等の支給及び派遣職員の復帰時における処遇等につき所要の規定の整備を行うほか、施行期日を昭和六十二年四月一日からとすること等を主な内容とするものであります。

委員会におきましては、政府より趣旨説明を聴取した後、派遣職員の処遇、地方公共団体における国際交流のあり方等の問題について熱心な質疑を行いました。

質疑を終局し、採決いたしましたところ、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(藤田正明君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長(藤田正明君) 総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

昭和六十二年五月二十二日 参議院会議録第十二号(その一)

外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律案

た。

○議長(藤田正明君) 日程第一五 船舶安全法及び道路運送車両法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。運輸委員長中野明君。

審査報告書

船舶安全法及び道路運送車両法の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。
昭和六十二年五月二十一日

運輸委員長 中野 明

参議院議長 藤田 正明殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、行政改革の一環として、小型船舶検査機構及び軽自動車検査協会の自立化及び活性化を図るため、これらの法人に対する政府の出資金の返還及び役員を選任等その業務の運営に対する規制の整理合理化の措置等を講じようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

二、費用

本法律案施行のため、別に費用を要しない。

船舶安全法及び道路運送車両法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。
昭和六十二年三月二十六日

内閣総理大臣 中曾根康弘

船舶安全法及び道路運送車両法の一部を改正する法律案

船舶安全法及び道路運送車両法の一部を改正する法律案

正する法律

第一条 船舶安全法(昭和八年法律第十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「補則」を「解散」に改める。

第六條ノ四の次に次の一条を加える。

第六條ノ五 主務大臣ノ認定シタル者ガ命令ノ定ムル所ニ依リ長サ十二メートル未満ノ船舶(以下小型船舶ト称ス)ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノノ検査ヲ行ヒ且当該小型船舶ガ第二條第一項ニ規定スル命令ノ規定ニ適合スルトヲ確認シタルトキハ当該小型船舶ニ付命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ後三十日以内ニ行フ中間検査ヲ省略ス但シ其ノ期間内ニ臨時検査ヲ受クベキ事由ノ生ジタル小型船舶ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ認定ニ関シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第七條第三項中「前條第一項」を「第六條ノ四第一項」に改める。

第七條ノ二第二項中「長サ十二メートル未満ノ船舶(以下小型船舶ト称ス)」を「小型船舶」に改める。

第十二條第一項及び第二項並びに第二十一條ノ二中若ハ第六條ノ三ノ規定ニ依リ」を「第六條ノ三若ハ第六條ノ五第一項ノ規定ニ依リ」に改める。

第二十五條ノ五を次のように改める。

第二十五條ノ五 削除

第二十五條ノ十第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 設立当初の役員は、定款で定めなければならない。

第二十五條ノ十二及び第二十五條ノ十三を次のように改める。

第二十五條ノ十二 削除

(事務の引継ぎ)
第二十五條ノ十三 設立の認可があつたときは、発起人は、遅滞なく、その事務を機構の理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第二十五條ノ十四第一項中「前條第二項」を「前條」に、「出資金の払込みがあつた」を「事務の引継ぎを受けた」に改める。

第二十五條ノ十五第一項第四号中「役員」の下に「の定数、任期、選任方法その他役員」を加え、同項中第八号を第九号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 評議員会に関する事項
第二十五條ノ十六中「理事長一人、理事四人以内及び監事一人」を「理事長、理事及び監事」に改める。

第二十五條ノ十七に次の一項を加える。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は運輸大臣に意見を提出することができる。

第二十五條ノ十八及び第二十五條ノ十九を削り、第二十五條ノ二十を第二十五條ノ十八とし、同条の次に次の二条を加える。

第二十五條ノ十九 機構は、役員が前條各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

(役員を選任及び解任)
第二十五條ノ二十 役員を選任及び解任は、運

船舶安全法及び道

昭和六十二年五月二十二日 参議院會議録第十二号(その一) 船舶安全法及び道路運送車両法の一部を改正する法律案

三〇八

輸大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 運輸大臣は、役員が、この法律、この法律に基づく命令若しくは処分、定款、業務方法書、第二十五条の二十九第一項に規定する検査事務規程若しくは第二十五条の二十七第一項第二号に掲げる業務の実施に関する規程に違反する行為をしたとき、又は機構の業務に關し著しく不適当な行為をしたときは、機構に對し、期間を指定して、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

3 運輸大臣は、役員が第二十五条の十八各号の一に該当するに至つた場合において機構がその役員を解任しないとき、又は機構が前項の規定による命令に従わなかつたときは、当該役員を解任することができる。

第二十五条の二十一を削り、第二十五条の二十二を第二十五条の二十一とし、第二十五条の二十三を第二十五条の二十二とし、同条の次の一条を加える。

(評議員会)

第二十五条の二十三 機構に、その運営に関する重要事項を審議する機関として、評議員会を置く。

2 評議員会は、評議員二十人以内で組織する。

3 評議員は、船舶の堪航性及び人命の安全の保持についての学識経験を有する者のうちから、運輸大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

第二十五条の三十四の見出し中「認可等」を「認可」に改め、同条中「事業計画及び資金計画」を「及び事業計画」に改める。

第二十五条の三十五第一項中「提出して、その承認を受けなければ」を「提出しなければ」に改める。

第二十五条の三十六及び第二十五条の三十七を次のように改める。

第二十五条の三十六及び第二十五条の三十七 削除

「第七節 補則」を「第七節 解散」に改める。

第二十五条の四十二を次のように改める。

第二十九条の四十二 削除

第二十九条の四十一第一項中「検定又ハ」を「検定(機構又ハ指定検定機関ノ検定ヲ除ク以下同ジ)又ハ」に、「第七条ノ二」を「又ハ第七条ノ二」に、「又ハ指定検定機関ノ検査等」を「ノ検査等」に、「都道府県又ハ指定検定機関」を「又ハ都道府県」に改め、同条第二項中「都道府県又ハ指定検定機関」を「又ハ都道府県」に、「当該都道府県又ハ当該指定検定機関」を「又ハ当該都道府県」に改める。

(道路運送車両法の一部改正)

第二条 道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「補則(第七十六条の四十一・第七十六条の四十二)」を「解散(第七十六条の四十二)」に改める。

第七十六条の五を次のように改める。

第七十六条の五 削除

第七十六条の九中「安全性の確保」の下に「及び自動車による公害の防止」を加える。

第七十六条の十第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 設立当初の役員は、定款で定めなければならない。

第七十六条の十一中「行なわれ」を「行われ」に改め、「安全性の確保」の下に「及び軽自動車による公害の防止」を加える。

第七十六条の十二及び第七十六条の十三を次のように改める。

第七十六条の十二 削除

(事務の引継ぎ)

第七十六条の十三 設立の認可があつたとき

は、発起人は、遅滞なく、その事務を協会の理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第七十六条の十四第一項中「前条第二項」を「前条」に、「出資金の払込みがあつた」を「事務の引継ぎを受けた」に改める。

第七十六条の十五第一項第四号中「役員」の下に「の定数、任期、選任方法その他役員」を加え、同項中第八号を第九号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 評議員会に関する事項

第七十六条の十六中「理事長一人、理事四人以内及び監事一人」を「理事長、理事及び監事」に改める。

第七十六条の十七に次の一項を加える。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は運輸大臣に意見を提出することができる。

第七十六条の十八及び第七十六条の十九を削り、第七十六条の二十を第七十六条の十八とし、同条の次に次の二条を加える。

第七十六条の十九 協会は、役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

(役員を選任及び解任)

第七十六条の二十 役員を選任及び解任は、運輸大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 運輸大臣は、役員が、この法律、この法律に基づく命令若しくは処分、定款、業務方法書若しくは第七十六条の三十一第一項に規定する検査事務規程に違反する行為をしたとき、又は協会の業務に關し著しく不適当な行為をしたときは、協会に對し、期間を指定して、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

3 運輸大臣は、役員が第七十六条の十八各号

の一に該当するに至つた場合において協会がその役員を解任しないとき、又は協会が前項の規定による命令に従わなかつたときは、当該役員を解任することができる。

第七十六条の二十一を削り、第七十六条の二十二を第七十六条の二十一とし、第七十六条の二十三を第七十六条の二十二とし、同条の次に次の一条を加える。

(評議員会)

第七十六条の二十三 協会に、その運営に関する重要事項を審議する機関として、評議員会を置く。

2 評議員会は、評議員二十人以内で組織する。

3 評議員は、自動車の安全性の確保及び自動車による公害の防止について学識経験を有する者のうちから、運輸大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

第七十六条の三十四中、事業計画及び資金計画を「及び事業計画」に改める。

第七十六条の三十五第一項中「提出して、その承認を受けなければ」を「提出しなければ」に改める。

第七十六条の三十六及び第七十六条の三十七を次のように改める。

第七十六条の三十六及び第七十六条の三十七 削除

「第七節 補則」を「第七節 解散」に改める。

第七十六条の四十二を削る。

第九十四条の四第五項中「自動車検査員、軽自動車検査員」とを「自動車検査員」とに改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条、附則第四条第二項及

び附則第五条（附則第二条及び第四条第二項の準用に関する部分に限る。）の規定は、公布の日から施行する。

（機構の定款の変更）

第二条 小型船舶検査機構（次条及び附則第四条において「機構」という。）は、この法律の施行の日までに、必要な定款の変更をし、運輸大臣の認可を受けるものとする。

2 前項の認可があつたときは、同項に規定する定款の変更は、この法律の施行の日における効力を生ずる。

（機構の資本金相当額の国庫への納付）

第三条 機構は、第一条の規定による改正前の船舶安全法第二十五条の五に規定する資本金の額に相当する金額を、この法律の施行の日において、国庫に納付しなければならない。

（機構の役員に関する経過措置）

第四条 この法律の施行の際現に機構の理事長、理事又は監事である者は、それぞれその際第一条の規定による改正後の船舶安全法第二十五条の二十第一項の規定により、その選任について運輸大臣の認可を受けたものとみなす。

2 機構は、附則第二条第一項の規定による定款の変更をする場合には、前項の規定によりその選任について運輸大臣の認可を受けたものとみなされる役員の任期を当該定款に定めなければならない。

（準用）

第五条 前三条の規定は、軽自動車検査協会について準用する。この場合において、附則第三条中「第一条」とあるのは「第二条」と、「船舶安全法第二十五条の五」とあるのは「道路運送車両法第七十六条の五」と、前条第一項中「第一条」とあるのは「第二条」と、「船舶安全法第二十五条の二十第一項」とあるのは「道路運送車両法第七十六条の二十第一項」と、同条第二項中「附則第二条第一項」とあるのは「次条

において準用する附則第二条第一項」と読み替えるものとする。

（罰則に関する経過措置）

第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部改正）

第七条 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第十七条の十五第一項中「及び第二項」を削る。

（自動車検査登録特別会計法の一部改正）

第八条 自動車検査登録特別会計法（昭和三十九年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「軽自動車検査協会に対する出資」を削る。

附則第三項を次のように改める。

3 船舶安全法及び道路運送車両法の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第 号）

附則第五条において準用する同法附則第三条の規定による軽自動車検査協会からの納付金は、この会計の歳入とする。

附則第四項及び第五項を削る。

（法人税法の一部改正）

第九条 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表軽自動車検査協会の項及び別表第二第一号の表労働者財産形成基金の項の次に次のように加える。

軽自動車検査協会
道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）

別表第二第一号の表小型自動車競走会の項の次に次のように加える。

小型船舶検査機構
船舶安全法

（印紙税法の一部改正）

第十条 印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第二小型船舶検査機構の項を削る。

三の二 軽自動車検査協会
道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）

一 事務所用建物（専ら自己の事務所の用に供する建物）をいう。以下同じ。
二 道路運送車両法第七十六条の二（業務）に掲げる業務の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該業務の用に供する土地の権利の取得登記

第三欄の第一号又は第二号の登記に該当するものであることを証する大蔵省令で定める書類の添付があるものに限り。

別表第三の四の項中「専ら自己の事務所の用に供する建物」をいう。以下同じ。」を削る。

（売上税法の一部改正）

第十二条 売上税法（昭和六十二年法律第 号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表軽自動車検査協会の項及び別表第二第一号の表労働者財産形成基金の項の次に次のように加える。

軽自動車検査協会
道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）

別表第二第一号の表小型自動車競走会の項の次に次のように加える。

小型船舶検査機構
船舶安全法（昭和八年法律第十一号）

（地方税法の一部改正）

第十三条 地方税法（昭和二十五年法律第二百一十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第三号中「軽自動車検査協会、小型船舶検査機構」を削る。

（登録免許税法の一部改正）

第十一条 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第二軽自動車検査協会の項及び小型船舶検査機構の項を削る。

別表第三の三の項の次に次のように加える。

第七十二条の五第一項第六号中「特定船舶製造業安定事業協会」の下に「軽自動車検査協会、小型船舶検査機構」を加える。

第七十三条の四第一項中第十八号を削り、第十八号の二を第十八号とし、第十八号の三を削る。

第三百四十八条第二項第二十三号の二及び第二十三号の三を削る。

第三百四十九条の三に次の二項を加える。

32 小型船舶検査機構が所有し、かつ、直接船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十五条の二十七第一項第一号に規定する業務の用に供する固定資産税の課税標準は、前二条の規定にかかわらず、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の六分の一の額とする。

33 軽自動車検査協会が所有し、かつ、直接道路運送車両法第七十六条の二十七第一項第一号に規定する業務の用に供する固定資産に対して課する固定資産税の課税標準は、前二条の規定にかかわらず、当該固定資産に係る固定

昭和六十二年五月二十二日 参議院會議録第十二号(その一) 船舶安全法及び道路運送車両法の一部を改正する法律案 恩給法等の一部を改正する法律案

定資産税の課税標準となるべき価格の六分の一の額とする。

第五百八十六條第二項第二十七号の六の次に次の一号を加える。

二十七の七 小型船舶検査機構が直接船舶安全法第二十五條の二十七第一項第一号に規定する業務の用に供する土地

第七百二條第二項中「第三十一項」を「第三十三項」に改める。

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)

第十四條 小型船舶検査機構がこの法律の施行の日の前日までに取得した前条の規定による改正前の地方税法第三百四十八條第二項第二十三号の三に規定する固定資産のうち家屋及び償却資産については、同号の規定は、なおその効力を有する。

2 前項の場合において、小型船舶検査機構が同項に規定する日までに取得した同項に規定する家屋については、地方税法第七百二條の二第二項中「第三百四十八條第二項から第四項まで」とあるのは、「船舶安全法及び道路運送車両法の一部を改正する法律(昭和六十二年法律第...号)附則第十三條の規定による改正前の地方税法第三百四十八條第二項及び第三項」として、同項の規定を適用する。

3 前二項の規定は、軽自動車検査協会について準用する。この場合において、第一項中「第三百四十八條第二項第二十三号の三」とあるのは、「第三百四十八條第二項第二十三号の二」と読み替えるものとする。

〔中野明君登壇 拍手〕

○中野明君 ただいま議題となりました船舶安全法及び道路運送車両法の一部を改正する法律案につきまして、運輸委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

本法律案は、行政改革の一環として、小型船舶検査機構及び軽自動車検査協会の自立化及び活性化を図るため、これらの法人に対する政府の出資金の返還及び役員選任等、その業務の運営に対する規制の整理合理化の措置等を講じようとするものであります。

委員会における質疑の詳細については、會議録によつて御承知願ひたいと存じます。

質疑を終局し、討論もなく、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(藤田正明君) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(藤田正明君) 過半数と認めます。よつて、本案は可決されました。

○議長(藤田正明君) 日程第一六 恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長岩本政光君。

審査報告書

恩給法等の一部を改正する法律案 右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十二年五月二十一日

内閣委員長 岩本 政光

参議院議長 藤田 正明殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近の経済情勢等にかんがみ、恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額及び

普通恩給等の最低保障額の引上げ等を行おうとするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用 本法律案施行に要する経費として、約二百七十七億円が昭和六十二年度一般会計予算に計上されてゐる。

附帯決議

政府は、次の事項について速やかに検討のうえ善処すべきである。

一、恩給年額の改定については、国家補償としての恩給の性格、恩給受給者の高齢化等に配慮し、今後とも現職公務員の給与水準との均衡を維持するよう努めること。

一、恩給の改定実施時期については、現職公務員の給与改定時期を考慮し、均衡を失しないよう配慮するとともに、各種改善を同時期に一体化して実施するよう努めること。

一、恩給の最低保障額については、引き続きその引上げ等を図るとともに扶助料の給付水準については、さらにその実質的改善を図ること。

一、恩給受給者に対する老齢福祉年金の支給制限を撤廃すること。

一、外国特殊法人及び外国特殊機関の未指定分の件について再検討を加え適切な措置を講ずること。

一、戦地勤務に服した旧日赤看護婦及び旧陸海軍従軍看護婦に対する慰勞給付金の増額について適切な措置をとること。

一、恩給欠格者等の処遇について検討すること。

一、かつて日本国籍を有していた旧軍人軍属等に係る戦後処理の未解決の諸問題については、人道的見地に立つて速やかに検討すること。

一、旧満州国日系公務員の処遇問題について検討すること。

右決議する。

恩給法等の一部を改正する法律案 右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和六十二年五月十五日

衆議院議長 原 健三郎

参議院議長 藤田 正明殿

(小字及び一は衆議院修正)

恩給法等の一部を改正する法律案

恩給法等の一部を改正する法律

(恩給法の一部改正)

第一条 恩給法(大正十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第五十八條ノ四第一項を次のように改める。

普通恩給ハ恩給年額百七十万円以上ニシテ之ヲ受クル者ノ前年ニ於ケル恩給外ノ所得ノ年額七百万円ヲ超ユルトキハ左ノ区分ニ依リ恩給年額ノ一部ヲ停止ス但シ恩給ノ支給年額百七十万円ヲ下ラシムルコトナク其ノ停止年額ハ恩給年額ノ五割ヲ超ユルコトナシ

一 恩給年額ト恩給外ノ所得ノ年額トノ合計額ガ千四百万円以下ナルトキハ八百七十万円ヲ超ユル金額ノ三割五分ノ金額ニ相当スル金額

二 恩給年額ト恩給外ノ所得ノ年額トノ合計額ガ千四百万円ヲ超エ千二百五十万円以下ナルトキハ八百七十万円ヲ超エ千四百万円以下ノ金額ノ三割五分ノ金額ニ相当スル金額ノ三割五分ノ金額ノ合計額ニ相当スル金額

三 恩給年額ト恩給外ノ所得ノ年額トノ合計額ガ千二百五十万円ヲ超エ千三百八十万円以下ナルトキハ八百七十万円ヲ超エ千四百万円以下ノ金額ノ三割五分ノ金額ニ相当スル金額ノ三割五分ノ金額ノ合計額ノ四割ノ

金額及千二百十万円ヲ超ユル金額ノ四割五分ノ金額ノ合計額ニ相当スル金額

四 恩給年額ト恩給外ノ所得ノ年額トノ合計額ガ千三百八十万円ヲ超ユルトキハ八百七十万円ヲ超エ千四百万円以下ノ金額ノ三割五分ノ金額、千四百万円ヲ超エ千二百十万円以下ノ金額ノ四割ノ金額、千二百十万円ヲ超エ千三百八十万円以下ノ金額ノ四割五分ノ金額及千三百八十万円ヲ超ユル金額ノ五割ノ金額ノ合計額ニ相当スル金額

第六十五條第二項中「十六万八千円」を「十八万円」に、「十二万四千円」を「十二万円」に改める。

別表第二号表中「四、四六五、〇〇〇円」を「四、五五四、〇〇〇円」に、「三、七二〇、〇〇〇円」を「三、七九四、〇〇〇円」に、「三、〇六五、〇〇〇円」を「三、一二六、〇〇〇円」に、「二、四二四、〇〇〇円」を「二、四七二、〇〇〇円」に、「一、九六二、〇〇〇円」を「二、〇〇〇円」に、「一、五八五、〇〇〇円」を「二、〇〇〇円」に、「一、五八五、〇〇〇円」を「二、〇〇〇円」に改める。

別表第三号表中「四、七四九、〇〇〇円」を「四、八四四、〇〇〇円」に、「三、九四〇、〇〇〇円」を「四、〇一九、〇〇〇円」に、「三、三八〇、〇〇〇円」を「三、四四八、〇〇〇円」に、「二、七七七、〇〇〇円」を「二、八三三、〇〇〇円」に、「二、二二七、〇〇〇円」を「二、二七二、〇〇〇円」に改める。

別表第四号表中「四、一九二、四〇〇円」を「四、二七六、二〇〇円」に、「三、八七二、七〇〇円」を「三、九五〇、二〇〇円」に、「三、七一一、六〇〇円」を「三、七八五、八〇〇円」に、「三、五八三、七〇〇円」を「三、六五五、四〇〇円」に、「二、五二八、五〇〇円」を「二、五七九、一〇〇円」に、「二、四一一、三〇〇円」を「二、五二八、五〇〇円」に改める。

二、四五九、五〇〇円」に、「二、一七四、二〇〇円」を「二、二二七、七〇〇円」に、「一、七七六、八〇〇円」を「一、八二二、三〇〇円」に、「一、七〇九、二〇〇円」を「一、七四三、四〇〇円」に、「一、五九八、〇〇〇円」を「一、六三〇、〇〇〇円」に、「一、五五三、九〇〇円」を「一、五八五、〇〇〇円」に、「一、五〇八、五〇〇円」を「一、五三八、七〇〇円」に、「一、三二八、六〇〇円」を「一、三五五、二〇〇円」に、「一、一七八、五〇〇円」を「一、二〇二、一〇〇円」に、「一、一三七、二〇〇円」を「一、一五九、九〇〇円」に、「一、一〇八、一〇〇円」を「一、一三〇、三〇〇円」に、「一、〇八二、三〇〇円」を「一、一〇三、九〇〇円」に、「一、〇五六、七〇〇円」を「一、〇七七、八〇〇円」に、「一、〇一五、五〇〇円」を「一、〇三七、八〇〇円」に、「一、〇一五、五〇〇円」を「一、〇三五、八〇〇円」に、「一、〇一五、五〇〇円」を「一、〇三五、八〇〇円」に、「一、〇一五、五〇〇円」を「一、〇三五、八〇〇円」に改める。

別表第五号表中「四、一九二、四〇〇円」を「四、二七六、二〇〇円」に、「三、八七二、七〇〇円」を「三、九五〇、二〇〇円」に、「三、七一一、六〇〇円」を「三、七八五、八〇〇円」に、「三、五八三、七〇〇円」を「三、六五五、四〇〇円」に、「二、五二八、五〇〇円」を「二、五七九、一〇〇円」に、「二、四一一、三〇〇円」を「二、五二八、五〇〇円」に改める。

別表第五号表中「四、一九二、四〇〇円」を「四、二七六、二〇〇円」に、「三、八七二、七〇〇円」を「三、九五〇、二〇〇円」に、「三、七一一、六〇〇円」を「三、七八五、八〇〇円」に、「三、五八三、七〇〇円」を「三、六五五、四〇〇円」に、「二、五二八、五〇〇円」を「二、五七九、一〇〇円」に、「二、四一一、三〇〇円」を「二、五二八、五〇〇円」に改める。

〇円」に、「一、〇八二、三〇〇円」を「一、〇三九、〇〇〇円」に、「一、〇五六、七〇〇円」を「一、〇七七、八〇〇円」に、「一、〇一五、五〇〇円」を「一、〇三七、八〇〇円」に、「一、〇一五、五〇〇円」を「一、〇三七、八〇〇円」に、「一、〇一五、五〇〇円」を「一、〇三七、八〇〇円」に改める。

八年法律第百五十五号)の一部を次のように改正する。
附則第二十二條の三中「十六万八千円」を「十八万円」に改める。
附則第二十七條ただし書中「百四十一万五千円」を「百四十四万三千円」に、「百十万円」を「百十二万二千円」に改める。
附則別表第一を次のように改める。

附則別表第一(附則第十三條關係)

階	級	俸 給 年 額
大將		六、一八四、五〇〇円
中將		五、五一、八〇〇円
少將		四、三七八、七〇〇円
大佐		三、七八五、八〇〇円
中佐		三、六二二、五〇〇円
少佐		二、八三一、〇〇〇円
大尉		二、三九七、一〇〇円
中尉		一、九〇三、九〇〇円
少尉		一、六三〇、〇〇〇円
准士官		一、五〇二、八〇〇円
曹長又は上等兵曹		一、二三八、七〇〇円
軍曹又は一等兵曹		一、一五九、九〇〇円
伍長又は二等兵曹		一、一三〇、三〇〇円
兵		一、〇三五、八〇〇円

備考 各階級は、これに相当するものを含むものとする。

附則別表第四中「一、四四七、〇〇〇円」を「一、四七六、〇〇〇円」に改める。

附則別表第五中「一、三二五、〇〇〇円」を「一、三四一、〇〇〇円」に、「一、〇五五、〇〇〇円」を「一、〇七六、〇〇〇円」に、「八四八、〇〇〇円」を「八六五、〇〇〇円」に、「七五〇、〇〇〇円」を「七六五、〇〇〇円」に改める。

附則別表第六から附則別表第八までを次のように改める。

昭和六十二年五月二十二日 参議院會議録第十二号(その二) 恩給法等の一部を改正する法律案

附則別表第六(附則第十三条関係)

仮 定 俸 給 年 額	金 額
六、一八四、五〇〇円	六、〇三五、六〇〇円
五、五一、八〇〇円	五、四二二、二〇〇円
四、三七八、七〇〇円	四、二七六、二〇〇円
三、七八五、八〇〇円	三、六五五、四〇〇円
三、六二二、五〇〇円	三、四五四、八〇〇円
二、八三一、〇〇〇円	二、七三一、二〇〇円
二、三九七、一〇〇円	二、二二七、七〇〇円
一、九〇三、九〇〇円	一、七四三、四〇〇円
一、六三〇、〇〇〇円	一、五三八、七〇〇円
一、五〇二、八〇〇円	一、三五五、二〇〇円
一、二三八、七〇〇円	一、一三〇、三〇〇円
一、一五九、九〇〇円	一、〇七七、八〇〇円
一、一三〇、三〇〇円	一、〇三五、八〇〇円
一、〇三五、八〇〇円	九二、五〇〇円

附則別表第六の二(附則第十三条関係)

仮 定 俸 給 年 額	金 額
六、一八四、五〇〇円	六、六四八、三〇〇円
五、五一、八〇〇円	五、九三〇、四〇〇円
四、三七八、七〇〇円	五、〇一八、六〇〇円
三、七八五、八〇〇円	四、三七八、七〇〇円
三、六二二、五〇〇円	四、一一三、八〇〇円
二、八三一、〇〇〇円	三、二八三、五〇〇円
二、三九七、一〇〇円	二、七三一、二〇〇円
一、九〇三、九〇〇円	二、一七六、三〇〇円

附則別表第七(附則第十三条関係)

仮 定 俸 給 年 額	金 額
一、六三〇、〇〇〇円	一、九〇三、九〇〇円
一、五〇二、八〇〇円	一、七一九、五〇〇円
一、二三八、七〇〇円	一、四〇〇、四〇〇円
一、一五九、九〇〇円	一、三二三、八〇〇円
一、一三〇、三〇〇円	一、二七二、五〇〇円
一、〇三五、八〇〇円	一、一五九、九〇〇円

附則別表第八(附則第十三条関係)

仮 定 俸 給 年 額	金 額
二、三九七、一〇〇円	二、九七二、四〇〇円
一、九〇三、九〇〇円	二、三三七、九〇〇円
一、六三〇、〇〇〇円	二、一〇六、二〇〇円
一、五〇二、八〇〇円	一、九〇三、九〇〇円

(旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の一部改正)
 第三条 旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律(昭和三十一年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。
 第三条第二項ただし書中「百十萬円」を「百十二萬二千円」に改める。
 (恩給法等の一部を改正する法律の一部改正)
 第四条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

附則第八条第一項中「昭和六十一年七月分」を「昭和六十二年四月分」に改め、同項の表中「八七九、三〇〇円」を「八九六、九〇〇円」に、「六五九、五〇〇円」を「六七二、七〇〇円」に、「五二七、六〇〇円」を「五三八、一〇〇円」に、「四三九、七〇〇円」を「四四八、五〇〇円」に、「六〇九、六〇〇円」を「六二七、二〇〇円」に、「四五七、二〇〇円」を「四七〇、四〇〇円」に、「三六五、八〇〇円」を「三七六、三〇〇円」に、「三〇四、八〇〇円」を「三一三、六〇〇円」に改め、同条第四項中「昭和六十一年六月三十日」を「昭和

和六十二年三月三十一日に改める。

第五条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

附則第十三条第二項の表中「三、四〇三、四〇〇円を「三、四七一、五〇〇円に、「一、八三八、八〇〇円を「一、八九五、六〇〇円に、「一、三四六、二〇〇円を「一、三九三、一〇〇円に、「一、八五九、六〇〇円を「一、八九六、八〇〇円に、「一、五二二、四〇〇円を「一、五四二、六〇〇円に、「一、二二五、四〇〇円を「一、二四九、九〇〇円に、「一、一四、一〇〇円を「一、一三六、四〇〇円に、「一、〇一四、一〇〇円を「一、〇三四、四〇〇円に、「八一五、三〇〇円を「八三一、六〇〇円に、「六五八、七〇〇円を「六七一、九〇〇円に、「五七九、五〇〇円を「五九一、一〇〇円に改め、同条第三項中「十六万八千円」を「十八万円に、「十二万四千円」を「十二万円に改める。

第六条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

附則第十四条第一項中「二十一万円」を「二十一万九千五百円に、「十二万円」を「十二万五千五百円に改め、同条第二項中「九万六千円」を「十萬四千円に改める。

附則第十五条第二項中「三十万四千八百円」を「三十一万三千六百円に、「二十二万八千六百円」を「二十三万五千二百円に改め、同条第四項中「五万四千円」を「五万七千円に改める。

附則

(施行期日)

公布の日

第一条 この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中恩給法第五十八条ノ四第一項の改正規定及び附則第十五条第一項の規定 昭和六十二年七月一日

昭和六十二年五月二十二日 参議院会議録第十二号(その一) 恩給法等の一部を改正する法律案

二 第六条中恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第五十一号。以下「法律第五十一号」という。)附則第十四条第一項及び第二項並びに第十五条第四項の改正規定 昭和六十二年八月一日

第一条の規定による改正後の恩給法第六十五条第二項及び別表第二号表から別表第五号表までの規定、第二条の規定による改正後の恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五十五号。以下「法律第五十五号」という。)の規定、第三条の規定による改正後の旧軍人等の遺族に対する恩給の特例に関する法律の規定、第四条の規定による改正後の恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第二百一十一号。以下「法律第二百一十一号」という。)の規定、第五条の規定による改正後の恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第八十一号。以下「法律第八十一号」という。)の規定並びに第六條の規定による改正後の法律第五十一号附則第十五条第二項の規定並びに附則第十四条の規定は、昭和六十二年四月一日から適用する。

第二条 公務員(恩給法)の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五十五号。以下「法律第五十五号」という。)

附則第十條第一項に規定する旧軍人(以下「旧軍人」という。)を除く。若しくは公務員に準ずる者(同項に規定する旧軍人(以下「旧軍人」という。))を除く。又はこれらの者の遺族に給する普通恩給又は扶助料については、昭和六十二年四月分以降、その年額を、その年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額にそれぞれ対応する附則別表の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法(改正後の法律第五十五号附則)その他の恩給に関する法令を含む。附則第十二条において同じ。の規定によつて算出して得た年額に改定する。

(傷病恩給に関する経過措置)

第三条 増加恩給(第七項の増加恩給を除く。)については、昭和六十二年四月分以降、その年額(恩給法第六十五条第二項から第六項までの規定による加給の年額を除く。)を、改正後の恩給法第六十五条第一項に規定する年額に改定する。

第四条 昭和六十二年三月三十一日以前に給与事由の生じた傷病恩給の金額の計算については、

なお従前の例による。

第五条 第七項の増加恩給については、昭和六十二年四月分以降、その年額(法律第五十五号附則第二十二條第三項ただし書において準用する恩給法第六十五条第二項から第五項までの規定による加給の年額を除く。)を、改正後の法律第五十五号附則第二十二條第一項に規定する年額に改定する。

第六条 傷病年金については、昭和六十二年四月分以降、その年額(妻に係る加給の年額を除く。)を、改正後の法律第五十五号附則第二十二條第一項に規定する年額に改定する。

第七条 特例傷病恩給については、昭和六十二年四月分以降、その年額(恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第八十一号。以下「法律第八十一号」という。))附則第十三条第三項及び第四項の規定による加給の年額を除く。)を、改正後の法律第八十一号附則第十三条第二項に規定する年額に改定する。

第八条 妻に係る年額の加給をされた増加恩給、傷病年金又は特例傷病恩給については、昭和六十二年四月分以降、その加給の年額を、十八万円に改定する。

2 扶養家族に係る年額の加給をされた増加恩給又は特例傷病恩給については、昭和六十二年四月分以降、その加給の年額を、それぞれ改正後の恩給法第六十五条第二項(改正後の法律第五十五号附則第二十二條第三項ただし書において準用する場合を含む。)(又は改正後の法律第八十一号附則第十三条第三項の規定によつて算出して得た年額に改定する。

(扶助料等に関する経過措置)

第九条 法律第五十一号附則第十四条第一項又は第二項の規定による年額の加算をされた扶助料については、昭和六十二年八月分以降、その加算の年額を、それぞれ改正後の法律第五十一号附則第十四条第一項又は第二項に規定する年額に改定する。

第十條 昭和六十二年四月分から同年七月分までの

の扶助料の年額に関する改正後の恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第二百一十一号)附則第八條第一項の規定の適用については、同項の表中「六二七、二〇〇円」とあるのは「六二二、八〇〇円」と、「四七〇、四〇〇円」とあるのは「四六六、四〇〇円」と、「三七六、三〇〇円」とあるのは「三七三、一〇〇円」と、「三一三、六〇〇円」とあるのは「三一〇、九〇〇円」とする。

第十一條 傷病者遺族特別年金については、昭和六十二年四月分以降、その年額を、改正後の法律第五十一号附則第十五条の規定によつて算出して得た年額に改定する。

2 昭和六十二年四月分から同年七月分までの傷病者遺族特別年金の年額に関する改正後の法律第五十一号附則第十五条の規定の適用については、同条第二項中「三十一万三千六百円」とあるのは「三十一万九百円」と、「二十三万五千二百円」とあるのは「二十三万三千二百円」とする。

(旧軍人等の恩給年額の改定)

第十二條 旧軍人若しくは旧準軍人又はこれらの者の遺族に給する普通恩給又は扶助料については、昭和六十二年四月分以降、その年額を、改正後の法律第五十五号附則第十三条第一項の仮定俸給年額(法律第五十五号附則第十三条第二項に規定する普通恩給又は扶助料については、当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第五十五号附則別表第六の下欄に掲げる金額、法律第五十五号附則第十三条第三項に規定する普通恩給又は扶助料については、当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第五十五号附則別表第六の二の下欄に掲げる金額、法律第五十五号附則第十三条第四項に規定する普通恩給又は扶助料については、当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第五十五号附則別表第七(七十歳以上の者並びに七十歳未満の扶助料を受ける妻及び子にあつては、改正後の法律第五十五号附則別表第八)の下欄に掲げる金額)を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法の規定によ

昭和六十二年五月二十二日 参議院會議録第十二号(その一) 恩給法等の一部を改正する法律案

つて算出して得た年額に改定する。

(職権改定)

第十三条 この法律の附則の規定による恩給年額の改定は、裁定庁が受給者の請求を待たずに行う。

(恩給年額の改定の場合の端数計算)

第十四条 この法律の附則の規定により恩給年額を改定する場合において、当該規定により算出して得た恩給年額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げた額をもつて改定後の恩給年額とする。

(多額所得による恩給停止についての経過措置)

第十五条 改正後の恩給法第五十八条ノ四の規定は、昭和六十二年六月三十日以前に給与事由の生じた普通恩給についても、適用する。この場合において、昭和五十九年六月三十日以前に給与事由の生じた普通恩給の支給年額は、次の各号に掲げる支給年額のうちいずれか多い支給年

附則別表(附則第二条関係)

恩給年額の計算の基礎となつての俸給年額	仮 定 俸 給 年 額
八九四、六〇〇円	九二一、五〇〇円
九三四、三〇〇円	九五三、〇〇〇円
九七五、二〇〇円	九九四、七〇〇円
一、〇一五、五〇〇円	一、〇三五、八〇〇円
一、〇五六、七〇〇円	一、〇七七、八〇〇円
一、〇八二、三〇〇円	一、一〇三、九〇〇円
一、一〇八、一〇〇円	一、一三〇、三〇〇円
一、一三七、二〇〇円	一、一五九、九〇〇円
一、一七八、五〇〇円	一、二〇二、一〇〇円
一、二一四、四〇〇円	一、二三八、七〇〇円
一、二四七、五〇〇円	一、二七二、五〇〇円

額を下ることはなく、同年七月一日以後に給与事由の生じた普通恩給の支給年額は、第一号に掲げる支給年額を下ることはない。

一 附則第二条又は第十二条の規定による改定後の年額の普通恩給について改正前の恩給法第五十八条ノ四の規定を適用した場合の支給年額

二 恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第二十九号)附則第二条第一項又は第十二条第一項の規定による改定後の年額をその恩給年額として同法による改正前の恩給法第五十八条ノ四の規定を適用した場合の支給年額

2 昭和六十二年四月分から同年六月分までの普通恩給に関する恩給法第五十八条ノ四の規定の適用については、附則第二条又は第十二条の規定による改定を行わないとした場合に受けることとなる普通恩給の年額をもつて恩給年額とする。

一、二八八、〇〇〇円	一、三二三、八〇〇円
一、三二八、六〇〇円	一、三五五、二〇〇円
一、三七二、九〇〇円	一、四〇〇、四〇〇円
一、四一七、五〇〇円	一、四四五、九〇〇円
一、四七三、三〇〇円	一、五〇二、八〇〇円
一、五〇八、五〇〇円	一、五三八、七〇〇円
一、五五三、九〇〇円	一、五八五、〇〇〇円
一、五九八、〇〇〇円	一、六三〇、〇〇〇円
一、六八五、八〇〇円	一、七一九、五〇〇円
一、七〇九、二〇〇円	一、七四三、四〇〇円
一、七七六、八〇〇円	一、八二二、三〇〇円
一、八六六、六〇〇円	一、九〇三、九〇〇円
一、九六五、八〇〇円	二、〇〇五、一〇〇円
二、〇一六、五〇〇円	二、〇五六、八〇〇円
二、〇六四、九〇〇円	二、一〇六、二〇〇円
二、一三三、六〇〇円	二、一七六、三〇〇円
二、一七四、二〇〇円	二、二二七、七〇〇円
二、二九二、一〇〇円	二、三三七、九〇〇円
二、三五〇、一〇〇円	二、三九七、一〇〇円
二、四一一、三〇〇円	二、四五九、五〇〇円
二、五二八、五〇〇円	二、五七九、一〇〇円
二、六四六、九〇〇円	二、六九九、八〇〇円
二、六七七、六〇〇円	二、七三二、二〇〇円
二、七七五、五〇〇円	二、八三一、〇〇〇円
二、九一四、一〇〇円	二、九七二、四〇〇円
三、〇五一、四〇〇円	三、一一二、四〇〇円

三、一三六、四〇〇円	三、一九九、一〇〇円
三、二一九、一〇〇円	三、二八三、五〇〇円
三、三八七、一〇〇円	三、四五四、八〇〇円
三、五五一、五〇〇円	三、六二二、五〇〇円
三、五八三、七〇〇円	三、六五五、四〇〇円
三、七二一、六〇〇円	三、七八五、八〇〇円
三、八七二、七〇〇円	三、九五〇、二〇〇円
四、〇三三、一〇〇円	四、一一三、八〇〇円
四、一九二、四〇〇円	四、二七六、二〇〇円
四、二九二、八〇〇円	四、三七八、七〇〇円
四、四〇〇、〇〇〇円	四、四八八、〇〇〇円
四、六〇六、四〇〇円	四、六九八、五〇〇円
四、八一五、〇〇〇円	四、九一一、三〇〇円
四、九二〇、二〇〇円	五、〇一八、六〇〇円
五、〇一九、九〇〇円	五、一二〇、三〇〇円
五、二二七、八〇〇円	五、三三二、二〇〇円
五、三〇六、一〇〇円	五、四二二、二〇〇円
五、四〇三、七〇〇円	五、五一一、八〇〇円
五、五七六、四〇〇円	五、六八七、九〇〇円
五、七五〇、七〇〇円	五、八六五、七〇〇円
五、七八三、三〇〇円	五、八九九、〇〇〇円
五、八一四、一〇〇円	五、九三〇、四〇〇円
五、八四五、〇〇〇円	五、九六一、九〇〇円
五、九一七、三〇〇円	六、〇三五、六〇〇円
六、〇六三、二〇〇円	六、一八四、五〇〇円
六、二〇九、三〇〇円	六、三三三、五〇〇円

六、二八二、六〇〇円	六、四〇七、二〇〇円
六、三三五、六〇〇円	六、四八二、七〇〇円

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額が八九四、六〇〇円未満の場合又は六、三五五、六〇〇円を超える場合においては、その年額に一・〇二を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。）を、仮定俸給年額とする。

〔岩本政光君登壇、拍手〕

○岩本政光君 ただいま議題となりました恩給法等の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、昭和六十一年における公務員給与の改定、消費者物価の上昇その他の諸事情を総合勘案し、恩給年額を本年四月分以降一律に二%増額するとともに、普通扶助料の最低保障額及び傷病者遺族特別年金を特別に改善すること、寡婦加算、遺族加算及び傷病恩給に係る扶養加給を増額すること、恩給外所得による普通恩給の停止率を引き上げること等、所要の改正を行おうとするものであります。

なお、衆議院において施行期日等について所要の修正が行われております。

委員会におきましては、増額改定のあり方、公務扶助料の改善、最低保障額と生活保護基準との関連等のほか、戦後処理の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本法律

案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、法律案に対し、九項目にわたる附帯決議が全会一致をもって行われました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（藤田正明君） これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤田正明君） 総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長（藤田正明君） 日程第一七 郵便法及びお

年玉等付郵便葉書及び寄附金付郵便葉書等の発売並びに寄附金の処理に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。通信委員長高杉迪忠君。

昭和六十二年五月二十二日 参議院會議録第十二号(その一) 郵便法及びお年玉等付郵便葉書及び寄附金付郵便葉書等の発売並びに寄附金の処理に関する法律の一部を改正する法律案 三二六

審査報告書

郵便法及びお年玉等付郵便葉書及び寄附金付郵便葉書等の発売並びに寄附金の処理に関する法律の一部を改正する法律案
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十二年五月二十一日

通信委員長 高杉 勉忠
参議院議長 藤田 正明殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、郵便事業の利用者に対するサービスの向上等を図るため、第一種郵便物及び第二種郵便物の料金の特例範囲を拡大するとともに、郵便料金の口座振替による納付を可能とする等の措置を講ずるほか、くじ引によりお年玉等として金品を贈るくじ引番号付きの郵便切手を発行できるようにするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

郵便法及びお年玉等付郵便葉書及び寄附金付郵便葉書等の発売並びに寄附金の処理に関する法律の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和六十二年三月十九日

内閣総理大臣 中曾根康弘

郵便法及びお年玉等付郵便葉書及び寄附金付郵便葉書等の発売並びに寄附金の処理に関する法律の一部を改正する法律案

郵便法及びお年玉等付郵便葉書及び寄附金付郵便葉書等の発売並びに寄附金の処理に関する法律の一部を改正する法律

(郵便法の一部改正)

第一条 郵便法(昭和二十二年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第二十七条の三中「除く」及び「いう」の下に「次項において同じ」を加え、同条に次の二項を加える。

郵政大臣は、省令の定める基準により指定する郵便局に同時に差し出された広告郵便物(第一種郵便物又は第二種郵便物のうち、省令の定めるところにより、その内容が、専ら商品の広告その他これに類する営業に関する活動であつて省令で定めるものを目的として、同一内容で大量に作成された印刷物であると認められたものをいう。以下同じ。)で、省令で定める形状、重量、数量、取扱及び差出しに関する条件を具備するものの料金については、その合計額の百分の三十(往復葉書にあつては、百分の十五)に相当する額を超えない範囲内において、これを減額することができる。

郵政大臣は、省令の定める基準により指定する郵便局に同時に差し出された広告郵便物で、省令で定める数量に関する条件及び前項の省令で定める条件のうち数量に関するもの以外のものを具備するものの料金について

は、その料金が第三十二条第三項の規定により後納される場合において、省令で定める期間内に差し出された当該広告郵便物の総数が省令で定める数量以上であるときは、当該後納する料金の総計額(第二十一条第二項若しくは第三項又は第二十二條第二項の規定による当該広告郵便物の料金の額に省令で定める期間内に差し出された当該広告郵便物の総数を乗じて得た額をいう。)につき、省令の定めるところにより、その総計額の百分の三十(往復葉書にあつては、百分の十五)に相当する額を超えない範囲内において、これを減額することができる。

第三十二条に次の二項を加える。
郵便に関する料金は、郵政省の承認を受け、預金又は貯金の払出しとその払い出した金銭による当該料金の納付をその預金口座又は貯金口座のある金融機関に委託して、これを納付することができる。
前項の承認は、同項に規定する方法による料金の納付が確実であり、かつ、郵便に関する料金の徴収上有利であると認められる場合に限る、これを行うものとする。

第三十八條中「左の」を「次の」に、「因り」を「より」に改め、同条第二号中「取扱を」を「取扱いを」に、「因る」を「よる」に、「取扱の」を「取扱いの」に改め、同条第三号中「合計額」の下に「又は総計額」を加え、「及び」を「。次号において同じ。及び」に改め、同条第四号中「又は引き続き一年以上使用した郵便私書箱の使用」を削る。

第三十九條中「前条第一号」を「同条第一号」に改め、「又は使用」を削る。
第四十三條第二項に次のただし書を加える。
ただし、省令で定める場合は、この限りでない。
第四十八條を次のように改める。
第四十八條(取集料) 前条の規定により郵便差出箱を私設する者は、省令で定める額の私設郵便差出箱の取集料を省令の定めるところにより納付しなければならない。
第五十條を次のように改める。
第五十條 削除
第五十七條第二項及び第五十八條第四項第二号中「代金引換」を削る。
第九十五條中「第二十七條の三」を「第二十七條の三第一項」に「とする」を「と、同条第三項中「第二十一條第二項若しくは第三項又は第二十二條第二項の規定による当該広告郵便物の料金の額」とあるのは「第九十三條第一項の規定により定められた当該広告郵便物の料金の額」とする」に改める。
(お年玉等付郵便葉書及び寄附金付郵便葉書等の発売並びに寄附金の処理に関する法律の一部改正)

第二条 お年玉等付郵便葉書及び寄附金付郵便葉書等の発売並びに寄附金の処理に関する法律(昭和二十四年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

お年玉付郵便葉書等に関する法律
第一条の見出しを(お年玉付郵便葉書等の発行)に改め、同条第一項中(以下「お年玉等付郵便葉書」を「又は郵便切手(以下「お年玉付

郵便葉書等」に改め、同条第二項中「お年玉等付郵便葉書の料額印面」を「同項の郵便葉書の料額印面又は同項の郵便切手」に、「お年玉等付郵便葉書の発行総額」を「お年玉付郵便葉書等の発行総額」に改める。

第二条中「お年玉等付郵便葉書」を「お年玉付郵便葉書等」に改める。

第三条第一項中「お年玉等付郵便葉書の」を「同項の郵便葉書若しくは同項の郵便切手をはり付けて料金が納付された郵便物の」に、「お年玉等付郵便葉書が配達されなかつたときは、その」を「同項の郵便葉書又は同項の郵便切手をはり付けて料金が納付された郵便物が配達されなかつたときは、その郵便葉書若しくは郵便切手の」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の場合において、当該郵便切手が、汚染し、又はき損されていらないものであるときは、これを消印し、当該郵便切手に表された金額に相当する額の料金を表す郵便切手とともに受取人に交付する。

第五条第一項中「お年玉等付郵便葉書を含む。」又は郵便切手(を)又は郵便切手(お年玉付郵便葉書を含む。)に改め、同条第三項ただし書中「お年玉等付郵便葉書」を「お年玉付郵便葉書等」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和六十二年七月一日から施行する。ただし、第一条中郵便法第二十七条の三、第三十八条第三号及び第九十五条の改正規

定は同年十月一日から、第二条及び附則第三項の規定は昭和六十三年四月一日から施行する。(経過措置)

2 この法律の施行前に差し出された郵便物については、なお従前の例による。

(簡易郵便局法等の一部改正)

3 次に掲げる法律の規定中「お年玉等付郵便葉書及び寄附金付郵便葉書等の発売並びに寄附金の処理に関する法律」を「お年玉付郵便葉書等に関する法律」に改める。

一 簡易郵便局法(昭和二十四年法律第二百三十三号)第十条第一項

二 飛鳥地方における歴史的風土及び文化財の保存等に必要資金に充てるための寄附金つき郵便葉書等の発行の特例に関する法律(昭和四十七年法律第七十七号)第二条

三 国際花と緑の博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律(昭和六十一年法律第二十八号)第三条

「高杉勉忠君登壇、拍手」

○高杉勉忠君 ただいま議題となりました法律案につきまして、通信委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、郵便事業の現状にかんがみ、利用者に対するサービスの向上を図るため、第一種郵便物及び第二種郵便物の料金の特例範囲を拡大し、専ら商品の広告等のために大量に差し出される広告郵便物については、区分差し出し、後回し処理等の条件のもとで、最高三〇%の料金割引ができることにするとともに、郵便料金の口座振替による納付を可能とする等の措置を講ずるほか、

くじ引きによりお年玉等として金品を贈るくじ引き番号つきの郵便切手を発行できるようにするものであります。

委員会における質疑の詳細については会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。(拍手)

○議長(藤田正明君) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長(藤田正明君) 総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(藤田正明君) 日程第一八 林業等振興資金融通暫定措置法の一部を改正する法律案

日程第一九 森林組合法及び森林組合併助成法の一部を改正する法律案

(いずれも内閣提出)

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長 高木正明君。

審査報告書

林業等振興資金融通暫定措置法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決し

た。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十二年五月二十一日

農林水産委員長 高木 正明

参議院議長 藤田 正明殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における林業をめぐる諸情勢の変化に対処して、林業経営を改善するため、の農林漁業金融公庫が貸し付ける造林資金の償還期限及び据置期間を延長しようとするものであつて、妥当な措置と認める。

二、費用

本法施行のため、特に費用を要しない。

林業等振興資金融通暫定措置法の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和六十二年三月二十五日

内閣総理大臣 中曾根康弘

林業等振興資金融通暫定措置法の一部を改正する法律案

林業等振興資金融通暫定措置法の一部を改正する法律案

林業等振興資金融通暫定措置法(昭和五十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「四十五年以内及び二十五年」を「五十五年以内及び三十五年」に改める。

昭和六十二年五月二十二日 参議院會議録第十二号(その一) 林業等振興資金融通暫定措置法の一部を改正する法律案外一件

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

審査報告書

森林組合法及び森林組合合併助成法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十二年五月二十一日

農林水産委員長 高木 正明

参議院議長 藤田 正明殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法は、最近における森林及び林業をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、森林組合制度の改善強化を図るため、森林組合及び森林組合連合会の事業範囲の拡大を図るとともに、森林組合による森林施業の共同化の推進、森林組合の合併の促進等のための措置を講じようとするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

二、費用

本法施行のため、特に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たつては、我が国の森林・林業の重要性にかんがみ、森林組合の健全な発展を図るため、次の事項の実現に遺憾なきを期すべきである。

一 国産材をベースとした的確な木材需給計画を樹立し、行政指導を充実するほか外材の秩序あ

る輸入を図るなど、需給の調整と木材価格の安定のための積極的な対策を講ずること。

二 間伐対策の緊急性にかんがみ、引き続き森林組合等が行う間伐事業に必要な施設の整備、間伐材の用途開発、流通、価格安定等について施策を講ずるとともに、需要拡大に努めること。

三 林業労働者の確保、雇用の安定、労働条件の改善及び労働安全衛生の確保を図るため、特段の措置を講ずること。

また、森林組合作業班の育成強化、社会保障制度の充実、福利厚生施設の増強に努めること。

四 林業後継者の育成を図るため、学習研究体制・林業試験研究機関の整備、グループ活動の活性化その他有効な施策を充実すること。

五 森林組合及び森林組合連合会の事業範囲の拡大等に伴い、その事業の実施に当たつては関係事業者との協調・連携の下に、地域一体となつた取組みが円滑に展開されるようその指導に努めること。

六 森林災害共済については、対象森林の構造変化、災害の多発化等の不安定要因を考慮し、将来の課題である森林国営保険との一元化を含めた長期的展望を踏まえつつ、経営及び仕組みのあり方について早急に検討を行うとともに、共済加入の拡大と健全な運営を図ること。

七 今後、森林組合の果たす役割が一層重要となつてくることにかんがみ、森林組合役員職員の人材確保、技術向上等に必要なる教育・指導に努めること。

八 森林組合の合併を促進するに当たつては、組合員の意思を尊重し、組合の実態、地域の実情

等に即した合併が行われるよう指導に努めること。

右決議する。

森林組合法及び森林組合合併助成法の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和六十二年三月二十五日

内閣総理大臣 中曾根康弘

森林組合法及び森林組合合併助成法の一部を改正する法律案

森林組合法及び森林組合合併助成法の一部を改正する法律

(森林組合法の一部改正)

第一条 森林組合法(昭和五十三年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第九条第二項第一号及び第二号中「林業」の下に「その他の事業又はその生活」を加え、同項第三号中「販売」の下に「当該林産物を材料とする建物その他の工作物の建設又は売渡しを含む。」を加え、同項第九号中「加工」の下に「(食)用きのその他の林産物の生産を含む。」を加える。

第十一条第三項に次のただし書を加える。

ただし、農林水産省令で定める従たる事務について、信託契約に定める範囲内において委託する場合は、この限りでない。

第十四条中「から第二十六条まで」を、「第二十五条、第二十六条第一項及び第二項前段」に、「及び」を「並びに」に改める。

第二十五条の次に次の一条を加える。

(共同施業規程)

第二十五条の二 第九条第一項第二号及び同条第二項第六号に掲げる事業を行う組合は、定款で定めるところにより、森林の保護培養及び森林生産力の増進を期するためには一体として整備することが相当と認められる森林(組合の地区内にあるものに限る。以下この条において「整備森林」という。)の整備を促進するため、整備森林に係る森林所有者である組合員が協定を締結して行う森林施業の共同化に関する規程(以下「共同施業規程」という。)を定めることができる。

2 共同施業規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 前項の協定の基本となるべき次に掲げる事項

イ 整備森林の設定に関する事項

ロ 整備森林の区域内の森林について行う施業の共同化の基準となるべき事項

二 組合が委託を受けて行う森林の施業に関する事項

3 一団の森林に係る森林所有者である組合員(組合員以外の第九条第九項に掲げる森林所有者を含む。)が、当該森林について行う施業の共同化に関する事項と内容とする協定を締結し、当該協定の定めるところに従つた施業につきその委託を申し出た場合において、当該協定が共同施業規程に即していること認められるときは、組合は、正当な理由がないのに、その委託を拒んではならない。

4 前項の規定による申出があつた場合において

て、当該協定の対象となつてゐる森林以外の森林に係る組合員その他の森林所有者(国及び地方公共団体を除く。)がその森林について協定に参加することが共同実施規程に即した森林施業の共同化を図るため特に必要であると認められるときは、組合は、その者に対し協定に参加するよう勧奨することができる。

第二十七条第一項第三号中「掲げる者」の下に「又は組合」を加える。

第四十六条第一項中「林地処分事業実施規程」の下に「共同実施規程」を加える。

第五十五条第一項中「及び林地処分事業実施規程」を、「林地処分事業実施規程及び共同実施規程」に改める。

第六十一条第一項第二号中「又は林地処分事業実施規程」を、「林地処分事業実施規程又は共同実施規程」に改める。

第六十五条第五項中「規定」の下に「(第八十三條第一項及び第二項並びに第八十四條第一項の規定を除く。)」を加え、同条第六項中「及び解散又は合併の議決」を削り、同条の次に次の一条を加える。

第六十五条の二 総代会において組合の解散又は合併の決議があつたときは、理事は、定款で定めるところにより、遅滞なくこれを組合員(准組合員を除く。)の投票に付さなければならぬ。

2 前項の規定による投票には、第三十一条第一項並びに第四十四條第四項本文、第五項及び第七項の規定を準用する。

第八十三條第六項中「及び第四項」を、「第四項及び第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中

「第一項」の下に「及び前項」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 組合は、第一項に掲げる事由によるほか、総代会において解散の決議があり、かつ、これにつき総組合員(准組合員を除く。)の半数以上が投票する第六十五条の二第一項の規定による投票においてその投票数の三分の二以上の多数による賛成があつたことによつて解散する。この場合には、前二項の規定を準用する。

第八十四條第一項中「各組合の」を「各組合につき、その」に、「議決しなければならぬ」を「議決するか、又はその総代会において合併を議決し、かつ、これにつき総組合員(准組合員を除く。)の半数以上が投票する第六十五条の二第一項の規定による投票においてその投票数の三分の二以上の多数による賛成を得なければならぬ」に改める。

第一百零二條第二項中「第六十七條まで」を「第六十五條まで、第六十六條、第六十七條」に改め、同条第四項中「第八十三條第一項から第五項まで」を「第八十三條第四項及び第七項を除く。」に、「第八十三條第四項」を「第八十三條第五項」に、「(五人未満)」を「五人未満」と、第八十四條第一項中「議決するか、又はその総代会において合併を議決し、かつ、これにつき総組合員(准組合員を除く。)の半数以上が投票する第六十五條の二第一項の規定による投票においてその投票数の三分の二以上の多数による賛成を得なければならぬ」とあるのは「議決しなければならぬ」に改める。

第一百零二條第一項第一号の次に次の一号を加える。

一の二 所屬員の委託を受けて行ふ森林の施業又は經營

第一百零二條第五号中「販売」の下に「(当該林産物を材料とする建物その他の工作物の建設又は売渡を含む。)」を加え、同項第十一号中「加工」の下に「(食用きのこのその他の林産物の生産を含む。)」を加え、同条第五項中「割引をし、」の下に「(国、地方公共団体若しくは)を加える。

第七條第一号中「信託規程」の下に「及び共同実施規程」を加える。

第九條第五項中「第八十三條」を「第八十三條(第四項を除く。)」及び「第八十四條」に、「第八十三條第四項」を「第八十三條第五項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改める。

第二十條第一項中「二十万円」を「百万円」に改める。

第二十二條第一項第十六号中「第八十三條第五項」を「第八十三條第六項」に改める。

(森林組合合併助成法の一部改正)

第二條 森林組合合併助成法(昭和三十八年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

第三條第三項中「まで及び」を「まで」に改め、

「昭和五十八年三月三十一日まで」の下に「及び森林組合法及び森林組合合併助成法の一部を改正する法律(昭和六十二年法律第 号)の施行の日から昭和六十七年三月三十一日まで」を加える。

附 則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第三條 租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十二年法律第十一号)の一部を次のように改正する。

附則第四條第四項中「受けたもの又は」を「受けたもの若しくは」に、「受けたものの合併により」を「受けたもの又は青色申告書を提出する森林組合(清算中のものを除く。)」で、森林組合法及び森林組合合併助成法の一部を改正する法律(昭和六十二年法律第 号。以下「昭和六十二年法律第 号」という。)の施行の日から昭和六十七年三月三十一日までの間に森林組合合併助成法(昭和三十八年法律第五十六号)第二條の規定により同法第四條第二項の認定を求め、昭和六十二年法律第 号の施行の日以後に当該認定を受けたものの合併により」に改める。

附則第十八條第七項後段中「場合」の下に「及び青色申告書を提出する森林組合(清算中のものを除く。)」が昭和六十二年法律第 号の施行の日から昭和六十七年三月三十一日までの間に森林組合合併助成法第二條の規定により同法第四條第二項の認定を求め、昭和六十二年法律第 号の施行の日以後に当該認定を受けたもの

の施行の日以後に当該認定を受けて合併をする場合」を加える。

附則第二十三條第十六項中「又は」を「若しくは」に改め、「権利」の下に「又は森林組合が昭和六十二年法律第 号の施行の日から昭和六十七年三月三十一日までの間に森林組合合併助成法第二條の規定により同法第四條第二項の認定を求め、昭和六十二年法律第 号の施行の日以後に当該認定を受けて合併をする場合」を加える。

附則第二十三條第十六項中「又は」を「若しくは」に改め、「権利」の下に「又は森林組合が昭和六十二年法律第 号の施行の日から昭和六十七年三月三十一日までの間に森林組合合併助成法第二條の規定により同法第四條第二項の認定を求め、昭和六十二年法律第 号の施行の日以後に当該認定を受けて合併をする場合」を加える。

附則第二十三條第十六項中「又は」を「若しくは」に改め、「権利」の下に「又は森林組合が昭和六十二年法律第 号の施行の日から昭和六十七年三月三十一日までの間に森林組合合併助成法第二條の規定により同法第四條第二項の認定を求め、昭和六十二年法律第 号の施行の日以後に当該認定を受けて合併をする場合」を加える。

附則第二十三條第十六項中「又は」を「若しくは」に改め、「権利」の下に「又は森林組合が昭和六十二年法律第 号の施行の日から昭和六十七年三月三十一日までの間に森林組合合併助成法第二條の規定により同法第四條第二項の認定を求め、昭和六十二年法律第 号の施行の日以後に当該認定を受けて合併をする場合」を加える。

附則第二十三條第十六項中「又は」を「若しくは」に改め、「権利」の下に「又は森林組合が昭和六十二年法律第 号の施行の日から昭和六十七年三月三十一日までの間に森林組合合併助成法第二條の規定により同法第四條第二項の認定を求め、昭和六十二年法律第 号の施行の日以後に当該認定を受けて合併をする場合」を加える。

附則第二十三條第十六項中「又は」を「若しくは」に改め、「権利」の下に「又は森林組合が昭和六十二年法律第 号の施行の日から昭和六十七年三月三十一日までの間に森林組合合併助成法第二條の規定により同法第四條第二項の認定を求め、昭和六十二年法律第 号の施行の日以後に当該認定を受けて合併をする場合」を加える。

昭和六十二年五月二十二日 参議院會議録第十二号(その一)

林業等振興資金融通暫定措置法の一部を改正する法律案外一件 議事日程追加の件 昭和六十二年度の財政 運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案(趣旨説明)

昭和六十二年度の財政

三二〇

定を求め、昭和六十二年法律第 号の施行の日以後に当該認定を受けて合併する場合における当該合併後存続する森林組合若しくは当該合併により設立した森林組合が当該合併により取得する不動産の権利を加える。

〔高木正明君登壇、拍手〕

○高木正明君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、林業等振興資金融通暫定措置法改正案は、農林漁業金融公庫の造林資金の償還期限及び据置期間を延長しようとするものであります。

また、森林組合法及び森林組合併助成法改正案は、森林組合法の改善強化を図るための措置等を講じようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、質疑を行いました。その内容は會議録によつて御承知を願いたいと思ひます。

質疑終了の後、別に討論もなく、順次採決の結果、いずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、森林組合法及び森林組合併助成法改正案に対し附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(藤田正明君) これより両案を一括して採決いたします。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(藤田正明君) 総員起立と認めます。

よつて、両案は全会一致をもって可決されました。

○議長(藤田正明君) この際、日程に追加して、昭和六十二年度の財政運営に必要な財源の確保

を図るための特別措置に関する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(藤田正明君) 御異議ないと認めます。宮澤大蔵大臣。

〔國務大臣宮澤喜一君登壇、拍手〕

○國務大臣(宮澤喜一君) ただいま議題となりました昭和六十二年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案の趣旨を御説明申し上げます。

御承知のとおり、我が国財政を取り巻く環境には一段と厳しいものがあり、我が国経済の着実な発展と国民生活の安定、向上を図るためには、引き続き財政の改革を強力に推進し、その対応力の回復を図ることが緊要であります。

このため、政府は、昭和六十二年予算におきまして、歳出の徹底した節減合理化を行うとともに、現下の経済情勢にかんがみ、景気の着実な拡大に資するため、できる限りの努力を行うこととしておこなうところであります。

まず、歳出面におきましては、既存の制度、施策の改革を行うなどあらゆる分野にわたる経費の節減合理化に努め、全体としてその規模を抑制する一方、社会経済情勢の推移に即応するため、公共事業の事業費確保、雇用対策の充実を行うは

か、限られた財源を重点的、効率的に配分するよう努めることといたしました。これらにより、一般歳出の規模は、三十二兆五千八百三十四億円と前年度に比べて八億円の減額となっております。これは昭和五十八年度以降五年連続の対前年度減額であります。

他方、歳入面におきましては、最近における社会経済情勢の著しい変化に即応し、税制全般にわたる抜本的見直しを提案するとともに、税外収入につきましては、可能な限りその確保を図ることとしております。

しかしながら、昭和六十二年におきましては、なお財源が不足するため、特例公債の発行を行うこととするほか、国債費定率繰り入れ等の停止などの措置をとらざるを得ない状況にあります。

本法律案は、以上申し上げたうち、昭和六十二年の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置として、同年度における特例公債の発行、国債費定率繰り入れ等の停止、政府管掌健康保険事業に係る繰り入れの特例について定めるものであります。

以上、昭和六十二年の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げた次第であります。(拍手)

○議長(藤田正明君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。丸谷金保君。

〔丸谷金保君登壇、拍手〕

○丸谷金保君 ただいま提案されました昭和六十二年の財政運営に必要な財源の確保を図るため

の特別措置に関する法律案について、私は、日本社会党・護憲共同を代表し、総理並びに関係大臣に質問いたします。

まず総理、円高・ドル安による対米投資の先行き不安、産業構造の変化による雇用不安、輸出産業、特に零細下請業者の経営不安、土地高騰によりマイホームの夢が遠のきつつあるところの庶民の生活不安、ベネチア・サミットで当然問題になるであろう農業政策批判に対する農民の不安、まさに日本列島は挙げて不安定な経済情勢のつぼと化したと言つても過言ではありません。こうした国民の不安感に対し、少なくとも総理は日本経済の安定と将来像について明確な指針を示す義務があると思ひますが、いかがですか。

次に、大蔵大臣の提案理由の説明を聞いておりますと、毎年と文言がよく似ておりますけれども、ただ一カ所だけ違つております。それは前年、前々年に対して、竹下大蔵大臣の「公債発行額を可能な限り縮減することとして編成した」という点が抜けていることとあります。毎年、判で押したように似ている提案理由説明の中で、今回こだけだけが抜けているのは、宮澤大蔵大臣の片りんがこの違いの中に浮かんできていると理解していいのかどうか。公債発行額の縮減をのみ抜いた理由について伺ひたい。

次に、六十五年度までに赤字国債依存体質から脱却するという政府の財政方針は、今日の段階ではその達成はほとんど絶望となっております。にもかかわらず、依然として六十五年度特例公債からの脱却を目標に掲げ、しかも毎年同じようにこの法案が出てきておる。もういいかげんに旗をお

ろしたらどうですか、総理の見通しをお聞きました。

本法案は、特例公債の発行のほかに、国債整理基金への定率繰り入れ等の停止、厚生保険特別会計健康勘定への繰り入れの特例等から成り立っており、定率繰り入れの問題は、既に五十七年以降毎年これが法案として出されて、行われているのであります。ですから、ここでもうこの制度そのものを根本的に考え直す必要があるのではないですか。これは一種の歩積み両建てのようなものであり、特例公債を発行しながら定率繰り入れの制度を温存していくことは無意味でないか、大蔵大臣にお伺いいたします。

要するに、当面の数字合わせで現状を糊塗することではなく、円高・ドル安というこの異常事態をもっと国際的視野で深刻にとらえて、解決の道を求めるべき時期だと考えておる次第であります。

そこで提案があります。円高・ドル安の最も心配な点、それはドルが基軸通貨である限り、円が高くなりマルクが高くなることがあっても、貿易決済のほとんどをドル建てで行う限り、アメリカはさほどの痛みを感じないということです。しかし、日本にとっては大きな痛手となります。この際、日本も国際基軸通貨としての円の利用を積極的に考える時期に来ているのではないのでしょうか。例えば昨年十月現在で、日本の中南米向け銀行貸し出しは二百九十七億ドル。それに対してアメリカは七百六十一億ドル。この貸付金二百九十七億ドルを下ル建てから円建てに思い切って切りかえれば、当面の円高を抑え込む手だてとなるのではないのでしょうか。日本がアメリカとともに世界の通貨不安あるいは世界経済に対して責任を分

担するということを感じれば、アメリカもこれに反対することはないと思います。国際金融における円の流通量を今まで以上に増加させ、その上で各国の貿易決済における円建ての比率を高めていけば、円がドルと並んだ基軸通貨となっていくことができるのであります。

現在、世界通貨に占める円のシェアは七・六%、せめてこれを二〇%に持っていくことにより、国際金融市場における基軸通貨として重要な役割を担う時期にもう来ているのではないかと思います。その上で円と並ぶ主要通貨のマルクに働きかけ、円とマルクがドルを両方から挟むような形で世界の基軸通貨の両翼となれば、通貨としての円の安定化に大きな効果が出てくるものと思います。つまり、基軸通貨として世界経済における円の重要性が増大すれば、この安定化は世界各国の希望するところとなり、通貨安定に向けての各国金融当局の政策協調が得られ、我が国としてはより効果的な金融自由化政策が打ち出せることになりましょう。総理及び大蔵大臣の決意を求めます。

次に、財政運営のあり方でございますが、NTT、日本航空など株式の売却、記念金貨の発売、さらに国有財産の売却といったような、バナナのたたき売りにも似た税外確保に奔走している今日の政府の財政運営のあり方が、マネーゲームに拍車をかけています。政府は地価の異常な騰貴について、金融機関にそうしたところへの貸し出しを自粛するように指導したと聞いておりますが、財テクブーム、土地騰貴への元凶は政府自身であるということへの反省が全くない。総理、大蔵大臣に強くこの点の反省を求めます。

次に、農業についてであります。

今、国際国内世論は挙げて日本の農産物が高いことを攻撃しております。しかし、日本の農民は狭い農地で頑張っているのです。そこで農林大臣にお伺いしたい。

アメリカの農民と日本の農民の使うガソリン代は、三倍の開きがあるのです。一杯のビールにかかる税金はどうか。アメリカではブドウ農家は自家用ワインを税金なしでつくれるのです。一事が万端、日本農民の生産費や生活費が高いことを言わないで、農産物価格だけが低いと言う世論に対して、無抵抗な農林大臣の姿勢は許されません。せめてこの機会に、大臣、高値安定を支えている肥料価格安定法の撤廃くらいはやってください。それらを解決しないで、農産物だけが低い高いと言われ放しでは我慢ができません。このことについての農林大臣の明確なる答弁をお願いいたします。

次に、内需拡大のための公共事業の推進を総理も強く主張しておりますが、公共事業によって、予算をつつても用地費に消えて実需はほとんど伸びなかったという実例が過去にはたくさんあります。

そこで、この際は下水道整備五カ年計画の繰り上げ実施、そういう声も承っております。整備率が先進国で最も低い我が国ですから、下水道計画が達成されてもまだ四四%にすぎません。したがって、下水道優先ということも一つの方法です。しかし、事業主体はほとんど地方公共団体であります。補助率の見直しなくして計画を繰り上げ実施することなどはとても不可能です。いいですか総理、終末処理場の補助率は五十九年の三分の二から六十二年には十分の五・二に、管渠は十

分の六から十分の五に下がっているのです。その上、管の補助対象事業は、面積二百五十ヘクタールベースで流量八十トン以上ということでは、市町村は自己負担に耐えられませんか。補助率アップと補助事業対象基準の緩和、国と地方との財源配分の見直しや事業執行の青写真等、余りにも問題が多過ぎます。大幅に予算がついても、それだけで仕事ができるものではありません。結局、大都市中心の国の直轄事業だけがふえて、こうして都市に集中し、都市にだぶついた金は財テクに回っていくことにもなりかねないのであります。

また、文教関係でも、危険校舎の改築や老朽校舎の改築に一気に金をつぎ込めば用地費が要らないという意見もあります。しかし、そのためには危険校舎の点数制度や、またその他幾多の制度の改正をあわせて行わなければなりません。例えば内装に木材を使って、木材の需要を喚起したいはいじやないかと。しかし、これは建築基準法の建坪の面積制限、この枠の改定が前提必要になってきます。そうしたもろもろの制度の改正をして、一気に校舎の改築を行う決意があるかどうか。それができなければ、結局これも絵にかいたもちになります。文部大臣の所見を承りたい。

結局、公共事業による内需拡大の失敗が今までありましたことは、こうしたいろいろな制度の改革に勇断をもって当たらなければならないということであります。

最後に、中曽根総理、総理がまだに増税なき財政再建とか、六十五年特例国債償却というようなできもしない空念仏を唱えているような状況では、大型補正予算による内需拡大、そして景気浮揚、円高是正というような手順は到底困難である

ことを指摘いたしました、私の質問を終わりたいします。(拍手)

〔国務大臣(中曾根康弘君) 丸谷議員にお答えをいたします。〕

○国務大臣(中曾根康弘君) 丸谷議員にお答えをいたします。

まず、経済安定の指針でございますが、政府といたしましては、行政改革を引き続いて強力に推進していくと同時に、当面、内需を振興する。それと同時に、為替の長期的安定を図り、失業対策に十全を期していく。そして、国際経済との調和ある国内経済への改革を目指して努力していくというのが我々の基本的な考えでございます。

そういう意味におきまして、この機会に、今のようない内需の振興等を通じ、国民生活の質的充実の方向に政策を進めようと、そういうような考えに立ちまして諸般の対策を今練っておるところでございます。近く二十九日に、政府及び自民党一体となりまして緊急経済対策を決定したいと努力中でございますが、その方向に沿って政策を進めてまいりたいと思っております。

増税なき財政再建の理念は、政治としてあくまで堅持していく必要があると思っております。野党の皆様もやはり増税には反対であると思っております。そういう意味におきまして、小さい政府、能率的な政府というものを担保するため、この理念を堅持していくことは、いかなる政府においても必要ではないかと思うのであります。我々は、このような一つの目標を立てまして行政改革を推進いたしました、その結果、今回の税制改革におきましても、いわゆる歳入中立の原則の税制というものを考えまして、増税というものは極力回避した次第なのでございます。

また、行政改革を推進することによりまして、例えばNTTの民間経営が実現いたしました、財政の対応力もある程度出てきたように思います。これは行政改革推進の成果であると思っております。NTT株の値段も相当順調のようでありまして、これらのNTT等の税外収入というものを活用して、今のような諸般の政策に資するということ、そういう段階に入りまして、今の内需振興という方向に一步強く前進していきたいと考えておるところなのであります。

次に、ドル及び円、マルクとの基軸通貨の関係の御質問でございますが、最近の情勢を見ますと、米国の経済力が世界的に相対的に低下したことは否めない事実であり、その結果、国際通貨取引におきまして多様性が現出してきているということも事実であります。我が国は、我が国の国際的地位の上昇等にかんがみまして、ドルをある程度補完する円の機能を世界的役割の一つとして考えていかなければならぬ段階に來たと考えまして、私は政権担当以来、円の国際化あるいは世界的役割の分担という面についても積極策をとってきたところであり、今後ともそのように努力してまいりたいと思っております。

債務の円建て化につきましても、我が国民間銀行は、外貨調達リスクの回避を図る等の観点から、これまで積極的に取り組んできております。例えば石油なんかは、日本は相当膨大な量を輸入しております、これがドル建てになっておるもので、日本はいいお得意先でありますから、できるだけこれを円に変えられないかということも前から努力しておるところでございますが、やはり石油という国際商品との関係で、産油国との関係等

においてなかなか難しい点もあるのであります。しかし、一步一步努力していることは事実なのであり、また、御指摘の中南米に対する貸付残高の最近二、三年間の動きを見ましても、円建てによるもののシェアは着実に増大しておるのであります。

財テクブームの問題でございますが、これは資産の運用の収益性を上げようという背景があると思ひまして、一概に否定すべきものではございません。しかし、いたずらに投機的なものとならないように今後ともよく注意してまいりたいと思っております。

国有地の売却等については、財テクブームを惹起したり、あおったりするものではないとの考えに立つて、またその点も注意してまいりたいと思っております。

下水道事業の問題について、補助率の引き下げによる地方公共団体への影響については、地方財政の運営に支障を生ずることのないような措置を既に実行しておるわけであります。

我が国の下水道整備は、欧米諸国に比べて低い水準にあるのでありまして、今後とも努力してまいりたいと思ひます。

残余の答弁は関係大臣がいたします。(拍手)

〔国務大臣(宮澤喜一君) 登壇、拍手〕

○国務大臣(宮澤喜一君) 先ほど述べました提案理由の中で、公債発行額の縮減ということについて触れなかったではないかというお尋ねでございます。

昭和六十二年の国債縮減額は、六十一年度当初予算に当初同土で比較いたしますと、四千四百

五十億円の縮減でございますので、触れませんでしたことに他意があったわけではございません。内外の情勢から申しますと、非常に大きな縮減ということが徐々に困難になってまいりましたことは事実でございますけれども、財政再建の途次でございます、この努力は苦しくても続けなければならぬと考えております。

それから、定率繰り入れを今後どうするかというお尋ねがございました。これは大きな問題でございますが、減債制度の基本というものは崩すわけにまいりません。したがって、国債償還に支障のないような方を予算編成の段階で各年度で判断してとてまいらなければならない、こう考えております。

財テクブーム、政府の心構えについては総理から今お答えがございましたので、重複を避けまします。

円の将来の問題について、これも総理からお答えがございました。円とマルクがドルを、つまり基軸通貨としてのドルを補完していくというお考えをお示しになったわけでございます。なかなか基軸通貨というところまでまいらないのでございますけれども、円というものをいけば国際化してまいりまして、その国際化に伴ういろいろな障害はぜひ除去してまいりたい。方向としては、円にさらに大きな国際的な役割を持たせるために、いろいろな障害は自由化によって除去していきたいということにつきましては、丸谷議員の言われた方向に賛成でございます。政府としてもそういうふうな努めております。

民間銀行の中南米等についての貸付残高も、かなり円建てのシェアがふえてまいっております。

で、この方向は奨励をいたしてまいりたいというふうに考えております。(拍手)

(國務大臣加藤六月君登壇、拍手)

○國務大臣(加藤六月君) 農政問題についてお答えいたします。

我が国の農業は、食糧の安定供給を初め健全な地域社会の形成、国土、自然環境の保全など重要な役割を果たしております。我が国のような限られた国土条件のもとでこのような農業の役割を發揮していくためには、国による所要の振興策が必要であります。現にまた、欧米諸国においても、それぞれの国の実情に応じて各種の農業振興措置が講じられているところでございます。

しかしながら、御指摘のように、最近我が国の農業、農政に対して種々の批判、提言がなされております。この中には、今後の農政を進めていく上で貴重な御意見等もありますが、他方、事実関係を十分踏まえていないもの等が見受けられるのも事実であります。

いずれにいたしましても、農政の展開に当たりましては、耳を傾けるべきところには傾けつつ、より一層理解が深められるよう努めながら推進していくことが肝要であると考えております。

今後とも、農林水産省といたしましては、昨年十一月の農政報告を踏まえまして、構造政策の推進等により農業の生産性向上を図りつつ、合理的な農産物価格の形成を目指して国民各界各層からの幅広い理解と納得が得られるよう万全の施策を講じてまいる考えでございます。(拍手)

(國務大臣塩川正十郎君登壇、拍手)

○國務大臣(塩川正十郎君) 私に對しまして二点の御質問がございました。一つは、内需拡大のた

めに危険校舎をもつと改築したらどうか、そのためには現在定めておる点数をもつと引き上げたらどうかという御提案でございます。

御承知のように、現在の点数が五千五百点になりましたのは昭和五十二年からでございますが、それで一応は現在のところ危険校舎の施設の改善は行き届いておりますけれども、しかし、木造で現在二十四年以上経過いたしますものは全部これを順次改築していくということをやっております。また、私たちが今回の内需拡大に危険校舎の改築を重点的に見ておるといことも御承知いただきましたと思うておるのでございます。しかし、点数の点につきましては、建築基準法の関係等いろいろございまして、現在の五千五百点を一応遵守したいものとして、現在の五千五百点を一応遵守していきたくておるところでございます。

次に、木材をもつと使えということでございます。この提案を受けまして、実は過般来ずっと木材の利用を促進いたすようにしてきております。そして、五十九年から校舎の床等の内装にこれを積極的に使うようにいたしましたし、それから昭和六十年に木材の使用についての各都道府県との打ち合わせを十分にいたし、六十一年度から木造の単価補助をいたしますが、これは鉄筋コンクリートと同額にするということ等を措置いたしましたのでございまして、今後ともこれを進めようと思っております。

ただ、その際に、御質問の中にございました建築基準法との関係をどうするかということでございます。今一棟大体二千平米ということになっておりますが、これで一応は木造で安全性を確保していくということでございます。この基準に

よって我々も進めたい。もし学校等の関係でこの面積が狭いということになれば、二棟を一つにするという措置等もございまして、しかし、学校以外に社会教育関係で最近公民分館等に木造の建物が非常に積極的に使われるようになりました。我々もこれを助成の面とあわせて積極的に進めていきたいと思っております。

なお、内需拡大の一つの方法として、土地の要らない教育機関の改築整備、これに重点を、私たちが義務教育施設と同時に国立学校の施設に今回は大いに重点を置いて積極的に取り組んでまいりたいと思っております。(拍手)

○議長(藤田正明君) 和田教義君。

(和田教義君登壇、拍手)

○和田教義君 私、公明党・国民会議を代表いたしまして、ただいま議題となりましたいわゆる昭和六十二年の財源確保に関する法律案について、並びにそれに関連して政府の財政経済政策の問題点について、中曽根総理並びに関係大臣に質問いたします。

まず指摘しなければならぬのは、中曽根内閣の財政再建路線の完全な破綻であります。そして、一昨年来の急激な円高による国内不況、倒産、失業者の増大、その一方で六十一年度の我が国貿易収支の黒字が一千億ドルを突破して、日米貿易戦争と言われるまでになった深刻な経済摩擦等々、総じて中曽根政治の経済無策が際立っていることであります。

言うまでもなく、総理は、就任以来財政再建を公約し、六十五年赤字国債依存体質からの脱却をその目標に掲げてきました。そしてこの間、財

政再建のためと称して、ゼロシーリングあるいはマイナスシーリングによって超緊縮財政を押し進めて、防衛費のみが突出して、社会保障、文教、公共事業、中小企業対策費などが圧縮される軍事突出、福祉抑制の路線を続けたのであります。

このように国民大衆に多くの負担をしわ寄せしたにもかかわらず、一体財政再建はどこまで進んだのでしょうか。

六十二年予算で赤字国債の発行予定額はなお四兆九千八百十億円の巨額に上っております。これを六十五年でゼロにするためには、六十三年以降毎年一兆六千億円の削減をしなければならぬ計算になります。しかも、六十二年の減額はわずかに二千六百五十億円にすぎません。だから見ても目標の達成は不可能であります。そればかりか国債残高は百五十二兆円に暴増して、ために利払い費は十一兆円に膨張するなど、財政体質は一段と悪化してきております。これは明らかに国民生活軽視型の財政再建路線が失敗したことを意味すると思っております。総理並びに宮澤大蔵大臣はその政治責任をどのように考えているのか、率直な見解を伺いたしたいと思います。

総理初め財政当局は、今に至るまでこのぼろぼろになった財政再建目標の旗にこだわって、円高不況脱出のため思い切った財政が出動すべきところを、民活というあなただけの政策手段でお茶を濁すなど、景気対策が後手後手に回る愚を演じたのであります。

今日のような輸出に頼り過ぎる我が国の経済体質、それによる極端な貿易不均衡も、もとはといえば、政府が国民生活の質の向上を目指す内需主導型の経済運営に冷淡であった結果でありまし

て、その責任は大きいのであります。とすれば、今緊急に必要なことは、もはや完全に破綻している六十五年赤字国債脱却を数年間延期して、貿易不均衡の是正にもつながら本格的な内需拡大策に踏み出すため、積極財政への転換を断行することでありま。

私は、住宅の質的改善、国民生活に密着している社会資本整備を柱として、公共投資を拡大するとともに、民間投資を引き出して個人消費を増加させることによって内需を拡大することが緊急の課題であって、これがまた税の自然増収を通じて財政再建を着実に進める道であると考えます。

中曾根総理は、さきのレーガン大統領との会談で、五兆円を上回る規模の追加財政措置を約束いたしました。その後のOECD閣僚理事会などを通じて、内需拡大は今や先進国全体に対する我が国の国際公約になっております。従来のようなりアルマネー、つまり真水が少なく、ほとんどかけ声だけという総合経済対策でお茶を濁すわけにはいかないわけでありま。本院で六十二年度予算案を審議中の段階では、財政政策転換の問題について政府として言及をはばかるという事情があったかもしれないけれども、しかし、既に予算が成立した現在、思い切った政策転換を明言するチャンスであると考えます。総理、大蔵大臣並びに近藤経企庁長官の見解を求めます。

もちろん、現在の財政再建目標の旗を一たんおろせといつても、私は中期的に財政を健全な姿に再建する必要性を何ら否定するものではありません。財源確保法を必要としない状況が望ましいことは言うまでもありません。しかし、そのためには新たに実現可能な財政再建計画を策定すべきだ

と主張するものであって、あわせて政府の考え方をただしたいのであります。

政府は、今国会終了後、直ちに五兆円規模の内需拡大策を軸とする緊急経済対策を決定して、補正予算案の編成を急ぐ方針を明らかにしております。そこで、まず総理及び大蔵大臣から、この五兆円規模とは、公共事業、住宅対策を中心とする事業規模を意味するのか、総理がレーガン大統領に約束したという所得税などの減税分も含めてなのか、その内容を明らかにしていただきたいと思ひます。

また、田村通産大臣は、OECD閣僚理事会の際、ベーカー米財務長官から減税分は別枠にと念を押されたというふうに予算委員会でも答弁をいたしましたけれども、現時点での見解を述べていただきたいと思ひます。

特に、この際明確にしておきたいことは、総理が、減税は税制全般の体系の一環として行ひのなりたいと言っているのですけれども、これは何を意味するかという問題であります。これは、近く衆議院で開始されます税制改革に関する与野党協議の合意を前提に、初めて減税を先行させるということであって、逆に、合意ができないなら補正予算案での減税は見送るといふことかどうか、はつきり答弁をお願いいたします。

我々は、建設国債の増発を財源にいたしました。公共投資、特に住宅や生活関連の社会資本の充実を内需拡大の柱に据えることに異論はありません。しかし、輸出に頼り過ぎる経済構造を内需主導型に改めていくために個人消費の拡大を図ることはもう一つの重要な柱であり、そのために思ひ切った所得税の減税の先行は絶対必要だと考え

るものであります。

我々は、売上税法の廃案が決まってきたことから見て、税制改革の協議は時間をかけて検討すべきものであると考えております。そこで、六十二年度においては、税制全般の改革問題とは切り離して、NTT株式の売却益等を活用して、いわゆる戻し税方式による二兆円規模の所得税減税を行うよう主張してきました。大蔵省はかねてから、NTT株式の売却益は臨時的なものであるという理由で、これを減税財源に充てることに消極的な態度をとっておりますが、六十二年以降、四、五年間は減税財源として使えるものであつて、一時的とは言えません。殊に、経済審議会の新前川レポートが強調しているところ、ここ三

年の間に財政の活用など集中的な政策努力が必要という観点に立てば、国民共有の財産であるNTT株式の売却益を減税財源に使うことは全く合理的だと考えますが、大蔵大臣の見解を求めます。

最後に、税制改革の与野党協議に関連して、いわゆる直間比率の見直しについてお伺ひいたします。

総理は、直間比率の見直しは与野党協議の前提であるかのように主張されますが、私はそれは考えません。直間比率が適正かどうかの問題は抜本改革に関する慎重な検討の結果出さるべきものであります。国民大衆は、現に物価上昇に伴う実質上の増税が進行しているにもかかわらず、これまで物価調整減税が放置されてきたことに対し強い不満を持っております。同時に、税負担の不公平と不正を是正することを求めています。とすれば、直間比率の是正を言う前にまず緊急に取り組むべきものは、直接税の中に存在する多くの不

公平にメスを入れることであります。例えば有価証券譲渡所得、土地譲渡益などキャピタルゲイン、あるいは大都市の地価の急騰により多くの含み資産を持った大法人などの資産に対する課税の適正化であります。このような不公平は正に向けての取り組みがないまま、売上税と本質的に同系列の新聞接税の導入を図ろうとしても、再び国民の強い反響を食うことは明らかであります。

総理、大蔵大臣の見解を求めて、私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣中曾根康弘君登壇、拍手〕

○国務大臣(中曾根康弘君) 和田議員にお答えをいたします。

まず、財政再建路線の問題でございますが、臨調及び行革審の答申を尊重いたしまして財政再建路線に懸命に努力してきたつもりでございます。この五年間におきましては、一般歳出を抑制いたしましたして大体横ばい、ことしは五年前よりも若干減らすぐらいの努力をし、御協力をいただいた。その結果、この間におきまして、国鉄や電電の民有化、特に電電の民有化によりまして、御指摘にもありましたように、電電株等相当程度の税外収入が確保できる見通しができまして、そういう意味において社会資本の充実あるいは内需の振興に力を入れていい状況が出てきたと思うのであります。

また、今までの行革の努力によりまして、例えばこのまま放置したならば増加するであろうという金額、言いかえれば増加節減額というものを、財政の中期展望から計算してみますと、約十兆円の節約をこの間にやっておりますのであります。この間におきましては、いろいろ社会保険関係の制度

の是正であるとか、そのほかのいろいろな御協力を賜っておるところであり、一部には御迷惑をおかけしておるのをごさいます。しかし、これだけの節約、節減をやったというのはいまだ行革の成果であり、これが増税を防いでいる力にもなっておるのではありません。

また、公債の依存率も五年前の二六・五%から一九・四%GNP対比で減ってきております。補助金の額にいたしまして、約九千億円の補助金を現に減らしてきており、公務員の数も二万九千人実員を減らしてきております。こういうような努力は目標を明確に決めましてそして努力してきたので、二兎を追ってできる状況ではなかったのをごさいます。

この間におきまして、社会保障等の予算につきましても、制度や運用面において見直しを行いました。しかし、真に必要な施策についてはきめ細かい重点的な配慮を行ってきたつもりであり、防衛関係費につきましては、防衛計画大綱水準達成のために、ほかの経費との調和を考えたが努力してきたところをごさいます。最近におきましては経済成長率の低下等の原因もありまして一%をはみ出しましたけれども、これは意図的にやったものではないのではありません。

次に、積極財政への転換の問題でございますが、政府としては、内需拡大のために、自民党でさきに決定しました総合経済政策要綱の考え方を尊重し、近き緊急経済政策を策定いたしまして内需振興の策を具体的に展開いたす予定でございます。やはり基本は行革路線を我々は守っていかねばならない。しかし、応用動作は、内需振興という面について当面これを有効に充実して実行してい

くということが我々の今のやり方でございます。

次に、財政再建目標の延期、六十五年度特例公債依存体質脱却の問題でございますが、やはり今後とも引き続き財政改革の基本路線、基本理念というものは守っていかねばならぬと思うのであります。

政府の肥大化を防いで子孫に負担を残さないようにするという配慮は、政治家として根本的に持つてなければならぬところであり、安易な目標年次の先延ばしは一層の特例公債の累増を招き、これまでの歳出の節減合理化の努力を水泡に帰するおそれもあると考えておるのであります。

緊急経済政策の五兆円の中身の問題でございますが、これは政府・与党で今策定中でございます。二十九日に決めたいと今努力し、検討しておるところでございます。

この中身は、中央政府、地方自治体のほか公的機関による措置も含まれて、御指摘の所得減税税というようになこともぜひ入れたい、こう考えておるわけでありまして。

しかし、所得減税につきましては、税制改革の一環としてこれを位置づけまして、そしてその一環としてこれは先行される、そういうようなことは当然考えていいと考えておるのであります。

次に、補正予算における減税の問題でございますが、これらは衆議院において設置されます協議機関においていろいろ議論されますので、整合性のある望ましい税制改革の実現に向けていろいろお手伝いをしてまいりたいと考えておるところでございます。

直間比率の問題については、今回の税制改革案、提出いたしました我々の方策におきまして

も、有価証券譲渡益の課税対象の拡大とか、あるいは土地重課による資産課税の適正化等も含めて提出しておるところでございます。

ともかく、税制改革問題は、衆議院議長のおつせんによりまして、その中におきましても、税制改革問題は、現在における最重要課題の一つであり、直間比率の見直し等今後できるだけ早期にこれを實現できるよう各党協議し、最大限の努力を払う、このように議長のおつせんの中に明文化されておるのでありまして、この協議機関の推移を見守ってまいりたいと思っております。

残余の答弁は関係大臣がいたします。(拍手)

〔国務大臣宮澤喜一君登壇、拍手〕
○国務大臣(宮澤喜一君) 総理から大部分お答えがございましたが、私からもという御質問でございましたので申し上げます。

財政再建、確かに道半ばでございますが、この数年を振り返りまして、この結果、結局、財政を抑えるということ、やむを得ずと申しますか、結果としてかなりいろいろな制度の改善が生まれてきた。また、物の考え方によりますが、例えば受益者負担といったようなこともこういう中から出てまいりまして、そういう意味での私は収穫も大きかったと思っております。

国債依存度ももうやく二〇%を割ったということで、それでも一九・四%でございますが、まだまだ高いのをごさいます。少しづつ効果があらわれてきておりますので、これはもう一生懸命続けてやらねばならないと思っております。

それから次に、昭和六十五年度に特例公債依存の体質から脱却するという目標をもうこの辺でい

でございますが、確かにこの実現というものがいいよ、難しくなっておりますことは、これは認めざるを得ません。しかし、そうでございます。た、この目標を見直すといいたしますと、新たにどういふ目標を掲げるかということでございますが、新たな目標を掲げるといたしますと、今後の経済、財政の展望、それからそれに節国際経済、例えは為替等々でございますが、そういうものへの見直し等を持ちまして新たな目標を掲げませんと、無責任になるといふふうに考えられまして、そういう見直しを、したがって、現段階でまだ具体的に申し上げる用意がないものでございますので、この目標そのものはなお掲げておきたい、こう考えております。

それから、今度の緊急経済政策のことでございますが、今、総理が言われましたように、国、地方、あるいは住宅関係などは公的機関でございますが、そういう措置を含むと考えております。

減税の問題は、衆議院の議長のおつせんによります協議機関の協議が来週早々から始まるというやさきでございますので、余りこちらが先走って申し上げてもいいかと思っております。が、税制改革の一環として、仮に所得税の減税をいけば前倒しでやるということになるといたしますと、それは五兆円という施策の中に含まれるものと御理解をいただきたいと存じます。

それから、NTTの株式を減税財源に使うべきではないかという御説でございます。確かにNTTの株式はことし一遍のことではございませ

昭和六十二年五月二十二日 参議院會議録第十二号(その一) 昭和六十二年年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案(趣旨説明)

三二六

には間違いがない。そこで、ただいまの法制では、これは国債の償還に充てるといふことになっておりますが、それを越えまして売却益がございましたときには、私どもとしては、できれば将来に向かつての我が国の社会資本の形成に役立つような使い方をすべきではないかというのを考えております。なお詳細は検討を必要といたしますのですが、そういう考えを持っておりまして、そういったしますと、しかし減税そのものも焦眉の急であるということになりますれば、そのための財源は別途探さなければならぬ、必要であればそうしなければならぬと実は考えております。

最後に、資産課税、キャピタルゲイン等々、これはおっしゃいますことは私も賛成でございます。現に今回御提案いたしました税制改正でも、有価証券についての譲渡益、キャピタルゲイン、あるいは登記に対する登録免許税の引き上げ、また有価証券取引税の見直し等々、措置を御提案申し上げております。これらのことは、ともしますと行政が、課税が非常に不公平になりやうでございますので、その点は十分不公平にならないよう資料を整備しながらやってまいらなければなりません。方向としてはおっしゃいますことに私も賛成でございます。(拍手)

【国務大臣近藤鉄雄君登壇、拍手】

○国務大臣(近藤鉄雄君) 本来、経済成長の原動力は、国民の消費の拡大、住宅建設、民間企業の設備投資であります。現下の厳しい円高、国際収支黒字幅の状況のもとでは、臨時緊急の措置として、財政主導による積極的な内需拡大策を総理の御指示のもとに臨時緊急対策として今策定中でございます。

財政再建路線については、先生からお話ございましたが、まず当面は、我が国経済の活性化による中程度の経済成長の実現に臨時緊急の措置として全力を注ぐべきであると考えております。

このような当面の財政主導型による内需拡大策の中で、先生の御指摘にもございました国民生活に密着した社会資本整備の促進を重視すべきであり、同時に民間設備投資を引き出すための各般の措置、さらにこの際、国民の住生活の質的改善、向上を思い切つて可能とするための住宅の新増設策、さらにリフォームについても積極的な促進措置を図りたいと考えております。(拍手)

【国務大臣田村元君登壇、拍手】

○国務大臣(田村元君) 現在、国際的にも我が国の内需拡大に対する期待は大変大きいものがございます。先般私が出席いたしましたOECD閣僚理事会におきましても、加盟各国から実効あるものを早急に実施するよう非常に強く要請されたところでございます。

先ほどお尋ねのございました件であります。私がOECDへ参りましたときに、ペーカード財務長官と二人で話し合いをいたしました。そのときのペーカード財務長官の発言でございますけれども、念を押したというより強く主張したということでございます。ところが、ペーカード氏は、五兆円を上回る財政措置の中身を充実したものとすると非常に強く希望いたしておりました。このような観点から、五兆円を上回る財政措置は可能な限り中央政府の予算支出とすること、それから減税分はそれに追加して行つてほしい、こういうことを申しておたわけであり。この趣旨は、要するに中身の濃い対策を早急に実施してほしいと

いうことだと私は理解いたしました。

私としては、もとよりこの内需拡大策というのは、我が国の本来自主的判斷によつて決めるべきものであることは当然のことでございます。しかし、今申し上げたような、このような海外からの我が国への要望を十分に配慮しながら、円高デフレを克服して、六十二年度の政府経済の見通しにある三・五%の経済成長の達成を図るために、思い切つた内需拡大策を講ずることが極めて重要と考えております。

今、総理からもお話がありました。自由民主党が取りまとめた総合経済対策要綱、これを尊重しながら、実効ある緊急経済対策を速やかに策定すべく、目下鋭意検討中でございます。今こそ我々は、国民にこの円高デフレを克服することによつてお報いをし、国際的には日本の信用を失墜することのないように頑張らなければならないと思ふときに、身の引き締まる思いでございます。(拍手)

○議長(藤田正明君) これにて質疑は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時三十五分散会

出席者は左のとおり。

議長	藤田 正明君
副議長	瀬谷 英行君
議員	
片上 公人君	勝木 健司君
平野 清君	刈田 貞子君
猪熊 重三君	及川 順郎君

橋本孝一郎君	本平八郎君
青木 茂君	鶴岡 洋君
馬場 富君	矢原 秀男君
小西 博行君	坂山 映子君
藤野 賢二君	堀出 啓典君
太田 淳夫君	中野 明君
広中和歌子君	井上 計君
山田 勇君	林 健太郎君
出口 廣光君	中野 鉄造君
峯山 昭範君	和田 教美君
飯田 忠雄君	柳澤 鍊造君
三治 重信君	高平 公友君
林 寛子君	三木 忠雄君
原田 立君	高桑 栄松君
中西 珠子君	栗林 卓司君
関 嘉彦君	下条進一郎君
北 修二君	多田 省吾君
田代富士男君	高木健太郎君
伏見 康治君	藤井 恒男君
田淵 哲也君	田中 正巳君
徳永 正利君	青島 幸男君
西川 潔君	宮崎 秀樹君
下村 泰君	喜屋武眞榮君
山田耕三郎君	松浦 孝治君
前島英三郎君	水谷 力君
宮島 晃君	矢野比古君
吉川 博君	吉川 芳男君
吉村 真事君	竹山 裕君
曾根田郁夫君	杉元 恒雄君
阿野 裕君	大浜 方策君
井上 孝君	遠藤 政夫君
降矢 敬義君	堀江 正夫君

三三三

農林水産政務次官 星 長治君

議長の報告事項
一昨二十日議長において、次のとおり常任委員の
辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員
辞任 補欠
野田 哲君 山口 哲夫君

地方行政委員
辞任 補欠
高橋 清孝君 福田 幸弘君
山口 哲夫君 野田 哲君
秋山 肇君 野末 陳平君

法務委員
辞任 補欠
齋藤 十朗君 山本 富雄君

大蔵委員
辞任 補欠
福田 幸弘君 高橋 清孝君
山本 富雄君 齋藤 十朗君
野末 陳平君 秋山 肇君

予算委員
辞任 補欠
大塚清次郎君 田中 正巳君
三治 重信君 勝木 健司君
木本平八郎君 青木 茂君

議院運営委員
辞任 補欠
田中 正巳君 大塚清次郎君
内藤 功君 吉川 春子君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

昭和六十二年五月二十二日 参議院會議録第十二号(その一) 議長の報告事項

議院運営委員会

理事 磯山 篤君 (磯山篤君の補欠)
理事 井上 計君 (井上計君の補欠)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

国有林野事業改善特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第二一〇号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案(閣法第三八号)

文化交流に関する日本国政府とソヴェト社会主義共和国連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣法第一号)

商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約及び商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の改正に関する議定書(千九百八十六年六月二十四日にブラッセルで作成)の締結について承認を求めるの件(閣法第七号)

原子力事故の早期通報に関する条約の締結について承認を求めるの件(閣法第一〇号)

原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約の締結について承認を求めるの件(閣法第一一号)

多数国間投資保証機関を設立する条約の締結について承認を求めるの件(閣法第四号)

関税及び貿易に関する一般協定のジュネーヴ議定書(千九百八十七年)の締結について承認を求めるの件(閣法第八号)

民間航空機貿易に関する協定附属書を改正する議定書(千九百八十六年)の締結について承認を求めるの件(閣法第九号)

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣法第三号)

外務委員会に付託

臨床工学士法案(閣法第九一〇号)

義肢装具士法案(閣法第九二〇号)

社会労働委員会に付託

森林法の一部を改正する法律案(閣法第一〇〇号)

農林漁業信用基金法案(閣法第一八号)

農林水産委員会に付託

民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第五一〇号)

商工委員会に付託

電気通信事業法の一部を改正する法律案(閣法第九三三号)

簡易生命保険法及び郵便年金法の一部を改正する法律案(閣法第五五号)

放送法及び電波法の一部を改正する法律案(閣法第五〇号)

電波法の一部を改正する法律案(閣法第五六号)

通信委員会に付託

民間都市開発の推進に関する特別措置法案(閣法第四四号)

建設委員会に付託

同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。

同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

昭和六十二年度における私立学校教職員共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律案(閣法第七四号)

文教委員会に付託

児童扶養手当法等の一部を改正する法律案(閣法第四五号)

原子爆弾被害者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第四六号)

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(閣法第四七号)

社会労働委員会に付託

昭和六十二年度における農林漁業団体職員共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律案(閣法第七五号)

農林水産委員会に付託

簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律及び簡易保険郵便年金福祉事業団法の一部を改正する法律案(閣法第二五号)

通信委員会に付託

治山治水緊急措置法及び河川法の一部を改正する法律案(閣法第二九号)

建設委員会に付託

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

本邦漁業者の漁業生産活動の確保に関する法律案(安井吉典君外十六名提出)(衆第一号)

農林水産委員会に付託

水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法のの一部を改正する法律案(福島謙二君外四名提出)(衆第二二号)

環境特別委員会に付託

通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律案(閣法第八八号)

総合保養地域整備法案(閣法第八〇号)

刑事確定訴訟記録法案(閣法第八七号)

外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第十七条及び歯科医師法第十七条の特例等に関する法律案(閣法第六八号)

社会福祉士及び介護福祉士法案(閣法第九五号)

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

宇宙開発基本法案(堀出啓典君外一名発議)

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

昭和六十二年度一般会計予算

昭和六十二年度特別会計予算

昭和六十二年度政府関係機関予算

同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

憲政功労年金法の一部を改正する法律案

同日調査会長から次の報告書が提出された。

外交・総合安全保障に関する調査報告書(中間報告)

国民生活に関する調査報告書(中間報告)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

総理府が実施する世論調査に関する質問主意書(喜屋武眞榮君提出)

同日本院は、国土審議会委員に次の者を指名した旨内閣に通知した。

参議院議員 原田 立君

同日国会において議決した次の予算を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

昭和六十二年一般会計予算

昭和六十二年一般会計予算

昭和六十二年一般会計予算

昭和六十二年一般会計予算

昭和六十二年一般会計予算

昭和六十二年一般会計予算

昭和六十二年一般会計予算

昭和六十二年一般会計予算

昭和六十二年一般会計予算

昭和六十二年一般会計予算

昭和六十二年一般会計予算

昭和六十二年一般会計予算

昭和六十二年一般会計予算

昭和六十二年一般会計予算

昭和六十二年一般会計予算

昭和六十二年特別会計予算

昭和六十二年政府関係機関予算

同日次の法律の公布を奉じ、その旨衆議院に通知した。

憲政功労年金法の一部を改正する法律

昨二十一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

山口 哲夫君

野田 哲君

佐藤 昭夫君

吉川 春子君

地方行政委員

辞任

補欠

福田 幸弘君

高橋 清孝君

野田 哲君

山口 哲夫君

野末 陳平君

秋山 肇君

大蔵委員

辞任

補欠

斎藤 十朗君

下橋葉耕吉君

（国会法第四十二
条第三項但書の
規定によるもの）

（国会法第四十二
条第三項の規定
によるもの）

高橋 清孝君

福田 幸弘君

近藤 忠孝君

佐藤 昭夫君

秋山 肇君

野末 陳平君

文教委員

辞任

補欠

吉川 春子君

近藤 忠孝君

通信委員

辞任

補欠

小川 仁一君

大森 昭君

建設委員

辞任

補欠

大森 昭君

小川 仁一君

予算委員

辞任

補欠

下橋葉耕吉君

山東 昭子君

青島 幸男君

下村 泰君

同日次のとおり理事を選任した。

地方行政委員会

理事 坂山 映子君（坂山映子君の補欠）

同日議員から次の議案が提出された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

国際開発協力基本法案（中西珠子君外二名発議）（参第三号）

戦時災害援護法案（浜本万三君外三名発議）（参第四号）

同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを地方行政委員会に付託した。

昭和六十二年における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律案（閣法第七六号）

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを建設委員会に付託した。

国土利用計画法の一部を改正する法律案（閣法第七七号）

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を農林水産委員会に付託した。

国有林野事業改善特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第二〇号）

同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第十七条及び歯科医師法第十七条の特

例等に関する法律案

社会福祉士及び介護福祉士法案

同日委員長から次の報告書が提出された。

国有財産法第十三条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（閣議第一号）審査報告書

身体障害者雇用促進法の一部を改正する法律案（閣法第二六号）審査報告書

商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律案（閣法第九四号）審査報告書

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、公共職業安定所及びその出張所の設置等に関し承認を求めるの件（閣承認第二号）審査報告書

勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案（衆第一五号）審査報告書

特許法等の一部を改正する法律案（閣法第四二二号）審査報告書

昭和六十二年における私立学校教職員共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律案（閣法第七四号）審査報告書

外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律案（閣法第六九号）審査報告書

アジア太平洋郵便連合憲章の締結について承認を求めるの件（閣承認第二二号）審査報告書

アジア太平洋郵便連合一般規則及びアジア太平洋郵便条約の締結について承認を求めるの件（閣承認第二三三号）審査報告書

南東大西洋の生物資源の保存に関する条約第八條、第十七條、第十九條及び第二十一條の改正並びに南東大西洋の生物資源の保存に関する条

約第十三条一の改正の受諾について承認を求め

るの件（閣承認第一四号）審査報告書

千九百八十六年の国際コリア協定の締結について承認を求めるの件（閣承認第一五号）審査報告書

特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（閣承認第一六号）審査報告書

世界保健機関憲章第二十四條及び第二十五條の改正の受諾について承認を求めるの件（閣承認第一七号）審査報告書

船舶安全法及び道路運送車両法の一部を改正する法律案（閣法第八六号）審査報告書

恩給法等の一部を改正する法律案（閣法第三五号）審査報告書

郵便法及びお年玉等付郵便葉書及び寄附金付郵便葉書等の発売並びに寄附金の処理に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第六七号）審査報告書

林業等振興資金融通暫定措置法の一部を改正する法律案（閣法第七八号）審査報告書

森林組合法及び森林組合併助成法の一部を改正する法律案（閣法第七九号）審査報告書

同日議員から次の懲罰動議が提出された。

議員青島幸男君を懲罰に付するの動議（吉川芳男君外一名提出）

同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第十七条及び歯科医師法第十七条の特例等に関する法律

社会福祉士及び介護福祉士法

三三九

昭和六十二年五月二十二日 参議院会議録第十一号（その一） 議長報告事項

昭和六十二年五月二十二日 参議院會議録第十二号(その一)

三三〇

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

号外
昭和六十二年五月二十二日

○第百八回 参議院會議録第十二号(その二)

(本号(その二)参照)

アジアル太平洋郵便連合憲章

各自の政府から正当に委任を受けた下名の代表者は、

アジア及び太平洋の地域にある郵政庁が直面する共通の問題の重要性を考慮し、

これらの郵政庁の間に広範囲な協力関係を設定しかつ発展させることが必要であると確信し、

万国郵便連合憲章がこれらの郵政庁に与えた権利を行使して、

各自の政府による批准、受諾又は承認を条件としてこの憲章を採択することを合意した。

第一編 組織規定

第一章 一般規定

第一条 連合の構成及び目的

1 この憲章を採択する諸国は、「アジアル太平洋郵便連合(以下「連合」という)の名称の下に、単一の郵便領域を形成する。

2 連合は、加盟国間の郵便関係を拡大し、円滑にし及び改善すること並びに郵便業務の分野における協力を増進することを目的とする。

第二条 連合の加盟国

次に掲げる国は、連合の加盟国とする。

(a) この憲章の効力発生の日に加盟国の資格を有する国

(b) 第六条の定めるところにより加盟国となつた国

第三条 公用語

連合の公用語は、英語とする。

第四条 特別取極

加盟国(加盟国の法令が認める場合には、その郵政庁)は、国際郵便業務に関する特別取極を締結することができる。ただし、連合の文書の規定よりも公衆に不利な規定を当該特別取極に含めないことを条件とする。

第五条 郵政職員の交換

加盟国の郵政庁は、郵便業務の発展及び改善に関する研究を行わせるために郵政職員を交換し又は派遣することについて取決めを行うことができるものとし、他の郵政庁のこれらの職員に對しあらゆる必要な協力及び便宜を与える。

第二章 連合への加盟及び連合からの脱退

第六条 連合への加盟

1 万国郵便連合の加盟国である主権国であつて、その全領域がアジア、オーストラレイシア、メラネシア、ミクロネシア又はポリネシアに所在するものは、アジアル太平洋郵便連合の加盟国となることが出来る。この条の規定の適用上、「アジア」とは、イラン以東のアジアの地域をいう。

2 連合への加盟は、連合の文書への加入の正式の宣言によつて行ふ。この宣言は、外交上の経路を通じて中央事務局の所在する加盟国の政府に送付する。

3 連合への加盟は、中央事務局の所在する加盟国の政府が他の加盟国の政府に通告するものと

し、その通告の日から効力を生ずる。

4 連合への加盟に必要な資格を有する国は、条約のいずれかの規定に従うことができない場合には、留保を付して、連合への加盟を請求することができる。

5 4の規定に基づく加盟の請求の文書は、外交上の経路を通じて中央事務局の所在する加盟国の政府に送付する。当該政府は、諮問のため、当該文書を加盟国に送付する。

6 5の規定に従つて加盟の請求を行つた国は、その請求が加盟国の過半数によつて承認された場合には、加盟を認められる。

7 5の諮問に對して通告の日から四箇月以内に回答しない加盟国は、棄権したものとみなされる。

第七条 連合からの脱退

1 加盟国は、中央事務局の所在する加盟国の政府に對し外交上の経路を通じて連合の文書の廃棄通告により連合から脱退する権利を有するものとし、当該政府は、その受領を他の加盟国の政府に通報する。

2 連合からの脱退は、中央事務局の所在する加盟国の政府が1の廃棄通告を受領した日から一年を経過した時に効力を生ずる。

第三章 連合の組織

第八条 連合の機関

連合の機関として、大会議、執行理事会、中央事務局及びアジアル太平洋郵便研修センターを設ける。これらの機関の目的及び権限は、この章及び一般規則の定めるところによる。

第九条 大会議

大会議は、連合の最高機関とし、加盟国の代表者で構成する。

第十条 臨時大会議

臨時大会議は、加盟国の少なくとも三分の二の請求又は同意に基づき開催することができる。

第十一条 執行理事会

執行理事会は、大会議から大会議までの間に

ける連合の事業の継続の確保を図るため、加盟国の過半数による議決で別段の決定がされない限り、原則として一年に一回会合する。

第十二条 中央事務局

1 中央事務局は、加盟国のための連絡、通報及び調査の機関となる。

2 中央事務局の所在国は、大会議又は例外的な場合には執行理事会が決定する。同事務局は、原則として、所在国として決定された国に少なくとも五年間置かれる。

第十三条 アジアル太平洋郵便研修センター

アジアル太平洋郵便研修センターは、アジア及び太平洋の地域における郵便業務を改善するため研修の便宜を供与することを目的とする。同センターは、運営理事会が管理するものとし、同理事会の構成、目的及び権限は、一般規則で定める。

第十四条 連合の財政

大会議は、中央事務局長の勧告を基礎として、連合の年次経費の最高限度額を定める。連合の年次経費は、すべての加盟国が分担する。加盟国の分担単位は、アジアル太平洋郵便連合一般規則の定めるところにより、当該加盟国が万国郵便連合において賦している分担等級を基礎として決定する。

第二編 連合の文書

第一章 一般規定

第十五条 連合の文書

1 憲章は、連合の基本的文書とする。憲章は、連合の組織規定を内容とする。

2 一般規則は、憲章の適用及び連合の運営を確保するための規定を内容とする。一般規則は、すべての加盟国について義務的な文書とする。

3 条約及びその施行規則は、加盟国間の国際郵便業務に関する規定を内容とする。これらの文書は、すべての加盟国について義務的な文書とする。

昭和六十二年五月二十二日 参議院會議録第十二号(その二) アジア太平洋郵便連合一般規則

三三三

- 4 3の施行規則は、条約を実施するために必要な細目手続を内容とするものとし、加盟国の郵政庁が定める。
- 5 条約又はその施行規則に附属する最終議定書は、それぞれの文書に対する留保を内容とする。

第二章 連合の文書の受諾

- 第十六条 連合の文書への署名及びこれらの文書の批准その他の承認の終了の際に行う。
- 1 全権委員による連合の文書への署名は、大会議の終了の際に行う。
- 2 憲章その他の連合の文書は、署名国により、自国の憲法上の規則に従つてできる限り速やかに批准され、受諾され又は承認されなければならない。
- 3 いずれかの国がその署名した連合の文書を批准せず、受諾せず又は承認しない場合においても、憲章その他の文書は、これを批准し、受諾し又は承認した国については、効力を有する。
- 第十七条 連合の文書の批准その他の承認の通報
- 第十八条 憲章、憲章の追加議定書その他の連合の文書への加入
- 1 憲章、憲章の追加議定書その他の連合の文書に署名しなかつた加盟国は、いつでも加入することが出来る。
- 2 加入の正式の宣言は、外交上の経路を通じて中央事務局の所在する加盟国の政府に送付するものとし、当該政府は、その寄託を他の加盟国に通報する。
- 第三章 連合の文書の改正
- 第十九条 議案の提出
- 1 加盟国の郵政庁は、連合の文書に関する議案

を大会議に、又は大会議から大会議までの間に於いて提出する権利を有する。

第二十條 憲章の改正

- 1 憲章に関する議案で大会議に提出されたものは、採択されるためには、加盟国の三分の二以上の議決で承認されなければならない。
- 2 大会議が採択した改正は、追加議定書の対象となるものとし、当該大会議が別段の決定を行わない限り、当該大会議において更新された連合の文書と同時に効力を生ずる。この改正は、加盟国により、できる限り速やかに批准され、受諾され又は承認されなければならない。その批准書、受諾書又は承認書は、第十七条に規定する手続に従つて取り扱う。
- 第二十一条 一般規則及び条約の改正
- 1 一般規則及び条約は、それぞれの文書に関する議案の承認のための条件を定める。
- 2 1の連合の文書は、同時に効力を生じ、かつ、同一の有効期間を有する。前回の大会議の対応する文書は、大会議が1の連合の文書の効力発生について定める日に廃止する。
- 第四章 万国郵便大会議
- 第二十二条 万国郵便大会議における協力
- 加盟国は、万国郵便大会議において、審議される議案又は事項が加盟国に共通の利害関係のあるものである場合には、できる限り協力する。
- 第五章 紛争の解決
- 第二十三条 仲裁
- 加盟国の郵政庁の間の紛争は、万国郵便連合一般規則の定めるところにより解決する。
- 第三編 最終規定
- 第二十四条 この憲章の効力発生の日及びこの憲章は、千九百八十七年七月一日に効力を生じ、無期限に効力を有する。

以上の証拠として、下名の代表者は、各自の政府から正当に委任を受けて、中央事務局の所在する加盟国の政府に寄託されるこの憲章の本書一通に署名した。寄託政府は、その贈本一通を各加盟国に送付する。

千九百八十五年十二月四日にバンコックで作成した。

(署名欄は省略)

アジア太平洋郵便連合一般規則

各自の政府から正当に委任を受けた下名の代表者は、アジア太平洋郵便連合憲章第十五条2の規定にかんがみ、合意により、かつ、同憲章第十六条2の規定の適用があることを条件として、同憲章の適用及び連合の運営を確保するための次の規定をこの一般規則で定めた。

第一章 一般規定

- 第一百一条 書類の発行、公用の通信及び会合における審議に使用する言語
- 1 中央事務局の書類の発行及び同事務局と加盟国との間の公用の通信には、英語を使用する。
- 2 連合の機関の会合における審議の際には、英語を使用する。もつとも、その他の言語も、英語への通訳を確保することを条件として、使用することが出来る。
- 3 2の通訳の費用は、英語に代わる言語を使用する代表団が負担する。ただし、フランス語に関しては、会合の招請国は、フランス語を使用する代表団に対し、できる限り通訳上の便宜を提供する。
- 第一百二条 英語以外の言語
- 英語を国語としない加盟国は、費用を負担することを条件として、通訳を請求することが出来る。
- 第一百三条 特別取極
- 憲章第四条の規定に基づく特別取極の締結は、中央事務局を通じて加盟国又はその郵政庁に通報する。

第一百四條 大会議の決議

加盟国の郵政庁は、大会議の決議及び勧告を実施するためにとつた措置を中央事務局に通報する。

第二章 連合の機関の運営

第一百五條 大会議又は臨時大会議の組織及び会合

- 1 加盟国の代表者は、必要があるときは連合の文書を改正するため及び加盟国に共通の利害関係のある他の必要と認める郵便上の問題を審議するため、万国郵便大会議の開催の後二年以内に大会議として会合する。
- 2 各加盟国は、その政府が正当に委任した一人又は二人以上の代表に大会議において自国を代表させる。加盟国は、他の加盟国に大会議において自国を代表させることができる。ただし、一の代表団は、自国のほかに二以上の加盟国を代表することができず、また、自国のほかに二以上の加盟国に代わつて投票することができない。
- 3 各加盟国は、一の票を有する。
- 4 大会議は、原則として、次回の大会議の開催される国を指定する。その指定をすることができないこと又はその指定がされた国において開催することができないことが判明した場合に、執行理事会は、大会議の開催される国を、これと協議の上、指定する。
- 5 大会議の招請政府は、中央事務局と協議の上、大会議の期日及び場所を定める。招請状は、原則として、同事務局が大会議の期日の六箇月前に招請政府に代わつて加盟国の政府に发出する。もつとも、招請政府が希望する場合に、招請状は、招請政府が发出することが出来る。
- 6 連合の会合には、顧問の資格で投票権なしで出席するオブザーバーとして、国際連合若しくはその専門機関又は連合の活動に利害関係を有するその他の国際機関を代表する者を招請する

ことができる。また、その他のオブザーバーも、これらが他の限定郵便連合、万国郵便連合の加盟国の郵政庁又はアジア及び太平洋の地域にある万国郵便連合の非加盟国の郵政庁若しくは同地域にある非自治地域その他の地域の郵政庁を代表する者であることを条件として、連合の会議に出席するよう招請することができる。

招請は、大会議又は執行理事会の請求に応じ、中央事務局が行う。もつとも、招請政府が希望する場合には、招請状は、招請政府が発出することができる。

7 大会議は、その活動の組織及びその審議の方法につき、大会議の手続規則を適用する。

8 臨時大会議の場所及び期日は、執行理事会が、開催を決議した加盟国の同意を得て決定する。

9 2、3、6及び7の規定は、臨時大会議について準用する。

第百六条 執行理事会の構成、運営及び会合

1 執行理事会は、すべての加盟国で構成する。会合には、加盟国の過半数が出席していなければならない。

2 大会議の議長は、当該大会議開催後の執行理事会の第一回会合を招集する。この会合において、同理事会は、理事国のうちから一の議長国及び一の副議長国を選出するものとし、議長国及び副議長国の任期は、次の大会議の終了の時までとする。通常の場合には、大会議開催国は、当然に議長国となる。もつとも、当該開催国は、希望する場合には、議長国となる権利を放棄することができる。

3 執行理事会の第一回会合の後の年次会合は、同理事会の議長が招集する。

4 執行理事会は、各会合において、次の会合の開催される国を指定する。会合の開催が必要であるにもかかわらず招請国がない場合には、会合は、中央事務局の所在地において開催する。

5 執行理事会の議長は、通常会期から通常会期までの間において、加盟国の少なくとも三分の二の請求に応じ、原則として中央事務局の所在地において同理事会の会合を招集することができる。

6 執行理事会の会合の招請国は、同理事会の議長と協議の上、会合の期日及び場所を定める。会合への招請状は、同理事会の議長（議長が希望する場合には、中央事務局）が加盟国及びオブザーバーに発出する。もつとも、招請国が希望する場合には、招請状は、招請国が発出することができる。

7 執行理事会の運営費は、連合が負担する。理事国の職務は、無報酬とする。

8 加盟国は、執行理事会の会合において、資格のある郵政職員に自国を代表させる。

9 執行理事会の権限は、次のとおりとする。

- (a) 大会議の決議によって課される任務を遂行すること。
- (b) 郵便業務の改善のため加盟国の郵政庁と連絡を保つこと。
- (c) 中央事務局の管理に関する規則を定め及びその活動を監督すること。
- (d) 大会議から大会議までの間において、中央事務局の作成する連合の年次予算及び計算書を審査し及び承認すること。
- (e) 万国郵便連合の機関、他の限定連合又はアジア及び太平洋の地域に特別の利害関係を有する国際連合の他の専門機関と有益な連絡を保つこと及び、必要があるときは、これらの機関の会議に出席する代表者を任命すること。
- (f) 技術協力のような事項につき、加盟国の少なくとも三分の二の同意を得て、連合の名において万国郵便連合、他の限定連合又は国際機関と取決めを締結すること及び中央事務局長に対して、当該取決めを実施するための権限を付与すること。

(g) 第百十五条2の規定により、万国郵便大会議に先立って会合すること。

(h) 管理上の問題であつて、連合の文書に規定されておらず、かつ、次の大会議まで解決を待つことのできないものを暫定的に処理するため、加盟国の過半数の同意を得て必要な措置をとること。

(i) 特定の年につき、連合の予算にアジア太平洋郵便研修センターへの拠出金を計上すること、かしないかを決定すること及び計上することを決定した場合には当該拠出金の額を示すこと。

10 執行理事会は、その活動に必要な手続規則を定める。

11 執行理事会の協議及び決定は、必要があるときは、通信によつて行ふことができる。

12 中央事務局長は、執行理事会の事務局長の職務を行う。

13 執行理事会は、各会合の後に、参考のため、加盟国の郵政庁に概要報告書を送付する。

14 執行理事会は、その活動の全体に関する報告書を大会議に提出する。

15 執行理事会の各理事国の代表者は、空路、海路又は陸路によるエコノミー・クラスの往復切符の代金の償還を受ける権利を有する。この償還は、連合の年次経費の当該国の分担金から控除することにより行う。

第百七条 中央事務局

1 中央事務局は、中央事務局長、中央事務局次長及び連合が必要とする他の職員で構成する。

2 中央事務局長は、連合の会議に出席し、投票権なしで討議に参加する。

3 中央事務局は、連合の会議の開催国の郵政庁と共同して当該会議の事務局の事務を行う。

4 大会議又は必要があるときは執行理事会は、資格のある郵政職員のうちから中央事務局長及び中央事務局次長を選出する。同事務局長及び同事務局次長の任期は、これらの者を選出した

機関が定める。

5 4の規定にかかわらず、中央事務局次長は、通常の場合には、三年を下回らずかつ五年を超えない期間を任期として任命される。

6 中央事務局長及び中央事務局次長は、できる限り、異なる国の国民とする。

7 中央事務局は、執行理事会の監督を受けるものとし、同事務局の会計は、所在国の権限のある当局が監査する。

第百八条 中央事務局の組織及び職員

1 中央事務局の管理は、中央事務局長に委託する。同事務局長は、中央事務局次長及び郵便業務に少なくとも五年間従事し、かつ、英語のほかにフランス語又はアジアのいずれかの言語につき実用的な知識を有する適格な職員の補佐を受ける。当該職員の選考に当たつては、加盟国の全体が代表されることを考慮する。同事務局長は、執行理事会の承認を得ることを条件として、各郵政庁が推薦した者のうちから当該職員を任命する。ただし、当該職員は、専門分野における同事務局の要求を満たす者であることを条件とする。

2 中央事務局長は、中央事務局が連合の文書及び大会議の決定に従つて行ふすべての任務につき、同事務局を法的に代表する。中央事務局次長は、同事務局長が不在の場合には、その職務を行う。

3 中央事務局長は、執行理事会が別段の決定を行わない限り、連合の出席が要請される郵便業務に関する国際会議において連合を代表する。

第百九条 中央事務局の任務

1 中央事務局は、連合の会議のために仮議事日程の作成その他の準備を行う。

2 中央事務局は、アジア及び太平洋の地域にあり、かつ、連合に加盟していない万国郵便連合の加盟国の郵政庁が自国の政府に対し連合への加盟を外交上の経路を通じて請求するよう勧告することについて、当該郵政庁と連絡をとる。

昭和六十二年五月二十二日 参議院會議録第十二号(その二) アジア太平洋郵便連合一般規則

三三四

- 3 中央事務局は、要請があつたときはいつでも、執行理事会及び連合の郵政庁に対し、郵便業務の問題に関する必要な情報を提供する。
- 4 中央事務局は、連合の活動に関する年次報告書を作成し、これを加盟国の郵政庁に送付する。当該報告書は、大会議又は、大会議が開催されない場合には、執行理事会が承認する。もつとも、年次報告書が対象とする年の翌年の五月末までに大会議又は同理事会が開催されない場合には、加盟国による承認は、通信によつて行う。当該報告書を承認するかしないかを四十日以内に回答しない加盟国は、これを承認したものとみなされる。
- 5 中央事務局は、加盟国が発行した郵便切手の収集(常に最新の郵便切手を含めるものとする)を保有する。
- 第百十条 中央事務局の刊行物
 - 1 中央事務局は、同事務局が発行する書類を加盟国の郵政庁及びスイスのベルヌにある万国郵便連合国際事務局に無料で提供するものとし、各郵政庁は、その分相単位数に対応する部数を受領する。郵政庁が請求する追加の部数については、請求を行った郵政庁が実費を支払う。
 - 2 中央事務局は、加盟国が検討することができるとするに、第百十五条の規定により受領するすべての議案の表を作成し、加盟国の郵政庁に配布する。
- 第百十一条 アジア太平洋郵便研修センター運営理事会
 - 1 アジア太平洋郵便研修センターの管理上の責任は、運営理事会に委託する。同理事会は、少なくとも一年に一回会合するものとし、別段の決定を行わない限り、バンコックにおいて会合する。
 - 2 運営理事会は、大会議に対する自己の責任を遂行するに当たり、次の権限を有する。
 - (a) アジア太平洋郵便研修センターの管理に関する規則を定めること。
 - (b) 同センターの一般的な研修の方針を定めること。
 - (c) 同センターの予算を承認し及び当該予算の執行を監督すること。
 - (d) 同センターの管理職の職員及び教員を任命すること。
 - (e) 同センターの管理職の職員、教員及び事務職員の俸給表及び勤務条件を定めること。
 - 3 運営理事会は、アジア太平洋郵便研修センターの所在国の郵政庁の長を議長とし、執行理事会の議長、参加国の郵政庁の代表者及び同センターの活動に対して年間一万合衆国ドル以上の額の現金を拠出し又は当該金額以上の額に相当する現物の提供、奨学制度への拠出若しくは専門家の派遣を行うその他の加盟国の代表者で構成する。これらの者は、投票権を有する。中央事務局長、万国郵便連合国際事務局長又はその代理、国際連合アジア太平洋経済社会委員会の代表者及び国際連合開発計画の代表者は、オブザーバーとして運営理事会の会合に出席することができる。運営理事会は、適当と認めるその他のオブザーバーを招請することを決定することができる。
 - 4 「参加国」とは、アジア太平洋郵便研修センターを定期的に利用し、かつ、自国の研修生の費用の一部又は全部を負担する加盟国をいう。
 - 5 加盟国は、自国の費用負担による研修生を連続して二年間にわたり派遣しない場合には、参加国として取り扱われない。
 - 6 3の加盟国で参加国以外のものは、3に定める額に相当する援助を連続して二年間にわたり行わない場合には、運営理事会の会合に代表を出す権利を有しない。
 - 7 運営理事会の会合は、同理事会の議長が招集する。
 - 8 運営理事会の議長は、同理事会の構成員の三分の二の請求を受領した場合に、原則としてバンコックにおいて同理事会の臨時会合を招集する。
 - 9 運営理事会の協議及び決定は、必要があるときは、通信によつて行うことができる。
 - 10 アジア太平洋郵便研修センターの所長は、運営理事会の事務局長の職務を行う。
 - 11 運営理事会は、前回の大会議以降の同理事会の活動及び将来の活動計画に関し、大会議に報告書提出する。報告書は、また、参考のため過去及び将来の財政措置の詳細を含むものとする。
 - 12 アジア太平洋郵便研修センターの予算は、連合の予算とは別個のものとし、原則として同センターの利用に直接的に比例する参加国の負担及び他の国、機関又は連合の任意拠出により賄われる。
 - 13 負担金及び任意拠出金は、これらに係る年の一月三十一日までにアジア太平洋郵便研修センターに支払う。
 - 14 資金の不足を補うために予備基金を設けるものとし、その額は、運営理事会が定める。同基金は、主として予算の剰余金により維持される。同基金は、予算の収支を合わせるためにも、参加国の負担金の額を引き下げるためにも、使用することができる。
 - 15 一時的な資金不足に関しては、アジア太平洋郵便研修センターの所在国は、関係国が償還を保証することを条件として、運営理事会に対し、同センターの運営を確保するために必要な資金の立替払を行う。立て替えられる資金の額は、同センターの予算の限度を超過してはならない。
 - 16 アジア太平洋郵便研修センターの所在国によつて資金が立て替えられる場合には、15の関係国の郵政庁は、15の規定に従つて立て替えられた金額を運営理事会を通じて当該所在国に償還する。償還は、できる限り速やかに、かつ、遅くとも同理事会が割当てを承認した日の属する年の翌年の十二月三十一日までに行わなければならない。
 - 17 運営理事会は、同理事会の会合から会合までの間におけるアジア太平洋郵便研修センターの円滑な運営を確保するため、現地執行委員会を設置し、これに必要な任務を課することができる。
- 第三章 議案の提出及び審査の手続
 - 第百十二条 大会議への議案の提出
 - 1 大会議に提出する議案は、大会議の開会日の三箇月前までに中央事務局に到達しなければならぬ。もつとも、大会議の開会日に先立つ三箇月の期間内に同事務局に到達する議案も、大会議の裁量により、審議することができる。
 - 2 1に定める手続は、既に提出された議案に対する修正案の提出については、適用しない。
 - 3 中央事務局は、1及び2の議案をできる限り速やかに加盟国の郵政庁に配布する。
 - 第百十三条 留保
 - 1 条約又は条約の施行規則に対する留保は、大会議の承認した議案に基づき条約の最終議定書又は条約の施行規則の最終議定書に規定する。
 - 2 大会議への議案の提出に関する前条の規定は、留保に関する議案については、適用しない。
 - 3 大会議に提出された留保に関する議案は、採択されるためには、出席しかつ投票する加盟国の過半数による議決で承認されなければならない。
 - 4 留保を行つている加盟国は、いつでも当該留保を撤回することができる。留保の撤回は、中央事務局を通じて加盟国に通報する。
 - 第百十四条 大会議から大会議までの間
 - 1 郵政庁が大会議から大会議までの間に提出した連合の文書を改正するための議案は、中央事務局を通じて他の郵政庁に送付する。

2 議案は、次の手続に付する。

加盟国の郵政庁は、中央事務局の回章によつて通告された議案の検討及び同事務局への意見の送付のため、二箇月の期間を与えられる。修正は、認められない。同事務局は、回答を取りまとめ、これを加盟国の郵政庁に通知し、当該議案に対する賛否を表明するよう要請する。その後二箇月の期間内に賛否を通告しない加盟国の郵政庁は、棄権したものとみなす。これらの期間は、同事務局の回章の日付の日から起算する。

3 条約及びその最終議定書の改正は、中央事務局の所在する国の政府が同事務局の請求に応じて作成し、かつ加盟国政府に送付する外交上の通告書によつて確定される。条約の施行規則及びその最終議定書の改正は、中央事務局が確認し、加盟国の郵政庁に通告する。

第百十五条 万国郵便大会議に提出する議案

1 加盟国の郵政庁は、万国郵便大会議に提出する議案を、万国郵便連合国際事務局に通知すると同時に他の加盟国及び中央事務局に通知する。これらの議案は、憲章第三条の規定にかかわらず、フランス語で作成することができる。

2 加盟国は、万国郵便大会議において討議される議案その他の重要事項について意見を交換し及び調整するため、当該万国郵便大会議に先立ち及び当該万国郵便大会議の期間中において会合することができる。

第四章 財政

第百十六条 分担等級

1 加盟国は、連合の経費の分担に関し、四の集団に区分される。万国郵便連合の経費の分担において五十単位を超える分担単位数を有し又は五十単位等級、四十単位等級、三十五単位等級、二十五単位等級若しくは二十単位等級に属する加盟国は五単位を、同連合の経費の分担において十五単位等級、十単位等級又は五単位等級に属する加盟国は三単位を、同連合の経費の分担において三単位等級又は一単位等級に属する加盟国は二単位を、同連合の経費の分担において二分の一単位等級に属する加盟国は一単位をそれぞれ分担する。もつとも、加盟国は、より多くの単位を分担することができる。

2 連合に加盟する国及び連合から脱退する国は、加盟又は脱退が効力を生ずる年については、その全期間について連合の経費を分担する。

1 連合の支出は、年額七万合衆ドルを超過してはならない。

2 中央事務局は、遅くとも各暦年の終了する二箇月前までに、翌年一月一日から十二月三十一日までの期間の予算見積書を作成する。当該予算見積書には、これを作成する年の予算及びその前年の決算の数字と比較した収支の見積りの詳細な資料を含む。同事務局は、承認を得るため、執行理事会又は、大会議が開催される場合には、大会議に当該予算見積書を提出する。その承認が得られるまでの間、同事務局は、前年の予算額の限度内で任務を遂行する。

3 中央事務局は、前年の活動に関する詳細な決算書及び収支に関するすべての書類を添付した報告書を毎年第一四半期に作成する。この報告書は、承認を得るため及び連合の郵政庁に配布するため執行理事会又は大会議に提出する。

4 中央事務局の支出は、執行理事会又は大会議が承認した予算に基づいて行ふ。

5 1に定める限度額は、職員採用その他の方法による中央事務局の効果的運営のために超過することができる。ただし、加盟国の過半数が同意する場合に限る。

6 加盟国は、大会議又は執行理事会が決定する予算に基づき、連合の年次経費に対する自国の分担金を前払する。分担金は、遅くとも当該予算に係る会計年度の初日までに支払う。期限を経過した後は、未払金額は、連合のために、最初の六箇月間は年三パーセント、七箇月目からは年六パーセントの割合で利子を生ずる。

7 連合の資金の不足を補うために予備基金を設けるものとし、その額は、執行理事会が定める。同基金は、主として予算の剰余金により維持される。同基金は、予算の収支を合わせるためにも、加盟国の分担金の額を引き下げるためにも、使用することができる。

第五章 最終規定

第百十八条 この一般規則に関する議案の承認の条件

この一般規則に関する議案であつて大会議に提出されたものは、実施されるためには、大会議に代表を出している加盟国の過半数による議決で承認されなければならない。

第百十九条 この一般規則の効力発生の日及び有効期間

この一般規則は、千九百八十七年七月一日に効力を生じ、次回の大会議の文書の効力発生の時まで効力を有する。

以上の証拠として、下名の代表者は、各自の政府から正当に委任を受けて、中央事務局の所在する加盟国の政府に寄託されるこの一般規則の本書一通に署名した。寄託政府は、その原本一通を各加盟国に送付する。

千九百八十五年十二月四日にバンコックで作成した。

(署名欄は省略)

アジア太平洋郵便条約

各自の政府から正当に委任を受けた下名の代表者は、合意により、アジア太平洋郵便連合加盟国の間の国際郵便業務に適用される規則をこの条約で定めた。

第一章 一般規定

第一条 総則

加盟国間で交換する郵便物の陸路、河川路又は

海路による経路については、原則として料金を徴収しない。加盟国は、無料経路を認めることができる場合においては、料金を徴収することができる。その料金は、万国郵便条約によつて認められ又は定められている料金よりも低い額のものであることができる。

第二章 通常郵便業務に関する規定

第二条 通常郵便

1 「通常郵便物」とは、書状、郵便葉書、印刷物、点字郵便物及び小形包装物をいう。

2 死滅しやうい若しくは変敗しやうい生物学上の材料を包有する書状、放射性物質を包有する書状又は速達郵便物の交換は、これらの郵便物を相互に又は一方的に受領することについてその郵政庁が同意した加盟国の間においてのみ認められる。

第三条 郵便料金

連合の郵政庁の間の郵便関係においては、平面的によつて交換する書状及び郵便葉書については低減郵便料金を適用する。低減郵便料金の額は、内国料金の額と国際料金の八十五パーセントに相当する額との間の額とする。低減郵便料金は、例外的に他の種類の通常郵便物及び航空通常郵便物についても適用することができる。

第四条 郵便業務の事務用通常郵便物について

1 連合の機関と次の者との間で交換される公用の通常郵便物については、郵便料金を免除する。

(a) 郵政庁

(b) 万国郵便連合の機関

(c) 他の限定郵便連合

2 1の免除は、連合の機関が差し出す航空通常郵便物については、適用しない。

第三章 雑則

第五条 万国郵便連合の文書の適用

この条約は、加盟国間で交換される通常郵便物に関するすべての事項及び業務を規律する。

昭和六十二年五月二十二日 参議院會議録第十二号(その二)

アジアル太平洋郵便条約 南東大西洋の生物資源の保存に関する条約第八條、第十七條、第十九條及び第二十一條の改正
源の保存に関する条約第十三條の改正 千九百八十六年の國際コオア協定

南東大西洋の生物資源 三三六

2 加盟国間における通常郵便物の交換に関する事項でこの条約に定めのないものについては、万国郵便連合の文書の定めるところによる。

第四章 最終規定

第六條 この条約及びこの条約の施行規則に関する議案の承認の条件

1 この条約及びこの条約の施行規則に関する議案であつて大会議に提出されたものは、実施されるためには、出席しかつ投票する加盟国の過半数による議決で承認されなければならない。

2 この条約及びこの条約の施行規則に関する議案であつて大会議から大会議までの間に提出されたものは、実施されるためには、次の数の賛成票を得なければならない。

(a) この条約の施行規則第一條から第三條までの規定以外の規定の改正に関する議案に

ついては、投票の総数

(b) この条約の施行規則第一條から第三條までの規定の改正に関する議案については、投票の三分の二以上

(c) この条約並びにこの条約の最終議定書及び施行規則の規定の解釈(憲章第二十三條に規定する仲裁に付される紛議に係る解釈を除く。)に関する議案については、投票の過半数

第七條 この条約の効力発生の日及び有効期間

この条約は、千九百八十七年七月一日に効力を生じ、次回の大会議の条約の効力発生の時まで効力を有する。

以上の証拠として、下名の代表者は、各自の政府から正当に委任を受けて、中央事務局の所在する加盟国の政府に寄託されるこの条約の本書一通に署名した。寄託政府は、その贈本一通を各加盟国に送付する。

千九百八十五年十二月四日にバンコックで作成

した。

(署名欄は省略)

アジアル太平洋郵便条約の最終議定書

委任を受けた各加盟国の下名の代表者は、本日付で作成されたアジアル太平洋郵便条約の署名に当たり、次のとおり協定した。

第一条 経緯

マレイシア及びシンガポールの郵政庁は、条約第一條の規定を適用する義務を負わない。

第二条 郵便料金

マレイシア、シンガポール及びスリ・ランカの郵政庁は、条約第三條の規定を適用する義務を負わない。

以上の証拠として、委任を受けた各加盟国の代表者は、これらの規定が条約の本文中にある場合と同一の効力及び同一の価値を有するものとしてこの最終議定書を作成し、中央事務局の所在する加盟国の政府に寄託される本書一通に署名した。寄託政府は、その贈本一通を各加盟国に送付する。

千九百八十五年十二月四日にバンコックで作成した。

(署名欄は省略)

南東大西洋の生物資源の保存に関する条約

第八條、第十七條、第十九條及び第二十一條の改正

第八條(4)を次のように改める。

8 (4) 委員会は、2(8)の規定に基づいて勧告を行う場合には、委員会が定める関係締約国に対し、総漁獲量の配分に関する取極を作成するよう勧誘することができる。取極の作成に当たつては、すべての関係締約国の漁業上の利

害を考慮するものとし、また、総漁獲量に関する委員会の勧告及び合意された配分がすべての関係締約国によつて遵守されることをできる限り確保する。

第十七條を次のように改める。

1 この条約は、これを採択した会議に代表を出した国の政府又は国際連合若しくはその専門機関の加盟国であるその他の国の政府による署名のために開放しておく。

2 この条約の署名は、批准、受諾又は承認を条件とする。

3 この条約が効力を生じたときは、1に規定する国でこの条約に署名しなかつたもの及び委員会がこの条約の締約国となるよう全会一致で招請したその他の国は、この条約に加入することができる。

4 この条約は、地域的な経済統合のための機関であつて、この条約によつて規律される事項に関する権限(これらの事項に関する条約を締結する権限を含む)を当該機関に移譲した国により構成されるものによる署名又は加入のために開放しておく。

5 4に定める機関は、正式の確認書又は加入書を寄託することにより締約国となるものとし、この条約の規定について他の締約国と同一の権利及び義務を有する。

6 4に定める機関がこの条約の締約国となつた場合には、当該機関を構成する国及び将来当該機関に加盟する国は、この条約の締約国でなくなる。これらの国は、その旨を国際連合食糧農業機関の事務局長に書面により通告する。

7 批准書、受諾書、承認書又は加入書は、国際連合食糧農業機関の事務局長(以下「寄託者」という。)に寄託する。

8 批准、受諾、承認又は加入に際しては、いかなる留保をも付することができない。

第十九條2を次のように改める。

2 この条約の改正につきこの条の規定に基づく

受諾のための提案が行われた後に締約国となる国又は地域的な経済統合のための機関は、その改正が効力を生じた時から、その改正された条約によつて拘束される。

第二十一條を次のように改める。

1 寄託者は、第十七條1及び3に規定する国の政府及び同条4に定める機関に対して次の事項を通報する。

(a) 第十七條の規定に従つて行われるこの条約の署名及び批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託

(b) この条約が第十八條1の規定に従つて効力を生ずる日

2 寄託者は、すべての締約国に対して次の事項を通報する。

(a) 第十九條の規定に従つて行われるこの条約の改正のための提案、改正の受諾の通告及び改正の効力発生

(b) 第二十條の規定に従つて行われる脱退の通告

3 この条約の原本は、寄託者に寄託するものとし、寄託者は、第十七條の規定によつてこの条約の締約国となることができる国の政府及び地域的な経済統合のための機関に対しこの条約の認証贈本を送付する。

南東大西洋の生物資源の保存に関する条約第十三條1の改正

第十三條1の第二文を次のように改める。
会計期間は、委員会が別段の決定をしない限り、二年とする。

千九百八十六年の國際コオア協定

第一章 目的

千九百八十六年の國際コオア協定(以下「この協定」という。)の目的は、国際連合貿易開発會議の採択した一次産品総合計画に関する決議第九十三

号(第四回会期)及び第百二十四号(第五回会期)の関連規定を考慮して、次のとおりとする。

(a) 世界のココア経済のすべての部門における国際協力の進展及び強化を推進すること。

(b) すべての加盟国の利益のため、特に次の点について努力することにより世界のココア市場の安定に寄与すること。

(i) 加盟生産国の急速な経済成長及び社会開発への見込み並びに生産者及び消費者の双方の長期的利益を損なうココアの価格の過度の変動を防止すること。

(ii) ココアの生産と消費との間の調整が通常市場の力のみによつては事態に即応するように速やかに行われない場合に継続することとなる重大な経済的困難を緩和すること。

(iii) 生産者及び消費者にとつて公平で、かつ、妥当な価格による十分な供給を確保すること。

(iv) 供給と需要との間の長期的均衡の確保のため、消費の増大及び、必要な場合には可能な範囲内で、生産の調整を容易にすること。

(c) ココアの国際貿易の拡大を容易にすること。

(d) 世界のココア経済に関するすべての問題の討議のための適当な場を提供すること。

第二章 定義

第二条 定義

この協定の適用上、

1 「ココア」とは、カカオ豆及びココア製品をいう。

2 「ココア製品」とは、ココアペースト(ココアアlicer)、カカオ脂、ココア粉(甘味を付けてないもの)、ココアケーキ、ココアニブ等のカカオ豆のみから作られる製品及び理事会が必要に応じて決定するココアを含有するその他の製品をいう。

3 「ココア年度」とは、十月一日から九月三十日までの十二箇月の期間をいう。

4 「締約国」とは、この協定に暫定的に又は確定的に拘束されることに同意した政府又は第四条に規定する政府間機関をいう。

5 「理事会」とは、第六条に規定する国際ココア理事会をいう。

6 「日ごとの価格」とは、第二十六条2に規定する価格をいう。

7 「効力発生」とは、別段の規定がある場合を除くほか、この協定の最初の効力発生(暫定的なものであるか確定したものであるかを問わない)をいう。

8 「輸出国」又は「加盟輸出国」とは、それぞれ、カカオ豆に換算したココアの輸出量が輸入量を上回る国又は加盟国をいう。もつとも、カカオ豆に換算したココアの輸入量が輸出量を上回る国であつても、生産量が輸入量を上回る場合には、自己の選択により加盟輸出国となることができる。

9 「ココアの輸出」とは、ココアがいずれかの国の関税地域から外へ出ることを行い、「ココアの輸入」とは、ココアがいずれかの国の関税地域の内に入ることをいう。ただし、この9の定義の適用上、二以上の関税地域から成る加盟国については、関税地域は、当該加盟国の関税地域全体をいうものとする。

10 「ファイン・ココア又はフレーバー・ココア」とは、附属書Cに掲げる国において生産されるココア(同附属書に掲げる割合以内のものに限る)をいう。

11 「輸入国」又は「加盟輸入国」とは、それぞれ、カカオ豆に換算したココアの輸入量が輸出量を上回る国又は加盟国をいう。

12 「指標価格」とは、第二十六条3に規定する価格をいう。

13 「加盟国」とは、4に定義する締約国をいう。

14 「機関」とは、第五条に規定する国際ココア機関をいう。

15 「生産国」又は「加盟生産国」とは、それぞれ、商業的にみて相当量のココアを栽培する国又は加盟国をいう。

16 「区分ごとの単純過半数票」とは、加盟輸出国の投する票の過半数の票及び加盟輸入国の投する票の過半数の票(それぞれ別個に計算する)をいう。

17 「特別引出権(SDR)」とは、国際通貨基金の特別引出権をいう。

18 「特別多数票」とは、加盟輸出国の投する票の三分の二以上の票及び加盟輸入国の投する票の三分の二以上の票(それぞれ別個に計算する)をいう。ただし、出席しかつ投票する加盟国の半数以上がこれらの票を投することを条件とする。

19 「トン」とは、メートル・トン(キログラム)又は二千二百四・六ポンドをいい、「ポンド」とは、四百五十三・五九七グラムをいう。

第三章 加盟国

1 締約国は、機関の加盟国となる。

2 機関の加盟国の区分は、次のとおりとする。

2 1の政府間機関は、その権限内の事項に関して表決が行われる場合には、第十条の規定により当該政府間機関の構成国に配分される票の合計に等しい数の票を投する。この場合において、当該政府間機関の構成国は、各自の投票権を行使しない。

3 1の政府間機関は、その権限内の事項に関して執行委員会の討議に参加することができる。

第四章 組織及び運用

1 千九百七十二年の国際ココア協定によつて設立された国際ココア機関は、存続するものとする。機関は、この協定を運用し、かつ、この協定の実施を監視する。

2 機関は、次のものによつて、その機能を営む。

(a) 国際ココア理事会及び執行委員会

(b) 事務局長、緩衝在庫管理官その他の職員

3 機関の本部は、理事会が特別多数票による議決で別段の決定を行わない限り、ロンドンに置く。

第六条 国際ココア理事会の構成

1 機関の最高機関は、国際ココア理事会とし、

理事会は、機関のすべての加盟国で構成する。

2 加盟国は、理事会において、一人の代表及び希望する場合には一人又は二人以上の代表代理により代表される。加盟国は、その代表又は代表代理のために一人又は二人以上の顧問を任命することができる。

第七条 理事会の権限及び任務

1 理事会は、この協定に明示的に定められた事項の実施のために必要なすべての権限を行使し及びこれらの事項の実施のために必要なすべての任務を遂行し又はこれらの任務の遂行のための措置をとる。

2 理事会は、この協定の範囲外のいかなる義務を負う権限も有しない。また、加盟国が理事会

に對しこのような権限を与えているものとみなしてはならない。特に、理事会は、第三十三条の規定の適用がある場合のほか、資金を借り入れる能力を有せず、また、この協定において特に定める場合を除くほか、ココアのいかなる取引契約も締結してはならない。理事会は、契約を締結する権能を行使するに当たり、契約を締結する他方の当事者がこの2及び第二十二條5の規定を知ることができるよう、これらの規定を契約書に明記する。もつとも、これらの規定が契約書に明記されない場合であつても、当該契約は、無効とならず、また、理事会の権限を超えるものとはならない。

3 理事会は、特別多数票による議決で、この協定の実施のために必要な、かつ、この協定に適合する規則(理事会及び委員会の手続規則、機関の会計及び職員に関する規則並びに緩衝在庫の管理及び運用に関する規則を含む。)を採択する。理事会は、その手続規則において、会合することなく特定の問題について決定を行うための手続を定めることができる。

4 理事会は、この協定に基づく任務の遂行に必要な記録及び適当と認めるその他の記録を保管する。

第八条 理事会の議長及び副議長

1 理事会は、各ココア年度につき、議長、第一副議長及び第二副議長各一人を選出する。議長、第一副議長及び第二副議長は、機関から報酬を受けない。

2 議長及び第一副議長は加盟輸出国又は加盟輸入国の区分のうちのいずれか一方の区分に属する加盟国の代表のうちから、第二副議長は他方

の区分に属する加盟国の代表のうちから選出する。これらの職は、各ココア年度ごとに、両区分の加盟国に交互に振り当てる。

3 議長及び二人の副議長のすべてが一時的に欠けた場合又は議長及び二人の副議長のうちの一入若しくは二人以上が恒久的に欠けることとなつた場合には、理事会は、加盟輸出国又は加盟輸入国の区分のうちの該当する区分に属する加盟国の代表のうちから、一時的又は恒久的にその職を行う新規の役員を選出することができる。

4 議長及び理事会の会合において議長の職を行つてゐるその他の役員は、投票権を行使することができない。これらの者の代理は、自己の代表する加盟国の投票権を行使することができる。

第九条 理事会の会期

1 理事会は、原則として、各ココア年度の半期ごとに一回、通常会期を開催する。

2 理事会は、その他この協定に特に定める事態に際し会期を開催するほか、その決定するとき又は次のいずれかによる要請があるときは、特別会期を開催する。

(a) 五の加盟国

(b) 二百票以上の票を有する一又は二以上の加盟国

(c) 執行委員会

(d) 事務局長(第二十七條、第三十一條、第三十九條、第四十條、第四十四條及び第七十二條の規定の適用がある場合)

3 会期の通知は、緊急の場合又はこの協定に別段の定めがある場合を除くほか、少なくとも三十日前に行う。

4 会期は、理事会が特別多数票による議決で別段の決定を行わない限り、機関の本部において開催する。加盟国の招請により理事会が機関の本部以外の場所において会合する場合には、当該加盟国は、会合に必要な追加の費用を支弁する。

第十条 票数

1 加盟輸出国及び加盟輸入国は、それぞれ総体として、千票ずつを有する。これらの各千票は、2から6までの規定に従つて、加盟輸出国又は加盟輸入国の区分内でそれぞれ配分する。

2 加盟輸出国の票は、各ココア年度につき、次のとおり配分する。各加盟輸出国は、五の基本票を有する。残余の票は、すべての加盟輸出国の間で、ココア統計四半期報告の最新版において機関が数値を公表した最近の三ココア年度における各国のココアの輸出量の平均数に比例して配分する。輸出量は、カカオ豆の純輸出量に第二十八條に定める換算係数によつてカカオ豆相当量に換算したココア製品の純輸出量を加えて計算する。

3 加盟輸入国の票は、各ココア年度につき、次のとおり配分する。百票は、すべての加盟輸入国の間で平等に配分し、その合計が百に最も近くなるようにする。残余の票は、すべての加盟輸入国の間で、機関が確定的な数字を入手することのできる最近の三ココア年度におけるそれぞれの年間輸入量の平均が当該三ココア年度におけるそれぞれの年間輸入量の平均の合計に占める百分率に基づいて配分する。輸入量は、カカオ豆の純輸入量に第二十八條に定める換算係数によつてカカオ豆相当量に換算したココア製

品の総輸入量を加えて計算する。

4 いかなる加盟国も、四百を超える票を有してはならない。2及び3の計算から生じた四百を超える部分の票は、それぞれ2及び3の規定の例により他の加盟国に再配分する。

5 機関の加盟国の構成に變動がある場合又は加盟国の投票権がこの協定に定めるところにより停止され若しくは回復される場合には、理事会は、この条に定めるところにより、票を再配分するための措置をとる。

6 票数は、一未満の端数を伴つてはならない。

第十一条 理事会の投票手続

1 加盟国は、自国の有するすべての票を投する権利を有するが、投票に当たり票を分割してはならない。もつとも、2の規定により委託された票については、加盟国は、自国の有する票と別個に投することができる。

2 加盟輸出国は他の加盟輸出国に対し、また、加盟輸入国は他の加盟輸入国に対し、理事会の議長に対する文書による通告により、理事会の会合において自国の利益を代表し及び自国の票を投することを委任することができる。この場合には、前条4に定める制限は、適用しない。

3 他の加盟国から当該他の加盟国が前条の規定により有する票を投することを委任された加盟国は、当該他の加盟国の指示に従つて当該票を投する。

4 ファイン・ココア又はフレーバー・ココアのみを生産する加盟輸出国は、緩衝在庫の管理及び運用に関する事項については、表決に参加してはならない。

第十二条 理事会の決定

- 1 理事会のすべての決定及び勧告は、この協定が特別多数票による議決で行うことを定めている場合を除くほか、区分ごとの単純過半数票による議決で行う。
- 2 理事会の決定又は勧告に必要な票数の算定に当たり、棄権した加盟国の票数は、算入しない。
- 3 この協定において特別多数票による理事会の議決が必要とされる議案については、次の手続を適用する。
 - (a) 必要とされる多数が三以下の加盟輸出国又は三以下の加盟輸入国の反対票のため得られない場合には、区分ごとの単純過半数票による議決で理事会が行う決定により、四十八時間以内に再び表決に付する。
 - (b) (a)の規定を適用しても必要とされる多数が二以下の加盟輸出国又は二以下の加盟輸入国の反対票のため得られない場合には、区分ごとの単純過半数票による議決で理事会が行う決定により、二十四時間以内に再び表決に付する。
 - (c) 三回目の表決においても必要とされる多数が一の加盟輸出国又は一の加盟輸入国の反対票のため得られない場合には、可決されたものとみなす。
 - (d) 理事会が(a)又は(b)の規定による表決に付さない場合には、議案は、否決されたものと認める。
- 4 加盟国は、この協定に基づく理事会のすべての決定を拘束力のあるものとして受諾することと約束する。

第十三条 他の機関との協力

- 1 理事会は、国際連合及びその諸機関(特に国際連合貿易開発会議)、国際連合食糧農業機関その他の国際連合の適当な専門機関並びに適当な政府間機関との協議又は協力のため、適当なすべての措置をとる。
- 2 理事会は、国際商品貿易の分野における国際連合貿易開発会議の特別な役割を考慮して、適当な場合には、自己の活動及び事業計画について同会議に通報する。
- 3 理事会は、コリアの生産者、貿易業者又は製造業者の国際的な機関との効果的な連絡を維持するため、適当なすべての措置をとることができ。

第十四条 オブザーバーの参加

- 1 理事会は、非加盟国に対し、理事会の会合にオブザーバーとして出席するよう招請を行うことができる。
- 2 理事会は、前条に規定する機関に対し、理事会の会合にオブザーバーとして出席するよう招請を行うことができる。

第十五条 執行委員会の構成

- 1 執行委員会は、十の加盟輸出国及び十の加盟輸入国をもつて構成する。ただし、加盟輸出国の数又は加盟輸入国の数が十以下である場合には、理事会は、加盟国の二の区分の間の均衡を維持しつつ、特別多数票による議決で執行委員会の構成国の総数を変更することができる。執行委員会の構成国は、次条に定めるところにより各コリア年度につき選出されるものとし、再選を妨げられない。
- 2 選出された構成国は、執行委員会において、

一人の代表及び希望する場合に二人又は二人以上の代表代理により代表される。構成国は、その代表又は代表代理のために一人又は二人以上の顧問を任命することができる。

- 3 執行委員会の議長及び副議長は、理事会により各コリア年度につき選出されるものとし、双方とも、加盟輸出国又は加盟輸入国の区分のうちのいずれか一方の区分に属する加盟国の代表団のうちから選出される。これらの職は、各コリア年度ごとに、両区分の加盟国に交互に振り当てる。議長又は副議長が一時的に欠けた場合又は恒久的に欠けることとなった場合には、執行委員会は、該当する区分に属する加盟国の代表のうちから、一時的又は恒久的にその職を行う新規の役員を選出することができる。議長及び執行委員会の会合において議長長の職を行つていない他の役員は、投票権を行使することができる。これらの者の代理は、自己の代表する加盟国の投票権を行使することができる。
- 4 執行委員会は、特別多数票による議決で別段の決定を行わない限り、機関の本部において会合する。加盟国の招請により執行委員会が機関の本部以外の場所において会合する場合に、当該加盟国は、会合に必要な追加の費用を支弁する。

第十六条 執行委員会の構成国の選挙

- 1 執行委員会の構成国となる加盟輸出国及び加盟輸入国は、理事会において、それぞれ加盟輸出国及び加盟輸入国の区分ごとに選出される。区分ごとの選挙は、2及び3の規定により行う。
- 2 加盟国は、第十条の規定により自国の有する

すべての票を一の候補に投ずる。第十一条2の規定により委託された票については、加盟国は、他の候補に投ずることができない。

最も多数の票を得た候補を当選国とする。

第十七条 執行委員会の権限

- 1 執行委員会は、理事会に対して責任を負うものとし、その一般的指示の下に活動する。
- 2 執行委員会は、市況を常時検討するものとし、理事会に対して適当と認める措置を勧告する。
- 3 理事会は、次の権限を除くほか、区分ごとの単純過半数票による議決が必要とされる事項については区分ごとの単純過半数票による議決で、特別多数票による議決が必要とされる事項については特別多数票による議決で、理事会の権限の行使を執行委員会に委任することができる。もつとも、理事会がその権限を自ら行使することを妨げるものではない。
- (a) 第十条の規定に基づいて票を再配分すること。
- (b) 第二十三条の規定に基づいて運営予算を承認し及び分担金の額を決定すること。
- (c) 第二十七条の規定に基づいて価格を改定すること。
- (d) 第二十九条3の規定に基づいて附属書Cを修正すること。
- (e) 第三十九条の規定に基づいて補足措置に関する決定を行うこと。
- (f) 第五十九条の規定に基づいて加盟国の義務を免除すること。
- (g) 第六十二条の規定に基づいて紛争について決定を行うこと。

昭和六十二年五月二十二日 参議院會議録第十二号(その二) 千九百八十六年の国際コリア協定

三四〇

- (b) 第六十三条の三の規定に基づいて加盟国の権利を停止すること。
- (i) 第六十八条の規定に基づいて加入の条件を定めること。
- (j) 第七十三条の規定に基づいて加盟国を除名すること。
- (k) 第七十五条の規定に基づいてこの協定の有効期間を延長し又はこの協定を終了させること。
- (l) 第七十六条の規定に基づいて加盟国に対してこの協定の改正を勧告すること。
- 4 理事会は、区分ごとの単純過半数票による議決で、執行委員会に対する権限の委任をいつでも撤回することができる。
- 第十八条 執行委員会の投票手続及び決定
- 1 執行委員会の構成国は、自国が第十六条に規定する選挙において得たすべての票を投する権利を有するが、投票に当たり票を分割してはならない。
- 2 執行委員会の構成国でない加盟輸出国又は加盟輸入国は、第十六条の二の規定により自国が票を投じた候補が選出されなかった場合には、議長に対する文書による通告により、それぞれ、執行委員会において自国の利益を代表し及び自国の票を投ずることを執行委員会の構成国であるいづれかの加盟輸出国又は加盟輸入国に委任することができる。ただし、1の規定の適用はあるものとする。
- 3 加盟国は、コリア年度の途中において、自国が第十六条の規定により票を投じた執行委員会の構成国との協議の後、当該構成国に対する自国の票の委託を撤回することができる。委託を撤回した票は、執行委員会の他の構成国に委託することができ、当該他の構成国への委託は、コリア年度の残余の期間中撤回することができない。票の委託を撤回された場合においても、執行委員会の構成国は、コリア年度の残余の期間中、執行委員会の議席を維持する。この3の規定に基づいてとられる措置は、議長が文書による当該措置の通告を受けた後に効力を生ずる。
- 4 執行委員会の行ういかなる決定も、理事会が当該決定を行う場合に必要とされる多数と同一の多数による議決で行う。
- 5 加盟国は、執行委員会の決定につき理事会に対して異議を申し立てる権利を有する。理事会は、その手続規則において、異議の申立ての条件を定める。
- 第十九条 理事会及び執行委員会の定数
- 1 理事会の会期の第一回会合においては、過半数の加盟輸出国であつて加盟輸出国の総票数の三分の二以上を有するもの及び過半数の加盟輸入国であつて加盟輸入国の総票数の三分の二以上を有するものが出席していなければならない。
- 2 理事会の会期の第一回会合の日として予定された日及びその翌日において1に定める定足数が得られない場合には、当該会期の三日目以降の会合においては、過半数の加盟輸出国であつて加盟輸出国の総票数の過半数を有するもの及び過半数の加盟輸入国であつて加盟輸入国の総票数の過半数を有するものが出席していなければならない。
- ばならない。
- 3 1の要件を満たす第一回会合の後に開催される会合の定足数は、2に定める定足数とする。
- 4 第十一条の二の規定に基づいて代表されている加盟国は、出席しているものとみなす。
- 5 執行委員会の会合の定足数は、理事会が執行委員会の手続規則で定める。
- 第二十条 機関の職員
- 1 理事会は、執行委員会との協議の後、特別多数票による議決で事務局長を任命する。事務局長の任用の条件は、類似の政府間機関の相当する職員に適用される条件を考慮して理事会が定める。
- 2 事務局長は、機関の首席の管理職員とし、理事会の決定に従つたこの協定の運用及び実施につき、理事会に対して責任を負う。
- 3 理事会は、執行委員会との協議の後、特別多数票による議決で緩衝在庫管理官を任命する。管理官の任用の条件は、理事会が定める。
- 4 管理官は、この協定により与えられる任務及び理事会の決定するその他の任務につき理事会に対して責任を負うものとし、事務局長との協議の上、これらの任務に係る責任を遂行する。管理官は、事務局長がこの協定の目的を達成する上での緩衝在庫の有効性を確認することができ、緩衝在庫の一般的な運用状況を事務局長に常時通報する。
- 5 4の規定の適用を妨げることなく、機関の職員は事務局長に対し、事務局長は理事会に対して責任を負う。
- 6 事務局長は、理事会の定める規則に従つて職員を任命する。理事会は、規則を定めるに当たり、類似の政府間機関の職員に適用される規則を考慮に入れる。職員は、できる限り加盟輸出国及び加盟輸入国の国民のうちから任命する。
- 7 事務局長、管理官その他の職員は、コリア産業又はコリアの取引、輸送若しくは宣伝に関し、いかなる金銭上の利害関係も有してはならない。
- 8 事務局長、管理官その他の職員は、任務の遂行に当たり、いかなる加盟国にも又は機関以外、いかなる当局にも指示を求めてはならず、また、その指示を受けてはならない。事務局長、管理官その他の職員は、機関に対してのみ責任を負う国際公務員としての立場を損なうおそれのあるいかなる行動も差し控えるものとする。
- 加盟国は、事務局長、管理官その他の職員の責任の専ら国際的な性格を尊重すること及びこれらの者に対してその責任の遂行について影響を及ぼそうとしないことを約束する。
- 9 事務局長、管理官その他の職員は、理事会によつて許可された場合及びこの協定に規定する自己の任務の適切な遂行に必要である場合を除くほか、この協定の運用又は実施に関するいかなる情報も外部に漏らしてはならない。
- 第五章 特権及び免除
- 第二十一条 特権及び免除
- 1 機関は、法人格を有する。機関は、特に、契約を締結し、動産及び不動産を取得し及び処分し並びに訴えを提起する能力を有する。
- 2 機関並びに機関の事務局長、職員及び専門家並びに任務の遂行のためにグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国の領域に滞在する加盟国の代表の地位、特権及び免除について

は、千九百七十五年三月二十六日にロンドンで締結されたグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府(以下「接受政府」という。)と国際コリア機関との間の本部協定がこの協定の適正な運営のために必要な改正を経て適用される。

3 機関の本部が他の国に移転する場合には、新たな接受政府は、理事会が承認する本部協定をできる限り速やかに機関と締結する。

4 2の本部協定は、この協定とは別個のものとする。もつとも、本部協定は、次のいずれかの場合に終了する。

(a) 接受政府と機関との間で合意する場合

(b) 機関の本部がグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国の領域から移転する場合

(c) 機関が存在しなくなる場合

5 機関は、この協定の適正な運営のために必要な特権及び免除に関する取極で理事会が承認するものを他の加盟国と締結することができる。

第六章 会計

第二十二条 会計及び加盟国の責任

1 この協定の運用及び実施のため、運営勘定及び緩衝在庫勘定を置く。

2 この協定の運用及び実施に要する費用(第三十条の規定により設置される緩衝在庫の運用及び維持に要する費用を除く)は、運営勘定に記帳するものとし、次条に定めるところによりその額が決定される加盟国の年次分担金によつて支弁する。もつとも、加盟国が特別の役務を要請する場合には、理事会は、その要請に応ずることを決定することができるものとし、また、

当該加盟国に対して当該役務に要する費用の負担を要求することができる。

3 第三十四条に定める緩衝在庫の運用及び維持に要する費用は、緩衝在庫勘定に記帳する。同条に定める費用以外の費用を緩衝在庫勘定に記帳することについては、理事会が決定する。

4 機関の会計年度は、コリア年度と同一とする。

5 加盟国の理事会及び他の加盟国に対する責任は、この協定において特に定める運営予算に係る分担金及び緩衝在庫の費用の負担についての義務の範囲内に限定される。理事会と取引を行う第三者は、理事会の権限及び加盟国の義務についてのこの協定の規定、特に第七条2及びこの5の前段の規定を知っているものとみなされる。

6 理事会及び執行委員会並びに理事会又は執行委員会に属する委員会に出席する代表団の費用は、関係加盟国が支弁する。

第二十三条 運営予算の承認及び分担金の額の決定

1 理事会は、各会計年度の下半期において、次の会計年度の機関の運営予算を承認し、当該運営予算に係る各加盟国の分担金の額を決定する。

2 各会計年度の運営予算に係る各加盟国の分担金の額は、当該会計年度の運営予算の承認される時点におけるすべての加盟国の票数の合計に対する当該加盟国の票数の割合に比例する額とする。分担金の額の決定に当たっては、各加盟国の票数は、いずれかの加盟国の投票権が停止されていること及びこれによつて生ずる票の再

配分がされていることを考慮することなく算定する。

3 この協定の効力発生の後に加盟国となる国の最初の分担金の額は、当該加盟国が有することとなる票数及び会計年度の残余の期間を基礎として、理事会が決定する。この場合において、当該会計年度の運営予算に係る他の加盟国の分担金の額は、変更しない。

4 この協定が最初の完全な会計年度の開始前に効力を生じた場合には、理事会は、その第一回会期において、最初の完全な会計年度の開始までの期間に係る運営予算を承認する。

第二十四条 運営予算に係る分担金の支払

1 各会計年度の運営予算に係る分担金は、自由に交換することのできる通貨で支払われるものとし、外国為替上の制限を課されない。支払の義務は、当該会計年度の初日に生ずる。いずれかの会計年度中に加盟国となつた国の当該会計年度に係る分担金の支払の義務は、当該国が加盟国となつた日に生ずる。

2 前条4の規定により承認された運営予算に係る分担金は、当該分担金の額の決定の日から三箇月以内に支払う。

3 加盟国が会計年度の開始の後五箇月を経過した時(新たに加盟国となつた国については、理事会が当該国の分担金の額を決定した後五箇月を経過した時)に運営予算に係る分担金の全額を支払っていない場合には、事務局長は、当該加盟国に対してできる限り速やかに支払うよう要請する。事務局長の要請の後二箇月を経過した時に当該加盟国がなお分担金を支払っていない

場合には、理事会及び執行委員会における当該加盟国の投票権は、分担金の全額が支払われる時まで停止される。

4 加盟国は、3の規定により投票権を停止された場合においても、理事会が特別多数票による議決で別段の決定を行わない限り、この協定に基づきその他の権利を奪われ又はこの協定に基づく義務を免除されることはない。当該加盟国は、引き続き、分担金を支払い、かつ、この協定に基づきその他の資金上の義務を履行する責任を負う。

第二十五条 会計の検査及び公表

1 各会計年度の終了の後できる限り速やかに、遅くとも六箇月以内に、第二十二条1に規定する勘定ごとに、当該会計年度の決算書及び当該会計年度の終了の時ににおける貸借対照表につき会計検査を行う。会計検査は、加盟国政府からの資格のある二人の会計検査専門家(理事会が各会計年度につき加盟輸出国及び加盟輸入国から各一人を選出する)の協力を得て、権威のある独立の会計検査専門家が行う。加盟国政府からの会計検査専門家は、その職務について機関から報酬を受けない。もつとも、旅費及び滞在費については、理事会が定める条件に従い、機関から払戻しを受けることができる。

2 権威のある独立の会計検査専門家の任用の条件及び会計検査の目的は、機関の会計規則で定める。会計検査を了した決算書及び貸借対照表は、理事会の承認を得るため次の通常会期に提出する。

3 会計検査を了した決算書及び貸借対照表の概要は、公表する。

昭和六十二年五月二十二日 参議院會議録第十二号(その二) 千九百八十六年の国際ココア協定

第七章 価格、緩衝在庫及び補足措置

第二十六条 日ごとの価格及び指標価格

1 この協定の適用上、カカオ豆の価格として、日ごとの価格及び指標価格を用いるものとし、これらの価格は、それぞれ一トン当たりの特別引出権(SDR)で表示する。

2 日ごとの価格は、4の規定の適用がある場合を除くほか、ロンドン・ココア定期市場及びニュー・ヨーク・コーヒル・砂糖・ココア取引所のロンドン・ココア定期市場の終了の時現在における最も期近の三の限月のカカオ豆の相場を日ごとに平均したものとす。ロンドン・ココア定期市場の価格は、ロンドン外国為替市場の終了の時における六箇月先物の為替相場を用いて、一トン当たりアメリカ合衆国ドル建てに換算する。アメリカ合衆国ドルで表されたロンドン及びニュー・ヨークの価格の平均は、国際通貨基金が公表するアメリカ合衆国ドルとSDRの適切な日ごとの公式換算率を用いてSDR建てに換算する。理事会は、これらの二のココア市場のうちいずれか一方における相場が得られない場合又はロンドン外国為替市場が閉鎖された場合に用いる計算方法を決定する。次の三の限月への移行時期は、最も期近の当限月の直前の月の十五日とする。

3 指標価格は、連続した十市場の日ごとの価格を平均したものとす。この協定において指標価格がいずれかの価格に等しいというとき、

これを下回るとき又はこれを上回るときは、それぞれ、最近の連続した十市場の日ごとの価格の平均が当該いずれかの価格に等しいこと、これを下回っていること又はこれを上回っていることをいう。

4 理事会は、日ごとの価格及び指標価格の決定に用いる方法として、この条に定める方法よりも優れていると認める他の方法があるときは、当該他の方法を特別多数票による議決で決定することができる。

第二十七条 価格

A 価格の構造

1 この協定の実施上、次の価格を設定する。

- (a) 上方介入価格
一トン当たり二、二七〇SDR
- (b) 上方任意介入価格
一トン当たり二、二一五SDR
- (c) 中心価格
一トン当たり一、九三五SDR
- (d) 下方任意介入価格
一トン当たり一、六五五SDR
- (e) 下方介入価格
一トン当たり一、六〇〇SDR

B 年次検討及びフォール・バック方式

2 理事会は、各ココア年度において、その年度末にできる限り近い時点で、1の価格について検討を行う。理事会は、この検討を行うに当たり、ココアの価格、消費、生産及び在庫の動

向、国際経済情勢又は国際通貨情勢の変化がココアの価格に及ぼす影響、緩衝在庫の資金状況、緩衝在庫の純運用量、一次産品総合計画に関する国際連合貿易開発会議決議第九十三号(第四回会期)の関連規定その他この協定の目的の達成に影響を及ぼす要因を適宜考慮に入れる。事務局長は、理事会がこれらの要因を検討することを補助するため、資料を提供する。

3 理事会は、特別多数票による議決で1の価格を改定することができる。

4 理事会がその会期の開始から十日以内に価格の改定の必要性又はその幅について合意することができず、かつ、価格の検討の時点で最近の二箇月間の指標価格の平均が上方介入価格を上回る場合又は下方介入価格を下回る場合であつて、次の(a)及び(b)の条件のいずれをも満たすときは、1の価格は、最近の十二箇月間の指標価格の平均が改定された上方介入価格又は下方介入価格より一トン当たり五十五SDR内側に位置するように、それぞれ上方又は下方のいずれかの方向に改定する。ただし、改定の幅が一トン当たり百十五SDRを超える場合には、改定の幅は、一トン当たり百十五SDRとする。この改定は、直ちに効力を生ずる。

(a) 最近の十二箇月間の指標価格の平均が上方介入価格を上回っているか又は下方介入価格を下回っていること。

(b) 最近の十二箇月間に緩衝在庫の運用と第三

十九条及び第四十条に規定する補足措置とが同時に停止されていないこと。ただし、その停止には、7又は8の規定の適用による停止を含まない。

5 4の最近の二箇月間の指標価格の平均が上方介入価格を下回っている場合又は下方介入価格を上回っている場合には、1の価格は、改定しない。

6 第七十六条の規定は、Bの規定に基づく価格の改定については、適用しない。

C 特別の検討及び価格の改定

7 理事会は、この協定の効力発生日又は価格の改定が行われた場合にあっては最後の改定が行われた日のいずれかの日から連続する六箇月を超えない期間中に緩衝在庫に係る純購入量が七万五千トンに達した場合はその都度、緩衝在庫の購入を停止するものとし、二十作業日以内に特別会期を開催する。理事会が特別多数票による議決で別段の決定を行わない場合又は会期の開始から五作業日以内に決定が得られずかつ指標価格が下方介入価格を下回っている場合には、1の価格は、それぞれ一トン当たり百十五SDRを減じた価格に改定するものとし、緩衝在庫の購入は、再開することができる。

8 理事会は、この協定の効力発生日又は価格の改定が行われた場合にあっては最後の改定が行われた日のいずれかの日から連続する六箇月を超えない期間中に緩衝在庫に係る純売却量が

七万五千トンに達した場合にはその都度、緩衝在庫の売却を停止するものとし、二十作業日以内に特別会期を開催する。理事会が特別多数票による議決で別段の決定を行わない場合又は会期の開始から五作業日以内に決定が得られずかつ指標価格が上方介入価格を上回っている場合には、1の価格は、それぞれ一トン当たり百十五SDRを加えた価格に改定するものとし、緩衝在庫の売却は、再開することができる。

9 7又は8の規定に従つて価格の改定が行われた場合には、4の規定に基づく価格の改定は、行わない。ただし、理事会は、最後の改定が行われた日から十二箇月の後に特別会期を開催するものとし、1の価格の検討を行う。この検討を行うに当たっては、2から5までの規定を適用する。

10 第七十六条の規定は、Cの規定に基づく価格の改定については、適用しない。

第二十八条 換算係数

1 ココア製品のカカオ豆相当量を算出するため
の換算係数は、次のとおりとする。

カカオ脂	一・三三
ココアケーキ及びココア粉	一・一八
ココアペースト(ココアリカー)	一・二五
及びココアニブ	一・二五

理事会は、必要に応じ、ココアを含有するその他の製品をココア製品とする旨の決定を行うことができる。この1において換算係数が定めら

れているココア製品以外のココア製品の換算係数は、理事会が定める。

2 理事会は、特別多数票による議決で1の換算係数を改定することができる。

第二十九条 ファイン・ココア又はフ

レーバー・ココア

1 第三十二条の規定にかかわらず、緩衝在庫の費用を賄うための課徴金の支払に関するこの協定の規定は、ファイン・ココア又はフレイバー・ココアのみを生産する附属書C1に掲げる加盟輸出国の輸出するファイン・ココア又はフレイバー・ココアについては、適用しない。

2 1の規定は、ファイン・ココア又はフレイバー・ココアを一部生産する附属書C2に掲げる加盟輸出国についても、同附属書2に掲げる生産割合を限度として適用する。残りの割合については、緩衝在庫の費用を賄うための課徴金の支払に関するこの協定の規定及びこの協定による他の制限を適用する。

3 理事会は、特別多数票による議決で附属書Cを修正することができる。

4 理事会は、附属書Cに掲げる国の生産又は輸出が急激に増加したと認める場合には、この協定の濫用又は回避が生じないようにするために適当な措置をとる。

5 加盟国は、自国の領域からのファイン・ココア又はフレイバー・ココアの輸出を許可するに先立ち、理事会の認める証明書の提出を求める

ことを約束する。加盟国は、自国の領域内へのファイン・ココア又はフレイバー・ココアの輸入を許可するに先立ち、理事会の認める証明書の提出を求めることを約束する。理事会は、特別多数票による議決でこの5の規定の全部又は一部の適用を停止することができる。

第三十条 緩衝在庫の設置、総量及び所

在地

1 この協定の目的を達成する手段として、国際緩衝在庫を設置する。緩衝在庫の総量は、千九百八十年の国際ココア協定から引き継いだ在庫を含め二十五万トンとする。第二十七条の規定の適用上、千九百八十年の国際ココア協定から引き継いだ在庫は、十万トンとする。理事会は、第七十五条の規定に基づきこの協定の有効期間を一年を超える期間延長することを決定する場合においては、特別多数票による議決で緩衝在庫の総量を増加することができる。ただし、増加量は、カカオ豆相当量で十万トンを超えてはならない。

2 緩衝在庫管理官は、カカオ豆を購入し及び保有する。もつとも、理事会の決定する条件に従い、一万トンを限度としてココアペースト(ココアリカー)を購入し及び保有することができる。ココアペースト(ココアリカー)の購入及び保有に伴つて取引上又は保管上の問題が生じた場合には、理事会は、その問題につき次の通常会期において検討するためこの2の規定の適用

を停止する。

3 管理官は、この協定の関係規定及び理事会の定める規則に従い、緩衝在庫を運用し、ココアを購入するとともにココアの在庫を良好な状態に維持し、ココアの在庫を良好な状態で売却し及び市場に悪影響を及ぼすことなくココアの荷を入れ替える責任を有する。

4 管理官は、定期市場において緩衝在庫を運用してはならない。

5 緩衝在庫に保有されているココアは、加盟国(主として加盟輸入国)のココアの取引又は加工に従事する買手に対し直接引き渡すことができるような加盟国内の場所に保管する。

第三十一条 緩衝在庫の費用の負担

1 緩衝在庫勘定は、緩衝在庫の運用に要する費用を賄うため、次条の規定によりココアの輸出又は輸入に課される課徴金の形態で定期の収入を受領する。

2 緩衝在庫管理官は、緩衝在庫の資金がその運用に要する費用を賄うために十分でないか又は十分でなくなると予想される場合には、その旨を事務局長に通報する。事務局長は、第三十九条に規定する補足措置の導入に関連する状況を考慮の上、理事会が三十日以内に会合を予定していない場合には、二十作業日以内に会合するよう理事会の特別会期を招集することができる。理事会は、特別多数票による議決で緩衝在庫の資金を補うために借入れ以外の理事会が適

昭和六十二年五月二十二日 参議院會議録第十二号(その二) 千九百八十六年の國際ココア協定

三四四

当と認める措置をとることができる。ただし、この措置は、一次産品のための共通基金に関連して生ずる場合を除くほか、いかなる義務的な政府拠出又は政府保証も含まない。

3 2の措置に関連するすべての費用は、緩衝在庫勘定により賄う。

4 管理官は、緩衝在庫の資金状況を事務局長及び理事会に常時通報する。

第三十二条 緩衝在庫の費用を賄うための課徴金

1 加盟国による最初の輸出又は輸入の際にココアに課される課徴金は、カカオ豆については一トン当たり四十五アメリカ合衆国ドル、ココア製品については第二十八条に定める換算係数又はその後理事会が特別多数票による議決で定めた換算係数を用いて算出したカカオ豆相当量に對し一トン当たり四十五アメリカ合衆国ドルとする。いかなる場合においても、課徴金は、二回以上課されることがない。この1の規定の適用上、加盟国が非加盟国から輸入するココアは、当該ココアが加盟国を原産地とするとの十分な証拠が得られない限り、当該非加盟国を原産地とするものとみなす。

2 理事会は、緩衝在庫のための課徴金について毎年検討するものとし、緩衝在庫に係る機関の資金及び債務を勘案して、特別多数票による議決で課徴金の額の変更又は課徴金の徴収の停止を決定することができる。

3 課徴金支払証明書は、理事会の定める規則に従つて発行する。規則を定めるに当たつては、ココア貿易上の利益を考慮に入れるものとし、規則は、特に代理人の使用及び課徴金の支払期限について規定する。

4 この条の規定に基づく課徴金の支払は、自由に交換することのできる通貨で行われるものとし、外国為替上の制限を課されない。

5 この条のいかなる規定も、買手と売手が合意によりココアの供給に対する支払の条件を定める権利を害するものではない。

第三十三条 一次産品のための共通基金との関係

一次産品のための共通基金が活動を開始した場合には、理事会は、同基金の資金供与制度を十分に利用するため、一次産品のための共通基金を設立する協定に定める原則による同基金との提携の条件について交渉する権限及び特別多数票による議決で行う決定に基づきこの提携に必要な措置をとる権限を有する。

第三十四条 緩衝在庫勘定により賄う費用

1 緩衝在庫の運用及び維持に要する次の費用は、第三十一条に規定する定期の収入又はココアの売却代金をもつて賄う。

(a) 緩衝在庫管理官並びに緩衝在庫の運用及び維持の任に当たる他の職員に対する報酬並びに課徴金の徴収の管理及び監督に要する費用

(b) 本船渡し地点から緩衝在庫の保管の地点までの輸送の費用及びこの輸送に係る保険料、保管(保管のために必要なくん煮、運搬、保険、管理及び検査を含む)の費用、ココアの荷の状態及び価値を維持するための荷の入替えに要する費用等の緩衝在庫制度に関連するその他の費用

2 第四十条に規定する凍結制度に関連する費用は、緩衝在庫勘定により賄う。

3 理事会は、凍結制度以外の補足措置であつて第三十九条に基づき導入することができるものに關連する費用を緩衝在庫勘定により賄うことを特別多数票による議決で決定することができる。

第三十五条 緩衝在庫の余剰資金の運用

1 緩衝在庫の資金のうち緩衝在庫の運用に要する費用を賄うために必要な資金以外の一時的な余剰資金は、理事会の定める規則に従い加盟輸出国及び加盟輸入国において適当に預託することができる。

2 1に規定する規則を定めるに当たつては、特に、緩衝在庫を完全に運用するために必要な流動性を確保すること及び資金の実質価値の維持が望ましいことを考慮に入れる。

第三十六条 緩衝在庫の購入

1 緩衝在庫管理官は、指標価格が下方任意介入価格を上回っている場合には、理事会が特別多数票による議決で別段の決定を行わない限り、

緩衝在庫に保有されているココアを品質の保全のため入れ替える必要がある限度においてのみ購入を行う。管理官は、理事会に対し、その承認を得るため入替えに関する計画を提出する。

2 管理官は、指標価格が下方任意介入価格に等しいか又はこれを下回つており、かつ、下方介入価格を上回っている場合には、第二十七条の規定に従つて購入が停止されていない限り、下方介入価格を維持するために購入を行うことができる。

3 管理官は、指標価格が下方介入価格に等しい場合又はこれを下回つており場合には、第二十七条の規定に従つて購入が停止されていない限り、指標価格が下方介入価格を上回るように購入を行う。

4 管理官は、原産地市場及び非原産地市場において購入を行うことができる。管理官は、実効的な先売権を確保するために理事会が定める規則に従い、加盟輸出国の売手に先売権を与える。

5 管理官は、認められた標準販売価格付けのココアを百トン以上の量で購入する。購入されたココアは、機関の財産とし、その管理の下に置く。

6 管理官は、理事会の定める規則に従い、市場価格でココアを購入する。この規則は、取引の慣行を考慮したものとする。

7 管理官は、この協定に基づく自己の任務を遂行することができるように適当な記録を維持する。

第三十七條 緩衝在庫の売却

1 緩衝在庫管理官は、指標価格が上方任意介入価格を下回っている場合には、理事会が特別多数票による議決で別段の決定を行わない限り、緩衝在庫に保有されているココアを品質の保全のため入れ替える必要がある限度においてのみ売却を行う。管理官は、理事会に対し、その承認を得るため入替えに関する計画を提出する。

2 管理官は、指標価格が上方任意介入価格に等しいか又はこれを上回っており、かつ、上方介入価格を下回っている場合には、第二十七条8の規定に従つて売却が停止されていない限り、上方介入価格を維持するために売却を行うことができる。

3 管理官は、指標価格が上方介入価格に等しい場合又はこれを上回っている場合には、第二十七条8の規定に従つて売却が停止されていない限り、第四十一条4の規定に従うことを条件として、指標価格が上方介入価格を下回るように売却を行う。

4 管理官は、理事会の定める規則に従い、市場価格でココアを売却する。この規則は、取引の慣行を考慮したものとする。

5 管理官は、売却を行う場合には、加盟国（主として加盟輸入国）のココアの取引又は加工に従事する企業及び機関に対し通常の取引経路を通じて売却する。

第三十八條 緩衝在庫の清算

1 この協定が緩衝在庫に関する規定を含む新たな協定に置き替えられることとなる場合には、理事会は、緩衝在庫が引き続き機能を営むことができるようにするため、適当と認める措置をとる。

2 この協定が緩衝在庫に関する規定を含む新たな協定に置き替えられることなく終了する場合には、次の規定が適用される。

(a) 緩衝在庫へのココアの購入のための新規の契約は、行つてはならない。緩衝在庫管理官は、理事会がこの協定の効力発生の際に特別多数票による議決で定めた規則に従い、市況を勘案して緩衝在庫を処分する。もつとも、理事会は、この協定の終了に先立ち、特別多数票による議決でこの規則を修正することができる。管理官は、清算の費用に充てるため清算期間中いつでもココアを売却する権利を保持する。

(b) 売却代金及び緩衝在庫勘定の残高は、次の順序で次の支払に充てるために使用する。

(i) 清算の費用の支払

(ii) 緩衝在庫のために機関が負った債務及びその利子の支払

(c) (b)の規定による支払の完了した後の残高は、千九百七十二年の協定及び千九百七十五年の協定に帰属する部分と千九百八十年の協定及びこの協定に帰属する部分とに区分する

ものとし、その区分は、それぞれの協定に基づき徴収された拠金又は課徴金の額に比例して行う。

(i) 千九百七十二年の協定及び千九百七十五年の協定に帰属する資金は、関係加盟輸出国に支払うものとし、その支払は、当該加盟輸出国の輸出について徴収された拠金の額に比例して行う。

(ii) 千九百八十年の協定及びこの協定に帰属する資金は、輸出について徴収された資金と輸入について徴収された資金とに区分する。輸出について徴収された資金は、関係加盟輸出国の間で分配するものとし、その分配は、それぞれの輸出について徴収された拠金又は課徴金の額に比例して行う。輸入について徴収された資金は、関係加盟輸入国の間で分配するものとし、その分配は、当該加盟輸入国の輸入について支払われた拠金又は課徴金の額に応じて行う。このようにして計算された欧州経済共同体の構成国全体としての持分の分配については、これらの構成国が、その定める基準に従い決定する。

3 (a) 清算を行う時点で緩衝在庫にあるココアは、理事会がこの協定の終了する前に定める規則に従い、売却する。この規則は、清算が十分な期間にわたつて秩序ある方法で行われることを確保するようなものでなければなら

ない。この規則には、清算期間において緩衝在庫の売却の十分かつ定期的な監督を理事会又はその目的のために理事会の設置した集団が行うことを規定する。

(b) 緩衝在庫のココアは、理事会がこの協定の終了の時までに(a)の規則又は清算の期間について決定を行っていない場合には、ココア取引の通常の慣行を考慮しつつ、ココア市場におけるココアの通常の流れを妨げることなく、市況を勘案したできる限り高い価格で売却する。この場合において、三年を超えない期間（十五万トンを超える量を清算する場合）には、四年半を超えない期間）内での清算を目標とする。ただし、理事会がこの期間中に目標とする清算期間について別段の決定を行うときは、この限りでない。

第三十九條 補足措置の導入

1 指標価格が連続する五市場日の間下方介入価格に等しいか又はこれを下回っている場合であつて、次のいずれかのときにおいては、理事会は、二十作業日以内に特別会期を開催する。

(a) 緩衝在庫に保有されているココアの量が緩衝在庫の総量の八十パーセントに達しているとき。

(b) 緩衝在庫の純資金の額がココアを三万トン購入するに足りる額のみとなつたとき。

2 理事会は、この協定が目的としている価格の安定を促進するために必要と認める補足措置を

昭和六十二年五月二十二日 参議院會議録第十二号(その二) 千九百八十六年の国際ココア協定

特別多数票による議決で決定することができる。

8 理事会は、第四十条の凍結制度以外の措置を決定する場合には、同一の会期において、この措置が下方介入価格を維持するのに不十分であることが判明したときに凍結制度を実施するかもしれないかについて決定する。理事会が凍結制度の実施を決定する場合には、その条件についても決定する。

4 特別会期の開始後五市場日を経過した時点において理事会が2の決定を行わず、かつ、最近の連続する十五市場日の間指標価格が下方介入価格に等しいか又はこれを下回っている場合には、第四十条の凍結制度は、適用可能になる。

5 4の時点又はその後において最近の連続する十五市場日の間指標価格が下方介入価格に等しいか又はこれを下回っており、かつ、緩衝在庫の購入が停止されている場合には、凍結制度を実施する。緩衝在庫の購入は、緩衝在庫に保有されているココアの量が緩衝在庫の総量に達した場合又は緩衝在庫の純資金が枯渇した場合にのみ停止する。

6 理事会の次の通常会期までに5の条件が満たされない場合には、凍結制度を実施することとした決定について検討する。この決定は、理事会が別段の決定を行わない限り、継続する。

第四十条 凍結制度

1 凍結制度に基づき凍結されるココアの総量

は、いかなる時点においても十二万トンを超えてはならない。

2 第三十九条の条件が満たされた場合には、理事会が特別多数票による議決で別段の決定を行わない限り、附属書Aに掲げる加盟輸出国は、全体として、三万トンのカカオ豆を市場に供給せずに凍結することを約束する。

3 理事会が特別多数票による議決で別段の決定を行わない限り、1及び4の規定に従うことを条件として、連続する二十市場日の間指標価格が下方介入価格に等しいか又はこれを下回っている場合にはその都度、関係加盟輸出国は、更に一回につき三万トンのカカオ豆を凍結する。

4 理事会は、特別多数票による議決で別段の決定を行わない限り、第三十九条1の条件が満たされていることを条件として、二回の凍結ごとに二回目の凍結が開始された後二十作業日以内に特別会期を開催する。理事会が何らの決定も行わない場合には、3の規定に従って更に順次凍結が行われる。

5 各回のココアの凍結量は、関係加盟輸出国の間で配分するものとし、その配分は、ココア統計四半期報告において機関が数字を公表した最近の三ココア年度における年間輸出量の平均数量に比例して行う。

6 理事会は、加盟輸出国の間の配分をいつでも検討することができるものとし、また、関係加盟輸出国の要請により、その配分を改定すること

とができる。

7 凍結制度に基づき凍結されるココアは、理事会が凍結制度に関する規則で定める六箇月を超えない期間内に、緩衝在庫に関する規則に規定する緩衝在庫のための承認された倉庫に預託する。

8 凍結制度に基づき凍結されるココアの品質並びにそのココアの保管及び入替えは、緩衝在庫に関する規則に定める品質基準に適合させる。

9 凍結されるココアの所有権は、関係加盟輸出国が保有する。

10 緩衝在庫管理官は、凍結制度に基づくココアの凍結、保管及び入替えを監督する責任を負う。凍結されるココアは、管理官の管理の下に置く。

11 凍結を監督し並びに入替え及び保管を管理するための運営費用は、緩衝在庫勘定により賄う。

12 緩衝在庫のための承認された倉庫に保管する凍結されるココアの輸送、保管及び入替えに要する費用は、次の条件で緩衝在庫勘定により賄う。

(a) 輸送及びその保険に要する費用については、緩衝在庫勘定から立替払をするものとし、凍結されたココアを第四十一条の規定に従って放出する時に関係加盟生産国が償還する。
(b) 凍結されるココアを保管する時点から放出する時点までの間の保管及び入替えに要する

費用に対しては、緩衝在庫勘定から資金を提供する。この資金の一トン当たりの額は、緩衝在庫に保有されているココアの保管及び入替えに要する平均費用の額を超えないものとし、理事会が毎年第二回通常会期において決定する。

13 加盟輸入国は、凍結制度が実施されている間は、非加盟国からのバルク・ココアの輸入量を凍結制度の実施前の三年間における非加盟国からの年間輸入量の平均数量内に制限するよう努める。

第四十一条 凍結したココアの放出

1 凍結制度が実施された後、連続する十市場日の間指標価格が中心価格に等しいか又はこれを上回っている場合には、凍結したココアののうち一万五千トンは、関係加盟輸出国に対し放出するものとし、これを凍結する当該国の義務は、終了する。

2 一回の放出の後、連続する十市場日の間指標価格が中心価格に等しいか又はこれを上回っている場合には、更に同一量の放出を行う。この放出は、次のいずれかのときまで繰り返す。

(a) 指標価格が中心価格を下回るとき。
(b) すべての凍結されたココアが放出されたとき。

3 2に基づき放出する量は、指標価格が上方任意介入価格に等しいか又はこれを上回っている場合には、二倍の量とする。

- 4 緩衝在庫のココアの通常の売却に先立ち、すべての凍結されたココアを放出する。
- 5 理事会は、特別多数票による議決でこの条に定める放出のトン数及び頻度を変更することができる。

第四十二条 凍結制度の遵守

- 1 加盟国は、凍結制度についてこの協定に基づき自国が負う義務の完全な遵守を確保するため、必要なすべての措置をとる。理事会は、必要な場合には、加盟国に対し、この義務の履行のために追加の措置をとるよう要請することができる。

- 2 附属書Aに掲げる加盟国は、秩序ある販売を行うこと及び凍結制度が実施される場合には常にこれを遵守することができるように、自国のココアの売却を規制することを約束する。このために、理事会は、各ココア年度の開始前に、予測し得る統計上の需給の差を基礎として第四十条1の限度内で翌年度に凍結が必要とされることのある最大のトン数を算定し、提示する。この場合において、緩衝在庫の総量までの残余の購入可能量及び緩衝在庫の使用可能な資金を考慮する。理事会は、この最大のトン数を基礎として関係加盟国輸出のそれぞれの指標凍結トン数を定める。理事会は、これらの加盟国輸出がココアを凍結する義務を履行することを補助するため、指標凍結トン数の算出及びその適用方法に係る規則を定める。

- 3 理事会は、できる限り早く、かつ、いかなる場合においてもこの協定の効力発生の後一年を経過するまでの間に、この協定の目的を達成する上での凍結制度の有効性を確保するため、凍結制度の運用、遵守及び管理のための規則を特別多数票による議決で定める。ただし、この規則は、凍結制度の実施前に締結された善意の契約の履行を妨げるものであってはならない。

第四十三条 緩衝在庫の通常の購入の再開

- 1 凍結制度の実施中に緩衝在庫の資金状況が緩衝在庫管理官による三万トン以上のココアの購入を可能にするまでに改善されたときには、新たな凍結は、行わない。管理官は、緩衝在庫の通常の購入を再開するものとし、この購入は、緩衝在庫に保有されているココアの量が緩衝在庫の総量に達するまで又は緩衝在庫の資金が枯渇するまで行方。

- 2 関係加盟国輸出は、1の規定に従って購入が再開される前に凍結することとしたココアに係るすべての自国の義務を引き続き遵守する。

- 3 凍結制度は、理事会が別段の決定を行わない限り、連続する五市場日の間指標価格が下方介入価格に等しいか又はこれを下回っている場合であつて、次のいずれかのときにおいては、凍結されたココアの量が凍結の総量に達していないことを条件として、自動的に再び実施する。

(a) 緩衝在庫に保有されているココアの量が緩

衝在庫の総量に達したとき。

(b) 緩衝在庫の資金が枯渇したとき。

第四十四条 検討

- 1 理事会は、この協定が効力を有している間に、第四十条1の規定を除くほか、凍結制度に関する規定をいつでも検討し及び特別多数票による議決で改定することができる。

- 2 理事会は、凍結されたココアの量が第四十条1に定める凍結の総量に達した後も指標価格が下落し続ける場合には、このような事態を検討し及び他の措置について審議するために特別会期を開催する。

第四十五条 ココア経済における協議及び協力

- 1 理事会は、加盟国がココアに関する問題について専門家の意見を求めることを奨励する。

- 2 加盟国は、この協定に基づく義務の履行に当たり、確立した取引経路を尊重して活動するものとし、ココア経済のすべての部門の正当な利益に妥当な考慮を払う。

- 3 加盟国は、この協定の実施のために定められた規則を理由とする契約不履行の可否についてココアの買手と売手との間の商事紛争の仲裁に介入してはならず、また、このような商事紛争の仲裁の成立を妨げてはならない。加盟国がこの協定を遵守するためにとった措置は、契約不履行の理由又は抗弁とはならない。

第八章 輸出品及び輸入量の報告並びに規制措置

第四十六条 輸出品及び輸入量の報告

- 1 事務局長は、理事会の定める規則に従い、加盟国のココアの輸出品及び輸入量の記録を維持する。

- 2 加盟国は、1に規定する記録の維持のため、仕向国別のココアの輸出品及び原産国別のココアの輸入量を理事会の定めるその他の資料とともに理事会の決定する間隔で事務局長に報告する。

- 3 事務局長は、第四十条の規定に従って各加盟国輸出により凍結されたココアの量及び第四十一条の規定に従って各加盟国輸出に対し放出されたココアの量の記録を維持する。

- 4 各関係加盟国輸出は、自国が凍結したココアの量を理事会の定めるその他の資料とともに毎月又は理事会の決定するその他の間隔で事務局長に報告する。

- 5 理事会は、この条の義務の不履行に対処するために必要と認める規則を定める。

第四十七条 規制措置

- 1 ココアを輸出する加盟国は、自国の関税地域からのココアの積出しの許可に先立ち、理事会の認める証明書及び該当するときは有効な課徴金支払証明書の提出を求めなければならない。ココアを輸入する加盟国は、自国の関税地域へのココアの輸入（加盟国からの輸入であるか非

昭和六十二年五月二十二日 参議院會議録第十二号(その二) 千九百八十六年の國際ココア協定

三四八

加盟国からの輸入であるかを問わない。)の許可に先立ち、理事会の認める証明書及び該当するときは有効な課徴金支払証明書の提出を求めなければならない。

2 加盟輸出国によるココアの輸出が人道的目的その他の非商業的目的のための輸出であると理事会が認める場合には、課徴金支払証明書を必要としない。理事会は、そのココアの積出しに關する適当な証明書の発給について措置をとる。

3 理事会は、特別多数票による議決で、課徴金支払証明書及び理事会の認める他の証明書について必要と認める規則を定める。

4 理事会は、ファイン・ココア又はフレーバー・ココアにつき、すべての関連要素を考慮に入れて、理事会の認める証明書に係る手続を簡素化するために必要と認める規則を定める。

5 理事会は、特別多数票による議決でこの条の規定の全部又は一部の適用を停止することができる。

第九章 供給及び需要

第四十八条 加盟国間の協力

1 加盟国は、ココア経済を可能な限り発展させることの重要性並びにこのため供給と需要との間の最良の均衡が確保されるように生産及び消費の活発な拡大を促進するための加盟国の努力を調整することの重要性を認識する。加盟国は、この目的を達成するため、理事会と十分に

協力する。

2 理事会は、ココア経済の調和のとれた発展及び活発な拡大に対する障害となつていているものを認定し、この障害を克服するための受諾可能な実行可能な措置を検討する。加盟国は、理事会の作成し勧告する措置を適用するよう努力する。

3 機関は、世界の現実の及び潜在的な消費量及び生産能力を最も信頼することのできる方法により算定するために必要な最新の入手可能な情報を常時収集する。加盟国は、この作業に關し機関と十分に協力する。

第四十九条 生産及び在庫

1 加盟輸出国は、前条の目的を達成するため、自国の生産を調整する計画を作成することができ、加盟輸出国は、この目的の達成のために採用する政策及び措置について責任を有するものとし、当該政策及び措置をできる限り定期的に理事会に報告するよう努力する。

2 理事会は、事務局長が少なくとも一年に一回提出する詳細な報告に基づき、一般的なココアの生産状況について検討するものとし、特に、この条の規定に照らして世界の供給の動向を評価する。理事会は、その評価に基づき加盟国に對して勧告を行うことができるものとし、また、この条の規定の実施について理事会を補佐する委員会を設置することができる。

3 理事会は、世界の在庫の水準を毎年検討する

ものとし、その検討を基礎として必要な勧告を行う。このため、加盟国は、理事会がこの目的のために要求する情報を提供する。

第五十条 供給の保証及び市場への進出の機会の確保

1 加盟国は、この協定の目的が達成されるようにこれを考慮した貿易政策を実施する。加盟国は、特にココアの安定した供給及びココア市場への安定した進出の機会が加盟輸出国及び加盟輸入国の双方にとつて不可欠であることを認識する。

2 加盟輸出国は、この協定の定めるところにより、自国の開発の支障となる場合を除くほか、提供可能なココアの売却に対して人為的な制限は行わず、ココアの安定した供給が加盟輸入国の輸入者に対して確保されるような販売政策及び輸出政策を実施するよう努力する。

3 加盟輸入国は、この協定の定めるところにより、自国の行つた國際的な約束で認められる場合を除くほか、ココアの需要に対して人為的な制限を行わず、ココア市場への安定した進出の機会が輸出者に対して確保されるような政策を実施するようあらゆる努力を払う。

4 加盟国は、この条の規定の実施のために採用したすべての措置を理事会に通報する。

5 理事会は、この条の目的を達成するため、加盟国に對して勧告を行うことができるものとし、達成された成果を定期的に検討する。

第五十一条 消費及びその振興

1 加盟国は、自国の採用する手段及び方法によりココアの消費を増大させるよう努力する。

2 加盟国は、ココアの消費に關する国内法令及び情報をできる限り定期的に理事会に通報するよう努力する。

3 理事会は、事務局長の提出する詳細な報告に基づき、一般的なココアの消費状況について検討するものとし、特に、この条の規定に照らして世界の需要の動向を評価する。理事会は、その評価に基づき加盟国に對して勧告を行うことができる。

4 理事会は、加盟輸出国及び加盟輸入国の双方におけるココアの消費を増大させることを目的とする委員会を設置することができる。委員会の構成国は、消費振興計画に提出する加盟国に限る。消費振興計画に要する費用は、加盟輸出国からの拠出金をもつて賄う。加盟輸入国は、資金面において貢献することができ、委員会に先立ち、当該加盟国の同意を求める。

第五十二条 ココアの代替品

1 加盟国は、代替品の使用がココアの消費の増大を阻害するおそれのあることを認識する。加盟国は、ココアから作られたものでない物質を消費者に誤認させる目的をもつてココアの代わりに使用することを禁止するため、ココア製品

及びチョコレートに関する法令を制定し又は必要に於て改正することを合意する。

2 加盟国は、1の規定に基づく法令の制定又は改正に当たり、理事会、ココア製品・チョコレート規格委員会等の権限のある国際団体の勧告及び決定を十分に考慮に入れる。

3 理事会は、加盟国に対し、この条の規定の遵守を確保するために適当であると理事会が認める措置をとるよう勧告することができる。

4 事務局長は、ココアの代替品の状況及びこの条の規定の遵守状況に関する年次報告を理事会に提出する。

第五十三条 科学的な研究及び開発

理事会は、ココアの生産、加工及び消費に関する科学的な研究及び開発並びに当該研究及び開発から得られた成果の普及及び実用化を奨励することができ、このため、理事会は、国際機関及び研究機関と協力することができる。

第十章 加工ココア

第五十四条 加工ココア

1 開発途上国が特に工業化及び製品の輸出（ココアの加工並びにココア製品及びチョコレートの輸出を含む）によつて自国の経済基盤を拡大することを必要としていることが認識される。前段との関連において、加盟輸出国及び加盟輸入国のココア経済に著しい損害が生じないようすることの必要性が、また、認識される。

2 加盟国は、1について自国の利益が損なわれ

るおそれがあると認める場合には、他の関係加盟国と相互に満足すべき了解に達するため協議することができ、相互に満足すべき了解に達しなかつた場合には、加盟国は、理事会に報告することができ、このとき、理事会は、満足すべき了解が得られるようにあつせんを行う。

第十一章 加盟国と非加盟国との関係

第五十五条 非加盟国との商業的取引

1 加盟輸出国は、非加盟国にココアを売却する場合、売却の条件を、同一の時点において加盟輸入国に提示するものよりも通常の貿易慣行に照らし買手にとつて商業的に有利になるものとし、これを約束する。

2 加盟輸入国は、非加盟国からココアを購入する場合には、購入の条件を、同一の時点において加盟輸出国から受け入れるものよりも通常の貿易慣行に照らし売手にとつて商業的に有利になるものとし、これを約束する。

3 理事会は、1及び2の規定の実施状況を定期的に検討するものとし、次条の規定に適合する適当な情報を提供するように加盟国に要求することができる。

4 加盟国は、他の加盟国が1又は2の義務を履行しなかつたと信ずる理由がある場合には、その旨を事務局長に通報することができ、また、第六十一条の規定に基づき協議を要請し又は第六十三条の規定に基づき当該義務の不履行に係る苦情を理事会に付託することができる。

第十二章 情報及び研究

第五十六条 情報

1 機関は、次のものに関する情報の効率的な収集、交換及び公表のためのセンターとして活動する。

(a) 世界におけるココアの生産、価格、輸出、輸入、消費及び在庫に関する統計

(b) 適当と認める場合には、ココアの栽培、加工及び利用に関する技術

2 理事会は、加盟国に対し、他の条の規定により加盟国が提供すべき情報のほかに、理事会がその運営のために必要と認める情報（生産及び消費に係る政策、価格、輸出、輸入、在庫並びに課税に関する定期的報告を含む。）を提供するよう要求することができる。

3 加盟国が機関の適正な運営のために理事会の要求した統計その他の情報を要当な期間内に提供しないか又は提供することが困難な場合には、理事会は、当該加盟国に対し、理由の説明を要求することができる。理事会は、情報の提供につき技術援助が必要であると認める場合には、これに必要な措置をとることができる。

4 理事会は、各ココア年度において、当該各ココア年度におけるカカオ豆の生産量及び磨砕量の見積りを二回以上適当な時に公表する。

第五十七条 研究

理事会は、必要と認める範囲内において、ココアの生産及び流通の経済的条件（動向及び予測を

含む）、輸出国及び輸入国における政府の施策の cocoa の生産及び消費に及ぼす影響、伝統的な用途及び可能な新しい用途におけるココアの消費の増大の可能性並びにこの協定の実施の cocoa の輸出者及び輸入者に及ぼす影響（輸出者及び輸入者の交易条件に及ぼす影響を含む。）に関する研究を奨励するものとし、これらの研究の主題につき加盟国に対して勧告を行うことができる。理事会は、これらの研究の奨励のため国際機関その他の適当な機関と協力することができる。

第五十八条 年次検討及び年次報告

1 理事会は、各ココア年度の終了の後でできる限り速やかに、この協定の実施状況並びに加盟国によるこの協定の原則の遵守及びこの協定の目的の達成の状況を検討する。理事会は、検討の後、加盟国に対しこの協定の実施の改善のための方法及び手段について勧告を行うことができる。

2 理事会は、年次報告を公表する。年次報告には、1の年次検討に関する事項を含める。

3 理事会は、適当と認める他の情報を公表することができる。

第十三章 義務の免除及び特別の救済措置

第五十九条 例外的な事態における義務の免除

1 理事会は、例外的な若しくは緊急な事態、不可抗力又は信託統治制度の下で施政が行われている地域に対する国際連合憲章に基づく国際

昭和六十二年五月二十二日 参議院会議録第十二号(その二) 千九百八十六年の国際コリア協定

三五〇

的義務によつて加盟国の義務の免除が必要となる場合には、特別多数票による議決で免除を決定することができる。

2 理事会は、1の規定に基づき加盟国の義務を免除するに当たり、義務の免除される条件、期間及び理由を明示する。

3 理事会は、1の規定にかかわらず、加盟国の次の義務を免除してはならない。

- (a) 第二十四条の規定に基づく分担金の支払の義務及び分担金を支払わない結果負う義務
- (b) 第三十二条に規定する課徴金の支払を要求する義務

第六十条 特別の救済措置

開発途上加盟輸入国及び後発開発途上加盟国は、この協定の下でとられた措置により自国の利益が著しく害された場合には、理事会に対し、適当な特別の救済措置をとるよう申請することができ、理事会は、国際連合貿易開発会議決議第九十三号(第四回会期)Ⅲ8に定めるところに従つて適当な特別の救済措置をとることを検討する。

第十四章 協議、紛争及び苦情

第六十一章 協議

加盟国は、自国に対し他の加盟国がこの協定の解釈又は適用に関して行つた申立てに十分かつ妥当な考慮を払ふものとし、協議のための十分な機会を与える。事務局長は、この協議の間に、いずれか一方の当事国の要請により、かつ、他方の当事国の同意を得て、適当な調停の手続を定める。

この手続に係る費用は、機関の負担としない。この手続により解決が得られた場合には、その旨を事務局長に報告する。解決が得られない場合には、協議に係る事案は、いずれかの当事国の要請により、次条の規定に従つて理事会に付託することができる。

第六十二条 紛争

1 この協定の解釈又は適用に関する紛争であつて当事国間で解決されないものは、当該紛争のいずれかの当事国の要請により、理事会に対し決定のため付託される。

2 紛争が1の規定に基づいて理事会に付託され、かつ、討議された場合には、総票数の三分の一以上を有する加盟国又は五の加盟国は、理事会に対し、理事会の決定に先立ち係争中の問題につき3の規定に従つて構成される特別諮問委員会の意見を求めるよう要求することができ、る。

3 (a) 特別諮問委員会は、理事会が全会一致で別段の決定を行わない限り、次の者で構成する。

- (i) 加盟輸出国の指名する二人の者。これらの者のうちの一人は当該係争中の問題と同種の問題に豊富な経験を有する者とし、他の一人は法律家としての学識経験を有する者とする。

(ii) 加盟輸入国の指名する二人の者。これらの者のうちの一人は当該係争中の問題と同種の問題に豊富な経験を有する者とし、他

の一人は法律家としての学識経験を有する者とする。

(i) 及び(ii)の規定により指名される四人の者が一致して委員長として選定する者(意見が一致しない場合には、理事会の議長が委員長として選定する者)

(b) 加盟国の国民は、特別諮問委員会の構成員となることを妨げられない。

(c) 特別諮問委員会の構成員に任命された者は、個人の資格で、かつ、いずれの政府からも指示を受けることなく行動する。

(d) 特別諮問委員会の費用は、機関が支弁する。

4 特別諮問委員会の意見及び理由は、理事会に提出するものとし、理事会は、関連のあるすべての情報を検討した後、当該紛争について決定を行う。

第六十三条 苦情及び理事会の措置

1 いずれかの加盟国がこの協定に基づく義務を履行しなかつた旨の苦情は、これを申し立てる加盟国の要請により理事会に付託されるものとし、理事会は、苦情に係る事案を検討し、当該事案についての決定を行う。

2 加盟国がこの協定に基づく義務に違反している旨の理事会の認定は、区分ごとの単純過半数票による議決で、違反の性質を明示して行う。

3 理事会は、苦情の申立てによるかよらないかを問わず、加盟国がこの協定に基づく義務に違

反していると認定する場合には、他の条(第七十三条を含む。)に明示的に規定する措置の適用を妨げることなく、特別多数票による議決で、次の措置をとることができる。

(a) 当該加盟国が理事会及び執行委員会において有する投票権を停止すること。

(b) 必要と認める場合には、当該加盟国がその義務を履行するまでの間、当該加盟国の他の権利(理事会又は委員会の役員に選出され又は役員の地位を保持する権利を含む。)をも停止すること。

4 加盟国は、3の規定に基づいて投票権を停止された場合においても、この協定に基づく資金上の義務その他の義務を履行することについて引き続き責任を負う。

第十五章 公正な労働基準

第六十四条 公正な労働基準

加盟国は、国民の生活水準を向上させ、かつ、完全雇用を達成するため、関係国におけるコリア生産の各種の部門において雇用されている農業労働者及び工業労働者の双方につき、関係国の発展の段階に応じて公正な労働基準及び労働条件を維持するよう努力することを宣言する。

第十六章 最終規定

第六十五条 署名

この協定は、千九百八十六年九月一日から九月三十日まで、国際連合本部において、千九百八十年の国際コリア協定の締約政府及び千九百八十四

年の国際連合コリア会議に招請された政府による署名のために開放しておく。

第六十六条 寄託者

国際連合事務総長は、この協定の寄託者として指名される。

第六十七条 批准、受諾又は承認

1 この協定は、署名政府により、それぞれ自国の憲法上の手続に従つて批准され、受諾され又は承認されなければならない。

2 批准書、受諾書又は承認書は、千九百八十六年十二月三十一日までに寄託者に寄託する。

もつとも、千九百八十年の国際コリア協定の理事会又はこの協定の理事会は、同日までに批准書、受諾書又は承認書を寄託することができなかつた署名政府に対し、寄託の期限の延長を認めることができる。

3 批准書、受諾書又は承認書を寄託する各政府は、寄託の際に、自国が加盟輸出国又は加盟輸入国のいずれであるかを明示する。

第六十八条 加入

1 この協定は、理事会の定める条件に基づくすべての国の政府による加入のために開放しておく。

2 千九百八十年の国際コリア協定の理事会は、この協定が効力を生ずるまでの間、この協定の理事会の追認を得ることを条件として、1に規定する条件を定めることができる。

3 この協定の附属書のいずれにも掲げられてい

ない国がこの協定に加入する場合には、理事会は、1に規定する条件を定めるに当たり、当該国がいずれの附属書に掲げられているものとみなされるかを決定する。

4 加入は、寄託者に加入書を寄託することによつて行ふ。

第六十九条 暫定的適用の通告

1 この協定を批准し、受諾し若しくは承認する意思を有する署名政府又は加入のための条件が理事会によつて定められているが加入書を寄託することのできない政府は、この協定が次条の規定に従つて効力を生ずる日から又は、この協定が既に効力を生じている場合には、当該政府の特定する日からこの協定を自国の憲法上の手続に従つて暫定的に適用する旨をいつでも寄託者に通告することができる。通告を行う政府は、通告の際に、自国が加盟輸出国又は加盟輸入国のいずれであるかを明示する。

2 この協定が効力を生ずる日から又はその特定する日からこの協定を暫定的に適用する旨を1の規定に基づいて通告した政府は、この協定が効力を生ずる日又は当該特定する日から批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託する日までの間、暫定的加盟国としての地位を有する。

第七十条 効力発生

1 この協定は、附属書Dに掲げるところにより輸出量の総計の八十パーセント以上の輸出量を有する五以上の輸出国を代表する政府及び附属

書Eに掲げるところにより輸入量の総計の六十パーセント以上の輸入量を有する輸入国を代表する政府が、千九百八十六年十月一日までに又はその後のいずれかの日までに批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託者に寄託した場合に、千九百八十六年十月一日又は当該その後

を寄託し又はこの協定を暫定的に適用する旨を寄託者に通告した政府による会合を招集する。これらの政府は、当該政府の定める日からこの協定の全部若しくは一部を当該政府の間で確定的に若しくは暫定的に発効させるか又は必要と認めるその他の措置を採択するかについて決定を行うことができる。ただし、この協定の市場介入措置に関する規定は、附属書Dに掲げるところにより輸出量の総計の八十パーセント以上の輸出量を有する五以上の輸出国を代表する政府が、批准書、受諾書、承認書若しくは加入書を寄託者に寄託し又はこの協定が効力を生ずる日からこの協定を暫定的に適用する旨を寄託者に通告してはいない限り、効力を生じない。

4 1から3までの規定に従つてこの協定が効力を生じた後に、批准書、受諾書、承認書若しくは加入書を寄託し又は暫定的適用の通告を行う政府については、これらの文書は、寄託の日に効力を生ずるものとし、この通告は、前条1の規定に従つて効力を生ずる。

第七十一条 留保

留保は、この協定のいかなる規定についても付することができない。

第七十二条 脱退

1 加盟国は、寄託者に対して文書による脱退の通告を行うことにより、この協定の効力発生の後いつでも、この協定から脱退することができる。

昭和六十二年五月二十二日 参議院會議録第十二号(その二) 千九百八十六年の国際コリア協定

る。脱退の通告を行った加盟国は、脱退の通告を行った旨を直ちに理事会に通報する。

2 脱退は、寄託者が1の規定による通告を受領した後九十日で効力を生ずる。理事会は、脱退の結果この協定の加盟状況が第七十条1に規定する効力発生の要件を満たさないこととなる場合には、この事態を検討し及び適当な決定を行うため特別会期を開催する。この決定には、特別多数票による議決で、市場介入措置に関する規定の停止を含めることができる。

第七十三条 除名

理事会は、加盟国がこの協定に基づく義務に違反していると第六十三条3の規定により認定し、かつ、違反がこの協定の実施を著しく妨けていると決定する場合には、特別多数票による議決で、当該加盟国を機関から除名することができる。理事会は、除名を寄託者に直ちに通告する。当該加盟国は、理事会の決定の日後九十日で加盟国でなくなる。

第七十四条 脱退する加盟国又は除名される加盟国に係る会計上の決済

1 理事会は、脱退する加盟国又は除名される加盟国について会計上の決済を行う。機関は、脱退する加盟国又は除名される加盟国が既に支払った金額の払戻しはしないものとし、これらの加盟国は、脱退又は除名が効力を生じた時に機関に対し負っている債務を履行する義務を引

き続き負う。ただし、改正を受諾することができないため第七十六条2の規定によりこの協定への参加を終止する締約国については、理事会は、公平と認める会計上の決済を行うことができる。

2 この協定から脱退し若しくは除名され又は他の理由によつてこの協定への参加を終止した加盟国は、第三十八条の規定による緩衝在庫の清算によつて得られる収益その他の機関の資産の持分の還付を受ける権利を有しない。ただし、その輸出及び非加盟国からの輸入について第三十二条1の規定の適用を受けた加盟国は、この協定の効力発生の時から一年を経過した後に寄託者に対し脱退について十二箇月以上の事前の通告を行ったことを条件として、緩衝在庫が第三十八条の規定により清算される時に、緩衝在庫の資金の持分の還付を受ける権利を有する。

第七十五条 有効期間、延長及び終了

1 この協定は、効力発生の後第三の完全なコリア年度が終了する時まで効力を有する。ただし、3の規定に基づいて有効期間の延長がされる場合又は4の規定に基づいて一層早く終了する場合は、この限りでない。

2 理事会は、この協定が効力を有している間に、この協定に代わる協定が1の第三コリア年度の終了する時又は3の規定に基づいて理事会の決定する延長期間の終了する時に効力を生ずるように、特別多数票による議決で、この協定

に代わる協定について交渉することを決定することができる。

3 理事会は、1の第三コリア年度の終了前に、特別多数票による議決で、この協定の全部又は一部の有効期間を二コリア年度延長することができる。理事会は、この二コリア年度の終了前に、特別多数票による議決で、この協定の全部又は一部の有効期間を更に一コリア年度延長することができる。理事会は、延長を寄託者に通告する。

4 理事会は、いつでも、特別多数票による議決で、この協定を終了させることを決定することができる。終了は、理事会の定める日に効力を生ずる。ただし、第三十一条1及び第三十二条の規定に基づく加盟国の義務は、緩衝在庫に係る債務が履行される時まで継続する。理事会は、その決定を寄託者に通告する。

5 理事会は、この協定のいかなる方法による終了の後、機関の清算、会計上の決済及び資産の処分を行うために必要な期間を存続するものとし、当該期間中、これらを行うために必要な権限及び任務を有する。

6 第七十二条2の規定にかかわらず、この条の規定に基づいて有効期間の延長がされたこの協定に参加することを希望しない加盟国は、その旨を理事会に通報する。当該加盟国は、延長期間の開始の時からこの協定の締約国でなくなる。

第七十六条 改正

1 理事会は、特別多数票による議決で締約国に対しこの協定の改正を勧告することができる。

改正は、加盟輸出国の総数の七十五パーセント以上の加盟輸出国で加盟輸出国の総数の八十五パーセント以上を有するもの及び加盟輸入国の総数の七十五パーセント以上の加盟輸入国で加盟輸入国の総数の八十五パーセント以上を有するものから受諾の通告を寄託者が受領した後百日目の日又は理事会が特別多数票による議決で決定する一層遅い日に、効力を生ずる。理事会は、改正の受諾の通告期限を定めることができる。この期限までに改正の効力発生の要件が満たされなかつた場合には、改正の勧告は、撤回されたものとみなす。

2 加盟国は、この協定の改正の効力発生の日までに改正の受諾を通告しなかつた場合には、同日にこの協定への参加を終止する。ただし、理事会在当該加盟国による国内手続の完了を可能にするため当該加盟国の受諾の通告期限を延長することを決定する場合は、この限りでない。当該加盟国は、改正の受諾を通告する時まで改正に拘束されない。

3 理事会は、この協定の改正の勧告が採択された後直ちに、改正の写しを寄託者に送付する。理事会は、寄託者に対し、受領した受諾の通告が改正の効力発生の要件を満たすものであるか否かを決定するために必要な情報を提供する。

第七十七条 補足規定及び経過規定

1 この協定は、千九百八十年の国際ココア協定に代わる協定とする。

2 千九百八十年の国際ココア協定に基づいて機関若しくはその内部機関又はこれらに代わるものがとつた措置でこの協定が効力を生ずる日に有効であり、かつ、この日に満了する旨の定めのないものは、この協定に基づく変更がない限り、引き続き効力を有する。

3 千九百七十二年の国際ココア協定、千九百七十五年の国際ココア協定及び千九百八十年の国際ココア協定に基づいて積み立てられた緩衝在庫の資金は、この協定の緩衝在庫勘定に繰り入れる。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けて、それぞれ明記する日にこの協定に署名した。

千九百八十六年七月二十五日にジュネーヴで、ひとしく正文であるアラビア語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語によりこの協定を作成した。この協定の中国語の正文は、寄託者が作成の上、採択のためすべての署名国及びこの協定に加入した政府に提示する。

附属書A パルク・ココアの年間平均輸出品が一万トン以上である生産国

ブラジル
カメルーン

象牙海岸

ドミニカ共和国

ガーナ

マレーシア

メキシコ

ナイジェリア

トーゴ

附属書B

バルク・ココアの年間輸出品が一万トン未満である生産国

アンゴラ

ベナン

ボリヴィア

コロンビア

コンゴ

コスタ・リカ

キューバ

赤道ギニア

フィジー

ガボン

グアテマラ

ハイティ

ホンデュラス

インド

リベリア

ニカラガ

パプア・ニューギニア

ペルー

フィリピン
サントメ・プリンシペ

シエラ・レオーネ

ソロモン諸島

ウガンダ

タンザニア連合共和国

ヴァヌアツ

ザイール

附属書C

ファイン・ココア又はフレーバー・ココアの生産国

1 ファイン・ココア又はフレーバー・ココアのみを輸出する生産国

ドミニカ

エクアドル

グレナダ

インドネシア

ジャマイカ

マダガスカル

パナマ

セント・ルシア

セント・ヴィンセント及びグレナディーン諸島

サモア

スリ・ランカ

スリナム

トリニダード・トバゴ

2 ファイン・ココア又はフレーバー・ココアを一部輸出する生産国

コスタ・リカ

サントメ・プリンシペ

パプア・ニューギニア

七五パーセント

二五パーセント

五〇パーセント

七五パーセント

七五パーセント

七五パーセント

七五パーセント

七五パーセント

七五パーセント

七五パーセント

七五パーセント

七五パーセント

七五パーセント

七五パーセント

出所 国際ココア機関事務局。主としてココア統計四半期報告(ロンドン)に基づく。

国名(注b)	一九八二年度 (千トン)	一九八三年度 (千トン)	一九八四年度 (千トン)	平均 (千トン)	百分率
象牙海岸	三三・六	四二・二	五五・七	四三・八	三・六
ブラジル	二七・七	三三・五	三三・六	三三・三	三・六
ガーナ	一七・五	一五・四	一八・六	一七・〇	二・九
ナイジェリア	二五・五	二七・八	二七・四	二四・〇	二・〇
カメルーン	一四・二	二二・一	二四・七	二〇・〇	八・四
マレーシア	五五・八	九七・三	九二・一	八五・〇	六・七
ドミニカ共和国	三三・七	三七・一	三三・三	三三・〇	二・六
トーゴ	九・四	一六・五	九・九	一三・〇	〇・九
メキシコ	一九・四	九・一	六・六	一三・〇	〇・八
合計	一、二八三・八	一、三九〇・〇	一、四四三・八	一、三三三・三	一〇〇・〇

昭和六十二年五月二十二日 参議院會議録第十二号(その二) 千九百八十六年の国際ココア協定

注a カカオ豆の純輸出量と第二十八条に定める換算係数によりカカオ豆相当量に換算したココア製品の純輸出量との合計の千九百八十二—千九百八十三年度から千九百八十四—千九百八十五年度までの三年間の平均数量

注b バルク・ココアの年間平均輸出量が一万トン以上である生産国

附屬書E 第七十条の規定のため計算したココアの輸入量(注a)

国名(注b)	一九八二— 一九八三年度 (千トン)	一九八三— 一九八四年度 (千トン)	一九八四— 一九八五年度 (千トン)	平均 (千トン)	百分率
アメリカ合衆国	四三六・九	四〇五・七	四七八・三	四四〇・三	三・五〇
ドイツ連邦共和国	三三六・八	二五三・一	二九四・五	二六・五	二・三六
オランダ	二〇一・四	二六・九	二三四・一	二七・五	二・一一
ソヴィエト社会主義共和国連邦	一六九・四	一八・九	二二五・四	一九・二	九七七
グレート・ブリテン及び 北部アイルランド連合王 国	一八・六	二〇・九	一四八・〇	一三・五	六七七
フランス	一一二・四	二八・八	一一二・一	二六・四	五・九五
日本国	五五・五	六・三	五七・六	五八・五	二・九
イタリア	五〇・八	四九・一	六八・七	五七・五	二・九四
ベルギー・ルクセンブル グ	四九・一	五七・二	六四・一	五六・八	二・九〇
スペイン	四〇・四	三八・九	三八・六	三八・三	二・〇二
カナダ	三三・五	三八・〇	四二・二	三九・三	一・九二
スイス	三三・三	三三・八	三三・七	三三・六	一・六七
シンガポール	四一・六	三三・三	二四・五	二九・五	一・五二
オーストラリア	二二・三	三三・六	二五・五	二四・一	一・三三
ドイツ民主共和国	一九・九	三三・六	二七・九	三三・五	一・三〇
ポーランド	一八・四	一六・五	二四・一	一九・七	一・〇二
オーストリア	一八・九	一八・八	一九・六	一九・一	〇・九八
チェコスロヴァキア	一七・一	一八・三	一八・七	一八・〇	〇・九二

スウェーデン	一五・〇	一五・七	一七・二	一六・〇	〇・八二
ハンガリー	一三・二	一五・四	一六・一	一四・九	〇・七六
中国	一四・〇	一三・三	一五・〇	一四・一	〇・七二
アルゼンティン	二・〇	一六・八	一四・三	一四・〇	〇・七二
ユーゴスラヴィア	八・九	九・二	一八・二	一三・一	〇・六二
アイルランド	八・〇	一〇・三	二二・五	一〇・三	〇・五三
ギリシャ	九・三	九・一	九・三	九・二	〇・四七
南アフリカ	八・六	一〇・五	七・九	九・〇	〇・四六
ノールウェー	七・八	八・七	八・一	八・二	〇・四二
フィンランド	七・二	八・四	七・一	七・六	〇・三九
ブルガリア	五・七	七・〇	九・〇	七・二	〇・三七
デンマーク	六・六	七・二	七・三	七・〇	〇・三六
ニュージーランド	六・八	七・九	四・一	六・三	〇・三三
イスラエル	五・五	五・四	六・三	五・七	〇・二九
ルーマニア	六・七	五・〇	四・〇	五・二	〇・二七
フィリピン(注c)	一一・六	二・六	〇・七	五・〇	〇・二五
大韓民国	四・七	四・七	四・六	四・七	〇・二四
トルコ	四・一	三・六	五・九	四・五	〇・二三
ポルトガル	三・五	三・九	三・九	三・八	〇・一九
エジプト	二・二	三・〇	四・三	三・一	〇・一六
チリ	一・二	一・四	二・三	一・六	〇・一八
シリア・アラブ共和国	一・八	〇・九	一・七	一・五	〇・一七
アルジェリア	一・三	一・三	一・八	一・四	〇・一七
テュニジア	一・〇	一・七	一・一	一・三	〇・一六
イラク	一・四	一・一	〇・九	一・一	〇・一六
ウルグアイ	〇・八	〇・九	一・〇	〇・九	〇・一五
タイ	〇・六	〇・九	一・一	〇・九	〇・一四
エル・サルヴァドル	〇・六	〇・七	〇・六	〇・六	〇・一三

合 計(注d)	一、八五・八	一、八四・九	二、二三・八	一、九五・八	一〇〇・〇
ケニア	〇・三	〇・五	〇・九	〇・六	〇・三
レバノン	〇・六	〇・六	〇・七	〇・六	〇・三
イラン	〇・四	〇・六	〇・六	〇・五	〇・三
アイスランド	〇・五	〇・四	〇・四	〇・四	〇・三
モロッコ	〇・四	〇・四	〇・三	〇・四	〇・三
リビア	〇・三	〇・三	〇・三	〇・三	〇・三
サイプラス	〇・一	〇・一	〇・三	〇・三	〇・一
香港	〇・二	〇・一	〇・三	〇・三	〇・一
ジョルダン	〇・三	〇・一	〇・二	〇・三	〇・一
マルタ	〇・二	〇・二	〇・三	〇・三	〇・一
ジンバブエ	〇・二	〇・二	〇・一	〇・二	〇・一
クウェイト	〇・一	〇・一	〇・二	〇・一	〇・一
サウディ・アラビア	〇・一	〇・一	〇・二	〇・一	〇・一

出所 国際コカア機関事務局。主としてコカア統計四半期報告(ロンドン)に基づく。

注a カカオ豆の純輸入量と第二十八条に定める換算係数によりカカオ豆相当量に換算したコカア製品の総輸入量との合計の千九百八十二—千九百八十三年度から千九百八十四—千九百八十五年度までの三年間の平均数量

注b 年間輸入量が百トン以上の国

注c フィリピンは、輸出国となる資格も有する。

注d 合計は、当該各欄の各国別の輸入量を合計したものと、四捨五入のため、一致しない場合がある。

特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約を改正する議定書

締約国は、

千九百七十一年二月二日にラムサールで作成された特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約(以下「条約」という。)の効果的な実

施のためには締約国の数を増加させることが不可欠であることを考慮し、
条約の正文の追加が条約への一層広範な参加を促進することを認識し、
更に、条約が改正の手続について規定していないために、必要と認める条約の改正を行うことが困難となつてゐることを考慮して、
次のとおり協定した。

第一条

条約第十条と第十一条との間に次の一条を加える。

第十条の二

1 この条約は、条約の改正のためにこの条の規定に従い招集される締約国の会合において改正することができる。

2 いずれの締約国も、改正を提案することができる。

3 改正案及び改正の理由は、この条約に規定する事務局の任務を遂行する機関又は政府(以下「事務局」という。)に通報するものとし、事務局は、速やかにこれらをすべての締約国に通報する。締約国は、改正案についての意見を、事務局が改正案を締約国に通報した日から三ヶ月以内に事務局に通報する。事務局は、意見を提出する期限の末日の後直ちに、その日までに提出されたすべての意見を締約国に通報する。

4 事務局は、締約国の三分の一以上が書面による要請をした場合には、3の規定に従つて

通報された改正案を検討するための締約国の会合を招集する。事務局は、会合の時期及び場所について締約国と協議する。

5 改正は、出席しかつ投票する締約国の三分の二以上の多数による議決で採択する。

6 採択された改正は、締約国の三分の二が改正の受諾書を寄託者に寄託した日の後四番目の月の初日に、改正を受諾した締約国について効力を生ずる。締約国の三分の二が改正の受諾書を寄託した日の後に改正の受諾書を寄託する締約国については、改正は、当該受諾書が寄託された日の後四番目の月の初日に効力を生ずる。

第二条

条約第十二条の次の本文中「解釈に相違がある場合には、英文による。」を「これらは、すべてひとしく正文とする。」に改める。

第三条

条約の原本のフランス語による正文を改訂したものをこの議定書の附属書とする。

第四条

この議定書は、パリにある国際連合教育科学文化機関本部において千九百八十二年十二月三日から署名のために開放しておく。

第五条

1 条約第九条2に規定する国は、次のいずれかの方法によりこの議定書の締約国となることができる。

昭和六十二年五月二十二日 参議院會議録第十二号(その二) 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約を改正する議定書

三五六

(a) 批准、受諾又は承認を条件とすることなく署名すること。

(b) 批准、受諾又は承認を条件として署名した後、批准し、受諾し又は承認すること。

(c) 加入すること。

2 批准、受諾、承認又は加入は、批准書、受諾書、承認書又は加入書を国際連合教育科学文化機関事務局長(以下「寄託者」という。)に寄託することによって行う。

3 この議定書が効力を生じた後条約の締約国となる国は、条約第九条に規定する署名又は批准書若しくは加入書の寄託を行う時点において異なる意思を表明しない限り、この議定書によって改正された条約の締約国とみなす。

4 条約の締約国となることなくこの議定書の締約国となる国は、この議定書が当該国について効力を生じた日からこの議定書によって改正された条約の締約国とみなす。

第六条

1 この議定書は、この議定書が署名のために開放された日に条約の締約国である国の三分の二が批准、受諾若しくは承認を条件とすることなく署名し又は批准し、受諾し、承認し若しくは加入した日の後四番目の月の初日に効力を生ずる。

2 この議定書が効力を生じた日の後前条1及び2に定める方法によりこの議定書の締約国となる国については、この議定書は、これらの国が批准、受諾若しくは承認を条件とすることなく署名し又は批准し、受諾し、承認し若しくは加

入した日に効力を生ずる。

3 この議定書が署名のために開放された日と効力を生ずる日との間に、前条1及び2に定める方法によりこの議定書の締約国となる国については、この議定書は、1に定める日に効力を生ずる。

第七条

1 英語及びフランス語をひとしく正文とするこの議定書の原本は、寄託者に寄託する。寄託者は、それぞれの正文の認証謄本をこの議定書に署名し又はこの議定書の加入書を寄託したすべての国に送付する。

2 寄託者は、条約のすべての締約国並びにこの議定書のすべての署名国及び加入国に対し、できる限り速やかに次の事項を通報する。

(a) この議定書の署名

(b) この議定書の批准書、受諾書又は承認書の寄託

(c) この議定書の加入書の寄託

(d) この議定書の効力発生の日

3 寄託者は、この議定書が効力を生じたときは、国際連合憲章第二百二条の規定により、この議定書を国際連合事務局に登録する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

千九百八十二年十二月三日にパリで作成した。

(署名欄は省略)

附属書 原本のフランス語による正文の改訂版

"CONVENTION RELATIVE AUX ZONES HUMIDES D'IMPORTANCE INTERNATIONALE PARTICULIEREMENT COMME HABITATS DES OISEAUX D'EAU

LES PARTIES CONTRACTANTES,

RECONNAISSANT L'INTERDEPENDANCE DE L'HOMME ET DE SON ENVIRONNEMENT,

CONSIDERANT LES FONCTIONS ECOLOGIQUES FONDAMENTALES DES ZONES HUMIDES EN TANT QUE REGULATEURS DU REGIME DES EAUX ET EN TANT QU'HABITATS D'UNE FLORE ET D'UNE FAUNE CARACTERISTIQUES ET, PARTICULIEREMENT, DES OISEAUX D'EAU,

CONVAINCUS QUE LES ZONES HUMIDES CONSTITUENT UNE RESSOURCE DE GRANDE VALEUR ECONOMIQUE, CULTURELLE, SCIENTIFIQUE ET RECREATIVE, DONT LA DISPARITION SERAIT IRRÉPARABLE,

DESIREUSE D'ENRAYER, A PRESENT ET DANS L'AVENIR, LES EMPLEMENTS PROGRESSIFS SUR CES ZONES HUMIDES ET LA DISPARITION DE CES ZONES,

RECONNAISSANT QUE LES OISEAUX D'EAU, DANS LEURS MIGRATIONS SAISONNIERES, PEUVENT TRAVERSER LES FRONTIERES ET DOIVENT, PAR CONSÉQUENT, ÊTRE CONSIDERES COMME UNE RESSOURCE INTERNATIONALE,

PERSUADEES QUE LA CONSERVATION DES ZONES HUMIDES, DE LEUR FLORE ET DE LEUR FAUNE PEUT ETRE ASSUREE EN CONJUGUANT DES POLITIQUES NATIONALES A LONG TERME A UNE ACTION INTERNATIONALE COORDONNEE,

SONT CONVENUES DE CE QUI SUIT:

ARTICLE PREMIER

1. AU SENS DE LA PRESENTE CONVENTION, LES ZONES HUMIDES SONT DES ETENDUES DE MARAIS, DE FAGNES, DE TOURBIERES OU D'EAUX NATURELLES OU ARTIFICIELLES, PERMANENTES OU TEMPORAIRES, OU L'EAU EST STAGNANTE OU COURANTE, DOUCE, SAUMATRE OU SALEE, Y COMPRIS DES ETENDUES D'EAU MARINE DONT LA PROFONDEUR A MAREE BASSE N'EXCEDE PAS SIX METRES.

2. AU SENS DE LA PRESENTE CONVENTION, LES OISEAUX D'EAU SONT LES OISEAUX DONT L'EXISTENCE DEPEND, ECOLOGIQUEMENT, DES ZONES HUMIDES.

ARTICLE 2

1. CHAQUE PARTIE CONTRACTANTE DEVRA DESIGNER LES ZONES HUMIDES APPROPRIEES DE SON TERRITOIRE A INCLURE DANS LA LISTE DES ZONES HUMIDES D'IMPORTANCE INTERNATIONALE, APPELEE CI-APRES "LA LISTE", ET QUI EST TENUE PAR LE BUREAU INSTITUTE EN VERTU DE L'ARTICLE 8. LES LIMITES DE CHAQUE ZONE HUMIDE DEVONT ETRE DECRIRES DE FACON PRECISE ET REPORTEES SUR UNE CARTE, ET ELLES POURRONT INCLURE DES ZONES DE RIVES OU DE CÔTES ADJACENTES A LA ZONE HUMIDE ET DES ÎLES OU DES ETENDUES D'EAU MARINE D'UNE PROFONDEUR SUPERIEURE A SIX METRES A MAREE BASSE, ENTOUREE PAR LA ZONE HUMIDE, PARTICULIEREMENT LORSQUE CES ZONES, ÎLES OU ETENDUES D'EAU ONT DE L'IMPORTANCE EN TANT QU'HABITAT DES OISEAUX D'EAU.

2. LE CHOIX DES ZONES HUMIDES A INSCRIRE SUR LA LISTE DEVRAIT ETRE FONDE SUR LEUR IMPORTANCE INTERNATIONALE AU POINT DE VUE ECOLOGIQUE, BOTANIQUE, ZOOLOGIQUE, LIMNOLOGIQUE OU HYDROLOGIQUE, DEVAIENT ETRE INSCRITES, EN PREMIER LIEU, LES ZONES HUMIDES AYANT UNE IMPORTANCE INTERNATIONALE POUR LES OISEAUX D'EAU EN TOUTES SAISONS.

3. L'INSCRIPTION D'UNE ZONE HUMIDE SUR LA LISTE EST FAITE SANS PREJUDICE DES DROITS EXCLUSIFS DE SOUVERAINETE DE LA PARTIE CONTRACTANTE SUR LE TERRITOIRE DE LAQUELLE ELLE SE TROUVE SITUÉE.

4. CHAQUE PARTIE CONTRACTANTE DESIGNÉ AU MOINS UNE ZONE HUMIDE A INSCRIRE SUR LA LISTE AU MOMENT DE SIGNER LA CONVENTION OU DE DEPOSER SON INSTRUMENT DE RATIFICATION OU D'ADHESION, CONFORMEMENT AUX DISPOSITIONS DE L'ARTICLE 9.

5. TOUTE PARTIE CONTRACTANTE A LE DROIT D'AJOUTER A LA LISTE D'AUTRES ZONES HUMIDES SITUÉES SUR SON TERRITOIRE, D'ÉTENDRE CELLES QUI SONT DÉJÀ INSCRITES, OU POUR DES RAISONS PRESSANTES D'INTÉRÊT NATIONAL, DE RETIRER DE LA LISTE OU DE RÉDUIRE L'ÉTENDUE DES ZONES HUMIDES DÉJÀ INSCRITES ET, LE PLUS RAPIDEMENT POSSIBLE, ELLE INFORME DE CES MODIFICATIONS L'ORGANISATION OU LE GOUVERNEMENT RESPONSABLE DES FONCTIONS DU BUREAU PERMANENT SPÉCIFIÉES PAR L'ARTICLE 8.

6. CHAQUE PARTIE CONTRACTANTE TIENT COMPTE DE SES ENGAGEMENTS, SUR LE PLAN INTERNATIONAL, POUR LA CONSERVATION, LA GESTION, ET L'UTILISATION RATIONNELLE DES POPULATIONS MIGRATRICES D'OISEAUX D'EAU, TANT LORSQU'ELLE DESIGNÉ LES ZONES HUMIDES DE SON TERRITOIRE A INSCRIRE SUR LA LISTE QUE LORSQU'ELLE EXERCE SON DROIT DE MODIFIER SES INSCRIPTIONS.

ARTICLE 3

1. LES PARTIES CONTRACTANTES ELABORENT ET APPLIQUENT LEURS PLANS D'AMENAGEMENT DE FACON A FAVORISER LA CONSERVATION DES ZONES HUMIDES INSCRITES SUR LA LISTE ET, AUTANT QUE POSSIBLE, L'UTILISATION RATIONNELLE DES ZONES HUMIDES DE LEUR TERRITOIRE.

2. CHAQUE PARTIE CONTRACTANTE PREND LES DISPOSITIONS NECESSAIRES POUR ETRE INFORMEE DES QUE POSSIBLE DES MODIFICATIONS DES CARACTERISTIQUES ECOLOGIQUES DES ZONES HUMIDES SITUES SUR SON TERRITOIRE ET INSCRITES SUR LA LISTE, QUI SE SONT PRODUITS, OU SONT EN TRAIN OU SUSCEPTIBLES DE SE PRODUIRE, PAR SUITE D'EVOLUTIONS TECHNOLOGIQUES, DE POLLUTION OU D'UNE AUTRE INTERVENTION HUMAINE. LES INFORMATIONS SUR DE TELLES MODIFICATIONS SERONT TRANSMISES SANS DELAI A L'ORGANISATION OU AU GOUVERNEMENT RESPONSABLE DES FONCTIONS DU BUREAU PERMANENT SPECIFIEES A L'ARTICLE 8.

ARTICLE 4

1. CHAQUE PARTIE CONTRACTANTE FAVORISE LA CONSERVATION DES ZONES HUMIDES ET DES OISEAUX D'EAU EN CREANT DES RESERVES NATURELLES DANS LES ZONES HUMIDES, QUE CELLES-CI SOIENT OU NON INSCRITES SUR LA LISTE, ET POURVOIT DE FACON ADEQUATE A LEUR SURVEILLANCE.

2. LORSQU'UNE PARTIE CONTRACTANTE, POUR DES RAISONS PRESSANTES D'INTERET NATIONAL, RETIRE UNE ZONE HUMIDE INSCRITE SUR LA LISTE OU EN REDUIT L'ETENDUE, ELLE DEVRAIT COMPENSER AUTANT QUE POSSIBLE TOUTE PERTE DE RESSOURCES EN ZONES HUMIDES ET, EN PARTICULIER, ELLE DEVRAIT CREER DE NOUVELLES RESERVES NATURELLES POUR LES OISEAUX D'EAU ET POUR LA PROTECTION, DANS LA MEME REGION OU AILLEURS, D'UNE PARTIE CONVENABLE DE LEUR HABITAT ANTERIEUR.

3. LES PARTIES CONTRACTANTES ENCOURAGENT LA RECHERCHE ET L'ECHANGE DE DONNEES ET DE PUBLICATIONS RELATIVES AUX ZONES HUMIDES, A LEUR FLORE ET A LEUR FAUNE.

4. LES PARTIES CONTRACTANTES S'EFFORCENT, PAR LEUR GESTION, D'ACCROITRE LES POPULATIONS D'OISEAUX D'EAU SUR LES ZONES HUMIDES APPROPRIEES.

5. LES PARTIES CONTRACTANTES FAVORISENT LA FORMATION DE PERSONNEL COMPETENT POUR L'ETUDE, LA GESTION ET LA SURVEILLANCE DES ZONES HUMIDES.

ARTICLE 5

LES PARTIES CONTRACTANTES SE CONSULTENT SUR L'EXECUTION DES OBLIGATIONS DECOULANT DE LA CONVENTION, PARTICULIEREMENT DANS LE CAS D'UNE ZONE HUMIDE S'ETENDANT SUR LES TERRITOIRES DE PLUS D'UNE PARTIE CONTRACTANTE OU LORSQU'UN BASSIN HYDROGRAPHIQUE EST PARTAGE ENTRE PLUSIEURS PARTIES CONTRACTANTES.

ELLES S'EFFORCENT EN MEME TEMPS DE COORDONNER ET DE SOUTENIR LEURS POLITIQUES ET REGLEMENTATIONS PRESENTES ET FUTURES RELATIVES A LA CONSERVATION DES ZONES HUMIDES, DE LEUR FLORE ET DE LEUR FAUNE.

ARTICLE 6

1. LES PARTIES CONTRACTANTES ORGANISENT, LORSQU'IL EST NECESSAIRE, DES CONFERENCES SUR LA CONSERVATION DES ZONES HUMIDES ET DES OISEAUX D'EAU.

2. CES CONFERENCES ONT UN CARACTERE CONSULTATIF ET ELLES ONT NOTAMMENT COMPETENCE:

- A) POUR DISCUTER DE L'APPLICATION DE LA CONVENTION,
- B) POUR DISCUTER D'ADDITIONS ET DE MODIFICATIONS A APPORTER A LA LISTE,

C) POUR EXAMINER LES INFORMATIONS SUR LES MODIFICATIONS DES CARACTERISTIQUES ECOLOGIQUES DES ZONES HUMIDES INSCRITES DANS LA LISTE FOURNIES EN EXECUTION DU PARAGRAPHE 2 DE L'ARTICLE 3,

D) POUR FAIRE DES RECOMMANDATIONS, D'ORDRE GENERAL OU PARTICULIER, AUX PARTIES CONTRACTANTES, AU SUJET DE LA CONSERVATION, DE LA GESTION ET DE L'UTILISATION RATIONNELLE DES ZONES HUMIDES, DE LEUR FLORE ET DE LEUR FAUNE,

E) POUR DEMANDER AUX ORGANISMES INTERNATIONAUX COMPETENTS D'ETABLIR DES RAPPORTS ET DES STATISTIQUES SUR LES SUJETS A CARACTERE ESSENTIELLEMENT INTERNATIONAL CONCERNANT LES ZONES HUMIDES,

3. LES PARTIES CONTRACTANTES ASSURENT LA NOTIFICATION AUX RESPONSABLES, A TOUTS LES NIVEAUX, DE LA GESTION DES ZONES HUMIDES, DES RECOMMANDATIONS DE TELLES CONFERENCES RELATIVES A LA CONSERVATION, A LA GESTION ET A L'UTILISATION RATIONNELLE DES ZONES HUMIDES ET DE LEUR FLORE ET DE LEUR FAUNE, ET ELLES PRENNENT EN CONSIDERATION CES RECOMMANDATIONS.

ARTICLE 7

1. LES PARTIES CONTRACTANTES DEVIENNAIENT INCLURE DANS LEUR REPRESENTATION A CES CONFERENCES DES PERSONNES AYANT LA QUALITE D'EXPERTS POUR LES ZONES HUMIDES OU LES OISEAUX D'EAU DU FAIT DES CONNAISSANCES ET DE L'EXPERIENCE ACQUISES PAR DES FONCTIONS SCIENTIFIQUES, ADMINISTRATIVES OU PAR D'AUTRES FONCTIONS APPROPRIEES.

2. CHACUNE DES PARTIES CONTRACTANTES REPRESENTEES A UNE CONFERENCE DISEPOSE D'UNE VOIX, LES RECOMMANDATIONS ETANT ADOPTES A LA MAJORITE SIMPLE DES VOTES EMIS, SOUS RESERVE QUE LA MOTIE AU MOINS DES PARTIES CONTRACTANTES PRENNENT PART AU SCRUTIN.

ARTICLE 8

1. L'UNION INTERNATIONALE POUR LA CONSERVATION DE LA NATURE ET DE SES RESSOURCES ASSURE LES FONCTIONS DU BUREAU PERMANENT EN VERTU DE LA PRESENTE CONVENTION, JUSQU'AU MOMENT OU UNE AUTRE ORGANISATION OU UN GOUVERNEMENT SERA DESIGNÉ PAR UNE MAJORITE DES DEUX TIERS DE TOUTES LES PARTIES CONTRACTANTES.

2. LES FONCTIONS DU BUREAU PERMANENT SONT, NOTAMMENT:

A) D'AIDER A CONVOCUER ET A ORGANISER LES CONFERENCES VISEES A L'ARTICLE 6,

B) DE TENIR LA LISTE DES ZONES HUMIDES D'IMPORTANCE INTERNATIONALE, ET RECEVOIR DES PARTIES CONTRACTANTES LES INFORMATIONS PREVUES PAR LE PARAGRAPHE 5 DE L'ARTICLE 2, SUR TOUTES ADDITIONS, EXTENSIONS, SUPPRESSIONS OU DIMINUTIONS, RELATIVES AUX ZONES HUMIDES INSCRITES SUR LA LISTE,

C) DE RECEVOIR DES PARTIES CONTRACTANTES LES INFORMATIONS PREVUES CONFORMEMENT AU PARAGRAPHE 2 DE L'ARTICLE 3 SUR TOUTES MODIFICATIONS DES CONDITIONS ECOLOGIQUES DES ZONES HUMIDES INSCRITES SUR LA LISTE,

D) DE NOTIFIER A TOUTES LES PARTIES CONTRACTANTES TOUTE MODIFICATION DE LA LISTE, OU TOUT CHANGEMENT DANS LES CARACTERISTIQUES DES ZONES HUMIDES INSCRITES, ET PRENDRE LES DISPOSITIONS POUR QUE CES QUESTIONS SOIENT DISCUTES A LA PROCHAINE CONFERENCE,

e) d'INFORMER LA PARTIE CONTRACTANTE INTERESSEE DES RECOMMANDATIONS DES CONFERENCES EN CE QUI CONCERNE LES MODIFICATIONS A LA LISTE OU LES CHANGEMENTS DANS LES CARACTERISTIQUES DES ZONES HUMIDES INSCRITES.

ARTICLE 9

1. LA CONVENTION EST OUVERTE A LA SIGNATURE POUR UNE DUREE INDETERMINEE.

2. TOUT MEMBRE DE L'ORGANISATION DES NATIONS UNIES, DE L'UNE DE SES INSTITUTIONS SPECIALISEES, OU DE L'AGENCE INTERNATIONALE DE L'ENERGIE ATOMIQUE, OU TOUTE PARTIE AU STATUT DE LA COUR INTERNATIONALE DE JUSTICE PEUT DEVENIR PARTIE CONTRACTANTE A CETTE CONVENTION PAR:

- a) SIGNATURE SANS RESERVE DE RATIFICATION,
- b) SIGNATURE SANS RESERVE DE RATIFICATION, SUIVIE DE LA RATIFICATION,
- c) ADHESION.

3. LA RATIFICATION OU L'ADHESION SERONT EFFECTUEES PAR LE DEPOT D'UN INSTRUMENT DE RATIFICATION OU D'ADHESION AUPRES DU DIRECTEUR GENERAL DE L'ORGANISATION DES NATIONS UNIES POUR L'EDUCATION, LA SCIENCE ET LA CULTURE (CI-APRES APPELEE LE "DEPOSITAIRE").

ARTICLE 10

1. LA CONVENTION ENTRERA EN VIGUEUR QUATRE MOIS APRES QUE SEPT ETATS SERONT DEVENUS PARTIES CONTRACTANTES A LA CONVENTION CONFORMEMENT AUX DISPOSITIONS DU PARAGRAPHE 2 DE L'ARTICLE 9.

2. PAR LA SUITE, LA CONVENTION ENTRERA EN VIGUEUR, POUR CHACUNE DES PARTIES CONTRACTANTES, QUATRE MOIS APRES LA DATE DE SA SIGNATURE SANS RESERVE DE RATIFICATION, OU DU DEPOT DE SON INSTRUMENT DE RATIFICATION OU D'ADHESION.

ARTICLE 11

1. LA CONVENTION RESTERA EN VIGUEUR POUR UNE DUREE INDETERMINEE.

2. TOUTE PARTIE CONTRACTANTE POURRA DENONCER LA CONVENTION APRES UNE PERIODE DE CINQ ANS APRES LA DATE A LAQUELLE ELLE SERA ENTREE EN VIGUEUR POUR CETTE PARTIE, EN EN FAISANT PAR ECRIT LA NOTIFICATION AU DEPOSITAIRE. LA DENONCIATION PRENDRA EFFET QUATRE MOIS APRES LE JOUR OU LA NOTIFICATION EN AURA ETE RECUE PAR LE DEPOSITAIRE.

ARTICLE 12

1. LE DEPOSITAIRE INFORMERA AUSSIOT QUE POSSIBLE TOUTS LES ETATS AVANT SIGNE LA CONVENTION OU Y AVANT ADHERE:

- a) DES SIGNATURES DE LA CONVENTION,
- b) DES DEPOTS D'INSTRUMENTS DE RATIFICATION DE LA CONVENTION,
- c) DES DEPOTS D'INSTRUMENTS D'ADHESION A LA CONVENTION,
- d) DE LA DATE D'ENTREE EN VIGUEUR DE LA CONVENTION,
- e) DES NOTIFICATIONS DE DENONCIATION DE LA CONVENTION.

2. LORSQUE LA CONVENTION SERA ENTREE EN VIGUEUR, LE DEPOSITAIRE LA FERA ENREGISTRER AU SECRETARIAT DES NATIONS UNIES CONFORMEMENT A L'ARTICLE 102 DE LA CHARTRE.

EN FOI DE QUOI LES SOUSSIGNES, DONT MANDATES A CET EFFET, ONT SIGNED LA PRESENTE CONVENTION.

FAIT A RAMSAR LE 2 FEVRIER 1971 EN UN SEUL EXEMPLAIRE ORIGINAL DANS LES LANGUES ANGLAISE, FRANCAISE, ALLEMANDE ET RUSSE, LE TEXTE ANGLAIS SERVANT DE REFERENCE EN CAS DE DIVERGENCE D'INTERPRETATION, LEQUEL EXEMPLAIRE SERA CONFIE AU DEPOSITAIRE QUI EN DELIVERA DES COPIES CERTIFIEES CONFORMES A TOUTES LES PARTIES CONTRACTANTES."

世界保健機関憲章第二十四条及び第二十五条

条の改正

第二十四条を次のように改める。

第二十四条

理事会は、三十二の加盟国が任命した三十二人で構成する。保健総会は、第四十四条により設置された各地域的機関から三以上の加盟国を選挙することを条件として、かつ、衡平な地理的配分を考慮して、理事会の理事を任命する権利を有する加盟国を選挙する。これらの加盟国は、それぞれ、理事会に対して、保健の分野において技術的資格を有する者を派遣しなければならない。この者は、代理及び顧問を帯同することができる。

第二十五条を次のように改める。

第二十五条

前条の加盟国は、三年の任期で選挙されるものとし、再選されることができる。ただし、理事会の構成員の数を三十一から三十二に増加することの憲章の改正が効力を生じた後に開催される最初の保健総会の会期において選挙された加盟国のうち、追加として選挙された加盟国の任期は、必要な場合には、各地域的機関から毎年少なくとも一の加盟国が選挙されることを容易にする期間に短縮する。

商品の名称及び分類についての統一システム

に関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律案

商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律

(関税法の一部改正)

第一条 関税法(明治四十三年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表 関税率表(第三条、第六条、第七条、第八条、第九条、第九條の二、第九條の三、第二十條の二、第二十二條関係)

目次

関税率表の解釈に関する通則

第一部 動物(生きてゐるものに限る。)及び動物性生産品

第一類 動物(生きてゐるものに限る。)

第二類 肉及び食用のくず肉

第三類 魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物

第四類 酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品

第五類 動物性生産品(他の類に該当するものを除く。)

第二部 植物性生産品

第六類 生きてゐる樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び装飾用の葉

第七類 食用の野菜、根及び塊茎

第八類 食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮

第九類 コーヒー、茶、マテ及び香辛料

第一〇類 穀物

第一一類 穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン

第一二類 採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物

第一三類 ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス

第一四類 植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品

第三部 動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう

昭和六十二年五月二十二日 参議院會議録第十二号(その二)

商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律

三六二

第一五類 動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう	第二六類 銻石、スラグ及び灰	第三五類 としての齒科用の調製品	ルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物
第四部 調製食料品、飲料、アルコール、食酢、たばこ及び製造たばこ代用品	第二七類 銻物性燃料及び銻物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに銻物性ろう	第三六類 たんばく系物質、変性でん粉、膠着剤及び酵素	第四四類 木材及びその製品並びに木炭
第一六類 肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品	第六部 化学工業(類似の工業を含む。)の生産品	第三七類 火薬類、火工品、マッチ、発火性合金及び調製燃料	第四五類 コルク及びその製品
第一七類 糖類及び砂糖菓子	第二八類 無機化学製品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物	第三八類 写真用又は映画用の材料	第四六類 わら、エスバルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物
第一八類 ココア及びその調製品	第二九類 有機化学製品	第三九類 プラスチック及びゴム並びにこれらの製品	第一〇部 木材パルプ、纖維素纖維を原料とするその他のパルプ、古紙並びに紙及び板紙並びにこれらの製品
第一九類 穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカーリー製品	第三〇類 医療用品	第四〇類 プラスチック及びその製品	第四七類 木材パルプ、纖維素纖維を原料とするその他のパルプ及び古紙
第二〇類 野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品	第三一類 肥料	第四一類 皮革及び毛皮並びにこれらの製品、動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品	第四八類 紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品
第二一類 各種の調製食料品	第三二類 なめしエキス、染色エキス、タンニン及びその誘導体、染料、顔料その他の着色料、ペイント、ワニス、パテその他のマスタック並びにインキ	第四二類 革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品	第四九類 印刷した書籍、新聞、絵画その他の印刷物並びに手書き文書、タイプ文書、設計図及び図案
第二二類 飲料、アルコール及び食酢	第三三類 精油、レジンノイド、調製香料及び化粧品類	第四三類 毛皮及び人造毛皮並びにこれらの製品	第一部 紡織用纖維及びその製品
第二三類 食品工業において生ずる残留物及びくず並びに調製飼料	第三四類 せっけん、有機界面活性剤、洗剤、調製潤滑剤、人造ろう、調製ろう、磨き剤、ろうそくその他これに類する物品、モ	第四四類 木材及びその製品、木炭、コルク及びその製品並びにわら、エスパ	第五〇類 絹及び絹織物
第五部 鉱物性生産品	第三五類 せっけん、有機界面活性剤、洗剤、調製潤滑剤、人造ろう、調製ろう、磨き剤、ろうそくその他これに類する物品、モ	第九部 木材及びその製品、木炭、コルク及びその製品並びにわら、エスパ	第五一類 羊毛、織獣毛、粗獣毛及び馬毛の糸並びにこれらの織物
第二四類 たばこ及び製造たばこ代用品	第三六類 せっけん、有機界面活性剤、洗剤、調製潤滑剤、人造ろう、調製ろう、磨き剤、ろうそくその他これに類する物品、モ		
第二五類 塩、硫黄、土石類、プラスチック、石灰及びセメント	第三七類 せっけん、有機界面活性剤、洗剤、調製潤滑剤、人造ろう、調製ろう、磨き剤、ろうそくその他これに類する物品、モ		

第五二類 綿及び綿織物	第五三類 その他の植物性紡織用繊維及びその織物並びに紙糸及びその織物	第五四類 人造繊維の長繊維及びその織物	第五五類 人造繊維の短繊維及びその織物	第五六類 ウォッディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、綱及びケーブル並びにこれらの製品	第五七類 じゆうたんその他の紡織用繊維の床用敷物	第五八類 特殊織物、タフテッド織物、レース、つづれ織物、トリミング及びししゅう布	第五九類 染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織用繊維製品	第六〇類 メリヤス編物及びクロセ編物	第六一類 衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）
第六二類 衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）	第六三類 紡織用繊維のその他の製品、セツト、中古の衣類、紡織用繊維の中古の物品及びぼろ	第六四類 履物、帽子、傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品、調製羽毛、羽毛製品、造花並びに人髪製品	第六五類 履物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品	第六六類 帽子及びその部分品	第六七類 傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品	第六八類 調製羽毛、羽毛製品、造花及び人髪製品	第六九類 石、プラスチック、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品、陶磁製品並びにガラス及びその製品	第七〇類 石、プラスチック、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品	第七一類 陶磁製品
第七二類 ガラス及びその製品	第七三類 天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張つた金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣	第七四類 天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張つた金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣	第七五類 天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張つた金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣	第七六類 天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張つた金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣	第七七類 天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張つた金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣	第七八類 天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張つた金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣	第七九類 天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張つた金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣	第八〇類 天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張つた金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣	第八一類 天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張つた金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣
第八二類 天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張つた金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣	第八三類 天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張つた金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣	第八四類 天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張つた金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣	第八五類 天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張つた金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣	第八六類 天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張つた金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣	第八七類 天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張つた金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣	第八八類 天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張つた金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣	第八九類 天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張つた金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣	第九〇類 天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張つた金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣	第九一類 天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張つた金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣

昭和六十二年五月二十二日 参議院會議録第十二号(その二)

商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律

三六四

第八九類 船舶及び浮き構造物	ルミネーションサイン、発光
第一八部 光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器、医療用機器、時計及び楽器並びにこれらの部分品及び付属品	ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物
第九〇類 光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び付属品	第九五類 がん具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び付属品
第九一類 時計及びその部分品	第九六類 雑品
第九二類 楽器並びにその部分品及び付属品	第二一部 美術品、収集品及びこつとう
第九部 武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び付属品	第九七類 美術品、収集品及びこつとう
第九三類 武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び付属品	関税率表の解釈に関する通則
第二〇部 雑器	この表における物品の所属は、次の原則により決定する。
第九四類 家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並びにランプその他の照明器具(他の類に該当するものを除く。)及びイ	1 部、類及び節の表題は、単に参照上の便宜のために設けたものである。この表の適用に当たっては、物品の所属は、項の規定及びこれに關係する部又は類の注の規定に従い、かつ、これらの項又は注に別段の定めがある場合を除くほか、次の原則に定めるところに従つて決定する。
	2 (a) 各項に記載するいずれかの物品に、未完成の物品で、完成した物品としての重要な特性を提示の際に有するものを含むものとし、また、完成した物品(この2の原則により完成したものとみなす未完成の物品を含む。)で、提示の際に組み立ててないものと及び分解してあるものを含む。
	(b) 各項に記載するいずれかの材料又は物質には、当該材料又は物質に他の材料又は物質を混合し又は結合した物品を含むものとし、また、特定の材料又は物質から成る物品には、一部が当該材料又は物質から成る物品も含む。二以上の材料又は物質から成る物品の所属は、3の原則に従つて決定する。
	3 2 (b) の規定の適用により又は他の理由により物品が二以上の項に属するとみられる場合には、次に定めるところによりその所属を決定する。
	(a) 最も特殊な限定をして記載をしている項が、これよりも一般的に記載をしている項に優先する。ただし、二以上の項のそれぞれが、混合し若しくは結合した物品に含まれる材料若しくは物質の一部のみ又は小売用のセットの構成要素の一部のみについて記載をしている場合には、これらの項のうち一の項が当該物品について一層完全な又は
	詳細な記載をしているとしても、これらの項は、当該物品について等しく特殊な限定をしているものとみなす。
	(b) 混合物、異なる材料から成る物品、異なる構成要素で作られた物品及び小売用のセットにした物品であつて、(a)の規定により所属を決定することができないものは、この(b)の規定を適用することができる限り、当該物品に重要な特性を与えている材料又は構成要素から成るものとしてその所属を決定する。
	(c) (a) 及び (b) の規定により所属を決定することができない物品は、等しく考慮に値する項のうち数字上の配列において最後となる項に属する。
	4 前記の原則によりその所属を決定することができない物品は、当該物品に最も類似する物品が属する項に属する。
	5 前記の原則のほか、次の物品については、次の原則を適用する。
	(a) 写真機用ケース、楽器用ケース、銃用ケース、製図機用ケース、首飾り用ケースその他これらに類する容器で特定の物品又は物品のセットを収納す

るために特に製作し又は適合させたものであつて、長期間の使用に適し、当該容器に収納される物品とともに提示され、かつ、通常当該物品とともに販売されるものは、当該物品に含まれる。ただし、この(a)の原則は、重要な特性を全体に与えている容器については、適用しない。

(b) (a)の規定に従うことを条件として、物品とともに提示し、かつ、当該物品の包装に通常使用する包装材料及び包装容器は、当該物品に含まれる。ただし、この(b)の規定は、反復使用に適することが明らかな包装材料及び包装容器については、適用しない。

6 この表の適用に当たつては、項のうちのいずれの号に物品が属するかは、号の規定及びこれに關係する号の注の規定に従い、かつ、前記の原則を準用して決定するものとし、この場合において、同一の水準にある号のみを比較することができる。この6の原則の適用上、文脈により別に解釈される場合を除くほか、關係する部又は類の注も適用する。

備考

1 この表の各号に掲げる物品の細分として同表の品名の欄に掲げる物品は、当該各号に掲げる物品の範囲内のものとし、当該物品について限定がある場合には、別段の定めがあるものを除くほか、細分として掲げる物品にも同様の限定があるものとする。

2 この表の税率の欄において、割合をもつて掲げる税率は価格を課税標準として適用するものとし、数量を基準として掲げる税率はその数量を課税標準として適用するものとする。この場合において、その数量は、正味の数量とする。

3 この表において「課税価格」とは、従量税品にあつては、第四条から第四条の入までの規定に準じて算出した価格とする。

4 この表において「%」は、百分率を表すものとする。

5 第七七類は、商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約において将来使用する可能性に備えて保留されており欠番となつてゐる。

番 号 品 名 税 率

第一部 動物(生きているものに限る。)及び動物性生産品

注

1 この部の属又は種の動物には、文脈により別に解釈される場合を除くほか、当該属又は種の未成熟の動物を含む。

2 この表において乾燥した物品には、文脈により別に解釈される場合を除くほか、脱水し、水分を蒸発させ又は凍結乾燥したものを含む。

備考

1 第一類及び第二類において馬には、しま馬を含まない。

2 第一類から第一六類までにおいて牛には、水牛を含み、豚には、いのししを含む。

第一類 動物(生きているものに限る。)

注

1 この類には、次の物品を除くほか、すべての動物(生きているものに限る。)を含む。

(a) 第三〇・三〇一項、第三〇三・三〇六項又は第三〇三・三〇七項の魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物

(b) 第三〇・三〇二項の培養微生物その他の物品

(c) 第九五・〇八項の動物

備考

1 第一〇二・一〇一号及び第一〇三・一〇一号の「純粋種の繁殖用のもの」とは、純粋種であつて改良増殖用に供するものである旨が政令で定めるところにより証明されたものをいう。

〇一・〇一	馬、ろ馬、ら馬及びヒニー(生きているものに限る。)	
〇一〇一・一一	純粋種の繁殖用のもの	無税
〇一〇一・一九	その他のもの	無税
〇一〇一・二〇	ろ馬、ら馬及びヒニー	無税
〇一・〇二	牛(生きているものに限る。)	無税
〇一〇二・一〇	純粋種の繁殖用のもの	無税

昭和六十二年五月二十二日 参議院会議録第十二号(その二) 商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律案 三六六

〇一〇二・九〇	その他のもの	無税	〇二〇二・三〇	骨付きでない肉	二五%
〇一〇三	豚(生きているものに限り。)	無税	〇二〇三	豚の肉(生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限り。)	一〇%
〇一〇三・一〇	純粋種の繁殖用のもの	無税	〇二〇三・一一	生鮮のもの及び冷蔵したもの	一〇%
〇一〇三・九一	その他のもの	無税	〇二〇三・一二	枝肉及び半丸枝肉	一〇%
〇一〇三・九二	一頭の重量が五〇キログラム未満のもの	無税	〇二〇三・一九	骨付きのもの肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの(骨付きのものに限り。)	一〇%
〇一〇四	一頭の重量が五〇キログラム以上のもの	無税	〇二〇三・二一	その他のもの	一〇%
〇一〇四・一〇	羊及びやぎ(生きているものに限り。)	無税	〇二〇三・二二	冷凍したもの	一〇%
〇一〇四・二〇	羊	無税	〇二〇三・二九	枝肉及び半丸枝肉	一〇%
〇一〇四・二〇	やぎ	無税	〇二〇四・一〇	骨付きのもの肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの(骨付きのものに限り。)	一〇%
〇一〇五	家畜(鶏(ガルルス・ドメスティクス)、あひる、がらう、七面鳥及びはろほろ鳥で、生きているものに限り。)	無税	〇二〇四・二一	その他の羊の肉(生鮮のもの及び冷蔵したものに限り。)	一〇%
〇一〇五・一一	鶏(ガルルス・ドメスティクス)	無税	〇二〇四・二二	枝肉及び半丸枝肉	一〇%
〇一〇五・一九	その他のもの	無税	〇二〇四・二三	その他の骨付き肉	一〇%
〇一〇五・九一	鶏(ガルルス・ドメスティクス)	無税	〇二〇四・三〇	骨付きでない肉	一〇%
〇一〇五・九九	その他のもの	無税	〇二〇四・四一	子羊の枝肉及び半丸枝肉(冷蔵したものに限り。)	一〇%
〇一〇六	その他の動物(生きているものに限り。)	無税	〇二〇四・四二	その他の羊の肉(冷蔵したものに限り。)	一〇%
〇二〇六・〇〇	その他の動物(生きているものに限り。)	無税	〇二〇四・四三	枝肉及び半丸枝肉	一〇%
			〇二〇四・五〇	その他の骨付き肉	一〇%
			〇二〇五	骨付きでない肉	一〇%
			〇二〇五・〇〇	やぎの肉	一〇%
			〇二〇六	馬、ろ馬、ら馬又はヒニの肉(生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限り。)	一〇%
			〇二〇六・一一	食用のくず肉(牛、豚、羊、やぎ、馬、ろ馬、ら馬又はヒニのもの、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限り。)	二五%
			〇二〇六・一二	牛のもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限り。)	二五%
			〇二〇六・二二	牛のもの(冷蔵したものに限り。)	二五%
			〇二〇六・二九	舌	二五%
			〇二〇六・三〇	肝臓	二五%
			〇二〇六・四一	その他のもの	一〇%
				豚のもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限り。)	一〇%
				豚のもの(冷蔵したものに限り。)	一〇%
				肝臓	一〇%

注

1 この類には、次の物品を含まない。

(a) 第〇二・一〇項から第〇二・一〇八項まで又は第〇二・一一〇項の物品で、食用に適しないもの

(b) 動物の腸、ぼうこう及び胃(第〇五・〇四項参照)並びに動物の血(第〇五・一一項及び第〇三・〇二項参照)

(c) 動物性脂肪(第一五類参照。第〇二・一〇九項の物品を除く。)

備考

1 この表においてくず肉には、別段の定めがあるものを除くほか、臓器を含む。

第二類 肉及び食用のくず肉

〇二〇二・一〇 牛の肉(生鮮のもの及び冷蔵したものに限り。)

〇二〇二・一一 枝肉及び半丸枝肉

〇二〇二・一二 その他の骨付き肉

〇二〇二・一三 骨付きでない肉

〇二〇二・二〇 牛の肉(冷蔵したものに限り。)

〇二〇二・二一 枝肉及び半丸枝肉

〇二〇二・二二 その他の骨付き肉

〇二〇六・四九	その他のもの	一〇%
〇二〇六・八〇	その他のもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	一〇%
〇二〇六・九〇	その他のもの(冷蔵したものに限る。)	一〇%
〇二〇七	肉及び食用のくず肉で、第一〇・一〇五項の家きんのもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	二〇%
〇二〇七・一〇	分割してない家きん(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	二〇%
〇二〇七・二一	分割してない家きん(冷蔵したものに限る。)	二〇%
〇二〇七・二二	鶏(ガルルス・ドメスティクス)	二〇%
〇二〇七・二三	七面鳥	二〇%
〇二〇七・三一	あひる、がちょう及びはるはる鳥	二〇%
〇二〇七・三九	家きんの分割した肉及びくず肉(冷蔵したものに限る。)	二〇%
〇二〇七・四一	鶏(ガルルス・ドメスティクス)のもの	二〇%
〇二〇七・四二	七面鳥のもの	二〇%
〇二〇七・四三	あひる、がちょう又ははるはる鳥のもの	二〇%
〇二〇七・五〇	家きんの肝臓(冷蔵したものに限る。)	一〇%
〇二〇八	その他の肉及び食用のくず肉(生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。)	一〇%
〇二〇八・一〇	うさぎのもの	一〇%
〇二〇八・二〇	かえるの脚	一〇%
〇二〇八・九〇	その他のもの	一〇%
〇二〇九	家きんの脂肪及び豚の筋肉層のない脂肪(溶出してないもので、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、塩漬し、乾燥し又はくん製したものに限る。)	一〇%
〇二〇九・〇〇	肉及び食用のくず肉(塩漬し、塩水漬し、乾燥し又はくん製したものに限る。)	一〇%
〇二一〇	豚の肉	一〇%
〇二一〇・一一	骨付きのもの肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの(骨付きのものに限る。)	二五%
〇二一〇・一二	ばら肉及びこれを分割したもの	二五%
〇二一〇・一九	その他のもの	二五%
〇二一〇・二〇	牛の肉	一五%
〇二一〇・九〇	その他のもの(肉又はくず肉の食用の粉及びミールを含む。)	一五%

第三類 魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物		注
この類には、次の物品を含まない。		1
(a) 海棲哺乳動物(第一〇・一〇六項参照)及びその肉(第一〇・二〇八項及び第一〇・二一〇項参照)		
(b) 生きていない魚(肝臓、卵及びしらこを含む。)		
及びその他の水棲無脊椎動物で、食用に適しない種類又は状態のもの(第五類参照)並びに魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレットで、食用に適しないもの(第三三・一〇一参照)		
(c) キヤビア及び魚卵から調製したキヤビア代用物(第一六・一〇四項参照)		
〇三〇・一〇	魚(生きていないものに限る。)	一〇%
〇三〇・一一	観賞用の魚	一〇%
〇三〇・一二	その他の魚(生きていないものに限る。)	一〇%
〇三〇・一三	ます(サルモ・トルタ、サルモ・ガイルドネリ、サルモ・クラルキ、サルモ・アグアボニタ及びサルモ・ギラエ)	無税
〇三〇・一四	一 養魚用の稚魚	無税
〇三〇・一五	二 その他のもの	一〇%
〇三〇・一六	うなぎ(アングイルラ属のもの)	無税
〇三〇・一七	一 養魚用の稚魚	無税
〇三〇・一八	二 その他のもの	一〇%
〇三〇・一九	一 養魚用の稚魚	無税
〇三〇・二〇	二 その他のもの	一〇%
〇三〇・二一	魚(生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、第一〇・三〇四項の魚のフイルその他の魚肉を除く。)	無税
〇三〇・二二	さけ科のもの(肝臓、卵及びしらこを除く。)	一〇%
〇三〇・二三	ます(サルモ・トルタ、サルモ・ガイルドネリ、サルモ・クラルキ、サルモ・アグアボニタ及びサルモ・ギラエ)	一〇%
〇三〇・二四	太平洋さけ(オンコルヒュンクス属のもの)、大西洋さけ(サルモ・サラル)及びドナウさけ(フコ・フコ)	一〇%
〇三〇・二五	その他のもの	一〇%
〇三〇・二六	ひらめ・かれい類(かれい科、ひらめ科、うしのした科、ささうしのした科、スコフタルミダエ科又はこれら科のもの。肝臓、卵及びしらこを除く。)	一〇%

〇三〇二・二二	ハリバット(レインハルドティウス・ヒボグロソイデス・ヒボグロソス・ヒボグロスス及びヒボグロス・ステノレビス)	一〇%	〇三〇三・三一	ハリバット(レインハルドティウス・ヒボグロソイデス・ヒボグロソス・ヒボグロスス及びヒボグロス・ステノレビス)	一〇%
〇三〇二・二二	ブレイス(プレウロネクテス・プラテサ)	一〇%	〇三〇三・三一	ブレイス(プレウロネクテス・プラテサ)	一〇%
〇三〇二・二三	ソール(ソレア属のもの)	一〇%	〇三〇三・三三	ソール(ソレア属のもの)	一〇%
〇三〇二・二九	その他のもの	一〇%	〇三〇三・三九	その他のもの	一〇%
〇三〇二・三一	まぐろ(トウナス属のもの)及びかつお(エウティヌス(カツオヌス)・ペラミス)(肝臓、卵及びしらを除く。)	一〇%	〇三〇三・四一	まぐろ(トウナス属のもの)及びかつお(エウティヌス(カツオヌス)・ペラミス)(肝臓、卵及びしらを除く。)	一〇%
〇三〇二・三二	びんがまぐろ(トウナス・アラルンガ)	一〇%	〇三〇三・四二	びんがまぐろ(トウナス・アラルンガ)	一〇%
〇三〇二・三三	きはだまぐろ(トウナス・アルバカレス)	一〇%	〇三〇三・四三	きはだまぐろ(トウナス・アルバカレス)	一〇%
〇三〇二・三三	かつお	一〇%	〇三〇三・四九	かつお	一〇%
〇三〇二・三九	その他のもの	一〇%	〇三〇三・五〇	その他のもの	一〇%
〇三〇二・四〇	にしん(クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスイイ。肝臓、卵及びしらを除く。)	一〇%	〇三〇三・六〇	にしん(クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスイイ。肝臓、卵及びしらを除く。)	一〇%
〇三〇二・五〇	コッド(ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥス・マクロケファルス。肝臓、卵及びしらを除く。)	一〇%	〇三〇三・七一	コッド(ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥス・マクロケファルス。肝臓、卵及びしらを除く。)	一〇%
〇三〇二・六一	その他の魚(肝臓、卵及びしらを除く。)	一〇%	〇三〇三・七二	その他の魚(肝臓、卵及びしらを除く。)	一〇%
〇三〇二・六二	いわし(スプラトゥス・スプラトゥス、サルディナ・ピルカルドゥス及びサルディノプス属又はサルディネラ属のもの)	一〇%	〇三〇三・七三	いわし(スプラトゥス・スプラトゥス、サルディナ・ピルカルドゥス及びサルディノプス属又はサルディネラ属のもの)	一〇%
〇三〇二・六三	ハドック(メラノグラナムス・アイグレフィヌス)	一〇%	〇三〇三・七四	ハドック(メラノグラナムス・アイグレフィヌス)	一〇%
〇三〇二・六四	コイルフィッシュ(ボルラキウス・ヴァイレヌス)	一〇%	〇三〇三・七五	コイルフィッシュ(ボルラキウス・ヴァイレヌス)	一〇%
〇三〇二・六五	さば(スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストラリクス及びスコムベル・ヤポニクス)	一〇%	〇三〇三・七六	さば(スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストラリクス及びスコムベル・ヤポニクス)	一〇%
〇三〇二・六六	さめ	一〇%	〇三〇三・七七	さめ	一〇%
〇三〇二・六九	うなぎ(アングイルラ属のもの)	一〇%	〇三〇三・七八	うなぎ(アングイルラ属のもの)	一〇%
〇三〇二・七〇	その他のもの	一〇%	〇三〇三・七九	その他のもの	一〇%
〇三〇三・一〇	魚(冷凍したものに限るものとし、第〇三・〇四項の魚のファイルその他の魚肉(生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限るものとし、細かく切り刻んであるかないかを問わない。)	一〇%	〇三〇三・八〇	魚(冷凍したものに限るものとし、第〇三・〇四項の魚のファイルその他の魚肉(生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限るものとし、細かく切り刻んであるかないかを問わない。)	一〇%
〇三〇三・一一	太平洋さけ(オンコルヒュンクス属のもの。肝臓、卵及びしらを除く。)	一〇%	〇三〇四・一〇	太平洋さけ(オンコルヒュンクス属のもの。肝臓、卵及びしらを除く。)	一〇%
〇三〇三・二二	その他のさけ科のもの(肝臓、卵及びしらを除く。)	一〇%	〇三〇四・二〇	その他のさけ科のもの(肝臓、卵及びしらを除く。)	一〇%
〇三〇三・二二	ます(サルモ・トルダ、サルモ・ガイルドネリ、サルモ・クラルキ、サルモ・アグアポニタ及びサルモ・ギラエ)	一〇%	〇三〇四・九〇	ます(サルモ・トルダ、サルモ・ガイルドネリ、サルモ・クラルキ、サルモ・アグアポニタ及びサルモ・ギラエ)	一〇%
〇三〇三・二九	大西洋さけ(サルモ・サラル)及びドナウさけ(フコ・フコ)	一〇%	〇三〇五・五〇	大西洋さけ(サルモ・サラル)及びドナウさけ(フコ・フコ)	一〇%
〇三〇三・二九	その他のもの	一〇%		その他のもの	一〇%

〇三〇三・二二	ハリバット(レインハルドティウス・ヒボグロソイデス・ヒボグロソス・ヒボグロスス及びヒボグロス・ステノレビス)	一〇%	〇三〇三・三一	ハリバット(レインハルドティウス・ヒボグロソイデス・ヒボグロソス・ヒボグロスス及びヒボグロス・ステノレビス)	一〇%
〇三〇三・二二	ブレイス(プレウロネクテス・プラテサ)	一〇%	〇三〇三・三一	ブレイス(プレウロネクテス・プラテサ)	一〇%
〇三〇三・二三	ソール(ソレア属のもの)	一〇%	〇三〇三・三三	ソール(ソレア属のもの)	一〇%
〇三〇三・二九	その他のもの	一〇%	〇三〇三・三九	その他のもの	一〇%
〇三〇三・三一	まぐろ(トウナス属のもの)及びかつお(エウティヌス(カツオヌス)・ペラミス)(肝臓、卵及びしらを除く。)	一〇%	〇三〇三・四一	まぐろ(トウナス属のもの)及びかつお(エウティヌス(カツオヌス)・ペラミス)(肝臓、卵及びしらを除く。)	一〇%
〇三〇三・三二	びんがまぐろ(トウナス・アラルンガ)	一〇%	〇三〇三・四二	びんがまぐろ(トウナス・アラルンガ)	一〇%
〇三〇三・三三	きはだまぐろ(トウナス・アルバカレス)	一〇%	〇三〇三・四三	きはだまぐろ(トウナス・アルバカレス)	一〇%
〇三〇三・三三	かつお	一〇%	〇三〇三・四九	かつお	一〇%
〇三〇三・三九	その他のもの	一〇%	〇三〇三・五〇	その他のもの	一〇%
〇三〇三・四〇	にしん(クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスイイ。肝臓、卵及びしらを除く。)	一〇%	〇三〇三・六〇	にしん(クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスイイ。肝臓、卵及びしらを除く。)	一〇%
〇三〇三・四〇	コッド(ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥス・マクロケファルス。肝臓、卵及びしらを除く。)	一〇%	〇三〇三・七一	コッド(ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥス・マクロケファルス。肝臓、卵及びしらを除く。)	一〇%
〇三〇三・五〇	その他の魚(肝臓、卵及びしらを除く。)	一〇%	〇三〇三・七二	その他の魚(肝臓、卵及びしらを除く。)	一〇%
〇三〇三・六一	いわし(スプラトゥス・スプラトゥス、サルディナ・ピルカルドゥス及びサルディノプス属又はサルディネラ属のもの)	一〇%	〇三〇三・七三	いわし(スプラトゥス・スプラトゥス、サルディナ・ピルカルドゥス及びサルディノプス属又はサルディネラ属のもの)	一〇%
〇三〇三・六二	ハドック(メラノグラナムス・アイグレフィヌス)	一〇%	〇三〇三・七四	ハドック(メラノグラナムス・アイグレフィヌス)	一〇%
〇三〇三・六三	コイルフィッシュ(ボルラキウス・ヴァイレヌス)	一〇%	〇三〇三・七五	コイルフィッシュ(ボルラキウス・ヴァイレヌス)	一〇%
〇三〇三・六四	さば(スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストラリクス及びスコムベル・ヤポニクス)	一〇%	〇三〇三・七六	さば(スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストラリクス及びスコムベル・ヤポニクス)	一〇%
〇三〇三・六五	さめ	一〇%	〇三〇三・七七	さめ	一〇%
〇三〇三・六六	うなぎ(アングイルラ属のもの)	一〇%	〇三〇三・七八	うなぎ(アングイルラ属のもの)	一〇%
〇三〇三・六九	その他のもの	一〇%	〇三〇三・七九	その他のもの	一〇%
〇三〇三・七〇	魚(冷凍したものに限るものとし、第〇三・〇四項の魚のファイルその他の魚肉(生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限るものとし、細かく切り刻んであるかないかを問わない。)	一〇%	〇三〇三・八〇	魚(冷凍したものに限るものとし、第〇三・〇四項の魚のファイルその他の魚肉(生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限るものとし、細かく切り刻んであるかないかを問わない。)	一〇%
〇三〇三・一一	太平洋さけ(オンコルヒュンクス属のもの。肝臓、卵及びしらを除く。)	一〇%	〇三〇四・一〇	太平洋さけ(オンコルヒュンクス属のもの。肝臓、卵及びしらを除く。)	一〇%
〇三〇三・二二	その他のさけ科のもの(肝臓、卵及びしらを除く。)	一〇%	〇三〇四・二〇	その他のさけ科のもの(肝臓、卵及びしらを除く。)	一〇%
〇三〇三・二二	ます(サルモ・トルダ、サルモ・ガイルドネリ、サルモ・クラルキ、サルモ・アグアポニタ及びサルモ・ギラエ)	一〇%	〇三〇四・九〇	ます(サルモ・トルダ、サルモ・ガイルドネリ、サルモ・クラルキ、サルモ・アグアポニタ及びサルモ・ギラエ)	一〇%
〇三〇三・二九	大西洋さけ(サルモ・サラル)及びドナウさけ(フコ・フコ)	一〇%	〇三〇五・五〇	大西洋さけ(サルモ・サラル)及びドナウさけ(フコ・フコ)	一〇%
〇三〇三・二九	その他のもの	一〇%		その他のもの	一〇%

〇三〇五・一〇	フィッシュミール(食用に適するものに限る。)	一五%
〇三〇五・二〇	肝臓、卵及びしらこ(乾燥し、くん製し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限る。)	一五%
〇三〇五・三〇	魚のフィレ(乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、くん製したものを除く。)	一五%
〇三〇五・四一	くん製した魚(フィレを含む。)	一五%
〇三〇五・四二	太平洋さけ(オンコルヒュンクス属のもの)、大西洋さけ(サルモ・サラル)及びドナウさけ(フコ・フコ)	一五%
〇三〇五・四九	にしん(クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスライ)	一五%
〇三〇五・五一	その他のもの	一五%
〇三〇五・五九	乾燥した魚(塩蔵してあるかないかを問わないものとし、くん製したものを除く。)	一五%
〇三〇五・六一	コッド(ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥス・マクロケファルス)	一五%
〇三〇五・六二	その他のもの	一五%
〇三〇五・六三	塩蔵した魚(乾燥し又はくん製したものを除く)及び塩水漬けた魚	一五%
〇三〇五・六九	にしん(クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスライ)	一五%
〇三〇六・一一	コッド(ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥス・マクロケファルス)	一五%
〇三〇六・一二	その他のもの	一五%
〇三〇六・一三	かたくちいわし(エングラウリス属のもの)	一五%
〇三〇六・一四	その他のもの	一五%
〇三〇六・一九	甲殻類(生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない)及び蒸気又は水による調理をした殻付きの甲殻類(冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものであるかないかを問わない。)	一五%
〇三〇六・二一	冷凍したもの	一五%
〇三〇六・二二	いせえびその他のいせえび科のえび(パリヌルス属、パヌリス属又はヤスス属のもの)	一五%
〇三〇六・二三	ロブスター(ホマルス属のもの)	一五%
〇三〇六・二四	シュリンプ及びブロン	一五%
〇三〇六・二五	その他のもの	一五%
〇三〇六・二六	冷凍してないもの	一五%
〇三〇六・二七	いせえびその他のいせえび科のえび(パリヌルス属、パヌリス属又はヤスス属のもの)	一五%
〇三〇六・二八	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	一五%
〇三〇六・二九	その他のもの	一五%
〇三〇六・三〇	冷凍したもの	一五%
〇三〇六・三一	その他のもの	一五%
〇三〇六・三二	その他のもの	一五%
〇三〇六・三三	その他のもの	一五%
〇三〇六・三四	その他のもの	一五%
〇三〇六・三五	その他のもの	一五%
〇三〇六・三六	その他のもの	一五%
〇三〇六・三七	その他のもの	一五%
〇三〇六・三八	その他のもの	一五%
〇三〇六・三九	その他のもの	一五%
〇三〇六・四〇	その他のもの	一五%
〇三〇六・四一	その他のもの	一五%
〇三〇六・四二	その他のもの	一五%
〇三〇六・四三	その他のもの	一五%
〇三〇六・四四	その他のもの	一五%
〇三〇六・四五	その他のもの	一五%
〇三〇六・四六	その他のもの	一五%
〇三〇六・四七	その他のもの	一五%
〇三〇六・四八	その他のもの	一五%
〇三〇六・四九	その他のもの	一五%
〇三〇六・五〇	その他のもの	一五%
〇三〇六・五一	その他のもの	一五%
〇三〇六・五二	その他のもの	一五%
〇三〇六・五三	その他のもの	一五%
〇三〇六・五四	その他のもの	一五%
〇三〇六・五五	その他のもの	一五%
〇三〇六・五六	その他のもの	一五%
〇三〇六・五七	その他のもの	一五%
〇三〇六・五八	その他のもの	一五%
〇三〇六・五九	その他のもの	一五%
〇三〇六・六〇	その他のもの	一五%
〇三〇六・六一	その他のもの	一五%
〇三〇六・六二	その他のもの	一五%
〇三〇六・六三	その他のもの	一五%
〇三〇六・六四	その他のもの	一五%
〇三〇六・六五	その他のもの	一五%
〇三〇六・六六	その他のもの	一五%
〇三〇六・六七	その他のもの	一五%
〇三〇六・六八	その他のもの	一五%
〇三〇六・六九	その他のもの	一五%
〇三〇六・七〇	その他のもの	一五%
〇三〇六・七一	その他のもの	一五%
〇三〇六・七二	その他のもの	一五%
〇三〇六・七三	その他のもの	一五%
〇三〇六・七四	その他のもの	一五%
〇三〇六・七五	その他のもの	一五%
〇三〇六・七六	その他のもの	一五%
〇三〇六・七七	その他のもの	一五%
〇三〇六・七八	その他のもの	一五%
〇三〇六・七九	その他のもの	一五%
〇三〇六・八〇	その他のもの	一五%
〇三〇六・八一	その他のもの	一五%
〇三〇六・八二	その他のもの	一五%
〇三〇六・八三	その他のもの	一五%
〇三〇六・八四	その他のもの	一五%
〇三〇六・八五	その他のもの	一五%
〇三〇六・八六	その他のもの	一五%
〇三〇六・八七	その他のもの	一五%
〇三〇六・八八	その他のもの	一五%
〇三〇六・八九	その他のもの	一五%
〇三〇六・九〇	その他のもの	一五%
〇三〇六・九一	その他のもの	一五%
〇三〇六・九二	その他のもの	一五%
〇三〇六・九三	その他のもの	一五%
〇三〇六・九四	その他のもの	一五%
〇三〇六・九五	その他のもの	一五%
〇三〇六・九六	その他のもの	一五%
〇三〇六・九七	その他のもの	一五%
〇三〇六・九八	その他のもの	一五%
〇三〇六・九九	その他のもの	一五%
〇三〇六・一〇〇	その他のもの	一五%

〇三〇七・五一	生きてゐるもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	一〇%
〇三〇七・五九	その他のもの	一〇%
〇三〇七・六〇	一 冷凍したもの	一〇%
	二 その他のもの	一五%
	かたつむりその他の巻貝(海棲のものを除く。)	一〇%
	一 生きてゐるもの、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したもの	一〇%
	二 その他のもの	一五%
〇三〇七・九一	生きてゐるもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	無税
	一 水棲無脊椎動物(生きてゐるものに限るものと、甲殻類及び軟体動物を除く。)	一〇%
	二 貝柱	一〇%
	三 いか	一〇%
	四 その他のもの	一〇%
〇三〇七・九九	その他のもの	一〇%
	一 冷凍したもの	一〇%
	(一) 貝柱	一〇%
	(二) いか	一〇%
	(三) うに、くらげ及びなまこ	一〇%
	(四) その他のもの	一〇%
	(一) 貝柱	一五%
	(二) いか	一五%
	(三) うに、くらげ及びなまこ	一五%
	(四) その他のもの	一五%

注

1 「ミルク」とは、全乳及び部分的又は完全に脱脂した乳をいう。

2 ホエイにミルク又は乳脂肪を加えた物品で濃縮又は乾燥をして得たものは、次のすべての特性を有するもの限り、チーズとして第〇四・〇六項に属する。

(a) 乳脂肪分が全乾燥重量の五%以上であること。

(b) 乾燥固形分が全重量の七〇%以上八五%以下であること。

(c) 成型したもの又は成型が可能なるものであること。

〇四・〇一

〇四〇一・一〇

第四類 酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品

脂肪分が全重量の六%を超えるもの

〇四〇一・二〇

〇四〇一・三〇

〇四・〇二

〇四〇二・一〇

脂肪分が全重量の一%を超え六%以下のもの

〇四〇二・二〇

〇四〇二・三〇

〇四〇二・二二

〇四〇二・二九

脂肪分が全重量の一%を超え六%以下のもの

〇四〇二・九一

〇四〇二・九九

〇四・〇三

〇四〇三・一〇

〇四〇三・九〇

〇四・〇四

脂肪分が全重量の一%を超え六%以下のもの

〇四〇四・一〇

〇四〇四・九〇

〇四・〇五

〇四〇五・〇〇

〇四・〇六

〇四〇六・一〇

〇四〇六・二〇

脂肪分が全重量の一%を超え六%以下のもの

〇四〇六・二〇

〇四〇六・三〇

脂肪分が全重量の一%を超え六%以下のもの

〇四〇六・四〇

〇四〇六・五〇

脂肪分が全重量の一%を超え六%以下のもの

〇四〇六・六〇

〇四〇六・七〇

脂肪分が全重量の一%を超え六%以下のもの

〇四〇六・八〇

〇四〇六・九〇

脂肪分が全重量の一%を超え六%以下のもの

〇四〇六・一〇

〇四〇六・二〇

脂肪分が全重量の一%を超え六%以下のもの

〇四〇六・三〇

〇四〇六・四〇

脂肪分が全重量の一%を超え六%以下のもの

〇四〇六・五〇

〇四〇六・六〇

脂肪分が全重量の一%を超え六%以下のもの

〇四〇六・七〇

〇四〇六・八〇

脂肪分が全重量の一%を超え六%以下のもの

〇四〇六・九〇

〇四〇七・〇〇

脂肪分が全重量の一%を超え六%以下のもの

〇四〇七・一〇

〇四〇七・二〇

脂肪分が全重量の一%を超え六%以下のもの

〇四〇七・三〇

〇四〇七・四〇

脂肪分が全重量の一%を超え六%以下のもの

〇四〇七・五〇

〇四〇七・六〇

脂肪分が全重量の一%を超え六%以下のもの

〇四〇七・七〇

〇四〇七・八〇

脂肪分が全重量の一%を超え六%以下のもの

〇四〇七・九〇

〇四〇八・〇〇

脂肪分が全重量の一%を超え六%以下のもの

〇四〇八・一〇

〇四〇八・二〇

脂肪分が全重量の一%を超え六%以下のもの

〇四〇八・三〇

〇四〇八・四〇

脂肪分が全重量の一%を超え六%以下のもの

〇四〇八・五〇

〇四〇八・六〇

脂肪分が全重量の一%を超え六%以下のもの

〇四〇八・七〇

〇四〇八・八〇

脂肪分が全重量の一%を超え六%以下のもの

〇四〇八・九〇

〇四〇九・〇〇

脂肪分が全重量の一%を超え六%以下のもの

〇四〇九・一〇

〇四〇九・二〇

脂肪分が全重量の一%を超え六%以下のもの

〇四〇九・三〇

〇四〇九・四〇

脂肪分が全重量の一%を超え六%以下のもの

〇四〇九・五〇

〇四〇九・六〇

脂肪分が全重量の一%を超え六%以下のもの

〇四〇九・七〇

〇四〇九・八〇

脂肪分が全重量の一%を超え六%以下のもの

〇四〇九・九〇

〇四一〇・〇〇

脂肪分が全重量の一%を超え六%以下のもの

〇四一〇・一〇

〇四一〇・二〇

脂肪分が全重量の一%を超え六%以下のもの

〇四一〇・三〇

〇四一〇・四〇

脂肪分が全重量の一%を超え六%以下のもの

〇四一〇・五〇

〇四一〇・六〇

脂肪分が全重量の一%を超え六%以下のもの

〇四一〇・七〇

〇四一〇・八〇

脂肪分が全重量の一%を超え六%以下のもの

〇四一〇・九〇

〇四一一・〇〇

脂肪分が全重量の一%を超え六%以下のもの

〇四一一・一〇

〇四一一・二〇

脂肪分が全重量の一%を超え六%以下のもの

〇四一一・三〇

〇四一一・四〇

脂肪分が全重量の一%を超え六%以下のもの

〇四一一・五〇

〇四一一・六〇

脂肪分が全重量の一%を超え六%以下のもの

〇四一一・七〇

〇四一一・八〇

脂肪分が全重量の一%を超え六%以下のもの

〇四一一・九〇

〇四一二・〇〇

脂肪分が全重量の一%を超え六%以下のもの

〇四一二・一〇

〇四一二・二〇

脂肪分が全重量の一%を超え六%以下のもの

〇四一二・三〇

〇四一二・四〇

脂肪分が全重量の一%を超え六%以下のもの

〇四一二・五〇

〇四一二・六〇

脂肪分が全重量の一%を超え六%以下のもの

〇四一二・七〇

〇四一二・八〇

脂肪分が全重量の一%を超え六%以下のもの

〇四一二・九〇

〇四一三・〇〇

脂肪分が全重量の一%を超え六%以下のもの

〇四一三・一〇

〇四一三・二〇

脂肪分が全重量の一%を超え六%以下のもの

〇四一三・三〇

〇四一三・四〇

脂肪分が全重量の一%を超え六%以下のもの

〇四一三・五〇

〇四一三・六〇

脂肪分が全重量の一%を超え六%以下のもの

〇四一三・七〇

〇四一三・八〇

脂肪分が全重量の一%を超え六%以下のもの

〇四一三・九〇

〇四一四・〇〇

脂肪分が全重量の一%を超え六%以下のもの

〇四一四・一〇

〇四一四・二〇

脂肪分が全重量の一%を超え六%以下のもの

〇四一四・三〇

〇四一四・四〇

脂肪分が全重量の一%を超え六%以下のもの

〇四一四・五〇

〇四一四・六〇

脂肪分が全重量の一%を超え六%以下のもの

〇四一四・七〇

〇四一四・八〇

脂肪分が全重量の一%を超え六%以下のもの

〇四一四・九〇

〇四一五・〇〇

脂肪分が全重量の一%を超え六%以下のもの

〇四一五・一〇

〇四一五・二〇

脂肪分が全重量の一%を超え六%以下のもの

〇四一五・三〇

〇四一五・四〇

脂肪分が全重量の一%を超え六%以下のもの

〇四一五・五〇

〇四一五・六〇

脂肪分が全重量の一%を超え六%以下のもの

〇四一五・七〇

〇四一五・八〇

脂肪分が全重量の一%を超

	の齒は、アイボリーとする。
4	この表において「馬毛」とは、馬類の動物又は牛のため及び尾毛をいう。
○五・〇一	人髪（加工してないものに限るものとし、洗つてあるか いかを問わない。）及びそのくず
○五・〇二	豚毛、いのししの毛、あなぐまの毛その他ブラシ製造用の 獸毛及びこれらのくず
○五・〇三	豚毛及びいのししの毛並びにこれらのくず その他のもの
○五・〇四	馬毛及びそのくず（支持物を使用することなく又は支持物 を使用して層状にしてあるかないかを問わない。） 断片
○五・〇五	動物（魚を除く。）の腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び 羽毛皮その他の羽毛付きの鳥の部分、羽毛及びその部分 （加工してないものと及び単に清浄にし、消毒し又は保存の ために処理したもの）並びに鳥の綿毛（加工してないものと及び 単に清浄にし、消毒し又は保存のために処理したものに限り る）並びに羽毛又はその部分の粉及びくず
○五・〇六	綿毛及び詰物用の羽毛 その他のもの
○五・〇七	一 フェザーミール 二 その他のもの
○五・〇八	骨及びホーンコア（加工してないものと及び脱脂し、単に整 え、酸処理し又は脱脂したものに限るものとし、特定の形 状に切つたものを除く。）並びにこれらの粉及びくず
○五・〇九	オセイン及び酸処理した骨 その他のもの
○五・一〇	アイボリー、かめの甲、ホエイルボーン、ホエイルボーン ヘア、角、枝角、ひづめ、つま及びくちばし（加工してない ものと及び単に整えたものに限るものとし、特定の形状に 切つたものを除く。）並びにこれらの粉及びくず
○五・一一	アイボリー並びにその粉及びくず その他のもの
○五・一二	さんごその他これに類する物品（加工してないものと及び単 に整えたものに限る。）並びに軟体動物、甲殻類又は棘皮動 物の殻及びいかにの甲（加工してないものと及び単に整えたも のに限るものとし、特定の形状に切つたものを除く。）並び にこれらの粉及びくず

三七三

[illegible]

3 第〇七・一二項には、次の物品を除くほか、第〇七・〇一項から第〇七・一二項までの野菜を乾燥したすべてのものを含む。

(a) 乾燥した豆でさやを除いたもの(第〇七・一二項参照)

(b) 第一一・〇二項から第一一・〇四項までに定める形状のスイートコーン

(c) ばれいしよの粉、ミール及びフレイク(第一一・〇五項参照)

(d) 第〇七・一二項の乾燥した豆の粉及びミール(第一一・〇六項参照)

4 この類には、とうがらし属又はビメンタ属の果実を乾燥し、破碎し又は粉碎したものを含まない(第〇九・〇四項参照)。

〇七・〇一	ばれいしよ(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	一〇%
〇七・〇一・一〇	種ばれいしよ	一〇%
〇七・〇一・九〇	その他のもの	一〇%
〇七・〇二	トマト(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	一〇%
〇七・〇二・〇〇	たまねぎ、シヤロット、にんにく、リーキその他のねぎ属の野菜(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	一〇%
〇七・〇三	たまねぎ及びシヤロット	一〇%
〇七・〇三・一〇	にんにく	一〇%
〇七・〇三・二〇	リーキその他のねぎ属のもの	一〇%
〇七・〇三・九〇	キャベツ、カリフラワー、コールラビー、ケールその他これらに類するあぶらな属の食用の野菜(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	一〇%
〇七・〇四	カリフラワー	一〇%
〇七・〇四・一〇	芽キャベツ	一〇%
〇七・〇四・二〇	その他のもの	一〇%
〇七・〇四・九〇	レタス(ラクトゥカ・サティヴァ)及びチコリー(キコリウム属のもの)(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	一〇%
〇七・〇五	レタス	一〇%
〇七・〇五・一〇	結球レタス	一〇%
〇七・〇五・二〇	その他のもの	一〇%
〇七・〇五・二九	チコリー	一〇%
〇七・〇六	ウイットルーフチコリー(キコリウム・インテグリス変種フオリオスム)	一〇%
〇七・〇六・一〇	その他のもの	一〇%
〇七・〇六・九〇	にんじん、かぶ、サラダ用のビート、サルシファイ、セルリアク、大根その他これらに類する食用の根(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	一〇%
〇七・〇六・一〇	にんじん及びかぶ	一〇%
〇七・〇六・九〇	その他のもの	一〇%

〇七・〇七	きゅうり及びガーキン(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	一〇%
〇七・〇七・〇〇	豆(生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、さやを除いてあるかないかを問わない。)	一〇%
〇七・〇八	えんどう(ビスム・サティヴァ)	一〇%
〇七・〇八・一〇	ささげ属又はいんげんまめ属の豆	一〇%
〇七・〇八・二〇	その他の豆	一〇%
〇七・〇八・九〇	その他の野菜(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	一〇%
〇七・〇九	アティチョーク	一〇%
〇七・〇九・一〇	アスパラガス	一〇%
〇七・〇九・二〇	なす	一〇%
〇七・〇九・三〇	セルリー(セルリアクを除く。)	一〇%
〇七・〇九・四〇	きのこ及びトリフ	一〇%
〇七・〇九・五〇	トリフ	一〇%
〇七・〇九・五二	とうがらし属又はビメンタ属の果実	一〇%
〇七・〇九・六〇	ほうれん草、つるな及びやまほうれん草	一〇%
〇七・〇九・七〇	その他のもの	一〇%
〇七・〇九・九〇	冷凍野菜(調理してないもの及び蒸気又は水煮による調理をしたものに限る。)	一〇%
〇七・一〇	ばれいしよ	一〇%
〇七・一〇・一〇	豆(さやを除いてあるかないかを問わない。)	一〇%
〇七・一〇・二一	えんどう(ビスム・サティヴァ)	一〇%
〇七・一〇・二二	ささげ属又はいんげんまめ属の豆	一〇%
〇七・一〇・二九	その他のもの	一〇%
〇七・一〇・三〇	ほうれん草、つるな及びやまほうれん草	一〇%
〇七・一〇・四〇	スイートコーン	一〇%
〇七・一〇・八〇	その他の野菜	一〇%
〇七・一〇・九〇	野菜を混合したもの	一〇%
〇七・一一	一 スイートコーンを主成分とするもの	一五%
	二 その他のもの	一〇%
〇七・一一・一〇	一時的な保存に適する処理をした野菜(例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。)	一五%
〇七・一一・二〇	たまねぎ	一五%
〇七・一一・三〇	オリーブ	一五%
〇七・一一・三〇	ケーパー	一五%

昭和六十二年五月二十二日 参議院會議録第十二号(その二) 商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律案 三七四

〇七二一・四〇	きゅうり及びガーキン	一五%
〇七二一・九〇	その他の野菜及び野菜を混合したもの	一五%
〇七二二	乾燥野菜(全形のもの及び切り、砕き又は粉状にしたものに限り、更に調整したものを除く。)	一五%
〇七二二・一〇	ばれいしょ(切つてあるかないかを問わないものとし、更に調整したものを除く。)	一五%
〇七二二・二〇	たまねぎ	一五%
〇七二二・三〇	きのこと及びトリフ	一五%
〇七二二・九〇	その他の野菜及び野菜を混合したもの	一五%
〇七二・三	乾燥した豆(さやを除いたものに限り、皮を除いてあるかないか又は割つてあるかないかを問わない。)	一五%
〇七二・一〇	えんどう(ビスマ・サティウム)	一五%
〇七二・二〇	ひよこ豆	一五%
〇七二・三	ささげ属又はいんげんまめ属の豆	無税
〇七二・三・三	緑豆(ヴィグナ・ムンゴ及びヴィグナ・ラジアタ)	一五%
〇七二・三・三	小豆(ファセオルス・アングラリス又はヴィグナ・アングラリス)	一五%
〇七二・三・三	いんげん豆(ファセオルス・ウルガリス)	一五%
〇七二・三・三	その他のもの	一五%
〇七二・三・四〇	ひら豆	一五%
〇七二・三・五〇	そら豆(ヴィギア・ファバ変種マヨル、ヴィギア・ファバ変種エグイナ及びヴィギア・ファバ変種ミノル)	一五%
〇七二・三・九〇	その他のもの	一五%
〇七・一四	カッサバ芋、アロールト、サレップ、菊芋、かんしょその他これらに類するでん粉又はイヌリンを多量に含有する根及び塊茎(生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、切つてあるかないか又はペレット状にしてあるかないかを問わない。)	一五%
〇七二・一〇	カッサバ芋	一五%
〇七二・二〇	一 粉又はミールのペレット	一五%
〇七二・二〇	二 その他のもの	一五%
〇七二・四・九〇	かんしょ	一五%
〇七二・四・九〇	その他のもの	一五%

〇八・〇一	注	第八類 食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮
〇八・〇一・一〇	1 この類には、食用でない果実及びナットを含まない。	
〇八・〇一・二〇	2 冷蔵した果実及びナットは、当該果実及びナットで、生鮮のものと同じの項に属する。	
〇八・〇一・三〇	ココヤシの実、ブラジルナット及びカシューナット(生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。)	二〇%
〇八・〇二	ココヤシの実	二〇%
〇八・〇二・一	ブラジルナット	二〇%
〇八・〇二・二	カシューナット	二〇%
〇八・〇二・三	その他のナット(生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。)	二〇%
〇八・〇二・四	アーモンド	二〇%
〇八・〇二・五	殻付きのもの	無税
〇八・〇二・六	一 ビターアーモンド	二〇%
〇八・〇二・七	二 スイートアーモンド	無税
〇八・〇二・八	殻を除いたもの	二〇%
〇八・〇二・九	二 スイートアーモンド	二〇%
〇八・〇三・一	ヘーゼルナット(コリユルス属のもの)	二〇%
〇八・〇三・二	殻付きのもの	二〇%
〇八・〇三・三	殻を除いたもの	二〇%
〇八・〇三・四	くるみ	二〇%
〇八・〇三・五	殻付きのもの	二〇%
〇八・〇三・六	殻を除いたもの	二〇%
〇八・〇三・七	くり(カスターネア属のもの)	二〇%
〇八・〇三・八	ピスタチオナット	二〇%
〇八・〇三・九	その他のもの	二〇%
〇八・〇四・一	一 びんろう子	無税
〇八・〇四・二	二 マカダミアナット	二〇%
〇八・〇四・三	三 ペカン	二〇%
〇八・〇四・四	四 その他のもの	二〇%
〇八・〇五・一	バナナ(プランテインを含むものとし、生鮮のもの及び乾燥したものに限る。)	二〇%
〇八・〇五・二	一 生鮮のもの	二〇%
〇八・〇五・三	二 乾燥したもの	二〇%

昭和六十二年五月二十二日 参議院會議録第十二号(その二) 商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律案 三七五

○八・一四 ○八・一四・〇〇	かんきつ類の果皮及びメロン(すいかを含む)の皮(生鮮のもの及び冷凍し、乾燥し又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたものに限る。)	五%
第九類 コーヒー、茶、マテ及び香辛料		
注		
1 第○九・〇四項から第○九・一〇項までの物品の混合物は、次に定めるところによりその所属を決定する。		
(a) 同一の項の二以上の物品の混合物は、その項に属する。		
(b) 異なる項の二以上の物品の混合物は、第○九・一〇項に属する。		
第○九・〇四項から第○九・一〇項までの物品(a)又は(b)の混合物を含む。)に他の物品を加えて得た混合物のうち、当該各項の物品の重要な特性を保持するものについてはその属する項は変わらないものとし、その他のものについてはこの類に属せず、混合調味料にしたものは第二・一〇三項に属する。		
2 この類には、第二・一一項のクベバ(ビペル・クベバ)その他の物品を含まない。		
○九・〇一	コーヒール(いつてあるかないか又はカフェインを除いてあるかないかを問わない)、コーヒール豆の殻及び皮並びにコーヒール含有するコーヒール代用物(コーヒールの含有量のいかなを問わない。)	無税
○九・〇一・一一	コーヒール(いつたものを除く。)	無税
○九・〇一・一二	カフェインを除いたもの	無税
○九・〇一・二三	カフェインを除いたもの	無税
○九・〇一・三四	コーヒール(いつたものに限り。)	三五%
○九・〇一・四五	カフェインを除いたもの	三五%
○九・〇一・五六	コーヒール豆の殻及び皮	無税
○九・〇一・六七	コーヒール含有するコーヒール代用物	三五%
○九・〇二・一〇	緑茶(発酵していないもので、正味重量が三キログラム以下の直接包装にしたものに限り。)	三五%
○九・〇二・二〇	その他の緑茶(発酵していないものに限り。)	無税
○九・〇二・三〇	一 くず(飲用に適するものを除く。)	三五%
○九・〇二・四〇	二 その他のもの	三五%
○九・〇三・一〇	紅茶及び部分的に発酵した茶(正味重量が三キログラム以下の直接包装にしたものに限り。)	三五%
○九・〇三・二〇	その他の紅茶及び部分的に発酵した茶	無税
○九・〇三・三〇	一 くず(飲用に適するものを除く。)	三五%
○九・〇三・四〇	二 その他のもの	三五%
○九・〇三・五〇	マテ	二〇%
○九・〇四・一〇	とうがらし属又はピメンタ属の果実(乾燥し、破碎し又は粉砕したものに限る。及びこしょう属のペッパー)	二〇%
○九・〇四・二〇	破碎及び粉砕のいずれもしてないもの	二五%
○九・〇四・三〇	一 小売用の容器入りにしたもの	二五%
○九・〇四・四〇	二 その他のもの	無税
○九・〇四・五〇	破碎し又は粉砕したもの	二五%
○九・〇四・六〇	一 小売用の容器入りにしたもの	二五%
○九・〇四・七〇	二 その他のもの	無税
○九・〇四・八〇	(一) 破碎及び粉砕のいずれもしてないもの	一五%
○九・〇四・九〇	(二) 破碎し又は粉砕したもの	無税
○九・〇五・一〇	バナナ豆	無税
○九・〇五・二〇	けい皮及びシンナムツリーの花	無税
○九・〇五・三〇	破碎及び粉砕のいずれもしてないもの	無税
○九・〇五・四〇	破碎し又は粉砕したもの	無税
○九・〇五・五〇	丁子(果実、花及び花梗に限る。)	二〇%
○九・〇五・六〇	一 小売用の容器入りにしたもの	二〇%
○九・〇五・七〇	二 その他のもの	無税
○九・〇五・八〇	(一) 破碎及び粉砕のいずれもしてないもの	一〇%
○九・〇五・九〇	(二) 破碎し又は粉砕したもの	無税
○九・〇六・一〇	肉すく、肉すく花及びカルダモン類	二〇%
○九・〇六・二〇	一 小売用の容器入りにしたもの	二〇%
○九・〇六・三〇	二 その他のもの	無税
○九・〇六・四〇	(一) 破碎及び粉砕のいずれもしてないもの	一〇%
○九・〇六・五〇	(二) 破碎し又は粉砕したもの	無税
○九・〇六・六〇	肉すく花	二〇%
○九・〇六・七〇	一 小売用の容器入りにしたもの	二〇%
○九・〇六・八〇	二 その他のもの	無税
○九・〇六・九〇	(一) 破碎及び粉砕のいずれもしてないもの	一〇%
○九・〇七・一〇	(二) 破碎し又は粉砕したもの	無税

〇九〇八・三〇	(一) 破碎し又は粉碎したもの カルダモン類 一 小売用の容器入りにしたもの 二 その他のもの	一〇% 二〇%
〇九・〇九	(一) 破碎及び粉碎のいずれもしてないもの (二) 破碎し又は粉碎したもの アニス、大ういきよう、ういきよう、コリアンダー、クミン、カラウエイ又はジュニバーの種 アニス又は大ういきようの種	無税 一〇%
〇九〇九・二〇	一 小売用の容器入りにしたもの 二 その他のもの	二〇% 無税
〇九〇九・二〇	(一) 破碎及び粉碎のいずれもしてないもの (二) 破碎し又は粉碎したもの コリアンダーの種	一〇% 無税
〇九〇九・二〇	一 小売用の容器入りにしたもの 二 その他のもの	二〇% 無税
〇九〇九・三〇	(一) 破碎及び粉碎のいずれもしてないもの (二) 破碎し又は粉碎したもの クミンの種	一〇% 無税
〇九〇九・四〇	一 小売用の容器入りにしたもの 二 その他のもの	二〇% 無税
〇九〇九・五〇	(一) 破碎及び粉碎のいずれもしてないもの (二) 破碎し又は粉碎したもの ういきよう又はジュニバーの種	一〇% 無税
〇九・一〇	一 小売用の容器入りにしたもの 二 その他のもの	二〇% 無税
〇九一〇・一〇	(一) 破碎及び粉碎のいずれもしてないもの (二) 破碎し又は粉碎したもの しょうが、サフラン、うこん、タイム、月けい樹の葉、カレーその他の香辛料	一〇% 無税
〇九一〇・一〇	一 塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により一時的な保存に適する処理したもの	一五%

〇九一〇・二〇	二 その他のもの (一) 小売用の容器入りにしたもの (二) その他のもの サフラン	二〇% 一〇%
〇九一〇・三〇	一 小売用の容器入りにしたもの 二 その他のもの (一) 破碎及び粉碎のいずれもしてないもの (二) 破碎し又は粉碎したもの うこん	二〇% 無税 一〇%
〇九一〇・四〇	一 小売用の容器入りにしたもの 二 その他のもの (一) 破碎及び粉碎のいずれもしてないもの (二) 破碎し又は粉碎したもの 月けい樹の葉及びタイム	二〇% 無税 一〇%
〇九一〇・五〇	一 小売用の容器入りにしたもの 二 その他のもの (一) 破碎及び粉碎のいずれもしてないもの (二) 破碎し又は粉碎したもの カレー	二〇% 無税 一〇%
〇九一〇・九一	その他の香辛料 この注1(b)の混合物 一 小売用の容器入りにしたもの 二 その他のもの	二〇% 一〇%
〇九一〇・九九	一 小売用の容器入りにしたもの 二 その他のもの (一) 破碎及び粉碎のいずれもしてないもの (二) 破碎し又は粉碎したもの	二〇% 無税 一〇%

注

第一〇類 穀物

- 1 (a) この類の各項の物品は、穀粒があるもの（穂又は茎に付いているかないかを問わない。）に限り、当該各項に属する。
- (b) この類には、穀の除去その他の加工をした穀物を含まない。ただし、第一〇・〇六項には、玄米、精米、研磨した米、つや出した米、パーボイルドライス、コンバーテッドドライス及び碎米を含む。
- 2 第一〇・〇五項には、スイートコーンを含まない（第七類参照）。

号注

1 「デュラム小麦」とは、トリティクム・デュラム種の小麦及び当該種の種間交雑により生じた雑種で染色体数がトリティクム・デュラム種と同数(二八)のものをいう。

一〇・〇一	小麦及びメスリン	二〇%
一〇〇一・一〇	デュラム小麦	二〇%
一〇〇一・九〇	その他のもの	二〇%
一〇〇二・二〇	ライ麦	一五%
一〇〇三・〇〇	大麦及び裸麦	一〇%
一〇〇四・〇〇	オート	一〇%
一〇〇五・一〇	とうもろこし	一〇%
一〇〇五・九〇	播種用のもの	一〇%
一〇〇六・一〇	その他のもの	一〇%
一〇〇六・二〇	米	一五%
一〇〇六・三〇	もみ	一五%
一〇〇六・四〇	玄米	一五%
一〇〇七・〇〇	精米(研磨してあるかないか又はつや出してあるかないかを問わない。)	一五%
一〇〇七・一〇	碎米	一五%
一〇〇七・二〇	グリーンソルガム	五%
一〇〇八・一〇	そば、ミレット及びカナリーシード並びにその他の穀物	一五%
一〇〇八・二〇	ミレット	無税
一〇〇八・三〇	カナリーシード	無税
一〇〇八・九〇	その他の穀物	一〇%

第一類 穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン

注 1 この類には、次の物品を含まない。

- (a) いった麦芽で、コーヒ一代用物にしたもの(第〇九・〇一項及び第二一・〇一項参照)
- (b) 第一九・〇一項の調製した穀粉、ミール及びでん粉
- (c) 第一九・〇四項のコーンフレイクその他の物品
- (d) 第二〇・〇一項、第二二・〇四項又は第二二・〇五項の調製し又は保存に適する処理をした野菜
- (e) 医療用品(第三〇類参照)

(f) 調製香料又は化粧品類の特性を有するでん粉(第三三類参照)

2

- (A) 次の表の(1)欄の穀物を製粉その他これに類する方法により加工した物品で、でん粉又は灰分の含有率(乾燥状態における重量比による。)(a)及び(b)のいずれの要件も満たすものはこの類に属するものとし、その他のものは第二三・〇二項に属する。
- (a) でん粉の含有率(エヴェルスの偏光計法の改良法により求めたものに限る。)(a)が、次の表の(2)欄に掲げる率を超えること。
- (b) 灰分の含有率(鉱物質が添加してあるときは、これを控除して計算する。)(a)が、次の表の(3)欄に掲げる率以下であること。
- (B) (A)の規定によりこの類に属する物品で、次の表の(4)欄又は(5)欄に定める目開きを有するもの(織金網製のものに限る。)(c)に対する通過率(重量比による。)(a)が当該穀物について次の表の(4)欄又は(5)欄に掲げる率以上であるものは第一一・〇一項又は第一一・〇二項に属するものとし、その他のものは第一一・〇三項又は第一一・〇四項に属する。

(1) 穀物	(2) でん粉の含有率	(3) 灰分の含有率	(4) 目開きが三・一五ミクロン以下のものに対する通過率	(5) 目開きが五・〇〇ミクロン以下のものに対する通過率
小麦及びライ麦	四五%	二・五%	八〇%	—
大麦及び裸麦	四五%	三%	八〇%	—
オート	四五%	五%	八〇%	—
とうもろこし及びグリーンソルガム	四五%	二%	—	九〇%
米	四五%	一・六%	八〇%	—
そば	四五%	四%	八〇%	—

3 第一一・〇三項において「ひき割り穀物」及び「穀物のミール」とは、穀物を破碎して得た物品で次のものをいう。

- (a) とうもろこしから得た物品については、目開きが二ミリメートルのふるい(織金網製のものに限る。)(c)に対する通過率が全重量の九五%以上のもの
- (b) その他の穀物から得た物品については、目開きが一・二五ミリメートルのふるい(織金網製のものに限る。)(c)に対する通過率が全重量の九五%以上のもの

一・一〇一	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・一〇二	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・一〇三	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・一〇四	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・一〇五	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・一〇六	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・一〇七	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・一〇八	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・一〇九	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・一一〇	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・一一一	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・一一二	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・一一三	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・一一四	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・一一五	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・一一六	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・一一七	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・一一八	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・一一九	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・一二〇	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・一二一	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・一二二	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・一二三	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・一二四	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・一二五	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・一二六	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・一二七	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・一二八	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・一二九	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・一三〇	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・一三一	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・一三二	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・一三三	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・一三四	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・一三五	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・一三六	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・一三七	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・一三八	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・一三九	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・一四〇	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・一四一	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・一四二	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・一四三	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・一四四	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・一四五	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・一四六	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・一四七	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・一四八	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・一四九	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・一五〇	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・一五一	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・一五二	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・一五三	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・一五四	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・一五五	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・一五六	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・一五七	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・一五八	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・一五九	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・一六〇	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・一六一	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・一六二	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・一六三	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・一六四	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・一六五	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・一六六	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・一六七	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・一六八	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・一六九	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・一七〇	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・一七一	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・一七二	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・一七三	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・一七四	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・一七五	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・一七六	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・一七七	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・一七八	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・一七九	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・一八〇	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・一八一	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・一八二	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・一八三	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・一八四	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・一八五	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・一八六	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・一八七	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・一八八	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・一八九	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・一九〇	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・一九一	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・一九二	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・一九三	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・一九四	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・一九五	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・一九六	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・一九七	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・一九八	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・一九九	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・二〇〇	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・二〇一	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・二〇二	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・二〇三	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・二〇四	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・二〇五	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・二〇六	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・二〇七	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・二〇八	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・二〇九	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・二一〇	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・二一一	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・二一二	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・二一三	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・二一四	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・二一五	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・二一六	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・二一七	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・二一八	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・二一九	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・二二〇	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・二二一	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・二二二	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・二二三	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・二二四	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・二二五	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・二二六	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・二二七	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・二二八	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・二二九	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・二三〇	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・二三一	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・二三二	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・二三三	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・二三四	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・二三五	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・二三六	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・二三七	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・二三八	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・二三九	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・二四〇	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・二四一	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・二四二	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・二四三	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・二四四	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・二四五	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・二四六	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・二四七	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・二四八	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・二四九	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・二五〇	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・二五一	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・二五二	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・二五三	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・二五四	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・二五五	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・二五六	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・二五七	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・二五八	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・二五九	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・二六〇	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・二六一	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・二六二	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・二六三	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・二六四	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・二六五	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・二六六	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・二六七	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・二六八	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・二六九	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・二七〇	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・二七一	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・二七二	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・二七三	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・二七四	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・二七五	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・二七六	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・二七七	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・二七八	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・二七九	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・二八〇	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・二八一	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・二八二	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・二八三	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・二八四	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・二八五	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・二八六	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・二八七	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・二八八	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・二八九	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・二九〇	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・二九一	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・二九二	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・二九三	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・二九四	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・二九五	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・二九六	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・二九七	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・二九八	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・二九九	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・三〇〇	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・三〇一	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・三〇二	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・三〇三	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・三〇四	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・三〇五	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・三〇六	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・三〇七	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・三〇八	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・三〇九	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・三一〇	小麦粉及びメスリン粉	二五%
一・三一〇	小麦粉及びメスリン粉	二五%

二一〇二・二〇〇	とうもろこし粉	二五%
二一〇二・三〇〇	米粉	二五%
二一〇二・九〇〇	その他のもの	二五%
二一〇三	ひき割り穀物、穀物のミール及びベレット	二五%
二一〇三・一一一	小麦のもの	二五%
二一〇三・一二二	オートのもの	二五%
二一〇三・一二三	とうもろこしのもの	二五%
二一〇三・一四	米のもの	二五%
二一〇三・一九	その他の穀物のもの	二五%
二一〇三・二二	ベレット	二五%
二一〇三・二二	小麦のもの	二五%
二一〇三・二二	その他の穀物のもの	二五%
二一〇三・二二	オートのもの	二五%
二一〇三・二二	とうもろこしの又は米のもの	二五%
二一〇四	その他のもの	二五%
二一〇四・一一一	その他の加工穀物(例えば、穀を除き、ロールにかけ、フレック状にし、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの)	二五%
二一〇四・一二二	大麦又は裸麦のもの	二五%
二一〇四・一九	オートのもの	二五%
二一〇四・二二	その他の穀物のもの	二五%
二一〇四・二二	小麦、とうもろこし又は米のもの	二五%
二一〇四・二二	その他のもの	二五%
二一〇四・二二	その他の加工穀物(例えば、穀を除き、ロールにかけ、フレック状にし、薄く切り又は粗くひいたもの)	二五%
二一〇四・二二	大麦又は裸麦のもの	二五%
二一〇四・二二	オートのもの	二五%
二一〇四・二二	その他の穀物のもの	二五%
二一〇四・二二	小麦又は米のもの	二五%
二一〇四・二二	その他のもの	二五%
二一〇四・二二	穀物の胚芽(全形のもの及びロールにかけ、フレック状にし又はひいたものに限る)	二五%
二一〇五・一〇	ばれいしよの粉、ミール及びフレック	二五%
二一〇五・一〇	粉及びミール	二五%

二一〇五・二〇〇	フレック	二五%
二一〇六	乾燥した豆(第〇七・一三項のものに限る。)、サゴヤし又は根若しくは塊茎(第〇七・一四項のものに限る。)、粉及びミール並びに第八類の物品の粉及びミール	二五%
二一〇六・一〇	乾燥した豆(第〇七・一三項のものに限る。)、粉及びミール	二五%
二一〇六・二〇	サゴヤし又は根若しくは塊茎(第〇七・一四項のものに限る。)、粉及びミール	二五%
二一〇六・三〇	一 カッサバ芋の粉及びミール	二五%
二一〇六・三〇	二 その他のもの	二五%
二一〇六・三〇	第八類の物品の粉及びミール	二五%
二一〇六・三〇	一 パナナの粉及びミール	二五%
二一〇六・三〇	二 その他のもの	二五%
二一〇七	麦芽(いつてあるかないかを問わない。)	二五%
二一〇七・一〇	いつてないもの	二五%
二一〇七・二〇	いつたもの	二五%
二一〇八	でん粉及びイヌリン	二五%
二一〇八・一一	小麦でん粉	二五%
二一〇八・一二	とうもろこしでん粉(コーンスターチ)	二五%
二一〇八・一三	ばれいしよでん粉	二五%
二一〇八・一四	マニオカ(カッサバ)でん粉	二五%
二一〇八・一九	その他のでん粉	二五%
二一〇八・二〇	イヌリン	二五%
二一〇九・一〇	小麦グルテン(乾燥してあるかないかを問わない。)	二五%
二一〇九・二〇	第二類 採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の種物並びにわら及び飼料用植物	二五%

注

1 第二・〇七項には、油やしの実、パーム核、綿実、ひまの種、ごま、マスタードの種、サフラワーの種、けしの種及びシャナットを含むものとし、オリブ(第七類及び第二〇類参照)及び第〇八・〇一又は第〇八・〇二項の物品を含まない。

2 第二・〇八項には、脱脂してない粉及びミールのほか、部分的に脱脂した粉及びミール並びに脱脂後完全に又は部分的に脱脂を加えた粉及びミールを含むものとし、第二・〇四項から第二・〇六項までの油かすを含まない。

3 ビート、牧草、観賞用の花、野菜、森林樹、果樹、ベッチ(ヴィキア・ファバ種を除く。又はルビンの種は、第二・〇九項の播種用の種とみなす。

もつとも、次の物品は、播種用のものであつても、第二・〇九項には含まない。

昭和六十二年五月二十二日 参議院会議録第十二号(その二) 商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律案 三八〇

[illegible]

昭和六十二年五月二十二日 参議院會議録第十二号(その二) 商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律案 三八一

[illegible]

三八二

(g) なめしエキス及び染色エキス(第三一・〇一項及び第三一・〇三項参照) (h) 精油、コンクリート、アブソリュート及びレジンノイド並びに精油のアキユアスティスチレート及びアキユアスリユーション(第三三類参照) (i) 天然ゴム、バラタ、グタペルカ、グアユーロ、チクルその他これらに類する天然ゴム(第四〇・〇一項参照) 備考 1 第三一・〇二項においてアルコール分は、温度二〇度におけるアルコールの容量分による。		一三・〇一 一三〇一・一〇 ラック、天然ガム、樹脂、ガムレジン及びバルサムラック 一 セラックその他の精製ラック 二 シードラック 三 その他のもの アラビアゴム その他のもの 植物性の液汁及びエキス、ペクチン質、ペクチン酸塩、及びシククナー(変性させてあるかないかを問わない) 植物性の液汁及びエキス 生あへん 甘草のもの ホップのもの 除虫菊のもの及びロテノン含有する植物の根のもの 一 除虫菊エキス 二 その他のもの その他のもの 一 飲料のもと (一) 植物性の一種類の原料から得たもの (二) その他のもの 二 その他のもの		二五%(その率が一キログラムにつき六二円の従量税率より低いときは、当該従量税率) 二〇%(その率が一キログラムにつき九円の従量税率より低いときは、当該従量税率) 無税 無税 無税 無税 無税 無税 無税 無税 無税 無税 無税 無税 一〇% 一〇% 三〇%			
一四・〇一 一四〇一・一〇 一四〇一・二〇 一四〇一・九〇 主として組物に使用する植物性材料(例えば、穀物のわらで清浄にし、漂白し又は染色したもの、竹、とう、あし、いぐさ、オージア、ラフィア及びライム樹皮) 竹 とう その他のもの 一 いぐさ、七島い及び莞草 二 その他のもの 主として詰物として使用する植物性材料(例えば、カボック、ベジタブルヘア及びイルグラス。支持物を使用することなく又は支持物を使用して層状にしてあるかないかを問わない) カボック 一四〇二・一〇		一三〇二・二〇 一三〇二・三二 一三〇二・三九 生漆 (一) 大麻エキス、大麻チンキ及び粗製コカイン (二) その他のもの (三) アルコール分が五〇%以上のもの A その他のもの B その他のもの ペクチン質、ペクチン酸塩及びペクチン酸塩 植物性原料から得た粘質物及びシククナー(変性させてあるかないかを問わない) 寒天 ローカストビーン若しくはその種又はグアアシードから得た粘質物及びシククナー(変性させてあるかないかを問わない) その他のもの 一キログラムにつき一六〇円 無税 無税 無税 無税 一〇% 無税 無税 無税		注 1 この類には、主として紡織用繊維の製造に使用する植物性材料及び植物性繊維(調製したものを含む)並びに紡織用繊維の材料としての用途のみに適する状態に加工したその他の植物性材料を含まないものとし、これらの物品は、第一一部に属する。 2 第一四・〇一項には、竹(割り、縦にひき、特定の長さのみに切り、端を丸め、漂白し、不燃加工をし、磨き又は染色したものであるかないかを問わない)及びオージア、あしその他これらに類する植物を割つたもの並びにとうのしん及びとうを引き抜き又は割つたものを含むものとし、チップウッド(第四四・〇四項参照)を含まない。 3 第一四・〇二項には、木毛(第四四・〇五項参照)を含まない。 4 第一四・〇三項には、ほうき又はブラシの製造用に結束し又は房状にした物品(第九六・〇三項参照)を含まない。		第一四類 植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品	

三八三

一四〇二・九一	その他のもの	無税
一四〇二・九九	その他のもの	無税
一四・〇三	主としてほうき又はブラシに使用する植物性材料(例えば、ほうきもろこし、ビアッサバ、カウチグラス及びメキシカンファイバー。束ねてあるかないかを問わない。)	二・五%
一四〇三・一〇	ほうきもろこし(ソルグム・ウルガレ変種テクニクム)	無税
一四〇三・九〇	その他のもの	無税
一四・〇四	植物性生産品(他の項に該当するものを除く。)	無税
一四〇四・一〇	主として染色用又はなめし用に供する植物性原材料	無税
一四〇四・二〇	コットンリンター	無税
一四〇四・九〇	その他のもの	無税
一四〇四・九〇	一 除虫菊かす	一〇%
	二 鹿皮並びにナット(殻を含むものとし、粉砕してあるかないかを問わない。)	無税
	三 たぶの木又はへちまのもの	一〇%
	四 その他のもの	一〇%

第三部

動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう

第五類 動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう

注

1 この類には、次の物品を含まない。

(a) 第〇二・〇九項の豚又は家きんの脂肪

(b) カカオ脂(第一八・四項参照)

(c) 調製食料品(第〇四・〇五項の物品の含有量が全重量の一五%を超えるものに限る。主として第二二類に属する。)

(d) 獣脂かす(第三三・〇一項参照)及び第三三・〇四項から第三三・〇六項までの油かす

(e) 単一の脂肪酸、調製ろう、医薬品、ペイント、ワニス、せつけん、調製香料、化粧品類、硫酸化油その他の第六部の物品

(f) 油から製造したファクチス(第四〇・〇二項参照)

2 第一五・〇九項には、オリーブから溶剤抽出により得た油を含まない(第一五・一〇項参照)。

3 第一五・一八項には、単に変性した油脂及びその分別物を含まないものとし、これらの物品は、変性していない油脂及びその分別物が属する項に属する。

4 ソープストック、油さい、ステアリンピッチ、グリセリンピッチ及びウールグリースの残留物は、第一五・二二項に属する。

備考	
1 この類において「酸価」とは、油脂一グラムのうちに含まれる遊離脂肪酸の中和に要する水酸化カリウムのミリグラム数をいう。	
2 第一五・一八項において「脱水」とは、油を構成するヒドロキシ脂肪酸の水酸基を除くことをいう。	
一五・〇一	一五・〇一・〇〇
一五・〇二	一五・〇二・〇〇
一五・〇三	一五・〇三・〇〇
一五・〇四	一五・〇四・一〇 一五・〇四・二〇
一五・〇五	一五・〇五・一〇 一五・〇五・九〇 一五・〇六・〇〇
一五・〇六	一五・〇六・〇〇
一五・〇七	一五・〇七・〇〇
一五・〇八	一五・〇八・〇〇
一五・〇九	一五・〇九・〇〇
一五・一〇	一五・一〇・〇〇
一五・一一	一五・一一・〇〇
一五・一二	一五・一二・〇〇
一五・一三	一五・一三・〇〇
一五・一四	一五・一四・一〇 一五・一四・二〇
一五・一五	一五・一五・一〇 一五・一五・九〇 一五・一六・〇〇
一五・一六	一五・一六・〇〇
一五・一七	一五・一七・〇〇
一五・一八	一五・一八・〇〇
一五・一九	一五・一九・〇〇
一五・二〇	一五・二〇・〇〇
一五・二一	一五・二一・〇〇
一五・二二	一五・二二・〇〇
一五・二三	一五・二三・〇〇
一五・二四	一五・二四・一〇 一五・二四・二〇
一五・二五	一五・二五・一〇 一五・二五・九〇 一五・二六・〇〇
一五・二六	一五・二六・〇〇
一五・二七	一五・二七・〇〇
一五・二八	一五・二八・〇〇
一五・二九	一五・二九・〇〇
一五・三〇	一五・三〇・〇〇
一五・三一	一五・三一・〇〇
一五・三二	一五・三二・〇〇
一五・三三	一五・三三・〇〇
一五・三四	一五・三四・一〇 一五・三四・二〇
一五・三五	一五・三五・一〇 一五・三五・九〇 一五・三六・〇〇
一五・三六	一五・三六・〇〇
一五・三七	一五・三七・〇〇
一五・三八	一五・三八・〇〇
一五・三九	一五・三九・〇〇
一五・四〇	一五・四〇・〇〇
一五・四一	一五・四一・〇〇
一五・四二	一五・四二・〇〇
一五・四三	一五・四三・〇〇
一五・四四	一五・四四・一〇 一五・四四・二〇
一五・四五	一五・四五・一〇 一五・四五・九〇 一五・四六・〇〇
一五・四六	一五・四六・〇〇
一五・四七	一五・四七・〇〇
一五・四八	一五・四八・〇〇
一五・四九	一五・四九・〇〇
一五・五〇	一五・五〇・〇〇
一五・五一	一五・五一・〇〇
一五・五二	一五・五二・〇〇
一五・五三	一五・五三・〇〇
一五・五四	一五・五四・一〇 一五・五四・二〇
一五・五五	一五・五五・一〇 一五・五五・九〇 一五・五六・〇〇
一五・五六	一五・五六・〇〇
一五・五七	一五・五七・〇〇
一五・五八	一五・五八・〇〇
一五・五九	一五・五九・〇〇
一五・六〇	一五・六〇・〇〇
一五・六一	一五・六一・〇〇
一五・六二	一五・六二・〇〇
一五・六三	一五・六三・〇〇
一五・六四	一五・六四・一〇 一五・六四・二〇
一五・六五	一五・六五・一〇 一五・六五・九〇 一五・六六・〇〇
一五・六六	一五・六六・〇〇
一五・六七	一五・六七・〇〇
一五・六八	一五・六八・〇〇
一五・六九	一五・六九・〇〇
一五・七〇	一五・七〇・〇〇
一五・七一	一五・七一・〇〇
一五・七二	一五・七二・〇〇
一五・七三	一五・七三・〇〇
一五・七四	一五・七四・一〇 一五・七四・二〇
一五・七五	一五・七五・一〇 一五・七五・九〇 一五・七六・〇〇
一五・七六	一五・七六・〇〇
一五・七七	一五・七七・〇〇
一五・七八	一五・七八・〇〇
一五・七九	一五・七九・〇〇
一五・八〇	一五・八〇・〇〇
一五・八一	一五・八一・〇〇
一五・八二	一五・八二・〇〇
一五・八三	一五・八三・〇〇
一五・八四	一五・八四・一〇 一五・八四・二〇
一五・八五	一五・八五・一〇 一五・八五・九〇 一五・八六・〇〇
一五・八六	一五・八六・〇〇
一五・八七	一五・八七・〇〇
一五・八八	一五・八八・〇〇
一五・八九	一五・八九・〇〇
一五・九〇	一五・九〇・〇〇
一五・九一	一五・九一・〇〇
一五・九二	一五・九二・〇〇
一五・九三	一五・九三・〇〇
一五・九四	一五・九四・一〇 一五・九四・二〇
一五・九五	一五・九五・一〇 一五・九五・九〇 一五・九六・〇〇
一五・九六	一五・九六・〇〇
一五・九七	一五・九七・〇〇
一五・九八	一五・九八・〇〇
一五・九九	一五・九九・〇〇
一五・一〇〇	一五・一〇〇・〇〇

昭和六十二年五月二十二日

参議院会議録第十二号(その二)

商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律案 三八五

一五・一五	その他の植物性油脂及びその分別物(ホホバ油及びその分別物を含む、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。)	一〇% (その率が一キログラムにつき一円未満のときは、当該税率率)	一五・一五	その他の植物性油脂及びその分別物(ホホバ油及びその分別物を含む、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。)	一〇% (その率が一キログラムにつき一円未満のときは、当該税率率)
一五・一四・九〇	二 その他のもの	一キログラムにつき二八円	一五・一五・一一	粗油	一〇% (その率が一キログラムにつき一円未満のときは、当該税率率)
一五・一五・一九	その他のもの	一〇% (その率が一キログラムにつき一円未満のときは、当該税率率)	一五・一五・二一	とうもろこし油及びその分別物	一〇% (その率が一キログラムにつき一円未満のときは、当該税率率)
一五・一五・二二	粗油	一〇% (その率が一キログラムにつき一円未満のときは、当該税率率)	一五・一五・二九	二 その他のもの	一〇% (その率が一キログラムにつき一円未満のときは、当該税率率)
一五・一五・三〇	一 酸価が〇・六を超えるもの	一キログラムにつき二〇円	一五・一五・四〇	ひまし油及びその分別物	一〇% (その率が一キログラムにつき一円未満のときは、当該税率率)
一五・一五・五〇	桐油及びその分別物	一〇% (その率が一キログラムにつき一円未満のときは、当該税率率)	一五・一五・六〇	ごま油及びその分別物	一〇% (その率が一キログラムにつき一円未満のときは、当該税率率)
一五・一五・九〇	二 酸価が〇・六を超えるもの	一〇% (その率が一キログラムにつき一円未満のときは、当該税率率)	一五・一五・九〇	二 その他のもの	一〇% (その率が一キログラムにつき一円未満のときは、当該税率率)
	ホホバ油及びその分別物	一〇% (その率が一キログラムにつき一円未満のときは、当該税率率)		その他のもの	一〇% (その率が一キログラムにつき一円未満のときは、当該税率率)
	一 オイシシカ油及びその分別物	無税		一 オイシシカ油及びその分別物	無税
	二 カメリヤ油及びその分別物	一〇%		二 カメリヤ油及びその分別物	一〇%
	三 漆ろう及びはぜろう並びにこれらの分別物	一〇%		三 漆ろう及びはぜろう並びにこれらの分別物	一〇%
	四 米油及びその分別物	一〇%		四 米油及びその分別物	一〇%

一五・一六	動物性又は植物性の油脂及びその分別物(完全に又は部分的に、水素添加し、イソタエステル化し、リステル化し又はエライジン化したものに限るものとし、精製してあるかないかを問わず、更に調製したものを除く。)	一五・一六・一一	動物性又は植物性の油脂及びその分別物(完全に又は部分的に、水素添加し、イソタエステル化し、リステル化し又はエライジン化したものに限るものとし、精製してあるかないかを問わず、更に調製したものを除く。)	一五・一六・一二	動物性又は植物性の油脂及びその分別物(完全に又は部分的に、水素添加し、イソタエステル化し、リステル化し又はエライジン化したものに限るものとし、精製してあるかないかを問わず、更に調製したものを除く。)
一五・一七	植物性油脂及びその分別物	一五・一七・一一	植物性油脂及びその分別物	一五・一七・一二	植物性油脂及びその分別物
一五・一八	マーガリン並びにこの類の動物性油脂若しくは植物性油脂又はこの類の異なる油脂の混合物及び調製品(食用のものに限り、第一五・一六項の食用の油脂及びその分別物を除く。)	一五・一八・一一	マーガリン並びにこの類の動物性油脂若しくは植物性油脂又はこの類の異なる油脂の混合物及び調製品(食用のものに限り、第一五・一六項の食用の油脂及びその分別物を除く。)	一五・一八・一二	マーガリン並びにこの類の動物性油脂若しくは植物性油脂又はこの類の異なる油脂の混合物及び調製品(食用のものに限り、第一五・一六項の食用の油脂及びその分別物を除く。)
一五・一九	その他のもの	一五・一九・一一	その他のもの	一五・一九・一二	その他のもの
一五・二〇	一 酸価が〇・六を超えるもの	一五・二〇・一一	一 酸価が〇・六を超えるもの	一五・二〇・一二	一 酸価が〇・六を超えるもの
一五・二一	二 その他のもの	一五・二一・一一	二 その他のもの	一五・二一・一二	二 その他のもの
一五・二二	工業用の脂肪性モノカルボン酸	一五・二二・一一	工業用の脂肪性モノカルボン酸	一五・二二・一二	工業用の脂肪性モノカルボン酸
一五・二三	ステアリン酸	一五・二三・一一	ステアリン酸	一五・二三・一二	ステアリン酸
一五・二四	オレイン酸	一五・二四・一一	オレイン酸	一五・二四・一二	オレイン酸
一五・二五	トリル油脂脂肪酸	一五・二五・一一	トリル油脂脂肪酸	一五・二五・一二	トリル油脂脂肪酸
一五・二六	その他のもの	一五・二六・一一	その他のもの	一五・二六・一二	その他のもの
一五・二七	アッシュドオイルで油脂の精製の際に生ずるもの	一五・二七・一一	アッシュドオイルで油脂の精製の際に生ずるもの	一五・二七・一二	アッシュドオイルで油脂の精製の際に生ずるもの
一五・二八	工業用の脂肪性アルコール	一五・二八・一一	工業用の脂肪性アルコール	一五・二八・一二	工業用の脂肪性アルコール
一五・二九	グリセリン(純粋であるかないかを問わない。)、グリセリン水及びグリセリン廃液	一五・二九・一一	グリセリン(純粋であるかないかを問わない。)、グリセリン水及びグリセリン廃液	一五・二九・一二	グリセリン(純粋であるかないかを問わない。)、グリセリン水及びグリセリン廃液
一五・三〇	グリセリン(粗のものに限る。)、グリセリン水及びグリセリン廃液	一五・三〇・一一	グリセリン(粗のものに限る。)、グリセリン水及びグリセリン廃液	一五・三〇・一二	グリセリン(粗のものに限る。)、グリセリン水及びグリセリン廃液
一五・三一	その他のもの(合成グリセリンを含む。)	一五・三一・一一	その他のもの(合成グリセリンを含む。)	一五・三一・一二	その他のもの(合成グリセリンを含む。)

三八六

一五・二二	植物性ろう(トリグリセリドを除く)、みつろうその他の昆虫ろう及び鯨ろう(精製してあるかないか又は着色してあるかないかを問わない)	
一五二一・一〇	植物性ろう	一五%
一五二一・九〇	その他のもの	一五%
一五・二三		
一五二二・〇〇	デグラス及び脂肪性物質又は動物性若しくは植物性のろうの処理の際に生ずる残留物	一五%
	一 デグラス	五%
	二 その他のもの	五%
注	第四部 調製食料品、飲料、アルコール、食酢、たばこ及び製造たばこ代用品	
1	この部において「ペレット」とは、直接圧縮すること又は全重量の三%以下の結合剤を加えることにより固めた物品をいう。	
	第一六類 肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品	
注	1 この類には、第二類又は第三類に定める方法により調製し又は保存に適する処理をした肉、くず肉、魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物を含まない。	
2	ソーセージ、肉、くず肉、血、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の一以上を含む調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の二〇%を超えるものは、この類に属する。この場合において、これらの物品の二以上を含む調製食料品については、最大の重量を占める成分が属する項に属する。前段及び中段のいずれの規定も、第一九・〇二項の諸物をした物品及び第二一・〇三項又は第二一・〇四項の調製品については、適用しない。	
号注	1 第一六〇二・一〇号において「均質調製品」とは、微細に均質化した肉、くず肉又は血から成る育児食用又は飼養法用の調製品(小売用のもので正味重量が二五〇グラム以下の容器入りしたものに限る。)をいう。この場合において、調味、保存その他の目的のために当該調製品に加えた少量の構成成分は考慮しないものとす、当該調製品が少量の肉又はくず肉の目に見え程度の細片を含むするかしないかを問わない。同号は、第一六・〇二項の他のいかなる号にも優先する。	
2	第一六・〇四項又は第一六・〇五項の号において、慣用名のみで定める魚及び甲殻類は、第三類において同一の慣用名で定める魚及び甲殻類と同一の種に属する。	
一六・〇一	ソーセージその他これに類する物品(肉、くず肉又は血から製造したものに限る。)及びこれらの物品をもととした調製食料品	二五%
一六〇二・二	その他の調製をし又は保存に適する処理をした肉、くず肉及び血	二五%
一六〇二・一〇	均質調製品	二五%
一六〇二・二〇	動物の肝臓のもの	二五%
一六〇二・三一	第七面鳥のもの	二五%
一六〇二・三九	一 腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片(単に水煮したものに限る。)	無税
	二 その他のもの	二五%
一六〇二・四一	豚のもの	二五%
一六〇二・四二	一 腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片(単に水煮したものに限る。)	無税
一六〇二・四九	二 その他のもの	二五%
一六〇二・五〇	牛のもの	二五%
一六〇二・五〇	一 腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片(単に水煮したものに限る。)	無税
一六〇二・五〇	二 その他のもの	二五%
一六〇二・九〇	その他のもの(動物の血の調製品を含む。)	無税
一六〇三・〇〇	一 腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片(単に水煮したものに限る。)	二五%
一六〇三・〇〇	二 その他のもの	二五%
一六〇四・一一	肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物のエキス及びジュース	二〇%
一六〇四・一二	魚(調製し又は保存に適する処理をしたものに限り、)及び魚卵から調製したキャビア代用品	二〇%
一六〇四・一四	魚(全形のもの及び断片状のものに限るものとす、細かく切り刻んだものを除く。)	二〇%
一六〇四・一五	さけ	二〇%
	にしん	二〇%
	いわし	二〇%
	まぐろ、はがつお(サルダ属のもの)及びかつお	二〇%
	さば	二〇%

一六〇四・一六	かたくちいわし	二〇%
一六〇四・一九	その他のもの	二〇%
一六〇四・二〇	その他の調製をし又は保存に適する処理をした魚	二〇%
一六〇四・三〇	キャビア及びその代用物	二〇%
一六・〇五	甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物（調製し又は保存に適する処理をしたものに限り。）	二〇%
一六〇五・一〇	かに	二〇%
一六〇五・二〇	シュリンプ及びブロン	二〇%
一六〇五・三〇	ロブスター	二〇%
一六〇五・四〇	その他の甲殻類	二〇%
一六〇五・九〇	その他のもの	二〇%
	一 くん製したもの	一五%
	二 その他のもの	二〇%

第一七類 糖類及び砂糖菓子

注 1 この類には、次の物品を含まない。

- (a) ココアを含む砂糖菓子（第一八・〇六項参照）
 (b) 第二九・四〇項の糖類（化学的に純粋なものに限るものとし、しよ糖、乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を除く）その他の物品
 (c) 第三〇類の医薬品その他の物品

号注 1 第一七〇一・一〇一及び第一七〇一・一二号において「粗糖」とは、乾燥状態において、全重量に対するしよ糖の含有量が、検糖計（旋光度を測定するものに限る。）の読みで九九・五度未満に相当する砂糖をいう。

備考

1 この表において「砂糖を加えたもの」には、糖みつ、人造はちみつその他これらに類する砂糖を含む物品を加えたものを含む。

2 号注1の規定は、車糖、でん粉を加えた粉糖及びこれらに類する砂糖には適用しない。

一七〇一
 一七〇一・一一
 一七〇一・一二

粗糖（香料又は着色料を加えてないものに限る。）
 甘しや糖、てん菜糖及び化学的に純粋なしよ糖（固体のものに限る。）
 甘しや糖

一 乾燥状態において、全重量に対するしよ糖の含有量が、検糖計の読みで九八度以下に相当するもの

二 その他のもの

一キログラムにつき四一円
 五〇銭
 一キログラムにつき五一円
 五〇銭

一七〇一・一二	てん菜糖	一キログラムにつき四一円 五〇銭
	一 乾燥状態において、全重量に対するしよ糖の含有量が、検糖計の読みで九八度以下に相当するもの	一キログラムにつき五一円 五〇銭
	二 その他のもの	一キログラムにつき六三円 五〇銭
	その他のもの	一キログラムにつき六三円 五〇銭
一七〇一・九一	香料又は着色料を加えたもの	一キログラムにつき六三円 五〇銭
一七〇一・九九	その他のもの	一キログラムにつき六三円 五〇銭
	一 氷砂糖、角砂糖、棒砂糖その他これらに類するもの	一キログラムにつき六三円 五〇銭
	二 その他のもの	一キログラムにつき五一円 五〇銭

一七〇二

その他の糖類（化学的に純粋な乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を含むものとし、固体のものに限る。）糖みつ（香料又は着色料を加えてないものに限る。）人造はちみつ（天然はちみつを混合してあるかないかを問わない。）及びカラメル

乳糖及び乳糖水
 かえで糖及びかえで糖水

一七〇二・三〇

ぶどう糖及びぶどう糖水（果糖を含有しないもの及び果糖の含有量が乾燥状態において全重量の二〇%未満のものに限る。）

一 香料又は着色料を加えたもの

二 その他のもの

(一) 砂糖を加えたもの
 (二) その他のもの

ぶどう糖及びぶどう糖水（果糖の含有量が乾燥状態において全重量の二〇%以上五〇%未満のものに限る。）

三五%（その率が一キログラムにつき二七円の従量税率より低いときは、当該従量税率）

三五%
 二五%

昭和六十二年五月二十二日 参議院會議録第十二号(その二) 商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律案 三八八

一七〇二・五〇 一七〇二・六〇	一 香料料又は着色料を加えたもの 二 その他のもの (一) 砂糖を加えたもの (二) その他のもの 果糖(化学的に純粋なものに限る。) その他の果糖及び果糖水(果糖の含有量が乾燥状態において全重量の五〇%を超えるものに限る。) 一 香料料又は着色料を加えたもの	三五% (その率が一キログラムにつき二七円の従量税率より低いときは、当該従量税率) 三五% 二五% 二〇%
一七〇二・九〇	二 その他のもの (一) 砂糖を加えたもの (二) その他のもの その他のもの(転化糖を含む。) 一 砂糖 二 砂糖水及び人造はちみつ 三 カラメル 四 ハイ・テスト・モラセス 五 その他のもの (一) 香料料又は着色料を加えたもの	三五% (その率が一キログラムにつき二七円の従量税率より低いときは、当該従量税率) 三五% 三五% 三五% 二五%
一七〇三・一〇 一七〇三・九〇	(一) その他のもの A 砂糖を加えたもの B その他のもの 糖みつ(砂糖の抽出又は精製の際に生ずるものに限る。) 甘しや糖みつ その他のもの	三五% 三五% 二五%
一七〇四・一〇 一七〇四・九〇	砂糖菓子(ホワイトチョコレートを含むものとし、ココアを含有しないものに限る。) チェーインガム(砂糖で覆つてあるかないかを問わない。) その他のもの 一 甘草エキス(菓子にしたものを除く。) 二 その他のもの	四〇% 無税
一八〇一・一〇 一八〇二・一〇 一八〇三・一〇 一八〇四・一〇 一八〇五・一〇 一八〇六・一〇 一八〇六・二〇	注 1 この類には、第〇四・〇三項、第一九・〇一、第一九・〇四、第一九・〇五、第二一・〇五、第二二・〇二、第二二・〇八、第三〇・〇三又は第三〇・〇四の調製品を含まない。 2 第一八・〇六項には、ココアを含有する砂糖菓子及び、1の調製品を除くほか、ココアを含有するその他の調製食品を含む。 カカオ豆(生のもの及びいつたもので、全形のものと及び割つたものに限る。) カカオ豆の殻、皮その他のくず ココアペースト(脱脂してあるかないかを問わない。) 脱脂してないもの 完全に又は部分的に脱脂したもの カカオ脂 ココア粉(砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。) チョコレートその他のココアを含有する調製食品 ココア粉(砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。) 一 砂糖を加えたもの 二 その他のもの その他の調製品(塊状又は板状のもので、その重量が一キログラムを超えるもの及び液体状、ペースト状、粉状、粒状その他これらに類する形状のもので、正味重量が二キログラムを超える容器入り又は直接包装にしたものに限る。)	無税 無税 二〇% 二〇% 一〇% 三〇% 三五% 二五%

昭和六十二年五月二十二日 参議院會議録第十二号(その二) 商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律案 三八九

一八〇六・三一 一八〇六・三二 一 砂糖を加えたもの 二 その他のもの その他のもの(塊状、板状又は棒状のものに限る。) 詰物をしたものを 詰物をしていないもの 一 チョコレート菓子 二 その他のもの (一) 砂糖を加えたもの (二) その他のもの (三) その他のもの 一八〇六・九〇 その他のもの 一 チョコレート菓子 二 その他のもの (一) 砂糖を加えたもの (二) その他のもの 三三% 二五% 四〇% 四〇% 三五% 二五% 四〇% 三五% 二五%	一八〇一・二〇 一 砂糖を加えたもの 二 その他のもの その他のもの 砂糖を加えたもの その他のもの 第一九・〇五項のベーカリー製品製造用の混合物及び練り生地 一 第〇四・〇一から第〇四・〇四項までの物品の調製食品及び米菓生地 二 砂糖を加えたもの 三 その他のもの その他のもの 二 ケーキミックス (一) 砂糖を加えたもの (二) その他のもの 三 その他のもの (一) 砂糖を加えたもの (二) その他のもの その他のもの 一八〇一・九〇 一 第〇四・〇一から第〇四・〇四項までの物品の調製食品 (一) 砂糖を加えたもの (二) その他のもの 二 麦芽エキス 三 その他のもの (一) 砂糖を加えたもの (二) その他のもの 一八〇二・二〇 一 砂糖を加えたもの 二 その他のもの その他のもの 一 キログラムにつき五〇円 一 キログラムにつき五〇円 三五% 二五% 三五% 二五% 三五% 二五% 三五% 二五% 三五% 二五%
注 1 この類には、次の物品を含まない。 (a) ソーセージ、肉、くず肉、血、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の一以上を含有する調製食品品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の二〇%を超えるもの(第一六項参照。第一九・〇二項の詰物をした物品を除く。) (b) 飼料用のビスケットその他の穀粉又はでん粉の調製飼料(第二三・〇九項参照) (c) 第三〇類の医薬品その他の物品 2 この類において「穀粉」及び「ミール」とは、第一一類の穀粉及びミール並びに他の類の植物性の粉及びミールをいう。 3 第一九・〇四項には、ココア粉の含有量が全重量の八%を超える調製品及び第一八・〇六項のチョコレートその他のココアを含有する調製食品品で覆った調製品を含まない(第一八・〇六項参照)。 4 第一九・〇四項において「その他の調製をしたもの」とは、第一〇類又は第一二類の項又は注に定める調製又は加工の程度を超えて調製又は加工をしたものをいう。 一九・〇一 麦芽エキス並びに穀粉、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食品品(ココア粉を含有するものにあつては、その含有量が全重量の五〇%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く)及び第一〇四・〇一から第一〇四・〇四項までの物品の調製食品品(ココア粉を含有するものにあつては、その含有量が全重量の一〇%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く)。 育児食用の調製品(小売用にしたものに限る。) 一 第〇四・〇一から第〇四・〇四項までの物品の調製食品品	一九・〇二 一 砂糖を加えたもの 二 その他のもの その他のもの 砂糖を加えたもの その他のもの 第一九・〇五項のベーカリー製品製造用の混合物及び練り生地 一 第〇四・〇一から第〇四・〇四項までの物品の調製食品及び米菓生地 二 砂糖を加えたもの 三 その他のもの その他のもの 二 ケーキミックス (一) 砂糖を加えたもの (二) その他のもの 三 その他のもの (一) 砂糖を加えたもの (二) その他のもの その他のもの 一八〇一・九〇 一 第〇四・〇一から第〇四・〇四項までの物品の調製食品 (一) 砂糖を加えたもの (二) その他のもの 二 麦芽エキス 三 その他のもの (一) 砂糖を加えたもの (二) その他のもの 一八〇二・二〇 一 砂糖を加えたもの 二 その他のもの その他のもの 一 キログラムにつき五〇円 一 キログラムにつき五〇円 三五% 二五% 三五% 二五% 三五% 二五% 三五% 二五% 三五% 二五%
一八〇一・二〇 一 砂糖を加えたもの 二 その他のもの その他のもの 砂糖を加えたもの その他のもの 第一九・〇五項のベーカリー製品製造用の混合物及び練り生地 一 第〇四・〇一から第〇四・〇四項までの物品の調製食品及び米菓生地 二 砂糖を加えたもの 三 その他のもの その他のもの 二 ケーキミックス (一) 砂糖を加えたもの (二) その他のもの 三 その他のもの (一) 砂糖を加えたもの (二) その他のもの その他のもの 一八〇一・九〇 一 第〇四・〇一から第〇四・〇四項までの物品の調製食品 (一) 砂糖を加えたもの (二) その他のもの 二 麦芽エキス 三 その他のもの (一) 砂糖を加えたもの (二) その他のもの 一八〇二・二〇 一 砂糖を加えたもの 二 その他のもの その他のもの 一 キログラムにつき五〇円 一 キログラムにつき五〇円 三五% 二五% 三五% 二五% 三五% 二五% 三五% 二五% 三五% 二五%	一九・〇二 一 砂糖を加えたもの 二 その他のもの その他のもの 砂糖を加えたもの その他のもの 第一九・〇五項のベーカリー製品製造用の混合物及び練り生地 一 第〇四・〇一から第〇四・〇四項までの物品の調製食品及び米菓生地 二 砂糖を加えたもの 三 その他のもの その他のもの 二 ケーキミックス (一) 砂糖を加えたもの (二) その他のもの 三 その他のもの (一) 砂糖を加えたもの (二) その他のもの その他のもの 一八〇一・九〇 一 第〇四・〇一から第〇四・〇四項までの物品の調製食品 (一) 砂糖を加えたもの (二) その他のもの 二 麦芽エキス 三 その他のもの (一) 砂糖を加えたもの (二) その他のもの 一八〇二・二〇 一 砂糖を加えたもの 二 その他のもの その他のもの 一 キログラムにつき五〇円 一 キログラムにつき五〇円 三五% 二五% 三五% 二五% 三五% 二五% 三五% 二五% 三五% 二五%

昭和六十二年五月二十二日 参議院會議録第十二号(その二) 商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律案 三九〇

一九〇二・三〇	二 その他のもの	二五%
一九〇二・四〇	一 砂糖を加えたもの	三五%
一九〇三・〇〇	二 その他のもの	二五%
一九〇三・〇〇	クースクース	一キログラムにつき五〇円
一九〇四	タピオカ及びでん粉から製造したタピオカ代用物(フレーク状、粒状、真珠形、ふるいかす状その他これらに類する形状のものに限る)	二五%
一九〇四・一〇	穀物又は穀物産品を膨脹させて又はいつて得た調製食料品(例として、コーンフレーク)及び粒状の穀物(とうもろこしを除く)であらかじめ加熱による調理その他の調製をしたもの	二五%
一九〇四・九〇	穀物又は穀物産品を膨脹させて又はいつて得た調製食料品	二五%
一九〇五	その他のもの	二五%
一九〇五・一〇	パン、ペーストリー、ケーキ、ビスケットその他のベーカリー製品(ココアを含むかしないかを問わない)及び聖さん用ウエハー、医療用に適するオブラート、シリリングウエハー、ライスペーパーその他これらに類する物品	三〇%
一九〇五・二〇	クリスプブレード	三〇%
一九〇五・三〇	ジンジャーブレッドその他これに類する物品	四〇%
一九〇五・四〇	スイートビスケット、ワッフル及びウエハー	四〇%
一九〇五・九〇	ラスク、トーストパンその他これらに類する焼いた物品	三〇%
	その他のもの	三〇%
	一 パン、乾パンその他これらに類するベーカリー製品(砂糖はちみつ、卵、脂肪、チーズ又は果実を加えたものを除く)	三〇%
	二 聖さん用ウエハー、医療用に適するオブラート、シリリングウエハー、ライスペーパーその他これらに類する物品	二〇%
	三 その他のもの	二〇%
	(一) 砂糖を加えたもの	四〇%
	(二) その他のもの	三五%

第二〇類 野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品

1 注 この類には、次の物品を含まない。

- (a) 第七類、第八類又は第一一類に定める方法により調製し又は保存に適する処理をした野菜、果実及びナット
- (b) ソーセージ、肉、くず肉、血、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の二以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の二〇%を超えるもの(第一六類参照)

二〇〇一・一〇	動物の二以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の二〇%を超えるもの(第一六類参照)	二〇%
二〇〇一・二〇	(c) 第二一・〇四項の均質混合調製食料品	二〇%
二〇〇一・九〇	第二二・〇七項及び第二二・〇八項には、フルーツゼリー、フルーツペースト、砂糖で覆ったアーモンドその他これらに類する物品で、砂糖菓子(第一七・〇四項参照)及びチョコレート菓子の形状のもの(第一八・〇六項参照)を含まない。	二〇%
	第二二・〇九項、第二二・〇四項及び第二二・〇五項には、第七類、第一一・〇五項又は第一一・〇六項の物品(第八類の物品の粉及びミールを除く)で1(a)に定める方法以外の方法により調製し又は保存に適する処理をしたもののみを含む。	二〇%
	4 トマトジュースで含有物の乾燥重量が全重量の七%以上のものは、第二二・〇二項に属する。	二〇%
	5 第二二・〇九項において「発酵しておらず、かつ、アルコールを加えていないもの」とは、アルコール分(第二二類の注2参照)が全重量の〇・五%以下のものをいう。	二〇%
	1 第二二・〇五・一〇号において「均質調製野菜」とは、微細に均質化した野菜から成る育児食用又は食餌療法用の調製品(小売用のもので正味重量が二五〇グラム以下の容器入りにしたものに限る)をいう。この場合において、調味、保存その他の目的のために当該調製品に追加した少量の構成成分は考慮しないものとし、当該調製品が少量の野菜の目に見える程度の細片を含有するかしないかを問わない。同号は、第二二・〇五項の他のいかなる号にも優先する。	二〇%
	2 第二二・〇七・一〇号において「均質調製果実」とは、微細に均質化した果実から成る育児食用又は食餌療法用の調製品(小売用のもので正味重量が二五〇グラム以下の容器入りにしたものに限る)をいう。この場合において、調味、保存その他の目的のために当該調製品に追加した少量の構成成分は考慮しないものとし、当該調製品が少量の果実の目に見える程度の細片を含有するかしないかを問わない。同号は、第二二・〇七項の他のいかなる号にも優先する。	二〇%
二〇〇一・一〇	食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をした野菜、果実、ナットその他植物の食用の部分	三五%
二〇〇一・二〇	きゅうり及びガーキン	二五%
二〇〇一・九〇	一 砂糖を加えたもの	三五%
	二 その他のもの	二五%
	一 砂糖を加えたもの	三五%
	二 その他のもの	二五%
	一 砂糖を加えたもの	三五%
	二 その他のもの	二五%

二〇・二二	調製し又は保存に適する処理をしたトマト（食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。）	二五%
二〇〇二・一〇	トマト（全形のもの及び断片状のものに限る。）	二五%
二〇〇二・九〇	その他のもの	二五%
二〇・三三	一 砂糖を加えたもの	三五%
	二 その他のもの	二五%
二〇〇三・一〇	調製し又は保存に適する処理をしたきのこと及びトリフ（食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。）	三五%
	きのこと	三五%
	一 砂糖を加えたもの	三五%
	二 その他のもの	二五%
二〇〇三・二〇	トリフ	二五%
二〇・四四	調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜（冷凍したものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。）	一〇%
二〇〇四・一〇	ばれいしょ	二五%
	一 単に加熱による調理をしたもの	二五%
	二 その他のもの	二五%
二〇〇四・九〇	その他の野菜及び野菜を混合したもの	三五%
	一 砂糖を加えたもの	二五%
二〇・五五	二 その他のもの	二五%
二〇〇五・一〇	調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜（冷凍したものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。）	三五%
	均質調製野菜	二五%
	一 砂糖を加えたもの	三五%
二〇〇五・二〇	二 その他のもの	二五%
	ばれいしょ	二五%
二〇〇五・三〇	一 マッシュポテト及びポテトフレック	二五%
	二 その他のもの	二五%
二〇〇五・四〇	サワークラウト	二五%
	一 砂糖を加えたもの	三五%
	二 その他のもの	二五%
二〇〇五・五〇	えんどう（ビスマ・サティザム）	二五%
	一 砂糖を加えたもの	三五%
	二 その他のもの	二五%
二〇〇五・五一	ささげ属又はいんげんまめ属の豆	二五%
	一 砂糖を加えたもの	三五%
	二 その他のもの	二五%
	さやを除いた豆	二五%
	一 砂糖を加えたもの	三五%
	二 その他のもの	二五%
二〇〇五・五九	二 その他のもの	二五%
	一 砂糖を加えたもの	三五%
二〇〇五・六〇	二 その他のもの	二五%
二〇〇五・七〇	アスパラガス	二五%
二〇〇五・八〇	オリブ	二五%
	スリートコーン（ゼマ・マニス変種サカラタ）	二五%
	一 砂糖を加えたもの	三五%
	二 その他のもの	二五%
二〇〇五・九〇	その他の野菜及び野菜を混合したもの	三五%
	一 砂糖を加えたもの	三五%
	二 その他のもの	二五%
二〇・〇六	砂糖により調製した果実、ナット、果皮その他植物の部分（ドレインしたもの、グラッセのもの及びクリスタライズしたものに限る。）	三五%
二〇〇六・〇〇	二 その他のもの	二五%
二〇・〇七	ジャム、フルーツゼリー、マーマレード、果実又はナット	二五%
	のビニール及び果実又はナットのペースト（加熱による調理をした調製品に限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）	二五%
二〇〇七・一〇	均質調製果実	二五%
	一 砂糖を加えたもの	四〇%
	二 その他のもの	二五%
二〇〇七・九一	かんきつ類の果実	二五%
	一 ジャム、フルーツゼリー及びマーマレード	四〇%
	(一) 砂糖を加えたもの	二五%
	(二) その他のもの	二五%
	二 フルーツビニール及びフルーツペースト	四〇%
	(一) 砂糖を加えたもの	二五%
	(二) その他のもの	二五%
二〇〇七・九九	その他のもの	二五%
	一 ジャム及びフルーツゼリー	四〇%
	(一) 砂糖を加えたもの	二五%
	(二) その他のもの	二五%
	二 フルーツビニール及びフルーツペースト	四〇%
	(一) 砂糖を加えたもの	二五%
	(二) その他のもの	二五%

昭和六十二年五月二十二日 参議院会議録第十二号(その二) 商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律案 三九二

[illegible]

昭和六十二年五月二十二日 参議院會議録第十二号(その二) 商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律案 三九三

[illegible]

参照

(d) 第三〇・〇三項又は第三〇・〇四項の医薬品

(e) 調製香料及び化粧品類(第三三類参照)

2 第二〇類からこの類までにおいてアルコール分は、温度二〇度におけるアルコールの容量分による。

3 第二二・〇二項において「アルコールを含有しない飲料」とは、アルコール分が〇・五%以下の飲料をいう。アルコール飲料は、第二二・〇三項から第二二・〇六項まで又は第二二・〇八項に属する。

号注

1 第二二〇四・一〇号において「スパークリングワイン」とは、温度二〇度における密閉容器内のゲージ圧力が三バール以上のぶどう酒をいう。

二二・〇一	水(天然又は人造の鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものを除く)氷及び雪	一〇%
二二〇一・一〇	鉱水及び炭酸水	無税
二二〇一・九〇	その他のもの	
二二・〇二	水(鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものを除く)その他のアルコールを含有しない飲料(第二二・〇九項の果実又は野菜のジュースを除く)	
二二〇二・一〇	水(鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限り、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限り)	三五%
	一 砂糖を加えたもの	二五%
	二 その他のもの	三五%
二二〇二・九〇	その他のもの	二五%
	一 砂糖を加えたもの	二五%
	二 その他のもの	三五%
二二・〇三	ビール	一リットルにつき七五円
二二〇三・〇〇	ぶどう酒(強化ぶどう酒を含むものとし、生鮮のぶどうから製造したものに限る)及びぶどう搾汁(第二二・〇九項のものを除く)	一リットルにつき六五〇円
二二〇四・一〇	スパークリングワイン	一リットルにつき四〇〇円
	その他のぶどう酒及びぶどう搾汁でアルコール添加により発酵を止めたもの	一リットルにつき四〇〇円
二二〇四・二一	二リットル以下の容器入りにしたもの	一リットルにつき四〇〇円
二二〇四・二九	その他のもの	一リットルにつき四〇〇円
二二〇四・三〇	その他のぶどう搾汁	一リットルにつき四〇〇円

二二・〇五	一 アルコール分が一%未満のもの	三五%(その率が一キログラムにつき二七円の従量税率より低いときは、当該従量税率)
二二〇五・一〇	二 その他のもの	一リットルにつき四〇〇円
二二〇五・九〇	ベルモットその他のぶどう酒(生鮮のぶどうから製造したもので、植物又は芳香性物質により香味を付けたものに限る)	一リットルにつき一八〇円
	ニリットル以下の容器入りにしたもの	
	その他のもの	
	一 アルコール分が一%未満のもの	三五%(その率が一キログラムにつき二七円の従量税率より低いときは、当該従量税率)
二二・〇六	二 その他のもの	一リットルにつき一八〇円
二二〇六・〇〇	その他の発酵酒(例えば、りんご酒、なし酒及びミード)	三五%(その率が一キログラムにつき二七円の従量税率より低いときは、当該従量税率)
	一 アルコール分が一%未満のもの	三五%(その率が一キログラムにつき二七円の従量税率より低いときは、当該従量税率)
二二・〇七	二 その他のもの	一リットルにつき二二〇円
二二〇七・一〇	(一) 清酒及び濁酒	一リットルにつき一六〇円
	(二) その他のもの	一リットルにつき一六〇円
二二〇七・二〇	エチルアルコール(変性させてないものでアルコール分が八〇%以上のものに限り)及び変性アルコール(アルコール分が八〇%以上のものに限り)	五〇%
	一 アルコール分が九〇%以上のもの	一リットルにつき七〇円
	二 その他のもの	一リットルにつき七〇円
	変性アルコール(アルコール分がいかに問わない。)	一リットルにつき七〇円

昭和六十二年五月二十二日 参議院會議録第十二号(その二) 商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律案 三九七

[illegible]

二四・〇三	その他の製造たばこ及び製造たばこ代用品 シートたばこ並びにたばこのエキスを及ぶエッセンス
二四〇三・一〇	喫煙用たばこ（たばこ代用品を含有するかしないかを問わないものとし、その含有量のいかんを問わない）
	一 パイプたばこ
	二 その他のもの
	その他のもの
二四〇三・九一	シートたばこ
二四〇三・九九	その他のもの
	一 たばこのエキスを及ぶエッセンス
	二 その他のもの

第五部 鉱物性生産品

第二五類 塩、硫黄、土石類、プラスチック、石灰及びセメント

注

- この類の物品は、文脈又は4の規定により別に解釈される場合を除くほか、粗のもの、洗つたもの（構造を変化させることなく化学物質により不純物を除いたものを含む）、破碎し、粉碎し、粉状に又はふるい分けしたもの及び浮遊選鉱、磁気選鉱その他の機械的又は物理的な方法により選鉱したもの（結晶法により選鉱したものを除く）に限るものとし、焼き、混合し又は各項において定める処理方法を超えて加工したものを含まない。
- この類の物品には、アンチダステイング剤を加えたもの（これを加えることにより特定の用途に適するようにしたものを除く）を含む。
- この類には、次の物品を含まない。
 - 昇華硫黄、沈降硫黄及びコロイド硫黄（第二八・〇二項参照）
 - アースカラーで三酸化二鉄として計算した化合鉄分が全重量の七〇%以上のもの（第二八・二二項参照）
 - 第三〇類の医薬品その他の物品
 - 調製香料及び化粧品類（第三三類参照）
 - 舗装用の石、緑石及び敷石（第六八・〇一項参照）、モザイクキューブその他これに類する物品（第六八・〇二項参照）並びに屋根用、上張り用又は防湿層用のスレート（第六八・〇三項参照）
 - 貴石及び半貴石（第七一・〇二項及び第七一・〇三項参照）
 - 第三八・二三項の塩化ナトリウム又は酸化マグネシウムを培養した結晶（一個の重量が二・五グラム以上のものに限るものとし、光学用品を除く）及び塩化ナトリウム又は酸化マグネシウムから製造した光学用品（第九〇・〇一項参照）
 - ピリヤードチョーク（第九五・〇四項参照）
 - テラーズチョーク及び筆記用又は図面用のチョーク（第九六・〇九項参照）
- 第二五・一七項及びこの類の他の項に同時に属するとみられる物品は、第二五・一七項

第五・三〇項には、蛭石、真珠岩及び軽泥岩（膨脹させてないものに限る）、アースカラー（焼いてあるかないか又は相互に混合してあるかないかを問わない）、天然の雲母酸化鉄、こはく、海泡石（磨いてあるかないかを問わない）、板状、棒状その他これらに類する形状に凝結させたこはく及び海泡石（凝結されたものにあつては、成形後に加工したものを除く）、黒玉、ストロンチアナイト（焼いてあるかないかを問わないものとし、酸化ストロンチウムを除く）並びに陶磁製品の破片を含む。

二五・〇一	塩(食卓塩及び変性させた塩を含むものとし、水溶液であるかないかを問わない。純塩化ナトリウム(水溶液であるかないかを問わない)及び海水)	無税
二五・〇二	酸化鉄鉱(焼いてないものに限る。)	無税
二五・〇三	硫黄(昇華硫黄、沈降硫黄及びコロイド硫黄を除く。)	一〇%
二五・〇四	粗のものと及び精製してないもの	一〇%
二五・〇五	その他のもの	無税
二五・〇六	天然黒鉛	無税
二五・〇七	粉状又はフレーク状のもの	無税
二五・〇八	その他のもの	無税
二五・〇九	天然の砂(着色してあるかないかを問わないものとし、第二六類の砂状の金属鉱を除く。)	無税
二五・一〇	けい砂	無税
二五・一一	その他のもの	無税
二五・一二	石英(天然の砂を除く。)及びけい岩(粗削りしてあるかないか又はこのきざりでひくことその他の方法により長方形(正方形を含む)の塊状若しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない。)	無税
二五・一三	石英	無税
二五・一四	けい岩	無税
二五・一五	粗のものと及び粗削りしたもの	無税
二五・一六	その他のもの	無税
二五・一七	カオリンその他のカオリン系粘土(焼いてあるかないかを問わない。)	無税
二五・一八	その他の粘土、アンダーサイト、カイアナイト及びシリマナイト(焼いてあるかないかを問わないものとし、第六八・〇六項のエキスパンデッドクレイを除く。)並びにムライト、シャモット及びダイナスアース	無税
二五・一九	ペントナイト	無税
二五・二〇	デカラライジングアース及びフリーザーズアース	無税

耐火粘土	二五〇八・三〇
その他の粘土	二五〇八・四〇
アンダルーサイト、カイアナイト及びシリマナイト	二五〇八・五〇
ムライト	二五〇八・六〇
シャモット及びダイナスアース	二五〇八・七〇
白亜	二五〇九
天然のりん酸カルシウム及びりん酸アルミニウムカルシウム並びにりん酸塩を含有する白亜	二五〇九・〇〇
粉碎してないもの	二五・一〇
粉碎したもの	二五・一〇・二〇
天然の硫酸バリウム(重晶石)及び天然の炭酸バリウム(毒重石。焼いてあるかないかを問わないものとし、第二八・一六項の酸化バリウムを除く。)	二五・一一
天然の硫酸バリウム(重晶石)	二五・一一・一〇
天然の炭酸バリウム(毒重石)	二五・一一・二〇
けいそう土その他これに類するけい酸質の土(見掛け比重が一以下のものに限るものとし、焼いてあるかないかを問わない。)	二五・一二
コランダム、ガーネットその他の研磨用の材料(天然のものに限るものとし、熱処理をしてあるかないかを問わない。)	二五・一二・〇〇
パミスストーン及びエメリー	二五・一二・一〇
粗のもの及び不規則な形状のもの(破碎したもの(ピムスキー)を含む。)	二五・一三
その他のもの	二五・一三・一〇
エメリー、天然のコランダム、天然のガーネットその他の天然の研磨用の材料	二五・一三・一九
粗のもの及び不規則な形状のもの	二五・一三・二一
その他のもの	二五・一三・二九
スレート(粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形(正方形を含む。))の塊状若しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない。)	二五・一四
大理石、トラバーチン、エコーシンその他の石碑用又は建築用の石灰質の岩石(見掛け比重が二・五以上のものに限り、粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形(正方形を含む。))の塊状若しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない。)	二五・一四・〇〇
ラバスター(粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形(正方形を含む。))の塊状若しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない。)	二五・一五

[illegible]

昭和六十二年五月二十二日 参議院會議録第十二号(その二) 商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律案 四〇〇

二五二六・一〇	破砕してなく、かつ、粉状にしてないもの	無税
二五二六・二〇	破砕し又は粉状にしたもの	無税
二五二七		無税
二五二七・〇〇	天然の水晶石及びチオライト	無税
二五二八	天然のほう酸塩及びその精鉱(焼いてあるかないかを問わな いものとし、天然かん水から分離したものを除く)並びに 天然のほう酸でオルトほう酸の含有量が乾燥状態において全 重量の八五%以下のもの	無税
二五二八・一〇	天然のほう酸ナトリウム	無税
二五二八・九〇	その他のもの	無税
二五二九	長石、白榴石、ネフェリン、ネフェリンサイアナイト及び はたる石	無税
二五二九・一〇	長石	無税
二五二九・二二	はたる石	無税
二五二九・三〇	ふつ化カルシウムの含有量が全重量の九七%以下のもの	無税
二五三〇・一〇	ふつ化カルシウムの含有量が全重量の九七%を超える もの	無税
二五三〇・二〇	白榴石、ネフェリン及びネフェリンサイアナイト	無税
二五三〇・三〇	鉱物(他の項に該当するものを除く。)	無税
二五三〇・四〇	蛭石、真珠岩及び緑泥岩(膨脹させてないものに限る。)	無税
二五三〇・五〇	キーゼル石及び沸利塩(天然の硫酸マグネシウム)	無税
二五三〇・六〇	アースカラー	無税
二五三〇・七〇	天然の雲母酸化鉄	無税
二五三〇・八〇	その他のもの	無税
二五三〇・九〇		無税

二六〇一	鉄鉱(精鉱及び焼いた硫化鉄を含む。)	無税
二六〇一・一一	鉄鉱(精鉱を含むものとし、焼いた硫化鉄を除く。)	無税
二六〇一・一二	凝結させてないもの	無税
二六〇一・二〇	凝結させたもの	無税
二六〇二	焼いた硫化鉄	無税
二六〇二・〇〇		無税
二六〇三	マンガン鉄(精鉱を含む。及び含マンガン鉄(精鉱を含む ものとし、マンガンの含有量が乾燥状態において全重量の 二〇%以上のものに限る。)	無税
二六〇三・〇〇	銅鉄(精鉱を含む。)	無税
二六〇四	ニッケル鉄(精鉱を含む。)	無税
二六〇四・〇〇		無税
二六〇五	コバルト鉄(精鉱を含む。)	無税
二六〇五・〇〇		無税
二六〇六	アルミニウム鉄(精鉱を含む。)	無税
二六〇六・〇〇		無税
二六〇七	鉛鉄(精鉱を含む。)	無税
二六〇七・〇〇		無税
二六〇八	亜鉛鉄(精鉱を含む。)	無税
二六〇八・〇〇		無税
二六〇九	すず鉄(精鉱を含む。)	無税
二六〇九・〇〇		無税
二六一〇	クロム鉄(精鉱を含む。)	無税
二六一〇・〇〇		無税
二六一一	タンクステン鉄(精鉱を含む。)	無税
二六一一・〇〇	ウラン鉄及びトリウム鉄(精鉱を含む。)	無税
二六一二	ウラン鉄(精鉱を含む。)	無税
二六一二・二〇	トリウム鉄(精鉱を含む。)	無税
二六一三	モリブデン鉄(精鉱を含む。)	無税
二六一三・一〇	焼いたもの	無税
二六一三・九〇	その他のもの	無税

第二六類 鉱石、スラグ及び灰

注

1 この類には、次の物品を含まない。

(a) スラグその他工業において生ずるこれらに類するくずでマカダムとして調製したもの
(第二五・一七項参照)

(b) 天然の炭酸マグネシウム(マグネサイト。焼いてあるかないかを問わない。第二五・
一九項参照)

(c) 第三一類の塩基性スラグ

(d) スラグウール、ロックウールその他これらに類する鉱物性ウール(第六八・〇六項参
照)

(e) 貴金属のくず及び貴金属を張った金属のくず(第七一・一二項参照)

(f) 製錬工程において製造される銅、ニッケル又はコバルトのマット(第一五部参照)

2 第二六・〇一項から第二六・一七項までにおいて「鉄」とは、水銀又は第二八・四四項、

第一四部若しくは第一五部の金属を採取するために冶金工業において実際に使用する種類
の鉱物(冶金用以外の用途に供するものを含む。)をいう。ただし、第二六・〇一項から
第二六・一七項までには、冶金工業において通常行わない工程を経た鉱物を含まない。
3 第二六・二〇項には、工業において金属の採取又は金属化合物の製造原料に使用する種
類の灰及び残留物のみを含む。

二六・一四	チタン鉱(精鉱を含む。)	無税
二六・一四・〇〇	ニオブ鉱、タンタル鉱、バナジウム鉱及びジルコニウム鉱(精鉱を含む。)	無税
二六・一五	ジルコニウム鉱(精鉱を含む。)	無税
二六・一五・一〇	その他のもの	無税
二六・一五・九〇	貴金属鉱(精鉱を含む。)	無税
二六・一六	銀鉱(精鉱を含む。)	無税
二六・一六・一〇	その他のもの	無税
二六・一六・九〇	その他の鉱(精鉱を含む。)	無税
二六・一七	アンチモン鉱(精鉱を含む。)	無税
二六・一七・一〇	その他のもの	無税
二六・一七・九〇	その他のもの	無税
二六・一八	粒状スラグ(スラグサンド。鉄鋼製造の際に生ずるものに 限る。)	無税
二六・一八・〇〇	スラグ、ドロス(粒状スラグを除く。)、スケールその他の くず(鉄鋼製造の際に生ずるものに限る。)	無税
二六・一九	灰及び残留物(金属又はその化合物を含有するものに限る ものとし、鉄鋼製造の際に生ずるものを除く。)	無税
二六・二〇	亜鉛を主成分とするもの	無税
二六・二〇・一一	ヘッドジังก์スペルター	無税
二六・二〇・一二	その他のもの	無税
二六・二〇・一九	鉛を主成分とするもの	無税
二六・二〇・二〇	銅を主成分とするもの	無税
二六・二〇・三〇	アルミニウムを主成分とするもの	無税
二六・二〇・四〇	バナジウムを主成分とするもの	無税
二六・二〇・五〇	その他のもの	無税
二六・二〇・九〇	その他のスラグ及び灰(海草の灰(ケルプ)を含む。)	無税
二六・二一	第二七類 鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱 物性ろう	無税

注

- 1 この類には、次の物品を含まない。
- (a) 化学的に単一の有機化合物(第二七・一一項の純粋なメタン及びプロパンを除く。)
- (b) 第三〇・〇三項又は第三〇・〇四項の医薬品
- (c) 第三三・〇一、第三三・〇二項又は第三八・〇五項の混合不飽和炭化水素
- 2 第二七・一〇項において石油及び歴青油には、石油及び歴青油のほか、その製法を問わ
ず、これらに類する物品及び主として混合不飽和炭化水素から成る物品で、非芳香族成分

の重量が芳香族成分の重量を超えるものを含む。

ただし、同項の石油及び歴青油には、減圧蒸留法により蒸留した場合において、一〇一
ミリメートルに換算したときの温度三〇〇度における留出容量が全容量の六〇%未満の液
状の合成ポリオレフィンを含まない(第三九類参照)。

号注

- 1 第二七・〇一・一一号において「無煙炭」とは、無水無硫物質ベースでの揮発分が一四%以
下の石炭をいう。
- 2 第二七・〇一・一二号において「歴青炭」とは、無水無硫物質ベースでの揮発分が一四%を
超え、含水無硫物質ベースでの発熱量が一キログラムにつき五、八三三キロカロリー以上
の石炭をいう。
- 3 第二七・〇七・一〇号、第二七・〇七・二〇号、第二七・〇七・三〇号、第二七・〇七・四〇号
及び第二七・〇七・六〇号において「ベンゾール」、「トルオール」、「キシロール」、「ナフタ
レン」又は「フェニール」とは、それぞれ、ベンゼン、トルエン、キシレン、ナフタレン又
はフェニールの含有量が全重量の五〇%を超える物品をいう。

備考

- 1 第二七・一〇・〇〇号の細分の次の用語については、それぞれ次に定めるところによる。
- (a) 「揮発油」とは、政令で定める分留性状の試験方法による減失量加算九〇%留出温度が
二〇〇度以下の石油及び歴青油をいう。
- (b) 「灯油」とは、政令で定める分留性状の試験方法による九五%留出温度が三二〇度以下
の石油及び歴青油(ア)のものを除く。をいう。
- (c) 「軽油」とは、政令で定める分留性状の試験方法による九〇%留出温度が三五〇度以下
で、かつ、温度一五度における比重が〇・八七五以下の石油及び歴青油(ア)又は(イ)の
もの及び温度一五度における比重が〇・八三以上で政令で定める試験方法による一〇%
残留の残留炭素分の当該残留油に対する重量割合が〇・二%以上のものを除く。をいう。
- (d) 「重油」とは、引火点が温度一三〇度以下(蒸留残留油にあつては、引火点が温度一三〇
度を超えるものを含む。)(イ)の石油又は歴青油で、一般に燃料として使用するもの(ア)から
(イ)までのものを除く。をいう。
- (e) 「潤滑油」とは、引火点が温度一三〇度を超える石油及び歴青油のうち、アスファルテ
ンの含有量が水分を除いた全重量の一%以下のもの(イ)のものを除く。をいう。
- (f) 「粗油」とは、次のいずれかに該当する石油又は歴青油で一般に製油(蒸留その他の物
理的方法により石油又は歴青油を二以上の石油又は歴青油の成分に分離することを行
い、(イ)のものにあつては、洗浄その他の方法により不純物を除去することを含む。)(イ)の原
料として使用するもの(ア)から(イ)までのものを除く。をいう。
- (i) 原油を蒸留してその軽質留分を除いたもので、通常抜頭原油と称するもの
- (ii) 特定の種類の石油又は歴青油と異種の石油又は歴青油(原油を除く。)(イ)の混合物
(iii) 含ろう留出油で流動点が温度二五度を超えるもの
- (iv) 潤滑油再製用の廃油(使用したものに限る。)

二七・〇一	石炭及び練炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したもの	無税	二七・〇八	ピッチ及びピッチコークス(コールタールその他の鉱物性タールから得たものに限る。)	無税
二七〇一・一一	石炭(粉状にしてあるかないかを問わないものとし、凝結させたものを除く。)	無税	二七〇八・二〇	ピッチ	無税
二七〇一・二二	無煙炭	無税	二七〇九・二〇	ピッチコークス	五%
二七〇一・二九	歴青炭	無税	二七〇九・〇〇	石油及び歴青油(原油に限る。)	一〇%
二七〇一・二〇	その他の石炭	一〇%	二七・一〇	石油及び歴青油(原油を除く。並びにこれらの調製品(石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以上のもの、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。)	一〇%
二七・〇二	練炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したもの	無税	二七・〇〇	一 石油及び歴青油(石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五%未満のものを含む。)	一〇%
二七〇二・一〇	亜炭(凝結させてあるかないかを問わないものとし、黒玉を除く。)	無税		(一) 揮発油	一〇%
二七〇二・二〇	亜炭(粉状にしてあるかないかを問わないものとし、凝結させたものを除く。)	無税		A 低重合度の混合アルキレン	二〇%
二七・〇三	亜炭(凝結させたものに限る。)	無税		B 政令で定める分留性状の試験方法による減失量加算五%留出温度と減失量加算九五%留出温度との温度差が二度以内のもの(低重合度の混合アルキレンを除く。)	二〇%
二七〇三・〇〇	泥炭(ピートリッターを含むものとし、凝結させてあるかないかを問わない。)	無税		C その他のもの	一〇%
二七・〇四	コークス及び半成コークス(石炭、亜炭又は泥炭から製造したものに限るものとし、凝結させてあるかないかを問わない。)	無税		(a) 航空機用のもの(アンチノック剤を加えてないものを含む。)	一〇%
二七〇四・〇〇	石炭ガス、水性ガス、発生炉ガスその他これらに類するガス(石油ガスその他のガス状炭化水素を除く。)	五%		(b) その他のもの	一〇%
二七・〇五	石炭ガス、水性ガス、発生炉ガスその他これらに類するガス(石油ガスその他のガス状炭化水素を除く。)	五%		(二) 灯油	一〇%
二七〇六・〇〇	石炭、亜炭又は泥炭を乾留して得たタールその他の鉱物性タール(再生タールを含むものとし、脱水してあるかないか又は蒸留により成分の一部を除いてあるかないかを問わない。)	無税		A 低重合度の混合アルキレン	一〇%
二七・〇七	高温コールタールの蒸留物及びこれに類する物品で芳香族成分の重量が非芳香族成分の重量を超えるもの	無税		B その他のもの	一〇%
二七〇七・一〇	ベンゾール	五%		(三) 軽油	一〇%
二七〇七・二〇	トルオール	五%		(四) 重油及び粗油	一〇%
二七〇七・三〇	キシロール	五%		A 温度一五度における比重が〇・九〇三七以下のもの	一〇%
二七〇七・四〇	ナフタレン	五%		B 温度一五度における比重が〇・九〇三七を超え〇・九二七三以下のもの	一〇%
二七〇七・五〇	その他の芳香族炭化水素混合物で、ASTM D 八六の方法による温度二五〇度における減失量加算留出容量が全容量の六五%以上のもの	一〇%			一〇%
二七〇七・六〇	フェノール	一五%			一〇%
二七〇七・九一	その他のもの	一〇%			一〇%
二七〇七・九九	クレオソート油	五%			一〇%
二七〇七・九九	その他のもの	一〇%			一〇%

二七・一四	天然ピチューメン、天然アスファルト、歴青質頁岩、油母頁岩、タールサンド、アスファルタイト及びアスファルチック	二〇%
二七・一四・一〇	歴青質頁岩、油母頁岩及びタールサンド	無税
二七・一四・九〇	その他のもの	無税
二七・二一	潤滑油（流動パラフィンを含む。）	三〇%
二七・二一・一〇	石油ガスその他のガス状炭化水素	三〇%
二七・二一・一一	天然ガス	二〇%
二七・二一・一二	プロパン	二〇%
二七・二一・一三	ブタン	二〇%
二七・二一・一四	エチレン、プロピレン、ブチレン及びブタジエン	二〇%
二七・二一・一九	その他のもの	二〇%
二七・二一・二〇	ガス状のもの	二〇%
二七・二一・二一	天然ガス	二〇%
二七・二一・二九	その他のもの	二〇%
二七・二二・一〇	ペトロラタム並びにブラフィンろう、ミクロクリスタリン石油ワックス、スラックワックス、オゾケライト、モンタナろう、泥炭ろうその他の鉱物性ろう及びこれらに類する物品で合成その他の方法により得たもの（着色してあるかないかを問わない。）	二〇%
二七・二二・二〇	ペトロラタム	二〇%
二七・二二・二〇	パラフィンろう（油の含有量が全重量の〇・七五%未満のものに限る。）	一五%
二七・二二・九〇	その他のもの	一五%
二七・二三	石油コークス、石油アスファルトその他の石油又は歴青油の残留物	五%
二七・二三・一一	石油コークス	五%
二七・二三・一二	焼いてないもの	五%
二七・二三・二〇	焼いたもの	無税
二七・二三・九〇	石油アスファルト	無税
二七・二四	その他の石油又は歴青油の残留物	二〇%
二七・二四・一〇	潤滑油を溶剤により精製する際に生ずる副生抽出物（流動点が温度三五度以下のものに限る。）	無税
二七・二四・九〇	その他のもの	無税

C 温度一五度における比重が〇・九二七三を超え
るもの

(四) 潤滑油（流動パラフィンを含む。）

(四) その他のもの

二 その他のもの

石油ガスその他のガス状炭化水素

液化したもの

天然ガス

プロパン

ブタン

エチレン、プロピレン、ブチレン及びブタジエン

その他のもの

ガス状のもの

天然ガス

その他のもの

ペトロラタム並びにブラフィンろう、ミクロクリスタリン石油ワックス、スラックワックス、オゾケライト、モンタナろう、泥炭ろうその他の鉱物性ろう及びこれらに類する物品で合成その他の方法により得たもの（着色してあるかないかを問わない。）

ペトロラタム

パラフィンろう（油の含有量が全重量の〇・七五%未満のものに限る。）

その他のもの

石油コークス、石油アスファルトその他の石油又は歴青油の残留物

石油コークス

焼いてないもの

焼いたもの

石油アスファルト

その他の石油又は歴青油の残留物

潤滑油を溶剤により精製する際に生ずる副生抽出物（流動点が温度三五度以下のものに限る。）

その他のもの

天然ピチューメン、天然アスファルト、歴青質頁岩、油母頁岩、タールサンド、アスファルタイト及びアスファルチック

歴青質頁岩、油母頁岩及びタールサンド

その他のもの

潤滑油（流動パラフィンを含む。）

石油ガスその他のガス状炭化水素

液化したもの

天然ガス

プロパン

ブタン

エチレン、プロピレン、ブチレン及びブタジエン

その他のもの

ガス状のもの

天然ガス

その他のもの

一キロリット
ルにつき五七
〇円

二七・一五

二七・一五・〇〇

歴青質混合物（天然アスファルト、天然ピチューメン、石油アスファルト、鉱物性タール又は鉱物性タールピッチをもととしたものに限る。例えば、マスチック及びカッチをバック）

五%

第六部 化学工業（類似の工業を含む。）の生産品

注

1 (a) 第二八・四四項又は第二八・四五項に該当する物品は、放射性鉱物を除くほか、当該各項に属するものとし、この表の他の項には属しない。

(b) 第二八・四三項又は第二八・四六項に該当する物品は、(a)の物品を除くほか、当該各項に属するものとし、この表の他の項には属しない。

2 投与量又は小売用にしたことにより第三〇・〇四項から第三〇・〇六項まで、第三二・一二項、第三三・〇三項から第三三・〇七項まで、第三五・〇六項、第三七・〇七項又は第三八・〇八項のいずれかに属するとみられる物品は、1の物品を除くほか、当該各項に属するものとし、この表の他の項には属しない。

3 以上の独立した構成成分（その一部又は全部がこの部に属し、かつ、この部又は第七部の生産品を得るために相互に混合するものに限る。）から成るセットにした物品は、当該構成成分が次のすべての要件を満たす場合に限り、当該生産品に属する項に属する。

(a) 取りそろえた状態からみて、詰替えることなく共に使用するためのものであることが明らかに認められること。

(b) 共に提示するものであること。

(c) 当該構成成分の性質又は相対的な量の比のいずれかにより互いに補充し合うものであることが認められること。

第二八類 無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物

注

1 この類には、文脈により別に解釈される場合を除くほか、次の物品のみを含む。

(a) 化学的に単一の元素及び化合物（不純物を含有するかもしれないかを問わない。）

(b) (a)の物品の水溶液

(c) (a)の物品を水以外の溶媒に溶かしたもの（当該溶媒に溶かすことが安全又は輸送のため通常行われ、かつ、必要な場合に限るものとし、特定の用途に適するようにしたものを除く。）

(d) (a)又は(c)の物品で、保存又は輸送のために必要な安定剤を加えたもの

(e) (a)、(b)、(c)又は(d)の物品で、アンチダスター剤又は識別を容易にするため若しくは安全のための着色料を加えたもの（特定の用途に適するようにしたものを除く。）

2 この類には、炭素化合物にあつては、亜二チオン酸塩及びスルホキシド酸塩、有機安定剤を加えたもの（第二八・三一項参照）、無機塩基の炭酸塩及びペルオキシ炭酸塩（第二八・三六項参照）、無機塩基のシアニ化物、シアニ化酸化物及びシアノ錯塩（第二八・三七

四〇四

八四) 及び原子番号が八四を超えるすべての元素

二八〇四・五〇
ほう素及びテルル
一五

円盤状、ウエハ―状その他これらに類する形状に切つたものは第三八・一八項に属する

7 第二八・四八項には、りんの含有量が全重量の一五%を超えるりん銅を含む

8 元素(例えば、けい素及びセレン)を電子工業用にドーブ処理したもののうち

により製造したままの形状のもの及び円柱状又は棒状のものはこの類に属する

円盤狀、ウエハ―狀その他これらに類する形狀に切つたものは第三八・一八項

第二章 元案

第一節 元素

二万・〇一
二八〇一
二〇
盧素
城素
身素人乙
〇一素

二 八〇 ・ 二〇	=	二 元 一 ・ 〇
たう案		増素

二八〇一・三〇
二八〇一・三〇

よみ素
ふの素及ふ見素

$\frac{2}{\pi} \cdot \frac{\pi}{2}$

二万・三
二八〇三
早稲 稈煮、
乾草 稈煮、
及 干草 稈煮

二万〇〇〇
・〇〇
昇事研査 必降研査入乙二〇一研査

二万・〇三

二
ア
〇
三
・
〇
〇
炭素(カーボン)フラスコその他の物の形質の炭素で
該当するものを除く。

二八・〇四

水素、希ガスその他の非金属元素

二八〇四・一〇 水素

希ガス

二八〇四・二一
アルゴン

二八〇四・二九

その他のもの

一 ヘリウム

二 其他のもの

二八〇四・三〇 窒素

二八〇四・四〇
酸素

二八〇四・五〇
ほう素及びテルル

[illegible]

昭和六十二年五月二十二日 参議院会議録第十二号(その二) 商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律案 四〇五

昭和六十二年五月二十二日 参議院会議録第十二号(その二) 商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律案 四〇六

二八二〇・一〇	二酸化マンガ	一五%	二八・二七	塩化物、塩化酸化物、塩化水酸化物、臭化物、臭化酸化物、 臭化カルシウム	無税
二八二〇・九〇	その他のもの	一五%	二八二七・一〇	塩化アンモニウム	一五%
二八二一	アースカラーで三酸化二鉄として計算した化合鉄分が全重量の七〇%以上のもの並びに鉄の酸化物及び水酸化物	一五%	二八二七・二〇	その他の塩化物	一五%
二八二一・一〇	鉄の酸化物及び水酸化物	一五%	二八二七・三二	マグネシウムのもの	一五%
二八二一・二〇	アースカラー	一五%	二八二七・三三	アルミニウムのもの	一五%
二八二二・〇〇	コバルトの酸化物及び水酸化物並びに商慣行上酸化コバルトとして取引する物品	無税	二八二七・三四	鉄のもの	一五%
二八二二・三三	チタンの酸化物	一五%	二八二七・三五	コバルトのもの	一五%
二八二三・〇〇	鉛の酸化物、鉛丹及びオレンジ鉛	一五%	二八二七・三六	ニッケルのもの	一五%
二八二四・一〇	一酸化鉛(リサージ)	一八%	二八二七・三七	亜鉛のもの	一五%
二八二四・二〇	鉛丹及びオレンジ鉛	一八%	二八二七・三八	すずのもの	一五%
二八二四・九〇	その他のもの	一〇%	二八二七・三九	バリウムのもの	一五%
二八二五・一〇	ヒドラジン及びヒドロキシルアミン並びにこれらの無機塩及びその他の無機塩基、金属酸化物、金属水酸化物及び金属過酸化物	二〇%	二八二七・四一	塩化酸化物及び塩化水酸化物	一五%
二八二五・二〇	酸化リチウム及び水酸化リチウム	二五%	二八二七・四九	銅のもの	一五%
二八二五・三〇	バナジウムの酸化物及び水酸化物	無税	二八二七・五九	臭化物及び臭化酸化物	一五%
二八二五・四〇	ニッケルの酸化物及び水酸化物	二〇%	二八二七・六〇	ナトリウム又はカリウムの臭化物	二〇%
二八二五・五〇	銅の酸化物及び水酸化物	二〇%	二八・二八	その他のもの	一五%
二八二五・六〇	ゲルマニウムの酸化物及び二酸化ジルコニウム	無税	二八二八・一〇	次亜塩素酸塩、商慣行上次亜塩素酸カルシウムとして取引する物品、亜塩素酸塩及び次亜臭素酸塩	一五%
二八二五・七〇	一 二酸化ゲルマニウム	二〇%	二八二八・九〇	他カルシウムの次亜塩素酸塩	一五%
二八二五・八〇	二 その他のもの	二〇%	二八・二九	その他のもの	一五%
二八二五・九〇	モリブデンの酸化物及び水酸化物	二〇%	二八二九・一一	塩素酸塩、過塩素酸塩、臭素酸塩、過臭素酸塩、よう素酸塩及び過よう素酸塩	一五%
二八二六・一一	アンチモンの酸化物	一五%	二八二九・一九	塩素酸塩	一五%
二八二六・一二	その他のもの	一五%	二八二九・九〇	ナトリウムのもの	一五%
二八二六・一九	第五節 無機酸の金属塩及び金属ペルオキシ塩	一五%	二八・三〇	その他のもの	二〇%
二八二六・二〇	ふつ化物及びフルオロけい酸塩、フルオロアルミン酸塩その他のふつ素錯塩	一五%	二八三〇・一〇	硫化物及び多硫化物	一〇%
二八二六・三〇	ふつ化物	一五%	二八三〇・二〇	ナトリウムの硫化物	一〇%
二八二六・三〇	アンモニウム又はナトリウムのもの	一五%	二八三〇・三〇	硫化亜鉛	一〇%
二八二六・三〇	アルミニウムのもの	一五%	二八三〇・九〇	硫化カドミウム	一〇%
二八二六・九〇	ナトリウム又はカリウムのフルオロけい酸塩	無税		その他のもの	一〇%
	ヘキサフルオロアルミン酸ナトリウム(人造水晶石)	五%		一 三硫化アンチモン	無税
	その他のもの	五%		二 その他のもの	一〇%

二八・三一	亜二チオン酸塩及びスルホキシル酸塩	二八・三一	三ナトリウムのも	二八・三一
二八三一・一〇	ナトリウムのも	二八三一・一〇	カリウムのも	二八三一・一〇
二八三一・九〇	その他のもの	二八三一・九〇	オルトリン酸水素カルシウム(りん酸二カルシウム)	二八三一・九〇
二八・三一	亜硫酸塩及びチオ硫酸塩	二八・三一	カルシウムのも	二八・三一
二八三一・一〇	ナトリウムのも	二八三一・一〇	その他のもの	二八三一・一〇
二八三一・二〇	その他の亜硫酸塩	二八三一・二〇	ポリりん酸塩	二八三一・二〇
二八三一・三〇	チオ硫酸塩	二八三一・三〇	三りん酸ナトリウム(トリポリりん酸ナトリウム)	二八三一・三〇
二八・三一	硫酸塩、みょうばん及びペルオキシ硫酸塩(過硫酸塩)	二八・三一	その他のもの	二八・三一
二八三一・一一	ナトリウムのも	二八三一・一一	炭酸塩、ペルオキシ炭酸塩(過炭酸塩)及び商慣行上炭酸アンモニウムとして取引する物品でカルバミン酸アンモニウムを含有するもの	二八三一・一一
二八三一・一九	硫酸二ナトリウム	二八三一・一九	商慣行上炭酸アンモニウムとして取引する物品その他ア	二八三一・一九
二八三一・二一	その他の硫酸塩	二八三一・二一	炭酸二ナトリウム	二八三一・二一
二八三一・二二	マグネシウムのも	二八三一・二二	一 ソーダ灰	二八三一・二二
二八三一・二三	アルミニウムのも	二八三一・二三	二 その他のもの	二八三一・二三
二八三一・二四	クロムのも	二八三一・二四	炭酸水素ナトリウム(重炭酸ナトリウム)	二八三一・二四
二八三一・二五	ニッケルのも	二八三一・二五	カリウムのも	二八三一・二五
二八三一・二六	銅のも	二八三一・二六	炭酸カルシウム	二八三一・二六
二八三一・二七	亜鉛のも	二八三一・二七	炭酸バリウム	二八三一・二七
二八三一・二九	バリウムのも	二八三一・二九	炭酸鉛	二八三一・二九
二八三一・三〇	その他のもの	二八三一・三〇	その他のもの	二八三一・三〇
二八三一・四〇	みょうばん	二八三一・四〇	リチウムの炭酸塩	二八三一・四〇
二八・三四	ペルオキシ硫酸塩(過硫酸塩)	二八・三四	炭酸ストロンチウム	二八・三四
二八三四・一〇	亜硝酸塩	二八三四・一〇	炭酸ビスマス	二八三四・一〇
二八三四・二一	硝酸塩	二八三四・二一	その他のもの	二八三四・二一
二八三四・二二	カリウムのも	二八三四・二二	シアン化物、シアン酸化物及びシアノ錯塩	二八三四・二二
二八三四・二九	ビスマスのも	二八三四・二九	シアン化物及びシアン酸化物	二八三四・二九
二八・三五	その他のもの	二八・三五	ナトリウムのも	二八・三五
二八・三五・一〇	一 硝酸カルシウム	二八・三五・一〇	その他のもの	二八・三五・一〇
二八・三五・二一	二 硝酸バリウム	二八・三五・二一	シアノ錯塩	二八・三五・二一
二八・三五・二二	三 その他のもの	二八・三五・二二	雷酸塩、シアノ酸塩及びチオシアノ酸塩	二八・三五・二二
二八・三五・二九	ホスフィン酸塩(次亜りん酸塩)、ホスホン酸塩(亜りん酸塩)、りん酸塩及びポリりん酸塩	二八・三五・二九	けい酸塩及び商慣行上アルカリ金属のけい酸塩として取引する物品	二八・三五・二九
二八・三五・三〇	ホスフィン酸塩(次亜りん酸塩)及びホスホン酸塩(亜りん酸塩)	二八・三五・三〇	ナトリウムのも	二八・三五・三〇
二八・三五・三二	りん酸塩	二八・三五・三二	ナトリウムのも	二八・三五・三二
二八・三五・三三	三アンモニウムのも	二八・三五・三三	その他のもの	二八・三五・三三
二八・三五・三四	一 ナトリウム又は二ナトリウムのも	二八・三五・三四		二八・三五・三四

昭和六十二年五月二十二日 参議院會議録第十二号(その二) 商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律案 四〇八

二八三九・二〇	カリウムのもの	一五%	二八四四・二〇	ウラン二三五を濃縮したウラン及びプルトニウム並びにこれらの化合物並びにウラン二三五を濃縮したウラン、プルトニウム又はこれらの化合物を含有する合金、デイスパーシオン(サーメットを含む)、陶磁製品及び混合物	無税
二八三九・九〇	その他のもの	一五%	二八四四・三〇	ウラン二三五を減少させたウラン及びトリウム並びにこれらの化合物並びにウラン二三五を減少させたウラン、トリウム又はこれらの化合物を含有する合金、デイスパーシオン(サーメットを含む)、陶磁製品及び混合物	無税
二八四〇	ほう酸塩及びペルオキシほう酸塩(過ほう酸塩)	無税	二八四四・四〇	放射性元素及び放射性同位元素並びにこれらの化合物(第二八四四・一〇号、第二八四四・二〇号又は第二八四四・三〇号のものを除く)並びにこれらの元素、同位元素又は化合物を含有する合金、デイスパーシオン(サーメットを含む)、陶磁製品及び混合物並びに放射性残留物	無税
二八四〇・一一	無水物	無税	二八四四・五〇	使用済みの原子炉用核燃料要素(カートリッジ)	無税
二八四〇・一九	その他のもの	無税	二八四四・五五	同位元素(第二八・四四項のものを除く)及びその無機又は有機の化合物(化学的に単一であるかないかを問わない)	一〇%
二八四〇・二〇	ペルオキシほう酸塩(過ほう酸塩)	一〇%	二八四五・一〇	重水(酸化重水素)	無税
二八四〇・三〇	オキシ金属酸塩及びペルオキシ金属酸塩	一五%	二八四六・一〇	希土類金属、イットリウム又はスカンジウムの無機又は有機の化合物及びこれらの金属の混合物の無機又は有機の化合物	一五%
二八四一・一〇	アルミン酸塩	一五%	二八四六・九〇	セリウム化合物	一五%
二八四一・二〇	クロム酸塩(亜鉛又は鉛のものに限る。)	一五%	二八四七・〇〇	過酸化水素(尿素により固形化してあるかないかを問わない)	一五%
二八四一・三〇	二クロム酸ナトリウム	一五%	二八四八・一〇	りん化合物(化学的に単一であるかないかを問わないものとし、りん鉄を除く)	一五%
二八四一・四〇	二クロム酸カリウム	一五%	二八四八・九〇	銅のもの(りん銅、りんの含有量が全重量の一五%を超えるものに限る)	一五%
二八四一・五〇	その他のクロム酸塩及び二クロム酸塩並びにペルオキシクロム酸塩	一五%	二八四九・一〇	その他の金属又は非金属のもの	一五%
二八四二・六〇	亜マンガンの酸塩、マンガンの酸塩及び過マンガンの酸塩	一五%	二八四九・二〇	炭化物(化学的に単一であるかないかを問わない)	一〇%
二八四二・七〇	モリブデン酸塩	一五%	二八四九・九〇	カルシウムのもの	一五%
二八四二・八〇	タングステン酸塩(ウォルフラム酸塩)	一五%	二八五〇・〇〇	その他のもの	一五%
二八四二・九〇	その他のもの	一五%	二八五〇・一〇	水素化合物、窒素化合物、アジ化合物、けい化合物及びほう化合物(化学的に単一であるかないかを問わない)	一五%
二八四二・一〇	その他の無機酸塩及びペルオキシ酸塩(アジ化合物を除く)	一五%	二八五〇・二〇		
二八四二・二〇	けい酸の複塩及び錯塩	一五%	二八五〇・三〇		
二八四二・三〇	その他のもの	一五%	二八五〇・四〇		
二八四二・四〇	第六節 その他のもの	一五%	二八五〇・五〇		
二八四二・五〇	貴金属の無機又は有機の化合物(化学的に単一であるかないかを問わない)、コロイド状貴金属及び貴金属のアマルガム	一五%	二八五〇・六〇		
二八四二・六〇	コロイド状貴金属	一〇%	二八五〇・七〇		
二八四二・七〇	銀化合物	一〇%	二八五〇・八〇		
二八四二・八〇	硝酸銀	一〇%	二八五〇・九〇		
二八四二・九〇	その他のもの	一〇%	二八五一・〇〇		
二八四三・一〇	金化合物	一〇%	二八五一・一〇		
二八四三・二〇	その他の化合物及びアマルガム	一〇%	二八五一・二〇		
二八四三・三〇	放射性の元素及び同位元素(核分裂性を有する又は核分裂性物質への転換可能な元素及び同位元素を含む)並びにこれらの化合物並びにこれらの物品を含有する混合物及び残留物	一〇%	二八五一・三〇		
二八四三・四〇	天然ウラン及びその化合物並びに天然ウラン又はその化合物を含有する合金、デイスパーシオン(サーメットを含む)、陶磁製品及び混合物	一〇%	二八五一・四〇		
二八四三・五〇	天然ウラン及びその化合物並びに天然ウラン又はその化合物を含有する合金、デイスパーシオン(サーメットを含む)、陶磁製品及び混合物	一〇%	二八五一・五〇		
二八四三・六〇	天然ウラン及びその化合物並びに天然ウラン又はその化合物を含有する合金、デイスパーシオン(サーメットを含む)、陶磁製品及び混合物	一〇%	二八五一・六〇		
二八四三・七〇	天然ウラン及びその化合物並びに天然ウラン又はその化合物を含有する合金、デイスパーシオン(サーメットを含む)、陶磁製品及び混合物	一〇%	二八五一・七〇		
二八四三・八〇	天然ウラン及びその化合物並びに天然ウラン又はその化合物を含有する合金、デイスパーシオン(サーメットを含む)、陶磁製品及び混合物	一〇%	二八五一・八〇		
二八四三・九〇	天然ウラン及びその化合物並びに天然ウラン又はその化合物を含有する合金、デイスパーシオン(サーメットを含む)、陶磁製品及び混合物	一〇%	二八五一・九〇		
二八四四・一〇	天然ウラン及びその化合物並びに天然ウラン又はその化合物を含有する合金、デイスパーシオン(サーメットを含む)、陶磁製品及び混合物	一〇%	二八五二・〇〇		

二八五・一〇〇
その他の無機化合物(蒸留水、伝導度水その他これらに類する純水を含む)、液体空気(希ガスを除いてあるかないかを問わない)、圧搾空気及びアマルガム(貴金属のアマルガムを除く。)

一五%

第二九類 有機化学品

1 注

この類には、文脈により別に解釈される場合を除くほか、次の物品のみを含む。

- (a) 化学的に単一の有機化合物(不純物を含有するかもしれないかを問わない。)
- (b) 同一の有機化合物の二以上の異性体の混合物(不純物を含有するかもしれないかを問わないものとし、飽和又は不飽和の非環式炭化水素にあつては、立体異性体以外の異性体の混合物(第二七類参照)を除く。)
- (c) 第二九・三六項から第二九・三九項までの物品、第二九・四〇項の糖エーテル及び糖エステル並びにこれらの塩並びに第二九・四一・四二項の物品(この(c)の物品については、化学的に単一であるかないかを問わない。)
- (d) (a)又は(b)の物品の水溶液
- (e) (a)、(b)又は(c)の物品を水以外の溶媒に溶かしたもの(当該溶媒に溶かすことが安全又は輸送のため通常行われ、かつ、必要な場合に限るものとし、特定の用途に適するようにしたものを除く。)
- (f) (a)、(b)、(c)、(d)又は(e)の物品で、保存又は輸送のために必要な安定剤を加えたもの
- (g) (a)、(b)、(c)、(d)、(e)又は(f)の物品で、アンチダスター剤又は識別を容易にするため若しくは安全のための着色料若しくは香気性物質を加えたもの(特定の用途に適するようにしたものを除く。)
- (h) ジアゾニウム塩及びそのカップリング成分並びにジアゾ化することができるアミン及びその塩で、アゾ染料生成用のもののうち標準的な濃度にしたもの

2

この類には、次の物品を含まない。

- (a) 第二五・〇四項の物品及びグリセリン(第一五・二〇項参照)
- (b) エチルアルコール(第二二・〇七項及び第二二・〇八項参照)
- (c) メタン及びプロパン(第二七・一一項参照)
- (d) 第二八類の注2の炭素化合物
- (e) 尿素(第三一・〇二項及び第三一・〇五項参照)
- (f) 植物性又は動物性の着色料(第三一・〇三項参照)、有機合成着色料及び蛍光増白剤又はルミノホアとして使用する種類の合成した有機物(第三二・〇四項参照)並びに小売用の形状又は包装にした染料その他の着色料(第三二・一二項参照)
- (g) 酵素(第三五・〇七項参照)
- (h) メタアルデヒド、ヘキサメチレンテトラミンその他これらに類する物質をタブレット状、棒状その他これらに類する形状にした燃料並びにたばこ用ライター又はこれに類するライターの充てんに使用する種類の液体燃料及び液化ガス燃料(容量が三〇〇立方セ

- (i) シンチメートル以下の容器入りにしたものに限る。(第三六・〇六項参照)
- (j) 第三八・一三項の消火器用の装てん物にし又は消火弾に装てんした物品及び第三八・二三項の小売用の容器入りにしたインキ消し
- (k) 光学用品(例えば、酒石酸エチレンジアミンから製造したもの。第九〇・〇一項参照)

3 この類の二以上の項に属するとみられる物品は、これらの項のうち数字上の配列において最後となる項に属する。

- 4 第二九・〇四項から第二九・〇六項まで、第二九・〇八項から第二九・一一項まで及び第二九・一三項から第二九・二〇項までにおいて、ハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体には、これらの複合誘導体(例えば、スルホハロゲン化誘導体、ニトロハロゲン化誘導体、ニトロスルホン化誘導体及びニトロスルホハロゲン化誘導体)を含む。

ニトロ基及びニトロソ基は、第二九・二九項においては窒素官能基としない。

- 第二九・一一項、第二九・一二項、第二九・一四項、第二九・一八項及び第二九・二二項において酸素官能基は、第二九・〇五項から第二九・二〇項までの酸素を有する有機官能基に限る。

- 5 (a) 第一節から第七節までの酸官能有機化合物とこれらの節の有機化合物とのエステルは、これを構成する酸官能有機化合物又は有機化合物が属する項のうち数字上の配列において最後となる項に属する。

- (b) エチルアルコール又はグリセリンと第一節から第七節までの酸官能有機化合物とのエステルは、これを構成する酸官能有機化合物が属する項に属する。

- (c) 次の塩は、この部の注1及び第二八類の注2のいずれの物品も除くほか、それぞれ次に定めるところによりその所属を決定する。

- (1) 第一節から第一〇節まで又は第二九・四二項の酸官能化合物、フェニール官能化合物、エノール官能化合物、有機塩基その他の有機化合物の無機塩は、これを構成する有機化合物が属する項に属する。

- (2) 第一節から第一〇節まで又は第二九・四二項の有機化合物の相互間の塩は、これを構成する塩基又は酸(フェニール官能化合物及びエノール官能化合物を含む)が属する項のうち数字上の配列において最後となる項に属する。

- (d) 金属アルコラートは、エタノール及びグリセリンの場合を除くほか、これを構成するアルコールが属する項に属する(第二九・〇五項参照)。

- (e) カルボン酸の酸ハロゲン化物は、これを構成するカルボン酸が属する項に属する。

- 6 第二九・三〇項又は第二九・三一項の化合物は、その分子中において酸素、酸素又は窒素の原子のほか硫黄、砒素、水銀、鉛その他の非金属又は金属の原子が炭素原子と直接に結合している有機化合物に限る。

第二九・三〇項(有機硫黄化合物)及び第二九・三一項(その他のオルガノインオルガニック化合物)には、炭素原子と直接に結合している原子が、酸素、酸素又は窒素であり、かつ、スルホン化誘導体又はハロゲン化誘導体(これらの複合誘導体を含む)の特性

昭和六十二年五月二十二日 参議院會議録第十二号(その二) 商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律案 四一〇

を与える硫黄又はハロゲンのみであるものを含まない。

7 第二九・三二項から第二九・三四項までには、エポキシドで三員環のもの、ケトンペルオキシド、アルデヒド又はチオアルデヒドの環式重合体、多塩基カルボン酸の酸無水物、多価アルコール又は多価フェノールと多塩基酸との環式エステル及び多塩基酸のイミドを含まない。

前段の規定は、複素環構造を形成するヘテロ原子が前段の環を形成する基のみに含まれている場合に限り適用する。

号注

1 この類において化合物の誘導体は、当該誘導体が他のいかなる号にも含まれておらず、かつ、関連する号中に「その他のもの」を定める号がない場合には、当該化合物が属する号に属する。

第一節 炭化水素並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ	二九・〇一
非環式炭化水素	二九〇一・一〇
飽和のもの	二九〇一・一一
不飽和のもの	二九〇一・一二
エチレン	二九〇一・一三
プロペン(プロピレン)	二九〇一・一四
ブテン(ブチレン)及びその異性体	二九〇一・一五
ブター―三―ジエン及びイソブレン	二九〇一・一六
その他のもの	二九〇一・一七
環式炭化水素	二九〇一・一八
飽和脂環式炭化水素、不飽和脂環式炭化水素及びシクロ	二九〇一・一九
テルペン炭化水素	二九〇一・二〇
シクロヘキサン	二九〇一・二一
その他のもの	二九〇一・二二
ベンゼン	二九〇一・二三
トルエン	二九〇一・二四
キシレン	二九〇一・二五
オルト―キシレン	二九〇一・二六
メタ―キシレン	二九〇一・二七
パラ―キシレン	二九〇一・二八
キシレン異性体の混合物	二九〇一・二九
スチレン	二九〇一・三〇
エチルベンゼン	二九〇一・三一
クメン	二九〇一・三二

二九〇二・九〇	その他のもの
二九〇三・〇三	一 ナフタレン、メチルナフタレン及びアントラセン
二九〇三・一一	二 その他のもの
二九〇三・一二	炭化水素のハロゲン化誘導体
二九〇三・一三	非環式炭化水素の塩素化誘導体(飽和のものに限る。)
二九〇三・一四	クロロメタン(塩化メチル)及びクロロエタン(塩化エチル)
二九〇三・一五	ジクロロメタン(塩化メチレン)
二九〇三・一六	クロロホルム(トリクロロメタン)
二九〇三・一七	四塩化炭素
二九〇三・一八	一・二―ジクロロエタン(二塩化エチレン)
二九〇三・一九	一・二―ジクロロプロパン(二塩化プロピレン)及びジ
二九〇三・二〇	クロロブタン
二九〇三・二一	その他のもの
二九〇三・二二	非環式炭化水素の塩素化誘導体(不飽和のものに限る。)
二九〇三・二三	塩化ビニル(クロロエチレン)
二九〇三・二四	トリクロロエチレン
二九〇三・二五	テトラクロロエチレン(ペルクロロエチレン)
二九〇三・二六	その他のもの
二九〇三・二七	非環式炭化水素のふつ素化誘導体、臭素化誘導体及びよ
二九〇三・二八	う素化誘導体
二九〇三・二九	非環式炭化水素のハロゲン化誘導体(二以上の異なるハ
二九〇三・三〇	ロゲン原子を有するものに限る。)
二九〇三・三一	飽和脂環式炭化水素、不飽和脂環式炭化水素又はシクロ
二九〇三・三二	テルペン炭化水素のハロゲン化誘導体
二九〇三・三三	一・二・三・四・五・六―ヘキサクロロシクロヘキサ
二九〇三・三四	ン
二九〇三・三五	その他のもの
二九〇三・三六	芳香族炭化水素のハロゲン化誘導体
二九〇三・三七	クロロベンゼン、オルト―ジクロロベンゼン及びパ
二九〇三・三八	ラ―ジクロロベンゼン
二九〇三・三九	ヘキサクロロベンゼン及びDDT(一・一・一―トリ
二九〇三・四〇	クロロ―二・二―ビス(パラ―クロロフェニル)エタン)
二九〇三・四一	その他のもの
二九〇三・四二	炭化水素のスルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロ
二九〇三・四三	ソ化誘導体(ハロゲン化してあるかないかを問わない。)
二九〇三・四四	スルホン基のみを有する誘導体並びにその塩及びエチル
二九〇三・四五	エステル
二九〇三・四六	ニトロ基又はニトロソ基のみを有する誘導体
二九〇三・四七	その他のもの

四一

第二節	アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	
二九・〇五	非環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	
二九〇五・一一	飽和一価アルコール	
二九〇五・一二	メタノール(メチルアルコール)	一五%
二九〇五・一三	プロパン-1-オール(プロピルアルコール)及びプロパン-2-オール(イソプロピルアルコール)	二〇%
二九〇五・一四	ブタン-1-オール(ノルマルブチルアルコール)	二〇%
二九〇五・一五	その他のブタノール	二〇%
二九〇五・一六	ペンタノール(アミルアルコール)及びその異性体 オクタノール(オクチルアルコール)及びその異性体 一 エチルヘキシルアルコール(2-エチルヘキサノール-1-オール)	二〇%
二九〇五・一七	二 その他のもの	二〇%
二九〇五・一九	ドデカン-1-オール(ラウリルアルコール)、ヘキサデカン-1-オール(セチルアルコール)及びオクタデカン-1-オール(ステアрилアルコール)	二〇%
二九〇五・二一	その他のもの	二〇%
二九〇五・二二	不飽和一価アルコール	二〇%
二九〇五・二九	アリルアルコール	二五%
二九〇五・三一	非環式テルペンアルコール	二〇%
二九〇五・三二	その他のもの	二〇%
二九〇五・三三	二価アルコール	二〇%
二九〇五・三四	エチレングリコール(エタンジオール)	二〇%
二九〇五・三五	プロピレングリコール(プロパン-1,2-ジオール)	二〇%
二九〇五・三六	その他のもの	二〇%
二九〇五・三八	その他の多価アルコール	二〇%
二九〇五・三九	二-エチル-2-(ヒドロキシメチル)プロパン-1,3-ジオール(トリメチロールプロパン)	二〇%
二九〇五・四一	ペンタエリトリール	二〇%
二九〇五・四二	マンニトール	二〇%
二九〇五・四三	D-グルシトール(ソルビトール)	二〇%
二九〇五・四四	その他のもの	二〇%
二九〇五・四五	非環式アルコールのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	二〇%
二九〇五・四六	環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	二〇%
二九〇五・四七	飽和脂環式アルコール、不飽和脂環式アルコール及びシクロテルペンアルコール並びにこれらの誘導体	二〇%
二九〇五・四八	芳香族アルコール及びその誘導体	二五%
二九〇五・四九	ベンジルアルコール	二〇%
二九〇五・五〇	その他のもの	二〇%
二九〇五・五一	第三節 フェノール及びフェニールアルコール並びにこれらハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	二五%
二九〇五・五二	フェノール及びフェニールアルコール	二〇%
二九〇五・五三	石炭酸(ヒドロキシベンゼン)及びその塩	二〇%
二九〇五・五四	クレゾール及びその塩	五%
二九〇五・五五	オクタフルフェノール及びニルフルフェノール並びにこれらの異性体並びにこれらの塩	二〇%
二九〇五・五六	キシレンオール及びその塩	五%
二九〇五・五七	ナフトール及びその塩	二〇%
二九〇五・五八	その他のもの	二〇%
二九〇五・五九	多価フェノール	二〇%
二九〇五・六〇	レスルシノール及びその塩	二〇%
二九〇五・六一	ヒドロキノリン(キノール)及びその塩	二〇%
二九〇五・六二	四・四'-イソプロピリデンジフェノール(ビスフェノールA)又はジフェニロールプロパン)及びその塩	二〇%
二九〇五・六三	その他のもの	二〇%
二九〇五・六四	フェニールアルコール	二〇%
二九〇五・六五	フェニール又はフェニールアルコールのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	二〇%
二九〇五・六六	ハロゲン置換基のみを有する誘導体及びその塩	二〇%
二九〇五・六七	スルホン基のみを有する誘導体並びにその塩及びエステル	二〇%
二九〇五・六八	その他のもの	二〇%
二九〇五・六九	第四節 エーテル、アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド、ケトンペルオキシド、エポキシドで三員環のもの、アセタール及びヘミアセタール並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	二〇%

二九・〇九

二九・〇九	エーテル、エーテルアルコール、エーテルフェノール、エーテルアルコールフェノール、アルコキシド、エーテルアルコールオキシド及びケトン（化学的に単一であるかないかを問わない）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体
二九〇九・一一	非環式エーテル並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体
二九〇九・一九	ジエチルエーテル
二九〇九・二〇	その他のもの
二九〇九・三〇	飽和脂環式エーテル、不飽和脂環式エーテル及びシクロテルベンエーテル並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体
二九〇九・四一	芳香族エーテル並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体
二九〇九・四二	エーテルアルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体
二九〇九・四三	又はジギョー
二九〇九・四四	エチレングリコール又はジエチレングリコールのモノブチルエーテル
二九〇九・四九	エチレングリコール又はジエチレングリコールのその他のモノアルキルエーテル
二九〇九・五〇	その他のもの
二九〇九・六〇	エーテルフェノール及びエーテルアルコールフェノール並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体
二九・一〇	アルコキシド、エーテルアルコールオキシド及びケトン、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体
二九一〇・一〇	三員環のエポキシド、エポキシアルコール、エポキシフェノール及びエポキシエーテル並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体
二九一〇・二〇	オキシラン（エチレンオキシド）
二九一〇・三〇	メチルオキシラン（プロピレンオキシド）
二九一〇・九〇	エーテリウム（他の酸素官能基を有するアセタール及びヘミアセタール）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体
二九一一・〇〇	その他のもの
二九一四・一一	メタナール（ホルムアルデヒド）
二九一四・一二	エタナール（アセトアルデヒド）
二九一四・一三	ブタナール（ブチルアルデヒド又はノルマルブチルアルデヒド）
二九一四・一九	その他のもの
二九一四・二一	ペンツアルデヒド
二九一四・二二	その他のもの
二九一四・二三	アルデヒドアルコール
二九一四・二四	アルデヒドエーテル、アルデヒドフェノール及び他の酸素官能基を有するアルデヒド
二九一四・二五	パニリン（四―ヒドロキシ―三―メトキシベンズアルデヒド）
二九一四・二六	エチルパニリン（三―エトキシ―四―ヒドロキシベンズアルデヒド）
二九一四・二七	その他のもの
二九一四・二八	アルデヒドの環式重合体
二九一四・二九	パラホルムアルデヒド
二九一四・三〇	第二九・一二項の物品のハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体
二九一四・三一	第六節 ケトン官能化合物及びキノン官能化合物
二九一四・三二	ケトン及びキノン（他の酸素官能基を有するかないかを問わない）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体
二九一四・三三	非環式ケトン（他の酸素官能基を有しないものに限る。）
二九一四・三四	アセトン
二九一四・三五	ブタノン（メチルエチルケトン）
二九一四・三六	四―メチルペンタン―二―オン（メチルイソブチルケトン）
二九一四・三七	その他のもの
二九一四・三八	飽和脂環式ケトン、不飽和脂環式ケトン及びシクロテルベンケトン（他の酸素官能基を有しないものに限る。）
二九一四・三九	シクロヘキサノン及びメチルシクロヘキサノン
二九一四・四〇	その他のもの
二九一四・四一	その他のもの
二九一四・四二	その他のもの
二九一四・四三	その他のもの
二九一四・四四	その他のもの
二九一四・四五	その他のもの
二九一四・四六	その他のもの
二九一四・四七	その他のもの
二九一四・四八	その他のもの
二九一四・四九	その他のもの
二九一四・五〇	その他のもの
二九一四・五一	その他のもの
二九一四・五二	その他のもの
二九一四・五三	その他のもの
二九一四・五四	その他のもの
二九一四・五五	その他のもの
二九一四・五六	その他のもの
二九一四・五七	その他のもの
二九一四・五八	その他のもの
二九一四・五九	その他のもの
二九一四・六〇	その他のもの
二九一四・六一	その他のもの
二九一四・六二	その他のもの
二九一四・六三	その他のもの
二九一四・六四	その他のもの
二九一四・六五	その他のもの
二九一四・六六	その他のもの
二九一四・六七	その他のもの
二九一四・六八	その他のもの
二九一四・六九	その他のもの
二九一四・七〇	その他のもの
二九一四・七一	その他のもの
二九一四・七二	その他のもの
二九一四・七三	その他のもの
二九一四・七四	その他のもの
二九一四・七五	その他のもの
二九一四・七六	その他のもの
二九一四・七七	その他のもの
二九一四・七八	その他のもの
二九一四・七九	その他のもの
二九一四・八〇	その他のもの
二九一四・八一	その他のもの
二九一四・八二	その他のもの
二九一四・八三	その他のもの
二九一四・八四	その他のもの
二九一四・八五	その他のもの
二九一四・八六	その他のもの
二九一四・八七	その他のもの
二九一四・八八	その他のもの
二九一四・八九	その他のもの
二九一四・九〇	その他のもの
二九一四・九一	その他のもの
二九一四・九二	その他のもの
二九一四・九三	その他のもの
二九一四・九四	その他のもの
二九一四・九五	その他のもの
二九一四・九六	その他のもの
二九一四・九七	その他のもの
二九一四・九八	その他のもの
二九一四・九九	その他のもの
二九一四・一〇〇	その他のもの

二九一四・二三	イオノン及びメチルイオノン	二五%
二九一四・二九	その他のもの	二〇%
二九一四・三〇	芳香族ケトン(他の酸素官能基を有しないものに限る。)	二〇%
二九一四・四一	ケトンアルコール及びケトンアルデヒド	二〇%
二九一四・四九	四―ヒドロキシ―四―メチルペンタン―二―オン(ジ アセトンアルコール)	二〇%
二九一四・五〇	その他のもの	二〇%
二九一四・六一	ケトンフェノール及び他の酸素官能基を有するケトン キノン	二〇%
二九一四・六九	アントラキノン	二〇%
二九一四・七〇	その他のもの	二〇%
二九一五・一一	ハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体 及びニトロソ化誘導体	二〇%
二九一五・一二	第七節 カルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン 化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハ ロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ 化誘導体及びニトロソ化誘導体	二〇%
二九一五・一三	飽和脂環式モノカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲ ン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハ ロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ 化誘導体及びニトロソ化誘導体	二〇%
二九一五・二一	その他のもの	二〇%
二九一五・二二	脂肪酸及びその塩並びに無水酢酸	二〇%
二九一五・二三	酢酸	二〇%
二九一五・二四	酢酸ナトリウム	二〇%
二九一五・二五	酢酸コバルト	二〇%
二九一五・二六	無水酢酸	二〇%
二九一五・二七	その他のもの	二〇%
二九一五・二八	酢酸のエステル	二〇%
二九一五・二九	酢酸エチル	二〇%
二九一五・三〇	酢酸ビニル	二〇%
二九一五・三一	酢酸ノルマル―ブチル	二〇%
二九一五・三二	酢酸イソブチル	二〇%
二九一五・三三	酢酸―二―エトキシエチル	二〇%
二九一五・三四	その他のもの	二〇%
二九一五・三五	モノクロロ酢酸、ジクロロ酢酸及びトリクロロ酢酸並び にこれらの塩及びエステル	二〇%
二九一五・四〇	その他のもの	二〇%
二九一五・五一	プロピオン酸並びにその塩及びエステル	二〇%
二九一五・五二	酪酸及び吉草酸並びにこれらの塩及びエステル	二〇%
二九一五・五三	パルミチン酸及びステアリン酸並びにこれらの塩及びエ ステル	二〇%
二九一五・五四	その他のもの	二〇%
二九一五・五五	不飽和脂環式モノカルボン酸及び環式モノカルボン酸並び にこれらの酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過 酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、 ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	二〇%
二九一五・五六	不飽和脂環式モノカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハ ロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体	二〇%
二九一五・五七	アクリル酸及びその塩	二〇%
二九一五・五八	アクリル酸のエステル	二〇%
二九一五・五九	メタクリル酸及びその塩	二〇%
二九一五・六〇	メタクリル酸のエステル	二〇%
二九一五・六一	オレイン酸、リノール酸及びリノレン酸並びにこれら の塩及びエステル	二〇%
二九一五・六二	その他のもの	二〇%
二九一五・六三	飽和脂環式モノカルボン酸、不飽和脂環式モノカルボン 酸及びシクロテルペンモノカルボン酸並びにこれらの酸 無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこ れらの誘導体	二〇%
二九一五・六四	芳香族モノカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン 化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体	二〇%
二九一五・六五	安息香酸並びにその塩及びエステル	二〇%
二九一五・六六	過酸化ベンゾイル及び塩化ベンゾイル	二〇%
二九一五・六七	フェニル酢酸並びにその塩及びエステル	二〇%
二九一五・六八	その他のもの	二〇%
二九一五・六九	ポリカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸 過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、ス ルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	二〇%
二九一五・七〇	非環式ポリカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン 化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体	二〇%
二九一五・七一	しゅう酸並びにその塩及びエステル	二〇%
二九一五・七二	アジピン酸並びにその塩及びエステル	二〇%
二九一五・七三	アゼライン酸及びセバシン酸並びにこれらの塩及びエ ステル	二〇%
二九一五・七四	無水マレイン酸	二〇%
二九一五・七五	その他のもの	二〇%
二九一五・七六	飽和脂環式ポリカルボン酸、不飽和脂環式ポリカルボン 酸及びシクロテルペンポリカルボン酸並びにこれらの酸 無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこ れらの誘導体	二〇%

二九一七・三一	芳香族ポリカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体	二〇%	二九一八・九〇	その他のもの	二〇%
二九一七・三二	オルトフタル酸ジブチル	二〇%	二九一九・〇〇	第八節 無機酸のエステル及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	二〇%
二九一七・三三	オルトフタル酸ジブチル	二〇%	二九一九・〇〇	その他のもの	二〇%
二九一七・三四	その他のオルトフタル酸エステル	二〇%	二九二〇・一〇	第九節 窒素官能化合物	二〇%
二九一七・三五	無水フタル酸	一五%	二九二〇・九〇	アミン官能化合物	二〇%
二九一七・三六	テレフタル酸及びその塩	二〇%	二九二一・〇一	非環式モノアミン及びその誘導体並びにこれらの塩	二〇%
二九一七・三七	テレフタル酸ジメチル	二〇%	二九二一・一二	メチルアミン、ジメチルアミン及びトリメチルアミン並びにこれらの塩	二〇%
二九一八・一	その他のもの	二〇%	二九二一・一九	ジエチルアミン及びその塩	二〇%
二九一八・一一	カルボン酸(他の酸素官能基を有するものに限る)並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	二五%	二九二一・二二	その他のもの	二〇%
二九一八・一二	アルコール官能のカルボン酸(他の酸素官能基を有するものを除く)並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体	二〇%	二九二一・二九	非環式ポリアミン及びその誘導体並びにこれらの塩	二〇%
二九一八・一三	アルコール官能のカルボン酸(他の酸素官能基を有するものを除く)並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体	二〇%	二九二一・三〇	エチレンジアミン及びその塩	二〇%
二九一八・一四	フェニルグリコール酸(マンデル酸)並びにその塩及びエステル	二〇%	二九二一・四一	ヘキサメチレンジアミン及びその塩	二〇%
二九一八・一五	その他のもの	二〇%	二九二一・四二	その他のもの	二〇%
二九一八・一六	フェニルグリコール酸(マンデル酸)並びにその塩及びエステル	二〇%	二九二一・四三	飽和脂環式モノアミン、不飽和脂環式モノアミン、シクロペンタミン、飽和脂環式ポリアミン、不飽和脂環式ポリアミン及びシクロペンタミン並びにこれらの誘導体並びにこれらの塩	二〇%
二九一八・一七	その他のもの	二〇%	二九二一・四四	芳香族モノアミン及びその誘導体並びにこれらの塩	二〇%
二九一八・一九	一 コール酸	無税	二九二一・四五	アニリン及びその塩	二〇%
二九一八・二一	二 その他のもの	二〇%	二九二一・四六	アニリン誘導体及びその塩	二〇%
二九一八・二二	フェニル官能のカルボン酸(他の酸素官能基を有するものを除く)並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体	二〇%	二九二一・四七	トルイジン及びその誘導体並びにこれらの塩	二〇%
二九一八・二三	サリチル酸及びその塩	二〇%	二九二一・四八	ジフェニルアミン及びその誘導体並びにこれらの塩	二〇%
二九一八・二四	オルトアセチルサリチル酸並びにその塩及びエステル	二〇%	二九二一・四九	一 ナフチルアミン(アルファナフチルアミン)及び二 ナフチルアミン(ベータナフチルアミン)並びにこれらの誘導体並びにこれらの塩	二〇%
二九一八・二五	サリチル酸のその他のエステル及びその塩	二〇%	二九二一・五〇	その他のもの	二〇%
二九一八・二六	その他のもの	二〇%	二九二一・五一	芳香族ポリアミン及びその誘導体並びにこれらの塩	二〇%
二九一八・二七	アルデヒド官能又はケトン官能のカルボン酸(他の酸素官能基を有するものを除く)並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体	二〇%		オルトパラフェニレンジアミン、メタパラフェニレンジアミン、メタフェニレンジアミン及びジアニノトルエン並びにこれらの誘導体並びにこれらの塩	二〇%
二九一八・二八	一 デヒドロコロール酸(三・七・一二トリケトコロール酸)	無税			
二九一八・二九	二 その他のもの	二〇%			

二九二一・五九	その他のもの	二〇%
二九・二二	酸素官能のアミノ化合物	
二九二二・一一	アミノアルコール並びにそのエーテル及びエステル(二種類以上の酸素官能基を有するものを除く)並びにこれらの塩	二〇%
二九二二・二二	モノエタノールアミン及びその塩	二〇%
二九二二・二三	ジエタノールアミン及びその塩	二〇%
二九二二・一九	トリエタノールアミン及びその塩	二〇%
	その他のもの	二〇%
二九二二・二二	アミノナフトールその他のアミノフェノール並びにそのエーテル及びエステル(二種類以上の酸素官能基を有するものを除く)並びにこれらの塩	二〇%
二九二二・二二	アミノヒドロキシナフタレンスルホン酸及びその塩	二〇%
二九二二・二二	アニシジン、ジアニシジン及びフェネチジン並びにこれらの塩	二〇%
二九二二・二九	その他のもの	二〇%
二九二二・三〇	アミノアルデヒド、アミノケトン及びアミノキノン(二種類以上の酸素官能基を有するものを除く)並びにこれらの塩	二〇%
二九二二・四一	アミノ酸及びそのエステル(二種類以上の酸素官能基を有するものを除く)並びにこれらの塩	二〇%
二九二二・四二	リジン及びそのエステル並びにこれらの塩	二〇%
	グルタミン酸及びその塩	二五%
	一 グルタミン酸ソーダ	二〇%
	二 その他のもの	二〇%
二九二二・四九	その他のもの	二〇%
二九二二・五〇	アミノアルコールフェノール、アミノ酸フェノール及び酸素官能基を有するその他のアミノ化合物	二〇%
二九・二三	第四級アンモニウム塩、水酸化第四級アンモニウム及びレシチンその他のホスホアミノリピド	二〇%
二九三三・一〇	コリン及びその塩	二〇%
二九三三・二〇	レシチンその他のホスホアミノリピド	二〇%
二九三三・九〇	その他のもの	二〇%
二九二四・一〇	カルボキシアミド官能化合物及び炭酸のアミド官能化合物	二〇%
二九二四・二一	非環式アミド(非環式カルバマートを含む)及びその誘導体並びにこれらの塩	二〇%
二九二四・二九	環式アミド(環式カルバマートを含む)及びその誘導体並びにこれらの塩	二〇%
二九二四・二九	ウレイン及びその誘導体並びにこれらの塩	二〇%
二九・二五	その他のもの	二〇%
	カルボキシイミド官能化合物(サッカリン及びその塩を含む)及びイミン官能化合物	二〇%

二九二五・一一	イミド及びその誘導体並びにこれらの塩	二〇%
二九二五・一九	サッカリン及びその塩	二〇%
二九二五・二〇	その他のもの	二〇%
二九二六・一〇	イミン及びその誘導体並びにこれらの塩	二〇%
二九二六・二〇	ニトリル官能化合物	二〇%
二九二六・九〇	アクリロニトリル	二〇%
二九二七・一〇	一 シアノグアニジン(ジシアジアミド)	二〇%
二九二七・二〇	その他のもの	二〇%
二九二七・二八	ジアゾ化合物、アゾ化合物及びアゾキシ化合物	二〇%
二九二八・一〇	ヒドラジン又はヒドロキシルアミンの有機誘導体	二〇%
二九二九・一〇	その他の窒素官能基を有する化合物	二〇%
二九二九・九〇	イソシアナート	二〇%
	その他のもの	二〇%
二九・三〇	第一〇節 オルガノインオルガニック化合物、複素環式化合物及び核酸並びにこれらの塩並びにスルホンアミド	二〇%
二九三〇・一〇	有機硫黄化合物	二〇%
二九三〇・二〇	ジチオカルボナート(キサントゲン酸塩)	二五%
二九三〇・三〇	チオカルバマート及びジチオカルバマート	二五%
二九三〇・四〇	チウラムモノスルフイド、チウラムジスルフイド及びチウラムテトラスルフイド	二五%
二九三〇・九〇	メチオニン	二〇%
二九三一・一〇	その他のもの	二〇%
二九三一・二〇	その他のオルガノインオルガニック化合物	二〇%
二九三一・三〇	複素環式化合物(ヘテロ原子として酸素のみを有するものに限る)	二〇%
二九三二・一〇	非縮合フラン環(水素添加してあるかないかを問わない)を有する化合物	二〇%
二九三二・二〇	テトラヒドロフラン	二〇%
二九三二・三〇	二フルアルデヒド(フルフラール)	二〇%
二九三二・四〇	フルフリルアルコール及びテトラヒドロフルフリルアルコール	二〇%
二九三二・五〇	その他のもの	二〇%
二九三二・六〇	ラクトン	二五%
二九三二・七〇	クマリン、メチルクマリン及びエチルクマリン	二〇%
二九三二・八〇	その他のラクトン	二〇%

昭和六十二年五月二十二日 参議院會議録第十二号(その二) 商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律案 四一六

二九三三・九〇	その他のもの	二〇%	二九三四・三〇	フェノチアジン環(水素添加してあるかないかを問わないものとし、更に縮合したものを除く)を有する化合物	二〇%
二九三三・三三	複素環式化合物(ヘテロ原子として窒素のみを有するものに限り)並びに核酸及びその塩	二〇%	二九三四・九〇	その他のもの	二〇%
二九三三・一一	非縮合ピラゾール環(水素添加してあるかないかを問わない)を有する化合物	二〇%	二九三五・〇〇	スルホンアミド	二〇%
二九三三・一九	フェナゾン(アンチピリン)及びその誘導体	二〇%	二九三六・一〇	第一節 プロピタミン、ピタミン及びホルモン	二〇%
二九三三・二二	その他のもの	二〇%	二九三六・二二	プロピタミン及びピタミン(天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のもの(天然のものを濃縮したものを含む)に限り)並びにこれらの誘導体で主としてピタミンとして使用するもの並びにこれらの相互の混合物(この項の物品については、溶媒に溶かしてあるかないかを問わない)	二〇%
二九三三・二九	ヒダントイン及びその誘導体	二〇%	二九三六・二四	プロピタミン(混合してないものに限り。)	二〇%
二九三三・三一	非縮合ピリジン環(水素添加してあるかないかを問わない)を有する化合物	五%	二九三六・二五	ピタミン及びその誘導体(混合してないものに限り。)	二〇%
二九三三・三九	ピリジン及びその塩	五%	二九三六・二六	ピタミンA及びその誘導体	二〇%
二九三三・四〇	その他のもの	二〇%	二九三六・二七	ピタミンB ₁ 及びその誘導体	二〇%
二九三三・五一	キノリン環又はイソキノリン環(水素添加してあるかないかを問わないものとし、更に縮合したものを除く)を有する化合物	二〇%	二九三六・二八	ピタミンB ₂ 及びその誘導体	二〇%
二九三三・五九	ピリミジン環(水素添加してあるかないかを問わない)又はピペラジン環を有する化合物並びに核酸及びその塩	二〇%	二九三六・二九	ピタミンC及びその誘導体	二〇%
	マロニル尿素(バルビツル酸)及びその誘導体並びにこれらの塩	二〇%	二九三六・九〇	ピタミンE及びその誘導体	二〇%
	その他のもの	無税	二九三七・一〇	その他のピタミン及びその誘導体	二〇%
	一 一・三―ジメチル―二・六―ジオキソ―四―アミノ―五―ホルミルアミノピリミジン	二〇%	二九三七・二二	その他のもの(天然のものを濃縮したものを含む。)	二〇%
	二 その他のもの	二〇%	二九三七・二九	ホルモン(天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限り)及びその誘導体で主としてホルモンとして使用するもの並びにその他のステロイドで主としてホルモンとして使用するもの	二〇%
	非縮合トリアジン環(水素添加してあるかないかを問わない)を有する化合物	二〇%	二九三七・九一	脳下垂体前葉ホルモンその他これに類するホルモン及びこれらの誘導体	二〇%
	メラミン	二〇%	二九三七・九二	副腎皮質ホルモン及びその誘導体	二〇%
	その他のもの	二〇%		副腎皮質ホルモン及びその誘導体	二〇%
	ラクタム	二〇%		その他のもの	二〇%
	六―ヘキサシラクタム(イプシロン)―カプロラクタム	二〇%		その他のホルモン及びその誘導体並びにその他のステロイドで主としてホルモンとして使用するもの	二〇%
	その他のラクタム	二〇%		インスリン及びその塩	二五%
	その他のもの	二〇%		エストロゲン及びプロゲステゲン	二〇%
	その他の複素環式化合物	二〇%			
	非縮合チアゾール環(水素添加してあるかないかを問わない)を有する化合物	二〇%			
	ベンゾチアゾール環(水素添加してあるかないかを問わないものとし、更に縮合したものを除く)を有する化合物	二五%			

二九三七・九八	その他のもの	二〇%
二九三八・一〇	第一二節	
二九三八・九〇	グリコシド及び植物アルカロイド（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）並びにこれらの塩、エーテル、エステルその他の誘導体	二〇%
二九・三九	グリコシド（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体	二〇%
二九三九・一〇	ルトシド（ルチン）及びその誘導体	二〇%
二九三九・二一	その他のもの	一〇%
二九三九・二九	植物アルカロイド（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体	無税
二九三九・三〇	あへんアルカロイド及びその誘導体並びにこれらの塩	無税
	キナアルカロイド及びその誘導体並びにこれらの塩	無税
	キニーネ及びその塩	無税
	その他のもの	二五%
	カフェイン及びその塩	無税
	一 カフェイン（カフェイン無水物の含有量が乾燥状態における無水物として計算した全重量の九八・五%未満のものに限る。）	二〇%
	二 その他のもの	無税
二九三九・四〇	エフェドリン類及びその塩	無税
二九三九・五〇	テオフィリン及びアミノフィリン（テオフィリン―エチレンジアミン）並びにこれらの誘導体並びにこれらの塩	無税
二九三九・六〇	ライ麦麦角のアルカロイド及びその誘導体並びにこれらの塩	無税
二九三九・七〇	ニコチン及びその塩	二〇%
二九三九・九〇	その他のもの	無税
二九・四〇	一 エクゴニン、コカイン、塩酸コカイン、硫酸コカイン及びテオブロミン	無税
二九四〇・〇〇	二 その他のもの	二〇%
二九四一・一〇	第一三節 その他の有機化合物	
二九四一・二〇	糖類（化学的に純粋なものに限るものとし、しよ糖、乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を除く。）並びに糖エーテル、糖エステル、糖エーテルの塩及び糖エステルの塩（第二九・三七項から第二九・三九項までの物品を除く。）	二〇%
二九四一・三〇	抗生物質	二〇%
	ペニシリン及びその誘導体（ペニシリン酸構造を有するものに限る。）並びにこれらの塩	二〇%
	ストレプトマイシン及びその誘導体並びにこれらの塩	二〇%
	テトラサイクリン及びその誘導体並びにこれらの塩	二〇%

二九四一・四〇 二九四一・五〇 二九四一・九〇 二九・四二 二九四二・〇〇	クロラムフェニコール及びその誘導体並びにこれらの塩 エリスロマイシン及びその誘導体並びにこれらの塩 その他のもの その他の有機化合物	二〇％ 二〇％ 二〇％ 二〇％ 二〇％
注 1 この類には、次の物品を含まない。 (a) 食餌療法用の食料、強化食料、食餌補助剤、強壯飲料、鉱水その他の飲食物（第四部参照） (b) 歯科用に特に焼き又は細かく粉砕したプラスチック（第二五・二〇項参照） (c) 精油のアキニアスデイスチレート及びアキニアスソリューションで、医薬用に適するもの（第三三・〇一七項参照） (d) 第三三・〇三項から第三三・〇七項までの調製品（治療作用又は予防作用を有するものを含む。） (e) 第三四・〇一七項のせつけんその他の物品で医薬品を加えたもの (f) プラスターをもととした歯科用の調製品（第三四・〇七項参照） (g) 治療用又は予防用に調製してない血液アルブミン（第三五・〇二二項参照） 2 第三三・〇三項、第三三・〇四項及び3(d)においては、次に定めるところによる。 (a) 混合してないものには、次の物品を含む。 (1) 混合してないものの水溶液 (2) 第二八類又は第二九類のすべての物品 (3) 第三三・〇二項の一の植物性エキスで、単に標準化したもの及び溶媒に溶かしたものの混合したものには、次の物品を含む。 (1) コロイド状の溶液及び懸濁液（コロイド硫黄を除く。） (2) 植物性材料の混合物を処理して得た植物性エキス (3) 天然の鉱水を蒸発させて得た塩及び濃縮物 3 第三三・〇六項には、次の物品のみを含む。当該物品は、第三三・〇六項に属するものとし、この表の他の項には属しない。 (a) 外科用のカットガットその他これに類する縫合材及び切開創縫合用の接着剤（殺菌したものに限る。） (b) ラミナリア及びラミナリア栓（殺菌したものに限る。） (c) 外科用又は歯科用の吸収性止血材（殺菌したものに限る。） (d) エックス線検査用造影剤及び患者に投与する診断用試薬（混合してないもので投与量にしたもの及び二以上の成分から成るもので検査用又は診断用に混合したものに限る。） (e) 血液型判定用試薬	第三〇類 医療用品	

昭和六十二年五月二十二日 参議院會議録第十二号(その二) 商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律案 四一八

(f) 齒科用セメントその他の齒科用充てん材料及び接骨用セメント	三〇〇三・一〇	二五%
(g) 救急箱及び救急袋	三〇〇三・二〇	二〇%
(h) 避妊用化学調製品(ホルモン又は殺精子剤をもととしたものに限る。)	三〇〇三・三〇 三〇〇三・三九 三〇〇三・四〇	二〇%
臓器療法用の腺その他の器官(乾燥したものに限るものとし、粉状にしてあるかないかを問わない。)	三〇〇三・三九	二〇%
腺又はその分泌物の抽出物で臓器療法用のもの並びにペーリン及びその塩並びに治療用又は予防用に調製したその他の人又は動物の物質(他の項に該当するものを除く。)	三〇〇三・四〇	二〇%
腺その他の器官(乾燥したものに限るものとし、粉状にしてあるかないかを問わない。)	三〇〇三・九〇	二〇%
一 熊胆	三〇〇三・九〇	二〇%
二 その他のもの	三〇〇四・一〇	二〇%
腺その他の器官又はその分泌物の抽出物	三〇〇四・二〇	二〇%
その他のもの	三〇〇四・三〇	二〇%
一 せんそ及び移植用の骨、器官その他の人体組織	三〇〇四・三九	二〇%
二 ペーリン及びその塩	三〇〇四・四〇	二〇%
三 その他のもの	三〇〇四・五〇	二〇%
人血、治療用、予防用又は診断用に調製した動物の血及び免疫血清その他の血液分画物並びにワクチン毒素、培養微生物(酵母を除く)その他これらに類する物品	三〇〇四・九〇	二五%
免疫血清その他の血液分画物	三〇〇四・九〇	二五%
一 免疫血清	三〇〇五・一〇	二〇%
二 ヘモグロビン、血液グロブリン及び血清グロブリン	三〇〇五・九〇	二〇%
三 加熱人血漿たんばく製剤及び加熱人血清アルブミン製剤(小売用の形状又は包装にしたものに限る。)	三〇〇六・一〇	二〇%
四 その他のもの	三〇〇六・二〇	二〇%
人用のワクチン	三〇〇六・三〇	二〇%
動物用のワクチン	三〇〇六・三〇	二〇%
口蹄疫ワクチン	三〇〇六・三〇	二〇%
その他のもの	三〇〇六・三〇	二〇%
その他のもの	三〇〇六・三〇	二〇%
一 毒素、培養微生物及びこれらに類する物品(微生物から得た診断用試薬を含む。)	三〇〇六・三〇	二〇%
二 その他のもの	三〇〇六・三〇	二〇%
医薬品(治療用又は予防用に混合した二以上の成分から成るもので、投与量にしないもの及び小売用の形状又は包装にしてないものに限るものとし、第三〇・〇二項、第三〇・〇五項又は第三〇・〇六項の物品を除く。)	三〇〇六・三〇	二〇%

昭和六十二年五月二十二日 参議院會議録第十二号(その二) 商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律案 四二〇

三二〇二・七〇	カルシウムシアナミド	無税
三二〇二・八〇	尿素と硝酸アンモニウムとの混合物(水溶液又はアンモニア溶液にしたものに限り。)	無税
三二〇二・九〇	その他のもの(混合物を含むものとし、この項の他の号に該当するものを除く。)	無税
三二〇三	りん酸肥料(鉱物性肥料及び化学肥料に限る。)	無税
三二〇三・一〇	過りん酸石灰及び重過りん酸石灰	無税
三二〇三・二〇	塩基性スラグ	無税
三二〇三・九〇	その他のもの	無税
三二〇四	カリ肥料(鉱物性肥料及び化学肥料に限る。)	無税
三二〇四・一〇	カーナリット、シルバイトその他の天然カリウム塩類(粗のものに限る。)	無税
三二〇四・二〇	塩化カリウム	無税
三二〇四・三〇	硫酸カリウム	無税
三二〇四・九〇	その他のもの	無税
三二〇五	肥料成分(窒素、りん及びカリウム)のうち二以上を含有する肥料(鉱物性肥料及び化学肥料に限る。)	無税
三二〇五・一〇	肥料並びにこの類の物品をタレット状その他これに類する形状に包装したもの	無税
三二〇五・二〇	この類の物品をタレット状その他これに類する形状にし又は容器と同一の重量が一〇キログラム以下に包装したもの	無税
三二〇五・三〇	鉱物性肥料及び化学肥料(窒素、りん及びカリウムを含有するものに限る。)	無税
三二〇五・四〇	オルトリン酸水素ニアンモニウム(りん酸ニアンモニウム)	無税
三二〇五・五〇	オルトリン酸ニ水素アンモニウム(りん酸ニアンモニウム)及びこれとオルトリン酸水素ニアンモニウム(りん酸ニアンモニウム)との混合物	無税
三二〇五・五五	その他の鉱物性肥料及び化学肥料(窒素及びりんを含有するものに限る。)	無税
三二〇五・六〇	硝酸塩類及びりん酸塩類を含有するもの	無税
三二〇五・九〇	その他のもの	無税
三二〇五・九〇	鉱物性肥料及び化学肥料(りん及びカリウムを含有するものに限る。)	無税
三二〇五・九〇	その他のもの	無税
第三類	なめしエキス、染色エキス、タンニン及びその誘導体、染料、顔料その他の着色料、ペイント、ワニス、パテその他のマスチック並びにインキ	無税

1 注
(a) この類には、次の物品を含まない。
(a) 化学的に単一の元素及び化合物(第三二・〇三項又は第三二・〇四項のもの、ルミノ)

三二〇一	ホアとして使用する種類の無機物(第三二・〇六項参照)、石英ガラスで第三二・〇七項に定める形状のもの及び第三二・一二項の小売用の形状又は包装にした染料その他の着色料を除く。)	無税
三二〇二	(b) 第二九・三六項から第二九・三九項まで、第二九・四一項又は第三五・〇一項から第三五・〇四項までの物品のタンナートその他のタンニン誘導体	無税
三二〇三	(c) アスファルトマスチックその他の歴青質マスチック(第二七・一五項参照)	無税
三二〇四	第三二・〇四項には、アゾ染料を生成させるために安定化ジアゾニウム塩とカップリング成分とを混合した物品を含む。	無税
三二〇五	第三二・〇三項から第三二・〇六項までには、着色料(第三二・〇六項にあつては、第三二・〇三項又は第二八項の着色用顔料並びに金属のフレイク及び粉を含む。)	無税
三二〇六	第二五・三〇項又は第二八項の着色用顔料並びに金属のフレイク及び粉を含む。)	無税
三二〇七	調製品で、物品(種類を問わない)の着色に使用し又は着色用の調製品の成分として使用するものを含むものとし、顔料を水以外の媒体に分散させた液体及びペーストで、ペイント(エナメルを含む。第三二・一二項参照)の製造に使用する種類のもの及び第三二・〇七項から第三二・一〇項まで、第三二・一二項、第三二・一三項又は第三二・一五項のその他の調製品を含まない。	無税
三二〇八	第三二・〇八項には、第三九・〇一項から第三九・一三項までの物品を揮発性有機溶剤に溶かした溶液(溶剤の含有量が全重量の五〇%を超えるものに限るものとし、コロジオンを除く。を含む。)	無税
三二〇九	この類において着色料には、油ペイントの体質顔料として使用する種類の物品(水性塗料の着色に適さないものを除く)を含む。	無税
三二一〇	第三二・一二項においてスタンプ用のはくには、書籍の表紙、帽子のすべり革その他の物品への印捺に使用する種類の薄いシート状の物品で、次のものから成るもののみを含む。	無税
三二一一	(a) 金属の粉(貴金属の粉を含む。)	無税
三二一二	(b) 金属(貴金属を含む。)	無税
三二一三	剤により凝結させたもの	無税
三二一四	上に付着させたもの	無税
三二一五	植物性なめしエキス並びにタンニン及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体	無税
三二一六	ケブラチエエキス	無税
三二一七	ワットルエキス	無税
三二一八	オークエキス及びチエスナットエキス	無税
三二一九	その他のもの	無税
三二二〇	一 タンニン及びその誘導体	一〇%
三二二一	二 その他のもの	無税
三二二二	合成有機なめし剤、無機なめし剤、調製したなめし剤(天然なめし剤を含有するものか否かを問わない)及びなめし前処理用の酵素系調製品	無税
三二二三	合成有機なめし剤	無税

三三〇二・九〇	その他のもの	二〇%
三三〇三・〇〇	植物性又は動物性の着色料(染色エキスを含み、化学的に単一であるかないかを問わないものとし、炭炭を除く)及びこの類の注の調製品で植物性又は動物性の着色料をもととしたもの	無税
三三〇三・〇〇	一 天然あい及びバターダイ	五%
三三〇三・〇〇	二 その他のもの	五%
三三〇四	有機合成着色料(化学的に単一であるかないかを問わないもの、この類の注の調製品で有機合成着色料をもととしたもの及び蛍光増白剤又はルミノホアとして使用する種類の合成した有機物(化学的に単一であるかないかを問わないもの)	無税
三三〇四・一一	有機合成着色料及びこの類の注の調製品で有機合成着色料をもととしたもの	二五%
三三〇四・一一	分散染料及びこれをもちとした調製品	二五%
三三〇四・一二	酸性染料(金属塩に含有するかないかを問わない)及びこれをもちとした調製品並びに媒染染料及びこれをもちとした調製品	二五%
三三〇四・一三	塩基性染料及びこれをもちとした調製品	二五%
三三〇四・一四	直接染料及びこれをもちとした調製品	二五%
三三〇四・一五	建築め染料(顔料としてそのまま使用することができないものを含む)及びこれをもちとした調製品	二五%
三三〇四・一六	反応染料及びこれをもちとした調製品	二五%
三三〇四・一七	顔料及びこれをもちとした調製品	二五%
三三〇四・一九	その他のもの(第三二〇四・一一号から第三二〇四・一九号までのうち二以上の号の着色料を混合した物品を含む)	二五%
三三〇四・二〇	蛍光増白剤として使用する種類の合成した有機物	二五%
三三〇四・九〇	その他のもの	二五%
三三〇五・〇〇	レーキ顔料及びこの類の注の調製品でレーキ顔料をもととしたもの	二五%
三三〇六・一〇	その他の着色料(この類の注の調製品(第三二〇三・〇〇から第三二〇五・〇〇までのものを除く)及びルミノホアとして使用する種類の無機物(化学的に単一であるかないかを問わない))	一五%
三三〇六・二〇	二酸化チタンをもととした顔料及び調製品	一五%
三三〇六・三〇	クロム化合物をもととした顔料及び調製品	一五%
三三〇六・四一	カドミウム化合物をもととした顔料及び調製品	一五%
三三〇六・四一	その他の着色料及び調製品	一五%
三三〇六・四一	ウルトラマリン及びこれをもちとした調製品	二五%
三三〇六・四二	酸化亜鉛をもととしたリトボンその他の顔料及び調製品	一五%
三三〇六・四三	ヘキサシアノ鉄酸塩(フェロシアン酸塩)及びフェリシアン酸塩(フェリシアン酸塩)をもちとした顔料及び調製品	一〇%
三三〇六・四九	その他のもの	一五%
三三〇六・五〇	ルミノホアとして使用する種類の無機物	一五%
三三〇七・一〇	調製顔料、調製乳白剤、調製給の具、ほろろ、うわぐすり、うわぐすり用のスリッパその他これらに類する調製品	一五%
三三〇七・二〇	ほろろ、うわぐすり、うわぐすり用のスリッパその他これらに類する調製品	一〇%
三三〇七・三〇	液状ラスターその他これに類する調製品	一〇%
三三〇七・四〇	ガラスフリットその他ガラスで粉状、粒状又はフレーク状のもの	一〇%
三三〇八	ペイント及びワニス(エナメル及びラッカーを含むものとし、合成重合体又は化学的に変性させた天然重合体をもととしたもので、水以外の媒体に分散させ又は溶解させたものに限り)並びにこの類の注の調製品	二五%
三三〇八・一〇	ポリエステルをもととしたもの	二五%
三三〇八・二〇	アクリル重合体又はビニル重合体をもととしたもの	二五%
三三〇八・九〇	その他のもの	二五%
三三〇九・一〇	ペイント及びワニス(エナメル及びラッカーを含むものとし、合成重合体又は化学的に変性させた天然重合体をもととしたもので、水性媒体に分散させ又は溶解させたものに限り)	二五%
三三〇九・九〇	アクリル重合体又はビニル重合体をもととしたもの	二五%
三三一一・〇〇	その他のもの	二五%
三三一一・〇〇	その他のペイント及びワニス(エナメル、ラッカー及び水性塗料を含む)並びに革の仕上げに使用する種類の調製水性顔料	二〇%
三三一一・〇〇	調製下ライヤー	二〇%
三三一一・一〇	顔料(金属の粉又はフレークから成るものを含むものとし、水以外の媒体に分散させ、かつペイント(エナメルを含む)の製造に使用する種類のもの、液状又はペースト状のものに限り)スタンブ用のほく及び小売用の形状又は包装にした染料その他の着色料	二〇%
三三一一・一〇	スタンブ用のほく	二〇%
三三一一・九〇	その他のもの	二五%

三三・一三	画家用、習画用、整色用又は遊戯用の絵の具、ポスターカラー、その他これらに類する絵の具類(タフレット状、チューブ入り、瓶入り、皿入りその他これらに類する形状又は包装のものに限る。)	二〇%
三三・一四	絵の具セット	二〇%
三三・一五	その他のもの	二〇%
三三・一六	ガラス用又は接着木用のパテ、レジンセメント、閉そく用のコンパウンドその他、他のマスチック及び塗装用の充てん料並びに建物の外面、室内の壁、床、天井その他これらに類する面の非耐火性調製上塗り材	一五%
三三・一七	マスチック及び塗装用の充てん料	一五%
三三・一八	その他のもの	一五%
三三・一九	印刷用、筆記用又は製図用のインキその他のインキ(濃縮してあるかないか又は固形のものであるかないかを問わない。)	二〇%
三三・二〇	印刷用インキ	二〇%
三三・二一	黒色のもの	二〇%
三三・二二	その他のもの	二〇%
三三・二三	その他のもの	二〇%

三三・二四	精製油、レジンノイド、調製香料及び化粧品類	二〇%
三三・二五	精製油、レジンノイド、調製香料及び化粧品類	二〇%
三三・二六	精製油、レジンノイド、調製香料及び化粧品類	二〇%
三三・二七	精製油、レジンノイド、調製香料及び化粧品類	二〇%
三三・二八	精製油、レジンノイド、調製香料及び化粧品類	二〇%
三三・二九	精製油、レジンノイド、調製香料及び化粧品類	二〇%
三三・三〇	精製油、レジンノイド、調製香料及び化粧品類	二〇%
三三・三一	精製油、レジンノイド、調製香料及び化粧品類	二〇%
三三・三二	精製油、レジンノイド、調製香料及び化粧品類	二〇%
三三・三三	精製油、レジンノイド、調製香料及び化粧品類	二〇%
三三・三四	精製油、レジンノイド、調製香料及び化粧品類	二〇%
三三・三五	精製油、レジンノイド、調製香料及び化粧品類	二〇%
三三・三六	精製油、レジンノイド、調製香料及び化粧品類	二〇%
三三・三七	精製油、レジンノイド、調製香料及び化粧品類	二〇%
三三・三八	精製油、レジンノイド、調製香料及び化粧品類	二〇%
三三・三九	精製油、レジンノイド、調製香料及び化粧品類	二〇%
三三・四〇	精製油、レジンノイド、調製香料及び化粧品類	二〇%
三三・四一	精製油、レジンノイド、調製香料及び化粧品類	二〇%
三三・四二	精製油、レジンノイド、調製香料及び化粧品類	二〇%
三三・四三	精製油、レジンノイド、調製香料及び化粧品類	二〇%
三三・四四	精製油、レジンノイド、調製香料及び化粧品類	二〇%
三三・四五	精製油、レジンノイド、調製香料及び化粧品類	二〇%
三三・四六	精製油、レジンノイド、調製香料及び化粧品類	二〇%
三三・四七	精製油、レジンノイド、調製香料及び化粧品類	二〇%
三三・四八	精製油、レジンノイド、調製香料及び化粧品類	二〇%
三三・四九	精製油、レジンノイド、調製香料及び化粧品類	二〇%
三三・五〇	精製油、レジンノイド、調製香料及び化粧品類	二〇%
三三・五一	精製油、レジンノイド、調製香料及び化粧品類	二〇%
三三・五二	精製油、レジンノイド、調製香料及び化粧品類	二〇%
三三・五三	精製油、レジンノイド、調製香料及び化粧品類	二〇%
三三・五四	精製油、レジンノイド、調製香料及び化粧品類	二〇%
三三・五五	精製油、レジンノイド、調製香料及び化粧品類	二〇%
三三・五六	精製油、レジンノイド、調製香料及び化粧品類	二〇%
三三・五七	精製油、レジンノイド、調製香料及び化粧品類	二〇%
三三・五八	精製油、レジンノイド、調製香料及び化粧品類	二〇%
三三・五九	精製油、レジンノイド、調製香料及び化粧品類	二〇%
三三・六〇	精製油、レジンノイド、調製香料及び化粧品類	二〇%
三三・六一	精製油、レジンノイド、調製香料及び化粧品類	二〇%
三三・六二	精製油、レジンノイド、調製香料及び化粧品類	二〇%
三三・六三	精製油、レジンノイド、調製香料及び化粧品類	二〇%
三三・六四	精製油、レジンノイド、調製香料及び化粧品類	二〇%
三三・六五	精製油、レジンノイド、調製香料及び化粧品類	二〇%
三三・六六	精製油、レジンノイド、調製香料及び化粧品類	二〇%
三三・六七	精製油、レジンノイド、調製香料及び化粧品類	二〇%
三三・六八	精製油、レジンノイド、調製香料及び化粧品類	二〇%
三三・六九	精製油、レジンノイド、調製香料及び化粧品類	二〇%
三三・七〇	精製油、レジンノイド、調製香料及び化粧品類	二〇%
三三・七一	精製油、レジンノイド、調製香料及び化粧品類	二〇%
三三・七二	精製油、レジンノイド、調製香料及び化粧品類	二〇%
三三・七三	精製油、レジンノイド、調製香料及び化粧品類	二〇%
三三・七四	精製油、レジンノイド、調製香料及び化粧品類	二〇%
三三・七五	精製油、レジンノイド、調製香料及び化粧品類	二〇%
三三・七六	精製油、レジンノイド、調製香料及び化粧品類	二〇%
三三・七七	精製油、レジンノイド、調製香料及び化粧品類	二〇%
三三・七八	精製油、レジンノイド、調製香料及び化粧品類	二〇%
三三・七九	精製油、レジンノイド、調製香料及び化粧品類	二〇%
三三・八〇	精製油、レジンノイド、調製香料及び化粧品類	二〇%
三三・八一	精製油、レジンノイド、調製香料及び化粧品類	二〇%
三三・八二	精製油、レジンノイド、調製香料及び化粧品類	二〇%
三三・八三	精製油、レジンノイド、調製香料及び化粧品類	二〇%
三三・八四	精製油、レジンノイド、調製香料及び化粧品類	二〇%
三三・八五	精製油、レジンノイド、調製香料及び化粧品類	二〇%
三三・八六	精製油、レジンノイド、調製香料及び化粧品類	二〇%
三三・八七	精製油、レジンノイド、調製香料及び化粧品類	二〇%
三三・八八	精製油、レジンノイド、調製香料及び化粧品類	二〇%
三三・八九	精製油、レジンノイド、調製香料及び化粧品類	二〇%
三三・九〇	精製油、レジンノイド、調製香料及び化粧品類	二〇%
三三・九一	精製油、レジンノイド、調製香料及び化粧品類	二〇%
三三・九二	精製油、レジンノイド、調製香料及び化粧品類	二〇%
三三・九三	精製油、レジンノイド、調製香料及び化粧品類	二〇%
三三・九四	精製油、レジンノイド、調製香料及び化粧品類	二〇%
三三・九五	精製油、レジンノイド、調製香料及び化粧品類	二〇%
三三・九六	精製油、レジンノイド、調製香料及び化粧品類	二〇%
三三・九七	精製油、レジンノイド、調製香料及び化粧品類	二〇%
三三・九八	精製油、レジンノイド、調製香料及び化粧品類	二〇%
三三・九九	精製油、レジンノイド、調製香料及び化粧品類	二〇%
三三・一〇〇	精製油、レジンノイド、調製香料及び化粧品類	二〇%

三三〇四・九一	パウダー(固形にしたものを含む。)	四〇%
三三〇四・九二	その他のもの	五〇%
三三〇五	頭髪用の調製品	四〇%
三三〇五・一〇	シャンプー	四〇%
三三〇五・二〇	パーマメント用の調製品	四〇%
三三〇五・三〇	ヘアラッカー	四〇%
三三〇五・九〇	その他のもの	四〇%
三三〇六	口腔衛生用の調製品(義歯定着用のペースト及び粉を含む。)	一五%
三三〇六・一〇	歯磨き	四〇%
三三〇六・九〇	その他のもの	四〇%
三三〇七	ひげそり前用、ひげそり用又はひげそり後用の調製品、身体用の防臭剤、浴用の調製品、脱毛剤その他の調製品、及び化粧用品類(他の項に該当するものを除く。並びに調製した室内防臭剤(芳香を付けてあるかないか又は消毒作用を有するかないかを問わない。))	四〇%
三三〇七・一〇	ひげそり前用、ひげそり用又はひげそり後用の調製品	四〇%
三三〇七・二〇	身体用の防臭剤及び汗止め	四〇%
三三〇七・三〇	芳香を付けた浴用塩その他の浴用の調製品	四〇%
三三〇七・四一	室内に芳香を付けるため又は室内防臭用の調製品(宗教的儀式用の香気性の調製品を含む。)	四〇%
三三〇七・四九	アガバティその他の香気性の調製品で燃焼させて使用するもの	二〇%
三三〇七・九〇	その他のもの	五〇%

第三四類 セつけん、有機界面活性剤、洗剤、調製潤滑剤、人造ろう、調製ろう、磨き剤、ろうそくその他これに類する物品、モデリングペースト、歯科用ワックス及びプラスチックをもととした歯科用の調製品

注

- この類には、次の物品を含まない。
 - 動物性又は植物性の油脂の混合物及び調製品で、離型用の調製品として使用する種類のもの(第一五・一七項参照)
 - 化学的に単一の化合物
 - せつけんその他の有機界面活性剤を含有するシャンプー、歯磨き、ひげそりクリーム、ひげそりフォーム及び浴用の調製品(第三三・〇五項から第三三・〇七項まで参照)
- 第三四・〇一項においてせつけんは、水溶性のせつけんに限るものとし、同項のせつけんその他の物品には、消毒剤、粉状研磨材、充てん料、医薬品その他の物品が加えてあるかないかを問わない。ただし、粉状研磨材を含有する物品のうち、棒状にし、ケーキ状に

- 又は成型したものは第三四・〇一項に属するものとし、その他の形状のものは擦り磨き用の粉その他これに類する調製品として第三四・〇五項に属する。
- 第三四・〇二項において有機界面活性剤は、温度二〇度において〇・五%の濃度で水と混合し、同濃度で一時間放置した場合において、次のいずれの要件も満たす物品をいう。
 - 不溶物を析出することなく透明若しくは半透明の液体又は安定したエマルジョンを生成すること。
 - 水の表面張力を一メートルにつき〇・〇四五ニュートン(一センチメートルにつき四五ダイン)以下に低下させること。
- 第三四・〇三項において「石油及び炭素油」とは、第二七類の注2に定める石油及び炭素油をいう。
- 第三四・〇四項において「人造ろう及び調製ろう」とは、次の物品をいう。
 - 化学的に得た有機物でろうの特性を有するもの(水溶性であるかないかを問わない。)
 - 異種のろうを混合することにより得た物品
 - 一以上のろうをもととし、脂、樹脂、鉱物性物質その他の材料を含有する物品で、ろうの特性を有するもの
- ただし、第三四・〇四項には、次の物品を含まない。
 - 第一五・一六項、第一五・一九項又は第三四・〇二項の物品(ろうの特性を有するものを含む。)
 - 第一五・二二項の動物性又は植物性のろう(混合してないものに限るものとし、着色してあるかないかを問わない。)
 - 第二七・一二項の鉱物性ろうその他これに類する物品(これらを相互に混合してあるかないか又は単に着色してあるかないかを問わない。)
 - 液状の媒体と混合し又はこれに分散させ若しくは溶解させたり(第三四・〇五項、第三八・〇九項等参照)

三四・〇一

せつけん並びに有機界面活性剤及びその調製品(せつけんとして使用するもので、棒状にし、ケーキ状にし又は成型したものに限るものとし、せつけんを含有するかないかを問わない。並びにせつけん又は洗剤を染み込ませ、塗布し又は被覆した紙、布し又は被覆した紙、ウエッディング、フェルト及び不織布)

せつけん、有機界面活性剤及びその調製品(棒状にし、ケーキ状にし又は成型したものに限る。並びにせつけん又は洗剤を染み込ませ、塗布し又は被覆した紙、ウエッディング、フェルト及び不織布)

化粧用のもの(薬用のものを含む。)

その他のもの

せつけん(その他の形状のもの)

有機界面活性剤(せつけんを除く。並びに調製界面活性剤、調製洗剤、補助的調製洗剤及び清浄用調製品(せつけんを含有するかないかを問わないものとし、第三四・〇一項のものを除く。))

三〇%
二〇%
三〇%

三四〇二・一一	有機界面活性剤(小売用にしてあるかないかを問わない。)	二〇%
三四〇二・一二	陰イオン(アニオン)系のもの	二〇%
三四〇二・一三	陽イオン(カチオン)系のもの	二〇%
三四〇二・一四	非イオン系のもの	二〇%
三四〇二・一五	その他のもの	二〇%
三四〇二・一六	調製品(小売用にしたものに限る。)	二〇%
三四〇二・一七	その他のもの	二〇%
三四〇三・一一	調製潤滑剤(調製した切削油、ボルト又はナットの離脱剤、防錆、防食剤及び離型剤で、潤滑剤をもととしたものを含む。)	二〇%
三四〇三・一二	防錆、防食剤及び離型剤で、潤滑剤をもととしたものを含む。	二〇%
三四〇三・一三	又及び紡織用繊維、革、毛皮その他の材料のオイリング又は加脂処理に使用する種類の調製品(石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以上で、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成す当該調製潤滑剤及び当該調製品を除く。)	二〇%
三四〇三・一四	石油又は歴青油を含有するもの	二〇%
三四〇三・一五	紡織用繊維、革、毛皮その他の材料の処理用の調製品	二〇%
三四〇三・一六	その他のもの	二〇%
三四〇三・一七	紡織用繊維、革、毛皮その他の材料の処理用の調製品	二〇%
三四〇三・一八	その他のもの	二〇%
三四〇三・一九	紡織用繊維、革、毛皮その他の材料の処理用の調製品	二〇%
三四〇三・二〇	その他のもの	二〇%
三四〇三・二一	人造ろう及び調製ろう	二〇%
三四〇三・二二	化学的に変性させたモンタンろうのもの	二〇%
三四〇三・二三	ポリエチレングリコールのもの	二〇%
三四〇三・二四	その他のもの	二〇%
三四〇三・二五	履物、家具、床用、車体用、ガラス用又は金属用の磨き料及びクリーニング、擦り磨き用のペースト及び粉並びにこれらに類する調製品(この項の調製品を染み込ませ、塗布し又は被覆した紙、ウェットディンク、フェルト、不織布、プラスチックフォーム及びセルララバーを含むものとし、第三四・〇四項のものを除く。)	二〇%
三四〇三・二六	履物又は革用の磨き料、クリームその他これらに類する調製品	二〇%
三四〇三・二七	木製の家具、床その他の木製品の維持用の磨き料、クリームその他これらに類する調製品	二〇%
三四〇三・二八	車体用の磨き料その他これに類する調製品(メタルポリッシュを除く。)	二〇%
三四〇三・二九	擦り磨き用のペースト、粉その他の調製品	二〇%
三四〇三・三〇	その他のもの	二〇%
三四〇三・三一	ろうそく及びこれに類する物品	一五%

三四〇七・〇〇	モデリングペースト(児童用のものを含む。)、歯科用のワックス及び印象材(セツトにし、小売用の包装にし又は板状、馬蹄状、棒状その他これらに類する形状にしたものに限り、並びに焼いた石膏又は硫酸カルシウムから成るプラスチックをもととしたその他の歯科用の調製品	二〇%
三五〇一・〇一	カゼイン及びカゼイナートその他のカゼイン誘導体並びにカゼイン糖	無税
三五〇一・〇二	カゼイン	一〇%
三五〇一・〇三	その他のもの	一〇%
三五〇一・〇四	アルブミン及びアルブミナートその他のアルブミン誘導体	二〇%
三五〇一・〇五	卵白	一五%
三五〇一・〇六	その他のもの	一五%
三五〇一・〇七	ゼラチン(長方形(正方形を含む)のシート状のものを含むものとし、表面加工をしてあるかないか又は着色してあるかないかを問わない。)、ゼラチン誘導体、アイシンググラス(クロームミョウバンを加えたものを除く。)	二五%
三五〇一・〇八	ゼラチン及びその誘導体並びにその他のたんばく質系物質及びその誘導体(他の項に該当するものを除く。)	二〇%
三五〇一・〇九	デキストリンその他の変性でん粉(例えば、糖化済でん粉及びエステル化でん粉)及びでん粉又はデキストリンその他の変性でん粉をもととした膠着剤	二〇%

第三五類 たんばく系物質、変性でん粉、膠着剤及び酵素

注
この類には、次の物品を含まない。

- (a) 酵母(第二一・〇二項参照)
 - (b) 第三〇類の血液分画物(治療用又は予防用に調製してない血液アルブミンを除く。)
 - (c) 医薬品その他の物品
 - (d) 前処理用の酵素系調製品(第三二・〇二項参照)
 - (e) 第三四類の酵素系の調製品(第三二・〇二項参照)
 - (f) 硬化たんばく質(第三九・一三項参照)
 - (g) ゼラチンに印刷した物品(第四九類参照)
- 2 第三五・〇五項において「デキストリン」とは、でん粉分解物で、ぶどう糖として計算した還元糖の含有量が乾燥状態において全重量の一〇%以下のものをいう。
- でん粉分解物で、ぶどう糖として計算した還元糖の含有量が乾燥状態において全重量の一〇%を超えるものは、第一七・〇二項に属する。

三五〇五・一〇	デキストリンその他の変性でん粉	二〇%
三五〇五・二〇	一 エステル化でん粉その他のでん粉誘導体	二五%
三五〇六	二 その他のもの	二五%
三五〇六・一〇	調製膠着剤その他の調製接着剤(他の項に該当するものを除く。及び膠着剤又は接着剤としての使用に適する物品(膠着剤又は接着剤として小売用にしたもの、正味重量が一キログラム以下のものに限り。))	二〇%
三五〇六・一〇	膠着剤又は接着剤としての使用に適する物品(膠着剤又は接着剤として小売用にしたもの、正味重量が一キログラム以下のものに限り。))	二〇%
三五〇六・九一	その他のもの	二〇%
三五〇六・九一	ゴム又はプラスチック(人造樹脂を含む。)をもととした接着剤	二〇%
三五〇七	その他のもの	二〇%
三五〇七・一〇	酵素及び他の項に該当しない調製した酵素	二〇%
三五〇七・九〇	レンネット及びその濃縮物	二〇%
三五〇七・九〇	その他のもの	二〇%
第三六類 火薬類、火工品、マッチ、発火性合金及び調製燃料		
三六〇一	注	
三六〇一・一〇	1 この類には、2の(a)又は(b)の物品を除くほか、化学的に単一の化合物を含まない。	
三六〇二	2 第三六・〇六項において可燃性材料の製品は、次の物品に限る。	
三六〇二・一〇	(a) メタアルデヒド、ヘキサメチレンテトラミンその他これらに類する物質をタブレット	
三六〇三	状、棒状その他これらに類する形状にした燃料及びアルコールをもととした燃料その他	
三六〇三・一〇	これに類する調製燃料で固体又は半固体のもの	
三六〇四	(b) たばこ用ライターその他これに類するライターの充てんに使用する種類の液体燃料及	
三六〇四・一〇	び液化ガス燃料(容量が三〇〇立方センチメートル以下の容器入りしたものに限る。)	
三六〇四・九〇	(c) レジントーチ、付け木その他これらに類する物品	
三六〇一	火薬	一〇%
三六〇二	爆薬	一〇%
三六〇三	導火線、導爆線、火管、イグナイター及び雷管	一〇%
三六〇四	花火、信号せん光筒、レインロケット、霧中信号用品その他火工品	一五%
三六〇四・一〇	花火	一五%
三六〇四・九〇	その他のもの	一五%

三六〇五	マッチ(第三六・〇四項の火工品を除く。)	一個につき四〇銭
三六〇五・一〇	一 七〇本以下入りのもの	二五%
三六〇六	二 その他のもの	一五%
三六〇六・一〇	フェロセリウムその他の発火性合金(形状を問わない。及びこの類の注2の可燃性材料の製品	一五%
三六〇六・九〇	たばこ用ライターその他これに類するライターの充てんに使用する種類の液体燃料及び液化ガス燃料(容量が三〇〇立方センチメートル以下の容器入りしたものに限る。))	一五%
三六〇六・九〇	その他のもの	一五%
第三七類 写真用又は映画用の材料		
三七〇一	注	
三七〇一・一〇	1 この類には、くずを含まない。	
三七〇一・二〇	2 この類において「写真用」とは、光又はその他の放射線的作用により、感光性を有する表面に直接又は間接に可視像を形成するために使用することをいう。	
三七〇一・三〇	感光性の写真用プレート及び平面状写真用フィルム(露光してないものに限り。並びに感光性の平面状インスタンプリントフィルム(露光してないものに限り。))	二〇%
三七〇一・九一	その他のもの	三〇%
三七〇一・九一	インスタンプリントフィルム	三〇%
三七〇二	その他のもの	三〇%
三七〇二・一〇	カラー写真用のもの(ポリクローム)	三〇%
三七〇二・二〇	その他のもの	二五%
三七〇二・三〇	感光性のロール状写真用フィルム(露光してないものに限り。紙製、板紙製又は紡織用繊維製のものを除く。))及び感光性のロール状インスタンプリントフィルム(露光してないものに限り。))	二五%
三七〇二・三〇	その他のもの	四〇%
三七〇二・三〇	幅が一〇五ミリメートル以下のものに限り。))	三〇%
三七〇二・三九	その他のもの	三〇%

三七〇二・四一	その他のフィルム(スプロケットホールのないもので、幅が一〇五ミリメートルを超えるものに限る。)	四〇%
三七〇二・四二	幅が一〇五ミリメートルを超え、長さが二〇〇メートルを超えるもの(カラー写真用のもの(ポリクローム)を除く。)	四〇%
三七〇二・四三	幅が一〇五ミリメートルを超え、長さが二〇〇メートルを超えるもの(カラー写真用のもの(ポリクローム)を除く。)	三〇%
三七〇二・四四	幅が一〇五ミリメートルを超え、長さが二〇〇メートルを超えるもの(カラー写真用のもの(ポリクローム)を除く。)	三〇%
三七〇二・五一	その他のフィルム(カラー写真用のもの(ポリクローム)に限る。)	三〇%
三七〇二・五二	幅が一六ミリメートル以下で、長さが一四メートル以下のもので、幅が一六ミリメートルを超えるもの	四〇%
三七〇二・五三	幅が一六ミリメートルを超え三五ミリメートル以下で、長さが三〇メートル以下のもの(スライド用のものを除く。)	四〇%
三七〇二・五四	幅が一六ミリメートルを超え三五ミリメートル以下で、長さが三〇メートル以下のもの(スライド用のものを除く。)	四〇%
三七〇二・五五	幅が一六ミリメートルを超え三五ミリメートル以下で、長さが三〇メートルを超えるもの	三〇%
三七〇二・五六	幅が一六ミリメートルを超えるもの	四〇%
三七〇二・九一	その他のもの	三〇%
三七〇二・九二	幅が一六ミリメートル以下で、長さが一四メートル以下のもの	三〇%
三七〇二・九三	幅が一六ミリメートルを超え三五ミリメートル以下で、長さが三〇メートル以下のもの	三〇%
三七〇二・九四	幅が一六ミリメートルを超え三五ミリメートル以下で、長さが三〇メートルを超えるもの	三〇%
三七〇二・九五	幅が一六ミリメートルを超えるもの	三〇%
三七〇三	感光性の写真用の紙、板紙及び紡織用繊維(露光してないものに限る。)	四〇%
三七〇三・一〇	ロール状のもので、幅が一〇五ミリメートルを超えるもの	四〇%
三七〇三・二〇	その他のもの(カラー写真用のもの(ポリクローム)に限る。)	四〇%
三七〇三・九〇	その他のもの	二五%

三七〇四	写真用のプレート、フィルム、紙、板紙及び紡織用繊維(露光したもので、現像してないものに限る。)	二五%
三七〇四・〇〇	写真用のプレート及びフィルム(露光し、かつ、現像したものに限り、かつ、映画用フィルムを除く。)	三〇%
三七〇五	オフセット用のもの	三〇%
三七〇五・一〇	マイクフィルム	三〇%
三七〇五・二〇	その他のもの	三〇%
三七〇五・九〇	映画用フィルム(露光し、かつ、現像したものに限り、かつ、サウンドトラックを有するものか有しないかを問わない。)	三〇%
三七〇六	幅が三ミリアメートル以上のもの	三〇%
三七〇六・一〇	幅が四〇ミリアメートル以下のもの	三〇%
三七〇六・九〇	その他のもの	三〇%
三七〇七	幅が一〇ミリアメートル以下のもの	三〇%
三七〇七・一〇	二 その他のもの	三〇%
三七〇七・九〇	二 その他のもの	三〇%

第三八類 各種の化学工業生産品

- 注
- この類には、次の物品を含まない。
 - 化学的に単一の元素及び化合物。ただし、次の物品を除く。
 - 人造黒鉛(第三八・〇一参照)
 - 第三八・〇八項に定める形状又は包装にした殺虫剤、殺菌剤、殺菌剤、除草剤、発芽抑制剤、植物生長調整剤、消毒剤その他これらに類する物品
 - 消火器用の装てん物に又は消火弾に装てんした物品(第三八・一三項参照)
 - 2の(a)又は(c)の物品
 - 化学品と食品その他の栄養価を有する物質との混合物で食料品の調製に使用する種類のもの(主として第二二・〇六項に属する。)

(c) 医薬品(第三〇・〇三項及び第三〇・〇四項参照)

2 第三八・二三項には、次の物品を含むものとし、当該物品は、この表の他のいずれの項にも属しない。

(a) 酸化マグネシウム又はアルカリ金属若しくはアルカリ土類金属のハロゲン化合物を培養した結晶(二個の重量が二・五グラム以上のものに限るものとし、光学用品を除く。)

(b) フーゼル油及びディッペル油

(c) 小売用の容器入りにしたインキ消し

(d) 小売用の容器入りにした謄写版原紙修正剤その他の修正液

(e) 炉用溶融温度計(例えば、ゼーゲルコーン)

三八・〇一

人造黒鉛及びコロイド状又は半コロイド状の黒鉛並びに黒鉛その他の炭素をもととした調製品(ペーパースト状、塊状、板状その他の半製品の形状にしたものに限る。)

三八・〇一・一〇

人造黒鉛

三八・〇一・二〇

コロイド状又は半コロイド状の黒鉛

三八・〇一・三〇

電極用の炭素質ペーストその他これに類する炉の内張り用のもの

三八・〇一・九〇

その他のもの

三八・〇二

活性炭及び活性化した天然の鉱物性生産品並びに獣炭(廃獣炭を含む。)

三八・〇二・一〇

活性炭

三八・〇二・九〇

その他のもの

三八・〇三

その他のもの

三八・〇三・一〇

トル油(精製してあるかないかを問わない。)

三八・〇四

その他のもの

三八・〇四・一〇

木材パルプの製造の際に生ずる廃液(リグニンスルホン酸塩を含むものとし、濃縮し、糖類を除き又は化学的に処理したものであるかないかを問わず 第三八・〇三項のトル油を除く。)

三八・〇五

その他のもの

三八・〇五・一〇

ガムテレピン油、ワッドテレピン油、硫酸テレピン油その他のテルペン油(蒸留その他の方法により針葉樹から得たものに限る。)、ジペンテン(粗のものに限る。)、亜硫酸テレピンその他のパラシメン(粗のものに限る。)、及びパイン油(アルファ・テルピネオールを主成分とするものに限る。)

三八・〇五・二〇

ガムテレピン油、ワッドテレピン油及び硫酸テレピン油

三八・〇五・九〇

パイン油

三八・〇六

その他のもの

三八・〇六・一〇

ロジン及び樹脂酸並びにこれらの誘導体、ロジンスピリット、ロジン油並びにランガム

三八・〇六・二〇

ロジン

三八・〇六・三〇

ロジン又は樹脂酸の塩

三八・〇六・四〇

エステルガム

三八・〇六・五〇

その他のもの

三八・〇六・六〇

その他のもの

三八・〇六・七〇

その他のもの

三八・〇六・九〇

三八・〇七

三八・〇七・一〇

三八・〇八

三八・〇八・一〇

三八・〇八・二〇

三八・〇八・三〇

三八・〇八・四〇

三八・〇八・五〇

三八・〇九

三八・〇九・一〇

三八・〇九・二〇

三八・〇九・三〇

三八・〇九・四〇

三八・〇九・五〇

三八・一〇

三八・一〇・一〇

三八・一〇・二〇

三八・一〇・三〇

三八・一〇・四〇

三八・一〇・五〇

三八・一〇・六〇

三八・一〇・七〇

三八・一〇・八〇

三八・一〇・九〇

三八・一一

三八・一一・一〇

三八・一一・二〇

三八・一一・三〇

三八・一一・四〇

三八・一一・五〇

三八・一一・六〇

三八・一一・七〇

三八・一一・八〇

三八・一一・九〇

その他のもの

木タール、木タール油、木クレオソット、木ナフサ及び植物性ビッチ並びにブルーワーズビッチその他これに類する調製品でロジン、樹脂酸又は植物性ビッチをもととしたもの

殺虫剤、殺菌剤、殺菌剤、除草剤、発芽抑制剤、植物生長調整剤、消毒剤その他これらに類する物品(小売用の形状若しくは包装に、製剤にし又は製品にしたもの(例えば、硫酸を含ませた帯、しん及びろうそく並びにはえ取り紙)に限る。)

殺虫剤

殺菌剤

除草剤、発芽抑制剤及び植物生長調整剤

消毒剤

その他のもの

仕上剤、促進剤、媒染剤その他の物品及び調製品(繊維工業、製紙工業、皮革工業その他これらに類する工業において使用する種類のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。)

でん粉質の物質をもととしたもの

その他のもの

繊維工業において使用する種類のもの

製紙工業において使用する種類のもの

その他のもの

金属表面処理用の調製浸せき剤、はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用のフラックスその他の調製した助剤、はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の粉及びペーストで金属と他の材料とから成るもの並びに溶接用の電極又は溶接棒のしん又は被覆に使用する種類の調製品

金属表面処理用の調製浸せき剤並びにはんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の粉及びペーストで金属と他の材料とから成るもの

その他のもの

アンチノック剤

鉛化合物をもととしたもの

その他のもの

潤滑油用の添加剤

石油又は原油を含有するもの

その他のもの

アンチノック剤、酸化防止剤、ガム化防止剤、粘度指数向上剤、腐食防止剤その他の調製添加剤(鉱物油、ガソリンを含む。用又は鉱物油と同じ目的に使用するその他の液体用のものに限る。)

鉛化合物をもととしたもの

その他のもの

潤滑油用の添加剤

石油又は原油を含有するもの

その他のもの

一〇%

無税

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

三八一・一・九〇	その他のもの	二〇%
三八一・二	調製したゴム加硫促進剤、ゴム用又はプラスチック用の複合した可塑剤(他の項に該当するものを除く)及びゴム用又はプラスチック用の調製した老化防止剤その他の複合した安定剤	二〇%
三八二・一・一〇	調製したゴム加硫促進剤	二五%
三八二・二・一〇	ゴム用又はプラスチック用の複合した可塑剤	二〇%
三八二・三・一〇	ゴム用又はプラスチック用の調製した老化防止剤その他の複合した安定剤	二五%
三八・一・一五	一 ゴム老化防止剤 二 その他のもの	二〇%
三八・二・一〇	消火器用の調製品及び装てん物並びに装てんした消火弾	二〇%
三八・一・一四	有機の配合溶剤及び配合シンナー(他の項に該当するものを除く)並びにペイント用又はワニス用の調製除去剤	二〇%
三八・一・一五	反応開始剤、反応促進剤及び調製触媒(他の項に該当するものを除く)	二〇%
三八・一・一五	担体付き触媒	二〇%
三八・一・一五	活性物質としてニッケル又はその化合物を使用したもの	一五%
三八・一・一五	一 白金触媒 二 その他のもの	無税
三八・一・一五	その他のもの	一五%
三八・一・一五	一 鉄触媒 二 その他のもの	無税
三八・一・一五	その他のもの	一五%
三八・一・一五	一 鉄触媒及び白金触媒 二 シリカ・アルミナ触媒 三 その他のもの	無税
三八・一・一五	耐火性のセメント、モルタル、コンクリートその他これらに類する配合品(第三八・一・一〇一項の物品を除く)	二〇%
三八・一・一五	混合アルキルベンゼン及び混合アルキルナフタレン(第二七・一〇七項又は第二九・〇二二項の物品を除く)	一五%
三八・一・一五	混合アルキルベンゼン	一五%
三八・一・一五	混合アルキルナフタレン	一五%
三八・一・一五	元素を電子工業用にドーブ処理したもの(円盤状、ウェハ状その他これらに類する形状にしたものに限り)及び化合物を電子工業用にドーブ処理したもの	二〇%

三八・一・一五	液圧ブレーキ液その他の液圧伝動用の調製液(石油又は原油を含有しないもの及び石油又は原油の含有量が全重量の七〇%未満のものに限る)	二〇%
三八・一・一五	調製不凍液及び調製解凍液	二〇%
三八・一・一五	微生物用の調製培養剤	一〇%
三八・一・一五	診断用又は理化学用の調合試薬(第三〇・一〇二項又は第三〇・一〇六項のものを除く)	二〇%
三八・一・一五	鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結剤並びに化学工業(類似の工業を含む)において生産される化学製品及び調製品(天然物のみの混合物を含むものとし、他の項に該当するものを除く)並びに当該工業において生ずる残留物(他の項に該当するものを除く)	一〇%
三八・一・一五	鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結剤	二〇%
三八・一・一五	ナフテン酸並びにその塩(水溶性のものを除く)及びエステル	二〇%
三八・一・一五	金属炭化物の混合物及び金属炭化物と金属粘結剤との混合物(凝結させていないものに限る)	二〇%
三八・一・一五	セメント用、モルタル用又はコンクリート用の調製添加剤	二〇%
三八・一・一五	非耐火性のモルタル及びコンクリート	二〇%
三八・一・一五	ソルビトール(第二九・一〇五・四四号のものを除く)	二〇%
三八・一・一五	その他のもの	二〇%
三八・一・一五	一 チューインガムベース(砂糖その他の甘味料又は香料を含有するものを除く)	無税
三八・一・一五	二 セレンさい及びテルさい	無税
三八・一・一五	三 その他のもの	二〇%

第七部 プラスチック及びゴム並びにこれらの製品

注 1 二以上の独立した構成成分(その一部又は全部がこの部に属し、かつ、第六部又はこの部の生産品を得るために相互に混合するものに限る)から成るセットにした物品は、当該構成成分が次のすべての要件を満たす場合に限り、当該生産品が属する項に属する。

(a) 取りそろえた状態からみて、詰め替えることなく共に使用するためのものであることが明らかに認められること。

(b) 共に提示するものであること。

(c) 当該構成成分の性質又は相対的な量の比のいずれかにより互いに補充し合うものであることが認められること。

2 プラスチック及びゴム並びにこれらの製品で、モチーフ、字又は絵を印刷したもののうち、当該モチーフ、字又は絵がこれらの物品の本来の用途に対し付随的でないものは、第四九類に属する。ただし、第三九・一八項又は第三九・一九項の物品を除く。

第三九類 プラスチック及びその製品

注

1 この表において「プラスチック」とは、第三九・〇一項から第三九・一四項までの材料で、重合の段階又はその後の段階で、加熱、加圧その他の外部的作用（必要に応じ溶剤又は可塑剤を加えることができる。）の下で、鍛造、押出し、圧延その他の方法により成形することができる、かつ、外部の作用の除去後もその形を維持することができるものをいう。この表においてプラスチックには、バルカナイズドファイバーを含むものとし、第一部の紡織用繊維とみなされる材料を含まない。

2 この類には、次の物品を含まない。

- (a) 第二七・一二項又は第三四・〇四項のろう
- (b) 化学的に単一の有機化合物(第二九類参照)
- (c) ヘパリン及びその塩(第三〇・〇一項参照)
- (d) 第三二・一二項のスタンブ用のはく
- (e) 第三四・〇二項の有機界面活性剤及び調製品
- (f) ランガム及びエステルガム(第三八・〇六項参照)
- (g) 第四〇類の合成ゴム及びその製品
- (h) 動物用の装着具(第四二・〇一項参照)及び第四二・〇二項のトランク、スートケース、ハンドバッグその他の容器
- (i) 第四六類のさなだ、枝条細工物その他の製品
- (j) 第四八・一四項の壁面被覆材
- (k) 第一二部の物品(紡織用繊維及びその製品)
- (l) 第二二部の物品(例えは、履物、帽子、傘、つえ及びむち並びにこれらの部分品)
- (m) 第七一・一七項の身辺用模造細貨類
- (n) 第一六部の物品(機械類及び電気機器)
- (o) 第一七部の航空機又は車両の部分品
- (p) 第九〇類の物品(例えは、光学用品、眼鏡のフレーム及び製図機)
- (q) 第九一類の物品(例えは、時計のケース)
- (r) 第九二類の物品(例えは、楽器及びその部分品)
- (s) 第九四類の物品(例えは、家具、ランプその他の照明器具、イルミネーションサイン及びプレハブ建築物)
- (u) 第九五類の物品(例えは、がん具、遊戯用具及び運動用具)
- (v) 第九六類の物品(例えは、ブラシ、ボタン、スライドファスナー、くし、喫煙用パイプの吸い口及び柄、シガレットホルダー類、魔法瓶その他これに類する容器の部分品、ペン並びにシャープペンシル)

3 第三九・〇一項から第三九・一一項までには、化学合成により製造した物品で次のものを含む。

(a) 減圧蒸留法により蒸留した場合において一、〇二ミリアールに換算したときの温度三〇〇度における留出容量が全容量の六〇％未満の液状の合成ポリオレフィン(第三九・〇一項及び第三九・〇二項参照)

(b) 低重合のクマロニンデン系樹脂(第三九・一一項参照)

(c) その他の合成重合体で平均五以上の分子量から成るもの

(d) シリコーン(第三九・一〇項参照)

(e) レゾール(第三九・〇九項参照)その他のプレポリマー

4 この類において共重合体(共重合化合物、共重合付加物、ブロック共重合体及びグラフト共重合体を含む。)及びポリマーブレンドは、文脈により別に解釈される場合を除くほか、これらを構成するモノマーのうち最大の重量を占めるモノマーの重合体が属する項に属する。この場合において、同一の項に属する重合体を構成するモノマーは、一のモノマーとみなす。

最大の重量を占めるモノマーが存在しない場合には、共重合体及びポリマーブレンドは、等しく考慮に値する項のうち数字上の配列において最後となる項に属する。

「共重合体」とは、重合体の全重量の九五％以上を占める一の単量体を有しないすべての重合体をいう。

5 化学的に変性させた重合体、すなわち、重合体の主鎖に付随する部分のみを化学反応により変性させたものは、変性させてない重合体が属する項に属する。この規定は、グラフト共重合体に適用しない。

6 第三九・〇一項から第三九・一四項までにおいて一次製品は、次の形状の物品に限る。

(a) 液状又はペースト状のもの(ディスプレイン(乳化し又は懸濁しているもの)及び溶液を含む。)

(b) 塊不規則な形のものに限る。(粉(モルディングパウダーを含む。)、粒、フレークその他これらに類する形状のもの)

7 第三九・一五項には、一の熱可塑性材料のくずで一次製品の形状にしたものを含まない(第三九・〇一項から第三九・一四項まで参照)。

8 第三九・一七項において「管及びホース」とは、中空の物品(半製品であるか又は完成品であるかを問わない。)で、主として気体又は液体の運搬用又は配送用に供するもの(例えは、リブ付きの庭用ホース及び穴あき管)をいうものとし、ソーセージケーシングその他のへん平な管を含む。ただし、内部の横断面が円形、だ円形、長方形(長さが幅の一・五倍以下のものに限る。)又は正多角形以外のものは、へん平な管の場合を除くほか、形状とみなすものとし、管及びホースとはしない。

9 第三九・一八項において「プラスチック製の壁面被覆材及び天井被覆材」とは、壁又は天井の裝飾に適した幅が四五センチメートル以上のロール状の物品のうちプラスチックを紙以外の材料で裏張りしたもので、プラスチック層の表面に木目付けをし、浮出し模様を付

三九〇・二	ポリプロピレン	三九〇・二	プロピレンその他のオレフィンの重合体（一次製品に限る。）
三九〇・二・一〇	ポリイソブチレン	三九〇・二・一〇	ポリイソブチレン
三九〇・二・二〇	プロピレンの共重合体	三九〇・二・二〇	プロピレンの共重合体
三九〇・二・三〇	その他のもの	三九〇・二・三〇	その他のもの
三九〇・二・九〇	スチレンの重合体（一次製品に限る。）	三九〇・二・九〇	スチレンの重合体（一次製品に限る。）
三九〇・三	ポリスチレン	三九〇・三	ポリスチレン
三九〇・三・一一	多泡性のもの	三九〇・三・一一	多泡性のもの
三九〇・三・一九	その他のもの	三九〇・三・一九	その他のもの
三九〇・三・二〇	スチレン—アクリロニトリル（SAN）共重合体	三九〇・三・二〇	スチレン—アクリロニトリル（SAN）共重合体
三九〇・三・三〇	アクリロニトリル—ブタジエン—スチレン（ABS）共重合体	三九〇・三・三〇	アクリロニトリル—ブタジエン—スチレン（ABS）共重合体
三九〇・三・九〇	その他のもの	三九〇・三・九〇	その他のもの
三九〇・四	塩化ビニルその他のハロゲン化オレフィンの重合体（一次製品に限る。）	三九〇・四	塩化ビニルその他のハロゲン化オレフィンの重合体（一次製品に限る。）
三九〇・四・一〇	ポリ塩化ビニル（他の物質と混合してないものに限る。）	三九〇・四・一〇	ポリ塩化ビニル（他の物質と混合してないものに限る。）
三九〇・四・二一	可塑化してないもの	三九〇・四・二一	可塑化してないもの
三九〇・四・二二	可塑化したもの	三九〇・四・二二	可塑化したもの
三九〇・四・三〇	塩化ビニル—酢酸ビニル共重合体	三九〇・四・三〇	塩化ビニル—酢酸ビニル共重合体
三九〇・四・四〇	その他の塩化ビニルの共重合体	三九〇・四・四〇	その他の塩化ビニルの共重合体
三九〇・四・五〇	塩化ビニリデンの重合体	三九〇・四・五〇	塩化ビニリデンの重合体
三九〇・四・六一	ふつ素系重合体	三九〇・四・六一	ふつ素系重合体
三九〇・四・六九	ポリテトラフルオロエチレン	三九〇・四・六九	ポリテトラフルオロエチレン
三九〇・四・九〇	その他のもの	三九〇・四・九〇	その他のもの
三九〇・五	その他のもの	三九〇・五	その他のもの
三九〇・五・一一	酢酸ビニルその他のビニルエステルの重合体及びその他のビニル重合体（一次製品に限る。）	三九〇・五・一一	酢酸ビニルその他のビニルエステルの重合体及びその他のビニル重合体（一次製品に限る。）
三九〇・五・一九	酢酸ビニルの重合体	三九〇・五・一九	酢酸ビニルの重合体
三九〇・五・二〇	水に分散しているもの	三九〇・五・二〇	水に分散しているもの
三九〇・五・九〇	その他のもの	三九〇・五・九〇	その他のもの
三九〇・六	ポリビニルアルコール（加水分解してないアセテート基を含有するかしないかを問わない。）	三九〇・六	ポリビニルアルコール（加水分解してないアセテート基を含有するかしないかを問わない。）
三九〇・六・一〇	その他のもの	三九〇・六・一〇	その他のもの
三九〇・六・九〇	アクリル重合体（一次製品に限る。）	三九〇・六・九〇	アクリル重合体（一次製品に限る。）
三九〇・六・九〇	ポリメタクリル酸メチル	三九〇・六・九〇	ポリメタクリル酸メチル
三九〇・六・九〇	その他のもの	三九〇・六・九〇	その他のもの

[illegible]

三九一七・三九	その他のもの	三〇%	三九二〇・九三	アミノ樹脂製のもの	三〇%
三九一七・四〇	その他のもの	三〇%	三九二〇・九四	フェノール樹脂製のもの	三〇%
三九一八	その他のもの	三〇%	三九二〇・九九	その他のプラスチック製のもの	三〇%
三九一八・一〇	プラスチック製の床用敷物(接着性を有するものか有しないかを問わないものとし、ロール状又はフィルム状のものに限る。並びにこの注の注9のプラスチック製の壁面被覆材及び天井被覆材)	三〇%	三九二一	プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ	三〇%
三九一八・九〇	塩化ビニルの重合体製のもの	二〇%	三九二一・一三	塩化ビニルの重合体製のもの	二〇%
三九一九	その他のプラスチック製のもの	三〇%	三九二一・一四	ポリウレタン製のもの	二〇%
三九一九・一〇	プラスチック製の板、シート、フィルム、はく、テープ、ストリップその他のへん平な形状の物品(接着性を有するものに限るものとし、ロール状であるかないかを問わない。)	二〇%	三九二一・一九	再生セルロース製のもの	二〇%
三九一九・九〇	ロール状のもので、幅が二〇センチメートル以下のもの	一五%	三九二二・九〇	その他のプラスチック製のもの	三〇%
三九二〇	その他のもの	一五%	三九二二	その他のプラスチック製のもの	三〇%
三九二〇・一〇	プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ(多泡性のもの並びに補強し、薄層で被覆し又は支持物を使用したもの及びこれらに類する方法により他の材料と組み合わせたものを除く。)	三〇%	三九二二・一〇	プラスチック製の浴槽、シャワーバス、洗面台、ピデ、便器、便座、便器用の覆い、水洗用の水槽その他これらに類する衛生用品	三〇%
三九二〇・二〇	エチレンの重合体製のもの	三〇%	三九二二・二〇	浴槽、シャワーバス及び洗面台	三〇%
三九二〇・三〇	プロピレンの重合体製のもの	三〇%	三九二二・九〇	便座及び便器用の覆い	三〇%
三九二〇・四一	スチレンの重合体製のもの	三〇%	三九二二・一〇	その他のもの	三〇%
三九二〇・四二	塩化ビニルの重合体製のもの	二〇%	三九二二・二〇	プラスチック製の運搬用又は包装用の製品及びプラスチック製の栓、ふた、キャップその他これらに類する物品	三〇%
三九二〇・五一	硬質のもの	二〇%	三九二二・九〇	箱、ケース、クレートその他これらに類する製品	三〇%
三九二〇・五九	軟質のもの	二〇%	三九二三・一〇	袋(円すい状のものを含む。)	三〇%
三九二〇・六一	アクリル重合体製のもの	三〇%	三九二三・二一	エチレンの重合体製のもの	三〇%
三九二〇・六二	ポリメタクリル酸メチル製のもの	三〇%	三九二三・二九	その他のプラスチック製のもの	三〇%
三九二〇・六三	その他のもの	三〇%	三九二三・三〇	瓶、プラスチックその他これらに類する製品	三〇%
三九二〇・六九	ポリカーボネート製、アルキド樹脂製、ポリアリルエステル製その他のポリエステル製のもの	三〇%	三九二三・四〇	スプーン、コップ、ボビンその他これらに類する支持物	一五%
三九二〇・七一	ポリエチレンテレフタレート製のもの	三〇%	三九二三・五〇	栓、ふた、キャップその他これらに類する物品	三〇%
三九二〇・七二	その他の不飽和ポリエステル製のもの	三〇%	三九二三・九〇	その他のもの	三〇%
三九二〇・七三	その他のポリエステル製のもの	三〇%	三九二四	プラスチック製の食卓用品、台所用品その他の家庭用品及び化粧用品	三〇%
三九二〇・七九	セルロース製のもの及びその化学的誘導体製のもの	二〇%	三九二四・一〇	食卓用品及び台所用品	三〇%
三九二〇・九一	再生セルロース製のもの	二〇%	三九二四・九〇	その他のもの	三〇%
三九二〇・九二	バルカナイズドファイバー製のもの	二〇%	三九二五	プラスチック製の建築用品(他の項に該当するものを除く。)	三〇%
三九二〇・九三	酢酸セルロース製のもの	二〇%	三九二五・一〇	貯蔵槽、タンク、おけその他これらに類する容器(容積が三〇リットルを超えるものに限る。)	三〇%
三九二〇・九四	その他のプラスチック誘導体製のもの	二〇%	三九二五・二〇	戸及び窓並びにこれらの枠並びに戸の敷居	三〇%
三九二〇・九五	その他のプラスチック製のもの	三〇%	三九二五・三〇	よろい戸、日よけ(ベネシャンブラインドを含む。)	三〇%
三九二〇・九六	ポリビニルブチル製のもの	三〇%	三九二五・九〇	他これらに類する製品及びこれらの部分品	三〇%
三九二〇・九七	ポリアミド製のもの	三〇%		その他のもの	三〇%

三九・二六	その他のプラスチック製品及び第三九・〇一項から第三九・一四項までの材料(プラスチックを除く)から成る製品
三九二六・一〇	事務用品及び学用品
三九二六・二〇	衣類及び衣類付属品(手衣を含む)
三九二六・三〇	家具用又は車体用の取付具その他これらに類する取付具
三九二六・四〇	小像その他の装飾品
三九二六・九〇	その他のもの
三〇%	
三〇%	
三〇%	
三〇%	

第四〇類 ゴム及びその製品

注

1 この表において「ゴム」とは、文脈により別に解釈される場合を除くほか、天然ゴム、パ
ラタ、グタペルカ、グアユール、チクルその他これらに類する天然ゴム、合成ゴム及び油
から製造したフアクチス並びにこれらの再生品(加硫してあるかないか又は硬化化してあ
るかないかを問わない)をいう。

2 この類には、次の物品を含まない。

(a) 第一一部の物品(紡織用繊維及びその製品)

(b) 第六四類の履物及びその部分品

(c) 第六五類の帽子(水泳帽を含む)及びその部分品

(d) 第六六類の機械類及び電気機器(電気用品を含む)並びにこれらの部分品で、硬質ゴ
ム製のもの

(e) 第九〇類、第九二類、第九四類又は第九六類の物品

(f) 第九五類の物品(運動用の手袋及び第四〇・一一項から第四〇・一三項までの製品を
除く。)

3 第四〇・〇一項から第四〇・〇三項まで及び第四〇・〇五項において一次製品は、次の
形状の物品に限る。

(a) 液状又はペースト状のもの(ラテックス(プリパルカナイズしてあるかないかを問わな
い)その他のディスプレイン及び溶液を含む。)

(b) 塊(不規則な形のものを限る。)、ペール、粉、粒、小片その他これらに類する形状の
もの

4 1及び第四〇・〇二項において「合成ゴム」とは、次の物品をいう。

(a) 不飽和の合成物質で、硫黄による加硫により不可逆的に非熱可塑性物質とすることが
でき、かつ、この非熱可塑性物質が、温度一八度から二九度までにおいて、もとの長さ
の三倍に伸ばしても切れず、もとの長さの二倍に伸ばした後五分以内もとの長さの
一・五倍以下に戻るもの。この試験においては、加硫助剤、加硫促進剤その他の架橋反
応に必要な物質を加えることができるものとし、5(b)の(i)又は(ii)の物質の存在も許容さ
れる。ただし、エキステンダー、可塑剤、充てん料その他の架橋反応に必要でない物質
の存在は許容されない。

(b) 第四〇・〇一項から第四〇・〇三項まで及び第四〇・〇五項において一次製品は、次の
形状の物品に限る。

(a) 液状又はペースト状のもの(ラテックス(プリパルカナイズしてあるかないかを問わな
い)その他のディスプレイン及び溶液を含む。)

(b) 塊(不規則な形のものを限る。)、ペール、粉、粒、小片その他これらに類する形状の
もの

4 1及び第四〇・〇二項において「合成ゴム」とは、次の物品をいう。

(a) 不飽和の合成物質で、硫黄による加硫により不可逆的に非熱可塑性物質とすることが
でき、かつ、この非熱可塑性物質が、温度一八度から二九度までにおいて、もとの長さ
の三倍に伸ばしても切れず、もとの長さの二倍に伸ばした後五分以内もとの長さの
一・五倍以下に戻るもの。この試験においては、加硫助剤、加硫促進剤その他の架橋反
応に必要な物質を加えることができるものとし、5(b)の(i)又は(ii)の物質の存在も許容さ
れる。ただし、エキステンダー、可塑剤、充てん料その他の架橋反応に必要でない物質
の存在は許容されない。

(b) チオプラスト(TM)

(c) 天然ゴムにプラスチックをグラフトし又は混合することにより変性させたもの、天然
ゴムを解重合したもの及び不飽和の合成物質と飽和の合成高重合体との混合物で、(a)に
定める加硫、伸長性及び復元性に係る要件を満たすもの

5 (a) 第四〇・〇一項及び第四〇・〇二項には、凝固の前又は後に次の物品を配合したゴム
及びゴムの混合物を含まない。

(i) 加硫剤、加硫促進剤、加硫遅延剤又は加硫助剤(プリパルカナイズドラバーラテ
ックスの調製のために加えたものを除く。)

(ii) 顔料その他の着色料(単に識別のために加えたものを除く。)

(iii) 可塑剤又はエキステンダー(油展ゴムの場合の鉱物油を除く。)、充てん料、補強
剤、有機溶剤その他の物質(5(b)の(i)から(ii)までのものを除く。)

(b) 第四〇・〇一項及び第四〇・〇二項には、次の物質を含有するゴム及びゴムの混合物
を含む。ただし、ゴム及びゴムの混合物が原材料としての重要な特性を保持する場合に
限る。

(i) 乳化剤又は粘着防止剤

(ii) 乳化剤の分解生成物(少量を含有する場合に限る。)

(iii) 主として感熱ゴムラテックスを得るための感熱剤、主として酸性ゴムラテックスを
得るための陽イオン界面活性剤、老化防止剤、凝固剤、顆粒化剤、凍結防止剤、ペ
プタイザー、保存剤、安定剤、粘度調整剤その他これらに類する特殊な目的のための添
加剤(極めて少量を含有する場合に限る。)

6 第四〇・〇四項において「くず」とは、ゴムの製造又は加工により生ずるゴムのくず及び
切断、摩耗その他の理由により明らかにそのままでは使用することができないゴム製品を
いう。

7 加硫したゴムのみから成る糸で横断面の最大寸法が五ミリメートルを超えるものは、ス
トリップ、棒又は型材として第四〇・〇八項に属する。

8 第四〇・〇一項には、コンベヤ用又は伝動用のベルト及びベルチングで、ゴムを染み込
ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類から製造したものと及びゴムを染み
込ませ、塗布し又は被覆した紡織用繊維の糸又はコードから製造したものをを含む。

9 第四〇・〇一項から第四〇・〇三項まで、第四〇・〇五項及び第四〇・〇八項において
板、シート及びストリップは、板、シート、ストリップ及び規則正しい幾何学的形状の塊
で、切つてないものと及び単に長方形(正方形を含む)に切つたもの(製品としての特性を
有する有さないか又はプリントその他の表面加工をしてあるかないかを問わない)に限
るものとし、その他の特定の形状に切つたものと及び更に加工したものを除く。

第四〇・〇八項において棒及び型材は、棒及び型材で、一定の長さに切つてあるかない
か又は表面加工をしてあるかないかを問わないものとし、その他の加工をしてないものに
限る。

昭和六十二年五月二十二日 参議院会議録第十二号(その二) 商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律案 四三四

四〇・〇一	天然ゴム、バラタ、グタバールカ、グアユール、チクルその他これらに類する天然ゴム(一次製品、板、シート又はストリップの形状のものに限る。)	無税	四〇〇四・〇〇	ゴム(硬質ゴムを除く。のくず並びにこれから得た粉及び粒)	無税
四〇〇一・一〇	天然ゴムのラテックス(プリバールカナイズしてあるかないかを問わない。)	無税	四〇〇五・一〇	配合ゴム(加硫してないもので、一次製品、板、シート又はストリップの形状のものに限る。)	一五%
四〇〇一・二一	その他の形状の天然ゴム	無税	四〇〇五・二〇	カーボンブラック又はシリカを配合したもの	一五%
四〇〇一・二二	スモークドシート	無税	四〇〇五・九一	ディスパーション(第四〇〇五・一〇号のものを除く。)	一五%
四〇〇一・二三	技術的格付けをした天然ゴム(TSNR)	無税	四〇〇六・九〇	その他のもの	一五%
四〇〇一・二九	その他のもの	無税	四〇〇七・〇〇	板、シート及びストリップ	一五%
四〇〇一・三〇	バラタ、グタバールカ、グアユール、チクルその他これらに類する天然ゴム	無税	四〇〇八・〇一	その他のもの	一五%
四〇・〇二	合成ゴム、油から製造したフアクチス及び第四〇・〇一項の物品とこの項の物品との混合物(一次製品、板、シート又はストリップの形状のものに限る。)	無税	四〇〇八・二一	加硫してないゴムで、その他の形状のもの(例えば、棒、管及び形材)及び製品にしたもの(例えば、円盤及びリング)	一五%
四〇〇二・一一	スチレン-ブタジエンゴム(SBR)及びカルボキシル化	無税	四〇〇八・二九	ゴムタイヤ更生用のキャメルバックストリップ	一五%
四〇〇二・一九	ラテックス	無税	四〇・〇九	その他のもの	一五%
四〇〇二・二〇	その他のもの	無税	四〇〇九・一〇	糸及びひも(加硫したゴムのものに限る。)	一五%
四〇〇二・三一	ブタジエンゴム(BR)	無税	四〇〇九・二〇	板、シート及びストリップ	二〇%
四〇〇二・三九	イソプレン-イソブレンゴム(ブチルゴム又はIIR)及びハローイソブレン-イソブレンゴム(CIIR及びBIR)	無税	四〇〇九・三〇	セルラーパーパー以外のゴムのもの	二〇%
四〇〇二・四一	イソブレン-イソブレンゴム(ブチルゴム又はIIR)	無税	四〇〇九・四〇	板、シート及びストリップ	一五%
四〇〇二・四九	その他のもの	無税	四〇〇九・五〇	その他のもの	一五%
四〇〇二・五一	クロロブレンゴム(クロロブタジエンゴム又はCR)	無税	四〇・〇一	管及びホース(加硫したゴム(硬質ゴムを除く。製のものに限るものとし、継手(例えば、ジョイント、エルボー及びフランジ)を取り付けてあるかないかを問わない。)	一五%
四〇〇二・五九	ラテックス	無税	四〇一〇・一〇	他の材料により補強してないもの及び他の材料と組み合わせてないもの(継手なしのものに限る。)	一五%
四〇〇二・六〇	その他のもの	無税	四〇一〇・二〇	金属のみにより補強し又は金属のみと組み合わせたもの(継手なしのものに限る。)	一五%
四〇〇二・七〇	イソブレンゴム(IR)	無税	四〇一〇・三〇	紡織用繊維のみにより補強し又は紡織用繊維のみと組み合わせたもの(継手なしのものに限る。)	一五%
四〇〇二・八〇	エチレン-プロピレン-非共役ジエンゴム(EPDM)	無税	四〇一〇・四〇	他の材料により補強し又は他の材料と組み合わせたもの(継手なしのものに限る。)	一五%
四〇〇三・〇〇	第四〇・〇一項の物品とこの項の物品との混合物	無税	四〇一〇・五〇	継手付きのもの	一五%
四〇〇三・〇一	その他のもの	無税	四〇一〇・六〇	コンベヤ用又は運動用のベルト及びベルチング(加硫したゴム製のものに限る。)	一五%
四〇〇三・〇二	ラテックス	無税	四〇一〇・七〇	横断面が台形のもの(Vベルト及びVベルチング)	一五%
四〇〇三・〇三	その他のもの	無税	四〇一〇・八〇	その他のもの	一五%
四〇〇三・〇四	再生ゴム(一次製品、板、シート又はストリップの形状のものに限る。)	一〇%	四〇一〇・九〇	幅が二〇センチメートルを超えるもの	一五%

[illegible]

五%	五%	五%	ハ	牛	子	力	第	無税	無税	無税	無税	無税	無税
----	----	----	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----

四一・〇二	羊の原皮(生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬け、その他の保存に適合する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしていないものに限り、毛が付いているもの。ただし、この種の注1(イ)の規定により除かれているものを含まない。)	無税	四一・〇四・三九	(一) その他のもの 一 パーチメント仕上げをしたもの	一五%
四一・〇二・一〇	毛が付いていないもの	無税		(二) 染色し、着色し又は模様付けしたもの	二〇%
四一・〇二・二一	酸漬けしたもの	無税			
四一・〇二・二九	その他のもの	無税	四一・〇五	(一) 染色し、着色し又は模様付けしたもの	二〇%
四一・〇三	その他の原皮(生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬け、その他の保存に適合する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしていないものに限り、毛が付いているもの。ただし、この種の注1(イ)又は(ロ)の規定により除かれているものを含まない。)	無税	四一・〇五・一一	やぎ草(毛が付いていないものに限り、第四一・〇八項又は第四一・〇九項の草を除く。)	一五%
四一・〇三・一〇	やぎ草のもの	無税	四一・〇五・一二	なめしたものの及び再なめしたものの(これらを超える加工をしていないものに限り、スプリットしてあるもの。ただし、この種の注1(イ)又は(ロ)の規定により除かれているものを含まない。)	五%
四一・〇三・二〇	爬虫類のもの	無税	四一・〇五・一九	植物性前なめしをしたもの	五%
四一・〇三・九〇	その他のもの	無税	四一・〇五・二〇	その他の前なめしをしたもの	五%
四一・〇四	牛又は馬類の動物の草(毛が付いていないものに限るものとし、第四一・〇八項又は第四一・〇九項の草を除く。)	無税	四一・〇六・一一	その他の前なめしをしたもの	五%
四一・〇四・一〇	全形の牛草(表面積が一枚につき二八平方フィート(二・六平方メートル)以下のものに限る。)	無税	四一・〇六・一二	その他のもの	五%
	一 なめしたものの及び再なめしたものの(これらを超える加工をしていないものに限るもの。ただし、スプリットしてあるもの。ただし、この種の注1(イ)又は(ロ)の規定により除かれているものを含まない。)	一五%	四一・〇六・一九	パーチメント仕上げをしたもの及びなめした後加工したもの	一五%
	二 パーチメント仕上げをしたもの	一五%	四一・〇七・一〇	一 パーチメント仕上げをしたもの	一五%
	三 その他のもの	一五%		二 その他のもの	二〇%
	(一) 染色し、着色し又は模様付けしたもの	二〇%		(二) 染色し、着色し又は模様付けしたもの	二〇%
	(二) その他のもの	一五%		その他の動物の草(毛が付いていないものに限るものとし、第四一・〇八項又は第四一・〇九項の草を除く。)	五%
四一・〇四・二一	その他の牛草及び馬類の動物の草(なめしたものの及び再なめしたものの、これらを超える加工をしていないものに限り、スプリットしてあるもの。ただし、この種の注1(イ)又は(ロ)の規定により除かれているものを含まない。)	一五%		豚のもの	一五%
四一・〇四・二二	牛草(植物性前なめしをしたものに限る。)	一五%			
四一・〇四・二九	牛草(その他の前なめしをしたものに限る。)	一五%			
四一・〇四・三二	その他の牛草及び馬類の動物の草(なめしたものの及び再なめしたものの、これらを超える加工をしていないものに限り、スプリットしてあるもの。ただし、この種の注1(イ)又は(ロ)の規定により除かれているものを含まない。)	一五%			
四一・〇四・三三	フルグレイン及びグレインスプリット	一五%			
	一 パーチメント仕上げをしたもの	一五%			
	二 その他のもの	二〇%			
	(一) 染色し、着色し又は模様付けしたもの	二〇%			

(二) その他のもの 爬虫類のもの 植物性前めしをしたもの 一 わに革及びとかげ革 二 その他のもの その他のもの 一 パーチメント仕上げをしたもの 二 その他のもの (一) わに革及びとかげ革 (二) その他のもの その他の動物のもの 一 パーチメント仕上げをしたもの 二 その他のもの	四一〇七・二二 四一〇七・二九	一五% 一二・五% 七・五% 一五% 一二・五% 七・五%
四一〇七・九〇 その他の動物のもの 一 パーチメント仕上げをしたもの 二 その他のもの	四一〇七・九〇	一五% 七・五%
四一〇八 シャモア革(コンビネーションシャモア革を含む。) 四一〇八・〇〇 四一〇九 四一〇九・〇〇 ライズドレザー 四一・一〇 四一・一〇・〇〇 草又はコンビネーションレザーのくず(革製品の製造に適しないものに限り)及び革の粉 四一・一一 四一・一一・〇〇 コンビネーションレザー(革又は革繊維をもととして製造したもので、板状、シート状又はストリップ状のものに限るものとし、巻いてあるかないかを問わない。)	四一〇八 四一〇八・〇〇 四一〇九 四一〇九・〇〇 四一・一〇 四一・一〇・〇〇 四一・一一 四一・一一・〇〇	二五% 二五% 二五% 二五% 一〇% 一五%

第四二類 革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品

注 1 この類には、次の物品を含まない。
(a) 外科用のカッタガットその他これに類する縫合材(殺菌したものに限る。第三〇・〇六項参照)
(b) 毛皮又は人造毛皮を裏張りし又は外側に付けた衣類及び衣類附属品(第四三・〇三項及び第四三・〇四項参照。毛皮又は人造毛皮を単にトリミングとして使用したもの及び手袋を除く。)

- (c) 網地から製造した製品(第五六・〇八項参照)
(d) 第六四類の物品
(e) 第六五類の帽子及びその部分品
(f) 第六六・〇二項のむちその他の製品

(g) カフスボタン、腕輪その他の身辺用模造細貨類(第七一・一七項参照) (h) あぶみ、くつわ、真ちゆう製動物用装着具、留金その他の動物用装着具の取付具及びトリミング(個別に提示するものに限る。主として第一五部に属する。)	四二〇二・一一 四二〇二・一〇 四二・〇二	二五% 二五%
(i) ドラムその他これに類する楽器の革、弦その他の楽器の部分品(第九二・〇九項参照) (j) 第九四類の物品(例えば、家具及びランプその他の照明器具) (k) 第九五類の物品(例えば、がん具、遊戯用具及び運動用具) (l) 第九六・〇六項のボタン、プレスファスナー、スナップファスナー及びプレススタッド並びにこれらの部分品(ボタンモールドを含む)並びにボタンのブランク	四二〇二・一一 四二〇二・一〇 四二・〇二	二五% 二五%
2 第四二・〇二項には、1の規定により除かれる物品のほか、次の物品を含まない。 (a) 取手付きのプラスチックシート製の袋(印刷してあるかないかを問わないものとし、長期間の使用を目的としないものに限る。第三九・二三項参照) (b) 組物材料の製品(第四六・〇二項参照) (c) 貴金属、貴金属を張った金属、天然若しくは養殖の真珠又は天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石の製品(第七一類参照)	四二〇二・一一 四二〇二・一〇 四二・〇二	二五% 二五%
3 第四二・〇三項において衣類及び衣類附属品には、手袋(運動用のものを含む。)、エプロンその他の保護衣類、ズボンつり、ベルト、負い革及び腕輪(時計用のものを除く。第九一・一三項参照)を含む。	四二〇二・一一 四二〇二・一〇 四二・〇二	二五% 二五%
動物用装着具(引き革、引き綱、ひざ当て、口輪、くら敷き、くら袋、犬用のコートその他これらに類する物品を含むものとし、材料を問わない。)	四二〇二・一一 四二〇二・一〇 四二・〇二	二五% 二五%

四〇%

昭和六十二年五月二十二日 参議院會議録第十二号(その二) 商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律案 四三八

[illegible]

第四三類 毛皮及び人造毛皮並びにこれらの製品

注

1 この表において「毛皮」とは、第四三・〇一項の原毛皮を除くほか、毛が付いている獣皮をなめし又は仕上げたものをいう。

2 この類には、次の物品を含まない。

(a) 羽毛皮及びその部分(第五・〇五項及び第六七・〇一項参照)

(b) 第四一類の注1(c)のただし書の毛が付いている原皮

(c) 革と毛皮又は革と人造毛皮とから成る手袋(第四二・〇三項参照)

(d) 第六四類の物品

(e) 第六五類の帽子及びその部分品

(f) 第九五類の物品(例えば、がん具、遊戯用具及び運動用具)

3 第四三・〇三項には、他の材料を加えて組み合わせた毛皮及びその部分並びに衣類(部分品及び付属品を含む)その他の製品の形状に縫い合わせた毛皮及びその部分を含む。

4 毛皮又は人造毛皮を裏張りし又は外側に付けた衣類及び衣類付属品(2の物品及び毛皮又は人造毛皮を単にトリミングとして使用したものを除く)は、第四三・〇三項又は第四三・〇四項に属する。

5 この表において「人造毛皮」とは、獣毛その他の繊維を革、織物その他の材料に接着し又は縫い付けた模造の毛皮をいうものとし、織り又は編むことにより得た模造の毛皮(主として第五八・〇一項又は第六〇・〇一項に属する)を含まない。

四三・〇一	原毛皮(頭部、尾部、足部その他の切片で毛皮業者の使用に適するものを含むものとし、第四一・〇一項から第四一・〇三項までの原皮を除く)	二〇%
四三・〇一・一〇	ミンクのもの(全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかないかを問わない)	二〇%
四三・〇一・二〇	うさぎのもの(全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかないかを問わない)	二〇%
四三・〇一・三〇	子羊のもの(アストラカン羊、ブロードテール羊、カラル羊、中国羊、ベルシャ羊その他これらに類する羊、インド羊、中国羊、モンゴル羊又はチベット羊の子羊で全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかないかを問わない)	無税
四三・〇一・四〇	ビーバーのもの(全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかないかを問わない)	一〇%
四三・〇一・五〇	マスカットのもの(全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかないかを問わない)	一〇%
四三・〇一・六〇	きつねのもの(全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかないかを問わない)	一〇%
四三・〇一・七〇	あざらしのもの(全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかないかを問わない)	一〇%
四三・〇一・八〇	その他の毛皮(全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかないかを問わない)	一〇%

四三・〇一・九〇

一 やぎのもの
二 その他のもの
頭部、尾部、足部その他の切片で毛皮業者の使用に適するもの

一 子羊又はやぎのもの
二 うさぎ又はミンクのもの
三 その他のもの

なめし又は仕上げた毛皮(頭部、尾部、足部その他の切片を含む、組み合わせたもの及び他の材料を加えることなく組み合わせたものに限るものとし、第四三・〇三項のものを除く)

全形のもの(組み合わせていないものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかないかを問わない)

ミンクのもの
うさぎのもの
子羊のもの(アストラカン羊、ブロードテール羊、カラル羊、ベルシャ羊その他これらに類する羊、インド羊、中国羊、モンゴル羊又はチベット羊の子羊に限るもの)

その他のもの
頭部、尾部、足部その他の切片で、組み合わせていないもの

全形のもの及び切片で、組み合わせたもの
衣類、衣類付属品その他の毛皮製品
衣類及び衣類付属品
その他のもの

人造毛皮及びその製品

第九部 木材及びその製品、木炭、コルク及びその製品並びにわら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物
第四四類 木材及びその製品並びに木炭

1 注
この類には、次の物品を含まない。

(a) 主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する木材(チップ状のもの、削りくず及び破砕し、粉砕し又は粉状にしたものに限る。第二一・〇一項参照)

(b) 第一四・〇一項の竹その他の組物材料

(c) 主として染色又はなめしに使用する木材(チップ状のもの、削りくず及び破砕し、粉砕し又は粉状にしたものに限る。第一四・〇四項参照)

(d) 活性炭(第三八・〇二項参照)

四三・〇一・九〇	一 やぎのもの 二 その他のもの 頭部、尾部、足部その他の切片で毛皮業者の使用に適するもの	無税
四三・〇二	一 子羊又はやぎのもの 二 うさぎ又はミンクのもの 三 その他のもの	無税
四三・〇二・一一	なめし又は仕上げた毛皮(頭部、尾部、足部その他の切片を含む、組み合わせたもの及び他の材料を加えることなく組み合わせたものに限るものとし、第四三・〇三項のものを除く)	一〇%
四三・〇二・一二	全形のもの(組み合わせていないものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかないかを問わない)	二〇%
四三・〇二・一三	ミンクのもの うさぎのもの 子羊のもの(アストラカン羊、ブロードテール羊、カラル羊、ベルシャ羊その他これらに類する羊、インド羊、中国羊、モンゴル羊又はチベット羊の子羊に限るもの)	三〇%
四三・〇二・一九	その他のもの 頭部、尾部、足部その他の切片で、組み合わせていないもの	三〇%
四三・〇二・二〇	全形のもの及び切片で、組み合わせたもの	三〇%
四三・〇二・二一	衣類、衣類付属品その他の毛皮製品	四〇%
四三・〇二・二二	衣類及び衣類付属品	四〇%
四三・〇二・二三	その他のもの	四〇%
四三・〇二・二四	人造毛皮及びその製品	二五%

(e) 第四二・〇二項の製品	無税	
(f) 第四六類の物品	無税	
(g) 第四六類の履物及びその部分品	無税	
(h) 第六六類の物品(例えば、傘及びつえ並びにこれらの部分品)	無税	
(i) 第六八・〇八項の物品	無税	
(j) 第七一・一七項の身辺用模造細貨類	無税	
(k) 第七一・一七項の身辺用模造細貨類	無税	
(l) 第六部又は第七部の物品(例えば、機械の部分品、ケース、カバー、機械用のキャビネット及び車両)	無税	
(m) 第八部の物品(例えば、時計のケース及び楽器並びにこれらの部分品)	無税	
(n) 火器の部分品(第九三・〇五項参照)	無税	
(o) 第九四類の物品(例えば、家具、ランプその他の照明器具及びプレハブ建築物)	無税	
(p) 第九五類の物品(例えば、がん具、遊戯用具及び運動用具)	無税	
(q) 第九六類の物品(例えば、喫煙用パイプ及びその部分品、ボタン並びに鉛筆、第九六・〇三項の物品用の木製のボデー及び柄を除く。)	無税	
(r) 第九七類の物品(例えば、美術品)	無税	
2 この類において「改良木材」とは、化学的又は物理的な処理(木材を相互に接着したものにあつては、接着に必要とする処理を超えたものに限る。)によつて密度又は硬度を増加させることにより、機械的強度、化学的作用に対する抵抗性又は電気抵抗特性を改善した木材をいう。	無税	
3 第四四・一四項から第四四・二二項までは、パーティクルボードその他これに類するボード、繊維板、積層木材又は改良木材の製品を含む。	無税	
4 第四四・一〇項から第四四・一二項までの物品には、第四四・〇九項に定める加工をしたもの及び曲げ、波形にし、穴をあけ、長方形(正方形を含む。)以外の形状に切り若しくは成形し又はその他の加工をしたもので、他の項に属する製品の特性を有しないものを含む。	無税	
5 第四四・一七項には、刃、作用端、作用面その他の作用する部分が第八二類の注1に定める材料から成る工具を含まない。	無税	
6 この類において木材には、1の(b)又は(f)のものを除くほか、竹その他の木に類する材料を含む。	無税	
四四・〇一	薪材	無税
四四・〇一・一〇	チップ状又は小片状の木材	無税
四四・〇一・一一	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇一・一二	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇一・一三	のこくず及び木くず(棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させてあるかないかを問わない。)	無税
四四・〇一・一四	のこくず及び木くず(棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させてあるかないかを問わない。)	無税
四四・〇三・二〇	木炭(植物性の殻又はナットの炭を含むものとし、凝結させてあるかないかを問わない。)	無税
四四・〇三・二一	木材(粗のものに限るものとし、皮又は辺材をはいてあるかないか又は粗く角にしてあるかないかを問わない。)	無税
四四・〇三・二二	ベイント、クレオソートその他の保存剤により処理したものの	無税
四四・〇三・二三	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・二四	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・二五	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・二六	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・二七	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・二八	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・二九	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・三〇	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・三一	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・三二	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・三三	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・三四	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・三五	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・三六	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・三七	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・三八	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・三九	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・四〇	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・四一	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・四二	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・四三	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・四四	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・四五	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・四六	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・四七	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・四八	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・四九	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・五〇	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・五一	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・五二	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・五三	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・五四	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・五五	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・五六	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・五七	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・五八	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・五九	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・六〇	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・六一	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・六二	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・六三	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・六四	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・六五	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・六六	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・六七	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・六八	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・六九	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・七〇	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・七一	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・七二	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・七三	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・七四	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・七五	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・七六	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・七七	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・七八	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・七九	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・八〇	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・八一	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・八二	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・八三	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・八四	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・八五	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・八六	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・八七	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・八八	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・八九	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・九〇	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・九一	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・九二	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・九三	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・九四	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・九五	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・九六	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・九七	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・九八	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・九九	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・一〇〇	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・一〇一	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・一〇二	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・一〇三	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・一〇四	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・一〇五	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・一〇六	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・一〇七	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・一〇八	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・一〇九	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・一一〇	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・一一一	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・一一二	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・一一三	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・一一四	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・一一五	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・一一六	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・一一七	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・一一八	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・一一九	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・一二〇	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・一二一	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・一二二	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・一二三	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・一二四	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・一二五	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・一二六	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・一二七	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・一二八	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・一二九	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・一三〇	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・一三一	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・一三二	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・一三三	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・一三四	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・一三五	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・一三六	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・一三七	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・一三八	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・一三九	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・一四〇	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・一四一	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・一四二	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・一四三	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・一四四	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・一四五	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・一四六	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・一四七	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・一四八	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・一四九	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・一五〇	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・一五一	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・一五二	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・一五三	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・一五四	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・一五五	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・一五六	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・一五七	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・一五八	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・一五九	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・一六〇	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・一六一	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・一六二	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・一六三	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・一六四	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・一六五	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・一六六	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・一六七	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・一六八	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・一六九	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・一七〇	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・一七一	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・一七二	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・一七三	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・一七四	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・一七五	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・一七六	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・一七七	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・一七八	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・一七九	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・一八〇	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・一八一	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・一八二	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・一八三	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・一八四	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・一八五	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・一八六	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・一八七	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・一八八	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・一八九	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・一九〇	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・一九一	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・一九二	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・一九三	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・一九四	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・一九五	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・一九六	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・一九七	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・一九八	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・一九九	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・二〇〇	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・二〇一	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・二〇二	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・二〇三	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・二〇四	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・二〇五	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・二〇六	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・二〇七	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・二〇八	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・二〇九	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・二一〇	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・二一一	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・二一二	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・二一三	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・二一四	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・二一五	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・二一六	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・二一七	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・二一八	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・二一九	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・二二〇	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・二二一	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・二二二	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・二二三	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・二二四	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・二二五	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・二二六	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・二二七	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・二二八	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・二二九	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・二三〇	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・二三一	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・二三二	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・二三三	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・二三四	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・二三五	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・二三六	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・二三七	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・二三八	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・二三九	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・二四〇	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・二四一	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・二四二	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・二四三	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・二四四	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・二四五	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・二四六	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・二四七	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・二四八	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・二四九	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・二五〇	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・二五一	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・二五二	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・二五三	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・二五四	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・二五五	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・二五六	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・二五七	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・二五八	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・二五九	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・二六〇	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・二六一	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・二六二	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・二六三	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・二六四	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・二六五	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・二六六	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・二六七	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・二六八	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・二六九	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・二七〇	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・二七一	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・二七二	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・二七三	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・二七四	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・二七五	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・二七六	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・二七七	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・二七八	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・二七九	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・二八〇	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・二八一	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・二八二	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・二八三	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・二八四	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・二八五	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・二八六	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・二八七	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・二八八	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・二八九	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・二九〇	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・二九一	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・二九二	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・二九三	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・二九四	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・二九五	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・二九六	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・二九七	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・二九八	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・二九九	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・三〇〇	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・三〇一	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・三〇二	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・三〇三	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・三〇四	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・三〇五	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・三〇六	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・三〇七	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・三〇八	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・三〇九	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・三一〇	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・三一〇	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・三一〇	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・三一〇	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・三一〇	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・三一〇	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・三一〇	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・三一〇	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・三一〇	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・三一〇	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・三一〇	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・三一〇	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・三一〇	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・三一〇	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・三一〇	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・三一〇	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・三一〇	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・三一〇	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・三一〇	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・三一〇	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・三一〇	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・三一〇	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・三一〇	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・三一〇	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・三一〇	針葉樹以外のもの	無税
四四・〇三・三一〇	針	

四四・〇八・一〇	薄板及び合板用单板(はぎ合わせをしてあるかないかを問わない)並びにその他の木材(縦にひき、平削りし又は丸はぎしたものに限る。)(厚さが六ミリメートル以下のものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし又はフィンガージョイントしたものではないかを問わない。)	一五%
四四・〇八・二〇	針葉樹のもの	
四四・〇八・九〇	熱帯産木材(ダークレッドメランチ、ライトレッドメランチ、ホウジョトラワン、シボ、リンバ、オクメ、オベチ、アカジョアフリカ、サペリ、パボン、マホガニー(スウィエテニア属のもの)、ブラジリアンローズウッド及びボアドローズフメルに限る)のもの	一五%
	その他のもの	
	一 かりん、つげ、たがやさん、紅木、したん又はこくたんのもの	二〇%
	二 チークのもの	一五%
	三 ジュルトンのもの(長さが二〇センチメートル以下で、幅が入センチメートル以下のものに限る。)	無税
	四 その他のもの	一五%
四四・〇九・一〇	さねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をいずれかの縁又は面に沿つて連続的に施した木材(寄せ木床用のストリップ又はフリーズで組み立ててないものを含むものとし、かんながけし、やすりがけし又はフィンガージョイントしたものであるかないかを問わない。)	
	針葉樹のもの	
	一 引抜材	一五%
	二 玉縁及び練形	一五%
	三 その他のもの	一五%
	(一) まつ属、もみ属(カリフォルニアレッドファー、グラントファー、ノールブルファー及びパシフィックシルバーファーを除く。)、とうひ属(シトカスブルースを除く。)(又はからまつ属のもの)(厚さが一六〇ミリメートル以下のものに限る。)	一〇%
	その他のもの	無税
四四・〇九・二〇	針葉樹以外のもの	
	一 引抜材	一五%
	二 玉縁及び練形	一五%
	三 その他のもの	一五%
	(一) かりん、つげ、たがやさん、紅木、したん又はこくたんのもの	無税
	(二) 桐のもの	五%
	(三) ふたばがき科のもの	一〇%
	その他のもの	無税

商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律案 四四二

四四二

四四・一〇	パーティクルボードその他これに類するボード（木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機結合剤により凝結させてあるかないかを問わない。）	二〇%
四四・一〇・一〇	木材のもの	二〇%
四四・一〇・九〇	その他の木質の材料のもの	二〇%
四四・一一	繊維板（木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機物質により結合してあるかないかを問わない。）	一五%
四四・一一・一一	繊維板（密度が一立方センチメートルにつき〇・八グラムを超え〇・八グラム以下のものに限る。）	一五%
四四・一一・一九	機械加工をしておらず、かつ、表面を被覆してないもの	一五%
四四・一一・二一	その他のもの	一五%
四四・一一・二二	繊維板（密度が一立方センチメートルにつき〇・五グラムを超え〇・八グラム以下のものに限る。）	一五%
四四・一一・二九	機械加工をしておらず、かつ、表面を被覆してないもの	一五%
四四・一一・三〇	その他のもの	一五%
四四・一一・三一	繊維板（密度が一立方センチメートルにつき〇・三五グラムを超え〇・五グラム以下のものに限る。）	一五%
四四・一一・三二	機械加工をしておらず、かつ、表面を被覆してないもの	一五%
四四・一一・三三	その他のもの	一五%
四四・一一・三九	機械加工をしておらず、かつ、表面を被覆してないもの	一五%
四四・一一・九一	その他のもの	一五%
四四・一一・九二	合板、ベニヤボードその他これらに類する積層木材	一五%
四四・一一・九三	合板（木材の単板のみから成るもので各単板の厚さが六ミリメートル以下のものに限る。）	一五%
四四・一一・九四	少くとも一の外側の単板が熱帯産木材（ダークレッシュ、メランチ、ライトレッド、メランチ、ホワイトラワン、シボ、リンバ、オクメ、オベチエ、アカジョアフリカ、サペリ、バボン、マホガニー（スウィエテニア属のもの）、ブラジリアンローズウッド及びボアドローズ、アメルに属する）のもの	二〇%
四四・一一・九五	その他のもの（少くとも一の外側の単板が針葉樹以外のものに限る。）	二〇%
四四・一一・九六	少くとも一層がパーティクルボードのもの	二〇%
四四・一一・九七	その他のもの	二〇%
四四・一二・九一	改良木材（塊状、板状、ストリップ状又は形材のものに限る。）	一五%
四四・一二・九二	木製の額縁、鏡枠その他これらに類する縁	一五%
四四・一二・九三	木製のケース、箱、クレイト、ドラムその他これらに類する包装容器、木製のクレイト、ドラム及び木製のパレット、ボックス、パレットその他これらに類する包装容器及びケイブルドラム	一五%
四四・一二・九四	パレット、ボックス、パレットその他これらに類する包装容器及びケイブルドラム	一五%
四四・一二・九五	木製のたる、おけその他これらに類する容器及び木製のこれらの部分品（たる、おけ、おけ材を含む。）	一〇%
四四・一二・九六	木製の工具並びに工具、ほうき又はブラシの木製のポデー、柄及び握り並びに靴の木型	一五%
四四・一二・九七	木製建具及び建築用木工品（セルラーウッドパネル、組み合わせた寄せ木パネル及びこれら板を含む。）	一五%
四四・一二・九八	窓及びフランス窓並びにこれらの枠	一五%
四四・一二・九九	戸及びその枠並びに敷居	一五%
四四・一三・〇〇	寄せ木パネル	一五%
四四・一三・〇一	コンクリート型枠	二〇%
四四・一三・〇二	その他のもの	二〇%
四四・一三・〇三	セルラーウッドパネル	一五%
四四・一三・〇四	その他のもの	二〇%
四四・一三・〇五	木製の食卓用品及び台所用品	二〇%
四四・一三・〇六	寄せ木又は象眼した木材、宝右用又は刃物用の木製の箱、ケースその他これらに類する製品及び木製の小像その他の装飾品並びに第九四類に属しない木製の家具	二〇%
四四・一三・〇七	木製の小像その他の装飾品	二〇%
四四・一三・〇八	その他のもの	二〇%
四四・一三・〇九	その他の木製品	二〇%
四四・一三・一〇	衣類用ハンガー	二〇%
四四・一三・一一	その他のもの	二〇%

第四五類 コルク及びその製品

- 注
- 1 この類には、次の物品を含まない。
- (a) 第六四類の履物及びその部分品
- (b) 第六五類の帽子及びその部分品
- (c) 第九五類の物品(例えば、がん具、遊戯用具及び運動用具)

四五・〇一	天然コルク(粗のもの及び単に調製したものに限る。)、コルク片及び破砕し、粒にし又は粉砕したコルク	無税
四五・〇一・一〇	天然コルク(粗のもの及び単に調製したものに限る。)	無税
四五・〇一・九〇	その他のもの	無税
四五・〇二	天然コルク(鬼皮を除いたもの、粗く角にしたもの及び長方形(正方形を含む。))の塊状、板状、シート状又はストリップ状のものに限るものとし、栓のプランクで角が鋭いものを含む。)	五%
四五・〇二・〇〇	天然コルクの製品	一〇%
四五・〇三	栓	一〇%
四五・〇三・一〇	その他のもの	一〇%
四五・〇三・九〇	凝集コルク(凝集剤を使用してあるかないかを問わない。)	一〇%
四五・〇四	凝集コルク(凝集剤を使用してあるかないかを問わない。)	一〇%
四五・〇四・一〇	塊、板、シート、ストリップ、タイル(形状を問わない。)	二〇%
四五・〇四・九〇	及び円柱(中空でないものに限るものとし、円盤を含む。)	二〇%
	その他のもの	二〇%

第四六類 わら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物

- 注
- 1 この類において「組物材料」とは、組合せその他これに類する加工方法に適する状態又は形状の材料をいい、当該材料には、わら、オージア、柳、竹、いぐさ、あし、樹皮のストリップ、経木その他の植物性材料のストリップ(例えば、ラフィア、細い葉及び広い葉を切ったストリップ)、紡績してない天然の紡績用繊維及びプラスチックの単繊維、ストリップその他これらに類する物品並びに紙のストリップを含むものとし、草、コンボジションレザー、フェルト又は不織布のストリップ、人髪、馬毛、紡績用繊維のローピング及び糸並びに第五四類の単繊維、ストリップその他これらに類する物品を含まない。
- 2 この類には、次の物品を含まない。
- (a) 第四八・一四項の壁面被覆材
- (b) ひも、綱及びケーブル(組んであるかないかを問わない。第五六・〇七項参照)
- (c) 第六四類又は第六五類の履物及び帽子並びにこれらの部分品
- (d) かご細工製の乗物及びそのボデー(第八七類参照)

第九四類の物品(例えば、家具及びランプその他の照明器具)

- 3 第四六・〇一において「組物材料又はさなだその他これに類する組物材料の物品を平行につないだ物品」とは、組物材料又はさなだその他これに類する組物材料の物品を並列にしたものをつなぎ合わせてシート状にしたものをいい、つなぎ合わせるために使用した材料が紡績した紡績用繊維であるかないかを問わない。

四六・〇一	さなだその他これに類する組物材料の物品(ストリップ状にしてあるかないかを問わない。)	二〇%
四六・〇一・一〇	さなだその他これに類する組物材料の物品(ストリップ状にしてあるかないかを問わない。)	一五%
四六・〇一・二〇	敷物及びすだれ(植物性材料製のものに限る。)	一五%
四六・〇一・九一	その他のもの	無税
四六・〇一・九九	植物性材料製のもの	無税
四六・〇二	一 むしろ、こも及びアンペラ	一五%
四六・〇二・一〇	二 その他のもの	三〇%
四六・〇二・九〇	その他のもの	三〇%
	かご細工物、枝条細工物その他の製品(組物材料から直接造形したもの及び第四六・〇一の物品から製造したものに限る。)	一五%
	植物性材料製のもの	三〇%
	その他のもの	三〇%

第一〇部 木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ、古紙並びに紙及び板紙並びにこれらの製品

- 注
- 1 第四七・〇二項において「化学木材パルプ(溶解用のものに限る。)」とは、水酸化ナトリウムを一八%含有するかせいソーダ溶液に温度二〇度で一時間浸せきした後の不溶性部分の重量が、ソーダパルプ及び硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)にあつては全重量の九二%以上、亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)にあつては全重量の八八%以上の化学木材パルプをいう。ただし、亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)については、灰分の含有量が全重量の〇・一五%以下のものに限る。

四七・〇一	機械木材パルプ	五%
四七・〇一・一〇	化学木材パルプ(溶解用のものに限る。)	五%
四七・〇二		
四七・〇二・一〇		
四七・〇二・九〇		

昭和六十二年五月二十二日 参議院會議録第十二号(その二) 商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律案 四四四

四七・〇三	化学木材パルプ(ソーダパルプ及び硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)に限るものとし、溶解用のものを除く。)	五%
四七・〇三・一一	針葉樹のもの	五%
四七・〇三・一九	針葉樹以外のもの	五%
四七・〇三・二一	半さらしのもの及びさらしたもの	五%
四七・〇三・二九	針葉樹のもの	五%
四七・〇四	針葉樹以外のもの	五%
四七・〇四・一一	化学木材パルプ(亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)に限るものとし、溶解用のものを除く。)	五%
四七・〇四・一九	針葉樹以外のもの	五%
四七・〇四・二二	針葉樹以外のもの	五%
四七・〇四・二九	針葉樹以外のもの	五%
四七・〇五	針葉樹以外のもの	五%
四七・〇五・〇〇	セミケミカル木材パルプ	五%
四七・〇六	その他の繊維素繊維を原料とするパルプ	五%
四七・〇六・一一	コットンリンターパルプ	無税
四七・〇六・九一	その他のもの	無税
四七・〇六・九二	機械パルプ	五%
四七・〇六・九三	化学パルプ	五%
四七・〇七	セミケミカルパルプ	五%
四七・〇七・一一	古紙	無税
四七・〇七・二〇	さらさないクラフト紙又はクラフト板紙のもの及びコルゲート加工をした紙又は板紙のもの	無税
四七・〇七・二二	その他の紙又は板紙のもの(主としてさらした化学パルプから製造したものに限るものとし、全体を着色したものを除く。)	無税
四七・〇七・三〇	主として機械パルプから製造した紙又は板紙のもの(例えば、新聞、雑誌その他これらに類する印刷物)	無税
四七・〇七・九〇	その他のもの(区分けしていない古紙を含む。)	無税
第四八類 紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品		

注
1 この類には、次の物品を含まない。
(a) 第三〇類の物品
(b) 第三二・一二項のスタンプ用のはく
(c) 香紙及び化粧料を染み込ませ又は塗布した紙(第三三類参照)

- (d) せつけん又は洗淨剤を染み込ませ、塗布し又は被覆した紙及びセルロースウエッディング(第三四・〇一参照)並びに磨き料、クリームその他これらに類する調製品を染み込ませ、塗布し又は被覆した紙及びセルロースウエッディング(第三四・〇五参照)
- (e) 第三七・〇一から第三七・〇四項までの感光性の紙及び板紙
- (f) 一層のプラスチックを塗布し又は被覆した一枚の紙及び板紙で、プラスチックの層の厚さが全体の半分以上を超えるもの並びに紙又は板紙により補強した積層プラスチックのシート並びにこれらの製品(第三九類参照。第四八・一四項の壁面被覆材を除く。)
- (g) 第四二・〇二項の製品(例えば、旅行用具)
- (h) 第四六類の製品(組物材料の製品)
- (i) 紙糸及びその織物の製品(第一一部参照)
- (j) 第六四類又は第六五類の物品
- (k) 研磨紙及び研磨板紙(第六八・〇五項参照)並びに紙又は板紙を裏張りした雲母(第六八・一四項参照)。ただし、雲母粉を塗布した紙及び板紙は、この類に属する。
- (l) 紙又は板紙を裏張りした金属のはく(第一五部参照)
- (m) 第九二・〇九項の物品
- (n) 第九五類の物品(例えば、がん具、遊戯用具及び運動用具)及び第九六類の物品(例えば、ボタン)
- 2 6の規定が適用される場合を除くほか、第四八・〇一から第四八・〇五項までには、カレンダー仕上げ、スーパーカレンダー仕上げ、グレージング仕上げその他これらに類する仕上げ、搬送き入れ又は表面サイジングをした紙及び板紙並びに着色し又は大理石模様を入れた紙、板紙、セルロースウエッディング及びセルロース繊維のウエブ(全体を着色したものに限る)を含む。ただし、第四八・〇三項に別段の定めがある場合を除くほか、これらの項には、その他の加工をした紙、板紙、セルロースウエッディング及びセルロース繊維のウエブ(例えば、塗布し又は染み込ませたもの)を含まない。
- 3 この類において「新聞用紙」とは、新聞印刷に使用する種類の塗布してない紙(サイジングしてないもの及び軽クサイジングしたものに限る。)であつて、機械木材パルプの含有量が全繊維重量の六五%以上で、各面の平滑度が二〇〇秒ベック以下、重量が一平方メートルにつき四〇グラム以上五七グラム以下であり、かつ、灰分の含有量が全重量の八%以下であるものをいう。
- 4 第四八・〇二項には、手すきの紙及び板紙のほか、主にさらしパルプ又は機械パルプから製造した紙及び板紙で、次のいずれかの要件を満たすもののみを含む。
(a) 重量が一平方メートルにつき一五〇グラム以下の紙及び板紙にあつては、機械パルプの含有量が一〇%以上であり、かつ、次のいずれかの要件を満たすこと。
1 重量が一平方メートルにつき八〇グラム以下であること。
2 全体を着色してあること。
(b) 灰分の含有量が八%を超え、かつ、次のいずれかの要件を満たすこと。

- 1 重量が一平方メートルにつき八〇グラム以下であること。
 - 2 全体を着色してあること。
 - (c) 灰分の含有量が三%を超え、かつ、白色度(※)が六〇%以上であること。
 - (d) 灰分の含有量が三%を超え八%以下であつて、白色度(※)が六〇%未満であり、かつ、比較強度が一グラム毎平方メートルの紙につき二・五キロパスカル以下であること。
 - (e) 灰分の含有量が三%以下であつて、白色度(※)が六〇%以上であり、かつ、比較強度が一グラム毎平方メートルの紙につき二・五キロパスカル以下であること。
 - (a) 全体を着色してあること。
 - (b) 白色度(※)が六〇%以上であり、かつ、次のいずれかの要件を満たすこと。
 - 1 厚さが二・五マイクロメートル(ミクロン)以下であること。
 - 2 厚さが二・五マイクロメートル(ミクロン)を超え五〇マイクロメートル(ミクロン)以下であり、かつ、灰分の含有量が三%を超えること。
 - (c) 白色度(※)が六〇%未満であつて、厚さが二・五マイクロメートル(ミクロン)以下であり、かつ、灰分の含有量が八%を超えること。
- ただし、第四八・〇二項には、フィルターペーパー及びフィルターボード(ティーパーペーパーを含む)並びにフェルトペーパー及びフェルトボードを含まない。
- * 白色度は、エルレフォ法若しくはG E プライトネステスターを使用する方法又はこれらと同等の国際的に認められた白色度試験方法により測定する。
- 5 この類において「クラフト紙及びクラフト板紙」とは、硫酸塩パルプ(クラフトパルプ又はソーダパルプ)の含有量が全繊維重量の八〇%以上の紙及び板紙をいう。
 - 6 第四八・〇一項から第四八・〇一五項までの二以上の項に属するとみられる紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブは、これらの項のうち数字上の配列において最後となる項に属する。
 - 7 第四八・〇一五項、第四八・〇二項、第四八・〇四項から第四八・〇八項まで、第四八・〇一〇項及び第四八・〇一四項には、紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブのうち次のものを含む。
 - (a) 幅が一五センチメートルを超えるストリップ状又はロール状のもの
 - (b) 折り畳んでない状態において一辺の長さが三六センチメートルを超え、その他の辺の長さが一五センチメートルを超える長方形(正方形を含む)のシート状のもの
 - 8 第四八・〇一五項において壁紙その他これに類する壁面被覆材は、次の物品に限る。
 - (a) 壁又は天井の装飾に適するロール状の紙のうち、幅が四五センチメートル以上一六〇センチメートル以下の次のもの

(i) 木目付けをし、型押しをし、表面に着色し、図案を印刷し又は繊維のフロックを付着させる等の方法により表面に装飾を施したもの（透明な保護用プラスチックを塗布してあるかないか又は被覆してあるかないかを問わない。）

(ii) 木材、わら等の小片を混入した結果、平たんでない表面を有するもの

(iii) プラスチックを表面に塗布し又は被覆したもの（当該プラスチックの層に、木目付けをし、型押しをし、着色し、図案を印刷し又はその他の装飾を施したものに限り。）

(iv) 組物材料（平行につないであるかないか又は織つてあるかないかを問わない。）で表を覆つたもの

(b) 縁又はフリーズに使用する(a)の(i)から(iv)までのいずれかの処理をした紙で、壁又は天井の装飾に適するもの（ロール状であるかないかを問わない。）

(c) 数枚のパネルから成る紙製の壁面被覆材（ロール状又はシート状のものに限る。）で、壁に張り付けたとき、風景、図案又はモチーフが現れるように印刷したもの

紙又は板紙をもととした物品で、床敷き用及び壁面被覆材用のいずれの用途にも適するものは、第四八・一五項に属する。

9 第四八・二〇項には、特定の大きさに切つたとしてないシート及びカード（印刷し、型押しをし又はせん孔したものであるかないかを問わない。）を含まない。

10 第四八・二三項には、ジャカードその他これに類する機械に使用するせん孔した紙及び板紙並びに紙製のレースを含む。

11 第四八・一四項又は第四八・二二項の物品を除くほか、紙、板紙及びセルロースウォッディング並びにこれらの製品で、モチーフ、字又は絵を印刷したもののうち、当該モチーフ、字又は絵がこれらの物品の本来の用途に対し付随的でないものは、第四九類に属する。

号注

1 第四八・〇四・一五号及び第四八・〇四・一九号において「クラフトライナー」とは、木材を原料とした硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又はソーダパルプの含有量が全繊維重量の八〇％以上で、重量が一平方メートルにつき一五グラムを超え、かつ、次の表の上欄のひょう量に該当するものにあつては対応する同表の下欄のミューレン破裂強度の最低値を有し、その他のひょう量のものにあつては一次内挿値又は一次外挿値と等値のミューレン破裂強度の最低値を有するマシン仕上げ又はマシングレイズをした紙及び板紙（ロール状のものに限る。）をいう。

ひょう量(グラム毎平方メートル)

ミューレン破裂強度の最低値(キロパスカル)

一一五

三九三

一二五

四一七

二〇〇

六三七

三〇〇

八二四

四〇〇

九六一

2 第四八〇四・二二号及び第四八〇四・二九号において「重袋用クラフト紙」とは、硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又はソーダパルプの含有量が全繊維重量の八〇%以上であつて、重量が一平方メートルにつき六〇グラム以上一五〇グラム以下であり、かつ、次のいずれかの要件を満たすマシン仕上げをした紙(ロール状のものに限る。)をいう。
(a) ミューレン比破裂強さが三八以上で、横方向の伸び率が四・五%を超え、かつ、縦方向の伸び率が二%を超えること。
(b) 次の表の上欄のひょう量に該当するものにあつては対応する同表の中欄の引裂き強さの最低値及び下欄の引張強さの最低値を有すること又はその他のひょう量のものにあつては一次内挿値と等値の引裂き強さの最低値及び引張強さの最低値を有すること。

ひょう量(グラム 毎平方メートル)	引裂き強さの最低値(ミリ ニュートン)		引張強さの最低値(キロ ニュートン毎メートル)	
	横 方 向	縦方向と横 方向の和	横 方 向	縦方向と横 方向の和
六〇	七〇〇	一、五一〇	一・九	六
七〇	八三〇	一、七九〇	二・三	七・二
八〇	九六五	二、〇七〇	二・八	八・三
一〇〇	一、二三〇	二、六三五	三・七	一〇・六
一一五	一、四二五	三、〇六〇	四・四	一二・三

3 第四八〇五・一〇号において「段ボール用中しん原紙(セキケミカルパルプ製のものに限る。)」とは、さらしてないセキケミカルパルプ(広葉樹のものに限る。)の含有量が全繊維重量の六五%以上であり、かつ、CMT 六〇(コンコラ中しん試験で六〇分調湿後)による圧縮強さが相対湿度五〇%、温度二三度において二〇キログラム重を超えるロール状の紙をいう。
4 第四八〇五・三〇号において「サルファイト包装紙」とは、木材を原料とした亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の含有量が全繊維重量の四〇%を超え、灰分の含有量が八%以下であり、かつ、ミューレン比破裂強さが一五以上のマシングレイズした紙をいう。
5 第四八〇二・二二号において「軽量コート紙」とは、両面を塗布した紙であつて、機械木材パルプの含有量が全繊維重量の五〇%以上で、片面の塗布量が一平方メートルにつき一五グラム以下であり、かつ、総重量が一平方メートルにつき七二グラム以下であるものをいう。

4八・〇一
4八・〇一・〇〇
4八・〇二
新聞用紙(ロール状又はシート状のものに限る。)
筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類の塗布してない紙及び板紙、せん孔カード用紙並びにせん孔テープ用紙(ロール状又はシート状のものに限るものとし、第四八・〇一又は第四八・〇三項の紙を除く)並びに手すきの紙及び板紙

四八〇二・一〇
四八〇二・二〇
四八〇二・三〇
四八〇二・四〇
四八〇二・五〇
四八〇二・五二
四八〇二・五三
四八〇二・六〇
四八・〇三
四八・〇三・〇〇
四八・〇四
四八・〇四・一
四八・〇四・一九
四八・〇四・二一
四八・〇四・二二
四八・〇四・二九
四八・〇四・三一
四八・〇四・三九
四八・〇四・四一
四八・〇四・四二
四八・〇四・四九

手すきの紙及び板紙
写真感光紙、感熱紙又は感電子紙の原紙に使用する種類の紙及び板紙
カーボン原紙
壁紙原紙
その他の紙及び板紙(機械パルプの含有量が全繊維重量の一〇%以下のものに限る。)
重量が一平方メートルにつき四〇グラム未満のもの
重量が一平方メートルにつき四〇グラム以上一五〇グラム以下のもの
重量が一平方メートルにつき一五〇グラムを超えるもの
その他の紙及び板紙(機械パルプの含有量が全繊維重量の一〇%を超えるものに限る。)
トイレットペーパー、化粧用ティッシュ、紙タオル、紙ナプキンその他これらに類する家庭用又は衛生用に供する種類の紙、セルロースウェブ、セルロース繊維のウェブ及び折り畳んでない状態において少なくとも一辺の長さが三六センチメートルを超える長方形(正方形を含む)のシート状のものに限るものとし、ちりめん加工をし、しわ付けをし、型押しをし、せん孔し、表面に着色し若しくは装飾を施し又は印刷したものではないかを問わない。
クラフト紙及びクラフト板紙(塗布してないものでロール状又はシート状のものに限るものとし、第四八・〇二又は第四八・〇三項のものを除く)。
クラフトライナー
さらしてないもの
その他のもの
重袋用クラフト紙
さらしてないもの
その他のもの
その他のクラフト紙及びクラフト板紙(重量が一平方メートルにつき一五〇グラム以下のものに限る。)
その他のもの
その他のクラフト紙及びクラフト板紙(重量が一平方メートルにつき一五〇グラムを超える二五グラム未満のものに限る。)
さらしてないもの
全体を均一にさらしたもので化学木材パルプの含有量が全繊維重量の九五%を超えるもの
その他のもの

一五%
一五%
一五%
一五%
一五%
一〇%
一〇%
一〇%
一〇%
一五%
一五%
一五%
一五%
一五%
一五%
一五%
一五%

四八〇四・五一	その他のクラフト紙及びクラフト板紙(重量が一平方メートルにつき二五グラム以上のものに限り)	一五%
四八〇四・五二	さらしてないもの	一五%
四八〇四・五九	全体を均一にさらしたもので化学木材パルプの含有量が全繊維重量の九五%を超えるもの	一五%
四八〇五	その他のもの	一〇%
四八〇五・一〇	その他の紙及び板紙(塗布してないものでロール状又はシート状のものに限り)	一五%
四八〇五・二一	段ボール用中しん原紙(セミケミカルパルプ製のものに限り)	一五%
四八〇五・二二	多層すきの紙及び板紙	一〇%
四八〇五・二三	各層をさらしたもの	一五%
四八〇五・二四	外層の一方のみをさらしたもの	一〇%
四八〇五・二五	三層以上のもので、両外層のみをさらしたもの	一五%
四八〇五・二六	その他のもの	一五%
四八〇五・二七	サルファイト包装紙	一五%
四八〇五・二八	フィルターパーパー及びフィルターパーボード	一五%
四八〇五・二九	フェルトーパーパー及びフェルトーパーボード	一五%
四八〇五・三〇	その他の紙及び板紙(重量が一平方メートルにつき一五グラム以下のものに限り)	一五%
四八〇五・三一	その他の紙及び板紙(重量が一平方メートルにつき一五グラムを超え二五グラム未満のものに限り)	二〇%
四八〇五・三二	その他の紙及び板紙(重量が一平方メートルにつき二五グラム以上のものに限り)	一〇%
四八〇六	硫酸紙、耐脂紙、トレッシングーパーパー、グラシン紙その他の透明又は半透明の光沢紙(ロール状又はシート状のものに限り)	一五%
四八〇六・一〇	硫酸紙	一五%
四八〇六・二〇	耐脂紙	一五%
四八〇六・三〇	トレッシングーパーパー	一五%
四八〇六・四〇	グラシン紙その他の透明又は半透明の光沢紙	一五%
四八〇七	接着剤を使用して張り合わせた紙及び板紙(ロール状又はシート状のものに限り、内部を補強してあるかないかを問わず、表面に塗布し又は染み込ませたものを除く)	一五%
四八〇七・一〇	ビチューメン、タール又はアスファルトの層を内部に有する紙及び板紙	一五%
四八〇七・九一	その他のもの	一五%
四八〇七・九二	わらパルプ製の紙及び板紙(わらパルプ製の紙以外の紙で被覆してあるかないかを問わない)	一五%
四八〇七・九三	その他のもの	一五%

四八〇八	コルゲート加工をし(平らな表面紙を張り付けてあるかないかを問わない)、ちりめん加工をし(しわ付けをし)型押しをし又はせん孔した紙及び板紙(ロール状又はシート状のものに限り、第四八・〇三項又は第四八・一八項のものを除く)	一五%
四八〇八・一〇	コルゲート加工をした紙及び板紙(せん孔してあるかないかを問わない)	一五%
四八〇八・二〇	重袋用クラフト紙(ちりめん加工又はしわ付けをしたものに限り、せん孔してあるかないかを問わない)	一五%
四八〇八・三〇	その他のクラフト紙(ちりめん加工又はしわ付けをしたものに限り、せん孔してあるかないかを問わない)	一五%
四八〇八・九〇	その他のもの	一五%
四八〇九	カーボン紙、セルフコピーーパーその他の複写紙及び転写紙(層写版原紙用又はオフセット用)の塗布し又は染み込ませた紙を含む、幅が三六センチメートルを超え、とも一辺の長さが三六センチメートルを超え、正方形を含む)のシート状のものに限り、印刷してあるかないかを問わない)	二〇%
四八〇九・一〇	カーボン紙その他のこれに類する複写紙	二〇%
四八〇九・二〇	セルフコピーーパー	二〇%
四八〇九・九〇	その他のもの	二〇%
四八・一〇	紙及び板紙(カオリンその他の無機物質を片面又は両面に塗布し、結合剤を使用してあるかないかを問わない)、かじつ、その他の物質を塗布してないもので、ロール状又はシート状のものに限り、表面に着色し若しくは装飾を施してあるかないか又は印刷してあるかないかを問わない)	二〇%
四八・一〇・一一	筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類の紙及び板紙(機械パルプの含有量が全繊維重量の一〇%以下のものに限り)	二〇%
四八・一〇・一二	重量が一平方メートルにつき一五〇グラム以下のもの	二〇%
四八・一〇・二二	重量が一平方メートルにつき一五〇グラムを超えるもの	二〇%
四八・一〇・二二	筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類の紙及び板紙(機械パルプの含有量が全繊維重量の一〇%を超えるものに限り)	二〇%
四八・一〇・二二	軽量コート紙	二〇%
四八・一〇・二二	その他のもの	二〇%
四八・一〇・三二	クラフト紙及びクラフト板紙(筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類のものを除く)	二〇%
四八・一〇・三二	全体を均一にさらしたもので、化学木材パルプの含有量が全繊維重量の九五%を超え、かつ、重量が一平方メートルにつき一五〇グラム以下のもの	二〇%

昭和六十二年五月二十二日 参議院会議録第十二号(その二) 商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律案 四四八

四八二〇・三二	全体を均一にさらしたもので、化学木材パルプの含有量が全繊維重量の九五%を超え、かつ、重量が一平方メートルにつき一五〇グラムを超えるもの	二〇%	四八一四・九〇	その他のもの	一五%
四八一〇・三九	その他の紙及び板紙	二〇%	四八一五・〇〇	紙又は板紙をもととした床敷き(特定の大きさに切つてあるかないかを問わない)	一五%
四八一〇・九一	多層紙のもの	二〇%	四八一六	カーボン紙、セルフコピーペーパーその他の複写紙及び転写紙(箱入りにしてあるかないかを問わないものとし、第四八・一〇九項のものを除く)並びに複写版紙及び紙製のオフセットプレート(箱入りにしてあるかないかを問わない)	一五%
四八一〇・九九	その他のもの	二〇%	四八一六・二〇	セルフコピーペーパー	一五%
四八一〇・一一	紙、板紙、セルロースウオッディング及びセルロース繊維のウエブ(ロール状又はシート状のものを、塗布し、染み込ませ、被覆し、表面に着色し若しくは装飾を施し又は印刷したものに限るものとし、第四八・一〇三項、第四八・一〇九項、第四八・一一〇項又は第四八・一八項の物品を除く)	一〇%	四八一六・三〇	謄写版原紙	一五%
四八一〇・一〇	タール、ビチューメン又はアスファルトを塗布した紙及び板紙	一〇%	四八一六・九〇	その他のもの	一五%
四八一〇・一一	粘着剤又は接着剤を塗布した紙及び板紙	一五%	四八一七	紙製又は板紙製の封筒及び通信用カード並びに封筒、通信用カード、便せん等を紙製又は板紙製の箱、袋その他の容器に詰め合わせたもの	一五%
四八一〇・一二	セルフアドヒージブのもの	一五%	四八一七・一〇	封筒	一五%
四八一〇・二二	その他のもの	一五%	四八一七・二〇	通信用カード	一五%
四八一〇・二九	プラスチック(接着剤を除く)を塗布し、染み込ませ又は被覆した紙及び板紙	二〇%	四八一七・三〇	袋その他の容器に詰め合わせたもの	一五%
四八一〇・三一	さらしたもので重量が一平方メートルにつき一五〇グラムを超えるもの	二〇%	四八一八	製紙用パルプ製の繊維のウエブ製のトイレットペーパー、ハンカチ、ナプキン、乳児用のおむつ、タンポン、ベッドシーツその他これらに類する家庭用品、衛生用品及び病院用品、衣類並びに衣類付属品	一五%
四八一〇・三九	その他のもの	二〇%	四八一八・一〇	トイレットペーパー	一五%
四八一〇・四〇	ろう、パラフィンろう、ステアリン、油又はグリセリンを塗布し、染み込ませ又は被覆した紙及び板紙	一〇%	四八一八・二〇	ハンカチ、クレンジングティッシュ、化粧用ティッシュ及びタオル	二〇%
四八一〇・九〇	その他の紙、板紙、セルロースウオッディング及びセルロース繊維のウエブ	二〇%	四八一八・三〇	ティブルクロス及びナプキン	二〇%
四八一〇・一二	製紙用パルプ製のフィルターブロック、フィルタースラブ及びフィルタープレート	五%	四八一八・四〇	生理用のナプキン及びタンポン、乳児用のおむつ及びおむつ中敷きその他これらに類する衛生用品	二〇%
四八一〇・一三	製造たばこ用巻紙(特定の大きさに切り、小冊子状にし又は円筒状にしたものであるかないかを問わない)	無税	四八一八・五〇	衣類及び衣類付属品	二〇%
四八一〇・一〇	小冊子状又は円筒状のもの	無税	四八一八・九〇	その他のもの	二〇%
四八一〇・二〇	ロール状のもの(幅が五センチメートル以下のものに限る)	無税	四八一九	紙製、板紙製、セルロースウオッディング製又はセルロース繊維のウエブ製の箱、ケース、袋その他の包装容器及び紙製の製品で事務所、商店等において使用する種類のもの	一五%
四八一〇・三〇	その他のもの	無税	四八一九・一〇	紙製又は板紙製の折畳み式の箱及びケース(段ボール製のものを除く)	一五%
四八一〇・三九	壁紙その他これに類する壁面被覆材及びグラスペーパー	一五%	四八一九・二〇	紙製又は板紙製の折畳み式の箱及びケース(段ボール製のものを除く)	一五%
四八一〇・四〇	インクグレインペーパー	一五%	四八一九・三〇	袋(底の幅が四〇センチメートル以上のものに限る)	一五%
四八一〇・四一	壁紙その他これに類する壁面被覆材(プラスチックを表面に塗布し又は被覆した紙から成るもので、当該プラスチックの層に、木目付けをし、型押しをし、着色し、図案を印刷し又はその他の装飾を施したものに限る)	一五%	四八一九・四〇	その他の袋(円すい形のものを含む)	一五%
四八一〇・四二	壁紙その他これに類する壁面被覆材(組物材料で表を覆つた紙から成るものに限るものとし、当該組物材料を平	一五%	四八一九・五〇	その他の包装容器(レコード用ジャケットを含む)	一五%
四八一〇・四三	行につなぎ又は織つてあるかないかを問わない)	一五%			

四八・一九・六〇	書類箱、レタートレイ、格納箱その他これらに類する製品で事務所、商店等において使用する種類のもの	一五%
四八・二〇	紙製又は板紙製の帳簿、会計簿、雑記帳、注文帳、領収帳、便せん、メモ帳、日記帳その他これらに類する製品、練習帳	一五%
四八・二〇・一〇	帳簿、会計簿、雑記帳、注文帳、領収帳、便せん、メモ帳、日記帳その他これらに類する製品	一五%
四八・二〇・二〇	練習帳	一五%
四八・二〇・三〇	バインダー、書類挟み及びファイルカバー	一五%
四八・二〇・四〇	転写式の事務用印刷物及び挿入式カードボンセット	一五%
四八・二〇・五〇	アルバム（見本用又は収集用のものに限り。）	二〇%
四八・二〇・九〇	その他のもの	一五%
四八・二一	紙製又は板紙製のラベル（印刷してあるかないかを問わない）	一五%
四八・二一・一〇	印刷したもの	一五%
四八・二一・九〇	その他のもの	一五%
四八・二二	製紙用パルプ製、紙製又は板紙製のボビン、スプール、コップその他これらに類する糸巻類（せん孔してあるかないか又は硬化してあるかないかを問わない）	一五%
四八・二二・一〇	紡織用繊維の糸を巻くために使用する種類のもの	一五%
四八・二二・九〇	その他のもの	一五%
四八・二三	その他の紙、板紙、セルロースウエブ、デザイン及びセルロース繊維のウエブ（特定の大きさ又は形状に切つたものに限る。）並びに紙製用パルプ、紙、板紙、セルロースウエブ、デザイン又はセルロース繊維のウエブのその他の製品	一五%
四八・二三・一〇	粘着剤又は接着剤を塗布した紙（ストリップ状又はロール状のものに限る。）	一五%
四八・二三・三〇	セルフアドヒージブのもの	一五%
四八・二三・四〇	その他のもの	一五%
四八・二三・五〇	フィルターパーパー及びフィルターパーボード	一〇%
四八・二三・五九	せん孔カード式機械用のカード（せん孔してないものに限るものとし、ストリップ状であるかないかを問わない）	二〇%
四八・二三・六〇	自動記録装置用に印刷したロール、シート及び円盤	二〇%
四八・二三・七〇	その他の紙及び板紙（筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類のものに限り。）	一〇%
四八・二三・七〇	印刷し、型押しをし又はせん孔したもの	一〇%
四八・二三・七〇	紙製又は板紙製の盆、皿、コップその他これらに類する製品	二〇%
四八・二三・七〇	成型し又は加圧成形をした製紙用パルプの製品	二〇%

四八・二三・九〇	その他のもの	二〇%
一	せん孔カード式統計機械用のカード、モノタイプ用のテープその他これらに類する物品に記録のためにせん孔したもの	無税
二	その他のもの	二〇%
第四九類	印刷した書籍、新聞、絵画その他の印刷物並びに手書き文書、タイプ文書、設計図及び図案	
注	この類には、次の物品を含まない。	
(a)	透明なベース上の写真のネガ及びポジ（第三七類参照）	
(b)	浮出し地図、浮出し設計図及び浮出し地球儀（印刷してあるかないかを問わない。第九〇・二三項参照）	
(c)	第九五類の遊戯用カードその他の物品	
(d)	銅版画、木版画、石版画その他の版画（第九七・〇二項参照）、第九七・〇四項の郵便切手、収入印紙、郵便料金納付の印影、初日カバー、切手付き書簡類その他これらに類する物品及び製作後一〇〇年を超えたことその他の第九七類の物品	
2	この類において印刷したものには、複写機により複写したもの、コンピュータにより打ち出したもの、型押しをしたもの、写真に撮つたもの、感光複写をしたもの、感熱複写をしたもの及びタイプしたものを含む。	
3	新聞、雑誌その他の定期刊行物を紙以外の物品により製本したもの及び新聞、雑誌その他の定期刊行物の二号以上を単一のカバーによりセットしたもの（広告を含んでいるかないかを問わない。）は、第四九・〇一項目に属する。	
4	第四九・〇一項目には、次の物品を含む。	
(a)	美術品、図案等を複製した印刷物を集めたもの（内容に関連する文章を伴うもので、ページを入れて書籍の作成に適するようにしたものに限る。）	
(b)	書籍に補足として附属する絵画（書籍とともに提示するものに限る。）	
(c)	書籍又は小冊子を構成する印刷物（束ねた若しくは単独のシート又は折り丁のもの、完成品の全体又は一部を構成し、かつ、製本に適するものに限る。）	
5	もつとも、絵又は挿絵を印刷したもの（折り丁又は単独のシートのものに限る。）で文章を伴わないものは、第四九・〇一項目に属する。	
6	3の物品を除くほか、第四九・〇一項目には、本質的に広告を目的とする出版物（例えば、小冊子、パンフレット、リーフレット、商業用カタログ、商業団体が出版した年鑑及び観光案内書）を含まない。これらの物品は、第四九・〇一項目に属する。	
6	第四九・〇三項において「幼児用の絵本」とは、絵が主体で、文章が副次的な幼児用の本をいう。	

維及びその製品

- (r) ガラス繊維及びその製品（第七〇類参照。ガラス繊維の糸によりしゅうしたもので基布が見えるものを除く。）
- (s) 第九四類の物品（例えば、家具、寝具及びランプその他の照明器具）
- (t) 第九五類の物品（例えば、がん具、遊戯用具、運動用具及びネット）
- 2 (A) 第五〇類から第五五類まで、第五八・〇九項又は第五九・〇二項のいずれかに属するとみられる物品で二以上の紡織用繊維から成るものは、構成する紡織用繊維のうち最大の重量を占めるもののみから成る物品とみなしてその所属を決定する。
- (B) (A)の規定の適用については、次に定めるところによる。
- (a) 馬毛をしん糸に使用したジンプヤーン（第五一・一〇項参照）及び金属を交えた糸（第五六・〇五項参照）は、単一の紡織用繊維とみなすものとし、その重量は、これを構成する要素の重量の合計による。また、織物の所属の決定に当たり、金属糸は、紡織用繊維とみなす。
- (b) 所属の決定に当たっては、まず類の決定を行うものとし、次に当該類の中から、当該類に属しない構成材料を考慮することなく、項を決定する。
- (c) 第五四類及び第五五類の両類を他の類とともに考慮する必要がある場合には、第五四類及び第五五類は、一の類として取り扱う。
- (d) 異なる紡織用繊維が一の類又は項に含まれる場合には、これらは、単一の紡織用繊維とみなす。
- (C) (A)及び(B)の規定は、3から6までの糸についても適用する。
- 3 (A) この部において次の糸（単糸、マルチプルヤーン及びケーブルヤーン）は、(B)の物品を除くほか、ひも、綱及びケーブルとする。
- (a) 絹糸、絹紡糸及び絹紡糸、二〇、〇〇〇デシテックスを超えるもの
- (b) 人造繊維の糸（第五四類の二本以上の単繊維から製造した糸を含む。）で、一〇、〇〇〇デシテックスを超えるもの
- (c) 大麻糸及び亜麻糸で、次のもの
- (i) 磨き又はつや出したもので、一、四二九デシテックス以上のもの
- (ii) 磨いてなく、かつ、つや出してないもので、二〇、〇〇〇デシテックスを超えるもの
- (d) コイヤヤーンで三本以上の糸をよつたもの
- (e) その他の植物性繊維の糸で、二〇、〇〇〇デシテックスを超えるもの
- (f) 金属糸により補強した糸
- (B) (A)の規定は、次の物品については適用しない。
- (a) 羊毛その他の獣毛の糸及び紙糸（金属糸による補強した糸を除く。）
- (b) 第五四類のマルチフィラメントヤーン（よつてないものと及びより数が一メートルにつき五未満のものに限る。）及び第五五類の人造繊維の長繊維のトウ
- (c) 第五〇・〇六項の天然てくす及び第五四類の単繊維

- (d) 第五六・〇五項の金属を交えた糸（金属糸により補強した糸を除く。）
- (e) 第五六・〇六項のシェニールヤーン、ジンプヤーン及びリブウェールヤーン
- 4 (A) 第五〇類から第五二類まで、第五四類及び第五五類において糸との関連で「小売用にしたもの」とは、(B)の物品を除くほか、次のいずれかの糸（単糸、マルチプルヤーン及びケーブルヤーン）をいう。
- (a) カード、リール、チューブその他これらに類する糸巻に巻いた糸で一個の重量（糸巻の重量を含む。）が次の重量以下であるもの
- (i) 絹糸、絹紡糸、絹紡糸及び人造繊維の長繊維の糸については、八五グラム
- (ii) その他の糸については、一二五グラム
- (b) ボール巻又はかせ巻の糸については、一個の重量が次の重量以下であるもの
- (i) 絹糸、絹紡糸、絹紡糸及び三、〇〇〇デシテックス未満の人造繊維の長繊維の糸については、八五グラム
- (ii) その他の糸については、一二五グラム
- (c) 数個の小さなかせに区分してある等しい重量のかせ巻の糸については、一個の小さなかせの重量が次の重量以下であるもの
- (i) 絹糸、絹紡糸、絹紡糸及び人造繊維の長繊維の糸については、八五グラム
- (ii) その他の糸については、一二五グラム
- (B) (A)の規定は、次の物品については適用しない。
- (a) 紡織用繊維の単糸。ただし、次のものを除く。
- (i) 羊毛又は織獣毛の単糸で漂白してないもの
- (ii) 羊毛又は織獣毛の単糸で、漂白し、浸染し又はなせんしたもののうち、五、〇〇〇デシテックスを超えるもの
- (b) マルチプルヤーン及びケーブルヤーンで、漂白してないもののうち、次のもの
- (i) 絹糸、絹紡糸及び絹紡糸（体裁を問わない。）
- (ii) その他の紡織用繊維の糸でかせ巻のもの（羊毛又は織獣毛の糸を除く。）
- (c) マルチプルヤーン及びケーブルヤーン（絹糸、絹紡糸及び絹紡糸に限る。）で、漂白し、浸染し又はなせんしたもののうち、一三三デシテックス以下のもの
- (d) 紡織用繊維の単糸、マルチプルヤーン及びケーブルヤーンで、次のもの
- (i) あやかせるもの
- (ii) コップ、ねん糸用のチューブ、バーン、円すい状ポビン、スピンドルその他の糸巻に巻いたもの、繭の形状に巻いたものでしゅう機に使用するものその他の繊維工業において使用する体裁にしたもの
- 5 第五二・〇四項、第五四・〇一項及び第五五・〇八項において「縫糸」とは、マルチプルヤーン及びケーブルヤーンで、次のすべての要件を満たすものをいう。
- (a) 糸巻（例えば、リール及びチューブ）に巻いたもので重量（糸巻の重量を含む。）が一、〇〇〇グラム以下であること。

- (b) 仕上加工をしてあること。
- (c) 最後にZよりをかけてあること。
- 6 この部において「強力糸」とは、次の糸をいう。
ナイロンその他のポリアミド又はポリエステル単糸で、テナシティが一テックスにつき六〇センチニュートンを超えるもの
ナイロンその他のポリアミド又はポリエステル単糸のマルチプルヤーン及びケーブルヤーンで、テナシティが一テックスにつき五三センチニュートンを超えるもの
ビスコースレーヨンの単糸、マルチプルヤーン及びケーブルヤーンで、テナシティが一テックスにつき二七センチニュートンを超えるもの
- 7 この部において「製品にしたもの」とは、次の物品をいう。
- (a) 長方形(正方形を含む)以外の形状に裁断した物品
- (b) 完成したもので、単に分糸を切ることにより又はそのまま使用することができるもの(縫製その他の加工を要しないものに限る。例えば、マスター、タオル、テーブルクロス、スカーフ及び毛布)
- (c) 縫いし、縁かがりをし又は縁に房を付けた物品(反物の裁断した縁にほつれ止めのための簡単な加工をしたものを除く。)
- (d) 特定の大きさに裁断した物品でドロワークをしたもの
- (e) 縫製、のり付けその他の方法によりつなぎ合わせた物品(同種の織物類を二以上つなぎ合わせた反物及び二以上の織物類を重ね合わせた反物(詰物をしてあるかないかを問わない。)を除く。)
- (f) メリヤス編み又はクロセ編みにより特定の形状に編み上げたもの(単一の物品に裁断してないもの)
- 8 第五〇類から第五五類まで及び、文脈により別に解釈される場合を除くほか、第五六類から第六〇類までは、7に定義する製品にしたものを含まない。第五〇類から第五五類までは、第五六類から第五九類までの物品を含まない。
- 9 第五〇類から第五五類までの織物には、紡織用繊維の糸を平行に並べた層を鋭角又は直角に重ね合わせ、糸の交点で接着剤又は熱溶融により結合した物品を含む。
- 10 紡織用繊維にゴム糸を組み合わせたものから成る弾力性のある物品は、この部に属する。
- 11 この部において染み込ませたものには、浸せきしたものを含む。
- 12 この部においてポリアミドには、アラミドを含む。
- 13 文脈により別に解釈される場合を除くほか、紡織用繊維から成る衣類で異なる項に属するものは、小売用のセットにした場合であっても当該各項に属する。
- 号注
- 1 この部及び適用可能な場合にはこの表において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。
- (a) 「弾性糸」とは、合成繊維の長繊維の糸(単繊維を含むものとし、テクスチャード加工糸を除く。)で、もとの長さの三倍に伸ばしても切れず、もとの長さの二倍に伸ばした後五分以内にもとの長さの一・五倍以下に戻るものをいう。
- (b) 「漂白してない糸」とは、次のいずれかの糸をいう。
- (i) 構成繊維固有の色を有するもので、漂白、浸染(全体を浸染してあるかないかを問わない。)及びなせんのいずれもしてないもの
- (ii) 反毛した紡織用繊維から製造したもので、色を特定することができないもの(グレーヤーン)
- (iii) 漂白してない糸には、無色の仕上げをしたもの又は一時的に染めたもので単にせついで洗浄することにより染めが消失するものを含むものとし、人造繊維の糸にあつては、つや消し剤(例えば、二酸化チタン)により全体を処理したものを含む。
- (c) 「漂白した糸」とは、次のいずれかの糸をいう。
- (i) 漂白工程を経たもので、漂白した繊維から成るもの又は、文脈により別に解釈される場合を除くほか、白色に浸染し(全体を浸染してあるかないかを問わない。)若しくは白色の仕上げをしたもの
- (ii) 漂白してない繊維と漂白した繊維とを混合したものから成るもの
- (iii) マルチプルヤーン又はケーブルヤーンで、漂白してない糸と漂白した糸とから成るもの
- (d) 「着色した糸(浸染し又はなせんした糸)」とは、次のいずれかの糸をいう。
- (i) 浸染したもので(全体を浸染してあるかないかを問わないものとし、白色に浸染したものと及び一時的に染めたものを除く。)、なせんしたものと又は浸染し若しくはなせんした繊維から成るもの
- (ii) 異なる色に浸染した繊維を混合したものから成るもの、漂白してない繊維若しくは漂白した繊維と着色した繊維とを混合したものから成るもの(単糸又はミキスチヤーヤーン)又は一以上の色で点状の模様をなせんしたもの
- (iii) なせんしたスライバー又はロービングから得たもの
- (iv) マルチプルヤーン又はケーブルヤーンで、着色した糸と漂白してない糸又は漂白した糸とから成るもの
- (a) から(d)までの規定は、単繊維及び第五四類のストリップその他これに類する物品に準用する。
- (e) 織物との関連で「漂白してないもの」とは、漂白してない糸から成る織物で、漂白、浸染及びなせんのいずれもしてないものをいうものとし、無色の仕上げをしたものと及び一時的に染めたものを含む。
- (f) 織物との関連で「漂白したもの」とは、次のいずれかの織物をいう。
- (i) 織つた後に漂白したもの又は、文脈により別に解釈される場合を除くほか、織つた後に白色に着色し若しくは白色の仕上げをしたもの
- (ii) 漂白した糸から成るもの
- (iii) 漂白してない糸と漂白した糸とから成るもの

五〇・〇三	絹のくず（繰糸に適しない繭、糸くず及び反毛した繊維を含む。）	無税
五〇〇三・一〇	カード及びコームのいずれもしてないもの	無税
五〇〇三・九〇	その他のもの	無税
五〇・〇四	絹糸（絹紡糸、絹紡糸糸及び小売用にしたものを除く。）	一五%
五〇・〇五	絹紡糸及び絹紡糸糸（小売用にしたものを除く。）	一五%
五〇・〇六	絹糸、絹紡糸及び絹紡糸糸（小売用にしたものに限る。）並びに天然てぐす	一五%
五〇・〇七	絹ノイル織物	二〇%
五〇〇七・一〇	その他の織物（絹又はそのくず（絹ノイルを除く。）の重量が全重量の八五%以上のものに限る。）	二〇%
五〇〇七・二〇	その他の織物	二〇%

注	第五一類 羊毛、織獣毛、粗獣毛及び馬毛の糸並びにこれらの織物
1. この表において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。	
(a) 「羊毛」とは、羊又は子羊の天然繊維をいう。	
(b) 「織獣毛」とは、アルパカ、ラマ、ビクナ、らくだ、やぐ、うさぎ（アンゴラうさぎを含む。）、ビーバー、ヌートリヤ又はマスカラットの毛及びアンゴラやぎ、チベットやぎ、カシミアやぎその他これらに類するやぎの毛をいう。	
(c) 「粗獣毛」とは、(a)の羊毛及び(b)の織獣毛以外の獣毛をいう。ただし、ブラシ製造用の獣毛（第〇五・〇二項参照）及び馬毛（第〇五・〇三項参照）を除く。	

五一・〇一	羊毛（カードし又はコームしたものを除く。）	
五〇一・一一	脂付きのもの（フリースウォッシュしたものを含む。）	無税
五〇一・一九	剪毛したもの	無税
五〇一・二一	その他のもの	無税
五〇一・二九	脂を除いたもの（化炭処理をしてないものに限る。）	無税
五〇一・三〇	剪毛したもの	無税
五〇一・三〇	その他のもの	無税
五一・〇二	化炭処理をしたもの	無税
五一〇二・一〇	織獣毛及び粗獣毛（カードし又はコームしたものを除く。）	無税
五一〇二・二〇	粗獣毛	無税
五一・〇三	羊毛、織獣毛又は粗獣毛のくず（糸くずを含むものとし、反毛した繊維を除く。）	無税

昭和六十二年五月二十二日 参議院會議録第十二号(その二) 商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律案 四五三

昭和六十二年五月二十二日 参議院會議録第十二号(その二) 商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律案 四五四

五・一〇三・一〇	羊毛又は織獣毛のノイル	無税	五・一一・一九	その他のもの	二〇% (その 率が一平方 メートルにつ き三三〇円 の 率) 低 量 税 率 当 該 従 量 税 率
五・一〇三・二〇	羊毛又は織獣毛のその他のくず	無税			
五・一〇三・三〇	粗獣毛のくず	無税			
五・一〇四	羊毛、織獣毛又は粗獣毛のくず(反毛した繊維に限る。)	無税	五・一一・二〇	その他のもの(混用繊維の全部又は大部分が人造繊維の長 繊維のものに限る。)	二〇% (その 率が一平方 メートルにつ き三三〇円 の 率) 低 量 税 率 当 該 従 量 税 率
五・一〇五	羊毛、織獣毛及び粗獣毛(カードし又はコムしたものの(小 塊状のコムした羊毛を含む。に限る。)	無税			
五・一〇五・一〇	羊毛(カードしたものに限る。)	無税			
五・一〇五・二〇	羊毛のトップその他の羊毛(コムしたものに限る。)	無税			
五・一〇五・二一	小塊状のもの(コムしたものに限る。)	無税			
五・一〇五・二九	その他のもの	無税			
五・一〇五・三〇	織獣毛(カードし又はコムしたものに限る。)	無税			
五・一〇五・四〇	粗獣毛(カードし又はコムしたものに限る。)	無税	五・一一・三〇	その他のもの(混用繊維の全部又は大部分が人造繊維の 短繊維のものに限る。)	二〇% (その 率が一平方 メートルにつ き三三〇円 の 率) 低 量 税 率 当 該 従 量 税 率
五・一〇六	紡毛糸(羊毛製のものに限るものとし、小売用にしたもの を除く。)	無税			
五・一〇六・一〇	羊毛の重量が全重量の八五%以上のもの	一〇%			
五・一〇六・二〇	羊毛の重量が全重量の八五%未満のもの	一〇%	五・一一・九〇	その他のもの	二〇% (その 率が一平方 メートルにつ き三三〇円 の 率) 低 量 税 率 当 該 従 量 税 率
五・一〇七	梳毛糸(羊毛製のものに限るものとし、小売用にしたもの を除く。)	一〇%			
五・一〇七・一〇	羊毛の重量が全重量の八五%以上のもの	一〇%			
五・一〇七・二〇	羊毛の重量が全重量の八五%未満のもの	一〇%			
五・一〇八	紡毛糸及び梳毛糸(織獣毛製のものに限るものとし、小売 用にしたものを除く。)	一〇%			
五・一〇八・一〇	紡毛糸	一〇%			
五・一〇八・二〇	梳毛糸	一〇%	五・一一・二二	梳毛織物(羊毛製又は織獣毛製のものに限る。)	二〇% (その 率が一平方 メートルにつ き三三〇円 の 率) 低 量 税 率 当 該 従 量 税 率
五・一〇九	羊毛製又は織獣毛製の糸(小売用にしたものに限る。)	一五%	五・一一・二一	羊毛又は織獣毛の重量が全重量の八五%以上のもの	二〇% (その 率が一平方 メートルにつ き三三〇円 の 率) 低 量 税 率 当 該 従 量 税 率
五・一〇九・一〇	羊毛又は織獣毛の重量が全重量の八五%以上のもの	一五%	五・一一・一九	重量が一平方メートルにつき二〇〇グラム以下のもの	二〇% (その 率が一平方 メートルにつ き三三〇円 の 率) 低 量 税 率 当 該 従 量 税 率
五・一〇九・九〇	その他のもの	一五%		その他のもの	二〇% (その 率が一平方 メートルにつ き三三〇円 の 率) 低 量 税 率 当 該 従 量 税 率
五・一一〇	粗獣毛製又は馬毛製の糸(馬毛をしん糸に使用したジンプ ヤーンを含むものとし、小売用にしたものではないか を問わない。)	一〇%		その他のもの(混用繊維の全部又は大部分が人造繊維の 長繊維のものに限る。)	二〇% (その 率が一平方 メートルにつ き三三〇円 の 率) 低 量 税 率 当 該 従 量 税 率
五・一一一	紡毛織物(羊毛製又は織獣毛製のものに限る。)	一〇%	五・一一・二〇		
五・一一一・一	羊毛又は織獣毛の重量が全重量の八五%以上のもの	一〇%			
五・一一一・二	重量が一平方メートルにつき三〇〇グラム以下のもの	一〇%			

五二・一・三〇	その他のもの（混用繊維の全部又は大部分が人造繊維の短繊維のものに限る。）	二〇％（その率が一平方メートルにつき三三〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
五二・一・三三	毛織物（粗獣毛製又は馬毛製のものに限る。）	一五％
第五二類 綿及び綿織物		
号注 1 第五二〇九・四二号及び第五二一一・四二号において「デニム」とは、三枚たて綾織り又は四枚たて綾織り（破れ斜文織りを含む。）の織物で、たて糸に青色に浸染した糸を使用し、よこ糸に漂白してない糸、漂白した糸、灰色に浸染した糸又はたて糸より淡い青色に着色した糸を使用したものをいう。		
五二・一・〇一	実綿及び練綿（カードし又はコムしたものを除く。）	無税
五二・一・〇二	綿のくず（糸くず及び反毛した繊維を含む。）	無税
五二・一・一〇	糸くず	無税
	その他のもの	無税
五二・一・九一	反毛した繊維	無税
五二・一・九九	その他のもの	無税
五二・一・〇三	綿（カードし又はコムしたものに限る。）	無税
五二・一・〇四	綿製の縫糸（小売用にしたものではないかを問わない。）	無税
	小売用にしたものではないもの	一五％
五二・一・〇四・一一	綿の重量が全重量の八五％以上のもの	一五％
五二・一・〇四・一九	その他のもの	一五％
五二・一・〇四・二〇	小売用にしたもの	七・五％
五二・一・〇五	綿糸（綿の重量が全重量の八五％以上のものに限るものと縫糸及び小売用にしたものを除く。）	七・五％

五二〇五・一	単糸(コームした纖維製のものを除く)。 七四・二九デシテックス以上のもの(メートル式番手一四以下のもの)。	一五%
五二〇五・一二	二二三・五六デシテックス以上七四・二九デシテックス未満のもの(メートル式番手一四を超え四三以下のもの)。	一五%
五二〇五・一三	一九二・三一デシテックス以上二三二・五六デシテックス未満のもの(メートル式番手四三を超え五二以下のもの)。	一五%
五二〇五・一四	一二五デシテックス以上一九二・三一デシテックス未満のもの(メートル式番手五二を超え八〇以下のもの)。	一五%
五二〇五・一五	一二五デシテックス未満のもの(メートル式番手八〇を超えるもの)。	一五%
五二〇五・二一	単糸(コームした纖維製のものに限り)。 七四・二九デシテックス以上のもの(メートル式番手一四以下のもの)。	一五%
五二〇五・二二	二二三・五六デシテックス以上七四・二九デシテックス未満のもの(メートル式番手一四を超え四三以下のもの)。	一五%
五二〇五・二三	一九二・三一デシテックス以上二三二・五六デシテックス未満のもの(メートル式番手四三を超え五二以下のもの)。	一五%
五二〇五・二四	一二五デシテックス以上一九二・三一デシテックス未満のもの(メートル式番手五二を超え八〇以下のもの)。	一五%
五二〇五・二五	一二五デシテックス未満のもの(メートル式番手八〇を超えるもの)。	一五%
五二〇五・三一	マルチプルヤーン及びケーブルヤーン(コームした纖維製のものを除く)。 構成する単糸が七四・二九デシテックス以上のもの(構成する単糸がメートル式番手一四以下のもの)。	一五%
五二〇五・三二	構成する単糸が二三二・五六デシテックス以上七四・二九デシテックス未満のもの(構成する単糸がメートル式番手一四を超え四三以下のもの)。	一五%
五二〇五・三三	構成する単糸が一九二・三一デシテックス以上二三二・五六デシテックス未満のもの(構成する単糸がメートル式番手四三を超え五二以下のもの)。	一五%
五二〇五・三四	構成する単糸が一二五デシテックス以上一九二・三一デシテックス未満のもの(構成する単糸がメートル式番手五二を超え八〇以下のもの)。	一五%
五二〇五・三五	構成する単糸が一二五デシテックス未満のもの(構成する単糸がメートル式番手八〇を超えるもの)。	一五%
五二〇五・四一	マルチプルヤーン及びケーブルヤーン(コームした纖維製のものに限り)。 構成する単糸が七四・二九デシテックス以上のもの(構成する単糸がメートル式番手一四以下のもの)。	一五%

昭和六十二年五月二十二日 参議院會議録第十二号(その二) 商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律案 四五六

五二〇五・四二	構成する単糸が二二・五六デシテックス以上七・四二・二九デシテックス未満のもの(構成する単糸がメートル式番手一四を超え四三以下のもの)	一五%
五二〇五・四三	構成する単糸が一九・三二・二九デシテックス以上二・三二・五六デシテックス未満のもの(構成する単糸がメートル式番手四三を超え五二以下のもの)	一五%
五二〇五・四四	構成する単糸が二二・五六デシテックス以上一九・三二・二九デシテックス未満のもの(構成する単糸がメートル式番手四三を超え五二以下のもの)	一五%
五二〇五・四五	構成する単糸が二二・五六デシテックス以上一九・三二・二九デシテックス未満のもの(構成する単糸がメートル式番手四三を超え五二以下のもの)	一五%
五二・〇六	綿糸(綿の重量が全重量の八五%未満のものに限るものと、縫糸及び小売用にしたものを除く)	一五%
五二〇六・一一	単糸(コームした繊維製のものを除く)	一五%
五二〇六・一二	七・四二・二九デシテックス以上のもの(メートル式番手一四以下のもの)	一五%
五二〇六・一三	二二・五六デシテックス以上七・四二・二九デシテックス未満のもの(メートル式番手一四を超え四三以下のもの)	一五%
五二〇六・一四	一九・三二・二九デシテックス以上二・三二・五六デシテックス未満のもの(メートル式番手四三を超え五二以下のもの)	一五%
五二〇六・一五	二二・五六デシテックス以上一九・三二・二九デシテックス未満のもの(メートル式番手四三を超え五二以下のもの)	一五%
五二〇六・二一	二二・五六デシテックス以上七・四二・二九デシテックス未満のもの(メートル式番手一四を超え四三以下のもの)	一五%
五二〇六・二二	二二・五六デシテックス以上七・四二・二九デシテックス未満のもの(メートル式番手一四を超え四三以下のもの)	一五%
五二〇六・二三	二二・五六デシテックス以上七・四二・二九デシテックス未満のもの(メートル式番手一四を超え四三以下のもの)	一五%
五二〇六・二四	二二・五六デシテックス以上七・四二・二九デシテックス未満のもの(メートル式番手一四を超え四三以下のもの)	一五%
五二〇六・二五	二二・五六デシテックス以上七・四二・二九デシテックス未満のもの(メートル式番手一四を超え四三以下のもの)	一五%
五二〇六・三二	マルチプルヤーン及びケープルヤーン(コームした繊維製のものを除く)	一五%
五二〇六・三一	構成する単糸が七・四二・二九デシテックス以上のもの(構成する単糸がメートル式番手一四以下のもの)	一五%
五二〇六・三三	構成する単糸が二二・五六デシテックス以上一九・三二・二九デシテックス未満のもの(構成する単糸がメートル式番手四三を超え五二以下のもの)	一五%

五二〇六・三三	構成する単糸が一九・三二・二九デシテックス以上二・三二・五六デシテックス未満のもの(構成する単糸がメートル式番手四三を超え五二以下のもの)	一五%
五二〇六・三四	構成する単糸が二二・五六デシテックス以上一九・三二・二九デシテックス未満のもの(構成する単糸がメートル式番手四三を超え五二以下のもの)	一五%
五二〇六・三五	構成する単糸が二二・五六デシテックス以上一九・三二・二九デシテックス未満のもの(構成する単糸がメートル式番手四三を超え五二以下のもの)	一五%
五二〇六・四一	構成する単糸が七・四二・二九デシテックス以上のもの(構成する単糸がメートル式番手一四以下のもの)	一五%
五二〇六・四二	二二・五六デシテックス以上七・四二・二九デシテックス未満のもの(構成する単糸がメートル式番手一四を超え四三以下のもの)	一五%
五二〇六・四三	構成する単糸が一九・三二・二九デシテックス以上二・三二・五六デシテックス未満のもの(構成する単糸がメートル式番手四三を超え五二以下のもの)	一五%
五二〇六・四四	構成する単糸が二二・五六デシテックス以上一九・三二・二九デシテックス未満のもの(構成する単糸がメートル式番手四三を超え五二以下のもの)	一五%
五二〇六・四五	構成する単糸が二二・五六デシテックス以上一九・三二・二九デシテックス未満のもの(構成する単糸がメートル式番手四三を超え五二以下のもの)	一五%
五二・〇七	綿糸(小売用にしたものを除く)	一五%
五二〇七・一〇	綿糸(小売用にしたものを除く)	一五%
五二〇七・九〇	綿糸(小売用にしたものを除く)	一五%
五二・〇八	その他のもの	一五%
五二〇八・一一	平織りのもので、重量が一平方メートルにつき一〇〇グラム以下のもの	一五%
五二〇八・一二	平織りのもので、重量が一平方メートルにつき一〇〇グラムを超えるもの	一五%
五二〇八・一三	三枚綾織り又は四枚綾織り(破れ斜文織りを含む)のもの	一五%
五二〇八・一九	その他の織物	一五%
五二〇八・二二	漂白したもの	一五%
五二〇八・二二	平織りのもので、重量が一平方メートルにつき一〇〇グラム以下のもの	一五%
五二〇八・二二	平織りのもので、重量が一平方メートルにつき一〇〇グラムを超えるもの	一五%
五二〇八・二三	三枚綾織り又は四枚綾織り(破れ斜文織りを含む)のもの	一五%
五二〇八・二九	その他の織物	一五%

テムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律案 四五七

[illegible]

漂白してないもの

第五三類 その他の植物性紡織用繊維及びその織物並びに紙糸及びその織物

五三・〇七	第五三・〇三項のジュートその他の紡織用靱皮繊維の糸	二〇%
五三・〇七・一〇	単糸	二〇%
五三・〇七・二〇	マルチプルヤーン及びケーブルヤーン	二〇%
五三・〇八	その他の植物性紡織用繊維の糸及び紙糸	三・七五%
五三・〇八・一〇	コイヤヤーン	七・五%
五三・〇八・二〇	大麻糸	一〇%
五三・〇八・三〇	紙糸	二〇%
五三・〇八・九〇	その他のもの	
五三・〇九	亜麻繊維物	
五三・〇九・一一	亜麻の重量が全重量の八五%以上のもの	三〇%
五三・〇九・一九	漂白してないもの及び漂白したもの	三〇%
五三・〇九・二一	その他のもの	三〇%
五三・〇九・二九	亜麻の重量が全重量の八五%未満のもの	三〇%
五三・一〇	漂白してないもの及び漂白したもの	三〇%
五三・一〇・一〇	その他のもの	二五%
五三・一〇・九〇	第五三・〇三項のジュートその他の紡織用靱皮繊維の繊維物	二五%
五三・一一	漂白してないもの	二五%
五三・一一・一〇	その他の植物性紡織用繊維の繊維物及び紙糸の繊維物	三〇%
第五四類 人造繊維の長繊維及びその繊維物		
注		
1	この表において「人造繊維」とは、次の繊維をいう。	
(a)	有機単量体の重合により製造した短繊維又は長繊維(例えば、ポリアミド、ポリエステル、ポリウレタン又はポリビニル誘導体のもの)	
(b)	繊維素、カゼイン、プロテイン、アルガエその他の天然有機重合体を化学的に変化するにより製造した短繊維又は長繊維(例えば、ビスコースレーヨン、アセテート、キュプラ及びアルギネート)	
	この場合において、「合成繊維」とは(a)の繊維をいうものとし、「再生繊維又は半合成繊維」又は「再生繊維若しくは半合成繊維」とは(b)の繊維をいう。	
	人造繊維、合成繊維及び再生繊維又は半合成繊維の各用語は、材料の語とともに使用する場合においてもそれぞれ前記の意味と同一の意味を有する。	
2	第五四・〇二項及び第五四・〇三項には、第五五類の合成繊維の長繊維のトウ及び再生繊維又は半合成繊維の長繊維のトウを含まない。	
五四・〇一	縫糸(人造繊維の長繊維のものに限るものとし、小売用にしたものであるかないかを問わない。)	
五四・〇一・一〇	合成繊維の長繊維のもの	二五%
五四・〇一・二〇	再生繊維又は半合成繊維の長繊維のもの	一五%
五四・〇二	合成繊維の長繊維の糸(六七デシテックス未満の単繊維のものを除くものとし、縫糸及び小売用にしたものを含むものを除く。)	二五%
五四・〇二・一〇	強力糸(ナイロンその他のポリアミドのものに限る。)	二五%
五四・〇二・二〇	強力糸(ポリエステルその他のものに限る。)	二五%
五四・〇二・三〇	テクスチャード加工糸	
五四・〇二・三二	ナイロンその他のポリアミドのもの(構成する単糸が五〇テックス以下のものに限る。)	二五%
五四・〇二・三三	ナイロンその他のポリアミドのもの(構成する単糸が五〇テックスを超えるものに限る。)	二五%
五四・〇二・三九	ポリエステルその他のもの	二五%
五四・〇二・四一	その他の単糸(より数が一メートルにつき五〇以下のものに限る。)	二五%
五四・〇二・四二	ナイロンその他のポリアミドのもの	二五%
五四・〇二・四三	ポリエステルその他のもの(部分的に配向性を与えたものに限る。)	二五%
五四・〇二・四九	その他の単糸(より数が一メートルにつき五〇を超えるものに限る。)	二五%
五四・〇二・五一	ナイロンその他のポリアミドのもの	二五%
五四・〇二・五二	ポリエステルその他のもの	二五%
五四・〇二・五九	その他のマルチプルヤーン及びケーブルヤーン	二五%
五四・〇二・六一	ナイロンその他のポリアミドのもの	二五%
五四・〇二・六二	ポリエステルその他のもの	二五%
五四・〇二・六九	その他のもの	一五%
五四・〇三	再生繊維又は半合成繊維の長繊維の糸(六七デシテックス未満の単繊維のものを除くものとし、縫糸及び小売用にしたものを含むものを除く。)	一五%
五四・〇三・一〇	強力糸(ビスコースレーヨンのものに限る。)	一五%
五四・〇三・二〇	テクスチャード加工糸	一五%
五四・〇三・三二	その他の単糸	一五%
五四・〇三・三三	ビスコースレーヨンのもの(より数が一メートルにつき二二〇以下のものに限る。)	一五%
五四・〇三・三九	ビスコースレーヨンのもの(より数が一メートルにつき二二〇を超えるものに限る。)	一五%
五四・〇三・三九	アセテートのもの	一五%
五四・〇三・三九	その他のもの	一五%
五四・〇三・三九	その他のマルチプルヤーン及びケーブルヤーン	一五%

五四・三・四一
五四・三・四二
五四・三・四九
五四・〇四

五四〇四・一〇
五四〇四・九〇

五四〇五・〇〇

五四・〇六

五四・六・一〇
五四〇六・二〇
五四・〇七

五四〇七・一〇
五四〇七・二〇
五四〇七・三〇

五四〇七・四一
五四〇七・四二
五四〇七・四三
五四〇七・四四

五四〇七・五一

五四〇七・五三

五四〇七・六〇

ビスコースレーヨンのもの	一五%
アセテートのもの	二五%
その他のもの	二五%
古成繊維の単繊維（六七デシテックス以上のもので、横断面の最大寸法が一ミリメートル以下のものに限る。）及び合成繊維材料のストリップその他これに類する物品（例えば、人造ストロー。見掛け幅が五ミリメートル以下のものに限り、糸を除く。）	一五%
再生繊維又は半合成繊維の単繊維（六七デシテックス以上の横断面の最大寸法が一ミリメートル以下のものに限る。）及び再生繊維又は半合成繊維の材料のストリップその他これに類する物品（例えば、人造ストロー。見掛け幅が五ミリメートル以下のものに限り、糸を除く。）	一五%
合成繊維の長繊維の糸（小売用にしたものに限るものとし、糸を除く。）	二五%
再生繊維又は半合成繊維の長繊維の糸	一五%
古成繊維の長繊維の糸の織物（第五四・〇四項の材料の織物を含む。）	二五%
強力糸（ナイロンその他のポリアミド又はポリエステルそのものに限る。）の織物	二五%
ストリップその他これに類する物品の織物	二五%
この部の注9の織物	二五%
その他の織物（ナイロンその他のポリアミドの長繊維の重量が全重量の八五%以上のものに限る。）	二五%
漂白してないもの及び漂白したもの	二五%
浸染したもの	二五%
異なる色の糸から成るもの	二五%
なせんしたもの	二五%
その他の織物（テクスチャード加工をしたポリエステル長繊維の重量が全重量の八五%以上のものに限る。）	二五%
漂白してないもの及び漂白したもの	二五%
浸染したもの	二五%
異なる色の糸から成るもの	二五%
なせんしたもの	二五%
その他の織物（テクスチャード加工をしてないポリエステル）の長繊維の重量が全重量の八五%以上のものに限る。）	二五%
その他の織物（合成繊維の長繊維の重量が全重量の八五%以上のものに限る。）	二五%

五四〇七・七二
五四〇七・七二
五四〇七・七二
五四〇七・七四

五四〇七・八一
五四〇七・八一

五四〇七・八三
五四〇七・八四

五四〇七・九一

五四〇七・九四
五四〇七・九三
五四〇七・九二

五四・〇八

五四〇八・一〇

$$\begin{array}{r} 5408.21 \\ 5408.21 \end{array}$$

五四〇八・二三
五四〇八・二四

五四〇八・三一

五四〇八・三三
五四〇八・三三
五四〇八・三三

五四〇万・三四

漂白しないものと及び漂白したもの
 浸染したもの
 異なる色の糸から成るもの
 なせんしたもの
 その他の織物（合成繊維の長繊維の重量が全重量の八五%未満のもので混用繊維の全部又は大部分が綿のものに限る。）

二五%	二五%	二五%	二五%
-----	-----	-----	-----

漂白してないもの及び漂白したもの
二五%
二五%
浸染したもの

異なる色の糸から成るもの	二五%
なせんしたもの	二五%

漂白してないものと及び漂白したもの

透染したもの	二五%
異なる色の糸から成るもの	二五%
なせししたもの	二五%

再生纖維又は半合成纖維の長纖維の糸の織物（第五四・〇項の材料の織物を含む。）

強力糸(ビスコースレーヨンのものに限る。)の織物
一五%

は再生纖維若しくは半合成纖維の材料のストリップその他これに類する物品の重量が全重量の八五%以上のものに限る。）

漂白しないものと及び漂白したもの	二五%
浸染したもの	一五%

異なる色の糸から成るもの
なせんしたもの

二五%
一五%

漂白してないものと及び漂白したもの

浸染したもの	二五%
異なる色の糸から成るもの	一五%
本生しなまつ	二五%

五類 人造纖維の短纖維及びその織物

注 1 第五五・〇一項及び第五五・〇二項には、人造繊維の長繊維のトウで、同一の長さの平行した繊維（トウの長さに等しい長さのものに限る。）から成るもののうち、次のすべての要件を満たすもののみを含む。

(a) 長さが二メートルを超えること。

(b) より数が一メートルにつき五未満であること。

- (c) 構成する一本の長繊維が六七デシテックス未満であること。
- (d) 合成繊維の長繊維のトウについては、延伸処理をしたもので、その長さの二倍を超えて伸びないこと。
- (e) 一束につき二〇、〇〇〇デシテックスを超えること。

長さが二メートル以下のトウは、第五五・〇三項又は第五五・〇四項に属する。

再生纖維又は半合成纖維の短纖維のもの
合成纖維の紡績糸（縫糸及び小売用にしたものを除く。）
ナイロンその他のポリアミドの短纖維の重量が全重量の
八五%以上のもの
単糸
マルチプルヤーン及びケーブルヤーン
ポリエステル短纖維の重量が全重量の八五%以上のもの
単糸
マルチプルヤーン及びケーブルヤーン
マルチプルヤーン及びケーブルヤーン
アクリル又はモダクリルの短纖維の重量が全重量の八
五%以上のもの
単糸
マルチプルヤーン及びケーブルヤーン
その他の紡績糸（合成纖維の短纖維の重量が全重量の八
五%以上のものに限る。）
単糸
マルチプルヤーン及びケーブルヤーン
その他の紡績糸（ポリエステル短纖維のものに限る。）
混用纖維の全部又は大部分が再生纖維又は半合成纖維
の短纖維のもの
混用纖維の全部又は大部分が羊毛又は織獣毛のもの
混用纖維の全部又は大部分が綿のもの
その他のもの
その他の紡績糸（アクリル又はモダクリルの短纖維のも
のに限る。）
混用纖維の全部又は大部分が羊毛又は織獣毛のもの
混用纖維の全部又は大部分が綿のもの
その他のもの
その他の紡績糸
混用纖維の全部又は大部分が羊毛又は織獣毛のもの
混用纖維の全部又は大部分が綿のもの
その他のもの
再生纖維又は半合成纖維の紡績糸（縫糸及び小売用にした
ものを除く。）
再生纖維又は半合成纖維の短纖維の重量が全重量の八
五%以上のもの
単糸
マルチプルヤーン及びケーブルヤーン
その他の紡績糸（混用纖維の全部又は大部分が羊毛又は
織獣毛のものに限る。）

五五・一〇・三〇	その他の紡績糸（混用繊維の全部又は大部分が綿のものに限る。）	一五%
五五・一〇・九〇	その他の紡績糸	一五%
五五・一一・一〇	人造繊維の紡績糸（小売用にしたものに限るものとし、縫糸を除く。）	一五%
五五・一一・二〇	合成繊維の短繊維のもの（合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五%以上のものに限る。）	二五%
五五・一一・三〇	合成繊維の短繊維のもの（合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五%未満のものに限る。）	二五%
五五・一二・一〇	再生繊維又は半合成繊維の短繊維のもの	一五%
五五・一二・二〇	合成繊維の短繊維の織物（合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五%以上のものに限る。）	二五%
五五・一二・三〇	ポリエステル短繊維の重量が全重量の八五%以上のもの	二五%
五五・一二・一〇	漂白してないもの及び漂白したもの	二五%
五五・一二・一九	その他のもの	二五%
五五・一二・二〇	アクリル又はモダクリルの短繊維の重量が全重量の八五%以上のもの	二五%
五五・一二・二九	漂白してないもの及び漂白したもの	二五%
五五・一二・三〇	その他のもの	二五%
五五・一二・九一	漂白してないもの及び漂白したもの	二五%
五五・一二・九九	その他のもの	二五%
五五・一三	合成繊維の短繊維の織物（合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五%未満のものうち、混用繊維の全部又は大部分が綿のもので、重量が一平方メートルにつき一七〇グラム以下のものに限る。）	二五%
五五・一三・一一	漂白してないもの及び漂白したもの	二五%
五五・一三・一二	ポリエステル短繊維の重量が全重量の八五%以上のもの	二五%
五五・一三・一三	その他のもの	二五%
五五・一三・一九	漂白してないもの及び漂白したもの	二五%
五五・一三・二一	その他のもの	二五%
五五・一三・二二	漂白してないもの及び漂白したもの	二五%
五五・一三・二三	その他のもの	二五%
五五・一三・二九	漂白してないもの及び漂白したもの	二五%
五五・一三・三一	その他のもの	二五%

五五・一三・三二	ポリエステルの短繊維のもの(三枚綾織り又は四枚綾織り(破れ斜文織りを含む。))のものに限る。)	二五%
五五・一三・三三	ポリエステルの短繊維のその他の織物	二五%
五五・一三・三九	その他の織物	二五%
五五・一三・四一	なせんしたもの	二五%
五五・一三・四二	ポリエステルの短繊維のもの(平織りのものに限る。)	二五%
五五・一三・四三	ポリエステルの短繊維のもの(三枚綾織り又は四枚綾織り(破れ斜文織りを含む。))のものに限る。)	二五%
五五・一三・四九	ポリエステルの短繊維のその他の織物	二五%
五五・一四	その他の織物	二五%
五五・一四・一一	合成繊維の短繊維の織物(合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五%未満のものうち、混用繊維の全部又は大部分が超えるもので、重量が一平方メートルにつき一七〇グラムを漂白しないものと及び漂白したもの)	二五%
五五・一四・一二	ポリエステルの短繊維のもの(平織りのものに限る。)	二五%
五五・一四・一二	ポリエステルの短繊維のもの(三枚綾織り又は四枚綾織り(破れ斜文織りを含む。))のものに限る。)	二五%
五五・一四・一三	ポリエステルの短繊維のその他の織物	二五%
五五・一四・一九	その他の織物	二五%
五五・一四・二一	ポリエステルの短繊維のもの(平織りのものに限る。)	二五%
五五・一四・二二	ポリエステルの短繊維のもの(三枚綾織り又は四枚綾織り(破れ斜文織りを含む。))のものに限る。)	二五%
五五・一四・二三	ポリエステルの短繊維のその他の織物	二五%
五五・一四・二九	その他の織物	二五%
五五・一四・三一	異なる色の糸から成るもの	二五%
五五・一四・三一	ポリエステルの短繊維のもの(平織りのものに限る。)	二五%
五五・一四・三二	ポリエステルの短繊維のもの(三枚綾織り又は四枚綾織り(破れ斜文織りを含む。))のものに限る。)	二五%
五五・一四・三三	ポリエステルの短繊維のその他の織物	二五%
五五・一四・三九	その他の織物	二五%
五五・一四・四一	なせんしたもの	二五%
五五・一四・四二	ポリエステルの短繊維のもの(平織りのものに限る。)	二五%
五五・一四・四三	ポリエステルの短繊維のもの(三枚綾織り又は四枚綾織り(破れ斜文織りを含む。))のものに限る。)	二五%
五五・一四・四九	ポリエステルの短繊維のその他の織物	二五%
五五・一四	その他の織物	二五%
五五・一五	合成繊維の短繊維のその他の織物	二五%
五五・一五	ポリエステルの短繊維のもの	二五%

昭和六十二年五月二十二日

参議院会議録第十二号(その二)

商品の名称及び分類についての統

に關する國際條約の実施のための關係法律の整備に關する法律案 四六三

四六三

五五一・一	混用繊維の全部又は大部分がビスコースレーヨンの短纖維のもの	二五%
五五一・一二	混用繊維の全部又は大部分が人造纖維の長纖維のもの	二五%
五五一・一三	混用繊維の全部又は大部分が羊毛又は織獣毛のもの	二五%
五五一・一九	その他のもの	二五%
五五一・二一	アクリル又はモダクリルの短纖維のもの	二五%
五五一・二二	混用繊維の全部又は大部分が人造纖維の長纖維のもの	二五%
五五一・二九	混用繊維の全部又は大部分が羊毛又は織獣毛のもの	二五%
五五一・三〇	その他のもの	二五%
五五一・九一	混用繊維の全部又は大部分が人造纖維の長纖維のもの	二五%
五五一・九二	混用繊維の全部又は大部分が羊毛又は織獣毛のもの	二五%
五五一・九五	その他のもの	二五%
五五・一六	再生纖維又は半合成纖維の短纖維の織物	二五%
五五一・一一	再生纖維又は半合成纖維の短纖維の重量が全重量の八五%以上のもの	一五%
五五一・一二	漂白してないものと及び漂白したもの	一五%
五五一・一三	異なる色の糸から成るもの	一五%
五五一・一四	なせんしたものと	一五%
五五一・二一	再生纖維又は半合成纖維の短纖維の重量が全重量の八五%未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が人造纖維の長纖維のもの	一五%
五五一・二二	漂白してないものと及び漂白したもの	一五%
五五一・二三	異なる色の糸から成るもの	一五%
五五一・二四	なせんしたものと	一五%
五五一・三一	再生纖維又は半合成纖維の短纖維の重量が全重量の八五%未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が羊毛又は織獣毛のもの	一五%
五五一・三二	漂白してないものと及び漂白したもの	一五%
五五一・三三	異なる色の糸から成るもの	一五%
五五一・三四	なせんしたものと	一五%
五五一・三一	再生纖維又は半合成纖維の短纖維の重量が全重量の八五%未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が綿のもの	一五%
五五一・四一	漂白してないものと及び漂白したもの	一五%
五五一・四二	異なる色の糸から成るもの	一五%
五五一・四三	浸染したもの	一五%
五五一・四四	異なる色の糸から成るもの	一五%

五五二六・四四	なせんしたものと その他のもの	一五%
五五二六・九一	漂白してないものと及び漂白したもの	一五%
五五二六・九二	浸染したもの	一五%
五五二六・九三	異なる色の糸から成るもの	一五%
五五二六・九四	なせんしたものと	一五%

第五六類	ウォッディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、綱及びケーブル並びにこれらの製品
------	---

注

- この類には、次の物品を含まない。
 - 第三類の香料若しくは化粧料、第三四・〇一項のせっけん若しくは洗淨剤、第三四・〇五項の磨き料、クリームその他これらに類する調製品又は第三八・〇九項の織物柔軟剤等の物質又は調製品を染み込ませ、塗布し又は被覆したウォッディング、フェルト及び不織布（紡織用繊維が単に媒体となつてゐるものに限る。）
 - 第五八・一一項の紡織用繊維の物品
 - 天然又は人造の研磨材料の粉又は粒をフェルト又は不織布に付着させたもの（第六八・一四項参照）
 - 凝結雲母又は再生雲母をフェルト又は不織布により裏張りしたもの（第六八・一四項参照）
 - 金属のはくをフェルト又は不織布により裏張りしたもの（第一五部参照）
 - フェルトには、ニードルルームフェルト及び紡織用繊維のウェブから成る織物類でウェブ自体の繊維を使用してステッチボンディング方式により当該織物類の抱合力を高めたものを含む。
 - 第五六・〇二項及び第五六・〇三項には、それぞれフェルト及び不織布で、プラスチック又はゴム（性状が密又は多泡性であるものに限る。）を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものを含む。
 - また、第五六・〇三項には、プラスチック又はゴムを結合剤として使用した不織布を含む。
- ただし、第五六・〇二項及び第五六・〇三項には、次の物品を含まない。
 - フェルトにプラスチック又はゴムを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもので紡織用繊維の重量が全重量の五〇%以下の物品及びフェルトをプラスチック又はゴムの中に完全に埋め込んだ物品（第三九類及び第四〇類参照）
 - 不織布をプラスチック又はゴムの中に完全に埋め込んだ物品及び不織布の両面をすべてプラスチック又はゴムで塗布し又は被覆した物品でその結果生ずる色彩の変化を考慮することなく塗布し又は被覆したことを肉眼により判別することができるもの（第三九類及び第四〇類参照）
 - フェルト又は不織布と多泡性のプラスチック又はセルラーボード、シート又はス

昭和六十二年五月二十二日 参議院會議録第十二号(その二) 商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律案 四六四

トリップとを結合したもので、当該フェルト又は不織布を単に補強の目的で使用したものの(第三九類及び第四〇類参照) 4 第五六・〇四項には、紡織用繊維の糸及び第五四・〇四項又は第五四・〇五項のストリップその他これに類する物品で、染み込ませ、塗布し又は被覆したことを肉眼により判別することができないものを含まない(通常、第五〇類から第五五類までに属する)。この場合において、染み込ませ、塗布し又は被覆した結果生ずる色彩の変化を考慮しない。	五六〇五・〇〇 金属を交えた糸(紡織用繊維の糸及び第五四・〇四項又は第五四・〇五項のストリップその他これに類する物品で、染み込ませ、塗布し又は被覆したものを限るものとし、ストリップ状又は粉状の金属と結合したものと及び金属で被覆したものに限るものとし、ジンプヤーンであるかないかを問わない。) 二〇%
五六〇一・〇一 紡織用繊維のウォッディング及びその製品並びに長さが五ミリメートル以下の紡織用繊維(フロック)、紡織用繊維のダスト及びミルネッパ 五六〇一・〇二 生理用のナプキン及びタンポン、乳児用のおむつ及びおむつ中敷きその他これらに類する衛生用品(ウォッディング製のものを限る。) 一〇% その他のウォッディング製品及びウォッディング精製のもの 一〇% 人造繊維製のもの 一〇% その他のもの 一〇% 紡織用繊維のフロック、ダスト及びミルネッパ 一〇% 一 ミルネッパ 無税 二 その他のもの 一〇%	五六〇六・〇〇 ジンプヤーン(第五四・〇四項又は第五四・〇五項のストリップその他これに類する物品をしのに使用したものを含むものとし、第五六・〇四項のものと及び馬毛をしのに使用したものを除く。) 二五% シニールヤーン(フロックシニールヤーンを含む。) 二五% ひも、綱及びケーブル(組んであるかないかはゴム若しくはプラスチックを染み込ませ、塗布し若しくは被覆したものであるかないかを問わない。) 二〇% 第五三・〇三項のジニートその他の紡織用繊維製のものの 二〇% サイザルその他のアゲープ属の紡織用繊維製のもの 一五% 結束用又は包装用のひも 一五% その他のもの 一〇% アバカ(マニラ麻又はムサ・テクステイリス)その他の硬質繊維のもの 一〇% ポリエチレン製又はポリプロピレン製のもの 二〇% 結束用又は包装用のひも 二〇% その他のもの 二〇% その他の合成繊維製のもの 二〇% その他のもの 一〇% 結び網地(ひも又は綱から製造したものに限る。) 二〇% その他の網(製品にしたもので、紡織用繊維製のものを限る。) 二〇% 人造繊維製のもの 二〇% 漁網(製品にしたものに限る。) 二〇% その他のもの 二〇% その他のもの 二〇%
五六〇二・二二 フェルト(染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものであるかないかを問わない。) 五六〇二・二九 ニードルルームフェルト及びステッチボンディング方式により製造した織物類 一五% その他のフェルト(染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものを除く。) 一五% 羊毛製又は織獣毛製のもの 一五% その他の紡織用繊維製のもの 一五% その他のもの 一五%	五六〇七・二二 アバカ(マニラ麻又はムサ・テクステイリス)その他の硬質繊維のもの 一〇% ポリエチレン製又はポリプロピレン製のもの 二〇% 結束用又は包装用のひも 二〇% その他のもの 二〇% その他の合成繊維製のもの 二〇% その他のもの 一〇% 結び網地(ひも又は綱から製造したものに限る。) 二〇% その他の網(製品にしたもので、紡織用繊維製のものを限る。) 二〇% 人造繊維製のもの 二〇% 漁網(製品にしたものに限る。) 二〇% その他のもの 二〇% その他のもの 二〇%
五六〇二・二二 フェルト(染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものであるかないかを問わない。) 五六〇二・二九 ニードルルームフェルト及びステッチボンディング方式により製造した織物類 一五% その他のフェルト(染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものを除く。) 一五% 羊毛製又は織獣毛製のもの 一五% その他の紡織用繊維製のもの 一五% その他のもの 一五%	五六〇七・二二 アバカ(マニラ麻又はムサ・テクステイリス)その他の硬質繊維のもの 一〇% ポリエチレン製又はポリプロピレン製のもの 二〇% 結束用又は包装用のひも 二〇% その他のもの 二〇% その他の合成繊維製のもの 二〇% その他のもの 一〇% 結び網地(ひも又は綱から製造したものに限る。) 二〇% その他の網(製品にしたもので、紡織用繊維製のものを限る。) 二〇% 人造繊維製のもの 二〇% 漁網(製品にしたものに限る。) 二〇% その他のもの 二〇% その他のもの 二〇%
五六〇二・二二 フェルト(染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものであるかないかを問わない。) 五六〇二・二九 ニードルルームフェルト及びステッチボンディング方式により製造した織物類 一五% その他のフェルト(染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものを除く。) 一五% 羊毛製又は織獣毛製のもの 一五% その他の紡織用繊維製のもの 一五% その他のもの 一五%	五六〇七・二二 アバカ(マニラ麻又はムサ・テクステイリス)その他の硬質繊維のもの 一〇% ポリエチレン製又はポリプロピレン製のもの 二〇% 結束用又は包装用のひも 二〇% その他のもの 二〇% その他の合成繊維製のもの 二〇% その他のもの 一〇% 結び網地(ひも又は綱から製造したものに限る。) 二〇% その他の網(製品にしたもので、紡織用繊維製のものを限る。) 二〇% 人造繊維製のもの 二〇% 漁網(製品にしたものに限る。) 二〇% その他のもの 二〇% その他のもの 二〇%
五六〇二・二二 フェルト(染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものであるかないかを問わない。) 五六〇二・二九 ニードルルームフェルト及びステッチボンディング方式により製造した織物類 一五% その他のフェルト(染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものを除く。) 一五% 羊毛製又は織獣毛製のもの 一五% その他の紡織用繊維製のもの 一五% その他のもの 一五%	五六〇七・二二 アバカ(マニラ麻又はムサ・テクステイリス)その他の硬質繊維のもの 一〇% ポリエチレン製又はポリプロピレン製のもの 二〇% 結束用又は包装用のひも 二〇% その他のもの 二〇% その他の合成繊維製のもの 二〇% その他のもの 一〇% 結び網地(ひも又は綱から製造したものに限る。) 二〇% その他の網(製品にしたもので、紡織用繊維製のものを限る。) 二〇% 人造繊維製のもの 二〇% 漁網(製品にしたものに限る。) 二〇% その他のもの 二〇% その他のもの 二〇%

注 1 この類において「じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物」とは、使用時の露出面が紡織用繊維である床用敷物をいうものとし、床用敷物としての特性を有する物品で他の用途

に供するものを含む。

2 この類には、床用敷物の下敷きを含まない。

五七〇・一	じゆうたんその他の紡織用繊維の床用敷物（結びパイルのものに限るものとし、製品にしたものであるかないかを問わない。）	三〇%
五七〇・一・一〇	羊毛製又は織獣毛製のもの	三〇%
五七〇・一・九〇	その他の紡織用繊維製のもの	三〇%
五七〇・二	じゆうたんその他の紡織用繊維の床用敷物（ケレムラグ、シニマックラグ、カラマニラグその他これらに類する手織りの敷物を含む、織物製のものに限り、製品にしたものであるかないかを問わず、タフトし又はフロック加工をしたものを除く。）	一五%
五七〇・二・一〇	ケレムラグ、シニマックラグ、カラマニラグその他これらに類する手織りの敷物	三〇%
五七〇・二・二〇	ココヤシ繊維（コイヤ）製の床用敷物	三〇%
五七〇・二・三〇	その他のもの（パイル織物のものに限り、製品にしたものを除く。）	三〇%
五七〇・二・三二	羊毛製又は織獣毛製のもの	三〇%
五七〇・二・三三	人造繊維材料製のもの	三〇%
五七〇・二・三九	その他の紡織用繊維製のもの	三〇%
五七〇・二・四一	羊毛製又は織獣毛製のもの	三〇%
五七〇・二・四二	人造繊維材料製のもの	三〇%
五七〇・二・四九	その他の紡織用繊維製のもの	三〇%
五七〇・二・五一	羊毛製又は織獣毛製のもの	三〇%
五七〇・二・五二	人造繊維材料製のもの	三〇%
五七〇・二・五九	その他の紡織用繊維製のもの	三〇%
五七〇・二・九一	羊毛製又は織獣毛製のもの	三〇%
五七〇・二・九二	人造繊維材料製のもの	三〇%
五七〇・二・九九	その他の紡織用繊維製のもの	三〇%
五七〇・三	じゆうたんその他の紡織用繊維の床用敷物（タフトしたものに限るものとし、製品にしたものであるかないかを問わない。）	三〇%
五七〇・三・一〇	羊毛製又は織獣毛製のもの	三〇%
五七〇・三・二〇	ナイロンその他のポリアミド製のもの	三〇%
五七〇・三・三〇	その他の人造繊維材料製のもの	三〇%

五七〇・三・九〇	その他の紡織用繊維製のもの	三〇%
五七〇・四	じゆうたんその他の紡織用繊維の床用敷物（フェルト製のものに限り、製品にしたものであるかないかを問わず、タフトし又はフロック加工をしたものを除く。）	二〇%
五七〇・四・一〇	タイル（表面積が〇・三平方メートル以下のものに限り、）	二〇%
五七〇・四・九〇	その他のもの	二〇%
五七〇・五	その他のもの	二〇%
五七〇・五・一〇	じゆうたんその他の紡織用繊維の床用敷物（製品にしたものであるかないかを問わないものとし、この類の他の項に該当するものを除く。）	三〇%

第五八類 特殊織物、タフトラグ織物、レース、つづれ織物、トリミング及びししゅう布

- 注
- この類には、第五九類の注1の紡織用繊維の織物類で、染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの及び第五九類のその他の物品を含まない。
 - 第五八・一〇一項には、よこパイル織物で、その浮糸を切らず、起毛したパイルを有しないものを含む。
 - 第五八・一〇三項において「もじり織物」とは、その組織の全部又は一部において地たて糸及びこれに絡まるもじりたて糸が一本以上のよこ糸ごとに一以上の絡み目を作っているものをいう。
 - 第五八・一〇四項には、第五六・一〇八項のひも又は綱から製造した結び網地を含まない。
 - 第五八・一〇六項において「細幅織物」とは、次のいずれかの物品をいう。
 - 幅が三〇センチメートル以下の織物（切つて幅を三〇センチメートル以下にしたものを含むものとし、両側に縫込み、のり付けその他の方法により作つた耳を有するものに限る。）
 - 袋織物で平らにした幅が三〇センチメートル以下のもの
 - 縁を折つたバイアステープで縁を広げた幅が三〇センチメートル以下のもの
 - 第五八・一〇七項においてししゅう布には、金属糸又はガラス繊維の糸によりししゅうした物品で紡織用繊維の織物類の基布が見えるもの及び紡織用繊維その他の材料の薄片、ビーズ又は装飾品を縫い付けてアブリケにした物品を含むものとし、手針によりつづれ織り風にした織物（第五八・一〇五項参照）を含まない。
 - この類には、第五八・一〇九項の物品のほか、衣類、室内用品その他これらに類する物品に使用する種類の金属糸製の物品を含む。

五八〇・一	パイル織物及びシニール織物（第五八・一〇二項又は第五八・一〇六項の織物類を除く）	二〇%
五八〇・一・一〇	羊毛製又は織獣毛製のもの	二〇%

五八〇一・二二	綿製のもの	一五%	五八・〇六	細幅織物(第五八・〇七項の物品を除く。及び接着剤により接着したたて糸のみから成る細幅織物類(ボルドック)を含む。及びシニール織物	二〇%
五八〇一・二三	よこパイル織物(パイルを切つてないものに限る。)	一〇%	五八〇六・一〇	その他の織物(単性糸又はゴム糸の重量が全重量の五%以上のものに限る。)	一五%
五八〇一・二四	その他のよこパイル織物	一〇%	五八〇六・二〇	その他の織物	二〇%
五八〇一・二五	たてパイル織物(パイルを切つてないものに限る。)	一〇%	五八〇六・三二	綿製のもの	二〇%
五八〇一・二六	シニール織物	一〇%	五八〇六・三三	人造繊維製のもの	二〇%
五八〇一・三二	人造繊維製のもの	二五%	五八〇六・三九	その他の紡織用繊維製のもの	二〇%
五八〇一・三三	よこパイル織物(パイルを切つてないものに限る。)	一五%	五八〇六・四〇	接着剤により接着したたて糸のみから成る細幅織物類(ボルドック)	二〇%
五八〇一・三三	その他のよこパイル織物	一五%	五八・〇七	紡織用繊維から成るラベル、バッジその他これらに類する物品(反物状又はストリップ状のもの及び特定の形状又は大きさに切つたものに限るものとし、ししゅうしたものを除く。)	二〇%
五八〇一・三四	たてパイル織物(パイルを切つてないものに限る。)	一五%	五八〇七・一〇	織つたもの	二〇%
五八〇一・三五	たてパイル織物(パイルを切つたものに限る。)	一五%	五八〇七・九〇	その他のもの	二五%
五八〇一・三六	シニール織物	二五%	五八・〇八	組ひも及び装飾用トリミング(そのままた特定の用途に供しないものに限るものとし、装飾用トリミングにあつてはししゅうしたものと、メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。並びにタッセル、ボンボンその他これらに類する製品	二五%
五八・〇二	その他の紡織用繊維製のもの	二五%	五八・〇九	組ひも(そのままた特定の用途に供しないものに限る。)	二五%
五八〇二・一一	テリータオル地その他のテリール織物(第五八・〇六項の細幅織物類を除く。)	一〇%	五八・一〇	その他のもの	二〇%
五八〇二・一九	漂白してないもの	一〇%	五八・一〇・九〇	金属糸又は第五六・〇五項の金属を交えた糸の織物(衣類、室内用品その他これらに類する物品に使用する種類のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。)	二〇%
五八〇二・二〇	その他のもの	一〇%	五八・一〇・九一	ししゅう布(モチーフを含む。)	二〇%
五八〇二・三〇	タフテッド織物類	一〇%	五八・一〇・九二	ししゅう布(モチーフを見えないものに限る。)	三〇%
五八・〇三	もじり織物(第五八・〇六項の細幅織物類を除く。)	一五%	五八・一〇・九三	その他のししゅう布	三〇%
五八・〇三・一〇	綿製のもの	一五%	五八・一〇・九四	綿製のもの	三〇%
五八・〇三・九〇	その他の紡織用繊維製のもの	一五%	五八・一〇・九五	人造繊維製のもの	三〇%
五八・〇四	チェールその他の網地	二五%	五八・一〇・九六	その他の紡織用繊維製のもの	三〇%
五八・〇四・一〇	機械製のレース	二五%	五八・一〇・九七	縫製その他の方法により紡織用繊維の一以上の層と詰物材料とを重ね合わせた反物状のキルティングした物品(第五八・一〇項のししゅう布を除く。)	二〇%
五八・〇四・二二	その他の紡織用繊維製のもの	三〇%	五八・一〇・九八	第五九類 染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織用繊維製品	二〇%
五八・〇四・二九	手製のレース	三〇%	五八・一〇・九九		
五八・〇四・三〇	ゴブラン織り、フランダーズ織り、オービュソン織り、ボーベ織りその他これらに類する手織りのつづれ織物及びブチボワン、クロスステッチ等を使用して手針によりつづれ織り風にした織物(製品にしたものであるかないかを問わない。)	三〇%	五八・一一・〇〇		
五八・〇五					
五八・〇五・〇〇					

1 注

文脈により別に解釈される場合を除くほか、この類において紡織用繊維の織物類は、第

五〇類から第五五類まで、第五八・〇三項又は第五八・〇六項の織物、第五八・〇八項の組ひも及び裝飾用トリミング並びに第六〇・〇二項のメリヤス編物及びクロセ編物に限る。

2 第五九・〇三項には、次の物品を含む。

(a) 紡織用繊維の織物類で、プラスチックを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの（一平方メートルについての重量を問わず、また、当該プラスチックの性状が密又は多泡性であるものに限る）。ただし、次の物品を除く。

(1) 染み込ませ、塗布し又は被覆したことを肉眼により判別することができない織物類（通常、第五〇類から第五五類まで、第五八類又は第六〇類に属する）。この場合において、染み込ませ、塗布し又は被覆して結果生ずる色彩の変化を考慮しない。

(2) 温度一五度から三〇度までにおいて直径が七ミリメートルの円筒に手で巻き付けたときに、き裂を生ずる物品（通常、第三九類に属する）。

(3) 紡織用繊維の織物類をプラスチックの中に完全に埋め込んだ物品及び紡織用繊維の織物類の両面をすべてプラスチックで塗布し又は被覆した物品で、その結果生ずる色彩の変化を考慮することなく塗布し又は被覆したことが肉眼により判別することができもの（第三九類参照）。

(4) 織物類にプラスチックを部分的に塗布し又は被覆することにより図案を表してもの（通常、第五〇類から第五五類まで、第五八類又は第六〇類に属する）。

(5) 紡織用繊維の織物類と多泡性のプラスチックの板、シート又はストリップとを結合したもので、当該紡織用繊維の織物類を単に補強の目的で使用したもの（第三九類参照）。

(6) 第五八・一一項の紡織用繊維の物品

(b) 第五六・〇四項の糸、ストリップその他これらに類する物品（プラスチックを染み込ませ、塗布し又は被覆したものに限る。）から成る織物類

3 第五九・〇五項において「紡織用繊維の壁面被覆材」とは、壁又は天井の裝飾に適するロール状の物品（表面が紡織用繊維製のものに限る。）で、幅が四五センチメートル以上のもののうち裏張りしたもの及びのり付けできるよう裏面に染み込ませ又は塗布したものをいう。

もつとも、第五九・〇五項には、紡織用繊維のブロック又はダストを直接紙に付着させた壁面被覆材（第四八・一四項参照）及び当該ブロック又はダストを直接紡織用繊維に付着させた壁面被覆材（主として第五九・〇七項に属する。）を含まない。

4 第五九・〇六項において「ゴム加工をした紡織用繊維の織物類」とは、次の物品をいう。

(a) ゴムを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類で、次のいずれかの要件を満たすもの

(i) 重量が一平方メートルにつき一、五〇〇グラム以下であること。

(ii) 重量が一平方メートルにつき一、五〇〇グラムを超え、かつ、紡織用繊維の重量が全重量の五〇％を超えること。

(b) 第五六・〇四項の糸、ストリップその他これらに類する物品（ゴムを染み込ませ、塗布し又は被覆したものに限る。）から成る織物類

(c) 平行した紡織用繊維の糸をゴムにより凝結させた織物類（一平方メートルについての重量を問わない）。

(d) 紡織用繊維の織物類とセルラーボードの板、シート又はストリップとを結合したもので、当該紡織用繊維の織物類が単なる補強でないもの（第五八・一一項の紡織用繊維の物品を除く）。

5 第五九・〇七項には、次の物品を含まない。

(a) 染み込ませ、塗布し又は被覆したことを肉眼により判別することができない織物類（通常、第五〇類から第五五類まで、第五八類又は第六〇類に属する）。この場合において、染み込ませ、塗布し又は被覆して結果生ずる色彩の変化を考慮しない。

(b) 図案を描いた織物類（劇場用又はスタジオ用の背景幕その他これに類する物品を除く）。

(c) 紡織用繊維のブロック又はダスト、コルク粉その他これらに類する物品を付着させて図案を表した織物類。ただし、模造パイル織物類は、第五九・〇七項に属する。

(d) でん粉質その他これに類する物品を使用した通常の仕上げをした織物類

(e) 木製薄板を紡織用繊維の織物類により裏張りしたもの（第四四・〇八項参照）

(f) 天然又は人造の研磨材料の粉又は粒を紡織用繊維の織物類に付着させたもの（第六八・〇五項参照）

(g) 凝結雲母又は再生雲母を紡織用繊維の織物類により裏張りしたもの（第六八・一四項参照）

(h) 金属のはくを紡織用繊維の織物類により裏張りしたもの（第一五部参照）

6 第五九・一一項には、次の物品を含まない。

(a) 伝動用又はコンベヤ用のベルト及びベルチングで、厚さが三ミリメートル未満のもの

(b) 伝動用又はコンベヤ用のベルト及びベルチングで、ゴムを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類から製造したもの及びゴムを染み込ませ、塗布し又は被覆した紡織用繊維の糸又はコードから製造したもの（第四〇・一〇項参照）

7 第五九・一一項には、次の物品のみを含むものとし、当該物品は、この部の他のいずれの項にも属しない。

(a) 特定の長さで裁断し又は単に長方形（正方形を含む。）に裁断した紡織用繊維の物品及び反物状の紡織用繊維の物品（第五九・〇八項から第五九・一〇項までの物品の特性を有するものを除く。）で、次のもの

(i) フェルト、フェルトを張り付けた織物及び紡織用繊維の織物類で、ゴム、革その他の材料を塗布し、被覆し又は積層したものうち針布に使用する種類のもの並びにこれらに類する織物類でその他の技術的用途に供する種類のもの

(ii) ふるい用の布

(iii) 搾油機その他これに類する機械に使用する種類のろ過布（紡織用繊維製又は人髪製

(イ) 機械又はその他の技術的用途に供する種類の紡織用繊維の織物(シート状に織つたもので経緯糸のいずれかに合はん糸を使用したものに限るものとし、フェルト化し、染み込ませ又は塗布したものであるかないかを問わない。)		五九〇四・九一	ニードルルームフェルト又は不織布を基布とするもの その他の紡織用繊維を基布とするもの	二〇%
(ロ) 技術的用途に供する種類の紡織用繊維の織物類(金属により補強したものに限る。)		五九〇五・〇〇	紡織用繊維の壁面被覆材 ゴム加工をした紡織用繊維の織物類(第五九・〇二項のものを除く。)	一五%
(ハ) パッキング又は潤滑材料として工業において使用する種類のコッド、組ひもその他これらに類する物品(染み込ませ、塗布し又は金屬により補強したもののであるかないかを問わない。)		五九〇六・一一	接着テープ(幅が二センチメートル以下のものに限り) その他のもの	一五%
(ニ) 技術的用途に供する種類の紡織用纖維製品(例えば、エンドレス状又は連結具を有する紡織用纖維の織物類及びフェルト(製紙用、パルプ用、石棉セメント用その他これらに類する用途に供する機械に使用される種類のものを除く)、ガスケット、ワッシャー、ポリッシングディスクその他の機械部分品。第五九・〇八項から第五九・一〇項までのものを除く。)		五九〇七・〇〇	メリヤス編み又はクロセ編みのもの その他のもの	二〇% 一五%
書籍装丁用その他これに類する用途に供する種類の紡織用纖維の織物類でガム又ははでん粉質の物質を塗布したもの、トレーシングクロス、画用カンバス及びハットファンデーション用バックラムその他これに類する硬化紡織用纖維の織物類	五九・〇一	五九〇八・〇〇	紡織用纖維製のしん(織り、組み又は編んだもので、ランブ用、ストリーブ用、ライナー用、ろうすく用その他これらに類する用途に供するものに限り)並びに白熱ガスマントル及び白熱ガスマントルの管狀編物(染み込ませてあるかないかを問わない。)	一五%
書籍装丁用その他これに類する用途に供する種類の紡織用纖維の織物類で、ガム又ははでん粉質の物質を塗布したもの	五九〇一・一〇	五九〇九・〇〇	紡織用纖維製のホースその他これに類する管狀の製品(他の材料により内張りし又は補強したもの及び他の材料の附属品を有するものを含む。)	一五%
その他のものの	五九〇二・一九〇	五九一〇・〇〇	伝動用又はコンベヤー用のベルト及びベルチング(紡織用纖維製のものに限るものとし、金屬その他の材料により補強してあるかないかを問わない。)	二〇%
タイココードファブリック(ナイロンその他のポリアミド、ポリエステル又はビスコースレーヨンの強力糸のものに限る。)	五九〇二・二〇	五九一二・〇〇	紡織用纖維の物品及び製品(技術的用途に供するもので、この注7のものに限る。)	一五%
ナイロンその他のポリアמיד製のもの	五九〇二・三〇	五九一三・一〇	フェルト、ゴムの草その他の材料の一以上の層と結合したもののうち針布に使用される種類のものと並びにこれらに類する織物類でその他の技術的用途に供するもの	一五%
その他のものの	五九〇二・四〇	五九一四・二〇	ふろい用の布(製品にしたものであるかないかを問わぬ。)	一五%
紡織用纖維の織物類(プラスチックを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものに限るものとし、第五九・〇二項のものを除く。)	五九〇三・一〇	五九一五・三〇	エンドレス状又は連結具を有する紡織用纖維の織物類及びフェルト(製紙用、パルプ用、石綿セメント用その他これらに類する用途に供する機械に使用される種類のものに限り。)	一五%
ポリエステル製のもの	五九〇三・二〇	五九一六・四〇	重量が一平方メートルにつき六五グラム未満のもの	一五%
ポリ塩化ビニルを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	五九〇三・三〇	五九一七・五〇	重量が一平方メートルにつき六五〇グラム以上のも	一五%
ポリウレタンを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	五九〇三・四〇	五九一八・六〇		
その他のもの	五九〇四・一〇	五九一九・七〇		
リノリューム及び床敷敷物で紡織用纖維の基布に塗布し又は被覆したもの(特定の形状に切つてあるかないかを問わぬ。)				
リノリューム				
その他のもの				

五九二一・四〇	榨油機その他これに類する機械に使用する種類のろ過布	一五%
五九二一・九〇	(人髪製のものを含む) その他のもの	一五%
第六〇類 メリヤス編物及びクロセ編物		
注		
1 この類には、次の物品を含まない。		
(a) 第五八・〇四項のクロセ編みのレース		
(b) 第五八・〇七項のメリヤス編み又はクロセ編みのラベル、バッジその他これらに類する物品		
(c) メリヤス編物及びクロセ編物で、染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの(第五九類参照)。ただし、メリヤス編み又はクロセ編みのパイル編物で、染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものは、第六〇・〇一項に属する。		
2 この類には、衣類、室内用品その他これらに類する物品に使用する種類の金属糸製の編物を含む。		
3 この表においてメリヤス編みの物品には、ステッチボンディング方式により得た物品でチェーンステッチが紡織用繊維の糸のものを含む。		
六〇〇一・〇一	パイル編物(ロングパイル編物及びテリー編物を含むものとし、メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る)	三〇%
六〇〇一・一一〇	ロングパイル編物	三〇%
六〇〇一・一二一	ループドパイル編物	三〇%
六〇〇一・一二二	綿製のもの	三〇%
六〇〇一・一二三	人造繊維製のもの	三〇%
六〇〇一・一二九	その他の紡織用繊維製のもの	三〇%
六〇〇一・九一	その他のもの	三〇%
六〇〇一・九二	綿製のもの	三〇%
六〇〇一・九三	人造繊維製のもの	三〇%
六〇〇一・九九	その他の紡織用繊維製のもの	三〇%
六〇〇二・一〇	その他のメリヤス編物及びクロセ編物	三〇%
六〇〇二・一一〇	幅が三〇センチメートル以下で、弾性糸又はゴム糸の重量が全重量の五%以上のもの	三〇%
六〇〇二・一二〇	その他のもの(幅が三〇センチメートル以下のものに限る)	三〇%
六〇〇二・一三〇	幅が三〇センチメートルを超え、弾性糸又はゴム糸の重量が全重量の五%以上のもの	三〇%
六〇〇二・二四一	その他の編物(たてメリヤス編みのものに限るものとし、ガルーネメリヤス機により編んだものを含む。)	三〇%
六〇〇二・二四二	羊毛製又は織獣毛製のもの	三〇%
六〇〇二・二四三	綿製のもの	三〇%

六〇〇二・四三	人造繊維製のもの	三〇%
六〇〇二・四九	その他のもの	三〇%
六〇〇二・九一	その他のもの	三〇%
六〇〇二・九二	羊毛製又は織獣毛製のもの	三〇%
六〇〇二・九三	綿製のもの	三〇%
六〇〇二・九九	人造繊維製のもの	三〇%
六〇〇二・九九	その他のもの	三〇%
第六一類 衣類及び衣類附属品(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)		
注		
1 この類の物品は、メリヤス編物又はクロセ編物を製品にしたものに限る。		
2 この類には、次の物品を含まない。		
(a) 第六二・一二項の物品		
(b) 第六三・〇九項の中古の衣類その他の物品		
(c) 整形外科用機器、外科用ベルト、脱腸帯その他これらに類する物品(第九〇・二二項参照)		
3 第六一・〇三項及び第六一・〇四項においては、次に定めるところによる。		
(a) 「スーツ」とは、同一の生地から製造した二点又は三点の衣類を組み合わせたもので、次の構成部分から成るものをいう。		
下半身の衣類一点(ズボン、半ズボン若しくはショーツ(水着を除く。))又はスカート若しくはキュロットスカートで、つりひも又は胸当てのないもの)		
上半身の衣類一点又はジャケット一点(袖の部分を除くほか、表生地が四以上の身ごろから成るもので、縫製したベストが附属しているかないかを問わない。)		
スーツを構成する衣類は、生地の組織、スタイル、色及び素材が同一のものであり、互いに適合するサイズのものでなければならぬ。下半身の構成部分が二点以上ある場合(例えば、ズボンと半ズボン又はスカート若しくはキュロットスカートとズボン)には、ズボン(女子用のスーツの場合には、スカート又はキュロットスカート)をスーツの下半身の構成部分とみなし、その他の衣類は、スーツの構成部分としない。		
スーツには、前記のすべての要件を満たしているかないかを問わず、次の衣類の組合せを含む。		
モーニング(背中に十分下まで下がる丸みを持つ垂れを有する無地のジャケット(カッタウェイ)と縞模様のズボンを組み合わせた製品)		
燕尾服(テールコートを通常、黒い生地から製造し、ジャケットの正面の部分が比較的短く、正面で閉じることができず、後部には、臀部から切込みのある細幅の垂れを有する製品)		
タキシード(ジャケットのスタイルは、シャツの胸部の露出部分が一層大きい場合があることを除くほか、通常のジャケットに類似しているが、光沢のある絹又はイミ		

六二〇三・三三	合成繊維製のもの	三〇%
六二〇三・三九	その他の紡織用繊維製のもの	三〇%
六二〇三・四一	ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ	三〇%
六二〇三・四二	羊毛製又は織獣毛製のもの	三〇%
六二〇三・四三	綿製のもの	三〇%
六二〇三・四九	合成繊維製のもの	三〇%
六二〇四	その他の紡織用繊維製のもの	三〇%
六二〇四・一一	女子用のスリーブ、アンサンブル、ジャケット、ドレス、スカート、キョロットスカート、ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ（水着を除く）（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）	三〇%
六二〇四・一二	スリーブ	三〇%
六二〇四・一三	羊毛製又は織獣毛製のもの	三〇%
六二〇四・一九	綿製のもの	三〇%
六二〇四・二一	合成繊維製のもの	三〇%
六二〇四・二二	その他の紡織用繊維製のもの	三〇%
六二〇四・二三	アンサンブル	三〇%
六二〇四・二九	羊毛製又は織獣毛製のもの	三〇%
六二〇四・三一	綿製のもの	三〇%
六二〇四・三二	合成繊維製のもの	三〇%
六二〇四・三三	その他の紡織用繊維製のもの	三〇%
六二〇四・三九	ジャケット	三〇%
六二〇四・四一	羊毛製又は織獣毛製のもの	三〇%
六二〇四・四二	綿製のもの	三〇%
六二〇四・四三	合成繊維製のもの	三〇%
六二〇四・四四	再生繊維又は半合成繊維製のもの	三〇%
六二〇四・四九	その他の紡織用繊維製のもの	三〇%
六二〇四・五一	スカート及びキョロットスカート	三〇%
六二〇四・五二	羊毛製又は織獣毛製のもの	三〇%
六二〇四・五三	綿製のもの	三〇%
六二〇四・五九	合成繊維製のもの	三〇%
六二〇四・六一	その他の紡織用繊維製のもの	三〇%
六二〇四・六一	ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ	三〇%
六二〇四・六一	羊毛製又は織獣毛製のもの	三〇%

六二〇四・六二	綿製のもの	三〇%
六二〇四・六三	合成繊維製のもの	三〇%
六二〇四・六九	その他の紡織用繊維製のもの	三〇%
六二〇五	男子用のシャツ（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）	三〇%
六二〇五・一〇	綿製のもの	三〇%
六二〇五・二〇	人造繊維製のもの	三〇%
六二〇五・九〇	その他の紡織用繊維製のもの	三〇%
六二〇六	女子用のブラウス、シャツ及びシャツブラウス（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）	三〇%
六二〇六・一〇	綿製のもの	三〇%
六二〇六・二〇	人造繊維製のもの	三〇%
六二〇六・九〇	その他の紡織用繊維製のもの	三〇%
六二〇七	男子用のパンツ、ズボン下、ブリーフ、ナイトシャツ、パジャマ、バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）	三〇%
六二〇七・一一	パンツ、ズボン下及びブリーフ	三〇%
六二〇七・一二	綿製のもの	三〇%
六二〇七・一九	人造繊維製のもの	三〇%
六二〇七・二二	その他の紡織用繊維製のもの	三〇%
六二〇七・二九	ナイトシャツ及びパジャマ	三〇%
六二〇七・九一	綿製のもの	三〇%
六二〇七・九二	人造繊維製のもの	三〇%
六二〇七・九九	その他の紡織用繊維製のもの	三〇%
六二〇八	その他のもの	三〇%
六二〇八・一一	綿製のもの	三〇%
六二〇八・一九	人造繊維製のもの	三〇%
六二〇八・二二	その他の紡織用繊維製のもの	三〇%
六二〇八・二九	女子用のスリッパ、ベテイコート、ブリーフ、パンティ、ナイトドレス、パジャマ、ネグリジェ、バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）	三〇%
六二〇八・二九	スリッパ及びベテイコート	三〇%
六二〇八・二九	人造繊維製のもの	三〇%
六二〇八・二九	その他の紡織用繊維製のもの	三〇%
六二〇八・二九	ブリーフ及びパンティ	三〇%
六二〇八・二九	綿製のもの	三〇%
六二〇八・二九	人造繊維製のもの	三〇%
六二〇八・二九	その他の紡織用繊維製のもの	三〇%
六二〇八・二九	ナイトドレス及びパジャマ	三〇%

六二〇八・三一	綿製のもの	二〇%	六一・一二	トラックスーツ、スキースーツ及び水着(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限り)	三〇%
六二〇八・三二	人造繊維製のもの	二〇%	六一・一二・一一	綿製のもの	三〇%
六二〇八・三九	その他の紡織用繊維製のもの	二〇%	六一・一二・一二	合成繊維製のもの	三〇%
六二〇八・九一	綿製のもの	三〇%	六一・一二・一九	その他の紡織用繊維製のもの	三〇%
六二〇八・九二	人造繊維製のもの	三〇%	六一・一二・二〇	スキースーツ	三〇%
六一〇九	その他の紡織用繊維製のもの	三〇%	六一・一二・三一	男子用の水着	三〇%
六一〇九・一〇	Tシャツ、シングレットその他これらに類する肌着(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限り)	三〇%	六一・一二・三九	合成繊維製のもの	三〇%
六一〇九・九〇	綿製のもの	三〇%	六一・一二・四一	その他の紡織用繊維製のもの	三〇%
六一〇九・九〇	その他の紡織用繊維製のもの	三〇%	六一・一二・四九	女子用の水着	三〇%
六一・一〇	ジャージ、ブルオーバー、カーディガン、ベストその他これらに類する製品(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限り)	三〇%	六一・一三	合成繊維製のもの	三〇%
六一〇一・一〇	羊毛製又は織獣毛製のもの	三〇%	六一・一三・〇〇	その他の紡織用繊維製のもの	三〇%
六一〇一・二〇	綿製のもの	三〇%	六一・一四	衣類(第五九・〇三項、第五九・〇六項又は第五九・〇七項のメリヤス編物又はクロセ編物から製品にしたものに限り)	三〇%
六一〇一・三〇	人造繊維製のもの	三〇%	六一・一四・一〇	その他の衣類(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限り)	三〇%
六一〇一・九〇	その他の紡織用繊維製のもの	三〇%	六一・一四・二〇	羊毛製又は織獣毛製のもの	三〇%
六一・一一	乳児用の衣類及び衣類付属品(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限り)	三〇%	六一・一四・三〇	綿製のもの	三〇%
六一・一一・一〇	羊毛製又は織獣毛製のもの	二〇%	六一・一四・九〇	人造繊維製のもの	三〇%
六一・一一・二〇	綿製のもの	二〇%	六一・一五	その他の紡織用繊維製のもの	三〇%
六一・一一・三〇	その他の紡織用繊維製のもの	二〇%		パンティストッキング、タイツ、ストッキング、ソックス	二〇%
六一・一一・四〇	手袋、ミトン及びミット	二〇%		その他の靴下類(静脈瘤症用のストッキング及び履物として使用するもの(更に別の底を取り付けてないものに限る)を含むものとし、メリヤス編み又はクロセ編みのものに限り)	二〇%
六一・一一・五〇	パンティストッキング、タイツ、ストッキング、ソックスその他の靴下類	二〇%		その他の靴下(構成する単糸が六七デシテックス未満のものに限る)	二〇%
六一・一一・六〇	その他の靴下類	二〇%		女子用の長靴下(構成する単糸が六七デシテックス未満のものに限る)	二〇%
六一・一一・七〇	その他の靴下類	二〇%		その他のもの	二〇%
六一・一一・八〇	手袋、ミトン及びミット	二〇%		羊毛製又は織獣毛製のもの	二〇%
六一・一一・九〇	パンティストッキング、タイツ、ストッキング、ソックスその他の靴下類	二〇%		綿製のもの	二〇%
六一・一一・一〇〇	その他の靴下類	二〇%		合成繊維製のもの	二〇%
六一・一一・二〇〇	その他の靴下類	二〇%		その他の紡織用繊維製のもの	二〇%
六一・一一・三〇〇	その他の靴下類	二〇%		その他の紡織用繊維製のもの	二〇%
六一・一一・四〇〇	その他の靴下類	二〇%		その他の紡織用繊維製のもの	二〇%
六一・一一・五〇〇	その他の靴下類	二〇%		その他の紡織用繊維製のもの	二〇%
六一・一一・六〇〇	その他の靴下類	二〇%		その他の紡織用繊維製のもの	二〇%
六一・一一・七〇〇	その他の靴下類	二〇%		その他の紡織用繊維製のもの	二〇%
六一・一一・八〇〇	その他の靴下類	二〇%		その他の紡織用繊維製のもの	二〇%
六一・一一・九〇〇	その他の靴下類	二〇%		その他の紡織用繊維製のもの	二〇%

六二・一六	手袋、ミトン及びミット（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限り。）	二〇%
六二・一六・一〇	プラスチック又はゴムを染み込ませ、塗布し又は被覆した手袋	二〇%
	その他のもの	二〇%
六二・一六・九一	羊毛製又は織獣毛製のもの	二〇%
六二・一六・九二	綿製のもの	二〇%
六二・一六・九三	合成繊維製のもの	二〇%
六二・一六・九九	その他の紡織用繊維製のもの	二〇%
六二・一七	その他の衣類附属品（製品にしたもので、メリヤス編み又はクロセ編みのものに限り。）及び衣類又は衣類附属品の部分品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限り。）	三〇%
六二・一七・一〇	ショール、スカーフ、マフラー、マンティラ、ベール	三〇%
六二・一七・二〇	その他これらに類する製品	三〇%
六二・一七・二〇	ネクタイ	三〇%
六二・一七・八〇	その他の附属品	三〇%
六二・一七・九〇	部分品	三〇%

第六二類 衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）

1 注 この類の物品は、紡織用繊維の織物類（ウエディングを除く。）を製品にしたものに限り、メリヤス編み又はクロセ編みの物品（第六二・一二項のものを除く。）を含む。

2 この類には、次の物品を含まない。

(a) 第六三・〇九項の中古の衣類その他の物品

(b) 整形外科用機器、外科用ベルト、脱腸帯その他これらに類する物品（第九〇・二二項参照）

3 第六二・〇三項及び第六二・〇四項においては、次に定めるところによる。

(a) 「スーツ」とは、同一の生地から製造した二点又は三点の衣類を組み合わせたもので、次の構成部分から成るものをいう。

下半身の衣類一点（ズボン、半ズボン若しくはショーツ（水着を除く。）又はスカート若しくはキヌロットスカートで、つりひも又は胸当てのないもの）

上半身の衣類一点又はジャケット一点（袖の部分を除くほか、表生地が四以上の身ごろから成るもので、縫製したベストが附属しているかないかを問わない。）

スーツを構成する衣類は、生地、組織、スタイル、色及び素材が同一のものであり、互いに適合するサイズのものでなければならぬ。下半身の構成部分が二点以上ある場合（例えば、ズボンと半ズボン又はスカート若しくはキヌロットスカートとズボン）には、ズボン（女子用のスーツの場合には、スカート又はキヌロットスカート）をスーツの下半身の構成部分とみなし、その他の衣類は、スーツの構成部分としない。

スーツには、前記のすべての要件を満たしているかないかを問わず、次の衣類の組合せを含む。

モーニング（背中に十分下まで下がる丸みを持つ垂れを有する無地のジャケット（カッタウェイ）と縞模様のズボンとを組み合わせた製品）

燕尾服（テールコートを通常、黒い生地から製造し、ジャケットの正面の部分が比較的短く、正面で閉じることができず、後部には臀部から切込みのある細幅の垂れを有する製品）

タキシード（ジャケットのスタイルは、シャツの胸部の露出部分が一層大きい場合があることを除くほか、通常のジャケットに類似しているが、光沢のある絹又はイミテーションシルクの下襟を有する製品）

(b) 「アンサンブル」とは、第六二・〇七項又は第六二・〇八項の製品以外の衣類を組み合わせて小売用にした製品（スーツを除く。）で、同一の生地から製造したものうち次の構成部分から成るものをいう。

上半身の衣類一点（ベスト一点と他の上半身の衣類一点とを組み合わせた場合に限り、当該組合せを一点とみなす。）

一又は二種類の下半身の衣類（ズボン、胸当てズボン、半ズボン、ショーツ（水着を除く。）スカート又はキヌロットスカート）

アンサンブルを構成する衣類は、生地、組織、スタイル、色及び素材が同一のものであり、互いに適合するサイズのものでなければならぬ。アンサンブルには、第六二・一二項のトラックスーツ及びスキースーツを含まない。

4 第六二・〇九項については、次に定めるところによる。

(a) 「乳児用の衣類及び衣類附属品」とは、身長が八六センチメートル以下の乳幼児用のものをいうものとし、乳児用のおむつを含む。

(b) 第六二・〇九項及びこの類の他の項に同時に属するとみられる物品は、第六二・〇九項に属する。

5 第六二・一一項及びこの類の他の項（第六二・〇九項を除く。）に同時に属するとみられる衣類は、第六二・一一項に属する。

6 第六二・一一項において「スキースーツ」とは、全体的な外観及び風合により、主にスキー（クロスカントリー又はアルペン）を行う際に着用するものと認められる衣類及び当該衣類を組み合わせたもので、次のものをいう。

(a) スキーオーバーオール（上下一体の全身用の衣類。袖及び襟のほか、ポケット又は足部の締めひもを有するものを含む。）

(b) スキーアンサンブル（二点又は三点の衣類を組み合わせて小売用にした製品で、次の構成部分から成るもの）

アノラック、ウインドチーター、ウインドジャケットその他これらに類する衣類一点（スライドファスナー（ジッパー）で閉じるものに限り）と、ベストが附属しているかないかを問わない。）

昭和六十二年五月二十二日 参議院会議録第十二号(その二) 商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律案 四七四

ズボン(ウエストより上部まで届くか届かないかを問わない。半ズボン又は胸当てズボンのいずれか一点)		6201-193	
スキーアンサンブルには、(a)のスキーオーバオールに類似したオーバオールとこの上に着用する諸物をした袖無しジャケットとから成る製品を含む。		6201-199	
スキーアンサンブルを構成する衣類は、風合、スタイル及び素材が同一のものであり、互いに適合するサイズのものでなければならない。ただし、色が同一であるかないかを問わない。		6201-193	
7 スカーフその他これに類する物品で正方形又は正方形に近い形状のものうち各辺の長さが60センチメートル以下のものは、ハンカチとして第6201-13項に属する。ハンカチで一边の長さが60センチメートルを超えるものは、第6201-14項に属する。		6201-193	
8 この類の製品で、男子用の衣類であるか女子用の衣類であるかを判別することができないものは、女子用の衣類に属する。		6201-193	
9 この類の物品には、金属糸から製造したものを含む。		6201-193	
6201-01		6201-193	
男子用のオーバークォーツ、カーコート、ケープ、クロード、アノラック(スキージャケットを含む)、ウインドチェイター、ウインドジャケットその他これらに類する製品(第6201-03項のものを除く。)		6201-193	
6201-11		6201-193	
羊毛製又は織獣毛製のもの		6201-193	
一 毛皮付きのもの		6201-193	
二 その他のもの		6201-193	
6201-12		6201-193	
綿製のもの		6201-193	
一 毛皮付きのもの		6201-193	
二 その他のもの		6201-193	
6201-13		6201-193	
人造繊維製のもの		6201-193	
一 毛皮付きのもの		6201-193	
二 その他のもの		6201-193	
6201-19		6201-193	
その他の紡織用繊維製のもの		6201-193	
一 毛皮付きのもの		6201-193	
二 その他のもの		6201-193	
6201-191		6201-193	
その他のもの		6201-193	
6201-192		6201-193	
羊毛製又は織獣毛製のもの		6201-193	
一 毛皮付きのもの		6201-193	
二 その他のもの		6201-193	
6201-199		6201-193	
その他の紡織用繊維製のもの		6201-193	
一 毛皮付きのもの		6201-193	
二 その他のもの		6201-193	
6201-192		6201-193	
綿製のもの		6201-193	
一 毛皮付きのもの		6201-193	
二 その他のもの		6201-193	
6201-193		6201-193	
男子用のスリット、アンサンブル、ジャケット、ブレザー、ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ(水着を除く。)		6201-193	
一 毛皮付きのもの		6201-193	
二 その他のもの		6201-193	

六二〇三・一一	スリット 羊毛製又は織獣毛製のもの 一 毛皮付きのもの 二 その他のもの	四〇% 二五%
六二〇三・一二	合成繊維製のもの 一 毛皮付きのもの 二 その他のもの	四〇% 二五%
六二〇三・一九	その他の紡織用繊維製のもの 一 毛皮付きのもの 二 その他のもの	四〇% 二五%
六二〇三・二一	アンサンブル 羊毛製又は織獣毛製のもの 一 毛皮付きのもの 二 その他のもの	四〇% 二五%
六二〇三・二二	綿製のもの 一 毛皮付きのもの 二 その他のもの	四〇% 二五%
六二〇三・二三	合成繊維製のもの 一 毛皮付きのもの 二 その他のもの	四〇% 二五%
六二〇三・二九	その他の紡織用繊維製のもの 一 毛皮付きのもの 二 その他のもの	四〇% 二五%
六二〇三・三一	ジャケット及びブレザー 羊毛製又は織獣毛製のもの 一 毛皮付きのもの 二 その他のもの	四〇% 二五%
六二〇三・三二	綿製のもの 一 毛皮付きのもの 二 その他のもの	四〇% 二五%
六二〇三・三三	合成繊維製のもの 一 毛皮付きのもの 二 その他のもの	四〇% 二五%
六二〇三・三九	その他の紡織用繊維製のもの 一 毛皮付きのもの 二 その他のもの	四〇% 二五%
六二〇三・四一	羊毛製又は織獣毛製のもの 一 毛皮付きのもの 二 その他のもの	四〇% 二五%
六二〇三・四二	綿製のもの 一 毛皮付きのもの 二 その他のもの	四〇% 二五%
六二〇三・四三	合成繊維製のもの 一 毛皮付きのもの 二 その他のもの	四〇% 二五%
六二〇三・四九	その他の紡織用繊維製のもの 一 毛皮付きのもの 二 その他のもの	四〇% 二五%
六二・〇四	女子用のスリット、アンサンブル、ジャケット、ドレス、スカート、キュロットスカート、ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びシヨーツ（水着を除く） スリット 羊毛製又は織獣毛製のもの 一 毛皮付きのもの 二 その他のもの	四〇% 二五%
六二〇四・一一	綿製のもの 一 毛皮付きのもの 二 その他のもの	四〇% 二五%
六二〇四・一二	合成繊維製のもの 一 毛皮付きのもの 二 その他のもの	四〇% 二五%
六二〇四・一三	その他の紡織用繊維製のもの 一 毛皮付きのもの 二 その他のもの	四〇% 二五%
六二〇四・一九	アンサンブル 羊毛製又は織獣毛製のもの 一 毛皮付きのもの 二 その他のもの	四〇% 二五%
六二〇四・二二	綿製のもの 一 毛皮付きのもの 二 その他のもの	四〇% 二五%
六二〇四・二三	合成繊維製のもの 一 毛皮付きのもの 二 その他のもの	四〇% 二五%

昭和六十二年五月二十二日 参議院会議録第十二号(その二) 商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律案 四七六

六二〇四・二九	その他の紡織用繊維製のもの 一 毛皮付きのもの 二 その他のもの	四〇% 二五%
六二〇四・三一	ジャケット 羊毛製又は織獣毛製のもの 一 毛皮付きのもの 二 その他のもの	四〇% 二五%
六二〇四・三二	綿製のもの 一 毛皮付きのもの 二 その他のもの	四〇% 二五%
六二〇四・三三	合成繊維製のもの 一 毛皮付きのもの 二 その他のもの	四〇% 二五%
六二〇四・三九	その他の紡織用繊維製のもの 一 毛皮付きのもの 二 その他のもの	四〇% 二五%
六二〇四・四一	ドレス 羊毛製又は織獣毛製のもの 一 毛皮付きのもの 二 その他のもの	四〇% 二五%
六二〇四・四二	綿製のもの 一 毛皮付きのもの 二 その他のもの	四〇% 二五%
六二〇四・四三	合成繊維製のもの 一 毛皮付きのもの 二 その他のもの	四〇% 二五%
六二〇四・四四	再生繊維又は半合成繊維製のもの 一 毛皮付きのもの 二 その他のもの	四〇% 二五%
六二〇四・四九	その他の紡織用繊維製のもの 一 毛皮付きのもの 二 その他のもの	四〇% 二五%
六二〇四・五一	スカート及びキュロットスカート 羊毛製又は織獣毛製のもの 一 毛皮付きのもの 二 その他のもの	四〇% 二五%
六二〇四・五二	綿製のもの	二五%
六二〇四・五三	一 毛皮付きのもの 二 その他のもの	四〇% 二五%
六二〇四・五九	合成繊維製のもの 一 毛皮付きのもの 二 その他のもの	四〇% 二五%
六二〇四・六一	その他の紡織用繊維製のもの 一 毛皮付きのもの 二 その他のもの	四〇% 二五%
六二〇四・六二	ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ 羊毛製又は織獣毛製のもの 一 毛皮付きのもの 二 その他のもの	四〇% 二五%
六二〇四・六三	綿製のもの 一 毛皮付きのもの 二 その他のもの	四〇% 二五%
六二〇四・六九	合成繊維製のもの 一 毛皮付きのもの 二 その他のもの	四〇% 二五%
六二〇五・一〇	男子用のシャツ 羊毛製又は織獣毛製のもの 一 毛皮付きのもの 二 その他のもの	四〇% 二五%
六二〇五・二〇	綿製のもの 一 毛皮付きのもの 二 その他のもの	二〇% 二〇%
六二〇五・三〇	合成繊維製のもの 一 毛皮付きのもの 二 その他のもの	二〇% 二〇%
六二〇五・九〇	その他の紡織用繊維製のもの 一 毛皮付きのもの 二 その他のもの	二〇% 二〇%
六二〇六・一〇	女子用のブラウス、シャツ及びシャツブラウス 絹(絹のくずを含む)製のもの 一 毛皮付きのもの 二 その他のもの	四〇% 二五%
六二〇六・二〇	羊毛製又は織獣毛製のもの 一 毛皮付きのもの 二 その他のもの	四〇% 二五%
六二〇六・三〇	綿製のもの 一 毛皮付きのもの 二 その他のもの	四〇% 二五%
六二〇六・四〇	人造繊維製のもの	二五%

	一	毛皮付きのもの	四〇%
	二	その他のもの	二五%
六二〇六・九〇		その他の紡織用繊維製のもの	四〇%
	一	毛皮付きのもの	二五%
	二	その他のもの	
六二・〇七		男子用のシングレットその他これらに類する肌着、パンツ、ズボン下、ブリーフ、ナイトシャツ、パジャマ、バスロープ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品	
		パンツ、ズボン下及びブリーフ	
		綿製のもの	二〇%
六二〇七・一一		その他の紡織用繊維製のもの	二〇%
六二〇七・一九		ナイトシャツ及びパジャマ	二〇%
		綿製のもの	二〇%
六二〇七・二一		人造繊維製のもの	二〇%
六二〇七・二三		その他の紡織用繊維製のもの	二〇%
六二〇七・二九		その他のもの	
		綿製のもの	
六二〇七・九一	一	毛皮付きのもの	四〇%
	二	その他のもの	二五%
六二〇七・九二		人造繊維製のもの	四〇%
	一	毛皮付きのもの	二五%
	二	その他のもの	
六二〇七・九九		その他の紡織用繊維製のもの	四〇%
	一	毛皮付きのもの	二五%
	二	その他のもの	
六二・〇八		女子用のシングレットその他これらに類する肌着、スリッ プ、ペティコート、ブリーフ、パンティー、ナイトドレス、 パジャマ、ネグリジュエ、バスロープ、ドレッシングガウン その他これらに類する製品	
		スリップ及びペティコート	
		人造繊維製のもの	二〇%
六二〇八・一一		その他の紡織用繊維製のもの	三〇%
六二〇八・一九		ナイトドレス及びパジャマ	二〇%
		綿製のもの	二〇%
六二〇八・二一		人造繊維製のもの	三〇%
六二〇八・二三		その他の紡織用繊維製のもの	二〇%
六二〇八・二九		その他のもの	
		綿製のもの	
六二〇八・九一	一	毛皮付きのもの	四〇%

六二〇八・九二	二 その他のもの	二五%
	一 人造纖維製のもの	
	(一) 毛皮付きのもの	四〇%
	二 その他のもの	二五%
六二〇八・九九	その他の紡織用纖維製のもの	
	一 毛皮付きのもの	四〇%
六二〇九	二 その他のもの	二五%
六二〇九・一〇	乳児用の衣類及び衣類附属品	
	羊毛製又は織獣毛製のもの	
	一 手袋、ミトン及びミット並びにパンティストッキング、タイツ、ストッキング、ソックスその他の靴下類	二〇%
	二 その他のもの	
	(一) 毛皮付きのもの	四〇%
	(二) その他のもの	二〇%
六二〇九・二〇	綿製のもの	
	一 手袋、ミトン及びミット並びにパンティストッキング、タイツ、ストッキング、ソックスその他の靴下類	二〇%
	二 その他のもの	
	(一) 毛皮付きのもの	四〇%
	(二) その他のもの	三〇%
六二〇九・三〇	合成繊維製のもの	
	一 手袋、ミトン及びミット並びにパンティストッキング、タイツ、ストッキング、ソックスその他の靴下類	二〇%
	二 その他のもの	
	(一) 毛皮付きのもの	四〇%
	(二) その他のもの	二五%
六二〇九・九〇	その他の紡織用纖維製のもの	
	一 手袋、ミトン及びミット並びにパンティストッキング、タイツ、ストッキング、ソックスその他の靴下類	二〇%
	二 その他のもの	
	(一) 毛皮付きのもの	四〇%
	(二) その他のもの	三〇%
六二一〇・一〇	衣類(第五六・〇二項、第五六・〇三項、第五九・〇三項、第五九・〇六項又は第五九・〇七項の織物類から製品にしたものに限り)	
	第五六・〇二項又は第五六・〇三項の織物類から成るもの	四〇%
	一 毛皮付きのもの	

昭和六十二年五月二十二日 参議院會議録第十二号(その二) 商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律案 四七八

六二一〇・二〇	二 その他のもの その他の衣類(第六二〇・一一号から第六二〇・一九号までのものと同一種類のものに限る。)	二五%
六二一〇・三〇	一 毛皮付きのもの 二 その他のもの その他の衣類(第六二〇・二・一一号から第六二〇・二・一九号までのものと同一種類のものに限る。)	四〇% 二五%
六二一〇・四〇	一 毛皮付きのもの 二 その他のもの その他の男子用の衣類	四〇% 二五%
六二一〇・五〇	一 毛皮付きのもの 二 その他のもの その他の女子用の衣類	四〇% 二五%
六二一・一一	トラックスーツ、スキースーツ及び水着並びにその他の衣類 水着 男子用のもの 女子用のもの スキースーツ	二五% 二五% 二五%
六二一一・二〇	一 毛皮付きのもの 二 その他のもの その他の男子用の衣類	四〇% 二五%
六二一一・三〇	羊毛製又は織獣毛製のもの 一 毛皮付きのもの 二 その他のもの 綿製のもの	四〇% 二五%
六二一一・三三	一 毛皮付きのもの 二 その他のもの 人造繊維製のもの	四〇% 二五%
六二一一・三九	一 毛皮付きのもの 二 その他のもの その他の紡織用繊維製のもの	四〇% 二五%
六二一一・四一	一 毛皮付きのもの 二 その他のもの その他の女子用の衣類 羊毛製又は織獣毛製のもの	四〇% 二五%
六二一一・四二	一 毛皮付きのもの 二 その他のもの 綿製のもの	四〇% 二五%
六二一一・四三	一 毛皮付きのもの 二 その他のもの 人造繊維製のもの	四〇% 二五%
六二一一・四九	その他の紡織用繊維製のもの 一 毛皮付きのもの 二 その他のもの	四〇% 二五%
六二一二・一一	ブラジャー、ガードル、コルセット、サスペンダー、ガーターその他これらに類する製品及びこれらの部分品(メリヤス編みであるか又はクロセ編みであるか又はメリヤス編みでないか)問わぬ。	二五%
六二一二・二〇	ブラジャー	三〇%
六二一二・三〇	ガードル及びパンティガードル	三〇%
六二一二・九〇	コルセット	三〇%
六二一二・一三	その他のもの	三〇%
六二一二・一〇	ハンカチ	二〇%
六二一二・二〇	絹(絹のくすを含む)製のもの	一五%
六二一二・三〇	綿製のもの	三五%
六二一二・九〇	その他の紡織用繊維製のもの	三五%
六二一四・一〇	シヨール、スカーフ、マフラー、マンティイラ、ベールその他これらに類する製品 絹(絹のくすを含む)製のもの	四〇% 二五%
六二一四・二〇	一 毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめつきた金属、貴石、半貴石又は真珠を使用したもの 二 その他のもの 羊毛製又は織獣毛製のもの	四〇% 二五%
六二一四・三〇	一 毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめつきた金属、貴石、半貴石又は真珠を使用したもの 二 その他のもの 合成繊維製のもの	四〇% 二五%

四七九

六二四・四〇	再生纖維又は半合成纖維製のもの	
六二四・九〇	一 毛皮付きのもの及び貴金屬、これを張り若しくはめつきた金屬、寶石、半寶石又は眞珠を使用したもの	四〇%
	二 その他のもの	二五%
	その他の紡織用纖維製のもの	
六二一・一五	一 毛皮付きのもの及び貴金屬、これを張り若しくはめつきた金屬、寶石、半寶石又は眞珠を使用したもの	四〇%
六二一・二〇	二 その他のもの	二五%
六二一・五・九〇	絹(絹のくずを含む)製のもの	三〇%
六二一・一六	人造纖維製のもの	三〇%
六二一・一七	その他の紡織用纖維製のもの	三〇%
六二一・一七	手袋、ミトン及びミット	二〇%
六二一・一七	その他の衣類附屬品(製品にしたものに限る。及び衣類又は衣類附屬品の部分品(第六二・一二項のものを除く。))	二〇%
六二一・九〇	附屬品	二〇%
六二一・九〇	部分品	二〇%

六三〇・一	第一節 紡織用纖維のその他の製品	
六三〇・一・一〇	毛布及びびざ掛け	二〇%
六三〇・一・二〇	電気毛布	二〇%
六三〇・一・三〇	ひざ掛け及び毛布(電気毛布を除く。)(羊毛製又は織獸毛製のものに限る。)	二〇%
六三〇・一・四〇	ひざ掛け及び毛布(電気毛布を除く。)(合成纖維製のものに限る。)	二〇%
六三〇・一・九〇	その他の毛布及びひざ掛け	二〇%
六三〇・二	ベッドリネン、テーブルリネン、トイレットリネン及びキッチンリネン	二〇%
六三〇・二・一〇	ベッドリネン(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)	三〇%
六三〇・二・二一	綿製のもの	二〇%
六三〇・二・二二	人造纖維製のもの	二〇%
六三〇・二・二九	その他の紡織用纖維製のもの	二〇%
六三〇・二・三二	綿製のもの	二〇%
六三〇・二・三三	人造纖維製のもの	二〇%
六三〇・二・三九	その他の紡織用纖維製のもの	二〇%
六三〇・二・四〇	テーブルリネン(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)	三〇%
六三〇・二・五一	綿製のもの	三〇%
六三〇・二・五二	亜麻製のもの	三〇%
六三〇・二・五三	人造纖維製のもの	三〇%
六三〇・二・五九	その他の紡織用纖維製のもの	三〇%
六三〇・二・六〇	トイレットリネン及びキッチンリネン(テリータオル地その他のテリー織物で綿製のものに限る。)	二〇%
六三〇・二・九一	綿製のもの	二〇%
六三〇・二・九二	亜麻製のもの	三〇%
六三〇・二・九三	人造纖維製のもの	二〇%
六三〇・二・九九	その他の紡織用纖維製のもの	二〇%
六三〇・三	カーテン(ドレープを含む。)、室内用ブラインド、カーテンバランス及びベッドバランス	三〇%
六三〇・三・一一	メリヤス編み又はクロセ編みのもの	三〇%
六三〇・三・一一	綿製のもの	三〇%

昭和六十二年五月二十二日 参議院會議録第十二号(その二) 商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律案 四八〇

六三〇三・一二	合成繊維製のもの	三〇%
六三〇三・一九	その他の紡織用繊維製のもの	三〇%
六三〇三・九一	綿製のもの	二〇%
六三〇三・九二	合成繊維製のもの	二〇%
六三〇三・九三	その他の紡織用繊維製のもの	三〇%
六三〇四	その他の室内用品(第九四・〇四項のものを除く。)	三〇%
六三〇四・一一	ベッドスプレッド	三〇%
六三〇四・一九	メリヤス編み又はクロセ編みのもの	三〇%
六三〇四・二一	その他のもの	三〇%
六三〇四・九一	メリヤス編み又はクロセ編みのもの	三〇%
六三〇四・九二	綿製のもの(メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。)	三〇%
六三〇四・九三	合成繊維製のもの(メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。)	二〇%
六三〇四・九四	その他の紡織用繊維製のもの(メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。)	二〇%
六三〇五	包装に使用する種類の袋	二〇%
六三〇五・一〇	第五三・〇三項のジュートその他の紡織用皮革繊維製のもの	無税
六三〇五・二〇	一 使用したもの	無税
六三〇五・三〇	二 その他のもの	二五%
六三〇五・三九	綿製のもの	一五%
六三〇五・四〇	人造繊維材料製のもの	一五%
六三〇五・五〇	ポリエチレン又はポリプロピレンのストリップ又はこれに類するものから製造したもの	一五%
六三〇五・五九	その他のもの	二〇%
六三〇六	その他の紡織用繊維製のもの	一五%
六三〇六・一一	ターポリン、帆(ボート用、セイルボード用又はランドクラフト用のものに限り。)、日よけ、テント及びキャンプ用品	一五%
六三〇六・一二	ターポリン及び日よけ	一五%
六三〇六・一九	綿製のもの	一五%
六三〇六・二〇	合成繊維製のもの	一五%
六三〇六・二一	その他の紡織用繊維製のもの	一五%

六三〇六・二二	テント	一五%
六三〇六・二九	綿製のもの	一五%
六三〇六・三〇	合成繊維製のもの	一五%
六三〇六・三一	その他の紡織用繊維製のもの	一五%
六三〇六・三九	帆	一五%
六三〇六・四〇	合成繊維製のもの	一五%
六三〇六・四一	その他の紡織用繊維製のもの	一五%
六三〇六・四九	空気マットレス	一五%
六三〇六・五〇	綿製のもの	一五%
六三〇六・五九	その他の紡織用繊維製のもの	一五%
六三〇七・一〇	その他のもの(ドレスパターンを含むものとし、製品にしたものに限り。)	一五%
六三〇七・二〇	その他のもの(ドレスパターンを含むものとし、製品にしたものに限り。)	一五%
六三〇七・三〇	床掃除用の布、血洗い用の布、ぞうきんその他これらに類する清掃用の布	一五%
六三〇七・四〇	救命胴衣及び救命帯	一五%
六三〇七・五〇	その他のもの	一五%
六三〇八・一〇	第二節 セット	一五%
六三〇八・二〇	織物と糸から成るセット(附属品を有するか有しないかを問わないものとし、ラグ、つづれ織物、ししゅうを施したテキスタイルクロス又はナプキンその他これらに類する紡織用繊維製品を作るためのもので、小売用の包装をしたものに限り。)	一〇%
六三〇九・一〇	第三節 中古の衣類、紡織用繊維の中古の物品及びばら	一〇%
六三〇九・二〇	中古の衣類その他の物品	一〇%
六三〇九・三〇	ばら及びくず(ひも、網若しくはケーブル又はこれらの製品のものに限る。)(紡織用繊維のものに限る。)	一〇%
六三〇九・四〇	選別したもの	無税
六三〇九・五〇	その他のもの	無税

注
(a) この類には、次の物品を含まない。
この類として使用する紡織用繊維製品で更に別の底を取り付けてないもの(第六一類及

第二部 履物、帽子、傘、つえ、シートスタッキ及びむち並びにこれらの部分品、調製羽毛、羽毛製品、造花並びに人髪製品
第六四類 履物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品

び第六二類参照)

(b) 第六三・〇九項の中古の履物

(c) 石綿製品(第六八・一二項参照)

(d) 整形外科用の履物その他の機器及びその部分品(第九〇・一二項参照)

(e) がん具の靴及びアイススケート又はローリースケートを取り付けたスケート靴並びにすね当てその他これに類する保護用スニーカーウェア(第九五類参照)

2 第六四・〇六項において部分品には、くぎ、ブーツプロテクター、アイレット、ブーツフック、バックル、装飾品、ひも、レース、ポンポンその他のトリミング(それぞれ該当する項に属する。)及び第九六・〇六項のボタンその他の物品を含まない。

3 この類においてゴム又はプラスチックには、紡織用繊維の外面にゴム又はプラスチックを目に見える程度に塗布し又は被覆したものを含む。

4 3の規定に従うことを条件として、

(a) 甲の材料は、外面に占める面積が最も大きい構成材料により決定するものとし、附属品及び補強材(例えば、アングルパッチ、縁取り、装飾品、バックル、タブ及びアイレットステール)を考慮しない。

(b) 本底の構成材料は、地面に接する面積が最も大きい材料により決定するものとし、附属品及び補強材(例えば、スパイク、バー、くぎ及び保護物)を考慮しない。

号注

1 第六四〇二・一一号、第六四〇二・一九号、第六四〇三・一一号、第六四〇三・一九号及び第六四〇四・一一号においてスニーカー用の履物は、次の物品に限る。

(a) スポーツ活動用として製造した履物で、スパイク、スプリング、ストップ、クリップ、バーその他これらに類する物品を取り付けてあるもの及び取り付けることができるもの

(b) スケート靴、スキー靴(クロスカントリー用のものを含む)、レスリングシューズ、ボクシングシューズ及びサイクリングシューズ

六四・〇一

防水性の履物(本底及び甲がゴム製又はプラスチック製のものに限り、縫合、リベット締め、くぎ打ち、ねじ締め、プラグ止めその他これらに類する方法により甲を底に固定し又は組み立てたものを除く。)

履物(保護用の金属製トリーキャップを有するものに限る。)

六四〇一・一〇

その他の履物

六四〇一・九一

ひざを覆うもの

六四〇一・九二

くるぶしを覆うもの(ひざを覆うものを除く。)

六四〇一・九三

その他のもの

六四〇一・九四

その他の履物(本底及び甲がゴム製又はプラスチック製のものに限り。)

六四〇二・一一

スニーカー用の履物

スキー靴(クロスカントリー用のものを含む。)

六四〇二・一九

六四〇二・二〇

六四〇二・三〇

六四〇二・三〇

六四〇二・九一

六四〇二・九二

六四〇二・九三

六四〇二・九四

六四〇三・一一

六四〇三・一九

六四〇三・二〇

六四〇三・三〇

六四〇三・三〇

六四〇三・四〇

六四〇三・五一

六四〇三・五九

六四〇三・九一

六四〇三・九二

六四〇三・九三

六四〇三・九四

六四〇四・一一

六四〇四・一九

六四〇四・二〇

六四〇四・二〇

六四〇四・二〇

六四〇四・二〇

六四〇四・二〇

六四〇四・二〇

六四〇四・二〇

六四〇四・二〇

六四〇四・二〇

六四〇四・二〇

六四〇四・二〇

六四〇四・二〇

六四〇四・二〇

六四〇四・二〇

六四〇四・二〇

その他のもの

履物(甲の部分のストラップ又はひもを本底にプラグ止めしたものに限る。)

その他の履物(保護用の金属製トリーキャップを有するものに限る。)

その他の履物

くるぶしを覆うもの

その他のもの

履物(本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジット製で、甲が革製のものに限り。)

スニーカー用の履物

スキー靴(クロスカントリー用のものを含む。)

その他のもの

履物(本底が革製で、革製のストラップが足の甲及び親指の回りにかかるものに限る。)

履物(ベイス又はブラットホームが本製のものに限り、中敷き又は保護用の金属製トリーキャップを有するものを除く。)

その他の履物(保護用の金属製トリーキャップを有するものに限る。)

その他の履物(本底が革製のものに限り。)

くるぶしを覆うもの

その他のもの

その他の履物

くるぶしを覆うもの

その他のもの

その他の履物

くるぶしを覆うもの

その他のもの

履物(本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジット製で、甲が紡織用繊維製のものに限り。)

履物(本底がゴム製又はプラスチック製のものに限り。)

スポーツ用の履物及びテニスシューズ、バスケットシューズ、体操シューズ、トレニングシューズその他これらに類する履物

その他のもの

一 甲に毛皮を使用したもの

二 その他のもの

履物(本底が革製又はコンポジット製で、甲がコンポジット製のものに限り。)

一 甲に毛皮を使用したもの

二 本底が革製のもの(甲に毛皮を使用したものを除く。)

三 その他のもの

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

昭和六十二年五月二十二日 参議院會議録第十二号(その二) 商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律案 四八二

六四・〇五	その他の履物
六四〇五・一〇	甲が革製又はコンボジションレザー製のもの 一 本底が革製のもの（甲がコンボジションレザー製のものに限定） 二 本底がゴム製、プラスチック製又はコンボジションレザー製のもの（甲がコンボジションレザー製のものに限定） 三 その他のもの 甲が紡織用繊維製のもの その他のもの
六四〇五・二〇	一 本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンボジションレザー製のもの
六四〇五・九〇	二 その他のもの
六四・〇六	履物の部分品及び取り外し可能な中敷き、ヒールクッションその他これらに類する物品並びにゲートル、レギンスその他これらに類する物品及びこれらの部分品 甲及びその部分品（しんを除く。） 一 革製のものと及び毛皮を使用したもの 二 その他のもの 本底及びかかと（ゴム製又はプラスチック製のものに限定） その他のもの 木製のもの 一 毛皮を使用したもの 二 その他のもの その他の材料製のもの 一 革製のものと及び毛皮を使用したもの 二 その他のもの
六四〇六・一一〇	二〇%
六四〇六・二〇	一五%
六四〇六・九一	一五%
六四〇六・九九	二〇%
六四〇六・九九	一五%
注	
1 この類には、次の物品を含まない。	
(a) 第六三・〇九項の中古の帽子	
(b) 石綿製の帽子（第六八・一二項参照）	
(c) 第九五類の人形又はがん具の帽子及びカーニバル用品	
2 第六五・〇二項には、縫い合わせて作った帽子（単にストリップを螺旋状に縫い合わせで作ったものを除く。）を含まない。	
六五・〇一	
六五〇一・〇〇	フェルト製の帽体（成型し又はつばを付けたものを除く。）並びにフェルト製のプラトウ及びマンシヨン（スリットマシヨンを含む。）
二五%	

四八三

(e) 第九五類の物品(例えば、がん具の傘)
 2 第六六・〇三項には、紡織用纖維製の部分品、トリミング及び附属品並びにカバー、タッセル、ひも、傘のケースその他これらに類する物品(材料を問わない。)を含まない。これらの物品は、提示の際に第六六・〇一項又は第六六・〇二項の製品に取り付けてない場合には、当該製品を構成する部分品として取り扱わないものとし、それぞれ該当する項に属する。

第六六・〇一	傘(つえ兼用傘、ビーチパラソルその他これらに類するものを含む。)	二〇〇%
第六六・〇一・一〇	ビーチパラソルその他これに類する傘	二〇〇%
第六六・〇一・九一	その他のもの	二〇〇%
第六六・〇一・九九	折畳み式のもの	二〇〇%
第六六・〇二	その他のもの	二〇〇%
第六六・〇二・〇〇	つえ、シートステッキ、むちその他これらに類する製品	二〇〇%
第六六・〇三	第六六・〇一項又は第六六・〇二項の製品の部分品、トリミング及び附属品	二〇〇%
第六六・〇三・一〇	握り	二〇〇%
第六六・〇三・二〇	傘の骨(中棒に取り付けたものを含む。)	二〇〇%
第六六・〇三・九〇	その他のもの	二〇〇%

第六七類 調製羽毛、羽毛製品、造花及び人髪製品

注

1 この類には、次の物品を含まない。

- (a) 人髪製のろ過布(第五九・一一項参照)
- (b) レース、ししゅう布その他の紡織用纖維の織物類から製造した花柄のモチーフ(第一一部参照)
- (c) 履物(第六四類参照)
- (d) 帽子及びヘアネット(第六五類参照)
- (e) がん具、運動用具及びカーニバル用品(第九五類参照)
- (f) 羽毛製のダスター、化粧用パフ及び人髪製のふり(第九六類参照)

2 第六七・〇一項には、次の物品を含まない。

- (a) 羽毛又は鳥の綿毛を詰物としてのみ使用した物品(例えば、第九四・〇四項の羽根布団)
- (b) 衣類及び衣類附属品で、羽毛又は鳥の綿毛を単にトリミング又は詰物として使用したもの
- (c) 第六七・〇二項の人造の花及び葉並びにこれらの部分品及び製品

3 第六七・〇二項には、次の物品を含まない。

- (a) ガラス製品(第七〇類参照)

	(b) 陶磁器、石、金属、木その他の材料から製造した人造の花、葉及び果実で、成型、鍛造、彫刻、打抜きその他の方法により一体として製造したもの並びに結束、接着、はめ込み結合及びこれらに類する方法以外の方法により部分品を組み立てたもの	
六七・〇一	羽毛皮その他の羽毛付きの鳥の部分、羽毛、羽毛の部分及び鳥の綿毛並びにこれらの製品（この項には、第五○五項の物品並びに加工作した羽軸及び羽茎を含まない。） 人造の花、葉及び果実並びにこれらの部分品及び製品 プラスチック製のもの その他の材料製のもの	二〇％ 二〇％ 二〇％
六七・〇二	人髪（仕上げをし、梳き、漂白し又はその他の加工をしたものに限り）及び羊毛、獣毛その他の紡織用繊維（かつらその他これに類する物品の製造用に調製したものに限り）。 一　人髪 二　その他のもの	無税 一〇％
六七・〇三	かつら、付けひげ、付け眉毛、付けまつげ、かもじその他これらに類する物品（人髪製、獣毛製又は紡織用纖維製のものに限る。）、及び人髪製品（他の項に該当するものを除く。）、合成纖維材料製のもの かつら（完成品に限る。）、 その他のもの 人髪製のもの その他の材料製のもの	二〇％ 二〇％ 二〇％ 二〇％
六七・〇四	第一三部　石、プラスター、セメント、石棉、雲母その他これらに類する材料の製品、陶磁製品並びにガラス及びその製品 第六八類　石、プラスター、セメント、石棉、雲母その他これらに類する材料の製品	
六七・〇四・一一	注　１ この類には、次の物品を含まない。	
六七・〇四・一九	(a) 第二五類の物品	
六七・〇四・二〇	(b) 第四八・一〇項又は第四八・一一項の塗布し、染み込ませ又は被覆した紙（例えば、雲母粉、黒鉛、ビチューメン又はアスファルトを塗布した紙）	
六七・〇四・九〇	(c) 第五六類又は第五九類の塗布し、染み込ませ又は被覆した紡織用纖維の織物類（例えば、雲母粉を塗布し又は被覆した織物類及びビチューメン又はアスファルトを塗布した織物類） (d) 第七一類の製品 (e) 第八二類の工具及びその部分品 (f) 第八四・四二項のリソグラフィックストーン	

六八・〇四	ミルストーン、グラインドストーン、グライディングホイルその他これらに類する物品（粉砕用、研磨用、整形用又は切断用のものに限るものとし、フレイム付きのものを除く。）及び手研ぎ用砥石並びにこれらの部分品で、天然石製、凝結させた天然若しくは人造の研磨材料製又は陶磁製のもの（この項の物品については、他の材料の部分品を有するか有しないかを問わない。）	一五%
六八〇四・一〇	ミルストーン及びグラインドストーン（製粉用、粉砕用又はバルブ用のものに限る。）	一五%
六八〇四・二一	その他のミルストーン、グラインドストーン、グライディングホイールその他これらに類する物品	一五%
六八〇四・二三	凝結させた合成又は天然のダイヤモンド製のもの	一五%
六八〇四・二三	その他の凝結させた研磨材料製のもの及び陶磁製のもの	一〇%
六八〇四・三〇	天然石製のもの	一五%
六八・〇五	手研ぎ用砥石	一五%
六八〇五・一〇	粉状又は粒状の天然又は人造の研磨材料を紡織用繊維、紙、板紙その他の材料に付着させた物品（特定の形状に切り、縫い合わせ又はその他の加工をしたものであるかないかを問わない。）	二〇%
六八〇五・二〇	紡織用繊維の織物のみに付着させたもの	一五%
六八〇五・三〇	紙又は板紙のみに付着させたもの	二〇%
六八・〇六	その他の材料に付着させたもの	一五%
六八〇六・一〇	スラグウール、ロックウールその他これらに類する鉱物性ウール及びはく離させたバミキュライト、エキスパンデッドクレイ、フォームスラグその他これらに類する膨脹させた鉱物性材料並びに断熱用、防音用又は吸音用の鉱物性材料の混合物及び製品（第六八・一一項、第六八・一二項又は第六九類のものを除く。）	一五%
六八〇六・二〇	スラグウール、ロックウールその他これらに類する鉱物性ウール（これらの相互の混合物を含むものとし、パルクラ、シート状又はロール状のものに限る。）	一五%
六八〇六・九〇	はく離させたバミキュライト、エキスパンデッドクレイ、フォームスラグその他これらに類する膨脹させた鉱物性材料（これらの相互の混合物を含む。）	一五%
六八・〇七	その他のもの	一五%
六八〇七・一〇	アスファルトその他これに類する材料（例えば、石油アスファルト及びコールタールピッチ）の製品	一五%
六八〇七・九〇	ロール状のもの	一五%
六八・〇八	その他のもの	一五%
六八〇八・一〇	パネル、ボード、タイル、ブロックその他これらに類する物品（植物性繊維、わら又はかんなくず、ウッドチップ、小片のこくずその他の木くずをセメント、プラスチックその他の鉱物性結合材により凝結させたものに限る。）	一五%

六八・〇九	プラスチック又はプラスチックをもととした材料から成る製品 ボード、シート、パネル、タイルその他これらに類する 製品(装飾してないものに限り。)	一五%
六八・〇九・一一	紙又は板紙のみを張つたもの及びこれらにより補 強したもの	一五%
六八・〇九・一九	その他のもの	一五%
六八・〇九・九〇	その他の製品	一五%
六八・一〇	セメント製品、コンクリート製品及び人造石製品(補強し てあるかないかを問わない。)	一五%
六八・一〇・一一	タイル、敷石、れんがその他これらに類する製品	一五%
六八・一〇・一二	建築用のブロック及びれんが	一五%
六八・一〇・一九	その他のもの	一五%
六八・一〇・二〇	管	一五%
六八・一〇・二一	その他の製品	一五%
六八・一〇・九一	建築用又は土木建設用のプレハブ式の構築材	一五%
六八・一〇・九九	その他のもの	一五%
六八・一一	石綿セメント製品、セルロースファイバーセメント製品そ の他これらに類する製品	一五%
六八・一一・一〇	波板	一五%
六八・一一・二〇	その他のシート、パネル、タイルその他これらに類する 製品	一五%
六八・一一・三〇	管及び管用継手	一五%
六八・一一・九〇	その他の製品	一五%
六八・一二	石綿繊維(加工したものに限る。)、石綿をもととした混合 物及び石綿と炭酸マグネシウムとをもととした混合物並 にこれらの混合物又は石綿の製品(例えば、糸、織物、衣 類、帽子、履物及びガスケット。補強してあるかないかを 問わないものとし、第六八・一一項又は第六八・一三項の 物品を除く。)	一五%
六八・一二・一〇	石綿繊維(加工したものに限る。)、石綿をもととした混 合物及び石綿と炭酸マグネシウムとをもととした混合物 糸	一五%
六八・一二・二〇	ひも(組んであるかないかを問わない。)	一五%
六八・一二・三〇	織物及び編物	一五%
六八・一二・四〇	衣類、衣類付属品、履物及び帽子	一五%
六八・一二・五〇	紙、厚紙及びフェルト	一五%
六八・一二・六〇	ジョイント用の圧縮した石綿繊維(シート状又はロール 状のものに限る。)	一五%
六八・一二・七〇	その他のもの	一五%
六八・一二・九〇		一五%

六八・一三	ブレーキ用、クラッチ用その他これらに類する用途に供す る摩擦材料及びその製品(例えば、シート、ロール、スト リップ、セグメント、ディスク、ワッシャー及びパッド。 取り付けてないもので、石綿その他の鉱物性材料又は繊維 素をもととしたものに限り、紡織用繊維その他の他の 材料と組み合わせるものではないかを問わない。)	一五%
六八・一三・一〇	その他のもの	一五%
六八・一三・九〇	雲母(加工したものに限る。及び雲母製品(凝結雲母及び再 生雲母を含むものとし、紙、板紙その他の材料により支持 してあるかないかを問わない。)	一五%
六八・一四	凝結雲母又は再生雲母の板、シート及びストリップ(支 持してあるかないかを問わない。)	一五%
六八・一四・一〇	その他のもの	一五%
六八・一四・九〇	石その他の鉱物性材料の製品(泥炭製品を含むものとし、 他の項に該当するものを除く。)	一五%
六八・一五	黒鉛その他の炭素の製品(電気用品を除く。)	一五%
六八・一五・一〇	泥炭製品	一五%
六八・一五・二〇	その他の製品	一五%
六八・一五・九一	マグネサイト、ドロマイト又はクロマイトを含有する もの	一五%
六八・一五・九二	その他のもの	一五%

第六九類 陶磁製品

- 注
- この類には、成形した後に焼成した陶磁製品のみを含むものとし、第六九・〇四項から第六九・一四項までは、第六九・〇一から第六九・〇三項までに属するとみられる物品を含む。
 - この類には、次の物品を含む。
- 第二八・四四項の物品
 - 第七一類の物品(例えば、身辺用模造細貨類)
 - 第八一・一三項のサーメット
 - 第八二類の物品
 - がい子(第八五・四六項参照)及び第八五・四七項の電気絶縁用物品
 - 義歯(第九〇・二二項参照)
 - 第九一類の物品(例えば、時計及び時計のケース)
 - 第九四類の物品(例えば、家具、ランプその他の照明器具及びプレハブ建築物)
 - 九五類の物品(例えば、がん具、遊戯用具及び運動用具)
 - 第九六・〇六項の物品(例えば、ボタン)及び第九六・一四項の物品(例えば、喫煙用パイプ)
 - 第九七類の物品(例えば、美術品)

昭和六十二年五月二十二日 参議院會議録第十二号(その二) 商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律案 四八六

品名	品目	税率
第一節 けいそう土その他これに類するけい酸質の土から製造した製品及び耐火製品		
六九・〇一	れんが、ブロック、タイルその他の陶磁製品（けいそう土その他これに類するけい酸質の土から製造したものに限る。）	一〇%
六九・〇二	耐火れんが、耐火ブロック、耐火タイルその他これに類する建設用陶磁耐火製品（けいそう土その他これに類するけい酸質の土から製造したものを除く。）	一〇%
六九・〇二・一〇	マグネシウム、カルシウム又はクロムを酸化マグネシウム重量が、単独又は合計して全重量の五〇%を超えるもの	一〇%
六九・〇二・二〇	アルミナ（ Al_2O_3 ）若しくはシリカ（ SiO_2 ）又はこれらの相互の混合物若しくは化合物の含有量が全重量の五〇%を超えるもの	一〇%
六九・〇二・九〇	その他のもの	一〇%
六九・〇三	その他の陶磁耐火製品（例えば、レトルト、ろつぽ、マッフル、ノズル、プラグ、支持物、キューベル、管、さや及び棒、けいそう土その他これに類するけい酸質の土から製造したものを除く。）	一〇%
六九・〇三・一〇	黒鉛その他の形態の炭素又は異なる形態の炭素の相互の混合物の含有量が全重量の五〇%を超えるもの	一五%
六九・〇三・二〇	アルミナ（ Al_2O_3 ）又はアルミナとシリカ（ SiO_2 ）との混合物若しくは化合物の含有量が全重量の五〇%を超えるもの	一五%
六九・〇三・九〇	その他のもの	一五%
六九・〇四	第二節 その他の陶磁製品	
六九・〇四・一〇	陶磁製の建設用れんが、床用ブロック、サポートタイル、フライヤータイルその他これらに類する物品	一〇%
六九・〇四・九〇	建設用れんが	一〇%
六九・〇五	その他のもの	一〇%
六九・〇五・一〇	かわら、煙突用品、建築用裝飾品その他の建設用陶磁製品	一〇%
六九・〇五・九〇	かわら	一〇%
六九・〇六	その他のもの	一〇%
六九・〇六・一〇	陶磁製の管、導管、とい及び管用継手	一〇%
六九・〇七	陶磁製の舗装用品及び炉用又は壁用のタイル（うわぐすりその他これに類する物品）並びに陶磁製のモザイクキューブその他の（うわぐすり）を施したもの（ただし、裏張りしてあるかないかを問わない。）	一〇%
六九・〇七・一〇	タイル、キューブその他これらに類する物品（長方形で辺が七センチメートル未満の正方形により包含することのできるものに限る。）	一〇%
六九・〇七・九〇	その他のもの	一〇%
六九・〇八	陶磁製の舗装用品及び炉用又は壁用のタイル（うわぐすりその他これに類する物品）並びに陶磁製のモザイクキューブその他の（うわぐすり）を施したもの（ただし、裏張りしてあるかないかを問わない。）	一〇%
六九・〇八・一〇	タイル、キューブその他これらに類する物品（長方形で辺が七センチメートル未満の正方形により包含することのできるものに限る。）	一〇%
六九・〇八・九〇	その他のもの	一〇%
六九・〇九	陶磁製の理化学用その他の技術的用途に供する物品、農業に使用する種類のおけ、かめその他これらに類する容器及び輸送又は包装に使用する種類のつぼ、ジャーその他これらに類する製品	一〇%
六九・〇九・一〇	陶磁製の理化学用その他の技術的用途に供する物品	一〇%
六九・〇九・二〇	磁器製のもの	一五%
六九・〇九・九〇	その他のもの	一五%
六九・一〇	陶磁製の台所用流し、洗面台、浴槽、ピデ、便器、水洗用水槽その他これらに類する衛生用備付品	一五%
六九・一〇・一〇	磁器製のもの	一五%
六九・一〇・九〇	その他のもの	一五%
六九・一一	磁器製の食卓用品、台所用品その他の家庭用品及び化粧用品	一五%
六九・一一・一〇	食卓用品及び台所用品	一五%
六九・一一・九〇	その他のもの	一五%
六九・一二	陶磁製の食卓用品、台所用品その他の家庭用品及び化粧用品（磁器製のものを除く。）	一五%
六九・一二・一〇	陶磁製の小像その他の裝飾品	一五%
六九・一二・九〇	陶磁製のもの	一五%
六九・一三	その他のもの	一五%
六九・一三・一〇	その他の陶磁製品	一五%
六九・一三・九〇	磁器製のもの	一五%
六九・一四	その他のもの	一五%
六九・一四・一〇	その他の陶磁製品	一五%
六九・一四・九〇	その他のもの	一五%

注 1 この類には、次の物品を含まない。

(a) 第三二・〇七項の物品（例えば、ほうろく及びうわぐすり並びにガラスフリットその他のガラスで粉状、粒状又はフレーク状のもの）

(b) 第七一類の物品（例えば、身辺用模造細貨類）

第七〇類 ガラス及びその製品

(c) 第八五・四四項の光ファイバーケーブル、がい子(第八五・四六項参照)及び電気絶縁用物品(第八五・四七項参照) (d) 第九〇類の光ファイバー、光学的に研磨した光学用品、皮下注射器、義眼、温度計、気圧計、浮きばかりその他の物品 (e) 第九四・〇五項のランプその他の照明器具、イルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品(光源を据え付けたものに限る。)及びこれらの部分品 (f) 第九五類のがん具、遊戯用具、運動用具、クリスマスツリー用裝飾品その他の物品(仕掛けを有しないガラス製の眼で第九五類の人形その他の物品に使用するものを除く。) (g) 第九六類のボタン、魔法瓶、香水用噴霧器その他の物品 2 第七〇・〇三項から第七〇・〇五項までにおいては、次に定めるところによる。 (a) 焼きなまし前に経た工程は、加工としない。 (b) 板ガラスには、特定の形状に切つたものを含む。 (c) 「吸収層又は反射層」とは、ガラスの透明度又は半透明度を保持しつつ、赤外線等を吸収し又は反射特性を高めるために塗布した金属又は化合物(例えば、金属酸化物)の極めて薄い層をいう。 3 第七〇・〇六項の物品は、製品の特性を有するか有しないかを問わない。 4 第七〇・一九項において「グラスウール」とは、次の物品をいう。 (a) シリカ(SiO_2)の含有量が全重量の六〇%以上の鉱物性ウール (b) シリカ(SiO_2)の含有量が全重量の六〇%未満の鉱物性ウールで、アルカリ金属の酸化物(K_2O又はNa_2O)の含有量が全重量の五%を超え又は三酸化二ほう素(B_2O_3)の含有量が全重量の二%を超えるもの (a)及び(b)に該当しない鉱物性ウールは、第六八・〇六項に属する。 5 この表においてガラスには、石英ガラスを含む。 号注 1 第七〇・一三・二二号、第七〇・一三・三一号及び第七〇・一三・九一号において「鉛ガラス」とは、一酸化鉛(PbO)の含有量が全重量の二四%以上のガラスのみをいう。	七〇・〇一 七〇〇一・〇〇 七〇〇・〇二 七〇〇二・一〇 七〇〇二・二〇 七〇〇二・三二 七〇〇二・三三
ガラスのくず及び塊 ガラスの球(第七〇・一八項のマイクロスフィアを除く。) 棒及び管(加工してないものに限る。) 管 棒 球 石英ガラスのもの その他のガラス(線膨脹係数が温度〇度から三〇〇度までの範囲において一ケルビンにつき一、〇〇〇、〇〇〇分の五以下のもに限る。)のもの	一〇% 一〇% 一〇% 一〇% 二〇% 一〇%

七〇〇二・三九	その他のもの	一〇%
七〇〇三	鍍込み法又はロール法により製造した板ガラス及び溝型ガラス(吸収層又は反射層を有するものを除く。)	一〇%
七〇〇三・一一	その他のもの	一五%
七〇〇三・一九	板ガラス(金属の線又は網を入れたものを除く。)	一五%
七〇〇三・二〇	色つきのもの、不透明のもの、色きせのもの及び吸収層又は反射層を有するもの	二〇%
七〇〇三・三〇	板ガラス(金属の線又は網を入れたものに限る。)	一五%
七〇〇四	溝型ガラス	一五%
七〇〇四・一〇	引上げ法又は吹上げ法により製造した板ガラス(吸収層又は反射層を有するものを除く。)	一五%
七〇〇四・九〇	板ガラス(色つきのもの、不透明のもの、色きせのもの及び吸収層又は反射層を有するものに限る。)	二〇%
七〇〇五	その他のもの	一五%
七〇〇五・一〇	フロート板ガラス及び磨き板ガラス(吸収層又は反射層を有するものを除く。)	二五%
七〇〇五・二一	金属の線又は網を入れないガラスで吸収層又は反射層を有するもの	二五%
七〇〇五・二九	金属の線又は網を入れないその他のガラス	二五%
七〇〇五・三〇	色つきのもの、不透明のもの、色きせのもの及び単に表面を粗く磨いたもの	二五%
七〇〇六	その他のもの	二五%
七〇〇六・〇〇	ガラス(第七〇・〇三項から第七〇・〇五項までのガラスを曲げ、縁加工し、彫り、穴をあけ、はうろう引きをし又はその他の加工をしたものに限るものとし、枠付きのもの及び他の材料を取り付けたものを除く。)	二五%
七〇〇七	安全ガラス(強化ガラス及び合わせガラスに限る。)	二五%
七〇〇七・二一	強化ガラス	二五%
七〇〇七・二九	車両用、航空機用、宇宙飛行体用又は船舶用に適する寸法及び形状のもの	二五%
七〇〇八	その他のもの	二五%
七〇〇八・〇〇	合わせガラス	二五%
七〇〇八・〇〇	車両用、航空機用、宇宙飛行体用又は船舶用に適する寸法及び形状のもの	二五%
七〇〇八・〇〇	その他のもの	二五%
七〇〇八・〇〇	断熱用複層ガラス	二五%

七〇・〇九	ガラス鏡(枠付きであるかないかを問わないものとし、バックミラーを含む。)	二五%	七〇・一五	時計用ガラスその他これに類するガラス及び眼鏡用(視力矯正用であるかないかを問わない)のガラス(曲面のもの、曲げられたもの、中空のものその他これらに類する形状のものに限るものとし、光学的に研磨したものを除く)並びにこれらの製造に使用する中空の球面ガラス及びそのセグメント	一五%
七〇〇九・一〇	その他のもの	二五%	七〇・一六	視力矯正眼鏡用のガラス	二〇%
七〇〇九・九一	枠付きでないもの	二五%	七〇・一五・一〇	その他のもの	二〇%
七〇〇九・九二	枠付きのもの	二五%	七〇・一五・九〇	ガラス製の舗装用ブロック、スラブ、れんが、タイルその他の建築又は建設に使用する種類の製品(プレスし又は成型したものに限るものとし、金属の線又は網を有するものではないかを問わない)、ガラス製のキーボードその他の細工(モザイク用その他これに類する装飾用のものに限るものとし、裏張りしてあるかないかを問わない)、ステンダグ板、炭その他これに類する形状の多泡ガラス	二〇%
七〇・一〇	ガラス製の瓶、フラスコ、ジャー、つぼ、アンブルその他の容器(輸送又は包装に使用する種類のものに限る)、保存用ジャー及び栓、ふたその他これらに類する物品	一五%	七〇・一六・一〇	ガラス製のキューブその他の細工(モザイク用その他これに類する装飾用のものに限るものとし、裏張りしてあるかないかを問わない)の多泡ガラス	二〇%
七〇・一〇・一〇	アンブル	一五%	七〇・一六・九〇	ガラス製のキューブその他の細工(モザイク用その他これに類する装飾用のものに限るものとし、裏張りしてあるかないかを問わない)の多泡ガラス	二〇%
七〇・一〇・九〇	その他のもの	一五%	七〇・一七	その他のもの	二〇%
七〇・一一	ガラス製のバルブ、チューブその他これらに類する物品で封じてないもの及びこれらの部分品(電灯、陰極線管その他これらに類する物品に使用するもので取付具を有しないものに限る)	一五%	七〇・一七・一〇	理化学用又は衛生用のガラス製品(目盛りを付してあるかないかを問わない)	二〇%
七〇・一一・一〇	電灯用のもの	一五%	七〇・一七・二〇	石英ガラス製のもの	二〇%
七〇・一一・二〇	陰極線管用のもの	一五%	七〇・一七・九〇	その他のガラス(線膨脹係数が温度〇度から三〇〇度までの範囲において一ケルビンにつき一、〇〇〇、〇〇〇分の五以下のものに限る)製のもの	一五%
七〇・一二	その他のもの	一五%	七〇・一八	その他のもの	一五%
七〇・一二・一〇	魔法瓶その他の真空容器用のガラス製の瓶	一五%	七〇・一八・一〇	ガラス製のビーズ、模造真珠、模造貴石、模造半貴石その他これらに類する細工及びこれらの製品(身辺用模造細工を除く)、ガラス製の眼鏡(人体用のものを除く)、ラング加工をしたガラス製の小像その他の装飾品(身辺用模造細工を除く)並びにガラス製のマイクロスファイア(直径が一ミリメートル以下のものに限る)	二〇%
七〇・一二・二〇	ガラス製品(食卓用、台所用、化粧用、事務用、室内装飾用その他これらに類する用途に供する種類のものに限るものとし、第七〇・一〇項又は第七〇・一八項のものを除く)	二〇%	七〇・一八・二〇	ガラス製のマイクロスファイア(直径が一ミリメートル以下のものに限る)	二〇%
七〇・一三	ガラスセラミックス製のもの	二〇%	七〇・一八・九〇	ガラス製のマイクロスファイア(直径が一ミリメートル以下のものに限る)	二〇%
七〇・一三・一〇	コップ類(ガラスセラミックス製のものを除く。)	二〇%	七〇・一九	その他のもの	二〇%
七〇・一三・二一	鉛ガラス製のもの	二〇%	七〇・一九・一〇	ガラス繊維(ガラスウールを含む)及びその製品(例えば、スライバー、ロービング、糸及びチャップドストランド	二五%
七〇・一三・二九	その他のもの	二〇%	七〇・一九・二〇	織物(細幅織物を含む。)	二五%
七〇・一三・三二	食卓用又は台所用に供する種類のガラス製品(コップ類及びガラスセラミックス製のものを除く。)	二〇%	七〇・一九・三二	薄いシート(ポイル)	二五%
七〇・一三・三三	鉛ガラス製のもの	二〇%			
七〇・一三・三九	その他のもの	二〇%			
七〇・一三・九一	その他のガラス製品	二〇%			
七〇・一三・九九	鉛ガラス製のもの	二〇%			
七〇・一四	その他のもの	二〇%			
七〇・一四・一〇	ガラス製の信号用品及び光学用品(第七〇・一五項のもの及び光学的に研磨したものを除く。)	一五%			

七〇一九・三九	その他のもの	二五%
七〇一九・九〇	その他のもの	二五%
七〇二〇	その他のもの	二五%
七〇二〇・〇〇	その他のガラス製品	二〇%
第一四部 天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張った金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣		
第七一類 天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張った金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣		
注		
1 全部又は一部が次の材料から成る製品は、第六部の注1(a)及びこの類の他の注において別段の定めがある場合を除くほか、すべてこの類に属する。		
(a) 天然若しくは養殖の真珠又は天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石		
(b) 貴金属又は貴金属を張った金属		
2 (a) 第七一・一三項から第七一・一五項までは、貴金属又は貴金属を張った金属をさ細な取付具、装飾物その他の部分(例えば、頭文字、はめ輪及び縁金のみに使用した物品)を含まない。		
(b) 第七一・一六項には、貴金属又は貴金属を張った金属を使用した製品(これらをさ細な部分に使用したものを除く)を含まない。		
3 この類には、次の物品を含まない。		
(a) 貴金属のアマルガム及びコロイド状貴金属(第二八・四三項参照)		
(b) 第三〇類の殺菌した外科用縫合材、歯科用充てん料その他の物品		
(c) 第三二類の物品(例えば、液状ラスタ)		
(d) 第四二・〇二項のハンドバッグその他の製品及び第四二・〇三項の製品		
(e) 第四三・〇三項又は第四三・〇四項の製品		
(f) 第一一〇類の物品(紡織用繊維及びその製品)		
(g) 第六四類又は第六五類の履物、帽子その他の物品		
(h) 第六六類の傘、つえその他の物品		
(i) 第六八・〇四項、第六八・〇五項又は第八二類の研磨用品で天然又は合成の貴石又は半貴石のダスト又は粉を使用したもの、第八二類の物品で作用する部分が天然、合成又は再生の貴石又は半貴石であるもの並びに第一六部の機械類、電気機器及びこれらの部分品。ただし、第一六部の物品で全部が天然、合成又は再生の貴石又は半貴石であるものは、針用に加工したサファイヤ及びダイヤモンド(取り付けられていないものに限る。第八五・二二項参照)を除くほか、この類に属する。		
(k) 第九〇類から第九二類までの物品(精密機器、時計及び楽器)		
(l) 武器及びその部分品(第九三類参照)		
(m) 第九五類の注2の物品		
(n) 第九六類の物品(第九六・〇一項から第九六・〇六項までは第九六・一五項のもの)		

- (o) 彫刻、塑像、鑄造その他これらに類する物品(第九七・〇三項参照)、收藏品(第九七・〇五項参照)及び製作後一〇〇年を超えたこと(第九七・〇六項参照)。ただし、天然又は養殖の真珠、貴石及び半貴石を除く。
- 4 (a) 「貴金属」とは、銀、金及び白金をいう。
- (b) 「白金」とは、白金、イリジウム、オスミウム、パラジウム、ロジウム及びルテニウムをいう。
- (c) 貴石又は半貴石には、第九六類の注2(b)の物品を含まない。
- 5 この類において貴金属を含有する合金(純結したもの及び金属間化合物を含む。)のうち、貴金属のいずれか一の含有量が全重量の二%以上であるものは、貴金属の合金として取り扱う。この場合において、貴金属の合金については、次に定めるところによる。
- (a) 白金の含有量が全重量の二%以上のものは、白金の合金として取り扱う。
- (b) 金の含有量が全重量の二%以上で、白金の含有量が全重量の二%未満のものは、金の合金として取り扱う。
- (c) その他の合金で、銀の含有量が全重量の二%以上のものは、銀の合金として取り扱う。
- 6 この表において貴金属には、文脈により別に解釈される場合を除くほか、5の規定により貴金属の合金として取り扱われる合金を含むものとし、貴金属を張った金属及び貴金属を卑金属又は非金属にめ付けた物品を含まない。
- 7 この表において「貴金属を張った金属」とは、金属の一以上の面にはんだ付け、ろう付け、溶接、熱間圧延その他これらに類する機械的方法により貴金属を張った金属をいう。ただし、文脈により別に解釈される場合を除くほか、卑金属に貴金属を象眼したものを含む。
- 8 第七一・一三項において「身辺用細貨類」とは、次の物品をいう。
- (a) 小形の身辺用装飾品(例えば、指輪、腕輪、首飾り、ブローチ、イヤリング、時計用鎖、ペンダント、ネクタイピン、カフスボタン、衣服用飾りボタン、メダル及び記章。宝石を取り付けてあるかないかを問わない。)
- (b) 通常、ポケット若しくはハンドバッグに入れて携帯し又は身辺に付けて使用する身辺用品(例えば、シガレットケース、おしろい入れ、入れ及び口中入れ)
- 9 第七一・一四項において細工品には、装飾品、食卓用品、化粧用品、喫煙用具その他家庭用、事務用又は宗教用の製品を含む。
- 10 第七一・一七項において「身辺用模造細貨類」とは、8(a)の身辺用細貨類(第九六・〇六項のボタンその他の物品並びに第九六・一五項のくし、ヘアスライドその他これらに類する物品及びヘアピンを除く。)で、天然若しくは養殖の真珠、天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石又は貴金属若しくは貴金属を張った金属を使用していないものをいう。これらの物品で、貴金属をめ付けたもの及び貴金属又は貴金属を張った金属をさ細な部分に使用したものは、身辺用模造細貨類に含まれる。

号注

- 1 第七一〇六・一〇号、第七一〇八・一二号、第七二一〇・一二一
号、第七二一〇・三二一及び第七二一〇・四一〇において「粉」及び「粉状のもの」とは、目
開きが〇・五ミリメートルのふるいに対する通過率が全重量の九〇%以上のものをいう。
- 2 第七二一〇・一一一及び第七二一〇・一九九において白金には、注4(b)の規定にかかわ
らず、イリジウム、オスミウム、パラジウム、ロジウム及びルテニウムを含まない。
- 3 第七一・一〇項の合金は、白金、パラジウム、ロジウム、イリジウム、オスミウム又は
ルテニウムのうち含有する重量が最大の金属が属する号に属する。

七二〇一・〇一	第一節 天然又は養殖の真珠、貴石及び半貴石	
七二〇一・〇一	天然又は養殖の真珠（加工してあるかないか又は格付けし てあるかないかを問わないものとし、糸通しし又は取り付 けたものを除く。ただし、格付けしてない天然又は養殖の 真珠を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。）	無税
七二〇一・〇一	天然真珠	無税
七二〇一・〇一	養殖真珠	無税
七二〇一・二一	加工してないもの	無税
七二〇一・二二	加工したもの	無税
七二〇一・二二	ダイヤモンド（加工してあるかないかを問わないものとし、 取り付けたものを除く。）	無税
七二〇二・一〇	選別してないもの	無税
七二〇二・二一	工業用のもの	無税
七二〇二・二二	加工してないもの及び単にひき、クリープし又はブ ルーチしたもの	五%
七二〇二・二九	その他のもの	無税
七二〇二・三一	工業用以外のもの	無税
七二〇二・三九	加工してないもの及び単にひき、クリープし又はブ ルーチしたもの	一〇%
七二〇三・一〇	その他のもの	無税
七二〇三・一〇	貴石及び半貴石（加工してあるかないか又は格付けしてあ るかないかを問わないものとし、糸通しし又は取り付けた もの及びダイヤモンドを除く。ただし、格付けしてない貴 石（ダイヤモンドを除く。）又は半貴石を輸送のために一時 的に糸に通したものを含む。）	無税
七二〇三・一〇	加工してないもの、単にひいたもの及び粗く形作つたも の	無税
七二〇三・九一	その他の加工をしたもの	一〇%
七二〇三・九九	ルビー、サファイヤ及びエメラルド	一〇%
七二〇四	その他のもの	一〇%
七二〇四	合成又は再生の貴石及び半貴石（加工してあるかないか又 は格付けしてあるかないかを問わないものとし、糸通しし 又は取り付けたものを除く。ただし、格付けしてない合成 又は再生の貴石又は半貴石を輸送のために一時的に糸に通 したものを含む。）	一〇%

七二〇四・一〇	ピエゾエレクトリッククオーツ	五%
七二〇四・二〇	その他のもの(加工してないもの、単にひいたもの及び粗く形作つたものに限る。)	二〇%
七二〇四・九〇	その他のもの	五%
七一・〇五	天然又は合成の寶石又は半寶石のダスト及び粉	無税
七二〇五・一〇	ダイヤモンドのもの	無税
七二〇五・九〇	その他のもの	無税
七一・〇六	第二節 貴金屬及び貴金屬を張つた金屬	
七二〇六・一〇	銀(金又は白金をめつきた銀を含むものとし、加工してないもの、一次製品及び粉状のものに限る。)	三%
七二〇六・九一	粉	三%
七二〇六・九二	その他のもの	三%
七一・〇七	一次製品	一〇%
七二〇七・〇〇	一棒、形材、板、シート及びストリップ	三%
七一・〇八	二 その他のもの	一〇%
七二〇八・二一	銀を張つた卑金屬(一次製品を含むものとし、更に加工したものを除く。)	二〇%
七二〇八・二二	金(白金をめつきた金を含むものとし、加工してないもの、一次製品及び粉状のものに限る。)	無税
七二〇八・二三	マネタリーゴールド以外のもの	無税
七二〇八・二〇	粉	無税
七一・〇九	その他の形状のもの(加工してないものに限る。)	無税
七二〇九・〇〇	その他の形状のもの(一次製品に限る。)	無税
七一・一〇	マネタリーゴールド	無税
七二一〇・二一	金を張つた卑金屬及び銀(一次製品を含むものとし、更に加工したものを除く。)	二〇%
七二一〇・二九	白金(加工してないもの、一次製品及び粉状のものに限る。)	無税
七二一〇・二九	白金	無税
	加工してないもの及び粉状のもの	無税
	その他のもの	無税
	一棒、形材、板、シート及びストリップ	一〇%
	二 その他のもの	無税
	パラジウム	無税
	加工してないもの及び粉状のもの	無税
	その他のもの	無税
	一棒、形材、板、シート及びストリップ	無税

七二〇・三一	ロジウム	一〇%
七二〇・三九	加工してないもの及び粉状のもの その他のもの	無税
七二〇・四一	一 棒、形材、板、シート及びストリップ	無税
七二〇・四九	二 その他のもの	一〇%
七二〇・四一	イリジウム、オスミウム及びルテニウム	無税
七二〇・四九	加工してないもの及び粉状のもの その他のもの	無税
七二〇・四一	一 棒、形材、板、シート及びストリップ	無税
七二〇・四九	二 その他のもの	一〇%
七二〇・四一	白金を張った卑金属、銀及び金（二次製品を含むものとし、更に加工したものを除く。）	二〇%
七二〇・四九	貴金属又は貴金属を張った金属のくず	無税
七二〇・四一	金のくず（金を張った金属のくずを含むものとし、その他の貴金属を含む加工くずを除く。）	無税
七二〇・四九	白金のくず（白金を張った金属のくずを含むものとし、その他の貴金属を含む加工くずを除く。）	無税
七二〇・四一	その他のもの	無税
七二〇・四九	第三節 身近用細貨類、細工品その他の製品	無税
七二〇・四一	身近用細貨類及びその部分品（貴金属製又は貴金属を張った金属製のものに限り。）	無税
七二〇・四九	貴金属製のもの（貴金属をめぐしてあるかないか又は張つてあるかないかを問わない。）	四〇%
七二〇・四一	銀製のもの（その他の貴金属をめぐしてあるかないか又は張つてあるかないかを問わない。）	四〇%
七二〇・四九	その他の貴金属製のもの（貴金属をめぐしてあるかないか又は張つてあるかないかを問わない。）	四〇%
七二〇・四一	貴金属を張った卑金属製のもの	四〇%
七二〇・四九	細工品及びその部分品（貴金属製又は貴金属を張った金属製のものに限り。）	四〇%
七二〇・四一	貴金属製のもの（貴金属をめぐしてあるかないか又は張つてあるかないかを問わない。）	四〇%
七二〇・四九	銀製のもの（その他の貴金属をめぐしてあるかないか又は張つてあるかないかを問わない。）	四〇%
七二〇・四一	その他の貴金属製のもの（貴金属をめぐしてあるかないか又は張つてあるかないかを問わない。）	四〇%
七二〇・四九	貴金属を張った卑金属製のもの	四〇%
七二〇・四一	その他の製品（貴金属製又は貴金属を張った金属製のものに限り。）	四〇%

七二五・一〇	触媒（白金をワイヤクロス状又はワイヤグリル状にしたものに限り。）	一〇%
七二五・九〇	その他のもの	一〇%
七二六・一〇	天然若しくは養殖の真珠又は天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石の製品	四〇%
七二六・二〇	天然又は養殖の真珠製のもの	一〇%
七二六・三〇	天然、合成又は再生の貴石製又は半貴石製のもの	四〇%
七二六・四〇	一 理化学用又は工業用のもの	一〇%
七二六・五〇	二 その他のもの	四〇%
七二六・六〇	身近用模造細貨類	四〇%
七二六・七〇	卑金属製のもの（貴金属をめぐしてあるかないかを問わない。）	四〇%
七二六・八〇	カフスポタン及び飾りボタン	四〇%
七二六・九〇	その他のもの	二五%
七二七・一〇	貨幣（法貨でないものに限り。）	無税
七二七・二〇	その他のもの	無税
七二七・三〇	貨幣（法貨でないものに限り。）	無税
七二七・四〇	その他のもの	無税
七二七・五〇	第一五部 卑金属及びその製品	無税
七二七・六〇	一 この部には、次の物品を含まない。	無税
七二七・七〇	(a) 調製ペイント、インキその他の物品で金属のフレイク又は粉をもとしたもの（第三二・〇七項から第三二・一〇項まで、第三二・一二項、第三二・一三項及び第三二・一五項参照）	無税
七二七・八〇	(b) フォスホリウムその他の発火性合金（第三六・〇六項参照）	無税
七二七・九〇	(c) 第六五・〇六項又は第六五・〇七項の帽子及びその部分品	無税
七二八・一〇	(d) 第六六・〇三項の傘の骨その他の物品	無税
七二八・二〇	(e) 第七一類の物品（例えば、貴金属の合金、貴金属を張った卑金属及び身近用模造細貨類）	無税
七二八・三〇	(f) 第一六部の物品（機械類及び電気機器類）	無税
七二八・四〇	(g) 組み立てた鉄道用又は軌道用の線路（第八六・〇八項参照）その他の第一七部の物品（車両、船舶及び航空機）	無税
七二八・五〇	(h) 第一八部の機器（時計用ばねを含む。）	無税
七二八・六〇	(i) 銃砲弾用に調製した鉛弾（第九三・〇六項参照）その他の第一九部の物品（武器及び銃砲弾）	無税
七二八・七〇	(k) 第九四類の物品（例えば、家具、マットレスサポート、ランプその他の照明器具、イルミネーションサイン及びプレハブ建築物）	無税

- (1) 第九五類の物品(例えば、がん具、遊戯用具及び運動用具)
- (四) 手ふり、ボタン、ペン、ペンシルホルダー、ペン先その他の第九六類の物品(雑品)
- (五) 第九七類の物品(例えば、美術品)
- 2 この表において「はん用性の部分品」とは、次の物品をいう。
- (a) 第七三・〇七項、第七三・一二項、第七三・一五項、第七三・一七項又は第七三・一八項の物品及び非鉄金属製のこれらに類する物品
- (b) 卑金属製のばね及びばね板(時計用ばね(第九一・一四項参照)を除く。)
- (c) 第八三・〇一項、第八三・〇二項、第八三・〇八項又は第八三・一〇項の製品並びに第八三・〇六項の卑金属製の線及び錠
- 第七三類から第七六類まで及び第七八類から第八二類まで(第七三・一五項を除く。)において部分品には、(a)から(c)までに定めるはん用性の部分品を含まない。
- 第二文及び第八三類の注1の規定に従うことを条件として、第七二類から第七六類まで及び第七八類から第八一類までの物品には、第八二類又は第八三類の物品を含まない。
- 3 合金(第七二類注1(c)又は第七四類注1(c)のフェロアロイ及びマスターアロイを除く。)については、次に定めるところによりその所属を決定する。
- (a) 卑金属合金は、含有する金属のうち重量が最大の金属の合金とする。
- (b) この部の卑金属とこの部に属しない元素とから成る合金であつて、当該卑金属の含有量の合計重量が当該元素の含有量の合計重量以上であるものは、この部の卑金属の合金として取り扱う。
- (c) この部において合金には、金属粉の混合物を焼結したもの、溶融により製造した金属の不均質な混合物(サーメットを除く。)及び金属間化合物を含む。
- 4 この表において卑金属には、文脈により別に解釈される場合を除くほか、3の規定によりそれぞれその卑金属の合金とされるものを含む。
- 5 二以上の卑金属を含む卑金属の物品(卑金属以外の材料を混ぜた物品で、関税率表の解釈に関する通則の規定により卑金属の物品とされるものを含む。)は、項において別段の定めがある場合を除くほか、含有する金属のうち重量が最大の卑金属の物品として取り扱う。この場合においては、次に定めるところによる。
- (a) 鉄及び鋼は、同一の金属とみなす。
- (b) 合金は、3の規定によりその合金とされる金属ですべて構成されているものとみなす。
- (c) 第八一・一三項のサーメットは、一の卑金属とみなす。
- 6 この部の次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。
- (a) 「くず」とは、金属の製造又は機械的加工の際に生ずる金属くず及び破損、切断、摩損その他の理由により明らかにそのままでは使用することができない金属の物品をいう。
- (b) 「粉」とは、目開きが一ミリメートルのふるいに対する通過率が全重量の九〇%以上のものをいう。

第七二類 鉄鋼

- 注
- 1 この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。ただし、(d)から(f)までの規定は、この表全体について適用する。
- (a) 「鉄」とは、実用上圧延又は鍛造に適しない鉄と炭素の合金のうち、炭素の含有量が全重量の二%を超え、鉄及び炭素以外の元素の含有量が全重量に対してそれぞれに掲げる限度を超えないものをいう。
- クロム 一〇%
マンガン 六%
りん 三%
けい素 八%
その他の元素 合計一〇%
- (b) 「ス皮ーゲル」とは、マンガンの含有量が全重量の六%を超え三〇%以下である鉄と炭素の合金で、マンガン以外の元素の含有量については、(a)に定める要件を満たすものをいう。
- (c) 「フェロアロイ」とは、なまこ形、ブロック、ランプその他これらに類する一次形状、連続鋳造法により得た形状又は粒状若しくは粉状(凝結させてあるかないかを問わない。)の合金であつて、他の合金製造の際の添加用又は鉄の冶金の際の脱酸用、脱硫用その他これらに類する用途に通常供するもので、主として実用上圧延又は鍛造に適しないもののうち、鉄の含有量が全重量の四%以上であり、次に掲げる元素の一以上の含有量が全重量に対してそれぞれ次に掲げる割合を超えるもの(銅の含有量が全重量の一〇%を超えるものを除く。)をいう。
- クロム 一〇%
マンガン 三〇%
りん 三%
けい素 八%
その他の元素(炭素を除く) 合計一〇%
- (d) 「鋼」とは、実用上圧延又は鍛造に適する鉄材(鋳造により製造した鉄材にあつては、実用上圧延又は鍛造に適しないものを含むものとし、第七二・〇三項のものを除く。)で、炭素の含有量が全重量の二%以下のものをいう。ただし、クロム鋼には、炭素の含有量が全重量の二%を超えるものを含む。
- (e) 「ステンレス鋼」とは、炭素の含有量が全重量の一・二%以下で、クロムの含有量が全重量の一〇・五%以上の合金鋼(鉄、炭素及びクロム以外の元素を含有するかしないかを問わない。)をいう。
- (f) 「その他の合金鋼」とは、次に掲げる元素の一以上の含有量が全重量に対してそれぞれ次に掲げる割合以上の鋼で、ステンレス鋼の定義に該当しないものをいう。

アルミニウム	〇・三%
ほう素	〇・〇〇〇八%
クロム	〇・三%
コバルト	〇・三%
銅	〇・四%
鉛	〇・四%
マンガン	一・六五%
モリブデン	〇・〇八%
ニッケル	〇・三%
ニオブ	〇・〇六%
けい素	〇・六%
チタン	〇・〇五%
タンゲステン	〇・三%
バナジウム	〇・一%
ジルコニウム	〇・〇五%
その他の元素(硫黄、りん、炭素及び窒素を除く。)	〇・一%

(g) 「鉄鋼の再溶解用のインゴット」とは、フィーダーヘッド若しくはホットトップのないインゴット又はなまこ形の粗鑄造品で、表面に明らかに欠陥があり、かつ、銑鉄、スプーゲル又はフェロアロイの化学的組成に該当しないものをいう。

(h) 「粒」とは、目開きが一ミリメートルのふるいに対する通過率が全重量の九〇%未満の物品で、目開きが五ミリメートルのふるいに対する通過率が全重量の九〇%以上のものをいう。

(ij) 「半製品」とは、中空でない連続鑄造製品(第一次の熱間圧延をしてあるかないかを問わない。及び第一次の熱間圧延をし又は粗鍛造した中空でないその他の物品(形鋼のブランクを含むものとし、更に加工したものを除く。をいうものとし、巻いたものを除く。)

(k) 「フラットロール製品」とは、横断面が長方形(正方形を除く。)であり、かつ、中空でない圧延製品で、(ij)の規定に該当しないものうち次のものをいう。

巻いてないもので、厚さが四・七五ミリメートル未満、幅が厚さの一〇倍以上であるもの又は厚さが四・七五ミリメートル以上で、幅が一五〇ミリメートルを超え、かつ、幅が厚さの二倍以上であるもの

フラットロール製品には、圧延工程中に直接付けた浮出し模様(例えば、溝、リブ、市松、滴、ボタン及びひし形)を有し、穴をあけ、波形にし又は研磨したもので、他の項の物品の特性を有しないものを含む。

フラットロール製品で、長方形(正方形を含む。)以外の形状のもの(大きさを問わない。)のうち、他の項の物品の特性を有しないものは、幅が大〇〇ミリメートル以上の物

品とみなしてその所属を決定する。	
(1) 「棒(熱間圧延をしたもので不規則に巻いたものに限り。)」とは、中空でない不規則に巻いた熱間圧延製品で、横断面が円形、弓形、だ円形、長方形(正方形を含む。)、三角形その他凸多角形のもの(をいうものとし、圧延工程で節、リブ、溝その他の異形を付けたもの(鉄筋用の棒)を含む。)	
(ii) 「その他の棒」とは、横断面が全長を通じて一様な形状(円形、弓形、だ円形、長方形(正方形を含む。)、三角形その他凸多角形に限る。)を有し、かつ、中空でない物品で、(i)から(1)までの規定及び線の定義のいずれにも該当しないものをいうものとし、圧延工程で節、リブ、溝その他の異形を付けたもの(鉄筋用の棒)及び圧延後ねじつたものを含む。	
(iii) 「形鋼」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない物品で、(i)から(1)までの規定及び線の定義のいずれにも該当しないものをいう。	
(iv) 「中空ドリル棒」とは、ドリル用の中空棒であつて、横断面の外側の最大寸法が一五ミリメートルを超え五二ミリメートル以下であり、かつ、横断面の内側の最大寸法が外側の最大寸法の二分の一以下であるもの(横断面の形状を問わない。)をいうものとし、鉄鋼のその他の中空棒は、第七三・〇四項に属する。	
材質の異なる鉄鋼によりクラッドした鉄鋼の物品は、重量が最大の鉄鋼から成るものとみなしてその所属を決定する。	
3 電解法、圧力鑄造法又は焼結法により製造した鉄鋼は、その形状、組成及び外観に従い、これに類する熱間圧延をした物品が属するこの類の項に属する。	
号注	
1 この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。	
(a) 「合金鉄」とは、次に掲げる元素の少なくとも一の含有量が全重量に対してそれぞれ次に掲げる割合を超える鉄鉄をいう。	
クロム	〇・二%
銅	〇・三%
ニッケル	〇・三%
アルミニウム、モリブデン、チタン、タンゲステン、バナジウム	〇・一%
(b) 「非合金快削鋼」とは、次に掲げる元素の一以上の含有量が全重量に対して硫黄及び鉛にあつてはそれぞれ次に掲げる割合以上の非合金鋼をいい、これら以外の元素にあつてはそれぞれ次に掲げる割合を超える非合金鋼をいう。	
硫黄	〇・〇八%
鉛	〇・一%

セレン	〇・〇五%	七二〇二・二二	けい素の含有量が全重量の五五%を超えるもの	一〇%
テルル	〇・〇一%	七二〇二・二九	その他のもの	一〇%
ビスマス	〇・〇五%	七二〇二・三〇	フェロシリコマンガ	一〇%
(c)「けい素電気鋼」とは、けい素の含有量が全重量の〇・六%以上六%以下で、炭素の含有量が全重量の〇・〇八%以下の合金鋼（アルミニウムの含有量が全重量の一分以下のもを含むものとし、他の合金鋼の特性を付与する量のその他の元素を含有するものを除く。）をいう。		七二〇二・四一	炭素の含有量が全重量の四%を超えるもの	一〇%
(d)「高速度鋼」とは、モリブデン、タングステン及びバナジウムのうちいずれか二以上を含有し、その含有量の合計が全重量の七%以上であつて、炭素の含有量が全重量の〇・六%以上であり、かつ、クロムの含有量が全重量の三%以上六%以下である合金鋼（その他の元素を含有するかしないかを問わない。）をいう。		七二〇二・四九	その他のもの	一〇%
(e)「シリコマンガ鋼」とは、次のすべての要件を満たす合金鋼をいう。 炭素の含有量が全重量の〇・三五%以上〇・七%以下であること。 マンガンの含有量が全重量の〇・五%以上一・二%以下であること。 けい素の含有量が全重量の〇・六%以上二・三%以下であること。 ただし、他の合金鋼の特性を付与する量のその他の元素を含有するものを除く。		七二〇二・五〇	フェロシリコクロム	一〇%
2 第七二・〇二項のフェロアロイについては、次に定めるところによりその所屬を決定する。		七二〇二・五〇	フェロニッケル	一〇%
一の合金元素の含有量が全重量に対して注1(c)に掲げる当該元素の割合を超えるフェロアロイは、二成分系のフェロアロイとみなして、該当する号に属する。同様に、二又は三の合金元素の含有量が注1(c)に掲げる当該元素の全重量に対する割合を超える場合には、それぞれ三成分系又は四成分系のフェロアロイとみなす。		七二〇二・七〇	フェロモリブデン	一〇%
この規定は、注1(c)に掲げるその他の元素については、それぞれの元素の含有量が全重量に対して一〇%を超える場合に限り適用する。		七二〇二・八〇	フェロタンゲンステン及びフェロシリコタンゲンステン	一〇%
第一節 一次材料及び粒状又は粉状の物品		七二〇二・九一	その他のもの	一〇%
鉄鉄及びスピゲル（なまこ形、ブロックその他の一次形状のものに限る。）	一〇%	七二〇二・九二	フェロバナジウム	一〇%
非合金鉄鉄（りんの含有量が全重量の〇・五%以下のものに限る。）	一〇%	七二〇二・九三	フェロニオブ	一〇%
非合金鉄鉄（りんの含有量が全重量の〇・五%を超えるものに限る。）	一〇%	七二〇二・九四	その他のもの	一〇%
合金鉄鉄	一〇%	七二〇三・一〇	鉄鉱石を直接還元して得た鉄鋼その他の海綿状の鉄鋼及び重量比による純度が九九・九四%以上の鉄（ランプ、ペレットその他これらに類する形状のものに限る。）	五%
スピゲル	一〇%	七二〇三・九〇	鉄鉱石を直接還元して得た鉄鋼	五%
フェロアロイ	一〇%	七二〇四・一〇	その他のもの	無税
フェロマンガ	一〇%	七二〇四・二一	鉄鋼のくず及び鉄鋼の再溶解用のインゴット	無税
炭素の含有量が全重量の二%を超えるもの	一〇%	七二〇四・二九	鉄鋼のくず	無税
その他のもの	一〇%	七二〇四・三〇	合金鋼のくず	無税
フェロシリコン	一〇%	七二〇四・四一	ステンレス鋼のもの	無税
		七二〇四・四二	その他のもの	無税
		七二〇四・四九	すずをめつきた鉄鋼のくず	無税
		七二〇四・五〇	その他のくず	無税
		七二〇五・一〇	切削くず及び打抜きくず（束ねてあるかないかを問わない。）	無税
		七二〇五・二一	その他のもの	無税
		七二〇五・二九	再溶解用のインゴット	一五%
		七二・〇六	鉄鉄、スピゲル又は鉄鋼の粒及び粉	一〇%
			合金鋼のもの	一〇%
			その他のもの	一〇%
			第二節 鉄及び非合金鋼	
			鉄又は非合金鋼のインゴットその他の一次形状のもの（第七二・〇三項の鉄を除く。）	一〇%

昭和六十二年五月二十二日 参議院會議録第十二号(その二) 商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律案 四九五

昭和六十二年五月二十二日 参議院會議録第十二号(その二) 商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律案 四九六

七二〇九・三二	厚さが一ミリメートルを超え三ミリメートル未満のもの	一五%	七二二一・一一	四面圧延又はクロードボックスパスによるもの(幅が一五〇ミリメートルを超え、厚さが四ミリメートル以上で、浮出し模様がなく、かつ、巻いてないものに限る。)	一五%
七二〇九・三三	厚さが〇・五ミリメートル以上一ミリメートル以下のもの	一五%	七二二一・一二	その他のもの(厚さが四・七五ミリメートル以上のものに限る。)	一五%
七二〇九・三四	厚さが〇・五ミリメートル未満のもの	一五%	七二二一・一九	その他のもの	一五%
七二〇九・四一	厚さが三ミリメートル以上のもの	一五%		その他のもの(熱間圧延をしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。)	一五%
七二〇九・四二	厚さが一ミリメートルを超え三ミリメートル未満のもの	一五%	七二二一・二一	四面圧延又はクロードボックスパスによるもの(幅が一五〇ミリメートルを超え、厚さが四ミリメートル以上で、浮出し模様がなく、かつ、巻いてないものに限る。)	一五%
七二〇九・四三	厚さが〇・五ミリメートル以上一ミリメートル以下のもの	一五%	七二二一・二二	その他のもの(厚さが四・七五ミリメートル以上のものに限る。)	一五%
七二〇九・四四	厚さが〇・五ミリメートル未満のもの	一五%	七二二一・二九	その他のもの	一五%
七二〇九・九〇	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品(クラッドし、めつきし又は被覆したもの、幅が六〇〇ミリメートル以上のものに限る。)	一五%	七二二一・三〇	厚さが三ミリメートル未満のものにあつては降伏点が二七五メガパスカル以上のもの及び厚さが三ミリメートル以上の鋼にあつては降伏点が三五五メガパスカル以上のものを除く。)	一五%
七二一〇・一一	厚さが〇・五ミリメートル以上のもの	一五%	七二二一・四一	炭素の含有量が全重量の〇・二五%未満のもの	一五%
七二一〇・一二	鉛をめぐつしたものの(ターンプレートを含む。)	一五%	七二二一・四九	その他のもの	一五%
七二一〇・二〇	亜鉛を電気めつきしたもの	一五%	七二二一・九〇	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品(クラッドし、めつきし又は被覆したもの、幅が六〇〇ミリメートル未満のものに限る。)	一五%
七二一〇・三一	厚さが三ミリメートル未満の鋼にあつては降伏点が二七五メガパスカル以上のもの及び厚さが三ミリメートル以上の鋼にあつては降伏点が三五五メガパスカル以上のものを除く。)	一五%	七二二二・一一	その他のもの	一五%
七二一〇・三九	亜鉛をめぐつしたものの(電気めつきによるものを除く。)	一五%	七二二二・二〇	厚さが三ミリメートル未満の鋼にあつては降伏点が二七五メガパスカル以上のもの及び厚さが三ミリメートル以上の鋼にあつては降伏点が三五五メガパスカル以上のものを除く。)	一五%
七二一〇・四一	波形にしたもの	一五%	七二二二・二二	その他のもの	一五%
七二一〇・四九	その他のもの	一五%		その他のもの	一五%
七二一〇・五〇	クロムの酸化物を被覆したもの及びクロムとクロムの酸化物とを被覆したもの	一五%		その他のもの	一五%
七二一〇・六〇	アルミニウムをめぐつしたもの	一五%	七二二二・二九	厚さが三ミリメートル未満の鋼にあつては降伏点が二七五メガパスカル以上のもの及び厚さが三ミリメートル以上の鋼にあつては降伏点が三五五メガパスカル以上のものを除く。)	一五%
七二一〇・七〇	ペイント若しくはワニス塗布し又はプラスチックを被覆したもの	一五%	七二二二・三〇	その他のもの(めつきし又は被覆したものに限る。)	一五%
七二一〇・九〇	その他のもの	一五%	七二二二・四〇	厚さが三ミリメートル未満の鋼にあつては降伏点が二七五メガパスカル以上のもの及び厚さが三ミリメートル以上の鋼にあつては降伏点が三五五メガパスカル以上のものを除く。)	一五%
七二一一・一一	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品(幅が六〇〇ミリメートル未満のものに限るものとし、クラッドし、めつきし又は被覆したものを除く。)	一五%	七二二二・五〇	その他のもの	一五%
	厚さが三ミリメートル未満のものにあつては降伏点が二七五メガパスカル以上のもの及び厚さが三ミリメートル以上の鋼にあつては降伏点が三五五メガパスカル以上のものを除く。)	一五%	七二二二・六〇	鉄又は非合金鋼の棒(熱間圧延をしたもので不規則に巻いたものに限る。)	一五%
	厚さが三ミリメートル未満のものにあつては降伏点が二七五メガパスカル以上のもの及び厚さが三ミリメートル以上の鋼にあつては降伏点が三五五メガパスカル以上のものを除く。)	一五%	七二二三・一〇	節、リブ、溝その他の異形を圧延工程において付けたもの	一五%

昭和六十二年五月二十二日 参議院會議録第十二号(その二) 商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律案 四九七

昭和六十二年五月二十二日 参議院會議録第十二号(その二) 商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律案 四九八

七二・一八・一〇	インゴットその他の一次形状のもの	一五%	七二・二二	ステンレス鋼のその他の棒及び形鋼	一五%
七二・一八・九〇	その他のもの	一五%	七二・二二・一〇	棒(熱間圧延、熱間引抜き又は押出しをしたものに限り、 棒(冷間成形又は冷間仕上げをしたものに限り、更に加工したものを除く。)	一五%
七二・一九	ステンレス鋼のフラットロール製品(幅が六〇〇ミリメートル以上のものに限り、 熱間圧延をしたもの(更に加工したものを除く。))で巻いたもの	一五%	七二・二二・二〇	その他の棒	一五%
七二・一九・一一	厚さが一〇ミリメートルを超えるもの	一五%	七二・二二・三〇	形鋼	一五%
七二・一九・二二	厚さが四・七五ミリメートル以上一〇ミリメートル以下のもの	一五%	七二・二二・四〇	ステンレス鋼の線	一五%
七二・一九・二三	厚さが三ミリメートル以上四・七五ミリメートル未満のもの	一五%	七二・二三・〇〇	第四節 その他の合金鋼及び合金鋼又は非合金鋼の中 空ドリル棒	一五%
七二・一九・二四	厚さが三ミリメートル未満のもの	一五%	七二・二四	その他の合金鋼のインゴットその他の一次形状のもの及び 半製品	一五%
七二・一九・二二	熱間圧延をしたもの(更に加工したものを除く。))で巻いてないもの	一五%	七二・二四・一〇	インゴットその他の一次形状のもの	一五%
七二・一九・二二	厚さが一〇ミリメートルを超えるもの	一五%	七二・二四・九〇	その他のもの	一五%
七二・一九・二二	厚さが四・七五ミリメートル以上一〇ミリメートル以下のもの	一五%	七二・二五	その他の合金鋼のフラットロール製品(幅が六〇〇ミリメートル以上のものに限り、 熱間圧延をしたもの(更に加工したものを除く。))	一五%
七二・一九・二三	厚さが三ミリメートル以上四・七五ミリメートル未満のもの	一五%	七二・二五・一〇	けい素電気鋼のもの	一五%
七二・一九・二四	厚さが三ミリメートル未満のもの	一五%	七二・二五・二〇	高速度鋼のもの	一五%
七二・一九・三一	冷間圧延をしたもの(更に加工したものを除く。)	一五%	七二・二五・三〇	その他のもの(熱間圧延をしたもの(更に加工したものを除く。))で巻いたものに限り、 その他のもの(熱間圧延をしたもの(更に加工したものを除く。))で巻いてないものに限り、 その他のもの(冷間圧延をしたものに限り、更に加工したものを除く。))	一五%
七二・一九・三一	厚さが四・七五ミリメートル以上のもの	一五%	七二・二五・四〇	その他のもの	一五%
七二・一九・三二	厚さが三ミリメートル以上四・七五ミリメートル未満のもの	一五%	七二・二五・五〇	その他の合金鋼のフラットロール製品(幅が六〇〇ミリメートル未満のものに限り、 けい素電気鋼のもの	一五%
七二・一九・三三	厚さが一ミリメートルを超え三ミリメートル未満のもの	一五%	七二・二六・一〇	高速度鋼のもの	一五%
七二・一九・三四	厚さが〇・五ミリメートル以上一ミリメートル以下のもの	一五%	七二・二六・二〇	その他のもの	一五%
七二・一九・三五	厚さが〇・五ミリメートル未満のもの	一五%	七二・二六・九一	熱間圧延をしたもの(更に加工したものを除く。)	一五%
七二・一九・九〇	その他のもの	一五%	七二・二六・九二	冷間圧延をしたもの(更に加工したものを除く。)	一五%
七二・二〇	ステンレス鋼のフラットロール製品(幅が六〇〇ミリメートル未満のものに限り、 熱間圧延をしたもの(更に加工したものを除く。))	一五%	七二・二七	その他のもの	一五%
七二・二〇・一一	厚さが四・七五ミリメートル以上のもの	一五%	七二・二七・一〇	その他の合金鋼の棒(熱間圧延をしたもので不規則に巻いたものに限り、 高速度鋼のもの	一五%
七二・二〇・二二	厚さが四・七五ミリメートル未満のもの	一五%	七二・二七・二〇	シリコマンガ鋼のもの	一五%
七二・二〇・二〇	冷間圧延をしたもの(更に加工したものを除く。)	一五%	七二・二七・九〇	その他のもの	一五%
七二・二〇・九〇	その他のもの	一五%	七二・二八	その他の合金鋼のその他の棒、その他の合金鋼の形鋼及び 合金鋼又は非合金鋼の中空ドリル棒	一五%
七二・二二	ステンレス鋼の棒(熱間圧延をしたもので不規則に巻いたものに限り、 その他のもの	一五%	七二・二八・一〇	高速度鋼の棒	一五%

七二八・二〇	シリコマンガンの棒	一五%
七二八・三〇	その他の棒(熱間圧延、熱間引抜き又は押出しをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。)	一五%
七二八・四〇	その他の棒(鍛造したものに限るものとし、更に加工したものを除く。)	一五%
七二八・五〇	その他の棒(冷間成形又は冷間仕上げをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。)	一五%
七二八・六〇	形鋼	一五%
七二八・七〇	中空ドリル棒	一五%
七二八・八〇	その他の合金鋼の線	一五%
七二九・一〇	高速度鋼のもの	一五%
七二九・二〇	シリコマンガンの鋼のもの	一五%
七二九・九〇	その他のもの	一五%

第七三類 鉄鋼製品

注

1 この類において「鉄鋼」とは、含有する元素のうち鉄の重量が最大の製造品で、第七二類の注1(d)に定義する鋼の化学的組成を有しないものをいう。

2 この類において「線」とは、熱間成形又は冷間成形をした製品で、横断面の最大寸法が一六ミリメートル以下のもの(横断面の形状を問わない)をいう。

七三〇・一	鋼矢板(穴をあけてあるかないか又は組み合わせてあるかないかを問わない)及び溶接形鋼	一五%
七三〇・一・一〇	形鋼	一五%
七三〇・一・二〇	レール、ガードレール、ラックレール及びトンダレール、軌道、転轍棒その他の分岐器の構成部分(鉄鋼製の建設資材で、軌道又は軌道の線路用のものに限る)並びにまくら木、床板、座板、座鉄、座鉄くさび、ソールプレート、レールクリップ、床板、タイその他の資材で、レールの接続又は取付けに専ら使用するもの(鉄鋼製の建設資材で、軌道又は軌道の線路用のものに限る)。	一五%
七三〇・二	レール	一五%
七三〇・一・一〇	まくら木	一五%
七三〇・一・二〇	トンダレール、軌道、転轍棒その他の分岐器の構成部分	一五%
七三〇・一・三〇	軌道板及びソールプレート	一五%
七三〇・一・四〇	その他のもの	一五%
七三〇・一・九〇	鉄鋼製の管及び中空の形材(継目なしのものに限るものと、鉄鋼製のものを除く。)	一五%
七三〇・二・一〇	鉄鋼製の管及び中空の形材	一五%
七三〇・二・二〇	鉄鋼製の管及び中空の形材	一五%
七三〇・二・三〇	鉄鋼製の管及び中空の形材	一五%
七三〇・二・四〇	鉄鋼製の管及び中空の形材	一五%
七三〇・二・五〇	鉄鋼製の管及び中空の形材	一五%
七三〇・二・六〇	鉄鋼製の管及び中空の形材	一五%
七三〇・二・七〇	鉄鋼製の管及び中空の形材	一五%
七三〇・二・八〇	鉄鋼製の管及び中空の形材	一五%
七三〇・二・九〇	鉄鋼製の管及び中空の形材	一五%
七三〇・三・一〇	鉄鋼製の管及び中空の形材	一五%
七三〇・三・二〇	鉄鋼製の管及び中空の形材	一五%
七三〇・三・三〇	鉄鋼製の管及び中空の形材	一五%
七三〇・三・四〇	鉄鋼製の管及び中空の形材	一五%
七三〇・三・五〇	鉄鋼製の管及び中空の形材	一五%
七三〇・三・六〇	鉄鋼製の管及び中空の形材	一五%
七三〇・三・七〇	鉄鋼製の管及び中空の形材	一五%
七三〇・三・八〇	鉄鋼製の管及び中空の形材	一五%
七三〇・三・九〇	鉄鋼製の管及び中空の形材	一五%
七三〇・四・一〇	鉄鋼製の管及び中空の形材	一五%
七三〇・四・二〇	鉄鋼製の管及び中空の形材	一五%
七三〇・四・三〇	鉄鋼製の管及び中空の形材	一五%
七三〇・四・四〇	鉄鋼製の管及び中空の形材	一五%
七三〇・四・五〇	鉄鋼製の管及び中空の形材	一五%
七三〇・四・六〇	鉄鋼製の管及び中空の形材	一五%
七三〇・四・七〇	鉄鋼製の管及び中空の形材	一五%
七三〇・四・八〇	鉄鋼製の管及び中空の形材	一五%
七三〇・四・九〇	鉄鋼製の管及び中空の形材	一五%
七三〇・五・一〇	鉄鋼製の管及び中空の形材	一五%
七三〇・五・二〇	鉄鋼製の管及び中空の形材	一五%
七三〇・五・三〇	鉄鋼製の管及び中空の形材	一五%
七三〇・五・四〇	鉄鋼製の管及び中空の形材	一五%
七三〇・五・五〇	鉄鋼製の管及び中空の形材	一五%
七三〇・五・六〇	鉄鋼製の管及び中空の形材	一五%
七三〇・五・七〇	鉄鋼製の管及び中空の形材	一五%
七三〇・五・八〇	鉄鋼製の管及び中空の形材	一五%
七三〇・五・九〇	鉄鋼製の管及び中空の形材	一五%
七三〇・六・一〇	鉄鋼製の管及び中空の形材	一五%
七三〇・六・二〇	鉄鋼製の管及び中空の形材	一五%
七三〇・六・三〇	鉄鋼製の管及び中空の形材	一五%
七三〇・六・四〇	鉄鋼製の管及び中空の形材	一五%
七三〇・六・五〇	鉄鋼製の管及び中空の形材	一五%
七三〇・六・六〇	鉄鋼製の管及び中空の形材	一五%
七三〇・六・七〇	鉄鋼製の管及び中空の形材	一五%
七三〇・六・八〇	鉄鋼製の管及び中空の形材	一五%
七三〇・六・九〇	鉄鋼製の管及び中空の形材	一五%
七三〇・七・一〇	鉄鋼製の管及び中空の形材	一五%
七三〇・七・二〇	鉄鋼製の管及び中空の形材	一五%
七三〇・七・三〇	鉄鋼製の管及び中空の形材	一五%
七三〇・七・四〇	鉄鋼製の管及び中空の形材	一五%
七三〇・七・五〇	鉄鋼製の管及び中空の形材	一五%
七三〇・七・六〇	鉄鋼製の管及び中空の形材	一五%
七三〇・七・七〇	鉄鋼製の管及び中空の形材	一五%
七三〇・七・八〇	鉄鋼製の管及び中空の形材	一五%
七三〇・七・九〇	鉄鋼製の管及び中空の形材	一五%
七三〇・八・一〇	鉄鋼製の管及び中空の形材	一五%
七三〇・八・二〇	鉄鋼製の管及び中空の形材	一五%
七三〇・八・三〇	鉄鋼製の管及び中空の形材	一五%
七三〇・八・四〇	鉄鋼製の管及び中空の形材	一五%
七三〇・八・五〇	鉄鋼製の管及び中空の形材	一五%
七三〇・八・六〇	鉄鋼製の管及び中空の形材	一五%
七三〇・八・七〇	鉄鋼製の管及び中空の形材	一五%
七三〇・八・八〇	鉄鋼製の管及び中空の形材	一五%
七三〇・八・九〇	鉄鋼製の管及び中空の形材	一五%
七三〇・九・一〇	鉄鋼製の管及び中空の形材	一五%
七三〇・九・二〇	鉄鋼製の管及び中空の形材	一五%
七三〇・九・三〇	鉄鋼製の管及び中空の形材	一五%
七三〇・九・四〇	鉄鋼製の管及び中空の形材	一五%
七三〇・九・五〇	鉄鋼製の管及び中空の形材	一五%
七三〇・九・六〇	鉄鋼製の管及び中空の形材	一五%
七三〇・九・七〇	鉄鋼製の管及び中空の形材	一五%
七三〇・九・八〇	鉄鋼製の管及び中空の形材	一五%
七三〇・九・九〇	鉄鋼製の管及び中空の形材	一五%

七三〇・四・一〇	油又はガスの輸送に使用する種類のラインパイプ	一五%
七三〇・四・二〇	油又はガスの掘削に使用する種類のケーシング、チュービング及びドリルパイプ	一五%
七三〇・四・三〇	その他のもの(鉄鋼又は非合金鋼製のもので、横断面が円形のものに限る。)	一五%
七三〇・四・四〇	冷間引抜き又は冷間圧延をしたもの	一五%
七三〇・四・五〇	その他のもの	一五%
七三〇・四・六〇	その他のもの(ステンレス鋼製のもので、横断面が円形のものに限る。)	一五%
七三〇・四・七〇	冷間引抜き又は冷間圧延をしたもの	一五%
七三〇・四・八〇	その他のもの	一五%
七三〇・四・九〇	その他のもの(その他の合金鋼製のもので、横断面が円形のものに限る。)	一五%
七三〇・五・一〇	冷間引抜き又は冷間圧延をしたもの	一五%
七三〇・五・二〇	その他のもの	一五%
七三〇・五・三〇	鉄鋼製のその他の管(例えば、溶接、リベット接合その他これらに類する接合をしたもの。横断面の外側及び内側が円形のもので、外径が四〇・六・四ミリメートルを超えるものに限る。)	一五%
七三〇・五・四〇	油又はガスの輸送に使用する種類のラインパイプ	一五%
七三〇・五・五〇	縦方向にサブマージアーク溶接をしたもの	一五%
七三〇・五・六〇	その他のもの(縦方向に溶接したものに限る。)	一五%
七三〇・五・七〇	その他のもの	一五%
七三〇・五・八〇	油又はガスの掘削に使用する種類のケーシング	一五%
七三〇・五・九〇	その他の溶接管	一五%
七三〇・六・一〇	縦方向に溶接したもの	一五%
七三〇・六・二〇	その他のもの	一五%
七三〇・六・三〇	鉄鋼製のその他の管及び中空の形材(例えば、オーブンシームのもの及び溶接、リベット接合その他これらに類する接合をしたもの)	一五%
七三〇・六・四〇	油又はガスの輸送に使用する種類のラインパイプ	一五%
七三〇・六・五〇	油又はガスの掘削に使用する種類のケーシング及びチュービング	一五%
七三〇・六・六〇	その他の溶接管(鉄鋼又は非合金鋼製のもので、横断面が円形のものに限る。)	一五%
七三〇・六・七〇	その他の溶接管(ステンレス鋼製のもので、横断面が円形のものに限る。)	一五%
七三〇・六・八〇	その他の溶接管(その他の合金鋼製のもので、横断面が円形のものに限る。)	一五%
七三〇・六・九〇	その他の溶接管(横断面が円形のものを除く。)	一五%

昭和六十二年五月二十二日 参議院會議録第十二号(その二) 商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律案 五〇〇

七三〇六・九〇	その他のもの	一五%	七三二〇・二九	その他のもの	一五%
七三〇七	鉄鋼製の管用継手(例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ)	一五%	七三二一・〇〇	圧縮ガス用又は液化ガス用の鉄鋼製の容器	一五%
七三〇七・一一	非可鍛鉄製のもの	一五%	七三二二・一一	鉄鋼製のより線、ロープ、ケーブル、組ひも、スリングその他のこれらに類する物品(電気絶縁をしたものを除く。)	一五%
七三〇七・一九	その他のもの	一五%	七三二二・一〇	より線、ロープ及びケーブル	一五%
七三〇七・二二	その他のもの(ステンレス鋼製のものに限る。)	一五%	七三二二・九〇	その他のもの	一五%
七三〇七・二二	フランジ	一五%	七三二三・〇〇	鉄鋼製の有刺線並びに鉄鋼製の帯又は平線をねじつたもの(有刺のものであるか否かを問わない。及びねじつた二重線に使用する種類のもの)	一五%
七三〇七・二二	エルボー、バンド及びスリーブ(ねじ式のものに限る。)	一五%	七三二四・一〇	ワイヤクロス(ワイヤエンドレスバンドを含む。)、ワイヤグリル、網及び柵(鉄鋼製の線から製造したものに限る。)	一五%
七三〇七・二三	継手(突合せ溶接式のものに限る。)	一五%	七三二四・二〇	ワイヤグリル、網及び柵(鉄鋼製の線から製造したものに限る。)	一五%
七三〇七・二九	その他のもの	一五%	七三二四・三〇	その他のワイヤグリル、網及び柵(網目の交点を溶接したものに限る。)	一五%
七三〇七・九一	フランジ	一五%	七三二四・四一	その他のワイヤグリル、網及び柵	一五%
七三〇七・九二	エルボー、バンド及びスリーブ(ねじ式のものに限る。)	一五%	七三二四・四二	重鉛をめぐらしたものの	一五%
七三〇七・九三	継手(突合せ溶接式のものに限る。)	一五%	七三二四・四九	プラスチックを被覆したもの	一五%
七三〇七・九三	その他のもの	一五%	七三二四・五〇	その他のもの	一五%
七三〇八	橋及び橋げた	一五%	七三二五・一一	エキスパンデッドメタル	一五%
七三〇八・一〇	塔及び格子柱	一五%	七三二五・一二	鉄鋼製の鎖及びその部分品	一五%
七三〇八・二〇	戸及び窓並びにこれらの枠並びに戸敷居	一五%	七三二五・一九	ローラーチェーン	一五%
七三〇八・三〇	足場用、枠組み用又は坑道用の支柱その他これに類する物品	一五%	七三二五・二〇	その他の鎖	一五%
七三〇八・四〇	その他のもの	一五%	七三二五・二〇	スキッドチェーン	一五%
七三〇九	鉄鋼製の貯蔵タンクその他これに類する容器(内容積が三〇〇リットルを超えるものに限るものとし、内張りしてあるか又は断熱してあるか又は断熱してあるかないかを問わず、圧縮ガス用又は液化ガス用のもの及び機械装置又は加熱用若しくは冷却用の装置を有するものを除く。)	一五%	七三二五・八二	その他の鎖	一五%
七三〇九・〇〇	鉄鋼製のタンク、たる、ドラム、缶、箱その他これらに類する容器(内容積が三〇〇リットル以下のものに限るものとし、内張りしてあるか又は断熱してあるか又は断熱してあるかないかを問わず、圧縮ガス用又は液化ガス用のもの及び機械装置又は加熱用若しくは冷却用の装置を有するものを除く。)	一五%	七三二五・八二	スタッド付きチェーン	一五%
七三一一〇・一〇	内容積が五〇リットル以上のもの	一五%	七三二五・八九	その他のもの(溶接リンクのものに限る。)	一五%
七三一一〇・二二	内容積が五〇リットル未満のもの	一五%	七三二五・九〇	その他の部分品	一五%
七三一一〇・二二	缶(はんだ付け又はクリンプ加工により密閉するものに限る。)	一五%			

七三・一六	鉄鋼製のいかり及びその部分品	一五%
七三・一七	鉄鋼製のくぎ、びよう、面びよう、波くぎ、またくぎ（第八三・〇五項のものを除く。）その他これらに類する製品（銅以外の材料から製造した頭部を有するものを含む。）	一五%
七三・一八	鉄鋼製のねじ、ボルト、ナット、コーチスクリュー、スクリュー、リベット、コッター、コッターピン、座金（ばね座金を含む。）その他これらに類する製品	一五%
七三・一九	ねじを切った製品	一五%
七三・二〇	コーチスクリュー	一五%
七三・二一	その他の木ねじ	一五%
七三・二二	スクリュー、フック及びスクリューリング	一五%
七三・二三	セルフタッピングスクリュー	一五%
七三・二四	その他のねじ及びボルト（ナット又は座金付きであるかないかを問わない。）	一五%
七三・二五	ナット	一五%
七三・二六	その他のもの	一五%
七三・二七	ねじを切つてない製品	一五%
七三・二八	ばね座金その他の止め座金	一五%
七三・二九	その他の座金	一五%
七三・三〇	リベット	一五%
七三・三一	コッター及びコッターピン	一五%
七三・三二	その他のもの	一五%
七三・三三	鉄鋼製の安全ピンその他のピン（他の項に該当するものを除く。）及び鉄鋼製の手縫針、手縫針、ボドキン、クロセ編み用手針、ししゅう用穴あけ手針その他これらに類する物品	一五%
七三・三四	縫針、かがり針及びししゅう針	一〇%
七三・三五	安全ピン	一〇%
七三・三六	その他のピン	一〇%
七三・三七	その他のもの	一〇%
七三・三八	鉄鋼製のばね及びばね板	一〇%
七三・三九	板ばね及びそのばね板	一五%
七三・四〇	コイルばね	一五%
七三・四一	その他のもの	一五%
七三・四二	鉄鋼製のストーブ、レンジ、炉、調理用加熱器（セントラルヒーティング用の補助ボイラーを有するものを含む。）	一五%
七三・四三	肉焼き器、火鉢、ガスこんろ、皿温め器その他これらに類する物品（家庭用のものに限定する。）	一五%
七三・四四	電氣式のもの（電氣式のものに限る。）	一五%
七三・四五	その他のもの	一五%

七三・二一	調理用加熱器具及び皿温め器	一五%
七三・二二	気体燃料用のもの並びに気体燃料及びその他の燃料共	一五%
七三・二三	用のもの	一五%
七三・二四	液体燃料用のもの	一五%
七三・二五	固体燃料用のもの	一五%
七三・二六	その他の器具	一五%
七三・二七	気体燃料用のもの並びに気体燃料及びその他の燃料共	一五%
七三・二八	用のもの	一五%
七三・二九	液体燃料用のもの	一五%
七三・三〇	固体燃料用のもの	一五%
七三・三一	部分品	一五%
七三・三二	セントラルヒーティング用のラジエーター（電氣加熱式のものを除く。）及びその部分品並びに動力駆動式の送風機を有するエアヒーター及び温風分配器（新鮮な又は調節した空気を供給することが出来るものを含むものとし、電氣加熱式のものを除く。）並びにこれらの部分品（この項の物品は、鉄鋼製のものに限定する。）	一五%
七三・三三	ラジエーター及びその部分品	一五%
七三・三四	鉄鋼製のもの	一五%
七三・三五	その他のもの	一五%
七三・三六	食卓用品、台所用用品その他の家庭用品及びその部分品（鉄鋼製のものに限定する。）	一五%
七三・三七	ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品	一五%
七三・三八	鉄鋼製のウール及び鉄鋼製の瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品	一五%
七三・三九	その他のもの	一五%
七三・四〇	鉄鋼製のもの（ほうろろ引きのものを除く。）	一五%
七三・四一	鉄鋼製のもの（ほうろろ引きのものを除く。）	一五%
七三・四二	ステンレス鋼製のもの	一五%
七三・四三	その他の鉄鋼製のもの（ほうろろ引きのものに限定するものとし、鉄鋼製のものを除く。）	一五%
七三・四四	その他のもの	一五%
七三・四五	衛生用品及びその部分品（鉄鋼製のものに限定する。）	一五%
七三・四六	ステンレス鋼製の台所用流し及び洗面台	一五%
七三・四七	浴槽	一五%
七三・四八	鉄鋼製のもの（ほうろろ引きをしてあるかないかを問わぬ。）	一五%
七三・四九	その他のもの	一五%
七三・五〇	その他のもの（部分品を含む。）	一五%
七三・五一	その他の製造製品（鉄鋼製のものに限定する。）	一五%

七三二五・一〇	非可鍛鉄製のもの	二〇%
七三二五・九一	その他のもの	
七三二五・九二	粉砕機用のグライディングボールその他これに類する製品	二〇%
七三二五・九三	その他のもの	二〇%
七三二六・一一	その他の鉄鋼製品	
七三二六・一二	鍛造又は型打ちをしたもの(更に加工したものを除く。)	二〇%
七三二六・一三	粉砕機用のグライディングボールその他これに類する製品	二〇%
七三二六・一四	その他のもの	二〇%
七三二六・一五	鉄鋼の線から製造したもの	二〇%
七三二六・一六	その他のもの	二〇%

第七四類 銅及びその製品

1 注 この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(a) 「精製銅」とは、銅の含有量が全重量の九九・八五%以上である金属及び銅の含有量が全重量の九七・五%以上であり、かつ、銅以外の元素の含有量が全重量に対してそれぞれ次の表に掲げる限度を超えない金属をいう。

元 素	全重量に対する限度(%)
銀 (Ag)	〇・二五
砒素 (As)	〇・五
カドミウム (Cd)	一・三
クロム (Cr)	一・四
マグネシウム (Mg)	〇・八
鉛 (Pb)	一・五
硫黄 (S)	〇・七
すず (Sn)	〇・八
テルル (Te)	〇・八
亜鉛 (Zn)	一
ジルコニウム (Zr)	〇・三
その他の各元素(*)	〇・三

* その他の各元素とは、例えば、アルミニウム、ベリリウム、コバルト、鉄、マンガ

ン、ニッケル及びびけい素をいう。

(b) 「銅合金」とは、含有する元素のうち銅の重量が最大の金属(粗銅を除く。)で次のいずれかのものをいう。

(i) 銅以外の元素の少なくとも一の含有量が全重量に対してそれぞれ(a)の表に掲げる限

度を超えるもの

(ii) 銅以外の元素の含有量の合計が全重量の二・五%を超えるもの

(e) 「マスターアロイ」とは、銅と他の元素の合金(銅の含有量が全重量の一〇%を超えるものに限り、)で、実用上圧延及び鍛造のいずれにも適せず、かつ、通常その他の合金の製造の際の添加用又は非鉄金属の冶金の際の脱酸用、脱硫用その他これらに類する用途に供するものをいう。ただし、りんの含有量が全重量の一五%を超えるりん銅は、第二八・四八項に属する。

(d) 「棒」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品、引抜製品及び鍛造製品(巻いてないものに限り、)で、横断面が円形、だ円形、長方形(正方形を含む。)、正三角形又は正凸多角形(横断面の一の相對する辺が凸の円弧で、他の相對する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。のもの)のものをいうものとし、横断面が長方形(正方形を含む。)、正三角形又は正凸多角形のものにあっては全長を通じて角を丸めたものを含む、横断面が長方形(変形した長方形を含む。のもの)のものをあつては厚さが幅の一〇分の一を超えるものに限り、棒には、鍛造製品及び焼結製品で、前段の形状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有しないもののうち単なるトリミング又はスケール除去よりも高度な加工をしたものを含む。

もつとも、ワイヤバー及びビレットで、これらから線材、管その他の物品を製造する機械への送り込みを単に容易にする目的のため、その端部にテーパ加工その他の加工をしたものは、第七四・〇三項の塊とみなす。

(e) 「形材」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有する圧延製品、押出製品、引抜製品、鍛造製品及び成形製品(巻いてあるかないかを問わない。)、棒、線、板、シート、ストリップ、はく及び管のいずれの定義にも該当しないものをいう。形材には、鍛造製品及び焼結製品で、前段の形状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有しないもののうち単なるトリミング又はスケール除去よりも高度な加工をしたものを含む。

(f) 「線」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品及び引抜製品(巻いたものに限り、)で、横断面が円形、だ円形、長方形(正方形を含む。)、正三角形又は正凸多角形(横断面の一の相對する辺が凸の円弧で、他の相對する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。のもの)のものをいうものとし、横断面が長方形(正方形を含む。)、正三角形又は正凸多角形のものにあっては全長を通じて角を丸めたものを含む、横断面が長方形(変形した長方形を含む。のもの)のものをあつては厚さが幅の一〇分の一を超えるものに限り、線もつとも、第七四・一四項の線には、横断面の最大寸法が六ミリメートル以下のもの

(横断面の形状及び巻いてあるかないかを問わない。の)のみを含む。

(g) 「板」、「シート」、「ストリップ」及び「はく」とは、均一な厚さを有し、かつ、中空でない平板状の製品(巻いてあるかないかを問わないものとし、第七四・〇三項の塊を除く。)、で、横断面が長方形(角を丸めてあるかないかを問わないものとし、横断面の一の

相対する辺が凸の凹弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成る変形した長方形を含み、正方形を除く。)のものうち次のものをいう。

長方形(正方形を含む。)のもので厚さが幅の二〇分の一以下のもの

長方形(正方形を含む。)以外のもの(大きさを問わない。)で他の項の物品の特性を有しないもの

第七四・〇九項又は第七四・一〇項の板、シート、ストリップ及びびくには、模様(例えば、溝、リブ、市松、滴、ボタン及びびし形)を有し、穴をあけ、波形にし、研磨し又は被覆したもので、他の項の物品の特性を有しないものを含む。

(h) 「管」とは、均一な肉厚の中空の製品(巻いてあるかないかを問わない。)であつて、横断面が全長を通じて閉じた一の空間を有する一様な形状であり、かつ、横断面が円形、だ円形、長方形(正方形を含む。)、正三角形又は正凸多角形のものとし、横断面が長方形(正方形を含む。)、正三角形又は正凸多角形のものにあつては、全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面の外側と内側とが相似形であり、これらの配置が同心かつ同方向のものに限る。管には、研磨し、被覆し、曲げ、ねじを切り、穴をあけ、くびれを付け、広げ、円すい形にし又はフランジ、カラー若しくはリングを取り付けたものを含む。

号注

1 この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(a) 「銅・亜鉛合金(黄銅)」とは、銅と亜鉛の合金(銅及び亜鉛以外の元素を含有するかしないかを問わない。)をいうものとし、銅及び亜鉛以外の元素を含有する場合には、次のすべての要件を満たすものをいう。

銅以外の含有する元素のうち亜鉛の重量が最大であること。

ニッケルの含有量が全重量の五%未満であること(銅・ニッケル・亜鉛合金(洋白)参照)。

すずの含有量が全重量の三%未満であること(銅・すず合金(青銅)参照)。

(b) 「銅・すず合金(青銅)」とは、銅とすずの合金(銅及びすず以外の元素を含有するかしないかを問わない。)をいうものとし、銅及びすず以外の元素を含有する場合には、銅以外の含有する元素のうちすずの重量が最大であるものをいう。ただし、すずの含有量が全重量の三%以上であり、かつ、亜鉛の含有量が全重量の一〇%未満である場合には、含有する亜鉛の重量がすずの重量を超えるものを含む。

(c) 「銅・ニッケル・亜鉛合金(洋白)」とは、銅とニッケルと亜鉛の合金(銅、ニッケル及び亜鉛以外の元素を含有するかしないかを問わない。)で、ニッケルの含有量が全重量の五%以上のものをいう(銅・亜鉛合金(黄銅)参照)。

(d) 「銅・ニッケル合金」とは、銅とニッケルの合金(銅及びニッケル以外の元素を含有するかしないかを問わないものとし、亜鉛の含有量が全重量の一%以下のものに限る。)をいうものとし、銅及びニッケル以外の元素を含有する場合には、銅以外の元素のうちニッケルの重量が最大であるものをいう。

銅のマット及びセメントカッパー(沈殿銅)	七四・〇一	無税
銅のマット	七四・〇一・一〇	無税
セメントカッパー(沈殿銅)	七四・〇一・二〇	無税
粗銅及び電解精製用陽極銅	七四・〇二	一〇%
精製銅又は銅合金の塊	七四・〇二・〇〇	
精製銅	七四・〇三	
陰極銅及びその切断片	七四・〇三・一一	
ワイヤバー	七四・〇三・二二	
ビレット	七四・〇三・三三	
その他のもの	七四・〇三・一九	
銅合金		
銅・亜鉛合金(黄銅)	七四・〇三・二二	一キログラムにつき二七円
銅・すず合金(青銅)	七四・〇三・三三	一キログラムにつき二七円
銅・ニッケル合金(白銅)及び銅・ニッケル・亜鉛合金(洋白)	七四・〇三・三三	一キログラムにつき二七円
その他の銅合金(第七四・〇五項のマスタアロイを除く。)	七四・〇三・二九	一キログラムにつき二七円
銅のくず	七四・〇四	五%
銅のマスタアロイ	七四・〇四・〇〇	
銅の粉及びフレーク	七四・〇五	二〇%
粉(薄片状のものを除く。)	七四・〇六	二〇%
粉(薄片状のものに限る。)	七四・〇六・一〇	二〇%
銅の棒及び形材	七四・〇六・二〇	二〇%
精製銅のもの	七四・〇七	二〇%
銅合金のもの	七四・〇七・一〇	二〇%
銅・亜鉛合金(黄銅)のもの	七四・〇七・二一	二〇%
銅・ニッケル合金(白銅)又は銅・ニッケル・亜鉛合金(洋白)のもの	七四・〇七・二二	二〇%
その他のもの	七四・〇七・二九	二〇%
銅の線	七四・〇八	二〇%
精製銅のもの		

昭和六十二年五月二十二日 参議院会議録第十二号(その二) 商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律案 五〇四

七四〇八・一一	横断面の最大寸法が六ミリメートルを超えるもの	二〇%	七四二二・一〇	精製銅のもの	二〇%
七四〇八・一九	銅合金のもの	二〇%	七四二二・二〇	銅合金のもの	二〇%
七四〇八・二一	銅・亜鉛合金(黄銅)のもの	二〇%	七四二三・〇〇	銅製のより線、ケーブル、組ひもその他これらに類する製品(電気絶縁を施したものを除く。)	二〇%
七四〇八・二二	銅・ニッケル合金(白銅)又は銅・ニッケル・亜鉛合金(洋白)のもの	二〇%	七四二四	ワイヤクロス(ワイヤエンドレスバンドを含む。)、ワイヤグリル及び網(銅の線から製造したものに限る。)、並びに銅製のエキスパンドメタル	二〇%
七四〇八・二九	銅の板、シート及びストリップ(厚さが〇・一五ミリメートルを超えるものに限る。)	二〇%	七四二四・一〇	機械用ワイヤエンドレスバンド	一五%
七四〇九・一一	精製銅のもの	二〇%	七四二四・九〇	その他のもの	二〇%
七四〇九・一九	巻いたもの	二〇%	七四二五・一〇	銅製のくぎ、びよう、画びよう、またくぎ(第八三・〇五項のものを除く。)、その他これらに類する製品(銅製の頭部を有する鉄鋼製のものを含む。)、及び銅製のねじ、ボルト、ナット、スクリーフ、リベット、コッター、コッターピン、座金(ばね座金を含む。)、その他これらに類する製品	二〇%
七四〇九・二二	銅・亜鉛合金(黄銅)のもの	二〇%	七四二五・二一	その他のもの(ねじを切ったものを除く。)	二〇%
七四〇九・三二	巻いたもの	二〇%	七四二五・二九	座金(ばね座金を含む。)	二〇%
七四〇九・三九	その他のもの	二〇%	七四二五・三二	その他のもの	二〇%
七四〇九・四〇	銅・ニッケル合金(白銅)又は銅・ニッケル・亜鉛合金(洋白)のもの	二〇%	七四二六・〇〇	その他のもの(ねじを切ったものに限る。)	二〇%
七四〇九・九〇	その他の銅合金のもの	二〇%	七四二六・一〇	木ねじ	二〇%
七四・一〇	銅のはく(厚さ(補強材の厚さを除く)が〇・一五ミリメートル以下のものに限るものとし、印刷してあるか、又は紙、板紙、プラスチックその他これらに類する補強材により裏張りしてあるかないかを問わない。)	二〇%	七四二七・〇〇	その他のねじ、ボルト及びナット	二〇%
七四・一一	裏張りしてないもの	二〇%	七四二八	銅製のばね	二〇%
七四・一二	精製銅のもの	二〇%	七四二八・一〇	銅製の加熱器具(調理用その他家庭用に供する種類のものに限るものとし、電気式のものを除く。)、及びその部分品(銅製のものに限る。)	二〇%
七四・一三	銅合金のもの	二〇%	七四二八・二〇	食卓用品、台所用品、その他の家庭用品及びその部分品(銅製のものに限る。)、銅製の瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシングクラブその他これらに類する製品並びに衛生用品及びその部分品(銅製のものに限る。)	二〇%
七四・一四	裏張りしたもの	二〇%	七四二九・一〇	食卓用品、台所用品、その他の家庭用品及びその部分品並びに瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシングクラブその他これらに類する製品	二〇%
七四・一五	精製銅のもの	二〇%	七四二九・二〇	衛生用品及びその部分品	二〇%
七四・一六	銅合金のもの	二〇%	七四二九・三〇	その他の銅製品	二〇%
七四・一七	銅製の管	二〇%	七四二九・四〇	鎖及びその部分品	二〇%
七四・一八	銅合金のもの	二〇%		その他のもの	二〇%
七四・一九	銅・亜鉛合金(黄銅)のもの	二〇%			
七四・二〇	銅・ニッケル合金(白銅)又は銅・ニッケル・亜鉛合金(洋白)のもの	二〇%			
七四・二一	その他のもの	二〇%			
七四・二二	銅製の管用継手(例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ)	二〇%			

七四一九・九一	鑄造、型打ち又は鍛造をしたもの（更に加工したものを除く）	二〇%
七四一九・九九	その他のもの	二〇%

第七五類 ニツケル及びその製品

1 注 この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(a) 「棒」とは、横断面が全長を通じて一樣な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品、引抜製品及び鍛造製品（巻いてないものに限る。）で、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む）、正三角形又は正凸多角形（横断面の一の相対する辺が凸の円弧形状を含む）、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。）のものをいうものとし、横断面が長方形（正方形を含む）、正三角形又は正凸多角形のものにあつては全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面が長方形（変形した長方形を含む。）のものにあつては厚さが幅の一〇分の一を超えるものに限る。棒には、鑄造製品及び焼結製品で、前段の形状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有しないもののうち単なるトリミング又はスケール除去よりも高度な加工をしたものを含む。

(b) 「形材」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有する圧延製品、押出製品、引拔製品、鍛造製品及び成形製品(巻いてあるかないかを問わない)で、棒、線、板、シート、ストリップ、はく及び管のいずれの定義にも該当しないものをいう。形材には、鋳造製品及び焼結製品で、前段の形状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有しないもののうち単なるトリミング又はスケール除去よりも高度な加工をしたものを含む。

(c)「線」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品及び引抜製品(巻いたものに限る。)で、横断面が円形、だ円形、長方形(正方形を含む)、正三角形又は正凸多角形(横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。)のものを用いるものとし、横断面が長方形(正方形を含む)、正三角形又は正凸多角形のものにあつては全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面が長方形(変形した長方形を含む。)のものにあつては厚さが幅の一〇分の一を超えるものに限る。

(d)「板」、「シト」、「ストリップ」及び「はく」とは、均一な厚さを有し、かつ、中空でない平板状の製品（巻いてあるかないかを問わないものとし、第七五・〇二項の塊を除く。）で、横断面が長方形（角を丸めてあるかないかを問わないものとし、横断面の一の相對する辺が凸の円弧で、他の相對する辺が長さの等しい平行な直線から成る変形した長方形を含み、正方形を除く。）のものうち次のものをいう。

長方形(正方形を含む。)のもので厚さが幅の一〇分の一以下のもの
長方形(正方形を含む。)以外のもの(大きさを問わない。)で他の項の物品の特性を有しないもの

第七五・〇六項の板、シート、ストリップ及びびくには、模様（例えば、溝、リップ、

市松、滴、ボタン及びびし形)を有し、穴をあけ、波形にし、研磨し又は被覆したもので、他の項の物品の特性を有しないものを含む。

(e) 「管」とは、均一な肉厚の中空の製品（巻いてあるかないかを問わない）であつて、構

断面が全長を通じて閉じた一の空間を有する一様な形状であり、かつ、横断面が円形だ円形、長方形（正方形を含む）、正三角形又は正凸多角形のものを用いるものとし、横断面が長方形（正方形を含む）、正三角形又は正凸多角形のものにあつては、全長を通じて角を丸めたものを含む、横断面の外側と内側とが相似形であり、これらの配置が同心かつ同方向のものに限る。管には、研磨し、被覆し、曲げ、ねじを切り、穴をあけ、くびれを付け、広げ、円すい形にし又はフランジ、カラー若しくはリングを取り付けたものを含む。

号注

1 この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(a) 「ニッケル(合金を除く。）」とは、ニッケル及びコバルトの含有量の合計が全重量の九%以上の金属で次のいずれの要件も満たすものをいう。

(i) コバルトの含有量が全重量の一・五％以下であること。

(ii) ニッケル及びコバルト以外の元素の含有量が全重量に対してそれぞれ次の表に掲げる限度を超えないこと。

元 素	全重量に対する限度(%)
鉄 (Fe)	〇・五
酸素 (O)	〇・四
その他の各元素	〇・三

(b) 「ニッケル合金」とは、含有する元素のうちニッケルの重量が最大の金属で次のいずれかのもをいう。

(i) コバルトの含有量が全重量の一・五%を超えるもの

(iii) ニッケル及びコバルト以外の元素の少なくとも一の含有量が全重量に対してそれぞれ(a)の表に掲げる限度を超えるもの

(iii) ニッケル及びコバルト以外の元素の含有量の合計が全重量の1%を超えるもの

七五・〇一	ニッケルのマット、焼結した酸化ニッケルその他ニッケル製錬の中間生産物	無税
七五〇一・一〇	ニッケルのマット	
七五〇一・二〇	焼結した酸化ニッケルその他ニッケル製錬の中間生産物 一 焼結した酸化ニッケル（ニッケルの含有量が全重量の八八%以上のものに限る。）	一キログラムにつき二〇〇円
二	その他のもの	一五%

昭和六十二年五月二十二日 参議院會議録第十二号(その二) 商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律案 五〇六

七五・〇二	ニッケルの塊	一キログラムにつき二〇〇
七五〇二・一〇	ニッケル(合金を除く。)	三〇%
七五〇二・二〇	ニッケル合金	三〇%
七五・〇三	ニッケルのくず	三〇%
七五〇三・〇〇	ニッケルの粉及びフレック	無税
七五・〇四	一 真空管用ゲッター、アルカリ蓄電池又は溶接用フラックスの製造に使用するもの及び粉末冶金に使用するもの	無税
七五〇四・〇〇	二 その他のもの	三〇%
	(一) ニッケル(合金を除く。)	三〇%
	(二) その他のもの	三〇%
七五・〇五	ニッケルの棒、形材及び線	二五%
七五〇五・一一	ニッケル(合金を除く。)	二〇%
七五〇五・二二	ニッケル合金のもの	二五%
七五・〇六	ニッケルの板、シート、ストリップ及びはく	二〇%
七五〇六・一〇	ニッケル(合金を除く。)	二五%
	一 真空管用ゲッター又はアルカリ蓄電池の製造に使用するもの	無税
	二 その他のもの	二五%
七五〇六・二〇	ニッケル合金のもの	二〇%
七五・〇七	ニッケル製の管及び管用継手(例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ)	二五%
	管	二〇%
	ニッケル(合金を除く。)	二五%
七五〇七・一一	ニッケル合金のもの	二〇%
七五〇七・二二	管用継手	二〇%
七五・〇八	その他のニッケル製品	二〇%

第七六類 アルミニウム及びその製品

注

この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(a) 「棒」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品、引抜製品及び鍛造製品(巻いてないものに限る。)で、横断面が円形、だ円形、長方形(正方形を含む。)、正三角形又は正凸多角形(横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。)

(b) 「形材」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有する圧延製品、押出製品、引抜製品、鍛造製品及び成形製品(巻いてあるかないかを問わない。)

(c) 「線」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品及び引抜製品(巻いたものに限る。)

(d) 「板」、「シート」、「ストリップ」及び「はく」とは、均一な厚さを有し、かつ、中空でない平板状の製品(巻いてあるかないかを問わないものとし、第七六・〇一項の塊を除く。)

第七六・〇六項又は第七六・〇七項の板、シート、ストリップ及びはくには、模様(例えば、溝、リブ、市松、滴、ボタン及びひし形)を有し、穴をあけ、波形にし、研磨し又は被覆したもので、他の項の物品の特性を有しないものを含む。

(e) 「管」とは、均一な肉厚の中空の製品（巻いてあるかないかを問わない。）であつて、横断面が全長を通じて閉じた一空間を有する一様な形状であり、かつ、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものを用いるものとし、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあつては、全長を通じて角を丸めたものを含む、横断面の外側と内側とが相似形であり、これらの配置が同心かつ同方向のものに限る。管には、研磨し、被覆し、曲げ、ねじを切り、穴をあけ、くびれを付け、広げ、円すい形にし又はフランジ、カラー若しくはリングを取り付けたものを含む。

号注

1 この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(a) 「アルミニウム（合金を除く。）」とは、アルミニウムの含有量が全重量の九九%以上で、アルミニウム以外の元素の含有量が全重量に対してそれぞれ次の表に掲げる限度を超えない金属をいう。

元 素	全重量に対する限度(%)
鉄(注①)及びけい素(注②)	一
その他の各元素(注①)	〇・一(注②)

注① その他の各元素とは、例えば、クロム、銅、マグネシウム、マンガン、ニッケル及び亜鉛をいう。

注② クロム又はマンガンの含有量がそれぞれ全重量の〇・〇五%以下である場合には、銅の含有量は、全重量の〇・二%を限度として〇・一%を超えることができない。

(b) 「アルミニウム合金」とは、含有する元素のうちアルミニウムの重量が最大の金属で次のいずれかのものをいう。

(i) 鉄及びけい素の含有量の合計又はアルミニウム、鉄及びけい素以外の元素のうち少なくとも一の元素の含有量が全重量に対して(四)の表に掲げる限度を超えるもの

(ii) アルミニウム以外の元素の含有量の合計が全重量の一%を超えるもの

七六・〇一	アルミニウムの塊	
七六・〇一・一〇	アルミニウム（合金を除く。）	一〇%
七六・〇一・二〇	アルミニウム合金	一〇%
七六・〇二	アルミニウムのくず	五%
七六・〇二・〇〇	アルミニウムの粉及びフレーク	五%
七六・〇三	粉（薄片状のものを除く。）	一五%
七六・〇三・一〇	粉（薄片状のものに限る。）及びフレーク	一五%
七六・〇三・二〇	アルミニウムの棒及び形材	一五%
七六・〇四		

七六・〇四・一〇	アルミニウム（合金を除く。）のもの	二〇%
七六・〇四・二一	アルミニウム合金のもの	二〇%
七六・〇四・二九	中空の形材	二〇%
七六・〇五	その他のもの	二〇%
七六・〇五・一一	アルミニウムの線	二〇%
七六・〇五・一九	アルミニウム（合金を除く。）のもの	二〇%
七六・〇五・二一	横断面の最大寸法が七ミリメートルを超えるもの	二〇%
七六・〇五・二九	その他のもの	二〇%
七六・〇六	アルミニウム合金のもの	二〇%
七六・〇六・一一	横断面の最大寸法が七ミリメートルを超えるもの	二〇%
七六・〇六・二二	その他のもの	二〇%
七六・〇六・九一	アルミニウムの板、シート及びストリップ（厚さが〇・二ミリメートルを超えるものに限る。）	二〇%
七六・〇六・九二	長方形（正方形を含む。）のもの	二〇%
七六・〇七	アルミニウム（合金を除く。）のもの	二〇%
七六・〇七・一一	アルミニウム合金のもの	二〇%
七六・〇七・一九	その他のもの	二〇%
七六・〇七・二〇	アルミニウムの厚さ（補強材の厚さを除く。）が〇・二ミリメートル以下のものに限るものとし、印刷してあるかないか又は紙、板紙、プラスチックその他これらに類する補強材により裏張りしてあるかないかを問わない。）	二〇%
七六・〇七・二一	裏張りしてないもの	二〇%
七六・〇七・二二	圧延したもの（更に加工したものを除く。）	二〇%
七六・〇八	その他のもの	二〇%
七六・〇八・一〇	裏張りしたもの	二〇%
七六・〇八・二〇	アルミニウム製の管	二〇%
七六・〇九	アルミニウム（合金を除く。）のもの	二〇%
七六・〇九・一〇	アルミニウム合金のもの	二〇%
七六・一〇	アルミニウム製の管用継手（例えば、カップリング、エルボ）及びスリーブ	二〇%
七六・一〇・一〇	構造物及びその部分品（アルミニウム製のものに限る。例えば、橋、橋げた、塔、格子柱、屋根、屋根組み、戸、窓、戸枠、窓枠、戸数居、手すり及び柱、第九四・〇六項のプレハブ建築物を除く。）並びに構造物用に加工したアルミニウム製の板、棒、形材、管その他これらに類する物品	二〇%
七六・一〇・九〇	戸及び窓並びにこれらの枠並びに戸数居	二〇%
七六・一〇・九一	その他のもの	二〇%

(b)「形材」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有する圧延製品、押出製品、引拔製品、鍛造製品及び成形製品（巻いてあるかないかを問わない。）で、棒、線、板、シート、ストリップ、はく及び管のいずれの定義にも該当しないものをいう。形材には、鑄造製品及び焼結製品で、前段の形状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有しないもののうち単なるトリミング又はスケール除去よりも高度な加工をしたものを含む。

(c) 「線」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品及び引拔製品（巻いたものに限る。）で、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形（横断面の一の相對する辺が凸の円弧で、他の相對する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平狀の円形及び變形した長方形を含む。）のもの、をいうものとし、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあつては全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面が長方形（變形した長方形を含む。）のものにあつては厚さが幅の一〇分の一を超えるものに限る。

(d) 「板」、「シート」、「ストリップ」及び「はく」とは、均一な厚さを有し、かつ、中空でない

い平板状の製品（巻いてあるかないかを問わないものとし、第七八・〇一項の塊を除く。）で、横断面が長方形（角を丸めてあるかないかを問わないものとし、横断面の一の辺に対する辺が凸の円弧で、他の相對する辺が長さの等しい平行な直線から成る変形した長方形を含み、正方形を除く。）のものうち次のものをいう。

長方形(正方形を含む)のもので厚さが幅の一〇分の一以下のもの
長方形(正方形を含む)以外のもの(大きさを問わない)で他の項の特性を
有しないもの

第七八・(四項の板、シート、ストリップ及びはくには、模様(例えば、溝、リップ、市松、滴、ボタン及びひし形)を有し、穴をあけ、波形にし、研磨し又は被覆したもので、他の項の物品の特性を有しないものを含む。

(e)「管」とは、均一な肉厚の中空の製品（巻いてあるかないかを問わない。）であつて、横断面が全長を通じて閉じた一の空間を有する一様な形状であり、かつ、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む）、正三角形又は正凸多角形のものを用ゐるものとし、横断面が長方形（正方形を含む）、正三角形又は正凸多角形のものにあつては、全長を通じて角を丸めたものを含む、横断面の外側と内側とが相似形であり、これらの配置が同心かつ同方向のものに限る。管には、研磨し、被覆し、曲げ、ねじを切り、穴をあけ、くびれを付け、広げ、円すい形にし又はフランジ、カラー若しくはリングを取り付けたものを含む。

第七八類 鉛及びその製品

1 注 この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

「棒」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品、引拔製品及び鍛造製品（巻いてないものに限る。）で、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む）、正三角形又は正凸多角形（横断面の1の相對する辺が凸の円形の弧で、他の相對する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び變形した長方形を含む。）のものをいうものとし、横断面が長方形（正方形を含む）、正三角形又は

七六·二
七六一·〇〇

アルミニウム製の貯蔵タンクその他これらに類する容器
（内容積が三〇リットルを超え、その内径もそのとし
内張りしてあるかないかは断熱してあるかないかを問わ
ず）圧縮ガス用又は液化ガス用のもの及び機械装置又は加
熱用若しくは冷却用の装置を有するものを除く）
アルミニウム製のたる、ドラム、缶、箱その他これらに類
する容器（容量が二〇リットルを超え、その内径もそのとし

七六・二二
七六・二一
七六・二〇
七六・一九
七六・一八
七六・一七
七六・一六
七六・一五
七六・一四
七六・一三
七六・一二
七六・一一
七六・一〇
七六・〇九
七六・〇八
七六・〇七
七六・〇六
七六・〇五
七六・〇四
七六・〇三
七六・〇二
七六・〇一
七六・〇〇

七六・一四
七六・一三
七六・一〇
七六・〇〇

庄縮ガス用又は液化ガス用のアルミニウム製の容器
アルミニウム製のより線、ケーブル、組みもその他これら
に類する製品（電気絶縁をしたものを除く。）

七六一四・一〇	しんに鋼を使用したもの
七六一四・九〇	その他のもの
七六一五	食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品（ア

ポリッシング剤の用途は、アルミニウム製の瓶洗い、アルミニウム製のラブその他これらに類する製品並びに衛生用品及びその部分品（アルミニウム製のものに限り。）

七六一五・一〇 食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品並びに瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシングクラブその他これらに類する製品

七六一五・二〇 衛生用品及びその部分品

七六・一六
七六一六・一〇

その他のアルミニウム製品
くぎ、びょう、またくぎ（第八三・〇五項のものを除く）
ねじ、ナット、ワッシャー、その他

七六一六・九〇

110%
110%
110%
110%
110%
110%

号注

1 この類において「精製鉛」とは、鉛の含有量が全重量の九九・九%以上で、鉛以外の元素の含有量が全重量に対してそれぞれ次の表に掲げる限度を超えない金属をいう。

元 素	全重量に対する限度(%)
銀 (Ag)	〇・〇二
砒素 (As)	〇・〇〇五
ビスマス (Bi)	〇・〇五
カルシウム (Ca)	〇・〇〇二
カドミウム (Cd)	〇・〇〇二
銅 (Cu)	〇・〇八
鉄 (Fe)	〇・〇〇二
硫黄 (S)	〇・〇〇二
アンチモン (Sb)	〇・〇〇五
すず (Sn)	〇・〇〇五
亜鉛 (Zn)	〇・〇〇二
その他の各元素(例えば、テルル)	〇・〇〇一

七八・〇一

七八・〇一・一〇

七八・〇一・九一

七八・〇一・九九

鉛の塊

精製鉛

その他のもの
含有する鉛以外の元素のうち重量においてアンチモンが主なもの

その他のもの

一 鉛合金のもの

- 二 その他のもの
- (一) 電解精製用のもの(鉛の含有量が全重量の九五%を超えるものに限る。)
- (二) その他のもの

一キログラムにつき一三円

二〇%(その率が一キログラムにつき一三円の従量税率は、当該従量税率)

一二%(その率が一キログラムにつき一三円の従量税率より低いときは、当該従量税率)

一〇%
一キログラムにつき一三円七八・〇二
七八・〇二・〇〇七八・〇三
七八・〇三・〇〇七八・〇四
七八・〇四・〇〇七八・〇四・一一
七八・〇四・一九七八・〇四・二〇
七八・〇五・〇〇七八・〇五・〇〇
七八・〇六・〇〇七八・〇六・〇〇
七八・〇六・〇〇

鉛のくず

鉛の棒、形材及び線

鉛の板、シート、ストリップ、はく、粉及びフレーク

板、シート、ストリップ及びはく

シート、ストリップ及びはく(厚さ(補強材の厚さを除く)が〇・二ミリメートル以下のものに限る。)

その他のもの

粉及びフレーク

鉛製の管及び管用継手(例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ)

その他の鉛製品

五%

一五%

一五%

一五%

一五%

一五%

二〇%

二〇%

二〇%

七八・〇六・〇〇
七八・〇六・〇〇

その他の鉛製品

二〇%

第七九類 亜鉛及びその製品

1 注
この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- (a) 「棒」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品、引抜製品及び鍛造製品(巻いてないものに限る。)で、横断面が円形、だ円形、長方形(正方形を含む。)、正三角形又は正凸多角形(横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。)のものをいうものとし、横断面が長方形(正方形を含む。)、正三角形又は正凸多角形のものにあつては全長を通じて角を丸めたものを含む、横断面が長方形(変形した長方形を含む。)のものにあつては厚さが幅の一〇分の一を超えるものに限る。棒には、鍛造製品及び焼結製品で、前段の形状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有しないものうち単なるトリミング又はスケール除去よりも高度な加工をしたものを含む。

- (b) 「形材」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有する圧延製品、押出製品、引抜製品、鍛造製品及び成形製品(巻いてあるかないかを問わない。)で、棒、線、板、シート、ストリップ、はく及び管のいずれの定義にも該当しないものをいう。形状には、鍛造製品及び焼結製品で、前段の形状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有しないものうち単なるトリミング又はスケール除去よりも高度な加工をしたものを含む。

- (c) 「線」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品及び引抜製品(巻いたものに限る。)で、横断面が円形、だ円形、長方形(正方形を含む。)、正三角形又は正凸多角形(横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対

する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。)のものを含むものとし、横断面が長方形(正方形を含む。)、正三角形又は正凸多角形のものにあつては全長を通じて角を丸めたものを含む、横断面が長方形(変形した長方形を含む。)のものにあつては厚さが幅の一〇分の一を超えるものに限る。 (d) 「板」、「シート」、「ストリップ」及び「はく」とは、均一な厚さを有し、かつ、中空でない平板状の製品(巻いてあるかないかを問わないものとし、第七九・〇一項の塊を除く。)で、横断面が長方形(角を丸めてあるかないかを問わないものとし、横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成る変形した長方形を含む、正方形を除く。)のものうち次のものをいう。 長方形(正方形を含む。)のもので厚さが幅の一〇分の一以下のもの 長方形(正方形を含む。)以外のもの(大きさを問わない)で他の項の物品の特性を有しないもの 第七九・〇五項の板、シート、ストリップ及びはくには、模様(例えば、溝、リブ、市松、滴、ボタン及びびし形)を有し、穴をあけ、波形にし、研磨し又は被覆したもので、他の項の物品の特性を有しないものを含む。 (e) 「管」とは、均一な肉厚の中空の製品(巻いてあるかないかを問わない。)であつて、横断面が全長を通じて閉じた一の空間を有する一様な形状であり、かつ、横断面が円形、だ円形、長方形(正方形を含む。)、正三角形又は正凸多角形のものを含むものとし、横断面が長方形(正方形を含む。)、正三角形又は正凸多角形のものにあつては、全長を通じて角を丸めたものを含む、横断面の外側と内側とが相似形であり、これらの配置が同心かつ同方向のものに限る。管には、研磨し、被覆し、曲げ、ねじを切り、穴をあけ、くびれを付け、広げ、円すい形にし又はフランジ、カラー若しくはリングを取り付けたものを含む。		
号注	1 この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。	
	(a) 「亜鉛(合金を除く。)」とは、亜鉛の含有量が全重量の九七・五%以上の金属をいう。	
	(b) 「亜鉛合金」とは、含有する元素のうち亜鉛の重量が最大の金属で、他の元素の含有量の合計が全重量の二・五%を超えるものをいう。	
	(c) 「亜鉛のダスト」とは、亜鉛蒸気を凝結させて得た球状の粒子で粉よりも微細なもの(目開きが六三ミクロンのふるいに対する通過率が全重量の八〇%以上のものに限る。)のうち、金属亜鉛の含有量が全重量の八五%以上のものをいう。	
七九・〇一	亜鉛の塊	
七九・〇一・一一	亜鉛(合金を除く。)	一キログラムにつき一二円
七九・〇一・一二	亜鉛の含有量が全重量の九九・九九%未満のもの	一キログラムにつき一二円

七九・〇一・二〇	亜鉛合金	一キログラムにつき一五円
七九・〇二	亜鉛のくす	五%
七九・〇三	亜鉛のダスト、粉及びフレーク	一五%
七九・〇三・一〇	亜鉛のダスト	一五%
七九・〇三・九〇	その他のもの	二〇%
七九・〇四	亜鉛の棒、形状及び線	二〇%
七九・〇四・〇〇	亜鉛の板、シート、ストリップ及びはく	二〇%
七九・〇五	亜鉛製の管及び管用継手(例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ)	二〇%
七九・〇六	その他の亜鉛製品	一五%
七九・〇六・〇〇	とい、ルーフキャッピング、天窓用棒その他加工した建築用材料	二〇%
七九・〇七	その他のもの	二〇%
七九・〇七・一〇		
七九・〇七・九〇		

注

1 この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(a) 「棒」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品、引抜製品及び鍛造製品(巻いてないものに限る。)で、横断面が円形、だ円形、長方形(正方形を含む。)、正三角形又は正凸多角形(横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。)のものを含むものとし、横断面が長方形(正方形を含む。)、正三角形又は正凸多角形のものにあつては全長を通じて角を丸めたものを含む、横断面が長方形(変形した長方形を含む。)のもので厚さが幅の一〇分の一を超えるものに限る。

(b) 「形材」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有する圧延製品、押出製品、引抜製品、鍛造製品及び成形製品(巻いてあるかないかを問わない)で、棒、線、板、シート、ストリップ、はく及び管のいずれの定義にも該当しないものをいう。形材には、鍛造製品及び焼結製品で、前段の形状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有しないものうち単なるトリミング又はスケール除去より高度な加工をしたものを含む。

(c) 「線」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品及び引抜製品(巻いたものに限る。)で、横断面が円形、だ円形、長方形(正方形

第八〇類 寸法及びその製品

を含む。正三角形又は正凸多角形（横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。）のものを含むものとし、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあつては全長を通じて角を丸めたものを含む、横断面が長方形（変形した長方形を含む。）のものにあつては厚さが幅の二〇分の一を超えるものに限り、

(d) 「板」、「シート」、「ストリップ」及び「はく」とは、均一な厚さを有し、かつ、中空でない平板状の製品（巻いてあるかいかを問わないものとし、第八〇・〇一項の塊を除く。）で、横断面が長方形（角を丸めてあるかいかを問わないものとし、横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成る変形した長方形を含む、正方形を除く。）のものうち次のものをいう。

長方形（正方形を含む。）のもので厚さが幅の二〇分の一以下のもの
長方形（正方形を含む。）以外のもの（大きさを問わない。）で他の項の物品の特性を有しないもの

第八〇・〇四項又は第八〇・〇五項の板、シート、ストリップ及び「はく」には、模様（例えば、溝、リブ、市松、滴、ボタン及びひし形）を有し、穴をあけ、波形にし、研磨し又は被覆したもので、他の項の物品の特性を有しないものを含む。

(e) 「管」とは、均一な肉厚の中空の製品（巻いてあるかいかを問わない。）であつて、横断面が全長を通じて閉じた一の空間を有する一様な形状であり、かつ、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものを含むものとし、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあつては、全長を通じて角を丸めたものを含む、横断面の外側と内側とが相似形であり、これらの配置が同心かつ同方向のものに限る。管には、研磨し、被覆し、曲げ、ねじを切り、穴をあけ、くびれを付け、広げ、円すい形にし又はフランジ、カラー若しくはリングを取り付けたものを含む。

号注

1 この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(a) 「すず（合金を除く。）」とは、すずの含有量が全重量の九九％以上で、ビスマス又は銅の含有量が全重量に対してそれぞれ次の表に掲げる限度未満の金属をいう。

元	素	全重量に対する限度(%)
ビスマス	(Bi)	〇・一
銅	(Cu)	〇・四

(b) 「すず合金」とは、含有する元素のうちすずの重量が最大の金属で次のいずれかのものをいう。

(i) すず以外の元素の含有量の合計が全重量の百分一を超えるもの

(ii) ビスマス又は銅の含有量が全重量に対してそれぞれ(a)の表に掲げる限度以上のもの

八〇・〇一

八〇〇一・一〇

八〇〇一・二〇

八〇・〇二

八〇〇二・〇〇

八〇・〇三

八〇〇三・〇〇

八〇・〇四

八〇〇四・〇〇

八〇・〇五

八〇〇五・一〇

八〇〇五・二〇

八〇・〇六

八〇〇六・〇〇

八〇・〇七

八〇〇七・〇〇

八〇・〇七

八〇〇七・〇〇

八〇・〇七

八〇〇七・〇〇

八〇・〇七

八〇〇七・〇〇

八〇・〇七

八〇〇七・〇〇

八〇・〇七

八〇〇七・〇〇

八〇・〇七

八〇〇七・〇〇

八〇・〇七

八〇〇七・〇〇

八〇・〇七

八〇〇七・〇〇

八〇・〇七

八〇〇七・〇〇

すずの塊

すず（合金を除く。）

すず合金

すずのくず

すずの棒、形材及び線

すずの板、シート及びストリップ（厚さが〇・二ミリメートルを超えるものに限り。）

すずのはく（厚さが補強材の厚さを除く。）が〇・二ミリメートル以下のものに限り、印刷してあるかいか又は紙、板紙、プラスチックその他これらに類する補強材により裏張りしてあるかいかを問わない。）粉及びフレーク

はく

粉及びフレーク

すず製の管及び管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）

その他のすず製品

第八一類 その他の卑金属及びサーマット並びにこれらの製品

第七四類の注一に規定する「棒」、「形材」、「線」、「板」、「シート」、「ストリップ」及び「はく」の用語の定義は、この類において準用する。

タングステン及びその製品（くずを含む。）

その他のもの

タングステンの塊（単に焼結して得た棒を含む。）及びくず

棒（単に焼結して得た棒を除く。）、形材、板、シート、ストリップ及びはく

線

その他のもの

モリブデン及びその製品（くずを含む。）

その他のもの

モリブデンの塊（単に焼結して得た棒を含む。）及びくず

その他のもの

その他のもの

その他のもの

その他のもの

その他のもの

その他のもの

その他のもの

その他のもの

その他のもの

その他のもの

その他のもの

その他のもの

無税

無税

無税

無税

無税

無税

無税

無税

無税

無税

無税

無税

無税

無税

無税

無税

無税

無税

無税

無税

無税

無税

無税

無税

無税

無税

無税

無税

無税

無税

無税

無税

無税

無税

八二〇二・九二	棒(単に焼結して得た棒を除く)、形材、板、シート、ストリップ及びはく	一五%
八二〇二・九三	線	一五%
八二〇二・九九	その他のもの	一五%
八二〇三	タンタル及びその製品(くずを含む。)	
八二〇三・一〇	タンタルの塊(単に焼結して得た棒を含む。)、くず及び粉	
	一 塊及び粉	一〇%
	二 くず	無税
八二〇三・九〇	その他のもの	一五%
八二〇四	マグネシウム及びその製品(くずを含む。)	
八二〇四・一一	マグネシウムの塊	
八二〇四・一二	マグネシウムの含有量が全重量の九九・八%以上のもの	二〇%
八二〇四・一三	その他のもの	二〇%
八二〇四・一四	くず	一〇%
八二〇四・一五	大きさをそろえた削りくず及び粒並びに粉	二〇%
八二〇四・一六	その他のもの	二〇%
八二〇五	コバルトのマットその他コバルト製錬の中間生産物並びにコバルト及びその製品(くずを含む。)	
八二〇五・一〇	コバルトのマットその他コバルト製錬の中間生産物並びにコバルトの塊、くず及び粉	無税
八二〇五・一一	その他のもの	一五%
八二〇六	ビスマス及びその製品(くずを含む。)	
八二〇六・一〇	カドミウム及びその製品(くずを含む。)	一〇%
八二〇七	カドミウムの塊、くず及び粉	一〇%
八二〇七・一〇	その他のもの	一五%
八二〇八	チタン及びその製品(くずを含む。)	
八二〇八・一〇	チタンの塊、くず及び粉	一〇%
八二〇八・一一	その他のもの	一五%
八二〇九	ジルコニウム及びその製品(くずを含む。)	
八二〇九・一〇	ジルコニウムの塊、くず及び粉	一〇%
八二〇九・一一	その他のもの	一五%
八二一〇	アンチモン及びその製品(くずを含む。)	一〇%
八二一〇・一〇	マンガン及びその製品(くずを含む。)	一〇%

八二一二	ベリリウム、クロム、ゲルマニウム、バナジウム、ガリウム、ハフニウム、インジウム、ニオブ、レニウム及びタリウム(くずを含む。並びにこれらの製品(くずを含む。))	一〇%
八二一二・一一	ベリリウム	一〇%
八二一二・一二	塊、くず及び粉	二〇%
八二一二・一三	その他のもの	一〇%
八二一二・一四	クロム	一〇%
八二一二・一五	塊、くず及び粉	一五%
八二一二・一六	二 その他のもの	無税
八二一二・一七	ゲルマニウム	一〇%
八二一二・一八	一 くず	一五%
八二一二・一九	二 その他のもの	一〇%
八二一二・二〇	バナジウム	一五%
八二一二・二一	その他のもの	一〇%
八二一二・二二	塊、くず及び粉	一五%
八二一二・二三	その他のもの	一〇%
八二一二・二四	サメット及びその製品(くずを含む。)	一五%

第八二類 卑金属製の工具、道具、刃物、スプリング及びフォーク並びにこれらの部分品

- 1 注
- トリチランプ、可搬式かじり、フレーム付きグラインディングホイール、マニキュアセット、ペディキュアセット及び第八二・一〇九項の物品を除くほか、この類の物品は、次のいずれかの物品から成る刃、作用する面その他の作用する部分を有するものに限る。
- (a) 卑金属
- (b) 金属炭化物又はサメット
- (c) 卑金属製、金属炭化物製又はサメット製の支持物に取り付けた天然、合成又は再生の貴石又は半貴石
- (d) 卑金属製の支持物(卑金属製の切削歯、溝その他これらに類する作用する部分を有し、これに研磨材料を取り付けた後においてもその機能を維持する場合に限る。)に取り付けた研磨材料
- 2 この類の物品の卑金属製の部分品(当該物品とは別に掲げてあるもの及び第八四・六六項の手工用具用ツールホルダーを除く)は、当該物品が属する項に属する。ただし、第一五部の注2のはん用性の部分品は、すべてこの類に属しない。
- 電気かみそり又は電気バリカンの頭部及び刃は、第八五・一〇項に属する。
- 3 第八二・一一項の以上のナイフとこれと同数以上の第八二・一五項の製品とをセットにした製品は、第八二・一五項に属する。

八二・〇一	手道具(スベード、ショベル、つるはし、くわ、フォーク及びレーキ並びになた、なたがまその他のおの類、各種の剪定ばさみ並びに農業、園芸又は林業に使用する種類のかま、草切具、刈込みばさみ、くさびその他の道具に限る)スベード及びショベル	一五%
八二・〇一・一〇	フォーク	一五%
八二・〇一・二〇	つるはし、くわ及びレーキ	一五%
八二・〇一・三〇	なた、なたがまその他のおの類	一五%
八二・〇一・四〇	片手剪定ばさみ(家きん切断用のものを含む。)	二〇%
八二・〇一・五〇	刈込みばさみ、両手剪定ばさみその他これらに類する両手ばさみ	一五%
八二・〇一・六〇	その他の農業、園芸又は林業に使用する種類の手道具	一五%
八二・〇一・九〇	のこぎり(種類を問わない)のブレード(切開き用、溝彫り用又は無歯式ののこぎりのブレードを含む)及び手のこぎり	一五%
八二・〇二	手のこぎり	一五%
八二・〇二・一〇	帯のこぎりのブレード	二〇%
八二・〇二・二〇	サーキュラーソーのブレード(切開き用又は溝彫り用ののこぎりのブレードを含む。)	二〇%
八二・〇二・三〇	作用する部分に鋼を使用したもの	二〇%
八二・〇二・四〇	作用する部分にその他の材料を使用したもの	二〇%
八二・〇二・五〇	チェーンソーのブレード	二〇%
八二・〇二・六〇	その他ののこぎりのブレード	二〇%
八二・〇二・七〇	ストレートソーのブレード(金属加工用のものに限る。)	一五%
八二・〇二・八〇	その他のもの	二〇%
八二・〇二・九〇	やすり、ブライヤー(切断用ブライヤーを含む。)、やつとこ、ツイーザー、金属切断用ばさみ、パイプカッター、ボルトクリッパー、せん孔ポンチその他これらに類する手工具	一五%
八二・〇三	やすりその他これに類する手工具	一五%
八二・〇三・一〇	ブライヤー(切断用ブライヤーを含む。)、やつとこ、ツイーザーその他これらに類する手工具	一五%
八二・〇三・二〇	金属切断用ばさみその他これに類する手工具	一五%
八二・〇三・三〇	パイプカッター、ボルトクリッパー、せん孔ポンチその他これらに類する手工具	一五%
八二・〇三・四〇	スパナ及びレンチ(トルクレンチを含む、手回しのものに限るものとし、タップ回しを除く)並びに互換性スパナソケット(ハンドル付きであるかないかを問わない。)	一五%
八二・〇四	スパナ及びレンチ(手回しのものに限る。)	一五%
八二・〇四・一〇	調節式でないもの	一五%
八二・〇四・二〇	調節式のもの	一五%

八二・〇四・二〇	互換性スパナソケット(ハンドル付きであるかないかを問わない。)	一五%
八二・〇五	手道具及び手工具(ダイヤモンドガラス切りを含むものと、他の項に該当するものを除く。)、トリチャンプ並びに万力、クランプその他これらに類する物品(加工機械の付属品及び部分品を除く。)	一五%
八二・〇五・一〇	穴あけ用、ねじ切り用又はねじ立て用の工具	一五%
八二・〇五・二〇	ハンマー	一五%
八二・〇五・三〇	かんざ、のみ、丸のみその他これらに類する刃工具(木工用のものに限る。)	一五%
八二・〇五・四〇	ねじ回し	一五%
八二・〇五・五〇	その他の手道具及び手工具(ダイヤモンドガラス切りを含む。)	一五%
八二・〇五・五九	家庭用のもの	一五%
八二・〇五・六〇	その他のもの	一五%
八二・〇五・七〇	トリチャンプ	一五%
八二・〇五・八〇	万力、クランプその他これらに類する物品	一五%
八二・〇五・九〇	金敷き、可搬式かじり及びフレーム付きグライディンググホイールで手回し式又は足踏み式のもの	一五%
八二・〇六	手道具又は手工具のセット(この項の二以上の号の製品をセットにしたものに限る。)	一五%
八二・〇六・一〇	手道具又は手工具のセット(第八二・〇二項から第八二・〇五項までの二以上の号の製品を小売用のセットにしたものに限る。)	一五%
八二・〇七	手工具(動力駆動式であるかないかを問わない。用又は加工機械用の互換性工具(例えば、プレス、型打ち、押抜き、ねじ立て、ねじ切り、穴あけ、中ぐり、ブローチ、削り、フライス削り、切削又はねじの締付けに使用するもの。金属の引抜き用又は押し出し用のダイス及び削岩用又は土壌せん孔用の工具を含む。)	二〇%
八二・〇七・一〇	削岩用又は土壌せん孔用の工具	二〇%
八二・〇七・二〇	作用する部分に焼結した金属炭化物又はサーメットを使用したもの	二〇%
八二・〇七・三〇	作用する部分にその他の材料を使用したもの	二〇%
八二・〇七・四〇	金属の引抜き用又は押し出し用のダイス	一五%
八二・〇七・五〇	プレス用、型打ち用又は押抜き用の工具	一五%
八二・〇七・六〇	ねじ立て用又はねじ切り用の工具	一五%
八二・〇七・七〇	穴あけ用工具(削岩用のものを除く。)	一五%
八二・〇七・八〇	中ぐり用又はブローチ削り用の工具	一五%
八二・〇七・九〇	フライス削り用工具	二〇%

五一四

八二〇七・八〇	切削用工具	一五%
八二〇七・九〇	その他の互換性工具	一五%
八二〇八	機械用又は器具用のナイフ及び刃	一五%
八二〇八・一〇	金属加工用のもの	一五%
八二〇八・二〇	木工用のもの	一五%
八二〇八・三〇	台所用のもの及び食品工業用の機械に使用するもの	一五%
八二〇八・四〇	農業用、園芸用又は林業用の機械に使用するもの	一五%
八二〇八・九〇	その他のもの	一五%
八二〇九	工具用の板、棒、チップその他これらに類する物品（焼結した金属炭化物又はサーメットのもので、取り付けてないものに限り）	二〇%
八二〇九・〇〇	手動式器具（飲食物の調製に使用するので、重量が一〇キログラム以下のもに限り）	一五%
八二一〇・〇〇	刃を付けたナイフ（剪定ナイフを含み、のこ歯状の刃を有するが有しないかを問わないものとし、第八二・〇八項のナイフを除く。）及びその刃	二〇%
八二一一	詰合せセット	二〇%
八二一一・一〇	その他のもの	二〇%
八二一一・九一	テールブナイフ（固定刃のものに限る。）	二〇%
八二一一・九二	その他のナイフ（固定刃のものに限る。）	二〇%
八二一一・九三	その他のナイフ（固定刃のものを除く。）	二〇%
八二一一・九四	刃	二〇%
八二一二	かみそり及びその刃（かみそりの刃のブランクでストリップ状のものを含む）	二〇%
八二一二・一〇	かみそり	二〇%
八二一二・二〇	安全かみそりの刃（かみそりの刃のブランクでストリップ状のものを含む）	二〇%
八二二三・〇〇	一 ストリップ状のもの	二〇%
八二二三・〇〇	二 その他のもの	二〇%
八二二二・九〇	その他の部分品	一枚につき 円五〇銭
八二二三・〇〇	はさみ、テールラスシャーその他これらに類するはさみ及びこれらの刃	二〇%
八二二四	その他の刃物（例えば、バリカン、肉切り用又は台所用のクリーパー、デモッパ、ミンシングナイフ及びペーパーナイフ）並びにマニキュア用又はベディキュア用のセット及び用具（つめやすりを含む）	二〇%
八二二四・一〇	ペーパーナイフ、レターオーブナー、擦り消し用ナイフ及び鉛筆削り並びにこれらの刃	二〇%

注

- この類において単金屬製の部分品は、本体が属する項に属する。ただし、第七三・一二項、第七三・一五項、第七三・一七項、第七三・一八項又は第七三・二〇項の鉄鋼製品及びこれに類する物品で鉄鋼以外の單金屬製のもの（第七四類から第七六類まで又は第七八類から第八一類までのものに限り）は、この類の物品の部分品とはしない。
- 第八三・〇二項において「キャスター」とは、直径（タイヤ部分がある場合には、これを含む）が七五ミリメートル以下のもの及び直径（タイヤ部分がある場合には、これを含む）が七五ミリメートルを超えるものにあつては取り付け付けてある車輪又はタイヤの輻が三〇ミリメートル未満のものをいう。

八二二四・二〇	マニキュア用又はベディキュア用のセット及び用具（つめやすりを含む）	二〇%
八二二四・九〇	その他のもの	二〇%
八二二五	スプーン、フォーク、ひしやく、しゃくし、ケーキサ―バ、フィッシュナイフ、バターナイフ、砂糖挟みその他これらに類する台所用用具及び食卓用具	二〇%
八二二五・一〇	詰合せセット（貴金屬をめつきた少なくとも一の製品を含むものに限り）	二〇%
八二二五・二〇	その他の詰合せセット	二〇%
八二二五・九一	その他のもの	二〇%
八二二五・九九	貴金屬をめつきたもの	四〇%
	その他のもの	二〇%

第八三類 各種の單金屬製品

八三一〇・一	單金屬製の錠（かぎを使用するもの、ダイヤル式のものと及び電気式的のものに限る）並びに單金屬製の留金及び留金付きフレームで、錠と一体のもの並びにこれらの單金屬製の	二〇%
八三一〇・一〇	南京錠	二〇%
八三一〇・二〇	自動車に使用する種類の錠	二〇%
八三一〇・三〇	家具に使用する種類の錠	二〇%
八三一〇・四〇	その他の錠	二〇%
八三一〇・五〇	留金及び留金付きフレームで、錠と一体のもの	二〇%
八三一〇・六〇	部分品	二〇%
八三一〇・七〇	かぎ（單獨で提示するものに限る。）	二〇%
八三一〇・二	單金屬製の帽子掛け、ブラケットその他これらに類する支持具、取付具その他これに類する物品（家具、戸、階段窓、日よけ、車体、馬具、トランク、衣装箱、小箱その他これらに類する物品に適するものに限る）。取付具付きキャスター及びドアクロージャー	二〇%
八三一〇・一〇	ちようつがい	二〇%
八三一〇・二〇	キャスター	二〇%
八三一〇・三〇	その他の取付具その他これに類する物品（自動車の適するものに限る）	二〇%

八三〇二・四一	その他の取付具その他これに類する物品	二〇%
八三〇二・四二	建築物に適用するもの	二〇%
八三〇二・四九	その他のもの(家具に適用するものに限る。)	二〇%
八三〇二・五〇	その他のもの	二〇%
八三〇二・六〇	帽子掛け、ブラケットその他これに類する支持具	二〇%
八三〇三	ドアクロージャー	二〇%
八三〇三・〇〇	卑金属製の金庫、金庫室の扉及び貴重品保管ロッカー並びに卑金属製のキャッシュボックスその他これに類する物品	二〇%
八三〇四	卑金属製の書類整理箱、インデックスカード箱、書類入れ、ペン皿、スタンプ台その他これらに類する事務用品及び机上用品(第九四・〇三項の事務用品の家具を除く。)	二〇%
八三〇五	卑金属製の書類及び込み用金具、クリップ、レターコーナリ、インデックスタグその他これらに類する事務用品及びストリップ状ステープル(例えば、事務用、いす張り用又は梱包用のもの)	二〇%
八三〇五・一〇	書類と同じ込み用金具	二〇%
八三〇五・二〇	ストリップ状ステープル	二〇%
八三〇五・九〇	その他のもの(部分品を含む。)	二〇%
八三〇六	卑金属製のベル、ゴングその他これらに類する物品(電気式のものを除く。)	二〇%
八三〇六・一〇	ベル、ゴングその他これらに類する物品	二〇%
八三〇六・二一	小像その他の装飾品	四〇%
八三〇六・二九	貴金属をめつきたもの	二〇%
八三〇六・三〇	その他のもの	二〇%
八三〇七	額縁その他これに類するフレーム及び鏡	二〇%
八三〇七・一〇	卑金属製のフレキシブルチューブ(継手があるかないかを問わない。)	一五%
八三〇七・九〇	鉄鋼製のもの	二〇%
八三〇八・一〇	その他の卑金属製のもの	二〇%
八三〇八・二〇	卑金属製の留金、留金付きフレーム、バックル、フック、アイ、アイレットその他これらに類する物品(衣類、履物、日よけ、ハンドバッグ、旅行用具その他の製品に使用する種類のものに限る。)	二〇%
八三〇八・九〇	フック、アイ及びアイレット	二〇%
	管リベット及びふたまたりベットの	二〇%
	その他のもの(部分品を含む。)	四〇%
	一 ビーズ及びスパンクル(貴金属をめつきたものに限る。)	二〇%

八三〇九	二 その他のもの	二〇%
八三〇九・一〇	卑金属製の栓及びふた(王冠、ねじふた及び注水口用の栓を含む。)	二〇%
八三〇九・九〇	シールその他これらに類する包装用の付属品	二〇%
八三一〇	王冠	二〇%
八三一〇・〇〇	その他のもの	二〇%
八三一・一	卑金属製のサインプレート、ネームプレート、アドレスプレートその他これらに類するプレート及び数字、文字その他の標章(第九四・〇五項のものを除く。)	二〇%
八三一・二〇	卑金属製又は金属炭化物製の線、棒、管、板、アーク溶接棒その他これらに類する物品(金属又は金属炭化物のはんだ付け、ろう付け、溶接又は融着に使用する種類のものでは、フラックスを被覆し又はしんに充てんしたものに限る。)	二〇%
八三一・三〇	線及び棒	二〇%
八三一・九〇	卑金属製の被覆アーク溶接棒(電気アーク溶接に使用するものに限る。)	二〇%
八三一・一〇	卑金属製の線(しんに充てんしたもので電気アーク溶接に使用するものに限る。)	二〇%
八三一・二〇	卑金属製の被覆した棒及びしんに充てんした線(炎によるはんだ付け、ろう付け又は溶接に使用するものに限る。)	二〇%
八三一・九〇	その他のもの(部分品を含む。)	二〇%

注

1 この部には、次の物品を含まない。

- (a) 伝動用又はコンベヤ用のベルト及びベルチングで、第三九類のプラスチック製のもの及び加硫ゴム製のもの(第四〇・一〇項参照)並びに機械類、電気機器その他の技術的用途に供する種類の加硫ゴム(硬質ゴムを除く。)(製品(第四〇・一六項参照))
- (b) 革製品及びコンボジションレザー製品(第四二・〇四項参照)並びに毛皮製品(第四三・〇三項参照)で、機械類その他の技術的用途に供する種類のもの
- (c) ポピン、スプール、コップ、コイン、コア、リールその他これらに類する巻取用品(材料を問わない。例えは、第三九類、第四〇類、第四四類、第四八類及び第一五部参照)
- (d) ジャカードその他これに類する機械に使用するせん孔カード(例えは、第三九類、第四八類及び第一五部参照)
- (e) 伝動用又はコンベヤ用の紡織用繊維製ベルト(第五九・一〇項参照)及び技術的用途に供する紡織用繊維のその他の製品(第五九・一一項参照)
- (f) 第七一・〇二項から第七一・〇四項までの天然、合成又は再生の貴石及び半貴石並びに

第一六部

機械類及び電気機器並びにこれらの部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び付属品

に第七一・一六項の製品でこれらの貴石又は半貴石のみから成るもの(針用に加工したサファイヤ及びダイヤモンドで、取り付けられていないものを除く(第八五・二二項参照。))

(g) 第一五部の注2の卑金属製のはん用性の部分品(第二五部参照)及びプラスチック製のこれに類する物品(第三九類参照)

(h) ドリルパイプ(第七三・〇四項参照)

(i) 金属の線又はストリップから製造したエンドレスベルト(第一五部参照)

(k) 第八二類又は第八三類の物品

(l) 第一七部の物品

(m) 第九〇類の物品

(n) 第九一類の時計その他の物品

(o) 第八二・〇七項の互換性工具、これに類する互換性工具(作用する部分を構成する材料により、例えば、第四〇類、第四二類、第四三類、第四五類、第五九類、第六八・〇四項又は第六九・〇九項に属する。)及び機械の部分品として使用する種類の第九六・〇三項のブラシ

(p) 第九五類の物品

2 機械の部分品(第八四・八四項又は第八五・四四項から第八五・四七項までの物品の部分品を除く)は、この部の注1、第八四類の注1又は第八五類の注1のものを除くほか、次に定めるところによりその所属を決定する。

(a) 当該部分品は、第八四類又は第八五類のいずれかの項(第八四・八五項及び第八五・四八項を除く)に該当する場合には、当該いずれかの項に属する。

(b) (a)のものを除くほか、特定の機械又は同一の項の複数の機械(第八四・七九項又は第八五・四三項の機械を含む)に専ら又は主として使用する部分品は、これらの機械の項に属する。ただし、第八五・一七項の物品及び第八五・二五項から第八五・二八項までのいずれかの項の物品に共通して主として使用する部分品は、第八五・一七項に属する。

(c) その他の部分品は、第八四・八五項又は第八五・四八項に属する。

3 二以上の機械を結合して一の複合機械を構成するもの及び二以上の補完的又は選択的な機能を有する機械は、文脈により別に解釈される場合を除くほか、主たる機能に基づいてその所属を決定する。

4 個別の構成機器から成る機械(機械を結合したものを含む)については、当該構成機器(分離しているか又は配管、伝動装置、電線その他の装置により相互に接続しているか又は問わない)が第八四類又は第八五類のいずれかの項に明確に規定された単一の機能を分担して有している場合には、当該機械は、当該単一の機能に基づいてその所属を決定する。

5 1から4までにおいて「機械」とは、第八四類又は第八五類の各項の機械類及び電気機器をいう。

第八四類 原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品

1 注 この類には、次の物品を含まない。

(a) 第六八類のミルストーン、グラインドストーンその他の物品

(b) ポンプその他の機械類及びその部分品(陶磁製のものを除く。第六九類参照)

(c) 理化学用ガラス製品(第七〇・一七項参照)並びに技術的用途に供する機械類及びその部分品(ガラス製のものを除く。第七〇・一九項及び第七〇・二〇項参照)

(d) 第七三・二二項又は第七三・二二項の物品及びこれに類する物品で鉄鋼以外の卑金属製のもの(第七四類から第七六類まで及び第七八類から第八一類まで参照)

(e) 第八五・〇八項の手持電動工具及び第八五・〇九項の家庭用電気機器

(f) 動力駆動式でない手動床掃除機(第九六・〇三項参照)

2 第八四・〇一項から第八四・二四項までに該当する機械類で同時に第八四・二五項から第八四・八〇項までのいずれかの項に該当するものは、この部の注3の規定によりその所属が決定される場合を除くほか、第八四・〇一項から第八四・二四項までの該当する項に属する。ただし、第八四・一九項には、次の物品を含まない。

(a) 発芽用機器、ふ卵器及び育すう器(第八四・三六項参照)

(b) 穀物給湿機(第八四・三七項参照)

(c) 糖汁抽出用浸出機(第八四・三八項参照)

(d) 紡織用繊維の糸、織物類又は製品の熱処理用機械(第八四・五一項参照)

(e) 機械的作業を行う機械類で、温度の変化を必要とする場合であつてもこれを主たる機能としないもの

また、第八四・二二項には、次の物品を含まない。

(a) 袋その他これに類する容器の封口用マシン(第八四・五二項参照)

(b) 第八四・七二項の事務用機器

3 第八四・五六項に該当する加工機械で、同時に第八四・五七項から第八四・六一項まで、第八四・六四項又は第八四・六五項のいずれかの項に該当するものは、第八四・五六項に属する。

4 第八四・五七項には、次のいずれかの方法により異なる種類の機械加工を行う金属加工機械(旋盤を除く)のみを含む。

(a) 加工プログラムに従つてマガジンその他これに類する装置から自動的に工具を交換する方法(マシニングセンター)

(b) 固定した工作物に対し、異なるユニットヘッドが同時に又は連続して自動的に作用する方法(シングルステーションのユニットコンストラクションマシン)

(c) 工作物を異なるユニットヘッドに自動的に転送する方法(マルチステーショントランスファーマシン)

5 (A) 第八四・七一項において「自動データ処理機械」とは、次の物品をいう。

(a) 次の能力を有するデジタル式機械

(1) 処理用プログラム及びその実行に直接必要なデータを記憶すること。

八四・〇一 八四〇一・一〇 八四〇一・二〇	原子炉、原子炉用核燃料要素（カートリッジ式で未使用のものに限る。）及び同位体分離用機器	一五%
八四〇一・二〇	同位体分離用機器及びその部分品	一五%

昭和六十二年五月二十二日 参議院会議録第十二号(その二) 商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律案 五一七

八四〇一・三〇	核燃料要素（カートリッジ式で未使用のものに限る。）	一五%
八四〇一・四〇	原子炉の部分品	一五%
八四・〇二	蒸気発生ボイラー（低圧蒸気も発生することができるセントラルヒーティング用温水ボイラーを除く。）及び過熱水ボイラー	二〇%
八四〇二・一一	蒸気発生ボイラー	二〇%
八四〇二・一二	水管ボイラー（蒸気の発生量が毎時四五トンを超えるものに限る。）	二〇%
八四〇二・一九	水管ボイラー（蒸気の発生量が毎時四五トン以下のものに限る。）	二〇%
八四〇二・二〇	その他の蒸気発生ボイラー（組合せボイラーを含む。）	二〇%
八四〇二・九〇	過熱水ボイラー	二〇%
八四・〇三	部分品	一五%
八四〇三・一一	セントラルヒーティング用ボイラー（第八四・〇二項のものを除く。）	一五%
八四〇三・九〇	ボイラー	一五%
八四・〇四	部分品	一五%
八四〇四・一一	補助機器（第八四・〇二項又は第八四・〇三項のボイラー用のものに限る。例えば、エコノマイザー、過熱蒸気、すす除器及びガス回収器）及び蒸気原動機用復水器	一五%
八四〇四・二〇	補助機器（第八四・〇二項又は第八四・〇三項のボイラー用のものに限る。）	一五%
八四〇四・九〇	蒸気原動機用復水器	一五%
八四・〇五	部分品	一五%
八四〇五・一〇	発生炉ガス発生機、水性ガス発生機及びアセチレンガス発生機その他これに類する湿式ガス発生機（清浄機を有するか有しないかを問わない。）	一五%
八四〇五・九〇	発生炉ガス発生機、水性ガス発生機及びアセチレンガス発生機その他これに類する湿式ガス発生機（清浄機を有するか有しないかを問わない。）	一五%
八四・〇六	部分品	一五%
八四〇六・一一	蒸気タービン	二〇%
八四〇六・一九	船舶推進用のもの	二〇%
八四〇六・九〇	その他のもの	一五%
八四・〇七	部分品	一五%
八四〇七・一〇	ピストン式火花点火内燃機関（往復動機関及びロータリーエンジンに限る。）	一五%
八四〇七・二一	航空機用エンジン	一五%
八四〇七・二二	船舶推進用エンジン	一五%
八四〇七・二九	船外機	一五%
八四〇七・二九	その他のもの	一五%

昭和六十二年五月二十二日 参議院會議録第十二号(その二) 商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律案 五一八

八四〇七・三一	ピストン式往復動機関(第八七類の車両の駆動に使用する種類のものに限る。)	一五%	八四一一・九一	部分品	一五%
八四〇七・三二	シリンダー容積が五〇立方センチメートル以下のもの	一五%	八四一一・九九	ターボジェット又はターボプロペラのもの	一五%
八四〇七・三三	シリンダー容積が五〇立方センチメートルを超え二五〇立方センチメートル以下のもの	一五%	八四一二・一〇	その他のもの	二〇%
八四〇七・三四	シリンダー容積が二五〇立方センチメートルを超え一、〇〇〇立方センチメートル以下のもの	一五%	八四一二・二一	反動エンジン(ターボジェットを除く。)	二〇%
八四〇七・九〇	シリンダー容積が一、〇〇〇立方センチメートルを超えるもの	一五%	八四一二・二九	液体原動機	一五%
八四〇八	その他のエンジン	一五%	八四一二・三三	直線運動式(シリンダー式のもの)	一五%
八四〇八・一〇	ピストン式圧縮点火内燃機関(ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン)	一五%	八四一二・三九	直線運動式(シリンダー式のもの)	二〇%
八四〇八・二〇	船舶推進用エンジン	一五%	八四一二・八〇	気体原動機	二〇%
八四〇八・九〇	第八七類の車両の駆動に使用する種類のエンジン	一五%	八四一二・九〇	その他のもの	二〇%
八四〇九	その他のエンジン	一五%	八四一三	その他のもの	二〇%
八四〇九・一〇	航空機用エンジンのもの	一五%	八四一三・一一	部分品	二〇%
八四〇九・九一	その他のもの	一五%	八四一三・一九	液体ポンプ(計器付きであるか否かを問わない。及び液体エレベーター)	二〇%
八四〇九・九九	ピストン式火花点火内燃機関に専ら又は主として使用するもの	一五%	八四一三・二〇	ポンプ(計器付きのもの及び計器を取り付けるように設計したものに限る。)	一五%
八四一〇	その他のもの	一五%	八四一三・三〇	燃料又は潤滑油の供給用ポンプ(給油所又は修理場において使用する種類のものに限る。)	一五%
八四一〇・一一	液体タービン及び水車並びにこれらの調速機	一五%	八四一三・四〇	内燃機関用のものに限る。	一五%
八四一〇・一二	出力が一、〇〇〇キロワット以下のもの	一五%	八四一三・五〇	コンクリートポンプ	一五%
八四一〇・一三	出力が一、〇〇〇キロワットを超え一、〇〇〇キロワット以下のもの	一五%	八四一三・六〇	その他の往復容積式ポンプ	一五%
八四一〇・九〇	出力が一、〇〇〇キロワットを超えるもの	一五%	八四一三・七〇	その他の回転容積式ポンプ	一五%
八四一一	部分品(調速機を含む。)	一五%	八四一三・八一	その他の遠心ポンプ	一五%
八四一一・一一	ターボジェット、ターボプロペラその他のガスタービン	一五%	八四一三・八二	その他のポンプ及び液体エレベーター	一五%
八四一一・一二	推力が二五キロニュートン以下のもの	一五%	八四一三・九一	ポンプ	一五%
八四一一・二二	推力が二五キロニュートンを超えるもの	一五%	八四一三・九二	液体エレベーター	一五%
八四一一・二二	ターボプロペラ	一五%	八四一四	ポンプのもの	一五%
八四一一・二二	出力が一、〇〇〇キロワット以下のもの	一五%	八四一四・一〇	液体エレベーターのもの	一五%
八四一一・二二	出力が一、〇〇〇キロワットを超えるもの	一五%	八四一四・二〇	気体ポンプ、真空ポンプ、気体圧縮機及びファン並びに換気用又は循環用のフッド(ファンを自蔵するものに限るものとし、フィルターを取り付けてあるか否かを問わない。)	一五%
八四一一・八二	出力が五、〇〇〇キロワット以下のもの	二〇%		真空ポンプ	一五%
八四一一・八二	出力が五、〇〇〇キロワットを超えるもの	二〇%		手押し式又は足踏み式の気体ポンプ	一五%

八四・一四・三〇	圧縮機（冷蔵用又は冷凍用の機器に使用する種類のものに 限る。）	一五%	八四・一八・二一	家庭用冷蔵庫	七・五%
八四・一四・四〇	気体圧縮機（けん引用の車輪付きシャシを取り付けたもの に限る。）	一五%	八四・一八・二二	圧縮式のもの	七・五%
八四・一四・五一	ファン	一五%	八四・一八・二九	吸引式のもの（電気式のものに限る。）	七・五%
八四・一四・五九	卓上用、床用、壁用、窓用、天井用又は屋根用のファン （出力が一・二五ワット以下の電動機を自蔵するものに 限る。）	七・五%	八四・一八・三〇	その他のもの	七・五%
八四・一四・六〇	その他のもの	一五%	八四・一八・四〇	横置き型冷凍庫（容量が八〇リットル以下のものに限 る。）	七・五%
八四・一四・八〇	フールド（水平面の最大側長が一・二〇センチメートル以下 のものに限る。）	一五%	八四・一八・五〇	直立式冷凍庫（容量が九〇リットル以下のものに限 る。）	七・五%
八四・一四・九〇	その他のもの	一五%	八四・一八・六九	展示用のカウンタ、キャビネット、ショーケースその他 これらに類する物品（冷蔵又は冷凍の機能を有するもの に限る。）	七・五%
八四・一五	部分品	一五%	八四・一八・九一	その他の冷蔵用又は冷凍用の機器及びヒートポンプ	一五%
八四・一五・一〇	エアコンディショナー（動力駆動式ファン並びに温度及び 湿度を変化させる機構を有するものに限るものとし、湿度 のみを単独で調節することができないものを含む。）	一五%	八四・一八・九九	圧縮式のもの（凝縮器が熱交換器であるものに限る。）	一五%
八四・一五・八二	窓又は壁に取り付けるもの（一体構造のものに限る。）	一五%	八四・一九・一一	その他のもの	一五%
八四・一五・八三	その他のもの	一五%	八四・一九・一九	加熱、調理、ばい焼、蒸留、精留、滅菌、殺菌、蒸気加 熱、乾燥、蒸発、凝縮、冷却その他の温度変化による方法 により材料を処理する機器（理化学用のものを除く。）	一五%
八四・一五・九〇	冷却ユニットを自蔵しないもの	一五%	八四・一九・二〇	加熱式であるか否かを問わないものとし、家庭用のもの を除く。）並びに瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器（電気式の ものを除く。）	一五%
八四・一六	部分品	一五%	八四・一九・三二	瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器（電気式のものを除く。）	一五%
八四・一六・一〇	炉用バーナー（液体燃料用、粉砕した固体燃料用又は気体 燃料用のものに限る。）及びメカニカルストーカ、機械式 火格子、灰排出機その他これらに類する機械	一五%	八四・一九・三三	瞬間ガス湯沸器	一五%
八四・一六・二〇	液体燃料用の炉用バーナー	一五%	八四・一九・三九	その他のもの	一五%
八四・一六・三〇	その他の炉用バーナー（複合型バーナーを含む。）	一五%	八四・一九・四〇	医療用又は理化学用の滅菌器	一五%
八四・一六・九〇	メカニカルストーカ、機械式火格子、灰排出機その他 これらに類する機械	一五%	八四・一九・五〇	乾燥機	一五%
八四・一七	部分品	一五%	八四・一九・六〇	農産物用のもの	一五%
八四・一七・一〇	炉（焼却炉を含む、工業用又は理化学用のものに限るもの とし、電気炉を除く。）	一五%	八四・一九・八二	木材用、紙パルプ用、紙用又は板紙用のもの	一五%
八四・一七・二〇	炉（鉱石又は金属のばい焼用、溶解用その他の熱処理用 のものに限る。）	一五%	八四・一九・八九	その他のもの	一五%
八四・一七・八〇	ペーカリーオープン（ピスケットオープンを含む。）	一五%	八四・一九・九〇	蒸留用又は精留用の機器	一五%
八四・一七・九〇	その他のもの	一五%		熱交換装置	一五%
八四・一八	部分品	一五%		気体液化装置	一五%
八四・一八・一〇	冷蔵庫、冷凍庫その他の冷蔵用又は冷凍用の機器（電気式 であるか否かを問わない。）及びヒートポンプ（第八四・一 五項のエアコンディショナーを除く。）	七・五%		その他の機器	一五%
	冷凍冷蔵庫（それぞれ独立した外部扉を有するものに限 る。）	七・五%		ホットドリンク製造用又は食品の調理用若しくは加熱 用の機器	一五%
		七・五%		その他のもの	一五%

昭和六十二年五月二十二日 参議院會議録第十二号(その二) 商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律案 五二〇

八四・二〇	カレンダーその他のロール機(金属用又はガラス用のものを除く)及びこれらのシリンダー	一五%
八四二〇・一〇	カレンダーその他のロール機	一五%
八四二〇・九一	部分品	一五%
八四二〇・九九	シリンダー	一五%
八四・二二	その他のもの	一五%
八四二二・一一	遠心分離機(遠心式脱水機を含む)並びに液体又は気体のろ過機及び清浄機	一五%
八四二二・一二	遠心分離機(遠心式脱水機を含む)	一五%
八四二二・一九	クリーム分離機	一五%
八四二二・二一	衣類脱水機	一五%
八四二二・二二	液体のろ過機及び清浄機	一五%
八四二二・二三	水のろ過用又は清浄用のもの	一五%
八四二二・二四	飲料(水を除く)のろ過用又は清浄用のもの	一五%
八四二二・二五	内燃機関の潤滑油又は燃料油のろ過機	一五%
八四二二・二六	その他のもの	一五%
八四二二・二七	気体のろ過機及び清浄機	一五%
八四二二・二八	内燃機関の吸気用のろ過機	一五%
八四二二・二九	その他のもの	一五%
八四二二・三〇	部分品	一五%
八四二二・三一	遠心分離機(遠心式脱水機を含む)のもの	一五%
八四二二・三二	その他のもの	一五%
八四二二・三三	血洗機、清浄用又は乾燥用の機械(瓶その他の容器に使用するものに限る)及び、充填用、封止用、口金取付け用又はラベル張付け用の機械(瓶、缶、箱、袋その他の容器に使用するものに限る)及び飲料用の炭酸ガス注入機	一五%
八四二二・三四	炭酸ガス注入機	一五%
八四二二・三五	血洗機	一五%
八四二二・三六	家庭用のもの	一五%
八四二二・三七	その他のもの	一五%
八四二二・三八	清浄用又は乾燥用の機械(瓶その他の容器に使用するものに限る)	一五%
八四二二・三九	充填用、封止用、口金取付け用又はラベル張付け用の機械(瓶、缶、箱、袋その他の容器に使用するものに限る)及び飲料用の炭酸ガス注入機	一五%
八四二二・四〇	その他の包装機械	一五%
八四二二・四一	部分品	一五%
八四二二・四二	重量測定機器(重量測定式の計数機及び検査機を含むものとし、感量が五〇ミリグラム以内のはかりを除く)及び分銅	一五%

八四二三・一〇	体重測定機器(乳児用ばかりを含む)及び家庭用ばかり	一五%
八四二三・二〇	コンベヤ上の物品を連続的に計量するばかり	一五%
八四二三・三〇	定量はかり及び袋又は容器の中へあらかじめ決めた重さの材料を送り出すためのばかり(ホッパースケールを含む)	一五%
八四二三・八一	その他の重量測定機器	一五%
八四二三・八二	最大ひょう量が三〇キログラム以下のもの	一五%
八四二三・八三	最大ひょう量が三〇キログラムを超え五、〇〇〇キログラム以下のもの	一五%
八四二三・八四	その他のもの	一五%
八四二三・八五	分銅及び重量測定機器の部分品	一五%
八四二三・八六	噴射用、散布用又は噴霧用の機器(液体用又は粉用のものに限り、手動式であるか、手動式でないかを問わない)、消火器(消火剤を充てんしてあるか、手動式であるか、手動式でないかを問わない)、スプレーガンその他これに類する機器及び蒸気又は砂の吹付け機	一五%
八四二四・一〇	その他これに類する噴射用機器	一五%
八四二四・二〇	消火器(消火剤を充てんしてあるか、手動式であるか、手動式でないかを問わない)	一五%
八四二四・三〇	スプレーガンその他これに類する機器	一五%
八四二四・四〇	蒸気又は砂の吹付け機その他これに類する噴射用機器	一五%
八四二四・五〇	その他の機器	一五%
八四二四・六〇	農業用又は園芸用のもの	一五%
八四二四・七〇	その他のもの	一五%
八四二五・一〇	部分品	一五%
八四二五・二〇	ブリーディング、ホイスト(スキップホイストを除く)、ワイヤー、キャブスタン及びジャッキ	一五%
八四二五・三〇	ブリーディング、ホイスト(スキップホイストを除く)及び車両持上げに使用する種類のホイストを除く	一五%
八四二五・四〇	電動機により作動するもの	一五%
八四二五・五〇	その他のもの	一五%
八四二五・六〇	ウインチ(地下で使用するために特に設計したものに限る)及び坑口巻上装置	一五%
八四二五・七〇	その他のウインチ及びキャブスタン	一五%
八四二五・八〇	電動機により作動するもの	一五%
八四二五・九〇	その他のもの	一五%
八四二五・一〇〇	ジャッキ及び車両持上げに使用する種類のホイスト	一五%
八四二五・一〇一	据付け式ジャッキ装置(修理場において使用する種類のものに限る)	一五%
八四二五・一〇二	その他のジャッキ及びホイスト(液圧式のものに限る)	一五%
八四二五・一〇三	その他のもの	一五%

八四・二六	デリック、クレーン(ケーブルクレーンを含む。)、移動式リフティングフレイム、ストラッドルキャリヤー及びクレーンを装備した作業トラック	一五%
八四二六・一一	天井クレーン、トランスポートクレーン、ガントリークレーン、橋型クレーン、移動式リフティングフレイム及びストラッドルキャリヤー	一五%
八四二六・一二	固定した支持物に取り付けた天井クレーン	一五%
八四二六・一九	タイヤ付き移動式リフティングフレイム及びストラッドルキャリヤー	一五%
八四二六・二〇	その他のもの	一五%
八四二六・三〇	門形ジブクレーン	一五%
八四二六・四一	その他の機械(自走式のものに限る。)	一五%
八四二六・四九	タイヤ付きのもの	一五%
八四二六・九一	その他の機械	一五%
八四二六・九九	道路走行車両に装備するために設計したもの	一五%
八四・二七	その他のもの	一五%
八四二七・一〇	フォークリフトトラック及び持上げ用又は荷扱い用の機器を装備したその他の作業トラック	一〇%
八四二七・二〇	自走式トラック(電動機により作動するものに限る。)	一〇%
八四二七・九〇	その他の自走式トラック	一五%
八四・二八	その他のトラック	一五%
八四二八・一〇	その他の持上げ用、荷扱い用、積込み用又は荷卸し用の機械(例えば、昇降機、エスカレーター、コンベヤ及びロープウェイ)	一五%
八四二八・二〇	昇降機及びスキップホイス	一五%
八四二八・三〇	ニューマチックエレベーター及びニューマチックコンベヤ	一五%
八四二八・三三	その他の連続作動式の昇降機及びコンベヤ(貨物用のものに限る。)	一五%
八四二八・三九	地下で使用するために特に設計したもの	一五%
八四二八・四〇	その他のもの(バケット型のものに限る。)	一五%
八四二八・五〇	その他のもの(ベルト型のものに限る。)	一五%
八四二八・六〇	エスカレーター及び移動式歩道	一五%
八四二八・九〇	鉱山用貨車押し機、機関車又は貨車の遷車台、貨車傾転装置その他これらに類する鉄道貨車取扱機器	一五%
八四二八・九〇	ロープウェイ、いすりフト、スキーの引き綱及びケーブルその他の機械	一五%

八四・二九	ブルドーザー、アングルドーザー、地ならし機、スクレーパー、メカニカルショベル、エキスカベーター、ショベルローダー、突固め用機械及びロードローラー(自走式のものに限る。)	一五%
八四二九・一一	ブルドーザー及びアングルドーザー	一五%
八四二九・一九	無限軌道式のもの	一五%
八四二九・二〇	その他のもの	一五%
八四二九・三〇	地ならし機	一五%
八四二九・四〇	スクレーパー	一五%
八四二九・五一	突固め用機械及びロードローラー	一五%
八四二九・五二	メカニカルショベル、エキスカベーター及びショベルローダー	一五%
八四・三〇	フロントエンド型ショベルローダー	一五%
八四三〇・一〇	上部構造が三六〇度回転するもの	一五%
八四三〇・二〇	その他のもの	一五%
八四三〇・三〇	その他の移動用、地ならし用、削り用、掘削用、突固め用、採掘用又はせん孔用の機械(土壌用、鉱物用又は鉱石用のものに限る。)	一五%
八四三〇・四一	くい打ち機及びくい抜き機	一五%
八四三〇・五〇	除雪機	一五%
八四三〇・六一	コールドカッター、削岩機及びトンネル掘削機	一五%
八四三〇・六二	自走式のもの	一五%
八四三〇・六九	その他のもの	一五%
八四三〇・七〇	その他のせん孔用又は掘削用の機械	一五%
八四三〇・七五	その他のもの	一五%
八四三〇・八〇	その他の機械(自走式のものに限る。)	一五%
八四三〇・八五	その他の機械(自走式のものを除く。)	一五%
八四三〇・九〇	突固め用機械	一五%
八四三〇・九五	スクレーパー	一五%
八四三〇・一〇〇	その他のもの	一五%
八四三〇・一〇五	第百四・二五項から第百四・三〇項までの機械に専ら又は主として使用する部分品	一〇%
八四三〇・一〇六	第百四・二五項の機械のもの	一五%
八四三〇・一〇七	第百四・二七項の機械のもの	一〇%
八四三〇・一〇八	第百四・二八項の機械のもの	一五%
八四三〇・一〇九	昇降機、スキップホイス又はエスカレーターのもの	一五%
八四三〇・一一〇	その他のもの	一五%

昭和六十二年五月二十二日 参議院會議録第十二号(その二) 商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律案 五二二

八四三二・四一	第八四・二六項、第八四・二九項又は第八四・三〇項の機械のもの	一五%
八四三二・四二	バケット、シベル、グラブ及びグリッパ	一五%
八四三二・四三	ブルドーザー又はアングルドドーザーのブレード	一五%
八四三一・四九	第八四三〇・四一又は第八四三〇・四九号のせん孔用又は掘削用の機械の部分品	一五%
八四・三二	その他のもの	一五%
八四三二・一〇	農業用、園芸用又は林業用の機械(整地用又は耕作用のものに限る)及び芝生用又は運動場用のローラー	一五%
八四三二・一一	プラウ	一五%
八四三二・一二	ハロー、スカリファイヤー、カルチベーター、除草機及びホー	一五%
八四三二・二九	ディスクハロー	一五%
八四三二・三〇	その他のもの	一五%
八四三二・四〇	播種機、植付け機及び移植機	一五%
八四三二・八〇	肥料散布機	一五%
八四三二・九〇	その他の機械	一五%
八四・三三	部分品	一五%
八四三三・一一	収穫機及び脱穀機(わら用又は牧草用のローラーを含む)、草刈機並びに卵、果実その他の農産物の清浄用、分類用又は格付け用の機械(第八四・三七項の機械を除く)	一五%
八四三三・一九	芝生用、公園用又は運動場用の草刈機	一五%
八四三三・二〇	動力駆動式のもの(水平面上を回転して刈り込む装置を有するものに限る)	一五%
八四三三・三〇	その他のもの	一五%
八四三三・四〇	その他の草刈機(トラクター装着用のカッターバーを含む)	一五%
八四三三・五〇	その他の乾草製造用機械	一五%
八四三三・五二	わら用又は牧草用のローラー(ピックアップローラーを含む)	一五%
八四三三・五三	その他の収穫機及び脱穀機	一五%
八四三三・五九	コンバイン	一五%
八四三三・六〇	その他の脱穀機	一五%
八四三三・六〇	根菜類又は塊茎の収穫機	一五%
八四三三・九〇	その他のもの	一五%
八四・三四	卵、果実その他の農産物の清浄用、分類用又は格付け用の機械	一五%
八四三四・一〇	部分品	一五%
八四三四・二〇	搾乳機及び酪農機械	一五%
八四三四・二〇	酪農機械	一五%
八四三四・九〇	部分品	一五%
八四三四・九五	プレス、破砕機その他これらに類する機械(ぶどう酒、りんご酒、果汁その他これらに類する飲料の製造用のものに限る)	一五%
八四三五・一〇	機械	一五%
八四三五・九〇	部分品	一五%
八四・三六	その他の農業用、園芸用、林業用、家きん飼育用又は養蜂用の機械(機械装置又は加熱装置を有する発芽用機器を含む)並びに家きんのふ卵器及び育すう器	一五%
八四三六・一〇	飼料調製用機械	一五%
八四三六・二一	家きんの飼育器、ふ卵器及び育すう器	一五%
八四三六・二九	家きんのふ卵器及び育すう器	一五%
八四三六・八〇	その他のもの	一五%
八四三六・九一	その他の機械	一五%
八四三六・九九	部分品	一五%
八四・三七	家きんの飼育器、ふ卵器又は育すう器のもの	一五%
八四三七・一〇	その他のもの	一五%
八四三七・八〇	種、穀物又は乾燥した豆の清浄用、分類用又は格付け用の機械(農場用のものを除く)	一五%
八四三七・九〇	種、穀物又は乾燥した豆の清浄用、分類用又は格付け用の機械	一五%
八四・三八	その他の機械	一五%
八四三八・一〇	部分品	一五%
八四三八・二〇	飲食料品の調製用又は製造業用の機械(動物性又は植物性の油脂の抽出用又は調製用の機械及びこの類の他の項に該当するものを除く)	一五%
八四三八・三〇	ベーカリー機械及びマカロニ、スパゲッティその他これらに類する物品の製造機械	一五%
八四三八・四〇	菓子、ココア又はチョコレート製造機械	一五%
八四三八・五〇	砂糖製造機械	一五%
八四三八・六〇	醸造用機械	一五%
八四三八・八〇	肉又は家きんの調製用機械	一五%
八四三八・九〇	果実、ナット又は野菜の調製用機械	一五%
八四・三九	その他の機械	一五%
八四三九・一〇	部分品	一五%
八四三九・二〇	繊維素繊維を原料とするパルプの製造機械及び紙又は板紙の製造用又は仕上げ用の機械	一五%
八四三九・三〇	繊維素繊維を原料とするパルプの製造機械	一五%
八四三九・三〇	紙又は板紙の製造機械	一五%
八四三九・三〇	紙又は板紙の仕上げ用機械	一五%

昭和六十二年五月二十二日 参議院会議録第百十二号(その二) 商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律案 五二三

昭和六十二年五月二十二日 参議院會議録第十二号(その二) 商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律案 五二四

八四四八・一一	第八四・四四項から第八四・四七項までの機械の補助機	一五%	八四五一・一〇	ドライクリーニング機	一五%
八四四八・一九	ドビー及びジャカード並びにこれらとともに使用する	一五%	八四五一・二九	乾燥機	一五%
八四四八・二〇	紋紙裁断機、写影機、紋彫り機及び編成機	一五%	八四五一・三〇	一回の乾燥容量が乾燥した繊維製品の重量で一〇キログラム以下のもの	一五%
	その他のもの	一五%		その他のもの	一五%
	第八四・四四項の機械又はその補助機械の部分品及び附	一五%	八四五一・四〇	アイロンがけ用機械及びプレス(フェーシングプレスを	一五%
	属品	一五%	八四五一・五〇	含む)	一五%
	第八四・四五項の機械又はその補助機械の部分品及び附	一五%	八四五一・八〇	洗濯用、漂白用又は染色用の機械	一五%
	属品	一五%	八四五一・九〇	紡織用繊維の巻取り用、巻戻し用、折畳み用、	一五%
八四四八・三一	針布	一五%	八四五一・九〇	切斷用又はピンキング用の機械	一五%
八四四八・三二	紡績準備機械のもの(針布を除く。)	一五%		その他の機械	一五%
八四四八・三三	スピンドル、スピンドルフライヤー、リング及びトラ	一五%	八四・五二	部分品	一五%
	ベラー	一五%		ミシン(第八四・四〇項の製本ミシンを除く。)	一五%
八四四八・三九	その他のもの	一五%	八四・五二・一〇	針並びにミシン用に特に設計した家具、台及びカバー	一五%
八四四八・四一	織機又はその補助機械の部分品及び附属品	一五%		家庭用ミシン	一五%
八四四八・四二	シャトル	一五%		その他のミシン	一五%
八四四八・四九	織機用おき、ヘルド及びヘルドフレーム	一五%	八四・五二・二一	自動式のもの	一五%
	その他のもの	一五%	八四・五二・二九	その他のもの	一五%
八四四八・五一	第八四・四七項の機械又はその補助機械の部分品及び附	一〇%	八四・五二・三〇	ミシン針	一〇%
八四・四九	属品	一五%	八四・五二・四〇	ミシン用の家具、台及びカバー並びにこれらの部分品	一五%
八四四九・〇〇	シンカー、針その他の物品(編目の編成に使用するもの	一五%	八四・五三	ミシンのその他の部分品	一五%
	に限る。)	一五%		原皮、毛皮又は革の前処理用機械、なめし用機械及び加工	一五%
八四・五〇	その他のもの	一五%		機械並びに毛皮製又は革製の履物その他の製品の製造用又は	一五%
	フルト又は不織布(成形したものを含む。)	一五%		修理用の機械(ミシンを除く。)	一五%
	仕上げ用の機械(フルト帽子の製造機械を含む。)	一五%		原皮、毛皮又は革の前処理用機械、なめし用機械及び加工	一五%
	子の製造用の型	一五%		機械	一五%
	家庭用又は営業用の洗濯機(脱水機兼用のものを含む。)	一五%		履物の製造機械及び修理機械	一五%
	洗濯機(一回の洗濯容量が乾燥した繊維製品の重量で一	一五%		その他の機械	一五%
	〇キログラム以下のものに限定する。)	一五%		部分品	一五%
	全自動のもの	一五%		転炉、取鍋、インゴット用鋳型及び鋳造機(冶金又は金属	一五%
八四五〇・一一	その他のもの(遠心式脱水機を自蔵するものに限定する。)	一五%		鋳造に使用する種類のものに限定する。)	一五%
八四五〇・一二	その他のもの	一五%		転炉	一五%
八四五〇・一九	洗濯機(一回の洗濯容量が乾燥した繊維製品の重量で一	一五%		インゴット用鋳型及び取鍋	一五%
八四五〇・二〇	〇キログラムを超えるものに限定する。)	一五%		鋳造機	一五%
八四五〇・九〇	部分品	一五%		部分品	一五%
八四・五一	洗濯用、清浄用、絞り用、乾燥用、アイロンがけ用、プレ	一五%	八四・五五	金属圧延機及びそのロール	一五%
	ス(フェーシングプレスを含む。)	一五%	八四・五五・一〇	管圧延機	一五%
	上げ用、塗布用又は染み込ませ用の機械(紡織用繊維の	一五%		その他の圧延機	一五%
	糸、織物類又は製品に使用するものに限定する。)	一五%		熱間圧延のもの及び熱間圧延と冷間圧延とを組み合わ	一五%
	四・五〇項の機械を除く。)	一五%		せたもの	一五%
	ストを被覆する機械(リノリウムその他の床用敷物の製造	一五%			
	用のものに限定する。)	一五%			
	戻し用、折畳み用、切斷用又はピンキング用の機械	一五%			

昭和六十二年五月二十二日 参議院會議録第十二号(その二) 商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律案 五二五

昭和六十二年五月二十二日 参議院會議録第十二号(その二) 商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律案 五二六

八四六二・二一	数値制御式のもの	一五%	八四六五・九九	その他のもの	一五%
八四六二・二九	その他のもの		八四・六六	その他のもの	
八四六二・三一	数値制御式のもの	一五%	八四六六・一〇	第8四・五六項から第8四・六五項までの機械に専ら又は主として使用する部分品及び付属品(工作物保持具、ツールホルダー、自動開きダイヘッド、割出台その他加工機械用の特殊な附属装置を含む。)並びに手持工具用ツールホルダー	一五%
八四六二・三九	その他のもの	一五%	八四六六・二〇	ワークホルダー及び自動開きダイヘッド	一五%
八四六二・四一	数値制御式のもの	一五%	八四六六・三〇	工作物保持具	一五%
八四六二・四九	その他のもの	一五%	八四六六・九一	割出台その他の特殊な附属装置(加工機械用のものに限る。)	一五%
八四六二・九一	液圧プレス	一五%	八四六六・九二	その他のもの	一五%
八四六二・九九	その他のもの	一五%	八四六六・九三	第8四・六四項の機械に使用するもの	一五%
八四・六三	その他のもの	一五%	八四六六・九四	第8四・六五項の機械に使用するもの	一五%
八四六三・一〇	その他の加工機械(金属、焼結した金属炭化物又はサーマットの加工用のもので、これらを取り除くことなく加工するものに限る。)	一五%	八四・六七	第8四・五六項から第8四・六一項までの機械に使用するもの	一五%
八四六三・二〇	引抜き機(棒、管、形材、線その他これらに類する物品用のものに限る。)	一五%	八四六七・一一	第8四・六二項又は第8四・六三項の機械に使用するもの	一五%
八四六三・三〇	ねじ転造盤	一五%	八四六七・一九	手持工具(ニューマチックツール又は電気式でない原動機を自蔵するものに限る。)	一五%
八四六三・九〇	線の加工機械	一五%	八四六七・八一	ニューマチックツール	一五%
八四・六四	その他のもの	一五%	八四六七・八九	回転工具(回転衝撃式工具を含む。)	一五%
八四六四・一〇	石、陶磁器、コンクリート、石綿セメントその他これらに類する鉱物性材料の加工機械及びガラスの冷間加工機械	一五%	八四六七・九一	その他の工具	一五%
八四六四・二〇	研削盤及び研磨盤	一五%	八四六七・九二	チェーンソー	一五%
八四六四・九〇	その他のもの	一五%	八四六七・九九	その他のもの	一五%
八四・六五	木材、コルク、骨、硬質ゴム、硬質プラスチックその他これらに類する硬質物の加工機械(くぎ打ち用、またくぎ打ち用、接着用その他の組立て用のものを含む。)	一五%	八四六八・一〇	部分品	一五%
八四六五・一〇	二以上の加工機能を有する機械(それぞれの機能を果たすために工具交換を要しないものに限る。)	一五%	八四六八・二〇	チェーンソーのもの	一五%
八四六五・九一	その他のもの	一五%	八四六八・八〇	ニューマチックツールのもの	一五%
八四六五・九二	平削り盤及びフライス盤並びにモルダー(切削加工を行うものに限る。)	一五%	八四六八・九〇	その他のもの	一五%
八四六五・九三	研削盤及び研磨盤	一五%	八四六九・一〇	部分品	一五%
八四六五・九四	ペンディングマシン及び組立て用機械	一五%	八四六九・二一	タイプライター及びワードプロセッサ	一五%
八四六五・九五	ボール盤及びほぞ穴盤	一五%		自動タイプライター及びワードプロセッサ	一五%
八四六五・九六	ひき割り機、薄切り機及び削り機	一五%		その他のタイプライター(電動式のものに限る。)	一五%
				重量(ケースの重量を除く。)が二キログラム以下のもの	一五%

八四六九・二九	その他のもの	一五%	八四七二・三〇	郵便物の分類用、折畳み用、封入用、帯掛け用、開封用、封止用又は封印用の機械及び郵便切手の張付け用又は消印用の機械	一五%
八四六九・三一	その他のタイプライター(電動式のものを除く。)	一五%	八四七二・九〇	その他のもの	一五%
八四六九・三九	重量(ケースの重量を除く。が一キログラム以下のもの)	一五%	八四・七三	第八四・六九項から第八四・七二項までの機械に専ら又は主として使用する部分品及び付属品(カバ、携帯用ケースその他これらに類する物品を除く。)	一五%
八四・七〇	その他のもの	一五%	八四七三・一〇	第八四・六九項の機械の部分品及び付属品	一五%
八四七〇・一〇	計算機及び会計機、金銭登録機、郵便料金計機、切符発行機その他これらに類する計算機を有する機械	二五%	八四七三・二一	第八四・七〇項の機械の部分品及び付属品	一五%
八四七〇・二一	電子式計算機(外部の電源を必要としないものに限る。)	二五%	八四七三・二九	第八四・七〇・一〇号、第八四・七〇・二一号又は第八四・七〇・二九号の電子式計算機のもの	一五%
八四七〇・二九	その他の電子式計算機	二五%	八四七三・三〇	その他のもの	一五%
八四七〇・三〇	印字機を有するもの	二五%	八四七三・四〇	第八四・七二項の機械の部分品及び付属品	一五%
八四七〇・四〇	その他の計算機	一五%	八四七三・四〇	選別機、ふるい分け機、分離機、洗浄機、破碎機、粉碎機、混合機及び捏和機	一五%
八四七〇・五〇	会計機	一五%	八四・七四	コンクリート又はモルタルの混合機	一五%
八四七〇・九〇	金銭登録機	一五%	八四七四・一〇	鉱物性物質とビチューメンとの混合機	一五%
八四・七一	その他のもの	一五%	八四七四・二〇	その他のもの	一五%
八四七一・一〇	自動データ処理機械及びこれを構成するユニット並びに磁気式又は光学式の読取機、データをデータ媒体に符号化して転記する機械及び符号化したデータを処理する機械(他の項に該当するものを除く。)	一五%	八四七四・三二	破砕機及び粉砕機	一五%
八四七一・二〇	アナログ式又はハイブリッド式の自動データ処理機械	一五%	八四七四・三九	混合機及び捏和機	一五%
八四七一・九一	デジタル式自動データ処理機械(少なくとも中央処理装置、入力装置及び出力装置を同一ハウジングに収納しているものに限るものとし、入力装置と出力装置とが一体となつていないかを問わない。)	一五%	八四七四・八〇	その他の機械	一五%
八四七一・九二	その他のもの	一五%	八四七五・一〇	部分品	一五%
八四七一・九三	デジタル式処理装置(記憶装置、入力装置及び出力装置のうち一又は二の装置を同一ハウジングに収納しているものを含むものとし、システムを構成する他の装置とともに提示するものであるかを問わない。)	二五%	八四七五・二〇	電球、電子管、せん光電球その他のガラス封入管の組立て用機械及びガラス又はその製品の製造用又は熱間加工用の機械	一五%
八四七一・九九	入力装置及び出力装置(システムを構成する他の装置とともに提示するものであるかを問わない。)	二五%	八四七五・九〇	ガラス又はその製品の製造用又は熱間加工用の機械	一五%
八四・七二	記憶装置(システムを構成する他の装置とともに提示するものであるかを問わない。)	一五%	八四・七六	部分品	一五%
八四七二・一〇	その他のもの	一五%	八四七六・一一	物品の自動販売機(例えば、郵便切手用、たばこ用、食料品用又は飲料用のもの。両替機を含む。)	二〇%
八四七二・二〇	その他の事務用機器(例えば、謄写機、あて名印刷機、自動紙幣支払機、硬貨分類機、硬貨計算機、硬貨包装機、鉛筆削り機、穴あけ機及びステープル打ち機)	一五%	八四七六・一九	自動販売機	二〇%
	あて名印刷機及びアドレスプレートの型押し機械	一五%	八四七六・九〇	加熱装置又は冷却装置を自蔵するもの	二〇%
				その他のもの	二〇%

昭和六十二年五月二十二日 参議院会議録第十二号(その二) 商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律案 五二八

八四・七七	ゴム又はプラスチックの加工機械及びゴム又はプラスチックを材料とする物品の製造機械(この類の他の項に該当するものを除く。)	一五%	八四八〇・六〇	鉱物性材料の成形用の型	一五%
八四七七・一〇	射出成形機	一五%	八四八〇・七一	ゴム又はプラスチックの成形用の型	一五%
八四七七・二〇	押出成形機	一五%	八四八〇・七九	射出式又は圧縮式のもの	一五%
八四七七・三〇	吹込み成形機	一五%	八四・八一	その他のもの	一五%
八四七七・四〇	真空成形機及びその他の熱成形機	一五%			
八四七七・五一	その他の機械(成形用機械に限る。)	一五%	八四八一・一〇	減圧弁	二〇%
八四七七・五九	空気タイヤの更生用又は型を使用する成形用のもの及びインナーチューブの成形用のもの	一五%	八四八一・二〇	油圧伝動装置用又は空気圧伝動装置用の弁	二〇%
八四七七・八〇	その他の機械	一五%	八四八一・三〇	逆止弁	二〇%
八四七七・九〇	部分品	一五%	八四八一・四〇	安全弁及び逃がし弁	二〇%
八四・七八	たばこの調製用又は製造用の機械(この類の他の項に該当するものを除く。)	一五%	八四八一・八〇	その他の物品	二〇%
八四七八・一〇	部分品	一五%	八四八一・九〇	部分品	二〇%
八四七八・九〇	機械類(固有の機能を有するものに限るものとし、この類の他の項に該当するものを除く。)	一五%	八四・八二	玉軸受及びころ軸受	二五%
八四七九・一〇	土木事業、建築その他これらに類する用途に供する機械	一五%	八四八二・一〇	玉軸受	二五%
八四七九・二〇	動物性又は植物性の油脂の抽出用又は調製用の機械	一五%	八四八二・二〇	円すいころ軸受(コーンと円すいころを組み合わせたものを含む。)	二五%
八四七九・三〇	プレス(木材その他の木質材料製のパーティクルボード又は建築用繊維板の製造用のものに限る。)	一五%	八四八二・三〇	球面ころ軸受	二五%
八四七九・四〇	網又はケーブルの製造機械	一五%	八四八二・四〇	針状ころ軸受	二五%
八四七九・八一	その他の機械類	一五%	八四八二・五〇	その他の円筒ころ軸受	二五%
八四七九・八二	金属の処理用のもの(電線の巻線機を含む。)	一五%	八四八二・八〇	その他のもの(玉軸受ところ軸受を組み合わせたものを含む。)	二五%
八四七九・八九	混合用、捏和用、破碎用、粉砕用、ふるい分け用、均質化用、乳化用又はかくはん用の機械	一五%	八四八二・九一	部分品	二五%
八四七九・九〇	その他のもの	一五%	八四八二・九九	玉、針状ころ及びころ	二五%
八四・八〇	部分品	一五%	八四・八三	その他のもの	二五%
八四八〇・一〇	金属鑄造用鑄型枠、鑄型ベース、鑄造用パターン及び金	一五%	八四八三・一〇	ギヤボックスその他の変速機(トルクコンバーターを含む。)	一五%
八四八〇・二〇	属、金属炭化物、ガラス、鉱物性材料、ゴム又はプラスチックの成形用の型(金属インゴット用のものを除く。)	一五%	八四八三・二〇	軸受箱(玉軸受又はころ軸受を有するものに限る。)	一五%
八四八〇・三〇	金属鑄造用鑄型枠	一五%	八四八三・三〇	軸受箱(玉軸受又はころ軸受を有するものを除く。)	一五%
八四八〇・四一	鑄造用パターン	一五%	八四八三・四〇	滑り軸受	一五%
八四八〇・四九	金属又は金属炭化物の成形用の型	一五%	八四八三・五〇	歯車及び歯車伝動機(単独で提示する歯付きホイール、チェーン、スプロケットその他の伝動装置の構成部品を除く。)	一五%
八四八〇・五〇	射出式又は圧縮式のもの	一五%	八四八三・六〇	チェーンスクリュー並びにギヤボックスその他の変速機(トルクコンバーターを含む。)	一五%
	その他のもの	一五%	八四八三・九〇	はずみ車及びフリー(フリーブロックを含む。)	一五%
	ガラスの成形用の型	一五%		クラッチ及び軸継手(自在継手を含む。)	一五%

八四・八四	ガスケットその他これに類するジョイント(他の材料と結合した金属板製のものと及び二層以上の金属から成るものに限る。)及び材質の異なるガスケットその他これに類するジョイントをセツトにし又は取りそろえて小袋入りその他これに類する包装にしたもの	二〇%
八四八四・一〇	ガスケットその他これに類するジョイント(他の材料と結合した金属板製のものと及び二層以上の金属から成るものに限る。)	二〇%
八四八四・九〇	その他のもの	二〇%
八四・八五	機械類の部分品(接続子、絶縁体、コイル、接触子その他の電気用物品を有するもの及びこの類の他の項に該当するものを除く。)	一五%
八四八五・一〇	船舶のプロペラ及びその羽根	一五%
八四八五・九〇	その他のもの	一五%

第八五類 電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品

注 1 この類には、次の物品を含まない。

(a) 電気加熱式の毛布、ベッドパッド、足温器その他これらに類する物品並びに電気加熱式の衣類、履物、耳当てその他の着用品及び身辺用品

(b) 第七〇・一一項のガラス製の物品

(c) 第九四類の電気加熱式家具

2 第八五・一〇項から第八五・四〇項までは、第八五・一一項、第八五・一二項又は第八五・四〇項から第八五・四二項までの物品を含まない。

ただし、金属槽水銀アーク整流器は、第八五・四〇項に属する。

3 第八五・〇九項には、通常家庭で使用する種類の次の電気機械式機器のみを含む。

(a) 真空式掃除機、床磨き機、食物用グラインダー、食物用ミキサー及び果汁又は野菜ジュースの搾り機(重量を問わない。)

(b) その他の機器で重量が二〇キログラム以下のもの

ただし、ファン及びファンを自蔵する換気用又は循環用のフッド(フィルターを取り付けてあるかないかを問わない。第八四・一四項参照)、遠心式衣類脱水機(第八四・二二項参照)、皿洗機(第八四・二二項参照)、家庭用洗濯機(第八四・五〇項参照)、ロール機その他のアイロン掛け用機械(第八四・二〇項及び第八四・五一項参照)、ミシン(第八四・五二項参照)、電気ばさみ(第八五・〇八項参照)並びに電熱機器(第八五・一六項参照)を除く。

4 第八五・三四項において「印刷回路」とは、印刷技術(例えば、浮出し、めつき及びエッチング)又は膜回路技術により、導体、接触子その他の印刷した構成部分(例えば、インダクター、抵抗器及びコンデンサー。電気信号の発生、整流、変調又は増幅を行うことがで

きる素子(例えば、半導体素子)を除く。)を絶縁基板上に形成して得た回路(当該構成部分をあらかじめ定めたパターンに従って相互に接続してあるかないかを問わない。)をいう。印刷回路には、印刷工程中に得た素子以外の素子を結合した回路を含まないものとし、印刷してない接続用部品を取り付けてあるかないかを問わない。

これらの技術により得た薄膜回路及び厚膜回路で、受動素子と能動素子とから成るものは、第八五・四二項に属する。

5 第八五・四一項及び第八五・四二項において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(A) 「ダイオード、トランジスタその他これらに類する半導体デバイス」とは、その働きが電界の作用に基づく抵抗率の変動により行われる半導体デバイスをいう。

(B) 「集積回路及び超小形組立」とは、次の物品をいう。

(a) モノリシック集積回路(半導体材料(例えば、ドーパ処理したけい素)の基本的には内部に又は当該材料の表面に、回路素子(ダイオード、トランジスタ、抵抗器、コンデンサー、相互接続子等)を生成させ、かつ、不可分の状態にした回路)

(b) ハイブリッド集積回路(単一の絶縁基板(ガラス製のもの、陶磁製のもの等)上に、受動素子(薄膜技術又は厚膜技術によつて作られた抵抗器、コンデンサー、相互接続子等)と能動素子(半導体技術によつて作られたダイオード、トランジスタ、モノリシック集積回路等)とを実用上不可分の状態に組み合わせた回路)。この回路には、個別部品を取り付けたものを含む。

(c) 超小形組立(個別の能動部品のみを相互に又は個別の能動部品と受動部品とを組み合わせ、かつ、相互に接続したもので、モジュール型、マイクログモジュール型その他これらに類する種類のもの)

この注の物品の所属の決定に当たっては、第八五・四一項及び第八五・四二項は、当該物品が特にその機能からみて属するとみられるこの表の他のいずれの項にも優先する。

6 第八五・二三項又は第八五・二四項のレコード、テープその他の媒体は、これらの物品を使用する機器とともに提示するかしないかを問わず、当該各項に属する。

八五・〇一	電動機及び発電機(原動機とセツトにした発電機を除く。)	一五%
八五・〇一・一〇	電動機(出力が三七・五ワット以下のものに限る。)	一五%
八五・〇一・二〇	交直両用電動機(出力が三七・五ワットを超えるものに限る。)	一五%
八五・〇一・三二	その他の直流電動機及び直流発電機	一五%
八五・〇一・三三	出力が七五〇ワット以下のもの	一五%
八五・〇一・三三	出力が七五〇ワットを超えて七五キロワット以下のもの	一五%
八五・〇一・三三	出力が七五キロワットを超えて三七五キロワット以下のもの	一五%
八五・〇一・三四	出力が三七五キロワットを超えるもの	一五%
八五・〇一・四〇	その他の単相交流電動機	一五%

昭和六十二年五月二十二日 参議院會議録第十二号(その二) 商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律案 五三〇

八五〇・一・五二	出力が七五〇ワット以下のもの	一五%	八五〇・四・三四	容量が五〇〇キロボルトアンペアを超えるもの	二〇%
八五〇・一・五二	出力が七五〇ワットを超える七五キロワット以下のもの	一五%	八五〇・四・四〇	スタティックコンバーター	二〇%
八五〇・一・五三	出力が七五キロワットを超えるもの	二〇%	八五〇・四・五〇	その他のインダクター	一五%
八五〇・一・六二	交流発電機	二〇%	八五〇・四・九〇	部分品	一五%
八五〇・一・六二	出力が七五キロボルトアンペア以下のもの	二〇%	八五〇・五	電磁石、永久磁石、永久磁石用の物品で磁化してないもの並びに電磁式又は永久磁石式のチャック、クランプその他これらに類する保持具並びに電磁式のカップリング、クランプ、ブレーキ及びリフティングヘッド	一五%
八五〇・一・六三	出力が七五キロボルトアンペアを超える七五〇キロボルトアンペア以下のもの	二〇%	八五〇・五・一一	永久磁石及び永久磁石用の物品で磁化してないもの	一五%
八五〇・一・六四	出力が七五〇キロボルトアンペアを超えるもの	二〇%	八五〇・五・一九	金属製のもの	一五%
八五〇・二	発電機(原動機とセットにしたものに限り)及びロータリーコンバーター	二〇%	八五〇・五・二〇	その他のもの	一五%
八五〇・二・一一	出力が七五キロボルトアンペア以下のもの	二〇%	八五〇・五・三〇	電磁式のカップリング、クランプ及びブレーキ	一五%
八五〇・二・一二	出力が七五キロボルトアンペアを超える三七五キロボルトアンペア以下のもの	二〇%	八五〇・五・三〇	電磁式のリフティングヘッド	一五%
八五〇・二・二三	出力が三七五キロボルトアンペアを超えるもの	二〇%	八五〇・五・九〇	その他のもの(部分品を含む。)	一五%
八五〇・二・二〇	発電機(ピストン式火花点火内燃機関とセットしたものに限る。)	二〇%	八五〇・六	一次電池	一五%
八五〇・二・三〇	発電機(その他の原動機とセットしたものに限る。)	二〇%	八五〇・六・一一	外容積が三〇〇立方センチメートル以下のもの	一五%
八五〇・二・四〇	ロータリーコンバーター	一五%	八五〇・六・一二	二酸化マンガンを使用したもの	一五%
八五〇・三・〇〇	第八五・〇一項又は第八五・〇二項の機械に専ら又は主として使用する部分品	一五%	八五〇・六・一三	酸化水銀を使用したもの	一五%
八五〇・四	トランスフォーマー、スタティックコンバーター(例えば、整流器)及びインダクター	一五%	八五〇・六・一九	酸化銀を使用したもの	一五%
八五〇・四・一〇	放電管用安定器	一五%	八五〇・六・二〇	その他のもの	一五%
八五〇・四・二二	容量が六五〇キロボルトアンペア以下のもの	二〇%	八五〇・六・九〇	外容積が三〇〇立方センチメートルを超えるもの	一五%
八五〇・四・二二	容量が六五〇キロボルトアンペアを超える一〇、〇〇〇キロボルトアンペア以下のもの	二〇%	八五〇・七	部分品	一五%
八五〇・四・二三	容量が一〇、〇〇〇キロボルトアンペアを超えるもの	二〇%	八五〇・七・一〇	蓄電池(隔離板を含むものとし、長方形(正方形を含む。))であるか、ないかを問わない。)	二〇%
八五〇・四・三二	その他のトランスフォーマー	一五%	八五〇・七・二〇	ピストンエンジンの始動に使用する種類の鉛蓄電池	二〇%
八五〇・四・三二	容量が一キロボルトアンペア以下のもの	一五%	八五〇・七・三〇	その他の鉛蓄電池	二〇%
八五〇・四・三二	容量が一キロボルトアンペアを超える一六キロボルトアンペア以下のもの	一五%	八五〇・七・四〇	ニッケル・カドミウム蓄電池	二〇%
八五〇・四・三三	容量が一六キロボルトアンペアを超える五〇〇キロボルトアンペア以下のもの	二〇%	八五〇・七・八〇	ニッケル・鉄蓄電池	二〇%
			八五〇・七・九〇	その他の蓄電池	二〇%
			八五〇・八	部分品	二〇%
			八五〇・八・一〇	手持電動工具(電動装置を自蔵するものに限る。)	一五%
			八五〇・八・二〇	ドリル	一五%
			八五〇・八・八〇	その他の工具	一五%
			八五〇・八・九〇	部分品	一五%
			八五〇・九	家庭用電気機器(電動装置を自蔵するものに限る。)	一五%
			八五〇・九・一〇	真空式掃除機	一五%
			八五〇・九・二〇	床磨き機	一五%
			八五〇・九・三〇	台所用デイスポーター	一五%

八五〇九・四〇	食物用グラインダー、食物用ミキサー及び果汁又は野菜ジュースの搾り機	一五%	八五一四・一〇	抵抗加熱炉	一五%
八五〇九・八〇	その他の機器	一五%	八五一四・二〇	電磁誘導式又は誘電式の炉	一五%
八五〇九・九〇	部分品	一五%	八五一四・三〇	その他の炉	一五%
八五・一〇	かみそり及びバリカン(電動装置を自蔵するものに限る。)	一五%	八五一四・四〇	その他の加熱機器(電磁誘導式又は誘電式のものに限る。)	一五%
八五・一〇・一〇	部分品	一五%	八五一四・九〇	部分品	一五%
八五・一〇・二〇	バリカン	一五%	八五・一五	はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の機器(電気式(電気加熱ガス式を含む)、レーザその他の光子ビーム式、超音波式、電子ビーム式、磁気パルス式又はプラズマアーク式のものに限るものとし、切断に使用することができないかき問わない。及び金属又は焼結した金属炭化物の熱吹付け用電気機器)	一五%
八五・一一	火花点火式又は圧縮点火式の内燃機関の点火又は始動に使用する種類の電気機器(例えば、点火用磁石発電機、直流磁石発電機、イグニッションコイル、点火プラグ、予熱プラグ及びスターター)並びにこれらの内燃機関に使用する種類の発電機(例えば、直流発電機及び交流発電機)及び開閉器	一五%(その率が一個につき一八円以下の従量税率より低いときは、当該従量税率)	八五一五・一一	ろう付け用又ははんだ付け用の機器	一五%
八五・一一・一〇	点火プラグ	一五%	八五一五・一九	はんだごて及びはんだ付けガン	一五%
八五・一一・二〇	点火用磁石発電機、直流磁石発電機及びはんだ車式磁石発電機	一五%	八五一五・二一	その他のもの	一五%
八五・一一・三〇	ディストリビューター及びイグニッションコイル	一五%	八五一五・二九	金属用抵抗溶接機器	一五%
八五・一一・四〇	スターター及び始動充電発電機	一五%	八五一五・二九	全自動式又は半自動式のもの	一五%
八五・一一・五〇	その他の発電機	一五%	八五一五・三九	その他のもの	一五%
八五・一一・八〇	その他の機器	一五%	八五一五・八〇	アーク溶接機器(プラスマアーク溶接機器を含むものとし、金属用のものに限る。)	一五%
八五・一一・九〇	部分品	一五%	八五一五・九〇	全自動式又は半自動式のもの	一五%
八五・一二	電気式の照明用又は信号用の機器(第八五・三九項の物品を除く。)、ウインドスクリーンワイパー及び曇り除去装置(自転車又は自動車に使用する種類のものに限る。)	一五%	八五・一六	その他のもの	一五%
八五・一二・一〇	照明用又は可視信号用の機器(自転車に使用する種類のものに限る。)	一五%	八五一六・一〇	電気式の瞬間湯沸器、貯蔵式湯沸器及び浸せき式液体加熱器	七・五%
八五・一二・二〇	その他の照明用又は可視信号用の機器	一五%	八五一六・二一	電気式の暖房機器及び土壌加熱器	七・五%
八五・一二・三〇	音響信号機器	三〇%	八五一六・二九	蓄熱式ラジエーター	七・五%
八五・一二・四〇	ウインドスクリーンワイパー及び曇り除去装置	三〇%	八五一六・三二	その他のもの	七・五%
八五・一二・九〇	部分品	三〇%	八五一六・三三	電熱式の調理用機器及び手持ドライヤー	七・五%
八五・一三	携帯用電気ランプ(内蔵したエネルギー源(例えば、電池及び磁石発電機)により機能するように設計したものに限るものとし、第八五・一二項の照明用機器を除く。)	三〇%	八五一六・四〇	手持ドライヤー	七・五%
八五・一三・一〇	ランプ	二〇%	八五一六・五〇	電気アイロン	七・五%
八五・一三・九〇	部分品	二〇%		マイクロ波オーブン	七・五%
八五・一四	工業用又は理化学用の電気炉(電磁誘導式又は誘電式のものを含む。)、及び工業用又は理化学用のその他の加熱機器(電磁誘導式又は誘電式のものに限る。)	二〇%			

昭和六十二年五月二十二日 参議院會議録第十二号(その二) 商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律案 五三二

八五二六・六〇	その他のオープン並びにクッカー、加熱調理板、煮沸リ ング、グリル及びロースター	七・五%	八五一九・二九	その他のもの	七・五%
八五二六・七一	その他の電熱機器	七・五%	八五一九・三一	レコードデッキ	七・五%
八五二六・七二	コーヒーマーカー及びティーメーカー	七・五%	八五一九・三九	自動レコード交換機構を有するもの	七・五%
八五二六・七九	トースター	七・五%	八五一九・四〇	その他のもの	七・五%
八五二六・八〇	その他のもの	七・五%	八五一九・九一	トランスクリイピングマシン	七・五%
八五二六・九〇	電熱用抵抗体	七・五%	八五一九・九二	その他の音声再生機	七・五%
八五二七・一〇	部分品	七・五%	八五二〇・一〇	カセット式のもの	七・五%
八五二七・二〇	有線電話用又は有線電信用の電気機器(有線搬送通信機器 を含む)	七・五%	八五二〇・二〇	その他のもの	七・五%
八五二七・三〇	電話機	七・五%	八五二〇・三〇	磁気式テープレコーダーその他の録音機(音声再生装置を 自蔵するかしないかを問わない)	七・五%
八五二七・四〇	テレプリンター	七・五%	八五二〇・三九	ディクテイングマシン(外部電源によらなければ作 動しないものに限る)	七・五%
八五二七・八二	電話用又は電信用の交換機	七・五%	八五二〇・九〇	留守番電話装置	七・五%
八五二七・九〇	その他の有線搬送通信機器	七・五%	八五二一・一〇	その他の磁気式テープレコーダー(音声再生装置を自蔵 するものに限る)	七・五%
八五二八・一〇	その他の機器	七・五%	八五二一・九〇	カセット式のもの	七・五%
八五二八・二〇	電話用のもの	七・五%	八五二二・一〇	その他のもの	七・五%
八五二八・三〇	電信用のもの	七・五%	八五二二・二〇	ビデオの記録用又は再生用の機器	七・五%
八五二八・四〇	部分品	七・五%	八五二二・三〇	磁気テープ式のもの	七・五%
八五二八・五〇	マイクホン及びそのスタンド、拡声器(エンクロー ジャに取り付けてあるかいないかを問わない)、マイク ホンとスピーカを組み合わせたもの、ヘッドホン、イ ヤホン、可聴周波増幅器並びに電気式音響増幅装置	七・五%	八五二二・四〇	その他のもの	七・五%
八五二八・六〇	マイクホン及びそのスタンド	七・五%	八五二二・五〇	第8五・一〇項から第8五・二二項までの機器の部分品及 び付属品	七・五%
八五二八・七〇	拡声器(エンクロージャーに取り付けてあるかいないかを 問わない)	七・五%	八五二二・六〇	ピックアップカートリッジ	七・五%
八五二八・八〇	単一型拡声器(エンクロージャーに取り付けたものに 限る)	七・五%	八五二二・七〇	その他のもの	七・五%
八五二八・九〇	複数の型拡声器(同一のエンクロージャーに取り付けた ものに限る)	七・五%	八五二二・八〇	録音その他これに類する記録用の媒体(記録してないもの に限るものとし、第三七類の物品を除く)	七・五%
八五二九・一〇	その他のもの	七・五%	八五二二・九〇	磁気テープ	七・五%
八五二九・二〇	マイクホンとスピーカーとを組み合わせたもの、ヘッ ドホン及びイヤホン	七・五%	八五二三・一〇	幅が四ミリメートル以下のもの	七・五%
八五二九・三〇	可聴周波増幅器	七・五%	八五二三・二〇	幅が四ミリメートルを超え六・五ミリメートル以下の もの	七・五%
八五二九・四〇	電気式音響増幅装置	七・五%	八五二三・三〇	幅が六・五ミリメートルを超えるもの	七・五%
八五二九・五〇	部分品	七・五%	八五二三・四〇	磁気ディスク	七・五%
八五二九・六〇	レコードデッキ、レコードプレーヤー、カセットプレー ヤーその他の音声再生機(録音装置を自蔵するものを除 く)	七・五%	八五二三・五〇	その他のもの	七・五%
八五二九・七〇	ハード又はディスクを挿入することにより作動するレコ ードプレーヤー	七・五%	八五二三・六〇	レコード、テープその他の記録用の媒体(録音その他これ に類する記録をしたもの(レコード製造用の原盤及びマス ターを含む)に限るものとし、第三七類の物品を除く)	七・五%
八五二九・八〇	その他のレコードプレーヤー	七・五%	八五二三・七〇	蓄音機用レコード	七・五%
八五二九・九〇	拡声器を有しないもの	七・五%	八五二三・八〇	磁気テープ	七・五%
八五三〇・一〇		七・五%	八五二三・九〇	幅が四ミリメートル以下のもの	七・五%
八五三〇・二〇		七・五%	八五三〇・一〇	一枚につき一 七〇円	七・五%
八五三〇・三〇		七・五%	八五三〇・二〇		七・五%
八五三〇・四〇		七・五%	八五三〇・三〇		七・五%
八五三〇・五〇		七・五%	八五三〇・四〇		七・五%
八五三〇・六〇		七・五%	八五三〇・五〇		七・五%
八五三〇・七〇		七・五%	八五三〇・六〇		七・五%
八五三〇・八〇		七・五%	八五三〇・七〇		七・五%
八五三〇・九〇		七・五%	八五三〇・八〇		七・五%
八五三一・一〇		七・五%	八五三〇・九〇		七・五%
八五三一・二〇		七・五%	八五三一・一〇		七・五%
八五三一・三〇		七・五%	八五三一・二〇		七・五%
八五三一・四〇		七・五%	八五三一・三〇		七・五%
八五三一・五〇		七・五%	八五三一・四〇		七・五%
八五三一・六〇		七・五%	八五三一・五〇		七・五%
八五三一・七〇		七・五%	八五三一・六〇		七・五%
八五三一・八〇		七・五%	八五三一・七〇		七・五%
八五三一・九〇		七・五%	八五三一・八〇		七・五%
八五三二・一〇		七・五%	八五三一・九〇		七・五%
八五三二・二〇		七・五%	八五三二・一〇		七・五%
八五三二・三〇		七・五%	八五三二・二〇		七・五%
八五三二・四〇		七・五%	八五三二・三〇		七・五%
八五三二・五〇		七・五%	八五三二・四〇		七・五%
八五三二・六〇		七・五%	八五三二・五〇		七・五%
八五三二・七〇		七・五%	八五三二・六〇		七・五%
八五三二・八〇		七・五%	八五三二・七〇		七・五%
八五三二・九〇		七・五%	八五三二・八〇		七・五%
八五三三・一〇		七・五%	八五三二・九〇		七・五%
八五三三・二〇		七・五%	八五三三・一〇		七・五%
八五三三・三〇		七・五%	八五三三・二〇		七・五%
八五三三・四〇		七・五%	八五三三・三〇		七・五%
八五三三・五〇		七・五%	八五三三・四〇		七・五%
八五三三・六〇		七・五%	八五三三・五〇		七・五%
八五三三・七〇		七・五%	八五三三・六〇		七・五%
八五三三・八〇		七・五%	八五三三・七〇		七・五%
八五三三・九〇		七・五%	八五三三・八〇		七・五%
八五三四・一〇		七・五%	八五三三・九〇		七・五%
八五三四・二〇		七・五%	八五三四・一〇		七・五%
八五三四・三〇		七・五%	八五三四・二〇		七・五%
八五三四・四〇		七・五%	八五三四・三〇		七・五%
八五三四・五〇		七・五%	八五三四・四〇		七・五%
八五三四・六〇		七・五%	八五三四・五〇		七・五%
八五三四・七〇		七・五%	八五三四・六〇		七・五%
八五三四・八〇		七・五%	八五三四・七〇		七・五%
八五三四・九〇		七・五%	八五三四・八〇		七・五%
八五三五・一〇		七・五%	八五三四・九〇		七・五%
八五三五・二〇		七・五%	八五三五・一〇		七・五%
八五三五・三〇		七・五%	八五三五・二〇		七・五%
八五三五・四〇		七・五%	八五三五・三〇		七・五%
八五三五・五〇		七・五%	八五三五・四〇		七・五%
八五三五・六〇		七・五%	八五三五・五〇		七・五%
八五三五・七〇		七・五%	八五三五・六〇		七・五%
八五三五・八〇		七・五%	八五三五・七〇		七・五%
八五三五・九〇		七・五%	八五三五・八〇		七・五%
八五三六・一〇		七・五%	八五三五・九〇		七・五%
八五三六・二〇		七・五%	八五三六・一〇		七・五%
八五三六・三〇		七・五%	八五三六・二〇		七・五%
八五三六・四〇		七・五%	八五三六・三〇		七・五%
八五三六・五〇		七・五%	八五三六・四〇		七・五%
八五三六・六〇		七・五%	八五三六・五〇		七・五%
八五三六・七〇		七・五%	八五三六・六〇		七・五%
八五三六・八〇		七・五%	八五三六・七〇		七・五%
八五三六・九〇		七・五%	八五三六・八〇		七・五%
八五三七・一〇		七・五%	八五三六・九〇		七・五%
八五三七・二〇		七・五%	八五三七・一〇		七・五%
八五三七・三〇		七・五%	八五三七・二〇		七・五%
八五三七・四〇		七・五%	八五三七・三〇		七・五%
八五三七・五〇		七・五%	八五三七・四〇		七・五%
八五三七・六〇		七・五%	八五三七・五〇		七・五%
八五三七・七〇		七・五%	八五三七・六〇		七・五%
八五三七・八〇		七・五%	八五三七・七〇		七・五%
八五三七・九〇		七・五%	八五三七・八〇		七・五%
八五三八・一〇		七・五%	八五三七・九〇		七・五%
八五三八・二〇		七・五%	八五三八・一〇		七・五%
八五三八・三〇		七・五%	八五三八・二〇		七・五%
八五三八・四〇		七・五%	八五三八・三〇		七・五%
八五三八・五〇		七・五%	八五三八・四〇		七・五%
八五三八・六〇		七・五%	八五三八・五〇		七・五%
八五三八・七〇		七・五%	八五三八・六〇		七・五%
八五三八・八〇		七・五%	八五三八・七〇		七・五%
八五三八・九〇		七・五%	八五三八・八〇		七・五%
八五三九・一〇		七・五%	八五三八・九〇		七・五%
八五三九・二〇		七・五%	八五三九・一〇		七・五%
八五三九・三〇		七・五%	八五三九・二〇		七・五%
八五三九・四〇		七・五%	八五三九・三〇		七・五%
八五三九・五〇		七・五%	八五三九・四〇		七・五%
八五三九・六〇		七・五%	八五三九・五〇		七・五%
八五三九・七〇		七・五%	八五三九・六〇		七・五%
八五三九・八〇		七・五%	八五三九・七〇		七・五%
八五三九・九〇		七・五%	八五三九・八〇		七・五%
八五四〇・一〇		七・五%	八五三九・九〇		七・五%
八五四〇・二〇		七・五%	八五四〇・一〇		七・五%
八五四〇・三〇		七・五%	八五四〇・二〇		七・五%
八五四〇・四〇		七・五%	八五四〇・三〇		七・五%
八五四〇・五〇		七・五%	八五四〇・四〇		七・五%
八五四〇・六〇		七・五%	八五四〇・五〇		七・五%
八五四〇・七〇		七・五%	八五四〇・六〇		七・五%
八五四〇・八〇		七・五%	八五四〇・七〇		七・五%
八五四〇・九〇		七・五%	八五四〇・八〇		七・五%
八五四一・一〇		七・五%	八五四〇・九〇		七・五%
八五四一・二〇		七・五%	八五四一・一〇		七・五%
八五四一・三〇		七・五%	八五四一・二〇		七・五%
八五四一・四〇		七・五%	八五四一・三〇		七・五%
八五四一・五〇		七・五%	八五四一・四〇		七・五%
八五四一・六〇		七・五%	八五四一・五〇		七・五%
八五四一・七〇		七・五%	八五四一・六〇		七・五%
八五四一・八〇		七・五%	八五四一・七〇		七・五%
八五四一・九〇		七・五%	八五四一・八〇		七・五%
八五四二・一〇		七・五%	八五四一・九〇		七・五%
八五四二・二〇		七・五%	八五四二・一〇		七・五%
八五四二・三〇		七・五%	八五四二・二〇		七・五%
八五四二・四〇		七・五%	八五四二・三〇		七・五%
八五四二・五〇		七・五%	八五四二・四〇		七・五%
八五四二・六〇		七・五%	八五四二・五〇		七・五%
八五四二・七〇		七・五%	八五四二・六〇		七・五%
八五四二・八〇		七・五%	八五四二・七〇		七・五%
八五四二・九〇		七・五%	八五四二・八〇		七・五%
八五四三・一〇		七・五%	八五四二・九〇		七・五%
八五四三・二〇		七・五%	八五四三・一〇		七・五%
八五四三・三〇		七・五%	八五四三・二〇		七・五%
八五四三・四〇		七・五%	八五四三・三〇		七・五%
八五四三・五〇		七・五%	八五四三・四〇		七・五%
八五四三・六〇		七・五%	八五四三・五〇		七・五%
八五四三・七〇		七・五%	八五四三・六〇		七・五%
八五四三・八〇		七・五%	八五四三・七〇		七・五%
八五四三・九〇		七・五%	八五四三・八〇		七・五%
八五四四・一〇		七・五%	八五四三・九〇		七・五%
八五四四・二〇		七・五%	八五四四・一〇		七・五%
八五四四・三〇		七・五%	八五四四・二〇		七・五%
八五四四・四〇		七・五%	八五四四・三〇		七・五%
八五四四・五〇		七・五%	八五四四・四〇		七・五%
八五四四・六〇		七・五%	八五四四・五〇		七・五%
八五四四・七〇		七・五%	八五四四・六〇		七・五%
八五四四・八〇		七・五%	八五四四・七〇		七・五%
八五四四・九〇		七・五%	八五四四・八〇		七・五%
八五四五・一〇		七・五%	八五四四・九〇		七・五%
八五四五・二〇		七・五%	八五四五・一〇		七・五%
八五四五・三〇		七・五%	八五四五・二〇		七・五%
八五四五・四〇		七・五%	八五四五・三〇		七・五%
八五四五・五〇		七・五%	八五四五・四〇		七・五%
八五四五・六〇		七・五%	八五四五・五〇		七・五%
八五四五・七〇		七・五%	八五四五・六〇		七・五%
八五四五・八〇		七・五%	八五四五・七〇		七・五%
八五四五・九〇		七・五%	八五四五・八〇		七・五%
八五四六・一〇		七・五%	八五四五・九〇		七・五%
八五四六・二〇		七・五%	八五四六・一〇		七・五%
八五四六・三〇		七・五%	八五四六・二〇		七・五%
八五四六・四〇		七・五%	八五四六・三〇		七・五%
八五四六・五〇		七・五%	八五四六・四〇		七・五%
八五四六・六〇		七・五%	八五四六・五〇		七・五%
八五四六・七〇		七・五%	八五四六・六〇		七・五%
八五四六・八〇		七・五%	八五四六・七〇		七・五%
八五四六・九〇		七・五%	八五四六・八〇		七・五%
八五四七・一〇		七・五%	八五四六・九〇		七・五%
八五四七・二〇		七・五%	八五四七・一〇		七・五%
八五四七・三〇		七・五%	八五四七・二〇		七・五%
八五四七・四〇		七・五%	八五四七・三〇		七・五%
八五四七・五〇		七・五%	八五四七・四〇		七・五%
八五四七・六〇		七・五%	八五四七・五〇		七・五%
八五四七・七〇		七・五%	八五四七・六〇		七・五%
八五四七・八〇		七・五%	八五四七・七〇		七・五%
八五四七・九〇		七・五%	八五四七・八〇		七・五%
八五四八・一〇		七・五%	八五四七・九〇		七・五%
八五四八・二〇		七・五%	八五四八・一〇		七・五%
八五四八・三〇		七・五%	八五四八・二〇		七・五%
八五四八・四〇		七・五%	八五四八・三〇		七・五%
八五四八・五〇		七・五%	八五四八・四〇		七・五%
八五四八・六〇		七・五%	八五四八・五〇		七・五%
八五四八・七〇		七・五%	八五四八・六〇		七・五%
八五四八・八〇		七・五%	八五四八・七〇		七・五%
八五四八・九〇		七・五%	八五四八・八〇		七・五%
八五四九・一〇		七・五%	八五四八・九〇		七・五%
八五四九・二〇		七・五%	八五四九・一〇		七・五%
八五四九・三〇		七・五%	八五四九・二〇		七・五%
八五四九・四〇		七・五%	八五四九・三〇		七・五%
八五四九・五〇		七・五%	八五四九・四〇		七・五%
八五四九・六〇		七・五%	八五四九・五〇		七・五%
八五四九・七〇		七・五%	八五四九・六〇		七・五%
八五四九・八〇		七・五%	八五四九・七〇		七・五%
八五四九・九〇		七・五%	八五四九・八〇		七・五%
八五五					

八五二四・二二	幅が四ミリメートルを超え六・五ミリメートル以下のもの	一五%
八五二四・二三	幅が六・五ミリメートルを超えるもの	一五%
八五二四・九〇	その他のもの	一五%
八五・二五	無線電話用、無線電信用、ラジオ放送用又はテレビジョン用の送信機器（受信機器、録音装置又は音声再生装置を自蔵するかしないかを問わない。）及びテレビジョンカメラ	二〇%
八五二五・一〇	送信機器（受信機器を自蔵するものに限る。）	二〇%
八五二五・二〇	テレビジョンカメラ	二〇%
八五二五・三〇	レーダー、航行用無線機器及び無線遠隔制御機器	一五%
八五二六・一〇	その他のもの	二〇%
八五二六・九一	航行用無線機器	二〇%
八五二六・九二	無線遠隔制御機器	二〇%
八五・二七	無線電話用、無線電信用又はラジオ放送用の受信機器（同一のハウジングにおいて録音装置、音声再生装置又は時計と結合してあるかいないかを問わない。）	七・五%
八五二七・一一	ラジオ放送用受信機器（無線電話又は無線電信用受信することのできるものを含むものとし、外部電源によらずに作動するものに限る。）	七・五%
八五二七・一九	録音装置又は音声再生装置と結合してあるもの	七・五%
八五二七・二一	その他のもの	七・五%
八五二七・二二	自動車に使用する種類のラジオ放送用受信機器（無線電話又は無線電信用受信することのできるものを含むものとし、外部電源によらずに作動しないものに限る。）	七・五%
八五二七・二九	録音装置又は音声再生装置と結合してあるもの	七・五%
八五二七・三一	その他のもの	七・五%
八五二七・三二	時計と結合してあるもの（録音装置又は音声再生装置と結合してあるものを除く。）	七・五%
八五二七・三九	その他のもの	七・五%
八五二七・九〇	その他の機器	二〇%
八五・二八	テレビジョン受像機（ビデオモニター及びビデオプロジェクターを含むものとし、同一のハウジングにおいてラジオ放送用受信機器又は音声若しくはビデオの記録用若しくは再生用の装置と結合してあるかいないかを問わない。）	七・五%
八五二八・一〇	カラーのもの	七・五%
八五二八・二〇	白黒その他のモノクロームのもの	七・五%

八五・二九	第八五・二五項から第八五・二八項までの機器に専ら又は主として使用する部分品	二〇%
八五二九・一〇	アンテナ及びアンテナ反射器並びにこれらに使用する部分品	二〇%
八五二九・九〇	その他のもの	一五%
八五・三〇	鉄道、軌道、道路、内陸水路、駐車施設、港湾設備又は空港の信号用、安全用又は交通管制用の電気機器（第八六・八項のものを除く。）	一五%
八五三〇・一〇	鉄道用又は軌道用の機器	一五%
八五三〇・八〇	その他の機器	一五%
八五三〇・九〇	部分品	一五%
八五・三一	電気式の音響信号用又は可視信号用の機器（例えば、ベル、サイレン、表示盤、盗難警報器及び火災警報器、第八五・一二項又は第八五・三〇項のものを除く。）	一五%
八五三一・一〇	盗難警報器、火災警報器その他これらに類する機器	一五%
八五三一・二〇	表示盤（液晶ディスプレイ又は発光ダイオードを自蔵するものに限る。）	一五%
八五三一・八〇	その他の機器	一五%
八五三一・九〇	部分品	一五%
八五・三二	固定式、可変式又は半固定式のコンデンサー	一五%
八五三二・一〇	固定式コンデンサー（五〇又は六〇ヘルツ回路用に設計したもので、無効電力が〇・五キロボール以上のものに限る（電力用コンデンサー）。）	一五%
八五三二・二一	その他の固定式コンデンサー	一五%
八五三二・二二	タンタルコンデンサー	一五%
八五三二・二三	アルミニウム電解コンデンサー	一五%
八五三二・二四	セラミックコンデンサー（単層のものに限る。）	一五%
八五三二・二五	セラミックコンデンサー（多層のものに限る。）	一五%
八五三二・二九	紙コンデンサー及びプラスチックコンデンサー	一五%
八五三二・三〇	その他のもの	一五%
八五三二・三〇	可変式又は半固定式のコンデンサー	一五%
八五三二・九〇	部分品	一五%
八五・三三	電気抵抗器（可変抵抗器及びポテンシオメーターを含むものとし、電熱用抵抗器を除く。）	一五%
八五三三・一〇	固定式炭素抵抗器（被膜抵抗器を含む。）	一五%
八五三三・二一	その他の固定式抵抗器	一五%
八五三三・二九	容量が二〇ワット以下のもの	一五%
八五三三・三一	その他のもの	一五%
八五三三・三九	巻線形可変抵抗器（ポテンシオメーターを含む。）	一五%
八五三三・四〇	容量が二〇ワット以下のもの	一五%
八五三三・四〇	その他のもの	一五%
八五三三・四〇	その他の可変抵抗器（ポテンシオメーターを含む。）	一五%

昭和六十二年五月二十二日 参議院會議録第十二号(その二) 商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律案 五三四

八五三三・九〇	部分品	一五%	八五・三九	フィラメント電球及び放電管(シールドビームランプ、紫	三〇%
八五・三四	印刷回路	一五%	八五三九・一〇	外線ランプ及び赤外線ランプを含む)並びにアーク灯	
八五・三五	電気回路の開閉用、保護用又は接続用の機器(例えば、ス		八五三九・二二	その他のフィラメント電球(紫外線ランプ及び赤外線ラ	一五%
	イッチ、ヒューズ、避雷器、電圧リミッター、サージ抑制		八五三九・二二	ランプを除く)	
	器、プラグ及び接続箱。使用電圧が一、〇〇〇ボルトを超		八五三九・二九	タンクステンハロゲン電球	一五%
	えるものに限り)			その他のもの(出力が二〇ワット以下のもので、使	一五%
八五三五・一〇	ヒューズ	一五%		用電圧が一、〇〇ボルトを超えるものに限り)	一五%
	自動遮断器			その他のもの	
八五三五・二一	使用電圧が七二・五キロボルト未満のもの	一五%		放電管(紫外線ランプを除く)	二〇%
八五三五・二九	その他のもの	一五%		熱陰極蛍光放電管	二〇%
八五三五・三〇	断路機及び開閉スイッチ	一五%	八五三九・三一	その他のもの	二〇%
八五三五・四〇	避雷器、電圧リミッター及びサージ抑制器	一五%	八五三九・三九	紫外線ランプ、赤外線ランプ及びアーク灯	二〇%
八五三五・九〇	その他のもの	一五%	八五三九・四〇	部分品	二〇%
八五・三六	電気回路の開閉用、保護用又は接続用の機器(例えば、ス			熱電子管、冷陰極管及び光電管(例えば、真空式のもの、	
	イッチ、ヒューズ、サージ抑制器、プラグ、ソ			蒸気又はガスを封入したもの、水銀整流管、陰極線管及び	
	ケット、ランプホルダー及び接続箱。使用電圧が一、〇〇			テレビジョン受像用陰極線管(ビデオモニター用陰極線	
	ボルト以下のものに限り)		八五・四〇	管を含む)	
	ヒューズ	一五%		カラーのもの	三〇%
八五三六・一〇	自動遮断器	一五%	八五四〇・一一	白黒その他のモノクロームのもの	三〇%
八五三六・二〇	電気回路保護用のその他の機器	一五%	八五四〇・一二	テレビジョン用撮像管、イメージ変換管、イメージ増倍	一五%
八五三六・三〇	その他のもの	一五%	八五四〇・二〇	管その他の光電管	三〇%
八五三六・四一	その他のスイッチ	一五%	八五四〇・三〇	その他の陰極線管	三〇%
八五三六・四九	ランプホルダー、プラグ及びソケット	一五%	八五四〇・四一	マイクログラフ管(例えば、磁電管、クライストロン、進行	
八五三六・五〇	その他のもの	一五%	八五四〇・四二	波管及びカルシノトロン。格子制御式のものを除く)	
八五三六・六九	その他の機器	一五%	八五四〇・四九	磁電管	三〇%
八五三六・九〇	その他の機器	一五%	八五四〇・八一	クライストロン	三〇%
八五三七・一〇	電気制御又は配電用の盤、パネル(数値制御用のものを		八五四〇・八九	その他のもの	三〇%
八五三七・二〇	含む)コンソール、機、キャビネットその他の物品(第			受信管及び増幅管	三〇%
八五三七・三八	九項の機器を自蔵するものを含む、第八五・三五項又は		八五四〇・九一	その他のもの	三〇%
八五三八・一〇	第八五・三六項の機器を二以上装備するものに限り)		八五四〇・九九	部分品	一五%
八五三八・九〇	使用電圧が一、〇〇〇ボルト以下のもの	一五%	八五四・四一	陰極線管のもの	一五%
	使用電圧が一、〇〇〇ボルトを超えるもの	一五%		その他のもの	一五%
	第八五・三五項から第八五・三七項までの機器に専ら又は			ダイオード、トランジスタその他これらに類する半導体	
	主として使用する部分品			デバイス、光電性半導体デバイス(光電池、モジュール又は	
	第八五・三七項の物品用の盤、パネル、コンソール、			パネルにしてあるかないかを問わない)を含む)、発光ダイ	
	機、キャビネットその他の物品(機器を装備してないも			イオード及び圧電結晶素子	
	のに限る)	一五%		ダイオード(光電性ダイオード及び発光ダイオードを除	
	その他のもの	一五%	八五四一・一〇	く)	一五%

八五四一・二一	トランジスター(光電性トランジスターを除く。)	一五%
八五四一・二九	定格消費電力が一ワット未満のもの	一五%
八五四一・三〇	その他のもの	一五%
八五四一・四〇	サイリスター、ダイアック及びトライアック(光電性デバイスを除く。)	一五%
八五四一・五〇	光電性半導体デバイス(光電池(モジュール又はパネルにしておけるか、ないかを問わない。を含む。))及び発光ダイオード	一五%
八五四一・六〇	その他の半導体デバイス	一五%
八五四一・九〇	正電結晶素子	一五%
八五四二・一〇	部分品	一五%
八五四二・二〇	集積回路及び超小形組立	一五%
八五四二・三〇	モノリシック集積回路	一五%
八五四二・四〇	デジタル式のもの	一五%
八五四二・五〇	その他のもの	一五%
八五四二・六〇	ハイブリッド集積回路	一五%
八五四二・七〇	その他のもの	一五%
八五四二・八〇	部分品	一五%
八五四二・九〇	電気機器(固有の機能を有するものに限るものとし、この類の他の項に該当するものを除く。)	一五%
八五四三・一〇	粒子加速器	一五%
八五四三・二〇	信号発生器	一五%
八五四三・三〇	電気めつき用、電気分解用又は電気泳動用の機器	一五%
八五四三・四〇	その他の機器	一五%
八五四三・五〇	部分品	一五%
八五四三・六〇	電気絶縁をした線、ケーブル(同軸ケーブルを含む。)	一五%
八五四三・七〇	他の電気導体(エナメルを塗布し又は酸化被膜処理をしたものを含むものとし、接続子を取り付けてあるか、ないかを問わない。)	一五%
八五四三・八〇	ファイバーケーブル(個々に被覆したファイバーから成るものに限るものとし、電気導体を組み込んであるか又は接続子を取り付けてあるか、ないかを問わない。)	一五%
八五四三・九〇	巻線	一五%
八五四四・一〇	銅のもの	二〇%
八五四四・二〇	その他のもの	二〇%
八五四四・三〇	同軸ケーブルその他の同軸の電気導体	二五%
八五四四・四〇	点火用配線セットその他の配線セット(車両、航空機又は船舶に使用する種類のものに限る。)	二〇%
八五四四・五〇	その他の電気導体(使用電圧が八〇ボルト以下のものに限る。)	二〇%
八五四四・六〇	接続子を取り付けてあるもの	二〇%

八五四四・四九	その他のもの	二〇%
八五四四・五一	その他の電気導体(使用電圧が八〇ボルトを超え、一〇〇ボルト以下のものに限る。)	二〇%
八五四四・五九	接続子を取り付けてあるもの	二〇%
八五四四・六〇	その他のもの	二〇%
八五四四・七〇	その他の電気導体(使用電圧が一、〇〇〇ボルトを超え、ものに限る。)	二〇%
八五四四・八〇	光ファイバーケーブル	一五%
八五四四・九〇	炭素電極、炭素ブラシ、ランプ用炭素棒、電池用炭素棒その他の製品で黒鉛その他の炭素のもの(電気的用途に供する種類のものに限るものとし、金属を取り付けてあるか、ないかを問わない。)	一五%
八五四五・一〇	電極	一五%
八五四五・二〇	炉に使用する種類のもの	一五%
八五四五・三〇	その他のもの	一五%
八五四五・四〇	ブラシ	一五%
八五四五・五〇	その他のもの	一五%
八五四五・六〇	がい子(材料を問わない。)	一五%
八五四五・七〇	ガラス製のもの	一五%
八五四五・八〇	陶磁製のもの	一五%
八五四五・九〇	その他のもの	一五%
八五四六・一〇	電気機器の電気絶縁用物品(成形中に金属製のさかな部分(例えば、ねじを切ったソケット)を専ら組立てのため組み込んだものを含む。絶縁材料製のものに限るものとし、第八五四六項のがい子を除く。)	一五%
八五四六・二〇	並びに電線用導管及びその継手(単金属製のものを除く。絶縁材料を内張りしたものに限る。)	一五%
八五四六・三〇	陶磁製の電気絶縁用物品	一五%
八五四六・四〇	プラスチック製の電気絶縁用物品	一五%
八五四六・五〇	その他のもの	一五%
八五四六・六〇	機器の電気式部分品(この類の他の項に該当するものを除く。)	一五%

注 第一七部 車両、航空機、船舶及び輸送機器関連品

- この部には、第九五・〇一項、第九五・〇三項又は第九五・〇八項の物品及び第九五・〇六項のボブスレー、トボガンその他これらに類する物品を含まない。
 - 「部分品」及び「部分品及び付属品」には、次の物品(この部の物品に使用するものであるか、ないかを問わない。を含む。)
- (a) ジョイント、ワッシャーその他これらに類する物品(構成する材料により該当する項

- 又は第八四・八四項に属する。)及びその他の加硫ゴム(硬質ゴムを除く。)(製品(第四〇・一六項参照))
- (b) 第一五部の注2の卑金属製のはん用性の部分品(第一五部参照)及びプラスチック製のこれに類する物品(第三九類参照)
- (c) 第八二類の物品(工具)
- (d) 第八三・〇六項の物品
- (e) 第八四・〇一から第八四・七九項までの機器及びその部分品、第八四・八一項又は第八四・八二項の物品並びに第八四・八三項の物品(原動機の不可分の一部を構成するものに限る。)
- (f) 電気機器(第八五類参照)
- (g) 第九〇類の物品
- (h) 第九一類の物品
- (i) 武器(第九三類参照)
- (j) 第九四・〇五項のランプその他の照明器具
- (k) 車両の部分品として使用する種類のブラシ(第九六・〇三項参照)
- 3 第八六類から第八八類までにおいて部分品及び附属品は、当該各級の物品に専ら又は主として使用するものに限るものとし、これらの類の二以上の項に属するとみられる部分品及び附属品は、主たる用途に基づきその所属を決定する。
- 4 道路走行車両として兼用することができる航空機は、航空機とする。
- 5 水陸両用自動車は、自動車とする。
- 6 空気クッションピクルは、この部に属するものとし、次に定めるところにより、最も類似する物品が属する項に属する。
- (a) 案内軌道走行用のもの(空気浮上式鉄道)は、第八六類に属する。
- (b) 陸上走行用又は水陸走行用のものは、第八七類に属する。
- (c) 水上走行用のもの(岸若しくは発着場に上陸することができるか又は氷上を走行することができるかできないかを問わない)は、第八九類に属する。
- 7 空気クッションピクルの部分品及び附属品は、当該空気クッションピクルが第一文の規定により属することとなる項の物品の部分品及び附属品が属する項に属する。
- 8 空気浮上式鉄道の軌道用装備品は、鉄道線路用装備品とするものとし、空気浮上式鉄道の信号用、安全用又は交通管制用の機器は、鉄道の信号用、安全用又は交通管制用の機器とする。
- 第九六類 鉄道用又は軌道用の機関車及び車両並びにこれらの部分品、鉄道又は軌道の線路用装備品及びその部分品並びに機械式交通信号用機器(電気機械式のものを含む。)

八六・〇一	鉄道用機関車(外部電源又は蓄電池により走行するものに限る。)	一五%
八六・〇一・一〇	外部電源により走行するもの	一五%
八六・〇一・二〇	蓄電池により走行するもの	一五%
八六・〇二	その他の鉄道用機関車及び炭水車	一五%
八六・〇二・一〇	電気式ディーゼル機関車	一五%
八六・〇二・九〇	その他のもの	一五%
八六・〇三	鉄道用又は軌道用の客車及び貨車(自走式のものに限るものとし、第八六・〇四項のものを除く。)	一五%
八六・〇三・一〇	外部電源により走行するもの	一五%
八六・〇三・九〇	その他のもの	一五%
八六・〇四	鉄道又は軌道の保守用又は作業用の車両(自走式であるかないかを問わない。例えば、工作車、クレーン車、砂利突固め車、軌道整正車、検査車及び軌道検測車)	一五%
八六・〇五	鉄道用又は軌道用の客車(自走式のものを除く。及び鉄道用又は軌道用の手荷物車、郵便車その他の特殊用途車(自走式のものと第八六・〇四項のものを除く。))	一五%
八六・〇五・一〇	鉄道用又は軌道用の貨車(自走式のものを除く。)	一五%
八六・〇六	タンク車その他これらに類する車両	一五%
八六・〇六・一〇	断熱車、冷蔵車及び冷凍車(第八六・〇六・一〇号のものを除く。)	一五%
八六・〇六・二〇	荷卸機構付きの貨車(第八六・〇六・一〇号又は第八六・〇六・二〇号のものを除く。)	一五%
八六・〇六・三〇		一五%

注

1 この類には、次の物品を含まない。

(a) 木製又はコンクリート製の鉄道用又は軌道用のまぐら木及びコンクリート製の空気浮

注	1	この類には、専らレール走行用に設計した鉄道用又は軌道用の車両を含まない。	八六〇六・九一	その他のもの	一五%
	2	この類において「トラクター」とは、本来、車両、機器又は貨物をけん引し又は押すために作つた車両をいい、本来の用途に関連して、道具、種、肥料その他の物品を輸送するための補助器具を有するが有しないかを問わない。	八六〇六・九二	有がい車	一五%
	3	第八七・〇二項において「公共輸送型乗用自動車」とは、十人以上の人員（運転手を含む。）の輸送用として設計した車両をいう。	八六〇六・九三	無がい車（高さが六〇センチメートルを超える側壁を有するものに限る。）	一五%
	4	運転室を有する原動機付きシャシは、第八七・〇二項から第八七・〇四項までに属するものとし、第八七・〇六項には属しない。	八六〇六・九四	その他のもの	一五%
	5	第八七・一二項には、すべての幼児用自転車を含む。その他の幼児用乗物は、第九五・〇一項に属する。	八六〇七・〇一	鉄道用又は軌道用の機関車又は車両の部分品	一五%
			八六〇七・〇二	ボギー台車、ビツセル台車、車軸及び車輪並びにこれらの部分品	一五%
			八六〇七・〇三	駆動ボギー台車及び駆動ビツセル台車	一五%
			八六〇七・〇四	その他のボギー台車及びビツセル台車	一五%
			八六〇七・〇五	その他のもの（部分品を含む。）	一五%
			八六〇七・〇六	ブレーキ及びその部分品	一五%
第八七類 鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品			八六〇七・〇七	エアブレーキ及びその部分品	一五%
			八六〇七・〇八	その他のもの	一五%
			八六〇七・〇九	フックその他の連結器及び緩衝器並びにこれらの部分品	一五%
			八六〇七・一〇	その他のもの	一五%
			八六〇七・一一	機関車のもの	一五%
			八六〇七・一二	その他のもの	一五%
			八六〇七・一三	信号用、安全用又は交通管制用の機械式機器（電気機械式のものを含むものとし、鉄道用、軌道用、道路用、内陸水路用、駐車施設用、港湾設備用又は空港用のものに限る。）及び鉄道又は軌道の線路用装備品並びにこれらの部分品	一五%
			八六〇七・一四	コンテナ（液体輸送用のものを含むものとし、一以上の輸送方式による輸送を行うために特に設計し、かつ、装備したものに限る。）	一五%
			八六〇七・一五		一五%
			八六〇七・一六		一五%

注	1	この類には、専らレール走行用に設計した鉄道用又は軌道用の車両を含まない。	八七〇一・〇一	トラクター（第八七・〇九項のトラクターを除く。）	三〇%
	2	この類において「トラクター」とは、本来、車両、機器又は貨物をけん引し又は押すために作つた車両をいい、本来の用途に関連して、道具、種、肥料その他の物品を輸送するための補助器具を有するが有しないかを問わない。	八七〇一・〇二	歩行操縦式トラクター	三〇%
	3	第八七・〇二項において「公共輸送型乗用自動車」とは、十人以上の人員（運転手を含む。）の輸送用として設計した車両をいう。	八七〇一・〇三	セミトラクター用の道路走行用トラクター	三〇%
	4	運転室を有する原動機付きシャシは、第八七・〇二項から第八七・〇四項までに属するものとし、第八七・〇六項には属しない。	八七〇一・〇四	無限軌道式トラクター	一五%
	5	第八七・一二項には、すべての幼児用自転車を含む。その他の幼児用乗物は、第九五・〇一項に属する。	八七〇一・〇五	その他のもの	三〇%
			八七〇二・〇一	公共輸送型乗用自動車	一〇%
			八七〇二・〇二	ピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン）を搭載したもの	一〇%
			八七〇二・〇三	その他のもの	一〇%
			八七〇三・〇一	乗用自動車その他の自動車（ステーションワゴン及びレジャーカーを含む、主として人員の輸送用に設計したものに限るものとし、第八七・〇二項のものを除く。）	二〇%
			八七〇三・〇二	雪上走行用に特に設計した車両及びゴルフカーその他これに類する車両	一〇%
第八七類 鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品			八七〇三・〇三	その他の車両（ピストン式火花点火内燃機関（往復動機関に限る。）を搭載したものに限る。）	一〇%
			八七〇三・〇四	シリンダー容積が一、〇〇〇立方センチメートル以下のもの	一〇%
			八七〇三・〇五	シリンダー容積が一、〇〇〇立方センチメートルを超え二、五〇〇立方センチメートル以下のもの	一〇%
			八七〇三・〇六	シリンダー容積が二、五〇〇立方センチメートルを超え三、〇〇〇立方センチメートル以下のもの	一〇%
			八七〇三・〇七	シリンダー容積が三、〇〇〇立方センチメートルを超え四、〇〇〇立方センチメートル以下のもの	一〇%
			八七〇三・〇八	その他の車両（ピストン式火花点火内燃機関（ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン）を搭載したものに限る。）	一〇%
			八七〇三・〇九	シリンダー容積が一、五〇〇立方センチメートル以下のもの	一〇%
			八七〇三・一〇	シリンダー容積が一、五〇〇立方センチメートルを超え二、五〇〇立方センチメートル以下のもの	一〇%
			八七〇三・一一	シリンダー容積が二、五〇〇立方センチメートルを超え三、〇〇〇立方センチメートル以下のもの	一〇%
			八七〇三・一二	その他のもの	一〇%

昭和六十二年五月二十二日 参議院會議録第十二号(その二) 商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律案 五三八

八七〇四・三一	その他のもの (ピストン式火花点火内燃機関を搭載したものに限り。)	一〇%	八七〇八・九三	クラッチ及びその部分品	三〇%
八七〇四・三二	車両総重量が五トン以下のもの	一〇%	八七〇八・九四	ハンドル、ステアリングコラム及びステアリングボックス	三〇%
八七〇四・九〇	その他のもの	一〇%	八七〇八・九九	その他のもの	三〇%
八七〇五	特殊用途自動車 (例えば、救急車、クレーン車、消防車、コンクリートミキサー車、道路清掃車、散水車、工作車及びレントゲン車。主として人員又は貨物の輸送用に設計したものを除く。)	二〇%	八七〇九・一一	自走式作業トラック (工場、倉庫、埠頭又は空港において貨物の短距離の運搬に使用する種類のものに限り。)	二〇%
八七〇五・一〇	クレーン車	二〇%	八七〇九・一九	貨物の短距離の運搬に使用する種類のものに限り。)	二〇%
八七〇五・二〇	せん孔ドリット車	二〇%	八七〇九・九〇	及び鉄道の駅のプラットフォームにおいて使用する種類のトラック及び並びにこれらの部分品	二〇%
八七〇五・三〇	消防車	二〇%	八七一一・一〇	車両	二〇%
八七〇五・四〇	コンクリートミキサー車	二〇%	八七一一・四〇	電気式のもの	二〇%
八七〇五・九〇	その他のもの	二〇%	八七一一・二〇	その他のもの	二〇%
八七〇六・一〇	原動機付きシャシ (第八七・一〇一項から第八七・一〇五項までの自動車用のものに限り。)	三〇%	八七一一・三〇	戦車その他の装甲車両 (自走式のものに限り。)	二〇%
八七〇七	車体 (運転室を含むものとし、第八七・一〇一項から第八七・一〇五項までの自動車用のものに限り。)	三〇%	八七一一・四〇	モーターサイクル (モペットを含むものとし、サイドカー付きであるかないかを問わない。)	二〇%
八七〇七・一〇	第八七・一〇三項の車両用のもの	三〇%	八七一一・五〇	車 (サイドカー付きであるかないかを問わない。)	二〇%
八七〇七・九〇	その他のもの	三〇%	八七一二・一〇	シリンダー容積が五〇立方センチメートル以下のピストン式内燃機関 (往復動機関に限る。)	一〇%
八七〇八	部分品及び付属品 (第八七・一〇一項から第八七・一〇五項までの自動車のものに限り。)	三〇%	八七一二・二〇	シリンダー容積が五〇立方センチメートルを超え二五〇立方センチメートル以下のピストン式内燃機関 (往復動機関に限る。)	一〇%
八七〇八・一〇	バンパー及びその部分品	三〇%	八七一二・三〇	シリンダー容積が二五〇立方センチメートルを超え五〇〇立方センチメートル以下のピストン式内燃機関 (往復動機関に限る。)	一〇%
八七〇八・二〇	シートベルト	三〇%	八七一二・四〇	シリンダー容積が五〇立方センチメートルを超え八〇〇立方センチメートル以下のピストン式内燃機関 (往復動機関に限る。)	一〇%
八七〇八・二九	その他のもの	三〇%	八七一二・五〇	シリンダー容積が八〇〇立方センチメートルを超えるピストン式内燃機関 (往復動機関に限る。)	一〇%
八七〇八・三一	ブレーキ及びサロブレーキ並びにこれらの部分品	三〇%	八七一二・九〇	その他のもの	一〇%
八七〇八・三九	ブレーキライニング (取り付け付けたものに限り。)	三〇%	八七一二・一〇	自走式 (運搬用三輪自動車を含むものとし、原動機付きのものに限り。)	二〇%
八七〇八・四〇	その他のもの	三〇%	八七一二・二〇	身体障害者用又は病人用の車両 (原動機その他の機械式駆動機構を有するかないかを問わない。)	一〇%
八七〇八・五〇	ギヤボックス	三〇%	八七一二・三〇	機械式駆動機構を有しないもの	一〇%
八七〇八・六〇	非駆動軸及びその部分品	三〇%	八七一二・四〇	その他のもの	一〇%
八七〇八・七〇	車輪並びにその部分品及び付属品	三〇%	八七一二・五〇	部分品及び付属品 (第八七・一一項から第八七・一三項までの車両のものに限り。)	一〇%
八七〇八・八〇	懸架装置用ショックアブソーバー	三〇%	八七一三・一〇		
八七〇八・九〇	その他の部分品及び付属品	三〇%	八七一三・九〇		
八七〇八・九一	ラジエーター	三〇%	八七一四		
八七〇八・九二	消音装置及び排気管	三〇%			

八七二四・一一	モーターサイクル(モペットを含む)のもの	二〇%
八七二四・一九	サドル	二〇%
八七二四・二〇	その他のもの	二〇%
八七二四・二〇	身体障害者用又は病人用の車両のもの	一〇%
八七二四・九一	その他のもの	二〇%
八七二四・九二	フレーム体及び前ホーク並びにこれらの部分品	二〇%
八七二四・九三	リム及びスポーク	二〇%
八七二四・九四	ハブ(コリスターブレーキハブ及びハブブレーキを除く)及びフリーホイール	二〇%
八七二四・九五	ブレーキ(コリスターブレーキハブ及びハブブレーキを含む)及びその部分品	二〇%
八七二四・九六	ペダル及びギヤクランク並びにこれらの部分品	二〇%
八七二四・九九	その他のもの	二〇%
八七・一五	乳母車及びその部分品	一〇%
八七・一五・〇〇	トレイラー及びセミトレイラー並びにその他の車両(機械式駆動機構を有するものを除く)並びにこれらの部分品	七・五%
八七・一六	トレイラー及びセミトレイラー(住居用又はキャンピングのキャラバン型のものに限る)	七・五%
八七・一六・一〇	農業用のトレイラー及びセミトレイラー(積込機構付き又は荷卸機構付きのものに限る)	七・五%
八七・一六・二〇	貨物輸送用のその他のトレイラー及びセミトレイラー	七・五%
八七・一六・三〇	タンクトレイラー及びタンクセミトレイラー	七・五%
八七・一六・三九	その他のもの	七・五%
八七・一六・四〇	その他のトレイラー及びセミトレイラー	七・五%
八七・一六・八〇	その他の車両	七・五%
八七・一六・九〇	部分品	七・五%
八八・〇一	第八八類 航空機及び宇宙飛行体並びにこれらの部分品	
八八・〇一・一〇	気球及び飛行船並びにグライダー、ハンググライダーその他の原動機を有しない航空機	一五%
八八・〇一・九〇	グライダー及びハンググライダー	一五%
八八・〇二	その他のもの	一五%
八八・〇二・一一	その他の航空機(例えば、ヘリコプター及び飛行機並びに宇宙飛行体(人工衛星を含む)及びその打上げ用ロケットヘリコプター	一五%
八八・〇二・一二	自重が二、〇〇〇キログラム以下のもの	一五%
八八・〇二・一二	自重が二、〇〇〇キログラムを超えるもの	一五%

八八・〇二・二〇	飛行機その他の航空機(自重が二、〇〇〇キログラム以下のもの)	一五%
八八・〇二・三〇	飛行機その他の航空機(自重が二、〇〇〇キログラムを超え一五、〇〇〇キログラム以下のもの)	一五%
八八・〇二・四〇	飛行機その他の航空機(自重が一五、〇〇〇キログラムを超えるもの)	一五%
八八・〇二・五〇	宇宙飛行体(人工衛星を含む)及びその打上げ用ロケット	一五%
八八・〇三	部分品(第八八・〇一又は第八八・〇二項の物品のものに限る)	一五%
八八・〇三・一〇	プロペラ及び回転翼並びにこれらの部分品	一五%
八八・〇三・二〇	着陸装置及びその部分品	一五%
八八・〇三・三〇	飛行機又はヘリコプターのその他の部分品	一五%
八八・〇三・九〇	その他のもの	一五%
八八・〇四	落下傘(可導式落下傘を含む)及びロートシュート並びにこれらの部分品及び付属品	二〇%
八八・〇五	航空機射出装置、着艦拘束制動装置その他これに類する装置及び航空用地上訓練装置並びにこれらの部分品	一五%
八八・〇五・一〇	航空機射出装置及び着艦拘束制動装置その他これに類する装置並びにこれらの部分品	一五%
八八・〇五・二〇	航空用地上訓練装置及びその部分品	一五%
八八・〇一	第八九類 船舶及び浮き構造物	
八八・〇一・一〇	1 船体及び未完成の船舶(組み立ててあるかないか又は分解してあるかないかを問わない)並びに完成船舶の組み立ててないもの及び分解してあるものは、特定の船舶の重要な特性を有しないときは、第八九・〇六項に属する。	
八八・〇一・二〇	客船、遊覧船、フェリーボート、貨物船、はしけその他これらに類する船舶(人員又は貨物の輸送用のものに限る)	無税
八八・〇一・三〇	客船、遊覧船その他これらに類する船舶(主として人員の輸送用に設計したものに限る)及びフェリーボート	無税
八八・〇一・九〇	タンカー	無税
八八・〇二	冷蔵船及び冷凍船(第八九・〇一・二〇号のものを除く)	無税
八八・〇二・一〇	その他の貨物船及び貨客船	無税
八八・〇二・二〇	漁船及び工船その他漁獲物の加工用又は保存用の船舶	無税
八八・〇三	ヨットその他の娯楽用又はスポーツ用の船舶、機帆船及びカヌー	無税
八八・〇三・一〇	膨脹式のもの	一五%

八九〇三・九一	その他のもの	一五%
八九〇三・九二	セルボート(補助原動機付きであるかないかを問わない)	一五%
八九〇三・九九	モーターボート(船外機付きのものを除く。)	一五%
八九〇四	その他のもの	一五%
八九〇四・〇〇	曳航用又は押航用の船舶	一五%
八九〇五	照明船、消防船、しゅんせつ船、クレーン船その他の船舶(航行以外の機能を主とするものに限る。)、浮きドック及び浮遊式又は潜水式の掘削用又は生産用のプラットフォーム、しゅんせつ船	一五%
八九〇五・一〇	浮遊式又は潜水式の掘削用又は生産用のプラットフォーム	一五%
八九〇五・二〇	その他のもの	一五%
八九〇五・九〇	その他の船舶(軍艦及び救命艇を含むものとし、機軸を除く。)	一五%
八九〇六	一 総トン数が一〇〇トン未満のもの	無税
八九〇六・〇〇	二 その他のもの	一五%
八九〇七	その他の浮き構造物(例えば、いかだ、タンク、コフアダム、浮き棧橋、ブイ及び水路浮標)	一五%
八九〇七・一〇	膨脹式いかだ	一五%
八九〇七・九〇	その他のもの	一五%
八九〇八	解体用の船舶その他の浮き構造物	無税
八九〇八・〇〇	第一八部 光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器、医療用機器、時計及び楽器並びにこれらの部分品及び附属品	
	第九〇類 光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品	

注
1 この類には、次の物品を含まない。

- (a) 機器用その他の技術的用途に供する種類のゴム製品(加硫したゴム(硬質ゴムを除く。))製のものに限る。第四〇・一六項参照、革製品(第四二・〇四項参照)、コンポジションレザー製品(第四二・〇四項参照)及び紡織用繊維製品(第五九・一一項参照)
- (b) 第六九・〇三項の耐火製品及び第六九・〇九項の理化学用その他の技術的用途に供する陶磁製品
- (c) 卑金属製又は貴金属製の鏡で光学用品でないもの(第八三・〇六項及び第七一類参照)及び第七〇・〇九項のガラス鏡で光学的に研磨してないもの
- (d) 第七〇・〇七項、第七〇・〇八項、第七〇・一一項、第七〇・一四項、第七〇・一五

- 項又は第七〇・一七項の物品
- (e) 第一五部の注2の卑金属製のはん用性の部分品(第一五部参照)及びプラスチック製のこれに類する物品(第三九類参照)
- (f) 第八四・一三項の計器付きポンプ並びに重量測定式の計数機、重量測定式の検査機及び単独で提示する分銅(第八四・二三項参照)、持上げ用又は荷扱い用の機械(第八四・二五項から第八四・二八項まで参照)、紙又は板紙の切断機(第八四・四一項参照)、第八四・六六項の物品で加工機械に取り付けた工作物又は工具の調整用のもの(目盛りを読むための光学的特徴を有するもの(例えば、光学式割出器)を含むものとし、それ自体が光学機器の特性を有するもの(例えば、しん出し望遠鏡)を除く。)、計算機(第八四・七〇項参照)並びに第八四・八一項の弁その他の物品
- (g) 自転車又は自動車に使用する種類のサーチライト及びスポットライト(第八五・一二項参照)、第八五・一三項の携帯用電気ランプ、映画用の録音機、音声再生機及び再録音機(第八五・一九項及び第八五・二〇項参照)、サウンドヘッド(第八五・二三項参照)、リーダー、航行用無線機器及び無線遠隔制御機器(第八五・二六項参照)、第八五・三九項のシールドビームランプ並びに第八五・四四項の光ファイバーケーブル
- (h) 第九四・〇五項のサーチライト及びスポットライト
- (i) 第九五類の物品
- (j) 容積測定具(構成する材料により該当する項に属する。)
- (k) スプール、リールその他これらに類する巻取用品(構成する材料により該当する項に属する。例えば、第三九・二三項及び第一五部)
- 2 この類の物品の部分品及び附属品は、1の物品を除くほか、次に定めるところによりその所屬を決定する。
- (a) 当該部分品及び附属品は、この類、第八四類、第八五類又は第九一類のいずれかの項(第八四・八五項、第八五・四八項及び第九〇・三三項を除く。)に該当する場合は、当該いずれかの項に属する。
- (b) (a)に定めるものを除くほか、特定の機器又は同一の項の複数の機器(第九〇・一〇項、第九〇・一三項又は第九〇・三三項の機器を含む。)に専ら又は主として使用する部分品及び附属品は、これらの機器の項に属する。
- (c) その他の部分品及び附属品は、第九〇・三三項に属する。
- 3 第一六部の注4の規定は、この類においても適用する。
- 4 第九〇・〇五項には、武器用望遠照準器、潜水艦用又は戦車用の潜望鏡及びこの類又は第一六部の機器用の望遠鏡を含まないものとし、これらの望遠照準器、潜望鏡及び望遠鏡は、第九〇・一三項に属する。
- 5 第九〇・一三項及び第九〇・三三項のいずれにも属するとみられる光学式測定機器及び光学式検査機器は、第九〇・三三項に属する。
- 6 第九〇・三三項には、次の物品のみを含む。
- (a) 液体又は気体の流量、液位、圧力その他の変量の自動調整機器及び温度の自動調整機

九〇・〇六	写真機(映画用撮影機を除く。並びに写真用のせん光器具及びせん光電球(第八五・三九項の放電管を除く。))製版に使用する種類の写真機	三〇%
九〇〇六・一〇	文書記録に使用する種類の写真機(マイクロフィルム、マイクロフイツシュその他のマイクロフィルムに記録するものに限る。)	三〇%
九〇〇六・二〇	水中用、航空測量用又は内臓の医学的検診用に特に設計した写真機及び法廷用又は鑑識用の比較カメラ	三〇%
九〇〇六・三〇	インスタントプリントカメラ	三〇%
九〇〇六・四〇	その他の写真機	三〇%
九〇〇六・五一	一眼レフレックスのもの(幅が三五ミリメートル以下のロールフィルムを使用するものに限る。)	三〇%
九〇〇六・五二	その他のもの(幅が三五ミリメートル未満のロールフィルムを使用するものに限る。)	三〇%
九〇〇六・五三	その他のもの(幅が三五ミリメートルのロールフィルムを使用するものに限る。)	三〇%
九〇〇六・五九	その他のもの	三〇%
九〇〇六・六一	写真用のせん光器具及びせん光電球	三〇%
九〇〇六・六二	せん光器具(放電管を使用したもの(電子式のもの)に限る。)	二〇%
九〇〇六・六九	せん光電球、フラッシュキューブその他これらに類するもの	三〇%
九〇〇六・七一	その他のもの	三〇%
九〇〇六・九一	部分品及び付属品	三〇%
九〇〇六・九九	写真機用のもの	三〇%
九〇・〇七	その他のもの	三〇%
九〇〇七・一一	映画用の撮影機及び映写機(録音装置又は音声再生装置を自蔵するかしないかを問わない。)	三〇%
九〇〇七・一九	撮影機	二〇%
九〇〇七・二二	幅が一六ミリメートル未満のフィルム又はダブル八ミリメートルフィルムを使用するもの	三〇%
九〇〇七・二九	その他のもの	二〇%
九〇〇七・九一	幅が一六ミリメートル未満のフィルムを使用するもの	三〇%
九〇〇七・九二	部分品及び付属品	三〇%
九〇・〇八	撮影機用のもの	三〇%
九〇〇八・一〇	映写機用のもの	三〇%
	映写機	二〇%
	投影機、写真引伸機及び写真縮小機(映画用のものを除く。)	二〇%
	スライド映写機	二〇%

昭和六十二年五月二十二日 参議院會議録第十二号(その二) 商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律案 五四一

九〇〇八・二〇	マイクフィルム、マイクファイッシュその他のマイク ロフフィルムのリダー(複写することができな いかを問わない。)	二〇%
九〇〇八・三〇	その他の投影機	二〇%
九〇〇八・四〇	写真引伸機及び写真縮小機(映画用のものを除く。)	二〇%
九〇〇八・九〇	部分品及び附属品	二〇%
九〇〇九	感光式複写機(光学的機構を有するもの及び密着式のもの に限る。)	二〇%
九〇〇九・一一	静電式の感光式複写機	二〇%
九〇〇九・一二	原本の映像を感光面に直接複写する方式(直接式)のもの の	一五%
九〇〇九・二一	原本の映像を感光面に媒体を介して複写する方式(間 接式)のもの	一五%
九〇〇九・二二	その他の感光式複写機	一五%
九〇〇九・二二	光学的機構を有するもの	一五%
九〇〇九・三〇	密着式のもの	一五%
九〇〇九・九〇	感光式複写機	一五%
九〇・一〇	部分品及び附属品	一五%
九〇・一一	写真用又は映画用の材料の現像、焼付けその他の処理に使用 する機器(感光性の表面を有する半導体材料に回路図を 投影する装置を含むものとし、この類の他の項に該当する ものを除く。)	二〇%
九〇・一二	ネガトスコープ及び映写用又は投影用のス クリーン	二〇%
九〇・一三	写真用又は映画用の自動現像機(ロール状のフィルム及び 紙を処理するものに限る。)	二〇%
九〇・一四	ロール状の写真用の紙に自動的に露光する機器	二〇%
九〇・一五	その他の写真用又は映画用の材料の現像、焼付けその他 の処理に使用する機器及びネガトスコープ	二〇%
九〇・一六	映写用又は投影用のスクリーン	一五%
九〇・一七	部分品及び附属品	一五%
九〇・一八	光学顕微鏡(顕微鏡写真用、顕微鏡映画用又は顕微鏡投影 用のものを含む。)	二〇%
九〇・一九	双眼実体顕微鏡	二〇%
九〇・二〇	その他の顕微鏡(顕微鏡写真用、顕微鏡映画用又は顕微 鏡投影用のものに限る。)	二〇%
九〇・二一	その他の顕微鏡	二〇%
九〇・二二	部分品及び附属品	二〇%
九〇・二三	顕微鏡(光学顕微鏡を除く。)	二〇%
九〇・二四	顕微鏡(光学顕微鏡を除く。)	二〇%
九〇・二五	部分品及び附属品	二〇%
九〇・二六	液晶ディスプレイ(より特殊な限定をした項に該当するものを 除く。)	二〇%
九〇・二七	レーザ(レーザダイオードを除く。)	二〇%
九〇・二八	他の光学機器(この類の他の項に該当するものを除く。)	二〇%
九〇・二九	武器用望遠照準器、潜望鏡及びこの類又は第一六部の機 器の部分品として設計した望遠鏡	二〇%
九〇・三〇	レーザ(レーザダイオードを除く。)	二〇%
九〇・三一	その他の機器	二〇%
九〇・三二	部分品及び附属品	二〇%
九〇・三三	羅針盤その他の航行用機器	二〇%
九〇・三四	羅針盤	二〇%
九〇・三五	空中又は宇宙の航行用の機器(羅針盤を除く。)	一五%
九〇・三六	その他の機器	一五%
九〇・三七	部分品及び附属品	一五%
九〇・三八	土地測量(写真測量を含む。)	一五%
九〇・三九	用、水路測量用、海洋測量 針盤を除く。)	一五%
九〇・四〇	針盤を除く。)	一五%
九〇・四一	測距儀	一五%
九〇・四二	経緯儀及び視距儀	二〇%
九〇・四三	水準器	二〇%
九〇・四四	写真測量用機器	二〇%
九〇・四五	その他の機器	一五%
九〇・四六	部分品及び附属品	一五%
九〇・四七	はかり(感量が五〇ミリグラム以内のものに限るものと し、分銅を附属させてあるかないかを問わない。)	一五%
九〇・四八	製図機器、けがき用具及び計算用具(例えば、写図機、 パントグラフ、分度器、製図用セット、計算尺及び計算 盤)並びに手持ち式の測長用具(例えば、ものさし、巻 尺、マイクローメーター及びパス。この類の他の項に該当 するものを除く。)	一五%
九〇・四九	写図台及び写図機械(自動式であるかないかを問わな い。)	一五%
九〇・五〇	その他の製図機器、けがき用具及び計算用具	一五%
九〇・五一	マイクローメーター、パス及びゲージ	一五%
九〇・五二	その他の機器	一五%
九〇・五三	部分品及び附属品	一五%
九〇・五四	医療用又は獣医用の機器(シンチグラフ装置その他の医療 用電気機器及び視力検査機器を含む。)	一五%
九〇・五五	診断用電気機器(機能検査用又は生理学的パラメーター 検査用の機器を含む。)	一五%
九〇・五六	心電計	二〇%
九〇・五七	その他のもの	二〇%
九〇・五八	紫外線又は赤外線を使用する機器	二〇%

九〇三・二一	医療用又は獣医用のもの	二〇%
九〇三・一九	その他の用途に供するもの	二〇%
九〇三・二二	アルファ線、ベータ線又はガンマ線を使用する機器（放射線写真用又は放射線療法用のものを含むものとし、医療用又は獣医用のものであるかないかを問わない。）	二〇%
九〇三・二九	医療用又は獣医用のもの	二〇%
九〇三・三〇	その他の用途に供するもの	二〇%
九〇三・三三	エックス線管	二〇%
九〇三・三九	その他のもの（部分品及び附属品を含む。）	二〇%
九〇三・〇〇	教育用、展示用その他の実物説明用のみに適する機器及び模型	一五%
九〇・二四	硬さ試験機、強度試験機、圧縮試験機、弾性試験機その他の材料試験機（材料（例えば、金属、木材、紡織用繊維、紙及びプラスチック）の機械的性質を試験するものに限る。）	一五%
九〇二四・一〇	材料試験機（金属を試験するものに限る。）	一五%
九〇二四・八〇	その他の機器	一五%
九〇二四・九〇	部分品及び附属品	一五%
九〇・二五	ハイドロメーターその他これに類する浮きばかり、温度計、バイロメーター、気圧計、湿度計及び乾湿球湿度計（記録装置を有するか有しないかを問わない。）並びにこれらを組み合わせた物品	一五%
九〇二五・一一	温度計（その他の機器と組み合わせたものを除く。）	一五%
九〇二五・一九	液体封入のもの（直読式のものに限る。）	一五%
九〇二五・二〇	その他のもの	一五%
九〇二五・八〇	気圧計（その他の機器と組み合わせたものを除く。）	一五%
九〇二五・九〇	その他の機器	一五%
九〇・二六	部分品及び附属品	一五%
九〇二六・一〇	液体又は気体の流量、液位、圧力その他の変量の測定用又は検査用の機器（例えば、流量計、液位計、マノメーター及び熱流量計。第九〇・一四項、第九〇・一五項、第九〇・二八項又は第九〇・三二項の機器を除く。）	一五%
九〇二六・二〇	液体の流量又は液位の測定用又は検査用のもの	一五%
九〇二六・八〇	圧力の測定用又は検査用のもの	一五%
九〇二六・九〇	その他の機器	一五%
九〇二六・九〇	部分品及び附属品	一五%

九〇・二七	物理分析用又は化学分析用の機器(例えば、偏光計、屈折計、分光計及びガス又は煙の分析機器)、粘度、多光度、膨脹、表面張力その他これらに類する性質の測定用又は検査用の機器、熱、音又は光の量の測定用又は検査用の機器(露出計を含む)及びマイクロトーム	一五%
九〇・二七・一〇	ガス又は煙の分析機器	一五%
九〇・二七・二〇	クロマトグラフ及び電気泳動装置	一五%
九〇・二七・三〇	分光計、分光光度計及び分光写真器(紫外線、可視光線又は赤外線を使用するものに限る。)	一五%
九〇・二七・四〇	露出計	一五%
九〇・二七・五〇	その他の機器(紫外線、可視光線又は赤外線を使用するものに限る。)	一五%
九〇・二七・八〇	その他の機器	一五%
九〇・二七・九〇	マイクロトーム並びに部分品及び附属品	一五%
九〇・二八・一〇	気体用、液体用又は電気用の積算計器及びその検定用計器	一五%
九〇・二八・二〇	ガス用計器	一五%
九〇・二八・三〇	液体用計器	一五%
九〇・二八・九〇	電気用計器	一五%
九〇・二九	部分品及び附属品	一五%
九〇・二九・一〇	積算回転計、生産量計、タクシメーター、走行距離計、歩数計その他これらに類する物品並びに速度計及び回転速度計(第九〇・一一五項のものを除く)並びにストロボスコープ	一五%
九〇・二九・二〇	積算回転計、生産量計、タクシメーター、走行距離計、歩数計その他これらに類する物品	一五%
九〇・二九・九〇	速度計、回転速度計及びストロボスコープ	一五%
九〇・三〇	部分品及び附属品	一五%
九〇・三〇・一〇	オシロスコープ、スペクトラムアナライザーその他の電気的量の測定用又は検査用の機器(第九〇・二八項の計器を除く)及びアルファ線、ベータ線、ガンマ線、エックス線、宇宙線その他の電離放射線の測定用又は検出用の機器	一五%
九〇・三〇・二〇	電離放射線の測定用又は検出用の機器	一五%
九〇・三〇・三〇	陰極線オシロスコープ及び陰極線オシログラフ	一五%
九〇・三〇・三九	電圧、電流、抵抗又は電力の測定用又は検査用のその他の機器(記録装置を有しないものに限る。)	一五%
九〇・三〇・四〇	マルチメーター	一五%
九〇・三〇・八一	その他のもの	一五%
九〇・三〇・八九	遠隔通信用に特に設計したその他の機器(例えば、漏話計、利得測定装置、ひずみ率計及び雑音計)	一五%
九〇・三〇・九〇	その他の機器	一五%
九〇・三〇・九〇	記録装置を有するもの	一五%
九〇・三〇・九〇	その他のもの	一五%
九〇・三〇・九〇	部分品及び附属品	一五%

九〇・三一	測定用又は検査用の機器(この類の他の項に該当するものを除く)及び輪郭投影機	一五%
九〇・三一・一〇	釣合試験機	一五%
九〇・三一・二〇	テストベンチ	一五%
九〇・三一・三〇	輪郭投影機	一五%
九〇・三一・四〇	その他の光学式機器	一五%
九〇・三一・八〇	その他の機器	一五%
九〇・三一・九〇	部分品及び附属品	一五%
九〇・三二	自動調整機器	一五%
九〇・三二・一〇	サーモスタット	一五%
九〇・三二・二〇	マノスタット	一五%
九〇・三二・八〇	その他の機器	一五%
九〇・三二・九〇	液体式又は気体式のもの	一五%
九〇・三三	その他のもの	一五%
九〇・三三・一〇	部分品及び附属品	一五%
九〇・三三・二〇	この類の機器の部分品及び附属品(この類の他の項に該当するものを除く。)	一五%

注 第九一類 時計及びその部分品

1 この類には、次の物品を含まない。

(a) 時計用のガラス及びおもり(構成する材料により該当する項に属する。)

(b) 携帯用時計の鎖(第七一・一三項及び第七一・一七項参照)

(c) 第一五部の注2の卑金属製のはん用性の部分品(第一五部参照)、プラスチック製のこれに類する物品(第三九類参照)及び貴金属製又は貴金属を張った金属製のこれに類する物品(主として第七一・一五項参照)。ただし、時計用はねは、時計の部分品(第九一・一四項参照)の項に属する。

(d) 軸受用玉(第七三・二六項及び第八四・八二項参照)

(e) 第八四・一二項の物品で脱進機なしで作動するように組み立てたもの

(f) 玉軸受(第八四・八二項参照)

(g) 第八五類の物品。ただし、相互に又は他の物品と組み合わせることにより、時計用ムーブメント又は時計用ムーブメントに専ら若しくは主として使用するのに適する部分品にしたものを除く(第八五類参照)。

2 第九一・一〇一項には、ケースの全体に貴金属又は貴金属を張った金属を使用した時計及びこれらの貴金属又は金属に第七一・一〇一項から第七一・一四項までの天然若しくは養殖の真珠又は天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石を取り付けた時計のみを含む。ケースに貴金属を象眼した卑金属を使用した時計は、第九一・一〇二項に属する。

3 この類において「ウォッチムーブメント」とは、てん輪及びひげぜんまい、水晶その他時間間隔を決めることができる機構により調整される装置（表示部を有するもの及び機械式表示部を組み込むことができる機構を有するものに限る。）であつて、厚さが二ミリメートル以下で、幅、長さ又は直径が五〇ミリメートル以下であるものをいう。

4 ムーブメントその他の部分で時計用及びその他の物品（例えば、精密機器）用のいずれの用途にも適するものは、一の物品を除くほか、この類に属する。

九一・〇一	腕時計、懐中時計その他の携帯用時計（ストップウォッチを含むものとし、ケースに貴金属又は貴金属を張つた金属を使用したものに限る。）	四〇%
九一〇一・一一	腕時計（電池により作動するものに限るものとし、ストップウォッチの機能を有するものか有しないかを問わない。）	四〇%
九一〇一・一二	機械式表示部のみを有するもの	四〇%
九一〇一・一九	オプトエレクトロニクス表示部のみを有するもの	四〇%
九一〇一・二一	その他のもの	四〇%
九一〇一・二二	その他の腕時計（ストップウォッチの機能を有するものか有しないかを問わない。）	四〇%
九一〇一・二九	自動巻きのもの	四〇%
九一〇一・九一	その他のもの	四〇%
九一〇一・九九	電池により作動するもの	四〇%
九一・〇二	その他のもの	四〇%
九一〇二・一一	腕時計、懐中時計その他の携帯用時計（ストップウォッチを含むものとし、第九一・〇一の項のものを除く。）	三〇%
九一〇二・一二	腕時計（電池により作動するものに限るものとし、ストップウォッチの機能を有するものか有しないかを問わない。）	三〇%
九一〇二・一九	機械式表示部のみを有するもの	三〇%
九一〇二・二一	オプトエレクトロニクス表示部のみを有するもの	三〇%
九一〇二・二二	その他のもの	三〇%
九一〇二・二九	その他の腕時計（ストップウォッチの機能を有するものか有しないかを問わない。）	三〇%
九一〇二・九一	自動巻きのもの	三〇%
九一〇二・九九	その他のもの	三〇%
九一・〇三	電池により作動するもの	三〇%
九一〇三・一一	その他のもの	三〇%
九一〇三・九〇	時計（ウォッチムーブメントを有するものに限るものとし、携帯用時計及び第九一・〇四の項の時計を除く。）	三〇%
	電池により作動するもの	三〇%
	その他のもの	三〇%

九一・〇四	計器盤用時計その他これに類する時計（車両用、航空機用、宇宙飛行機用又は船舶用のものに限る。）	三〇%
九一〇四・〇〇	その他の時計（携帯用時計を除く。）	三〇%
九一・〇五	目覚まし時計	二五%
九一〇五・一一	電池又は送配電系統により供給される電力により作動するもの	三〇%
九一〇五・一九	その他のもの	二五%
九一〇五・二二	掛時計	二五%
九一〇五・二九	電池又は送配電系統により供給される電力により作動するもの	三〇%
九一〇五・九一	その他のもの	二五%
九一〇五・九九	電池又は送配電系統により供給される電力により作動するもの	三〇%
九一・〇六	その他のもの	二五%
九一〇六・一一	時刻の記録用又は時間の測定用、記録用若しくは表示用の機器（時計用ムーブメント又は同期電動機を有するものに限る。例えば、タイムレジスター及びタイムレコーダー）	二〇%
九一〇六・二〇	タイムレジスター及びタイムレコーダー	二〇%
九一〇六・九〇	パーキングメーター	二〇%
九一・〇七	その他のもの	二〇%
九一〇七・〇〇	タイムスイッチ（時計用ムーブメント又は同期電動機を有するものに限る。）	二〇%
九一・〇八	ウォッチムーブメント（完成品に限る。）	二〇%
九一〇八・一一	電池により作動するもの	二五%
九一〇八・一二	機械式表示部のみを有するもの及び機械式表示部を組み込むことができる装置を有するもの	二五%
九一〇八・一九	オプトエレクトロニクス表示部のみを有するもの	二五%
九一〇八・二〇	その他のもの	二五%
九一〇八・二二	自動巻きのもの	二五%
九一〇八・九一	その他のもの	二五%
九一〇八・九九	幅、長さ又は直径が三三・八ミリメートル以下のもの	二五%
九一・〇九	その他のもの	二五%
九一〇九・一一	その他の時計用ムーブメント（完成品に限る。）	二五%
九一〇九・一九	電池又は送配電系統により供給される電力により作動するもの	二五%
	目覚まし時計のもの	二五%
	その他のもの	二五%

昭和六十二年五月二十二日 参議院會議録第十二号(その二) 商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律案 五四六

九一〇・九〇	その他のもの	二五%
九一〇・九〇	時計用ムーブメントで、単に組み立てることにより完成品となるもの及びこれを一部組み立てたもの(ムーブメントセット)、未完成の時計用ムーブメントで組み立てたもの並びに時計用ラフムーブメント	二五%
九二〇・二一	携帯用時計のもの	二五%
九二〇・二二	ムーブメントで、単に組み立てることにより完成品となるもの及びこれを一部組み立てたもの(ムーブメントセット)	二五%
九二〇・一九	未完成のムーブメントで組み立てたもの	二五%
九二〇・九〇	ラフムーブメント	二五%
九二〇・一一	その他のもの	二五%
九二一・一〇	携帯用時計のケース及びその部分品	四〇%
九二一・二〇	ケース(貴金属製又は貴金属を張った金属製のものに限り、金又は銀をめぐらしてあるかないかを問わない。)	三〇%
九二一・八〇	その他のケース	三〇%
九二一・九〇	部分品	三〇%
九二二・一一	時計(携帯用時計を除く)のケース及びこれに類するケースでこの類のその他の物品に使用するもの並びにこれらの部分品	三〇%
九二二・一〇	金属製のケース	三〇%
九二二・八〇	その他のケース	三〇%
九二二・九〇	部分品	三〇%
九二二・三〇	携帯用時計のバンド及びプレスレット並びにこれらの部分品	四〇%
九二二・一〇	貴金属製又は貴金属を張った金属製のもの	二五%
九二二・二〇	卑金属製のもの(金又は銀をめぐらしてあるかないかを問わない。)	二五%
九二二・九〇	その他のもの	四〇%
九二二・三〇	一 革製又はコンポジションレザー製のもの	一五%
九二二・一〇	二 その他のもの	一〇%
九二四・一〇	その他の時計の部分品	五%
九二四・二〇	ばね(ひげぜんまいを含む。)	二五%
九二四・三〇	石	二五%
九二四・四〇	文字板	二五%
九二四・九〇	地板及び受け	二五%
九二四・九〇	その他のもの	二五%

九二二・一〇	ピアノ(自動ピアノを含む。)、ハープシコードその他鍵盤のある弦楽器	二〇%
九二二・一〇	アップライトピアノ	二〇%
九二二・二〇	グランドピアノ	二〇%
九二二・一〇	その他のもの	二〇%
九二二・二〇	その他の弦楽器(例えば、ギター、バイオリン及びハープ)	二〇%
九二二・一〇	弓で弾くもの	二〇%
九二二・九〇	その他のもの	二〇%
九二二・三〇	鍵盤のあるパイプオルガン並びにフリーメタルリード付きのハーモニウム及びこれに類する鍵盤楽器	二〇%
九二二・四〇	アコーディオンその他これに類する楽器及びハーモニカ	二〇%
九二二・五〇	ハーモニカ	二〇%
九二二・五〇	その他の吹奏楽器(例えば、クラリネット、トランペット及びバグパイプ)	二〇%
九二二・五〇	金管楽器	二〇%
九二二・五〇	その他のもの	二〇%

第九二類 楽器並びにその部分品及び附属品

1 注 この類には、次の物品を含まない。

- 第一五部の注2の卑金属製のはん用性の部分品(第一五部参照)及びプラスチック製のこれに類する物品(第三九類参照)
- 第八五類又は第九〇類のマイク、増幅器、拡声器、ヘッドホン、スイッチ、ステロスコープその他この類の機器に附属して使用する機器(この類の機器に取り付けられないもの及びこの類の機器と同一のキャビネットに組み込まないものに限る。)
- がん具(第九五・〇三項参照)
- 楽器の清掃用ブラシ(第九六・〇三項参照)
- 収集品及びこつとう(第九七・〇五項及び第九七・〇六項参照)
- スプール、リールその他これらに類する巻取用品(構成する材料により該当する項に属する。例えば、第三九・二四項又は第一五部)

2 第九二・二〇二項又は第九二・二〇六項の楽器の演奏に使用する弓、ばちその他これらに類する物品で、当該楽器とともに提示し、かつ、これとともに使用することが明らかなものは、当該楽器に就いて通常使用する数に限り、当該楽器が属する項に属する。
楽器とともに提示する第九二・二〇九項のカード、ディスク及びロールは、別個の物品として取り扱うものとし、当該楽器の部分品としては取り扱わない。

九二・〇六	打楽器(例えば、太鼓、木琴、シンバル、カスタネット及びマラカス)	二〇%
九二・〇七	電氣的に音を発生し又は増幅する楽器(例えば、オルガン、ギター及びアコーディオン)	二〇%
九二・〇七・一〇	鍵盤楽器(アコーディオンを除く。)	二〇%
九二・〇七・九〇	その他のもの	二〇%
九二・〇八	オルゴール、オーケストリオン、パーバリアオルガン、機械式鳴き鳥、ミニージャカルソーその他の楽器(この類の他の項に該当するものを除く。)、おとり笛及びホイッスル、角笛その他の音響信号用笛	二〇%
九二・〇八・一〇	オルゴール	二〇%
九二・〇八・九〇	その他のもの	二〇%
九二・〇九	楽器の部分品(例えば、オルゴールの機構)及び附属品(例えば、機械式演奏用のカード、ディスク及びローレル)メトロノーム、音さ並びに調子笛	二〇%
九二・〇九・一〇	メトロノーム、音さ及び調子笛	一五%
九二・〇九・二〇	オルゴールの機構	一五%
九二・〇九・三〇	楽器用の弦	一五%
九二・〇九・九一	その他のもの	一五%
九二・〇九・九二	ピアノの部分品及び附属品	一五%
九二・〇九・九三	第九二・〇二項の楽器の部分品及び附属品	一五%
九二・〇九・九四	第九二・〇三項の楽器の部分品及び附属品	一五%
九二・〇九・九四	第九二・〇七項の楽器の部分品及び附属品	一五%
九二・〇九・九四	その他のもの	一五%

第一九部 武器及び銃砲並びにこれらの部分品及び附属品
第九三類 武器及び銃砲並びにこれらの部分品及び附属品

- 注
- 1 この類には、次の物品を含まない。
- (a) 第三六類の物品(例えば、火管、雷管及び信号せん光筒)
- (b) 第五部の注2の車金属製のはん用性の部分品(第一五部参照)及びプラスチック製のこれに類する物品(第三九類参照)
- (c) 装甲車両(第八七・一〇項参照)
- (d) 武器とともに使用するに適する望遠照準器その他の光学機器(第九〇類参照、火器に装備したもの及び装備する火器とともに提示するものを除く。)
- (e) 弓、矢、フエッシング用剣及びがん具(第九五類参照)
- (f) 収集品及びこつと(第九七・〇五項及び第九七・〇六項参照)
- 2 第九三・〇六項の部分品には、第八五・二六項の無線機器及びレーダーを含まない。

九三・〇一	軍用の武器(けん銃及び第九三・〇七項の武器を除く。)	二〇%
九三・〇一・〇〇	けん銃(第九三・〇三項又は第九三・〇四項のものを除く。)	二〇%
九三・〇二	その他の火器及びこれに類する器具で発射火薬により作動するもの(例えば、スポーツ用の散弾銃及びライフル、口装の火器、ベリィ氏式けん銃その他の信号せん光筒発射口に設計した器具、空包用けん銃、ボルト式無痛と殺銃並びに素発射銃)	二〇%
九三・〇三	口装の火器	二〇%
九三・〇三・一〇	その他のスポーツ用、狩猟用又は標的射撃用の散弾銃(散弾銃とライフルとを組み合わせたものを含む。)	三〇%
九三・〇三・二〇	その他のスポーツ用、狩猟用又は標的射撃用のライフル	二〇%
九三・〇三・三〇	その他のもの	二〇%
九三・〇三・九〇	その他の武器(例えば、スプリング銃、空気銃、ガス銃及びこん棒。第九三・〇七項の物品を除く。)	二〇%
九三・〇四	第九三・〇一項から第九三・〇四項までの物品の部分品及び附属品	二〇%
九三・〇四・〇〇	けん銃のもの	二〇%
九三・〇五	第九三・〇三項の散弾銃又はライフルのもの	二〇%
九三・〇五・一〇	散弾銃の銃身	二〇%
九三・〇五・二一	その他のもの	二〇%
九三・〇五・二九	その他のもの	二〇%
九三・〇五・九〇	その他のもの	二〇%
九三・〇六	爆弾、手りゅう弾、魚雷、機雷、ミサイルその他これらに類する物品及びこれら部分品並びに弾薬筒その他の銃砲及び発射体並びにこれらの部分品(散弾及びカートリッジワッドを含む。)	二〇%
九三・〇六・一〇	弾薬筒(びよう打ち工具その他これに類する工具用又はボルト式無痛と殺銃用のものに限る。)及びその部分品	二〇%
九三・〇六・二一	散弾銃用弾薬筒及びその部分品並びに空気銃用小弾丸	二〇%
九三・〇六・二九	弾薬筒	二〇%
九三・〇六・三〇	その他のもの	二〇%
九三・〇六・三〇	その他の弾薬筒及びその部分品	二〇%
九三・〇六・九〇	その他のもの	二〇%
九三・〇七	刀、剣、やりその他これらに類する武器並びにこれらの部分品及びさや	二〇%
九三・〇七・〇〇	その他のもの	二〇%

昭和六十二年五月二十二日 参議院會議録第十二号(その二) 商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律案 五四八

第二〇部 雑品

第九四類 家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する諸物をした物品並びにランプその他の照明器具(他の類に該当するものを除く。及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物

注 1 この類には、次の物品を含まない。
(a) 第三九類、第四〇類又は第六三類のマットレス、まくら及びクッションで、空気又は水を入れて使用するもの
(b) 第七〇・〇九項の鏡で床又は地面に置いて使用するように設計したもの(例えば、姿見)
(c) 第七一類の物品
(d) 第一五部の注2の卑金属製のはん用性の部分品(第一五部参照)、プラスチック製のこれに類する物品(第三九類参照)及び第八三・〇三項の金庫
(e) 第八四・一八項の冷蔵庫の部分品として特に設計した容器及びミシン用に特に設計した家具(第八四・五二項参照)
(f) 第八五類のランプその他の照明器具
(g) 第八五・一八項の機器の部分品(第八五・一八項参照、第八五・一九項から第八五・二二項までの機器の部分品(第八五・二二項参照)又は第八五・二五項から第八五・二八項までの機器の部分品(第八五・二九項参照)として、特に設計した家具
(h) 第八七・一四項の物品
(i) 歯科用たんづば(第九〇・一八項参照)及び第九〇・一八項の歯科用機器を取り付けた歯科用いす
(k) 第九一類の物品(例えば、時計及びそのケース)
(l) 家具及びランプその他の照明器具(がん具であるものに限る。第九五・〇三項参照)、ピリヤード台その他ゲーム用に特に製造した家具(第九五・〇四項参照)、装飾品(例えば、ちようちん。電気花飾りを除く。第九五・〇五項参照)並びに奇術用家具(第九五・〇五項参照)

2 第九四・〇一から第九四・〇三項までの物品(部分品を除く)は、床又は地面に置いて使用するように設計したものである場合にのみ、当該各項に属する。
ただし、次の物品は、掛け若しくは壁に取り付けて又は一方の上に他方を載せて使用するように設計したものである場合においても当該各項に属する。
(a) 食器棚、本箱その他の棚付き家具及びユニット式家具
(b) 腰掛け及び寝台

3 (a) 第九四・〇一から第九四・〇三項までの部分品には、ガラス(鏡を含む)、大理石その他の石又は第六八類若しくは第六九類のその他の材料のシート及び板(他の部分品と結合してないものに限るものとし、特定の形状に切つてあるかないかを問わない。)を

含まない。

(b) 第九四・〇四項の物品は、第九四・〇一から第九四・〇三項までの物品の部分品であつても、単独で提示する場合は、第九四・〇四項に属する。
4 第九四・〇六項において「プレハブ建築物」とは、工場で完成した建築物及び現場で組み立てて完成することが可能な要素としてまとめて提示する建築物(例えば、家屋、作業現場の宿泊設備、事務所、学校、店舗、物置、ガレージその他これらに類する建築物)をいう。

九四・〇一	腰掛け(寝台として兼用することができるものであるかないかを問わないものとし、第九四・〇二項のものを除く。)	二〇%
九四・〇一・一〇	航空機に使用する種類の腰掛け	二〇%
九四・〇一・二〇	自動車に使用する種類の腰掛け	二〇%
九四・〇一・三〇	回転腰掛け(高さを調節することができるものに限る。)	二〇%
九四・〇一・四〇	腰掛け(寝台として兼用することができるものに限るものとし、庭園用又はキャンプ装具用のものを除く。)	二〇%
九四・〇一・五〇	とう、オーギア、竹その他これらに類する材料製の腰掛け	三〇%
九四・〇一・六〇	その他の腰掛け(木製フレームのものに限る。)	二五%
九四・〇一・六九	アップホルスターのもの	二〇%
九四・〇一・七〇	その他の腰掛け(金属製フレームのものに限る。)	二〇%
九四・〇一・七九	アップホルスターのもの	二〇%
九四・〇一・八〇	その他の腰掛け	二〇%
九四・〇一・九〇	その他の腰掛け	二〇%
九四・〇二	医療用又は獣医用の備付品(例えば、手術台、検査台、病院用機付きベッド及び歯科用いす)及び理髪用いすその他これに類するいすで回転し、傾斜し、かつ、上下するための機構を有するもの並びにこれらの部分品	二〇%
九四・〇二・一〇	歯科用又は理髪用のいすその他これに類するいす及びこれらの部分品	二〇%
九四・〇二・二〇	その他のもの	二〇%
九四・〇二・三〇	その他の家具及びその部分品	二〇%
九四・〇二・四〇	事務所において使用する種類の金属製家具	二〇%
九四・〇二・五〇	事務所において使用する種類の木製家具	二〇%
九四・〇二・六〇	台所において使用する種類の木製家具	二〇%
九四・〇二・七〇	寝室において使用する種類の木製家具	二〇%
九四・〇三・一〇	その他の木製家具	二〇%
九四・〇三・二〇	プラスチック製家具	二〇%

九四〇三・八〇	その他の材料(とう、オーゾア、竹その他これらに類する材料を含む)製の家具	三〇%
九四〇三・九〇	一 とう製のもの	二〇%
九四〇三・九〇	二 その他のもの	二〇%
九四〇四	部分品	二〇%
九四〇四・二一	寝具その他これに類する物品(例えば、マットレス、布団、羽根布団、クッション、プフ及びまくら、スプリング付きのもの、何らかの材料を詰物とし又は内部に入れたもの及びセルラーパルプ製又は多泡性プラスチック製のものに限るものとし、被覆してあるかないかを問わない)及びマットレスサポート	二〇%
九四〇四・二一	マットレスサポート	二〇%
九四〇四・二一	マットレス	二〇%
九四〇四・二二	セルラーパルプ製又は多泡性プラスチック製のもの(被覆してあるかないかを問わない)	三〇%
九四〇四・二九	その他の材料製のもの	三〇%
九四〇四・三〇	寝袋	三〇%
九四〇四・九〇	その他のもの	三〇%
九四〇五	ランプその他の照明器具及びその部分品(サーチライト及びスポットライトを含むものとし、他の項に該当するものを除く)並びに光源を据え付けたイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品及びこれらの部分品(他の項に該当するものを除く)	二〇%
九四〇五・一〇	シャンデリアその他の天井用又は壁掛け用の電気式照明器具(公共の広場又は街路の照明に使用する種類のものを除く)	二〇%
九四〇五・二〇	卓上用、机上用、ベッドサイド用又は床置き用の電気式ランプ	二〇%
九四〇五・三〇	クリスマスツリーに使用する種類の照明セット	二〇%
九四〇五・四〇	電気式のランプその他の照明器具(他の号に該当するものを除く)	二〇%
九四〇五・五〇	非電気式のランプその他の照明器具	二〇%
九四〇五・六〇	イルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品	三〇%
九四〇五・九一	部分品	二〇%
九四〇五・九二	ガラス製のもの	二〇%
九四〇五・九二	プラスチック製のもの	三〇%
九四〇五・九九	その他のもの	二〇%
九四〇六	プレハブ建築物	一五%

第九五類 がん具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品

注

1 この類には、次の物品を含まない。

- (a) クリスマスツリー用ろうそく(第三四・〇六項参照)
- (b) 第三六・〇四項の花火その他の火工品
- (c) 第三九類、第四二・〇六項又は第一一〇部の糸、単繊維、ひも、ガットその他これらに類する物品で、釣り用のものを特定の長さで切つたものうち釣糸に仕上げてないもの
- (d) 第四二・〇二項、第四三・〇三項又は第四三・〇四項のスポーツバッグその他の容器
- (e) 第六一類又は第六二類の紡織用繊維製の運動用又は仮装用の衣類
- (f) 第六三類の紡織用繊維製の帆(ボート用、セイルボード用又はランドクラフト用のものに限る)及び旗類
- (g) 第六四類のスポーツ用の履物(アイススケート又はローラースケートを取り付けたスケート靴を除く)及び第六五類の運動用帽子
- (h) つえ、むちその他これらに類する製品(第六六・〇二項参照)及びこれらの部分品(第六六・〇三項参照)
- (i) 人形その他のがん具に使用する第七〇・一八項のガラス製の眼(取り付けけないものに限る)
- (j) 第一五部の注2の卑金属製のはん用性の部分品(第一五部参照)及びプラスチック製のこれに類する物品(第三九類参照)
- (k) 第八三・〇六項のベル、ゴングその他これらに類する物品
- (l) 電動機(第八五・〇一項参照)、トランスフォーマー(第八五・〇四項参照)及び無線遠隔制御機器(第八五・二六項参照)
- (m) 第一七部のスポーツ用車両(ボブスレー、トボガンその他これらに類する物品を除く)
- (n) 幼児用自転車(第八七・一二項参照)
- (o) カヌー、スキフその他これらに類するスポーツ用ボート(第八九類参照)及びこれらの推進用具(木製品については、第四四類参照)
- (p) 運動用又は戸外遊戯用の眼鏡その他これに類する物品(第九〇・〇四項参照)
- (q) おとり笛及びホイッスル(第九二・〇八項参照)
- (r) 第九三類の武器その他の物品
- (s) 電気花飾り(第九四・〇五項参照)
- (t) ラケット用ガット、テントその他のキャンプ用品及び手袋(構成する材料により該当する項に属する)
- (u) この類には、天然若しくは養殖の真珠、天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石又は貴金属若しくは貴金属を張つた金属をさ細な部分にのみ使用したものを含む。
- 3 この類の物品に専ら又は主として使用する部分品及び附属品は、1の物品を除くほか、当該この類の物品が属する項に属する。

九五・〇一	九五・〇一・〇〇	車輪付きがん具（幼児が乗るために設計したものに限る。例えは、三輪車、スクーター及び足踏み式自動車）及び人形用乳母車	二〇%
九五・〇二	九五・〇二・一〇	人形（人間を模したものに限る。）	二〇%
九五・〇二	九五・〇二・一〇	人形（服を着せてあるかないかを問わない。）	二〇%
九五・〇二	九五・〇二・九一	部分品及び附属品	二〇%
九五・〇二	九五・〇二・九九	衣類、衣類附属品、履物及び帽子	二〇%
九五・〇三	九五・〇三・一〇	その他のもの	二〇%
九五・〇三	九五・〇三・二〇	その他のがん具、縮尺模型その他これに類する模倣用模型（作動するかしないかを問わない。）及びパズル	二〇%
九五・〇三	九五・〇三・三〇	電気式鉄道車両（線路、信号機その他の附属品を含む。）縮尺模型の組立てキット（作動するかしないかを問わないものとし、第九五〇三・一〇号のものを除く。）	二〇%
九五・〇三	九五・〇三・三〇	その他の組立てセット及び組立てがん具	二〇%
九五・〇三	九五・〇三・四一	がん具（人間以外の生物又は動物を模したものに限る。）	二〇%
九五・〇三	九五・〇三・四九	諸物したもの	二〇%
九五・〇三	九五・〇三・五〇	その他のもの	二〇%
九五・〇三	九五・〇三・五〇	楽器類（がん具に限る。）	二〇%
九五・〇三	九五・〇三・六〇	パズル	二〇%
九五・〇三	九五・〇三・七〇	その他のがん具（セットにしたものに限る。）	二〇%
九五・〇三	九五・〇三・八〇	その他のがん具及び模型（原動機を自蔵するものに限る。）	二〇%
九五・〇三	九五・〇三・九〇	その他のもの	二〇%
九五・〇四	九五・〇四・一〇	遊戯場用、テーブルゲーム用又は室内遊戯用の物品（ピンテーブル、ビリヤード台、カジノ用に特に製造したテーブル及びボーリングアレー用自動装置を含む。）	二〇%
九五・〇四	九五・〇四・二〇	テレビジョン受像機を使用する種類のビデオゲーム	二〇%
九五・〇四	九五・〇四・三〇	ビリヤード用の物品及び附属品	二〇%
九五・〇四	九五・〇四・四〇	その他のゲーム用のもの（硬貨又はディスクを挿入することにより作動するものに限るものとし、ボーリングアレー用装置を除く。）	二〇%
九五・〇四	九五・〇四・九〇	遊戯用カード	二〇%
九五・〇五	九五・〇五・一〇	その他のもの	二〇%
九五・〇五	九五・〇五・九〇	祝祭用品、カーニバル用品その他の娯楽用品（奇術用具を含む。）	二〇%
九五・〇六	九五・〇六・一〇	クリスマス用品	二〇%
九五・〇六	九五・〇六・一〇	その他のもの	二〇%
九五・〇六	九五・〇六・一〇	体操、競技その他の運動（卓球を含む。）又は戸外遊戯に使用する物品（この類の項に該当するものを除く。）及び水泳用又は水遊び用のプールの	二〇%
九五・〇六	九五・〇六・一一	スキーその他のスキー用具	二〇%
九五・〇六	九五・〇六・一二	スキーの締め具	二〇%
九五・〇六	九五・〇六・一九	その他のもの	二〇%
九五・〇六	九五・〇六・二一	水上スキー、サーフボード、セイルボードその他の水上運動用具	二〇%
九五・〇六	九五・〇六・二九	セイルボード	二〇%
九五・〇六	九五・〇六・三二	その他のもの	二〇%
九五・〇六	九五・〇六・三九	ゴルフクラブその他のゴルフ用具	二〇%
九五・〇六	九五・〇六・四〇	クラブ（完成品に限る。）	二〇%
九五・〇六	九五・〇六・五一	ボール	二〇%
九五・〇六	九五・〇六・五九	その他のもの	二〇%
九五・〇六	九五・〇六・六一	卓球用具	二〇%
九五・〇六	九五・〇六・六二	テニスラケット、バドミントンラケットその他これらに類するラケット（ガットを張つてあるかないかを問わない。）	二〇%
九五・〇六	九五・〇六・六九	テニスラケット（ガットを張つてあるかないかを問わない。）	二〇%
九五・〇六	九五・〇六・七〇	その他のもの	二〇%
九五・〇六	九五・〇六・九一	ボール（ゴルフ用又は卓球用のボールを除く。）	二〇%
九五・〇六	九五・〇六・九二	テニスボール	二〇%
九五・〇六	九五・〇六・九九	空気入れ式のもの	二〇%
九五・〇七	九五・〇七・一〇	その他のもの	二〇%
九五・〇七	九五・〇七・二〇	アイススケート靴及びローラースケート（これらを取り付けたスケート靴を含む。）	二〇%
九五・〇七	九五・〇七・三〇	その他のもの	二〇%
九五・〇七	九五・〇七・九〇	体操用具及び競技用具	二〇%
九五・〇八	九五・〇八・〇〇	その他のもの	二〇%
九五・〇七	九五・〇七・一〇	釣りざお、釣針その他の魚釣り用具及びたも網、捕虫網その他これらに類する網並びにおとり具（第九二・〇八項又は第九七・〇五項のものを除く。）その他これに類する狩猟用具	二〇%
九五・〇七	九五・〇七・二〇	釣りざお	二〇%
九五・〇七	九五・〇七・三〇	釣針（はりすを付けてあるかないかを問わない。）	二〇%
九五・〇七	九五・〇七・九〇	釣り用リール	二〇%
九五・〇八	九五・〇八・〇〇	その他のもの	二〇%
九五・〇八	九五・〇八・〇〇	回転木馬、スイング、射的場その他の興行用設備及び巡回サーカス、巡回動物園又は巡回劇場の設備	二〇%

第九六類 雑品

注

1 この類には、次の物品を含まない。

- (a) 化粧用鉛筆(第三三類参照)
- (b) 第六六類の物品(例えば、傘又はつえの部分品)
- (c) 身辺用模造細貨類(第七一・一七項参照)
- (d) 第一五部の注2の卑金属製のはん用性の部分品(第一五部参照)及びプラスチック製のこれに類する物品(第三九類参照)
- (e) 第八二類の刃物その他の物品で彫刻用、細工用又は成形用の材料から製造した柄その他の部分品を有するもの。ただし、第九六・〇一項及び第九六・〇二項には、これらの刃物その他の物品の柄その他の部分品で単独で提示するものを含む。
- (f) 第九〇類の物品(例えば、眼鏡のフレーム(第九〇・〇三項参照)、製図用からす口(第九〇・一七項参照)及び医療用又は獣医用の特殊ブラシ(第九〇・一八項参照))
- (g) 第九一類の物品(例えば、時計のケース)
- (h) 楽器並びにその部分品及び付属品(第九二類参照)
- (ij) 第九三類の物品(武器及びその部分品)
- (k) 第九四類の物品(例えば、家具及びランプその他の照明器具)
- (l) 第九五類の物品(がん具、遊戯用具及び運動用具)
- (m) 美術品、収集品及びこつとう(第九七類参照)
- 2 第九六・〇二項において「植物性又は鉱物性の彫刻用又は細工用の材料」とは、次の物品をいう。
- (a) 彫刻用又は細工用に供する種類の種、穀、ナットその他これらに類する植物性材料(例えば、コロン及びドームナット)
- (b) こはく及び海泡石(凝結させたものを含む)並びに黒玉及び鉱物性の黒玉代用品
- 3 第九六・〇三項において「ほうき又はブラシの製造用に結束し又は房状にした物品は、獣毛、植物性繊維その他の材料を結束し又は房状にしたもので、小分けすることなく取り付けてはうき又はブラシとするもの及びほうき又はブラシに取り付けるために先端のトリミングその他の細かな加工のみを必要とするものに限る。
- 4 この類の物品(第九六・〇一項から第九六・〇六項まで又は第九六・一五項の物品を除く)には、全部又は一部に貴金属若しくは貴金属を張った金属、天然若しくは養殖の真珠又は天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石を使用した物品を含む。第九六・〇一項から第九六・〇六項まで及び第九六・一五項には、天然若しくは養殖の真珠、天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石又は貴金属若しくは貴金属を張った金属をさ細な部分にのみ使用した物品を含む。

九六・〇一

九六・〇一・一〇

九六・〇一・九〇

九六・〇二

九六・〇二・一〇

九六・〇三

九六・〇三・一〇

九六・〇三・二一

九六・〇三・二九

九六・〇三・三〇

九六・〇三・四〇

九六・〇三・五〇

九六・〇三・九〇

九六・〇四

九六・〇四・一〇

九六・〇五

九六・〇五・一〇

アイボリー、骨、かめの甲、角、枝角、さんご、真珠光沢を有する貝殻その他の動物性の彫刻用又は細工用の材料(加工したものに限る。)(及び製品(これらの材料から製造したものに限るものとし、成形により得た製品を含む。))

アイボリー(加工したものに限る。)(及びその製品)

その他のもの

一 べつこう又はさんごの加工品及び製品

二 真珠光沢を有する貝殻の加工品及び製品(ボタンの製造に適する形状にしたものに限る。)

三 その他のもの

植物性又は鉱物性の彫刻用又は細工用の材料(加工したものに限る。)(及び製品(これらの材料から製造したものに限る。))

天然、合成、彫刻品又は細工品(ろう、ステアリン、天然ガム、天然レジン又はモデリングペーストから製造したものに限る。)(他、この項に該当しないその他の成形品、彫刻品及び細工品並びに硬化させてないゼラチン(加工したものに限るものとし、第三五・〇三項のゼラチンを除く。))及び硬化させてないゼラチンの製品

ほうき、ブラシ(機械類又は車両の部分品として使用するブラシを含む。)(動力駆動式でない手動床掃除機、モップ及び羽毛ダスター、ほうき又はブラシの製造用に結束し又は房状にした物品、ペイントパッド、ペイントローラー並びにスクイージー(ローラー、スクイージーを除く。))

ほうき及びブラシ(小枝その他の植物性材料を結束したものに限るものとし、柄を有するものか有しないかを問わない。)

歯ブラシ、ひげそり用ブラシ、ヘアブラシ、つめ用ブラシ、まつげ用ブラシその他の化粧用ブラシ(器具の部分品を構成するブラシを含むものとし、身体に直接使用するものに限る。)

歯ブラシ

その他のもの

美術用又は筆記用の筆その他これに類するブラシで化粧用のもの

塗装用、ワニス用その他これらに類する用途に供するブラシ(第九六・〇三・三〇号のブラシを除く。)(ペイントパッド及びペイントローラー)

その他のブラシ(機械類又は車両の部分品を構成するものに限る。)

その他のもの

手ふるい

トラベルセット(化粧用、洗面用、裁縫用又は靴若しくは衣服の清浄用のものに限る。)

四〇%

四〇%

無税

二〇%

二〇%

五%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

一五%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

九六・〇六	ボタン、プレスファスナー、スナップファスナー及びプレススナップ並びにこれらの部分品(ボタンモールドを含む)並びにボタンのブランド	二〇%
九六・〇六・一〇	ボタン	二〇%
九六・〇六・二一	プラスチック製のもので紡織用繊維を被覆していないもの	二〇%
九六・〇六・二二	卑金属製のもので紡織用繊維を被覆していないもの	二〇%
九六・〇六・二九	その他のもの	二〇%
九六・〇六・三〇	ボタンの部分品(ボタンモールドを含む)及びボタンのブランド	無税
九六・〇七	スライドファスナー及びその部分品	無税
九六・〇七・一一	卑金属製の務歯を取り付けたもの	一五%
九六・〇七・二九	その他のもの	一五%
九六・〇七・二〇	部分品	一五%
九六・〇八	ボールペン、フェルトペンその他の浸透性のペン先を有するペン及びボールペン、万年筆その他の他のペン、鉄筆、シャープペンシル並びにペン軸、ペンシルホルダーその他これらに類するホルダー並びにこれらの部分品(キャップ及びクリップを含むものとし、第九六・〇九項の物品を除く)ボールペン	二五%(その率が一本につき八円未満のときは、当該従量税率)
九六・〇八・一〇	フェルトペンその他の浸透性のペン先を有するペン及びボールペン	二〇%
九六・〇八・二〇	万年筆その他の他のペン	二五%
九六・〇八・三一	製図用ペン(墨汁を使用するものに限る。)	二五%
九六・〇八・三九	その他のもの	二五%
九六・〇八・四〇	シャープペンシル	二五%
九六・〇八・五〇	第九六・〇八・一〇号から第九六・〇八・四〇号までの二以上の号の物品をセットにしたもの	二五%
九六・〇八・六〇	ボールペン用中しん(ポイント及びインク貯蔵部から成るものに限る。)	二〇%(その率が一本につき二円未満のときは、当該従量税率)
九六・〇八・九一	その他のもの ペン先及びニブポイント	一五%
九六・〇八・九九	鉛筆(第九六・〇八項のシャープペンシルを除く。)、クレヨン、鉛筆のしん、バス、図画用木炭、テラリス、鉛筆及びクレヨン(硬いさやの中にしんを入れたものに限る。)	二〇%
九六・〇九・一〇	鉛筆のしん(色を問わない。)	一五%
九六・〇九・二〇	その他のもの	二〇%
九六・〇九・九〇	石盤、黒板その他これらに類する板(筆記用又は図画用のものに類するものとし、枠を有するか有しないかを問わない。)	二〇%
九六・一一・〇〇	日付印、封かん用の印、ナンバリングスタンプその他これらに類する物品(ラベルに印捺又は型押しをする器具を含むものとし、手動式のものを限る)並びに手動式コンボジジョンステイック及びこれを有する手動式印刷用セット	一五%
九六・一二	タイプライターリボンその他これに類するリボン(インキを付けたもの及びその他の方法により印字することのできる状態にしたものに類するものとし、スプールに巻いてあるかないかはインキパッド(インキを付けてあるかないかは箱に入れてあるかないかを問わない)リボン	一五%
九六・一二・一〇	インキパッド	二〇%
九六・一二・二〇	たばこ用ライターその他のライター(機械式であるかないかは電気式であるかないかを問わない)及びその部分品(着火石及びしんを除く。)	二〇%
九六・一三	携帯用ライター(ガスを燃料として使用するものでガスの詰替えができるものを除く。)	二〇%
九六・一三・一〇	携帯用ライター(ガスを燃料として使用するものでガスの詰替えができるものを除く。)	二〇%
九六・一三・二〇	携帯用ライター(ガスを燃料として使用するものでガスの詰替えができるものを除く。)	四〇%
九六・一三・三〇	携帯用ライター(ガスを燃料として使用するものでガスの詰替えができるものを除く。)	二〇%
九六・一三・八〇	携帯用ライター(ガスを燃料として使用するものでガスの詰替えができるものを除く。)	二〇%
九六・一三・九〇	携帯用ライター(ガスを燃料として使用するものでガスの詰替えができるものを除く。)	二〇%
九六・一四	その他のライター	二〇%
九六・一四・一〇	喫煙用パイプ(パイプボールを含む。)、シガーホルダー及びシガレットホルダー並びにこれらの部分品	二〇%
九六・一四・二〇	パイプの製造用に粗く成形した木又は根の塊	二〇%
九六・一四・九〇	パイプ及びパイプボール	二〇%
九六・一五	その他のもの	二〇%

昭和六十二年五月二十二日 参議院會議録第十二号(その二) 商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律案 五五四

第七条第一項中「別表第二七・〇九号」を「別表第二七・〇九・〇〇号」に、「別表第二七・一〇号」の「四」を「別表第二七・一〇・〇〇号」の「四」に、「同表第二七・一一号」を「同表第二七・一一・一」に改める。

第七条の三第一項中「別表第二七・〇九号」を「別表第二七・〇九・〇〇号」に改め、同条第四項中「別表第二七・一四号の二」を「別表第二七・一三・二〇号」に、「同表第二七・〇七号の二」(若しくは「二」の「C」)を「同表第二七・〇七・一〇号から第二七・〇七・三〇号まで、第二七・〇七・五〇号若しくは第二七・〇七・九〇号」に、「同表第二七・一〇号の二」(「B」若しくは「四」)を「同表第二七・一〇・〇〇号の二」(「B」若しくは「四」)に改める。

第七条の五第一項第一号中「別表第一一・〇八号」を「別表第一一・〇八項」に改め、同項第二号中「別表第一一・〇一〇号の二」(「B」に掲げる砂糖)を「別表第一一・〇一・一一号の二」又は「第一一・〇一・一二号の二」に掲げる甘しや糖又はてん菜糖に改める。

第八条の二第一項第二号中「第九十九類」を「第七十六類まで及び第七十八類から第九十七類に改め、同項第三号中「第九十九類」を「第七十六類まで及び第七十八類から第九十七類」に、「別表第一(A)又は(B)」を「別表第一(A)」に、「これらの表」を「同表」に改め、同条第三項中「別表第一五・一五号の二」に掲げるものを「別表第一五・一五・一五号の二」に掲げる物品のうちみつろうに改める。

第八条の三第一項中「別表第一五・一五号の二」に掲げる物品を「別表第一五・一五・一五号の二」に掲げる物品のうちみつろうに改め、同条第二項中「別表第一五・一五号の二及び第五七・〇六号」を「別表第一五・一五・一五号の二及び第五七・〇六号」に改める。

第八条の四第一項中「別表第五七・〇六号」を「別表第五三・〇七項」に、「同項又は同条第四項」を「同条第一項又は第四項」に改める。

第八条の六第二項中「当該貨物につき」を「当該貨物について、」に、「の適用を停止する」を「にかかわらず、同表(B)の税率に四分の五を乗じて得た税率による関税を課する」に改める。

附則第六項を削る。

別表第一を次のように改める。

別表第一 暫定関税率表(第二条、第八条の二、第八条の六、第八条の七関係)(A)

関税税率表別表の番号	品名	税率
〇一・〇一	馬、ろ馬、ら馬及びヒニー(生きているものに限る。)	
〇一〇一・一一	純粋種の繁殖用のものうちサラブレッド種、サラブレッド系種、アラブ種、アラブ系種又はアラブ系種の馬(以下この項において「純粋種」という。)にあつては競馬の競走用以外の用途に供するものであり、かつ、妊娠してはいないものである旨、純粋種以外のものにあつてはその旨が政令で定めるところにより証明されたもの以外のもの	一頭につき 四、〇〇〇、 〇〇〇円

〇一〇一・一九

〇一・〇二
〇一〇二・九〇

〇一・〇三

〇一〇三・九一
〇一〇三・九二

〇一〇三・一一
〇一〇三・一二

その他のものうち

軽種馬にあつては競馬の競走用以外の用途に供するものであり、かつ、妊娠してはいないものである旨、純粋種以外のものにあつてはその旨が政令で定めるところにより証明されたもの以外のもの

牛(生きているものに限る。)

その他のものうち

水牛以外のもの

一頭当たりの重量が三〇〇キログラム以下のもの

肉用として肥育される牛について、当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの

その他のもの

その他のもの

豚(生きているものに限る。)

その他のもの

一頭の重量が五〇キログラム未満のもの

一頭の重量が五〇キログラム以上のもの

(1) 一頭当たりの課税価格が政令で定める規格の豚肉について畜産物の価格安定等に関する法律(昭和三十六年法律第一八三号)第三条第一項の規定により定められている一キログラム当たりの安定基準価格及び安定上位価格の合計額の二分の一に相当する額として大蔵大臣が定める額(以下この項、第二〇二・〇三項、第二〇二・〇六項、第二〇二・〇七項及び第一六・一〇項において「基準輸入価格」という。)のうち、はく皮した枝肉に係るものに五四を乗じ、これを一・一で除して得た額以下のもの

(2) その他のもの

豚の肉(生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。)

生鮮のもの及び冷蔵したもの

枝肉及び半枝肉

(1) いのししのもの

(2) その他のもの

(i) はく皮したもの

一頭につき
四、〇〇〇、
〇〇〇円

無税

一頭につき
五、〇〇〇、
〇〇〇円

一〇%

一頭につき、
当該基準輸入
価格に五四を
乗じて得た額
と課税価格と
の差額

一〇%

無税

〇二〇三・一一

- 冷凍したもの
枝肉及び半丸枝肉
(1) いのししのもの
(ii) その他のもの

一キログラムにつき、当該基準輸入価格と課税価格との差額
五%

無税

〇二〇三・一九

- その他のもの
(1) いのししのもの
(2) その他のもの
(i) 課税価格が一キログラムにつき、はく皮した枝肉に係る基準輸入価格を〇・七八七五で除して得た額以下のもの

一キログラムにつき、当該基準輸入価格と課税価格との差額
五%

無税

〇二〇三・二二

- 1 課税価格が一キログラムにつき、はく皮した枝肉に係る基準輸入価格を一・〇五で除して得た額以下のもの
2 その他のもの
(ii) はく皮しないもの
1 課税価格が一キログラムにつき、はく皮しない枝肉に係る基準輸入価格を一・〇五で除して得た額以下のもの
2 その他のもの
(骨付きのものに限る)
(1) いのししのもの
(2) その他のもの
(i) 課税価格が一キログラムにつき、はく皮した枝肉に係る基準輸入価格を〇・七八七五で除して得た額以下のもの

一キログラムにつき、当該基準輸入価格と課税価格との差額
五%

無税

〇二〇三・二二

- (2) その他のもの
(i) はく皮したもの
1 課税価格が一キログラムにつき、はく皮した枝肉に係る基準輸入価格を一・〇五で除して得た額以下のもの
2 その他のもの
(ii) はく皮しないもの
1 課税価格が一キログラムにつき、はく皮しない枝肉に係る基準輸入価格を一・〇五で除して得た額以下のもの
2 その他のもの
(骨付きのものに限る)
(1) いのししのもの
(2) その他のもの
(i) 課税価格が一キログラムにつき、はく皮した枝肉に係る基準輸入価格を〇・七八七五で除して得た額以下のもの

一キログラムにつき、当該基準輸入価格と課税価格との差額
五%

無税

〇二〇三・二九

- その他のもの
(1) いのししのもの
(2) その他のもの
(i) 課税価格が一キログラムにつき、はく皮した枝肉に係る基準輸入価格を〇・七八七五で除して得た額以下のもの
(ii) その他のもの

一キログラムにつき、当該基準輸入価格と課税価格との差額
五%

無税

昭和六十二年五月二十二日 参議院會議録第十二号(その二) 商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律案 五五六

〇二・〇四	羊又はやぎの肉(生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。)	無税	〇二〇六・四九	いのししのもの	無税
〇二〇四・一〇	子羊の枝肉及び半丸枝肉(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	無税		その他のもののうち	
〇二〇四・二一	その他の羊の肉(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	無税		いのししのもの	
〇二〇四・二二	枝肉及び半丸枝肉	無税		その他のもの(臓器を除く。)	
〇二〇四・二三	その他の骨付き肉	無税		課税価格が一キログラムにつき、はく皮した枝肉に係る基準輸入価格を〇・七八七五で除して得た額以下のもの	
〇二〇四・三〇	子羊の枝肉及び半丸枝肉(冷凍したものに限る。)	無税			
〇二〇四・四一	その他の羊の肉(冷凍したものに限る。)	無税	〇二〇六・八〇	その他のもの	五%
〇二〇四・四二	枝肉及び半丸枝肉	無税	〇二〇六・九〇	その他のもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	無税
〇二〇四・四三	その他の骨付き肉	無税	〇二・〇七	その他のもの(冷凍したものに限る。)	無税
〇二〇四・五〇	やぎの肉	無税	〇二〇七・一一〇	肉及び食用のくず肉で、第〇一・〇五項の家きんのもの(生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。)	無税
〇二・〇五	馬、ろ馬、ら馬又はヒニの肉(生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。)	無税		分割してない家きん(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	一四%
〇二・〇六	食用のくず肉(牛、豚、羊、やぎ、馬、ろ馬、ら馬又はヒニのもの、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。)	無税		(1) 鶏(ガルルス・ドメスティクス)	一四%
〇二〇六・一〇	牛のもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	一五%		(2) 七面鳥	五%
〇二〇六・二一	舌	一五%	〇二〇七・二二	(3) あひる	一〇%
〇二〇六・二二	肝臓	一五%	〇二〇七・二三	(4) その他のもの	一二・五%
〇二〇六・二九	その他のもののうち	一五%		分割してない家きん(冷凍したものに限る。)	一四%
〇二〇六・三〇	臓器	無税		鶏(ガルルス・ドメスティクス)	五%
	豚のもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	無税	〇二〇七・三九	あひる、がちょう及びほろほろ鳥	一〇%
	いのししのもの	無税		(1) あひる	一二・五%
	その他のもの(臓器を除く。)	無税		(2) その他のもの	一四%
	課税価格が一キログラムにつき、はく皮した枝肉に係る基準輸入価格を〇・七八七五で除して得た額以下のもの	五%		(1) 鶏(ガルルス・ドメスティクス)のものうち	一四%
	その他のもの	五%		骨付きのもの以外のもの	五%
〇二〇六・四一	豚のもの(冷凍したものに限る。)	五%		(2) 七面鳥のもの	一〇%
	肝臓のうち	五%		(3) あひるのもの	一二・五%
				(4) その他のもの	一四%
				家きんの分割した肉及びくず肉(冷凍したものに限るものとし、肝臓を除く。)	一四%
				鶏(ガルルス・ドメスティクス)のものうち	一四%
				骨付きのもの以外のもの	五%

五五七

[illegible]

〇三・〇一	魚(生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、第〇三・〇四項の魚のフイルその他の魚肉を除く。)	五%	〇三・〇三	肝臓、卵及びしらこのうち	五%
〇三〇二・一一	さけ科のもの(肝臓、卵及びしらこを除く。)	五%	〇三〇三・一〇	にしん(クルマエビ属のもの)の卵及びたら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)の卵以外のもの	五%
〇三〇二・一二	ます(サルモ・トルタ、サルモ・ガイルドネリ、サルモ・クラルキ、サルモ・アグアポニタ及びサルモ・ギラエ)	五%	〇三〇三・二一	魚(冷凍したものに限るものとし、第〇三・〇四項の魚のフイルその他の魚肉を除く。)	五%
〇三〇二・一九	太平洋さけ(オンコルヒュンクス属のもの)、大西洋さけ(サルモ・サラル)及びドナウさけ(フコ・フコ)	五%	〇三〇三・二二	太平洋さけ(オンコルヒュンクス属のもの。肝臓、卵及びしらこを除く。)	五%
	その他のもの	五%	〇三〇三・二九	その他のさけ科のもの(肝臓、卵及びしらこを除く。)	五%
〇三〇二・二一	ひらめ・かれい類(かれい科、ひらめ科、うしのした科、ささうしのした科、スコフタルミダエ科又はこけびらめ科のもの。肝臓、卵及びしらこを除く。)	五%	〇三〇三・三一	ます(サルモ・トルタ、サルモ・ガイルドネリ、サルモ・クラルキ、サルモ・アグアポニタ及びサルモ・ギラエ)	五%
〇三〇二・二二	ハリバット(レインハルドティウス・ヒボグロソイデス、ヒボグロソス・ヒボグロソス及びヒボグロソス・ステノレピス)	五%	〇三〇三・三二	大西洋さけ(サルモ・サラル)及びドナウさけ(フコ・フコ)	五%
〇三〇二・二三	ブレイス(プレウロネクテス・プラテサ)	五%	〇三〇三・三三	その他のもの	五%
〇三〇二・二九	ソール(ソレア属のもの)	五%	〇三〇三・三九	その他のもの	五%
〇三〇二・三一	まぐろ(トウナス属のもの)及びかつお(エウティヌス(カッオヌス)・ペラミス)(肝臓、卵及びしらこを除く。)	五%	〇三〇三・四一	まぐろ(トウナス属のもの)及びかつお(エウティヌス(カッオヌス)・ペラミス)(肝臓、卵及びしらこを除く。)	五%
〇三〇二・三三	びんながまぐろ(トウナス・アラルンガ)	五%	〇三〇三・四二	その他のもの	五%
〇三〇二・三九	きはだまぐろ(トウナス・アルバカレス)	五%	〇三〇三・四三	その他のもの	五%
〇三〇二・六一	その他の魚(肝臓、卵及びしらこを除く。)	五%	〇三〇三・四九	その他の魚(肝臓、卵及びしらこを除く。)	五%
	いとし(スプラトウス・スプラトウス、サルディナ・ピルカルドウス及びサルディノプス属又はサルディナ・ルラ属のもの)のうち	五%	〇三〇三・七一	その他の魚(肝臓、卵及びしらこを除く。)	五%
〇三〇二・六二	サルディノプス属以外のもの	五%		いとし(スプラトウス・スプラトウス、サルディナ・ピルカルドウス及びサルディノプス属又はサルディナ・ルラ属のもの)のうち	五%
〇三〇二・六三	ハドック(メラノグララムス・アイグレフィヌス)	五%	〇三〇三・七二	サルディノプス属以外のもの	五%
〇三〇二・六五	コールフィッシュ(ボルラキウス・ヴィレンス)	五%	〇三〇三・七三	ハドック(メラノグララムス・アイグレフィヌス)	五%
〇三〇二・六六	さめ	五%	〇三〇三・七四	コールフィッシュ(ボルラキウス・ヴィレンス)	五%
〇三〇二・六九	うなぎ(アングイルラ属のもの)	五%	〇三〇三・七五	さめ	五%
	その他のものうち	五%	〇三〇三・七六	うなぎ(アングイルラ属のもの)	五%
	にしん(クルマエビ属のもの)、たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)、ぶり(セリオラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属又はエンクラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルス属のもの)及びさんま(コラピス属のもの)以外のもの	五%	〇三〇三・七八	その他のもの	五%

昭和六十二年五月二十二日 参議院會議録第十二号(その二) 商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律案 五五九

[illegible]

〇三〇六・二三	二 その他のもの シュリンプ及びブロン	六%	〇四〇二・二二	二 その他のもの 粉状、粒状その他の固形状のもの（脂肪分が全重量の 一・五%を超えるものに限る。） 砂糖その他の甘味料を加えてないもの	二五%
〇三〇六・二四	一 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの 二 その他のもの	四%	〇四〇二・二二	一 脱脂してないもの 二 その他のもの	三〇%
〇三〇六・二九	一 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの その他のもの 二 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの のうち えび 二 その他のもののうち えび	六%	〇四〇二・二九	一 脱脂してないもの 二 その他のもの	三〇%
〇三〇七	軟体動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻を除く） 動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除く） その他のもの 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの 四 その他のもののうち はまぐり その他のもの 一 冷凍したもの 二 その他のもののうち はまぐり その他のもの （四） その他のもののうち はまぐり（塩蔵し又は塩水漬けたものに限る。） ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものを除く） 脂肪分が全重量の一%以下のもの 脂肪分が全重量の一%を超え六%以下のもの 脂肪分が全重量の六%を超えるもの ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。） 粉状、粒状その他の固形状のもの（脂肪分が全重量の一・五%以下のものに限る。） 一 砂糖を加えたもの	六%	〇四・〇三 〇四〇三・一一 〇四〇三・九〇 〇四・〇四 〇四〇四・一一 〇四〇四・九〇 〇四・〇五 〇四〇五・〇〇 〇四・〇六 〇四〇六・一一	バター、ミルク、凝固したミルク及びクリーム、ヨーグルト、ケフィアその他発酵させ又は酸性化したミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖を加えてないものを問わない。） その他の甘味料、香料、果実若しくはココアを加えてあるヨーグルトのうち 砂糖を加えたもの以外のもの 砂糖を加えたもの以外のもの 砂糖を加えたもの以外のもの ホエイ（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えてあるものを問わない。）及びミルクの天然の組成成分から成る物品（砂糖その他の甘味料を加えてあるものを問わないものとし、他の項に該当するものを除く。） ホエイ（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えてあるものを問わない。）のうち 砂糖を加えたもの以外のもの ホエイを調製した粉状又は粒状の物品で、乳幼児用調製粉乳の原料として使用するもの その他のもの 砂糖を加えたもの以外のもの ホエイを調製した粉状又は粒状の物品で、乳幼児用調製粉乳の原料として使用するもの その他のもの ミルクから得たバターその他の油脂 チーズ及びカード フレッシュチーズ（ホエイチーズを含むものとし、発酵していないものに限る。）及びカードのうち	二五% 二五% 二五% 一〇% 二五% 一〇% 二五% 一〇% 二五% 二五% 一〇% 二五% 二五%

五六一

[illegible]

〇七〇四・一〇	カリフラワー	五%
〇七〇四・二〇	芽キャベツ	五%
〇七〇四・九〇	その他のもの	五%
〇七〇五	レタス(ラクトゥカ・サティヴァ)及びチコリー(キコリウム属のもの)(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	五%
〇七〇五・一一	結球レタス	五%
〇七〇五・一九	その他のもの	五%
〇七〇五・二二	チコリー	五%
〇七〇五・二九	ウイットルーフチコリー(キコリウム・インテュプス変種フオリオスム)	五%
〇七〇六	その他のもの	五%
〇七〇六・一〇	にんじん、かぶ、サラダ用のビート、サルシファイ、セルリアク、大根その他これらに類する食用の根(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	五%
〇七〇六・九〇	にんじん及びかぶ	五%
〇七〇七	その他のもの	五%
〇七〇七・一〇	きゅうり及びガーキン(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	五%
〇七〇八	豆(生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、さやを除いてあるかないかを問わない。)	五%
〇七〇八・一〇	えんどう(ピスム・サティヴァム)	五%
〇七〇八・二〇	ささげ属又はいんげんまめ属の豆	五%
〇七〇八・九〇	その他の豆	五%
〇七〇九	その他の野菜(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	五%
〇七〇九・一〇	アーティチョーク	五%
〇七〇九・二〇	アスパラガス	五%
〇七〇九・三〇	なす	五%
〇七〇九・四〇	セルリー(セルリアクを除く。)	五%
〇七〇九・五二	きのこ及びトリフ	五%
〇七〇九・五二	トリフ	五%
〇七〇九・六〇	とうがらし属又はピメンタ属の果実	五%
〇七〇九・七〇	ほうれん草、つるな及びやまほうれん草	五%
〇七〇九・九〇	その他のもののうち	五%
〇七・一〇	スイートコーン以外のもの	五%
〇七一〇・四〇	冷凍野菜(調理してないもの及び蒸気又は水煮による調理をしたものに限る。)	五%
〇七一〇・四〇	スイートコーン	五%

〇七二〇・九〇	野菜を混合したもの	一二・五%
〇七二一	一 スイートコーンを主成分とするもの	
〇七二一・九〇	一時的な保存に適する処理をした野菜(例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。)	
〇七二二	その他の野菜及び野菜を混合したもの	
〇七二二・九〇	なす(一個当たりの重量が二〇グラム以下のものに限る。)、らっきょう及びわらび	一〇%
〇七二二・九〇	乾燥野菜(全形のもの及び切り、砕き又は粉状にしたものに限り、更に調製したものを除く。)	
〇七二二・九〇	その他の野菜及び野菜を混合したもの	
〇七二二・九〇	スイートコーン	
〇七二二・九〇	薬品処理(例えば、殺菌又は発芽促進のための処理)により専ら播種用に適するようにしたもの	
〇七二二・九〇	その他のもの	
〇七二二・九〇	乾燥した豆(さやを除いたものに限るものとし、皮を除いてあるかないか又は割つてあるかないかを問わない。)	
〇七二二・九〇	えんどう(ピスム・サティヴァム)	
〇七二二・九〇	(1) 薬品処理(例えば、殺菌又は発芽促進のための処理)により専ら播種用に適するようにしたもの	無税
〇七二二・九〇	(2) その他のもの	一〇%
〇七二二・九〇	ひよこ豆	
〇七二二・九〇	(1) 薬品処理(例えば、殺菌又は発芽促進のための処理)により専ら播種用に適するようにしたもの	無税
〇七二二・九〇	(2) その他のもの	一〇%
〇七二二・九〇	ささげ属又はいんげんまめ属の豆	
〇七二二・九〇	小豆(ファセオルス・アングラリス又はヴィグナ・アングラリス)	
〇七二二・九〇	いんげん豆(ファセオルス・ガルガリス)	一〇%
〇七二二・九〇	(1) 薬品処理(例えば、殺菌又は発芽促進のための処理)により専ら播種用に適するようにしたもの	無税
〇七二二・九〇	(2) その他のもの	一〇%
〇七二二・九〇	その他のもの	
〇七二二・九〇	(1) 薬品処理(例えば、殺菌又は発芽促進のための処理)により専ら播種用に適するようにしたもの	無税
〇七二二・九〇	(2) その他のもの	一〇%
〇七二二・九〇	ひら豆	
〇七二二・九〇	(1) 薬品処理(例えば、殺菌又は発芽促進のための処理)により専ら播種用に適するようにしたもの	無税
〇七二二・九〇	(2) その他のもの	一〇%

〇七三・五〇	その他のもの	無税	〇八・〇四	二 乾燥したもの	五〇%
〇七三・九〇	(1) 薬品処理(例えば、殺菌又は発芽促進のための処理)により専ら播種用に適するようにしたもの	無税	〇八〇四・二〇	なつめやしの実、いちじく、パイナップル、アボカド、グアバ、マンゴー及びマンゴスチン(生鮮のもの及び乾燥したものに限る。)	七・五%
	(2) その他のもの	一〇%	〇八〇四・四〇	なつめやしの実	無税
	その他のもの	一〇%	〇八〇四・五〇	いちじくのうち	一〇%
〇八・〇一	(1) 薬品処理(例えば、殺菌又は発芽促進のための処理)により専ら播種用に適するようにしたもの	無税	〇八〇五・三〇	生鮮のもの	六%
〇八〇一・二〇	(2) その他のもの	一〇%	〇八〇五・四〇	アボカド	六%
〇八・〇二	ココヤシの実	一〇%	〇八〇六・二〇	グアバ、マンゴー及びマンゴスチン	六%
〇八〇二・一一	ブラジルナット	一〇%	〇八〇七・二〇	かんきつ類の果実(生鮮のもの及び乾燥したものに限る。)	五%
〇八〇二・二二	その他のナット(生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。)	一〇%	〇八〇七・三〇	レモン(キトルス・リモン及びキトルス・リモナム)及びライム(キトルス・アウランテイフォルア)	二〇%
	アーモンド	四%	〇八〇七・四〇	グレープフルーツ	四〇%
	殻付きのもの	四%	〇八〇九・二〇	(1) 毎年六月一日から同年十一月三〇日までに輸入されるもの	一三%
	二 スイートアーモンド	一〇%	〇八〇九・三〇	(2) 毎年二月一日から翌年五月三十一日までに輸入されるもの	二%
	殻を除いたもの	一〇%	〇八〇九・四〇	乾燥したもの	一〇%
	ヘーゼルナット(コリユス属のもの)	一〇%	〇八一〇・九〇	パイヤ及びメロン(すいかを含む。)(生鮮のものに限る。)	四%
	殻付きのもの	一〇%		メロン(すいかを含む。)	一〇%
	殻を除いたもの	一〇%		パイヤ	一〇%
	くるみ	一〇%		あんず、さくらんぼ、桃(ネクタリンを含む。)、プラム及びスロー(生鮮のものに限る。)	一〇%
	殻付きのもの	一六%		あんず	一〇%
	殻を除いたもの	一六%		さくらんぼ	一〇%
	くり(カスターネア属のもの)	一六%		桃(ネクタリンを含む。)	一〇%
	ピスタチオナット	九%		プラム及びスロー	一〇%
	その他のもの	九%		その他の果実(生鮮のものに限る。)	一〇%
	二 マカダミアナット	九%		その他のもの	一〇%
	三 ペカン	九%		(1) キウイフルーツ	八%
〇八・〇三	バナナ(プランティンを含むものとし、生鮮のもの及び乾燥したものに限る。)	四〇%	〇八一〇・一一	(2) その他のもの	一〇%
〇八〇三・〇〇	一 生鮮のもの			冷凍果実及び冷凍ナット(調理してないもの及び蒸気又は水煮による調理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。)	
	(1) 毎年四月一日から同年九月三〇日までに輸入されるもの				

昭和六十二年五月二十二日 参議院会議録第十二号(その二) 商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律案 五六四

〇八二・二〇	ラズベリー、ブラックベリー、桑の実、ローガンベリー、ブラックカーラント、ホワイトカーラント、レッドカーラント及びグーズベリー	一〇%
〇八二・九〇	その他のもの	二八%
	一 砂糖を加えたもののうち	二〇%
	パイナップル	二八%
	その他のもの(ベリー及びサワーチェリーを除く)	一〇%
〇八・二二	その他のもののうち	二〇%
	パイナップル	二八%
〇八二・九〇	その他のもの	一〇%
	一 バナナ	四〇%
	(1) 毎年四月一日から同年九月三〇日までに輸入されるもの	五〇%
	(2) 毎年一〇月一日から翌年三月三十一日までに輸入されるもの	二〇%
	三 グレープフルーツ	四〇%
	(1) 毎年六月一日から同年十一月三〇日までに輸入されるもの	一六%
	(2) 毎年十二月一日から翌年五月三十一日までに輸入されるもの	一五%
〇八・二三	その他のもののうち	一五%
	四 乾燥果実(第〇八・〇一項から第〇八・〇六項までのものを除く)及びこの類のナット又は乾燥果実を混合したもの	四〇%
〇八二・一〇	あんず	一五%
〇八二・二〇	ブルーベリー	四〇%
〇八二・三〇	りんご	一五%
〇八二・四〇	その他の果実	一五%
〇八・二四	(1) ベリー	一五%
〇八二・四〇	(2) その他のもの	二・五%
	かんきつ類の果皮及びメロン(すいかを含む)の皮(生鮮のもの及び冷凍し、乾燥し又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたものに限定する。)	
〇九・〇一	コーヒーマ(いつてあるかないか又はカフェインを除いてあかないかを問わない)コーヒーマ豆の殻及び皮並びにコーヒーマを含有するコーヒーマ代用物(コーヒーマの含有量のいかんを問わない)	二〇%
〇九〇一・二二	コーヒーマ(いつたものに限る。)	二〇%
〇九〇一・二二	カフェインを除いたもの	二〇%
〇九〇二・二〇	カフェインを除いたもの	二〇%
〇九〇二・二〇	茶	二〇%
〇九〇二・二〇	緑茶(発酵していないもので、正味重量が三キログラム以下の直接包装にしたものに限る。)	二〇%
〇九〇二・二〇	その他の緑茶(発酵していないものに限る。)	二〇%
〇九〇二・二〇	二 その他のもの	二〇%
〇九〇二・二〇	紅茶及び部分的に発酵した茶(正味重量が三キログラム以下の直接包装にしたものに限る。)	二〇%
〇九〇二・二〇	その他の紅茶及び部分的に発酵した茶	二〇%
〇九・〇四	二 その他のもの	二〇%
〇九〇四・二二	(1) 紅茶	五%
〇九〇四・二二	(2) その他のもの	二〇%
〇九〇四・二二	とうがらし属又はピメンタ属の果実(乾燥し、破碎し又は粉砕したものに限る。)	五%
〇九〇四・二二	ペッパー	五%
〇九〇四・二二	破碎し又は粉砕したもの	五%
〇九・〇九	二 その他のもの	五%
〇九〇九・一〇	(一) 破碎し又は粉砕したもの	五%
〇九〇九・二〇	アニス、大ういきよう、ういきよう、コリアンダー、クミン、カラウエイ又はジュニバーの種	五%
〇九〇九・三〇	アニス又は大ういきようの種	五%
〇九〇九・三〇	二 その他のもの	五%
〇九〇九・三〇	(一) 破碎し又は粉砕したもの	五%
〇九〇九・三〇	コリアンダーの種	五%
〇九〇九・三〇	二 その他のもの	五%
〇九〇九・三〇	(一) 破碎し又は粉砕したもの	五%
〇九〇九・三〇	クミンの種	五%
〇九〇九・三〇	二 その他のもの	五%
〇九〇九・三〇	(一) 破碎し又は粉砕したもの	五%
〇九〇九・三〇	カラウエイの種	五%
〇九〇九・三〇	二 その他のもの	五%

五六五

[illegible]

二一〇四・二二	乾燥した豆(第〇七・一三項のものに限る。)、サゴヤし又は根若しくは塊茎(第〇七・一四項のものに限る)の粉及びミール並びに第八類の物品の粉及びミール	二〇%	二二・〇九	播種用の種、果実及び胞子	無税
二一〇六・二〇	乾燥した豆(第〇七・一三項のものに限る)の粉及びミール	二〇%	二二・〇九・一九	その他のもの	無税
二一〇七・一〇	麦芽(いつてあるかないかを問わない。)	二〇%	二二・〇九・三〇	園芸用草花の種	無税
二一〇七・二〇	いつてないもの	二〇%	二二・〇九・九一	その他のもの	無税
	(1) 泥炭でくん蒸したもの	無税	二二・一一	野菜の種	無税
	(i) 当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国内生産その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの	無税	二二・一一・二〇	その他のもの	無税
	(ii) その他のもの	無税	二二・一一・九〇	主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する植物及びその部分(種及び果実を含む。生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、切り、砕き又は粉状にしたものであるかないかを問わない。)	五%
	(2) その他のもの	無税	二二・一二	おたねにんじん	五%
	(i) いつてない麦芽で泥炭でくん蒸してないもの及び第一一〇七・二〇号のいつた麦芽について、当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国内生産その他の条件を勘案して政令で定める数量(以下この項において「共通の限度数量」という。)以内のもの	無税	二二・一二・三〇	その他のもの	五%
	(ii) その他のもの	無税	二二・一二・九九	八 大麻草及びけしがら	五%
二一〇七・二〇	いつたもの	無税	二二・一二・九九	九 その他のもの	五%
	(1) 共通の限度数量以内のもの	無税	二二・一三・〇一	海藻その他の藻類、ローカストビーン、てん菜及びさとうきび(生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、粉砕する果実の核及び仁その他の植物性生産品(デコリー(キコリウム・インテュース変種サティウム)の根でいつてないものを含むものとし、他の項に該当するものを除く。)	五%
	(2) その他のもの	無税	二二・一三・一〇	あんず、桃又はプラムの核及び仁	五%
二一〇一・〇〇	大豆(割つてあるかないかを問わない。)	無税	二二・一三・二二	その他のもの	五%
二一〇二・〇〇	落花生(いつてないものその他の加熱による調理をしてないものに限るものとし、殻を除いてあるかないか又は割つてあるかないかを問わない。)	無税	二二・一三・二二	三 その他のもの	五%
二一〇二・一〇	穀付きのもの	無税	二二・一三・二二	ラック、天然ガム、樹脂、ガムレジン及びバルサム	五%
二一〇二・二〇	穀を除いたもの(割つてあるかないかを問わない。)	一〇%	二二・一三・二二	ラック	一〇%
二一〇五・〇〇	菜種(割つてあるかないかを問わない。)	無税	二二・一三・二二	一 セラックその他の精製ラック	一〇%
二一〇七・〇〇	その他の採油用の種及び果実(割つてあるかないかを問わない。)	無税	二二・一三・二二	二 シードラック	一〇%
二一〇七・五〇	マスタードの種	無税	二二・一三・二二	植物性の液汁及びエキス、ペクチン質、ペクチン酸塩、及びシククナー(変性させてあるかないかを問わない。)	一〇%
二一〇七・六〇	サフラワーの種	無税	二二・一三・二二	植物性の液汁及びエキス	一〇%
		無税	二二・一三・二二	除虫菊のもの及びロテノンを含有する植物の根のもの	一〇%
		無税	二二・一三・二二	一 除虫菊エキス	一〇%
		無税	二二・一三・二二	植物性生産品(他の項に該当するものを除く。)	一〇%
		無税	二二・一三・二二	その他のもの	無税
		無税	二二・一三・二二	一 除虫菊かす	無税
		無税	二二・一三・二二	四 その他のもののうち	無税
		無税	二二・一三・二二	水ごけ	五%

[illegible]

[illegible]

一九〇五	パン、ペリスリー、ケーキ、ビスケットその他のペーカ リー製品(ココアを含有するお菓子を問わない)及び 聖さん用ウエハー、医療用に適するオブラート、シリ ン、グアエハー、ライスペーパーその他これらに類する物品	一二%	二〇〇四・九〇	二	その他のもの	一五%
一九〇五・一〇	クリスプブレッド	一二%	二〇〇五・一〇	(4) その他のもの	二	その他のもの
一九〇五・二〇	ジンジャーブレッドその他これらに類する物品	三〇%	二〇〇五・四〇	二	その他のもの	二八%
一九〇五・三〇	スイートビスケット、ワッフル及びウエハー	二四%	二〇〇五・五〇	一	砂糖を加えたもの	二八%
一九〇五・四〇	(1) スイートビスケット	三〇%	二〇〇五・六〇	二	その他のもの	二〇%
一九〇五・五〇	(2) ワッフル及びウエハー	一二%		一	砂糖を加えたもの	二八%
	ラスク、トーストパンその他これらに類する焼いた物品	一二%		二	その他のもの	二〇%
	その他のもの	一二%		一	砂糖を加えたもの	二八%
	一	一二%		二	その他のもの	二〇%
	パン、乾パンその他これらに類するペーカリー製 品(砂糖、はちみつ、卵、脂肪、チーズ又は果実 を加えたものを除く。)	二四%		一	砂糖を加えたもの	二八%
	三	二四%		二	その他のもの	二〇%
	その他のもの	二四%		一	砂糖を加えたもの	二八%
	(一) 砂糖を加えたもの	二四%		二	その他のもの	二〇%
	ビスケット、クッキー及びクラッカー	二四%		一	砂糖を加えたもの	二八%
	その他のもの(あられ、せんべいその他これ らに類する米菓を除く。)	三〇%		二	その他のもの	二〇%
	(二) その他のもの	三〇%		一	砂糖を加えたもの	二八%
	ビスケット、クッキー及びクラッカー	二〇%		二	その他のもの	二〇%
	その他のもの(あられ、せんべいその他これ らに類する米菓を除く。)	二五%		一	砂糖を加えたもの	二八%
	食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をした野 菜、果実、ナットその他植物性の食用の部分	二五%		二	その他のもの	二〇%
	きゅうり及びガーキン	二五%		一	砂糖を加えたもの	二八%
二〇〇一・一〇	一	二五%		二	その他のもの	二〇%
二〇〇一・二〇	二	二五%		一	砂糖を加えたもの	二八%
二〇〇一・三〇	三	二五%		二	その他のもの	二〇%
二〇〇一・四〇	四	二五%		一	砂糖を加えたもの	二八%
二〇〇一・五〇	五	二五%		二	その他のもの	二〇%
二〇〇一・六〇	六	二五%		一	砂糖を加えたもの	二八%
二〇〇一・七〇	七	二五%		二	その他のもの	二〇%
二〇〇一・八〇	八	二五%		一	砂糖を加えたもの	二八%
二〇〇一・九〇	九	二五%		二	その他のもの	二〇%
	一〇	二五%		一	砂糖を加えたもの	二八%
	一一	二五%		二	その他のもの	二〇%
	一二	二五%		一	砂糖を加えたもの	二八%
	一三	二五%		二	その他のもの	二〇%
	一四	二五%		一	砂糖を加えたもの	二八%
	一五	二五%		二	その他のもの	二〇%
	一六	二五%		一	砂糖を加えたもの	二八%
	一七	二五%		二	その他のもの	二〇%
	一八	二五%		一	砂糖を加えたもの	二八%
	一九	二五%		二	その他のもの	二〇%
	二〇	二五%		一	砂糖を加えたもの	二八%
	二一	二五%		二	その他のもの	二〇%
	二二	二五%		一	砂糖を加えたもの	二八%
	二三	二五%		二	その他のもの	二〇%
	二四	二五%		一	砂糖を加えたもの	二八%
	二五	二五%		二	その他のもの	二〇%
	二六	二五%		一	砂糖を加えたもの	二八%
	二七	二五%		二	その他のもの	二〇%
	二八	二五%		一	砂糖を加えたもの	二八%
	二九	二五%		二	その他のもの	二〇%
	三〇	二五%		一	砂糖を加えたもの	二八%
	三一	二五%		二	その他のもの	二〇%
	三二	二五%		一	砂糖を加えたもの	二八%
	三三	二五%		二	その他のもの	二〇%
	三四	二五%		一	砂糖を加えたもの	二八%
	三五	二五%		二	その他のもの	二〇%
	三六	二五%		一	砂糖を加えたもの	二八%
	三七	二五%		二	その他のもの	二〇%
	三八	二五%		一	砂糖を加えたもの	二八%
	三九	二五%		二	その他のもの	二〇%
	四〇	二五%		一	砂糖を加えたもの	二八%
	四一	二五%		二	その他のもの	二〇%
	四二	二五%		一	砂糖を加えたもの	二八%
	四三	二五%		二	その他のもの	二〇%
	四四	二五%		一	砂糖を加えたもの	二八%
	四五	二五%		二	その他のもの	二〇%
	四六	二五%		一	砂糖を加えたもの	二八%
	四七	二五%		二	その他のもの	二〇%
	四八	二五%		一	砂糖を加えたもの	二八%
	四九	二五%		二	その他のもの	二〇%
	五〇	二五%		一	砂糖を加えたもの	二八%
	五一	二五%		二	その他のもの	二〇%
	五二	二五%		一	砂糖を加えたもの	二八%
	五三	二五%		二	その他のもの	二〇%
	五四	二五%		一	砂糖を加えたもの	二八%
	五五	二五%		二	その他のもの	二〇%
	五六	二五%		一	砂糖を加えたもの	二八%
	五七	二五%		二	その他のもの	二〇%
	五八	二五%		一	砂糖を加えたもの	二八%
	五九	二五%		二	その他のもの	二〇%
	六〇	二五%		一	砂糖を加えたもの	二八%
	六一	二五%		二	その他のもの	二〇%
	六二	二五%		一	砂糖を加えたもの	二八%
	六三	二五%		二	その他のもの	二〇%
	六四	二五%		一	砂糖を加えたもの	二八%
	六五	二五%		二	その他のもの	二〇%
	六六	二五%		一	砂糖を加えたもの	二八%
	六七	二五%		二	その他のもの	二〇%
	六八	二五%		一	砂糖を加えたもの	二八%
	六九	二五%		二	その他のもの	二〇%
	七〇	二五%		一	砂糖を加えたもの	二八%
	七一	二五%		二	その他のもの	二〇%
	七二	二五%		一	砂糖を加えたもの	二八%
	七三	二五%		二	その他のもの	二〇%
	七四	二五%		一	砂糖を加えたもの	二八%
	七五	二五%		二	その他のもの	二〇%
	七六	二五%		一	砂糖を加えたもの	二八%
	七七	二五%		二	その他のもの	二〇%
	七八	二五%		一	砂糖を加えたもの	二八%
	七九	二五%		二	その他のもの	二〇%
	八〇	二五%		一	砂糖を加えたもの	二八%
	八一	二五%		二	その他のもの	二〇%
	八二	二五%		一	砂糖を加えたもの	二八%
	八三	二五%		二	その他のもの	二〇%
	八四	二五%		一	砂糖を加えたもの	二八%
	八五	二五%		二	その他のもの	二〇%
	八六	二五%		一	砂糖を加えたもの	二八%
	八七	二五%		二	その他のもの	二〇%
	八八	二五%		一	砂糖を加えたもの	二八%
	八九	二五%		二	その他のもの	二〇%
	九〇	二五%		一	砂糖を加えたもの	二八%
	九一	二五%		二	その他のもの	二〇%
	九二	二五%		一	砂糖を加えたもの	二八%
	九三	二五%		二	その他のもの	二〇%
	九四	二五%		一	砂糖を加えたもの	二八%
	九五	二五%		二	その他のもの	二〇%
	九六	二五%		一	砂糖を加えたもの	二八%
	九七	二五%		二	その他のもの	二〇%
	九八	二五%		一	砂糖を加えたもの	二八%
	九九	二五%		二	その他のもの	二〇%
	一〇〇	二五%		一	砂糖を加えたもの	二八%

昭和六十二年五月二十二日 参議院会議録第十二号(その二) 商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律案 五七二

二〇〇五・八〇	(2) その他のもの スイートコーン(ゼア・マニス変種サカラタ)	二〇%
二〇〇五・九〇	一 砂糖を加えたもの 二 その他のもの その他の野菜及び野菜を混合したもの 一 砂糖を加えたもののうち 豆(さや付きのものを除く。) 二 その他のもののうち 豆(さや付きのものを除く。)	一七・五% 一二・五% 二八%
二〇〇七	二 その他のもののうち 豆(さや付きのものを除く。) ジャム、フルーツゼリー、マーマレード、果実又はナット のピューレ及び果実又はナットのペースト(加熱による 調理をした調製品に限るものとし、砂糖その他の甘味料を 加えてあるかないかを問わない。)	二〇%
二〇〇七・九一	かんきつ類の果実 一 ジャム、フルーツゼリー及びマーマレード 二 砂糖を加えたもの 三 その他のもの	二八% 二〇%
二〇〇七・九九	その他のもの 一 ジャム及びフルーツゼリー 二 砂糖を加えたもの 三 その他のもの	二八% 二〇%
二〇〇八	果実、ナットその他植物の食用の部分(その他の調製を し又は保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖 その他の甘味料又はアルコールを加えてあるかないかを問 わず、他の項に該当するものを除く。)	二〇%
二〇〇八・一一	ナット、落花生その他の種(これらを相互に混合してあ るかないかを問わない。)	二〇%
二〇〇八・一九	落花生 一 砂糖を加えたもの (1) ピーナツバター (2) その他のもの 二 その他のもののうち ピーナツバター その他のもの(混合したものを含む。) 一 砂糖を加えたもののうち パルプ状のもの以外のもののうち カシューナット及びその他のいつたナット 以外のもの	二二% 二八% 一〇%
二〇〇八・八〇	二 その他のもののうち パルプ状のもの いつてないカシューナット以外のもの	二〇%
二〇〇八・二〇	パイナップル 一 砂糖を加えたもの 二 その他のもの	五五% 五五%
二〇〇八・三〇	かんきつ類の果実 一 砂糖を加えたもののうち パルプ状のもの以外のもの 二 その他のもののうち パルプ状のもの以外のもの	二八% 二〇%
二〇〇八・四〇	なし	
二〇〇八・五〇	一 砂糖を加えたもののうち パルプ状のもの(気密容器入りのものに限る。) 二 その他のもののうち パルプ状のもの(気密容器入りのものに限る。)	二五% 二〇%
二〇〇八・六〇	あんず 一 砂糖を加えたもののうち パルプ状のもの 二 その他のもののうち パルプ状のもの	二五% 二〇%
二〇〇八・七〇	さくらんぼ 一 砂糖を加えたもののうち パルプ状のもの 二 その他のもののうち パルプ状のもの	二五% 二〇%
二〇〇八・八〇	桃 一 砂糖を加えたもののうち パルプ状のもの(気密容器入りのものに限る。) 二 その他のもののうち パルプ状のもの(気密容器入りのものに限る。)	二〇% 二五%
二〇〇八・九〇	ストロベリー 一 砂糖を加えたもののうち パルプ状のもの(気密容器入りのものに限る。)	二〇%
二〇〇八・一〇〇	二 その他のもののうち パルプ状のもの以外のもの	二〇%

昭和六十二年五月二十二日 参議院會議録第十二号(その二) 商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律案 五七三

[illegible]

五七五

二二〇八・四〇	ラム及びタフィア	無税
二二〇八・五〇	(1) アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの (連立式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。) (2) その他のもの ジン及びジュネヴァ	二二〇・二％ 一六・六％(その 事が一リッ トルにつき八 六円二〇銭の 従量税率より 高いたときは、 当該従量税 率)
二二〇八・九〇	その他のもの 一 エチルアルコール及び蒸留酒 (一) フルーツブランデー A アルコール分が五〇％以上のもの(二リットル未満の容器入りにしたものを除く。) B その他のもの	一リットルにつき一九三円 二〇銭 一リットルにつき二七円九〇銭
二二〇八・九〇	(二) その他のもの (1) アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの(連立式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。) (2) その他のものうち エチルアルコール以外のもの 二 リキユールその他のアルコール飲料 (一) リキユール	無税 一七・九％ 一リットルにつき一四一元 一〇銭 一リットルにつき八九円六〇銭
二二〇四・〇〇	大豆油かす(粉碎してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わない。)	無税
二二〇四・〇〇	飼料用に供する種類の調製品	無税
二二〇九・一〇	犬用又は猫用の飼料(小売用にしたものに限る。のうち乳糖の含有量が全重量の一〇％以上のもの)	一キログラムにつき七〇円に重量比による乳糖の含有率が一〇％

二二〇九・九〇	その他のもの 二 その他のものうち 乳糖の含有量が全重量の一〇％以上のもの ホワイトヴィール用子牛の育成に使用するもの その他のもの	無税 一五％ 一キログラムにつき六〇円
二二〇九・九〇	その他のもの 一 エチルアルコール及び蒸留酒 (一) フルーツブランデー A アルコール分が五〇％以上のもの(二リットル未満の容器入りにしたものを除く。) B その他のもの	一リットルにつき一九三円 二〇銭 一リットルにつき二七円九〇銭
二二〇九・九〇	(二) その他のもの (1) アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの(連立式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。) (2) その他のものうち エチルアルコール以外のもの 二 リキユールその他のアルコール飲料 (一) リキユール	無税 一七・九％ 一リットルにつき一四一元 一〇銭 一リットルにつき八九円六〇銭
二二〇九・九〇	大豆油かす(粉碎してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わない。)	無税
二二〇九・九〇	飼料用に供する種類の調製品	無税
二二〇九・九〇	犬用又は猫用の飼料(小売用にしたものに限る。のうち乳糖の含有量が全重量の一〇％以上のもの)	一キログラムにつき七〇円に重量比による乳糖の含有率が一〇％

二二〇九・九〇	その他のもの 二 その他のものうち 乳糖の含有量が全重量の一〇％以上のもの ホワイトヴィール用子牛の育成に使用するもの その他のもの	無税 一五％ 一キログラムにつき六〇円
二二〇九・九〇	その他のもの 一 エチルアルコール及び蒸留酒 (一) フルーツブランデー A アルコール分が五〇％以上のもの(二リットル未満の容器入りにしたものを除く。) B その他のもの	一リットルにつき一九三円 二〇銭 一リットルにつき二七円九〇銭
二二〇九・九〇	(二) その他のもの (1) アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの(連立式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。) (2) その他のものうち エチルアルコール以外のもの 二 リキユールその他のアルコール飲料 (一) リキユール	無税 一七・九％ 一リットルにつき一四一元 一〇銭 一リットルにつき八九円六〇銭
二二〇九・九〇	大豆油かす(粉碎してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わない。)	無税
二二〇九・九〇	飼料用に供する種類の調製品	無税
二二〇九・九〇	犬用又は猫用の飼料(小売用にしたものに限る。のうち乳糖の含有量が全重量の一〇％以上のもの)	一キログラムにつき七〇円に重量比による乳糖の含有率が一〇％

昭和六十二年五月二十二日 参議院會議録第十二号(その二) 商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律案 五七六

二四・〇二	葉巻たばこ、シガレット、シガリロ及び紙巻たばこ(たばこ又はたばこ代用物から成るものに限る。)	二〇%	二七・〇七	高温コールドタルの蒸留物及びこれに類する物品で芳香族成分の重量が非芳香族成分の重量を超えるもの	無税
二四・〇二・一〇	葉巻たばこ、シガレット及びシガリロ(たばこを含有するものに限る。)	無税	二七・〇七・一〇	ベンゾール	無税
二四・〇二・二〇	紙巻たばこ(たばこを含有するものに限る。)	無税	二七・〇七・二〇	トルオール	無税
二四・〇二・九〇	その他のもの	四%	二七・〇七・三〇	キシロール	無税
二四・〇三	その他の製造たばこ及び製造たばこ代用品、シートたばこ並びにたばこのエキスを含有するもの	四%	二七・〇七・五〇	その他の芳香族炭化水素混合物で、ASTM D 八六の方法による温度二五〇度における減量加算留出容量が全容量の六五%以上のもの	無税
二四・〇三・一〇	喫煙用たばこ(たばこ代用物を含有するものではないかを問わないものとし、その含有量のいかんを問わない。)	三・五%	二七・〇七・六〇	温度一五度における比重が〇・八三を超えるもの	無税
二四・〇三・九一	パイプたばこ	四%	二七・〇七・七〇	フェノール	無税
二四・〇三・九二	その他のもの	無税	二七・〇七・八〇	その他のもの	無税
二四・〇三・九三	シートたばこ	無税	二七・〇七・九〇	クレオソート油	無税
二四・〇三・九四	その他のもの	無税	二七・〇七・九一	その他のもののうち	無税
二五・〇三	一 たばこのエキスを含有するもの	四%	二七・〇八・一〇	温度一五度における比重が〇・八三を超えるもの	無税
二五・〇三・一〇	二 その他のもの	四%	二七・〇八・二〇	ピッチ及びピッチコークス(コールドタルその他の鉱物性タルから得たものに限る。)	無税
二五・〇三・九〇	硫黄(昇華硫黄、沈降硫黄及びコロイド硫黄を除く。)	無税	二七・〇九・〇〇	ピッチコークス	無税
二五・〇三・九一	粗のもの及び精製していないもの	無税	二七・〇九・一〇	石油及び歴青油(原油に限る。)	無税
二五・〇三・九二	その他のもの	無税	二七・一〇・〇〇	石油及び歴青油(原油を除く。並びにこれらの調製品(石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以上のもの、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。)	無税
二五・二〇	天然石膏及び天然無水石膏並びに天然石膏を焼いたもの又は硫酸カルシウムから成るプラスチック(着色してあるかないか又は少量の促進剤若しくは遅延剤を加えてあるかないかを問わない。)	無税	二七・一〇・一〇	一 石油及び歴青油(石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五%未満のものを含む。)	無税
二五・二〇・二〇	プラスチックのうち	無税	二七・一〇・二〇	(一) 揮発油	無税
二七・〇四	天然石膏を焼いたもの	無税	二七・一〇・三〇	A 低重合度の混合アルキレンのうち	無税
二七・〇四・〇〇	コークス及び半成コークス(石炭、亜炭又は泥炭から製造したものに限るものとし、凝結させてあるかないかを問わない。)	無税	二七・一〇・四〇	トリプロピレン	無税
二七・〇五	レトルトカーボン	無税	二七・一〇・五〇	B 政令で定める分留性状の試験方法による減量加算五%留出温度と減量加算九五%留出温度との温度差が二度以内のもの(低重合度の混合アルキレンを除く。)	五%
二七・〇五・〇〇	石炭ガス、水性ガス、発生炉ガスその他これらに類するガス(石油ガスその他のガスの炭化水素を除く。)	無税	二七・一〇・六〇	(二) 灯油	無税
			二七・一〇・七〇	B その他のもののうち	無税
			二七・一〇・八〇	ノルマルパラフィン(直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の九五%以上のものに限る。)	無税
			二七・一〇・九〇	(四) 重油及び粗油	無税
			二七・一〇・一〇〇	A 温度一五度における比重が〇・九〇三七以下のもの	無税

(1) 製油の原料として使用するもの(関税法第五 六条第一項(保税工場の許可)に規定する保税 作業によるこれらの物品を原料とする製油に より得た製品で、同法第五九条の二第一項(原 料課税)の税関長の承認を受けたものを含む。 以下この号において同じ。)	(2) その他のもの (i) 温度一五度における比重が〇・八三以上で 引火点が温度一三〇度以下のもの(本邦に 到着した時においてこれらの性質を有する もの又は政令で定めるところにより本邦に 到着した石油製品に他の石油製品を混合し て得たものでこれらの性質を有するものに 限るものうち、農林漁業の用に供するもの で、当該年度における国内需要見込数量か ら国内生産見込数量を控除した数量を基準 とし、国際市況その他の条件を勘案して政 令で定める数量以内のもの (ii) 製油の原料として使用するもの以外の重油 及び粗油(農林漁業の用に供するものを除 く)について、当該年度における国内需要 見込数量から国内生産見込数量を控除した 数量を基準とし、国際市況その他の条件を 勘案して政令で定める数量(以下この号に において「共通の限度数量」という。)以内のも の	(iii) その他のもの (1) 温度一五度における比重が〇・九〇三七を超え 〇・九二七三以下のもの (ii) 製油の原料として使用するもの (iii) その他のもの	(1) 温度一五度における比重が〇・九〇三七を超え 〇・九二七三以下のもの (ii) 製油の原料として使用するもの (iii) その他のもの (i) 共通の限度数量以内のもの (ii) その他のもの (iii) その他のもの	(1) 温度一五度における比重が〇・九二七三を超え るもの (ii) 製油の原料として使用するもの	一キロリット ルにつき六四 〇円 一キロリット ルにつき一、 二六〇円 一キロリット ルにつき三、 九三〇円
--	--	---	--	---	---

	(2) その他のもの	
	(i) 共通の限度数量以内のもの	
二七・一一	(内) その他のもの	一キロリットルにつき一、四〇円
二七一・一一	石油ガスその他のガス状炭化水素 液化したもの	一キロリットルにつき三、九三〇円
二七・一三	天然ガス	四・八%
二七・一五	石油コークス、石油アスファルトその他の石油又は歴青油 の残留物	
二七・一三・一一	石油コークス	
二七・一五・〇〇	焼いてないもの	
二八・〇四	焼いたもの	
二八〇四・六九	歴青質混合物(天然アスファルト、天然ピチューメン、石 油アスファルト、鉱物性タール又は鉱物性タールピッチを もととしたものに限る。例えば、マスチック及びカッター バック)	
二八・二五	水素、希ガスその他の非金属元素	
二八二五・二〇	けい素	
二八二五・九〇	その他のもの	
二八・二六	りん	
二八二六・二〇	ヒドラジン及びヒドロキシアルミン並びにこれらの無機塩 並びにその他の無機塩基、金属酸化物、金属水酸化物及び 金属過酸化物	
二八二六・九〇	酸化リチウム及び水酸化リチウム	
二八・三三	その他のもののうち	
二八二六・九〇	酸化ベリリウム	
二八・三三	ふつ化物及びフルオロけい酸塩、フルオロアルミン酸塩そ の他のふつ素錯塩	
二八三三・二九	ナトリウム又はカリウムのフルオロけい酸塩のうち フルオロけい酸ナトリウム(人造クリオライトの製造 に使用するものに限る。)	
	その他のもの	
	硫酸塩、みょうばん及びベルオキソ硫酸塩(過硫酸塩)	
	その他の硫酸塩	
	その他のもののうち	
	硫酸カルシウム	
	無税	

昭和六十二年五月二十二日 参議院會議録第十二号(その二) 商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律案 五七八

二八・三六	炭酸塩、ペルオキシ炭酸塩(過炭酸塩)及び商慣行上炭酸アンモニウムを含有するもの	無税	二九〇三・五九	飽和脂環式炭化水素、不飽和脂環式炭化水素又はシクロテルペン炭化水素のハロゲン化誘導体	無税
二八・三六・九一	その他のもの	無税		(1) オクタクロロテトラヒドロメタノインダン(ク	無税
二八・四〇	リチウムの炭酸塩	無税	二九〇三・六一	その他のもの	四・六%
二八・四〇・三〇	ほう酸塩及びペルオキシほう酸塩(過ほう酸塩)	無税	二九〇三・六九	(2) その他のもの	四・六%
二八・四五	ペルオキシほう酸塩(過ほう酸塩)	無税	二九〇四・一〇	芳香族炭化水素のハロゲン化誘導体	四・六%
二八・四五・一〇	同位元素(第二八・四四項のものを除く)及びその無機又は有機の化合物(化学的に単一であるかないかを問わない。)	無税	二九〇四・二〇	クロロベンゼン、オルト・ジクロロベンゼン及びパラ・ジクロロベンゼン	四・六%
二九・〇一	重水(酸化重水素)	無税	二九〇四・九〇	その他のもの	四・六%
二九・〇一・二四	非環式炭化水素	無税	二九〇五・一二	炭化水素のスルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体(ハロゲン化してあるかないかを問わない。)	四・六%
二九・〇二	不飽和のもの	無税	二九〇五・三二	スルホン基のみを有する誘導体並びにその塩及びエチルエステル	四・六%
二九・〇二・一九	ブター・一・三・ジエン及びイソブレンのうち	無税	二九〇五・三九	ニトロ基又はニトロソ基のみを有する誘導体	四・六%
	環式炭化水素	無税	二九〇五・四一	その他のもの	四・六%
	飽和脂環式炭化水素、不飽和脂環式炭化水素及びシクロテルペン炭化水素	無税	二九〇五・四二	二価アルコール	八・四%
	その他のものうち	無税	二九〇五・四三	プロピレングリコール(プロパン・一・二・ジオール)	四・六%
	五・エチリデン・二・ノルボルネン	無税	二九〇五・四九	その他のもの	四・六%
	キシレン	無税	二九〇六・一一	二・エチル・二・(ヒドロキシメチル)プロパン・一・三・ジオール(トリメチロールプロパン)	四・六%
二九〇二・四一	オルト・キシレン	無税		ペンタエリトリトール	四・六%
二九〇二・四二	メタ・キシレン	無税		その他のもの	四・六%
二九〇二・四三	パラ・キシレン	無税		環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	四・六%
二九〇二・四四	キシレン異性体の混合物	無税		飽和脂環式アルコール、不飽和脂環式アルコール及びシクロテルペンアルコール並びにこれらの誘導体	四・六%
二九〇二・六〇	エチルベンゼン	無税		メントール	四・六%
二九〇二・九〇	その他のもの	無税			二・四%
二九・〇三	一・ナフタレン、メチルナフタレン及びアントラセン	無税			(その率が一
	炭化水素のハロゲン化誘導体	無税			キログラムに
二九〇三・一一	非環式炭化水素の塩素化誘導体(飽和のものに限る。)	無税			つき七二〇円
二九〇三・一二	クロロメタン(塩化メチル)及びクロロエタン(塩化エチル)	四・六%			の従量税率よ
二九〇三・一六	ジクロロメタン(塩化メチレン)	四・六%			り低いとき
二九〇三・一九	一・二・ジクロロプロパン(二塩化プロピレン)及びジクロロブタン	四・六%			は、当該従量
二九〇三・二九	その他のもの	四・六%			税率)
二九〇三・三〇	非環式炭化水素の塩素化誘導体(不飽和のものに限る。)	四・六%			
二九〇三・三〇	その他のもの	四・六%			
二九〇三・三〇	非環式炭化水素のふつ素化誘導体、臭素化誘導体及びよう素化誘導体	四・六%			
二九〇三・四〇	非環式炭化水素のハロゲン化誘導体(二以上の異なるハロゲン原子を有するものに限る。)	四・六%			

二九・〇七	フエノール及びフエノールアルコール	二九・〇九・四九	四・六%
二九・〇七・一一	一価フエノール	二九・〇九・五〇	四・六%
二九・〇七・一二	石炭酸(ヒドロキシベンゼン)及びその塩	二九・〇九・六〇	無税
二九・〇七・一三	クレゾール及びその塩		無税
二九・〇七・一四	オクチルフエノール及びノニルフエノール並びにこれらの異性体並びにこれらの塩		四・六%
二九・〇七・一九	キシレノール及びその塩		無税
	その他のもの		四・六%
二九・〇七・二一	多価フエノール		四・六%
二九・〇七・二二	レソルシノール及びその塩	二九・一〇・三〇	四・六%
二九・〇七・二三	ヒドロキノン(キノール)及びその塩	二九・一〇・九〇	四・六%
二九・〇七・二三	四・四・イソプロピリデンジフエノール(ビスフエノール)又はジフエニロールプロパン)及びその塩	二九・一二	四・六%
二九・〇七・二九	その他のもの		四・六%
二九・〇八	フェノール又はフエノールアルコールのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		四・六%
二九・〇八・一〇	ハロゲン置換基のみを有する誘導体及びその塩	二九・一二・二二	四・六%
二九・〇八・二〇	スルホン基のみを有する誘導体並びにその塩及びエステル	二九・一二・二三	四・六%
二九・〇八・九〇	その他のもの	二九・一二・一九	四・六%
二九・〇九	エーテル、エーテルアルコール、エーテルフエノール、エーテルアルコキシド及びケトン、アルコキシド、エーテルペルオキシド及びケトンペルオキシド(化学的に単一であるかないかを問わない)並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	二九・一二・二二	四・六%
	非環式エーテル並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	二九・一二・二九	四・六%
二九・〇九・一一	ジエチルエーテル	二九・一二・四九	四・六%
二九・〇九・一九	その他のもの	二九・一二・五〇	四・六%
二九・〇九・二〇	飽和脂環式エーテル、不飽和脂環式エーテル及びシクロテルベンエーテル並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	二九・一二・六〇	四・六%
二九・〇九・三〇	芳香族エーテル並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	二九・一四	四・六%
	エーテルアルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		四・六%
二九・〇九・四二	エチレングリコール又はジエチレングリコールのモノメチルエーテル	二九・一四・二二	五・六%
二九・〇九・四三	エチレングリコール又はジエチレングリコールのモノブチルエーテル	二九・一五	五%
二九・〇九・四四	エチレングリコール又はジエチレングリコールのその他のモノアルキルエーテル		五・六%

[illegible]

二九・三二	酸素官能のアミノ化合物	
二九・三二・一一	アミノアルコール並びにそのエーテル及びエステル(二種類以上の酸素官能基を有するものを除く)並びにこれらの塩	
二九・三二・一二	モノエタノールアミン及びその塩	四・六%
二九・三二・一三	ジエタノールアミン及びその塩	四・六%
二九・三二・一九	トリエタノールアミン及びその塩	四・六%
	その他のもののうち	
	アミノアルコール	四・六%
二九・二四	カルボキシアミド官能化合物及び炭酸のアミド官能化合物	
二九・二四・一〇	非環式アミド(非環式カルバマートを含む)及びその誘導体並びにこれらの塩	無税
	(1) ニーアクリルアミドーニーメチルプロパンスルホン酸	四・六%
	(2) その他のもの	
二九・二四・二一	環式アミド(環式カルバマートを含む)及びその誘導体並びにこれらの塩	四・六%
二九・二四・二九	ウレイン及びその誘導体並びにこれらの塩	四・六%
二九・二五	その他のもの	
二九・二五・二〇	カルボキシイミド官能化合物(サッカリン及びその塩を含む)及びイミジン官能化合物	四・六%
	イミジン及びその誘導体並びにこれらの塩のうち	
	クロルヘキシジン及びその塩以外のもの	三・七%
二九・二六	ニトリル官能化合物	
二九・二六・一〇	アクリロニトリル	六・四%
二九・二六・二〇	一シアノゲアニジン(シアンジアミド)	四・六%
二九・二六・九〇	その他のもの	四・六%
二九・二九	その他の窒素官能基を有する化合物	四・六%
二九・二九・一〇	イソシアナート	四・六%
二九・二九・九〇	その他のもの	四・六%
二九・三〇	有機硫黄化合物	無税
二九・三〇・一〇	ジチオカルボナート(キサントゲン酸塩)	四・六%
二九・三〇・九〇	その他のもの	四・六%
二九・三一	その他のオルガノインオルガニック化合物	四・六%
二九・三一・〇〇	複素環式化合物(ヘテロ原子として酸素のみを有するものに限り)	四・六%
二九・三一・一〇	非縮合フラン環(水素添加してあるかないかを問わない)を有する化合物	四・六%
二九・三一・一一	テトラヒドロフラン	四・六%

二九・三二・一二	二フルアルデヒド(フルフアルール)	無税
二九・三二・一三	フルフリルアルコール及びテトラヒドロフルフリルアルコール	四・六%
二九・三二・一九	その他のもの	四・六%
	ラクトン	
	その他のラクトン	
	(1) サントニン	無税
	(2) その他のもの	四・六%
二九・三一・九〇	その他のもの	四・六%
二九・三三	複素環式化合物(ヘテロ原子として窒素のみを有するものに限り)並びに核酸及びその塩	四・六%
	非縮合ピラゾール環(水素添加してあるかないかを問わない)を有する化合物	四・六%
	フェナゾン(アンチピリン)及びその誘導体	四・六%
二九・三三・一一	その他のもの	四・六%
二九・三三・一九	非縮合イミダゾール環(水素添加してあるかないかを問わない)を有する化合物	四・六%
二九・三三・二一	ヒダントイン及びその誘導体	四・六%
二九・三三・二九	その他のもの	四・六%
二九・三三・三一	非縮合ピリジン環(水素添加してあるかないかを問わない)を有する化合物	無税
二九・三三・三九	ピリジン及びその塩	無税
	その他のもの	
	一ピコリン	無税
	二 その他のもの	
	(1) O-O-ジエチルO-(三・五・六-トリクロロ-二-ピリジル)ホスホロチオエート(クロルピリホス)	無税
二九・三三・四〇	(2) その他のもの	四・六%
	キノリン環又はイソキノリン環(水素添加してあるかないかを問わないものとし、更に縮合したものを除く)を有する化合物	四・六%
二九・三三・五一	ピリミジン環(水素添加してあるかないかを問わない)又はピベラジン環を有する化合物並びに核酸及びその塩	四・六%
二九・三三・五九	マロニル尿素(バルビツル酸)及びその誘導体並びにこれらの塩	四・六%
	その他のもの	四・六%
二九・三三・六一	二 その他のもの	四・六%
	非縮合トリアジン環(水素添加してあるかないかを問わない)を有する化合物	四・六%
	メラミン	四・六%

二九三三・六九	その他のもの	四・六%	三三〇六・一〇	二酸化チタンをもととした顔料及び調製品	四・八%
二九三三・九〇	その他のもののうち			(1) 二酸化チタンの含有量が乾燥状態において全重量の八〇%以上のもの	三・九%
	塩酸ヒドロラジン、デキストロ—三—ヒドロキシ—N—メチルモルヒナン、臭化水素酸デキストロ—三—メトキシ—N—メチルモルヒナン及び—四—ジメチル—シクロ—二—(一)—オクタタン(トリエチレンジアミン)以外のもの	四・六%	三三〇六・二〇	(2) その他のもの	三・九%
二九三四	その他の複素環式化合物	四・六%	三三〇六・三〇	クロム化合物をもととした顔料及び調製品	三・九%
二九三四・一〇	非縮合チアフル環(水素添加してあるかないかを問わない)を有する化合物	四・六%	三三〇六・四一	カドミウム化合物をもととした顔料及び調製品	三・九%
二九三四・三〇	フェノチアジン環(水素添加してあるかないかを問わないものとし、更に縮合したものを除く)を有する化合物	四・六%	三三〇六・四二	その他の着色料及び調製品	
二九三四・九〇	その他のもの	四・六%		ウルトラマリン及びこれをもととした調製品のうち	三・九%
三〇〇一	臓器療法用の腺その他の器官(乾燥したものに限るものとし、粉状にしてあるかないかを問わない)及び腺その他の器官又はその分泌物の抽出物で臓器療法用のもの並びにペリン及びその塩並びに治療用又は予防用に調製したその他の人又は動物の物質(他の項に該当するものを除く)		三三〇六・四九	ウルトラマリンブルー(群青)以外のもの	三・九%
三〇〇一・九〇	その他のもの		三三〇七	硫化亜鉛をもととしたリトポンその他の顔料及び調製品のうち	三・九%
三〇〇六	二 パリン及びその塩	五・一%	三三〇七・二〇	リトポン以外のもの	三・九%
三〇〇六・四〇	この類の注3の医療用品		三三〇七・三〇	その他のもの	三・九%
	歯科用セメントその他の歯科用充てん材料及び接骨用セメントのうち	三・八%	三三〇八	調製顔料、調製乳白剤、調製絵の具、はうろ、うわぐすり、うわぐすり用のスリッパ、液状ラスタースその他のこれらに類する調製品(薬業に使用する種類のものに限り、及びガラスフリットその他のガラスで粉状、粒状又はフレーク状のもの)	三・二%
三〇〇六・六〇	接骨用セメント	三・八%	三三〇八・一〇	はうろ、うわぐすり、うわぐすり用のスリッパその他これらに類する調製品	三・二%
三〇〇六・六〇	避妊用化学調製品(ホルモン又は殺精子剤をもととしたものに限る)	三・八%	三三〇八・二〇	液状ラスタースその他これに類する調製品	三・二%
三〇〇六・六〇	植物性又は動物性の着色料(染色エキスを含み、化学的に単一であるかないかを問わないものとし、炭炭を除く)及びこの類の注3の調製品で植物性又は動物性の着色料をもととしたもの	三・八%	三三〇八・九〇	ペイント及びワニス(エナメル及びラッカーを含むものとし、合成重合体又は化学的に変性させた天然重合体をもととしたもので、水以外の媒体に分散させ又は溶解させたものに限り)並びにこの類の注4の溶液	四・八%
三〇〇六・六〇	二 その他のもの	無税	三三〇九	ポリエステルをもととしたもの	四・六%
三〇〇六・六〇	有機合成着色料(化学的に単一であるかないかを問わない)の、この類の注3の調製品で有機合成着色料をもととしたもの及び蛍光増白剤又はルミノホアとして使用する種類の合成した有機物(化学的に単一であるかないかを問わない)		三三〇九・一〇	アクリル重合体又はビニル重合体をもととしたもの	四・八%
三〇〇六・六〇	有機合成着色料及びこの類の注3の調製品で有機合成着色料をもととしたもの		三三〇九・二〇	その他のもの	四・八%
三〇〇六・六〇	顔料及びこれをもととした調製品	五・三%	三三〇九・三〇	精油(コンクリートのもの及びアブソリュートのものを含むものとし、テルペンを除いてあるかないかを問わない)、レジン、精油のコンセントレート(冷浸法又は温浸法により得たもので、油脂、ろうその他これらに類する物品を媒質として含むものに限り)、精油からテルペンを除く際に生ずるテルペン系副産物並びに精油のアキアス、ステレイト及びアキアス、ソリューション	四・八%
三〇〇六・六〇	その他の着色料、この類の注3の調製品(第三二・〇三項から第三二・〇五項までのものを除く)及びルミノホアとして使用する種類の無機物(化学的に単一であるかないかを問わない)		三三〇九・四〇	精油(かんきつ類の果物のものを除く)	四・八%
三〇〇六・六〇			三三〇九・五〇	その他のミントのものうち	四・八%
三〇〇六・六〇			三三〇九・六〇	ペパーミント油(メンタール、アルペンシスから採取したものに限り)のうち	四・八%
三〇〇六・六〇			三三〇九・七〇	政令で定める試験方法による総メントールの含有量が全重量の六五%を超えるもの	四・八%
三〇〇六・六〇			三三〇九・八〇	香気性物質の混合物及び一以上の香気性物質をもととした混合物(アルコール溶液を含むものとし、工業において原材料として使用する種類のものに限り)	四・八%
三〇〇六・六〇			三三〇九・九〇		無税

昭和六十二年五月二十二日 参議院會議録第十二号(その二) 商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律案 五八三

[illegible]

[illegible]

三八〇六・二〇	ロジン又は樹脂酸の塩	無税	三八一五・九〇	その他のもの	三・二%
三八〇六・九〇	その他のもの	無税	三八一八・〇〇	三	三・二%
三八〇九	仕上剤、促進剤、媒染剤その他の物品及び調製品（繊維工業、製紙工業、皮革工業その他これらに類する工業において使用する種類のものに限り、他の項に該当するものを除く。）	無税	三九〇一・一〇	エチレンの重合体（一次製品に限る。）	三・八%
三八〇九・一〇	でん粉質の物質をもとしたもの	二五%（その率が一キログラムにつき三〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	三九〇一・三〇	エチレンの重合体（二次製品に限る。）	四・一%
	その他のもの	四・二%	三九〇一・九〇	その他のもの	四・一%
三八〇九・九一	繊維工業において使用する種類のもの	四・二%			
三八・一一	アンチノック剤、酸化防止剤、ガム化防止剤、粘度指数向上剤、腐食防止剤その他の調製添加剤（鉱物油、ガソリンを含む。）用又は鉱物油と同じ目的に使用するその他の液体用のものに限り、	無税	三八二〇・〇〇	診断用又は理化学用の調合試薬（第三〇・〇二項又は第三〇・〇六項のものを除く。）	三・八%
三八・一一・一一	アンチノック剤	無税	三八二〇・〇〇	調製不凍液及び調製解凍液	三・八%
三八・一一・二一	鉛化合物をもとしたもの	無税	三八二二・〇〇		三・八%
三八・一一・二二	潤滑油用の添加剤	四・六%	三八二二・〇〇		三・八%
三八・一一・二九	石油又は重油を含有するもの	四・六%	三八二二・〇〇		三・八%
三八・一二	その他のもの	四・六%	三八二二・〇〇		三・八%
	調製したゴム加硫促進剤、ゴム用又はプラスチック用の複合した可塑剤（他の項に該当するものを除く。）及びゴム用又はプラスチック用の調製した老化防止剤その他の複合した安定剤	三・八%	三八二二・〇〇		三・八%
三八・一二・二〇	ゴム用又はプラスチック用の複合した可塑剤	三・八%	三八二二・〇〇		三・八%
三八・一二・三〇	ゴム用又はプラスチック用の調製した老化防止剤その他の複合した安定剤	三・八%	三八二二・〇〇		三・八%
三八・一五	二	三・八%	三八二二・〇〇		三・八%
	反応開始剤、反応促進剤及び調製触媒（他の項に該当するものを除く。）	三・二%	三八二二・〇〇		三・八%
三八・一五・一一	担体付き触媒	三・二%	三八二二・〇〇		三・八%
三八・一五・一二	活性物質としてニッケル又はその化合物を使用したもの	三・二%	三八二二・〇〇		三・八%
	活性物質として貴金属又はその化合物を使用したもの	無税	三八二二・〇〇		三・八%
三八・一五・一九	二	三・二%	三八二二・〇〇		三・八%
	(1) 自動車の排気ガス浄化用のもの	三・二%	三八二二・〇〇		三・八%
	(2) その他のもの	三・二%	三八二二・〇〇		三・八%
	その他のもの	三・二%	三八二二・〇〇		三・八%

五八六

三九〇・二二	プロピレンその他のオレフィンの重合体（一次製品に限る。）	四・一%	三九〇・七	ポリアセタールその他のポリエーテル、エポキシ樹脂及びポリカーボネート、アルキド樹脂、ポリアリルエステルその他のポリエステル（一次製品に限る。）	四・一%
三九〇・二二〇	ポリイソブチレン	四・一%	三九〇・七・一〇	ポリアセタール	四・一%
三九〇・二・三〇	プロピレンの共重合体	四・一%	三九〇・七・二〇	その他のポリエーテル	四・一%
三九〇・二・九〇	その他のもの	四・一%	三九〇・七・三〇	エポキシ樹脂	四・一%
三九〇・三	スチレンの重合体（一次製品に限る。）	四・一%	三九〇・七・四〇	ポリカーボネート	四・一%
三九〇・三一・九	ポリスチレン	四・一%	三九〇・七・五〇	アルキド樹脂のうち	四・一%
	その他のものうち	四・一%		塊（不規則な形のものに限る。）粉（モルディングパウダーを含む。）粒、フレークその他これらに類する形状のもの	四・六%
三九〇・三・二〇	スチレン・アクリロニトリル（SAN）共重合体	四・六%	三九〇・七・六〇	ポリエチレンテレフタレート	四・六%
三九〇・三・三〇	アクリロニトリル・ブタジエン・スチレン（ABS）共重合体	四・六%	三九〇・七・九一	その他のポリエステル	四・六%
三九〇・三・九〇	その他のもの	四・六%	三九〇・七・九九	不飽和のもの	四・六%
三九〇・四	塩化ビニルその他のハロゲン化オレフィンの重合体（一次製品に限る。）	四・六%	三九〇・八	その他のもの	四・六%
三九〇・四・三〇	塩化ビニル・酢酸ビニル共重合体	四・六%	三九〇・八・一〇	ポリアミド（一次製品に限る。）	五・六%
三九〇・四・四〇	その他の塩化ビニルの共重合体	四・一%	三九〇・八・九〇	ポリアミド・六、一一、一二、一六、一六、一六・一六・一〇又は一六・一二	五・六%
三九〇・四・五〇	塩化ビニル・デンの重合体	四・一%	三九〇・九	その他のもの	五・六%
三九〇・四・六一	ふつ素系重合体	四・一%	三九〇・九・五〇	アミノ樹脂、フェノール樹脂及びポリウレタン（一次製品に限る。）	四・六%
	ポリテトラフルオロエチレン	八・四%	三九一・一〇	ポリウレタン	五・八%
	(1) 塊（不規則な形のものに限る。）粉（モルディングパウダーを含む。）粒、フレークその他これらに類する形状のもの	四・一%	三九一・一〇・〇〇	シリコーン（一次製品に限る。）	四・一%
	(2) その他のもの	八・四%	三九一・一	石油樹脂、クマロン・インデン樹脂、ポリテルペン、ポリ硫化合物、ポリスルホン及びこの類の注のその他の物品（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。）	四・一%
三九〇・四・六九	その他のもの	四・一%	三九一・一・一〇	石油樹脂、クマロン樹脂、インデン樹脂、クマロン・インデン樹脂及びポリテルペン	四・一%
	(1) 塊（不規則な形のものに限る。）粉（モルディングパウダーを含む。）粒、フレークその他これらに類する形状のもの	四・一%	三九一・一・九〇	その他のもの	四・六%
	(2) その他のもの	四・一%	三九一・二	セルロース及びその化学的誘導体（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。）	四・六%
三九〇・四・九〇	酢酸ビニルその他のビニルエステルの重合体及びその他のビニル重合体（一次製品に限る。）	四・一%	三九一・二・三	セルロースエーテル	四・六%
三九〇・五	その他のものうち	四・一%	三九一・二・三九	カルボキシメチルセルロース及びその塩	四・六%
三九〇・五・九〇	ポリビニルブチラールのもの（塊（不規則な形のものに限る。）粉（モルディングパウダーを含む。）粒、フレークその他これらに類する形状のものに限る。）以外のも	四・一%	三九一・二・九〇	その他のもの	四・六%
三九〇・六	アクリル重合体（一次製品に限る。）	四・一%	三九一・三	天然の重合体（例えば、アルギン酸及び変性させた天然の重合体（例えば、硬化たんばく質及び天然ゴムの化学的誘導体）（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。）	五・一%
三九〇・六・九〇	塊（不規則な形のものに限る。）粉（モルディングパウダーを含む。）粒、フレークその他これらに類する形状のもの	四・一%	三九一・三・九〇	その他のもの	五・一%

五八七

[illegible]

五八九

六〇%	一五%	六〇%	一五%	六〇%	一五%	六〇%	二〇%
無稅	無稅	無稅	無稅	無稅	無稅	無稅	無稅

六〇%	二〇%	六〇%	二〇%	六〇%	二〇%
一五%	二〇%	一五%	二〇%	一五%	二〇%

[illegible]

昭和六十二年五月二十二日 参議院會議録第十二号(その二) 商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律案 五九

[illegible]

[illegible]

昭和六十二年五月二十二日

参議院會議録第十二号(その二)

商品の名称及び分類についての統

システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律案 五九三

五九三

四四・一〇	二 玉縁及び縁形	四・八%
四四一〇・一〇	三 その他のもの	二・五%
四四一〇・九〇	(一) 桐のもの	八%
四四一〇・九〇	(2) その他のもの	一〇%
四四一〇・九〇	その他の木質の材料のもの	八%
四四一〇・九〇	(1) 板状のもの	一〇%
四四一〇・九〇	(2) その他のもの	
四四一〇・九〇	繊維板(木材その他の木質の材料のものに限るものとし、 樹脂その他の有機物質により結合してあるかないかを問わ ない。)	
四四一〇・九〇	繊維板(密度が一立方センチメートルにつき〇・五グラ ムを超え〇・八グラム以下のものに限る。)	
四四一〇・九〇	機械加工をしておらず、かつ、表面を被覆してないも の	三・五%
四四一〇・九〇	その他のもの	三・五%
四四一〇・九〇	繊維板(密度が一立方センチメートルにつき〇・三五グ ラムを超え〇・五グラム以下のものに限る。)	
四四一〇・九〇	機械加工をしておらず、かつ、表面を被覆してないも の	三・五%
四四一〇・九〇	その他のもの	三・五%
四四一〇・九〇	機械加工をしておらず、かつ、表面を被覆してないも の	三・五%
四四一〇・九〇	その他のもの	三・五%
四四一〇・九〇	合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材	
四四一〇・九〇	合板(木材の単板のみから成るもので各単板の厚さが六 ミリメートル以下のものに限る。)	
四四一〇・九〇	少なくとも一の外面の単板が熱帯産木材(ダークレ ッドメランチ、ライトレッドメランチ、ホワイティラフ ン、シボ、リンバ、オクメ、オベチエ、アカジョアワ リカ、サベリ、パボン、マホガニー(スウィエテニア 属のもの)、ブラジリアンローズウッド及びボアド ローズフメルに限る。)のもの	
四四一〇・九〇	(1) ワニス塗装、プリント、溝付け、オーパレイ その他これらに類する表面加工をしたもの	
四四一〇・九〇	側面にさねはぎ加工、溝付けその他これらに 類する加工をしたもの	

[illegible]

五九四

昭和六三年四月一日から昭和六四年三月三十一日まで輸入されるもの	一〇%	四四二・一九〇	その他のもの	一〇%
(2) その他のもの	一五%	四六〇・一	さなだその他これに類する組物材料の物品(ストリップ状にしてあるかないかを問わない)並びに組物材料又はさなだその他これに類する組物材料の物品を平行につないだ物品及び組物材料又はさなだその他これに類する組物材料の物品を織つた物品(シート状のものに限るものとし、敷物、すだれその他最終製品であるかないかを問わない)敷物及びすだれ(植物性材料製のものに限る。)のうちいづれが製又は七島い製のもの	六%
(3) 厚さが六ミリメートル未満のもの	二・五%	四六〇・一・二〇	その他のもの	六%
昭和六三年三月三十一日まで輸入されるもの	一〇%	四六〇・一・九一	植物性材料製のもの	六%
昭和六三年四月一日から昭和六四年三月三十一日まで輸入されるもの	一五%	四七〇・一	二 その他のもののうち	六%
その他のもの(少なくとも一層の外面の単板が針葉樹以外のものに限定)	一五%	四七〇・二	いづれが製又は七島い製のもの	六%
少なくとも一層がパーティクルボードのもの	一五%	四七〇・二・〇〇	機械木材パルプ	無税
その他のもの	一五%	四七〇・三	化学木材パルプ(溶解用のものに限る。)	無税
集成材	一五%	四七〇・三・二九	化学木材パルプ(ソーダパルプ及び硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)に限るものとし、溶解用のものを除く。)	無税
その他のもののうち	一五%	四七〇・四	さらしてないもの	無税
集成材	一〇%	四七〇・四・二一	針葉樹以外のもの	無税
木製のケース、箱、クレート、ドラムその他これらに類する包装容器、木製のケープドラム及び木製のパレット、ボックスパレットその他の積載用ボード	一〇%	四七〇・四・二二	針葉樹以外のもの	無税
パレット、ボックスパレットその他の積載用ボード	無税	四七〇・四・二九	針葉樹以外のもの	無税
木製建具及び建築用木工品(セルラーウッドパネル、組み合わせた寄せ木パネル及びこけら板を含む。)	無税	四七〇・四・三〇	針葉樹以外のもの	無税
窓及びフランス窓並びにこれらの枠	無税	四七〇・四・三一	針葉樹以外のもの	無税
戸及びその枠並びに敷居	無税	四七〇・四・三二	針葉樹以外のもの	無税
寄せ木パネル	三・九%	四七〇・四・三三	針葉樹以外のもの	無税
コンクリート型枠	三・九%	四七〇・四・三四	針葉樹以外のもの	無税
こけら板	一〇%	四七〇・四・三五	針葉樹以外のもの	無税
その他のもの	一〇%	四七〇・四・三六	針葉樹以外のもの	無税
一 セルラーウッドパネル	無税	四七〇・四・三七	針葉樹以外のもの	無税
二 その他のもの	無税	四七〇・四・三八	針葉樹以外のもの	無税
(1) 木製の建具及び床柱	三・九%	四七〇・四・三九	針葉樹以外のもの	無税
(2) その他のもの	一〇%	四七〇・四・四〇	針葉樹以外のもの	無税
その他の木製品	無税	四七〇・四・四一	針葉樹以外のもの	無税
衣類用ハンガー	無税	四七〇・四・四二	針葉樹以外のもの	無税

四七〇六・九二	化学パルプ	無税
四七〇六・九三	セミケミカルパルプ	無税
四八〇一・〇〇	新聞用紙(ロール状又はシート状のものに限る。)のうち幅が八〇センチメートルを超えるロール状のもの	三・一%
四八・〇二	筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類の塗布してない紙及び板紙、せん孔カード用紙並びにせん孔テープ用紙(ロール状又はシート状のものに限るものとし、第四八・〇一又は第四八・〇二の紙を除く)並びに手すきの紙及び板紙	五・二%
四八〇二・二〇	写真感光紙、感熱紙又は感電子紙の原紙に使用する種類の紙及び板紙	五・二%
四八〇二・三〇	カーボン原紙	五・二%
四八〇二・四〇	壁紙原紙	五・二%
四八・〇四	クラフト紙及びクラフト板紙(塗布してないものでロール状又はシート状のものに限るものとし、第四八・〇二又は第四八・〇三のものを除く)	四・六%
四八〇四・一一	クラフトライナー	三・五%
	さらしてないもの	三%
	(1) 重量が一平方メートルにつき三〇〇グラム以下のもの	二・五%
	昭和六三年三月三十一日までに輸入されるもの	四・六%
	昭和六三年四月一日から昭和六四年三月三十一日までに輸入されるもの	三・五%
	(2) その他のもの	三%
	昭和六三年三月三十一日までに輸入されるもの	二・五%
	昭和六三年四月一日から昭和六四年三月三十一日までに輸入されるもの	四・六%
四八〇四・一九	その他のもの	三・五%
	(1) 重量が一平方メートルにつき三〇〇グラム以下のもの	三%
	昭和六三年三月三十一日までに輸入されるもの	二・五%
	昭和六三年四月一日から昭和六四年三月三十一日までに輸入されるもの	四・六%
四八〇四・二二	重袋用クラフト紙	三・五%
	さらしてないもの	二・五%
	昭和六三年三月三十一日までに輸入されるもの	四・六%

四八〇四・二九	昭和六三年四月一日から昭和六四年三月三十一日までに輸入されるもの	三・五%
	その他のもの	四・六%
	昭和六三年三月三十一日までに輸入されるもの	三・五%
	昭和六三年四月一日から昭和六四年三月三十一日までに輸入されるもの	四・六%
四八〇四・三一	その他のクラフト紙及びクラフト板紙(重量が一平方メートルにつき一五〇グラム以下のものに限る)	四・六%
	さらしてないもの	三・五%
	昭和六三年三月三十一日までに輸入されるもの	四・六%
	昭和六三年四月一日から昭和六四年三月三十一日までに輸入されるもの	三・五%
四八〇四・三九	その他のもの	四・六%
	昭和六三年三月三十一日までに輸入されるもの	三・五%
	昭和六三年四月一日から昭和六四年三月三十一日までに輸入されるもの	四・六%
四八〇四・四一	その他のクラフト紙及びクラフト板紙(重量が一平方メートルにつき一五〇グラムを超え二二五グラム未満のものに限る)	三・五%
	さらしてないもの	四・六%
	昭和六三年三月三十一日までに輸入されるもの	三・五%
	昭和六三年四月一日から昭和六四年三月三十一日までに輸入されるもの	四・六%
四八〇四・四二	全体を均一にさらしたものので化学木材パルプの含有量が全繊維重量の九五%を超えるもの	四・六%
	昭和六三年三月三十一日までに輸入されるもの	三・五%
	昭和六三年四月一日から昭和六四年三月三十一日までに輸入されるもの	四・六%
四八〇四・四九	その他のもの	三・五%
	昭和六三年三月三十一日までに輸入されるもの	四・六%
	昭和六三年四月一日から昭和六四年三月三十一日までに輸入されるもの	三・五%
四八〇四・五一	その他のクラフト紙及びクラフト板紙(重量が一平方メートルにつき二二五グラム以上のものに限る)	四・六%
	さらしてないもの	三・五%
	(1) 重量が一平方メートルにつき三〇〇グラム以下のもの	三・五%
	昭和六三年三月三十一日までに輸入されるもの	四・六%
	昭和六三年四月一日から昭和六四年三月三十一日までに輸入されるもの	三・五%
	(2) その他のもの	三%
	昭和六三年三月三十一日までに輸入されるもの	三・五%

昭和六十二年五月二十二日 参議院会議録第十二号(その二)

商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律案 五九七

五九七

四八・一〇	紙及び板紙、セロロースウオッディング及びセルロース繊維のウェブ（ロール状又はシート状のもの）、塗布し、染み込ませ、被覆し、表面に着色し若しくは装飾を施し又は印刷したものに限るものとし、第四八・一〇三項、第四八・一〇九項、第四八・一〇一〇項又は第四八・一〇一八項の物品を除く。） タール、ビチューメン又はアスファルトを塗布した紙及び板紙 粘着剤又は接着剤を塗布した紙及び板紙 セルフアドヒージブのもの その他のもの	四八・一一・一〇 四八・一一・二一 四八・一一・二二 四八・一一・二九 四八・一一・三一 四八・一一・三九 四八・一一・四〇	二・五％ 三・九％ 三・九％ 三・九％ 一・三％ 無税 一・三％
四八・一〇・一一	筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類の紙及び板紙（機械パルプの含有量が全繊維重量の一〇％以下のものに限る。） 重量が一平方メートルにつき一五〇グラム以下のもの 重量が一平方メートルにつき一五〇グラムを超えるもの	四八・一〇・一一 四八・一〇・一二	四・一％ 四・一％
四八・一〇・一二	筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類の紙及び板紙（機械パルプの含有量が全繊維重量の一〇％を超えるものに限る。） 軽量コート紙 その他のもの	四八・一〇・一二 四八・一〇・二九	四・一％ 四・一％ 四・一％
四八・一〇・二二	クラフト紙及びクラフト板紙（筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類のものを除く。） 全体を均一にさらしたもので、化学木材パルプの含有量が全繊維重量の九五％を超え、かつ重量が一平方メートルにつき一五〇グラム以下のもの 昭和六三年三月三十一日までに輸入されるもの 昭和六三年四月一日から昭和六四年三月三十一日までに輸入されるもの その他のもの	四八・一〇・二二 四八・一〇・三三 四八・一〇・三三 四八・一〇・三三 四八・一〇・三三	一・三％ 無税 無税 一・三％ 一・三％
四八・一〇・三三	全体を均一にさらしたもので、化学木材パルプの含有量が全繊維重量の九五％を超え、かつ重量が一平方メートルにつき一五〇グラムを超えるもの 昭和六三年三月三十一日までに輸入されるもの 昭和六三年四月一日から昭和六四年三月三十一日までに輸入されるもの その他のもの	四八・一〇・三三 四八・一〇・三三 四八・一〇・三三	一・三％ 無税 無税 一・三％
四八・一〇・三九	昭和六三年三月三十一日までに輸入されるもの 昭和六三年四月一日から昭和六四年三月三十一日までに輸入されるもの その他のもの	四八・一〇・三九 四八・一〇・三九 四八・一〇・三九	一・三％ 無税 無税 一・三％
四八・一〇・九一	その他の紙及び板紙 多層すきものもの 昭和六三年三月三十一日までに輸入されるもの 昭和六三年四月一日から昭和六四年三月三十一日までに輸入されるもの その他のもの	四八・一〇・九一 四八・一〇・九一 四八・一〇・九一 四八・一〇・九一 四八・一〇・九一	無税 一・三％ 無税 一・三％ 一・三％
四八・一〇・九九	昭和六三年三月三十一日までに輸入されるもの 昭和六三年四月一日から昭和六四年三月三十一日までに輸入されるもの その他のもの	四八・一〇・九九 四八・一〇・九九 四八・一〇・九九	一・三％ 無税 一・三％

昭和六十二年五月二十二日 参議院會議録第十二号(その二) 商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律案 五九八

四八・一八	製紙用パルプ製、紙製、セルロースウエディング製又はセルロース繊維のウエディング製のトイレットペーパー、ハンカチ、ナプキン、乳児用のおむつ、タンポン、ベビーブルック羅斯、他これらに類する家庭用品、衛生用品及び病院用品、衣類並びに衣類附属品	無税	五二〇五・一二	二三二・五六デシテックス以上七二四・二九デシテックス未満のもの(メートル式番手一四を超え四三以下のもの)	二〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率)
四八・一八・四〇	生理用のナプキン及びタンポン、乳児用のおむつ及びおむつ中敷きその他これらに類する衛生用品のうちタンポン、おむつ及びおむつ中敷き	無税	五二〇五・一三	一九二・三一デシテックス以上二三二・五六デシテックス未満のもの(メートル式番手四三を超え五二以下のもの)	二〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率)
四九・一〇	カレンダー(カレンダーブロックを含むものとし、印刷したものに限る)のうち	無税		(1) 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの	八・四%
四九・一〇・〇〇	紙製又は板紙製のものの以外のもの	無税		(2) その他のもの	八・四%
五〇・〇四	絹糸(絹紡糸、絹紡糸及び小売用にしたものを除く。)	六%		一二五デシテックス以上一九二・三一デシテックス未満のもの(メートル式番手五二を超え八〇以下のもの)	二〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率)
五〇・〇四・〇〇	絹織物	六%		(1) 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの	八・四%
五〇・〇七	絹ノイル織物	一〇%		(2) その他のもの	八・四%
五〇・〇七・一〇	(1) 経緯糸のうちいずれか一方が合成繊維又はアセテート繊維のもの	八%		合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの	八・四%
五二・〇四	(2) その他のもの	八%		その他のもの	八・四%
五二・〇四・一一	綿製の縫糸(小売用にしたものであるかないかを問わない)	八・四%		合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの	八・四%
五二・〇四・一九	小売用にしたものでないもの	八・四%		その他のもの	八・四%
五二・〇五	綿糸(綿の重量が全重量の八五%以上のものに限るものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。)	八・四%		合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの	八・四%
五二・〇五・一一	単糸(コームした繊維製のものを除く。)	八・四%		合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの	八・四%
	七二四・二九デシテックス以上のもの(メートル式番手一四以下のもの)	八・四%		合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの	八・四%
	(1) 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの	八・四%		合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの	八・四%
	(2) その他のもの	八・四%		合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの	八・四%

五二〇五・二二	(2) その他のもの	単糸(コームした繊維製のものに限る。)	七二四・二九デシテックス以上のもの(メートル式番手一四以下のもの)	(1) 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの (2) その他のもの	二・八% (その率が一キログラムにつき二〇円の従量税より低いときは、当該従量税率)
五二〇五・二二	(1) 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの (2) その他のもの	二二三・五六デシテックス以上七二四・二九デシテックス未満のもの(メートル式番手一四を超え四三以下のもの)	二・八% (その率が一キログラムにつき二〇円の従量税より低いときは、当該従量税率)	(1) 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの (2) その他のもの	二・八% (その率が一キログラムにつき二〇円の従量税より低いときは、当該従量税率)
五二〇五・二三	(1) 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの (2) その他のもの	一九二・三一デシテックス以上二二三・五六デシテックス未満のもの(メートル式番手四三を超え五二以下のもの)	二・八% (その率が一キログラムにつき二〇円の従量税より低いときは、当該従量税率)	(1) 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの (2) その他のもの	二・八% (その率が一キログラムにつき二〇円の従量税より低いときは、当該従量税率)
五二〇五・二四	(1) 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの	一二五デシテックス以上一九二・三一デシテックス未満のもの(メートル式番手五二を超え八〇以下のもの)	八・四%	(1) 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの	八・四%
五二〇五・二五	(2) その他のもの	一二五デシテックス未満のもの(メートル式番手八〇を超えるもの)	二・八% (その率が一キログラムにつき二〇円の従量税より低いときは、当該従量税率)	(1) 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの (2) その他のもの	八・四%
五二〇五・三一	(1) 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの (2) その他のもの	マルチプルヤーン及びケーブルヤーン(コームした繊維製のものを除く。) 構成する単糸が七二四・二九デシテックス以上のもの(構成する単糸がメートル式番手一四以下のもの)	八・四%	(1) 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの (2) その他のもの	二・八% (その率が一キログラムにつき二〇円の従量税より低いときは、当該従量税率)
五二〇五・三二	(1) 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの (2) その他のもの	構成する単糸が二二三・五六デシテックス以上七二四・二九デシテックス未満のもの(構成する単糸がメートル式番手一四を超え四三以下のもの)	八・四%	(1) 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの (2) その他のもの	二・八% (その率が一キログラムにつき二〇円の従量税より低いときは、当該従量税率)
五二〇五・三三	構成する単糸が一九二・三一デシテックス以上二二三・五六デシテックス未満のもの(構成する単糸がメートル式番手四三を超え五二以下のもの)		二・八% (その率が一キログラムにつき二〇円の従量税より低いときは、当該従量税率)		

五二〇五・三四	(1) 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの (2) その他のもの	八・四% の率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率)
五二〇五・三五	(1) 構成する単糸が一二五デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手八〇を超えるもの） (2) 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの (3) その他のもの	八・四% の率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率)
五二〇五・四一	(1) マルチプルヤーン及びケーブルヤーン（コームした繊維製のものに限る。） (2) 構成する単糸が七・四・二九デシテックス以上のもの（構成する単糸がメートル式番手二四以下のもの） (3) 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの (4) その他のもの	八・四% の率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率)
五二〇五・四二	(1) 構成する単糸が二・三・五デシテックス以上七・四・二九デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手一四を超え四三以下のもの） (2) 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの (3) その他のもの	八・四% の率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率)
五二〇五・四三	(1) 構成する単糸が一九二・三・五デシテックス以上二・三・五デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手四三を超え五二以下のもの） (2) 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの (3) その他のもの	八・四% の率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率)
五二〇五・四四	(1) 構成する単糸が一二五デシテックス以上一九二・三・五デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手五二を超え八〇以下のもの） (2) 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの (3) その他のもの	八・四% の率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率)
五二〇五・四五	(1) 構成する単糸が一二五デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手八〇を超えるもの） (2) 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの (3) その他のもの	八・四% の率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率)

五二・〇六

綿糸（綿の重量が全重量の八五%未満のものに限るものと
し、縫糸及び小売用にしたものを除く。）

単糸（コームした繊維製のものを除く。）

五二〇六・一一

七二四・二九デシテックス以上のもの（メートル式番
手一四以下のもの）

(1) 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの
繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を
超えるもの

(2) その他のもの

八・四%

二・八%（そ
の率が一キロ
グラムにつき
二〇円の従量
税率より低い
ときは、当該
従量税率）

五二〇六・一二

二二三・五六デシテックス以上七二四・二九デシテッ
クス未満のもの（メートル式番手一四を超え四三以下
のもの）

(1) 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの
繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を
超えるもの

(2) その他のもの

八・四%

二・八%（そ
の率が一キロ
グラムにつき
二〇円の従量
税率より低い
ときは、当該
従量税率）

五二〇六・一三

一九二・三一デシテックス以上二二三・五六デシテッ
クス未満のもの（メートル式番手四三を超え五二以下
のもの）

(1) 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの
繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を
超えるもの

(2) その他のもの

八・四%

二・八%（そ
の率が一キロ
グラムにつき
二〇円の従量
税率より低い
ときは、当該
従量税率）

五二〇六・一四

一二五デシテックス以上一九二・三一デシテックス未
満のもの（メートル式番手五二を超え八〇以下のもの）

(1) 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの
繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を
超えるもの

八・四%

五二〇六・一五

二二五デシテックス未満のもの（メートル式番手八〇
を超えるもの）

(1) 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの
繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を
超えるもの

(2) その他のもの

八・四%

二・八%（そ
の率が一キロ
グラムにつき
二〇円の従量
税率より低い
ときは、当該
従量税率）

五二〇六・二二

単糸（コームした繊維製のものを除く。）

七二四・二九デシテックス以上のもの（メートル式番
手一四以下のもの）

(1) 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの
繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を
超えるもの

(2) その他のもの

八・四%

二・八%（そ
の率が一キロ
グラムにつき
二〇円の従量
税率より低い
ときは、当該
従量税率）

五二〇六・二三

二二三・五六デシテックス以上七二四・二九デシテッ
クス未満のもの（メートル式番手一四を超え四三以下
のもの）

(1) 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの
繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を
超えるもの

(2) その他のもの

八・四%

二・八%（そ
の率が一キロ
グラムにつき
二〇円の従量
税率より低い
ときは、当該
従量税率）

五二〇六・二三

一九二・三一デシテックス以上二二三・五六デシテッ
クス未満のもの（メートル式番手四三を超え五二以下
のもの）

(1) 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの
繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を
超えるもの

八・四%

昭和六十二年五月二十二日 参議院会議録第十二号(その二) 商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律案 六〇二

五二〇六・二四	(1) 二五デシテックス以上一九二・三二デシテックス未満のもの(メートル式番手五二を超え八〇以下のもの) (2) 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの その他のもの	二・八% (その率が一キログラムにつき二〇円の従量税より低いときは、当該従量税率)
五二〇六・二五	(1) 二五デシテックス未満のもの(メートル式番手八〇を超えるもの) (2) 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの その他のもの	二・八% (その率が一キログラムにつき二〇円の従量税より低いときは、当該従量税率)
五二〇六・三一	マルチプルヤーン及びケーブルヤーン(コームした繊維製のものを除く) (1) 構成する単糸が七・四・二九デシテックス以上のもの(構成する単糸がメートル式番手一四以下のもの) (2) 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの その他のもの	二・八% (その率が一キログラムにつき二〇円の従量税より低いときは、当該従量税率)
五二〇六・三二	構成する単糸が二・三・五六デシテックス以上七・四・二九デシテックス未満のもの(構成する単糸がメートル式番手一四を超え四三以下のもの) (1) 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの	二・八% (その率が一キログラムにつき二〇円の従量税より低いときは、当該従量税率)
五二〇六・三三	(1) 構成する単糸が一・九二・三二デシテックス以上二・三・五六デシテックス未満のもの(構成する単糸がメートル式番手四三を超え五二以下のもの) (2) 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの その他のもの	二・八% (その率が一キログラムにつき二〇円の従量税より低いときは、当該従量税率)
五二〇六・三四	(1) 構成する単糸が二五デシテックス以上一九二・三二デシテックス未満のもの(構成する単糸がメートル式番手五二を超え八〇以下のもの) (2) 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの その他のもの	二・八% (その率が一キログラムにつき二〇円の従量税より低いときは、当該従量税率)
五二〇六・三五	構成する単糸が二五デシテックス未満のもの(構成する単糸がメートル式番手八〇を超えるもの) (1) 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの (2) 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの その他のもの	二・八% (その率が一キログラムにつき二〇円の従量税より低いときは、当該従量税率)
五二〇六・四一	マルチプルヤーン及びケーブルヤーン(コームした繊維製のものを除く) (1) 構成する単糸が七・四・二九デシテックス以上のもの(構成する単糸がメートル式番手一四以下のもの)	二・八% (その率が一キログラムにつき二〇円の従量税より低いときは、当該従量税率)

昭和六十二年五月二十二日

参議院会議録第十二号(その二)

商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律案

六〇三

(1) 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの (2) その他のもの 八・四% の率が一キロ グラムにつき 二〇円の従量 税率より低い ときは、当該 従量税率)	五二〇六・四二 構成する単糸が二三・五六デシテックス以上七・四・二九デシテックス未満のもの(構成する単糸がメートル式番手一四を超え四三以下のもの) (1) 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの (2) その他のもの 八・四% の率が一キロ グラムにつき 二〇円の従量 税率より低い ときは、当該 従量税率)	五二〇六・四三 構成する単糸が一九・三一デシテックス以上二・二・五六デシテックス未満のもの(構成する単糸がメートル式番手四三を超え五二以下のもの) (1) 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの (2) その他のもの 八・四% の率が一キロ グラムにつき 二〇円の従量 税率より低い ときは、当該 従量税率)	五二〇六・四四 構成する単糸が一二・五デシテックス以上一九・三デシテックス未満のもの(構成する単糸がメートル式番手五二を超え八〇以下のもの) (1) 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの (2) その他のもの 八・四% の率が一キロ グラムにつき 二〇円の従量 税率より低い ときは、当該 従量税率)	五二〇六・四五 構成する単糸が一二・五デシテックス未満のもの(構成する単糸がメートル式番手八〇を超えるもの) 八・四% の率が一キロ グラムにつき 二〇円の従量 税率より低い ときは、当該 従量税率)
(1) 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの (2) その他のもの 八・四% の率が一キロ グラムにつき 二〇円の従量 税率より低い ときは、当該 従量税率)	五二〇七・一〇 綿糸(小売用にしたものに限るものとし、縫糸を除く。) 綿糸の重量が全重量の八五%以上のものうち 一個の重量が一二・五グラムを超えるもの 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの その他のもの 八・四% の率が一キロ グラムにつき 二〇円の従量 税率より低い ときは、当該 従量税率)	五二〇七・九〇 その他のもののうち 一個の重量が一二・五グラムを超えるもの 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの その他のもの 八・四% の率が一キロ グラムにつき 二〇円の従量 税率より低い ときは、当該 従量税率)	五二〇八・一八 綿織物(綿の重量が全重量の八五%以上で、重量が一平方メートルにつき二〇〇グラム以下のものに限る。) 漂白していないもの 平織りのもので、重量が一平方メートルにつき二〇〇グラム以下のもの 五・六% の率が一平方 メートルにつき 二円五錢の 従価税率より 低いときは、 併用税率)	五二〇八・二一 五・六% の率が一平方 メートルにつき 二円五錢の 従価税率より 低いときは、 併用税率)

昭和六十二年五月二十二日 参議院會議録第十二号(その二) 商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律案 六〇四

五二〇八・一二	平織りのもので、重量が一平方メートルにつき一〇〇グラムを超えるもの	五・六％(その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五十二銭の従価税より併当低いのとき、併用の税率)	五二〇八・二九	三枚綾織り又は四枚綾織り(破れ斜文織りを含む。のもの)	五・六％(その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五十二銭の従価税より併当低いのとき、併用の税率)
五二〇八・一三	三枚綾織り又は四枚綾織り(破れ斜文織りを含む。のもの)	五・六％(その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五十二銭の従価税より併当低いのとき、併用の税率)	五二〇八・三〇	その他の織物	五・六％(その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五十二銭の従価税より併当低いのとき、併用の税率)
五二〇八・一九	その他の織物	五・六％(その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五十二銭の従価税より併当低いのとき、併用の税率)	五二〇八・三一	漂白したもの	五・六％(その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五十二銭の従価税より併当低いのとき、併用の税率)
五二〇八・二二	平織りのもので、重量が一平方メートルにつき一〇〇グラム以下のもの	五・六％(その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五十二銭の従価税より併当低いのとき、併用の税率)	五二〇八・三二	平織りのもので、重量が一平方メートルにつき一〇〇グラムを超えるもの	五・六％(その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五十二銭の従価税より併当低いのとき、併用の税率)
五二〇八・二三	平織りのもので、重量が一平方メートルにつき一〇〇グラムを超えるもの	五・六％(その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五十二銭の従価税より併当低いのとき、併用の税率)	五二〇八・三三	三枚綾織り又は四枚綾織り(破れ斜文織りを含む。のもの)	五・六％(その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五十二銭の従価税より併当低いのとき、併用の税率)

昭和六十二年五月二十二日 参議院會議録第十二号(その二) 商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律案 六〇五

五二〇八・三九	その他の織物	低いつきは、 当該従価 併用の税率 五・八％(その 率及び四・四％ 及び一平方 メートルにつき 一円五二銭 の従価併 用の税率より 併用の税率)
五二〇八・四一	異なる色の糸から成るもの 平織りのもので、重量が一平方メートルにつき一〇〇 グラム以下のもの	低いつきは、 当該従価 併用の税率 五・八％(その 率及び四・四％ 及び一平方 メートルにつき 一円五二銭 の従価併 用の税率より 併用の税率)
五二〇八・四二	平織りのもので、重量が一平方メートルにつき一〇〇 グラムを超えるもの	低いつきは、 当該従価 併用の税率 五・八％(その 率及び四・四％ 及び一平方 メートルにつき 一円五二銭 の従価併 用の税率より 併用の税率)
五二〇八・四三	三枚綾織り又は四枚綾織り(破れ斜文織りを含む。)の もの	低いつきは、 当該従価 併用の税率 五・八％(その 率及び四・四％ 及び一平方 メートルにつき 一円五二銭 の従価併 用の税率より 併用の税率)
五二〇八・四九	その他の織物	低いつきは、 当該従価 併用の税率 五・八％(その 率及び四・四％ 及び一平方 メートルにつき 一円五二銭 の従価併 用の税率より 併用の税率)
五二〇八・五一	なせんしたもの 平織りのもので、重量が一平方メートルにつき一〇〇 グラム以下のもの	低いつきは、 当該従価 併用の税率 五・八％(その 率及び四・四％ 及び一平方 メートルにつき 一円五二銭 の従価併 用の税率より 併用の税率)
五二〇八・五二	平織りのもので、重量が一平方メートルにつき一〇〇 グラムを超えるもの	低いつきは、 当該従価 併用の税率 五・八％(その 率及び四・四％ 及び一平方 メートルにつき 一円五二銭 の従価併 用の税率より 併用の税率)
五二〇八・五三	三枚綾織り又は四枚綾織り(破れ斜文織りを含む。)の もの	低いつきは、 当該従価 併用の税率 五・八％(その 率及び四・四％ 及び一平方 メートルにつき 一円五二銭 の従価併 用の税率より 併用の税率)
五二〇八・五九	その他の織物	低いつきは、 当該従価 併用の税率 五・八％(その 率及び四・四％ 及び一平方 メートルにつき 一円五二銭 の従価併 用の税率より 併用の税率)
五二・〇九	綿織物(綿の重量が全重量の八五％以上で、重量が一平方 メートルにつき二〇〇グラムを超えるものに限り)を 漂白してないもの	低いつきは、 当該従価 併用の税率 五・八％(その 率及び四・四％ 及び一平方 メートルにつき 一円五二銭 の従価併 用の税率より 併用の税率)

昭和六十二年五月二十二日 参議院会議録第十二号(その二) 商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律案 六〇六

五二〇九・一一	平織りのもの	五・六%(その 率が四・四% 及び一・四% に平方メートル につき二錢五 分の二に等し き従価率より 低いのときは、 併当の従価率 併用の税率)
五二〇九・一二	三枚綾織り又は四枚綾織り(破れ斜文織りを含む。) もの	五・六%(その 率が四・四% 及び一・四% に平方メートル につき二錢五 分の二に等し き従価率より 低いのときは、 併当の従価率 併用の税率)
五二〇九・一九	その他の織物	五・六%(その 率が四・四% 及び一・四% に平方メートル につき二錢五 分の二に等し き従価率より 低いのときは、 併当の従価率 併用の税率)
五二〇九・二二	漂白したもの 平織りのもの	五・六%(その 率が四・四% 及び一・四% に平方メートル につき二錢五 分の二に等し き従価率より 低いのときは、 併当の従価率 併用の税率)
五二〇九・三二	三枚綾織り又は四枚綾織り(破れ斜文織りを含む。) もの	五・六%(その 率が四・四% 及び一・四% に平方メートル につき二錢五 分の二に等し き従価率より 低いのときは、 併当の従価率 併用の税率)
五二〇九・三三	その他の織物	五・六%(その 率が四・四% 及び一・四% に平方メートル につき二錢五 分の二に等し き従価率より 低いのときは、 併当の従価率 併用の税率)
五二〇九・三九	その他の織物	五・六%(その 率が四・四% 及び一・四% に平方メートル につき二錢五 分の二に等し き従価率より 低いのときは、 併当の従価率 併用の税率)
五二〇九・四一	異なる色の糸から成るもの 平織りのもの	五・六%(その 率が四・四% 及び一・四% に平方メートル につき二錢五 分の二に等し き従価率より 低いのときは、 併当の従価率 併用の税率)
五二〇九・四二	浸染したもの 平織りのもの	五・六%(その 率が四・四% 及び一・四% に平方メートル につき二錢五 分の二に等し き従価率より 低いのときは、 併当の従価率 併用の税率)
五二〇九・四三	三枚綾織り又は四枚綾織り(破れ斜文織りを含む。) もの	五・六%(その 率が四・四% 及び一・四% に平方メートル につき二錢五 分の二に等し き従価率より 低いのときは、 併当の従価率 併用の税率)
五二〇九・四四	その他の織物	五・六%(その 率が四・四% 及び一・四% に平方メートル につき二錢五 分の二に等し き従価率より 低いのときは、 併当の従価率 併用の税率)

昭和六十二年五月二十二日 参議院会議録第十二号(その二) 商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律案 六〇七

五二〇九・四二	デニム	五・六%(その 率が四・四% 及び一・二% に平方メートル につき一円五二銭 の従価税を併 用するときは、 低当該従価税 併用の税率)	五二〇九・四三	その他の三枚綾織り又は四枚綾織り(破れ斜文織りを含む)の織物	五・六%(その 率が四・四% 及び一・二% に平方メートル につき一円五二銭 の従価税を併 用するときは、 低当該従価税 併用の税率)	五二〇九・四九	その他の織物	五・六%(その 率が四・四% 及び一・二% に平方メートル につき一円五二銭 の従価税を併 用するときは、 低当該従価税 併用の税率)	五二〇九・五一	なせんしたもの 平織りのもの	五・六%(その 率が四・四% 及び一・二% に平方メートル につき一円五二銭 の従価税を併 用するときは、 低当該従価税 併用の税率)	五二〇九・五二	三枚綾織り又は四枚綾織り(破れ斜文織りを含む)のもの	五・六%(その 率が四・四% 及び一・二% に平方メートル につき一円五二銭 の従価税を併 用するときは、 低当該従価税 併用の税率)
五二〇九・五九	その他の織物	五・六%(その 率が四・四% 及び一・二% に平方メートル につき一円五二銭 の従価税を併 用するときは、 低当該従価税 併用の税率)	五二・一〇	綿織物(綿の重量が全重量の八五%未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が人造繊維のものうち、重量が一平方メートルにつき二〇〇グラム以下のものに限り、漂白してないもの)	五・六%(その 率が四・四% 及び一・二% に平方メートル につき一円五二銭 の従価税を併 用するときは、 低当該従価税 併用の税率)	五二・一〇・一一	平織りのもの	五・六%(その 率が四・四% 及び一・二% に平方メートル につき一円五二銭 の従価税を併 用するときは、 低当該従価税 併用の税率)	五二・一〇・一二	三枚綾織り又は四枚綾織り(破れ斜文織りを含む)のもの	五・六%(その 率が四・四% 及び一・二% に平方メートル につき一円五二銭 の従価税を併 用するときは、 低当該従価税 併用の税率)	五二・一〇・一九	その他の織物	五・六%(その 率が四・四% 及び一・二% に平方メートル につき一円五二銭 の従価税を併 用するときは、 低当該従価税 併用の税率)
	(1) 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合	一一・二%		(1) 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合	一一・二%		(1) 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合	一一・二%		(1) 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合	一一・二%		(1) 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合	一一・二%
	成織維又はアセテート繊維のもの			成織維又はアセテート繊維のもの			成織維又はアセテート繊維のもの			成織維又はアセテート繊維のもの			成織維又はアセテート繊維のもの	
	(2) 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの	八・四%		(2) 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの	八・四%		(2) 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの	八・四%		(2) 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの	八・四%		(2) 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの	八・四%
	超えるもの(1)のものを除く)			超えるもの(1)のものを除く)			超えるもの(1)のものを除く)			超えるもの(1)のものを除く)			超えるもの(1)のものを除く)	
	(3) その他のもの			(3) その他のもの			(3) その他のもの			(3) その他のもの			(3) その他のもの	

五二一〇・二九	その他の織物 (1) 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、成織維又はアセテート織維のもの	一一・二%
五二一〇・三二	三枚綾織り又は四枚綾織り(破れ斜文織りを含む)のもの (1) 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、成織維又はアセテート織維のもの (2) 合成織維若しくはアセテート織維又はこれらの織維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの(①のものを除く) (3) その他のもの	一一・二%
五二一〇・三一	漂白したもの 平織りのもの (1) 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、成織維又はアセテート織維のもの (2) 合成織維若しくはアセテート織維又はこれらの織維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの(①のものを除く) (3) その他のもの	一一・二%
五二一〇・三九	その他の織物 (1) 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、成織維又はアセテート織維のもの	一一・二%
五二一〇・三二	三枚綾織り又は四枚綾織り(破れ斜文織りを含む)のもの (1) 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、成織維又はアセテート織維のもの (2) 合成織維若しくはアセテート織維又はこれらの織維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの(①のものを除く) (3) その他のもの	一一・二%
五二一〇・三一	浸染したもの 平織りのもの (1) 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、成織維又はアセテート織維のもの (2) 合成織維若しくはアセテート織維又はこれらの織維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの(①のものを除く) (3) その他のもの	一一・二%

昭和六十二年五月二十二日 参議院會議録第十二号(その二) 商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律案 六〇九

五二一〇・四九	その他の織物	(1) 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの	八・四%	五・六%（その率が四・四%及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	一一・二%
五二一〇・四二	三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの	(1) 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの (2) 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの（(1)のものを除く。） (3) その他のもの	一一・二%	八・四%	五・六%（その率が四・四%及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五二一〇・四一	異なる色の糸から成るもの 平織りのもの	(1) 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの (2) 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの（(1)のものを除く。） (3) その他のもの	一一・二%	八・四%	五・六%（その率が四・四%及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五二一〇・五一	なせんしたものの 平織りのもの	(1) 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの (2) 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの（(1)のものを除く。） (3) その他のもの	一一・二%	八・四%	五・六%（その率が四・四%及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五二一〇・五九	その他の織物	(1) 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの	八・四%	五・六%（その率が四・四%及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	一一・二%
五二一〇・五二	三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの	(1) 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの (2) 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの（(1)のものを除く。） (3) その他のもの	一一・二%	八・四%	五・六%（その率が四・四%及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）

(2) 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの(1)のものを除く。	八・四% 五・六%(その率が四・四%及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価率より併用税率を算出する)
(1) 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの	一一・二%
(2) 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの(1)のものを除く。	八・四%
(3) その他のもの	
綿織物(綿の重量が全重量の八五%未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が人造繊維のものうち、重量が一平方メートルにつき二〇〇グラムを超えるものに限り、漂白してないもの)	
(1) 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの	一一・二%
(2) 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの(1)のものを除く。	八・四%
(3) その他のもの	
三枚綾織り又は四枚綾織り(破れ斜文織りを含む)のもの	一一・二%
(1) 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの	一一・二%
(2) 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの(1)のものを除く。	八・四%
(3) その他のもの	

五二二・二九

その他の織物

- (1) 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの
(2) 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの(1)のものを除く
(3) その他のもの

一一・二%
八・四%
五・六%(その
率が四・四%
及び一平方
メートルに
つき一円五
角二銭の
従価率より
低いたときは
併当の税率)
併当の税率)

五二二・三一

平織りのもの

- (1) 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの
(2) 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの(1)のものを除く
(3) その他のもの

一一・二%
八・四%
五・六%(その
率が四・四%
及び一平方
メートルに
つき一円五
角二銭の
従価率より
低いたときは
併当の税率)
併当の税率)

五二二・三二

三枚綾織り又は四枚綾織り(破れ斜文織りを含む)のもの

- (1) 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの
(2) 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの(1)のものを除く
(3) その他のもの

一一・二%
八・四%
五・六%(その
率が四・四%
及び一平方
メートルに
つき一円五
角二銭の
従価率より
低いたときは
併当の税率)
併当の税率)

五二二・三九

その他の織物

- (1) 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの
(2) 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの(1)のものを除く
(3) その他のもの

一一・二%
八・四%
五・六%(その
率が四・四%
及び一平方
メートルに
つき一円五
角二銭の
従価率より
低いたときは
併当の税率)
併当の税率)

五二二・四一

異なる色の糸から成るもの

- (1) 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの
(2) 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの(1)のものを除く
(3) その他のもの

一一・二%
八・四%
五・六%(その
率が四・四%
及び一平方
メートルに
つき一円五
角二銭の
従価率より
低いたときは
併当の税率)
併当の税率)

五二二・四二

デニム

- (1) 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの
(2) 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの(1)のものを除く
(3) その他のもの

一一・二%
八・四%
五・六%(その
率が四・四%
及び一平方
メートルに
つき一円五
角二銭の
従価率より
低いたときは
併当の税率)
併当の税率)

五二二・四三	その他の三枚綾織り又は四枚綾織り(破れ斜文織りを含む)の織物	(1) 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの (2) 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの(①のものを除く) (3) その他のもの	一一・二% 八・四% 五・六%(その率が四・四%及び一平方メートルにつき一円五十二銭の従価税より低いときは、併当該従価税率)
五二二・四九	その他の織物	(1) 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの (2) 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの(①のものを除く) (3) その他のもの	一一・二% 八・四% 五・六%(その率が四・四%及び一平方メートルにつき一円五十二銭の従価税より低いときは、併当該従価税率)
五二二・五一	なせんしたもので平織りのもの	(1) 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの (2) 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの(①のものを除く) (3) その他のもの	一一・二% 八・四% 五・六%(その率が四・四%及び一平方メートルにつき一円五十二銭の従価税より低いときは、併当該従価税率)
五二二・五二	三枚綾織り又は四枚綾織り(破れ斜文織りを含む)のもの	(1) 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの (2) 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの(①のものを除く) (3) その他のもの	一一・二% 八・四% 五・六%(その率が四・四%及び一平方メートルにつき一円五十二銭の従価税より低いときは、併当該従価税率)
五二二・五九	その他の織物	(1) 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの (2) 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの(①のものを除く) (3) その他のもの	一一・二% 八・四% 五・六%(その率が四・四%及び一平方メートルにつき一円五十二銭の従価税より低いときは、併当該従価税率)
五二二・一一	その他の綿織物 重量が一平方メートルにつき二〇〇グラム以下のもの 漂白してないもの	(1) 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの (2) 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの(①のものを除く) (3) その他のもの	一一・二% 八・四% 五・六%(その率が四・四%及び一平方メートルにつき一円五十二銭の従価税より低いときは、併当該従価税率)

昭和六十二年五月二十二日

参議院会議録第十二号(その二)

商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律案

六三三

五二二・一二	漂白したもの	(1) 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合 成繊維又はアセテート繊維のもの (2) 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの 繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を 超えるもの(①のものを除く) (3) その他のもの	一一・二% 八・四%	五二二・一三	浸染したもの	(1) 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合 成繊維又はアセテート繊維のもの (2) 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの 繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を 超えるもの(①のものを除く) (3) その他のもの	一一・二% 八・四%	五二二・一四	異なる色の糸から成るもの	(1) 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合 成繊維又はアセテート繊維のもの (2) 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの 繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を 超えるもの(①のものを除く) (3) その他のもの	一一・二% 八・四%
五二二・一五	なせんしたもの	(1) 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合 成繊維又はアセテート繊維のもの (2) 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの 繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を 超えるもの(①のものを除く) (3) その他のもの	一一・二% 八・四%	五二二・二一	重量が一平方メートルにつき二〇〇グラムを超えるもの 漂白してないもの	(1) 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合 成繊維又はアセテート繊維のもの (2) 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの 繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を 超えるもの(①のものを除く) (3) その他のもの	一一・二% 八・四%	五二二・二二	漂白したもの	(1) 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合 成繊維又はアセテート繊維のもの (2) 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの 繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を 超えるもの(①のものを除く) (3) その他のもの	一一・二% 八・四%

五二二・二三	浸染したもの (1) 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの (2) 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの(1)のものを除く (3) その他のもの	五四〇二・一〇	強力糸(ナイロンその他のポリアミドのものに限る)のうち 絹(絹ノイル)その他の絹のくずを含む。以下この類において同じ)の重量が全重量の一〇%を超えるもの以外のもの アラミド繊維のもの その他のものうち 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるものうち よつてないもの及びより数が一メートルにつき五〇以下のもの その他の単糸(より数が一メートルにつき五〇以下のものに限る) ナイロンその他のポリアミドのものうち 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの以外のもの アラミド繊維のもの その他のものうち 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの 強力糸(ナイロンその他のポリアミド又はポリエステル)のものに限る)の繊維のうち 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの ストリップその他これに類する物品の繊維のうち 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの この部の注9の繊維のうち 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの その他の織物(合成繊維の長繊維の重量が全重量の八五%未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が綿のものに限る) 漂白してないもの及び漂白したものうち 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの 浸染したものうち 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの 異なる色の糸から成るものうち 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの なせんしたものうち 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	四%
五二二・二四	異なる色の糸から成るもの (1) 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの (2) 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの(1)のものを除く (3) その他のもの	五四〇二・四一	強力糸(ナイロンその他のポリアミド又はポリエステル)のものに限る)の繊維のうち 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの ストリップその他これに類する物品の繊維のうち 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの この部の注9の繊維のうち 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの その他の織物(合成繊維の長繊維の重量が全重量の八五%未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が綿のものに限る) 漂白してないもの及び漂白したものうち 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの 浸染したものうち 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの 異なる色の糸から成るものうち 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの なせんしたものうち 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	四%
五二二・二五	なせんしたもの (1) 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの (2) 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの(1)のものを除く (3) その他のもの	五四〇七・二〇	強力糸(ナイロンその他のポリアミド又はポリエステル)のものに限る)の繊維のうち 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの ストリップその他これに類する物品の繊維のうち 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの この部の注9の繊維のうち 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの その他の織物(合成繊維の長繊維の重量が全重量の八五%未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が綿のものに限る) 漂白してないもの及び漂白したものうち 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの 浸染したものうち 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの 異なる色の糸から成るものうち 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの なせんしたものうち 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	一〇%
五四・〇二	合成繊維の長繊維の糸(六七デシテックス未満の単繊維のものを含むものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く)	五四〇七・八二	強力糸(ナイロンその他のポリアミド又はポリエステル)のものに限る)の繊維のうち 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの ストリップその他これに類する物品の繊維のうち 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの この部の注9の繊維のうち 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの その他の織物(合成繊維の長繊維の重量が全重量の八五%未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が綿のものに限る) 漂白してないもの及び漂白したものうち 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの 浸染したものうち 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの 異なる色の糸から成るものうち 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの なせんしたものうち 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	一〇%

五四〇七・九一	その他の織物	漂白してないもの及び漂白したもののうち	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	一〇%	五五二三・一一	ポリエステル短繊維のもの（平織りのものに限り。）	絹（絹ノイル）その他の絹のくずを含む。以下この類において同じ。）の重量が全重量の一〇%を超えるもの	一〇%
五四〇七・九二	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	異なる色の糸から成るものうち	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	一〇%	五五二三・一二	ポリエステル短繊維のもの（三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のものに限る。）のうち	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	一〇%
五四〇七・九三	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	なせんしたものうち	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	一〇%	五五二三・一三	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	その他の織物のうち	一〇%
五四〇七・九四	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	再生繊維又は半合成繊維の長繊維の糸の織物（第五四・〇五項の材料の織物を含む。）	漂白してないもの及び漂白したものうち	一〇%	五五二三・一九	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	その他の織物のうち	一〇%
五四〇八・二一	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	異なる色の糸から成るものうち	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	一〇%	五五二三・二一	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	漂白したもののうち	一〇%
五四〇八・二二	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	なせんしたものうち	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	一〇%	五五二三・二二	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	絹（破れ斜文織りを含む。）のものに限る。）のうち	一〇%
五四〇八・二三	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	一〇%	五五二三・二三	ポリエステル短繊維のもの（三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のものに限る。）のうち	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	一〇%
五四〇八・二四	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	その他の織物	漂白してないもの及び漂白したものうち	一〇%	五五二三・二九	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	その他の織物のうち	一〇%
五四〇八・三一	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	浸染したものうち	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	一〇%	五五二三・三一	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	絹（破れ斜文織りを含む。）のものに限る。）のうち	一〇%
五四〇八・三二	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	異なる色の糸から成るものうち	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	一〇%	五五二三・三二	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	ポリエステル短繊維のもの（三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のものに限る。）のうち	一〇%
五四〇八・三三	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	なせんしたものうち	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	一〇%	五五二三・三三	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	一〇%
五四〇八・三四	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	合成繊維の短繊維（カード、コムその他の紡績準備の処理をしたものを除く。）	漂白してないもの及び漂白したもの	一〇%	五五二三・三九	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	その他の織物のうち	一〇%
五五〇三・一〇	ナイロンその他のポリアミドのもの	合成繊維の短繊維の織物（合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五%未満のものうち、混用繊維の全部又は大部分が綿のものに限り。）	漂白してないもの及び漂白したもの	八%	五五二三・四一	ポリエステル短繊維のもの（平織りのものに限り。）のうち	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	一〇%
五五・一三	合成繊維の短繊維の織物（合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五%未満のものうち、混用繊維の全部又は大部分が綿のものに限り。）	漂白してないもの及び漂白したもの	漂白してないもの及び漂白したもの	一〇%	五五二三・四二	ポリエステル短繊維のもの（三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のものに限る。）のうち	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	一〇%

六一六

[illegible]

昭和六十二年五月二十二日 参議院會議錄第十二号(その二) 商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律案 六一七

昭和六十二年五月二十二日 参議院會議録第十二号(その二) 商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律案 六一八

五八・〇八	結び網地(ひも又は綱から製造したものに限り)及び漁網その他の網(製品にしたもので、紡織用繊維製のものに限り)	二・八%(その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	五八・〇七	紡織用繊維から成るラベル、バッジその他これらに類する物品(反物状又はストリップ状のもの及び特定の形状又は大きさに切つたものに限り)とし、ししゅうしたものを除く)	一六・八%
五八・〇八・一九	結び網地及び結び網(ひも又は綱から製造したものに限り)以外のもの	八・二%	五八・〇七・九〇	縫製その他の方法により紡織用繊維の一以上の層と詰物料とを重ね合わせた反物状のキルティングした物品(第五八・〇一のししゅう布を除く)のうち	五・六%(その率が四・四%及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価税率より低いときは、当該従価税率併用の税率)
五八・〇八・九〇	その他のもののうち	九・一%	五八・一一・〇〇	プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの以外のもの	四・二%
五七・〇三	結び網地及び結び網(ひも又は綱から製造したものに限り)並びに漁網(製品にしたもので、糸、ひも又は綱から製造したものに限り)以外のもの	九・一%	五九・〇五・〇〇	重量が一平方メートルにつき六五〇グラム以上のもののうち	四・二%
五七・〇三・二〇	じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物(タフトしたものに限るものとし、製品にしたものであるかないかを問わない)	九・六%	五九・〇五・〇〇	重量が一平方メートルにつき六五〇グラム未満のもの	四・二%
五七・〇三・三〇	ナイロンその他のポリアミド製のもの	九・六%	五九・一一・一〇	製紙用フェルト(エンドレスのものに限る)以外のもの	四・二%
五八・〇一	その他の人造繊維材料製のもの	五・六%	五九・一一・三二	重量が一平方メートルにつき六五〇グラム以上のもののうち	四・二%
五八・〇一・二二	パイル織物及びシニール織物(第五八・〇二項又は第五八・〇六項の織物類を除く)	八・二%	五九・一一・四〇	製紙用フェルト(エンドレスのものに限る)以外のもの	四・二%
五八・〇一・三二	綿製のもの	八・二%		綿製のもの以外のもの	四・二%
五八・〇一・三二	よこパイル織物(パイルを切つてないものに限る)のうち	八・二%		綿製のもの以外のもの	四・二%
五八・〇三	プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの以外のもの	八・二%		綿製のもの以外のもの	四・二%
五八・〇三・九〇	その他の紡織用繊維製のもののうち	八・二%		綿製のもの以外のもの	四・二%
五八・〇三・九〇	絹(絹ノイルその他の絹のくずを含む)製のもののうち	八・二%		綿製のもの以外のもの	四・二%
五八・〇三・九〇	絹ノイル製のもの	八・二%		綿製のもの以外のもの	四・二%
五八・〇三・九〇	経緯糸のうちいずれか一方が合成繊維又はアセテート繊維のもの	八・二%		綿製のもの以外のもの	四・二%
五八・〇三・九〇	その他のもの	八・二%		綿製のもの以外のもの	四・二%

昭和六十二年五月二十二日 参議院會議録第十二号(その二) 商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律案 六一九

五九二・九〇	綿製のものの以外のも その他のものうち	四・二%
六〇〇・二	綿製のものの以外のも その他のメリヤス編物及びクロセ編物	四・二%
六〇〇二・一〇	幅が三〇センチメートル以下で、弾性糸又はゴム糸の重量が全重量の五%以上のものうち 模様編みの組織を有するもの以外のも 綿製のもの(ゴム糸の重量が全重量の五%以上のものに限る)	七・八%
六〇〇二・三〇	幅が三〇センチメートルを超え、弾性糸又はゴム糸の重量が全重量の五%以上のものうち 模様編みの組織を有するもの以外のも 綿製のもの(ゴム糸の重量が全重量の五%以上のものに限る)	七・八%
六二・〇一	男子用のオーバーコート、カーコート、ケープ、クローク、アノラック(スキージャケットを含む)、ウインドチェイター、ウインドジャケットその他これらに類する製品(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限るものとし、第六一・〇三項のものを除く)	七・八%
六二〇二・一〇	羊毛製又は織獣毛製のもの (1) ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの (2) その他のもの	一六・八% 一四%
六二〇二・二〇	綿製のもの (1) ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの (2) その他のもの	一六・八% 一四%
六二〇二・三〇	人造繊維製のもの (1) ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの (2) その他のもの	一六・八% 一四%
六二〇二・九〇	その他の紡織用繊維製のもの (1) ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの (2) その他のもの	一六・八% 一四%
六二・〇二	女子用のオーバーコート、カーコート、ケープ、クローク、アノラック(スキージャケットを含む)、ウインドチェイター、ウインドジャケットその他これらに類する製品(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限るものとし、第六一・〇四項のものを除く)	一六・八%
六二〇二・一〇	羊毛製又は織獣毛製のもの (1) ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%

六二〇二・二〇	(2) その他のもの 綿製のもの (1) ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの (2) その他のもの	一四% 一六・八% 一四%
六二〇二・三〇	人造繊維製のもの (1) ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの (2) その他のもの	一六・八% 一四%
六二〇二・九〇	その他の紡織用繊維製のもの (1) ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの (2) その他のもの	一六・八% 一四%
六二・〇三	男子用のスウィツ、アンサンブル、ジャケット、ブレザー、ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びシャツ(水着を除く)(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限るものとし、スウィツ	一六・八% 一四%
六二〇三・一一	羊毛製又は織獣毛製のもの (1) ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの (2) その他のもの	一六・八% 一四%
六二〇三・一二	合成繊維製のもの (1) ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの (2) その他のもの	一六・八% 一四%
六二〇三・一九	その他の紡織用繊維製のもの (1) ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの (2) その他のもの	一六・八% 一四%
六二〇三・二一	アンサンブル 羊毛製又は織獣毛製のもの (1) ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの (2) その他のもの	一六・八% 一四%
六二〇三・二二	綿製のもの (1) ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの (2) その他のもの	一六・八% 一四%
六二〇三・二三	合成繊維製のもの (1) ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの (2) その他のもの	一六・八% 一四%

六二〇三・二九	(2) その他のもの その他の紡織用繊維製のもの (1) ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの (2) その他のもの	一四%	六二〇四・〇四	女子用のスリツ、アンサンブル、ジャケット、ドレス、スカット、キョロツトスカー、ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ(水着を除く)。(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限り。)
六二〇三・三一	ジャケット及びブレザー 羊毛製又は織獣毛製のもの (1) ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの (2) その他のもの	一六・八% 一四%	六二〇四・一一	羊毛製又は織獣毛製のもの (1) ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの (2) その他のもの
六二〇三・三二	綿製のもの (1) ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの (2) その他のもの	一六・八% 一四%	六二〇四・一二	綿製のもの (1) ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの (2) その他のもの
六二〇三・三三	合成繊維製のもの (1) ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの (2) その他のもの	一六・八% 一四%	六二〇四・一三	合成繊維製のもの (1) ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの (2) その他のもの
六二〇三・三九	その他の紡織用繊維製のもの (1) ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの (2) その他のもの	一六・八% 一四%	六二〇四・一九	その他の紡織用繊維製のもの (1) ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの (2) その他のもの
六二〇三・四一	ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ 羊毛製又は織獣毛製のもの (1) ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの (2) その他のもの	一六・八% 一四%	六二〇四・二一	アンサンブル 羊毛製又は織獣毛製のもの (1) ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの (2) その他のもの
六二〇三・四二	綿製のもの (1) ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの (2) その他のもの	一六・八% 一四%	六二〇四・二三	合成繊維製のもの (1) ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの (2) その他のもの
六二〇三・四三	合成繊維製のもの (1) ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの (2) その他のもの	一六・八% 一四%	六二〇四・二九	その他の紡織用繊維製のもの (1) ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの (2) その他のもの
六二〇三・四九	その他の紡織用繊維製のもの (1) ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの (2) その他のもの	一六・八% 一四%	六二〇四・三一	ジャケット 羊毛製又は織獣毛製のもの

六二〇四・三二	(1) ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び (2) その他のもの 綿製のもの	一六・八% 一四%
六二〇四・三三	(1) ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び (2) その他のもの 合成繊維製のもの	一六・八% 一四%
六二〇四・三九	(1) ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び (2) その他のもの その他の紡織用繊維製のもの	一六・八% 一四%
六二〇四・四一	ドレス 羊毛製又は織獣毛製のもの (1) ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び (2) その他のもの 模様の編みの組織を有するもの	一六・八% 一四%
六二〇四・四二	綿製のもの (1) ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び (2) その他のもの 模様の編みの組織を有するもの	一六・八% 一四%
六二〇四・四三	合成繊維製のもの (1) ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び (2) その他のもの 模様の編みの組織を有するもの	一六・八% 一四%
六二〇四・四四	再生繊維又は半合成繊維製のもの (1) ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び (2) その他のもの 模様の編みの組織を有するもの	一六・八% 一四%
六二〇四・四九	その他の紡織用繊維製のもの (1) ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び (2) その他のもの 模様の編みの組織を有するもの	一六・八% 一四%
六二〇四・五一	スカート及びキュロットスカート 羊毛製又は織獣毛製のもの (1) ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び (2) その他のもの 模様の編みの組織を有するもの	一六・八% 一四%
六二〇四・五二	綿製のもの (1) ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び (2) その他のもの 模様の編みの組織を有するもの	一六・八% 一四%
六二〇四・五三	合成繊維製のもの (1) ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び (2) その他のもの 模様の編みの組織を有するもの	一六・八% 一四%
六二〇四・五九	その他の紡織用繊維製のもの (1) ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び (2) その他のもの 模様の編みの組織を有するもの	一六・八% 一四%
六二〇四・六一	ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ 羊毛製又は織獣毛製のもの (1) ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び (2) その他のもの 模様の編みの組織を有するもの	一六・八% 一四%
六二〇四・六二	綿製のもの (1) ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び (2) その他のもの 模様の編みの組織を有するもの	一六・八% 一四%
六二〇四・六三	合成繊維製のもの (1) ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び (2) その他のもの 模様の編みの組織を有するもの	一六・八% 一四%
六二〇四・六九	その他の紡織用繊維製のもの (1) ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び (2) その他のもの 模様の編みの組織を有するもの	一六・八% 一四%
六一〇五	男子用のシャツ（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。） 綿製のもの (1) オープンシャツ、ポロシャツその他これらに類するシャツ (2) その他のもの 模様の編みの組織を有するもの	一六・八% 一四%
六一〇五・一〇	人造繊維製のもの (1) オープンシャツ、ポロシャツその他これらに類するシャツ (2) その他のもの 模様の編みの組織を有するもの	一六・八% 一四%
六一〇五・二〇	人造繊維製のもの (1) オープンシャツ、ポロシャツその他これらに類するシャツ (2) その他のもの 模様の編みの組織を有するもの	一六・八% 一四%

六二〇五・九〇	その他の紡織用繊維製のもの	(1) オープンシャツ、ポロシャツその他これらに類するシャツ	(2) その他のもの	(i) ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	(ii) その他のもの	一六・八%	一四%	一一・二%
六二〇六・一〇	女子用のブラウス、シャツ及びシャツブラウス（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）	(1) ブラウス、シャツブラウス、オープンシャツ、ポロシャツその他これらに類するシャツ	(2) その他のもの	(i) ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	(ii) その他のもの	一六・八%	一四%	一一・二%
六二〇六・二〇	人造繊維製のもの	(1) ブラウス、シャツブラウス、オープンシャツ、ポロシャツその他これらに類するシャツ	(2) その他のもの	(i) ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	(ii) その他のもの	一六・八%	一四%	一一・二%
六二〇六・九〇	その他の紡織用繊維製のもの	(1) ブラウス、シャツブラウス、オープンシャツ、ポロシャツその他これらに類するシャツ	(2) その他のもの	(i) ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	(ii) その他のもの	一六・八%	一四%	一一・二%
六二〇七・一一	男子用のパンツ、ズボン下、ブリーフ、ナイトシャツ、パジャマ、バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）	(1) パンツ、ズボン下及びブリーフ	(2) その他のもの	(i) ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	(ii) その他のもの	一六・八%	一四%	一一・二%
六二〇七・二二	人造繊維製のもの	(1) パンツ、ズボン下、ブリーフ、ナイトシャツ、パジャマ、バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品	(2) その他のもの	(i) ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	(ii) その他のもの	一六・八%	一四%	一一・二%
六二〇七・二九	その他の紡織用繊維製のもの	(1) パンツ、ズボン下、ブリーフ、ナイトシャツ、パジャマ、バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品	(2) その他のもの	(i) ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	(ii) その他のもの	一六・八%	一四%	一一・二%
六二〇七・九二	女子用のスリッパ、ベテイコート、ブリーフ、パンティ、ナイトドレス、パジャマ、ネグリジェ、バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）	(1) スリッパ及びベテイコート	(2) その他のもの	(i) ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	(ii) その他のもの	一六・八%	一四%	一一・二%
六二〇七・九二	人造繊維製のもの	(1) スリッパ及びベテイコート	(2) その他のもの	(i) ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	(ii) その他のもの	一六・八%	一四%	一一・二%
六二〇八・二二	その他の紡織用繊維製のもの	(1) スリッパ及びベテイコート	(2) その他のもの	(i) ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	(ii) その他のもの	一六・八%	一四%	一一・二%
六二〇八・二九	その他の紡織用繊維製のもの	(1) スリッパ及びベテイコート	(2) その他のもの	(i) ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	(ii) その他のもの	一六・八%	一四%	一一・二%
六二〇八・三二	人造繊維製のもの	(1) スリッパ及びベテイコート	(2) その他のもの	(i) ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	(ii) その他のもの	一六・八%	一四%	一一・二%
六二〇八・三九	その他の紡織用繊維製のもの	(1) スリッパ及びベテイコート	(2) その他のもの	(i) ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	(ii) その他のもの	一六・八%	一四%	一一・二%

[illegible]

昭和六十二年五月二十二日 参議院會議録第十二号(その二) 商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律案 六二四

六二二・九〇	その他の紡織用繊維製のもの 二 パンティストッキング、タイツ、ストッキング、ソックスその他の靴下類のうち パンティストッキング及びタイツ 三 その他のもの (1) ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの (2) その他のもの	一・二%
六二二・一一	トラックスーツ、スキースーツ及び水着(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限り) トラックスーツ 綿製のもの (1) ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの (2) その他のもの	一六・八% 一四%
六二二・一二	合成繊維製のもの (1) ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの (2) その他のもの	一六・八% 一四%
六二二・一九	その他の紡織用繊維製のもの (1) ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの (2) その他のもの	一六・八% 一四%
六二二・二〇	スキースーツ (1) ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの (2) その他のもの	一六・八% 一四%
六二二・三一	男子用の水着 合成繊維製のもの (1) ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの (2) その他のもの	一六・八% 一四%
六二二・三九	その他の紡織用繊維製のもの (1) ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの (2) その他のもの	一六・八% 一四%
六二二・四一	女子用の水着 合成繊維製のもの (1) ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの (2) その他のもの	一六・八% 一四%
六二二・四九	その他の紡織用繊維製のもの (1) ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの (2) その他のもの	一六・八% 一四%
六二一・一三	衣類(第五九・〇三項、第五九・〇六項又は第五九・〇七項のメリヤス編物又はクロセ編物から製品にしたものに限る。のうちに) 第五九・〇六項の編物製のものを以外のもの その他の衣類(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限り)	一六%
六二一・一四	羊毛製又は織獣毛製のもの (1) ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの (2) その他のもの	一六・五% 一三・五%
六二一・二〇	綿製のもの (1) ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの (2) その他のもの	一六・三% 一二%
六二一・三〇	人造繊維製のもの (1) ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの (2) その他のもの	一六・二% 一三・一%
六二一・四〇	その他の紡織用繊維製のもの (1) ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの (2) その他のもの	一四% 一二・六%
六二一・一五	パンティストッキング、タイツ、ストッキング、ソックスその他の靴下類(静脈瘤症用のストッキング及び履物として使用するもの(更に別の底を取り付けてないものに限る。を含むものとし、メリヤス編み又はクロセ編みのものに限り) パンティストッキング及びタイツ 合成繊維製のもの(構成する単糸が六七デシテックス未満のものに限る。) 合成繊維製のもの(構成する単糸が六七デシテックス以上のものに限る。) その他の紡織用繊維製のもの その他の衣類(製品にしたもので、メリヤス編み又はクロセ編みのものに限り)及び衣類又は衣類附属品の部分品(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限り) シヨール、スカーフ、マフラー、マンティラ、ペールその他これらに類する製品のうち	一・二% 一・二% 一・二% 一・二% 一・二% 一・二%

昭和六十二年五月二十二日 参議院會議録第十二号(その二) 商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律案 六二五

とし、前年度における輸入数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量(以下この項から第六四・〇五項までにおいて「共通の限度数量」という)以内のもの (ii) その他のもの	(2) その他のもの 昭和六十二年三月三十一日までに輸入されるもの (i) 共通の限度数量以内のもの (ii) その他のもの	履物(ベニス又はプラットフォームが本製のものに限るものとし、中敷き又は保護用の金属製トリーキャップを有するものを除く) (1) 本底がゴム製、革製又はコンボジションレザー製のもの(スリッパその他の室内用履物を除く) 昭和六十二年三月三十一日までに輸入されるもの (i) 共通の限度数量以内のもの (ii) その他のもの	(2) その他のもの スリッパ以外のもの 昭和六十二年三月三十一日までに輸入されるもの 共通の限度数量以内のもの その他のもの	六四〇三・四〇 その他の履物(保護用の金属製トリーキャップを有するものに限る)
三〇% 六〇%(その率が一足につき四八〇〇円以下の従量税率は、当該従量税率)	二七% 六〇%(その率が一足につき四八〇〇円以下の従量税率は、当該従量税率)	二七% 六〇%(その率が一足につき四八〇〇円以下の従量税率は、当該従量税率)	三〇% 六〇%(その率が一足につき四八〇〇円以下の従量税率は、当該従量税率)	六四〇三・五二 その他の履物(本底が革製のものに限る) (1) 室内用履物 昭和六十二年三月三十一日までに輸入されるもの (i) 共通の限度数量以内のもの (ii) その他のもの (2) その他のもの (i) 共通の限度数量以内のもの (ii) その他のもの 体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物(ベニスシューズ、トレース、バスケットシューズ、体操シューズ、トレーニングシューズ、乗馬靴その他のスポーツ活動用に供する履物)をい、スポーツ活動用に供する履物として製造した履物で、スパイク、スプリング、ストッパー、クリップ、パイプその他これらに類する物品を取り付けてあるもの及び取り付けることができるものと並びにスケート靴、スキー靴(クロスカントリ用)のものを含む。以下この項から第六四・〇五項までにない。以下この項から第六四・〇五項までにない。
二七% 六〇%(その率が一足につき四八〇〇円以下の従量税率は、当該従量税率)	三〇% 六〇%(その率が一足につき四八〇〇円以下の従量税率は、当該従量税率)	三〇% 六〇%(その率が一足につき四八〇〇円以下の従量税率は、当該従量税率)	二七% 六〇%(その率が一足につき四八〇〇円以下の従量税率は、当該従量税率)	二七%

六四〇三・五九	(iii) その他のもの 昭和六三年三月三十一日までに輸入されるもの	1 共通の限度数量以内のもの 2 その他のもの	二七% 六〇%(その 率が一足につ き四、八〇〇 円の従量税率 より低いとき は、当該従量 税率)
その他のもの	(1) スリッパその他の室内用履物のうち スリッパ以外のもの 昭和六三年三月三十一日までに輸入されるもの 共通の限度数量以内のもの その他のもの		三〇% 六〇%(その 率が一足につ き四、八〇〇 円の従量税率 より低いとき は、当該従量 税率)
六四〇三・九一	(2) その他のもの (i) 体操用、競技用その他これらに類する用途に 供する履物 (ii) その他のもの 昭和六三年三月三十一日までに輸入されるもの	1 共通の限度数量以内のもの 2 その他のもの	二七% 六〇%(その 率が一足につ き四、八〇〇 円の従量税率 より低いとき は、当該従量 税率)
その他の履物 くるぶしを覆うもの	(1) 本底がゴム製又はコンポジションレザー製のもの (室内用履物を除く。) (i) 体操用、競技用その他これらに類する用途に 供する履物 (ii) その他のもの 昭和六三年三月三十一日までに輸入されるもの	二七%	
六四〇三・九九	1 共通の限度数量以内のもの 2 その他のもの	二七% 六〇%(その 率が一足につ き四、八〇〇 円の従量税率 より低いとき は、当該従量 税率)	(2) その他のもの 体操用、競技用その他これらに類する用途に 供する履物以外のもの 昭和六三年三月三十一日までに輸入されるもの 共通の限度数量以内のもの その他のもの
その他のもの	(1) 本底がゴム製又はコンポジションレザー製のもの (スリッパその他の室内用履物を除く。) (i) 体操用、競技用その他これらに類する用途に 供する履物 (ii) その他のもの 昭和六三年三月三十一日までに輸入されるもの	1 共通の限度数量以内のもの 2 その他のもの	二七% 六〇%(その 率が一足につ き四、八〇〇 円の従量税率 より低いとき は、当該従量 税率)
(2) その他のもの スリッパ及び体操用、競技用その他これらに 類する用途に供する履物以外のもの 昭和六三年三月三十一日までに輸入されるもの 共通の限度数量以内のもの その他のもの		三〇% 六〇%(その 率が一足につ き四、八〇〇 円の従量税率 より低いとき は、当該従量 税率)	

昭和六十二年五月二十二日 参議院會議録第十二号(その二) 商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律案 六二八

六四・〇四	履物(本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製で、甲が紡織用繊維製のものに限る。)	一〇%
六四〇四・一一	履物(本底がゴム製又はプラスチック製のものに限る。)	一〇%
六四〇四・一九	スポーツ用の履物及びテニスシューズ、バスケットシューズ、体操シューズ、トレイニングシューズその他これらに類する履物 その他のもの 一 甲に毛皮を使用したもののうち 甲の一部に革を使用したもの(スリッパを除く。)	三〇% 六〇%(その率が一足につき四、八〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率) 一〇%
六四〇四・二〇	履物(本底が革製又はコンポジションレザー製のものに限る。)	三〇% 六〇%(その率が一足につき四、八〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率) 一〇%
	一 甲に毛皮を使用したもののうち 甲の一部に革を使用したもの(スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。)	三〇% 六〇%(その率が一足につき四、八〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率) 一〇%
	昭和六三年三月三十一日までに輸入されるもの 共通の限度数量以内のもの その他のもの	三〇% 六〇%(その率が一足につき四、八〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率) 一〇%
	二 本底が革製のもの(甲に毛皮を使用したものを除く。)	六〇%(その率が一足につき四、八〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率) 一〇%
	(1) キャンパスシューズのうち 甲の一部に革を使用したもの(スポーツ用の履物及び体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物を除く。)	六〇%(その率が一足につき四、八〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率) 一〇%
	昭和六三年三月三十一日までに輸入されるもの 共通の限度数量以内のもの その他のもの	六〇%(その率が一足につき四、八〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率) 一〇%
六四〇五・二〇	履物(本底がゴム製、プラスチック製又はコンポジションレザー製のものに限る。)	一〇%
六四〇五・九〇	履物(本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製のものに限る。)	一〇%
	二 本底がゴム製、プラスチック製又はコンポジションレザー製のものに限る。)	一〇%
	三 本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製のものに限る。)	一〇%
	一 甲が紡織用繊維製のもの その他のもの (1) 甲に毛皮を使用したもののうち 甲の一部に革を使用したもの(スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。)	一〇% 一〇% 一〇% 六〇%(その率が一足につき四、八〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率) 一〇%
	昭和六三年三月三十一日までに輸入されるもの 共通の限度数量以内のもの その他のもの	一〇% 六〇%(その率が一足につき四、八〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率) 一〇%
	三 本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製のものに限る。)	一〇%
	一 甲が紡織用繊維製のもの その他の履物 甲が革製又はコンポジションレザー製のもの(甲がコンポジションレザー製のものに限る。)	一〇% 六〇%(その率が一足につき四、八〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率) 一〇%
	甲の一部に革を使用したもの(スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。)	一〇% 六〇%(その率が一足につき四、八〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率) 一〇%
	昭和六三年三月三十一日までに輸入されるもの 共通の限度数量以内のもの その他のもの	一〇% 六〇%(その率が一足につき四、八〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率) 一〇%

六二九

品名	税率	品名	税率
昭和六三年三月三十一日までに輸入されるも 共通の限度数量以内のもの その他のもの	三〇%	六八・〇二	二%
(2) その他のもの		六八〇二・二一〇	二%
(i) 本底が革製のもののうち 甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用 の履物、体操用、競技用その他これらに類 する用途に供する履物及びスリッパを除 く） 昭和六三年三月三十一日までに輸入される もの 共通の限度数量以内のもの その他のもの	三〇%	六八〇二・二二 六八〇二・二三 六八〇二・二九 六八〇二・九一 六八〇二・九二 六八〇二・九三 六八〇二・九九 六八・一三	二% 二% 二% 二% 二% 二% 二%
(iii) その他のもの	一〇%	六八・一三	二%
二 その他のもの	一〇%	六八・一三	二%
履物の部分品及び取り外し可能な中敷き、ヒールクッションその他これらに類する物品並びにゲートル、レギンスその他これらに類する物品及びこれらの部分品 甲及びその部分品（しんを除く。） 一 革製のもの及び毛皮を使用したもの 二 その他のもの 本底及びかかと（ゴム製又はプラスチック製のものに限る。） その他のもの 木製のもの 一 毛皮を使用したもの 二 その他のもの その他の材料製のもの 一 革製のもの及び毛皮を使用したもの 二 その他のもの	二五% 七・五% 七・五% 二五% 七・五% 七・五%	六八・一四 六八・一四・一〇 六八・一四・九〇 六八・一五 六八・一五・一〇	無税 無税 無税 無税 二・四%
舗装用の石、緑石及び敷石（天然石のものに限るものと し、スレートのものを除く。）	無税	六八・一五	二・四%

昭和六十二年五月二十二日 参議院會議録第十二号(その二) 商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律案 六三〇

六九・〇九	陶磁製の理化学用その他の技術的用途に供する物品、農業に使用する種類の物、かめその他これらに類する容器及び輸送又は包装に使用する種類の物、ジャリその他これらに類する製品	六九〇九・一一	磁器製のもの	無税	七〇一六・九〇	(モザイク用その他これに類する装飾用のものに限るものとして、裏張りしてあるかないかを問わない。) ステンダグ板、板その他これらに類する形状の多泡ガラス	一・九%
六九〇九・一一	陶磁製の理化学用その他の技術的用途に供する物品		磁器製のもの	無税	七〇一八	ステンダグガラスその他これに類するガラス	一・九%
六九〇九・一九	(1) 触媒の製造に使用する触媒担体		(1) 触媒の製造に使用する触媒担体	無税	七〇一八・一〇	ガラス製のビーズ、模造真珠、模造貴石、模造半貴石その他これらに類する細貨及びこれらに類する物品(身辺用模造細貨を除く。)	一〇%
	(2) その他のもの		(2) その他のもの	無税	七〇一八・二〇	ガラス製の細貨(人形用のものを除く。)	一〇%
	その他のもの		その他のもの	無税	七〇一八・九〇	ガラス製のマイクロスフィア(直径が一ミリメートル以下のものに限る。)	一〇%
七〇・〇二	ガラスの球(第七〇・一八項のマイクロスフィアを除く。)		ガラスの球(第七〇・一八項のマイクロスフィアを除く。)	無税	七〇一九・一〇	ガラス製のマイクロスフィア(直径が一ミリメートル以下のものに限る。)	一〇%
七〇・〇二・一〇	棒		棒	無税	七〇一九・二〇	ガラス製のマイクロスフィア(直径が一ミリメートル以下のものに限る。)	一〇%
七〇・〇二・二〇	管		管	無税	七〇一九・三〇	ガラス製のマイクロスフィア(直径が一ミリメートル以下のものに限る。)	一〇%
七〇・〇二・三二	石英ガラスのもの		石英ガラスのもの	三・二%	七〇一九・三二	ガラス製のマイクロスフィア(直径が一ミリメートル以下のものに限る。)	四・六%
七〇・〇二・三三	その他のガラス(線膨脹係数が温度〇度から三〇〇度までの範囲において一ケルビンにつき一、〇〇〇、〇〇〇分の五以下のものに限る。)		その他のガラス(線膨脹係数が温度〇度から三〇〇度までの範囲において一ケルビンにつき一、〇〇〇、〇〇〇分の五以下のものに限る。)	無税	七〇一九・三九	薄いシート(ポイル)、ウェブ、マット、マトレス、ボードその他これらに類する織つてない物品	四・六%
七〇・〇二・三九	その他のもの		その他のもの	無税	七〇一九・九〇	その他のもの	四・六%
七〇・〇六	ガラス(第七〇・〇三項から第七〇・〇五項までのガラスを曲げ、縁加工し、彫り、穴をあけ、はうろう引きをし又はその他の加工をしたものに限るものとし、棒付きのもの及び他の材料を取り付けたものを除く。)		ガラス(第七〇・〇三項から第七〇・〇五項までのガラスを曲げ、縁加工し、彫り、穴をあけ、はうろう引きをし又はその他の加工をしたものに限るものとし、棒付きのもの及び他の材料を取り付けたものを除く。)	一・九%	七〇二〇・〇〇	その他のガラス製品	一・七%
七〇・〇七	安全ガラス(強化ガラス及び合わせガラスに限る。)		安全ガラス(強化ガラス及び合わせガラスに限る。)	無税	七〇二〇・二〇	ダイヤモンド(加工してあるかないかを問わないものとし、取り付けたものを除く。)	四%
七〇・〇七・二二	合わせガラス		合わせガラス	無税	七〇二〇・三九	工業用のもの	四%
七〇・〇八	車両用、航空機用、宇宙飛行体用又は船舶用に適する寸法及び形状のもの		車両用、航空機用、宇宙飛行体用又は船舶用に適する寸法及び形状のもの	無税	七〇二二・三九	工業用のもの	四%
七〇・〇八・〇〇	断熱用複層ガラス		断熱用複層ガラス	無税	七〇二二・三九	工業用のもの	四%
七〇・〇九	ガラス鏡(棒付きであるかないかを問わないものとし、バックミラーを含む。)		ガラス鏡(棒付きであるかないかを問わないものとし、バックミラーを含む。)	一・九%	七〇二二・三九	工業用のもの	四%
七〇・〇九・一〇	バックミラー(車両用のものに限る。)		バックミラー(車両用のものに限る。)	無税	七〇二二・三九	工業用のもの	四%
七〇・一六	ガラス製の舗装用ブロック、スラブ、レンガ、タイルその他の建築又は建設に使用する種類の製品(プレスし又は成型したものに限るものとし、金属の線又は網を入れてあるかないかを問わない。)		ガラス製の舗装用ブロック、スラブ、レンガ、タイルその他の建築又は建設に使用する種類の製品(プレスし又は成型したものに限るものとし、金属の線又は網を入れてあるかないかを問わない。)	無税	七〇二二・三九	工業用のもの	四%

[illegible]

昭和六十二年五月二十二日 参議院会議録第十二号(その二) 商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律案 六三一

七四〇三・二二	(3) 課税価格が一キログラムにつき五〇〇円を超えるもの (1) 課税価格が一キログラムにつき四八五円以下のもの ワイヤバー	無税
七四〇三・二三	(2) 課税価格が一キログラムにつき四八五円を超え五〇〇円以下のもの (3) 課税価格が一キログラムにつき五〇〇円を超えるもの ビレット	無税
七四〇三・一九	(1) 課税価格が一キログラムにつき四八五円以下のもの (2) 課税価格が一キログラムにつき四八五円を超え五〇〇円以下のもの (3) 課税価格が一キログラムにつき五〇〇円を超えるもの その他のもの	無税
七四〇三・二一	(1) 課税価格が一キログラムにつき四八五円以下のもの (2) 課税価格が一キログラムにつき四八五円を超え五〇〇円以下のもの (3) 課税価格が一キログラムにつき五〇〇円を超えるもの 銅合金 銅・亜鉛合金(黄銅)	無税
七四〇三・二二	(1) 課税価格が一キログラムにつき四八五円以下のもの (2) 課税価格が一キログラムにつき四八五円を超え五〇〇円以下のもの 銅・すず合金(青銅)	一キログラムにつき一五円
七四〇三・二三	(3) 課税価格が一キログラムにつき五〇〇円を超えるもの 銅・ニッケル合金(白銅)及び銅・ニッケル・亜鉛合金(洋白)	一キログラムにつき一五円
七四〇三・一九	(2) 課税価格が一キログラムにつき四八五円を超え五〇〇円以下のもの (3) 課税価格が一キログラムにつき五〇〇円を超えるもの その他の銅合金(第七四・〇五項のマスターアロイを除く)	一キログラムにつき一五円
七四・〇四	(1) 課税価格が一キログラムにつき四八五円以下のもの (2) 課税価格が一キログラムにつき四八五円を超え五〇〇円以下のもの (3) 課税価格が一キログラムにつき五〇〇円を超えるもの 銅のくず	一キログラムにつき一五円
七五・〇一	ニッケルのマット、焼結した酸化ニッケルその他ニッケル製錬の中間生産物	無税
七五〇一・二〇	焼結した酸化ニッケルその他ニッケル製錬の中間生産物	無税
七五・〇二	二 その他のもののうち 酸化ニッケル(銅の含有量が全重量の一・五%以下のものに限る)以外のもの	無税
七五〇二・二〇	ニッケルの塊 ニッケル合金のうち	無税

昭和六十二年五月二十二日 参議院会議録第十二号(その二) 商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律案 六三四

七九〇一・二〇	(3) 課税価格が一キログラムにつき二五〇円を超えるもの 亜鉛合金のうち アルミニウムの含有量が全重量の三%以下のものうち 亜鉛の含有量が全重量の九五%未満のもの	無税	八二〇二・九一	その他ののこぎりのブレード（金属加工用のものに限る。）のうち 機械式ののこぎりのブレード（ハックソーブレードを除く。） その他のものうち 機械式ののこぎりのブレード（ハックソーブレードを除く。）	無税
七九〇二・〇〇	亜鉛のくず マグネシウム及びその製品（くずを含む。） マグネシウムの塊 マグネシウムの含有量が全重量の九九・八%以上のものうち 課税価格が一キログラムにつき六三六円八八銭を超える六七〇円以下のもの	無税	八二〇二・九七	手工具（動力駆動式であるかないかを問わない。）用又は加工機械用の互換性工具（例えば、プレス、型打ち、押抜き、ねじ立て、ねじ切り、穴あけ、中ぐり、ブローチ削り、フライス削り、切削又はねじの締付けに使用するもの。金属の引抜き用又は押し出し用のダイス及び削岩用又は土壌せん孔用の工具を含む。） 削岩用又は土壌せん孔用の工具 作用する部分に焼結した金属炭化物又はサーメットを使用したもの 作用する部分にその他の材料を使用したもの 金属の引抜き用又は押し出し用のダイス プレス用、型打ち用又は押抜き用の工具 ねじ立て用又はねじ切り用の工具 穴あけ用工具（削岩用のものを除く。） 中ぐり用又はブローチ削り用の工具 フライス削り用工具 切削用工具 その他の互換性工具 機械用又は器具用のナイフ及び刃 金属加工用のもの 木工用のもの 台所用のもの及び食品工業用の機械に使用するもの 農業用、園芸用又は林業用の機械に使用するもの その他のもの かみそり及びその刃（かみそりの刃のブランクでストリッパ状のものを含む。） かみそり 安全かみそりの刃（かみそりの刃のブランクでストリッパ状のものを含む。） 二 その他のもの	無税
八二〇四・一一	課税価格が一キログラムにつき六三六円八八銭を超える六七〇円以下のもの	無税	八二〇七・一一		無税
八二〇四・一九	その他のものうち 課税価格が一キログラムにつき六三六円八八銭を超える六七〇円以下のもの	無税	八二〇七・一二		無税
八二〇二・二〇	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二〇七・三〇		無税
八二〇二・二二	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二〇七・四〇		無税
八二〇二・二四	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二〇七・五〇		無税
八二〇二・二六	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二〇七・六〇		無税
八二〇二・二八	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二〇七・七〇		無税
八二〇二・三〇	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二〇七・八〇		無税
八二〇二・三二	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二〇七・九〇		無税
八二〇二・三三	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二〇八・一〇		無税
八二〇二・三四	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二〇八・二〇		無税
八二〇二・三六	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二〇八・三〇		無税
八二〇二・三八	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二〇八・四〇		無税
八二〇二・四〇	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二〇八・五〇		無税
八二〇二・四二	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二〇八・六〇		無税
八二〇二・四四	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二〇八・七〇		無税
八二〇二・四六	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二〇八・八〇		無税
八二〇二・四八	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二〇八・九〇		無税
八二〇二・五〇	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二〇九・〇〇		無税
八二〇二・五二	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二〇九・一〇		無税
八二〇二・五四	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二〇九・二〇		無税
八二〇二・五六	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二〇九・三〇		無税
八二〇二・五八	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二〇九・四〇		無税
八二〇二・六〇	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二〇九・五〇		無税
八二〇二・六二	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二〇九・六〇		無税
八二〇二・六四	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二〇九・七〇		無税
八二〇二・六六	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二〇九・八〇		無税
八二〇二・六八	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二〇九・九〇		無税
八二〇二・七〇	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二一〇・〇〇		無税
八二〇二・七二	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二一〇・一〇		無税
八二〇二・七四	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二一〇・二〇		無税
八二〇二・七六	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二一〇・三〇		無税
八二〇二・七八	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二一〇・四〇		無税
八二〇二・八〇	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二一〇・五〇		無税
八二〇二・八二	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二一〇・六〇		無税
八二〇二・八四	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二一〇・七〇		無税
八二〇二・八六	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二一〇・八〇		無税
八二〇二・八八	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二一〇・九〇		無税
八二〇二・九〇	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二一一・〇〇		無税
八二〇二・九二	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二一一・一〇		無税
八二〇二・九四	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二一一・二〇		無税
八二〇二・九六	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二一一・三〇		無税
八二〇二・九八	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二一一・四〇		無税
八二〇三・〇〇	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二一一・五〇		無税
八二〇三・〇二	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二一一・六〇		無税
八二〇三・〇四	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二一一・七〇		無税
八二〇三・〇六	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二一一・八〇		無税
八二〇三・〇八	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二一一・九〇		無税
八二〇三・一〇	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二一二・〇〇		無税
八二〇三・一二	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二一二・一〇		無税
八二〇三・一四	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二一二・二〇		無税
八二〇三・一六	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二一二・三〇		無税
八二〇三・一八	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二一二・四〇		無税
八二〇三・二〇	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二一二・五〇		無税
八二〇三・二二	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二一二・六〇		無税
八二〇三・二四	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二一二・七〇		無税
八二〇三・二六	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二一二・八〇		無税
八二〇三・二八	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二一二・九〇		無税
八二〇三・三〇	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二一三・〇〇		無税
八二〇三・三二	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二一三・一〇		無税
八二〇三・三四	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二一三・二〇		無税
八二〇三・三六	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二一三・三〇		無税
八二〇三・三八	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二一三・四〇		無税
八二〇三・四〇	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二一三・五〇		無税
八二〇三・四二	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二一三・六〇		無税
八二〇三・四四	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二一三・七〇		無税
八二〇三・四六	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二一三・八〇		無税
八二〇三・四八	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二一三・九〇		無税
八二〇三・五〇	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二一四・〇〇		無税
八二〇三・五二	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二一四・一〇		無税
八二〇三・五四	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二一四・二〇		無税
八二〇三・五六	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二一四・三〇		無税
八二〇三・五八	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二一四・四〇		無税
八二〇三・六〇	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二一四・五〇		無税
八二〇三・六二	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二一四・六〇		無税
八二〇三・六四	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二一四・七〇		無税
八二〇三・六六	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二一四・八〇		無税
八二〇三・六八	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二一四・九〇		無税
八二〇三・七〇	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二一五・〇〇		無税
八二〇三・七二	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二一五・一〇		無税
八二〇三・七四	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二一五・二〇		無税
八二〇三・七六	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二一五・三〇		無税
八二〇三・七八	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二一五・四〇		無税
八二〇三・八〇	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二一五・五〇		無税
八二〇三・八二	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二一五・六〇		無税
八二〇三・八四	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二一五・七〇		無税
八二〇三・八六	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二一五・八〇		無税
八二〇三・八八	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二一五・九〇		無税
八二〇三・九〇	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二一六・〇〇		無税
八二〇三・九二	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二一六・一〇		無税
八二〇三・九四	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二一六・二〇		無税
八二〇三・九六	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二一六・三〇		無税
八二〇三・九八	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二一六・四〇		無税
八二〇四・〇〇	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二一六・五〇		無税
八二〇四・〇二	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二一六・六〇		無税
八二〇四・〇四	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二一六・七〇		無税
八二〇四・〇六	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二一六・八〇		無税
八二〇四・〇八	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二一六・九〇		無税
八二〇四・一〇	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二一七・〇〇		無税
八二〇四・一二	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二一七・一〇		無税
八二〇四・一四	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二一七・二〇		無税
八二〇四・一六	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二一七・三〇		無税
八二〇四・一八	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二一七・四〇		無税
八二〇四・二〇	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二一七・五〇		無税
八二〇四・二二	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二一七・六〇		無税
八二〇四・二四	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二一七・七〇		無税
八二〇四・二六	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二一七・八〇		無税
八二〇四・二八	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二一七・九〇		無税
八二〇四・三〇	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二一八・〇〇		無税
八二〇四・三二	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二一八・一〇		無税
八二〇四・三四	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二一八・二〇		無税
八二〇四・三六	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二一八・三〇		無税
八二〇四・三八	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二一八・四〇		無税
八二〇四・四〇	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二一八・五〇		無税
八二〇四・四二	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二一八・六〇		無税
八二〇四・四四	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二一八・七〇		無税
八二〇四・四六	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二一八・八〇		無税
八二〇四・四八	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二一八・九〇		無税
八二〇四・五〇	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二一九・〇〇		無税
八二〇四・五二	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二一九・一〇		無税
八二〇四・五四	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二一九・二〇		無税
八二〇四・五六	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二一九・三〇		無税
八二〇四・五八	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二一九・四〇		無税
八二〇四・六〇	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二一九・五〇		無税
八二〇四・六二	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二一九・六〇		無税
八二〇四・六四	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二一九・七〇		無税
八二〇四・六六	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二一九・八〇		無税
八二〇四・六八	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二一九・九〇		無税
八二〇四・七〇	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二二〇・〇〇		無税
八二〇四・七二	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二二〇・一〇		無税
八二〇四・七四	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二二〇・二〇		無税
八二〇四・七六	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二二〇・三〇		無税
八二〇四・七八	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二二〇・四〇		無税
八二〇四・八〇	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二二〇・五〇		無税
八二〇四・八二	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二二〇・六〇		無税
八二〇四・八四	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二二〇・七〇		無税
八二〇四・八六	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二二〇・八〇		無税
八二〇四・八八	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二二〇・九〇		無税
八二〇四・九〇	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二二一・〇〇		無税
八二〇四・九二	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二二一・一〇		無税
八二〇四・九四	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二二一・二〇		無税
八二〇四・九六	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二二一・三〇		無税
八二〇四・九八	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二二一・四〇		無税
八二〇五・〇〇	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二二一・五〇		無税
八二〇五・〇二	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二二一・六〇		無税
八二〇五・〇四	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二二一・七〇		無税
八二〇五・〇六	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二二一・八〇		無税
八二〇五・〇八	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二二一・九〇		無税
八二〇五・一〇	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二二二・〇〇		無税
八二〇五・一二	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二二二・一〇		無税
八二〇五・一四	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二二二・二〇		無税
八二〇五・一六	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二二二・三〇		無税
八二〇五・一八	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二二二・四〇		無税
八二〇五・二〇	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二二二・五〇		無税
八二〇五・二二	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二二二・六〇		無税
八二〇五・二四	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二二二・七〇		無税
八二〇五・二六	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二二二・八〇		無税
八二〇五・二八	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二二二・九〇		無税
八二〇五・三〇	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二二三・〇〇		無税
八二〇五・三二	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二二三・一〇		無税
八二〇五・三四	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二二三・二〇		無税
八二〇五・三六	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二二三・三〇		無税
八二〇五・三八	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二二三・四〇		無税
八二〇五・四〇	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二二三・五〇		無税
八二〇五・四二	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二二三・六〇		無税
八二〇五・四四	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二二三・七〇		無税
八二〇五・四六	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二二三・八〇		無税
八二〇五・四八	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二二三・九〇		無税
八二〇五・五〇	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二二四・〇〇		無税
八二〇五・五二	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二二四・一〇		無税
八二〇五・五四	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二二四・二〇		無税
八二〇五・五六	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二二四・三〇		無税
八二〇五・五八	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二二四・四〇		無税
八二〇五・六〇	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税	八二二四・五〇		無税
八二〇五・六					

八三・〇二	車金属製の帽子掛け、ブラケットその他これらに類する支 持具、取付具その他これに類する物品（家具、戸、階段、 窓、日よけ、車体、馬具、トランク、衣装箱、小箱その他 これらに類する物品に適するものに限る。）取付具付き キャスター及びドアクローザー その他の取付具その他これに類する物品（自動車に適す るものに限る。）	無税
八三〇二・三〇	原子炉、原子炉用核燃料要素（カートリッジ式で未使用の ものに限る。）及び同位体分離用機器	無税
八四・〇一	原子炉のうち	無税
八四〇一・二〇	炭酸ガス冷却型のもの	無税
八四〇一・二〇	同位体分離用機器及びその部分品	無税
八四〇一・三〇	核燃料要素（カートリッジ式で未使用のものに限る。）の うち	無税
八四〇一・四〇	炭酸ガス冷却型原子炉用のもの	無税
八四・〇二	原子炉の部分品のうち	無税
八四・〇二	炭酸ガス冷却型原子炉用のもの	無税
八四〇二・一一	蒸気発生ボイラー（低圧蒸気を発生することが出来るセン トラルヒーター用温水ボイラーを除く。）及び過熱水ボ イラー	無税
八四〇二・一二	蒸気発生ボイラー	無税
八四〇二・一九	水管ボイラー（蒸気の発生量が毎時四五トンを超える ものに限る。）	無税
八四〇二・二〇	水管ボイラー（蒸気の発生量が毎時四五トン以下のも のに限る。）	無税
八四〇二・九〇	その他の蒸気発生ボイラー（組合せボイラーを含む。）	無税
八四・〇四	過熱水ボイラー	無税
八四〇四・一〇	部分品	無税
八四〇四・二〇	補助機器（第八四・〇二項又は第八四・〇三項のボイラー 用のものに限る。例えば、エコノマイザー、過熱器、すす 除去器及びガス回収器）及び蒸気原動機用復水器	無税
八四〇四・九〇	補助機器（第八四・〇二項又は第八四・〇三項のボイ ラー用のものに限る。）	無税
八四・〇六	蒸気原動機用復水器	無税
八四〇六・一一	部分品	無税
八四〇六・一九	蒸気タービン	無税
八四〇六・九〇	タービン	無税
八四・〇七	船舶推進用のもの	無税
八四〇七・三二	その他のもの	無税
八四〇七・三三	部分品	無税
八四〇七・三三	ピストン式火花点火内燃機関（往復動機関及びロータリー エンジンに限る。）	無税
八四〇七・三三	ピストン式往復動機関（第八七類の車両の駆動に使用す る種類のものに限る。）	無税
八四〇七・三三	シリンダー容積が五〇立方センチメートル以下のもの	無税
八四〇七・三三	シリンダー容積が五〇立方センチメートルを超え二五 立方センチメートル以下のもの	無税
八四〇七・三三	シリンダー容積が二五立方センチメートルを超え 一、〇〇〇立方センチメートル以下のもの	無税
八四〇七・三三	シリンダー容積が一、〇〇〇立方センチメートルを超 えるもの	無税
八四〇七・九〇	その他のエンジンのうち	無税
八四・〇八	陸用のもの（出力が五〇馬力以下のものに限る。）及 び自動車用のもの	無税
八四〇八・二〇	ピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン及びセ ミディーゼルエンジン）	無税
八四〇八・九〇	第八七類の車両の駆動に使用する種類のエンジン	無税
八四・〇九	その他のエンジンのうち	無税
八四〇九・九一	陸用のもの（出力が五〇馬力以下のものに限る。）及 び第八四・〇七項又は第八四・〇八項のエンジンに専ら又は 主として使用する部分品	無税
八四・〇九	その他のもの	無税
八四〇九・九一	ピストン式火花点火内燃機関に専ら又は主として使用 するもの	無税
八四・一〇	その他のもの	無税
八四一〇・一一	液体タービン及び水車並びにこれらの調速機	無税
八四一〇・一二	液体タービン及び水車	無税
八四一〇・一三	出力が一、〇〇〇キロワット以下のもの	無税
八四一〇・一三	出力が一、〇〇〇キロワットを超え一〇、〇〇〇キロ ワット以下のもの	無税
八四一〇・九〇	出力が一〇、〇〇〇キロワットを超えるもの	無税
八四・一一	部分品（調速機を含む。）	無税
八四一一・八一	ターボジェット、ターボプロペラその他のガスタービン	無税
八四一一・八二	その他のガスタービン	無税
八四一一・九一	出力が五、〇〇〇キロワット以下のもの	無税
八四一一・九二	出力が五、〇〇〇キロワットを超えるもの	無税
八四・一二	部分品	無税
八四一二・二二	その他のもの	無税
八四一二・二二	液体原動機	無税
八四一二・二二	直線運動式（シリンダー式）のもの	無税
八四一二・二二	その他のもの	無税

昭和六十二年五月二十二日 参議院會議録第十二号(その二) 商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律案 六三六

八四二二・九〇	部分品	無税
	(1) 液体原動機のもの	
	(2) その他のもののうち	
八四・一三	航空機用のもの以外のもの	無税
	液体ポンプ(計器付きであるかないかを問わない。)及び液体エレベーター	
	ポンプ(計器付きのもの及び計器を取り付けるように設計したものに限る。)	
八四一三・一九	その他のもののうち	無税
	ギヤポンプ、ベリンポンプ及びスクリーポンプ	
八四一三・二〇	(油圧ポンプを除く。)	無税
八四一三・四〇	ハンドポンプ(第八四一三・一一号又は第八四一三・一九号の物品を除く。)	無税
八四一三・五〇	コンクリートポンプ	無税
八四一三・六〇	その他の往復容積式ポンプのうち	無税
八四一三・七〇	油圧ポンプ以外のもの	無税
	油圧ポンプ	無税
	その他の回転容積式ポンプのうち	無税
	油圧ポンプ	無税
	その他の遠心ポンプのうち	無税
	渦巻ポンプ	無税
	部分品	
八四一三・九一	ポンプのもの	無税
八四・一四	気体ポンプ、真空ポンプ、気体圧縮機及びファン並びに換気用又は循環用のフード(ファンを自蔵するものに限るものとし、フィルターを取り付けてあるかないかを問わない。)	無税
八四一四・一〇	真空ポンプ	無税
八四一四・三〇	圧縮機(冷蔵用又は冷凍用の機器に使用する種類のものに限る。)	無税
	重量が一、〇〇〇キログラム以下のもの(往復式のものを除く。)	
八四一四・四〇	気体圧縮機(けん引用の車輪付きシャシを取り付けたものに限る。)	無税
	(1) 重量が一、〇〇〇キログラム以下のもの(往復式のものを除く。)	
	(2) その他のもののうち	
	主として税関空港(関税法第二十一条第一項第十二号に規定する税関空港をいう。以下同じ)において航空機の原動機の始動に使用するもの	無税
八四一四・五一	ファン	無税
	卓上用、床用、壁用、窓用、天井用又は屋根用のファン(出力が一・二五ワット以下の電動機を自蔵するものに限る。)	無税

八四一四・五九	その他のもの	無税
	(1) 自動車用排気タービン過給機	
	(2) その他のもののうち	
八四一四・六〇	ピストン式の圧縮点火内燃機関用排気タービン過給機以外のもの	無税
八四一四・八〇	フード(水平面の最大側長が一二〇センチメートル以下のものに限る。)	無税
	その他のもの	
	(1) 気体圧縮機(重量が一、〇〇〇キログラム以下のものに限る。)	
	(i) 往復式のもの	
	主として税関空港において航空機の原動機の始動に使用するもの	無税
	(ii) その他のもの	
	(2) その他のもののうち	
	主として税関空港において航空機の原動機の始動に使用するもの	無税
八四一四・九〇	部分品	無税
八四・一五	エアコンディショナー(動力駆動式ファン並びに温度及び湿度を変化させる機構を有するものに限るものとし、湿度のみを単独で調節することができないものを除く。)	無税
八四一五・一〇	窓又は壁に取り付けるもの(二体構造のものに限る。)	無税
	その他のもの	
八四一五・八一	冷却ユニット及び冷却加熱サイクルの切換え用バルブを自蔵するもの	無税
八四一五・八二	その他のもの(冷却ユニットを自蔵するものに限る。)	無税
	(1) 自動車用のもの及び定格冷房消費電力が三キロワット以下のもの	
	(2) その他のもの	
	(i) パッケージ型のもの(コンプレッサ式のものに限る。)	
	主として税関空港において航空機内の空気	無税
	の温度及び湿度の調整に使用するもの	
	(ii) その他のもの	
	冷却ユニットを自蔵しないもの	無税
八四一五・八三	部分品のうち	無税
八四一五・九〇	自動車用のもの	無税
	主として税関空港において航空機内の空気	無税
	の温度の調整に使用する機器のもの	
	湿度の調整に使用する機器のもの	
	冷蔵庫、冷凍庫その他の冷蔵用又は冷凍用の機器(電気式であるかないかを問わない。)	無税
	及びヒートポンプ(第八四・一五項のエアコンディショナーを除く。)	無税
八四・一八		無税

八四一八・一〇	冷凍冷蔵庫（それぞれ独立した外部扉を有するものに限る。）	無税	八四一九・八九	その他のもの	無税
八四一八・二一	家庭用冷蔵庫	無税	八四一九・九〇	部分品	無税
八四一八・二二	圧縮式のもの	無税	八四二一・一二	遠心分離機（遠心式脱水機を含む。）並びに液体又は気体のろ過機及び清浄機	無税
八四一八・二九	吸収式のもの（電気式のものに限る。）	無税	八四二一・一九	遠心分離機（遠心式脱水機を含む。）	無税
八四一八・三〇	その他のもの	無税	八四二一・二一	衣類脱水機	無税
八四一八・四〇	横置き型冷蔵庫（容量が八〇リットル以下のものに限る。）のうち	無税	八四二一・二二	その他のもの	無税
八四一八・五〇	容量が四〇リットル以下のもの	無税	八四二一・二三	液体のろ過機及び清浄機	無税
	直立型冷蔵庫（容量が九〇リットル以下のものに限る。）のうち	無税	八四二一・二九	水のろ過用又は清浄用のもの	無税
	容量が四〇リットル以下のもの	無税	八四二一・三〇	飲料（水を除く。）のろ過用又は清浄用のもの	無税
	展示用のカウンタ、キャビネット、ショーケースその他これらに類する物品（冷蔵又は冷凍の機能を有するものに限る。）のうち	無税	八四二一・三三	内燃機関の潤滑油又は燃料油のろ過機	無税
	容量が八〇リットル以下のもの（冷凍専用のものにあつては、容量が四〇リットル以下のものに限る。）	無税	八四二一・三九	その他のもの	無税
	その他の冷蔵庫又は冷凍用の機器及びヒートポンプ	無税	八四二一・九九	部分品	無税
八四一八・六九	圧縮式のもの（凝縮器が熱交換器であるものに限る。）	無税		その他のもの	無税
	その他のもの	無税		血洗機、清浄用又は乾燥用の機械（瓶その他の容器に使用するものに限る。）	無税
	冷蔵庫及び冷凍庫	無税		け用又はラベル張付け用の機械（瓶、缶、箱、袋その他の容器に使用するものに限る。）	無税
	その他のもの（アイスクリームフリーザー及び製氷機を除く。）のうち	無税		炭酸ガス注入機	無税
	冷蔵用又は冷凍用の機器（重量が一〇〇キログラム以下のものに限る。）以外のもの	無税		血洗機	無税
八四一九・一	加熱、調理、ばい焼、蒸留、精留、滅菌、殺菌、蒸気加熱、乾燥、蒸発、凝縮、冷却その他の温度変化による方法により材料を処理する機器（理化学用のものを除く。）並びに瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器（電気式のものを除く。）	無税	八四二二・一〇	清浄用又は乾燥用の機械（瓶その他の容器に使用するものに限る。）	三・九%
	医療用又は理化学用の滅菌器	無税	八四二二・三〇	充てん用、封口用、封止用、口金取付け用又はラベル張付け用の機械（瓶、缶、箱、袋その他の容器に使用するものに限る。）及び飲料用の炭酸ガス注入機	三・九%
	乾燥機	無税	八四二二・四〇	その他の包装機械	三・九%
	農産物用のもの	無税	八四二二・九〇	部分品	三・九%
	木材用、紙パルプ用、紙用又は板紙用のもの	無税		噴射用、散布用又は噴霧用の機器（液体用又は粉用のものに限る。）	無税
	その他のもの	無税		火器（消火剤を充てんしてあるかないかを問わない。）	無税
	蒸留用又は精留用の機器	無税		ブレーガンその他これに類する機器及び蒸気又は砂の吹付け機その他これに類する噴射用機器	無税
	熱交換装置	無税		その他の機器	無税
	気体液化装置	無税		農業用又は園芸用のもの	無税
	その他の機器	無税		その他のもの	無税
	ホットドリリンク製造用又は食品の調理用若しくは加熱用の機器	無税		ニューマチックマシン以外のもの	無税
		無税		ワイヤー、キャブスタイン及びジャッキ	無税
		無税			無税

八四二九・五一	フロントエンド型ショベルローダー	無税
八四二九・五二	上部構造が三六〇度回転するもの	無税
八四・三〇	その他の移動用、地ならし用、削り用、掘削用、突固め用、採掘用又はせん孔用の機械（土壌用、鉱物用又は鉱石用のものに限り）並びにくい打ち機、くい抜き機及び除雪機	無税
八四三〇・四一	その他のせん孔用又は掘削用の機械	無税
八四三〇・五〇	自走式のもの	無税
八四・三一	その他の機械（自走式のものに限り。）	無税
八四三二・一〇	主として税関空港において航空機の整備又は貨物の運搬若しくは荷役使用する機械のもの	無税
八四三二・二〇	主として税関空港において航空機の整備又は貨物の運搬若しくは荷役使用する機械のもの	無税
八四三二・三九	主として税関空港において航空機の整備又は貨物の運搬若しくは荷役使用する機械のもの	無税
八四三二・四一	主として税関空港において航空機の整備又は貨物の運搬若しくは荷役使用する機械のもの	無税
八四三二・四二	主として税関空港において航空機の整備又は貨物の運搬若しくは荷役使用する機械のもの	無税
八四三二・四三	主として税関空港において航空機の整備又は貨物の運搬若しくは荷役使用する機械のもの	無税
八四三二・四九	主として税関空港において航空機の整備又は貨物の運搬若しくは荷役使用する機械のもの	無税
八四三三・四〇	主として税関空港において航空機の整備又は貨物の運搬若しくは荷役使用する機械のもの	無税
八四・三九	主として税関空港において航空機の整備又は貨物の運搬若しくは荷役使用する機械のもの	無税
八四三九・九一	主として税関空港において航空機の整備又は貨物の運搬若しくは荷役使用する機械のもの	無税
八四三九・九九	主として税関空港において航空機の整備又は貨物の運搬若しくは荷役使用する機械のもの	無税

八四・四一	その他の製紙用パルプ、紙又は板紙の加工機械（切断機を含む。）	無税
八四四一・一〇	切断機	無税
八四四一・二〇	袋又は封筒の製造機械	無税
八四四一・三〇	箱、ケース、筒、ドラムその他これらに類する容器の製造機械（型を使用する成形により製造する機械を除く。）	無税
八四四一・四〇	製紙用パルプ、紙又は板紙の成形用機械（型を使用するものに限り。）	無税
八四四一・八〇	その他の機械	無税
八四四二・五〇	活字鋳造用又は植字用の機器及びブロック、プレート、シリンドラーその他の印刷用コンポネントの調製用又は加工用の機械（第八四・五六項から第八四・六五項までの加工用の機械を除く。）	無税
八四四二・五〇	活字、ブロック、プレート、シリンドラーその他の印刷用コンポネント並びに印刷用に平削りし、砂目にし、研磨し又はその他の調製をしたブロック、プレート、シリンドラー及びリソグラフィックストーンのうち	無税
八四四二・五〇	リソグラフィックストーン	無税
八四・五〇	家庭用又は営業用の洗濯機（脱水機兼用のものを含む。）	無税
八四五〇・一一	洗濯機（一回の洗濯容量が乾燥した繊維製品の重量で一〇キログラム以下のものに限り。）	無税
八四五〇・一二	全自動のもの	無税
八四・五一	その他のもの（遠心式脱水機を自蔵するものに限り。）	無税
八四五一・二二	洗浄用、清浄用、絞り用、乾燥用、アイロン掛け用、プレス（フー）ジグプレスを含む用、漂白用、染色用、仕上げ用、塗布用又は染み込ませ用の機械（紡織用繊維の糸、織物類又は製品に使用するものに限り。）	無税
八四五一・二二	第五〇項の機械を除く。）織物類その他の支持物にペーリストを被覆する機械（リノリウムその他の床用敷物の製造用のものに限り。）及び紡織用繊維の織物類の巻取り用、巻戻し用、折畳み用、切断用又はピンキング用の機械	無税
八四五一・二二	乾燥機	無税
八四五一・二二	一回の乾燥容量が乾燥した繊維製品の重量で一〇キログラム以下のもののうち	無税
八四・五六	硬貨を挿入することにより作動するもの以外のもの	無税
八四五六・一〇	レーザーその他の光子ビーム、超音波、放電、電気化学的方法、電子ビーム、イオンビーム又はプラズマアークを使用し材料を取り除くことにより加工する機械	無税
八四五六・三〇	レーザーその他の光子ビームによるもの	無税
八四五六・九〇	放電によるもの	無税
八四五六・九〇	その他のもの	無税

六四〇

八四・五七	金属加工用のマシニングセンター、ユニットコンストラクショナルマシン（シングルステーションのものに限る。）及びマルチステーショントランスファーマシン	無税	八四六〇・一九	その他のもの	無税
八四五七・一〇	マシニングセンター	無税	八四六〇・二二	その他のもの	無税
八四五七・二〇	ユニットコンストラクショナルマシン（シングルステーションのものに限る。）	無税	八四六〇・二九	工具研削盤	無税
八四五七・三〇	マルチステーショントランスファーマシン	無税	八四六〇・三三	数値制御式のものの	無税
八四・五八	旋盤（金属切削用のものに限る。）	無税	八四六〇・三九	その他のもの	無税
八四五八・一一	横旋盤	無税	八四六〇・四〇	マシニング盤及びラップ盤	無税
八四五八・一九	数値制御式のものの	無税	八四六〇・九〇	その他のもの	無税
八四五八・九一	その他の旋盤	無税	八四・六一	その他のもの	無税
八四五八・九九	数値制御式のものの	無税	八四六一・一〇	平面研削盤、立削り盤、ブローチ盤、歯切り盤、歯車研削盤、歯車仕上盤、切断機、パンチングマシン（パンチング機能及び切断機能を組み合わせた機械並びにプレスを含む。）	無税
八四・五九	その他のもの	無税	八四六一・二〇	その他のもの	無税
八四五九・一〇	金属用のボール盤、中ぐり盤、フライス盤、ねじ切り盤及びねじ立て盤（ウェイタイプユニットヘッド機を含むものとし、第八四・五八項の旋盤を除く。）	無税	八四六一・三〇	平削り盤	無税
八四五九・二一	ウェイタイプユニットヘッド機	無税	八四六一・四〇	形削り盤及び立削り盤	無税
八四五九・二九	その他のボール盤	無税	八四六一・五〇	ブローチ盤	無税
八四五九・三九	数値制御式のものの	無税	八四六一・九〇	歯切り盤、歯車研削盤及び歯車仕上盤	無税
八四五九・四〇	その他のもの	無税	八四・六二	金切り盤及び切断機	無税
八四五九・五一	その他の中ぐりフライス盤	無税		その他のもの	無税
八四五九・五九	数値制御式のものの	無税	八四六二・一〇	鍛造機、ハンマー、ダイスタンピングマシン、パンチングマシン、フォールディングマシン、ストレートニングマシン、フラットニングマシン、剪断機、パンチングマシン及びノッチングマシン（プレスを含むものとし、金属加工用のものに限る。）並びにその他のプレス（金属又は金属炭化物の加工用のものに限る。）	無税
八四五九・六九	ひざ形フライス盤	無税		鍛造機及びダイスタンピングマシン（プレスを含む。）並びにハンマー	無税
八四五九・七〇	数値制御式のものの	無税	八四六二・二二	パンチングマシン、フォールディングマシン、ストレートニングマシン及びフラットニングマシン（プレスを含む。）	無税
八四・六〇	その他のもの	無税	八四六二・二九	数値制御式のものの	無税
	その他のフライス盤	無税		その他のもの	無税
	数値制御式のものの	無税	八四六二・三三	剪断機（プレスを含むものとし、パンチング機能及び剪断機能を組み合わせた機械を除く。）	無税
	その他のねじ切り盤及びねじ立て盤	無税	八四六二・三九	数値制御式のものの	無税
	研削盤、ホーニング盤、ラップ盤、研磨盤その他の仕上げ用加工機械（研削砥石その他の研磨材料を使用して金属、焼結した金属炭化物又はサimeットを加工するものに限るものとし、第八四・六一項の歯切り盤、歯車研削盤及び歯車仕上盤を除く。）	無税		その他のもの	無税
	平面研削盤（軸の位置決めが〇・〇一ミリメートル以内の精度でできるものに限る。）	無税	八四六二・四一	パンチングマシン及びノッチングマシン（パンチング機能及び剪断機能を組み合わせた機械並びにプレスを含む。）	無税
	数値制御式のものの	無税		その他のもの	無税

八四六二・四九	その他のもの	無税
八四六二・九一	液圧プレス	無税
八四六二・九九	その他のもの	無税
八四六三・一〇	その他の加工機械（金属、焼結した金属炭化物又はサ マットの加工用のもので、これらを取り除くことなく加工 するものに限る。）	無税
八四六三・二〇	引抜き機（棒、管、形材、線その他これらに類する物品 用のものに限る。）	無税
八四六三・三〇	ねじ転造盤	無税
八四六三・九〇	線の加工機械	無税
八四六六・一〇	その他のもの	無税
八四六六・二〇	第第八四・五六項から第八四・六五項までの機械に専ら又は 主として使用する部分品及び付属品（工作物保持具、ツ ールホルダー、自動開きダイヘッド、割出台その他加工機 用の特殊な附属装置を含む。）並びに手持工具用ツールホル ダー	無税
八四六六・三〇	ツールホルダー及び自動開きダイヘッド	無税
八四六六・九一	工作物保持具	無税
八四六六・九二	割出台その他の特殊な附属装置（加工機械用のものに限 る。）	無税
八四六六・九三	その他のもの	無税
八四六六・九四	第第八四・六四項の機械に使用するもの	無税
八四・七〇	第第八四・六五項の機械に使用するもの	無税
八四七〇・一〇	第第八四・五六項から第八四・六一項までの機械に使用 するもの	無税
八四七〇・二一	第第八四・六二項又は第八四・六三項の機械に使用する もの	無税
八四七〇・二二	計算機及び会計機、金銭登録機、郵便料金計機、切符発行 機その他これらに類する計算機を有する機械	無税
八四七〇・二九	電子式計算機（外部の電源を必要としないものに限る。）	無税
八四七〇・四〇	その他の電子式計算機	無税
八四七〇・五〇	印字機構を有するもの	無税
八四・七一	その他のもの	無税
八四七二・一〇	金銭登録機	無税
八四七二・二〇	自動データ処理機械及びこれを構成するユニット並びに磁 気式又は光学式の読取機、データをデータ媒体に符号化し て転記する機械及び符号化したデータを処理する機械（他 の項に該当するものを除く。）	無税
八四七二・三〇	アナログ式又はハイブリッド式の自動データ処理機械	無税

八四七一・二〇	ディジタル式自動データ処理機械（少なくとも中央処理 装置、入力装置及び出力装置を同一のハウジングに収納 しているものに限るものとし、入力装置と出力装置とが 一体となつていないかを問わない。）	無税
八四七一・九一	その他のもの	無税
八四七一・九二	ディジタル式処理装置（記憶装置、入力装置及び出力 装置のうち一又は二の装置を同一のハウジングに収納 しているものを含むものとし、システムを構成する他の 装置とともに提示するものであるかないかを問わない。 い。）	無税
八四七一・九三	入力装置及び出力装置（システムを構成する他の装置 とともに提示するものであるかないかを問わない。ハ ウジングに記憶装置を収納しているかないかを問わな い。）	無税
八四七一・九九	記憶装置（システムを構成する他の装置とともに提示 するものであるかないかを問わない。）	無税
八四・七二	その他のもの	無税
八四七二・二〇	その他の事務用機器（例えば、謄写機、あて名印刷機、自 動紙幣支払機、硬貨分類機、硬貨計数機、硬貨包装機、鉛 筆削り機、穴あけ機及びステープル打ち機）	無税
八四七二・三〇	あて名印刷機及びアドレスプレートの型押し機械	無税
八四七二・九〇	郵便物の分類用、折畳み用、封入用、帯かけ用、開封 用、封印用又は封印用の機械及び郵便切手の張付け用又 は消印用の機械	無税
八四・七三	その他のもの	無税
八四七三・二一	第第八四・六九項から第八四・七二項までの機械に専ら又は 主として使用する部分品及び付属品（カバ、携帯用ケ スその他これらに類する物品を除く。）	無税
八四七三・二九	第第八四・七〇項の機械の部分品及び付属品	無税
八四七三・三〇	第七〇・二九号の電子式計算機のもの	無税
八四・七六	その他のもの	無税
八四七六・一一	第第八四・七一項の機械の部分品及び付属品	無税
八四七六・一九	物品の自動販売機（例えば、郵便切手用、たばこ用、食料 品用又は飲料用のもの。両替機を含む。）	無税
八四七六・九〇	自動販売機	無税
八四・七七	加熱装置又は冷却装置を自蔵するもの	無税
	その他のもの	無税
	部分品	無税
	ゴム又はプラスチックの加工機械及びゴム又はプラスチッ クを材料とする物品の製造機械（この類の他の項に該当す るものを除く。）	無税

昭和六十二年五月二十二日 参議院會議録第十二号(その二) 商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律案 六四二

八四七七・九〇	部分品のうち	無税	八四八三・五〇	船舶用の減速機(原動機により駆動される軸が一分間につき一〇、〇〇〇回以上回転することができるものを除く)及び逆転機並びに無段変速機以外のものはすみ車及びブリー(ブリーブロックを含む)のうち	無税
八四・七八	機械類(固有の機能を有するものに限るものとし、この類の他の項に該当するものを除く)	無税	八四八三・六〇	自動車のもの	無税
八四七八・九〇	部分品	無税	八四八三・九〇	クラッチ及び軸継手(自在継手を含む。)	無税
八四・七九	その他の機械類	無税		部分品	無税
八四七九・八二	混合用、捏和用、破砕用、粉砕用、ふるい分け用、均質化用、乳化用又はかくはん用の機械	無税		(1) 自動車用のもの	無税
八四七九・八九	その他のもの	無税		(2) 船舶用の減速機(原動機により駆動される軸が一分間につき一〇、〇〇〇回以上回転することができるものを除く)のもの	無税
八四七九・九〇	部分品	無税		(3) その他のもの	無税
八四・八〇	金属鑄造用鑄型、鑄型ベース、鑄造用パターン及び金属、金属炭化物、ガラス、鉱物性材料、ゴム又はプラスチックの成形用の型(金属インゴット用のものを除く。)	無税		無段変速機、クラッチシャフト、はすみ車又はブリー(ブリーブロックを含む)のもの以外のもの	無税
八四八〇・三〇	鑄造用パターン	一〇%	八四・八四	ガasketその他これに類するジョイント(他の材料と結合した金属板製のものと及び二層以上の金属から成るものに限る。)	無税
八四・八一	コック、弁その他これらに類する物品(減圧弁及び温度制御弁を含むものとし、管、かん胴、タンクその他これらに類する物品用のものに限る。)	無税	八四八四・一〇	ガasketその他これに類するジョイント(他の材料と結合した金属板製のものと及び二層以上の金属から成るものに限る。)	無税
八四八一・一〇	減圧弁	無税	八四八四・九〇	その他のもの	無税
八四八一・二〇	油圧伝動装置用又は空気圧伝動装置用の弁	無税		自動車のもの	無税
八四八一・三〇	逆止弁	無税		機械類の部分品(接線子、絶縁体、コイル、接線子その他の電気用物品を有するものと及びこの類の他の項に該当するものを除く。)	無税
八四八一・四〇	安全弁及び逃がし弁	無税	八四・八五	船舶のプロペラ及びその羽根のうち	無税
八四八一・八〇	その他の物品	無税	八四八五・一〇	船舶のプロペラ(羽根の長さがその幅の最大寸法の五倍を超えるものに限る)及びその羽根	無税
八四八一・九〇	部分品	無税	八四八五・九〇	その他のもの	無税
八四・八三	ギヤボックスその他の変速機(トルクコンバーターを含む。)	無税		船舶のプロペラ(羽根の長さがその幅の最大寸法の五倍を超えるものに限る)に付属する可変ピッチ装置及びその部分品並びに当該プロペラの部分品	無税
八四八三・一〇	伝動軸(カムシャフト及びクラッチシャフトを含む。)	無税		電動機及び発電機(原動機とセットにした発電機を除く。)	無税
八四八三・二〇	自動車のもの	無税	八五・〇一	電動機(出力が三七・五ワット以下のものに限る。)	無税
八四八三・三〇	その他のもの	無税	八五〇一・一〇	電動機(出力が三七・五ワットを超え七五ワット以下のものに限る。)	無税
八四八三・四〇	軸受箱(玉軸受又はころ軸受を有するものを除く)及び滑り軸受	無税	八五〇一・二〇	交流両用電動機(出力が三七・五ワットを超え七五ワット以下のものに限る。)	無税
	歯車及び歯車伝動機(単独で提示する歯付きホイール、チェーン、スプロケットその他の伝動装置の構成部品を除く。)	無税	八五〇一・三二	その他の直流電動機及び直流発電機	無税
	ボイルスクリュー並びにギヤボックスその他の変速機(トルクコンバーターを含む。)	無税		出力が七五〇ワットを超え七五キロワット以下のもの	無税

八五〇・一・三三	出力が七五キロワットを超え三七五キロワット以下のもの	無税
八五〇・一・三四	出力が三七五キロワットを超えるもの	無税
八五〇・一・四〇	その他の単相交流電動機	無税
八五〇・一・五一	その他の多相交流電動機	無税
八五〇・一・五二	出力が七五ワット以下のもの	無税
八五〇・一・五三	出力が七五ワットを超え七五キロワット以下のもの	無税
八五〇・一・六二	交流発電機	無税
八五〇・一・六三	出力が七五キロボルトアンペア以下のもの	無税
八五〇・一・六四	出力が七五キロボルトアンペアを超え三七五キロボルトアンペア以下のもの	無税
八五〇・一・六五	出力が三七五キロボルトアンペアを超え七五〇キロボルトアンペア以下のもの	無税
八五〇・一・六六	出力が七五〇キロボルトアンペアを超えるもの	無税
八五〇・一・六七	発電機（原動機とセットにしたものに限り。）及びロータリコンバーター	無税
八五〇・一・六八	発電機（ピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン）及びセミディーゼルエンジン）とセットにしたものに限り。）	無税
八五〇・一・六九	出力が七五キロボルトアンペア以下のもの	無税
八五〇・一・七〇	出力が七五キロボルトアンペアを超え三七五キロボルトアンペア以下のもの	無税
八五〇・一・七一	出力が三七五キロボルトアンペアを超えるもの	無税
八五〇・一・七二	発電機（ピストン式火花点火内燃機関とセットにしたものに限り。）	無税
八五〇・一・七三	発電機（その他の原動機とセットにしたものに限り。）	無税
八五〇・一・七四	ロータリコンバーター	無税
八五〇・一・七五	第八五・〇一項又は第八五・〇二項の機械に専ら又は主として使用する部分品	無税
八五〇・一・七六	トランスフォーマー、スタティックコンバーター（例えば、整流器）及びインダクター	無税
八五〇・一・七七	放電管用安定器	無税
八五〇・一・七八	トランスフォーマー（絶縁性の液体を使用するものに限る。）	無税
八五〇・一・七九	容量が六五〇キロボルトアンペア以下のもの	無税
八五〇・一・八〇	容量が六五〇キロボルトアンペアを超え一〇、〇〇〇キロボルトアンペア以下のもの	無税
八五〇・一・八一	容量が一〇、〇〇〇キロボルトアンペアを超えるもの	無税
八五〇・一・八二	その他のトランスフォーマー	無税
八五〇・四・三一	容量が一キロボルトアンペア以下のもの	無税
八五〇・四・三二	容量が一キロボルトアンペアを超え一六キロボルトアンペア以下のもの	無税
八五〇・四・三三	容量が一六キロボルトアンペアを超え五〇〇キロボルトアンペア以下のもの	無税
八五〇・四・三四	容量が五〇〇キロボルトアンペアを超えるもの	無税
八五〇・四・三五	スタティックコンバーター	無税
八五〇・四・三六	その他のインダクター	無税
八五〇・五・九〇	部分品	無税
八五〇・五・九一	電磁石、永久磁石、永久磁石用の物品で磁化してないもの並びに電磁式又は永久磁石式のチャック、クランプその他これらに類する保持具並びに電磁式のカップリング、クランプ、ブレーキ及びリフティングヘッド	無税
八五〇・五・九二	その他のもの（部分品を含む。）のうち	無税
八五〇・五・九三	電磁石	無税
八五〇・五・九四	蓄電池（隔離板を含むものとし、長方形（正方形を含む。）であるかないかを問わない。）	無税
八五〇・五・九五	ピストンエンジンの始動に使用する種類の鉛蓄電池	無税
八五〇・五・九六	(1) 公称電圧が六ボルト又は一二ボルトのもの	無税
八五〇・五・九七	(2) その他のもの	四・六%
八五〇・五・九八	その他の鉛蓄電池	無税
八五〇・五・九九	(1) 公称電圧が六ボルト又は一二ボルトのもの	四・六%
八五〇・六・〇〇	(2) その他のもの	四・六%
八五〇・六・〇一	ニッケル・カドミウム蓄電池	四・六%
八五〇・六・〇二	ニッケル・鉄蓄電池	四・六%
八五〇・六・〇三	その他の蓄電池	四・六%
八五〇・六・〇四	手持電動工具（電動装置を自蔵するものに限る。）	無税
八五〇・六・〇五	ドリル	無税
八五〇・六・〇六	のこぎり	無税
八五〇・六・〇七	その他の工具	無税
八五〇・六・〇八	部分品	無税
八五〇・六・〇九	家庭用電気機器（電動装置を自蔵するものに限る。）	無税
八五〇・六・一〇	真空式掃除機	無税
八五〇・六・一一	床磨き機	無税
八五〇・六・一二	台所用デイスボーター	無税
八五〇・六・一三	食物用グラインダー、食物用ミキサー及び果汁又は野菜ジュースの搾り機	無税
八五〇・六・一四	その他の機器	無税
八五〇・六・一五	部分品	無税

昭和六十二年五月二十二日 参議院會議録第十二号(その二) 商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律案 六四四

八五・一	火花点火式又は圧縮点火式の内燃機関の点火又は始動に使用する種類の電気機器(例えば、点火用磁石発電機、直流磁石発電機、イグニッションコイル、点火プラグ、予熱プラグ及びスターター)並びにこれらの内燃機関に使用する種類の発電機(例えば、直流発電機及び交流発電機)及び閉閉器	無税
八五・二・一〇	点火プラグ	無税
八五・二・二〇	点火用磁石発電機、直流磁石発電機及びはすみ車式磁石発電機	無税
八五・二・三〇	ディストリビューター及びイグニッションコイル	無税
八五・二・四〇	スターター及び始動充電発電機	無税
八五・二・五〇	その他の発電機	無税
八五・二・八〇	その他の機器	無税
八五・二・九〇	部分品	無税
八五・二・二	電気式の照明用又は信号用の機器(第八五・三九項の物品を除く)、ウインドスクリーンワイパー及び曇り除去装置(自動車又は自動車に使用する種類のものに限り。)	無税
八五・二・一〇	照明用又は可視信号用の機器(自転車に使用する種類のものに限り。)	無税
八五・二・二〇	その他の照明用又は可視信号用の機器	無税
八五・二・三〇	音響信号機器	無税
八五・二・四〇	ウインドスクリーンワイパー及び曇り除去装置	無税
八五・二・九〇	部分品	無税
八五・一四	工業用又は理化学用の電気炉(電磁誘導式又は誘電式のものを含む)及び工業用又は理化学用のその他の加熱機器(電磁誘導式又は誘電式のものに限り。)	無税
八五・一四・一〇	抵抗加熱炉	無税
八五・一四・二〇	電磁誘導式又は誘電式の炉	無税
八五・一四・三〇	その他の炉	無税
八五・一四・四〇	その他の加熱機器(電磁誘導式又は誘電式のものに限り。)	無税
八五・一四・九〇	部分品	無税
八五・一五	加熱付け用、ろう付け用又は溶接用の機器(電気式(電気加熱ガス式を含む)、レバーその他の光子ビーム式、超音波式、電子ビーム式、磁気パルス式又はプラズマアーク式のものに限り。)	無税
八五・一五・八〇	超音波式のもの	無税
八五・一五・九〇	その他の機器のうち	無税
八五・一五・九〇	超音波式機器のもの	無税
八五・一六	電気式の瞬間湯沸器、貯蔵式湯沸器、浸せき式液体加熱器、暖房機器及び土壌加熱器、電熱式の調理用機器(例えば、ヘアードライヤー、ヘアカーラー及びカール用コテ)及び手用ドライヤー、電気アイロンその他の家庭において使用する種類の電熱機器並びに電熱用抵抗体(第八五・四五項のものを除く。)	無税
八五・一六・一〇	電気式の瞬間湯沸器、貯蔵式湯沸器及び浸せき式液体加熱器	無税
八五・一六・二一	電気式の暖房機器及び土壌加熱器	無税
八五・一六・二九	蓄熱式ラジエーター	無税
八五・一六・三〇	その他のもの	無税
八五・一六・三一	電熱式の調理用機器及び手用ドライヤー	無税
八五・一六・三二	ヘアードライヤー	無税
八五・一六・三三	その他の調理用機器	無税
八五・一六・四〇	手用ドライヤー	無税
八五・一六・五〇	電気アイロン	無税
八五・一六・六〇	マイクログ波オーブン	無税
八五・一六・七〇	その他のオーブン並びにクッカー、加熱調理板、煮沸リソグ、グリル及びロースター	無税
八五・一六・七二	その他の電熱機器	無税
八五・一六・七九	コーヒーマーカーク及びティーメーカー	無税
八五・一六・八〇	トースター	無税
八五・一六・九〇	その他のもの	無税
八五・一七	電熱用抵抗体	無税
八五・一七・一〇	部分品	無税
八五・一七・二〇	有線電話用又は有線電信用の電気機器(有線搬送通信機器を含む。)	無税
八五・一七・三〇	電話機	無税
八五・一七・四〇	テレプリンター	無税
八五・一七・五〇	電話用又は電信用の交換機	無税
八五・一七・六〇	その他の有線搬送通信機器	無税
八五・一七・七〇	その他の機器	無税
八五・一七・八〇	電話用のもの	無税
八五・一七・九〇	電信用のもの	無税
八五・一八	部分品	無税
八五・一八・一〇	マイク、ホン及びそのスタンド、拡声器(エンクロージャーに取り付けてあるかないかを問わない)、マイク、ホンとスピーカーとを組み合わせたもの、ヘッドホン、イヤホン、可聴周波増幅器並びに電気式音響増幅装置	無税
八五・一八・二〇	マイク、ホン及びそのスタンド	無税
八五・一八・三〇	拡声器(エンクロージャーに取り付けてあるかないかを問わない。)	無税

八五二八・二二	単一型拡声器（エンクロージャーに取り付けたものに 限る。）	無税
八五二八・二二	複数型拡声器（同一のエンクロージャーに取り付けた ものに限る。）	無税
八五二八・二九	その他のもの	無税
八五二八・三〇	マイクホンとスピーカーとを組み合わせたもの、ヘッ ドホン及びイヤホン	無税
八五二八・四〇	可聴周波増幅器	無税
八五二八・五〇	電気式音響増幅装置	無税
八五二八・九〇	部分品	無税
八五・一九	レコードデッキ、レコードプレーヤー、カセットプレーヤー その他の音声再生機（録音装置を自蔵するものを除く。）	無税
八五一九・一〇	硬貨又はディスクを挿入することにより作動するレコー ドプレーヤー	無税
八五一九・二一	その他のレコードプレーヤー	無税
八五一九・二九	拡声器を有しないもの	無税
八五一九・三二	その他のもの	無税
八五一九・三三	自動レコード交換機構を有するもの	無税
八五一九・三九	その他のもの	無税
八五一九・四〇	トランスクライピングマシン	無税
八五一九・九一	その他の音声再生機	無税
八五一九・九九	カセット式のもの	無税
八五・二〇	その他のもの	無税
八五二〇・一〇	磁気式テープレコーダーその他の録音機（音声再生装置を 自蔵するかしないかを問わない。）	無税
八五二〇・二〇	ディクテーティングマシン（外部電源によらなければ作 動しないものに限る。）	無税
八五二〇・二〇	留守番電話装置	無税
八五二〇・三二	その他の磁気式テープレコーダー（音声再生装置を自蔵 するものに限る。）	無税
八五二〇・三九	カセット式のもの	無税
八五二〇・九〇	その他のもの	無税
八五二〇・九〇	ビデオの記録用又は再生用の機器	無税
八五二一・一〇	磁気テープ式のもの	無税
八五二一・九〇	その他のもの	無税
八五・二三	録音その他これに類する記録用の媒体（記録してないもの に限るものとし、第三七類の物品を除く。）	無税
八五二三・一一	磁気テープ	無税
八五二三・一一	幅が四ミリメートル以下のもの	無税

八五二三・二二	幅が四ミリメートルを超え六・五ミリメートル以下の もの	無税
八五二三・二三	幅が六・五ミリメートルを超えるもの	無税
八五二三・二〇	磁気ディスク	無税
八五二三・九〇	その他のもの	無税
八五・二四	(1) 蓄音機用レコード製造用のレコードブランク	一・七%
八五二四・一〇	(2) その他のもの	無税
八五二四・二一	レコード、テープその他の記録用の媒体（録音その他これ に類する記録をしたもの（レコード製造用の原盤及びマス ターを含む）に限るものとし、第三七類の物品を除く。）	無税
八五二四・二二	蓄音機用レコード	無税
八五二四・二三	(1) 回転数が一分間につき四〇回以下のもので、直径 が二〇センチメートルを超えるもの	一枚につき一 五円六〇銭
八五二四・二四	(2) その他のもの	一枚につき六 円四〇銭
八五二四・二五	磁気テープ	一・七%
八五二四・二六	幅が四ミリメートル以下のもの	一・七%
八五二四・二七	幅が六・五ミリメートルを超えるもの	一・七%
八五二四・二八	その他のもの	一・七%
八五二五・一〇	無線電話用、無線電信用、ラジオ放送用又はテレビジョン 用の送信機（受信機、録音装置又は音声再生装置を自 蔵するかしないかを問わない。）及びテレビジョンカメラ	無税
八五二五・二〇	送信機	無税
八五二五・二〇	送信機（受信機を自蔵するものに限る。）	無税
八五二六・一〇	レーダー、航行用無線機器及び無線遠隔制御機器	無税
八五二六・九一	レーダーのうち	無税
八五二六・九二	航空機用のもの（機上用又は地上用のものであるか ないかを問わない。）及び船舶用のもの以外のもの	無税
八五・二七	その他のもの	無税
八五二六・九二	航行用無線機器のうち	無税
八五二六・九二	航空機用のもの（機上用又は地上用のものであるか ないかを問わない。）	無税
八五二六・九二	無線遠隔制御機器のうち	無税
八五・二七	航空機用のもの（機上用又は地上用のものであるか ないかを問わない。）	無税
八五・二七	無線電話用、無線電信用又はラジオ放送用の受信機（同 一のハウジングにおいて録音装置、音声再生装置又は時計 と結合してあるかないかを問わない。）	無税

六四六

八五二七・一一	無線	ラジオ放送用受信機（無線電話又は無線電信も受信することが出来るものを含むものとし、外部電源によらずに作動するものに限る。）
八五二七・一九	無線	録音装置又は音声再生装置と結合してあるもの
八五二七・二一	無線	その他のもの
八五二七・二二	無線	自動車に使用する種類のラジオ放送用受信機（無線電話又は無線電信も受信することが出来るものを含むものとし、外部電源によらなければ作動しないものに限る。）
八五二七・二九	無線	録音装置又は音声再生装置と結合してあるもの
八五二七・三二	無線	その他のもの
八五二七・三三	無線	時計と結合してあるもの（録音装置又は音声再生装置と結合してあるものを除く。）
八五二七・三九	無線	その他の機器
八五二七・九〇	無線	テレビジョン受像機（ビデオモニター及びビデオプロジェクターを含むものとし、同一のハウジングにおいてラジオ放送用受信機又は音声若しくはビデオの記録用若しくは再生用の装置と結合してあるかないかを問わない。）
八五二八・一〇	無線	カラーのもの
八五二八・二〇	無線	白黒その他のモノクロームのもの
八五・二九	無線	第八五・二五項から第八五・二八項までの機器に専ら又は主として使用する部分品
八五二九・一〇	無線	アンテナ及びアンテナ反射器並びにこれらに使用する部分品
八五二九・九〇	無線	その他のもの
八五・三一	無線	電気式の音響信号用又は可視信号用の機器（例えば、ベル、サイレン、表示盤、盗難警報器及び火災警報器、第八五・一二項又は第八五・三〇項のものを除く。）
八五三一・一〇	無線	盗難警報器、火災警報器その他これらに類する機器
八五三一・二〇	無線	表示盤（液晶ディスプレイ又は発光ダイオードを自蔵するものに限る。）
八五三一・八〇	無線	その他の機器
八五三一・九〇	無線	部分品
八五・三二	無線	固定式、可変式又は半固定式のコンデンサー
八五三二・一〇	無線	固定式コンデンサー（五〇又は六〇ヘルツ回路用に設計したもので、無効電力が〇・五キロボール以上のものに限る（電力用コンデンサー）。）
八五三二・二二	無線	その他の固定式コンデンサー
八五三二・三二	無線	タンタルコンデンサー
八五三二・三三	無線	アルミニウム電解コンデンサー
八五三二・二三	無線	セラミックコンデンサー（単層のものに限る。）
八五三二・二四	無線	セラミックコンデンサー（多層のものに限る。）
八五三二・二五	無線	紙コンデンサー及びプラスチックコンデンサー
八五三二・二九	無線	その他のもの
八五三二・三〇	無線	可変式又は半固定式のコンデンサー
八五三二・九〇	無線	部分品
八五・三三	無線	電気抵抗器（可変抵抗器及びポテンシオメーターを含むものとし、電熱用抵抗体を除く。）
八五三三・一〇	無線	固定式炭素抵抗器（被膜抵抗器を含む。）
八五三三・二一	無線	その他の固定式抵抗器
八五三三・二九	無線	容量が二〇ワット以下のもの
八五三三・三一	無線	その他のもの
八五三三・三九	無線	巻線形可変抵抗器（ポテンシオメーターを含む。）
八五三三・四〇	無線	容量が二〇ワット以下のもの
八五三三・九〇	無線	その他のもの
八五・三四	無線	その他の可変抵抗器（ポテンシオメーターを含む。）
八五三四・〇〇	無線	部分品
八五・三五	無線	印刷回路
八五三五・一〇	無線	電気回路の開閉用、保護用又は接続用の機器（例えば、スイッチ、ヒューズ、避雷器、電圧リミッター、サージ抑制器、プラグ及び接続箱、使用電圧が一、〇〇〇ボルトを超えるものに限る。）
八五三五・二一	無線	ヒューズ
八五三五・二二	無線	自動遮断器
八五三五・二九	無線	使用電圧が七二・五キロボルト未満のもの
八五三五・三〇	無線	その他のもの
八五三五・四〇	無線	断路機及び開閉スイッチ
八五三五・九〇	無線	避雷器、電圧リミッター及びサージ抑制器
八五・三六	無線	その他のもの
八五三六・一〇	無線	電気回路の開閉用、保護用又は接続用の機器（例えば、スイッチ、ヒューズ、サージ抑制器、プラグ、ソケット、ランプホルダー及び接続箱、使用電圧が一、〇〇〇ボルト以下のものに限る。）
八五三六・二〇	無線	ヒューズ
八五三六・三〇	無線	自動遮断器
八五三六・四一	無線	電気回路保護用のその他の機器
八五三六・四九	無線	燃電器
八五三六・四一	無線	使用電圧が六〇ボルト以下のもの
八五三六・四九	無線	その他のもの

八五三六・五〇	その他のスイッチのうち	無税
八五三六・六一	電磁閉器及びマイクロスイッチ以外のもの	無税
八五三六・六九	ランプホルダー、プラグ及びソケット	無税
八五三六・九〇	ランプホルダー	無税
八五・三八	その他のもの	無税
八五三八・一〇	その他の機器	無税
八五三八・九〇	第八五・三五項から第八五・三七項までの機器に専ら又は主として使用する部分品	無税
八五・三九	第八五・三七項の物品用の盤、パネル、コンソール、機、キャビネットその他の物品（機器を装備してないものに限る。）	無税
八五三九・一〇	その他のもの	無税
八五三九・二〇	フィラメント電球及び放電管（シールドビームランプ、紫外線ランプ及び赤外線ランプを含む。）並びにアーク灯	無税
八五三九・四〇	シールドビームランプ	無税
八五三九・九〇	(1) 自動車用のもの	無税
八五・四〇	(2) その他のもの	三・四%
八五三九・二二	その他のフィラメント電球（紫外線ランプ及び赤外線ランプを除く。）	三・四%
八五三九・二二	タンクステンハロゲン電球	三・四%
八五三九・二九	その他のもの（出力が二〇〇ワット以下のもので、使用電圧が一〇〇ボルトを超えるものに限る。）	三・四%
八五三九・四〇	その他のもの	三・四%
八五三九・九〇	紫外線ランプ、赤外線ランプ及びアーク灯のうち部分品のうち	三・四%
八五・四〇	自動車用シールドビームランプのもの	無税
八五四〇・一一	熱電子管、冷陰極管及び光電管（例えば、真空式のもの、蒸気又はガスを封入したもの、水銀整流管、陰極線管及びテレビジョン用撮像管）	無税
八五四〇・二二	テレビジョン受像用陰極線管（ビデオモニター用陰極線管を含む。）	無税
八五四〇・二二	カラーのもの	無税
八五四〇・三〇	白黒その他のモノクロームのもの	無税
八五四〇・三〇	テレビジョン用撮像管、イメージ交換管、イメージ増倍管その他の光電管のうち	無税
八五四〇・三〇	テレビジョン用撮像管	無税
八五四〇・三〇	その他の陰極線管	無税
八五四〇・四一	マイクロ波管（例えば、磁電管、クライストロン、進行波管及びカルシノトロン。格子制御式のものを除く。）	無税
八五四〇・四一	磁電管	無税

八五四〇・四二	クライストロン	無税
八五四〇・四九	その他のもの	無税
八五四〇・八一	その他の管	無税
八五四〇・八九	受信管及び増幅管	無税
八五四〇・九一	その他のもの	無税
八五四〇・九九	部分品	無税
八五・四一	陰極線管のもの	無税
八五四一・一〇	その他のもの	無税
八五四一・二二	ダイオード、トランジスターその他これらに類する半導体デバイス、光電性半導体デバイス（光電池（モジュール又はパネルにしてあるかないかを問わない。）を含む。）発光ダイオード及び圧電結晶素子	無税
八五四一・二九	ダイオード（光電性ダイオード及び発光ダイオードを除く。）	無税
八五四一・三〇	トランジスター（光電性トランジスターを除く。）	無税
八五四一・四〇	定格消費電力が一ワット未満のもの	無税
八五四一・五〇	その他のもの	無税
八五四一・九〇	サイリスター、ダイアック及びトライアック（光電性デバイスを除く。）	無税
八五四一・九〇	光電性半導体デバイス（光電池（モジュール又はパネルにしてあるかないかを問わない。）を含む。）及び発光ダイオードのうち	無税
八五四一・九〇	発光ダイオード以外のもの	無税
八五四一・九〇	その他の半導体デバイス	無税
八五四一・九〇	部分品	無税
八五四一・九〇	集積回路及び超小形組立モノリシック集積回路	無税
八五四一・九〇	デジタル式のもの	無税
八五四一・九〇	その他のもの	無税
八五四一・九〇	ハイブリッド集積回路	無税
八五四一・九〇	部分品	無税
八五四一・九〇	電気機器（固有の機能を有するものに限るものとし、この類の他の項に該当するものを除く。）	無税
八五四一・九〇	信号発生器	無税
八五四一・九〇	電気めつき用、電気分解用又は電気泳動用の機器	無税
八五四一・九〇	その他の機器	無税
八五四一・九〇	部分品	無税
八五四一・九〇	電気絶縁をした線、ケーブル（同軸ケーブルを含む。）その他の電気導体（エナメルを塗布し又は酸化被膜処理をしたものを除く。）及び光ファイバケーブル（個々に被覆した問わない。）	無税

昭和六十二年五月二十二日 参議院會議録第十二号(その二) 商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律案 六四八

八五四四・三〇	ファイバーから成るものに限るものとし、電気導体を組み込んであるか又は接続子を取り付けてあるかないかを問わない。	無税	八七〇三・二二	その他の車両(ピストン式火花点火内燃機関(往復動機関に限る)を搭載したものに限る。)	無税
八五四四・六〇	点火用配線セットその他の配線セット(車両、航空機又は船舶に使用する種類のものに限る)のうち	無税	八七〇三・二二	シリンドラー容積が一、〇〇〇立方センチメートル以下のもの	無税
八五四四・七〇	自動車用のもの	無税	八七〇三・二三	シリンドラー容積が一、〇〇〇立方センチメートルを超え一、五〇〇立方センチメートル以下のもの	無税
八五四四・七〇	その他の電気導体(使用電圧が一、〇〇〇ボルトを超えるものに限る)のうち	無税	八七〇三・二四	シリンドラー容積が一、五〇〇立方センチメートルを超え三、〇〇〇立方センチメートル以下のもの	無税
八五四四・七〇	自動車用のもの	無税	八七〇三・三一	シリンドラー容積が一、五〇〇立方センチメートル以下のもの	無税
八五四四・七〇	光ファイバーケーブルのうち	無税	八七〇三・三二	シリンドラー容積が一、五〇〇立方センチメートルを超え二、五〇〇立方センチメートル以下のもの	無税
八五四四・七〇	ガラス製のものの以外のも	無税	八七〇三・三三	シリンドラー容積が二、五〇〇立方センチメートルを超えるもの	無税
八五四四・七〇	炭素電極、炭素ブラシ、ランプ用炭素棒、電池用炭素棒その他の製品で黒鉛その他の炭素のもの(電気的用途に供する種類のものに限る)のうち、金属を取り付けてあるかないかを問わない。	無税	八七〇三・九〇	その他のもの	無税
八五四四・九〇	その他のもののうち	無税	八七〇四・一〇	貨物自動車	無税
八五四四・九〇	カーボン電熱抵抗体	無税	八七〇四・二一	ダンプカー(不整地走行用に設計したものに限る。)	無税
八五四四・九〇	コンテナ(液体輸送用のものを含むものとし、一以上の輸送方式による運送を行うために特に設計し、かつ、装備したものに限る)のうち	無税	八七〇四・二二	その他のもの(ピストン式圧縮点火内燃機関(ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン)を搭載したものに限る。)	無税
八五四四・九〇	解体用のもの	無税	八七〇四・二三	車両総重量が五トン以下のもの	無税
八五四四・九〇	トラクター(第八七・〇九項のトラクターを除く。)	無税	八七〇四・三二	車両総重量が五トンを超え二〇トン以下のもの	無税
八五四四・九〇	歩行操縦式トラクターのうち	無税	八七〇四・三三	車両総重量が二〇トンを超えるもの	無税
八五四四・九〇	農業用のもの	無税	八七〇四・三三	その他のもの(ピストン式火花点火内燃機関を搭載したものに限る。)	無税
八五四四・九〇	セミトラクター用の道路走行用トラクターのうち	無税	八七〇四・三三	車両総重量が五トン以下のもの	無税
八五四四・九〇	主として税関空港において貨物の運搬又は荷役に使用するもの	無税	八七〇四・三三	車両総重量が五トンを超えるもの	無税
八五四四・九〇	無限軌道式トラクター	無税	八七〇四・三三	車両総重量が五トン以下のもの	無税
八五四四・九〇	その他のもの	無税	八七〇四・三三	車両総重量が五トンを超えるもの	無税
八五四四・九〇	(1) 農業用のもの	無税	八七〇四・三三	その他のもの	無税
八五四四・九〇	(2) その他のもののうち	無税	八七〇四・三三	特殊用途自動車(例えば、救難車、クレーン車、消防車、コンクリートミキサー車、道路清掃車、散水車、工作車及びレントゲン車。主として人員又は貨物の輸送用に設計したものを除く。)	無税
八五四四・九〇	主として税関空港において航空機のけん引又は貨物の運搬若しくは荷役に使用するもの	無税	八七〇四・三三	クレーン車	無税
八五四四・九〇	公共輸送型乗用自動車	無税	八七〇四・三三	せん孔デリク車	無税
八五四四・九〇	ピストン式圧縮点火内燃機関(ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン)を搭載したもの	無税	八七〇四・三三	消防車	無税
八五四四・九〇	その他のもの	無税	八七〇四・三三	コンクリートミキサー車	無税
八五四四・九〇	乗用自動車その他の自動車(ステーションワゴン及びレジャーカーを含む、主として人員の輸送用に設計したものに限るものとし、第八七・〇二項のものを除く。)	無税	八七〇四・三三	その他のもの	無税
八五四四・九〇	雪上走行用に特に設計した車両及びゴルフカーその他これに類する車両	無税	八七〇四・三三		無税

八七〇六・〇〇	原動機付きシャシ(第八七・〇一項から第八七・〇五項までの自動車用のものに限り、ののうち)	無税
八七〇七	第八七・〇一項のトラクター用のもの以外のもの	無税
八七〇七・一〇	車体(運転室を含むものとし、第八七・〇一項から第八七・〇五項までの自動車用のものに限り、ののうち)	無税
八七〇七・九〇	第八七・〇三項の車両用のもの	無税
八七〇八	その他のもの	無税
八七〇八・一〇	部分品及び付属品(第八七・〇一項から第八七・〇五項までの自動車のものに限り、ののうち)	無税
八七〇八・二〇	バンパー及びその部分品	無税
八七〇八・二二	車体(運転室を含むもの)その他の部分品及び付属品	無税
八七〇八・二九	シートベルト	無税
八七〇八・三一	その他のもの	無税
八七〇八・三九	ブレーキ及びサロブレーキ並びにこれらの部分品	無税
八七〇八・四〇	ブレーキライニング(取り付けたものに限り、ののうち)	無税
八七〇八・五〇	その他のもの	無税
八七〇八・六〇	ギヤボックス	無税
八七〇八・七〇	駆動軸(差動装置を有するものに限り、ののうち、伝動装置のその他の構成部品を有するが有しないかを問わない。)	無税
八七〇八・八〇	非駆動軸及びその部分品	無税
八七〇八・九〇	車輪並びにその部分品及び付属品	無税
八七〇八・九一	懸架装置用ショックアブソーバー	無税
八七〇八・九二	その他の部分品及び付属品	無税
八七〇八・九三	ラジエーター	無税
八七〇八・九四	消音装置及び排気管	無税
八七〇八・九五	クラッチ及びその部分品	無税
八七〇八・九六	ハンドル、ステアリングコラム及びステアリングボックス	無税
八七〇八・九九	その他のもの	無税
八七〇九	自走式作業トラック(工場、倉庫、埠頭又は空港において貨物の短距離の運搬に使用する種類のものに限り、ののうち、持ち上げ用又は荷扱い用の機器を装備したものを除く。)	無税
八七〇九・一一	及び鉄道の駅のプラットフォームにおいて使用する種類のトラクター並びにこれらの部分品	無税
	車両	
	電気式のもののうち	
	主として税関空港において貨物の運搬又は荷役使用するもの	無税

八七〇九・一九	その他のもの	無税
八七〇九・九〇	主として税関空港において貨物の運搬又は荷役使用するもの	無税
八七一一	部分品のうち	無税
八七一一・一〇	モーターサイクル(モペットを含むものとし、サイドカー付きであるか否かを問わない。補助原動機付きの自動車(サイドカー付きであるか否かを問わない)及びサイドカー	無税
八七一一・二〇	シリンダー容積が五〇立方センチメートル以下のピストン式内燃機関(往復動機関に限る。)	無税
八七一一・三〇	シリンダー容積が五〇立方センチメートルを超え五〇立方センチメートル以下のピストン式内燃機関(往復動機関に限る。)	無税
八七一一・四〇	シリンダー容積が五〇立方センチメートルを超え八〇立方センチメートル以下のピストン式内燃機関(往復動機関に限る。)	無税
八七一一・五〇	シリンダー容積が八〇立方センチメートルを超え一〇〇立方センチメートル以下のピストン式内燃機関(往復動機関に限る。)	無税
八七一一・九〇	その他のもの	無税
八七一二・一四	部分品及び付属品(第八七・一一項から第八七・一三項までの車両のものに限る。)	無税
八七一二・一四・一一	モーターサイクル(モペットを含むもの)のサドル	無税
八七一二・一四・一九	その他のもの	無税
八七一二・四・九九	その他のもの	無税
八七一一・一六	サイドカーのもの	無税
八七一一・三一	トラレーラー及びセミトラレーラー並びにその他の車両(機械式駆動機構を有するものを除く)並びにこれらの部分品	無税
八七一一・三九	貨物輸送用のその他のトラレーラー及びセミトラレーラー	無税
八七一一・四〇	タンクトラレーラー及びタンクセミトラレーラーのうち	無税
	主として税関空港において貨物の運搬又は荷役使用するもの	無税
	その他のもの	無税
	主として税関空港において貨物の運搬又は荷役使用するもの	無税
	その他のトラレーラー及びセミトラレーラーのうち	無税
	主として税関空港において貨物の運搬又は荷役使用するもの	無税

昭和六十二年五月二十二日 参議院會議録第十二号(その二) 商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律案 六五〇

八七一六・九〇	部分品のうち	無税	九〇〇六・四〇	(1) 内臓の医学的検診用のもの(エックス線用のものを除く。)	二・三%
八八・〇三	主として税関空港において貨物の運搬又は荷役を使用する車両のもの	無税	九〇〇六・五一	(2) その他のもののうち	無税
八八〇三・一〇	部分品(第八八・〇一又は第八八・〇二項の物品のものに限る。)	無税	九〇〇六・五二	水中用のもの及び法廷用又は鑑識用の比較カメラ	無税
八八〇四・〇〇	飛行機用プロペラ	無税	九〇〇六・五三	インスタントプリントカメラ	無税
八九〇五・一〇	曳航用又は押航用の船舶	無税	九〇〇六・五九	その他の写真機	無税
八九〇五・二〇	照明船、消防船、しゅんせつ船、クレーン船その他の船舶	無税	九〇〇六・九一	一眼レフレックスのもの(幅が三ミリメートル以下のロールフィルムを使用するものに限る。)	無税
八九〇五・九〇	浮遊式又は潜水式の掘削用又は生産用のプラットフォーム	無税	九〇〇八・四〇	その他のもの(幅が三ミリメートル未満のロールフィルムを使用するものに限る。)	無税
九〇〇一・一〇	その他のもの	無税	九〇〇八・九〇	その他のもの(幅が三ミリメートルのロールフィルムを使用するものに限る。)	無税
九〇〇一・二〇	光ファイバー(束にしたものを含む。、光ファイバーケーブル及び板並びにレンズ(コンタクトレンズを含む。))	無税	九〇〇九・二一	部分品及び付属品	無税
九〇〇一・三〇	ガラス製のものの以外のもの	無税	九〇〇九・三〇	写真機、写真引伸機及び写真縮小機(映画用のものを除く。)	無税
九〇〇一・四〇	偏光材料製のシート及び板	無税	九〇〇九・九〇	写真引伸機及び写真縮小機(映画用のものを除く。)	無税
九〇〇一・五〇	コンタクトレンズ	無税	九〇一〇・一〇	写真引伸機及び写真縮小機(映画用のものを除く。)	無税
九〇〇一・九〇	ガラス製の眼鏡用レンズ	無税	九〇一〇・二〇	写真引伸機及び写真縮小機(映画用のものを除く。)	無税
九〇〇二・一〇	その他の材料製の眼鏡用レンズ	無税	九〇一〇・三〇	写真引伸機及び写真縮小機(映画用のものを除く。)	無税
九〇〇二・二〇	その他のもの	無税	九〇一〇・四〇	写真引伸機及び写真縮小機(映画用のものを除く。)	無税
九〇〇二・三〇	レンズ、プリズム、鏡その他の光学用品(材料を問わないものとし、取り付けたもので機器に装着して又は機器の部分品として使用するものに限る。、光学的に研磨してないガラス製のものを除く。)	無税	九〇一〇・五〇	写真引伸機及び写真縮小機(映画用のものを除く。)	無税
九〇〇二・四〇	対物レンズ	無税	九〇一〇・六〇	写真引伸機及び写真縮小機(映画用のものを除く。)	無税
九〇〇二・五〇	写真機用、映写機用、投影機用、写真引伸機用又は写真縮小機用のもの	無税	九〇一〇・七〇	写真引伸機及び写真縮小機(映画用のものを除く。)	無税
九〇〇二・六〇	その他のもの	無税	九〇一〇・八〇	写真引伸機及び写真縮小機(映画用のものを除く。)	無税
九〇〇二・七〇	フィルム	無税	九〇一〇・九〇	写真引伸機及び写真縮小機(映画用のものを除く。)	無税
九〇〇二・八〇	その他のもの	無税	九〇一〇・一〇	写真引伸機及び写真縮小機(映画用のものを除く。)	無税
九〇〇六・三〇	写真機(映画用撮影機を除く。並びに写真用のせん光器具及びせん光電球(第八五・三九項の放電管を除く。))	無税	九〇一〇・二〇	写真引伸機及び写真縮小機(映画用のものを除く。)	無税
	水中用、航空測量用又は内臓の医学的検診用に特に設計した写真機及び法廷用又は鑑識用の比較カメラ	無税	九〇一〇・三〇	写真引伸機及び写真縮小機(映画用のものを除く。)	無税

昭和六十二年五月二十二日 参議院會議録第十二号(その二) 商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律案 六五一

九〇・一三	液晶ディスプレイ(より特殊な限定をした項に該当するものを除く。)、レーザー(レーザーダイオードを除く。及びその他の光学機器(この類の他の項に該当するものを除く。))、武器用望遠照準器、望遠鏡及びこの類又は第一六部の機器の部分品として設計した望遠鏡	無税
九〇・一三・一〇	レーザー(レーザーダイオードを除く。)	無税
九〇・一三・二〇	その他の機器	無税
九〇・一三・八〇	部分品及び附属品	無税
九〇・一三・九〇	羅針盤その他の航行用機器	無税
九〇・一四	空中又は宇宙の航行用の機器(羅針盤を除く。)	無税
九〇・一四・二〇	電気式のもの	無税
九〇・一四・八〇	その他の機器	無税
九〇・一四・九〇	部分品及び附属品	無税
九〇・一五	(1) 電気式機器用のもの	無税
九〇・一五・一〇	(2) その他のもの	三・八%
九〇・一五・八〇	土地測量(写真測量を含む。)、用、水路測量用、海洋測量用、水理計測用、気象観測用又は地球物理学用の機器(羅針盤を除く。)	無税
九〇・一五・九〇	測距機	無税
九〇・一六	その他の機器	無税
九〇・一六・〇〇	部分品及び附属品のうち	無税
九〇・一七	電気式機器用のもの	無税
九〇・一七・三〇	はかり(感量が五〇ミリグラム以内のものに限るものとし、分銅を附属させてあるかないかを問わない。)	無税
九〇・一七・八〇	電気式のもの	無税
九〇・一七・九〇	その他の機器のうち	無税
九〇・一八	電気式のもの	無税
九〇・一九・二〇	部分品及び附属品のうち	無税
九〇・一九・三〇	電気式機器用のもの	無税
九〇・一九・四〇	医療用又は獣医用の機器(シンチグラフ装置その他の医療用電気機器及び視力検査機器を含む。)	無税
九〇・一九・五〇	診断用電気機器(機能検査用又は生理学的パラメーター検査用の機器を含む。)	無税

九〇・一八・一九	その他のもののうち	四・六%
九〇・一八・三〇	超音波診断装置	無税
九〇・一八・三二	注射器(針を付けてあるかないかを問わない。)	無税
九〇・一八・三三	注射器(針を付けてあるかないかを問わない。)	無税
九〇・一八・三九	(1) 歯科用のもの	三・九%
九〇・一八・四〇	(2) その他のもの	無税
九〇・一八・四一	金銀製の管針及び縫合用の針	無税
九〇・一八・四二	(1) 歯科用のもの	三・九%
九〇・一八・四三	(2) その他のもの	無税
九〇・一八・四四	その他の機器(歯科用のものに限る。)	無税
九〇・一八・四五	歯科用エンジン(同一の台の上に他の歯科用機器を取り付けてあるかないかを問わない。)	無税
九〇・一八・四六	その他のもののうち	無税
九〇・一八・四七	歯科用の電気機器(単に電動機により作動するもの及び歯科用の器具を除く。)	無税
九〇・一八・四八	部分品及び附属品並びに歯科用の器具以外のもの	無税
九〇・一八・四九	その他の機器(眼科用のものに限る。)	三・九%
九〇・一九・一〇	(1) 外科用のもの(電気機器(単に電動機により作動するもの)を除く。)	三・九%
九〇・一九・二〇	(2) その他のもの	無税
九〇・一九・三〇	機械療法用、マッサージ用又は心理学的適性検査用の機器及びオゾン吸入器、酸素吸入器、エアゾール治療器、人工呼吸器その他の呼吸治療用機器	無税
九〇・一九・四〇	オゾン吸入器、酸素吸入器、エアゾール治療器、人工呼吸器その他の呼吸治療用機器	無税
九〇・一九・五〇	整形外科用機器(松葉づえ、外科用ベルト及び脱腸帯を含む。)	無税
九〇・一九・六〇	補聴器その他の聴覚官の不具合を補う機器(着用品、補聴器又は人体内に埋めて使用するものに限る。)	無税
九〇・一九・七〇	人造の部分及び副木その他の骨折治療具	無税
九〇・一九・八〇	人造関節その他の整形外科用機器及び骨折治療具	無税
九〇・一九・九〇	その他のもの	無税
九〇・二〇・一〇	義歯及び歯用の取付用品	無税
九〇・二〇・二〇	その他のもの	無税

[illegible]

九〇二・二〇	速度計、回転速度計及びストロボスコープ	無税	九〇二・二〇	腕時計（電池により作動するものに限るものとし、ストップウォッチの機能を有するものか有しないかを問わない。）	無税
九〇二・九〇	部分品及び附属品	無税	九〇二・二二	機械式表示部のみを有するもの	無税
九〇・三〇	オシロスコープ、スペクトラムアナライザその他の電気的量の測定用又は検査用の機器（第九〇・二八項の計器を除く。）及びアルファ線、ベータ線、ガンマ線、エックス線、宇宙線その他の電離放射線の測定用又は検出用の機器	無税	九〇二・二九	その他のもの	無税
九〇三〇・一〇	電離放射線の測定用又は検出用の機器	無税	九〇二・二二	自動巻きのもの	無税
九〇三〇・二〇	陰極線オシロスコープ及び陰極線オシログラフ	無税	九〇二・二九	その他のもの	無税
九〇三〇・三〇	電圧、電流、抵抗又は電力の測定用又は検査用のその他の機器（記録装置を有しないものに限る。）	無税	九〇二・二九	電池により作動するもの	無税
九〇三〇・三三	マルチメーター	無税	九〇二・二九	その他のもの	無税
九〇三〇・四〇	電圧計及び電流計以外のもの	無税	九〇二・二九	腕時計、懐中時計その他の携帯用時計（ストップウォッチを含むものとし、第九〇・二八項のものを除く。）	無税
九〇三〇・八〇	遠隔通信用に特に設計したその他の機器（例えば、漏話計、利得測定装置、ひずみ率計及び雑音計）	無税	九〇二・二九	腕時計（電池により作動するものに限るものとし、ストップウォッチの機能を有するものか有しないかを問わない。）	無税
九〇三〇・八〇	その他の機器	無税	九〇二・二九	機械式表示部のみを有するもの	無税
九〇三〇・八〇	記録装置を有するもの	無税	九〇二・二九	オプトエレクトロニクス表示部のみを有するもの	無税
九〇三〇・九〇	部分品及び附属品	無税	九〇二・二九	その他のもの	無税
九〇・三〇	測定用又は検査用の機器（この類の他の項に該当するものを除く。）及び輪郭投影機	無税	九〇二・二九	その他の腕時計（ストップウォッチの機能を有するものか有しないかを問わない。）	無税
九〇・三〇	釣合試験機	無税	九〇二・二九	自動巻きのもの	無税
九〇三〇・一〇	テストベンチ	無税	九〇二・二九	その他のもの	無税
九〇三〇・二〇	その他の機器のうち	無税	九〇二・二九	電池により作動するもの	無税
九〇三〇・二〇	電気式のもの	無税	九〇二・二九	その他のもの	無税
九〇三〇・二〇	部分品及び附属品のうち	無税	九〇二・二九	時計（ウォッチムーブメントを有するものに限るものとし、携帯用時計及び第九〇・二八項の時計を除く。）	無税
九〇三〇・二〇	電気式機器用のもの	無税	九〇二・二九	電池により作動するもの	無税
九〇・三〇	自動調整機器	無税	九〇二・二九	その他のもの	無税
九〇三〇・一〇	サーモスタット	無税	九〇二・二九	目覚まし時計	無税
九〇三〇・二〇	マノスタット	無税	九〇二・二九	電池又は送配電系統により供給される電力により作動するもの	無税
九〇三〇・二〇	その他の機器	無税	九〇二・二九	その他のもの	無税
九〇三〇・二〇	液体式又は気体式のもの	無税	九〇二・二九	その他のもの	無税
九〇三〇・二〇	その他のもの	無税	九〇二・二九	その他のもの	無税
九〇三〇・二〇	部分品及び附属品	無税	九〇二・二九	その他のもの	無税
九〇・三〇	この類の機器の部分品及び附属品（この類の他の項に該当するものを除く。）	無税	九〇二・二九	その他のもの	無税
九〇・三〇	腕時計、懐中時計その他の携帯用時計（ストップウォッチを含むものとし、ケースに貴金属又は貴金属を張った金属を使用したものに限る。）	無税	九〇二・二九	その他のもの	無税

昭和六十二年五月二十二日 参議院會議録第十二号(その二) 商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律案 六五四

九一〇五・九一	その他のもの	無税	九一・一四	その他の時計の部分品	三・四%
九一〇五・九九	電池又は送配電系統により供給される電力により作動するもの	無税	九一・一四・二〇	第九三・〇一から第九三・〇四項までの物品の部分品及び付属品	無税
九一〇八	その他のもの	無税	九三・〇五	その他のもの	
九一〇八・一一	ウォッチムーブメント(完成品に限る。)	無税	九三・〇五・九〇	軍用の武器のものの以外のもの	二・五%
九一〇八・一二	電池により作動するもの	無税		革製又はコンポジションレザ製のもの	
九一〇八・一九	機械式表示部のみを有するもの及び機械式表示部を組み込むことができる装置を有するもの	無税	九四・〇一	腰掛け(寝台として兼用することができるものであるもの)及びその部分品	
九一〇八・二〇	オプトエレクトロニクス表示部のみを有するもの	無税	九四・〇一・八〇	その他の腰掛けのうち	
	その他のもの	無税		大理石製のもの	二%
九一〇八・九一	自動巻きのもの	無税	九四・〇三	その他の家具及びその部分品	
九一〇八・九九	その他のもの	無税	九四・〇三・八〇	その他の材料(とう、オーガ、竹その他これらに類する材料を含む)製の家具	
九一・〇九	その他の時計ムーブメント(完成品に限る。)	無税		二 その他のもの	
九一〇九・一一	電池又は送配電系統により供給される電力により作動するもの	無税	九四・〇五	大理石製のもの	二%
九一〇九・一九	目覚まし時計のもの	無税		ランプその他の照明器具及びその部分品(サーチライト及びスポットライトを含むものとし、他の項に該当するものを除く)並びに光源を据え付けたイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品及びこれらの部分品(他の項に該当するものを除く。)	
九一・一〇	その他のもの	無税	九四・〇五・一〇	シャンデリアその他の天井用又は壁掛け用の電気式照明器具(公共の広場又は街路の照明に使用する種類のものを除く)のうち	二%
	時計用ムーブメントで、単に組み立てることにより完成品となるもの及びこれを一部組み立てたもの(ムーブメントセッティング、未完成の時計用ムーブメントで組み立てたもの並びに時計用ラフムーブメント)	無税		大理石製のもの	二%
	携帯用時計のもの	四・七%	九四・〇五・二〇	車上用、机上用、ベッドサイド用又は床置き用の電気式ランプのうち	二%
九一〇一・一二	未完成のムーブメントで組み立てたもの		九四・〇五・四〇	大理石製のもの	二%
九一・一三	携帯用時計のバンド及びブレスレット並びにこれらの部分品			電気式のランプその他の照明器具(他の号に該当するものを除く。)	無税
九一・一三・二〇	卑金属製のもの(金又は銀をめつきしてあるかないかを問わない。)	五・六%	九四・〇五・五〇	(1) サーチライト及びスポットライト	二%
	(2) 貴金属をめつきたもの	二・五%		その他のもの	二%
九一・一三・九〇	その他のもの			大理石製のもの	二%
	一 革製又はコンポジションレザ製のもののうち		九四・〇五・九二	非電気式のランプその他の照明器具のうち	二%
	毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめつきた金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを使用したもの以外のもの	二・五%	九四・〇五・九九	大理石製のもの	五・八%
	二 その他のもの			プラスチック製のもの	二%
	(1) 二種類以上の材料(組立て用のみに供する材料(例えば、ひもを除く)から構成されるもの)	二・五%		その他のもの	二%
				大理石製のもの	二%

昭和六十二年五月二十二日 参議院会議録第十二号(その二) 商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律案 六五五

九四・〇六	プレハブ建築物	三・九%
九五・〇四	遊戯場用、テーブルゲーム用又は室内遊戯用の物品（ピンテーブル、ビリヤード台、カジノ用に特に製造したテーブル及びボーリングアレー用自動装置を含む。）	
九五・〇四・一〇	テレビジョン受像機を使用する種類のビデオゲーム	無税
九五・〇四・二〇	ビリヤード用の物品及び附属品	無税
九五・〇四・三〇	その他のゲーム用のもの（便貨又はディスクを挿入することにより作動するものに限るものとし、ボーリングアレー用装置を除く。）	無税
九五・〇四・九〇	その他のもののうち チェスその他のテーブルゲーム用具並びにその部分品及び附属品並びにボーリングボール以外のもの	無税
九五・〇六	体操、競技その他の運動（卓球を含む。）又は戸外遊戯に使用する物品（この類の他の項に該当するものを除く。）及び水泳用又は水遊び用のプール	無税
九五・〇六・一一	スキーその他のスキー用具	二・四%
九五・〇六・一二	スキーの締め具	二・四%
九五・〇六・一九	その他のもの	二・四%
九五・〇六・二一	水上スキー、サーフボード、セイルボードその他の水上運動用具	
九五・〇六・二九	セイルボード	無税
九五・〇六・三一	その他のもの	無税
九五・〇六・三二	ゴルフクラブその他のゴルフ用具	無税
九五・〇六・三九	クラブ（完成品に限る。）	無税
九五・〇六・五一	ボール	無税
九五・〇六・九六・〇三	その他のもの テニスラケット、バドミントンラケットその他これらに類するラケット（ガットを張つてあるかないかを問わない。）	無税
九五・〇六・九六・〇三	その他のもの テニスラケット（ガットを張つてあるかないかを問わない。）	無税
九五・〇六・九六・〇三	その他のもの ほうき、ブラシ（機械類又は車両の部分品として使用するブラシを含む。）動力駆動式でない手動床掃除機、モップ及び羽毛ダスター、ほうき又はブラシの製造用に結束し又は房状にした物品、ペイントバッド、ペイントローラー並びにスクイージー（ローラースクイージーを除く。）	無税
九五・〇六・九六・〇三・九〇	その他のもののうち 床掃除機	無税

品名	税率
トラベルセット（化粧用、洗面用、裁縫用又は靴若しくは衣服の清浄用のものに限る。）	一〇%
ボールペン、フェルトペンその他の浸透性のペン先を有するペン及びマーカー、万年筆その他のペン、鉄筆、シャープペンシル並びにペン軸、ペンシルホルダーその他これらに類するホルダー並びにこれらの部分品（キヤップ及びクリップを含むものとし、第九六・〇九項の物品を除く。）	
ボールペンのうち 軸又はキヤップに貴金属、これを張り若しくはめつた金属、寶石、半寶石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを使用したもの	無税
万年筆その他のペン 製図用ペン（墨汁を使用するものに限る。）のうち 軸又はキヤップに貴金属、これを張り若しくはめつた金属、寶石、半寶石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを使用したもの	無税
その他のもののうち 軸又はキヤップに貴金属、これを張り若しくはめつた金属、寶石、半寶石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを使用したもの	無税
シャープペンシルのうち 軸又はキヤップに貴金属、これを張り若しくはめつた金属、寶石、半寶石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを使用したもの	無税

品名	税率
冷凍果実及び冷凍ナット（調理してないもの及び蒸気又は水煮による調理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）	
ストロベリー 一 砂糖を加えたもの	一六%
ラズベリー、ブラックベリー、桑の実、ローガンベリー、ブラッドカーラント、ホワイイトカーラント、レッドカーラント及びグーズベリー 一 砂糖を加えたもの	一六%
その他のもの 一 砂糖を加えたもののうち ベリー サワーチェリー	一六% 一八・四%

昭和六十二年五月二十二日 参議院會議録第十二号(その二) 商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律案 六五六

一五二・一・九〇	その他のもののうち パームステアリン	四%	一六〇二・九〇	その他のもの(動物の血の調製品を含む。)	八%
一五・一六	動物性又は植物性の油脂及びその分別物(完全に又は部分的に水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したものに限り、精製してあるかないかを問わず、更に調製したものを除く。)	四%	一六〇三・〇〇	二 その他のもののうち 牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有しないもの	八%
一五・一六・一〇	動物性油脂及びその分別物	四%	一六〇三・〇〇	肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物のエキス及びジュース	二二・八%
一五・一六・二〇	植物性油脂及びその分別物	四%	一六〇三・〇〇	(1) 肉エキス及びミートジュース	九・六%
一五・一八	動物性又は植物性の油脂及びその分別物(ボイル油化、酸化、脱水、硫酸、吹込み又は真空若しくは不活性ガスの下での加熱重合その他の化学的な変性加工をしたものに限り、第一五・一六項のものを除く。並びにこの類の動物性油脂若しくは植物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品(食用に適しないものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。)	四%	一六〇四・一四	(2) その他のもの	九・六%
一五・一九	工業用の脂肪性モノカルボン酸、アシッドオイルで油脂の精製の際に生ずるもの及び工業用の脂肪性アルコール	四%	一六〇四・一二	魚(調製し又は保存に適する処理をしたものに限り、キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物	九・六%
一五・一九・一一	ステアリン酸	四%	一六〇四・一三	魚(全形のもの及び断片状のものに限るものとし、細かく切り刻んだものを除く。)	九・六%
一五・一九・一二	オレイン酸	四%	一六〇四・一五	さけ	九・六%
一五・一九・二三	トール油脂脂肪酸	四%	一六〇四・一六	にしん	九・六%
一五・一九・二九	その他のもの	四%	一六〇四・一九	いわし	九・六%
一五・一九・三〇	アシッドオイルで油脂の精製の際に生ずるもの	四%	一六〇四・二〇	まぐろ、はがつお(サルダ属のもの)及びかつお	九・六%
一五・二〇	工業用の脂肪性アルコール	四%		さば	九・六%
一五・二〇・一〇	グリセリン(純粋であるかないかを問わない。)、グリセリン水及びグリセリン廃液	六・四%		かたくちいわし	九・六%
一五・二〇・九〇	グリセリン(粗のものに限る。)、グリセリン水及びグリセリン廃液	六・四%		その他のもの	九・六%
一六・〇・二	その他のもの(合成グリセリンを含む。)	六・四%		その他の調製し又は保存に適する処理をした魚	九・六%
一六・〇二・二〇	その他の調製し又は保存に適する処理をした肉、くず肉及び血	八%		(1) 魚卵	二二・八%
一六・〇二・三〇	動物の肝臓のもの	八%		(i) にしん(クルペ属のもの)のもの	二二・八%
一六・〇二・三二	牛又は豚の肉以外のもの	八%		(ii) たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)のもの	二二・八%
一六・〇二・三三	第七項の家きんのもの	八%		(iii) その他のもの	六・四%
一六・〇二・三九	二 その他のもののうち 牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有しないもの	八%		(iv) その他のもの	六・四%
	二 その他のもののうち 牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有しないもの	八%		キャビア及びその代用物	六・四%
	二 その他のもののうち 牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有しないもの	八%		甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物(調製し又は保存に適する処理をしたものに限り。)	六・四%
	二 その他のもののうち 牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有しないもの	八%		かに	六・五%
	二 その他のもののうち 牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有しないもの	八%		(1) 気密容器入りのもの(くん製したものを除く。)	九・六%
	二 その他のもののうち 牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有しないもの	八%		(2) その他のもの	九・六%
	二 その他のもののうち 牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有しないもの	八%		シュリンプ及びブロン	四・八%
	二 その他のもののうち 牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有しないもの	八%		(1) くん製したもの及び単に水若しくは塩水で煮又はその後冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの	六%
	二 その他のもののうち 牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有しないもの	八%		(2) その他のもの	六%

一六〇五・三〇	ロブスター	(1) くん製したもの及び単に水若しくは塩水で煮又はその後冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの	四・八%	一九〇二	スパゲッティ、マカロニ、ヌードル、ラザニア、ニョッキ、ラビオリ、カネロニその他のパスタ(加熱による調理をし、肉その他の材料を詰め又はその他の調理をしたものであるかないかを問わない)及びクリースクース(調理したパスタ(加熱による調理をし、詰物をし又はその他の調理をしたものを除く))	一キログラムにつき三二円
一六〇五・四〇	その他の甲殻類	(2) その他のもの	六%	一九〇二・一九	その他のもの	
	(1) えび	(i) くん製したもの及び単に水若しくは塩水で煮又はその後冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの	四・八%	一九〇三・〇〇	ビーフン	
	(ii) その他のもの	(ii) その他のもの	六%	一九〇四	タピオカ及びでん粉から製造したタピオカ代用物(フレーク形状、粒状、真珠形、ふるいかす状その他これらに類する形状のものに限る)	一六%
一六〇五・九〇	その他のもの	その他のもの	九・六%	一九〇四・一〇	穀物又は穀物産物を膨脹させて又はいつて得た調製食料品	一九・二%
	一 くん製したもの	一 くん製したもの	九・六%	一九〇五	パン、ペイストリー、ケーキ、ビスケットその他のベーカリー製品(ココアを含むものとし、固体のものに限る。糖、糖蜜、糖アルコール、ライス、スーパーストその他これらに類する物品	六・四%
	二 その他のもののうち	二 その他のもの(いか及びくらげを除く。)	九・六%	一九〇五・九〇	二 聖さん用ウエハー、医療用に適するオブライント、シーリングウエハー、ライスベーパーその他これらに類する物品	九・六%
一七・〇二	その他のもの(いか及びくらげを除く。)	その他のもの(化学的に純粋な乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を含むものとし、固体のものに限る。糖、糖蜜、糖アルコール又は着色料を加えてないものに限る。人造はちみつ(天然はちみつを混合してあるかないかを問わない)及びカラメル	九・六%	二〇〇二	調製し又は保存に適する処理をしたトマト(食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。)	九・六%
一七〇二・五〇	果糖(化学的に純粋なものに限る。)	果糖(化学的に純粋なものに限る。)	二二・八%	二〇〇二・一〇	トマト(全形のものと及び断片状のものに限る。)	二二・四%
一九〇一	麦芽エキス並びに穀粉、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食料品(ココア粉を含むものにあつては、その含有量が全重量の五〇%未満のものとし、他の項に該当するものを除く。)	麦芽エキス並びに穀粉、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食料品(ココア粉を含むものにあつては、その含有量が全重量の五〇%未満のものとし、他の項に該当するものを除く。)	二八%	二〇〇二・九〇	その他のもの	九・六%
一九〇一・二〇	二 ケーキミックス	二 ケーキミックス	二八%	二〇〇三・一〇	一 砂糖を加えたもの	九・六%
	(一) 砂糖を加えたもの	(一) 砂糖を加えたもの	二八%		二 その他のもの	九・六%
	(二) その他のもの	(二) その他のもの	二〇%		一 砂糖を加えたもの	二二・四%
一九〇一・九〇	その他のもの	(1) 小売用の容器入りしたもの(容器ともの一個の重量が五〇〇グラム以下のものに限る。)	一六%		二 気密容器入りしたもの(容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。)	一六%
	二 麦芽エキス	(2) その他のもの	九・六%		(2) その他のもの	二二・四%

二〇〇三・二〇	トリフ	(1) 気密容器入りのもの(容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限り)	一六%
二〇・〇四	(2) その他のもの	調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜(冷凍したものに限り)とし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。	一・二%
二〇〇四・一〇	二 その他のもの	ばれいしよ	
二〇〇四・九〇	(1) マッシュポテト	一六%	
	(2) その他のもの	九・六%	
	その他の野菜及び野菜を混合したもの		
	二 その他のもののうち	一六%	
	たけのこ	九・六%	
二〇・〇五	その他のもの(アスパラガス、豆、スイートコーン及びヤングコーンコブを除く)	九・六%	
二〇〇五・一〇	調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜(冷凍し又は保存に適する処理をしたものを除く)	一六%	
二〇〇五・二〇	均質調製野菜	二・八%	
	二 その他のもの	一六%	
	ばれいしよ	一六%	
	一 マッシュポテト及びポテトフレーク		
	二 その他のもの	二・八%	
	(1) 気密容器入りのもの(容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限り)	九・六%	
	(2) その他のもの	二・八%	
二〇〇五・三〇	サワークラウト	二・四%	
	一 砂糖を加えたもの	二・八%	
	二 その他のもの	二・四%	
二〇〇五・四〇	えんどう(ビスマ・サティザム)	二・四%	
	一 砂糖を加えたもののうち	二・四%	
	さや付きのもの	二・四%	
	二 その他のもの		
	(1) 気密容器入りのもの(容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限り)	二・八%	
	(i) さや付きのもの	一六%	
	(ii) その他のもの	九・六%	
	(2) その他のもの	九・六%	
	(i) さや付きのもの	九・六%	
	(ii) その他のもの	九・六%	

二〇〇五・五九	(iii) その他のもの	一六%
	ささげ属又はいんげんまめ属の豆	
	二 その他のもの	二・四%
	一 砂糖を加えたもの	二・八%
	二 その他のもの	九・六%
二〇〇五・七〇	オリブ	七・二%
	(1) 気密容器入りのもの(容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限り)	九・六%
	(2) その他のもの	九・六%
二〇〇五・九〇	その他の野菜及び野菜を混合したもの	
	一 砂糖を加えたもののうち	二・四%
	豆(さや付きのものを除く)以外のもの	一六%
	二 その他のもののうち	二・四%
	たけのこ	一六%
	その他のもの(ヤングコーンコブ及び豆(さや付きのものを除く)を除く)	一六%
	気密容器入りのもの(容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限り)	二・八%
	にんにくの粉	二・八%
	その他のもの	二・八%
	にんにくの粉	二・八%
	その他のもの	二・八%
二〇〇六・〇〇	砂糖により調製した果実、ナット、果皮その他植物の部分(ドレーンしたもの、グラッセのもの及びクリスタライズしたものに限り)	二・八%
	(1) マロングラッセ	二・八%
	(2) その他のもの	二・八%
二〇〇八・一八	果実、ナットその他植物の食用の部分(その他の調製し又は保存に適する処理をしたものに限り)とし、砂糖その他の甘味料又はアルコールを加えてあるかないかを問わず、他の項に該当するものを除く)	二・八%
	ナット、落花生その他の種(これらを相互に混合してあるかないかを問わない)	二・八%
二〇〇八・一九	その他のもの(混合したものを含む)	二・八%
	一 砂糖を加えたもののうち	二・八%
	パルプ状のもの以外のもののうち	二・八%
	カシューナット及びその他のいつたナット	二・四%

六五九

[illegible]

昭和六十二年五月二十二日 参議院會議録第十二号(その二) 商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律案 六六〇

二一・〇一	(一) その他のもの	七・二%
二一・〇一	コーヒ、茶又はマテのエキスを、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品、コーヒ、茶又はマテをもととした調製品並びにコーヒ、茶又はマテのエキスを、エッセンス及び濃縮物	
二一・〇一	コーヒのエキスを、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びにコーヒをもととした調製品	
二一・〇一	コーヒのエキスを、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品	
二一・〇一	(二) その他のもの	一六%
二一・〇一	インスタントコーヒ以外のもの	
二一・〇一	茶又はマテのエキスを、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びに茶又はマテをもととした調製品	
二一・〇一	茶又はマテのエキスを、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品	
二一・〇一	(一) インスタントティー	一六%
二一・〇一	(二) その他のもの	二一・八%
二一・〇一	チヨリその他のコーヒ代用物(いつたものに限る。)	
二一・〇一	並びにそのエキスを、エッセンス及び濃縮物	
二一・〇一	酵母(活性のものに限る。)	
二一・〇一	の単細胞微生物(生きていないものを問わない。)	
二一・〇一	及び第三	
二一・〇一	パウダー	
二一・〇一	酵母(活性のものに限る。)	
二一・〇一	酵母(不活性のものに限る。)	
二一・〇一	及びその他の単細胞微生物	
二一・〇一	(生きているものに限る。)	
二一・〇一	一 酵母	一四%
二一・〇一	調製したベーキングパウダー	六・四%
二一・〇一	ソース、ソース用の調製品、混合調味料、マスタードの粉	一四%
二一・〇一	及びミール並びに調製したマスタード	
二一・〇一	マスタードの粉及びミール並びに調製したマスタード	
二一・〇一	一 小売用の容器入りにしたもの	九・六%
二一・〇一	二 その他のもの	二一・二%
二一・〇一	その他のもの	一〇・三%
二一・〇一	一 ソース	
二一・〇一	(1) マヨネーズ	一六%
二一・〇一	(2) フレンチドレッシング及びサラダドレッシング	二一・二%
二一・〇一	(3) その他のもの	九・六%
二一・〇一	二 その他のもの	九・六%
二一・〇一	(一) インスタントカレーその他のカレー調製品	九・六%

二一・〇四	(一) その他のもの	一六%
二一・〇四	(1) グルタミン酸ソーダを主成分とするもの	
二一・〇四	(2) その他のもの	一四%
二一・〇四	スーパ、ブロス、スーパ用又はブロス用の調製品及び均質混合調製食品	
二一・〇四	スーパ、ブロス及びスーパ用又はブロス用の調製品	
二一・〇四	(1) 野菜のもの(気密容器入りのものに限る。)	一四%
二一・〇四	(2) その他のもの	一六・八%
二一・〇四	均質混合調製食品	二一・八%
二一・〇四	調製食品(他の項に該当するものを除く。)	
二一・〇四	その他のもの	
二一・〇四	二 チューインガム	八%
二一・〇四	その他のもの	
二一・〇四	(一) 砂糖を加えたもの	二八%
二一・〇四	おたねにんじん又はそのエキスを含有する飲料のもの	
二一・〇四	(二) その他のもの	二一・二%
二一・〇四	B アルコールを含有しない飲料のもの	
二一・〇四	おたねにんじん又はそのエキスを含有するもの	
二一・〇四	C その他のもの	二一・二%
二一・〇四	第〇四・一〇項の物品のもの	
二一・〇四	水(天然又は人工の鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものを除く。)	
二一・〇四	氷及び雪	
二一・〇四	鉱水及び炭酸水	三・二%
二一・〇四	水(鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。)	
二一・〇四	有しない飲料(第二〇・〇九項の果実又は野菜のジュースを除く。)	
二一・〇四	水(鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。)	
二一・〇四	一 砂糖を加えたもの	二一・二%
二一・〇四	二 その他のもの	一六%
二一・〇四	その他のもの	二一・二%
二一・〇四	一 砂糖を加えたもの	二一・二%
二一・〇四	二 その他のもの	一六%
二一・〇四	ビール	一六%

一リットルにつき六円四〇銭

昭和六十二年五月二十二日 参議院會議録第十二号(その二) 商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律案 六六一

二二・〇四	ぶどう酒(強化ぶどう酒を含むものとし、生鮮のぶどうから製造したものに限る)及びぶどう搾汁(第二〇・〇九項のものを除く)	一リットルにつき九六円
二二・〇四・二九	その他のぶどう酒及びぶどう搾汁でアルコール添加により発酵を止めたもの その他のものうち 一五〇リットル以下の容器入りにしたものの以外のも	一リットルにつき六四円
二二・〇六	その他の発酵酒(例えば、りんご酒、なし酒及びミード)	一リットルにつき七〇円四
二二・〇六・〇〇	二 その他のもの (一) 清酒及び濁酒	一リットルにつき七〇円四
二二・〇七	エチルアルコール(変性させてないものでアルコール分が八〇%以上のものに限る)及び変性アルコール(アルコール分が八〇%以上のものに限る)	三三%
二二・〇七・一〇	エチルアルコール(変性させてないものでアルコール分が八〇%以上のものに限る)	三三%
二二・〇七・二〇	一 アルコール分が九〇%以上のもの 二 その他のものうち 別表第一(A)第三二〇七・一〇号に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの	一リットルにつき四四円八
二二・〇八	変性アルコール(アルコール分がいかなを問わない)	三三%
二二・〇八・一〇	一 アルコール分が九〇%以上のもの 二 その他のもの	一リットルにつき四四円八
二二・〇八・九〇	エチルアルコール(変性させてないものでアルコール分が八〇%未満のものに限る)及び蒸留酒(アルコール分が八〇%未満のものに限る)に飲料製造に使用する種類の調製品でアルコールを含有するもの 飲料製造に使用する種類の調製品でアルコールを含有するもの 二 その他のもの 一 エチルアルコール及び蒸留酒 (二) その他のものうち 別表第一(A)第三二〇八・九〇号の(一)の(1)に掲げる税率の適用を受けるもの以外のものうち	二二・八%
二二・〇九	エチルアルコール	一リットルにつき九六円
二二・〇九・〇〇	二 リキユールその他のアルコール飲料 (二) 合成清酒及び白酒	一リットルにつき七〇円四
二二・〇九・〇〇	食酢及び酢酸から得た食酢代用物	一・六%
二二・〇九・〇〇	白亜	一・六%
二二・〇九・〇〇	コランダム、ガーネットその他の研磨用の材料(天然のものに限るものとし、熱処理をしてあるかないかを問わない)パミスストーン及びエメリー	一・六%
二二・〇九・〇〇	エメリー、天然のコランダム、天然のガーネットその他の天然の研磨用の材料	一・六%
二二・〇九・〇〇	その他のもの	一・六%
二二・〇九・二九	天然石膏及び天然無水石膏並びに天然石膏を焼いたもの又は硫酸カルシウムから成るプラスチック(着色してあるかないかを問わない)促進剤若しくは遅延剤を加えてあるかないかを問わない	三%
二二・〇九・二九	プラスチックのうち	三%
二二・〇九・二九	天然石膏を焼いたもの以外のもの	三%
二二・〇九・二九	ポットランドセメント、アルミナセメント、スラグセメント、スパーサルフェートセメントその他これらに類する水硬性セメント(着色してあるかないか又はクリンカー状であるかないかを問わない)	二・六%
二二・〇九・二九	セメントクリンカー	二・六%
二二・〇九・二九	ポットランドセメント	二・六%
二二・〇九・二九	白色セメント(人工着色をしてあるかないかを問わない)	二・六%
二二・〇九・二九	その他のもの	二・六%
二二・〇九・二九	アルミナセメント	二・六%
二二・〇九・二九	その他の水硬性セメント	二・六%
二二・〇九・二九	石炭及び練炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したもの	四・六%
二二・〇九・二九	練炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したもの	四・六%
二二・〇九・二九	コークス及び半成コークス(石炭、亜炭又は泥炭から製造したものに限るものとし、凝結させてあるかないかを問わない)並びにレトリクトカーボンのうち	三・二%
二二・〇九・二九	コークス及び半成コークス	三・二%

昭和六十二年五月二十二日 参議院會議録第十二号(その二) 商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律案 六六二

二七・〇七	高温コールドタルの蒸留物及びこれに類する物品で芳香族成分の重量が非芳香族成分の重量を超えるもの	三%
二七・〇七・四〇	ナフタレン	三%
二七・〇七・五〇	その他の芳香族炭化水素混合物で、ASTM D 八六の方法による温度二五〇度における減失量加算留出容量が全容量の六五%以上のもの	三%
二七・〇七・九九	温度一五度における比重が〇・八三以下のもの	三%
二七・一〇	その他のもの	三%
二七・一〇・〇〇	温度一五度における比重が〇・八三以下のもの	三%
石油及び歴青油(原油を除く)並びにこれらの調製品(石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以上のもの、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。)		
一 石油及び歴青油(石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五%未満のものを含む。)		
(一) 揮発油		
A 低重合度の混合アルキレンのうち		
トリプロピレン以外のもの		
二・六%		
C その他のもの		
(a) 航空機用のもの(アンチノック剤を加えてないものを含む。)		
一キロリットルにつき二、四二六円四〇銭		
(1) 温度一五度における比重が〇・八〇一七以下のもの		
一キロリットルにつき二、六九六円		
(2) その他のもの		
一キロリットルにつき二、七二一・一四		
(b) その他のもの		
(1) 政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの、アンモニア、二エチルヘキシルアルコール、オレフィン系炭化水素又は無水マレイン酸の製造に使用するもの		
一キロリットルにつき七六〇円		
(2) 燃料用のもの(政令で定めるものに限る。)		
一キロリットルにつき八六〇円		
(3) その他のもの		
一キロリットルにつき七二〇円		
(二) 灯油		
A 低重合度の混合アルキレン		
B その他のもの		
ノルマルパラフィン(直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の九五%以上のものに限る。)		
三%		
(三) 軽油		
(a) 潤滑油(流動パラフィンを含む。)		
(1) 温度一五度における比重が〇・八四九四を超え、流動パラフィン、切削油、絶縁油及び航空機用潤滑油並びに焼入油、作動油、防錆油その他主として潤滑用に供しない油に限る。並びに温度一五度における比重が〇・八四九四以下のもの		
四・六%		
(2) その他のもの		
九・六%		
三・九%		
二 その他のもの		
石油ガスその他のガス状炭化水素		
液化したもの		
プロパン		
(1) アンモニア、二エチルヘキシルアルコール、オレフィン系炭化水素又は無水マレイン酸の製造に使用するもの		
一トンにつき八〇円		
(2) その他のもの		
一トンにつき一六〇円		
ブタン		
(1) アンモニア、二エチルヘキシルアルコール、オレフィン系炭化水素又は無水マレイン酸の製造に使用するもの		
一トンにつき八〇円		
(2) その他のもの		
一トンにつき一六〇円		
エチレン、プロピレン、ブチレン及びブタジエン		
(1) エチレン		
五%		
(2) その他のもの		
(i) アンモニア、二エチルヘキシルアルコール、オレフィン系炭化水素又は無水マレイン酸の製造に使用するもの		
一トンにつき八〇円		
(ii) その他のもの		
一トンにつき一六〇円		

二七・一一・一九	その他のもの	二八〇四・四〇	酸素	三・九%
二七・一一・二二	(1) 石油ガス	二八〇四・五〇	ほう素及びテルル	三・九%
二七・一一・二九	(1) アンモニア、二―エチルヘキシルアルコ ル、オレフィン系炭化水素又は無水マレイ ン酸の製造に使用するもの	二八〇四・六一	けい素の含有量が全重量の九九・九九%以上のもの	五・八%
二七・一二	(2) その他のもの	二八〇四・八〇	一 単結晶のもの	三・九%
二七・一二・一一	ガス状のもの	二八〇四・九〇	二 その他のもの	三・九%
二七・一二・二〇	天然ガス	二八・〇五	砒素	四・六%
二七・一二・二〇	その他のもの	二八〇五・一一	セレン	三・九%
二七・一二・二〇	ペトロラタム並びにパラフィンろう、ミクロクリスタリン 石油ワックス、スラックワックス、オゾケライト、モン ンろう、泥炭ろうその他の鉱物性ろう及びこれらに類する 物品で合成その他の方法により得たもの(着色してあるか ないかを問わない)	二八〇五・一九	アルカリ金属及びアルカリ土類金属並びに希土類金属、ス カンジウム及びイットリウム(これらの相互の混合物又は 合金にしてあるかないかを問わない)並びに水銀	四・六%
二七・一二・二〇	ペトロラタム	二八〇五・二二	アルカリ金属	三・九%
二七・一二・二〇	パラフィンろう(油の含有量が全重量の〇・七五%未満 のものに限る)	二八〇五・三〇	ナトリウム	三・九%
二七・一二・二〇	その他のもの	二八〇五・四〇	その他のもの	三・九%
二七・一二・二〇	石油ワックス、石油アスファルトその他の石油又は瀝青 油の残留物	二八〇六・一一	カルシウム	三・九%
二七・一二・二〇	その他の石油又は瀝青油の残留物	二八〇六・二〇	ストロンチウム及びバリウム	三・九%
二七・一二・二〇	一 潤滑油を溶剤により精製する際に生ずる副生抽出 物(流動点が温度三百度以下のものに限る)	二八〇七・〇〇	希土類金属、スカンジウム及びイットリウム(これらの 相互の混合物又は合金にしてあるかないかを問わない)	三・九%
二八・〇一	ふつ素、塩素、臭素及びよう素	二八・〇七	水銀	六・四%
二八・〇一	塩素	二八・〇八	塩化水素(塩酸)及びクロロ硫酸	三・九%
二八・〇一	よう素	二八・〇九	クロロ硫酸	三・九%
二八・〇一	ふつ素及び臭素	二八・〇九・一〇	硫酸及び発煙硫酸	三・九%
二八・〇二	昇華硫黄、沈降硫黄及びコロイド硫黄	二八・〇九・二〇	硝酸及び硫酸	三・九%
二八・〇三	炭素(カーボンブラックその他の形態の炭素で、他の項に 該当するものを除く)	二八・一一	五酸化二りん	三・九%
二八・〇四	水素、希ガスその他の非金属元素	二八・一一・一九	りん酸及びポリりん酸	三・九%
二八・〇四・二一	希ガス	二八・一一・二二	その他の無機酸及び無機非金属酸化物	三・九%
二八・〇四・二九	アルゴン	二八・一一・二三	その他の無機酸	三・九%
二八・〇四・三〇	その他のもの	二八・一一・二九	ふつ化水素(ふつ化水素酸)	三・九%
二八・〇四・三〇	二 その他のもの	二八・一一・二九	その他の無機非金属酸化物	三・九%
			二酸化炭素	三・九%
			二酸化けい素	三・九%
			二酸化硫黄	三・九%
			その他のもの	三・九%

二八・二二	非金属のハロゲン化合物及びハロゲン化合物	三・九%
二八・二一	塩化物及び塩化酸化物	三・九%
二八・二〇	その他のもの	三・九%
二八・一九	非金属硫化物及び商慣行上三硫化りんとして取引する物品	三・九%
二八・一八	二硫化炭素	三・九%
二八・一七	その他のもの	三・九%
二八・一六	無水アンモニア及びアンモニア水	三・九%
二八・一五	無水アンモニア	三・九%
二八・一四	アンモニア水	三・九%
二八・一三	水酸化ナトリウム(かせいソーダ)、水酸化カリウム(かせいカリ)及びナトリウム又はカリウムの過酸化化物	三・九%
二八・一二	水酸化ナトリウム(かせいソーダ)	三・九%
二八・一一	固体のもの	三・九%
二八・一〇	水溶液のもの(ソーダ液)	三・九%
二八・〇九	水酸化カリウム(かせいカリ)	三・九%
二八・〇八	ナトリウム又はカリウムの過酸化化物	三・九%
二八・〇七	マグネシウムの水酸化物及び過酸化化物並びにストロンチウム又はバリウムの水酸化物及び過酸化化物	三・九%
二八・〇六	ストロンチウムの水酸化物、水酸化物及び過酸化化物	三・九%
二八・〇五	バリウムの水酸化物、水酸化物及び過酸化化物	三・九%
二八・〇四	酸化亜鉛及び過酸化亜鉛	三・九%
二八・〇三	酸化アルミニウム(人造コランダムを含む)及び水酸化アルミニウム	三・九%
二八・〇二	人造コランダム	三・九%
二八・〇一	水酸化アルミニウム	三・九%
二八・〇〇	クロムの酸化物及び水酸化物	三・九%
二八・九九	三酸化クロム	三・九%
二八・九八	その他のもの	三・九%
二八・九七	マンガン酸化物	三・九%
二八・九六	二酸化マンガンの酸化物	三・九%
二八・九五	その他のもの	三・九%
二八・九四	アースカラーで三酸化二鉄として計算した化合鉄分が全重量の七〇%以上のもの並びに鉄の酸化物及び水酸化物	三・九%
二八・九三	鉄の酸化物及び水酸化物	三・九%
二八・九二	アースカラー	三・九%
二八・九一	チタンの酸化物	三・九%
二八・九〇		三・九%
二八・八九		三・九%
二八・八八		三・九%
二八・八七		三・九%
二八・八六		三・九%
二八・八五		三・九%
二八・八四		三・九%
二八・八三		三・九%
二八・八二		三・九%
二八・八一		三・九%
二八・八〇		三・九%
二八・七九		三・九%
二八・七八		三・九%
二八・七七		三・九%
二八・七六		三・九%
二八・七五		三・九%
二八・七四		三・九%
二八・七三		三・九%
二八・七二		三・九%
二八・七一		三・九%
二八・七〇		三・九%
二八・六九		三・九%
二八・六八		三・九%
二八・六七		三・九%
二八・六六		三・九%
二八・六五		三・九%
二八・六四		三・九%
二八・六三		三・九%
二八・六二		三・九%
二八・六一		三・九%
二八・六〇		三・九%
二八・五九		三・九%
二八・五八		三・九%
二八・五七		三・九%
二八・五六		三・九%
二八・五五		三・九%
二八・五四		三・九%
二八・五三		三・九%
二八・五二		三・九%
二八・五一		三・九%
二八・五〇		三・九%
二八・四九		三・九%
二八・四八		三・九%
二八・四七		三・九%
二八・四六		三・九%
二八・四五		三・九%
二八・四四		三・九%
二八・四三		三・九%
二八・四二		三・九%
二八・四一		三・九%
二八・四〇		三・九%
二八・三九		三・九%
二八・三八		三・九%
二八・三七		三・九%
二八・三六		三・九%
二八・三五		三・九%
二八・三四		三・九%
二八・三三		三・九%
二八・三二		三・九%
二八・三一		三・九%
二八・三〇		三・九%
二八・二九		三・九%
二八・二八		三・九%
二八・二七		三・九%
二八・二六		三・九%
二八・二五		三・九%
二八・二四		三・九%
二八・二三		三・九%
二八・二二		三・九%
二八・二一		三・九%
二八・二〇		三・九%
二八・一九		三・九%
二八・一八		三・九%
二八・一七		三・九%
二八・一六		三・九%
二八・一五		三・九%
二八・一四		三・九%
二八・一三		三・九%
二八・一二		三・九%
二八・一一		三・九%
二八・一〇		三・九%
二八・〇九		三・九%
二八・〇八		三・九%
二八・〇七		三・九%
二八・〇六		三・九%
二八・〇五		三・九%
二八・〇四		三・九%
二八・〇三		三・九%
二八・〇二		三・九%
二八・〇一		三・九%
二八・〇〇		三・九%

二八二七・三一	その他の塩化物	三・九%	二八・三一	亜二チオン酸塩及びスルホキシル酸塩	三・九%
二八二七・三二	マグネシウムのもの	三・九%	二八三一・一〇	ナトリウムのもの	三・九%
二八二七・三三	アルミニウムのもの	三・九%	二八三一・九〇	その他のもの	三・九%
二八二七・三四	鉄のもの	三・九%	二八・三一	亜硫酸塩及びチオ硫酸塩	六・六%
二八二七・三五	コバルトのもの	三・九%	二八三一・一〇	ナトリウムの亜硫酸塩	六・六%
二八二七・三六	ニッケルのもの	三・九%	二八三一・二〇	その他の亜硫酸塩	六・六%
二八二七・三七	亜鉛のもの	四・六%	二八三一・三〇	チオ硫酸塩	六・六%
二八二七・三八	すずのもの	三・九%	二八・三一	硫酸塩、みょうばん及びペルオキソ硫酸塩(過硫酸塩)	
二八二七・三九	バリウムのもの	四・六%	二八・三一	ナトリウムの硫酸塩	三・九%
	その他のもの	五・八%	二八三一・一〇	硫酸二ナトリウム	三・九%
	(1) 水銀の塩化物	三・九%	二八三一・一九	その他のもの	三・九%
	(2) その他のもの	三・九%	二八・三一	その他の硫酸塩	三・九%
	塩化酸化物及び塩化水酸化物	三・九%	二八・三一	マグネシウムのもの	三・九%
	銅のもの	三・九%	二八・三一	アルミニウムのもの	三・九%
	臭化物及び臭化酸化物	三・九%	二八・三一	クロムのもの	四・六%
	ナトリウム又はカリウムの臭化物	四・六%	二八・三一	ニッケルのもの	四・六%
	その他のもの	四・六%	二八・三一	銅のもの	四・六%
	よう化物及びよう化酸化物	三・九%	二八・三一	亜鉛のもの	四・六%
	次亜塩素酸塩、商慣行上次亜塩素酸カルシウムとして取引		二八・三一	バリウムのもの	四・六%
	する物品、亜塩素酸塩及び次亜臭素酸塩		二八・三一	その他のものうち	三・九%
	他カルシウムの次亜塩素酸塩		二八・三一	硫酸カルシウム以外のもの	三・九%
	その他のもの	三・九%	二八・三一	みょうばん	三・九%
	塩素酸塩、過塩素酸塩、臭素酸塩、過臭素酸塩、よう素酸塩	三・九%	二八・三一	ペルオキソ硫酸塩(過硫酸塩)	三・九%
	及び過よう素酸塩		二八・三一	亜硝酸塩及び硝酸塩	三・九%
	塩素酸塩		二八・三一	硝酸塩	三・九%
	ナトリウムのもの	三・九%	二八・三一	カリウムのもの	四・六%
	その他のもの	三・九%	二八・三一	ピスマスのもの	三・九%
	その他のもの	四・六%	二八・三一	その他のもの	三・九%
	硫化物及び多硫化物	三・九%	二八・三一	二 硝酸バリウム	四・六%
	ナトリウムの硫化物	三・九%	二八・三一	三 その他のもの	三・九%
	硫化亜鉛	三・九%	二八・三一	ホスフィン酸塩(次亜りん酸塩、ホスホン酸塩(亜りん酸	
	硫化カドミウム	三・九%	二八・三一	塩、りん酸塩及びポリりん酸塩	
	その他のもの	三・九%	二八・三一	ホスフィン酸塩(次亜りん酸塩)及びホスホン酸塩(亜り	
	二 その他のもの	四・六%	二八・三一	ん酸塩)	
	(1) 水銀の硫化物	四・六%	二八・三一	りん酸塩	
	(2) その他のもの	三・九%	二八・三一	三アンモニウムのもの	
			二八・三一	一ナトリウム又は二ナトリウムのもの	

二八三五・二三	三ナトリウムのも	四・六%
二八三五・二四	カリウムのも	四・六%
二八三五・二五	オルトリン酸水素カルシウム(りん酸二カルシウム)	四・六%
二八三五・二六	カルシウムのその他のりん酸塩	四・六%
二八三五・二九	その他のもの	四・六%
二八三五・三一	ポリりん酸塩	五・六%
二八三五・三二	三りん酸ナトリウム(トリポリりん酸ナトリウム)	四・六%
二八三五・三九	その他のもの	四・六%
二八三六・一〇	炭酸塩、ペルオキソ炭酸塩(過炭酸塩)及び商慣行上炭酸アンモニウムとして取引する物品でカルバミン酸アンモニウムを含有するもの	三・九%
二八三六・二〇	商慣行上炭酸アンモニウムとして取引する物品その他ア	三・九%
二八三六・二〇	炭酸二ナトリウム	三・九%
二八三六・二〇	一ソーダ灰	三・九%
二八三六・三〇	二 その他のもの	三・九%
二八三六・四〇	炭酸水素ナトリウム(重炭酸ナトリウム)	四・六%
二八三六・五〇	カリウムの炭酸塩	四・六%
二八三六・六〇	炭酸カルシウム	三・九%
二八三六・七〇	炭酸バリウム	四・六%
二八三六・九二	炭酸鉛	三・九%
二八三六・九三	炭酸ストロンチウム	三・九%
二八三六・九三	炭酸ビスマス	三・九%
二八三七・一一	その他のもの	三・九%
二八三七・二〇	シアン化物、シアン酸化物及びシアノ錯塩	五・二%
二八三七・二〇	シアン化物及びシアノ酸化物	三・九%
二八三七・二〇	ナトリウムのもの	三・九%
二八三七・二〇	その他のもの	三・九%
二八三八・〇〇	シアノ錯塩	三・九%
二八三八・〇〇	雷酸塩、シアノ酸塩及びチオシアノ酸塩	三・九%
二八三九・一一	けい酸塩及び商慣行上アルカリ金属のけい酸塩として取引する物品	三・九%
二八三九・一九	ナトリウムのもの	三・九%
二八三九・一九	ナトリウムのメタけい酸塩	三・九%
二八三九・一九	その他のもの	三・九%
二八三九・二〇	カリウムのも	三・九%
二八三九・二〇	その他のもの	三・九%
二八四一・一〇	オキソ金属酸塩及びペルオキソ金属酸塩	三・九%
二八四一・二〇	アルミン酸塩	三・九%
二八四一・三〇	クロム酸塩(亜鉛又は鉛のものに限る。)	四・八%
二八四一・四〇	二クロム酸ナトリウム	四・八%
二八四一・五〇	二クロム酸カリウム	四・八%
二八四一・六〇	その他のクロム酸塩及び二クロム酸塩並びにペルオキソクロム酸塩	四・八%
二八四一・七〇	亜マンガン酸塩、マンガン酸塩及び過マンガン酸塩	四・六%
二八四一・八〇	モリブデン酸塩	三・九%
二八四一・九〇	タングステン酸塩(ウオルフラム酸塩)	三・九%
二八四二・一〇	その他のもの	三・九%
二八四二・二〇	その他の無機酸塩及びペルオキソ酸塩(アジ化物を除く。)	三・九%
二八四二・三〇	けい酸の複塩及び錯塩	三・九%
二八四三・一〇	その他のもの	三・九%
二八四三・二〇	貴金属の無機又は有機の化合物(化学的に単一であるか否かを問わない。)	三・九%
二八四三・三〇	コロイド状貴金属	三・九%
二八四三・四〇	銀化合物	三・九%
二八四三・五〇	硝酸銀	三・九%
二八四三・六〇	その他のもの	三・九%
二八四三・七〇	金化合物	三・九%
二八四三・八〇	その他の化合物及びアマルガム	三・九%
二八四三・九〇	希土類金属、イットリウム又はスカンジウムの無機又は有機の化合物及びこれらの金属の混合物の無機又は有機の化合物	三・九%
二八四四・一〇	セリウム化合物	三・九%
二八四四・二〇	その他のもの	三・九%
二八四四・三〇	二 その他のもの	三・九%
二八四四・四〇	過酸化水素(尿素により固形化してあるか否かを問わない。)	三・九%
二八四四・五〇	りん化合物(化学的に単一であるか否かを問わないものとし、りん鉄を除く。)	三・九%
二八四四・六〇	銅のもの(りん銅、りんの含有量が全重量の一五%を超えるものに限る。)	三・九%
二八四四・七〇	その他の金属又は非金属のもの	三・九%

二八・四九	炭化物(化学的に単一であるかないかを問わない。)	三%
二八四九・一〇	カルシウムのも	三・九%
二八四九・二〇	けい素のも	三%
二八四九・九〇	その他のもの	三・九%
二八・五〇	水素化合物、窒化物、アジ化物、けい化合物及びほう化合物(化学的に単一であるかないかを問わない。)	三・九%
二八五〇・〇〇	その他の無機化合物(蒸留水、伝導度水その他これらに類する純水を含む。)、液体空気(希ガスを除いてあるかないかを問わない。)、圧搾空気及びアマलगム(貴金属のアマलगムを除く。)	三・九%
二八・五一	非環式炭化水素	四・六%
二八五一・〇〇	飽和のもの	四・六%
二九〇・一〇	不飽和のもの	四・六%
二九〇・二二	エチレン	四・六%
二九〇・二二	プロペン(プロピレン)	四・六%
二九〇・二二	ブテン(ブチレン)及びその異性体	四・六%
二九〇・二二	ブター・三・ジエン及びイソブレンのうち	四・六%
二九〇・二二	イソブレン	四・六%
二九〇・二二	その他のもの	四・六%
二九〇・二二	環式炭化水素	四・六%
二九〇・二二	飽和脂環式炭化水素、不飽和脂環式炭化水素及びシクロ	三・九%
二九〇・二二	テルペン炭化水素	三・九%
二九〇・二二	シクロヘキサン	四・六%
二九〇・二二	その他のものうち	四・六%
二九〇・二二	五―エチリデン―二ノルボルネン以外のもの	三・九%
二九〇・二二	ベンゼン	三・九%
二九〇・二二	トルエン	三・九%
二九〇・二二	スチレン	六・四%
二九〇・二二	クメン	四・六%
二九〇・二二	その他のもの	四・六%
二九〇・二二	二 その他のもの	四・六%
二九〇・二二	炭化水素のハロゲン化誘導体	四・六%
二九〇・二二	非環式炭化水素の塩素化誘導体(飽和のものに限る。)	四・六%
二九〇・二二	クロホルム(トルクロロメタン)	四・六%
二九〇・二二	四塩化炭素	四・六%
二九〇・二二	一・二―ジクロロエタン(二塩化エチレン)	四・六%

二九〇・三・二二	非環式炭化水素の塩素化誘導体(不飽和のものに限る。)	四・六%
二九〇・三・二二	塩化ビニル(クロロエチレン)	四・六%
二九〇・三・二二	トリクロロエチレン	四・六%
二九〇・三・二二	テトラクロロエチレン(ペルクロロエチレン)	四・六%
二九〇・三・二二	飽和脂環式炭化水素、不飽和脂環式炭化水素又はシクロ	四・六%
二九〇・三・二二	テルペン炭化水素のハロゲン化誘導体	四・六%
二九〇・三・二二	一・二・三・四・五・六―ヘキサクロロシクロヘキサ	四・六%
二九〇・三・二二	芳香族炭化水素のハロゲン化誘導体	四・六%
二九〇・三・二二	ヘキサクロロベンゼン及びDDT(一・一・一―トリ	四・六%
二九〇・三・二二	クロロ―二・二―ビス(パラ―クロロフェニル)エタ	四・六%
二九〇・三・二二	非環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン	三・九%
二九〇・三・二二	化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	八・四%
二九〇・三・二二	飽和一個アルコール	五・六%
二九〇・三・二二	メタノール(メチルアルコール)	五・六%
二九〇・三・二二	ブタノール―一―オール(ノルマル―ブチルアルコール)	五・六%
二九〇・三・二二	その他のブタノール	五・六%
二九〇・三・二二	ペンタノール(アミルアルコール)及びその異性体	五・六%
二九〇・三・二二	オクタノール(オクチルアルコール)及びその異性体	五・六%
二九〇・三・二二	一―二―エチル―ヘキシルアルコール(二―エチル―	五・六%
二九〇・三・二二	キサン―一―オール)	五・六%
二九〇・三・二二	二 その他のもの	五・六%
二九〇・三・二二	ドデカン―一―オール(ラウリルアルコール)、ヘキサ	五・六%
二九〇・三・二二	デカン―一―オール(セチルアルコール)及びオクタデ	五・六%
二九〇・三・二二	カン―一―オール(ステアシルアルコール)	五・六%
二九〇・三・二二	その他のもの	五・六%
二九〇・三・二二	不飽和一個アルコール	五・六%
二九〇・三・二二	アリルアルコール	五・六%
二九〇・三・二二	非環式テルペンアルコール	五・六%
二九〇・三・二二	その他のもの	五・六%
二九〇・三・二二	二価アルコール	五・六%
二九〇・三・二二	エチレングリコール(エタンジオール)	五・六%
二九〇・三・二二	非環式アルコールのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導	五・六%
二九〇・三・二二	体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	五・六%
二九〇・三・二二	環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化	五・六%
二九〇・三・二二	誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	五・六%
二九〇・三・二二	飽和脂環式アルコール、不飽和脂環式アルコール及びシ	五・六%
二九〇・三・二二	クロテルペンアルコール並びにこれらの誘導体	五・六%

	二九〇六・一二	シクロヘキサノール、メチルシクロヘキサノール及びジメチルシクロヘキサノール	四・六%
	二九〇六・一三	ステロール及びイノシトール	三%
	二九〇六・一四	テルピネオール	五・三%
	二九〇六・一九	その他のもの	五・三%
(1)	ボルネオール		四・六%
(2)	その他のもの		四・六%
	芳香族アルコール及びその誘導体 ベンジルアルコール		五・三%
	その他のもの		四・六%
	フェニール及びフェニールアルコール 一個フェニール		四・六%
	ナフトール及びその塩		四・六%
	フェニールアルコール		四・六%
	エーテル、エーテルアルコール、エーテルフルオロイド、 エーテルアルコールフルオリド、アラルコイルペルオキシド、 エーテルペルオキシド及びケトンペルオキシド（化学的に単であるかないかを問わない）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニコソ化誘導体		四・六%
	エーテルアルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニコソ化誘導体		四・六%
	ホニン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 又はジゴリオキシン		五・八%
	三員環のエポキシンド、エボキシナルコイル、エボキシフエノール及びエボキシエーテル並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルボン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニコソ化誘導体		四・六%
	オキシラン（エチレンオキシッド） メチルオキシラン（プロピレンオキシッド）		五・六%
	アセタール及びヘミアセタール（他の酸素官能基を有するかわしないかを問わぬ）、並びにこれらハロゲン化誘導体、スルボン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニコソ化誘導体		四・六%
	アルデヒド（他の酸素官能基を有するか否しを問わぬ）、アルデヒドの環式重合体及びパラホルムアルデヒド		四・六%
	非環式アルデヒド（他の酸素官能基を有しないものに限定る）		四・六%
	メタナール（ホルムアルデヒド） アルデヒドアルコール アルデヒドエーテル、アルデヒドフルオリド及び他の酸素官能基を有するアルデヒド		三・九% 五・三%

	二九一一・四一	パニリン（４－ヒドロキシ―３－メトキシペンザアルデヒド）	五・三%
	二九一一・四二	エチルパニリン（三一エトキシ―四―ヒドロキシペンザアルデヒド）	五・三%
	二九一一・四三	第二九・一二項の物品のハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニコソ化誘導体	四・六%
	二九一一・四五	ケトン及びキノン（他の酸素官能基を有するか否しを問わぬ）、並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニコソ化誘導体	四・六%
	二九一一・五一	非環式ケトン（他の酸素官能基を有しないものに限定る。）	四・六%
	二九一一・五二	アセトン	四・六%
	二九一一・五三	ブタンオン（メチルエチルケトン）	四・六%
	二九一一・五四	四―メチルペンタン―二―オン（メチルイソプテラクトン）	四・六%
	二九一一・五五	その他のもの	四・六%
	二九一一・五六	飽和脂環式ケトン、不飽和脂環式ケトン及びシクロテラペンケンテン（他の酸素官能基を有しないものに限定る。）	四・六%
	二九一一・五七	しょう脳のうち	四・六%
	二九一一・五八	融点が七十五度以上のもの	四・六%
	二九一一・五九	シクロヘキサノン及びメチルシクロヘキサノン	四・六%
	二九一一・六〇	イオノン及びメチルイオノン	五・三%
	二九一一・六一	その他のもの	四・六%
	二九一一・六二	芳香族ケトン（他の酸素官能基を有しないものに限定る。）	四・六%
	二九一一・六三	ケトンアルコール及びケトンアルデヒド	四・六%
	二九一一・六四	四―ヒドロキシ―四―メチルペンタン―二―オン（ジアセトンアルコール）	四・六%
	二九一一・六五	その他のもの	四・六%
	二九一一・六七	ケトンフルオリド及び他の酸素官能基を有するケトンキノン	四・六%
	二九一一・六八	アントラクキノン	四・六%
	二九一一・六九	その他のもの	四・六%
	二九一一・七一	ハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニコソ化誘導体	四・六%
	二九一一・七二	飽和非環式モノカルボン酸並びにその無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニコソ化誘導体	四・六%
	二九一一・七三	酢酸及びその塩並びに無水酢酸	四・六%
	二九一一・七四	酢酸ナトリウム	四・六%
	二九一一・七五	酢酸コバルト	四・六%
	二九一一・七八	その他のもの	四・六%

昭和六十二年五月二十二日

参議院会議録第十二号(その二)

商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律案

六六九

二九・一五・三五	酢酸のエステル	二九・一八・一一	乳酸並びにその塩及びエステル	五・三%
二九・一五・三九	酢酸—二—エトキシエチル	二九・一八・一二	酒石酸	四・六%
二九・一五・七〇	その他のもの	二九・一八・一三	酒石酸の塩及びエステル	四・六%
	パルミチン酸及びステアリン酸並びにこれらの塩及びエステル	二九・一八・一五	くえん酸の塩及びエステル	四・六%
	(1) ステアリン酸	二九・一八・一六	くえん酸カルシウム以外のもの	四・六%
	(2) その他のもの	二九・一八・一七	グルコン酸並びにその塩及びエステル	四・六%
二九・一五・九〇	その他のものうち	二九・一八・一九	フェニルグリコール酸(マンデル酸)並びにその塩及びエステル	四・六%
	カプリン酸、ラウリン酸及びミリスチン酸並びにカプリン酸、ラウリン酸、ミリスチン酸、パルミチン酸又はステアリン酸の誘導体		その他のもの	四・六%
二九・一六	不飽和環式モノカルボン酸及び環式モノカルボン酸並びにこれらの酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	二九・一八・二一	二 その他のもの	四・六%
	不飽和環式モノカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体	二九・一八・二二	フェニル官能のカルボン酸(他の酸素官能基を有するものを除く)並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体	四・六%
	メタクリル酸及びその塩	二九・一八・二三	サリチル酸及びその塩	四・六%
二九・一六・一三	メタクリル酸のエステル	二九・一八・二四	オルト—アセチルサリチル酸並びにその塩及びエステル	四・六%
二九・一六・一四	オレイン酸、リノール酸及びリノレン酸並びにこれらの塩及びエステル	二九・一八・二五	サリチル酸のその他のエステル及びその塩	四・六%
二九・一七	ポリカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	二九・一八・二六	その他のもの	四・六%
	非環式ポリカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体	二九・一八・二七	アルデヒド官能又はケトン官能のカルボン酸(他の酸素官能基を有するものを除く)並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体	四・六%
二九・一七・一一	しゅう酸並びにその塩及びエステル	二九・一八・二八	二 その他のもの	四・六%
二九・一七・一二	アジピン酸並びにその塩及びエステル	二九・一八・二九	その他のもの	四・六%
二九・一七・一四	無水マレイン酸	二九・一八・三〇	りん酸エステル及びその塩(ラクトホスフェイトを含む)並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	四・六%
二九・一七・三二	芳香族ポリカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体	二九・一八・三〇	その他の無機酸のエステル(ハロゲン化水素酸エステルを除く)及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	四・六%
二九・一七・三五	オルトフタル酸ジオクチル	二九・一八・三二	チオリン酸エステル(ホスホチオエート)及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	四・六%
二九・一七・三六	無水フタル酸	二九・一八・三三	その他のもの	四・六%
二九・一七・三七	テレフタル酸及びその塩	二九・一八・三四	アミン官能化合物	四・六%
二九・一八	テレフタル酸ジメチル	二九・一八・三五	芳香族モノアミン及びその誘導体並びにこれらの塩	六・六%
	カルボン酸(他の酸素官能基を有するものに限る)並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	二九・一八・三六	アニリン	六・六%
	アルコール官能のカルボン酸(他の酸素官能基を有するものを除く)並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体	二九・一八・三七	酸素官能のアミノ化合物	
	アミノアルコール並びにそのエステル及びエステル(二種類以上の酸素官能基を有するものを除く)並びにこれらの塩	二九・一八・三八		

二九二・一八	その他のものうち アミノアルコール以外のもの	四・六%	二九三〇・四〇	メチオニン	四・六%
二九二・二一	アミノナフトールその他のアミノフェノール並びにそのエーテル及びエステル(二種類以上の酸素官能基を有するものを除く)並びにこれらの塩	四・六%	二九・三二	複素環式化合物(ヘテロ原子として酸素のみを有するものに限る。)	五・三%
二九二・二二	アミノセドロキシナフタレンスルホン酸及びその塩	四・六%	二九三三・二一	ラクトン	五・三%
二九二・二九	アニシジン、ジアニシジン及びフェネチジン並びにこれらの塩	四・六%	二九・三三	クマリン、メチルクマリン及びエチルクマリン	五・三%
二九二・三〇	その他のもの	四・六%	二九三三・七一	複素環式化合物(ヘテロ原子として窒素のみを有するものに限る)並びに核酸及びその塩	四・六%
二九二・四一	アミノアルデヒド、アミノケトン及びアミノキノン(二種類以上の酸素官能基を有するものを除く)並びにこれらの塩	四・六%	二九三三・七九	ラクタム	五・六%
二九二・四二	アミノ酸及びそのエステル(二種類以上の酸素官能基を有するものを除く)並びにこれらの塩	四・六%	二九三三・九〇	六―ヘキサニラクタム(イブシロン―カプロラクタム)	四・六%
二九二・四九	リジン及びそのエステル並びにこれらの塩	四・六%	二九三三・二〇	その他のラクタム	五・三%
二九二・五〇	グルタミン酸及びその塩	四・六%	二九三三・二〇	その他のものうち	五・三%
二九二・五〇	一 グルタミン酸ソーダ	一・六%	二九三三・二〇	塩酸ヒドラジン、デキストロ―三―セドロキシ―	三・九%
二九二・五〇	二 その他のもの	四・六%	二九三三・二〇	N―メチルモルヒナン及び臭化水素酸デキストロ―	三・九%
二九二・五〇	アミノアルコールフェノール、アミノ酸フェノール及び酸素官能基を有するその他のアミノ化合物	四・六%	二九三三・二〇	三―メトキシ―N―メチルモルヒナン	三・二%
二九二・五〇	第四級アンモニウム塩、水酸化第四級アンモニウム及びレシチンその他のホスホアミノリピド	四・六%	二九三三・二〇	エチレンジアミン	三・二%
二九二・五〇	コリン及びその塩	四・六%	二九三三・二〇	その他の複素環式化合物	五・三%
二九二・五〇	レシチンその他のホスホアミノリピド	四・六%	二九三三・二〇	ベンゾチアゾール環(水素添加してあるかないかを問わないものとし、更に縮合したものを除く)を有する化合物	五・三%
二九二・五〇	その他のもの	四・六%	二九三三・二〇	スルホンアミド	四・六%
二九二・五〇	カルボキシイミド官能化合物(サッカリン及びその塩を含む)及びイミド官能化合物	四・六%	二九三三・二〇	プロピタミン及びビタミン(天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のもの(天然のものを濃縮したものを含む)に限る)並びにこれらの誘導体で主としてビタミンとして使用するもの並びにこれらの相互の混合物(この項の物品については、溶媒に溶かしてあるかないかを問わない。)	四・六%
二九二・五〇	イミド及びその誘導体並びにこれらの塩	四・六%	二九三三・二〇	プロピタミン(混合してないものに限る。)	四・六%
二九二・五〇	サッカリン及びその塩	四・六%	二九三三・二〇	ビタミン及びその誘導体(混合してないものに限る。)	四・六%
二九二・五〇	その他のもの	四・六%	二九三三・二〇	ビタミンA及びその誘導体	三・九%
二九二・五〇	イミン及びその誘導体並びにこれらの塩のうち	四・六%	二九三三・二〇	ビタミンB ₁ 及びその誘導体	三・九%
二九二・五〇	クロルヘキシジン及びその塩	三%	二九三三・二〇	ビタミンB ₂ 及びその誘導体	三・九%
二九二・五〇	ジアゾ化合物、アゾ化合物及びアゾキシ化合物	四・六%	二九三三・二〇	D―パントテン酸及びDL―パントテン酸(ビタミンB ₅ 又はビタミンB ₃)並びにこれらの誘導体	三・九%
二九二・五〇	ヒドラジン又はヒドロキシアルミンの有機誘導体	四・六%	二九三三・二〇	ビタミンB ₆ 及びその誘導体	三・九%
二九二・五〇	有機硫黄化合物	四・六%	二九三三・二〇	ビタミンC及びその誘導体	三・九%
二九二・五〇	チオカルバマート及びジチオカルバマート	五・三%	二九三三・二〇	ビタミンE及びその誘導体	三・九%
二九二・五〇	チウラムモノスルフイド、チウラムジスルフイド及びチウラムテトラスルフイド	五・三%	二九三三・二〇	その他のビタミン及びその誘導体	三・九%

昭和六十二年五月二十二日 参議院會議録第十二号(その二) 商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律案 六七二

[illegible]

昭和六十二年五月二十二日 参議院會議録第十二号(その二) 商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律案 六七二

三〇〇・三・三一	第二九・三七項のホルモンその他の物質を含有するもの (抗生物質を含有しないものに限り。)	四・八%	三〇〇六・二〇	血液型判定用試薬	三・二%
三〇〇・三・三九	インスリンを含有するもの	四・六%	三〇〇六・三〇	エックス線検査用造影剤及び患者に投与する診断用試薬	三・二%
三〇〇・三・四〇	その他のもの	四・六%	三〇〇六・四〇	二 その他のもの	三・二%
三〇〇・三・九〇	アルカロイド又はその誘導体を含有するもの(抗生物質又は第二九・三七項のホルモンその他の物質を含有するものを除く。)	四・六%	三〇〇六・五〇	歯科用セメントその他の歯科用充てん材料及び接骨用セメントのうち	三・二%
三〇〇・四	その他のもの	三・九%	三〇〇一・九〇	救急箱及び救急袋	三・二%
三〇〇・四・一〇	(1) ビタミン製剤	四・六%	三〇〇一・二〇	植物性なめしエキスを並びにタンニン及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体	三・二%
三〇〇・四・二〇	(2) その他のもの	四・六%	三〇〇二・九〇	その他のもの	三・二%
三〇〇・四・三〇	医薬品(混合し又は混合してない物品から成る治療用又は予防用のもので、投与量に示し又は小売用の形状若しくは包装にしたものに限り。第三〇・二二項 第三〇・五項又は第三〇・六項の物品を除く。)	四・六%	三〇〇四・一一	一 タンニン及びその誘導体	四・六%
三〇〇・四・三九	ペニシリン若しくはその誘導体(ペニシラン酸構造を有するものに限り。又はストレプトマイシン若しくはその誘導体を含有するもの)	四・六%	三〇〇四・一二	合成有機なめし剤、無機なめし剤、調製したなめし剤(天然なめし剤を含有するものを除く。及びなめし前処理用の酵素系調製品)	三・二%
三〇〇・四・四〇	その他の抗生物質を含有するもの	四・六%	三〇〇四・一三	その他のもの	三・二%
三〇〇・四・四一	第二九・三七項のホルモンその他の物質を含有するもの(抗生物質を含有しないものに限り。)	四・六%	三〇〇四・一四	有機合成着色料(化学的に単一であるかないかを問わない。この種の注3の調製品で有機合成着色料をもとにしたもの及び蛍光増白剤又はルミノホアとして使用する種類の合成した有機物(化学的に単一であるかないかを問わない。))	三・二%
三〇〇・四・四二	インスリンを含有するもの	四・六%	三〇〇四・一五	有機合成着色料及びこの種の注3の調製品で有機合成着色料をもとにしたもの	三・二%
三〇〇・四・四三	副腎皮質ホルモンを含有するもの	四・六%	三〇〇四・一六	分散染料及びこれをものとした調製品	三・二%
三〇〇・四・四四	その他のもの	四・六%	三〇〇四・一七	酸性染料(金属塩にしてあるかないかを問わない。及びこれをものとした)	三・二%
三〇〇・四・四五	アルカロイド又はその誘導体を含有するもの(抗生物質又は第二九・三七項のホルモンその他の物質を含有するものを除く。)	四・六%	三〇〇四・一八	調製品並びに媒染染料及びこれをものとした調製品	三・二%
三〇〇・四・四六	その他の医薬品(第二九・三六項のビタミンその他の物質を含有するものに限り。)	四・六%	三〇〇四・一九	塩基性染料及びこれをものとした調製品	三・二%
三〇〇・四・四七	その他のもの	三・九%	三〇〇四・二〇	直接染料及びこれをものとした調製品	三・二%
三〇〇・四・四八	(1) 麻薬、大麻又は覚せいアミンのもの	六・四%	三〇〇四・二一	建築染料(顔料としてそのまま使用することができ、そのものを含む)及びこれをものとした調製品	三・二%
三〇〇・四・四九	(2) その他のもの	五・三%	三〇〇四・二二	反応染料及びこれをものとした調製品	三・二%
三〇〇・四・五〇	(3) 小売用の形状又は包装にしたもの	四・六%	三〇〇四・二三	その他のもの(第三二・四・一四から第三二・四・一九号までのうち二以上の号の着色料を混合した物品を含む。)	三・二%
三〇〇・四・五一	その他のもの	五・三%	三〇〇四・二四	蛍光増白剤として使用する種類の合成した有機物	三・二%
三〇〇・四・五二	脱脂綿、ガーゼ、包帯その他これらに類する製品(例えば、被覆材、ばんそうこう及びパップ剤)で、医薬を染み込ませ若しくは塗布し又は医療用若しくは獣医用として小売用の形状若しくは包装にしたもの	三・二%	三〇〇四・二五	その他のもの	三・二%
三〇〇・四・五三	接着性を有する被覆材その他の接着層を有する製品	三・二%	三〇〇四・二六	レーキ顔料及びこの種の注3の調製品でレーキ顔料をもとにしたもの	五・三%
三〇〇・四・五四	その他のもの	三・二%	三〇〇四・二七	その他の着色料、この種の注3の調製品(第三二・四・三項から第三二・四・五項までのものを除く。及びルミノホアとして使用する種類の無機物(化学的に単一であるかないかを問わない。))	三・二%
三〇〇・四・五五	この種の注3の医療用品	三・二%	三〇〇四・二八		三・二%
三〇〇・四・五六	外科用のカッターガットその他これに類する縫合材、切開創縫合用の接着剤、ラミナリア、ラミナリア栓及び外科用又は歯科用の吸収性止血材(殺菌したものに限る。)	三・二%	三〇〇四・二九		三・二%
三〇〇・四・五七		三・二%	三〇〇四・三〇		三・二%
三〇〇・四・五八		三・二%	三〇〇四・三一		三・二%
三〇〇・四・五九		三・二%	三〇〇四・三二		三・二%
三〇〇・四・六〇		三・二%	三〇〇四・三三		三・二%
三〇〇・四・六一		三・二%	三〇〇四・三四		三・二%
三〇〇・四・六二		三・二%	三〇〇四・三五		三・二%
三〇〇・四・六三		三・二%	三〇〇四・三六		三・二%
三〇〇・四・六四		三・二%	三〇〇四・三七		三・二%
三〇〇・四・六五		三・二%	三〇〇四・三八		三・二%
三〇〇・四・六六		三・二%	三〇〇四・三九		三・二%
三〇〇・四・六七		三・二%	三〇〇四・四〇		三・二%
三〇〇・四・六八		三・二%	三〇〇四・四一		三・二%
三〇〇・四・六九		三・二%	三〇〇四・四二		三・二%
三〇〇・四・七〇		三・二%	三〇〇四・四三		三・二%
三〇〇・四・七一		三・二%	三〇〇四・四四		三・二%
三〇〇・四・七二		三・二%	三〇〇四・四五		三・二%
三〇〇・四・七三		三・二%	三〇〇四・四六		三・二%
三〇〇・四・七四		三・二%	三〇〇四・四七		三・二%
三〇〇・四・七五		三・二%	三〇〇四・四八		三・二%
三〇〇・四・七六		三・二%	三〇〇四・四九		三・二%
三〇〇・四・七七		三・二%	三〇〇四・五〇		三・二%
三〇〇・四・七八		三・二%	三〇〇四・五一		三・二%
三〇〇・四・七九		三・二%	三〇〇四・五二		三・二%
三〇〇・四・八〇		三・二%	三〇〇四・五三		三・二%
三〇〇・四・八一		三・二%	三〇〇四・五四		三・二%
三〇〇・四・八二		三・二%	三〇〇四・五五		三・二%
三〇〇・四・八三		三・二%	三〇〇四・五六		三・二%
三〇〇・四・八四		三・二%	三〇〇四・五七		三・二%
三〇〇・四・八五		三・二%	三〇〇四・五八		三・二%
三〇〇・四・八六		三・二%	三〇〇四・五九		三・二%
三〇〇・四・八七		三・二%	三〇〇四・六〇		三・二%
三〇〇・四・八八		三・二%	三〇〇四・六一		三・二%
三〇〇・四・八九		三・二%	三〇〇四・六二		三・二%
三〇〇・四・九〇		三・二%	三〇〇四・六三		三・二%
三〇〇・四・九一		三・二%	三〇〇四・六四		三・二%
三〇〇・四・九二		三・二%	三〇〇四・六五		三・二%
三〇〇・四・九三		三・二%	三〇〇四・六六		三・二%
三〇〇・四・九四		三・二%	三〇〇四・六七		三・二%
三〇〇・四・九五		三・二%	三〇〇四・六八		三・二%
三〇〇・四・九六		三・二%	三〇〇四・六九		三・二%
三〇〇・四・九七		三・二%	三〇〇四・七〇		三・二%
三〇〇・四・九八		三・二%	三〇〇四・七一		三・二%
三〇〇・四・九九		三・二%	三〇〇四・七二		三・二%
三〇〇・四・一〇〇		三・二%	三〇〇四・七三		三・二%
三〇〇・四・一〇一		三・二%	三〇〇四・七四		三・二%
三〇〇・四・一〇二		三・二%	三〇〇四・七五		三・二%
三〇〇・四・一〇三		三・二%	三〇〇四・七六		三・二%
三〇〇・四・一〇四		三・二%	三〇〇四・七七		三・二%
三〇〇・四・一〇五		三・二%	三〇〇四・七八		三・二%
三〇〇・四・一〇六		三・二%	三〇〇四・七九		三・二%
三〇〇・四・一〇七		三・二%	三〇〇四・八〇		三・二%
三〇〇・四・一〇八		三・二%	三〇〇四・八一		三・二%
三〇〇・四・一〇九		三・二%	三〇〇四・八二		三・二%
三〇〇・四・一一〇		三・二%	三〇〇四・八三		三・二%
三〇〇・四・一一一		三・二%	三〇〇四・八四		三・二%
三〇〇・四・一一二		三・二%	三〇〇四・八五		三・二%
三〇〇・四・一一三		三・二%	三〇〇四・八六		三・二%
三〇〇・四・一一四		三・二%	三〇〇四・八七		三・二%
三〇〇・四・一一五		三・二%	三〇〇四・八八		三・二%
三〇〇・四・一一六		三・二%	三〇〇四・八九		三・二%
三〇〇・四・一一七		三・二%	三〇〇四・九〇		三・二%
三〇〇・四・一一八		三・二%	三〇〇四・九一		三・二%
三〇〇・四・一一九		三・二%	三〇〇四・九二		三・二%
三〇〇・四・一二〇		三・二%	三〇〇四・九三		三・二%
三〇〇・四・一二一		三・二%	三〇〇四・九四		三・二%
三〇〇・四・一二二		三・二%	三〇〇四・九五		三・二%
三〇〇・四・一二三		三・二%	三〇〇四・九六		三・二%
三〇〇・四・一二四		三・二%	三〇〇四・九七		三・二%
三〇〇・四・一二五		三・二%	三〇〇四・九八		三・二%
三〇〇・四・一二六		三・二%	三〇〇四・九九		三・二%
三〇〇・四・一二七		三・二%	三〇〇四・一〇〇		三・二%
三〇〇・四・一二八		三・二%	三〇〇四・一〇一		三・二%
三〇〇・四・一二九		三・二%	三〇〇四・一〇二		三・二%
三〇〇・四・一三〇		三・二%	三〇〇四・一〇三		三・二%
三〇〇・四・一三一		三・二%	三〇〇四・一〇四		三・二%
三〇〇・四・一三二		三・二%	三〇〇四・一〇五		三・二%
三〇〇・四・一三三		三・二%	三〇〇四・一〇六		三・二%
三〇〇・四・一三四		三・二%	三〇〇四・一〇七		三・二%
三〇〇・四・一三五		三・二%	三〇〇四・一〇八		三・二%
三〇〇・四・一三六		三・二%	三〇〇四・一〇九		三・二%
三〇〇・四・一三七		三・二%	三〇〇四・一一〇		三・二%
三〇〇・四・一三八		三・二%	三〇〇四・一一一		三・二%
三〇〇・四・一三九		三・二%	三〇〇四・一一二		三・二%
三〇〇・四・一四〇		三・二%	三〇〇四・一一三		三・二%
三〇〇・四・一四一		三・二%	三〇〇四・一一四		三・二%
三〇〇・四・一四二		三・二%	三〇〇四・一一五		三・二%
三〇〇・四・一四三		三・二%	三〇〇四・一一六		三・二%
三〇〇・四・一四四		三・二%	三〇〇四・一一七		三・二%
三〇〇・四・一四五		三・二%	三〇〇四・一一八		三・二%
三〇〇・四・一四六		三・二%	三〇〇四・一一九		三・二%
三〇〇・四・一四七		三・二%	三〇〇四・一二〇		三・二%
三〇〇・四・一四八		三・二%	三〇〇四・一二一		三・二%
三〇〇・四・一四九		三・二%	三〇〇四・一二二		三・二%
三〇〇・四・一五〇		三・二%	三〇〇四・一二三		三・二%
三〇〇・四・一五一		三・二%	三〇〇四・一二四		三・二%
三〇〇・四・一五二		三・二%	三〇〇四・一二五		三・二%
三〇〇・四・一五三		三・二%	三〇〇四・一二六		三・二%
三〇〇・四・一五四		三・二%	三〇〇四・一二七		三・二%
三〇〇・四・一五五		三・二%	三〇〇四・一二八		三・二%
三〇〇・四・一五六		三・二%	三〇〇四・一二九		三・二%
三〇〇・四・一五七		三・二%	三〇〇四・一三〇		三・二%
三〇〇・四・一五八		三・二%	三〇〇四・一三一		三・二%
三〇〇・四・一五九		三・二%	三〇〇四・一三二		三・二%
三〇〇・四・一六〇		三・二%	三〇〇四・一三三		三・二%
三〇〇・四・一六一		三・二%	三〇〇四・一三四		三・二%
三〇〇・四・一六二		三・二%	三〇〇四・一三五		三・二%
三〇〇・四・一六三		三・二%	三〇〇四・一三六		三・二%
三〇〇・四・一六四		三・二%	三〇〇四・一三七		三・二%
三〇〇・四・一六五		三・二%	三〇〇四・一三八		三・二%
三〇〇・四・一六六		三・二%	三〇〇四・一三九		三・二%
三〇〇・四・一六七		三・二%	三〇〇四・一四〇		三・二%
三〇〇・四・一六八		三・二%	三〇〇四・一四一		三・二%
三〇〇・四・一六九		三・二%	三〇〇四・一四二		三・二%
三〇〇・四・一七〇		三・二%	三〇〇四・一四三		三・二%
三〇〇・四・一七一		三・二%	三〇〇四・一四四		三・二%
三〇〇・四・一七二		三・二%	三〇〇四・一四五		三・二%
三〇〇・四・一七三		三・二%	三〇〇四・一四六		三・二%
三〇〇・四・一七四		三・二%	三〇〇四・一四七		三・二%
三〇〇・四・一七五		三・二%	三〇〇四・一四八		三・二%
三〇〇・四・一七六		三・二%	三〇〇四・一四九		三・二%
三〇〇・四・一七七		三・二%	三〇〇四・一五〇		三・二%
三〇〇・四・一七八		三・二%	三〇〇四・一五一		三・二%
三〇〇・四・一七九		三・二%	三〇〇四・一五二		三・二%
三〇〇・四・一八〇		三・二%	三〇〇四・一五三		三・二%
三〇〇・四・一八一		三・二%	三〇〇四・一五四		三・二%
三〇〇・四・一八二		三・二%	三〇〇四・一五五		三・二%
三〇〇・四・一八三		三・二%	三〇〇四・一五六		三・二%
三〇〇・四・一八四		三・二%	三〇〇四・一五七		三・二%
三〇〇・四・一八五		三・二%	三〇〇四・一五八		三・二%
三〇〇・四・一八六		三・二%	三〇〇四・一五九		三・二%
三〇〇・四・一八七		三・二%	三〇〇四・一六〇		三・二%
三〇〇・四・一八八		三・二%	三〇〇四・一六一		三・二%
三〇〇・四・一八九		三・二%	三〇〇四・一六二		三・二%
三〇〇・四・一九〇		三・二%	三〇〇四・一六三		三・二%
三〇〇・四・一九一		三・二%	三〇〇四・一六四		三・二%
三〇〇・四・一九二		三・二%	三〇〇四・一六五		三・二%
三〇〇・四・一九三		三・二%	三〇〇四・一六六		三・二%
三〇〇・四・一九四		三・二%	三〇〇四・一六七		三・二%
三〇〇・四・一九五		三・二%	三〇〇四・一六八		三・二%
三〇〇・四・一九六		三・二%	三〇〇四・一六九		三・二%
三〇〇・四・一九七		三・二%	三〇〇四・一七〇		三・二%
三〇〇・四・一九八		三・二%	三〇〇四・一七一		三・二%
三〇〇・四・一九九		三・二%	三〇〇四・一七二		三・二%
三〇〇・四・二〇〇		三・二%	三〇〇四・一七三		三・二%
三〇〇・四・二〇一		三・二%	三〇〇四・一七四		三・二%
三〇〇・四・二〇二		三・二%	三〇〇四・一七五		三・二%
三〇〇・四・二〇三		三・二%	三〇〇四・一七六		三・二%
三〇〇・四・二〇四		三・二%	三〇〇四・一七七		三・二%
三〇〇・四・二〇五		三・二%	三〇〇四・一七八		三・二%
三〇〇・四・二〇六		三・二%	三〇〇四・一七九		三・二%
三〇〇・四・二〇七		三・二%	三〇〇四・一八〇		三・二%
三〇〇・四・二〇八		三・二%	三〇〇四・一八一		三・二%
三〇〇・四・二〇九		三・二%	三〇〇四・一八二		三・二%
三〇〇・四・二一〇		三・二%	三〇〇四・一八三		三・二%
三〇〇・四・二一一		三・二%	三〇〇四・一八四		三・二%
三〇〇・四・二一二		三・二%	三〇〇四・一八五		三・二%
三〇〇・四・二一三		三・二%	三〇〇四・一八六		三・二%
三〇〇・四・二一四		三・二%	三〇〇四・一八七		三・二%
三〇〇・四・二一五		三・二%	三〇〇四・一八八		三・二%
三〇〇・四・二一六		三・二%	三〇〇四・一八九		三・二%
三〇〇・四・二一七		三・二%	三〇〇四・一九〇		三・二%
三〇〇・四・二一八		三・二%	三〇〇四・一九一		三・二%
三〇〇・四・二一九		三・			

三三〇六・四一	その他の着色料及び調製品 ウルトラマリン及びこれをもととした調製品のうち ウルトラマリンブルー(群青)	五・三%	三三・一三	画家用、習用、整色用又は遊戯用の絵の具、ポスターカラー、その他これらに類する絵の具類(タブレット、チューブ入り、瓶入り、皿入りその他これらに類する形状又は包装のものに限る。)	四・六%
三三〇六・四二	硫化亜鉛をもととしたリトポンその他の顔料及び調製品のうち	四・六%	三三・一三・一〇	絵の具セット	四・六%
三三〇六・四三	リトポン	三%	三三・一四	その他のもの	四・六%
三三〇六・五〇	ヘキサシアノ鉄酸塩(フェロシアン酸塩)及びフェリシアン酸塩をもととした顔料及び調製品	三・九%	三三・一四・一〇	ガラス用又は接着木用のパテ、レジネセメント、閉そく用のコンパウンドその他のマスチック及び塗装用の充てん料並びに建物の外面、室内の壁、床、天井その他これらに類する面用の非耐火性調製上塗り材	三・九%
三三〇七・一〇	調製顔料、調製乳白剤、調製絵の具その他これらに類する調製品	三・二%	三三・一五	マスチック及び塗装用の充てん料	三・九%
三三〇七・四〇	ガラスフリットその他のガラスで粉状、粒状又はフレーク状のもの	三%	三三・一五・一〇	印刷用、筆記用又は製図用のインキその他のインキ(濃縮してあるかないか又は固形のものではないかを問わない。)	四・六%
三三〇九・一〇	ペイント及びワニス(エナメル及びラッカーを含むものとし、合成重合体又は化学的に変性させた天然重合体をもととしたもので、水性媒体に分散させ又は溶解させたものに限る。)	四・八%	三三・一五・九〇	印刷用インキ	四・六%
三三・一〇	アクリル重合体又はビニル重合体をもととしたもの	四・八%	三三・一〇・一	黒色のもの	四・六%
三三・一〇・〇〇	その他のもの	四・八%	三三・一〇・一四	その他のもの	四・六%
三三・一〇・〇〇	その他のペイント及びワニス(エナメル、ラッカー及び水性塗料を含む)並びに革の仕上げに使用する種類の調水性顔料	一・六%	三三・一〇・一九	精油(コンクリートのもの及びアブソリュートのものを含むものとし、テルペンを除くものであるかないかを問わない。)	三・二%
三三・一一	(1) 歴青質塗料	四・六%	三三・一〇・二一	精油(かんきつ類の果実のものに限る。)	三・二%
三三・一一・〇〇	(2) その他のもの	四・六%	三三・一〇・二二	ライムのもの	三・二%
三三・一二	調製ドライヤー	四・六%	三三・一〇・二三	ゼラニウムのもの	三・二%
三三・一二・一〇	顔料(金属の粉又はフレークから成るものを含むものとし、水以外の媒体に分散させ、かつ、ペイント(エナメルを含む)の製造に使用する種類のもので、液状又はペースト状のものに限る。)	四・六%	三三・一〇・二四	ジャスミンのもの	三・二%
三三・一二・九〇	又は包装にした染料その他の着色料	四・六%	三三・一〇・二五	ラベンダー又はラベンジンのもの	三・二%
	スタンプ用のはく	四・六%		ペパーミント(メンタ・ピペリタ)のもの	三・二%
	その他のもの	四・六%		その他のミントのもの	三・二%
	(1) パールエッセンス	二・五%		(1) ペパーミント油(メンタ・アルペンシスから採取したものに限る。)	九・六%
	(2) その他のもの	五%		別表第一(A)第三三〇一・二五号に規定する政令で定める試験方法による総メントールの含有量が全重量の六五%以下のもの	三・二%
				(2) その他のペパーミント油	三・二%
				(3) その他のもの	一・九%
				ベチベルのもの	一・九%

昭和六十二年五月二十二日 参議院會議録第十二号(その二) 商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律案 六七四

品名	数量	品名	数量
その他のもの	一・九%	その他のもの	五・五%
(1) パチエリ油	三%	(1) せっけん、有機界面活性剤及びその調製品	四・六%
(2) 芳油	三・二%	(2) その他のもの	六・四%
(3) その他のもの	三・八%	せっけん(その他の形状のもの)	五・八%
レジノイド	三・八%	化粧用のもの(薬用のものを含む。)	四・六%
その他のもの	三・八%	その他のもの	四・六%
香気性物質の混合物及び一以上の香気性物質をもとした混合物(アルコール溶液を含むものとし、工業において原料として使用する種類のものに限り。)	三・八%	調製界面活性剤以外のもの	四・六%
食品工業又は飲料工業において使用する種類のもの	六・二%	調製界面活性剤以外のもの	四・六%
一 アルコール分が一〇%以上のもの	五・三%	調製界面活性剤以外のもの	四・六%
二 その他のもの	五・三%	調製界面活性剤以外のもの	四・六%
食品工業において使用する種類のもの	五・三%	調製界面活性剤以外のもの	四・六%
美容用、メーキャップ用又は皮膚の手入れ用の調製品(日焼け止め用又は日焼け用の調製品を含むものとし、医薬品を除く。)	五・八%	調製界面活性剤以外のもの	四・六%
唇のメーキャップ用の調製品	五・八%	調製界面活性剤以外のもの	四・六%
眼のメーキャップ用の調製品	六・六%	調製界面活性剤以外のもの	四・六%
マニキュア用又はペディキュア用の調製品	五・八%	調製界面活性剤以外のもの	四・六%
その他のもの	五・八%	調製界面活性剤以外のもの	四・六%
パウダー(固形にしたものを含む。)	五・八%	調製界面活性剤以外のもの	四・六%
その他のもの	五・八%	調製界面活性剤以外のもの	四・六%
頭髪用の調製品	五・八%	調製界面活性剤以外のもの	四・六%
シャンプー	五・八%	調製界面活性剤以外のもの	四・六%
口腔衛生用の調製品(義歯定着用のペースト及び粉を含む。)	三・九%	調製界面活性剤以外のもの	四・六%
歯磨き	三・九%	調製界面活性剤以外のもの	四・六%
ひげそり前用、ひげそり用又はひげそり後用の調製品、身体用の防臭剤、浴用の調製品、脱毛剤その他の調製品、化粧用品類(他の項に該当するものを除く。)	三・九%	調製界面活性剤以外のもの	四・六%
室内防臭剤(芳香を付けてあるかないか又は消毒作用を有するかないかを問わない。)	三・九%	調製界面活性剤以外のもの	四・六%
室内に芳香を付けるため又は室内防臭用の調製品(宗教的儀式用の香気性の調製品を含む。)	三・九%	調製界面活性剤以外のもの	四・六%
アガバティその他の香気性の調製品で燃焼させて使用するもの	三・九%	調製界面活性剤以外のもの	四・六%
その他のもの	三・九%	調製界面活性剤以外のもの	四・六%
その他のもの	三・九%	調製界面活性剤以外のもの	四・六%
油、脂又はろうをもとした調製品	三・九%	調製界面活性剤以外のもの	四・六%

三五四・一〇	履物用又は革用の磨き料、クリームその他これらに類する調製品	四・六%
三四〇五・二〇	木製の家具、床その他の木製品の維持用の磨き料、クリームその他これらに類する調製品	四・六%
三四〇五・三〇	車体用の磨き料その他これに類する調製品（メタルポリッシュを除く）	四・六%
三四〇五・四〇	擦り磨き用のペースト、粉その他の調製品	四・六%
三四〇六・〇〇	ろうそく及びこれに類する物品	三・九%
三四〇七・〇〇	モデリングペースト（児童用のものを含む）、歯科用のワックス及び印象材（セツトにし、小売用の包装にし又は板状、馬蹄状、棒状その他これらに類する形状にしたものに限り並びに焼いた石膏又は硫酸カルシウムから成るプラスチックをもととしたその他の歯科用の調製品	四・六%
三五〇一・九〇	カゼイン及びカゼイナーその他のカゼイン誘導体並びにカゼイングラー	六・四%
三五〇三・〇〇	その他のもの	六・四%
三五〇四・〇〇	セラチン（長方形（正方形を含む）のシート状のものを含むものとし、表面加工をしてあるかないかは着色してあるかないかを問わない）、セラチン誘導体、アイシンググラス及びその他のにかわ（第三五・〇一項のカゼイングラーを除く）のうち	四・六%
三五〇六・一〇	ゼラチン（写真用のものを除く）及びにかわ（魚膠及びアイシンググラスを除く）以外のもの	四・六%
三五〇七・〇〇	魚膠及びアイシンググラス	三・九%
三五〇八・〇〇	その他のもの	三・九%
三五〇九・〇〇	ペプトン及びその誘導体並びにその他のたんぱく質系物質及びその誘導体（他の項に該当するものを除く）並びに皮粉（クロムみょうばんを加えたものを含む）	四・六%
三五一〇・〇〇	(1) ペプトン、その誘導体及び皮粉	四・六%
三五一一・〇〇	(2) その他のもの	四・六%
三五一二・〇〇	調製接着剤その他の調製接着剤（他の項に該当するものを除く）及び接着剤又は接着剤としての使用に適する物品（接着剤又は接着剤として小売用にしたものでも正味重量が一キログラム以下のものに限り）	四・六%
三五一三・〇〇	その他のもの	四・六%
三五一四・〇〇	ゴム又はプラスチック（人造樹脂を含む）をもととした接着剤	四・六%
三五一五・〇〇	その他のもの	四・六%
三五一六・〇〇	酵素及び他の項に該当しない調製した酵素	四・六%
三五一七・〇〇	レンネット及びその濃縮物	四・六%
三五一八・〇〇	その他のもの	四・六%
三五一九・〇〇	火柴	六・四%
三五二〇・〇〇	爆薬	六・四%
三五二一・〇〇	導火線、導爆線、火管、イグナイター及び雷管	六・四%
三五二二・〇〇	花火、信号せん光筒、レインロケット、霧中信号用品その他の火工品	四・八%
三五二三・〇〇	花火	四・八%
三五二四・〇〇	その他のもの	四・八%
三五二五・〇〇	マッチ（第三六・〇四項の火工品を除く）	四・八%
三五二六・〇〇	マッパ（第三六・〇四項の火工品を除く）	四・八%
三五二七・〇〇	一七〇本以下入りのもの	四・八%
三五二八・〇〇	二 その他のもの	四・八%
三五二九・〇〇	フェロセリウムその他の発火性合金（形状を問わない。）及びこの類の注2の可燃性材料の製品	四・八%
三五三〇・〇〇	たばこ用ライターその他これに類するライターの充てんに使用する種類の液体燃料及び液化ガス燃料（容量が三〇〇立方センチメートル以下の容器入りしたものに限る）	四・八%
三五三一・〇〇	その他のもの	四・八%
三五三二・〇〇	感光性の写真用プレート及び平面状写真用フィルム（露光してないものに限り）紙製、板紙製又は紡織用繊維製のものを除く）並びに感光性の平面状インスタントプリントフィルム（露光してないものに限り）	四・八%
三五三三・〇〇	インスタントプリントフィルム	四・八%
三五三四・〇〇	(1) 感光性のシートが紙製、板紙製又は紡織用繊維製以外のもののうち	四・八%
三五三五・〇〇	カラー写真用のもので（ポリックローム）	四・八%
三五三六・〇〇	(2) その他のもの	四・八%
三五三七・〇〇	感光性のロール状写真用フィルム（露光してないものに限り）紙製、板紙製又は紡織用繊維製のものを除く）及び感光性のロール状インスタントプリントフィルム（露光してないものに限り）	四・八%
三五三八・〇〇	エックス線用のもの	四・八%

昭和六十二年五月二十二日 参議院會議録第十二号(その二) 商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律案 六七六

三七〇二・二〇	インスタントプリントフィルムのうち 感光性のシートが紙製、板紙製又は紡織用纖維製のもの	三・九%	三七〇六・九〇	その他のもの	一メートルにつき 一円二〇銭
三七〇二・四一	その他のフィルム(スプロケットホルの無いもので、幅が一〇五ミリメートルを超えるものに限り、)	三・七%	三七〇七	二 その他のもの	一メートルにつき 六円
三七〇二・五二	幅が一〇五ミリメートルを超え、長さが二〇〇メートルを超えるもの(カラー写真用のもの(ポリクロームに限る。))	三・七%	三七〇七・一〇	写真用の化学調製品(ワニス、接着剤、接着剤その他これらに類する調製品を除く。及び写真用の物品で混合してないもの(使用量にしたもの及び小売用にしたもので直ちに使用可能な形状のものに限る。))	四・六%
三七〇三	その他のフィルム(カラー写真用のもの(ポリクロームに限る。))	三・七%	三八〇一・一〇	感光性の乳剤	四・六%
三七〇三・一〇	幅が一六ミリメートル以下で、長さが一四メートルを超えるもの	五・三%	三八〇一・二〇	その他のもの	三・二%
三七〇三・九〇	感光性の写真用の紙、板紙及び紡織用纖維(露光してないものに限り、)	五・三%	三八〇一・九〇	人造黒鉛及びコロイド状又は半コロイド状の黒鉛並びに黒鉛その他の炭素をもととした調製品(ペーパースト状、塊状、板状その他半製品の形状にしたものに限り、)	三・二%
三七〇四・〇〇	カラー印刷紙以外のもの	五・三%	三八〇二・一〇	コロイド状又は半コロイド状の黒鉛	三・二%
	その他のもの	五・三%	三八〇二・九〇	その他のもの	四・六%
	写真用のプレート、フィルム、紙、板紙及び紡織用纖維(露光したもので、現像してないものに限り、)		三八〇二・一〇	活性炭及び活性化した天然の鉱物性生産品並びに炭(廃活性炭を含む。)	三・二%
	(i) 映画用フィルム		三八〇二・九〇	活性炭	三・二%
	(ii) 幅が三五ミリメートル以上のもの		三八〇五	その他のもの	三・二%
	(iii) その他のもの		三八〇五・九〇	ガムテレピン油、ワッドテレピン油、硫酸テレピン油その他のテルペン油(蒸留その他の方法により針葉樹から得たものに限り、)ジベンテン(粗のものに限る。)、亜硫酸テレピンその他のパラシメン(粗のものに限る。)、及びパイン油(アルファアールテルピネオールを主成分とするものに限る。)	三・二%
三七〇五	写真用のプレート及びフィルム(露光し、かつ、現像したものに限るものとし、映画用フィルムを除く。)	五・三%	三八〇六・三〇	その他のもの	三・九%
三七〇五・一〇	オフセット用のもの	五・八%	三八〇六・三〇	エステルガム	三・九%
三七〇五・二〇	マイクロフィルム	五・八%	三八〇八・一〇	殺虫剤	四・九%
三七〇五・九〇	その他のもの	五・八%	三八〇八・二〇	殺菌剤	四・九%
三七〇六・一〇	映画用フィルム(露光し、かつ、現像したものに限るものとし、サウンドトラックを有するか有しないか又はサウンドトラックのみを有するか有しないかを問わない。)	五・八%	三八〇八・三〇	除草剤	四・九%
	幅が三五ミリメートル以上のもの	五・八%	三八〇八・四〇	消毒剤	四・九%
	二 その他のもの	五・八%	三八〇八・九〇	その他のもの	四・九%
	幅が三五ミリメートル以上のもの	五・八%	三八〇九	仕上剤、促進剤、媒染剤その他の物品及び調製品(繊維工業、製紙工業、皮革工業その他これらに類する工業において使用する種類のものに限り、)他の項に該当するものを除く。	四・九%

昭和六十二年五月二十二日 参議院會議録第十二号(その二) 商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律案 六七七

昭和六十二年五月二十二日 参議院會議録第十二号(その二) 商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律案 六七八

三九〇四・二二	可塑化したもの	四・六%	三九一四・〇〇	第三九・〇一項から第三九・一三項までの重合体をもとにしたイオン交換体(一次製品に限る。)	六%
三九〇五	酢酸ビニルその他のビニルエステルの重合体及びその他のビニル重合体(一次製品に限る。)		三九一五	プラスチックのくず	
三九〇五・一一	酢酸ビニルの重合体	四・六%	三九一五・一〇	エチレンの重合体のもの	五・八%
三九〇五・一九	水に分散しているもの	四・六%	三九一五・二〇	スチレンの重合体のもの	五・八%
三九〇五・二〇	その他のもの	四・六%	三九一五・三〇	塩化ビニルの重合体のもの	五・八%
三九〇五・九〇	ポリビニルアルコール(加水分解してないアセテート基を含有するかもしれないかを問わない。)	四・六%	三九一六・一〇	プラスチックの単繊維で横断面の最大寸法が一ミリメートルを超えるもの、プラスチックの棒及びプラスチックの形材(表面加工をしてあるかないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。)	五・八%
三九〇六	その他のもののうち	四・六%	三九一六・二〇	エチレンの重合体のもの	四・六%
三九〇六・一〇	ポリビニルブチラールのもの(塊(不規則な形のものに限り。)、粉(モールドイングパウダーを含む。)、粒、フレークその他これらに類する形状のものに限る。)	四・一%	三九一七・二〇	塩化ビニルの重合体のもの	五・八%
三九〇六・九〇	アクリル重合体(一次製品に限る。)	四・一%	三九一七・二二	プラスチック製の管及びホース並びにこれらの継手(プラスチック製のものに限り。例えば、ジョイント、エルボー及びフランジ)	四・八%
三九〇七	ポリメタクリル酸メチル	四・六%	三九一七・二三	硬化したばく質製又はセルロース系材料製の人造ガット(ソーセージケーシング)のうち	四・八%
三九〇七・五〇	その他のもののうち	四・六%	三九一七・三二	管及びホース(硬質のものに限る。)	五・八%
三九〇九	塊(不規則な形のものに限り。)、粉(モールドイングパウダーを含む。)、粒、フレークその他これらに類する形状のもの以外のもの	四・六%	三九一七・三三	エチレンの重合体製のもの	五・八%
三九〇九・一〇	塊(不規則な形のものに限り。)、粉(モールドイングパウダーを含む。)、粒、フレークその他これらに類する形状のもの以外のもの	四・六%	三九一七・三九	プロピレンの重合体製のもの	四・六%
三九〇九・二〇	アミノ樹脂、フェノール樹脂及びポリウレタン(一次製品に限る。)	四・六%	三九二〇・一〇	塩化ビニルの重合体製のもの	四・六%
三九〇九・三〇	尿素樹脂及びチオ尿素樹脂	四・六%	三九二〇・二〇	その他の管及びホース	四・六%
三九〇九・四〇	メラミン樹脂	四・六%	三九二〇・三〇	プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ(多泡性のもの並びに補強し、薄層で被覆し又は支持物を使用したもの及びこれらに類する方法により他の材料と組み合わせたものを除く。)	五・八%
三九一一	その他のアミノ樹脂	四・六%	三九二〇・四二	エチレンの重合体製のもの	五・八%
三九一二	フェノール樹脂	四・六%	三九二〇・四一	プロピレンの重合体製のもの	五・八%
三九一二・一一	セルロース及びその化学的誘導体(一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。)	五・五%	三九二〇・四二	スチレンの重合体製のもの	五・八%
三九一二・二二	酢酸セルロース	四・六%	三九二〇・五一	塩化ビニルの重合体製のもの	五・八%
三九一二・二〇	可塑化したもの	四・六%	三九二〇・五九	硬質のもの	四・六%
三九一二・二二	可塑化したもの	四・六%		軟質のもの	四・六%
三九一二・二二	ニトロセルロース(コロジオンを含む。)	四・六%		アクリル重合体製のもの	六・二%
三九一三・一〇	天然の重合体(例えば、アルギン酸及び変性させた天然の重合体(例えば、硬化したタンパク質及び天然コムの化学的誘導体)(一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。))	三・九%		ポリメタクリル酸メチル製のもの	五・八%
	アルギン酸並びにその塩及びエステル	三・九%		その他のもの	五・八%

三九二〇・六二	ポリカーボネート製、アルキド樹脂製、ポリアリルエス	五・八%	四〇〇・三	再生ゴム（一次製品、板、シート又はストリップの形状の	三%
三九二〇・六三	ポリエチレンテレフタレート製のもの	五・八%	四〇〇・三・〇〇	ものに限る。）	
三九二〇・七一	その他の不飽和ポリエステル製のもの	五・八%	四〇〇・五	配合ゴム（加硫しないもので、一次製品、板、シート又は	
三九二〇・七二	セルロース製のもの及びその化学的誘導体製のもの	四・六%	四〇〇・五・一〇	ストリップの形状のものに限る。）	
三九二〇・七三	再生セルロース製のもの	四・六%	四〇〇・五・二〇	カーボンブラック又はシリカを配合したもの	三・九%
三九二〇・九二	酢酸セルロース製のもの	四・六%	四〇〇・五・九一	デイスパーション（第四〇〇・五・一〇号のものを除く。）	三・九%
三九二〇・九三	その他のプラスチック製のもの	五・八%	四〇〇・五・九九	及び溶液のうち	三・九%
三九二〇・九四	ポリアミド製のもの	五・八%	四〇〇・六	天然ゴムのもの以外のもの	三・九%
三九二一・一一	アミノ樹脂製のもの	五・八%	四〇〇・六・一〇	その他のもの	三・九%
三九二一・一二	フェノール樹脂製のもの	五・八%	四〇〇・六・九〇	板、シート及びストリップ	三・九%
三九二一・一三	プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及	五・八%	四〇〇・七	その他のもの	三・九%
三九二一・一四	びストリップ	四・六%	四〇〇・七・〇〇	天然ゴムのもの以外のもの	三・九%
三九二一・一九	多泡性のもの	四・六%	四〇〇・八	加硫しないゴムで、その他の形状のもの（例えば、棒、	三・九%
三九二一・二一	スチレンの重合体製のもの	五・八%	四〇〇・八・二一	管及び形材）及び製品にしたもの（例えば、円盤及びリン	三・九%
三九二一・二二	塩化ビニルの重合体製のもの	五・八%	四〇〇・八・二九	グ）	三・九%
三九二一・二四	ポリウレタン製のもの	五・八%	四〇〇・一〇	ゴムタイヤ更生用のキャメルバックストリップ	三・九%
三九二一・二五	再生セルロース製のもの	五・八%	四〇〇・一〇・九一	その他のもの	三・九%
三九二一・二六	その他のプラスチック製のもの	五・八%	四〇〇・一〇・九九	糸及びひも（加硫したゴムのものに限る。）	三・九%
三九二一・二七	プラスチック製の浴槽、シャワーバス、洗面台、ビデ、便	五・八%	四〇〇・一〇・一〇	板、シート、ストリップ、棒及び形材（加硫したゴム（硬質	三・九%
三九二一・二八	器、便座、便器用の覆い、水洗用の水槽その他これらに類	五・八%	四〇〇・一〇・二一	ゴムを除く。）のものに限る。）	三・九%
三九二一・二九	する衛生用品	五・八%	四〇〇・一〇・二二	セルラーパー以外のゴムのもの	三・九%
三九二一・三〇	浴槽、シャワーバス及び洗面台	五・八%	四〇〇・一〇・二三	板、シート及びストリップ	三・九%
三九二一・三一	便座及び便器用の覆い	五・八%	四〇〇・一〇・二四	その他のもの	三・九%
三九二一・三二	その他のもの	五・八%	四〇〇・一〇・二五	ゴム製の空気タイヤ（新品のものに限る。）	三・九%
三九二一・三三	プラスチック製の運搬用又は包装用の製品及びプラスチック	三・九%	四〇〇・一〇・二六	航空機に使用する種類のもの	三・九%
三九二一・三四	製の栓、ふた、キャップその他これらに類する物品	三・九%	四〇〇・一〇・二七	モーターサイクルに使用する種類のもの	三・九%
三九二一・三五	スプーン、コップ、ボビンその他これらに類する支持物	三・九%	四〇〇・一〇・二八	公称の幅が一〇・一六ミリメートル以下のもの	三・九%
三九二一・三六	プラスチック製の建築用品（他の項に該当するものを除	三・九%	四〇〇・一〇・二九	自転車に使用する種類のもの	三・九%
三九二一・三七	く。）	三・九%	四〇〇・一〇・三〇	その他のもの	三・九%
三九二一・三八	よろい戸、日よけ（ベネシャンブラインドを含む。）その	三・九%	四〇〇・一〇・三一	杉綾模様の他これに類するトレッドを有するものの	三・九%
三九二一・三九	他これらに類する製品及びこれらの部分品	三・九%	四〇〇・一〇・三二	うち	三・九%
三九二一・四〇	その他のプラスチック製品及び第三九・一〇一項から第三	三・九%	四〇〇・一〇・三三	自動車に使用する種類のもの（公称の幅が一〇・一	三・九%
三九二一・四一	九・一四項までの材料（プラスチックを除く。）から成る製	三・九%	四〇〇・一〇・三四	六ミリメートルを超えるものに限る。）以外のもの	三・九%
三九二一・四二	品	三・九%	四〇〇・一〇・三五		三・九%
三九二一・四三	事務用品及び学用品	三・九%	四〇〇・一〇・三六		三・九%
三九二一・四四	衣類及び衣類付属品（手袋を含む。）	三・九%	四〇〇・一〇・三七		三・九%
三九二一・四五	小像その他の装飾品	三・九%	四〇〇・一〇・三八		三・九%

昭和六十二年五月二十二日 参議院會議録第十二号(その二) 商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律案 六八〇

四〇・一一・九九	その他のもののうち 自動車に使用する種類のもの(公称の幅が一〇・一・六ミリメートルを超えるものに限り、)以外のもの	三・四%
四〇・一二	ゴム製の空気タイヤ(更生したもの及び中古のものに限る。並びにゴム製のソリッドタイヤ、クッションタイヤ、交換性タイヤ、トレッド及びタイヤフラップ	三・四%
四〇・二一・一〇	更生タイヤ	三・四%
四〇・二二・二〇	空気タイヤ(中古のものに限る。)	三・四%
四〇・二二・九〇	(1) 自動車に使用する種類のもの(公称の幅が一〇・一・六ミリメートルを超えるものに限り、)	三・二%
	(2) その他のもの	三・四%
	(1) ソリッドタイヤ及びクッションタイヤ(自動車に使用する種類のもの、公称の幅が一〇・一・六ミリメートルを超えるものに限り、)並びにタイヤフラップ(公称の幅が一〇・一・六ミリメートルを超える自動車に使用する種類のタイヤのものに限る。)	三・二%
	(2) その他のもの	三・四%
四〇・二三・一〇	ゴム製のインナーチューブ	三・二%
四〇・二三・二〇	乗用自動車(ステーションワゴン及びレーシングカーを含む。バス又は貨物自動車に使用する種類のものを除く。)	三・四%
四〇・二三・九〇	自転車に使用する種類のもの	三・四%
四〇・二四・一〇	その他のもの	三・四%
四〇・二四・九〇	衛生用又は医療用の製品(乳首を含み、加硫したゴム(硬質ゴムを除く)製のものに限り、)硬質ゴム製の取付具を有するか有しないかを問わない。	三・四%
四〇・二五	コンドーム	三・四%
	その他のもの	三・四%
四〇・二五・一一	衣類及び衣類附属品(手袋を含み、加硫したゴム(硬質ゴムを除く)製のものに限り、)用途を問わない。	三・四%
四〇・二五・一九	手袋	三・四%
四〇・二五・九〇	外科用のもの	三・四%
四〇・二六・一〇	その他のもの	三・四%
四〇・二六・一〇	その他のもの	三・四%
四〇・二七・〇〇	その他の製品(加硫したゴム(硬質ゴムを除く)製のものに限り、)セルラーラバー製のもの	四・六%
	硬質ゴム(例えば、エポナイト。くずを含むものとし、形状を問わない。及びその製品	三・四%

四二・〇二	旅行用バッグ、化粧用バッグ、リュックサック、ハンドバッグ、買物袋、財布、マフラー、スカーフ、手袋、宝飾入れ、おしろい入れ、刃物用ケース、他これらに類する容器(革、コンボジションレザー、プラスチック、繊維、金属、木材、ガラス、陶器、紙、布、その他これらに類する材料で製成したもの)及びこれらに類する容器	四・一%
四二・〇二・一九	旅行用バッグ、化粧用バッグ、リュックサック、ハンドバッグ、買物袋、財布、マフラー、スカーフ、手袋、宝飾入れ、おしろい入れ、刃物用ケース、他これらに類する容器(革、コンボジションレザー、プラスチック、繊維、金属、木材、ガラス、陶器、紙、布、その他これらに類する材料で製成したもの)及びこれらに類する容器	四・一%
四二・〇二・三九	旅行用バッグ、化粧用バッグ、リュックサック、ハンドバッグ、買物袋、財布、マフラー、スカーフ、手袋、宝飾入れ、おしろい入れ、刃物用ケース、他これらに類する容器(革、コンボジションレザー、プラスチック、繊維、金属、木材、ガラス、陶器、紙、布、その他これらに類する材料で製成したもの)及びこれらに類する容器	四・一%
四二・〇二・九九	旅行用バッグ、化粧用バッグ、リュックサック、ハンドバッグ、買物袋、財布、マフラー、スカーフ、手袋、宝飾入れ、おしろい入れ、刃物用ケース、他これらに類する容器(革、コンボジションレザー、プラスチック、繊維、金属、木材、ガラス、陶器、紙、布、その他これらに類する材料で製成したもの)及びこれらに類する容器	四・一%
四二・〇四	機械用その他の技術的用途に供する種類の革製品及びコンボジションレザー製品	三・九%
四二・〇六・一〇	腸、ゴルドビーター、ススキ、ぼうこう又は腸の製品	三・九%
四二・〇六・九〇	カッタガット	三・九%
四二・〇四・〇〇	その他のもの	三・九%
四二・〇四・〇〇	人造毛皮及びその製品	六%
四二・〇四・〇〇	繊維板(木材その他の木質の材料のみに限るものとし、樹脂その他の有機物質により結合してあるかないかを問わない。)	五・二%
四二・〇四・〇〇	繊維板(密度が一立方センチメートルにつき〇・八グラムを超えるものに限り、)	五・二%
四二・〇四・〇〇	機械加工をしておらず、かつ、表面を被覆していないもの	五・二%
四二・〇四・〇〇	木製の額縁、鏡枠その他これらに類する縁	五・二%

昭和六十二年五月二十二日 参議院會議録第十二号(その二) 商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律案 六八一

昭和六十二年五月二十二日

四八〇二・五二	重量が二平方メートルにつき四〇グラム以上一五〇グラム以下のもの	四・六%	四八〇七・九一	その他のもの	三・四%
四八〇二・五三	重量が一平方メートルにつき一五〇グラムを超えるもの	四・六%	四八〇七・九二	その他のもの	三・四%
四八〇二・六〇	その他の紙及び板紙（機械パルプの含有量が全繊維重量の一〇%を超えるものに限る。）	四・六%	四八〇八	その他のもの	三・四%
四八・〇三	トイレットペーパー、化粧用ティッシュ、紙タオル、紙ナプキンその他これらに類する家庭用又は衛生用に供する種類の紙、セルローズウエッジング及びセルロース繊維のウェブ（幅が三センチメートルを超え、ローラースタットの及び折り畳んでない状態において少なくとも一辺の長さが三センチメートルを超え、長方形（正方形を含む）の形状のものに限るものとし、ちりめん加工をし、しわ付けをし、型押しをし、せん孔し、表面に着色し若しくは装飾を施し又は印刷したものであるかないかを問わない。）	三・四%	四八〇八・三〇	その他のクラフト紙（ちりめん加工又はしわ付けをしたものに限るものとし、型押しをし、せん孔し、表面に着色し又はせん孔してあるかないかを問わない。）	三・四%
四八・〇五	その他の紙及び板紙（塗布してないものでローラースタットの状態のものに限る。）	三・四%	四八〇八・九〇	その他のもの	三・四%
四八〇五・一〇	段ボール用中しん原紙（セミケミカルパルプ製のものに限る。）	九・六%	四八・一四	壁紙その他これに類する壁面被覆材及びグラスペーパー	二・五%
四八〇五・二二	多層すきの紙及び板紙	九・六%	四八・一四・一〇	イングレインペーパー	二・五%
四八〇五・二二	外層の一方のみをさらしたものものうち	八%	四八・一四・三〇	壁紙その他これに類する壁面被覆材（組物材料で表を覆った紙から成るものに限るものとし、当該組物材料を平行的につなぎ又は織つてあるかないかを問わない。）	四・六%
四八〇五・二二	中しん原紙	八%	四八・一四・九〇	その他のもの	二・五%
四八〇五・三〇	その他のものうち	八%	四八・一五・〇〇	紙又は板紙をもとした床敷き（特定の大きさに切つてあるかないかを問わない。）	三・四%
四八〇五・六〇	ジュートライナー及び中しん原紙	九・六%	四八・一六	カーボン紙、セルフコピーペーパーその他の複写紙及び転写紙（箱入りにしてあるかないかを問わないものとし、第四八・〇九項のものを除く。）並びに謄写版原紙及び紙製のオフセットプレート（箱入りにしてあるかないかを問わない。）	三・四%
四八〇五・八〇	その他の紙及び板紙（重量が一平方メートルにつき一五〇グラム以下のものに限る。）のうち	八%	四八・一六・一〇	カーボン紙その他これらに類する複写紙	三・四%
四八・〇六	中しん原紙	六・四%	四八・一六・二〇	セルフコピーペーパー	三・四%
四八〇六・一〇	その他の紙及び板紙（重量が一平方メートルにつき二五グラム以上のものに限る。）	六・四%	四八・一六・三〇	謄写版原紙	三・四%
四八〇六・二〇	硫酸紙、耐脂紙、トレイシングペーパー、グラシン紙その他の透明又は半透明の光沢紙（ローラースタットのものに限る。）	三・四%	四八・一六・九〇	その他のもの	三・四%
四八〇六・三〇	硫酸紙	三・四%	四八・一七	紙製又は板紙製の封筒及び通信用カード並びに封筒、通信用カード、便せん等を紙製又は板紙製の箱、袋その他の容器に詰め合わせたもの	三・四%
四八〇六・四〇	耐脂紙	三・四%	四八・一七・一〇	封筒	三・四%
四八・〇七	トレイシングペーパー	三・四%	四八・一七・二〇	封筒、通信用カード、便せん等を紙製又は板紙製の箱、袋その他の容器に詰め合わせたもの	三・四%
四八〇七・一〇	グラシン紙その他の透明又は半透明の光沢紙	三・四%	四八・一七・三〇	製紙用パルプ製の紙製、セルローズウエッジング製又はセルロース繊維のウェブ製のトイレットペーパー、ハンカチ、クレシンジックティッシュ、タオル、ティッシュクロス、ナプキン、乳剤用のおむつ、タンポン、ベッドシーツその他これらに類する家庭用品、衛生用品及び病院用品、衣類並びに衣類付属品	三・四%

四八二一・一〇	トイレットペーパー	三・二%
四八一八・二〇	ハンカチ、クレンジングティッシュ、化粧用ティッシュ及びタオル	二・九%
四八一八・三〇	ティールクロス及びナプキン	二・九%
四八一八・四〇	生理用のナプキン及びタンポン、乳児用のおむつ及びおむつ中敷きその他これらに類する衛生用品のうち	二・九%
四八一八・五〇	タンポン、おむつ及びおむつ中敷き以外のもの	二・九%
四八一八・九〇	衣類及び衣類附属品	二・六%
四八一八・一〇	その他のもの	二・六%
四八一八・二〇	紙製、板紙製、セルロースウオッディング製又はセルロース繊維のウェブ製の箱、ケース、袋その他の包装容器及び紙製又は板紙製の書類箱、レタートレイその他これらに類する製品で事務所、商店等において使用する種類のもの	四・三%
四八一八・三〇	段ボール製の箱及びケース	四・三%
四八一八・四〇	紙製又は板紙製の折畳み式の箱及びケース（段ボール製のものを除く）	四・三%
四八一八・五〇	袋（底の幅が四〇センチメートル以上のものに限り。）	四・六%
四八一八・六〇	その他の袋（円すい形のものを含む。）	四・六%
四八一八・七〇	その他の包装容器（レコード用ジャケットを含む。）	四・三%
四八一八・八〇	書類箱、レタートレイ、格納箱その他これらに類する製品で事務所、商店等において使用する種類のもの	三・三%
四八一八・九〇	紙製又は板紙製の帳簿、会計簿、雑記帳、注文帳、領収帳、便せん、メモ帳、日記帳その他これらに類する製品	三・四%
四八一八・一〇	練習帳	三・四%
四八一八・二〇	バインダー、書類挟み及びファイルカバー	三・四%
四八一八・三〇	転写式の事務用印刷物及び挿入式カーボンセット	三・四%
四八一八・四〇	アルバム（見本用又は収集用のものに限り。）	三・八%
四八一八・五〇	その他のもの	三・四%
四八一八・六〇	紙製又は板紙製のラベル（印刷してあるかないかを問わない）	三・四%
四八一八・七〇	印刷したもの	三・四%
四八一八・八〇	その他のもの	三・四%
四八一八・九〇	製紙用パルプ製、紙製又は板紙製のボビン、スプール、コップその他これらに類する糸巻機（せん孔してあるかないかは硬化してあるかないかを問わない）	三・四%
四八一八・一〇	紡織用繊維の糸を巻くために使用する種類のもの	三・四%
四八一八・二〇	その他のもの	三・四%

四八一八・三〇	その他の紙、板紙、セルロースウオッディング及びセルロース繊維のウェブ（特定の大きさ又は形状に切つたものに限り）並びに製紙用パルプ、紙、板紙、セルロースウオッディング又はセルロース繊維のウェブのその他の製品	二・二%
四八一八・四〇	粘着剤又は接着剤を塗布した紙（ストリップ状又はロール状のものに限り）	二・二%
四八一八・五〇	セルフアドヒージブのもの	二・二%
四八一八・六〇	その他のもの	二・二%
四八一八・七〇	フィルターパーパー及びフィルターパーボード	二・六%
四八一八・八〇	せん孔カード式機械用のカード（せん孔してないものに限り）	三・四%
四八一八・九〇	ストリップ状であるかないかを問わない	二・九%
四八一八・一〇	自動記録装置用に印刷したロール、シート及び円盤	二・二%
四八一八・二〇	その他の紙及び板紙（筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類のものに限り）	二・二%
四八一八・三〇	印刷し、型押しをし又はせん孔したもの	二・二%
四八一八・四〇	その他のもの	二・九%
四八一八・五〇	紙製又は板紙製の盆、皿、コップその他これらに類する製品	二・九%
四八一八・六〇	成型し又は加圧成形をした製紙用パルプの製品	二・六%
四八一八・七〇	その他のもの	三・四%
四八一八・八〇	デカルコマニア（ガラス化することができるものに限り）	三・四%
四八一八・九〇	その他のもの	三・四%
四八一八・一〇	葉書（印刷したもの及び挿絵を有するものに限り）及び個人のあいさつ、伝言又は通知を印刷したカード（挿絵を有するかないかを問わない）	三・四%
四八一八・二〇	カレンダー（カレンダーブロックを含むものとし、印刷したものに限り）のうち	三・四%
四八一八・三〇	紙製又は板紙製のもの	九・六%
四八一八・四〇	絹糸及び絹紡糸（小売用にしたものを除く。）のうち	四・八%
四八一八・五〇	絹紡糸	
四八一八・六〇	絹糸、絹紡糸及び絹紡糸（小売用にしたものに限る。）並びに天然でくす	
四八一八・七〇	絹糸、絹紡糸及び絹紡糸	
四八一八・八〇	絹糸、絹紡糸及び絹紡糸	
四八一八・九〇	絹糸、絹紡糸及び絹紡糸	

[illegible]

昭和六十二年五月二十二日 参議院會議録第十二号(その二) 商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律案 六八五

昭和六十二年五月二十二日 参議院会議録第十二号(その二) 商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律案 六八六

五三〇・九〇	その他のもの	二・八%
五三二・〇〇	その他の植物性紡織用繊維の織物及び紙糸の織物	一六%
	(1) ラミー織物	四・二%
	(2) 大麻織物及び紙糸の織物	三%
	(3) その他の織物	
五四〇・一	縫糸(人造繊維の長繊維のものに限るものとし、小売用にしたものではないかを問わない。)	
五四〇・一〇	合成繊維の長繊維のもの	
	(1) 絹(絹ノイルその他の絹くずを含む。以下この類において同じ。)の重量が全重量の一〇%を超えるもの	六%
	(2) その他のもの	
	(i) 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの	八%
	(ii) その他のもの	四・八%
五四〇・二〇	再生繊維又は半合成繊維の長繊維のもの	
	(1) 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	六%
	(2) その他のもの	
	(i) アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの	八%
	(ii) その他のもの	四・八%
五四〇・二	合成繊維の長繊維の糸(六七デシテックス未満の単繊維のものを含むものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。)	
五四〇・二・一〇	強力糸(ナイロンその他のポリアミドのものに限る。)	
	(1) 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	六%
	(2) その他のものうち アラミド繊維のもの以外のもの	
	合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの	八%
	より数が一メートルにつき五〇%を超えるもの	四・八%
	その他のもの	六%
五四〇・二・二〇	強力糸(ポリエステルのものに限る。)	
	(1) 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	六%
	(2) その他のもの	八%
	(i) 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの	八%
	(ii) その他のもの	四・八%

五四〇・二・三一	テクスチャード加工糸	
	ナイロンその他のポリアミドのもの(構成する単糸が五〇デックス以下のものに限る。)	六%
	(1) 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	
	(2) その他のもの	
	(i) 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの	八%
	(ii) その他のもの	四・八%
五四〇・二・三二	ナイロンその他のポリアミドのもの(構成する単糸が五〇デックスを超えるものに限る。)	
	(1) 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	六%
	(2) その他のもの	
	(i) 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの	八%
	(ii) その他のもの	四・八%
五四〇・二・三三	ポリエステルもの	
	(1) 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	六%
	(2) その他のもの	
	(i) 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの	八%
	(ii) その他のもの	四・八%
五四〇・二・三九	その他のもの	
	(1) 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	六%
	(2) その他のもの	
	(i) 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの	八%
	(ii) その他のもの	四・八%
	その他の単糸(より数が一メートルにつき五〇%以下のものに限る。)	
五四〇・二・四一	ナイロンその他のポリアミドのもの	
	(1) 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	六%
	(2) その他のものうち アラミド繊維以外のもの	
	合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%以下のもの	八%
五四〇・二・四二	ポリエステルもの(部分的に配向性を与えたものに限る。)	
	(1) 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	六%
	その他のもの	四・八%

昭和六十二年五月二十二日 参議院会議録第十二号(その二) 商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律案 六八七

五四〇二・四三	(2) その他のもの (i) 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの (ii) その他のもの その他のポリエステルもの (1) 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの (2) その他のもの (i) 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの (ii) その他のもの その他のもの	四・八% 八% 六%
五四〇二・四九	(1) 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの (2) その他のもの (i) 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの (ii) その他のもの その他のもの	六% 八% 四・八% 六%
五四〇二・五一	(1) 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの (2) その他のもの (i) 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの (ii) その他のもの その他のもの	六% 八% 四・八% 六%
五四〇二・五二	ポリエステルもの (1) 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの (2) その他のもの (i) 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの (ii) その他のもの その他のもの	六% 八% 四・八% 六%
五四〇二・五九	(1) 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの (2) その他のもの (i) 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの (ii) その他のもの その他のもの	六% 八% 四・八% 六%
五四〇二・六一	その他のマルチプルヤーン及びケーブルヤーン ナイロンその他のポリアミドのもの (1) 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	八% 四・八% 六%
五四〇二・六二	(2) その他のもの (i) 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの (ii) その他のもの ポリエステルもの (1) 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの (2) その他のもの (i) 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの (ii) その他のもの その他のもの	八% 四・八% 六% 八% 四・八% 六%
五四〇二・六九	(1) 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの (2) その他のもの (i) 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの (ii) その他のもの その他のもの	六% 八% 四・八% 六%
五四〇三・一〇	再生繊維又は半合成繊維の長繊維の糸(六七デシテックス未満の単繊維のものを含むものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。) 強力糸(ビスコースレーヨンのものに限定。) (1) 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの (2) その他のもの テクスチャード加工糸 (1) 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの (2) その他のもの (i) アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの (ii) その他のもの その他の単糸 ビスコースレーヨンのもの(より数が一メートルにつき二二〇以下のものに限定。) (1) 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの (2) その他のもの ビスコースレーヨンのもの(より数が一メートルにつき二二〇を超えるものに限定。) (1) 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの (2) その他のもの アセテートのもの (1) 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	六% 八% 四・八% 六% 八% 四・八% 六% 八% 四・八% 六% 八% 四・八% 六% 八% 四・八% 六%
五四〇三・二〇	(1) 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの (2) その他のもの (i) アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの (ii) その他のもの その他の単糸 ビスコースレーヨンのもの(より数が一メートルにつき二二〇以下のものに限定。) (1) 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの (2) その他のもの ビスコースレーヨンのもの(より数が一メートルにつき二二〇を超えるものに限定。) (1) 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの (2) その他のもの アセテートのもの (1) 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	六% 八% 四・八% 六% 八% 四・八% 六% 八% 四・八% 六% 八% 四・八% 六%
五四〇三・三三	(1) 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの (2) その他のもの (i) アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの (ii) その他のもの その他の単糸 ビスコースレーヨンのもの(より数が一メートルにつき二二〇以下のものに限定。) (1) 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの (2) その他のもの ビスコースレーヨンのもの(より数が一メートルにつき二二〇を超えるものに限定。) (1) 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの (2) その他のもの アセテートのもの (1) 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	六% 八% 四・八% 六% 八% 四・八% 六% 八% 四・八% 六% 八% 四・八% 六%

[illegible]

昭和六十二年五月二十二日 参議院會議録第十二号(その二) 商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律案 六八九

五四〇七・四一	その他のもの その他の織物(ナイロンその他のポリアミドの長繊維の重量が全重量の八五%以上のものに限り、漂白してないもの及び漂白したもの) (1) 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの (2) その他のもの (i) 特定合成繊維のみから成るもの並びに特定合成繊維及びアセテート繊維のみから成るもの (ii) その他のもの 浸染したもの (1) 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの (2) その他のもの	八% 一〇% 六・四% 八% 一〇% 六・四% 八%
五四〇七・四二	その他のもの その他の織物(ナイロンその他のポリアミドの長繊維の重量が全重量の八五%以上のものに限り、漂白してないもの及び漂白したもの) (1) 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの (2) その他のもの (i) 特定合成繊維のみから成るもの並びに特定合成繊維及びアセテート繊維のみから成るもの (ii) その他のもの 浸染したもの (1) 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの (2) その他のもの	八% 一〇% 六・四% 八% 一〇% 六・四% 八%
五四〇七・四三	異なる色の糸から成るもの (1) 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの (2) その他のもの (i) 特定合成繊維のみから成るもの並びに特定合成繊維及びアセテート繊維のみから成るもの (ii) その他のもの なせんしたもの (1) 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの (2) その他のもの	八% 一〇% 六・四% 八% 一〇% 六・四% 八%
五四〇七・四四	その他のもの (1) 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの (2) その他のもの (i) 特定合成繊維のみから成るもの並びに特定合成繊維及びアセテート繊維のみから成るもの (ii) その他のもの その他の織物(テクスチャード加工をしたポリエステル長繊維の重量が全重量の八五%以上のものに限り、漂白してないもの及び漂白したもの) (1) 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの (2) その他のもの	八% 一〇% 六・四% 八% 一〇% 六・四% 八%
五四〇七・五二	その他のもの (1) 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの (2) その他のもの (i) 特定合成繊維のみから成るもの並びに特定合成繊維及びアセテート繊維のみから成るもの (ii) その他のもの 浸染したもの (1) 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの (2) その他のもの	八% 一〇% 六・四% 八% 一〇% 六・四% 八%
五四〇七・五三	異なる色の糸から成るもの (1) 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの (2) その他のもの (i) 特定合成繊維のみから成るもの並びに特定合成繊維及びアセテート繊維のみから成るもの (ii) その他のもの なせんしたもの (1) 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの (2) その他のもの	八% 一〇% 六・四% 八% 一〇% 六・四% 八%
五四〇七・五四	異なる色の糸から成るもの (1) 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの (2) その他のもの (i) 特定合成繊維のみから成るもの並びに特定合成繊維及びアセテート繊維のみから成るもの (ii) その他のもの なせんしたもの (1) 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの (2) その他のもの	八% 一〇% 六・四% 八% 一〇% 六・四% 八%
五四〇七・六〇	その他の織物(テクスチャード加工をしてないポリエステル長繊維の重量が全重量の八五%以上のものに限り、漂白してないもの及び漂白したもの) (1) 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの (2) その他のもの (i) 特定合成繊維のみから成るもの並びに特定合成繊維及びアセテート繊維のみから成るもの (ii) その他のもの その他の織物(合成繊維の長繊維の重量が全重量の八五%以上のものに限り、漂白してないもの及び漂白したもの) (1) 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの (2) その他のもの	八% 一〇% 六・四% 八% 一〇% 六・四% 八%
五四〇七・七一	その他の織物(合成繊維の長繊維の重量が全重量の八五%以上のものに限り、漂白してないもの及び漂白したもの) (1) 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの (2) その他のもの (i) 特定合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの (ii) その他のもの 浸染したもの (1) 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの (2) その他のもの	八% 一〇% 六・四% 八% 一〇% 六・四% 八%
五四〇七・七二	異なる色の糸から成るもの (1) 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの (2) その他のもの (i) 特定合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの (ii) その他のもの 浸染したもの (1) 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの (2) その他のもの	八% 一〇% 六・四% 八% 一〇% 六・四% 八%
五四〇七・七三	異なる色の糸から成るもの (1) 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの (2) その他のもの (i) 特定合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの (ii) その他のもの 浸染したもの (1) 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの (2) その他のもの	八% 一〇% 六・四% 八% 一〇% 六・四% 八%

五四〇七・九三	その他のもの 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの以外のもの 異なる色の糸から成るもののうち
五四〇七・九四	合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたもの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの（特定合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものを除く。） その他のもの なせんしたもののうち 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの以外のもの 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの（特定合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものを除く。） その他のもの
五四・〇八	再生繊維又は半合成繊維の長繊維の糸の織物（第五四・〇五項の材料の織物を含む。） 強力糸（ビスコースレーヨンのものに限る。）の織物 (1) 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの (2) その他のもの
五四〇八・一〇	その他の織物（再生繊維若しくは半合成繊維の長繊維又は再生繊維若しくは半合成繊維の材料のストリップその他これに類する物品の重量が全重量の八五%以上のものに限る。） 漂白してないもの及び漂白したもののうち 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの以外のもの アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたもの（これらのものの材料から製造したストリップその他これに類するものを含む。）以下に類するものにおいて同じ）の重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの その他のもの 浸染したもののうち 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの以外のもの アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの その他のもの
五四〇八・一一	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの以外のもの アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの その他のもの
五四〇八・一二	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの以外のもの アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの その他のもの

五五〇・一・二〇	異なる色の糸から成るもののうち 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの以外のもの アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたもの の重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸の うちいずれか一方がこれらの繊維のもの その他のもの なせんしたもののうち 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの以外のもの アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたもの の重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸の うちいずれか一方がこれらの繊維のもの その他のもの その他のもの 漂白してないもの及び漂白したもののうち 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの以外のもの アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたもの の重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸の うちいずれか一方がこれらの繊維のもの その他のもの 浸染したもののうち 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの以外のもの アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたもの の重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸の うちいずれか一方がこれらの繊維のもの その他のもの 異なる色の糸から成るもののうち 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの以外のもの アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたもの の重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸の うちいずれか一方がこれらの繊維のもの その他のもの なせんしたもののうち 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの以外のもの アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたもの の重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸の うちいずれか一方がこれらの繊維のもの その他のもの 合成繊維の長繊維のトウ ナイロンその他のポリアミドのもの	五五〇・八・二三	五五〇・八・二四	五五〇・八・三一	五五〇・八・三二	五五〇・八・三三	五五〇・八・三四	五五〇・一・一〇	五五〇・一・一一
四・八%	四・八%	四・八%	四・八%	四・八%	四・八%	四・八%	四・八%	四・八%	四・八%
五五〇・一・二〇	五五〇・一・三〇	五五〇・一・九〇	五五〇・二・〇〇	五五〇・三・二〇	五五〇・三・三〇	五五〇・三・四〇	五五〇・三・九〇	五五〇・四・一〇	五五〇・四・九〇
五五〇・六・一〇	五五〇・六・二〇	五五〇・六・三〇	五五〇・六・九〇	五五〇・七・〇〇	五五〇・七・一〇	五五〇・七・二〇	五五〇・七・三〇	五五〇・七・四〇	五五〇・七・五〇
五五〇・八・一〇	五五〇・八・二〇	五五〇・八・三〇	五五〇・八・四〇	五五〇・八・五〇	五五〇・八・六〇	五五〇・八・七〇	五五〇・八・八〇	五五〇・八・九〇	五五〇・九・〇〇
再生繊維又は半合成繊維の短繊維のトウ アセテートのもの その他のもの 合成繊維の短繊維(カード、コムその他の紡績準備の処 理をしたものを除く) ポリエステルのもの アクリル又はモダクリルのもの ポリプロピレンのもの その他のもの (1) 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたもの の重量が全重量の五〇%を超えるもの (2) その他のもの 再生繊維又は半合成繊維の短繊維(カード、コムその他の 紡績準備の処理をしたものを除く) ビスコースレーヨンのもの その他のもの (1) アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたもの の重量が全重量の五〇%を超えるもの (2) その他のもの 合成繊維の短繊維(カード、コムその他の紡績準備の処 理をしたものを除く) ナイロンその他のポリアミドのもの アクリル又はモダクリルのもの その他のもの (1) 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたもの の重量が全重量の五〇%を超えるもの (2) その他のもの 再生繊維又は半合成繊維の短繊維(カード、コムその他 の紡績準備の処理をしたものを除く) アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたもの の重量が全重量の五〇%を超えるもの その他のもの 縫糸(人造繊維の短繊維のものに限るものとし、小売用に したものであるかないかを問わない) 合成繊維の短繊維のもの	八%	八%	八%	八%	八%	八%	八%	八%	八%
四・二%	四・二%	四・二%	四・二%	四・二%	四・二%	四・二%	四・二%	四・二%	四・二%

昭和六十二年五月二十二日 参議院會議録第十二号(その二) 商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律案 六九二

五五〇八・二〇	再生繊維又は半合成繊維の短繊維のもの	八%	五五〇九・六一	混用繊維の全部又は大部分が羊毛又は織獣毛のもの	八%
五五〇九	(1) アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの	四・八%	五五〇九・六二	(1) 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの	八%
五五〇九・一一	(2) その他のもの			(2) その他のもの	四・八%
五五〇九・一二	合成繊維の紡績糸(縫糸及び小売用にしたものを除く。)		五五〇九・六九	混用繊維の全部又は大部分が綿のもの	八%
五五〇九・二一	ナイロンその他のポリアミドの短繊維の重量が全重量の八五%以上のもの	八%		(1) 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの	八%
五五〇九・二二	単糸	八%		(2) その他のもの	四・八%
五五〇九・二二	マルチプルヤーン及びケーブルヤーン	八%		その他の紡績糸(小売用にしたものに限るものとし、縫糸を除く。)	
五五〇九・二二	ポリエステル短繊維の重量が全重量の八五%以上のもの	八%		合成繊維の短繊維のもの(合成繊維の重量が全重量の八五%未満のものに限る。)	八%
五五〇九・三二	マルチプルヤーン及びケーブルヤーン	八%		合成繊維の短繊維のもの(合成繊維の重量が全重量の八五%未満のものに限る。)	八%
五五〇九・三二	マルチプルヤーン及びケーブルヤーン	八%		その他の紡績糸(小売用にしたものに限るものとし、縫糸を除く。)	
五五〇九・三二	その他の紡績糸(合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五%以上のものに限る。)	八%	五五〇九・九二	混用繊維の全部又は大部分が綿のもの	八%
五五〇九・四二	単糸	八%		(1) 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの	四・八%
五五〇九・四二	マルチプルヤーン及びケーブルヤーン	八%		(2) その他のもの	四・八%
五五〇九・五一	マルチプルヤーン及びケーブルヤーン	八%	五五〇九・九九	その他の紡績糸(小売用にしたものに限るものとし、縫糸を除く。)	
五五〇九・五一	その他の紡績糸(ポリエステル短繊維のものに限る。)	八%		合成繊維の短繊維のもの(合成繊維の重量が全重量の八五%未満のものに限る。)	八%
五五〇九・五二	混用繊維の全部又は大部分が羊毛又は織獣毛のもの	八%		合成繊維の短繊維のもの(合成繊維の重量が全重量の八五%未満のものに限る。)	八%
五五〇九・五二	(1) 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの	四・八%		その他の紡績糸(小売用にしたものに限るものとし、縫糸を除く。)	
五五〇九・五二	(2) その他のもの	四・八%		合成繊維の短繊維のもの(合成繊維の重量が全重量の八五%未満のものに限る。)	八%
五五〇九・五三	混用繊維の全部又は大部分が綿のもの	八%		合成繊維の短繊維のもの(合成繊維の重量が全重量の八五%未満のものに限る。)	八%
五五〇九・五三	(1) 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの	四・八%		その他の紡績糸(小売用にしたものに限るものとし、縫糸を除く。)	
五五〇九・五三	(2) その他のもの	四・八%		合成繊維の短繊維のもの(合成繊維の重量が全重量の八五%未満のものに限る。)	八%
五五〇九・五九	その他の紡績糸(小売用にしたものに限るものとし、縫糸を除く。)	八%		合成繊維の短繊維のもの(合成繊維の重量が全重量の八五%未満のものに限る。)	八%
五五〇九・五九	合成繊維の短繊維のもの(合成繊維の重量が全重量の八五%未満のものに限る。)	八%		合成繊維の短繊維のもの(合成繊維の重量が全重量の八五%未満のものに限る。)	八%
五五〇九・五九	その他の紡績糸(小売用にしたものに限るものとし、縫糸を除く。)	八%		合成繊維の短繊維のもの(合成繊維の重量が全重量の八五%未満のものに限る。)	八%

六九三

[illegible]

五五・一三・三一	異なる色の糸から成るもの ポリエステルの短繊維のもの(平織りのものに限る。)	一六 八%
五五・一三・三二	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの以外のもの ポリエステルの短繊維のもの(三枚綾織り又は四枚綾織り(破れ斜文織りを含む)のものに限る。)	八%
五五・一三・三三	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの以外のもの ポリエステルの短繊維のもの(平織りのものに限る。)	八%
五五・一三・三九	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの以外のもの その他の織物のうち 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたもの(絹の重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものの特 定合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたもの(絹の重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものを除く。)) その他のもの なせんしたもの ポリエステルの短繊維のもの(平織りのものに限る。)	一六 八%
五五・一三・四一	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの以外のもの ポリエステルの短繊維のもの(三枚綾織り又は四枚綾織り(破れ斜文織りを含む)のものに限る。)	八%
五五・一三・四二	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの以外のもの ポリエステルの短繊維のもの(平織りのものに限る。)	八%
五五・一三・四三	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの以外のもの その他の織物のうち 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたもの(絹の重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものの特 定合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたもの(絹の重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものを除く。)) その他のもの	一六 八%
五五・一三・四九	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの以外のもの その他の織物のうち 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたもの(絹の重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものの特 定合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたもの(絹の重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものを除く。)) その他のもの	一六 八%

五五・一四	合成繊維の短繊維の織物(合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五%未満のものうち、混用繊維の全部又は大部分を占めるものに限る。)	一六 八%
五五・一四・一一	漂白してないもの及び漂白したもの ポリエステルの短繊維のもの(平織りのものに限る。)	八%
五五・一四・一二	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの以外のもの ポリエステルの短繊維のもの(三枚綾織り又は四枚綾織り(破れ斜文織りを含む)のものに限る。)	八%
五五・一四・一三	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの以外のもの ポリエステルの短繊維のもの(平織りのものに限る。)	八%
五五・一四・一九	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの以外のもの その他の織物のうち 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたもの(絹の重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものの特 定合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたもの(絹の重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものを除く。)) その他のもの 浸染したもの ポリエステルの短繊維のもの(平織りのものに限る。)	一六 八%
五五・一四・二一	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの以外のもの ポリエステルの短繊維のもの(三枚綾織り又は四枚綾織り(破れ斜文織りを含む)のものに限る。)	八%
五五・一四・二二	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの以外のもの ポリエステルの短繊維のもの(平織りのものに限る。)	八%
五五・一四・二三	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの以外のもの その他の織物のうち 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたもの(絹の重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものの特 定合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたもの(絹の重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものを除く。)) その他のもの	一六 八%
五五・一四・二九	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの以外のもの その他の織物のうち 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたもの(絹の重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものの特 定合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたもの(絹の重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものを除く。)) その他のもの	一六 八%

六九五

[illegible]

[illegible]

六九七

五五・一六・三四	なせんしたもののうち 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの以外のもの アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたもの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの その他のもの	八% 四・八%	五五・一六・九二	浸染したもののうち 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの以外のもの アセテート繊維若しくは合成繊維又はこれら繊維を合わせたもの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの その他のもの	八% 四・八%
五五・一六・四二	漂白してないもの及び漂白したもののうち 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの以外のもの アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたもの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの その他のもの	八% 四・八%	五五・一六・九三	異なる色の糸から成るものうち 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの以外のもの アセテート繊維若しくは合成繊維又はこれら繊維を合わせたもの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの その他のもの	八% 四・八%
五五・一六・四二	浸染したもののうち 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの以外のもの アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたもの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの その他のもの	八% 四・八%	五五・一六・九四	なせんしたもののうち 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの以外のもの アセテート繊維若しくは合成繊維又はこれら繊維を合わせたもの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの その他のもの	八% 四・八%
五五・一六・四三	異なる色の糸から成るものうち 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの以外のもの アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたもの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの その他のもの	八% 四・八%	五六・〇一	紡織用繊維のウォッディング及びその製品並びに長さが五ミリメートル以下の紡織用繊維（フロック）、紡織用繊維のダスト及びミルネップ	八% 四・八%
五五・一六・四四	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの以外のもの アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたもの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの その他のもの	八% 四・八%	五六・〇一・三〇	二 その他のもの フェルト（染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものがあるかないかを問わない）	三%
五五・一六・四四	なせんしたもののうち 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの以外のもの アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたもの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの その他のもの	八% 四・八%	五六・〇二	ニードルルームフェルト及びステッチボンディング方式により製造した織物類	六・七%
五五・一六・九一	その他のもの 漂白してないもの及び漂白したもののうち 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの以外のもの アセテート繊維若しくは合成繊維又はこれら繊維を合わせたもの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの その他のもの	八% 四・八%	五六・〇二・一〇	その他のフェルト（染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものを除く）	六・七%
			五六・〇二・二一	羊毛製又は織獣毛製のもの	六・七%
			五六・〇二・二九	その他の紡織用繊維製のもの	六・七%
			五六・〇二・九〇	その他のもの	六・七%
			五六・〇四	ゴム糸及びゴムひも（紡織用繊維で被覆したものに限る）	三・九%
			五六・〇四・一〇	並びに紡織用繊維の糸及び第五四・〇四項又は第五四・〇五項のストリップその他これに類する物品（ゴム又はプラスチックを染み込ませ、塗布し又は被覆したものに限る）	
			五六・〇四・二〇	ゴム糸及びゴムひも（紡織用繊維で被覆したものに限る）	
				強力糸（ナイロンその他のポリアミド、ポリエステル又はビスコースレーヨンのもので、染み込ませ又は塗布したものに限る）のうち	

五六〇四・九〇	アラミド繊維のものの以外のも ゴムを染み込ませ又は塗布したもの その他のもの	三・九% 八%	五六〇八・一九	その他のもののうち 結び網地及び結び網(ひも又は綱から製造したものに限る。)	六・四% 三%
五六〇五	その他のもの	三・九%	五六〇八・九〇	合成繊維製のもの	三%
五六〇五・〇〇	(1) ゴムを染み込ませ、塗布し又は被覆したもの (2) その他のもののうち 綿製のものの以外のも	四・二%	五六〇九・〇〇	その他のもの 結び網地及び結び網(ひも又は綱から製造したものに限る。並びに漁網(製品にしたもので、糸、ひも又は綱から製造したものに限る。)) 綿製のもの その他のもの	三・九% 四・八%
五六〇六	金属を交えた糸(紡織用繊維の糸及び第五四・〇四項又は第五四・〇五項のストリップその他これに類する物品で、糸状、ストリップ状又は粉状の金属と結合したものと及び金属で被覆したものに限るものとし、ジンブヤーンであるかないかを問わない。)	五・六%	五六〇九・〇〇	糸、第五四・〇四項若しくは第五四・〇五項のストリップその他これに類する物品、ひも、綱又はケーブルの製品(他の項に該当するものを除く。)	六・四%
五六〇六・〇〇	ジンブヤーン(第五四・〇四項又は第五四・〇五項のストリップその他これに類する物品をしんに使用したものを含むものとし、第五六・〇五項のものと及び馬毛をしんに使用したジンブヤーンを除く。)、ジュニールヤーン(フロックシエニールヤーンを含む。)、及びループウェールヤーン	六・四% 八%	五七〇一・一〇	(1) 亜麻製、ラミー製、大麻製、ジュート製その他の紡織用繊維製、マニラ麻製、サイザル麻製、合成繊維製又はアセテート繊維製のもの	六・四% 三・九%
五六〇七	(1) ループウェールヤーン (2) その他のもの ひも、綱及びケーブル(組んであるかないか又はゴム若しくはプラスチックを染み込ませ、塗布し若しくは被覆したものであるかないかを問わない。)	六・四% 八%	五七〇一・九〇	(2) その他のもの じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物(結びパイルのものに限るものとし、製品にしたものであるかないかを問わない。)	九・六% 九・六%
五六〇七・一〇	第五三・〇三項のジュートその他の紡織用皮革繊維製のもの	六・四%	五七〇二	羊毛製又は織獣毛製のもの	九・六%
五六〇七・二一	サイザルその他のアゲープ属の紡織用繊維製のもの	四・八%	五七〇二・一〇	その他の紡織用繊維製のもの	九・六%
五六〇七・二九	結束用又は包装用のひも	四・八%	五七〇二・二〇	じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物(ケレムラグ、シマックラグ、カラマニラグその他これらに類する手織りの敷物、織物製のものに限るものとし、製品にしたものであるかないかを問わず、タフトし又はフロック加工をしたものを除く。)	八・四%
五六〇七・三〇	その他のもの	三%	五七〇二・三〇	ケレムラグ、シマックラグ、カラマニラグその他これらに類する手織りの敷物	九・六%
五六〇七・四一	アバカ(マニラ麻又はムサ・テクステイリス)その他の硬質繊維のもの	六・四%	五七〇二・三二	ココヤシ繊維(コイヤ)製の床用敷物	九・六%
五六〇七・五〇	ポリエチレン製又はポリプロピレン製のもの	六・四%	五七〇二・三三	その他のもの(パイル織物のものに限るものとし、製品にしたものを除く。)	九・六%
五六〇七・九〇	結束用又は包装用のひも	三・九%	五七〇二・三九	羊毛製又は織獣毛製のもの	九・六%
五六〇八	その他のもの	六・四%		人造繊維材料製のもの	一三・四%
五六〇八・一一	結び網地(ひも又は綱から製造したものに限る。及び漁網その他の網(製品にしたもので、紡織用繊維製のものに限る。)) 人造繊維製のもの 漁網(製品にしたものに限る。)	六・四%	五七〇二・四一	その他の紡織用繊維製のもの	九・六%
				(1) 綿製のもの	九・六%
				(2) その他のもの	九・六%
				その他のもの(パイル織物のもので製品にしたものに限る。)	九・六%
				羊毛製又は織獣毛製のもの	九・六%

五七〇二・四二	人造纖維材料製のもの	九・六%	五八〇一・二二	綿製のもの	四・二%
五七〇二・四九	その他の紡織用纖維製のもの	一三・四%		よこパイル織物(パイルを切つてないものに限る。)のうち	
	(1) 綿製のもの	九・六%		プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	
	(2) その他のもの	九・六%		コイル天(パイルを切つたものに限る。)	
	その他のもの(パイル織物のもの及び製品にしたものを除く。)			(1) プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	四・二%
五七〇二・五一	羊毛製又は織獣毛製のもの	九・六%		(2) その他のもの	四・二%
五七〇二・五二	人造纖維材料製のもの	九・六%		その他のよこパイル織物	四・五%
五七〇二・五九	その他の紡織用纖維製のもの	一三・四%		(1) プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	四・二%
	(1) 綿製のもの	九・六%		(2) その他のもの	四・五%
	(2) その他のもの	九・六%		たてパイル織物(パイルを切つてないものに限る。)	
五七〇二・九一	その他のもの(製品にしたものに限るものとし、パイル織物のものを除く。)	九・六%		(1) プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	四・二%
五七〇二・九二	羊毛製又は織獣毛製のもの	九・六%		(2) その他のもの	四・五%
五七〇二・九九	人造纖維材料製のもの	九・六%		たてパイル織物(パイルを切つたものに限る。)	
	その他の紡織用纖維製のもの	一三・四%		(1) プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	四・二%
	(1) 綿製のもの	九・六%		(2) その他のもの	四・五%
	(2) その他のもの	九・六%		シニール織物	
五七〇三	じゆうたんその他の紡織用纖維の床用敷物(タフトしたものに限るものとし、製品にしたものであるかないかを問わない。)	九・六%		(1) プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	四・二%
五七〇三・一〇	羊毛製又は織獣毛製のもの	九・六%		(2) その他のもの	四・五%
五七〇三・九〇	その他の紡織用纖維製のもの	一三・四%		人造纖維製のもの	
	(1) 綿製のもの	九・六%		よこパイル織物(パイルを切つてないものに限る。)のうち	
	(2) その他のもの	九・六%		プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	
五七〇四	じゆうたんその他の紡織用纖維の床用敷物(フェルト製のものに限るものとし、製品にしたものであるかないかを問わず、タフトし又はフロック加工をしたものを除く。)	九・六%		コイル天(パイルを切つたものに限る。)	
五七〇四・一〇	タイル(表面積が〇・三平方メートル以下のものに限る。)	九・六%		(1) プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	四・二%
五七〇四・九〇	その他のもの	九・六%		(2) その他のもの	四・二%
五七〇五	じゆうたんその他の紡織用纖維の床用敷物(製品にしたものであるかないかを問わないものとし、この類の他の項に該当するものを除く。)	九・六%		(i) 添加糸が合成繊維又はアセテート繊維のもの	八・八%
五七〇五・〇〇	(1) 綿製のもの	一三・四%		(ii) その他のもの	四・二%
	(2) その他のもの	九・六%		その他のよこパイル織物	
五八〇一	パイル織物及びシニール織物(第五八・〇二項又は第五八・〇六項の織物類を除く。)	六・四%		(1) プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	四・二%
五八〇一・一〇	羊毛製又は織獣毛製のもの	六・四%		(2) その他のもの	八・八%

昭和六十二年五月二十二日 参議院会議録第十二号(その二) 商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律案 六九九

昭和六十二年五月二十二日 参議院會議録第十二号(その二) 商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律案 七〇〇

五八〇一・三四	(iii) その他のもの たてパイル織物(パイルを切つてないものに限る。)	四・八%
	(1) プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	四・二%
	(2) その他のもの	八%
	(i) 添加糸が合成繊維又はアセテート繊維のもの	四・八%
	(ii) その他のもの	四・二%
五八〇一・三五	たてパイル織物(パイルを切つたものに限る。)	四・二%
	(1) プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	八%
	(2) その他のもの	四・二%
	(i) 添加糸が合成繊維又はアセテート繊維のもの	八%
	(ii) その他のもの	四・八%
五八〇一・三六	シェニール織物	四・二%
	(1) プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	八%
	(2) その他のもの	四・二%
	(i) 添加糸が合成繊維又はアセテート繊維のもの	八%
	(ii) その他のもの	四・八%
五八〇一・九〇	その他の紡織用繊維製のもの	四・二%
	(1) プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	八%
	(2) その他のもの	四・二%
	(i) 添加糸が絹(絹ノイルその他の絹のくずを含む。以下この類において同じ。)のもの	六・四%
	(ii) その他のもの	八%
五八〇二	テリータオル地その他のテリール織物(第五八・〇六項の細幅織物類を除く。及びタフテッド織物類(第五七・〇三項の物品を除く。))	四・五%
	テリータオル地その他のテリール織物(綿製のものに限る。)	四・五%
	漂白してないもの	四・二%
	その他のもの	八%
五八〇二・一一	テリータオル地その他のテリール織物(その他の紡織用繊維製のもの)	四・二%
	(1) プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	八%
	(2) その他のもの	四・二%
	(i) 添加糸が絹のもの	六・四%
	(ii) その他のもの	八%
五八〇二・一九	タフテッド織物類	四・五%
五八〇二・三〇	タフテッド織物類	四・五%
五八・〇三	もじり織物(第五八・〇六項の細幅織物類を除く。)	九%
五八・〇三・一〇	綿製のもの	六・七%
	(1) 経緯糸のうちいずれか一方が合成繊維又はアセテート繊維のもの	四・五%
	(2) 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの(1)のものを除く)	八%
	(3) その他のもの	八%
五八・〇三・九〇	その他の紡織用繊維製のもの	八%
五八・〇四	チューリルその他の網地(織つたもの及びメリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。及びレース(レース地及びモチーフに限る。))	四・二%
五八・〇四・一〇	チューリルその他の網地	八%
	(1) プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	四・二%
	(2) その他のもの	八%
五八・〇四・二二	機械製のレース	四・二%
	(1) プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	四・二%
	(2) その他のもの	四・二%
五八・〇四・二九	その他の紡織用繊維製のもの	四・二%
	(1) プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	四・二%
	(2) その他のもの	四・二%
	(i) 綿製のもの	一五・七%
	(ii) その他のもの	一一・二%
五八・〇四・三〇	手製のレース	四・二%
	(1) プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	一五・七%
	(2) その他のもの	一一・二%
五八・〇五	ゴブラン織り、フランダーズ織り、オービュソン織り、ボーベ織りその他これらに類する手織りのつづれ織物及びブチボワン、クロスステッチ等を使用して手針によりつづれ織り風にした織物(製品にしたものであるかないかを問わない。)	八・四%
五八・〇五・〇〇	細幅織物(第五八・〇七項の物品を除く。及び接着剤により接着したたて糸のみから成る細幅織物類(ホルダック))	八・四%
五八・〇六	細幅織物(第五八・〇七項の物品を除く。及び接着剤により接着したたて糸のみから成る細幅織物類(ホルダック))	八・四%

五八〇六・一〇	パイル織物(テリータオル地その他のテリ―織物を含む)及びシュニール織物	六・四%
五八〇六・二〇	その他の織物(弾性糸又はゴム糸の重量が全重量の五%以上のものに限り)	四・八%
五八〇六・三二	綿製のもの	九%
五八〇六・三三	人造繊維製のもの	六・四%
五八〇六・三九	その他の紡織用繊維製のもの	六・四%
五八〇六・四〇	接着剤により接着したたて糸のみから成る細幅織物類(ホルダック)	六・四%
五八〇七	紡織用繊維から成るラベル、バッジその他これらに類する物品(反物状又はストリップ状のもの及び特定の形状又は大きさに切つたものに限り)とし、ししゅうしたものを除く	六・四%
五八〇七・一〇	織つたもの	六・四%
五八〇八	組ひも及び装飾用トリミング(そのままた特定の用途に供しないものに限り)とし、装飾用トリミングにあつては、ししゅうしたものと並びにタッセル、ポンポンその他これらに類する製品	八%
五八〇八・一〇	組ひも(そのままた特定の用途に供しないものに限り)	八%
五八〇八・九〇	その他のもの	八%
五八〇九・〇〇	金属糸又は第五六・一〇五項の金属を交えた糸の織物(衣類、室内用品その他これらに類する物品に使用する種類のものに限り)とし、他の項に該当するものを除く	五・六%
五八・一〇	ししゅう布(モチーフを含む)	一七・九%
五八・一〇・一〇	ししゅう布(基布が見えないものに限り)	一七・九%
五八・一〇・九一	その他のししゅう布	一七・九%
五八・一〇・九二	綿製のもの	一七・九%
五八・一〇・九三	人造繊維製のもの	一七・九%
五八・一〇・九四	その他の紡織用繊維製のもの	一七・九%
五八・一一	縫製その他の方法により紡織用繊維の一以上の層と詰物材料とを重ね合わせた反物状のキルティングした物品(第五八・一〇五項のししゅう布を除く)	四・二%
五八・一一・〇〇	(1) プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	四・二%
	(2) その他のもののうち	四・二%
	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの(綿製のものを除く)	一〇%
	経緯糸のうちいずれか一方が合成繊維又はアセテート繊維のもの	一〇%

五九〇一	その他のもの(綿製のものを除く)	八%
五九〇一・一〇	書籍装丁用その他これに類する用途に供する種類の紡織用繊維の織物類で、ゴム又はでん粉質の物質を塗布したもの、シモン用バックラムその他これに類する硬化紡織用繊維の織物類	六・四%
五九〇一・一〇	書籍装丁用その他これに類する用途に供する種類の紡織用繊維の織物類で、ゴム又はでん粉質の物質を塗布したもの	三・九%
五九〇一・九〇	その他のもの	四・八%
五九〇二	ナイロンその他のポリアミド製のもの	四・二%
五九〇二・一〇	(1) プラスチック又はゴムを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	四・二%
五九〇二・二〇	(2) その他のもの	四・二%
五九〇二・三〇	(1) 特定合成繊維のみから成るもの並びに特定合成繊維及びアセテート繊維のみから成るもの	六・四%
五九〇三	(2) その他のもの	八%
五九〇三・一〇	紡織用繊維の織物類(プラスチックを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものに限るものとし、第五九・一〇二項のものを除く)	四・二%
五九〇三・二〇	ポリ塩化ビニルを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	四・二%
五九〇三・三〇	ポリウレタンを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	四・二%
五九〇四	その他のもの	四・二%
五九〇四・一〇	リノリウム	四・六%
五九〇四・九一	その他のもの	四・六%
五九〇四・九二	ニードルルームフェルト又は不織布を基布とするもの	四・六%
五九〇六	その他の紡織用繊維を基布とするもの	四・六%
五九〇六・一〇	ゴム加工をした紡織用繊維の織物類(第五九・一〇二項のものを除く)	四・六%
五九〇六・二〇	接着テープ(幅が二〇センチメートル以下のものに限り)	四・二%
五九〇六・三〇	その他のもの	四・二%

七〇一

[illegible]

七〇三

[illegible]

昭和六十二年五月二十二日 参議院会議録第十二号(その二) 商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律案 七〇四

六二一五・九一	(1) 合成繊維製のもの	九・六%	六二一七・九〇	ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの以外のもの	二・二%
六二一五・九二	(2) 綿製のもの	九%	六二一七・九〇	部分品のうち	二・二%
六二一五・九三	(3) その他のもの	六・四%	六二一七・九〇	ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの以外のもの	二・二%
六二一五・九四	その他のもの	六・四%	六二一七・九〇	男子用のオーバーコート、カーコート、ケープ、クロロク、アノラック(スキージャケットを含む)、ウインドチーター、ウインドジャケットその他これらに類する製品(第六二・〇三項のものを除く。)	二・二%
六二一五・九五	合成繊維製のもの	八%	六二一七・九〇	その他の組織用繊維製のもの	一六%
六二一五・九六	その他の紡織用繊維製のもの	六%	六二一七・九〇	その他の組織用繊維製のもの	一六%
六二一六・一〇	手袋、ミトン及びニット(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限り。)		六二一七・九〇	その他の組織用繊維製のもの	一六%
六二一六・一〇	プラスチック又はゴムを染み込ませ、塗布し又は被覆した手袋		六二一七・九〇	その他の組織用繊維製のもの	一六%
六二一六・九一	(1) 綿製のもの	九%	六二一七・九〇	その他の組織用繊維製のもの	一六%
六二一六・九二	(i) プラスチックを染み込ませ、塗布し又は被覆したものの	七・八%	六二一七・九〇	その他の組織用繊維製のもの	一六%
六二一六・九三	(ii) その他のもの	六・四%	六二一七・九〇	その他の組織用繊維製のもの	一六%
六二一六・九四	(i) プラスチックを染み込ませ、塗布し又は被覆したものの	五・六%	六二一七・九〇	その他の組織用繊維製のもの	一六%
六二一六・九五	(ii) その他のもの	六・四%	六二一七・九〇	その他の組織用繊維製のもの	一六%
六二一七・一〇	その他のもの	六・四%	六二一七・九〇	その他の組織用繊維製のもの	一六%
六二一七・一〇	羊毛製又は織獣毛製のもの	六・四%	六二一七・九〇	その他の組織用繊維製のもの	一六%
六二一七・一〇	綿製のもの	六・四%	六二一七・九〇	その他の組織用繊維製のもの	一六%
六二一七・一〇	合成繊維製のもの	六・四%	六二一七・九〇	その他の組織用繊維製のもの	一六%
六二一七・一〇	その他の紡織用繊維製のもの	六・四%	六二一七・九〇	その他の組織用繊維製のもの	一六%
六二一七・一〇	その他の衣類附属品(製品にしたもので、メリヤス編み又はクロセ編みのものに限り。及び衣類又は衣類附属品の部分品(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限り。))	六・四%	六二一七・九〇	その他の組織用繊維製のもの	一六%
六二一七・一〇	シヨール、スカーフ、マフラー、マンティール、ベールその他これらに類する製品のうち	六・四%	六二一七・九〇	その他の組織用繊維製のもの	一六%
六二一七・一〇	ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの以外のもの	六・四%	六二一七・九〇	その他の組織用繊維製のもの	一六%
六二一七・一〇	ネクタイのうち	六・四%	六二一七・九〇	その他の組織用繊維製のもの	一六%
六二一七・一〇	ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの以外のもの	六・四%	六二一七・九〇	その他の組織用繊維製のもの	一六%
六二一七・一〇	その他の附属品	六・四%	六二一七・九〇	その他の組織用繊維製のもの	一六%
六二一七・一〇	(1) ゴムを染み込ませ、塗布し又は被覆したものの	六・四%	六二一七・九〇	その他の組織用繊維製のもの	一六%
六二一七・一〇	(i) 綿製のもの	六・四%	六二一七・九〇	その他の組織用繊維製のもの	一六%
六二一七・一〇	(ii) その他のもの	六・四%	六二一七・九〇	その他の組織用繊維製のもの	一六%
六二一七・一〇	(2) その他のもののうち	六・四%	六二一七・九〇	その他の組織用繊維製のもの	一六%

六二〇二・一一	オーバーコート、レインコート、カーコート、ケープ、クロックその他これらに類する製品 羊毛製又は織獣毛製のもの 一 毛皮付きのもの 二 その他のもの	一六％ 一一・二％
六二〇二・一二	綿製のもの 一 毛皮付きのもの 二 その他のもの	一六％ 一一・二％
六二〇二・一三	人造繊維製のもの 一 毛皮付きのもの 二 その他のもの	一六％ 一一・二％
六二〇二・一九	その他の紡織用繊維製のもの 一 毛皮付きのもの 二 その他のもの その他のもの	一六％ 一一・二％
六二〇二・九一	羊毛製又は織獣毛製のもの 一 毛皮付きのもの 二 その他のもの	一六％ 一一・二％
六二〇二・九二	綿製のもの 一 毛皮付きのもの 二 その他のもの	一六％ 一一・二％
六二〇二・九三	人造繊維製のもの 一 毛皮付きのもの 二 その他のもの	一六％ 一一・二％
六二〇二・九九	その他の紡織用繊維製のもの 一 毛皮付きのもの 二 その他のもの	一六％ 一一・二％
六二・〇三	男子用のスリツ、アンサンブル、ジャケット、ブレザー、ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ（水着を除く） スリツ 羊毛製又は織獣毛製のもの 一 毛皮付きのもの 二 その他のもの	一六％ 一一・二％
六二〇三・一一	合成繊維製のもの 一 毛皮付きのもの 二 その他のもの	一六％ 一一・二％
六二〇三・一二	その他のもの	一六％
六二〇三・一九	その他の紡織用繊維製のもの 一 毛皮付きのもの 二 その他のもの	一六％ 一一・二％
六二〇三・二一	アンサンブル 羊毛製又は織獣毛製のもの 一 毛皮付きのもの 二 その他のもの	一六％ 一一・二％
六二〇三・二二	綿製のもの 一 毛皮付きのもの 二 その他のもの	一六％ 一一・二％
六二〇三・二三	合成繊維製のもの 一 毛皮付きのもの 二 その他のもの	一六％ 一一・二％
六二〇三・二九	その他の紡織用繊維製のもの 一 毛皮付きのもの 二 その他のもの ジャケット及びブレザー	一六％ 一一・二％
六二〇三・三一	羊毛製又は織獣毛製のもの 一 毛皮付きのもの 二 その他のもの	一六％ 一一・二％
六二〇三・三二	綿製のもの 一 毛皮付きのもの 二 その他のもの	一六％ 一一・二％
六二〇三・三三	合成繊維製のもの 一 毛皮付きのもの 二 その他のもの	一六％ 一一・二％
六二〇三・三九	その他の紡織用繊維製のもの 一 毛皮付きのもの 二 その他のもの	一六％ 一一・二％
六二〇三・四一	ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ 羊毛製又は織獣毛製のもの 一 毛皮付きのもの 二 その他のもの	一六％ 一一・二％
六二〇三・四二	綿製のもの 一 毛皮付きのもの 二 その他のもの	一六％ 一一・二％
六二〇三・四三	合成繊維製のもの 一 毛皮付きのもの 二 その他のもの	一六％ 一一・二％

昭和六十二年五月二十二日 参議院會議録第十二号(その二) 商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律案 七〇六

六二〇三・四九	二 その他のもの 一 毛皮付きのもの 二 その他のもの	一・二% 一六% 一・二%
六二〇四	女子用のスリット、アンサンブル、ジャケット、ドレス、スカートの、キョロツトスカーツ、ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ(水着を除く)スリット	
六二〇四・一一	羊毛製又は織獣毛製のもの 一 毛皮付きのもの 二 その他のもの	一六% 一・二%
六二〇四・一二	綿製のもの 一 毛皮付きのもの 二 その他のもの	一六% 一・二%
六二〇四・一三	合成繊維製のもの 一 毛皮付きのもの 二 その他のもの	一六% 一・二%
六二〇四・一九	その他の紡織用繊維製のもの 一 毛皮付きのもの 二 その他のもの	一六% 一・二%
六二〇四・二一	アンサンブル 羊毛製又は織獣毛製のもの 一 毛皮付きのもの 二 その他のもの	一六% 一・二%
六二〇四・二二	綿製のもの 一 毛皮付きのもの 二 その他のもの	一六% 一・二%
六二〇四・二三	合成繊維製のもの 一 毛皮付きのもの 二 その他のもの	一六% 一・二%
六二〇四・二九	その他の紡織用繊維製のもの 一 毛皮付きのもの 二 その他のもの	一六% 一・二%
六二〇四・三一	ジャケット 羊毛製又は織獣毛製のもの 一 毛皮付きのもの 二 その他のもの	一六% 一・二%
六二〇四・三二	綿製のもの 一 毛皮付きのもの 二 その他のもの	一六% 一・二%
六二〇四・三三	合成繊維製のもの 一 毛皮付きのもの 二 その他のもの	一六% 一・二%
六二〇四・三九	その他の紡織用繊維製のもの 一 毛皮付きのもの 二 その他のもの	一六% 一・二%
六二〇四・四一	ドレス 羊毛製又は織獣毛製のもの 一 毛皮付きのもの 二 その他のもの	一六% 一・二%
六二〇四・四二	綿製のもの 一 毛皮付きのもの 二 その他のもの	一六% 一・二%
六二〇四・四三	合成繊維製のもの 一 毛皮付きのもの 二 その他のもの	一六% 一・二%
六二〇四・四四	再生繊維又は半合成繊維製のもの 一 毛皮付きのもの 二 その他のもの	一六% 一・二%
六二〇四・四九	その他の紡織用繊維製のもの 一 毛皮付きのもの 二 その他のもの	一六% 一・二%
六二〇四・五一	スカートの及びキョロツトスカーツ 羊毛製又は織獣毛製のもの 一 毛皮付きのもの 二 その他のもの	一六% 一・二%
六二〇四・五二	綿製のもの 一 毛皮付きのもの 二 その他のもの	一六% 一・二%
六二〇四・五三	合成繊維製のもの 一 毛皮付きのもの 二 その他のもの	一六% 一・二%
六二〇四・五九	その他の紡織用繊維製のもの 一 毛皮付きのもの	一六%

六二〇四・六一	二 その他のもの ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ 羊毛製又は織獣毛製のもの 一 毛皮付きのもの 二 その他のもの	一一・二％ 一六％ 一一・二％
六二〇四・六二	綿製のもの 一 毛皮付きのもの 二 その他のもの	一六％ 一一・二％
六二〇四・六三	合成繊維製のもの 一 毛皮付きのもの 二 その他のもの	一六％ 一一・二％
六二〇四・六九	その他の紡織用繊維製のもの 一 毛皮付きのもの 二 その他のもの	一六％ 一一・二％
六二〇五	男子用のシャツ 羊毛製又は織獣毛製のもの 綿製のもの 人造繊維製のもの	九％ 九％ 九％
六二〇五・一〇	その他の紡織用繊維製のもの 女子用のブラウス、シャツ及びシャツブラウス 絹(絹のくずを含む)製のもの	九％ 九％ 一六％
六二〇五・二〇	一 毛皮付きのもの 二 その他のもの	一六％ 一一・二％
六二〇五・三〇	(1) ブラウス、シャツブラウス、オープンシャツその他これらに類するシャツ (2) その他のもの	一一・二％ 九％
六二〇五・九〇	羊毛製又は織獣毛製のもの 一 毛皮付きのもの 二 その他のもの	一六％ 一一・二％ 九％
六二〇六・一〇	綿製のもの 一 毛皮付きのもの 二 その他のもの	一六％ 一一・二％ 九％
六二〇六・二〇	(1) ブラウス、シャツブラウス、オープンシャツその他これらに類するシャツ (2) その他のもの	一一・二％ 九％
六二〇六・三〇	その他の紡織用繊維製のもの 一 毛皮付きのもの 二 その他のもの	一六％ 一一・二％ 九％
六二〇六・四〇	人造繊維製のもの 一 毛皮付きのもの 二 その他のもの	一六％ 一一・二％ 九％
六二〇六・九〇	(1) ブラウス、シャツブラウス、オープンシャツその他これらに類するシャツ (2) その他のもの	一一・二％ 九％
六二〇七	男子用のシングレットその他これに類する肌着、パンツ、ズボン下、ブリーフ、ナイトシャツ、パジャマ、バスローブ、ドレーシングガウンその他これらに類する製品 一 毛皮付きのもの 二 その他のもの	一六％ 一一・二％ 九％
六二〇七・一一	綿製のもの その他の紡織用繊維製のもの	九％ 九％
六二〇七・一九	ナイトシャツ及びパジャマ 綿製のもの	九％ 九％
六二〇七・二二	人造繊維製のもの その他の紡織用繊維製のもの	九％ 九％
六二〇七・二九	その他のもの 綿製のもの	一六％ 一一・二％
六二〇七・九一	一 毛皮付きのもの 二 その他のもの	一六％ 一一・二％
六二〇七・九二	(1) シングレットその他これに類する肌着 (2) その他のもの	一一・二％ 九％
六二〇七・九九	人造繊維製のもの 一 毛皮付きのもの 二 その他のもの	一六％ 一一・二％ 九％
	その他の紡織用繊維製のもの 一 毛皮付きのもの 二 その他のもの	一六％ 一一・二％ 九％
	(1) シングレットその他これに類する肌着 (2) その他のもの	一一・二％ 九％

六二・〇八	女子用のシングレットその他これに類する肌着、スリッパ、ベティコート、ブリーフ、パンティ、ナイトドレス、パジャマ、ネグリジュ、バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品	
六二〇八・一一	スリッパ及びベティコート	
六二〇八・一九	人造繊維製のもの	九%
六二〇八・二一	その他の紡織用繊維製のもの	九%
六二〇八・二二	ナイトドレス及びパジャマ	九%
六二〇八・二九	綿製のもの	九%
六二〇八・九一	その他の紡織用繊維製のもの	九%
	その他のもの	九%
	綿製のもの	九%
	一 毛皮付きのもの	一六%
	二 その他のもの	一六%
	(1) シングレットその他これに類する肌着、ブリーフ及びパンティ	九%
	(2) その他のもの	一一・二%
六二〇八・九二	人造繊維製のもの	一一・二%
	一 毛皮付きのもの	一六%
	二 その他のもの	一六%
	(1) シングレットその他これに類する肌着、ブリーフ及びパンティ	九%
	(2) その他のもの	一一・二%
六二〇八・九九	その他の紡織用繊維製のもの	一一・二%
	一 毛皮付きのもの	一六%
	二 その他のもの	一六%
	(1) シングレットその他これに類する肌着、ブリーフ及びパンティ	九%
	(2) その他のもの	一一・二%
六二・〇九	乳児用の衣類及び衣類附属品	一一・二%
六二〇九・一〇	羊毛製又は織獣毛製のもの	九%
	一 手袋、ミトン及びミット並びにパンティ、ストッキング、タイツ、ストッキング、ソックスその他の靴下類	七・八%
	二 その他のもの	一六%
	(一) 毛皮付きのもの	一六%
	(二) その他のもの	九%

六二〇九・二〇	綿製のもの	
	一 手袋、ミトン及びミット並びにパンティ、ストッキング、タイツ、ストッキング、ソックスその他の靴下類	七・八%
	二 その他のもの	一六%
	(一) 毛皮付きのもの	一六%
	(二) その他のもの	九%
	(1) 附属品	一一・二%
	(2) その他のもの	一一・二%
六二〇九・三〇	合成繊維製のもの	一一・二%
	一 手袋、ミトン及びミット並びにパンティ、ストッキング、タイツ、ストッキング、ソックスその他の靴下類	七・八%
	二 その他のもの	一六%
	(一) 毛皮付きのもの	一六%
	(二) その他のもの	九%
	(1) 附属品	一一・二%
	(2) その他のもの	一一・二%
六二〇九・九〇	その他の紡織用繊維製のもの	一一・二%
	一 手袋、ミトン及びミット並びにパンティ、ストッキング、タイツ、ストッキング、ソックスその他の靴下類	七・八%
	二 その他のもの	一六%
	(一) 毛皮付きのもの	一六%
	(二) その他のもの	九%
	(1) 附属品	一一・二%
	(2) その他のもの	一一・二%
六二・一〇	衣類(第五六・〇二項、第五六・〇三項、第五九・〇三項、第五九・〇六項又は第五九・〇七項の織物類から製品にしたものに限る)	一一・二%
六二一〇・一〇	第五六・〇二項又は第五六・〇三項の織物類から成るもの	一一・二%
	一 毛皮付きのもの	一六%
	二 その他のもの	一一・二%
六二一〇・二〇	その他の衣類(第六二〇一・一一号から第六二〇一・一九号までのものと同一種類のものに限る)	一一・二%
	一 毛皮付きのもの	一六%
	二 その他のもの	一一・二%
六二一〇・三〇	その他の衣類(第六二〇二・一一号から第六二〇二・一九号までのものと同一種類のものに限る)	一一・二%
	一 毛皮付きのもの	一六%
	二 その他のもの	一一・二%

商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律案 七〇九

[illegible]

昭和六十二年五月二十二日 参議院会議録第十二号(その二) 商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律案 七一〇

六二・一五	二 その他のもの	一一・二%	六三〇二・三九	その他の紡織用繊維製のもの	九・六%
六二・一五・一〇	(1) 綿製のもの			(1) 亜麻製又はラミー製のもの	六・四%
六二・一五・二〇	(2) その他のもの			(2) その他のもの	
六二・一五・九〇	(i) ししゅうしたものの、レース製のものと及びレースを使用したもの	八%	六三〇二・四〇	テーパーリネン(メリヤス編み又はクロセ編みのものに 限る。)のうち	一一・二%
六二・一六	(ii) その他のもの	五・三%		ししゅうしたものの、レースを使用したものと及び模様編 みの組織を有するもの以外のもの	
六二・一六・〇〇	ネクタイ			その他の紡織用繊維製のもののうち	一一・二%
六二・一七	絹(絹のくずを含む。)製のもの	一三・四%	六三〇二・五一	綿製のもの	九%
六二・一七・一〇	人造繊維製のもの	一三・四%	六三〇二・五二	亜麻製のもの	九・六%
六二・一七・九〇	その他の紡織用繊維製のもの	一三・四%	六三〇二・五三	人造繊維製のもの	六・四%
六二・一七・〇〇	手袋、ミトン及びニット	七・八%	六三〇二・五九	その他の紡織用繊維製のもの	
六二・一七・一〇	その他の衣類附属品(製品にしたものに限る。及び衣類又 は衣類附属品の部分品(第六二・一二項のものを除く。))	九%	六三〇二・六〇	(1) ラミー製のもの	九・六%
六二・一七・九〇	部分品	九%		(2) その他のもの	六・四%
六三・〇一	毛布及びひざ掛け			その他の紡織用繊維製のもの	九%
六三・〇一・一〇	電気毛布	六・四%	六三〇二・九一	亜麻製のもの	九・六%
六三・〇一・二〇	ひざ掛け及び毛布(電気毛布を除く。)(羊毛製又は織獣毛 製のものに限る。)	六・四%	六三〇二・九二	人造繊維製のもの	六・四%
六三・〇一・三〇	ひざ掛け及び毛布(電気毛布を除く。)(織製のものに限 る。)	九%	六三〇二・九三	その他の紡織用繊維製のもの	
六三・〇一・四〇	ひざ掛け及び毛布(電気毛布を除く。)(合成繊維製のもの に限る。)	六・四%	六三〇二・九四	カーテン(ドレープを含む。)(室内用ブラインド、カーテ ンバランス及びベッドバランス	六・四%
六三・〇一・九〇	その他の毛布及びひざ掛け	六・四%	六三〇三・一一	メリヤス編み又はクロセ編みのもの	
六三・〇二	ベッドリネン、テーブルリネン、トイレットリネン及び キッチンリネン		六三〇三・一二	綿製のもののうち	一一・二%
六三・〇二・一〇	ベッドリネン(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限 る。)	一一・二%	六三〇三・一九	ししゅうしたものの、レースを使用したものと及び模様 編みの組織を有するもの以外のもの	一一・二%
六三・〇二・二一	その他の紡織用繊維製のもの	九%		その他の紡織用繊維製のもののうち	一一・二%
六三・〇二・二二	人造繊維製のもの	六・四%		ししゅうしたものの、レースを使用したものと及び模様 編みの組織を有するもの以外のもの	一一・二%
六三・〇二・二九	(1) 亜麻製又はラミー製のもの	九・六%	六三〇三・九一	その他の紡織用繊維製のもの	九%
六三・〇二・三二	(2) その他のもの	六・四%	六三〇三・九二	合成繊維製のもの	六・四%
六三・〇二・三三	その他のベッドリネン	九%	六三〇三・九三	その他の紡織用繊維製のもの	九・六%
六三・〇二・三三	綿製のもの	六・四%	六三〇三・九四	その他の紡織用繊維製のもの	六・四%
六三・〇二・三三	人造繊維製のもの	六・四%		その他の紡織用繊維製のもの	六・四%

六三・〇四	その他の室内用品(第九四・〇四項のものを除く。)	六三〇六・一九	その他の紡織用繊維製のもの	四・八%
六三〇四・一一	ベッドスプレッド	六三〇六・二二	テント	六・七%
六三〇四・一九	メリヤス編み又はクロセ編みのものうち ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様 編みの組織を有するもの以外のもの	六三〇六・二九	合成繊維製のもの	四・八%
	その他のもの	六三〇六・三九	その他の紡織用繊維製のもの	四・八%
	(1) 綿製のもの	六三〇六・四一	帆	四・八%
	(2) 亜麻製又はラミー製のもの	六三〇六・四九	合成繊維製のもの	四・八%
	(3) その他のもの	六三〇六・九一	その他の紡織用繊維製のもの	四・八%
六三〇四・九二	その他のもの	六三〇六・九九	その他の紡織用繊維製のもの	六・七%
六三〇四・九三	メリヤス編み又はクロセ編みのものうち ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様 編みの組織を有するもの以外のもの	六三〇七・一〇	その他の紡織用繊維製のもの	四・八%
六三〇四・九九	綿製のもの(メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く)	六三〇七・二〇	その他の紡織用繊維製のもの	六・七%
	合成繊維製のもの(メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く)		その他の紡織用繊維製のもの	四・八%
	その他の紡織用繊維製のもの(メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く)		その他の紡織用繊維製のもの	六・七%
	(1) 亜麻製又はラミー製のもの		その他の紡織用繊維製のもの	四・八%
	(2) その他のもの		その他の紡織用繊維製のもの	六・七%
六三・〇五	包装に使用する種類の袋		その他の紡織用繊維製のもの	四・八%
六三〇五・一〇	第五三・〇三項のジュートその他の紡織用軟皮繊維製のもの		その他の紡織用繊維製のもの	六・七%
	二 その他のもの		その他の紡織用繊維製のもの	四・八%
六三〇五・二〇	綿製のもの		その他の紡織用繊維製のもの	六・七%
六三〇五・三一	人造繊維材料製のもの		その他の紡織用繊維製のもの	四・八%
六三〇五・三九	ポリエチレン又はポリプロピレンのストリップ又はこれに類するものから製造したもの		その他の紡織用繊維製のもの	六・七%
六三〇五・九〇	その他のもの		その他の紡織用繊維製のもの	四・八%
六三・〇六	その他の紡織用繊維製のもの		その他の紡織用繊維製のもの	六・七%
六三〇六・一一	ターポリン、帆(ボート用、セイルボード用又はランドク ラフト用のものに限り、日よけ、テント及びキャンプ用品 ターポリン及び日よけ		その他の紡織用繊維製のもの	四・八%
六三〇六・一二	綿製のもの		その他の紡織用繊維製のもの	六・七%
	合成繊維製のもの		その他の紡織用繊維製のもの	四・八%

昭和六十二年五月二十二日 参議院會議録第十二号(その二) 商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律案 七二二

六五・〇二	帽体(組んだもの及びストリップ(材料を問わない)を組み合わせて作ったものに限り、成型し、つばを付け、裏張りし又はトリミングしたものを除く。)	三・四%	六六・〇二	つえ、シートステッキ、むちその他これらに類する製品	四・六%
六五・〇三	フェルト製の帽子(第六五・〇一の項の帽体又はプラトウから作ったものに限り、裏張りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。)	七%	六六・〇三	第六六・〇一又は第六六・〇二の製品の部分品、トリミング及び付属品	六・四%
六五・〇四	帽子(組んだもの及びストリップ(材料を問わない)を組み合わせて作ったものに限り、裏張りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。)	五・三%	六六・〇三・一〇	傘の骨(中棒に取り付けたものを含む。)	六・四%
六五・〇五	帽子(メリヤス編み又はクロセ編みのもの及びレース、フェルトその他の紡織用繊維の織物類(ストリップのものを除く)から作ったものに限り、裏張りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。)	七%	六六・〇三・二〇	羽毛皮その他の羽毛付きの鳥の部分、羽毛、羽毛の部分及び五項の物品並びに加工した羽軸及び羽茎を含まない。	六・四%
六五・〇五・一〇	ヘアネット	三・八%	六六・〇三・九〇	人造の花、葉及び果実並びにこれらの部分品及び製品	四・六%
六五・〇五・九〇	その他のもの	七%	六七・〇一	その他の材料製のもの	八%
六五・〇六	安全帽子	五・八%	六七・〇二・一〇	人髪(仕上げをし、梳き、漂白し又はその他の加工をしたものに限り、及び羊毛、獣毛その他の紡織用繊維(かつらその他これに類する物品の製造用に調製したものに限り。)	二・六%
六五・〇六・一〇	一 革製のもの及び毛皮付きのもの	五・三%	六七・〇二・九〇	二 その他のもの	
六五・〇六・九一	二 その他のもの	五・八%	六七・〇三	かつら、付けひげ、付け眉毛、付けまつげ、かもしその他これらに類する物品(人髪製、獣毛製又は紡織用繊維製のものに限り。)	三・八%
六五・〇六・九二	一 毛皮付きのもの	五・三%	六七・〇三・〇〇	合成繊維材料製のもの	三・八%
六五・〇六・九三	二 その他のもの	六・六%	六七・〇四・一〇	かつら(完成品に限る。)	三・八%
六五・〇七	その他の材料製のもの	五・八%	六七・〇四・二〇	人髪製のもの	三・八%
六五・〇七・〇〇	一 革製のもの及び毛皮付きのもの	五・三%	六七・〇四・九〇	その他の材料製のもの	三・八%
六五・〇七・〇一	二 その他のもの	四・六%	六八・〇三	スレート製品(加工したものに限り。)	二・六%
六六・〇一・一〇	帽子用のすべり革、裏、カバー、ハットファンデーション、ハットフレイム、ひさし及びあごひも	六・四%	六八・〇三・〇〇	スレート製品	
六六・〇一・九一	傘(つえ兼用傘、ビーチパラソルその他これらに類するものを含む。)	六・四%	六八・〇四	ミルストーン、グラインドストーン、グラインディングホイールその他これらに類する物品(粉砕用、研磨用、整形用又は切断用のものに限り、フレイム付きのものを除く。)	
六六・〇一・九二	ビーチパラソルその他これに類する傘	六・四%	六八・〇四・一〇	石製、凝結させた天然若しくは人造の研磨材料製又は天然製のもの(この項の物品については、他の材料の部分品を有するか有しないかを問わない。)	
	その他のもの	六・四%		ミルストーン及びグラインドストーン(製粉用、粉砕用又はバブル用のものに限り。)	
	折畳み式のもの	六・四%		(1) 人造研磨材料製のもの	三・四%
	その他のもの	六・四%		(2) その他のもの	二・二%

六八〇四・二二	その他のミルストーン、グラインドストーン、グラインディングホイールその他これらに類する物品	三・四%
六八〇四・二三	凝結させた合成又は天然のダイヤモンド製のもの	三・四%
六八〇四・二二	その他の凝結させた研磨材料製のもの及び陶磁製のもの	三・四%
六八〇四・二三	(1) 凝結させた人造研磨材料製のもの	三・四%
六八〇四・二三	(2) その他のもの	三・四%
六八〇四・二三	天然石製のもの	三・四%
六八〇五	手研ぎ用砥石	三・九%
六八〇五・一一	粉状又は粒状の天然又は人造の研磨材料を紡織用繊維、紙、板紙その他の材料に付着させた物品(特定の形状に切り、縫い合わせ又はその他の加工をしたものであるかないかを問わない)	五・二%
六八〇五・二〇	紡織用繊維の織物のみに付着させたもの	五・二%
六八〇五・三〇	紙又は板紙のみに付着させたもの	五・二%
六八〇六	その他の材料に付着させたもの	五・二%
六八〇六・二〇	スラグウール、ロックウールその他これらに類する鉱物性ウール及びこれらに類するバーミキュライト、エキスパンデッドクレイ、フォームスラグその他これらに類する膨脹させた鉱物性材料並びに断熱用、防音用又は吸音用の鉱物性材料の混合物及び製品(第六八・一一項、第六八・一二項又は第六九類のものを除く)	三・四%
六八〇六・二〇	スラグウール、ロックウールその他これらに類する鉱物性ウール(これらの相互の混合物を含むものとし、バルク状、シート状又はロール状のものに限る)	三・四%
六八〇六・二〇	はく離させたバーミキュライト、エキスパンデッドクレイ、フォームスラグその他これらに類する膨脹させた鉱物性材料(これらの相互の混合物を含む)	三・四%
六八〇六・九〇	その他のもの	三・四%
六八〇七・一〇	アスファルトその他これに類する材料(例えば、石油アスファルト及びコaltarピッチ)の製品	三・四%
六八〇七・一〇	ロール状のもの	三・四%
六八〇七・九〇	その他のもの	三・四%
六八〇八・一〇	パネル、ボード、タイル、ブロックその他これらに類する物品(植物性繊維、わら又はかんなくず、ウッドチップ、小片、のこぎりその他をセメント、プラスチックその他の鉱物性結合材により凝結させたものに限る)	三・四%
六八〇九	プラスチック又はプラスチックを主とした材料から成る製品(ボード、シート、パネル、タイルその他これらに類する製品(装飾してないものに限る))	三・四%
六八〇九・一一	紙又は板紙のみを張つたもの及びこれらにより補強したもの	三・九%
六八〇九・一九	その他のもの	三・九%
六八〇九・九〇	その他の製品	三・九%
六八一一〇	セメント製品、コンクリート製品及び人造石製品(補強してあるかないかを問わない)	三・九%
六八一一〇・一一	タイル、敷石、れんがその他これらに類する製品	三・九%
六八一一〇・一九	建築用のブロック及びれんが	三・九%
六八一一〇・二〇	その他のもの	三・九%
六八一一〇・二〇	管	三・九%
六八一一〇・九一	その他の製品	三・九%
六八一一〇・九一	建築用又は土木建設用のプレハブ式の構架材	三・九%
六八一一〇・九一	その他のもの	三・九%
六八一一一	石綿セメント製品、セルロースファイバーセメント製品その他これらに類する製品	三・九%
六八一一一・一一	波板	三・九%
六八一一一・二〇	その他のシート、パネル、タイルその他これらに類する製品	三・九%
六八一一一・三〇	管及び管用継手	三・九%
六八一一一・九〇	その他の製品	三・九%
六八一二	石綿繊維(加工したものに限る)、石綿をもととした混合物及び石綿と炭酸マグネシウムとをもととした混合物並びにこれら混合物又は石綿の製品(例えば、糸、織物、衣類、帽子、履物及びガスケット、補強してあるかないかを問わないものとし、第六八・一一項又は第六八・一二項の物品を除く)	三・九%
六八一二・一一	石綿繊維(加工したものに限る)、石綿をもととした混合物及び石綿と炭酸マグネシウムとをもととした混合物	三・九%
六八一二・二〇	糸	三・九%
六八一二・三〇	糸(組んであるかないかを問わない)	三・九%
六八一二・四〇	織物及び編物	三・九%
六八一二・五〇	衣類、衣類付属品、履物及び帽子	三・九%
六八一二・六〇	紙、厚紙及びフェルト	三・九%
六八一二・七〇	ジョイント用の圧縮した石綿繊維(シート状又はロール状のものに限る)	三・九%
六八一二・九〇	その他のもの	三・九%
六八一三・一〇	ブレーキ用、クラッチ用その他これらに類する用途に供する摩擦材料及びその製品(例えば、シート、ロール、ストリップ、セグメント、ディスク、ワッシャー及びパッド、リッパ、付着したもので、石綿その他の鉱物性材料及び繊維素をもととしたものに限るものとし、紡織用繊維その他の材料と組み合わせてあるかないかを問わない)	三・四%
六八一三・一〇	ブレーキライニング及びブレーキパッドのうち	三・四%
六八一三・九〇	自動車の部分品以外のもの	三・四%
六八一三・九〇	その他のものうち	三・四%
六八一三・九〇	自動車の部分品以外のもの	三・四%

昭和六十二年五月二十二日 参議院會議録第十二号(その二) 商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律案 七一四

六八・一五	石その他の鉱物性材料の製品(泥炭製品を含むものと、他の項に該当するものを除く。)	四・八%	六九〇七・一〇	タイル、キューブその他これらに類する物品(長方形で、辺が七センチメートル未満の正方形により包含することができないものに限り。)	二・六%
六八・一五・二〇	泥炭製品	四・八%	六九〇七・九〇	その他のもの	二・六%
六八・一五・九一	その他の製品	四・八%	六九〇八	陶磁製の舗装用品及び炉用又は壁用のタイル(うわぐすり、を施したものに限り。並びに陶磁製のモザイクキューブその他これに類する物品(うわぐすりを施したものに限り。))	三・二%
六八・一五・九九	マグネサイト、ドロマイト又はクロマイトを含有するもの	四・八%	六九〇八・一〇	タイル、キューブその他これらに類する物品(長方形で、辺が七センチメートル未満の正方形により包含することができないものに限り。)	三・二%
六九・〇一	その他のもの	二・六%	六九〇八・九〇	陶磁製の理化学用その他の技術的用途に供する物品、農業及び輸送又は包装に使用する種類のつば、ジャッキその他これらに類する製品	三・二%
六九・〇二	耐火レンガ、耐火ブロック、耐火タイルその他これらに類する建設用陶磁耐火製品(けいそう土その他これに類するけい酸質の土から製造したものを除く。)	二・六%	六九〇九・九〇	陶磁製の食卓用品、台所用用品その他の家庭用品及び化粧用品	三・四%
六九・〇二・一〇	マグネシウム、カルシウム又はクロムを酸化マグネシウム、酸化カルシウム又は三酸化クロムとして計算した重量が、単独又は合計して全重量の五〇%を超えるもの	二・二%	六九一〇・九〇	食卓用品及び台所用用品	三・四%
六九・〇二・二〇	アルミナ(Al_2O_3)若しくはシリカ(SiO_2)又はこれらの相互の混合物若しくは化合物の含有量が全重量の五〇%を超えるもの	二・二%	六九一一・一〇	その他のもの	三・四%
六九・〇二・九〇	その他のもの	二・二%	六九一一・九〇	陶磁製の食卓用品、台所用用品その他の家庭用品及び化粧用品(磁器製のものを除く。)	三・四%
六九・〇三	その他の陶磁耐火製品(例えば、レトルト、つば、マッフル、ノズル、プラグ、支持物、キューベル、管、さや及び棒、けいそう土その他これに類するけい酸質の土から製造したものを除く。)	五・二%	六九一二・一〇	陶磁製の小像その他の装飾品	三・四%
六九・〇三・一〇	黒鉛その他の形態の炭素又は異なる形態の炭素の相互の混合物の含有量が全重量の五〇%を超えるもの	五・二%	六九一二・九〇	磁器製のもの	三・四%
六九・〇三・二〇	アルミナ(Al_2O_3)又はアルミナとシリカ(SiO_2)との混合物若しくは化合物の含有量が全重量の五〇%を超えるもの	五・二%	六九一三・一〇	その他のもの	三・四%
六九・〇三・九〇	その他のもの	五・二%	六九一三・九〇	その他の陶磁製品	三・四%
六九・〇四	陶磁製の建設用レンガ、床用ブロック、サポートタイル、フライヤータイルその他これらに類する物品	二・六%	六九一四・一〇	磁器製のもの	三・四%
六九・〇四・一〇	建設用レンガ	二・六%	六九一四・九〇	その他のもの	三・四%
六九・〇四・九〇	その他のもの	三%	七〇〇一	ガラスのくず及び塊	一・三%
六九・〇五	かわら、煙突用品、建築用装飾品その他の建設用陶磁製品	三%	七〇〇一・一〇	陶磁製の食卓用品、台所用用品その他の家庭用品及び化粧用品(磁器製のものを除く。)	三・四%
六九・〇五・一〇	かわら	三%	七〇〇一・九〇	その他のもの	三・四%
六九・〇五・九〇	その他のもの	二・六%	七〇〇二・一〇	陶磁製の食卓用品、台所用用品その他の家庭用品及び化粧用品(磁器製のものを除く。)	三・四%
六九・〇六	陶磁製の管、導管、とい及び管用継手	二・六%	七〇〇三	陶磁製の食卓用品、台所用用品その他の家庭用品及び化粧用品(磁器製のものを除く。)	三・四%
六九・〇六・一〇	陶磁製の舗装用品及び炉用又は壁用のタイル(うわぐすりを施したものを除く。並びに陶磁製のモザイクキューブその他これに類する物品(うわぐすりを施したものを除く。))	二・六%	七〇〇三・一〇	陶磁製の食卓用品、台所用用品その他の家庭用品及び化粧用品(磁器製のものを除く。)	三・四%
六九・〇七	その他、裏張りしてあるかないかを問わない。)	二・六%		陶磁製の食卓用品、台所用用品その他の家庭用品及び化粧用品(磁器製のものを除く。)	三・四%

七〇〇三・一九	その他のもの	三・八%
七〇〇三・二〇	板ガラス（金属の線又は網を入れたものに限る。）	三・四%
七〇〇三・三〇	溝型ガラス	三・四%
七〇〇四	引上げ又は吹上げ法により製造した板ガラス（吸収層又は反射層を有するものを除く。）	
七〇〇四・一〇	板ガラス（色つきのもの、不透明のもの、色きせのもの及び吸収層又は反射層を有するものに限る。）	三・四%
七〇〇四・九〇	その他のもの	二・六%
七〇〇五	(1) 厚さが四ミリメートル以下のもの	三・八%
七〇〇五・一〇	(2) その他のもの	六・三%
七〇〇五・二一	フロート板ガラス及び磨き板ガラス（吸収層又は反射層を有するものを除く。）	六・三%
七〇〇五・二九	金属の線又は網を入れたもの、色きせのもの及び単に表面を粗く磨いたもの	六・三%
七〇〇五・三〇	その他のもの	四・六%
七〇〇七・一一	(1) 厚さが四ミリメートル以下のもの	六・三%
七〇〇七・一九	(2) その他のもの	六・三%
七〇〇七・二九	金属の線又は網を入れたもの	六・三%
七〇〇七・三〇	安全ガラス（強化ガラス及び合わせガラスに限る。）	五・三%
七〇〇七・三〇	強化ガラス	五・三%
七〇〇七・三〇	車両用、航空機用、宇宙飛行体用又は船舶用に適する寸法及び形状のもの	五・三%
七〇〇七・三〇	その他のもの	五・三%
七〇〇七・三〇	合わせガラス	五・三%
七〇〇七・三〇	その他のもの	五・三%
七〇〇七・三〇	ガラス鏡（枠付きであるかないかを問わないものとし、バックミラーを含む。）	三・八%
七〇〇七・三〇	その他のもの	三・八%
七〇〇七・三〇	枠付きでないもの	三・八%
七〇〇七・三〇	枠付きのもの	三・八%
七〇〇七・三〇	ガラス製の瓶、フラスコ、ジャー、つぼ、アンブルその他	三・四%
七〇〇七・三〇	の容器（輸送又は包装に使用する種類のものに限る。）	三・四%
七〇〇七・三〇	存用ジャー及び栓、ふたその他これらに類する物品	三・九%
七〇〇七・三〇	アンブル	三・九%
七〇〇七・三〇	その他のもの	三・九%

七〇・一一	ガラス製のバルブ、チューブその他これらに類する物品で封じてないもの及びこれらの部分品（電灯、陰極線管その他これらに類する物品に使用する場合に取付具を有しないものに限る。）	三・九%
七〇・一二	電灯用のもの	三・九%
七〇・一三	陰極線管用のもの	三・九%
七〇・一四	その他のもの	三・四%
七〇・一五	魔法瓶その他の真空容器用のガラス製の瓶	四・六%
七〇・一六	ガラス製品（食卓用、台所用、化粧用、事務用、室内装飾用その他これらに類する用途に供する種類のものに限るものとし、第七〇・一〇項又は第七〇・一八項のものを除く。）	四・六%
七〇・一七	ガラスセラミックス製のもの	四・六%
七〇・一八	鉛ガラス製のもの	四・六%
七〇・一九	その他のもの	五・八%
七〇・二〇	食卓用又は台所用に供する種類のガラス製品（コップ類及びガラスセラミックス製のものを除く。）	五・八%
七〇・二一	鉛ガラス製のもの	五・八%
七〇・二二	その他のもの	五・八%
七〇・二三	線膨脹係数が温度一度から三〇〇度までの範囲において一ケルビンにつき一〇〇〇、〇〇〇分の五以下のもの	五・八%
七〇・二四	その他のもの	五・八%
七〇・二五	その他のガラス製品	五・八%
七〇・二六	鉛ガラス製のもの	五・八%
七〇・二七	その他のもの	三・六%
七〇・二八	ガラス製の信号用品及び光学用品（第七〇・一五項のもの及び光学的に研磨したものを除く。）	二・九%
七〇・二九	時計用ガラスその他これに類するガラス及び眼鏡用（視力矯正用であるかないかを問わない。）のガラス（曲面のものに限るものとし、中空のものその他これらに類する形状のものに限り、光学的に研磨したものを除く。）並びにこれらの製造に使用する中空の球面ガラス及びそのセグメント	二・九%
七〇・三〇	視力矯正眼鏡用のガラス	二・九%
七〇・三一	その他のもの	二・九%
七〇・三二	ガラス製の舗装用ブロック、スラブ、レンガ、タイルその他これらに類する種類の製品（プレスし又は成形したものに限るものとし、金属の線又は網を入れてあるかないかを問わない。）	二・九%
七〇・三三	ガラス製のキーボードその他これらに類する物品（モザイク用その他これに類する装飾用のものに限るものとし、裏張りしてあるかないかを問わない。）	二・九%
七〇・三四	ガラスその他これらに類する形状の多泡ガラス	二・九%

昭和六十二年五月二十二日 参議院會議録第十二号(その二) 商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律案 七二六

七〇・一六・一〇	ガラス製のキープその他の細貨(モザイク用その他これに類する装飾用のものに限り、裏張りしてあるかないかを問わない。)	三・四%	七二一〇・二九	その他のもの	三・二%
七〇・一六・九〇	その他のもの	四・六%	七二一〇・三九	ロジウム	三・二%
七〇・一七	ステンンドグラスその他これに類するガラス以外のもの	三・九%	七二一〇・四九	その他のもの	三・二%
七〇・一七・一〇	石英ガラス製のもの	二・九%	七二一一・〇〇	イリジウム、オスミウム及びルテニウム	三%
七〇・一七・二〇	その他のガラス(線膨脹係数が温度〇度から三〇〇度までの範囲において一ケルビンにつき一・〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇分の五以下のものに限り、製のものを)	二・九%	七二一一・一〇	その他のもの	四・六%
七〇・一七・九〇	その他のもの	二・九%	七二一一・三	白金を張った卑金属、銀及び金(一次製品を含むものとし、更に加工したものを除く。)	六・二%
七〇・一八	ガラス製のビーズ、模造真珠、模造寶石、模造半寶石その他これらに類する細貨及びこれらの製品(身辺用模造細貨を除く。)	三・四%	七二一三・一一	貴金属製のもの(貴金属をめぐしてあるかないか又は張つてあるかないかを問わない。)	六・二%
七〇・一八・九〇	貴金属又はこれをめぐした金属を使用したもの以外	四・一%	七二一三・一九	その他の貴金属製のもの(貴金属をめぐしてあるかないか又は張つてあるかないかを問わない。)	六・六%
七〇・一九	ガラス繊維(グラスウールを含む。及びその製品(例えば、ガラス繊維の糸及び繊維物。)	一・九%	七二一四・一一	白金(イリジウム、オスミウム、パラジウム、ロジウム及びルテニウムを含む。製のものを(その他の貴金属をめぐしてあるかないか又は張つてあるかないかを問わない。)	六・六%
七〇・一九・二〇	織物(細幅織物を含む。)	四・六%	七二一四・一九	その他の貴金属製のもの(貴金属をめぐしてあるかないか又は張つてあるかないかを問わない。)	六・六%
七〇・二〇・六	銀(金又は白金をめぐした銀を含むものとし、加工してないもの、一次製品及び粉状のものに限る。)	一・九%	七二一四・二〇	貴金属を張った卑金属製のもの	六・六%
七二〇六・九二	その他のもの	四・六%	七二一五	その他の製品(貴金属製又は貴金属を張った金属製のものを(白金をワイヤクロス状又はワイヤグリル状にしたものに限り。)	三%
七二〇七	一次製品	三・八%	七二一五・一〇	その他のもの	六・二%
七二〇七・〇〇	一棒、形材、板、シート及びストリップ	三・八%	七二一五・九〇	天然若しくは養殖の真珠又は天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石の製品	六・二%
七二〇九・〇〇	銀を張った卑金属(一次製品を含むものとし、更に加工したものを除く。)	三・二%	七二一六・一〇	天然又は養殖の真珠製のもののうち格付けした真珠を輸送のために一時的に糸に通したものの以外のも	六・二%
七二・一〇	白金(加工してないもの、一次製品及び粉状のものに限る。)				
七二一〇・一九	その他のもの				
	パラジウム				
	その他のもの				

七二六・二〇	天然、合成又は再生の貴石製又は半貴石製のもの	三%	七二〇二・八〇	フェロタンゲステン及びフェロシリコタンゲステン	三・九%
七一・一七	一 理化学用又は工業用のもの	六・二%	七二〇二・九一	(1) フェロタンゲステン	三%
七一七・一一	二 その他のもの		七二〇二・九二	(2) その他のもの	三%
	身辺用模造細貨類		七二〇二・九三	フェロチタン及びフェロシリコチタン	三%
	卑金属製のもの（貴金属をめつきしてあるかないかを問わない。）		七二〇二・九九	フェロバナジウム	三%
	カフスポタン及び飾りボタン		七二・〇三	フェロニオブ	三%
	(1) 貴金属をめつきした金属、さんご、ぞうげ又はべつこうを使用したもの	六・六%		その他のもの	三%
	(2) その他のもの	六・四%		鉄鉱石を直接還元して得た鉄鋼その他の海綿状の鉄鋼及び重量比による純度が九九・九四以上の鉄（ラング、ペレットその他これらに類する形状のものに限る。）	三%
七二七・九〇	その他のものうち		七二〇三・一〇	鉄鋼のくず及び鉄鋼の再溶解用のインゴット	三%
	木とガラス、骨とこはく、真珠光沢を有する貝殻とプラスチックその他二種類以上の材料（首飾り用ひもその他組立て用のみに使用する材料を除く。）で構成されるもの（貴金属をめつきしたものを除く。）以外のもの		七二〇三・九〇	再溶解用のインゴット	三%
	木製のもの	三・二%	七二〇四・五〇	(1) 合金鋼のもの	五・七%
	アイボリー、骨、かめの甲、角、枝角、さんご、真珠光沢を有する貝殻その他の動物性の彫刻用又は細工用の材料製のもの	四・一%	七二〇五・一〇	(2) その他のもの	四・一%
七二・〇一	鉄鉄及びスピゲル（なまこ形、ブロックその他の一次形状のものに限る。）		七二〇五・二一	鉄鉄、スピゲル又は鉄鋼の粒及び粉	三%
七二〇一・一〇	非合金鉄鉄（りんの含有量が全重量の〇・五%以下のものに限る。）	三%	七二〇五・二九	合金鋼のものうち	
七二〇一・二〇	非合金鉄鉄（りんの含有量が全重量の〇・五%を超えるものに限る。）	三%	七二・〇六	ニッケルの含有量が全重量の1%以上5%未満のもの以外のもの	三%
七二〇一・三〇	合金鉄鉄	三%	七二・〇六	その他のもの	三%
七二〇一・四〇	スピゲル	三%	七二〇六・一〇	鉄又は非合金鋼のインゴットその他の一次形状のもの（第7二・〇三項の鉄を除く。）	三%
七二・〇二	フェロアロイ			インゴット	
七二〇二・一一	フェロマンガン	七・七%	七二〇六・九〇	(1) 炭素の含有量が全重量の〇・六%未満のもの	三・四%
七二〇二・一九	炭素の含有量が全重量の二%を超えるもの	七・七%		(2) その他のもの	四・六%
七二〇二・二一	その他のもの	三%	七二・〇七	(1) 炭素の含有量が全重量の〇・六%未満のもの	三・四%
七二〇二・二九	けい素の含有量が全重量の四五%を超えるもの	三%	七二〇七・一一	(2) その他のもの	四・六%
七二〇二・三〇	その他のもの	三%		鉄又は非合金鋼の半製品	
七二〇二・四一	フェロシリコマンガン	七・二%		炭素の含有量が全重量の〇・二五%未満のもの	
七二〇二・四九	フェロクロム	七・二%		横断面が長方形（正方形を含む。）のもので、幅が厚さの二倍未満のものうち	
七二〇二・五〇	炭素の含有量が全重量の四%を超えるもの	三%	七二〇七・一二	ピレット以外のもの	三・四%
七二〇二・六〇	その他のもの	三%		その他のもの（横断面が長方形のものに限るものとし、正方形のものを除く。）のうち	
七二〇二・七〇	フェロシリコクロム	五・九%		ピレット及びスラブ以外のもの	三・四%
	フェロニッケル	三・九%			
	フェロモリブデン	三・九%			

昭和六十二年五月二十二日 参議院會議録第十二号(その二) 商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律案 七一九

[illegible]

昭和六十二年五月二十二日 参議院会議録第十二号(その二) 商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律案 七二〇

七二二・二二	(1) 炭素の含有量が全重量の〇・六%未満のもの (2) その他のもの その他のもの(厚さが四・七五ミリメートル以上のものに限り。)	三・九% 四・六%	七二二・三〇	車輪をめぐらしたものの(電気めつきによるものを除く。) ペイント若しくはワニス塗布し又はプラスチックを被覆したもの その他のもの(めつき又は被覆したものに限り。)	三・九% 三・九% 三・九%
七二二・一九	(1) 炭素の含有量が全重量の〇・六%未満のもの (2) その他のもの その他のもの (1) 炭素の含有量が全重量の〇・六%未満のもの (2) その他のもの その他のもの(熱間圧延をしたものに限り。更に加工したものを除く。)	三・九% 四・六% 三・九% 四・六%	七二二・一三 七二二・一〇 七二二・二〇	(1) 炭素の含有量が全重量の〇・六%未満のもの (2) その他のもの 鉄又は非合金鋼の棒(熱間圧延をしたもので不規則に巻いたものに限り。) 節、リブ、溝その他の異形を圧延工程において付けたもの 非合金快削鋼のもの その他のもの(炭素の含有量が全重量の〇・二五%未満のものに限り。)	三・九% 四・六% 三・九% 三・九% 三・九%
七二二・二二	その他のもの(厚さが四・七五ミリメートル以上のものに限り。)	三・九%	七二二・三三・三一	その他のもの(炭素の含有量が全重量の〇・二五%未満のものに限り。)	三・九%
七二二・二二	その他のもの(厚さが四・七五ミリメートル以上のものに限り。)	三・九%	七二二・三三・三九	その他のもの(炭素の含有量が全重量の〇・二五%未満のものに限り。)	三・九%
七二二・二二	その他のもの(厚さが四・七五ミリメートル以上のものに限り。)	三・九%	七二二・三三・四一	その他のもの(炭素の含有量が全重量の〇・二五%未満のものに限り。)	三・九%
七二二・二二	その他のもの(厚さが四・七五ミリメートル以上のものに限り。)	三・九%	七二二・三三・四九	その他のもの(炭素の含有量が全重量の〇・六%以上のものに限り。)	四・六%
七二二・二二	その他のもの(厚さが四・七五ミリメートル以上のものに限り。)	三・九%	七二二・一四	鉄又は非合金鋼のその他の棒(鍛造、熱間圧延、熱間引抜き又は熱間押しをしたものに限り。更に加工したものを除く。ただし、圧延後ねじつたものを含む。)	三・九%
七二二・二二	その他のもの(厚さが四・七五ミリメートル以上のものに限り。)	三・九%	七二二・一四・一〇	鍛造したもの 節、リブ、溝その他の異形を圧延工程において付けたもの及び圧延後ねじつたもの 非合金快削鋼のもの その他のもの(炭素の含有量が全重量の〇・二五%未満のものに限り。)	三・九% 三・九% 三・九% 三・九%
七二二・二二	その他のもの(厚さが四・七五ミリメートル以上のものに限り。)	三・九%	七二二・一四・二〇	その他のもの(炭素の含有量が全重量の〇・二五%未満のものに限り。)	三・九%
七二二・二二	その他のもの(厚さが四・七五ミリメートル以上のものに限り。)	三・九%	七二二・一四・三〇	その他のもの(炭素の含有量が全重量の〇・二五%未満のものに限り。)	三・九%
七二二・二二	その他のもの(厚さが四・七五ミリメートル以上のものに限り。)	三・九%	七二二・一四・四〇	その他のもの(炭素の含有量が全重量の〇・二五%未満のものに限り。)	三・九%
七二二・二二	その他のもの(厚さが四・七五ミリメートル以上のものに限り。)	三・九%	七二二・一四・五〇	その他のもの(炭素の含有量が全重量の〇・六%以上のものに限り。)	四・六%
七二二・二二	その他のもの(厚さが四・七五ミリメートル以上のものに限り。)	三・九%	七二二・一四・六〇	鉄又は非合金鋼のその他の棒 非合金快削鋼のもの(冷間成形又は冷間仕上げをしたものに限り。更に加工したものを除く。)	三・九%
七二二・二二	その他のもの(厚さが四・七五ミリメートル以上のものに限り。)	三・九%	七二二・一五・一〇	その他のもの(炭素の含有量が全重量の〇・二五%未満のものに限り。)	三・九%
七二二・二二	その他のもの(厚さが四・七五ミリメートル以上のものに限り。)	三・九%	七二二・一五・二〇	その他のもの(炭素の含有量が全重量の〇・二五%未満のものに限り。)	三・九%
七二二・二二	その他のもの(厚さが四・七五ミリメートル以上のものに限り。)	三・九%	七二二・二〇	その他のもの(炭素の含有量が全重量の〇・二五%未満のものに限り。)	三・九%

七一一

[illegible]

昭和六十二年五月二十二日 参議院會議録第十二号(その二) 商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律案 七二二

七二・二〇	ステンレス鋼のフラットロール製品(幅が六〇〇ミリメートル未満のものに限る。)	七二二五・四〇	その他のもの(熱間圧延をしたもの(更に加工したものを除く。))で巻いてないものに限る。)	五・八%
七二二〇・一一	熱間圧延をしたもの(更に加工したものを除く。)	七二二五・五〇	(1) 合金工具鋼のもの	四・六%
七二二〇・一二	厚さが四・七五ミリメートル以上のもの		(2) その他のもの	
七二二〇・二〇	厚さが四・七五ミリメートル未満のもの		その他のもの(冷間圧延をしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。)	
七二二〇・九〇	冷間圧延をしたもの(更に加工したものを除く。)		(1) 合金工具鋼のもの	五・八%
七二・二二	その他のもの		(2) その他のもの	四・六%
七二二二・一〇	ステンレス鋼の棒(熱間圧延をしたもので不規則に巻いたものに限る。)	七二二五・九〇	その他のもの	
七二二二・二〇	ステンレス鋼のその他の棒及び形鋼		(1) バイメタル(張合せ加工を行つたもので、ニッケルの含有量が全重量の一〇%を超えるものに限る。)	六・三%
七二二二・三〇	棒(熱間圧延、熱間引抜き又は押出しをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。)		(2) 合金工具鋼のもの	五・八%
七二二二・四〇	棒(冷間成形又は冷間仕上げをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。)		(3) その他のもの	
七二・二三	その他の棒		その他のもの	
七二二三・〇〇	ステンレス鋼の線	七二二六・九一	熱間圧延をしたもの(更に加工したものを除く。)	五・八%
七二・二四	その他の合金鋼のインゴットその他の一次形状のもの及び半製品		(1) 合金工具鋼のもの	四・六%
七二二四・一〇	インゴットその他の一次形状のもの	七二二六・九二	(2) その他のもの	
	(1) 高速度鋼のもの		冷間圧延をしたもの(更に加工したものを除く。)	
	(2) 合金工具鋼(タングステン若しくはモリブデン又はこれらを合わせたものの含有量が全重量の〇・五%以上のものに限る。以下この類において同じのもの)		(1) 合金工具鋼のもの	五・八%
	(3) その他のもの		(2) その他のもの	四・六%
七二二四・九〇	その他のもの	七二二六・九九	その他のもの	
	(1) 高速度鋼のもの		(1) バイメタル(張合せ加工を行つたもので、ニッケルの含有量が全重量の一〇%を超えるものに限る。)	六・三%
	(2) 合金工具鋼のもの		(2) 合金工具鋼のもの	五・八%
	(3) その他のもの		(3) その他のもの	四・六%
七二・二五	その他の合金鋼のフラットロール製品(幅が六〇〇ミリメートル以上のものに限る。)	七二二七・一〇	その他の合金鋼の棒(熱間圧延をしたもので不規則に巻いたものに限る。)	六・六%
七二二五・一〇	けい素電気鋼のもの	七二二七・二〇	高速度鋼のもの	四・六%
七二二五・二〇	高速度鋼のもの	七二二七・九〇	シリコマンガンのもの	四・六%
七二二五・三〇	その他のもの(熱間圧延をしたもの(更に加工したものを除く。))で巻いたものに限る。)		その他のもの	
	(1) 合金工具鋼のもの	七二・二八	(1) 合金工具鋼のもの	五・八%
	(2) その他のもの	七二二八・一〇	(2) その他のもの	四・六%
	その他の合金鋼のその他の棒、その他の合金鋼の形鋼及び合金鋼又は非合金鋼の中空下リル棒		その他の合金鋼のその他の棒、その他の合金鋼の形鋼及び合金鋼又は非合金鋼の中空下リル棒	
	高速度鋼の棒		高速度鋼の棒	六・六%

昭和六十二年五月二十二日 参議院會議録第十二号(その二) 商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律案 七二三

七二八・二〇	シリコマンガン鋼の棒	四・六%
七二八・三〇	その他の棒（熱間圧延、熱間引抜き又は押出しをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）	五・八%
七二八・四〇	(1) 合金工具鋼のもの	四・六%
	(2) その他のもの	
七二八・五〇	(1) 合金工具鋼のもの	五・八%
	(2) その他のもの	四・六%
七二八・六〇	その他の棒	
	(1) 合金工具鋼のもの	五・八%
	(2) その他のもの	四・六%
七二八・七〇	形鋼	
	(1) 合金工具鋼のもの	五・八%
	(2) その他のもの	四・六%
七二八・八〇	中空下リル棒	五・八%
七二九・一〇	その他の合金鋼の線	四・六%
七二九・二〇	高速度鋼のもの	六・六%
七二九・九〇	シリコマンガン鋼のもの	四・六%
	その他のもの	
七三〇・一〇	(1) 合金工具鋼のもの	五・八%
	(2) その他のもの	四・六%
七三〇・一・一〇	鋼矢板（穴をあけてあるかないか又は組み合わせであるかないかを問わない）及び溶接形鋼	
	鋼矢板	
七三〇・一・二〇	(1) 合金鋼のもの	四・六%
七三〇・二	(2) その他のもの	三・九%
七三〇・三	形鋼	
七三〇・四	レール、ガードレール、ラックレール及びトンゲレール、軌道用材料、軸受棒その他の分岐器の構成部分（鉄鋼製の建設資材で、鐵道又は軌道の線路用のものに限り、並びにまくら木、縦目板、座鉄、座鉄くさび、ソールプレート、レールクリップ、床板、タイその他の資材で、レールの接続又は取付けに専ら使用するもの（鉄鋼製の建設資材で鐵道又は軌道の線路用のものに限り、）	三・九%

七三〇・二・二〇	まくら木	三・九%
七三〇・二・三〇	トングレール、轆差、転轆棒その他の分岐器の構成部分	三・九%
七三〇・二・四〇	継目板及びソールプレート	三・九%
七三〇・二・九〇	その他のもの	三・九%
七三〇・三		
七三〇・三・〇〇	鑄鉄製の管及び中空の形材	三・九%
七三〇・四	鉄鋼製の管及び中空の形材（継目なしのものに限るものと し、鑄鉄製のものを除く）	
七三〇・四・一〇	油又はガスの輸送に使用する種類のラインパイプ	五・二%
七三〇・四・二〇	(1) 合金鋼製のもの	三・九%
	(2) その他のもの	五・二%
	油又はガスの掘削に使用する種類のケーシング、チュー ピング及びドリルパイプ	五・二%
	(1) 合金鋼製のもの	三・九%
	(2) その他のもの	三・九%
七三〇・四・三一	その他のもの（鉄製又は非合金鋼製のもので、横断面が 円形のものに限る。）	三・九%
七三〇・四・三九	冷間引抜き又は冷間圧延をしたもの	三・九%
	その他のもの	
七三〇・四・四一	その他のもの（ステンレス鋼製のもので、横断面が円形 のものに限る。）	五・二%
七三〇・四・四九	冷間引抜き又は冷間圧延をしたもの	五・二%
	その他のもの	
七三〇・四・五一	その他のもの（その他の合金鋼製のもので、横断面が円 形のものに限る。）	五・二%
七三〇・四・五九	冷間引抜き又は冷間圧延をしたもの	五・二%
七三〇・四・九〇	その他のもの	
七三〇・五	(1) 合金鋼製のもの	五・二%
	(2) その他のもの	三・九%
	鉄鋼製のその他の管（例えば、溶接、リベット接合その他 これらに類する接合をしたもの。横断面の外側及び内側が 円形のもので、外径が四〇・六・四ミリメートルを超えるも のに限る。）	
	油又はガスの輸送に使用する種類のラインパイプ	
	縦方向にサブマージアーク溶接をしたもの	
七三〇・五・一一	(1) 合金鋼製のもの	五・二%
	(2) その他のもの	三・九%
七三〇・五・一二	その他のもの（縦方向に溶接したものに限る。）	五・二%
	(1) 合金鋼製のもの	

昭和六十二年五月二十二日 参議院会議録第十二号(その二) 商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律案 七二四

七三〇五・一九	(2) その他のもの	三・九%	七三・〇七	鉄鋼製の管用継手(例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ)	四・六%
	(1) 合金鋼製のもの	五・二%	七三〇七・一一	非可鍛鉄製のもの	四・六%
七三〇五・二〇	(2) その他のもの	三・九%	七三〇七・一九	その他のもの	
	油又はガスの掘削に使用する種類のケーシング			その他のもの(ステンレス鋼製のものに限り)	
	(1) 合金鋼製のもの	五・二%	七三〇七・二二	フランジ	三・九%
	(2) その他のもの	三・九%	七三〇七・二二	エルボー、ベンド及びスリーブ(ねじ式のものに限り)	三・九%
七三〇五・三一	その他の溶接管		七三〇七・二三	継手(突合せ溶接式のものに限り)	三・九%
	縦方向に溶接したもの	五・二%	七三〇七・二九	その他のもの	三・九%
	(1) 合金鋼製のもの	三・九%	七三〇七・九一	フランジ	三・九%
七三〇五・三九	(2) その他のもの	五・二%	七三〇七・九二	エルボー、ベンド及びスリーブ(ねじ式のものに限り)	三・九%
	その他のもの	三・九%	七三〇七・九三	継手(突合せ溶接式のものに限り)	三・九%
七三〇五・九〇	(1) 合金鋼製のもの	五・二%	七三〇七・九九	その他のもの	三・九%
	(2) その他のもの	三・九%	七三・〇八	構造物及びその部分品(鉄鋼製のものに限り。例えば、橋、橋げた、水門、塔、格子柱、屋根、屋根組み、戸、窓、戸枠、窓枠、戸数居、シャッター、手すり及び柱。第九四・〇六項のプレハブ建築物を除く。)並びに構造物用に加工した鉄鋼製の板、棒、形材、管その他これらに類する物品	
七三・〇六	鉄鋼製のその他の管及び中空の形材(例えば、オープンシームのもの及び溶接、リベット接合その他これらに類する接合をしたもの)			橋及び橋げた	三・九%
七三〇六・一〇	油又はガスの輸送に使用する種類のラインパイプ	五・二%	七三〇八・一〇	塔及び格子柱	三・九%
	(1) 合金鋼製のもの	三・九%	七三〇八・二〇	戸及び窓並びにこれらの枠並びに戸数居	三・九%
七三〇六・二〇	(2) その他のもの	五・二%	七三〇八・三〇	足場用、枠組み用又は坑道用の支柱その他これに類する物品	三・九%
	油又はガスの掘削に使用する種類のケーシング及びチュービング		七三〇八・四〇	その他のもの	三・九%
	(1) 合金鋼製のもの	五・二%	七三〇八・九〇		
	(2) その他のもの	三・九%	七三・〇九		
七三〇六・三〇	その他の溶接管(鉄製又は非合金鋼製のもので、横断面が円形のものに限る。)	三・九%	七三〇九・〇〇	鉄鋼製の貯蔵タンクその他これに類する容器(内容積が三〇〇リットルを超え、かつ、内張りしてあるものとし、内張りしてあるか又は断熱してあるか又は断熱してあるかないかを問わず、圧縮ガス用又は液化ガス用のもの及び機械装置又は加熱用若しくは冷却用の装置を有するものを除く。)	三・九%
七三〇六・四〇	その他の溶接管(ステンレス鋼製のもので、横断面が円形のものに限る。)	五・二%		鉄鋼製のタンク、たる、ドラム、缶、箱その他これらに類する容器(内容積が三〇〇リットル以下のものに限り、かつ、内張りしてあるか又は断熱してあるか又は断熱してあるかないかを問わず、圧縮ガス用又は液化ガス用のもの及び機械装置又は加熱用若しくは冷却用の装置を有するものを除く。)	三・九%
七三〇六・五〇	その他の溶接管(その他の合金鋼製のもので、横断面が円形のものに限る。)	五・二%	七三・一〇	内容積が五〇リットル以上のもの	三・九%
七三〇六・六〇	(1) 合金鋼製のもの	五・二%	七三・一〇・一〇	内容積が五〇リットル未満のもの	三・九%
	(2) その他のもの	三・九%		内容積が五〇リットル未満のもの	三・九%
七三〇六・九〇	その他のもの	三・九%	七三・一〇・二一	缶(はんだ付け又はクリンプ加工により密閉するものに限り。)	三・九%
	(1) 合金鋼製のもの	五・二%			
	(2) その他のもの	三・九%			

七三〇・二九	その他のもの	三・九%	七三・一六	鉄鋼製のいかり及びその部分品	三・九%
七三一・一	圧縮ガス用又は液化ガス用の鉄鋼製の容器	三・九%	七三・一七	鉄鋼製のくぎ、びよう、画びよう、波くぎ、またくぎ(第八三・〇五項のものを除く)その他これらに類する製品(鋼以外の材料から製造した頭部を有するものを含む。)	三・九%
七三二・二	鉄鋼製のより線、ロープ、ケーブル、組ひも、スリングその他これらに類する物品(電気絶縁をしたものを除く。)	三・九%	七三二・七〇〇	鉄鋼製のねじ、ボルト、ナット、コーチスクリュー、スクリーフック、リベット、コッター、コッターピン、座金(はね座金を含む。)	三・九%
七三二・二・一〇	より線、ロープ及びケーブル	三・九%	七三・一八	ねじを切った製品	三・四%
七三二・二・九〇	その他のもの	三・九%	七三二・一八・一一	コーチスクリュー	三・四%
七三二・三	鉄鋼製の有刺線並びに鉄鋼製の帯又は平線をねじつたもの(有刺のものではないかを問わない。)	三・九%	七三二・一八・一二	その他の木ねじ	三・四%
七三二・三・〇〇	二重線、槽に使用する種類のもの	三・九%	七三二・一八・一三	スクリーフック及びスクリーニング	三・四%
七三・一四	ワイヤクロス(ワイヤエンドレスバンドを含む。)	三・九%	七三二・一八・一四	セルフタッピングスクリュー	三・四%
	ワイヤ、網及び槽(鉄鋼の線から製造したものに限り。)	三・九%	七三二・一八・一五	その他のねじ及びボルト(ナット又は座金付きであるかないかを問わない。)	三・四%
	並びに鉄鋼製のエキスパンドメタル	三・九%	七三二・一八・一六	ナット	三・四%
	織った物品	三・九%	七三二・一八・一九	その他のもの	三・四%
七三二・四・一一	ステンレス鋼製のもの	三・九%	七三二・一八・二二	ねじを切つてない製品	三・四%
七三二・四・一九	その他のもの	三・九%	七三二・一八・二三	ばね座金その他の止め座金	三・四%
七三二・四・二〇	ワイヤ、網及び槽(横断面の最大寸法が三ミリメートル以上の線から製造し、網目の大きさが一〇〇平方センチメートル以上のもので、網目の交点を溶接したものに限る。)	三・九%	七三二・一八・二四	その他の座金	三・四%
七三二・四・三〇	その他のワイヤ、網及び槽(網目の交点を溶接したものに限る。)	三・九%	七三二・一八・二五	リベット	三・四%
	その他のワイヤ、網及び槽	三・九%	七三二・一八・二六	コッター及びコッターピン	三・四%
七三二・四・四一	亜鉛をめッキしたものの	三・九%	七三二・一八・二七	その他のもの	三・四%
七三二・四・四二	プラスチックを被覆したもの	三・九%	七三二・一八・二八	鉄鋼製の安全ピンその他のピン(他の項に該当するものを除く。)	三・四%
七三二・四・四九	その他のもの	三・九%	七三二・一八・二九	み用手針、ししゅう用穴あけ手針その他これらに類する物品	三・四%
七三二・四・五〇	エキスパンドメタル	三・九%	七三・一九	縫針、かがり針及びししゅう針	三・四%
七三・一五	鉄鋼製の鎖及びその部分品	三・九%	七三二・一九・一〇	安全ピン	三・四%
	連接リンクチェーン及びその部分品	三・九%	七三二・一九・二〇	その他のピン	三・四%
七三二・五・一一	ローラーチェーン	三・九%	七三二・一九・三〇	その他のもの	三・四%
七三二・五・一二	その他の鎖	三・九%	七三二・一九・九〇	鉄鋼製のばね及びばね板	三・四%
七三二・五・一九	部分品	三・九%	七三・二〇	板ばね及びそのばね板のうち	三・四%
七三二・五・二〇	スキッドチェーン	三・九%	七三二・二〇・一〇	自動車用のシャシばね及びそのばね板以外のもの	三・四%
	その他の鎖	三・九%	七三二・二〇・二〇	コイルばねのうち	三・四%
七三二・五・八一	スタッド付きチェーン	三・九%	七三二・二〇・九〇	自動車用のシャシばね以外のもの	三・四%
七三二・五・八二	その他のもの(溶接リンクのものに限る。)	三・九%		その他のものうち	三・四%
七三二・五・八九	その他のもの	三・九%		自動車用のシャシばね以外のもの	三・四%
七三二・五・九〇	その他の部分品	三・九%		その他のもの	三・四%

七二六

七三・二一	鉄鋼製のストーブ、レンジ、炬、調理用加熱器（セントラルヒーティング用の補助ボイラーを有するものを含む）、肉焼き器、火鉢、ガスこんろ、皿温め器その他これらに類する物品（家庭用のものに限るものとし、電気式のものを除く）及びこれらの部分品（鉄鋼製のものに限る）	七三二五・九一	その他のもの	四・六%
七三二一・一一	調理用加熱器具及び皿温め器	七三二五・九九	その他の鉄鋼製品	四・六%
七三二一・一二	気体燃料用のもの並びに気体燃料及びその他の燃料共用のもの	七三二六・一一	その他のもの	
七三二一・一三	液体燃料用のもの	七三二六・一九	鍛造又は型打ちをしたもの（更に加工したものを除く。）	
七三二一・八一	固体燃料用のもの	七三二六・二〇	粉砕機用のグライディングボールその他これに類する製品	四・六%
七三二一・八二	液体燃料用のもの	七三二六・九〇	鉄鋼の線から製造したもの	四・六%
七三二一・八三	固体燃料用のもの		その他のもの	四・六%
七三二一・九〇	部分品		(1) エンドレスコンベヤベルト（巻いた未完成のコンベヤベルトで両端にリベットの穴を有するものを含む）	三・九%
七三・二二	セントラルヒーティング用のラジエーター（電気加熱式のものを除く）及びその部分品並びに動力駆動式の送風機を有するエアヒーター及び温風分配器（新鮮な又は調節した空気を供給することができるとし、電気加熱式のものを除く）並びにこれらの部分品（この項の物品は鉄鋼製のものに限る）	七四・〇五	(2) その他のもの	四・六%
七三二二・一一	ラジエーター及びその部分品	七四・〇五・〇〇	銅のマスターアロイ	四・八%
七三二二・一九	鋳鉄製のもの	七四・〇六	銅の粉及びフレーク	五・八%
七三二二・九〇	その他のもの	七四・〇六・一〇	粉（薄片状のものを除く。）	五・八%
七三・二三	食卓用品、台所用用品その他の家庭用品及びその部分品（鉄鋼製のものに限る）、鉄鋼のウール並びに鉄鋼製の瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシングクラブその他これらに類する製品	七四・〇六・二〇	粉（薄片状のものに限る。）及びフレーク	五・八%
七三二三・一〇	鉄鋼のウール及び鉄鋼製の瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシングクラブその他これらに類する製品	七四・〇七	銅の棒及び形材	五・八%
七三・二四	衛生用品及びその部分品（鉄鋼製のものに限る。）	七四・〇七・一〇	精製銅のもの	五・八%
七三二四・一〇	ステンレス鋼製の台所用流し及び洗面台	七四・〇七・二一	銅合金のもの	五・八%
七三二四・二二	浴槽	七四・〇七・二二	銅・亜鉛合金（黄銅）のもの	四・六%
七三二四・九〇	鋳鉄製のもの（ほうろう引きをしてあるかないかを問わない）	七四・〇七・二九	銅・ニッケル合金（白銅）又は銅・ニッケル・亜鉛合金（洋白）のもの	五・八%
七三・二五	その他のもの	七四・〇八	その他のもの	五・八%
七三二五・一〇	その他のもの（部分品を含む。）	七四・〇八・一一	精製銅のもの	五・二%
	その他の鋳造製品（鉄鋼製のものに限る。）	七四・〇八・二二	銅の板、シート及びストリップ（厚さが〇・一五ミリメートルを超えるものに限る。）	
	非可鍛鋳鉄製のもの	七四・〇八・二九	銅の板、シート及びストリップ（厚さが〇・一五ミリメートルを超えるものに限る。）	
		七四・〇九・一一	巻いたもの	

七四〇九・一九	その他のもの	五・二%	七四・一五	銅製のくぎ、びよう、画びよう、またくぎ（第三・〇五項のものを除く。）その他これらに類する製品（銅製の頭部を有する鉄鋼製のものを含む。）及び銅製のねじ、ボルト、ナット、スクリュー、ワッシャー、リベット、コッター、コック、ターピン、座金（ばね座金を含む。）その他これらに類する製品	四・六%
七四〇九・二一	銅・亜鉛合金（黄銅）のもの	四・八%	七四一五・一〇	くぎ、びよう、画びよう、またくぎその他これらに類する製品	四・六%
七四〇九・二九	その他のもの	四・八%	七四一五・二一	その他のもの（ねじを切つたものを除く。）	四・六%
七四〇九・三三	銅・すず合金（青銅）のもの	四・八%	七四一五・二九	座金（ばね座金を含む。）	四・六%
七四〇九・三九	その他のもの	四・八%	七四一五・三三	その他のもの	四・六%
七四〇九・四〇	銅・ニッケル合金（白銅）又は銅・ニッケル・亜鉛合金（洋白）のもの	四・六%	七四一五・三九	その他のもの（ねじを切つたものに限る。）	四・六%
七四〇九・九〇	その他の銅合金のもの	四・八%	七四一六・〇〇	木ねじ	四・六%
七四・一〇	銅のはく（厚さ（補強材の厚さを除く。）が〇・一五ミリメートル以下のものに限るものとし、印刷してあるかないか又は紙、板紙、プラスチックその他これらに類する補強材により裏張りしてあるかないかを問わない。）	四・八%	七四一七・〇〇	その他のねじ、ボルト及びナット	四・六%
七四一〇・一一	裏張りしてないもの	四・八%	七四一八・一〇	その他のもの	四・六%
七四一〇・二一	精製銅のもの	五・二%	七四一八・二〇	銅製のばね	四・六%
七四一〇・二二	銅合金のもの	四・八%	七四一九・一〇	銅製の加熱器具（調理用その他家庭用に供する種類のものに限るものとし、電気式のものを除く。）及びその部分品（銅製のものに限る。）	四・六%
七四一〇・二二	裏張りしたものの	四・八%	七四一九・九一	食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品（銅製のものに限る。）銅製の瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブ及びその部分品（銅製のものに限る。）	四・六%
七四一〇・二二	精製銅のもの	四・八%	七五〇一・二〇	食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品並びに瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品	四・六%
七四一〇・二二	銅合金のもの	四・八%		衛生用品及びその部分品	四・六%
七四一〇・二二	銅製の管	五・二%		その他の銅製品	四・六%
七四一〇・二二	精製銅のもの	五・二%		鎖及びその部分品	四・六%
七四一〇・二二	銅合金のもの	五・二%		その他のもの	四・六%
七四一〇・二二	銅・亜鉛合金（黄銅）のもの	五・二%		製造、型打ち又は鍛造をしたもの（更に加工したものを除く。）	四・六%
七四一〇・二二	銅・ニッケル合金（白銅）又は銅・ニッケル・亜鉛合金（洋白）のもの	五・二%		その他のもの	四・六%
七四一〇・二二	その他のもの	六・六%		ニッケルのマッポ、焼結した酸化ニッケルその他ニッケル製錬の中間生産物	四・六%
七四一〇・二二	銅製の管（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）	四・六%		焼結した酸化ニッケルその他ニッケル製の含有量が全重量の八八%以上のものに限る。）	四・六%
七四一〇・二二	精製銅のもの	四・六%			
七四一〇・二二	銅合金のもの	四・六%			
七四一〇・二二	銅製のより線、ケーブル、組ひもその他これらに類する製品（電気絶縁をしたものを除く。）	五・八%			
七四一〇・二二	ワイヤクロス（ワイヤエンドレスバンドを含む。）ワイヤグリル及び網（銅の線から製造したものに限る。）並びに銅製のエキスパンデッドメタル	三・九%			
七四一〇・二二	機械用ワイヤエンドレスバンド	四・六%			
七四一〇・二二	その他のもの	四・六%			

七五・〇二	ニッケルの塊	ニッケル(合金を除く。)	二 その他のもののうち 酸化ニッケル(銅の含有量が全重量の一・五% 以下のものに限る。)	の従量税率より 高いときは、 当該従量 税率)	五・八%
七五・〇二・一〇	ニッケル(合金を除く。)	ニッケル合金のうち	ニッケルの含有量が全重量の五〇%未満のもので、コ バルトの含有量が全重量の一〇%以上のもの以外のも の	八・一%	
七五・〇四	ニッケルの粉及びフレーク	ニッケルの粉及びフレーク	ニッケルの粉及びフレーク	一キログラム につき五・二円	
七五・〇四・〇〇	ニッケル(合金を除く。)	ニッケル(合金を除く。)	ニッケル(合金を除く。)	四・八%	
七五・〇五	ニッケルの棒、形材及び線	ニッケルの棒、形材及び線	ニッケルの棒、形材及び線	五・八%	
七五・〇五・一一	ニッケル(合金を除く。)	ニッケル(合金を除く。)	ニッケル(合金を除く。)	四・六%	
七五・〇五・二二	ニッケル合金のもの	ニッケル合金のもの	ニッケル合金のもの	五・八%	
七五・〇五・二二	ニッケル合金のもの	ニッケル合金のもの	ニッケル合金のもの	四・六%	
七五・〇六	ニッケルの板、シート、ストリップ及びびはく	ニッケルの板、シート、ストリップ及びびはく	ニッケルの板、シート、ストリップ及びびはく	五・八%	
七五・〇六・一〇	ニッケル(合金を除く。)	ニッケル(合金を除く。)	ニッケル(合金を除く。)	四・六%	
七五・〇六・二〇	ニッケル合金のもの	ニッケル合金のもの	ニッケル合金のもの	五・八%	
七五・〇七	ニッケル製の管及び管用継手(例えば、カップリング、エ ルボー及びスリーブ)	ニッケル製の管及び管用継手(例えば、カップリング、エ ルボー及びスリーブ)	ニッケル製の管及び管用継手(例えば、カップリング、エ ルボー及びスリーブ)	四・六%	
七五・〇七・一一	ニッケル(合金を除く。)	ニッケル(合金を除く。)	ニッケル(合金を除く。)	五・八%	
七五・〇八	その他のニッケル製品	その他のニッケル製品	その他のニッケル製品	四・六%	
七五・〇八・〇〇	その他のニッケル製品	その他のニッケル製品	その他のニッケル製品	四・六%	
七六・〇三	アルミニウムの粉及びフレーク	アルミニウムの粉及びフレーク	アルミニウムの粉及びフレーク	四・六%	
七六・〇三・一〇	粉(薄片状のものに限る。)	粉(薄片状のものに限る。)	粉(薄片状のものに限る。)	四・六%	
七六・〇三・二〇	粉(薄片状のものに限る。)	粉(薄片状のものに限る。)	粉(薄片状のものに限る。)	四・六%	
七六・〇四	アルミニウムの棒及び形材	アルミニウムの棒及び形材	アルミニウムの棒及び形材	九・二%	
七六・〇四・一〇	アルミニウム(合金を除く。)	アルミニウム(合金を除く。)	アルミニウム(合金を除く。)	九・二%	
七六・〇四・二二	中空の形材	中空の形材	中空の形材	九・二%	
七六・〇五	アルミニウムの線	アルミニウムの線	アルミニウムの線	九・二%	
七六・〇五・一一	アルミニウム(合金を除く。)	アルミニウム(合金を除く。)	アルミニウム(合金を除く。)	九・二%	
七六・〇五・一九	その他のもの	その他のもの	その他のもの	九・二%	
七六・〇五・二二	横断面の最大寸法が七ミリメートルを超えるもの	横断面の最大寸法が七ミリメートルを超えるもの	横断面の最大寸法が七ミリメートルを超えるもの	九・二%	
七六・〇五・二九	その他のもの	その他のもの	その他のもの	九・二%	
七六・〇七	アルミニウムの厚さ(補強材の厚さを除く。)	アルミニウムの厚さ(補強材の厚さを除く。)	アルミニウムの厚さ(補強材の厚さを除く。)	九・二%	
七六・〇七・一一	アルミニウム(合金を除く。)	アルミニウム(合金を除く。)	アルミニウム(合金を除く。)	九・二%	
七六・〇七・一九	その他のもの	その他のもの	その他のもの	九・二%	
七六・〇七・二〇	裏張りしたもの	裏張りしたもの	裏張りしたもの	九・二%	
七六・〇八	アルミニウム製の管	アルミニウム製の管	アルミニウム製の管	九・二%	
七六・〇八・一一	アルミニウム(合金を除く。)	アルミニウム(合金を除く。)	アルミニウム(合金を除く。)	九・二%	
七六・〇八・二〇	アルミニウム合金のもの	アルミニウム合金のもの	アルミニウム合金のもの	九・二%	
七六・〇九	アルミニウム製の管用継手(例えば、カップリング、エ ルボー及びスリーブ)	アルミニウム製の管用継手(例えば、カップリング、エ ルボー及びスリーブ)	アルミニウム製の管用継手(例えば、カップリング、エ ルボー及びスリーブ)	四・六%	
七六・〇九・一〇	アルミニウム(合金を除く。)	アルミニウム(合金を除く。)	アルミニウム(合金を除く。)	四・六%	
七六・〇九・二二	アルミニウム合金のもの	アルミニウム合金のもの	アルミニウム合金のもの	四・六%	
七六・一〇	アルミニウム製の管	アルミニウム製の管	アルミニウム製の管	四・六%	
七六・一〇・一〇	アルミニウム(合金を除く。)	アルミニウム(合金を除く。)	アルミニウム(合金を除く。)	四・六%	
七六・一〇・二二	アルミニウム合金のもの	アルミニウム合金のもの	アルミニウム合金のもの	四・六%	
七六・一一	アルミニウム製の管用継手(例えば、カップリング、エ ルボー及びスリーブ)	アルミニウム製の管用継手(例えば、カップリング、エ ルボー及びスリーブ)	アルミニウム製の管用継手(例えば、カップリング、エ ルボー及びスリーブ)	四・六%	
七六・一一・一〇	アルミニウム(合金を除く。)	アルミニウム(合金を除く。)	アルミニウム(合金を除く。)	四・六%	
七六・一一・二二	アルミニウム合金のもの	アルミニウム合金のもの	アルミニウム合金のもの	四・六%	

昭和六十二年五月二十二日

参議院會議録第十二号(その二)

商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律案 七二九

七六・一二	アルミニウム製のたる、ドラム、缶、箱その他これらに類する容器(折畳み可能な又は硬いチューブ状のものを含む、内容積が三〇〇リットル以下のもに限り、ものをとし、内張りしてあるか又は断熱してあるか問はず、圧縮ガス用又は液化ガス用のもの及び機械装置又は加熱用若しくは冷却用の装置を有するものを除く。)	四・六%
七六・二二・九〇	折畳み可能なチューブ状のもの	四・六%
七六・二二・九〇	その他のもの	四・六%
七六・二三・〇〇	圧縮ガス用又は液化ガス用のアルミニウム製の容器	四・六%
七六・二四	アルミニウム製のより線、ケーブル、組ひもその他これらに類する製品(電気絶縁をしたものを除く。)	六・三%
七六・二四・一〇	しんに鋼を使用したもの	六・三%
七六・二四・九〇	その他のもの	六・三%
七六・一五	食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品(アルミニウム製のものに限り、アルミニウム製の瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品並びに衛生用品及びその部分品(アルミニウム製のものに限り。))	四・一%
七六・一五・一〇	食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品並びに瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品	四・一%
七六・一五・二〇	衛生用品及びその部分品	四・一%
七六・一六	その他のアルミニウム製品	四・一%
七六・一六・一〇	くぎ、びよう、またぐぎ(第八三・〇五項のものを除く)、ねじ、ボルト、ナット、スクリーフ、フック、リベット、コッター、コッターピン、座金その他これらに類する製品	四・一%
七六・一六・九〇	その他のもの	四・一%
七八・〇一	鉛の塊	四・一%
七八・〇一・九一	含有する鉛以外の元素のうち重量においてアンチモンが主なもの	四・一%
七八・〇一・九九	その他のもの 一 鉛合金のもの	三・八%(その率が一キログラムにつき五円一銭の従量税率より低いときは、当該従量税率)

二 その他のもの

(一) 電解精製用のもの(鉛の含有量が全重量の九五%を超えるものに限り、のうち)

課税価格が一キログラムにつき一六五円三七銭以下のもの

鉛のくず

二・八%

鉛の棒、形材及び線
鉛の板、シート、ストリップ、はく、粉及びフレーク
板、シート、ストリップ及びはく

四・六%

シート、ストリップ及びはく(厚さ(補強材の厚さを除く)が〇・二ミリメートル以下のものに限り。)

五・二%

その他のもの
粉及びフレーク

五・二%

鉛製の管及び管用継手(例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ)

五・八%

その他の鉛製品
亜鉛の塊

四・六%

亜鉛合金
(1) アルミニウムの含有量が全重量の三%を超えるもの

一キログラムにつき六円二四銭

(2) その他のものうち

亜鉛の含有量が全重量の九五%以上のもの

一キログラムにつき五円七六銭

亜鉛のダスト、粉及びフレーク

四・六%

その他のもの

四・六%

亜鉛の棒、形材及び線

三・八%

亜鉛の板、シート、ストリップ及びはく

五・八%

亜鉛製の管及び管用継手(例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ)

三・八%

7110

[illegible]

八二・一二	ベリリウム、クロム、ゲルマニウム、バナジウム、ガリウム、ハフニウム、インジウム、ニオブ、レニウム及びタリウム（くずを含む。）並びにこれらの製品（くずを含む。）	四・一%
八二・一二・二〇	クロム	四・一%
八二・一二・三〇	一 塊、くず及び粉	五・二%
八二・一二・四〇	二 その他のもの	三・八%
八二・一二・九一	ゲルマニウム	五・二%
八二・一二・九二	二 その他のもの	三・八%
八二・一二・九三	バナジウム	五・二%
八二・一二・九四	その他のもの	三・八%
八二・一二・九五	塊、くず及び粉	五・二%
八二・一二・九六	(1) インジウムのもの	四・一%
八二・一二・九七	(2) その他のもの	五・二%
八二・一二・九八	その他のもの	五・二%
八二・一二・九九	サメット及びその製品（くずを含む。）	五・二%
八二・一三・〇〇	手道具（スピード、ショベル、つるはし、くわ、フォーク及びレーキ並びに、なたがまその他のもの、各種の剪定ばさみ並びに農業、園芸又は林業に使用する種類の、草切具、刈込みばさみ、くさびその他の道具に限る。）	二・九%
八二・一三・〇一	スピード及びショベル	二・九%
八二・一三・〇二	フォーク	二・九%
八二・一三・〇三	つるはし、くわ及びレーキ	二・九%
八二・一三・〇四	なた、なたがまその他のもの	二・九%
八二・一三・〇五	片手剪定ばさみ（家きん切断用のものを含む。）	四・四%
八二・一三・〇六	刈込みばさみ、両手剪定ばさみその他これらに類する両手ばさみ	二・九%
八二・一三・〇七	その他の農業、園芸又は林業に使用する種類の手道具	二・九%
八二・一三・〇八	のこぎり（種類を問わない。）のブレード（切開き用、溝彫り用又は無歯式ののこぎりのブレードを含む。）及び手のこぎり	三・四%
八二・一三・〇九	手のこぎり	三・四%
八二・一三・一〇	その他ののこぎりのブレード	三・四%
八二・一三・一一	ストレートソーのブレード（金属加工用のものに限る。）のうち	二・九%
八二・一三・一二	ハックソーブレード（厚さが〇・六八ミリメートル以上のものに限る。）	三・四%
八二・一三・一三	その他のもの（機械式ののこぎりのブレードを除く。）	三・四%
八二・一三・一四	その他のもののうち	二・九%
八二・一三・一五	機械式ののこぎりのブレード（ハックソーブレードを除く。）以外のもの	二・九%
八二・一三・一六	やすり、ブライヤー（切断用ブライヤーを含む。）やつとこ、ツイーザー、金属切断用ばさみ、パイプカッター、ボルトクリッパー、せん孔ポンチその他これらに類する手工具	二・九%
八二・一三・一七	やすりその他これに類する手工具	二・九%
八二・一三・一八	ブライヤー（切断用ブライヤーを含む。）やつとこ、ツイーザーその他これらに類する手工具	二・九%
八二・一三・一九	金属切断用ばさみその他これに類する手工具	二・九%
八二・一三・二〇	パイプカッター、ボルトクリッパー、せん孔ポンチその他これらに類する手工具	二・九%
八二・一三・二一	スパナ及びレンチ（手回しのものに限る。）	二・九%
八二・一三・二二	調節式でないもの	二・九%
八二・一三・二三	調節式のもの	二・九%
八二・一三・二四	交換性スパナソケット（ハンドル付きであるかないかを問わない。）	二・九%
八二・一三・二五	手道具及び手工具（ダイヤモンドガラス切りを含むものと、他の項に該当するものを除く。）	二・九%
八二・一三・二六	力、クランプその他これらに類する物品（加工機械の付属品及び部分品を除く。）	二・九%
八二・一三・二七	金敷き、可搬式かじり及び足踏み式のもの	二・九%
八二・一三・二八	グホイールで手回し式又は足踏み式のもの	二・九%
八二・一三・二九	手道具又は手工具のセット（この項の二以上の号の製品をセットにしたものに限る。）	二・九%
八二・一三・三〇	その他の手道具及び手工具（ダイヤモンドガラス切りを含む。）	二・九%
八二・一三・三一	家庭用のもの	二・九%
八二・一三・三二	その他のもの	二・九%
八二・一三・三三	その他のもの	二・九%
八二・一三・三四	その他のもの	二・九%
八二・一三・三五	その他のもの	二・九%
八二・一三・三六	その他のもの	二・九%
八二・一三・三七	その他のもの	二・九%
八二・一三・三八	その他のもの	二・九%
八二・一三・三九	その他のもの	二・九%
八二・一三・四〇	その他のもの	二・九%
八二・一三・四一	その他のもの	二・九%
八二・一三・四二	その他のもの	二・九%
八二・一三・四三	その他のもの	二・九%
八二・一三・四四	その他のもの	二・九%
八二・一三・四五	その他のもの	二・九%
八二・一三・四六	その他のもの	二・九%
八二・一三・四七	その他のもの	二・九%
八二・一三・四八	その他のもの	二・九%
八二・一三・四九	その他のもの	二・九%
八二・一三・五〇	その他のもの	二・九%
八二・一三・五一	その他のもの	二・九%
八二・一三・五二	その他のもの	二・九%
八二・一三・五三	その他のもの	二・九%
八二・一三・五四	その他のもの	二・九%
八二・一三・五五	その他のもの	二・九%
八二・一三・五六	その他のもの	二・九%
八二・一三・五七	その他のもの	二・九%
八二・一三・五八	その他のもの	二・九%
八二・一三・五九	その他のもの	二・九%
八二・一三・六〇	その他のもの	二・九%
八二・一三・六一	その他のもの	二・九%
八二・一三・六二	その他のもの	二・九%
八二・一三・六三	その他のもの	二・九%
八二・一三・六四	その他のもの	二・九%
八二・一三・六五	その他のもの	二・九%
八二・一三・六六	その他のもの	二・九%
八二・一三・六七	その他のもの	二・九%
八二・一三・六八	その他のもの	二・九%
八二・一三・六九	その他のもの	二・九%
八二・一三・七〇	その他のもの	二・九%
八二・一三・七一	その他のもの	二・九%
八二・一三・七二	その他のもの	二・九%
八二・一三・七三	その他のもの	二・九%
八二・一三・七四	その他のもの	二・九%
八二・一三・七五	その他のもの	二・九%
八二・一三・七六	その他のもの	二・九%
八二・一三・七七	その他のもの	二・九%
八二・一三・七八	その他のもの	二・九%
八二・一三・七九	その他のもの	二・九%
八二・一三・八〇	その他のもの	二・九%
八二・一三・八一	その他のもの	二・九%
八二・一三・八二	その他のもの	二・九%
八二・一三・八三	その他のもの	二・九%
八二・一三・八四	その他のもの	二・九%
八二・一三・八五	その他のもの	二・九%
八二・一三・八六	その他のもの	二・九%
八二・一三・八七	その他のもの	二・九%
八二・一三・八八	その他のもの	二・九%
八二・一三・八九	その他のもの	二・九%
八二・一三・九〇	その他のもの	二・九%
八二・一三・九一	その他のもの	二・九%
八二・一三・九二	その他のもの	二・九%
八二・一三・九三	その他のもの	二・九%
八二・一三・九四	その他のもの	二・九%
八二・一三・九五	その他のもの	二・九%
八二・一三・九六	その他のもの	二・九%
八二・一三・九七	その他のもの	二・九%
八二・一三・九八	その他のもの	二・九%
八二・一三・九九	その他のもの	二・九%
八二・一四・〇〇	その他のもの	二・九%
八二・一四・〇一	その他のもの	二・九%
八二・一四・〇二	その他のもの	二・九%
八二・一四・〇三	その他のもの	二・九%
八二・一四・〇四	その他のもの	二・九%
八二・一四・〇五	その他のもの	二・九%
八二・一四・〇六	その他のもの	二・九%
八二・一四・〇七	その他のもの	二・九%
八二・一四・〇八	その他のもの	二・九%
八二・一四・〇九	その他のもの	二・九%
八二・一四・一〇	その他のもの	二・九%
八二・一四・一一	その他のもの	二・九%
八二・一四・一二	その他のもの	二・九%
八二・一四・一三	その他のもの	二・九%
八二・一四・一四	その他のもの	二・九%
八二・一四・一五	その他のもの	二・九%
八二・一四・一六	その他のもの	二・九%
八二・一四・一七	その他のもの	二・九%
八二・一四・一八	その他のもの	二・九%
八二・一四・一九	その他のもの	二・九%
八二・一四・二〇	その他のもの	二・九%
八二・一四・二一	その他のもの	二・九%
八二・一四・二二	その他のもの	二・九%
八二・一四・二三	その他のもの	二・九%
八二・一四・二四	その他のもの	二・九%
八二・一四・二五	その他のもの	二・九%
八二・一四・二六	その他のもの	二・九%
八二・一四・二七	その他のもの	二・九%
八二・一四・二八	その他のもの	二・九%
八二・一四・二九	その他のもの	二・九%
八二・一四・三〇	その他のもの	二・九%
八二・一四・三一	その他のもの	二・九%
八二・一四・三二	その他のもの	二・九%
八二・一四・三三	その他のもの	二・九%
八二・一四・三四	その他のもの	二・九%
八二・一四・三五	その他のもの	二・九%
八二・一四・三六	その他のもの	二・九%
八二・一四・三七	その他のもの	二・九%
八二・一四・三八	その他のもの	二・九%
八二・一四・三九	その他のもの	二・九%
八二・一四・四〇	その他のもの	二・九%
八二・一四・四一	その他のもの	二・九%
八二・一四・四二	その他のもの	二・九%
八二・一四・四三	その他のもの	二・九%
八二・一四・四四	その他のもの	二・九%
八二・一四・四五	その他のもの	二・九%
八二・一四・四六	その他のもの	二・九%
八二・一四・四七	その他のもの	二・九%
八二・一四・四八	その他のもの	二・九%
八二・一四・四九	その他のもの	二・九%
八二・一四・五〇	その他のもの	二・九%
八二・一四・五一	その他のもの	二・九%
八二・一四・五二	その他のもの	二・九%
八二・一四・五三	その他のもの	二・九%
八二・一四・五四	その他のもの	二・九%
八二・一四・五五	その他のもの	二・九%
八二・一四・五六	その他のもの	二・九%
八二・一四・五七	その他のもの	二・九%
八二・一四・五八	その他のもの	二・九%
八二・一四・五九	その他のもの	二・九%
八二・一四・六〇	その他のもの	二・九%
八二・一四・六一	その他のもの	二・九%
八二・一四・六二	その他のもの	二・九%
八二・一四・六三	その他のもの	二・九%
八二・一四・六四	その他のもの	二・九%
八二・一四・六五	その他のもの	二・九%
八二・一四・六六	その他のもの	二・九%
八二・一四・六七	その他のもの	二・九%
八二・一四・六八	その他のもの	二・九%
八二・一四・六九	その他のもの	二・九%
八二・一四・七〇	その他のもの	二・九%
八二・一四・七一	その他のもの	二・九%
八二・一四・七二	その他のもの	二・九%
八二・一四・七三	その他のもの	二・九%
八二・一四・七四	その他のもの	二・九%
八二・一四・七五	その他のもの	二・九%
八二・一四・七六	その他のもの	二・九%
八二・一四・七七	その他のもの	二・九%
八二・一四・七八	その他のもの	二・九%
八二・一四・七九	その他のもの	二・九%
八二・一四・八〇	その他のもの	二・九%
八二・一四・八一	その他のもの	二・九%
八二・一四・八二	その他のもの	二・九%
八二・一四・八三	その他のもの	二・九%
八二・一四・八四	その他のもの	二・九%
八二・一四・八五	その他のもの	二・九%
八二・一四・八六	その他のもの	二・九%
八二・一四・八七	その他のもの	二・九%
八二・一四・八八	その他のもの	二・九%
八二・一四・八九	その他のもの	二・九%
八二・一四・九〇	その他のもの	二・九%
八二・一四・九一	その他のもの	二・九%
八二・一四・九二	その他のもの	二・九%
八二・一四・九三	その他のもの	二・九%
八二・一四・九四	その他のもの	二・九%
八二・一四・九五	その他のもの	二・九%
八二・一四・九六	その他のもの	二・九%
八二・一四・九七	その他のもの	二・九%
八二・一四・九八	その他のもの	二・九%
八二・一四・九九	その他のもの	二・九%

七三三

八二・〇六	八二・〇六・〇〇	手道具又は手工具のセット(第八二・〇二項から第八二・〇五項までの二以上の項の製品を小売用のセットにしたものに限る。)	二・九%	八二・一五・九一	その他のもの	四・六%
八二・〇九	八二・〇九・〇〇	工具用の板、棒、チップその他これらに類する物品(焼結した金属炭化物又はサーメットのもので、取り付けてないものに限る。)	四・六%	八三・〇一	貴金属をめつきたもの	四・六%
八二・一〇	八二・一〇・〇〇	手動式器具(飲食物の調製に使用するもので、重量が一〇キログラム以下のものに限る。)	三・四%	八三・〇一・一〇	その他のもの	四・一%
八二・一一	八二・一一・〇〇	刃を付けたナイフ(固定ナイフを含み、のこ歯状の刃を有するが有しないかを問わないものとし、第八二・〇八項のナイフを除く。及びその刃)	四・四%	八三・〇一・二〇	自動車に使用する種類の錠	四・一%
八二・一二	八二・一二・〇〇	結合せセット	四・四%	八三・〇一・三〇	家具に使用する種類の錠	四・一%
八二・一三	八二・一三・〇〇	その他のもの	四・四%	八三・〇一・四〇	その他の錠	四・一%
八二・一四	八二・一四・〇〇	テーブルナイフ(固定刃のものに限る。)	四・四%	八三・〇一・五〇	留金及び留金付きフレームで、錠と一体のもの	四・一%
八二・一五	八二・一五・〇〇	その他のナイフ(固定刃のものを除く。)	四・四%	八三・〇一・六〇	部分品	四・一%
八二・一六	八二・一六・〇〇	かみそり及びその刃(かみそりの刃のブランクでストリッブ状のものを含む。)	三・七%	八三・〇一・七〇	かぎ(単独で提示するものに限る。)	四・一%
八二・一七	八二・一七・〇〇	安全かみそりの刃(かみそりの刃のブランクでストリッブ状のものを含む。)	三・七%	八三・〇二	半金属製の帽子掛け、ブラケットその他これらに類する支持具、取付具その他これに類する物品(家具、戸、階段、窓、日よけ、車体、馬具、トランク、衣装箱、小箱その他これらに類する物品に適するものに限る。)	四・一%
八二・一八	八二・一八・〇〇	一 ストリッブ状のもの	三・八%	八三・〇二・一〇	キヤスター	四・一%
八二・一九	八二・一九・〇〇	その他の部分品	四・六%	八三・〇二・二〇	その他の取付具その他これに類する物品	四・一%
八二・二〇	八二・二〇・〇〇	はさみ、テラースシャーその他これらに類するはさみ及びこれらの刃	四・四%	八三・〇二・三〇	建築物に適するもの	四・一%
八二・二一	八二・二一・〇〇	その他の刃物(例えば、バリカン、肉切り用又は合所用のクリーパー、チョップバー、ミンシングナイフ及びペーパーナイフ)並びにマニキュア用又はペディキュア用のセット及び用具(つめやすりを含む。)	四・四%	八三・〇二・四〇	その他のもの(家具に適するものに限る。)	四・一%
八二・二二	八二・二二・〇〇	ペーパーナイフ、レターオーブナー、擦り消し用ナイフ及び鉛筆削り並びにこれらの刃	四・四%	八三・〇二・五〇	帽子掛け、ブラケットその他これらに類する支持具	四・一%
八二・二三	八二・二三・〇〇	マニキュア用又はペディキュア用のセット及び用具(つめやすりを含む。)	四・四%	八三・〇二・六〇	ドアクロージャー	四・一%
八二・二四	八二・二四・〇〇	その他のもの	四・四%	八三・〇三	半金属製の金庫、金庫室の扉及び貴重品保管ロッカー並びに半金属製のキャッシュボックスその他これに類する物品	三・八%
八二・二五	八二・二五・〇〇	スプーン、フォーク、ひしやく、しゃくし、ケーキサーこれらに類する台所用具及び食卓用具	四・六%	八三・〇四	半金属製の書類整理箱、インデックスカード箱、書類入れ、ペン皿、スタンドその他これらに類する事務用品及び机上用品(第九四・〇三項の事務所用の家具を除く。)	四・六%
八二・二六	八二・二六・〇〇	結合せセット(貴金属をめつきた少なくとも一の製品を含むものに限る。)	四・六%	八三・〇五	半金属製の書類とじ込み用金具、クリップ、レターコーナー、インデックスタグその他これらに類する事務用品及びストリッブ状ステイプル(例えば、事務用、いす張り用又は梱包用のもの)	三・八%
八二・二七	八二・二七・〇〇	その他の結合せセット	四・六%	八三・〇五・一〇	書類とじ込み用金具	三・八%
八二・二八	八二・二八・〇〇		四・六%	八三・〇五・二〇	ストリッブ状ステイプル	三・八%
八二・二九	八二・二九・〇〇		四・六%	八三・〇五・九〇	その他のもの(部分品を含む。)	三・八%

七三三

八三・〇六	車金属製のベル、ゴングその他これらに類する物品（電気式のものを除く。）小像その他の装飾品、額縁その他これに類するフレーム及び鏡	八三一・九〇	その他のもの（部分品を含む。）	四・六%	八三一・九〇	その他のもの（部分品を含む。）	四・六%
八三・〇六・一〇	小像その他の装飾品	八四〇一・一〇	炭酸ガス冷却型原子炉用のもの以外のもの	五・二%	八四〇一・一〇	炭酸ガス冷却型原子炉用のもの以外のもの	五・二%
八三・〇六・二一	貴金属をめぐつしたものの	八四〇一・三〇	核燃料要素（カートリッジ式で未使用のものに限る。）の	五・八%	八四〇一・三〇	核燃料要素（カートリッジ式で未使用のものに限る。）の	五・八%
八三・〇六・二九	額縁その他これに類するフレーム及び鏡	八四〇一・四〇	炭酸ガス冷却型原子炉用のもの以外のもの	五・二%	八四〇一・四〇	炭酸ガス冷却型原子炉用のもの以外のもの	五・二%
八三・〇七	車金属製のフレキシブルチューブ（継手があるかないかを問わない。）	八四・〇三	セントラルヒーティング用ボイラー（第八四・〇二項のものを除く。）	三・九%	八四・〇三	セントラルヒーティング用ボイラー（第八四・〇二項のものを除く。）	三・九%
八三・〇七・一〇	鉄鋼製のもの	八四・〇三・一〇	ボイラー	三・九%	八四・〇三・一〇	ボイラー	三・九%
八三・〇七・九〇	その他の車金属製のもの	八四・〇五	部分品	三・四%	八四・〇五	部分品	三・四%
八三・〇八	車金属製の留金、留金付きフレーム、バックル、フック、アイレットその他これらに類する物品（衣類、履物、日よけ、ハンドバッグ、旅行用具その他の製品に使用する種類のものに限る。）管リベット、ふたまたりベツト、ビーズ及びスパングル	八四・〇五・一〇	発生炉ガス発生機、水性ガス発生機及びアセチレンガス発生機その他これに類する湿式ガス発生機（清浄機を有するものに限る。）	三・四%	八四・〇五・一〇	発生炉ガス発生機、水性ガス発生機及びアセチレンガス発生機その他これに類する湿式ガス発生機（清浄機を有するものに限る。）	三・四%
八三・〇八・一〇	管リベット及びふたまたりベツト	八四・〇七	エンジンに類するもの	四・六%	八四・〇七	エンジンに類するもの	四・六%
八三・〇八・二〇	その他のもの（部分品を含む。）	八四・〇七・一〇	航空機用エンジン	三・九%	八四・〇七・一〇	航空機用エンジン	三・九%
八三・〇八・九〇	一 ビーズ及びスパングル（貴金属をめぐつしたものに限る。）	八四・〇七・二九	船舶推進用エンジン	三・九%	八四・〇七・二九	船舶推進用エンジン	三・九%
八三・〇九	二 その他のもの	八四・〇七・九〇	その他のもの	三・八%	八四・〇七・九〇	その他のもの	三・八%
八三・〇九・一〇	車金属製の栓及びふた（王冠、ねじふた及び注水口用の栓を含む。）瓶用口金、ねじ式たる栓、たる栓用カバー、シールその他これらに類する包装用の附属品	八四・〇八	その他のエンジン	三・八%	八四・〇八	その他のエンジン	三・八%
八三・〇九・九〇	王冠	八四・〇八・一〇	陸用のもの（出力が五〇〇馬力以下のものに限る。）及び自動車用のもの以外のもの	三・九%	八四・〇八・一〇	陸用のもの（出力が五〇〇馬力以下のものに限る。）及び自動車用のもの以外のもの	三・九%
八三・一〇	その他のもの	八四・〇八・九〇	ピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン）	三・九%	八四・〇八・九〇	ピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン）	三・九%
八三・一〇・〇〇	車金属製のサインプレート、ネームプレート、アドレスプレートその他これらに類するプレート及び数字、文字その他の標章（第九四・〇五項のものを除く。）	八四・〇九	船舶推進用エンジン	三・九%	八四・〇九	船舶推進用エンジン	三・九%
八三・一一	車金属製又は金属炭化物製の線、棒、管、板、アーク溶接棒その他これらに類する物品（金属又は金属炭化物のものはんだ付け、ろう付け、溶接又は融着に使用する種類のものでは、フラックスを被覆し又はしんに充てんしたものに限る。）並びに車金属粉を凝結させて製造した金属吹付け用の線及び棒	八四・〇九・一〇	その他のエンジン	三・九%	八四・〇九・一〇	その他のエンジン	三・九%
八三・一一・一〇	車金属製の被覆アーク溶接棒（電気アーク溶接に使用するものに限る。）	八四・一一	陸用のもの（出力が五〇〇馬力以下のものに限る。）及び第八四・〇七項又は第八四・〇八項のエンジンに専ら又は主として使用する部分品	四%	八四・一一	陸用のもの（出力が五〇〇馬力以下のものに限る。）及び第八四・〇七項又は第八四・〇八項のエンジンに専ら又は主として使用する部分品	四%
八三・一一・二〇	車金属製の線（しんに充てんしたもので電気アーク溶接に使用するものに限る。）	八四・一一・一〇	航空機用エンジン	四%	八四・一一・一〇	航空機用エンジン	四%
八三・一一・三〇	車金属製の被覆した棒及びしんに充てんした線（炎によるはんだ付け、ろう付け又は溶接に使用するものに限る。）	八四・一一・二〇	ターボジェット	四%	八四・一一・二〇	ターボジェット	四%

昭和六十二年五月二十二日 参議院會議録第十二号(その二) 商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律案 七三四

八四二一・二二	推力が二五キロニュートンを超えるもの ターボプロペラ	四%	八四二三・八二	液体エレベーター 部分品	三・四%
八四二一・二二	出力が一、一〇〇キロワット以下のもの	四%	八四二三・九二	液体エレベーターのもの	三・四%
八四二一・二二	出力が一、一〇〇キロワットを超えるもの 部分品	四%	八四二四	気体ポンプ、真空ポンプ、気体圧縮機及びファン並びに換 気用又は循環用のフールド(ファンを自蔵するものに限るも のとし、フィルターを取り付けてあるかないかを問わな い。)	二・九%
八四二一・九一	ターボジェット又はターボプロペラのもの	四%	八四二四・二〇	手押し式又は足踏み式の気体ポンプ	二・九%
八四二二・一〇	その他の原動機	三・八%	八四二四・三〇	圧縮機(冷蔵用又は冷凍用の機器に使用する種類のもの に限る。)のうち	四・六%
八四二二・三三	反動エンジン(ターボジェットを除く。)	三・八%	八四二四・四〇	重量が一、〇〇〇キログラムを超えるもの及び往復式 のもの	四・六%
八四二二・三九	直線運動式(シリンダー式)のもの	三・八%		気体圧縮機(けん引用の車輪付きシャシを取り付けたも のに限る。)のうち	四・六%
八四二二・八〇	その他のもの	三・八%		重量が一、〇〇〇キログラムを超えるもの及び往復式 のもの	四・六%
八四二二・九〇	部分品のうち	三・八%		主として税関空港において航空機の原動機の始動に 使用するもの以外のもの	四・六%
	液体原動機のもの以外のもの	四%		ファン	三・四%
八四・二三	航空機用のもの	四%	八四二四・五九	その他のもの	三・四%
八四二三・一一	液体ポンプ(計器付きであるかないかを問わない。及び液 体エレベーター	三・四%	八四二四・八〇	ピストン式の圧縮点火内燃機関用排気タービン過給 機(自動車用のものを除く。)	三・四%
八四二三・一九	ポンプ(計器付きのもの及び計器を取り付けるように設 計したものに限る。)	三・四%		その他のもの	四・六%
八四二三・三〇	燃料又は潤滑油の供給用ポンプ(給油所又は修理場 において使用する種類のものに限る。)	四・六%		(1) 気体圧縮機(重量が一、〇〇〇キログラム以下の ものに限る。)のうち	二・九%
	その他のもの	四・六%		往復式のもの	二・九%
	ギヤポンプ、ベーンポンプ及びスクリーニャーポン (油圧ポンプを除く。)	二・九%		主として税関空港において航空機の原動機の始 動に使用するもの以外のもの	二・九%
	(2) その他のもの	二・九%		主として税関空港において航空機の原動機の始 動に使用するもの以外のもの	二・九%
八四二三・五〇	その他の往復容積式ポンプのうち	二・九%	八四二五	エアコンディショナー(動力駆動式ファン並びに温度及び 湿度を変化させる機構を有するものに限るものとし、湿度 のみを単独で調節することができないものを含む。)	二・四%
八四二三・六〇	油圧ポンプ	四・六%		その他のもの	二・四%
	その他の回転容積式ポンプのうち	二・九%		その他のもの(冷却ユニットを自蔵するものに限る。)	二・四%
	油圧ポンプ以外のもの	二・九%		その他のもの	二・四%
八四二三・七〇	ギヤポンプ、ベーンポンプ及びスクリーニャーポン その他のもの	二・九%		その他のもの	二・四%
	その他の遠心ポンプのうち	二・九%		その他のもの	二・四%
	渦巻ポンプ以外のもの	二・九%		その他のもの	二・四%
八四二三・八一	その他のポンプ及び液体エレベーター ポンプ	二・九%		その他のもの	二・四%

八四一五・九〇	部分品のうち 自動車用のもの並びに主として税関空港において航空機内の空気の温度及び湿度の調整に使用する機器のもの以外のもの	三・二%	八四一八・九六	その他のもの	二・九%
八四・一六	炉用バーナー（液体燃料用、粉碎した固体燃料用又は気体燃料用のものに限り、及びメカニカルストーカー、機械式火格子、灰排出機その他これらに類する機械）	三・二%	八四一九・一九	瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器（電気式のものを除く。）	二・九%
八四一六・一〇	液体燃料用の炉用バーナー	三・四%	八四一九・二一	瞬間ガス湯沸器	四・八%
八四一六・二〇	その他の炉用バーナー（複合型バーナーを含む。）	三・四%	八四一九・一九	その他のもの	四・八%
八四一六・三〇	メカニカルストーカー、機械式火格子、灰排出機その他これらに類する機械	三・四%	八四二〇・二〇	カレンダーその他のロール機（金属用又はガラス用のものを除く。）及びこれらのシリンドラー	三・四%
八四一六・九〇	部分品	三・四%	八四二〇・二〇	カレンダーその他のロール機	三・四%
八四・一七	炉（焼却炉を含み、工業用又は理化学用のものに限り、とし、電気炉を除く。）	三・四%	八四二〇・九一	シリンドラー	三・四%
八四一七・一〇	炉（鉱石又は金属のばい焼用、溶解用その他の熱処理用のものに限り、）	三・四%	八四二〇・九九	その他のもの	三・四%
八四一七・八〇	ペーカリーオーブン（ビスケッットオーブンを含む。）	三・四%	八四二一・一一	遠心分離機（遠心式脱水機を含む。）並びに液体又は気体のろ過機及び清浄機	三・四%
八四一七・九〇	その他のもの	三・四%	八四二一・二一	遠心分離機（遠心式脱水機を含む。）	三・四%
八四・一八	部分品	三・四%	八四二一・二一	クリーム分離機	三・四%
八四一八・三〇	冷蔵庫、冷凍庫その他の冷蔵用又は冷凍用の機器（電気式であるかないかを問わない。）及びヒートポンプ（第八四・一五項のエアコンディショナーを除く。）	二・二%	八四二二・一一	部分品	三・四%
八四一八・四〇	横置き型冷凍庫（容量が八〇〇リットル以下のものに限る。）のうち	二・二%	八四二二・二一	遠心分離機（遠心式脱水機を含む。）のもの	三・四%
八四一八・五〇	容量が四〇〇リットルを超えるもの	二・二%	八四二二・二一	皿洗機、清浄用又は乾燥用の機械（瓶その他の容器に使用するものに限り、）充てん用、封口用、封止用、口金取付け用又はラベル張付け用の機械（瓶、缶、箱、袋その他の容器に使用するものに限り、）その他の包装機械及び飲料用の炭酸ガス注入機	三・九%
八四一八・六九	直立型冷凍庫（容量が九〇〇リットル以下のものに限る。）のうち	二・二%	八四二三・一一	皿洗機	三・四%
八四一八・九一	容量が四〇〇リットルを超えるもの	二・二%	八四二三・二一	家庭用のもの	三・四%
	展示用のカウンタース、キャビネット、ショーケースその他これらに類する物品（冷蔵又は冷凍の機能を有するものに限り、）のうち	二・二%	八四二三・二二	重量測定機器（重量測定式の計数機及び検査機を含むものとし、感量が五〇ミリグラム以内のはかりを除く。）及び分銅	三・四%
	容量が八〇〇リットルを超えるもの（冷凍専用のものにあつては、容量が四〇〇リットルを超えるものを含む。）	二・二%	八四二三・三〇	体重測定機器（乳児用はかりを含む。）及び家庭用はかり	三・四%
	その他の冷蔵用又は冷凍用の機器及びヒートポンプ	二・九%	八四二三・三〇	コンベヤ上の物品を連続的に計量するはかり	三・四%
	その他のもののうち	二・九%	八四二三・三〇	定量はかり及び袋又は容器の中へあらかじめ決めた重さの材料を送り出すためのはかり（ホッパースケールを含む。）	三・四%
	アイスクリームフリーザー及び製氷機	二・九%	八四二三・三〇	その他の重量測定機器	三・四%
	その他のもの（冷蔵庫及び冷凍庫を除く。）のうち	二・九%	八四二三・三〇	最大ひょう量が三〇キログラム以下のもの	三・四%
	冷蔵用又は冷凍用の機器（重量が一〇〇キログラム以下のものに限り、）	二・九%	八四二三・三〇	最大ひょう量が三〇キログラムを超え五、〇〇〇キログラム以下のもの	三・四%
	冷蔵用又は冷凍用の装置を収納するために設計した容器	二・九%	八四二三・三〇	その他のもの	三・四%
		二・九%	八四二三・三〇	分銅及び重量測定機器の部分品	三・四%

八四・二四	噴射用、散布用又は噴霧用の機器（液体用又は粉用のものに限るものとし、手動式であるかないかを問わない。）消火器（消火剤を充てんしてあるかないかを問わない。）スプレーガンその他これに類する機器及び蒸気又は砂の吹付け機その他これに類する噴射用機器	三・四%
八四二四・一〇	消火器（消火剤を充てんしてあるかないかを問わない。）	三・四%
八四二四・二〇	スプレーガンその他これに類する機器	三・四%
八四二四・三〇	蒸気又は砂の吹付け機その他これに類する噴射用機器	三・四%
八四二四・八九	その他の機器	三・四%
八四二四・九〇	その他のもののうち ニーマチックマシン	三・四%
八四二五・二五	部分品 ブリーリタックル、ホイスト（スキップホイストを除く。） ウインチ、キャプスタン及びジャッキ ブリーリタックル及びホイスト（スキップホイスト及び車両持上げに使用する種類のホイストを除く。） 電動機により作動するもののうち	三・四%
八四二五・一一	主として税関空港において航空機の整備又は貨物の運搬若しくは荷役に使用するため設計したものに限る。及び坑口巻上装置	三・九%
八四二五・一九	その他のウインチ及びキャプスタン 電動機により作動するもののうち	三・九%
八四二五・二〇	主として税関空港において航空機の整備又は貨物の運搬若しくは荷役に使用するため設計したものに限る。	三・九%
八四二五・三一	その他のもののうち	三・九%
八四二五・三九	主として税関空港において航空機の整備又は貨物の運搬若しくは荷役に使用するため設計したものに限る。	三・九%
八四二五・四一	据付け式ジャッキ装置（修理場において使用する種類のものに限り。）	三・九%
八四二五・四二	その他のジャッキ及びホイスト（液圧式ののものに限る。）のうち	三・九%
八四二五・四九	主として税関空港において航空機の整備又は貨物の運搬若しくは荷役に使用するため設計したものに限る。	三・九%
八四・二六	その他として税関空港において航空機の整備又は貨物の運搬若しくは荷役に使用するため設計したものに限る。	三・九%

八四二六・一一	天井クレーン、トランスポータークレーン、ガントリークレーン、橋型クレーン、移動式リフティングフレーム及びストラッドルサヤリヤー	三・九%
八四二六・一二	固定した支持物に取り付けた天井クレーン	三・九%
八四二六・一九	タイヤ付き移動式リフティングフレーム及びストラッドルサヤリヤーのうち	三・九%
八四二六・二〇	主として税関空港において航空機の整備又は貨物の運搬若しくは荷役に使用するため設計したものに限る。	三・九%
八四二六・三〇	その他の機械（自走式のものに限り。）	三・九%
八四二六・四一	タイヤ付きのものうち	三・九%
八四二六・四九	主として税関空港において航空機の整備又は貨物の運搬若しくは荷役に使用するため設計したものに限る。	三・九%
八四二七・一〇	その他の機械	三・九%
八四二七・二〇	道路走行車両に装備するために設計したもののうち	三・九%
八四二七・二七	主として税関空港において航空機の整備又は貨物の運搬若しくは荷役に使用するため設計したものに限る。	三・九%
八四二八・一〇	主として税関空港において航空機の整備又は貨物の運搬若しくは荷役に使用するため設計したものに限る。	三・九%
八四二八・二〇	その他のものうち	三・九%

八四二八・一〇	昇降機及びスキップホイスト	三・九%
八四二八・二〇	ニューマチックエレベーター及びニューマチックコンベヤのうち	三・九%

八四二八・三一	主として税関空港において航空機の整備又は貨物の運搬若しくは荷役に使用するもの以外のもの	三・九%
八四二八・三二	その他の連続作動式の昇降機及びコンベヤ(貨物用のものに限る。)	三・九%
八四二八・三三	地下で使用するために特に設計したもの	三・九%
八四二八・三九	その他のもの(パケット型のものに限る。)	三・九%
八四二八・四〇	主として税関空港において航空機の整備又は貨物の運搬若しくは荷役に使用するもの以外のもの	三・九%
八四二八・五〇	主として税関空港において航空機の整備又は貨物の運搬若しくは荷役に使用するもの以外のもの	三・九%
八四二八・六〇	主として税関空港において航空機の整備又は貨物の運搬若しくは荷役に使用するもの以外のもの	三・九%
八四二八・九〇	主として税関空港において航空機の整備又は貨物の運搬若しくは荷役に使用するもの以外のもの	三・九%
八四・二九	主として税関空港において航空機の整備又は貨物の運搬若しくは荷役に使用するもの以外のもの	三・九%
八四二九・一一	無限軌道式のもの	三・四%
八四二九・一九	その他のもの	三・四%
八四二九・二〇	地ならし機	三・四%
八四二九・三〇	スクレーパー	三・九%
八四二九・四〇	突固め用機械及びロードローラーのうち	三・四%
八四二九・五九	ロードローラー	三・四%
八四・三〇	メカニカルショベル、エキスカベーター及びショベルローダー	三・四%
八四三〇・一〇	その他のもの	三・四%
八四三〇・二〇	その他の移動用、地ならし用、掘削用、突固め用、採掘用又はせん孔用の機械(土壌用、鉱物用又は鉱石用のものに限る。)	三・四%
八四三〇・三〇	くい打ち機及びくい抜き機	三・四%
八四三〇・四〇	除雪機	三・四%

八四三〇・三一	コイルカッター、削岩機及びトンネル掘削機	三・九%
八四三〇・三九	自走式のもの	三・九%
八四三〇・四九	その他のせん孔用又は掘削用の機械	三・四%
八四三〇・六一	その他のもの	三・四%
八四三〇・六二	その他の機械(自走式のものを除く。)	三・四%
八四三〇・六九	突固め用機械	三・四%
八四・三一	スクレーパー	三・四%
八四三一・一〇	その他のもの	三・四%
八四三一・二〇	主として税関空港において航空機の整備又は貨物の運搬若しくは荷役に使用するもの以外のもの	三・九%
八四三一・三九	主として税関空港において航空機の整備又は貨物の運搬若しくは荷役に使用するもの以外のもの	三・九%
八四三一・四九	主として税関空港において航空機の整備又は貨物の運搬若しくは荷役に使用するもの以外のもの	三・九%
八四三二・二二	主として税関空港において航空機の整備又は貨物の運搬若しくは荷役に使用するもの以外のもの	三・九%
八四三二・二九	主として税関空港において航空機の整備又は貨物の運搬若しくは荷役に使用するもの以外のもの	三・九%
八四三二・三〇	主として税関空港において航空機の整備又は貨物の運搬若しくは荷役に使用するもの以外のもの	三・九%
八四三二・四〇	主として税関空港において航空機の整備又は貨物の運搬若しくは荷役に使用するもの以外のもの	三・九%
八四三二・八〇	主として税関空港において航空機の整備又は貨物の運搬若しくは荷役に使用するもの以外のもの	三・九%
八四三二・九〇	主として税関空港において航空機の整備又は貨物の運搬若しくは荷役に使用するもの以外のもの	三・九%

昭和六十二年五月二十二日 参議院會議録第十二号(その二) 商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律案 七三八

八四・三三	收穫機及び脱穀機（わら用又は牧草用のペーラーを含む。） 草刈機並びに卵、果実その他の農産物の清浄用、分類用又は格付け用の機械（第八四・三七項の機械を除く。）	八四・三三・一〇	八四・三三・一〇
八四・三三・一一	芝生用、公園用又は運動場用の草刈機	八四・三三・一一	八四・三三・一一
八四・三三・一九	動力駆動式のもの（水平面上を回転して刈り込む装置を有するものに限る。）	八四・三三・一九	八四・三三・一九
八四・三三・二〇	その他の草刈機（トラクター装着用のカッターバーを含む。）	八四・三三・二〇	八四・三三・二〇
八四・三三・三〇	その他の乾草製造用機械	八四・三三・三〇	八四・三三・三〇
八四・三三・五一	その他の收穫機及び脱穀機	八四・三三・五一	八四・三三・五一
八四・三三・五二	コンバイン	八四・三三・五二	八四・三三・五二
八四・三三・五三	根菜類又は塊茎の收穫機	八四・三三・五三	八四・三三・五三
八四・三三・五九	その他のもの	八四・三三・五九	八四・三三・五九
八四・三三・六〇	卵、果実その他の農産物の清浄用、分類用又は格付け用の機械	八四・三三・六〇	八四・三三・六〇
八四・三三・九〇	部分品	八四・三三・九〇	八四・三三・九〇
八四・三四	搾乳機及び酪農機械	八四・三四	八四・三四
八四・三四・一〇	酪農機械	八四・三四・一〇	八四・三四・一〇
八四・三四・二〇	部分品	八四・三四・二〇	八四・三四・二〇
八四・三四・九〇	プレス、破砕機その他これらに類する機械（ぶどう酒、りんご酒、果汁その他これらに類する飲料の製造用のものに限る。）	八四・三四・九〇	八四・三四・九〇
八四・三五	機械	八四・三五	八四・三五
八四・三五・一〇	部分品	八四・三五・一〇	八四・三五・一〇
八四・三五・九〇	その他の農業用、園芸用、林業用、家さん飼育用又は養蜂用の機械（機械装置又は加熱装置を有する発芽用機器を含む。）並びに家さんのふ卵器及び育すう器	八四・三五・九〇	八四・三五・九〇
八四・三六	飼料調製用機械	八四・三六	八四・三六
八四・三六・一〇	家さんの飼育器、ふ卵器及び育すう器	八四・三六・一〇	八四・三六・一〇
八四・三六・二一	家さんのふ卵器及び育すう器	八四・三六・二一	八四・三六・二一
八四・三六・二九	その他のもの	八四・三六・二九	八四・三六・二九
八四・三六・八〇	その他の機械	八四・三六・八〇	八四・三六・八〇
八四・三六・九一	部分品	八四・三六・九一	八四・三六・九一
八四・三六・九二	家さんの飼育器、ふ卵器又は育すう器のもの	八四・三六・九二	八四・三六・九二
八四・三六・九三	その他のもの	八四・三六・九三	八四・三六・九三
八四・三六・九四	種、穀物又は乾燥した豆の清浄用、分類用又は格付け用の機械並びに製粉業用の機械及び穀物又は乾燥した豆の加工機械（農場用のものを除く。）	八四・三六・九四	八四・三六・九四
八四・三七・一〇	種、穀物又は乾燥した豆の清浄用、分類用又は格付け用の機械	八四・三七・一〇	八四・三七・一〇
八四・三七・八〇	その他の機械	八四・三七・八〇	八四・三七・八〇
八四・三七・九〇	部分品	八四・三七・九〇	八四・三七・九〇
八四・三八	飲食料品の調製業用又は製造業用の機械（動物性又は植物性の油脂の抽出用又は調製用の機械及びこの類の他の項に該当するものを除く。）	八四・三八	八四・三八
八四・三八・一〇	ペーカリー機械及びマカロニ、スパゲッティその他これらに類する物品の製造機械	八四・三八・一〇	八四・三八・一〇
八四・三八・二〇	菓子、ココア又はチョコレート製造機械	八四・三八・二〇	八四・三八・二〇
八四・三八・三〇	砂糖製造機械	八四・三八・三〇	八四・三八・三〇
八四・三八・四〇	醸造用機械	八四・三八・四〇	八四・三八・四〇
八四・三八・五〇	肉又は家さんの調製用機械	八四・三八・五〇	八四・三八・五〇
八四・三八・六〇	果実、ナット又は野菜の調製用機械	八四・三八・六〇	八四・三八・六〇
八四・三八・八〇	その他の機械	八四・三八・八〇	八四・三八・八〇
八四・三八・九〇	部分品	八四・三八・九〇	八四・三八・九〇
八四・三九	繊維素繊維を原料とするパルプの製造機械及び紙又は板紙の製造用又は仕上げ用の機械	八四・三九	八四・三九
八四・三九・一〇	繊維素繊維を原料とするパルプの製造機械	八四・三九・一〇	八四・三九・一〇
八四・三九・二〇	紙又は板紙の製造機械	八四・三九・二〇	八四・三九・二〇
八四・三九・三〇	紙又は板紙の仕上げ用機械	八四・三九・三〇	八四・三九・三〇
八四・四〇	製本用機械（製本ミシンを含む。）	八四・四〇	八四・四〇
八四・四〇・一〇	機械	八四・四〇・一〇	八四・四〇・一〇
八四・四〇・九〇	部分品	八四・四〇・九〇	八四・四〇・九〇
八四・四一	その他の製紙用パルプ、紙又は板紙の加工機械（切断機を含む。）	八四・四一	八四・四一
八四・四一・九〇	部分品	八四・四一・九〇	八四・四一・九〇
八四・四二	活字鑄造用又は植字用の機器及びブロック、プレート、シリンドラーその他の印刷用コンポネントの調製用又は製造用の機械（第八四・五六項から第八四・六五項までの機械を除く。）活字、ブロックプレート、シリンドラーその他の印刷用コンポネント並びに印刷用に平削り、砂目にし、研磨し又はその他の調製をしたブロック、プレート、シリンドラー及びリソグラフ、バックストーン	八四・四二	八四・四二
八四・四二・一〇	写真植字機	八四・四二・一〇	八四・四二・一〇
八四・四二・二〇	その他の植字用機器（活字鑄造用装置を有するか有しないかを問わない。）	八四・四二・二〇	八四・四二・二〇
八四・四二・三〇	その他の機器	八四・四二・三〇	八四・四二・三〇
八四・四二・四〇	第八四・四二・一〇号、第八四・四二・二〇号又は第八四・四二・三〇号の機器の部分品	八四・四二・四〇	八四・四二・四〇
四・六%	種、穀物又は乾燥した豆の清浄用、分類用又は格付け用の機械	四・六%	四・六%
三・九%	その他の機械	三・九%	三・九%
四・五%	部分品	四・五%	四・五%
四・四%	飲食料品の調製業用又は製造業用の機械（動物性又は植物性の油脂の抽出用又は調製用の機械及びこの類の他の項に該当するものを除く。）	四・四%	四・四%
四・四%	ペーカリー機械及びマカロニ、スパゲッティその他これらに類する物品の製造機械	四・四%	四・四%
四・四%	菓子、ココア又はチョコレート製造機械	四・四%	四・四%
四・四%	砂糖製造機械	四・四%	四・四%
四・四%	醸造用機械	四・四%	四・四%
四・四%	肉又は家さんの調製用機械	四・四%	四・四%
四・四%	果実、ナット又は野菜の調製用機械	四・四%	四・四%
四・四%	その他の機械	四・四%	四・四%
四・四%	部分品	四・四%	四・四%
四・四%	繊維素繊維を原料とするパルプの製造機械及び紙又は板紙の製造用又は仕上げ用の機械	四・四%	四・四%
三・四%	繊維素繊維を原料とするパルプの製造機械	三・四%	三・四%
三・九%	紙又は板紙の製造機械	三・九%	三・九%
三・四%	紙又は板紙の仕上げ用機械	三・四%	三・四%
四・八%	製本用機械（製本ミシンを含む。）	四・八%	四・八%
四・八%	機械	四・八%	四・八%
三・四%	部分品	三・四%	三・四%
三・四%	その他の製紙用パルプ、紙又は板紙の加工機械（切断機を含む。）	三・四%	三・四%
三・四%	部分品	三・四%	三・四%
三・四%	活字鑄造用又は植字用の機器及びブロック、プレート、シリンドラーその他の印刷用コンポネントの調製用又は製造用の機械（第八四・五六項から第八四・六五項までの機械を除く。）活字、ブロックプレート、シリンドラーその他の印刷用コンポネント並びに印刷用に平削り、砂目にし、研磨し又はその他の調製をしたブロック、プレート、シリンドラー及びリソグラフ、バックストーン	三・四%	三・四%
三・四%	写真植字機	三・四%	三・四%
三・四%	その他の植字用機器（活字鑄造用装置を有するか有しないかを問わない。）	三・四%	三・四%
三・四%	その他の機器	三・四%	三・四%
三・四%	第八四・四二・一〇号、第八四・四二・二〇号又は第八四・四二・三〇号の機器の部分品	三・四%	三・四%

八四四二・五〇	活字、ブロック、プレート、シリンドラーその他の印刷用コンポーネント並びに印刷用に平削りし、砂目にし、研磨し又はその他の調製をしたブロック、プレート、シリンドラー及びリソグラフィックストーンのうち	三・四%
八四・四三	印刷機及び印刷補助機械	三・四%
八四四三・一一	オフセット印刷機	三・四%
八四四三・一二	巻紙式のもの	四・八%
八四四三・一九	枚葉式で事務所用のもの(シートサイズが縦二二センチメートル、横三六センチメートル以下のものに限り)	四・八%
	その他のもの	三・四%
	(1) 自動枚葉式のもの	四・八%
	(2) その他のもの	三・四%
八四四三・二一	凸版印刷機(フレキソ印刷機を除く。)	三・四%
八四四三・二九	巻紙式のもの	三・四%
八四四三・三〇	その他のもの	三・四%
八四四三・四〇	フレキソ印刷機	三・四%
八四四三・五〇	グラビア印刷機	三・四%
八四四三・六〇	その他の印刷機	三・四%
八四四三・九〇	印刷補助機械	四・八%
八四・四四	部分品	三・四%
八四四四・〇〇	人造織維用の紡糸機、延伸機、テクスチャード加工機及び切断機	三・四%
八四・四五	紡績準備機械並びに精紡機、合糸機、ねん糸機その他の紡績用機械の糸の製造機械並びにかせ機、糸巻機(よこ糸巻機を含む)及び第八四・四六項又は第八四・四七項の機械に使用する紡績用織維の糸を準備する機械	三・四%
	紡績準備機械	三・九%
	カード	三・九%
	コーマ	三・九%
	練糸機及び粗紡機	三・九%
	その他のもの	三・九%
	精紡機	三・九%
	合糸機及びねん糸機	三・九%
	糸巻機(よこ糸巻機を含む)及びかせ機	三・九%
	その他のもの	三・九%
八四・四六	織機	三・九%
八四四六・一〇	織幅が三〇センチメートル以下のもの	三・九%

八四四六・二一	織幅が三〇センチメートルを超えるもの(シャトル式のものに限る。)	三・九%
八四四六・二九	力織物	三・九%
八四四六・三〇	その他のもの	三・九%
八四・四七	織機が三〇センチメートルを超えるもの(シャトル式のものを除く。)	三・九%
八四四七・一一	編機、ステッチポンディングマシン、タフティング用機械及びジーンズヤーン、チューリス、ししゅう布、トリミシング、組ひも又は網の製造機械	三・九%
八四四七・二〇	丸編機	三・九%
八四四七・九〇	シリンドラーの直径が一六五ミリメートル以下のもの	三・九%
八四・四八	シリンドラーの直径が一六五ミリメートルを超えるもの	三・九%
	平型編機及びステッチポンディングマシン	三・九%
	その他のもの	三・九%
八四・四四項から第八四・四七項までの機械の補助機械(例えば、ドビー、ジャカード、自動停止装置及びシャトル交換機)並びに第八四・四四項からこの項までの機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品(例えば、スピンドル、スピンドルフライヤー、針布、コーム、紡糸口金、シャトル、ヘルド、ヘルドフレーム及びメリヤス針)		三・九%
第八四・四四項から第八四・四七項までの機械の補助機械		三・九%
ドビー及びジャカード並びにこれらとともに使用する紋紙裁断機、写影機、紋彫り機及び編成機		三・九%
その他のもの		三・九%
第八四・四四項の機械又はその補助機械の部分品及び附属品		三・九%
第八四・四五項の機械又はその補助機械の部分品及び附属品		三・九%
針布		三・九%
紡績準備機械のもの(針布を除く。)		三・九%
スピンドル、スピンドルフライヤー、リング及びトラベラー		三・九%
その他のもの		三・九%
織機又はその補助機械の部分品及び附属品		三・九%
シャトル		三・九%
織機用おさ、ヘルド及びヘルドフレーム		三・九%
その他のもの		三・九%
第八四・四七項の機械又はその補助機械の部分品及び附属品		三・九%
シンカー、針その他の物品(編目の編成に使用するものに限る。)		三・九%
(1) メリヤス針		四・六%

八四四八・五九	その他のもの	三・九%
八四・四九	その他のもの	三・九%
八四四九・〇〇	フェルト又は不織布(成形したものを含む)の製造用又は仕上げ用の機械(フェルト帽子の製造機械を含む)及び帽子の製造用の型	三・九%
八四・五〇	家庭用又は営業用の洗濯機(脱水機兼用のものを含む)	三・九%
八四五〇・一九	洗濯機(一回の洗濯容量が乾燥した繊維製品の重量で一〇キログラム以下のもにに限る)	三・九%
八四五〇・二〇	洗濯機(一回の洗濯容量が乾燥した繊維製品の重量で一〇キログラムを超えるものに限る)	三・九%
八四五〇・九〇	その他のもの	三・九%
八四・五一	部分品	三・九%
八四五一・一〇	洗濯用、清浄用、絞り用、乾燥用、アイロンがけ用、プレス(フエリングプレスを含む)用、漂白用、染色用、仕上げ用、塗布用又は染み込ませ用の機械(紡織用繊維の糸、織物類又は製品に使用されるものに限る)	四・八%
八四五一・二一	乾燥機	四・八%
八四五一・二二	一回の乾燥容量が乾燥した繊維製品の重量で一〇キログラム以下のもの	四・八%
八四五一・三〇	硬貨を挿入することにより作動するもの	四・八%
八四五一・四〇	その他のもの	四・八%
八四五一・五〇	アイロンがけ用機械及びプレス(フエリングプレスを含む)	四・八%
八四五一・八〇	洗濯用、漂白用又は染色用の機械	四・八%
八四五一・九〇	紡織用繊維の織物類の巻取り用、巻戻し用、折畳み用、切斷用又はピンキング用の機械	三・九%
八四五一・一〇	その他の機械	三・九%
八四五一・二〇	清浄用、(ドライクリーニング用のものを除く)、絞り用、仕上げ用、塗布用又は染み込ませ用のもの(紡織用繊維の糸、織物類又は製品に使用されるものに限る)	四・八%
八四五一・三〇	その他のもの	三・九%
八四五一・四〇	部分品	三・九%
八四五一・五〇	洗濯用、清浄用、絞り用、乾燥用、アイロンがけ用、プレス(フエリングプレスを含む)用、漂白用、染色用、仕上げ用、塗布用又は染み込ませ用の機械(紡織用繊維の糸、織物類又は製品に使用されるものに限る)のもの	四・八%
八四五二・一〇	ミシン(第八四・四〇項の製本ミシンを除く)、ミシン針並びにミシン用に特に設計した家具、台及びカバー	三・九%
八四五二・二一	家庭用ミシン	三・九%
八四五二・二二	その他のミシン	三・九%
八四五二・二九	自動式のもの	三・九%
八四五二・三〇	(1) 単針直線縫いのもの	四・八%
八四五二・四〇	(2) その他のもの	三・九%
八四五二・九〇	その他のもの	三・九%
八四五三・一〇	(1) 単針直線縫いのもの	四・八%
八四五三・二〇	(2) その他のもの	三・九%
八四五三・三〇	ミシン針	三・九%
八四五三・四〇	ミシン用の家具、台及びカバー並びにこれらの部分品	三・九%
八四五三・五〇	ミシンのその他の部分品	三・九%
八四五三・六〇	原皮、毛皮又は革の前処理用機械、なめし用機械及び加工機械並びに毛皮製又は革製の履物その他の製品の製造用又は修理用の機械(ミシンを除く)	四・八%
八四五三・七〇	原皮、毛皮又は革の前処理用機械、なめし用機械及び加工機械	四・八%
八四五三・八〇	履物の製造機械及び修理機械	四・八%
八四五三・九〇	その他の機械	四・八%
八四五四・一〇	部分品	四・八%
八四五四・二〇	転炉、取鍋、インゴット用鑄型及び鑄造機(合金又は金属鑄造に使用する種類のものに限る)	四・八%
八四五四・三〇	転炉	四・八%
八四五四・四〇	インゴット用鑄型及び取鍋	三・四%
八四五四・五〇	鑄造機	三・四%
八四五四・六〇	部分品	三・四%
八四五四・七〇	金属圧延機及びそのロール	三・四%
八四五四・八〇	管圧延機	三・四%
八四五四・九〇	その他の圧延機	三・四%
八四五五・一〇	熱間圧延のもの及び熱間圧延と冷間圧延とを組み合わせるもの	三・四%
八四五五・二〇	冷間圧延のもの	三・四%
八四五五・三〇	圧延機用ロール	三・四%
八四五五・四〇	その他の部分品	三・四%
八四五五・五〇	レーザーその他の光子ビーム、超音波、放電、電気化学的方法、電子ビーム、イオンビーム又はプラズマアークを使用し材料を取り除くことにより加工する機械	四・八%
八四五五・六〇	超音波によるもの	四・八%

八四・六四	石、陶磁器、コンクリート、石棉セメントその他これらに類する鉱物性材料の加工機械及びガラスの冷間加工機械	三・四%	八四六九・二一	その他のタイプライター（電動式のものに限る。）	三・九%
八四六四・一〇	のこ盤	三・四%	八四六九・二九	重量（ケースの重量を除く。）が二キログラム以下のもの	三・九%
八四六四・二〇	研削盤及び研磨盤	三・四%	八四六九・三一	その他のタイプのライター（電動式のものを除く。）	三・四%
八四六四・九〇	その他のもの	三・四%	八四六九・三九	重量（ケースの重量を除く。）が一キログラム以下のもの	三・四%
八四・六五	木材、コルク、骨、硬質ゴム、硬質プラスチックその他これらに類する硬質物の加工機械（くぎ打ち用、またくぎ打ち用、接着用その他の組立て用のものを含む。）	四・八%	八四七〇・三〇	計算機及び会計機、金銭登録機、郵便料金計機、切符発行機その他これらに類する計算機を有する機械	二・九%
八四六五・一〇	二以上の加工機能を有する機械（それぞれの機能を果たすために工具交換を要しないものに限る。）	四・八%	八四七〇・九〇	その他の計算機	三・九%
八四六五・九一	その他のもの	四・八%	八四七二・一〇	その他の事務用機器（例えば、謄写機、あて名印刷機、自動紙幣支払機、硬貨分類機、硬貨計数機、硬貨包装機、鉛筆削り機、穴あけ機及びステープル打ち機）	三・四%
八四六五・九二	平削り盤及びフライス盤並びにモルダー（切削加工を行うものに限る。）	四・八%	八四七三・一〇	第八四・六九項から第八四・七二項までの機械に専ら又は主として使用する部分品及び付属品（カバ、携帯用ケースその他これらに類する物品を除く。）	三・四%
八四六五・九三	研削盤及び研磨盤	四・八%	八四七三・四〇	第八四・六九項の機械の部分品及び付属品	三・四%
八四六五・九四	ペンディングマシン及び組立て用機械	四・八%	八四・七四	選別機、ふるい分け機、分離機、洗浄機、破碎機、粉碎機、混合機及び捏和機	三・四%
八四六五・九五	ボール盤及びほぞ穴盤	四・八%	八四七四・一〇	コンクリート又はモルタルの混合機	三・四%
八四六五・九六	ひき割り機、薄切り機及び削り機	四・八%	八四七四・三二	鉱物性物質とビチューメンとの混合機	三・四%
八四六五・九九	その他のもの	四・八%	八四七四・三九	その他のもの	三・四%
八四・六七	手持工具（ニューマチックツール又は電気式でない原動機を自蔵するものに限る。）	三・四%	八四七四・八〇	その他の機械	三・四%
八四六七・一一	ニューマチックツール	三・四%	八四七四・九〇	部分品	三・四%
八四六七・一九	回転工具（回転衝撃式工具を含む。）	三・四%	八四・七五	電球、電子管、せん光電球その他のガラス封入管の組立て用機械及びガラス又はその製品の製造用又は熱間加工用の機械	三・四%
八四六七・八一	その他の工具	三・四%	八四七五・一〇	ガラス又はその製品の製造用又は熱間加工用の機械	三・四%
八四六七・八九	チェーンソー	二・九%	八四七五・二〇	部分品	三・四%
八四六七・九一	その他のもの	二・九%	八四七五・九〇	その他のもの	三・四%
八四六七・九二	チェーンソーのもの	二・九%			
八四六七・九三	ニューマチックツールのもの	二・九%			
八四六七・九四	その他のもの	二・九%			
八四・六八	はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の機器（切断に使用することができないかを問わないものとし、第八五・一五項のものを除く。）及びガス式の表面熱処理用機器	三・四%			
八四六八・一〇	手持ち式トーチ	三・四%			
八四六八・二〇	その他のガス式の機器	三・四%			
八四六八・八〇	その他の機器	三・四%			
八四六八・九〇	部分品	三・四%			
八四・六九	タイプライター及びワードプロセッサ	三・四%			
八四六九・一〇	自動タイプライター及びワードプロセッサ	三・四%			

昭和六十二年五月二十二日 参議院會議録第十二号(その二) 商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律案 七四二

八四・七七	ゴム又はプラスチックの加工機械及びゴム又はプラスチックを材料とする物品の製造機械(この類の他の項に該当するものを除く。)	三・四%	八四八〇・七九	その他のもの	三・四%
八四七七・一〇	射出成形機	三・四%	八四八二・一〇	玉軸受及びころ軸受	四・八%
八四七七・二〇	押出成形機	三・四%	八四八二・二〇	円すいころ軸受(コーンと円すいころを組み合わせたものを含む。)	四・八%
八四七七・三〇	吹込み成形機	三・四%	八四八二・三〇	球面ころ軸受	四・八%
八四七七・四〇	真空成形機及びその他の熱成形機	三・四%	八四八二・四〇	針状ころ軸受	四・八%
八四七七・五〇	その他の機械(成形用機械に限る。)	三・四%	八四八二・五〇	その他の円筒ころ軸受	四・八%
八四七七・五九	空気タイヤの更生用又は型を使用する成形用のもの及びインナーチューブの成形用のもの	三・四%	八四八二・八〇	その他のもの(玉軸受ところ軸受を組み合わせたものを含む。)	四・八%
八四七七・八〇	その他の機械	三・八%	八四八二・九一	部分品	四・八%
八四七七・九〇	部分品のうち	三・四%	八四八二・九九	玉、針状ころ及びころ	四・八%
八四・七八	第八四七七・一〇号から第八四七七・五九号までの機械のもの及び第八四七七・八〇号の圧和機のもの	三・四%	八四八三・一〇	その他のもの	三・四%
八四・七九	たばこの調製用又は製造用の機械(この類の他の項に該当するものを除く。)	四・八%	八四八三・四〇	ギヤボックスその他の変速機(トルクコンバーターを含む。)	三・四%
八四七九・一〇	機械類(固有の機能を有するものに限るものとし、この類の他の項に該当するものを除く。)	三・四%	八四八三・五〇	クラシクシャフト(自動車用のものを除く。)	三・四%
八四七九・二〇	土木事業、建築その他これらに類する用途に供する機械	三・四%	八四八三・九〇	自動車用のもの以外のもの	三・四%
八四七九・三〇	動物性又は植物性の油脂の抽出用又は調製用の機械	三・四%	八四八四・九〇	部分品のうち	三・八%
八四七九・四〇	プレス(木材その他の木質材料製のパーティクルボード又は建築用繊維板の製造用のものに限る。)	三・六%		船舶用の減速機(原動機により駆動される軸が一分間につき一〇、〇〇〇回以上回転することができ、かつ、無段変速機、クラシクシャフト、はずみ車又はフリー(フリーブロックを含む。))のもの	三・四%
八四七九・五〇	網又はケーブルの製造機械	三・四%		ガスケットその他これに類するジョイント(他の材料と結合した金属板製のもの及び二層以上の金属から成るものに限り、及び材質の異なるガスケットその他これに類するジョイントをセットにし又は取りそろえて小袋入りその他これに類する包装にしたもの)	三・四%
八四七九・八一	その他の機械類	三・六%		その他のもののうち	三・四%
八四・八〇	金属の処理用のもの(電線の巻線機を含む。)	三・六%		自動車用のもの以外のもの	三・四%
八四八〇・一〇	金属鑄造用鑄型枠、鑄型ベース、鑄造用パターン及び金属鑄造用鑄型枠の型(金属インゴット用のものを除く。)	三・四%			
八四八〇・二〇	金属鑄造用鑄型枠	三・四%			
八四八〇・三〇	鑄型ベース	三・四%			
八四八〇・四一	金属又は金属炭化物の成形用の型	三・四%			
八四八〇・四九	射出式又は圧縮式のもの	三・四%			
八四八〇・五〇	その他のもの	三・四%			
八四八〇・六〇	ガラスの成形用の型	三・四%			
八四八〇・七一	鋳物性材料の成形用の型	三・四%			
	ゴム又はプラスチックの成形用の型	三・四%			
	射出式又は圧縮式のもの	三・四%			

八四・八五	機械類の部分品(接続子、絶縁体、コイル、接触子その他の電気用物品を有するもの及びこの類の他の項に該当するものを除く。)	八四・八五	八五・一五	はんた付け用、ろう付け用又は溶接用の機器(電気式、電気加熱ガス式を含む。)、レーザその他の光子ビーム式、超音波式、電子ビーム式、磁気パルス式又はプラズマアーク式のものに限るものとし、切断に使用することができなものを問わない。及び金属又は焼結した金属炭化物の熱吹付け用電気機器	三・四%
八四八五・一〇	船舶のプロペラ及びその羽根のうち	八四八五・一〇	八五・一一	はんた付け用又ははんた付け用の機器	三・四%
八四八五・九〇	船舶のプロペラ(羽根の長さとその幅の最大寸法の五倍を超えるものに限る。及びその羽根以外のもの)	八四八五・九〇	八五・一九	はんたごと及びはんた付けガン	三・四%
	その他のものうち		八五・二一	金属用抵抗溶接機器	三・四%
八五・〇五	船舶のプロペラ(羽根の長さとその幅の最大寸法の五倍を超えるものに限る。に)に附属する可変ピッチ装置及びその部分品並びに当該プロペラの部分品以外のもの	八五・〇五	八五・二二	全自動式又は半自動式のもの	三・四%
八五・〇五・一一	電磁石、永久磁石、永久磁石用の物品で磁化してないもの並びに電磁式又は永久磁石式のチャック、クランプその他これらに類する保持具並びに電磁式のカップリング、クランチ、ブレーキ及びリフティングヘッド	八五・〇五・一一	八五・二二・三九	その他のもの	三・四%
八五・〇五・一九	永久磁石及び永久磁石用の物品で磁化してないもの	八五・〇五・一九	八五・二五・八〇	全自動式又は半自動式のもの	三・四%
八五・〇五・二〇	金属製のもの	八五・〇五・二〇	八五・二五・九〇	その他の機器のうち	三・四%
八五・〇五・三〇	電磁式のカップリング、クランチ及びブレーキ	八五・〇五・三〇	八五・二二	超音波式のものの以外のもの	三・四%
八五・〇五・九〇	電磁式のリフティングヘッド	八五・〇五・九〇	八五・二二・一〇	超音波式のもののうち	三・四%
	その他のもの(部分品を含む。のうち		八五・二二・九〇	超音波式機器のものの以外のもの	三・四%
八五・〇六	電磁石以外のもの	八五・〇六	八五・二二・二五	第八五・一九項から第八五・二二項までの機器の部分品及び付属品	三・四%
八五・〇六・一一	一次電池	八五・〇六・一一	八五・二五	ピックアップカートリッジ	三・八%
八五・〇六・一二	外容量が三〇〇立方センチメートル以下のもの	八五・〇六・一二	八五・二五・三〇	その他のもの	三・八%
八五・〇六・一三	二酸化マンガンを使用したもの	八五・〇六・一三	八五・二六	無線電話用、無線電信用、ラジオ放送用又はテレビジョン用の送信機、受信機、録音装置又は音声再生装置を自蔵するもの(機上又は地上用のものであるものを問わない。)	四・一%
八五・〇六・一九	酸化銀を使用したもの	八五・〇六・一九	八五・二六・一〇	その他のもの	四・一%
八五・〇六・二〇	その他のもの	八五・〇六・二〇		航行用無線機器のうち	四・一%
八五・〇六・九〇	外容量が三〇〇立方センチメートルを超えるもの	八五・〇六・九〇		航行用無線機器のうち	四・一%
八五・〇七	部分品	八五・〇七		航行用無線機器のうち	四・一%
八五・〇七・九〇	蓄電池(隔離板を含むものとし、長方形(正方形を含む。であるものを問わない。)	八五・〇七・九〇		航行用無線機器のうち	四・一%
八五・一〇	部分品	八五・一〇		航行用無線機器のうち	四・一%
八五・一〇・一〇	かみそり及びバリカン(電動装置を自蔵するものに限る。)	八五・一〇・一〇		航行用無線機器のうち	四・一%
八五・一〇・二〇	かみそり	八五・一〇・二〇		航行用無線機器のうち	四・一%
八五・一〇・九〇	バリカン	八五・一〇・九〇		航行用無線機器のうち	四・一%
八五・一一	部分品	八五・一一		航行用無線機器のうち	四・一%
八五・一一・一〇	携帯用電気ランプ(内蔵したエネルギー源(例えば、電池及び磁石発電機)により機能するように設計したものに限るものとし、第八五・一二項の照明用機器を除く。)	八五・一一・一〇		航行用無線機器のうち	四・一%
八五・一三・一〇	ランプ	八五・一三・一〇		航行用無線機器のうち	四・一%
八五・一三・九〇	部分品	八五・一三・九〇		航行用無線機器のうち	四・一%

昭和六十二年五月二十二日 参議院會議録第十二号(その二) 商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律案 七四四

八五・三〇	鉄道、軌道、道路、内陸水路、駐車施設、港湾設備又は空	八五・四二	集積回路及び超小形組立	三・四%
八五三〇・一〇	港の信号用、安全用又は交通管制用の電気機器(第八六・	八五四二・八〇	その他のもの	
八五三〇・八〇	〇入項のものを除く)	八五四三	電気機器(固有の機能を有するものに限るものとし、この	
八五三〇・九〇	その他の機器	八五四三・一〇	類の他の項に該当するものを除く)	
八五・三六	部分品	八五四四	粒子加速器	二・九%
八五三六・五〇	電気回路の開閉用、保護用又は接続用の機器(例えば、ス	八五四四・一一	電気絶縁をした線、ケーブル(同軸ケーブルを含む)その	
八五・三七	イッチ、継電器、ヒューズ、サージ抑制器、プラグ、ソ	八五四四・一九	他の電気導体(エナメルを塗布し又は酸化被膜処理をした	
八五三七・一〇	ケット、ランプホルダー及び接続箱。使用電圧が一、〇〇	八五四四・二〇	ものを含むものとし、接続子を取り付けてあるかないかを	
八五三七・二〇	〇ボルト以下のもに限る)	八五四四・三〇	問わない)及び光ファイバーケーブル(個々に被覆した	
八五・三九	その他のスイッチのうち		ファイバーから成るものに限るものとし、電気導体を組み	
八五三九・三〇	電磁開閉器及びマイクロスイッチ		込んだものであるかないかは接続子を取り付けてあるかないかを	
八五三九・三九	電気制御用又は配電用の盤、パネル(数値制御用のものを		問わない)	
八五三九・四〇	含む)コンソール、機、キャビネットその他の物品(第九		巻線	
八五三九・九〇	〇類の機器を自蔵するものを含む、第八五・三五項又は		銅のもの	
八五・四〇	第八五・一七項の交換機を除く)		その他のもの	
八五四〇・二〇	使用電圧が一、〇〇ボルト以下のもの		同軸ケーブルその他の同軸の電気導体	五・八%
八五四〇・三〇	使用電圧が一、〇〇ボルトを超えるもの		点火用配線セットその他の配線セット(車両、航空機又	五・八%
八五四〇・四〇	ファイラメント電球及び放電管(シールドビームランプ、紫		は船舶に使用する種類のものに限る)のうち	五・八%
八五四〇・五〇	外線ランプ及び赤外線ランプを含む)並びにアーク灯		自動車用のものに限るもの	五・八%
八五四〇・六〇	放電管(紫外線ランプを除く)		その他の電気導体(使用電圧が八〇ボルト以下のものに	
八五四〇・七〇	熱陰極管放電管		限る)	五・八%
八五四〇・八〇	その他のもの		接続子を取り付けてあるもの	五・八%
八五四〇・九〇	紫外線ランプ、赤外線ランプ及びアーク灯のうち		その他のもの	五・八%
八五四一・〇〇	部分品のうち		その他の電気導体(使用電圧が八〇ボルトを超え、一、〇	
八五四一・一〇	自動車用シールドビームランプのもの以外のもの		〇ボルト以下のものに限る)	五・八%
八五四一・二〇	熱電子管、冷陰極管及び光電管(例えば、真空式のものの、		接続子を取り付けてあるもの	五・八%
八五四一・三〇	蒸気又はガスを封入したもの、水銀整流管、陰極線管及び		その他のもの	五・八%
八五四一・四〇	テレビジョン用撮像管)		その他の電気導体(使用電圧が一、〇〇ボルトを超え	
八五四一・五〇	テレビジョン用撮像管、イメージ交換管、イメージ増倍		るものに限る)のうち	五・八%
八五四一・六〇	管その他の光電管のうち		自動車用のものに限るもの	五・八%
八五四一・七〇	テレビジョン用撮像管以外のもの		光ファイバーケーブルのうち	二・九%
八五四一・八〇	ダイオード、トランジスタその他これらに類する半導体		ガラス製のもの	
八五四一・九〇	デバイス、光電性半導体デバイス(光電池(モジュール又は		炭素電極、炭素ブラシ、ランプ用炭素棒、電池用炭素棒そ	
八五四二・〇〇	パネルにしてあるかないかを問わない)を含む)、発光ダイ		の他の製品で黒鉛その他の炭素のもの(電気的用途に供す	
八五四二・一〇	オード及び圧電結晶素子		る種類のものに限るものとし、金属を取り付けてあるかな	
八五四二・二〇	光電性半導体デバイス(光電池(モジュール又はパネルに		いかを問わない)	
八五四二・三〇	してあるかないかを問わない)を含む)及び発光ダイ		電極	
八五四二・四〇	オードのうち		炉に使用する種類のもの	三・九%
八五四二・五〇	発光ダイオード		その他のもの	三・九%
八五四二・六〇	圧電結晶素子		ブラシ	三・九%
八五四二・七〇			その他のもののうち	三・九%
八五四二・八〇			カーボン電熱抵抗体以外のもの	三・九%

八五・四六	がい子(材料を問わない。)	三・四%
八五四六・一〇	ガラス製のもの	三・四%
八五四六・二〇	陶磁製のもの	三・四%
八五四六・九〇	その他のもの	三・四%
八五・四七	電気機器の電気絶縁用物品(成形中に金属製のさかな部分(例えば、ねじを切つたソケット)を専ら組立てのため組み込んだものを含む、絶縁材料製のものに限定する。)	三・四%
八五四七・一〇	第八五・四六項のがい子を除く。並びに電線用導管及びその継手(単金属製の絶縁材料を内張りしたものに限る。)	三・四%
八五四七・二〇	陶磁製の電気絶縁用物品	三・四%
八五四七・九〇	プラスチック製の電気絶縁用物品	三・四%
八五・四八	その他のもの	三・四%
八五四八・一〇	機器の電気式部分品(この類の他の項に該当するものを除く。)	三・四%
八六・〇一	鉄道用機関車(外部電源又は蓄電池により走行するものに限る。)	三・九%
八六・〇一・一〇	外部電源により走行するもの	三・九%
八六・〇一・二〇	蓄電池により走行するもの	三・九%
八六・〇二	その他の鉄道用機関車及び炭水車	三・九%
八六・〇二・一〇	電気式ディーゼル機関車	三・九%
八六・〇二・九〇	その他のもの	三・九%
八六・〇三	鉄道用又は軌道用の客車及び貨車(自走式のものに限るものとし、第八六・〇四項のものを除く。)	三・九%
八六・〇三・一〇	外部電源により走行するもの	三・九%
八六・〇三・九〇	その他のもの	三・九%
八六・〇四	鉄道又は軌道の保守用又は作業用の車両(自走式であるかないかを問わない。例えば、工作車、クレーン車、砂利突固め車、軌道整正車、検査車及び軌道検測車。)	三・九%
八六・〇四・一〇	鉄道用又は軌道用の客車(自走式のものを除く。)	三・九%
八六・〇五	用又は軌道用の手荷物車、郵便車その他の特殊用途車(自走式のものと第八六・〇四項のものを除く。)	三・九%
八六・〇五・一〇	鉄道用又は軌道用の貨車(自走式のものを除く。)	三・九%
八六・〇六	タンク車その他これに類する車両	三・九%
八六・〇六・一〇	断熱車、冷蔵車及び冷凍車(第八六・〇六・一〇号のもの	三・九%
八六・〇六・二〇	を除く。)	三・九%
八六・〇六・三〇	荷卸機付きの貨車(第八六・〇六・一〇号又は第八六・〇六・二〇号のものを除く。)	三・九%

八六・〇六・九一	その他のもの	三・九%
八六・〇六・九二	有がい車	三・九%
八六・〇六・九三	無がい車(高さが六〇センチメートルを超える側壁を有するものに限る。)	三・九%
八六・〇七	その他のもの	三・九%
八六・〇七・九一	鉄道用又は軌道用の機関車又は車両の部分品	三・九%
八六・〇七・九二	ボギー台車、ビッセル台車、車軸及び車輪並びにこれらの部分品	三・九%
八六・〇七・九三	駆動ボギー台車及び駆動ビッセル台車	三・九%
八六・〇七・九四	その他のボギー台車及びビッセル台車	三・九%
八六・〇七・九五	その他のもの(部分品を含む。)	三・九%
八六・〇七・九六	ブレーキ及びその部分品	三・九%
八六・〇七・九七	エアブレーキ及びその部分品	三・九%
八六・〇七・九八	その他のもの	三・九%
八六・〇七・九九	フックその他の連結器及び緩衝器並びにこれらの部分品	三・九%
八六・〇八・〇〇	その他のもの	三・九%
八六・〇八・〇一	機関車のもの	三・九%
八六・〇八・〇二	その他のもの	三・九%
八六・〇九	信号用、安全用又は交通管制用の機械式機器(電気機械式のものを含むものとし、鉄道用、軌道用、道路用、内陸水路用、駐車施設用、港湾設備用又は空港用のものに限る。)	三・四%
八六・〇九・〇一	及び鉄道又は軌道の線路用装備品並びにこれらの部分品	三・四%
八六・〇九・〇二	コンテナ(液体輸送用のものを含むものとし、一以上の輸送方式による運送を行うために特に設計し、かつ、装備したものに限る。)	三・九%
八六・〇九・〇三	解体用のもの以外のもの	三・九%
八六・〇九・〇四	トラクター(第八七・〇九項のトラクターを除く。)	三・四%
八六・〇九・〇五	歩行操縦式トラクターのうち	三・四%
八六・〇九・〇六	農業用のもの以外のもの	三・四%
八六・〇九・〇七	セミトレーラー用の道路走行用トラクターのうち	四%
八六・〇九・〇八	主として税関空港において貨物の運搬又は荷役に使用するもの以外のもの	四%
八六・〇九・〇九	その他のもの	三・四%
八六・〇九・一〇	農業用のもの以外のもの	三・四%
八六・〇九・一一	主として税関空港において航空機のけん引又は貨物の運搬若しくは荷役に使用するもの以外のもの	三・四%
八六・〇九・一二	の自動機付きシャシ(第八七・〇九項から第八七・〇五項までの自動機用のものに限る。)	三・四%

八八〇三・二〇	着陸装置及びその部分品	四%	九〇〇三・九〇	部分品	五・六%
八八〇三・三〇	飛行機又はヘリコプターのその他の部分品	四%	九〇〇四	視力矯正用眼鏡、保護用眼鏡その他の眼鏡	五・六%
八八〇三・九〇	その他のもの	四%	九〇〇四・一〇	サンングラス	六・四%
八八・〇四			九〇〇四・九〇	その他のもの	六・四%
八八・〇四・〇〇	落下傘(可導式落下傘を含む)及びロートシユート並びにこれらの部分品及び付属品	六・六%	九〇・〇五	双眼鏡、雙眼鏡その他の光学望遠鏡及びその支持具並びに天体観測用機器(電波観測用のものを除く)及びその支持具	
八八・〇五	航空機射出装置、着艦拘束制動装置その他これに類する装置及び航空用地上訓練装置並びにこれらの部分品		九〇〇五・一〇	その他の機器	三・四%
八八・〇五・一〇	航空機射出装置及び着艦拘束制動装置その他これに類する装置並びにこれらの部分品	五・八%	九〇〇五・八〇	その他の機器	三・四%
八八・〇五・二〇	航空用地上訓練装置及びその部分品	五・八%	九〇〇五・九〇	その他の機器	三・四%
八九・〇三	ヨットその他の娯楽用又はスポーツ用の船舶、機船及びカヌー		九〇・〇六	写真機(映画用撮影機を除く)並びに写真用のせん光器具及びせん光電球(第八五・三九項の放電管を除く)	四・六%
八九・〇三・一〇	膨脹式のもの	二・四%	九〇〇六・一〇	文書記録に使用する種類の写真機(マイクロフィルム、マイクログラフ、その他のマイクログラフに記録するものに限る)	四・六%
八九・〇三・九一	セルポート(補助原動機付きであるかないかを問わない)	二・四%	九〇〇六・二〇	水中用、航空測量用又は内臓の医学的検査用に特に設計した写真機及び法廷用又は鑑識用の比較カメラのうち内臓の医学的検査用のもの(エックス線用のものを除く)以外のもの	三・四%
八九・〇三・九二	モーターポート(船外機付きのものを除く)	二・四%	九〇〇六・三〇	写真用のせん光器具及びせん光電球	四・六%
八九・〇三・九九	その他のもの	二・四%		せん光器具(放電管を使用したもの(電子式のものを除く))	三・八%
八九・〇六	その他の船舶(軍艦及び救命艇を含むものとし、機船を除く)	二・四%	九〇〇六・六一	せん光電球、フラッシュキューブその他これらに類するもの	四・六%
八九・〇六・〇〇	一 総トン数が一〇〇トン未満のもの	二・四%	九〇〇六・六二	その他のもの	四・六%
八九・〇七	その他の浮き構造物(例えば、タンク、コフダム、浮き桟橋、ブイ及び水路浮標)	二・四%	九〇〇六・六九	部分品及び付属品	四・六%
八九・〇七・一〇	膨脹式いかだ	二・四%	九〇〇六・九九	その他のもの	四・六%
八九・〇七・九〇	その他のもの	二・四%	九〇・〇七	映画用の撮影機及び映写機(録音装置又は音声再生装置を自蔵するかしないかを問わない)	三・二%
九〇・〇一	光ファイバー(束にしたものを除く)、光ファイバーケーブル(第五・四四項のものを除く)、偏光材料製のシート及び板並びにレンズ(コンタクトレンズを含む)、プリズム、鏡その他の光学用品(材料を問わないものとし、取り付けたもの及び光学的に研磨してないガラス製のものを除く)	二・九%	九〇〇七・一一	幅が一六ミリメートル未満のフィルム又はダブル八ミリメートルフィルムを使用するもの	三・二%
九〇・〇一・一〇	光ファイバー(束にしたものを除く)及び光ファイバーケーブルのうち	二・九%	九〇〇七・一九	その他のもの	三・二%
九〇・〇三	ガラス製のもの	二・九%	九〇〇七・二一	幅が一六ミリメートル未満のフィルムを使用するもの	三・二%
九〇・〇三・一一	眼鏡のフレーム及びその部分品	五・六%	九〇〇七・二九	その他のもの	三・二%
九〇・〇三・一九	プラスチック製のもの	五・六%	九〇〇七・九一	部分品及び付属品	四・六%
	その他の材料製のもの	三・九%		撮影機用のもの	四・六%
	(1) 金属製のもの				
	(2) その他のもの				

昭和六十二年五月二十二日 参議院會議録第十二号(その二) 商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律案 七四八

九〇〇七・九二	映写機用のもの	四・六%	九〇・一六	はかり(感量が五〇ミリグラム以内のものに限るものと し、分銅を附属させてあるかないかを問わない。)のうち 電気式のはかり並びにその部分品及び附属品以外のもの 製図機器、けがき用具及び計算用具(例えば、写図機械、 パントグラフ、分度器、製図用セット、計算尺及び計算 盤)並びに手持式式の測量用具(例えば、ものさし、巻尺、 マイクローメーター及びパス、この類の他の項に該当するも のを除く。)	三・四%
九〇〇八	投影機、写真引伸機及び写真縮小機(映画用のものを除 く。)		九〇・一七	写図台及び写図機械(自動式であるかないかを問わな い。)	三・四%
九〇〇八・一〇	スライド映写機	三・二%	九〇・一七・二〇	その他の製図機器、けがき用具及び計算用具	三・四%
九〇〇八・二〇	マイクローフィルム、マイクローフィッシュその他のマイク ロフィルムのリリーダー(複写することができなかできな いかを問わない。)	三・二%	九〇・一七・三〇	マイクローメーター、パス及びゲージのうち	三・四%
九〇〇八・三〇	その他の投影機	三・二%	九〇・一七・八〇	電気式のものの以外のもの	三・四%
九〇〇八・九〇	部分品及び附属品のうち	三・二%	九〇・一七・九〇	その他の機器のうち	三・四%
九〇・〇九	投影機用のもの	三・二%	九〇・一八	電気式機器用のもの以外のもの	三・四%
九〇・〇九	感光式複写機(光学的機構を有するもの及び密着式のもの に限る。)		九〇・一八・一一	医療用又は獣医用の機器(シンチグラフ装置その他の医療 用電気機器及び視力検査機器を含む。)	四・六%
九〇・〇九	その他の感光式複写機		九〇・一八・一九	診断用電気機器(機能検査用又は生理学的パラメーター 検査用の機器を含む。)	四・六%
九〇・〇九・二二	密着式のもの	三・二%	九〇・一八・二〇	心電計	三・九%
九〇・一一	写真用又は映画用の材料の現像、焼付けその他の処理に使 用する機器(感光性の表面を有する半導体材料に回路図を 投影する装置を含むものとし、この類の他の項に該当する ものを除く。)	三・二%	九〇・一八・四九	超音波診断装置以外のもの	三・九%
九〇・一一・一〇	映写用又は投影用のスクリーン	三・二%	九〇・一九	獣医用のもの	三・九%
九〇・一一・二〇	光学顕微鏡(顕微鏡写真用、顕微鏡映画用又は顕微鏡投影 用のものを含む。)	三・四%	九〇・二〇・〇〇	その他のもの	三・九%
九〇・一一・二〇	双眼実体顕微鏡	三・四%		その他の機器(歯科用のものに限る。)	四・六%
九〇・一一・八〇	その他の顕微鏡(顕微鏡写真用、顕微鏡映画用又は顕微 鏡投影用のものに限る。)	三・四%		その他のもののうち	三・九%
九〇・一一・九〇	部分品及び附属品	三・四%		歯科用のいす	三・八%
九〇・一二	顕微鏡(光学顕微鏡を除く。)	三・八%		その他の歯科用の電気機器(単に電動機により作動 するものを除く。)	三・六%
九〇・一二・一〇	顕微鏡(光学顕微鏡を除く。)	三・八%		機械療法用、マッサージ用又は心理学的適性検査用の機器 及びオゾン吸入器、酸素吸入器、エアゾール治療器、人工 呼吸器その他の呼吸治療用機器	三・九%
九〇・一二・九〇	部分品及び附属品	三・八%		機械療法用、マッサージ用又は心理学的適性検査用の機 器	三・九%
九〇・一四	羅針盤その他の航行用機器	三・四%		その他の呼吸用機器及びガスマスク(機械式部分及び交換 式フィルターのないいずれも有しない保護用マスクを除く。)	三・九%
九〇・一四・一〇	羅針盤	三・四%			
九〇・一四・二〇	空中又は宇宙の航行用の機器(羅針盤を除く。)	三・八%			
九〇・一五	電気式のもの以外のもの	三・八%			
九〇・一五・二〇	土地測量(写真測量を含む。)	三・八%			
九〇・一五・三〇	用水理計測用、気象観測用又は地球物理学用の機器(羅 針盤を除く。)	三・八%			
九〇・一五・四〇	経緯儀及び視距儀	三・八%			
九〇・一五・九〇	水準器	三・八%			
九〇・一五・九〇	写真測量用機器	三・八%			
九〇・一五・九〇	部分品及び附属品のうち	三・八%			
九〇・一五・九〇	電気式機器用のもの以外のもの	三・八%			

九〇・二二	整形外科用機器（松葉づえ、外科用ベルト及び脱腸帯を含む。）補聴器その他器官の欠損又は不全を補う機器（着人造の人体の部分及び副木その他の骨折治療具、義歯及び歯用の取付用品）	三・二%
九〇二二・二一	義歯	三・二%
九〇二二・四〇	補聴器（部分品及び付属品を除く。）	三・二%
九〇・二二	エックス線、アルファ線、ベータ線又はガンマ線を使用する機器（放射線写真用又は放射線療法用のものを含むものとし、医療用又は獣医用のものではないものを問わない。）高電圧発生機、制御盤、スクリーン並びに検査用又は処置用の機、いすその他これらに類する物品及びエックス線管その他のエックス線の発生機	三・二%
九〇二二・一一	エックス線を使用する機器（放射線写真用又は放射線療法用のものを含むものとし、医療用又は獣医用のものではないものを問わない。）	四・六%
九〇二二・一一	医療用又は獣医用のもの	四・六%
九〇二二・一一	コンピュータ断層撮影装置以外のもの	四・六%
九〇二二・三〇	医療用のもの	四・六%
九〇二二・九〇	エックス線管のもの	四・六%
九〇二二・九〇	その他のもの（部分品及び付属品を含むもの）のうちアルファ線、ベータ線又はガンマ線を使用する機器の部分品及び付属品以外のもの	四・六%
九〇・二三	医療用のもの	四・六%
九〇二三・〇〇	教育用、展示用その他の実物説明用のみに適する機器及び模型	三・四%
九〇・二四	硬さ試験機、強度試験機、圧縮試験機、弾性試験機その他の材料試験機（材料（例えば、金属、木材、紡織用繊維、紙及びプラスチック）の機械的性質を試験するものに限定。）	三・四%
九〇二四・一〇	材料試験機（金属を試験するものに限定。）のうち電気式のものを以外のもの	三・四%
九〇二四・八〇	その他の機器のうち電気式のものを以外のもの	三・四%
九〇・二五	ハイドロメーターその他これに類する浮きばかり、温度計、バイロメーター、気圧計、湿度計及び乾湿度計（記録装置を有するものではないものを問わない。）並びにこれらを組み合わせた物品	三・四%
九〇二五・一一	温度計（その他の機器と組み合わせたものを除く。）	三・四%
九〇二五・一九	液体封入のもの（直読式のものに限定。）	三・四%
九〇二五・一九	その他のもの	三・四%
九〇二五・一九	電気式のものを以外のもの	三・四%
九〇・二六	液体又は気体の流量、液位、圧力その他の変量の測定用又は検査用の機器（例えば、流量計、液位計、マノメーター及び熱流量計。第九〇・二六項、第九〇・二七項、第九〇・二八項又は第九〇・二九項の機器を除く。）	三・九%
九〇二六・一〇	液体の流量又は液位の測定用又は検査用のもの	三・九%
九〇二六・八〇	電気式のものを以外のもの	三・九%
九〇・二七	その他の機器のうち電気式のものを以外のもの	三・九%
九〇二七・三〇	物理分析用又は化学分析用の機器（例えば、偏光計、屈折計、分光計及びガス又は煙の分析機器、粘度、多孔度、膨脹、表面張力その他これらに類する性質の測定用又は検査用の機器、熱、音又は光の量の測定用又は検査用の機器（露出計を含む。）及びミクロトーム）	三・四%
九〇二七・八〇	分光計、分光光度計及び分光写真器（紫外線、可視光線又は赤外線を使用するものに限定。）のうち電気式のものを以外のもの	三・四%
九〇二七・九〇	その他の機器のうち電気式のものを以外のもの	三・四%
九〇・二八	ミクロトーム並びに部分品及び付属品以外のもの	三・四%
九〇二八・一〇	電気式機器用の部分品及び付属品以外のもの	三・四%
九〇二八・二〇	気体用、液体用又は電気用の積算計器及びその検定用計器	三・四%
九〇二八・三〇	液体用計器	三・四%
九〇・二九	電気用計器	三・四%
九〇二九・一〇	積算回転計、生産量計、タクシメーター、走行距離計、歩数計その他これらに類する物品並びに速度計及び回転速度計（第九〇・一五項のものを除く。）並びにストロボスコープ	三・四%
九〇二九・一〇	積算回転計、生産量計、タクシメーター、走行距離計、歩数計その他これらに類する物品のうち電気式のものを以外のもの	三・四%
九〇・三〇	自動車用のものを以外のもの	三・四%
九〇三〇・三九	オシロスコープ、スペクトラムアナライザーその他の電気的測定用又は検査用の機器（第九〇・二八項の計器を除く。）及びアルファ線、ベータ線、ガンマ線、エックス線、宇宙線その他の電離放射線の測定用又は検査用の機器（電圧、電流、抵抗又は電力の測定用又は検査用のその他の機器（記録装置を有しないものに限定。））	三・九%
九〇・三一	その他のもの	三・九%
九〇三一・三〇	電圧計及び電流計	三・九%
九〇三一・三〇	測定用又は検査用の機器（この類の他の項に該当するものを除く。）及び輪郭投影機	三・八%
九〇三一・三〇	輪郭投影機	三・八%

昭和六十二年五月二十二日 参議院會議録第十二号(その二) 商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律案 七五〇

九〇三・一・四〇	その他の光学式機器	三・四%	九二一・三・一〇	貴金屬製又は貴金屬を張つた金屬製のもの	六・二%
九〇三・一・八〇	その他の機器のうち	三・四%	九二一・四・一〇	(1) 銀製又は白金(イリジウム、オスミウム、パラジウム、ロジウム及びルテニウムを含む)製のもの	六・六%
九〇三・一・九〇	電気式のものの以外のも	三・四%	九二一・四・三〇	(2) その他のもの	二・六%
九一〇・四	部分品及び附属品のうち	三・四%	九二一・四・四〇	その他の時計の部分品	四・三%
九一〇・四・〇〇	電気式機器用のもの以外のも	四・五%	九二一・四・九〇	ばね(ひげぜんまいを含む。)	四・七%
九一〇・六	計器盤用時計その他これに類する時計(車両用、航空機用、宇宙飛行体用又は船舶用のものに限る。)	三・八%	九二一・〇・一	文字板	四・三%
九一〇・六・一〇	時刻の記録用又は時間の測定用、記録用若しくは表示用の機器(時計用ムーブメント又は同期電動機を有するものに限る。例えば、タイムレジスタスター及びタイムレコーダー)	三・八%	九二一・〇・一〇	地板及び受け	四・三%
九一〇・六・二〇	タイムレジスタスター及びタイムレコーダー	三・八%	九二一・〇・二〇	その他のもの	四・三%
九一〇・七	パーキングメーター	三・八%	九二一・〇・三〇	ピアノ(自動ピアノを含む。)、ハープシコードその他鍵盤のある弦楽器	三・八%
九一〇・七・〇〇	その他のもの	三・八%	九二一・〇・四〇	アップライトピアノ	三・八%
九一・一〇	タイムスイッチ(時計用ムーブメント又は同期電動機を有するものに限る。)	三・八%	九二一・〇・五〇	グランドピアノ	三・八%
九一・一〇・一〇	時計用ムーブメントで、単に組み立てることにより完成品となるもの及びこれを一部組み立てたもの(ムーブメントセット)、未完成の時計用ムーブメントで組み立てたもの並びに時計用ラフムーブメント	三・四%	九二一・〇・六〇	その他のもの	三・四%
九一・一〇・二〇	携帯用時計のもの	三・四%	九二一・〇・七〇	その他の弦楽器(例えば、ギター、バイオリン及びハープ)	三・四%
九一・一〇・三〇	ムーブメントで、単に組み立てることにより完成品となるもの及びこれを一部組み立てたもの(ムーブメントセット)	三・四%	九二一・〇・八〇	弓で弾くもの	三・四%
九一・一〇・四〇	ラフムーブメント	三・四%	九二一・〇・九〇	その他のもの	三・四%
九一・一〇・五〇	その他のもの	三・四%	九二一・一・〇〇	鍵盤のあるパイプオルガン並びにフリーメタルリード付きのハーモニウム及びこれに類する鍵盤楽器	三・八%
九一・一〇・六〇	携帯用時計のケース及びその部分品	四・七%	九二一・一・一〇	アコーディオンその他これに類する楽器及びハーモニカ	三・八%
九一・一〇・七〇	ケース(貴金屬製又は貴金屬を張つた金屬製のものに限る。)	四・七%	九二一・一・二〇	ハーモニカ	三・八%
九一・一〇・八〇	ケース(単金屬製のものに限るものとし、金又は銀をめつきしてあるかないかを問わない。)	四・三%	九二一・一・三〇	その他の吹奏楽器(例えば、クラリネット、トランペット及びバグパイプ)	三・八%
九一・一〇・九〇	その他のケース	四・三%	九二一・一・四〇	金管楽器	三・八%
九一・一一・一〇	部分品	四・六%	九二一・一・五〇	その他のもの	三・八%
九一・一一・二〇	時計(携帯用時計を除く。のケース及びこれに類するケースでこの類のその他の物品に使用するもの並びにこれらの部分品	四・六%	九二一・一・六〇	打楽器(例えば、太鼓、木琴、シンバル、カスタネット及びマラカス)	二・九%
九一・一一・三〇	金屬製のケース	四・六%	九二一・一・七〇	電氣的に音を発生し又は増幅する楽器(例えば、オルガン、ギター及びアコーディオン)	三・三%
九一・一一・四〇	その他のケース	四・六%	九二一・一・八〇	鍵盤楽器(アコーディオンを除く。)	二・九%
九一・一一・五〇	部分品	五・八%	九二一・一・九〇	その他のもの	三・三%
九一・一二・一〇	携帯用時計のバンド及びプレスレット並びにこれらの部分品	五・八%	九二一・二・〇〇	オルゴール、オーケストリオン、パーバリアオルガン、機械式鳴き鳥、ミュージカルソーその他の楽器(この類の他の項に該当するものを除く。)、おとり笛及びホイッスル、角笛その他の音響信号用笛	三・八%
九一・一二・二〇	携帯用時計のバンド及びプレスレット並びにこれらの部分品	五・八%	九二一・二・一〇	オルゴール	三・八%
九一・一二・三〇	携帯用時計のバンド及びプレスレット並びにこれらの部分品	五・八%	九二一・二・二〇	その他のもの	三・八%

九二・〇九	楽器の部分品(例えば、オルゴールの機構)及び附属品(例えば、機械式演奏用のカード、ディスク及びローラー)、メトロノーム、音さ並びに調子笛	三・四%
九二・〇九・一〇	オルゴールの機構	三・四%
九二・〇九・二〇	楽器用の弦	三・四%
九二・〇九・三〇	その他のもの	三・四%
九二・〇九・九一	ピアノの部分品及び附属品	三・四%
九二・〇九・九二	第九二・〇二項の楽器の部分品及び附属品	三・四%
九二・〇九・九三	第九二・〇三項の楽器の部分品及び附属品	三・四%
九二・〇九・九四	第九二・〇七項の楽器の部分品及び附属品	三・四%
九二・〇九・九九	その他のもの	三・四%
九三・〇一	軍用の武器(けん銃及び第九三・〇七項の武器を除く。)	一二・八%
九三・〇一・〇〇	けん銃(第九三・〇三項又は第九三・〇四項のものを除く。)	一二・八%
九三・〇二・〇〇	その他の火器及びこれに類する器具で発射火薬により作動するもの(例えば、スポーツ用の散弾銃及びライフル、口装の火器、ベリイ氏式けん銃その他の信号せん光筒発射に設計した器具、空包用けん銃、ボルト式無痛と殺銃並びに索発射銃)	六・六%
九三・〇三・一〇	口装の火器	六・六%
九三・〇三・二〇	その他のスポーツ用、狩猟用又は標的射撃用の散弾銃(散弾銃とライフルとを組み合わせたものを含む。)	七・六%
九三・〇三・三〇	その他のスポーツ用、狩猟用又は標的射撃用のライフル	六・六%
九三・〇三・九〇	その他のもの	六・六%
九三・〇四	その他の武器(例えば、スプリング銃、空気銃、ガス銃及びこん棒、第九三・〇七項の物品を除く。)	六・六%
九三・〇四・〇〇	第九三・〇一項から第九三・〇四項までの物品の部分品及び附属品	六・六%
九三・〇五	けん銃のもの	一二・八%
九三・〇五・一〇	(1) 軍用の武器のもの	六・六%
	(2) その他のもの	六・六%
九三・〇五・二一	第九三・〇三項の散弾銃又はライフルのもの	六・六%
九三・〇五・二九	散弾銃の銃身	六・六%
九三・〇五・九〇	その他のもの	六・六%
	(1) 軍用の武器のもの	一二・八%

九三・〇六	(2) その他のものうち 革製又はコンボジションレザー製のものの以外のもの	六・六%
九三・〇六・一〇	爆弾、手りゅう弾、地雷、機雷、ミサイルその他これらに類する物品及びこれらに類する部分品並びに弾薬筒その他の銃砲弾及び発射体並びにこれらの部分品(散弾及びカートリッジワッドを含む。)	一二・八%
九三・〇六・二一	弾薬筒(びよう打ち工具その他これに類する工具用又はボルト式無痛と殺銃用のものに限り)及びその部分品	六・六%
九三・〇六・二九	散弾銃用弾薬筒及びその部分品並びに空気銃用小弾丸	六・六%
九三・〇六・三〇	弾薬筒	六・六%
九三・〇六・九〇	その他のもの	六・六%
九三・〇七・〇〇	その他の弾薬筒及びその部分品	六・六%
九三・〇七・〇〇	(1) 狩猟用又はスポーツ用のもの	一二・八%
九三・〇七・〇〇	(2) その他のもの	一二・八%
九四・〇一	刀、剣、やりその他これらに類する武器並びにこれらの部分品及びさや	一二・八%
九四・〇一・一〇	腰掛け(寝台として兼用することができものであるものか、いかを問わないものとし、第九四・〇二項のものを除く)及びその部分品	三・八%
九四・〇一・二〇	航空機に使用する種類の腰掛け	三・八%
九四・〇一・三〇	自動車に使用する種類の腰掛け	三・八%
九四・〇一・四〇	回転腰掛け(高さを調節することができものであるものに限り。)	四・三%
九四・〇一・五〇	(1) 革張りのもの	四・六%
	(2) その他のもの	三・八%
九四・〇一・四〇	腰掛け(寝台として兼用することができものであるものに限るものとし、庭園用又はキャンプ装具用のものを除く。)	三・八%
九四・〇一・五〇	とう、オーシア、竹その他これらに類する材料製の腰掛け	四・六%
九四・〇一・六一	(1) とう製のもの	三・八%
九四・〇一・六二	(2) その他のもの	四・三%
九四・〇一・六九	その他の腰掛け(木製フレームのものに限る。)	三・八%
九四・〇一・七一	アップホルスターのもの	三・八%
	(1) 革張りのもの	三・八%
	(2) その他のもの	三・八%
	その他の腰掛け(金属製フレームのものに限る。)	三・八%
	アップホルスターのもの	三・八%

九四〇一・七九	その他のもの	三・八%	九四・〇五	ランプその他の照明器具及びその部分品(サーチライト及びスポットライトを含むものとし、他の項に該当するものを除く)並びに光源を据え付けたイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他のこれらに類する物品及びこれらの部分品(他の項に該当するものを除く。)	三・八%
九四〇一・八〇	その他の腰掛けのうち	三・八%	九四〇五・一〇	シャンデリアその他の天井用又は壁掛け用の電気式照明器具(公共の広場又は街路の照明に使用する種類のものを除く)のうち	三・八%
九四〇一・九〇	大理石製のものの以外のもの	三・八%	九四〇五・二〇	大理石製のものの以外のもの	三・八%
九四〇二・一〇	部分品	三・八%	九四〇五・三〇	車上用、机上用、ベッドサイド用又は床置き用の電気式ランプのうち	三・二%
九四〇二・二〇	医療用又は獣医用の備用品(例えば、手術台、検査台、病院用機付きベッド及び歯科用いす)及び理髪用いすその他これに類するいすで回転し、傾斜し、かつ上下するための機構を有するもの並びにこれらの部分品	三・八%	九四〇五・四〇	木製のもの	三・八%
九四〇二・三〇	その他のもの	三・八%	九四〇五・五〇	その他のもの(大理石製のものを除く。)	三・八%
九四〇三・一〇	事務所に於いて使用する種類の金属製家具	三・八%	九四〇五・六〇	クリスマスツリーに使用する種類の照明セット	三・八%
九四〇三・二〇	事務所に於いて使用する種類の木製家具	三・八%		電気式のランプその他の照明器具(他の号に該当するものを除く)のうち	三・二%
九四〇三・三〇	台所において使用する種類の木製家具	三・八%		サーチライト及びスポットライト以外のもののうち	三・二%
九四〇三・四〇	寝室において使用する種類の木製家具	三・八%		木製のもの	三・八%
九四〇三・五〇	その他の木製家具	三・八%		その他のもの(大理石製のものを除く。)	三・八%
九四〇三・六〇	(1) 棚付き家具(食器棚及び本箱を除く。掛け若しくは壁に取り付けて又は一方の上に他方を載せて使用するように設計したものに限る。)	三・二%		非電気式のランプその他の照明器具のうち	三・八%
九四〇三・七〇	(2) その他のもの	三・二%		大理石製のものの以外のもの	三・八%
九四〇三・八〇	プラスチック製家具	三・四%		イルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品	四・四%
九四〇三・九〇	その他の材料(とう、オーガ、竹その他これらに類する材料を含む)製の家具	四・六%		(1) ガラス製のもの	三・二%
九四〇四・一〇	一 とう製のもの	四・六%		(2) 木製のもの	三・二%
九四〇四・二〇	二 その他のもののうち	四・六%		(3) 腸製、ゴールドビーターズスキン製、ぼうこう製又は臍製のもの	三・九%
九四〇四・三〇	部分品	三・四%		(4) その他のもの	五・八%
九四〇四・四〇	寝具その他これに類する物品(例えば、マットレス、布団、羽根布団、クッション、プフ及びまくら、スプリング付きのもの、何らかの材料を詰物とし又は内部に入れたもの及びセルラー製又は多泡性プラスチック製のものに限り、セルラー製又は多泡性プラスチック製のものと被覆してあるかないかを問わない)及びマットレスサポート	三・八%		部分品	四・六%
九四〇四・五〇	マットレス	三・八%		ガラス製のもの	四・六%
九四〇四・六〇	セルラー製又は多泡性プラスチック製のもの	四・六%		その他のもののうち	三・二%
九四〇四・七〇	(被覆してあるかないかを問わない。)	四・六%		木製のもの	三・二%
九四〇四・八〇	その他の材料製のもの	四・六%		その他のもの(大理石製のものを除く。)	三・八%
九四〇四・九〇	寝袋	四・六%		車輪付き家具(幼児が乗るために設計したものに限る。例えば、三輪車、スクーター及び足踏み式自動車)及び人形用乳母車	三・八%
	その他のもの	四・六%		人形(人間を模したものに限り。)	三・八%
				人形(服を着せてあるかないかを問わない。)	四・六%
				部分品及び付属品	四・六%
				衣類、衣類付属品、履物及び帽子	四・六%

九五〇二・九九	その他のもの	四・六%
九五・〇三	その他のがん具、縮尺模型その他これに類する娯楽用模型（作動するがしなないかを問わない。）及びパスル電気式鉄道車両（線路、信号機その他の附属品を含む。）	四・六%
九五〇三・一〇	(1) 単金属製又はプラスチック製のもの	三・四%
九五〇三・二〇	(2) その他のもの	四・六%
九五〇三・三〇	縮尺模型の組立てキット（作動するがしなないかを問わないものとし、第九五〇三・一〇号のものを除く。）	四・六%
九五〇三・四一	(1) 単金属製又はプラスチック製のもの	三・四%
九五〇三・四九	(2) その他のもの	四・六%
九五〇三・五〇	(1) 紡織用繊維の織物製、単金属製又はプラスチック製のもの	三・四%
九五〇三・六〇	(2) その他のもの	四・六%
九五〇三・七〇	楽器類（がんに限る。）	三・四%
九五〇三・八〇	(1) 紡織用繊維の織物製、単金属製又はプラスチック製のもの	四・六%
九五〇三・九〇	(2) その他のもの	三・四%
九五〇三・九〇	その他のがん具及び模型（原動機を自蔵するものに限る。）	四・六%
九五〇三・九〇	(1) 紡織用繊維の織物製、単金属製又はプラスチック製のもの	三・四%
九五〇三・九〇	(2) その他のもの	四・六%
九五〇三・九〇	その他のがん具及び模型（原動機を自蔵するものに限る。）	三・四%
九五〇三・九〇	(1) 紡織用繊維の織物製、単金属製又はプラスチック製のもの	四・六%
九五〇三・九〇	(2) その他のもの	三・四%
九五〇三・九〇	その他のがん具及び模型（原動機を自蔵するものに限る。）	四・六%
九五〇三・九〇	(1) 紡織用繊維の織物製、単金属製又はプラスチック製のもの	三・四%
九五〇三・九〇	(2) その他のもの	四・六%
九五〇三・九〇	その他のがん具及び模型（原動機を自蔵するものに限る。）	三・四%
九五〇三・九〇	(1) 紡織用繊維の織物製、単金属製又はプラスチック製のもの	四・六%
九五〇三・九〇	(2) その他のもの	三・四%
九五〇三・九〇	その他のがん具及び模型（原動機を自蔵するものに限る。）	四・六%
九五〇三・九〇	(1) 紡織用繊維の織物製、単金属製又はプラスチック製のもの	三・四%
九五〇三・九〇	(2) その他のもの	四・六%
九五〇三・九〇	その他のがん具及び模型（原動機を自蔵するものに限る。）	三・四%
九五〇三・九〇	(1) 紡織用繊維の織物製、単金属製又はプラスチック製のもの	四・六%
九五〇三・九〇	(2) その他のもの	三・四%
九五〇三・九〇	その他のがん具及び模型（原動機を自蔵するものに限る。）	四・六%
九五〇三・九〇	(1) 紡織用繊維の織物製、単金属製又はプラスチック製のもの	三・四%
九五〇三・九〇	(2) その他のもの	四・六%
九五〇三・九〇	その他のがん具及び模型（原動機を自蔵するものに限る。）	三・四%
九五〇三・九〇	(1) 紡織用繊維の織物製、単金属製又はプラスチック製のもの	四・六%
九五〇三・九〇	(2) その他のもの	三・四%
九五〇三・九〇	その他のがん具及び模型（原動機を自蔵するものに限る。）	四・六%
九五〇三・九〇	(1) 紡織用繊維の織物製、単金属製又はプラスチック製のもの	三・四%
九五〇三・九〇	(2) その他のもの	四・六%
九五〇三・九〇	その他のがん具及び模型（原動機を自蔵するものに限る。）	三・四%
九五〇三・九〇	(1) 紡織用繊維の織物製、単金属製又はプラスチック製のもの	四・六%
九五〇三・九〇	(2) その他のもの	三・四%
九五〇三・九〇	その他のがん具及び模型（原動機を自蔵するものに限る。）	四・六%
九五〇三・九〇	(1) 紡織用繊維の織物製、単金属製又はプラスチック製のもの	三・四%
九五〇三・九〇	(2) その他のもの	四・六%
九五〇三・九〇	その他のがん具及び模型（原動機を自蔵するものに限る。）	三・四%
九五〇三・九〇	(1) 紡織用繊維の織物製、単金属製又はプラスチック製のもの	四・六%
九五〇三・九〇	(2) その他のもの	三・四%
九五〇三・九〇	その他のがん具及び模型（原動機を自蔵するものに限る。）	四・六%
九五〇三・九〇	(1) 紡織用繊維の織物製、単金属製又はプラスチック製のもの	三・四%
九五〇三・九〇	(2) その他のもの	四・六%
九五〇三・九〇	その他のがん具及び模型（原動機を自蔵するものに限る。）	三・四%
九五〇三・九〇	(1) 紡織用繊維の織物製、単金属製又はプラスチック製のもの	四・六%
九五〇三・九〇	(2) その他のもの	三・四%
九五〇三・九〇	その他のがん具及び模型（原動機を自蔵するものに限る。）	四・六%
九五〇三・九〇	(1) 紡織用繊維の織物製、単金属製又はプラスチック製のもの	三・四%
九五〇三・九〇	(2) その他のもの	四・六%
九五〇三・九〇	その他のがん具及び模型（原動機を自蔵するものに限る。）	三・四%
九五〇三・九〇	(1) 紡織用繊維の織物製、単金属製又はプラスチック製のもの	四・六%
九五〇三・九〇	(2) その他のもの	三・四%
九五〇三・九〇	その他のがん具及び模型（原動機を自蔵するものに限る。）	四・六%
九五〇三・九〇	(1) 紡織用繊維の織物製、単金属製又はプラスチック製のもの	三・四%
九五〇三・九〇	(2) その他のもの	四・六%
九五〇三・九〇	その他のがん具及び模型（原動機を自蔵するものに限る。）	三・四%
九五〇三・九〇	(1) 紡織用繊維の織物製、単金属製又はプラスチック製のもの	四・六%
九五〇三・九〇	(2) その他のもの	三・四%
九五〇三・九〇	その他のがん具及び模型（原動機を自蔵するものに限る。）	四・六%
九五〇三・九〇	(1) 紡織用繊維の織物製、単金属製又はプラスチック製のもの	三・四%
九五〇三・九〇	(2) その他のもの	四・六%
九五〇三・九〇	その他のがん具及び模型（原動機を自蔵するものに限る。）	三・四%
九五〇三・九〇	(1) 紡織用繊維の織物製、単金属製又はプラスチック製のもの	四・六%
九五〇三・九〇	(2) その他のもの	三・四%
九五〇三・九〇	その他のがん具及び模型（原動機を自蔵するものに限る。）	四・六%
九五〇三・九〇	(1) 紡織用繊維の織物製、単金属製又はプラスチック製のもの	三・四%
九五〇三・九〇	(2) その他のもの	四・六%
九五〇三・九〇	その他のがん具及び模型（原動機を自蔵するものに限る。）	三・四%
九五〇三・九〇	(1) 紡織用繊維の織物製、単金属製又はプラスチック製のもの	四・六%
九五〇三・九〇	(2) その他のもの	三・四%
九五〇三・九〇	その他のがん具及び模型（原動機を自蔵するものに限る。）	四・六%
九五〇三・九〇	(1) 紡織用繊維の織物製、単金属製又はプラスチック製のもの	三・四%
九五〇三・九〇	(2) その他のもの	四・六%
九五〇三・九〇	その他のがん具及び模型（原動機を自蔵するものに限る。）	三・四%
九五〇三・九〇	(1) 紡織用繊維の織物製、単金属製又はプラスチック製のもの	四・六%
九五〇三・九〇	(2) その他のもの	三・四%
九五〇三・九〇	その他のがん具及び模型（原動機を自蔵するものに限る。）	四・六%
九五〇三・九〇	(1) 紡織用繊維の織物製、単金属製又はプラスチック製のもの	三・四%
九五〇三・九〇	(2) その他のもの	四・六%
九五〇三・九〇	その他のがん具及び模型（原動機を自蔵するものに限る。）	三・四%
九五〇三・九〇	(1) 紡織用繊維の織物製、単金属製又はプラスチック製のもの	四・六%
九五〇三・九〇	(2) その他のもの	三・四%
九五〇三・九〇	その他のがん具及び模型（原動機を自蔵するものに限る。）	四・六%
九五〇三・九〇	(1) 紡織用繊維の織物製、単金属製又はプラスチック製のもの	三・四%
九五〇三・九〇	(2) その他のもの	四・六%
九五〇三・九〇	その他のがん具及び模型（原動機を自蔵するものに限る。）	三・四%
九五〇三・九〇	(1) 紡織用繊維の織物製、単金属製又はプラスチック製のもの	四・六%
九五〇三・九〇	(2) その他のもの	三・四%
九五〇三・九〇	その他のがん具及び模型（原動機を自蔵するものに限る。）	四・六%
九五〇三・九〇	(1) 紡織用繊維の織物製、単金属製又はプラスチック製のもの	三・四%
九五〇三・九〇	(2) その他のもの	四・六%
九五〇三・九〇	その他のがん具及び模型（原動機を自蔵するものに限る。）	三・四%
九五〇三・九〇	(1) 紡織用繊維の織物製、単金属製又はプラスチック製のもの	四・六%
九五〇三・九〇	(2) その他のもの	三・四%
九五〇三・九〇	その他のがん具及び模型（原動機を自蔵するものに限る。）	四・六%
九五〇三・九〇	(1) 紡織用繊維の織物製、単金属製又はプラスチック製のもの	三・四%
九五〇三・九〇	(2) その他のもの	四・六%
九五〇三・九〇	その他のがん具及び模型（原動機を自蔵するものに限る。）	三・四%
九五〇三・九〇	(1) 紡織用繊維の織物製、単金属製又はプラスチック製のもの	四・六%
九五〇三・九〇	(2) その他のもの	三・四%
九五〇三・九〇	その他のがん具及び模型（原動機を自蔵するものに限る。）	四・六%
九五〇三・九〇	(1) 紡織用繊維の織物製、単金属製又はプラスチック製のもの	三・四%
九五〇三・九〇	(2) その他のもの	四・六%
九五〇三・九〇	その他のがん具及び模型（原動機を自蔵するものに限る。）	三・四%
九五〇三・九〇	(1) 紡織用繊維の織物製、単金属製又はプラスチック製のもの	四・六%
九五〇三・九〇	(2) その他のもの	三・四%
九五〇三・九〇	その他のがん具及び模型（原動機を自蔵するものに限る。）	四・六%
九五〇三・九〇	(1) 紡織用繊維の織物製、単金属製又はプラスチック製のもの	三・四%
九五〇三・九〇	(2) その他のもの	四・六%
九五〇三・九〇	その他のがん具及び模型（原動機を自蔵するものに限る。）	三・四%
九五〇三・九〇	(1) 紡織用繊維の織物製、単金属製又はプラスチック製のもの	四・六%
九五〇三・九〇	(2) その他のもの	三・四%
九五〇三・九〇	その他のがん具及び模型（原動機を自蔵するものに限る。）	四・六%
九五〇三・九〇	(1) 紡織用繊維の織物製、単金属製又はプラスチック製のもの	三・四%
九五〇三・九〇	(2) その他のもの	四・六%
九五〇三・九〇	その他のがん具及び模型（原動機を自蔵するものに限る。）	三・四%
九五〇三・九〇	(1) 紡織用繊維の織物製、単金属製又はプラスチック製のもの	四・六%
九五〇三・九〇	(2) その他のもの	三・四%
九五〇三・九〇	その他のがん具及び模型（原動機を自蔵するものに限る。）	四・六%
九五〇三・九〇	(1) 紡織用繊維の織物製、単金属製又はプラスチック製のもの	三・四%
九五〇三・九〇	(2) その他のもの	四・六%
九五〇三・九〇	その他のがん具及び模型（原動機を自蔵するものに限る。）	三・四%
九五〇三・九〇	(1) 紡織用繊維の織物製、単金属製又はプラスチック製のもの	四・六%
九五〇三・九〇	(2) その他のもの	三・四%
九五〇三・九〇	その他のがん具及び模型（原動機を自蔵するものに限る。）	四・六%
九五〇三・九〇	(1) 紡織用繊維の織物製、単金属製又はプラスチック製のもの	三・四%
九五〇三・九〇	(2) その他のもの	四・六%
九五〇三・九〇	その他のがん具及び模型（原動機を自蔵するものに限る。）	三・四%
九五〇三・九〇	(1) 紡織用繊維の織物製、単金属製又はプラスチック製のもの	四・六%
九五〇三・九〇	(2) その他のもの	三・四%
九五〇三・九〇	その他のがん具及び模型（原動機を自蔵するものに限る。）	四・六%
九五〇三・九〇	(1) 紡織用繊維の織物製、単金属製又はプラスチック製のもの	三・四%
九五〇三・九〇	(2) その他のもの	四・六%
九五〇三・九〇	その他のがん具及び模型（原動機を自蔵するものに限る。）	三・四%
九五〇三・九〇	(1) 紡織用繊維の織物製、単金属製又はプラスチック製のもの	四・六%
九五〇三・九〇	(2) その他のもの	三・四%
九五〇三・九〇	その他のがん具及び模型（原動機を自蔵するものに限る。）	四・六%
九五〇三・九〇	(1) 紡織用繊維の織物製、単金属製又はプラスチック製のもの	三・四%
九五〇三・九〇	(2) その他のもの	四・六%
九五〇三・九〇	その他のがん具及び模型（原動機を自蔵するものに限る。）	三・四%
九五〇三・九〇	(1) 紡織用繊維の織物製、単金属製又はプラスチック製のもの	四・六%
九五〇三・九〇	(2) その他のもの	三・四%
九五〇三・九〇	その他のがん具及び模型（原動機を自蔵するものに限る。）	四・六%
九五〇三・九〇	(1) 紡織用繊維の織物製、単金属製又はプラスチック製のもの	三・四%
九五〇三・九〇	(2) その他のもの	四・六%
九五〇三・九〇	その他のがん具及び模型（原動機を自蔵するものに限る。）	三・四%
九五〇三・九〇	(1) 紡織用繊維の織物製、単金属製又はプラスチック製のもの	四・六%
九五〇三・九〇	(2) その他のもの	三・四%
九五〇三・九〇	その他のがん具及び模型（原動機を自蔵するものに限る。）	四・六%
九五〇三・九〇	(1) 紡織用繊維の織物製、単金属製又はプラスチック製のもの	三・四%
九五〇三・九〇	(2) その他のもの	四・六%
九五〇三・九〇	その他のがん具及び模型（原動機を自蔵するものに限る。）	三・四%
九五〇三・九〇	(1) 紡織用繊維の織物製、単金属製又はプラスチック製のもの	四・六%
九五〇三・九〇	(2) その他のもの	三・四%
九五〇三・九〇	その他のがん具及び模型（原動機を自蔵するものに限る。）	四・六%
九五〇三・九〇	(1) 紡織用繊維の織物製、単金属製又はプラスチック製のもの	三・四%
九五〇三・九〇	(2) その他のもの	四・六%
九五〇三・九〇	その他のがん具及び模型（原動機を自蔵するものに限る。）	三・四%
九五〇三・九〇	(1) 紡織用繊維の織物製、単金属製又はプラスチック製のもの	四・六%
九五〇三・九〇	(2) その他のもの	三・四%
九五〇三・九〇	その他のがん具及び模型（原動機を自蔵するものに限る。）	四・六%
九五〇三・九〇	(1) 紡織用繊維の織物製、単金属製又はプラスチック製のもの	三・四%
九五〇三・九〇	(2) その他のもの	四・六%
九五〇三・九〇	その他のがん具及び模型（原動機を自蔵するものに限る。）	三・四%
九五〇三・九〇	(1) 紡織用繊維の織物製、単金属製又はプラスチック製のもの	四・六%
九五〇三・九〇	(2) その他のもの	三・四%
九五〇三・九〇	その他のがん具及び模型（原動機を自蔵するものに限る。）	四・六%
九五〇三・九〇	(1) 紡織用繊維の織物製、単金属製又はプラスチック製のもの	三・四%
九五〇三・九〇	(2) その他のもの	四・六%
九五〇三・九〇	その他のがん具及び模型（原動機を自蔵するものに限る。）	三・四%
九五〇三・九〇	(1) 紡織用繊維の織物製、単金属製又はプラスチック製のもの	四・六%
九五〇三・九〇	(2) その他のもの	三・四%
九五〇三・九〇	その他のがん具及び模型（原動機を自蔵するものに限る。）	四・六%
九五〇三・九〇	(1) 紡織用繊維の織物製、単金属製又はプラスチック製のもの	三・四%
九五〇三・九〇	(2) その他のもの	四・六%
九五〇三・九〇	その他のがん具及び模型（原動機を自蔵するものに限る。）	三・四%
九五〇三・九〇	(1) 紡織用繊維の織物製、単金属製又はプラスチック製のもの	四・六%
九五〇三・九〇	(2) その他のもの	三・四%
九五〇三・九〇	その他のがん具及び模型（原動機を自蔵するものに限る。）	四・六%
九五〇三・九〇	(1) 紡織用繊維の織物製、単金属製又はプラスチック製のもの	三・四%
九五〇三・九〇	(2) その他のもの	四・六%
九五〇三・九〇	その他のがん具及び模型（原動機を自蔵するものに限る。）	三・四%
九五〇三・九〇	(1) 紡織用繊維の織物製、単金属製又はプラスチック製のもの	四・六%
九五〇三・九〇	(2) その他のもの	三・四%
九五〇三・九〇	その他のがん具及び模型（原動機を自蔵するものに限る。）	四・六%
九五〇三・九〇	(1) 紡織用繊維の織物製、単金属製又はプラスチック製のもの	三・四%
九五〇三・九〇	(2) その他のもの	四・六%
九五〇三・九〇	その他のがん具及び模型（原動機を自蔵するものに限る。）	三・四%
九五〇三・九〇	(1) 紡織用繊維の織物製、単金属製又はプラスチック製のもの	四・六%
九五〇三・九〇	(2) その他のもの	三・四%
九五〇三・九〇	その他のがん具及び模型（原動機を自蔵するものに限る。）	四・六%
九五〇三・九〇	(1) 紡織用繊維の織物製、単金属製又はプラスチック製のもの	三・四%
九五〇三・九〇	(2) その他のもの	四・六%
九五〇三・九〇	その他のがん具及び模型（原動機を自蔵するものに限る。）	三・四%
九五〇三・九〇	(1) 紡織用繊維の織物製、単金属製又はプラスチック製のもの	四・六%
九五〇三・九〇	(2) その他のもの	三・四%
九五〇三・九〇	その他のがん具及び模型（原動機を自蔵するものに限る。）	四・六%
九五〇三・九〇	(1) 紡織用繊維の織物製、単金属製又はプラスチック製のもの	三・四%
九五〇三・九〇	(2) その他のもの	四・六%
九五〇三・九〇	その他のがん具及び模型（原動機を自蔵するものに限る。）	三・四%
九五〇三・九〇	(1) 紡織用繊維の織物製、単金属製又はプラスチック製のもの	四・六%
九五〇三・九〇	(2) その他のもの	三・四%
九五〇三・九〇	その他のがん具及び模型（原動機を自蔵するものに限る。）	四・六%
九五〇三・九〇	(1) 紡織用繊維の織物製、単金属製又はプラスチック製のもの	三・四%
九五〇三・九〇	(2) その他のもの	四・六%
九五〇三・九〇	その他のがん具及び模型（原動機を自蔵するものに限る。）	三・四%
九五〇三・九〇	(1) 紡織用繊維の織物製、単金属製又はプラスチック製のもの	四・六%
九五〇三・九〇	(2) その他のもの	三・四%
九五〇三・九〇	その他のがん具及び模型（原動機を自蔵するものに限る。）	四・六%
九五〇三・九〇	(1) 紡織用繊維の織物製、単金属製又はプラスチック製のもの	三・四%
九五〇三・九〇	(2) その他のもの	四・六%
九五〇三・九〇	その他のがん具及び模型（原動機を自蔵するものに限る。）	三・四%
九五〇三・九〇	(1) 紡織用繊維の織物製、単金属製又はプラスチック製のもの	四・六%
九五〇三・九〇	(2) その他のもの	三・四%
九五〇三・九〇	その他のがん具及び模型（原動機を自蔵するものに限る。）	四・六%
九五〇三・九〇	(1) 紡織用繊維の織物製、単金属製又はプラスチック製のもの	三・四%
九五〇三・九〇	(2) その他のもの	四・六%
九五〇三・九〇	その他のがん具及び模型（原動機を自蔵するものに限る。）	三・四%
九五〇三・九〇	(1) 紡織用繊維の織物製、単金属製又はプラスチック製のもの	四・六%
九五〇三・九〇	(2) その他のもの	三・四%
九五〇三・九〇	その他のがん具及び模型（原動機を自蔵するものに限る。）	四・六%
九五〇三・九〇	(1) 紡織用繊維の織物製、単金属製又はプラスチック製のもの	三・四%
九五〇三・九〇	(2) その他のもの	四・六%
九五〇三・九〇	その他のがん具及び模型（原動機を自蔵するものに限る。）	三・四%
九五〇三・九〇	(1) 紡織用繊維の織物製、単金属製又はプラスチック製のもの	四・六%
九五〇三・九〇	(2) その他のもの	三・四%
九五〇三・九〇	その他のがん具及び模型（原動機を自蔵するものに限る。）	四・六%
九五〇三・九〇	(1) 紡織用繊維の織物製、単金属製又はプラスチック製のもの	三・四%
九五〇三・九〇	(2) その他のもの	四・六%
九五〇三・九〇	その他のがん具及び模型（原動機を自蔵するものに限る。）	三・四%
九五〇三・九〇	(1) 紡織用繊維の織物製、単金属製又はプラスチック製のもの	四・六%
九五〇三・九〇	(2) その他のもの	三・四%
九五〇三・九〇	その他のがん具及び模型（原動機を自蔵するものに限る。）	四・六%
九五〇三・九〇	(1) 紡織用繊維の織物製、単金属製又はプラスチック製のもの	三・四%
九五〇三・九〇	(2) その他のもの	四・六%
九五〇三・九〇	その他のがん具及び模型（原動機を自蔵するものに限る。）	三・四%
九五〇三・九〇	(1) 紡織用繊維の織物製、単金属製又はプラスチック製のもの	四・六%
九五〇三・九〇	(2) その他のもの	三・四%
九五〇三・九〇	その他のがん具及び模型（原動機を自蔵するものに限る。）	四・六%
九五〇三・九〇	(1) 紡織用繊維の織物製、単金属製又はプラスチック製のもの	三・四%
九五〇三・九〇	(2) その他のもの	四・六%
九五〇三・九〇	その他のがん具及び模型（原動機を自蔵するものに限る。）	三・四%
九五〇三・九〇	(1) 紡織用繊維の織物製、単金属製又はプラスチック製のもの	四・六%
九五〇三・九〇	(2) その他のもの	三・四%
九五〇三・九〇	その他のがん具及び模型（原動機を自蔵するものに限る。）	四・六%
九五〇三・九〇	(1) 紡織用繊維の織物製、単金属製又はプラスチック製のもの	三・四%
九五〇三・九〇	(2) その他のもの	四・六%
九五〇三・九〇	その他のがん具及び模型（原動機を自蔵するものに限る。）	三・四%
九五〇三・九〇	(1) 紡織用繊維の織物製、単金属製又はプラスチック製のもの	四・六%
九五〇三・九〇	(2) その他のもの	三・四%
九五〇三・九〇	その他のがん具及び模型（原動機を自蔵するものに限る。）	四・六%
九五〇三・九〇	(1) 紡織用繊維の織物製、単金属製又はプラスチック製のもの	三・四%
九五〇三・九〇	(2) その他のもの	四・六%
九五〇三・九〇	その他のがん具及び模型（原動機を自蔵するものに限る。）	三・四%
九五〇三・九〇	(1) 紡織用繊維の織物製、単金属製又はプラスチック製のもの	四・六%
九五〇三・九〇	(2) その他のもの	三・四%
九五〇三・九〇	その他のがん具及び模型（原動機を自蔵するものに限る。）	四・六%
九五〇三・九〇	(1) 紡織用繊維の織物製、単金属製又はプラスチック製のもの	三・四%
九五〇三・九〇	(2) その他のもの	四・六%
九五〇三・九〇	その他のがん具及び模型（原動機を自蔵するものに限る。）	三・四%
九五〇三・九〇	(1) 紡織用繊維の織物製、単金属製又はプラスチック製のもの	四・六%
九五〇三・九〇	(2) その他のもの	三・四%
九五〇三・九〇	その他のがん具及び模型（原動機を自蔵するものに限る。）	四・六%
九五〇三・九〇	(1) 紡織用繊維の織物製、単金属製又はプラスチック製のもの	三・四%
九五〇三・九〇	(2) その他のもの	四・六%
九五〇三・九〇	その他のがん具及び模型（原動機を自蔵するものに限る。）	三・四%
九五〇三・九〇	(1) 紡織用繊維の織物製、単金属製又はプラスチック製のもの	四・六%
九五〇三・九〇	(2) その他のもの	三・四%
九五〇三・九〇	その他のがん具及び模型（原動機を自蔵するものに限る。）	四・六%
九五〇三・九〇	(1) 紡織用繊維の織物製、単金属製又はプラスチック製のもの	三・四%
九五〇三・九〇	(2) その他のもの	四・六%
九五〇三・九〇	その他のがん具及び模型（原動機を自蔵するものに限る。）	三・四%
九五〇三・九〇	(1) 紡織用繊維の織物製、単金属製又はプラスチック製のもの	四・六%
九五〇三・九〇	(2) その他のもの	三・四%
九五〇三・九〇	その他のがん具及び模型（原動機を自蔵するものに限る。）	四・六%
九五〇三・九〇	(1) 紡織用	

[illegible]

九六〇八・三九	その他のもののうち 軸又はキャップに貴金属、これを張り若しくはめつ きした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ 又はべつこうを使用したもの以外のもの	六・六%
九六〇八・四〇	シャープペンシルのうち 軸又はキャップに貴金属、これを張り若しくはめつ きした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又 はべつこうを使用したもの以外のもの	六・六%
九六〇八・五〇	第九六〇八・一〇号から第九六〇八・四〇号までの二以 上の号の物品をセツトにしたもの	六%
九六〇八・六〇	ボールペン用中しん（ポイント及びインク貯蔵部から成 るものに限る。）	六%
九六〇八・九一	その他のもの ペン先及びニブポイント	三・四%
九六〇八・九九	その他のもの 鉛筆（第九六〇八・一〇項のシャープペンシルを除く。）、クレ ヨン、鉛筆のしん、バスデル、図画用木炭、テラー ス、チョーク及び筆記用又は図画用の鉛筆、鉛筆及びクレ ヨン（硬いさやの中にしんを入れたものに限る。）	四・一%
九六〇九・一〇	鉛筆のしん（色を問わない。）	三・八%
九六〇九・二〇	その他のもの	三・八%
九六〇九・九〇	石盤、黒板その他これらに類する板（筆記用又は図画用のも のに限るものとし、枠を有するものではないかを問わない。）	三・八%
九六一〇・〇〇	日付印、封かん用の印、ナンバリングスタンプその他これ らに類する物品（ラベルに印捺又は型押しをする器具を 含むものとし、手動式のものに限り、並びに手動式 シロンスティック及びこれを有する手動式印刷用セツ ト）	三・四%
九六一一・〇〇	タイプライターリボンその他これに類するリボン（インキ を付けたもの及びその他の方法により印字することがで きる状態にしたものに限るものとし、スプールに巻いて あるかないか又はカートリッジに入れてあるかないかを 問わない。）及びインキパッド（インキを付けてあるか ないかを問わない。）	三・四%
九六一二・一〇	リボン	三・四%
九六一二・二〇	インキパッド	三・八%
九六一三	たばこ用ライターその他のライター（機械式であるか ないか又は電気式であるかないかを問わない。）及び その部分品（着火石及びしんを除く。）	三・八%

九六一三・一〇	携帯用ライター（ガスを燃料として使用するものでガ スの詰替えができるものを除く。）	五・一%
九六一三・二〇	携帯用ライター（ガスを燃料として使用するものでガ スの詰替えができるものに限る。）	五・一%
九六一三・三〇	卓上用ライター	四・一%
九六一三・八〇	その他のライター	四・一%
九六一三・九〇	部分品	四・六%
九六一四	喫煙用パイプ（パイプボールを含む。）、シガーホルダー及 びシガレットホルダー並びにこれらの部分品	四・六%
九六一四・一〇	パイプの製造用に粗く成形した木又は根の塊	四・六%
九六一四・二〇	パイプ及びパイプボール	四・六%
九六一四・九〇	その他のもの	四・六%
九六一五	くし、ヘアスライドその他これらに類する物品並びにヘ アピン、カールピン、カールグリップ、ヘアクリップその他 これらに類する物品（第八五・一六項の物品を除く。）及び これらの部分品	四・六%
九六一五・一一	硬質ゴム製又はプラスチック製のもの	四・六%
九六一五・一九	その他のもの	四・六%
九六一五・九〇	その他のもの	四・六%
九六一五・九〇	(1) 木製のもの	三・二%
九六一五・九〇	(2) アイボリー、骨、かめの甲、角、枝角、さんご、 真珠光沢を有する貝殻その他の動物性の彫刻用又 は細工用の材料製のもの	四・一%
九六一五・九〇	(3) 鉄鋼製のもの	三%
九六一五・九〇	(4) アルミニウム製のもの	四・一%
九六一五・九〇	(5) その他の半金属製のもの（貴金属をめつきたも のを除く。）	四・六%
九六一五・九〇	(6) その他のもの	五・一%
九六一六・一〇	香水用噴霧器その他これに類する化粧用噴霧器及びこれ らの頭部並びに化粧用のパフ及びパッド	四・六%
九六一六・二〇	香水用噴霧器その他これに類する化粧用噴霧器及びこれ らの頭部	四・六%
九六一七	化粧用のパフ及びパッド	四・六%
九六一七・〇〇	魔法瓶その他の真空容器（ケース入りのものに限る。）及び その部分品（ガラス製の内部容器を除く。）	四・六%
九六一八	マネキン人形その他これに類する物品及び自動人形その他 ショーウィンドー用の展示用品で作動するもの	三・八%

別表第一の二第一号中「第七四・〇七号の二」を「第七四一一・二一号」に改め、同表第二号中「第八四・六二号の二に掲げる物品のうちベアリング（外径が九ミリメートルに満たないものに限る。）」を「第八四八二・九九号に掲げる物品のうち軸受（外径が九ミリメートル未満のものに限る。）」に改め、同表第三号を削り、同表第四号中「第八五・二八号」を「第八五四八・〇〇号」に改め、同号を同表第三号とする。

別表第二を次のように改める。

別表第二 農水産物等特恵関税率表(第八条の二関係)

品名	税率
魚(生きているものに限る。)	無税
観賞用の魚のうち	無税
い及び金魚以外のもの	無税
魚(乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限る。)、くん製した魚(くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。)、及びフィッシュミール(食用に適するものに限る。)	無税
肝臓、卵及びしらこ(乾燥し、くん製し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限る。)のうち	無税
にしん(クルマエビ属のもの)の卵(こんぶかずのこを含む。)、たら(ガドゥス属、テラグラ属又はメルシウス属のもの)の卵、さけの卵及びますの卵以外のもの	無税
くん製した魚(フィレを含む。)	無税
その他のもののうち	無税
たら(ガドゥス属、テラグラ属又はメルシウス属のもの)以外のもの	一〇%
甲殻類(生きているもの、生鮮のもの及び冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものと)、蝦を除いてあるかないかを問わない。及び蒸気又は水煮による調理をした殻付きの甲殻類(冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものであるかないかを問わない。)	四%
冷凍してないもの	四%
いせえびその他のいせえび科のえび(バリヌルス属、パヌリルス属又はヤスス属のもの)	四%
二 その他のもの	四%
ロブスター(ホマルス属のもの)	四%
二 その他のもの	四%
シュリンプ及びブロン	四%
二 その他のもの	四%
その他のもの	四%
二 その他のもののうち	四%
えび	四%

〇三・〇七	軟体動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻を除く）	五%
〇三〇七・五一	動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻を除く）	五%
〇三〇七・五九	乾燥し又は塩水漬けたものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除く	五%
〇三〇七・九一	たこ（オクトパス属のもの）	五%
〇三〇七・九一	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	五%
〇三〇七・九一	その他のもの	五%
〇三〇七・九一	一 冷凍したもの	五%
〇三〇七・九一	その他のもの	五%
〇三〇七・九一	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	五%
〇三〇七・九一	四 その他のものうち	五%
〇三〇七・九一	赤貝（生きているものに限る。）及びくらげ	五%
〇三〇七・九一	うに	五%
〇三〇七・九一	一 冷凍したもの	五%
〇三〇七・九一	その他のもの	五%
〇三〇七・九一	（二） うに、くらげ及びなまこのうち	五%
〇三〇七・九一	くらげ	五%
〇三〇七・九一	（三） その他のもの	五%
〇三〇七・九一	うに	五%
〇三〇七・九一	くらげ	五%
〇三〇七・九一	（四） その他のものうち	五%
〇三〇七・九一	はまぐり（乾燥したものに限る。）	五%
〇四・一〇	食用の動物性生産品（他の項に該当するものを除く。）	無税
〇四一〇・〇〇	一 あなづばめの巣	無税
〇五・〇八	さんごその他これに類する物品（加工してないもの及び単に整えたものに限る。）並びに軟体動物、甲殻類又は棘皮動物の殻及びいかの甲（加工してないもの及び単に整えたものに限るものとし、特定の形状に切つたものを除く。）並びにこれらの粉及びくず	五%
〇五・〇八	一 さんご	五%
〇五・〇九	動物性の海綿のうち	無税
〇五〇九・〇〇	課税価格が一キログラムにつき三、六〇〇円未満のもの	無税

〇五・一〇	アンバーgris、海狸香、シベット、じや香及びカンタリス、胆汁（乾燥してあるかないかを問わない。）並びに医薬用品の調製用の原その他の動物性生產品（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したもの並びに一時的な保存に適する処理をしたものに限る。）	無税
〇五・一一	二 その他のもの	無税
〇五・一二	動物性生產品（他の項に該当するものを除く。）及び第一類又は第三類の動物で生きていないものうち食用に適しないもの	無税
〇五・一三	その他のもの	無税
〇五・一四	魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の物品及び第三類の動物で生きていないもの	無税
〇五・一五	二 その他のもの	無税
〇五・一六	二 その他のもの	無税
〇六・〇一	切花及び花芽（生鮮のもの及び乾燥し、染色し、漂白し、染み込ませ又はその他の加工をしたもので、花束用又は装飾用に適するものに限る。）	無税
〇六・〇二	生鮮のもの	無税
〇六・〇三	その他のもの	無税
〇六・〇四	植物の葉、枝その他の部分（花及び花芽のいずれも有しないものに限る。）草、こけ及び地衣（生鮮のもの及び乾燥し、染色し、漂白し、染み込ませ又はその他の加工をしたもので、花束用又は装飾用に適するものに限る。）	無税
〇六・〇五	こけ及び地衣	無税
〇六・〇六	その他のもの	無税
〇六・〇七	生鮮のもの	無税
〇六・〇八	その他のもの	無税
〇六・〇九	その他の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	無税
〇七・〇一	きのこ及びトリフ	無税
〇七・〇二	きのこのうち	無税
〇七・〇三	まつたけ	無税
〇七・〇四	乾燥野菜（全形のもの及び切り、碎き又は粉状にしたものに限るものとし、更に調製したものを除く。）	無税
〇七・〇五	ばれいしょ（切つてあるかないかを問わないものとし、更に調製したものを除く。）	一〇%
〇七・〇六	きのこ及びトリフのうち	一〇%
〇七・〇七	しいたけ以外のもの	一〇%
〇七・〇八	その他の野菜及び野菜を混合したもののうち	七・五%
〇七・〇九	たけのこ	一〇%
〇七・一〇	その他のもの（スイートコーンを除く。）	一〇%

〇八・〇一	ココヤシの実、ブラジルナット及びカシューナット（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。）	無税
〇八・〇二	ココヤシの実	無税
〇八・〇三	ブラジルナット	無税
〇八・〇四	カシューナット	無税
〇八・〇五	その他のナット（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。）	無税
〇八・〇六	アーモンド	無税
〇八・〇七	殻付きのもの	無税
〇八・〇八	二 スイートアーモンド	三%
〇八・〇九	殻を除いたもの	三%
〇八・一〇	二 スイートアーモンド	三%
〇八・一一	殻を除いたもの	三%
〇八・一二	ヘーゼルナット（コリウス属のもの）	無税
〇八・一三	殻付きのもの	無税
〇八・一四	殻を除いたもの	無税
〇八・一五	ピスタチオナット	無税
〇八・一六	その他のもの	六%
〇八・一七	二 マカダミアナット	六%
〇八・一八	バナナ（プランティンを含むものとし、生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）	二・五%
〇八・一九	一 生鮮のもの	二・五%
〇八・二〇	毎年四月一日から同年九月三〇日まで、に輸入されるもの	二・五%
〇八・二一	毎年一月一日から翌年三月三十一日まで、に輸入されるもの	二・五%
〇八・二二	二 乾燥したもの	無税
〇八・二三	なつめやしの実、いちじく、パイナップル、アボカド、グアバ、マンゴー及びマンゴスチン（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）	無税
〇八・二四	いちじくのうち	五%
〇八・二五	乾燥したもの	五%
〇八・二六	パイナップルのうち	一〇%
〇八・二七	乾燥したもの	一〇%
〇八・二八	アボカド	四%
〇八・二九	生鮮のもの	四%
〇八・三〇	乾燥したもの	四%
〇八・三一	グアバ、マンゴー及びマンゴスチン	四%
〇八・三二	生鮮のもの	四%

乾燥したもの	無税
パイヤ及びメロン(すいかを含む。)(生鮮のものに限る。)	
パイヤ	三%
冷凍果実及び冷凍ナット(調理してないもの及び蒸気又は水蒸気による調理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。)	
その他のもの	
一 砂糖を加えたもののうち	
パイヤ、ボポー、アボカド、グアバ、ドリ	
アン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パン	
実、ランブータン、ジャンプ、シュガ、サボ	
テ、チェリモア、サントル、シュガ、アッ	
フル、マンゴ、カスターアップル、パッショ	
フル、ランソム、マンゴスチン、サワー	
サップ及びレイシ	
二 その他のもの	二%
パイヤ、ボポー、アボカド、グアバ、ド	
リアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パ	
の実、ランブータン、ジャンプ、シュガ、サ	
テ、チェリモア、サントル、シュガ、アッ	
フル、マンゴ、カスターアップル、パッショ	
フル、ランソム、マンゴスチン、サワー	
サップ及びレイシ	
一時的な保存に適する処理をした果実及びナット(例え	
ば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液	
により保存に適する処理をしたもので、そのまゝの状態	
は食用に適しないものに限る。)	
その他のもの	一〇%
四 その他のもの	一〇%
パイヤ、ボポー、アボカド、グアバ、ド	
リアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パ	
の実、ランブータン、ジャンプ、シュガ、サ	
テ、チェリモア、サントル、シュガ、アッ	
フル、マンゴ、カスターアップル、パッショ	
フル、ランソム、マンゴスチン、サワー	
サップ及びレイシ	
乾燥果実(第〇八・〇一項から第〇八・〇六項までのもの	
を除く。及びこの類のナット又は乾燥果実を混合したもの	
その他の果実のうち	一〇%
パイヤ、ボポー、ドリアン、ビリンビ、チャン	
ダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンプ、レ	
ンブ、サボテ、チェリモア、サントル、シュガ、ア	
ブル、カスターアップル、パッショ、フル、ラン	
ソム、サワーサップ及びレイシ	
コーヒー(いつてあるかないか又はカフェインを除いてあ	
るかないかを問わない。)、コーヒー豆の殻及び皮並びに	
コーヒーを含有するコーヒー代用物(コーヒーの含有量の	
いかなを問わない。)	七・五%

コーヒー(いつたものに限る。)	二〇%
カフェインを除いてないもの	二〇%
カフェインを除いたもの	無税
コーヒーを含有するコーヒー代用物	
茶	
紅茶及び部分的に発酵した茶(正味重量が三キログラム	
以下の直接包装にしたものに限る。)	
紅茶	一四%
その他の紅茶及び部分的に発酵した茶	
二 その他のもの	二・五%
紅茶	
とうがらし属又はビメンタ属の果実(乾燥し、破碎し又は	
粉碎したものに限り。及びこしょう属のペッパー	
ペッパー	
破碎及び粉碎のいずれもしてないもの	
一 小売用の容器入りにしたもの	無税
破碎し又は粉碎したもの	無税
一 小売用の容器入りにしたもの	無税
二 その他のもの	無税
とうがらし属又はビメンタ属の果実(乾燥し、破碎し又	
は粉碎したものに限り。)	
一 小売用の容器入りにしたもの	無税
二 その他のもの	無税
(一) 破碎し又は粉碎したもの	
丁子(果実、花及び花梗に限る。)	
一 小売用の容器入りにしたもの	無税
二 その他のもの	無税
(一) 破碎し又は粉碎したもの	
肉すく、肉すく花及びカルダモン類	
肉すく	
一 小売用の容器入りにしたもの	無税
二 その他のもの	無税
(一) 破碎し又は粉碎したもの	
肉すく花	
一 小売用の容器入りにしたもの	無税
二 その他のもの	無税
(一) 破碎し又は粉碎したもの	

〇九〇八・三〇	カルダモン類	無税	〇九二〇・四〇	二 その他のもの	無税
	一 小売用の容器入りにしたものの			(一) 破碎し又は粉碎したもの	
	二 その他のもの			一 小売用の容器入りにしたものの	
〇九〇九	(一) 破碎し又は粉碎したもの	無税		二 その他のもの	
	アニス、大ういきよう、ういきよう、コリアンダー、クミン、カラウエイ又はジュニバーの種			(一) 破碎し又は粉碎したもの	
〇九〇九・一〇	アニス又は大ういきようの種	無税	〇九二〇・九一	二 その他のもの	
	一 小売用の容器入りにしたものの			一 小売用の容器入りにしたものの	
	二 その他のもの			二 その他のもの	
〇九〇九・二〇	(一) 破碎し又は粉碎したもの	無税	〇九二〇・九九	その他のもの	
	コリアンダーの種			一 小売用の容器入りにしたものの	
	一 小売用の容器入りにしたものの			二 その他のもの	
	二 その他のもの			一 小売用の容器入りにしたものの	
〇九〇九・三〇	(一) 破碎し又は粉碎したもの	無税	一一・〇三	二 その他のもの	
	クミンの種			(一) 破碎し又は粉碎したもの	
	一 小売用の容器入りにしたものの			ひき割り穀物、穀物のミール及びペレット	
	二 その他のもの			ひき割り穀物及び穀物のミール	
〇九〇九・四〇	(一) 破碎し又は粉碎したもの	無税	一一・〇三・一二	オートのもの	
	カラウエイの種			ペレット	
	一 小売用の容器入りにしたものの			その他の穀物のもの	
	二 その他のもの			一 オートのもの	
〇九〇九・五〇	(一) 破碎し又は粉碎したもの	無税	一一・〇四	その他の加工穀物(例えば、殻を除き、ロールにかけ、フ	
	ういきよう又はジュニバーの種			レック状にし、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの。第一〇・〇六項の米を除く。及び穀物の胚芽(全	
	一 小売用の容器入りにしたものの			形のものと)及びロールにかけ、フレイク状にし又はひいたものに限る。)	
	二 その他のもの			ロールにかけ又はフレイク状にした穀物	
〇九・一〇	(一) 破碎し又は粉碎したもの	無税	一一・〇四・一二	オートのもの	
	しょうが、サフラン、うこん、タイム、月けい樹の葉、カ			その他の加工穀物(例えば、殻を除き、真珠形にとう精	
	しょうが			し、薄く切り又は粗くひいたもの)	
〇九一〇・一〇	二 その他のもの	無税	一一・〇四・二二	オートのもの	
	(一) 小売用の容器入りにしたものの			主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに	
	(二) その他のもの			類する用途に供する植物及びその部分(種及び果実を含む、	
〇九一〇・二〇	サフラン	無税	一一・一一・九〇	生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、切り、砕き	
	一 小売用の容器入りにしたものの			又は粉状にしたものであるかないかを問わない。)	
	二 その他のもの			その他のもの	
〇九一〇・三〇	うこん	無税	一一・一二	七 除虫菊	
	一 小売用の容器入りにしたものの			九 その他のもの	
	二 その他のもの			海草その他の藻類、ローカストビーン、てん菜及びさとう	
	(一) 破碎し又は粉碎したもの			きび(生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、粉砕	
	(二) 破碎し又は粉碎したもの			してあるかないかを問わない)並びに主として食用に供す	

七六〇

[illegible]

七六一

[illegible]

[illegible]

[illegible]

昭和六十二年五月二十二日 参議院會議録第十二号(その二) 商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律案 七六四

二〇〇八・四〇	なし	二 その他のもの パルプ状のもののうち カシユーナット(いつたものを除く。) カシユーナット(いつたものに限る。)、マ カダミアナット、ココヤシの実、ブラジル ナット、パラダイスナット及びヘーゼル ナット その他のものうち マカダミアナット ココヤシの実、ブラジルナット、パラダイ スナット及びヘーゼルナット カシユーナット	六・四% 八% 六%	二〇〇九・八〇	二 野果ジュース (一) 砂糖を加えたもの (二) その他のもの 気密容器入りのもの その他のもの	九・六% 七・六% 八%
二〇〇八・五〇	あんず	二 その他のもの パルプ状のもの その他のもの	一二% 九・六%	二〇〇九・九〇	混合ジュース (一) 砂糖を加えたもの (二) その他のもの	九・六% 五・六%
二〇〇八・六〇	さくらんぼ	二 その他のもの パルプ状のもの その他のもの	一二% 九・六%	二一・〇一	コーヒール、茶又はマテのエキスを、エッセンス及び濃縮物並 びにこれらをもととした調製品、コーヒール、茶又はマテを もととした調製品並びにコーヒールその他のコーヒール代用物 (いつたものに限る。並びにそのエキスを、エッセンス及び 濃縮物 コーヒールのエキスを、エッセンス及び濃縮物並びにこれら をもととした調製品並びにコーヒールをもととした調製品 を、もととした調製品並びにコーヒールをもととした調製品 これらをもととした調製品	一五%
二〇〇八・七〇	桃	二 その他のもの パルプ状のもの その他のもの その他のもの(混合したもの(第二〇〇八・一九号のも のを除く)を含む。) 混合したもの 一 ミックスドフルーツ、フルーツサラダ及びフ ルーツカクテル (二) その他のもの その他のもの	一二% 九・六% 九・六%	二〇〇一・一〇	(一) 砂糖を加えたもの (二) その他のもの インスタントコーヒール以外のもの 茶又はマテのエキスを、エッセンス及び濃縮物並びにこれ らをもととした調製品並びに茶又はマテをもととした調 製品	無税
二〇〇八・九二		二 その他のもの 砂糖を加えたものうち パルプ状のもの以外のものうち バナナ、アボカド、マンゴー、グアバ 及びマンゴスチン(気密容器入りのもの に限る。)	九・六%	二〇〇一・二〇	茶又はマテのエキスを、エッセンス及び濃縮物並び にこれらをもととした調製品	八%
二〇〇八・九九		二 その他のもの 砂糖を加えたものうち パルプ状のもの以外のものうち バナナ、アボカド、マンゴー、グアバ 及びマンゴスチン(気密容器入りのもの に限る。)	九・六%	二〇〇一・三〇	チコリールその他のコーヒール代用物(いつたものに限る。)	六%
		二 その他のもの 砂糖を加えたものうち パルプ状のもの以外のものうち バナナ、アボカド、マンゴー、グアバ 及びマンゴスチン(気密容器入りのもの に限る。)	一二%	二一・〇二	酵母(活性のものではないか)を問わない。及びその他 の単細胞微生物(生きていないものに限るものとし、第三 〇〇・〇二項のワクチンを除く)並びに調製したベーキン パウダー 酵母(活性のものに限る。)	一〇%

二二〇二・二〇	酵母(不活性のものに限る。)及びその他の単細胞微生物(生きていないものに限る。)	四%	二二〇四・二九	その他のぶどう酒及びぶどう搾汁でアルコール添加により発酵を止めたもの	一リットルにつき二四円
二二〇二・三〇	一 酵母	一〇%	二二〇四・三〇	その他のもの	無税
二二〇三	調製したベーキングパウダー	六%	二二〇五	その他のぶどう搾汁	無税
二二〇三・一〇	ソース、ソース用の調製品、混合調味料、マスタードの粉及びミール並びに調製したマスタード	六%	二二〇五・一〇	二 その他のもの	一リットルにつき五〇円四
二二〇三・九〇	醤油	六%	二二〇五・九〇	二リットル以下の容器入りにしたもの	一リットルにつき五〇円四
	その他のもの			その他のもの	一リットルにつき五〇円四
	一 ソースのうち			二 その他のもの	一リットルにつき五〇円四
	マヨネーズ、フレンチドレッシング及びサラダドレッシング以外のもの	六%		その他の発酵酒(例えば、りんご酒、なし酒及びミード)	無税
二二〇四	スープ、ブロス、スープ用又はブロス用の調製品及び均質混合調製食料品	六%	二二〇六	二 その他のもの	無税
二二〇四・一〇	スープ、ブロス及びスープ用又はブロス用の調製品	一〇%	二二〇六・〇〇	(一) 清酒及び濁酒	一リットルにつき三〇円八
	野菜のもの(気密容器入りのものに限る。)	一〇%		(二) その他のもの	無税
	その他のもの	九・六%		発酵酒(清酒を除く。)に第二〇・〇九項又は第二二・〇二項の物品を加えたもの以外のもの	一リットルにつき三〇円八
二二〇四・二〇	均質混合調製食料品			エチルアルコール(変性させてないものでアルコール分が八〇%未満のものに限る。)及び蒸留酒、リキエールその他のアルコール飲料並びに飲料製造に使用する種類の調製品でアルコールを含有するもの	一リットルにつき三〇円八
二二〇六	調製食料品(他の項に該当するものを除く。)			飲料製造に使用する種類の調製品でアルコールを含有するもの	一リットルにつき三〇円八
二二〇六・九〇	その他のもの			二 その他のもの	一リットルにつき三〇円八
	四 その他のもの			ジン及びジュネヴァ	一リットルにつき六
	(一) 砂糖を加えたもの	二〇%		その他のもの	無税
	おたねにんじん又はそのエキスを含有する飲料のもの	二〇%		一 エチルアルコール及び蒸留酒	無税
	(二) その他のもの	二二%		(二) その他のもの	無税
	B アルコールを含有しない飲料のもの	二二%		別表第一(一)第二二〇八・九〇号の一の(二)の(1)に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの	無税
	おたねにんじん又はそのエキスを含有するもの	二二%		エチルアルコール	一リットルにつき四八円
	C その他のもの	一〇%			
	ひじき	一〇%			
二二〇一	水(天然又は人造の鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものを除く。)、氷及び雪	無税	二二〇八・五〇		
二二〇一・一〇	鉱水及び炭酸水	無税	二二〇八・九〇		
二二〇三	ビール	無税			
二二〇三・〇〇	ぶどう酒(強化ぶどう酒を含むものとし、生鮮のぶどうから製造したものに限る。)、及びぶどう搾汁(第二〇・〇九項のものを除く。)	無税			
二二〇四	スパークリングワイン	無税			
二二〇四・一〇		一リットルにつき一四・五円六〇銭			

七六六

別表第三 鋳工業產品等特惠関稅率（二分の一輕減稅率）適用品目表（第八條の二關係）

二二・〇九 二二〇九・〇〇 二二・〇九 二三〇九・九〇	食酢及び酢酸から得た食酢代用物 飼料用に供する種類の調製品 その他のもの	二 リキュールその他のアルコール飲料 (一) 合成清酒及び白酒 (四) その他のもの	その他のもの
無税	無税	無税	一リットルにつき二五円二〇銭

関税定率法別表の 番号	品名
二九・〇六	環式アルコール並びにそのヘロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロ化誘導体
二九〇六・二一	飽和脂環式アルコール、不飽和脂環式アルコール及びシクロテルペン
二九・二二	メントール
二九二二・四二	酸素官能のアミノ化合物 —アミノ酸及びそのエステル（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）並びにこれらの塩 グルタミン酸及びその塩 一 グルタミン酸ソーダ
三五・〇二	アルブミン及びアルブミンナートその他のアルブミン誘導体
三五〇二・一〇	卵白
四一・〇四	牛又は馬類の動物の革（毛が付いていないものに限るものとし、第四一・〇八項又は第四一・〇九項の革を除く。）
四一〇四・一〇	全形の牛革（表面積が一枚につき二八平方フィート（二・六平方メートル）以下のものに限る。） 一 なめしたものと及び再なめしたものの（これらを超える加工をしてないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。）のうち クロムなめしのもの以外のもの
三 その他のもの	その他の牛革及び馬類の動物の革（なめしたものと及び再なめしたもので、これらを超える加工をしてないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。）

[illegible]

絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの

昭和六十二年五月二十二日 参議院會議録第十二号(その二) 商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律案 七六八

五四〇七・三〇	この部の注9の織物のうち 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの
五四〇七・四一	その他の織物(ナイロンその他のポリアミドの長繊維の重量が全重量の八五%以上のものに限り。)
五四〇七・四二	漂白してないもの及び漂白したもののうち 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの
五四〇七・四三	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの 異なる色の糸から成るものうち
五四〇七・四四	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの なせんしたものうち
五四〇七・五一	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの その他の織物(テクスチャード加工をしたポリエステル長繊維の重量が全重量の八五%以上のものに限り。)
五四〇七・五二	漂白してないもの及び漂白したもののうち 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの
五四〇七・五三	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの 異なる色の糸から成るものうち
五四〇七・五四	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの なせんしたものうち
五四〇七・六〇	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの その他の織物(テクスチャード加工をしてないポリエステル長繊維の重量が全重量の八五%以上のものに限り。)
五四〇七・七一	漂白してないもの及び漂白したもののうち 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの
五四〇七・七二	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの 異なる色の糸から成るものうち
五四〇七・七三	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの なせんしたものうち
五四〇七・七四	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの その他の織物(合成繊維の長繊維の重量が全重量の八五%未満のもの、混用繊維の全部又は大部分が綿のものに限る。)
五四〇七・八一	漂白してないもの及び漂白したもののうち 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの
五四〇七・八二	浸染したものうち 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの
五四〇七・八三	異なる色の糸から成るものうち 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの
五四〇七・八四	なせんしたものうち 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの
五四〇七・九一	その他の織物 漂白してないもの及び漂白したものうち 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの
五四〇七・九二	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの 異なる色の糸から成るものうち
五四〇七・九三	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの なせんしたものうち
五四〇七・九四	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの 再生繊維又は半合成繊維の長繊維の糸の織物(第五四・〇五項の材料の織物を含む。)
五四・〇八	強力糸(ビスコースレーヨンのものに限り。)(の織物うち
五四〇八・一〇	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの その他の織物(再生繊維若しくは半合成繊維の長繊維又は再生繊維若しくは半合成繊維の材料のストリップその他これに類する物品の重量が全重量の八五%以上のものに限り。)
五四〇八・二一	漂白してないもの及び漂白したものうち 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの
五四〇八・二二	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの 異なる色の糸から成るものうち
五四〇八・二三	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの なせんしたものうち
五四〇八・二四	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの その他の織物
五四〇八・三一	漂白してないもの及び漂白したものうち 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの
五四〇八・三二	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの 異なる色の糸から成るものうち
五四〇八・三三	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの なせんしたものうち
五四〇八・三四	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの

[illegible]

五五・一三・二九
その他の織物のうち
絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの
ポリエステルの短繊維のもの（平織りのものに限る。）のうち
絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの
五五・一三・三二
ポリエステルの短繊維のもの（二枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のものに限る。）のうち
絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの
五五・一三・三三
ポリエステルの短繊維のもの（その他の織物のうち
絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの
その他の織物のうち
五五・一三・三九
絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの
なせんしたもの
五五・一三・四一
ポリエステルの短繊維のもの（平織りのものに限る。）のうち
絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの
五五・一三・四二
ポリエステルの短繊維のもの（三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のものに限る。）のうち
絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの
五五・一三・四三
ポリエステルの短繊維のもの（その他の織物のうち
絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの
その他の織物のうち
五五・一三・四九
絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの
合成繊維の短繊維の織物（合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五%未満のものうち、混用繊維の全部又は大部分が綿のもので、重量が一平方メートルにつき一七〇グラムを超えるものに限る。）
漂白してないもの及び漂白したもの
五五・一四
ポリエステルの短繊維のもの（平織りのものに限る。）のうち
絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの
五五・一四・一一
絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの
五五・一四・一二
ポリエステルの短繊維のもの（二枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のものに限る。）のうち
絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの
五五・一四・一三
ポリエステルの短繊維のもの（その他の織物のうち
絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの
その他の織物のうち
五五・一四・一九
絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの
浸染したもの
五五・一四・二一
ポリエステルの短繊維のもの（平織りのものに限る。）のうち
絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの

五五・一六・三二
五五・一六・三三
五五・一六・三四
五五・一六・四一
五五・一六・四二
五五・一六・四三
五五・一六・四四
五五・一六・九一
五五・一六・九二
五五・一六・九三
五五・一六・九四
五七・〇二
五七・〇二・一〇
五七・〇二・三一
五七・〇二・三二
五七・〇二・三三
五七・〇二・三九
五七・〇二・四一
五七・〇二・四二

浸染したものうち

絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの
異なる色の糸から成るものうち

絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの
なせんしたものうち

絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの
再生繊維又は合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五%未満のもの

で、混用繊維の全部又は大部分が綿のもの
漂白してないものと及び漂白したものうち

絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの
浸染したものうち

絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの
異なる色の糸から成るものうち

絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの
なせんしたものうち

絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの
その他のもの

漂白してないものと及び漂白したものうち
絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの

浸染したものうち
絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの

異なる色の糸から成るものうち
絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの

なせんしたものうち
絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの

絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの
じゆうたんその他の紡織用繊維の床用敷物(ケレムラグ、シュマックラ

グ、カラマニラグその他これらに類する手織りの敷物を含む、織物製の
ものに限るものとし、製品にしたものであるかないかを問わず、タフト

し又はフロック加工をしたものを除く。)
ケレムラグ、シュマックラグ、カラマニラグその他これらに類する手

織りの敷物
その他のもの(パイル織物のものに限るものとし、製品にしたものを

除く。)
羊毛製又は織獣毛製のもの

人造繊維材料製のもの

その他の紡織用繊維製のもの及び製品にしたものを除く。
羊毛製又は織獣毛製のもの
人造繊維材料製のもの
その他の紡織用繊維製のもの
その他のもの(製品にしたものに限るものとし、パイル織物のものを除く。)
羊毛製又は織獣毛製のもの
人造繊維材料製のもの

五七・〇二・四九
五七・〇二・五一
五七・〇二・五二
五七・〇二・五九
五七・〇三
五七・〇三・一〇
五七・〇三・二〇
五七・〇三・三〇
五七・〇三・九〇
五七・〇五
五七・〇五・〇〇
五八・〇六
五八・〇六・一〇
五八・〇六・三一
五八・〇六・三二
五八・〇六・三九
五八・〇六・四〇
五八・一〇
五八・一〇・一〇
五八・一〇・九一
五八・一〇・九二
五八・一〇・九九
六〇・〇一
六〇・〇一・一〇
六〇・〇一・二一

その他の紡織用繊維製のもの

その他のもの(パイル織物のものと及び製品にしたものを除く。)
羊毛製又は織獣毛製のもの

人造繊維材料製のもの
その他の紡織用繊維製のもの

その他のもの(製品にしたものに限るものとし、パイル織物のものを除く。)
羊毛製又は織獣毛製のもの

人造繊維材料製のもの
その他の紡織用繊維製のもの

じゆうたんその他の紡織用繊維の床用敷物(タフトしたものに限るもの
とし、製品にしたものであるかないかを問わない。)
羊毛製又は織獣毛製のもの

ナイロンその他のポリアミド製のもの
その他の人造繊維材料製のもの

その他の紡織用繊維製のもの
じゆうたんその他の紡織用繊維の床用敷物(製品にしたものであるかな

いかを問わないものとし、この類の他の項に該当するものを除く。)
細幅織物(第五八・〇七項の物品を除く。及び接着剤により接着したた

て糸のみから成る細幅織物類(ボルダック)
パイル織物(テリータオル地その他のテリータオル織物を含む。及びシエ

ニール織物
その他の織物

綿製のもの
人造繊維製のもの

その他の紡織用繊維製のもの
接着剤により接着したたて糸のみから成る細幅織物類(ボルダック)

しじゆう布(モチーフを含む。)
しじゆう布(基布が見えないものに限る。)

その他のしじゆう布
綿製のもの

人造繊維製のもの
その他の紡織用繊維製のもの

パイル編物(ロングパイル編物及びテリータオル編物を含むものとし、メリヤ
ス編み又はクロセ編みのものに限る。)
ロングパイル編物

ループパイル編物
綿製のもの

六〇〇一・二二	人造纖維製のもの	六二〇二・九〇	その他の紡織用纖維製のもの
六〇〇一・二九	その他のもの	六一・〇三	その他の紡織用纖維製のもの
六〇〇一・九一	綿製のもの	六二〇三・一一	その他の紡織用纖維製のもの
六〇〇一・九二	人造纖維製のもの	六二〇三・一二	その他の紡織用纖維製のもの
六〇〇一・九九	その他の紡織用纖維製のもの	六二〇三・一九	その他の紡織用纖維製のもの
六〇〇二・一〇	幅が三〇センチメートル以下で、弾性糸又はゴム糸の重量が全重量の五割以上のものうち	六二〇三・二一	その他の紡織用纖維製のもの
六〇〇二・二〇	その他のもの（幅が三〇センチメートル以下のものに限る。）	六二〇三・二二	その他の紡織用纖維製のもの
六〇〇二・三〇	幅が三〇センチメートルを超え、弾性糸又はゴム糸の重量が全重量の五割以上のものうち	六二〇三・二三	その他の紡織用纖維製のもの
	ゴム糸の重量が全重量の五割以上のもの以外のもの	六二〇三・二九	その他の紡織用纖維製のもの
	その他の編物（たてメリヤス編みのものに限るものとし、ガルーンメリヤス機により編んだものを含む）	六二〇三・三一	その他の紡織用纖維製のもの
六〇〇二・四一	羊毛製又は織獣毛製のもの	六二〇三・三二	その他の紡織用纖維製のもの
六〇〇二・四二	綿製のもの	六二〇三・三三	その他の紡織用纖維製のもの
六〇〇二・四三	人造纖維製のもの	六二〇三・三九	その他の紡織用纖維製のもの
六〇〇二・四九	その他のもの	六二〇三・四一	その他の紡織用纖維製のもの
	その他のもの	六二〇三・四二	その他の紡織用纖維製のもの
六〇〇二・九一	羊毛製又は織獣毛製のもの	六二〇三・四三	その他の紡織用纖維製のもの
六〇〇二・九二	綿製のもの	六二〇三・四四	その他の紡織用纖維製のもの
六〇〇二・九三	人造纖維製のもの	六二〇三・四九	その他の紡織用纖維製のもの
六〇〇二・九九	その他のもの	六二〇四・一一	その他の紡織用纖維製のもの
六一・〇一	男子用のオーバーコート、カーコート、ケーブ、クロック、アノラック（スキージャケットを含む）、ウインドチーター、ウインドジャケットその他これらに類する製品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限るものとし、第六一・〇三項のものを除く）	六二〇四・一二	その他の紡織用纖維製のもの
	羊毛製又は織獣毛製のもの	六二〇四・一三	その他の紡織用纖維製のもの
	綿製のもの	六二〇四・一九	その他の紡織用纖維製のもの
	人造纖維製のもの	六二〇四・二一	その他の紡織用纖維製のもの
六二〇一・一〇	その他の紡織用纖維製のもの	六二〇四・二二	その他の紡織用纖維製のもの
六二〇一・二〇	女子用のオーバーコート、カーコート、ケーブ、クロック、アノラック（スキージャケットを含む）、ウインドチーター、ウインドジャケットその他これらに類する製品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限るものとし、第六一・〇四項のものを除く）	六二〇四・二三	その他の紡織用纖維製のもの
六二〇一・三〇	羊毛製又は織獣毛製のもの	六二〇四・二九	その他の紡織用纖維製のもの
六二〇一・九〇	綿製のもの	六二〇四・三一	その他の紡織用纖維製のもの
六二〇二・一〇	人造纖維製のもの	六二〇四・三二	その他の紡織用纖維製のもの
六二〇二・三〇	その他の紡織用纖維製のもの		

六二〇四・三三	合成繊維製のもの
六二〇四・三九	その他の紡織用繊維製のもの
六二〇四・四一	羊毛製又は織獣毛製のもの
六二〇四・四二	綿製のもの
六二〇四・四三	合成繊維製のもの
六二〇四・四四	再生繊維又は半合成繊維製のもの
六二〇四・四九	その他の紡織用繊維製のもの
六二〇四・五二	スカーフ及びキョロツスカーフ
六二〇四・五三	羊毛製又は織獣毛製のもの
六二〇四・五九	綿製のもの
六二〇四・六一	合成繊維製のもの
六二〇四・六二	その他の紡織用繊維製のもの
六二〇四・六三	ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ
六二〇四・六九	羊毛製又は織獣毛製のもの
六二〇五・一〇	綿製のもの
六二〇五・二〇	合成繊維製のもの
六二〇五・九〇	その他の紡織用繊維製のもの
六二〇六・一〇	女子用のブラウス、シャツ及びシャツブラウス（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限定。）
六二〇六・二〇	綿製のもの
六二〇六・九〇	合成繊維製のもの
六二〇七・一〇	その他の紡織用繊維製のもの
六二〇七・二二	男子用のズボン、ズボン下、ブリーフ、ナイトシャツ、パジャマ、バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限定。）
六二〇七・一九	パンツ、ズボン下及びブリーフ
六二〇七・二二	綿製のもの
六二〇七・二二	合成繊維製のもの
六二〇七・二九	その他の紡織用繊維製のもの

六二〇七・九一	その他のもの
六二〇七・九二	綿製のもの
六二〇七・九九	合成繊維製のもの
六二〇八・一〇	その他の紡織用繊維製のもの
六二〇八・一一	女子用のスリッパ、ベティコート、ブリーフ、パンティ、ナイトドレス、パジャマ、ネグリジエ、バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限定。）
六二〇八・一二	スリッパ及びベティコート
六二〇八・一九	人造繊維製のもの
六二〇八・二二	その他の紡織用繊維製のもの
六二〇八・二九	ブリーフ及びパンティ
六二〇八・三二	綿製のもの
六二〇八・三三	合成繊維製のもの
六二〇八・三九	その他の紡織用繊維製のもの
六二〇八・九一	その他のもの
六二〇八・九二	綿製のもの
六二〇八・九九	合成繊維製のもの
六二〇九・一〇	その他の紡織用繊維製のもの
六二〇九・九〇	その他の紡織用繊維製のもの
六二〇九・一〇	その他の紡織用繊維製のもの
六二一〇・一〇	その他の紡織用繊維製のもの
六二一〇・二〇	その他の紡織用繊維製のもの
六二一〇・三〇	その他の紡織用繊維製のもの
六二一〇・九〇	その他の紡織用繊維製のもの
六二一一・一一	その他の紡織用繊維製のもの
六二一一・一〇	その他の紡織用繊維製のもの
六二一一・二〇	その他の紡織用繊維製のもの
六二一一・三〇	その他の紡織用繊維製のもの
六二一一・九〇	その他の紡織用繊維製のもの

六二〇七・九一	その他のもの
六二〇七・九二	綿製のもの
六二〇七・九九	合成繊維製のもの
六二〇八・一〇	その他の紡織用繊維製のもの
六二〇八・一一	女子用のスリッパ、ベティコート、ブリーフ、パンティ、ナイトドレス、パジャマ、ネグリジエ、バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限定。）
六二〇八・一二	スリッパ及びベティコート
六二〇八・一九	人造繊維製のもの
六二〇八・二二	その他の紡織用繊維製のもの
六二〇八・二九	ブリーフ及びパンティ
六二〇八・三二	綿製のもの
六二〇八・三三	合成繊維製のもの
六二〇八・三九	その他の紡織用繊維製のもの
六二〇八・九一	その他のもの
六二〇八・九二	綿製のもの
六二〇八・九九	合成繊維製のもの
六二〇九・一〇	その他の紡織用繊維製のもの
六二〇九・九〇	その他の紡織用繊維製のもの
六二〇九・一〇	その他の紡織用繊維製のもの
六二一〇・一〇	その他の紡織用繊維製のもの
六二一〇・二〇	その他の紡織用繊維製のもの
六二一〇・三〇	その他の紡織用繊維製のもの
六二一〇・九〇	その他の紡織用繊維製のもの
六二一一・一一	その他の紡織用繊維製のもの
六二一一・一〇	その他の紡織用繊維製のもの
六二一一・二〇	その他の紡織用繊維製のもの
六二一一・三〇	その他の紡織用繊維製のもの
六二一一・九〇	その他の紡織用繊維製のもの

七七四

手袋、ミトン及びミット（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）
 プラスチック又はゴムを染み込ませ、塗布し又は被覆した手袋のうち
 ゴムを染み込ませ、塗布し又は被覆したもの以外のもの
 その他のもの
 羊毛製又は織獣毛製のもの
 綿製のもの
 合成繊維製のもの
 その他の紡織用繊維製のもの
 その他の衣類附属品（製品にしたもので、メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）及び衣類又は衣類附属品の部分品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）
 ショール、スカーフ、マフラー、マンティール、ベールその他これらに類する製品
 ネクタイ
 その他の附属品のうち
 ゴムを染み込ませ、塗布し又は被覆したもの以外のもの
 部分品
 男子用のオーバーコート、カーコート、ケープ、クローク、アノラック（スキージャケットを含む）、ウインドチャーター、ウインドジャケットその他これらに類する製品（第六二・〇三項のものを除く。）
 オーバーコート、レインコート、カーコート、ケープ、クロークその他これらに類する製品
 羊毛製又は織獣毛製のもの
 綿製のもの
 人造繊維製のもの
 その他の紡織用繊維製のもの
 羊毛製又は織獣毛製のもの
 綿製のもの
 人造繊維製のもの
 その他の紡織用繊維製のもの
 女子用のオーバーコート、カーコート、ケープ、クローク、アノラック（スキージャケットを含む）、ウインドチャーター、ウインドジャケットその他これらに類する製品（第六二・〇四項のものを除く。）
 オーバーコート、レインコート、カーコート、ケープ、クロークその他これらに類する製品
 羊毛製又は織獣毛製のもの
 綿製のもの
 人造繊維製のもの
 その他の紡織用繊維製のもの

六二〇四・二九
その他の紡織用纖維製のもの
ジャケット
羊毛製又は織獣毛製のもの
綿製のもの
合成纖維製のもの
その他の紡織用纖維製のもの
ドレス
羊毛製又は織獣毛製のもの
綿製のもの
合成纖維製のもの
再生纖維又は半合成纖維製のもの
その他の紡織用纖維製のもの
スカート及びキュロットスカート
羊毛製又は織獣毛製のもの
綿製のもの
合成纖維製のもの
その他の紡織用纖維製のもの
ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ
羊毛製又は織獣毛製のもの
綿製のもの
合成纖維製のもの
その他の紡織用纖維製のもの
男子用のシャツ
羊毛製又は織獣毛製のもの
綿製のもの
人造纖維製のもの
その他の紡織用纖維製のもの
女子用のブラウス、シャツ及びシャツブラウス
絹(絹のくずを含む)製のもの
一 毛皮付きのもの
二 その他のもののうち
ブラウス、シャツブラウス、オーブンシャツその他これらに類するシャツ
羊毛製又は織獣毛製のもの
一 毛皮付きのもの
二 その他のもののうち
ブラウス、シャツブラウス、オーブンシャツその他これらに類するシャツ

昭和六十二年五月二十二日

六二〇六・三〇	綿製のもの	一 毛皮付きのもの	二 その他のもののうち
六二〇六・四〇	人造繊維製のもの	一 毛皮付きのもの	二 その他のもののうち
六二〇六・九〇	その他の紡織用繊維製のもの	一 毛皮付きのもの	二 その他のもののうち
六二〇七	男子用のシングレットその他これに類する肌着、ブリーフ、ナイトシャツ、パジャマ、バスローブ、ズボン下及びブリーフ	一 毛皮付きのもの	二 その他のもののうち
六二〇七・一一	綿製のもの	一 毛皮付きのもの	二 その他のもののうち
六二〇七・一九	その他の紡織用繊維製のもの	一 毛皮付きのもの	二 その他のもののうち
六二〇七・二一	ナイトシャツ及びパジャマ	一 毛皮付きのもの	二 その他のもののうち
六二〇七・二二	人造繊維製のもの	一 毛皮付きのもの	二 その他のもののうち
六二〇七・二九	その他の紡織用繊維製のもの	一 毛皮付きのもの	二 その他のもののうち
六二〇七・九一	綿製のもの	一 毛皮付きのもの	二 その他のもののうち
六二〇七・九二	人造繊維製のもの	一 毛皮付きのもの	二 その他のもののうち
六二〇七・九九	その他の紡織用繊維製のもの	一 毛皮付きのもの	二 その他のもののうち
六二・〇八	女子用のシングレットその他これに類する肌着、スリッパ、ペティコート、ブリーフ、パンティ、ナイトドレス、パジャマ、ネグリジュエ、バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品	一 毛皮付きのもの	二 その他のもののうち
六二〇八・九一	綿製のもの	一 毛皮付きのもの	二 その他のもののうち
六二〇八・九二	人造繊維製のもの	一 毛皮付きのもの	二 その他のもののうち
六二〇八・九三	その他の紡織用繊維製のもの	一 毛皮付きのもの	二 その他のもののうち
六二〇八・九四	綿製のもの	一 毛皮付きのもの	二 その他のもののうち
六二〇八・九五	人造繊維製のもの	一 毛皮付きのもの	二 その他のもののうち
六二〇八・九六	その他の紡織用繊維製のもの	一 毛皮付きのもの	二 その他のもののうち
六二〇八・九七	綿製のもの	一 毛皮付きのもの	二 その他のもののうち
六二〇八・九八	人造繊維製のもの	一 毛皮付きのもの	二 その他のもののうち
六二〇八・九九	その他の紡織用繊維製のもの	一 毛皮付きのもの	二 その他のもののうち
六二〇九・一〇	男子用のシングレットその他これに類する肌着、ブリーフ、ナイトシャツ、パジャマ、バスローブ、ズボン下及びブリーフ	一 毛皮付きのもの	二 その他のもののうち
六二〇九・一一	綿製のもの	一 毛皮付きのもの	二 その他のもののうち
六二〇九・一二	その他の紡織用繊維製のもの	一 毛皮付きのもの	二 その他のもののうち
六二〇九・一三	ナイトシャツ及びパジャマ	一 毛皮付きのもの	二 その他のもののうち
六二〇九・一四	人造繊維製のもの	一 毛皮付きのもの	二 その他のもののうち
六二〇九・一五	その他の紡織用繊維製のもの	一 毛皮付きのもの	二 その他のもののうち
六二〇九・一六	綿製のもの	一 毛皮付きのもの	二 その他のもののうち
六二〇九・一七	人造繊維製のもの	一 毛皮付きのもの	二 その他のもののうち
六二〇九・一八	その他の紡織用繊維製のもの	一 毛皮付きのもの	二 その他のもののうち
六二〇九・一九	女子用のシングレットその他これに類する肌着、スリッパ、ペティコート、ブリーフ、パンティ、ナイトドレス、パジャマ、ネグリジュエ、バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品	一 毛皮付きのもの	二 その他のもののうち
六二〇九・二〇	綿製のもの	一 毛皮付きのもの	二 その他のもののうち
六二〇九・二一	人造繊維製のもの	一 毛皮付きのもの	二 その他のもののうち
六二〇九・二二	その他の紡織用繊維製のもの	一 毛皮付きのもの	二 その他のもののうち
六二〇九・二三	綿製のもの	一 毛皮付きのもの	二 その他のもののうち
六二〇九・二四	人造繊維製のもの	一 毛皮付きのもの	二 その他のもののうち
六二〇九・二五	その他の紡織用繊維製のもの	一 毛皮付きのもの	二 その他のもののうち
六二〇九・二六	綿製のもの	一 毛皮付きのもの	二 その他のもののうち
六二〇九・二七	人造繊維製のもの	一 毛皮付きのもの	二 その他のもののうち
六二〇九・二八	その他の紡織用繊維製のもの	一 毛皮付きのもの	二 その他のもののうち
六二〇九・二九	綿製のもの	一 毛皮付きのもの	二 その他のもののうち
六二〇九・三〇	人造繊維製のもの	一 毛皮付きのもの	二 その他のもののうち
六二〇九・三一	その他の紡織用繊維製のもの	一 毛皮付きのもの	二 その他のもののうち
六二〇九・三二	綿製のもの	一 毛皮付きのもの	二 その他のもののうち
六二〇九・三三	人造繊維製のもの	一 毛皮付きのもの	二 その他のもののうち
六二〇九・三四	その他の紡織用繊維製のもの	一 毛皮付きのもの	二 その他のもののうち
六二〇九・三五	綿製のもの	一 毛皮付きのもの	二 その他のもののうち
六二〇九・三六	人造繊維製のもの	一 毛皮付きのもの	二 その他のもののうち
六二〇九・三七	その他の紡織用繊維製のもの	一 毛皮付きのもの	二 その他のもののうち
六二〇九・三八	綿製のもの	一 毛皮付きのもの	二 その他のもののうち
六二〇九・三九	人造繊維製のもの	一 毛皮付きのもの	二 その他のもののうち
六二〇九・四〇	その他の紡織用繊維製のもの	一 毛皮付きのもの	二 その他のもののうち
六二・一〇	衣類（第五六・〇二項、第五六・〇三項、第五九・〇三項、第五九・〇六項又は第五九・〇七項の織物類から製品にしたものに限る。）	一 毛皮付きのもの	二 その他のもののうち

六二〇・一〇	第五六・〇二項又は第五六・〇三項の織物類から成るもの
六二〇・二〇	その他の衣類(第六二〇一・一一号から第六二〇一・一九号までのものと同一種類のものに限る。)
六二〇・三〇	その他の衣類(第六二〇二・一一号から第六二〇二・一九号までのものと同一種類のものに限る。)
六二〇・四〇	その他の男子用の衣類
六二〇・五〇	その他の女子用の衣類
六二・一一	トラックスーツ、スキースーツ及び水着並びにその他の衣類水着
六二一・一一	男子用のもの
六二一・一二	女子用のもの
六二一・二〇	スキースーツ
六二一・三一	その他の男子用の衣類
六二一・三二	羊毛製又は織獣毛製のもの
六二一・三三	綿製のもの
六二一・三九	人造繊維製のもの
六二一・四一	その他の紡織用繊維製のもの
六二一・四二	羊毛製又は織獣毛製のもの
六二一・四三	綿製のもの
六二一・四九	人造繊維製のもの
六三・〇二	その他の紡織用繊維製のもの
六三〇二・一〇	ベッドリネン、テーブルリネン、トイレットリネン及びキッチンリネン
六三〇二・二一	ベッドリネン(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)
六三〇二・二二	その他のベッドリネン(なせんしたものに限る。)
六三〇二・二九	綿製のもの
六三〇二・三二	人造繊維製のもののうち
六三〇二・三三	不織布製のものの以外のも
六三〇二・三九	その他の紡織用繊維製のもの
六三〇二・四一	その他のベッドリネン
六三〇二・四二	綿製のもの
六三〇二・四三	人造繊維製のもののうち
六三〇二・四四	不織布製のものの以外のも
六三〇二・四九	その他の紡織用繊維製のもの
六三〇二・五〇	その他の室内用品(第九四・〇四項のものを除く。)
六三〇二・五一	ベッドスプレッド
六三〇二・五二	メリヤス編み又はクロセ編みのもの
六三〇二・五三	その他のもの
六三〇二・五九	その他のもの
六三〇二・六〇	その他のもの
六三〇二・九一	綿製のもの
六三〇二・九二	人造繊維製のもののうち
六三〇二・九三	不織布製のものの以外のも
六三〇二・九九	その他の紡織用繊維製のもの
六三・〇三	カーテン(ドレープを含む。)、室内用ブラインド、カーテンバランス及びベッドバランス
六三〇三・一一	メリヤス編み又はクロセ編みのもの
六三〇三・一二	綿製のもの
六三〇三・一九	合成繊維製のもの
六三〇三・九一	その他の紡織用繊維製のもの
六三〇三・九二	その他のもの
六三〇三・九三	綿製のもの
六三〇三・九四	合成繊維製のもののうち
六三〇三・九九	不織布製のものの以外のも
六三・〇四	その他の紡織用繊維製のもの
六三〇四・一一	その他の室内用品(第九四・〇四項のものを除く。)
六三〇四・一九	ベッドスプレッド
六三〇四・九一	メリヤス編み又はクロセ編みのもの
六三〇四・九二	その他のもの
六三〇四・九三	その他のもの
六三〇四・九四	その他のもの
六三〇四・九九	その他のもの

昭和六十二年五月二十二日 参議院會議録第十二号(その二) 商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律案 七七八

六三〇・四・九二	綿製のもの(メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。)
六三〇・四・九三	合成繊維製のもの(メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。)
六三〇・四・九四	不織布製のものの以外のもの
六三〇・四・九五	その他の紡織用繊維製のもの(メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。)
六四〇・〇三	履物(本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製で、甲が革製のものに限定。)
六四〇・〇三・一一	スキー靴(クロスカントリイ用のものを含む。)
六四〇・〇三・一九	その他のもの
六四〇・〇三・二〇	履物(本底が革製で、革製のストラップが足の甲及び親指の回りにかかるものに限定。)
六四〇・〇三・三〇	履物(ベース又はプラットフォームが木製のものに限定。中敷き又は保護用の金属製トリーキャップを有するものを除く。)
六四〇・〇三・四〇	その他の履物(保護用の金属製トリーキャップを有するものに限定。)
六四〇・〇三・五一	その他のもの
六四〇・〇三・五九	その他の履物
六四〇・〇三・九一	くるぶしを覆うもの
六四〇・〇三・九二	その他のもの
六四〇・〇三・九三	履物(本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製で、甲が紡織用繊維製のものに限定。)
六四〇・〇四	履物(本底がゴム製又はプラスチック製のものに限定。)
六四〇・〇四・一一	スポーツ用の履物及びテニスシューズ、バスケットシューズ、体操シューズ、トレーニングシューズその他これらに類する履物
六四〇・〇四・一九	その他のもの
六四〇・〇四・二〇	履物(本底が革製又はコンポジションレザー製のものに限定。)
六四〇・〇五	その他の履物
六四〇・〇五・一〇	甲が革製又はコンポジションレザー製のもの
六四〇・〇五・一一	一 本底が革製のもの(甲がコンポジションレザー製のものに限定。)
六四〇・〇五・一二	二 本底がゴム製、プラスチック製又はコンポジションレザー製のもの(甲がコンポジションレザー製のものに限定。)

六四〇・五・九〇	その他のもの
七五〇・〇一	一 本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製のもの
七五〇・〇一・二〇	ニッケルのマット、焼結した酸化ニッケルその他ニッケル製錬の中間生産物
七五〇・〇二	焼結した酸化ニッケルその他ニッケル製錬の中間生産物
七五〇・〇二・一〇	一 焼結した酸化ニッケル(ニッケルの含有量が全重量の八八%以上のもに限定。)
九三〇・五・九〇	ニッケルの塊
九三〇・五・九一	ニッケル(合金を除く。)
九三〇・五・九二	第九三・〇一項から第九三・〇四項までの物品の部分品及び付属品
九三〇・五・九三	その他のもののうち
九三〇・五・九四	軍用の武器のもの以外のもののうち
九三〇・五・九五	革製又はコンポジションレザー製のもの
九三〇・五・九六	トラベルセット(化粧用、洗面用、裁縫用又は靴若しくは衣服の清浄用のものに限定。)
九三〇・五・九七	別表第四を次のように改める。
九三〇・五・九八	別表第四 特惠関税例外品目表(第八条の二関係)
九三〇・五・九九	別表第四 関税定率法別表の番号
二七〇・〇九	品名
二七〇・〇九・〇〇	石油及び歴青油(原油に限る。)
二七〇・〇九・〇一	石油及び歴青油(原油を除く。並びにこれらの調製品(石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限定。他の項に該当するものを除く。)
二七〇・〇九・〇二	一 石油及び歴青油(石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五%未満のものを含む。)
二七〇・〇九・〇三	石油ガスその他のガス状炭化水素
二七〇・〇九・〇四	液化したもの
二七〇・〇九・〇五	プロパン
二七〇・〇九・〇六	ブタン
二七〇・〇九・〇七	エチレン、プロピレン、ブチレン及びブタジエン
二七〇・〇九・〇八	その他のもの

二七一一・二二	ガス状のもの
二七一一・二九	天然ガス
三五・〇三	その他のもの
三三・〇〇	ゼラチン(長方形(正方形を含む)のシート状のものを含むものとし、表面加工をしてあるかないかは着色してあるかないかを問わない。)、ゼラチン誘導体、アイシンググラス及びその他のにかわ(第三五・〇一項のカゼイングルーを除く)のうち
四二・〇三	ゼラチン(写真用のもを除く。)、及びにかわ(魚膠及びアイシンググラスを除く。)
四二・〇三・一〇	衣類及び衣類附属品(革製又はコンポジションレザー製のものに限る。)
四二・〇三・二一	衣類
四二・〇三・二二	手袋、ミトン及びミット
四二・〇三・二九	特に運動用に製造したもの
四二・〇三・三〇	その他のもの
四二・〇三・四〇	ベルト及び負い革
四三・〇二	その他の衣類附属品
四三・〇二・一一	なめし又は仕上げた毛皮(頭部、尾部、足部その他の切片を含み、組み合わせてないもの及び他の材料を加えることなく組み合わせたものに限るものとし、第四三・〇三項のものを除く。)
四三・〇二・一二	全形のもの(組み合わせてないものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかないかを問わない。)
四三・〇二・一三	うさぎのもの
四三・〇二・一九	子羊のもの(アストラカン羊、ブロードテール羊、カラクル羊、ペルシャ羊その他これらに類する羊、インド羊、中国羊、モンゴル羊又はチベット羊の子羊に限る。)
四三・〇二・二〇	その他のものうち
四三・〇二・二一	羊又はやぎのもの
四三・〇二・二二	頭部、尾部、足部その他の切片で、組み合わせてないものうち
四三・〇二・二三	羊、やぎ又はうさぎのもの
四三・〇二・二四	全形のもの及び切片で、組み合わせたもの
四三・〇二・二五	ドロップスキンのうち
四三・〇二・二六	羊、やぎ又はうさぎのもの
四三・〇二・二七	その他のものうち
四三・〇二・二八	羊、やぎ又はうさぎのもの
四三・〇三・一〇	衣類、衣類附属品その他の毛皮製品
四三・〇三・一九	衣類及び衣類附属品のうち
四三・〇三・二〇	羊、やぎ又はうさぎの毛皮製のもの
四三・〇三・二一	その他のものうち
四三・〇三・二二	羊、やぎ又はうさぎの毛皮製のもの
四三・〇三・二三	合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材
四三・〇三・二四	合板(木材の単板のみから成るもので各単板の厚さが六ミリメートル以下のものに限る。)
四三・〇三・二五	少なくとも一の外面の単板が熱帯産木材(ダークレッドメランチ、ライトレッドメランチ、ホワイトラワン、シボ、リンバ、オクメ、オベチエ、アカジョアフリカ、サベリ、バボン、マホガニー(スウィエテニア属のもの)、ブラジリアンローズウッド及びボアドローズフェルに限る。のもの)
四三・〇三・二六	その他のもの(少なくとも一の外面の単板が針葉樹以外のものに限る。)
四三・〇三・二七	その他のもの
四三・〇三・二八	生糸(よつてないものに限る。)
四三・〇三・二九	二 その他のもの
四三・〇三・三〇	絹糸(絹紡糸、絹紡糸及び小売用にしたものを除く。)
四三・〇三・三一	絹紡糸及び絹紡糸(小売用にしたものを除く。)
四三・〇三・三二	絹紡糸
四三・〇三・三三	絹紡糸
四三・〇三・三四	絹紡糸
四三・〇三・三五	絹紡糸
四三・〇三・三六	絹紡糸
四三・〇三・三七	絹紡糸
四三・〇三・三八	絹紡糸
四三・〇三・三九	絹紡糸
四三・〇三・四〇	絹紡糸
四三・〇三・四一	絹紡糸
四三・〇三・四二	絹紡糸
四三・〇三・四三	絹紡糸
四三・〇三・四四	絹紡糸
四三・〇三・四五	絹紡糸
四三・〇三・四六	絹紡糸
四三・〇三・四七	絹紡糸
四三・〇三・四八	絹紡糸
四三・〇三・四九	絹紡糸
四三・〇三・五〇	絹紡糸
四三・〇三・五一	絹紡糸
四三・〇三・五二	絹紡糸
四三・〇三・五三	絹紡糸
四三・〇三・五四	絹紡糸
四三・〇三・五五	絹紡糸
四三・〇三・五六	絹紡糸
四三・〇三・五七	絹紡糸
四三・〇三・五八	絹紡糸
四三・〇三・五九	絹紡糸
四三・〇三・六〇	絹紡糸
四三・〇三・六一	絹紡糸
四三・〇三・六二	絹紡糸
四三・〇三・六三	絹紡糸
四三・〇三・六四	絹紡糸
四三・〇三・六五	絹紡糸
四三・〇三・六六	絹紡糸
四三・〇三・六七	絹紡糸
四三・〇三・六八	絹紡糸
四三・〇三・六九	絹紡糸
四三・〇三・七〇	絹紡糸
四三・〇三・七一	絹紡糸
四三・〇三・七二	絹紡糸
四三・〇三・七三	絹紡糸
四三・〇三・七四	絹紡糸
四三・〇三・七五	絹紡糸
四三・〇三・七六	絹紡糸
四三・〇三・七七	絹紡糸
四三・〇三・七八	絹紡糸
四三・〇三・七九	絹紡糸
四三・〇三・八〇	絹紡糸
四三・〇三・八一	絹紡糸
四三・〇三・八二	絹紡糸
四三・〇三・八三	絹紡糸
四三・〇三・八四	絹紡糸
四三・〇三・八五	絹紡糸
四三・〇三・八六	絹紡糸
四三・〇三・八七	絹紡糸
四三・〇三・八八	絹紡糸
四三・〇三・八九	絹紡糸
四三・〇三・九〇	絹紡糸
四三・〇三・九一	絹紡糸
四三・〇三・九二	絹紡糸
四三・〇三・九三	絹紡糸
四三・〇三・九四	絹紡糸
四三・〇三・九五	絹紡糸
四三・〇三・九六	絹紡糸
四三・〇三・九七	絹紡糸
四三・〇三・九八	絹紡糸
四三・〇三・九九	絹紡糸
四三・〇三・一〇〇	絹紡糸
四三・〇三・一〇一	絹紡糸
四三・〇三・一〇二	絹紡糸
四三・〇三・一〇三	絹紡糸
四三・〇三・一〇四	絹紡糸
四三・〇三・一〇五	絹紡糸
四三・〇三・一〇六	絹紡糸
四三・〇三・一〇七	絹紡糸
四三・〇三・一〇八	絹紡糸
四三・〇三・一〇九	絹紡糸
四三・〇三・一一〇	絹紡糸
四三・〇三・一一一	絹紡糸
四三・〇三・一一二	絹紡糸
四三・〇三・一一三	絹紡糸
四三・〇三・一一四	絹紡糸
四三・〇三・一一五	絹紡糸
四三・〇三・一一六	絹紡糸
四三・〇三・一一七	絹紡糸
四三・〇三・一一八	絹紡糸
四三・〇三・一一九	絹紡糸
四三・〇三・一二〇	絹紡糸
四三・〇三・一二一	絹紡糸
四三・〇三・一二二	絹紡糸
四三・〇三・一二三	絹紡糸
四三・〇三・一二四	絹紡糸
四三・〇三・一二五	絹紡糸
四三・〇三・一二六	絹紡糸
四三・〇三・一二七	絹紡糸
四三・〇三・一二八	絹紡糸
四三・〇三・一二九	絹紡糸
四三・〇三・一三〇	絹紡糸
四三・〇三・一三一	絹紡糸
四三・〇三・一三二	絹紡糸
四三・〇三・一三三	絹紡糸
四三・〇三・一三四	絹紡糸
四三・〇三・一三五	絹紡糸
四三・〇三・一三六	絹紡糸
四三・〇三・一三七	絹紡糸
四三・〇三・一三八	絹紡糸
四三・〇三・一三九	絹紡糸
四三・〇三・一四〇	絹紡糸
四三・〇三・一四一	絹紡糸
四三・〇三・一四二	絹紡糸
四三・〇三・一四三	絹紡糸
四三・〇三・一四四	絹紡糸
四三・〇三・一四五	絹紡糸
四三・〇三・一四六	絹紡糸
四三・〇三・一四七	絹紡糸
四三・〇三・一四八	絹紡糸
四三・〇三・一四九	絹紡糸
四三・〇三・一五〇	絹紡糸
四三・〇三・一五一	絹紡糸
四三・〇三・一五二	絹紡糸
四三・〇三・一五三	絹紡糸
四三・〇三・一五四	絹紡糸
四三・〇三・一五五	絹紡糸
四三・〇三・一五六	絹紡糸
四三・〇三・一五七	絹紡糸
四三・〇三・一五八	絹紡糸
四三・〇三・一五九	絹紡糸
四三・〇三・一六〇	絹紡糸
四三・〇三・一六一	絹紡糸
四三・〇三・一六二	絹紡糸
四三・〇三・一六三	絹紡糸
四三・〇三・一六四	絹紡糸
四三・〇三・一六五	絹紡糸
四三・〇三・一六六	絹紡糸
四三・〇三・一六七	絹紡糸
四三・〇三・一六八	絹紡糸
四三・〇三・一六九	絹紡糸
四三・〇三・一七〇	絹紡糸
四三・〇三・一七一	絹紡糸
四三・〇三・一七二	絹紡糸
四三・〇三・一七三	絹紡糸
四三・〇三・一七四	絹紡糸
四三・〇三・一七五	絹紡糸
四三・〇三・一七六	絹紡糸
四三・〇三・一七七	絹紡糸
四三・〇三・一七八	絹紡糸
四三・〇三・一七九	絹紡糸
四三・〇三・一八〇	絹紡糸
四三・〇三・一八一	絹紡糸
四三・〇三・一八二	絹紡糸
四三・〇三・一八三	絹紡糸
四三・〇三・一八四	絹紡糸
四三・〇三・一八五	絹紡糸
四三・〇三・一八六	絹紡糸
四三・〇三・一八七	絹紡糸
四三・〇三・一八八	絹紡糸
四三・〇三・一八九	絹紡糸
四三・〇三・一九〇	絹紡糸
四三・〇三・一九一	絹紡糸
四三・〇三・一九二	絹紡糸
四三・〇三・一九三	絹紡糸
四三・〇三・一九四	絹紡糸
四三・〇三・一九五	絹紡糸
四三・〇三・一九六	絹紡糸
四三・〇三・一九七	絹紡糸
四三・〇三・一九八	絹紡糸
四三・〇三・一九九	絹紡糸
四三・〇三・二〇〇	絹紡糸
四三・〇三・二〇一	絹紡糸
四三・〇三・二〇二	絹紡糸
四三・〇三・二〇三	絹紡糸
四三・〇三・二〇四	絹紡糸
四三・〇三・二〇五	絹紡糸
四三・〇三・二〇六	絹紡糸
四三・〇三・二〇七	絹紡糸
四三・〇三・二〇八	絹紡糸
四三・〇三・二〇九	絹紡糸
四三・〇三・二一〇	絹紡糸
四三・〇三・二一一	絹紡糸
四三・〇三・二一二	絹紡糸
四三・〇三・二一三	絹紡糸
四三・〇三・二一四	絹紡糸
四三・〇三・二一五	絹紡糸
四三・〇三・二一六	絹紡糸
四三・〇三・二一七	絹紡糸
四三・〇三・二一八	絹紡糸
四三・〇三・二一九	絹紡糸
四三・〇三・二二〇	絹紡糸
四三・〇三・二二一	絹紡糸
四三・〇三・二二二	絹紡糸
四三・〇三・二二三	絹紡糸
四三・〇三・二二四	絹紡糸
四三・〇三・二二五	絹紡糸
四三・〇三・二二六	絹紡糸
四三・〇三・二二七	絹紡糸
四三・〇三・二二八	絹紡糸
四三・〇三・二二九	絹紡糸
四三・〇三・二三〇	絹紡糸
四三・〇三・二三一	絹紡糸
四三・〇三・二三二	絹紡糸
四三・〇三・二三三	絹紡糸
四三・〇三・二三四	絹紡糸
四三・〇三・二三五	絹紡糸
四三・〇三・二三六	絹紡糸
四三・〇三・二三七	絹紡糸
四三・〇三・二三八	絹紡糸
四三・〇三・二三九	絹紡糸
四三・〇三・二四〇	絹紡糸
四三・〇三・二四一	絹紡糸
四三・〇三・二四二	絹紡糸
四三・〇三・二四三	絹紡糸
四三・〇三・二四四	絹紡糸
四三・〇三・二四五	絹紡糸
四三・〇三・二四六	絹紡糸
四三・〇三・二四七	絹紡糸
四三・〇三・二四八	絹紡糸
四三・〇三・二四九	絹紡糸
四三・〇三・二五〇	絹紡糸
四三・〇三・二五一	絹紡糸
四三・〇三・二五二	絹紡糸
四三・〇三・二五三	絹紡糸
四三・〇三・二五四	絹紡糸
四三・〇三・二五五	絹紡糸
四三・〇三・二五六	絹紡糸
四三・〇三・二五七	絹紡糸
四三・〇三・二五八	絹紡糸
四三・〇三・二五九	絹紡糸
四三・〇三・二六〇	絹紡糸
四三・〇三・二六一	絹紡糸
四三・〇三・二六二	絹紡糸
四三・〇三・二六三	絹紡糸
四三・〇三・二六四	絹紡糸
四三・〇三・二六五	絹紡糸
四三・〇三・二六六	絹紡糸
四三・〇三・二六七	絹紡糸
四三・〇三・二六八	絹紡糸
四三・〇三・二六九	絹紡糸
四三・〇三・二七〇	絹紡糸
四三・〇三・二七一	絹紡糸
四三・〇三・二七二	絹紡糸
四三・〇三・二七三	絹紡糸
四三・〇三・二七四	絹紡糸
四三・〇三・二七五	絹紡糸
四三・〇三・二七六	絹紡糸
四三・〇三・二七七	絹紡糸
四三・〇三・二七八	絹紡糸
四三・〇三・二七九	絹紡糸
四三・〇三・二八〇	絹紡糸
四三・〇三・二八一	絹紡糸
四三・〇三・二八二	絹紡糸
四三・〇三・二八三	絹紡糸
四三・〇三・二八四	絹紡糸
四三・〇三・二八五	絹紡糸
四三・〇三・二八六	絹紡糸
四三・〇三・二八七	絹紡糸
四三・〇三・二八八	絹紡糸
四三・〇三・二八九	絹紡糸
四三・〇三・二九〇	絹紡糸
四三・〇三・二九一	絹紡糸
四三・〇三・二九二	絹紡糸
四三・〇三・二九三	絹紡糸
四三・〇三・二九四	絹紡糸
四三・〇三・二九五	絹紡糸
四三・〇三・二九六	絹紡糸
四三・〇三・二九七	絹紡糸
四三・〇三・二九八	絹紡糸
四三・〇三・二九九	絹紡糸
四三・〇三・三〇〇	絹紡糸
四三・〇三・三〇一	絹紡糸
四三・〇三・三〇二	絹紡糸
四三・〇三・三〇三	絹紡糸
四三・〇三・三〇四	絹紡糸
四三・〇三・三〇五	絹紡糸
四三・〇三・三〇六	絹紡糸
四三・〇三・三〇七	絹紡糸
四三・〇三・三〇八	絹紡糸
四三・〇三・三〇九	絹紡糸
四三・〇三・三一〇	絹紡糸
四三・〇三・三一〇	絹紡糸

昭和六十二年五月二十二日 参議院會議録第十二号(その二) 商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律案 七八〇

五二〇五・一三	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの以外のもの (メートル式番手四三を超え五二以下のもの)のうち
五二〇五・一四	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの以外のもの (メートル式番手五二を超え八〇以下のもの)のうち
五二〇五・一五	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの以外のもの (メートル式番手八〇を超え八〇以下のもの)のうち
五二〇五・二一	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの以外のもの (メートル式番手一四以下のもの)のうち
五二〇五・二二	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの以外のもの (メートル式番手一四を超え四三以下のもの)のうち
五二〇五・二三	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの以外のもの (メートル式番手四三を超え五二以下のもの)のうち
五二〇五・二四	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの以外のもの (メートル式番手五二を超え八〇以下のもの)のうち
五二〇五・二五	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの以外のもの (メートル式番手八〇を超え八〇以下のもの)のうち
五二〇五・三一	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの以外のもの (メートル式番手八〇を超え八〇以下のもの)のうち

五二〇五・三二	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの以外のもの (メートル式番手一四を超え四三以下のもの)のうち
五二〇五・三三	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの以外のもの (メートル式番手四三を超え五二以下のもの)のうち
五二〇五・三四	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの以外のもの (メートル式番手五二を超え八〇以下のもの)のうち
五二〇五・三五	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの以外のもの (メートル式番手八〇を超え八〇以下のもの)のうち
五二〇五・四一	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの以外のもの (メートル式番手一四以下のもの)のうち
五二〇五・四二	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの以外のもの (メートル式番手一四を超え四三以下のもの)のうち
五二〇五・四三	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの以外のもの (メートル式番手四三を超え五二以下のもの)のうち
五二〇五・四四	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの以外のもの (メートル式番手五二を超え八〇以下のもの)のうち
五二〇五・四五	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの以外のもの (メートル式番手八〇を超え八〇以下のもの)のうち

五二〇六

合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの以外のもの
綿糸(綿の重量が全重量の八五%未満のものに限るものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。)

単糸(コームした繊維製のものを除く。)

五二〇六・一一

七四・二九デシテックス以上のもの(メートル式番手一四以下のもの)のうち

五二〇六・一二

合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの以外のもの
二二・五六デシテックス以上七四・二九デシテックス未満のもの(メートル式番手一四を超え四三以下のもの)のうち

五二〇六・一三

合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの以外のもの
一九・二二デシテックス以上二二・五六デシテックス未満のもの(メートル式番手四三を超え五二以下のもの)のうち

五二〇六・一四

合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの以外のもの
一二・五デシテックス以上一九・二二デシテックス未満のもの(メートル式番手五二を超え八〇以下のもの)のうち

五二〇六・一五

合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの以外のもの
一二・五デシテックス未満のもの(メートル式番手八〇を超えるもの)のうち

五二〇六・二二

合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの以外のもの
単糸(コームした繊維製のものを除く。)

七四・二九デシテックス以上のもの(メートル式番手一四以下のもの)のうち

五二〇六・二三

合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの以外のもの
二二・五六デシテックス以上七四・二九デシテックス未満のもの(メートル式番手一四を超え四三以下のもの)のうち

五二〇六・三三

合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの以外のもの
一九・二二デシテックス以上二二・五六デシテックス未満のもの(メートル式番手四三を超え五二以下のもの)のうち

五二〇六・四四

合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの以外のもの
一二・五デシテックス以上一九・二二デシテックス未満のもの(メートル式番手五二を超え八〇以下のもの)のうち

五二〇六・二五

合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの以外のもの
一二・五デシテックス未満のもの(メートル式番手八〇を超えるもの)のうち

マルチプルヤーン及びケーブルヤーン(コームした繊維製のものを除く。)

五二〇六・三一

構成する単糸が七四・二九デシテックス以上のもの(構成する単糸がメートル式番手一四以下のもの)のうち

五二〇六・三二

合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの以外のもの
構成する単糸が二二・五六デシテックス以上七四・二九デシテックス未満のもの(構成する単糸がメートル式番手一四を超え四三以下のもの)のうち

五二〇六・三三

合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの以外のもの
構成する単糸が一九・二二デシテックス以上二二・五六デシテックス未満のもの(構成する単糸がメートル式番手四三を超え五二以下のもの)のうち

五二〇六・三四

合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの以外のもの
構成する単糸が一二・五デシテックス以上一九・二二デシテックス未満のもの(構成する単糸がメートル式番手五二を超え八〇以下のもの)のうち

五二〇六・三五

合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの以外のもの
構成する単糸が二二・五六デシテックス未満のもの(構成する単糸がメートル式番手八〇を超えるもの)のうち

五二〇六・四一

構成する単糸が七四・二九デシテックス以上のもの(構成する単糸がメートル式番手一四以下のもの)のうち

五二〇六・四二

合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの以外のもの
構成する単糸が二二・五六デシテックス以上七四・二九デシテックス未満のもの(構成する単糸がメートル式番手一四を超え四三以下のもの)のうち

合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの以外のもの

昭和六十二年五月二十二日 参議院會議録第十二号(その二) 商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律案 七八二

五二・六・四三	構成する単糸が一九二・三デシテックス以上二三三・五六デシテックス未満のもの(構成する単糸がメートル式番手四三を超え五二以下のもの)のうち
五二・六・四四	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの以外のもの
五二・六・四五	構成する単糸が一二五デシテックス以上一九二・三デシテックス未満のもの(構成する単糸がメートル式番手五二を超え八〇以下のもの)のうち
五二・七	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの以外のもの
五二・七・一〇	構成する単糸が一二五デシテックス未満のもの(構成する単糸がメートル式番手八〇を超えるもの)のうち
五二・七・九〇	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの以外のもの
五二・八・一一	その他のもの
五二・八・一二	一個の重量が一二五グラムを超えるもの
五二・八・一三	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの以外のもの
五二・八・一九	綿織物(綿の重量が全重量の八五%以上で、重量が一平方メートルにつき二〇〇グラム以下のものに限り、漂白してないもの)
五二・八・二一	平織りのもので、重量が一平方メートルにつき一〇〇グラム以下のもの
五二・八・二二	平織りのもので、重量が一平方メートルにつき一〇〇グラムを超えるもの
五二・八・二三	三枚綾織り又は四枚綾織り(破れ斜文織りを含む。)(もの)
五二・八・二九	その他の織物
五二・八・三一	浸染したもの
五二・八・三二	平織りのもので、重量が一平方メートルにつき一〇〇グラム以下のもの
五二・八・三三	平織りのもので、重量が一平方メートルにつき一〇〇グラムを超えるもの
五二・八・三九	三枚綾織り又は四枚綾織り(破れ斜文織りを含む。)(もの)
五二・八・四一	その他の織物
五二・八・四二	異なる色の糸から成るもの
五二・八・四三	平織りのもので、重量が一平方メートルにつき一〇〇グラム以下のもの
五二・八・四九	平織りのもので、重量が一平方メートルにつき一〇〇グラムを超えるもの
五二・八・五一	三枚綾織り又は四枚綾織り(破れ斜文織りを含む。)(もの)
五二・八・五二	その他の織物
五二・八・五三	平織りのもので、重量が一平方メートルにつき一〇〇グラム以下のもの
五二・八・五九	平織りのもので、重量が一平方メートルにつき一〇〇グラムを超えるもの
五二・九・一一	三枚綾織り又は四枚綾織り(破れ斜文織りを含む。)(もの)
五二・九・一二	その他の織物
五二・九・一九	漂白したもの
五二・九・二二	平織りのもの
五二・九・二九	三枚綾織り又は四枚綾織り(破れ斜文織りを含む。)(もの)

五二〇九・二九	その他の織物
五二〇九・三一	平織りのもの
五二〇九・三二	三枚綾織り又は四枚綾織り(破れ斜文織りを含む。)(もの
五二〇九・三九	その他の織物
五二〇九・四一	異なる色の糸から成るもの
五二〇九・四二	平織りのもの
五二〇九・四三	デニム
五二〇九・四九	その他の三枚綾織り又は四枚綾織り(破れ斜文織りを含む。)(もの
五二〇九・五一	その他の織物
五二〇九・五二	なせんしたもの
五二〇九・五九	平織りのもの
五二・一〇	ろうけつ染めしたもの以外のもの
五二一〇・一一	三枚綾織り又は四枚綾織り(破れ斜文織りを含む。)(もの
五二一〇・一二	ろうけつ染めしたもの以外のもの
五二一〇・一九	その他の織物のうち
五二一〇・二二	ろうけつ染めしたもの以外のもの
五二一〇・二九	その他の織物
五二一〇・三一	平織りのもの
五二一〇・三二	三枚綾織り又は四枚綾織り(破れ斜文織りを含む。)(もの
五二一〇・三九	その他の織物
五二一〇・四一	異なる色の糸から成るもの
五二一〇・四二	平織りのもの
五二一〇・四三	三枚綾織り又は四枚綾織り(破れ斜文織りを含む。)(もの
五二一〇・四九	その他の織物
五二一〇・五一	なせんしたもの
五二一〇・五二	平織りのもの
五二一〇・五九	ろうけつ染めしたもの以外のもの
五二・一一	三枚綾織り又は四枚綾織り(破れ斜文織りを含む。)(もの
五二一一・一二	ろうけつ染めしたもの以外のもの
五二一一・一九	その他の織物のうち
五二一一・二二	ろうけつ染めしたもの以外のもの
五二一一・二九	その他の織物
五二一一・三一	平織りのもの
五二一一・三二	三枚綾織り又は四枚綾織り(破れ斜文織りを含む。)(もの
五二一一・三九	その他の織物
五二一一・四一	異なる色の糸から成るもの
五二一一・四二	平織りのもの
五二一一・四三	三枚綾織り又は四枚綾織り(破れ斜文織りを含む。)(もの
五二一一・四九	その他の織物
五二一一・五一	なせんしたもの
五二一一・五二	平織りのもの
五二一一・五九	ろうけつ染めしたもの以外のもの

五二一〇・四一	平織りのもの
五二一〇・四二	三枚綾織り又は四枚綾織り(破れ斜文織りを含む。)(もの
五二一〇・四九	その他の織物
五二一〇・五一	なせんしたもの
五二一〇・五二	平織りのもの
五二一〇・五九	ろうけつ染めしたもの以外のもの
五二・一一	三枚綾織り又は四枚綾織り(破れ斜文織りを含む。)(もの
五二一一・一二	ろうけつ染めしたもの以外のもの
五二一一・一九	その他の織物のうち
五二一一・二二	ろうけつ染めしたもの以外のもの
五二一一・二九	その他の織物
五二一一・三一	平織りのもの
五二一一・三二	三枚綾織り又は四枚綾織り(破れ斜文織りを含む。)(もの
五二一一・三九	その他の織物
五二一一・四一	異なる色の糸から成るもの
五二一一・四二	平織りのもの
五二一一・四三	三枚綾織り又は四枚綾織り(破れ斜文織りを含む。)(もの
五二一一・四九	その他の織物
五二一一・五一	なせんしたもの
五二一一・五二	平織りのもの
五二一一・五九	ろうけつ染めしたもの以外のもの

昭和六十二年五月二十二日 参議院会議録第十二号(その二) 商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律案 七八四

五二・一一・五二	三枚綾織り又は四枚綾織り(破れ斜文織りを含む。)のものうち ろうけつ染めしたもの以外のもの
五二・一一・五九	その他の織物のうち ろうけつ染めしたもの以外のもの
五二・一一	その他の綿織物
五二・一一・一一	重量が一平方メートルにつき二〇〇グラム以下のもの
五二・一一・一二	漂白してないもの
五二・一一・一三	漂白したものの
五二・一一・一四	浸染したものの
五二・一一・一五	異なる色の糸から成るもの なせんしたもののうち ろうけつ染めしたもの以外のもの
五二・一一・二一	重量が一平方メートルにつき二〇〇グラムを超えるもの
五二・一一・二二	漂白してないもの
五二・一一・二三	漂白したものの
五二・一一・二四	浸染したものの
五二・一一・二五	異なる色の糸から成るもの なせんしたもののうち ろうけつ染めしたもの以外のもの
五八・〇一	パイル織物及びシェニール織物(第五八・〇二項又は第五八・〇六項の 織物類を除く。)
五八・〇一・二一	綿製のもの
五八・〇一・二二	よこパイル織物(パイルを切つてないものに限る。)
五八・〇一・二三	よこパイル織物(パイルを切つてないものに限る。)
五八・〇一・二四	よこパイル織物(パイルを切つてないものに限る。)
五八・〇一・二五	よこパイル織物(パイルを切つてないものに限る。)
五八・〇一・二六	よこパイル織物(パイルを切つてないものに限る。)
五八・〇三	もじり織物(第五八・〇六項の細幅織物類を除く。)
五八・〇三・九〇	その他の紡織用繊維製のもののうち 絹(絹ノイル)その他の絹のくずを含む。製のものうち 絹ノイル製のものの以外のもの
五八・一一	縫製その他の方法により紡織用繊維の一以上の層と詰物材料とを重ね 合わせた反物状のキルティングした物品(第五八・一〇項のししゅう布 を除く。)
五八・一一・〇〇	プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は 積層したものの以外のものうち 綿製のもの
六四・〇一	防水性の履物(本底及び甲がゴム製又はプラスチック製のものに限るも のとし、縫合、リベット締め、くぎ打ち、ねじ締め、プラグ止めその他 これらに類する方法により甲を底に固定し又は組み立てたものを除く。)
六四・〇一・一一	履物(保護用の金属製トリーキャップを有するものに限る。)
六四・〇一・一二	その他の履物
六四・〇一・一三	ひざを覆うもの
六四・〇一・一四	くるぶしを覆うもの(ひざを覆うものを除く。)
六四・〇一・一五	その他のもの
六四・〇一・一六	その他の履物(本底及び甲がゴム製又はプラスチック製のものに限る。)
六四・〇一・一七	スキー靴(クロスカントリイ用のものを含む。)
六四・〇一・一八	その他のもの
六四・〇一・一九	履物(甲の部分のストラップ又はひもを本底にプラグ止めしたものに 限る。)
六四・〇一・二〇	その他の履物(保護用の金属製トリーキャップを有するものに限る。)
六四・〇一・二一	その他の履物
六四・〇一・二二	くるぶしを覆うもの
六四・〇一・二三	その他のもの
六四・〇一・二四	履物の部分品及び取り外し可能な中敷き、ヒールクッションその他これ らに類する物品並びにゲートル、レギンスその他これらに類する物品及 びこれらの部分品
六四・〇一・二五	甲及びその部分品(しんを除く。)
六四・〇一・二六	本底及びかかと(ゴム製又はプラスチック製のものに限る。)
六四・〇一・二七	その他のもの
六四・〇一・二八	木製のもの
六四・〇一・二九	その他の材料製のもの
六四・〇一・三〇	携帯用時計のバンド及びプレスレット並びにこれらの部分品
六四・〇一・三一	その他のもの
六四・〇一・三二	一 革製又はコンポジションレザー製のもの

(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正)

第四条 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第十六条第二項中「別表第二七・一〇号に掲げる石油及び歴青油並びに石油若しくは歴青油の調製品を」別表第二七・一〇・〇〇号に掲げる石油及び歴青油並びにこれらの調製品に、「別表第二七・一一号」を「別表第二七・一一項」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)

第五条 租税特別措置法(昭和三十三年法律第十六号)の一部を次のように改正する。

第九十条の三第一項第一号中「別表第一(B)第二七・一〇号の(一)のCの(b)の(1)」を「別表第一(B)第二七・一〇・〇〇号の(一)のCの(b)の(1)」に改め、同項第二号中「別表第一(A)第二七・一〇号の(一)のAの(2)の(i)」を「別表第一(A)第二七・一〇・〇〇号の(一)のAの(2)の(i)」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 関税暫定措置法別表第一(B)第二七一・一二号の(1)、第二七一・一三号の(1)、第二七一・一四号の(2)の(i)及び第二七一・一九号の(1)に該当する石油ガスその他のガス状炭化水素のうち液化したもの(石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計法の一部改正)

第六条 石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計法(昭和四十二年法律第十二号)の一部を次のように改正する。

第四条中「別表第二七・〇九号」を「別表第二七・〇九・〇〇号」に、「同表第二七・一〇号の(一)の(四)」を「同表第二七・一〇・〇〇号の(一)の(四)」に改める。

(石油税法の一部改正)

第七条 石油税法(昭和五十三年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「別表第二七・〇九号」を「別表第二七・〇九・〇〇号」に改め、同条第二号中「別表第二七・一〇号に掲げる石油及び歴青油並びに石油又は歴青油の調製品を」別表第二七・一〇・〇〇号に掲げる石油及び歴青油並びにこれらの調製品に改め、同条第三号中「別表第二七・一一号」を「別表第二七・一一項」に改める。

(売上税法の一部改正)

第八条 売上税法(昭和六十二年法律第 号)の一部を次のように改正する。

別表第三第四十九号中「別表第二七・〇九号」を「別表第二七・〇九・〇〇号」に、「同表第二七・一〇号に掲げる石油及び歴青油並びに石油又は歴青油の調製品を」同表第二七・一〇・〇〇号に掲げる石油及び歴青油並びにこれらの調製品に、「同表第二七・一一号」を「同表第二七・一一項」に、「別表第二七・一〇号に掲げる石油及び歴青油並びに石油又は歴青油の調製品を」別表

第二七・一〇・〇〇号に掲げる石油及び歴青油並びにこれらの調製品に改める。

附 則

(施行期日等)

第一条 この法律は、商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、同条約が昭和六十三年一月一日に効力を生じた場合において、この法律を同日から施行したとしても関税率表における物品の分類のための品目表に関する条約(次項において「品目表条約」という。)の締約政府としての義務に反しないときは、同日から施行する。

2 この法律を昭和六十三年一月一日から施行したとしても品目表条約の締約政府としての義務に反しないこととなつた場合には、外務大臣はその旨を速やかに告示するものとする。

3 第一項の規定によるこの法律の施行日が昭和六十三年一月一日に確定した場合には、大蔵大臣はその旨を速やかに告示するものとする。

(関税定率法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行前に第一条の規定による改正前の関税定率法第二十條の二の規定により関税の軽減を受けた物品については、なお従前の例による。

(関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この法律の施行前に第三条の規定による改正前の関税暫定措置法第八條の七の規定により関税の軽減を受けた物品については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

昭和六十二年五月二十二日 参議院会議録第十二号(その二)

七八六

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所

〒105

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号

大

蔵

省

印

刷

局

官報館
電話 〇三(外)
電報 〇三(外)

定価一部
一七六〇円